

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月30日
【事業年度】	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
【会社名】	アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド (ICICI Bank Limited)
【代表者の役職氏名】	シニア・ジェネラル・マネージャー（法務）兼秘書役 (Senior General Manager (Legal) & Company Secretary) サンカー・パラメスワラン (Sanker Parameswaran)
【本店の所在の場所】	インド国グジャラート州バドダラ市390 007、レース・コース・サークル、ランドマーク (Landmark, Race Course Circle, Vadodara 390 007, Gujarat, India)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888-1182
【事務連絡者氏名】	弁護士 溝 口 圭 紀
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6894-4047
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- (注) 1. 本書においては、「当行」の用語は、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド (ICICI Bank Limited) 及びその連結子会社並びにその他のインドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「インドGAAP」という。）に基づく連結事業体を指す。本書及び注記に記載される財務書類において、「当行」とは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及びその連結子会社並びにその他のインドGAAPに基づく連結事業体を指す。

特定の子会社又はその他の連結事業体に適用される特定の情報は、当該会社の名称を言及することにより言及される。「合併」とは、ICICI、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ及びICICIキャピタル・サービスズのICICIバンク (ICICI Bank) との合併を指す。「サングリ・バンク (Sangli Bank)」とは、2007年4月19日に効力を生じたICICIバンクとの合併前のサングリ・バンク・リミテッド (The Sangli Bank Limited) を指す。「バンク・オブ・ラジャスタン (The Bank of Rajasthan)」とは、2010年8月12日の営業終了時から効力を生じたICICIバンクとの合併前のバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッド (Bank of Rajasthan Limited) を指す。

「ICICIバンク」及び「当行」とは、非連結ベースのアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドを指す。「ICICI」とは、ICICIリミテッド及びその連結子会社並びに2002年3月30日に効力を生じたICICIリミテッド (ICICI Limited)、ICICIパーソナル・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド (ICICI Personal Financial Services Limited) 及びICICIキャピタル・サービスズ・リミテッド (ICICI Capital Services Limited) とアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドとのインドGAAPに基づく合併前のその他のインドGAAPに基づく連結事業体を指す。特定の「年度」とは、当該年の3月31日に終了する年度を指す。「取締役会」とは、別段の明記がない限り、ICICIバンクの取締役会を指す。

「インド会社法」、「銀行規制法」及び「インド準備銀行法」とは、インド国会で可決された2013年会社法、新法に基づく通知待ちである1956年会社法、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法（いずれもその後の改正を含む。）を指す。「RBI」及び「インド準備銀行」とは、インドの中央銀行及び金融当局を指す。

米国証券取引委員会への登録届出書の提出が行われた米国における当行の有価証券の発行及び上場に関して、当行は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に従って作成される財務書類又は純利益及び株主資本について米国GAAPに基づき調整される総合的な会計原則に従って作成される財務書類が含まれる、様式20-Fによる年次報告書を提出する。当行が初めて米国において有価証券を上場した時点では、インドGAAPは総合的な会計原則として米国証券法及び規則の下では認められていなかった。したがって、2000年度から2005年度までの様式20-Fによる年次報告書には、米国GAAPに基づく財務書類が含まれている。しかしながら、インドの会計原則の劇的な発展により、インドGAAPは総合的な会計原則として認められるまでに至った。したがって、本書には当行の2012年度乃至2015年度の年次報告書に記載されていた、インドGAAPに従って作成された連結財務書類（純利益又は株主資本については、米国GAAPに基づき調整される。）及びインドGAAPと米国GAAPの重大な相違点が記載されている。

インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類、インドGAAPに基づいて作成された当行の非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の管理的考察及び分析並びにインドGAAPに基づいて作成された当行の連結財務書類表が含まれている。

2. 本書に記載の「米ドル」は米ドルを、「ルピー」はインド・ルピーを、「円」は日本円を指す。本書において便宜上一定の米ドル金額は2016年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=103.18円により円金額に換算されており、また、一定のルピー金額は2016年9月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行公表対顧客外国為替相場に基づくインド・ルピーの円に対する参考換算レートである1ルピー=1.70円により円金額に換算されている。
3. 当行の会計年度は、4月1日に開始し、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」は、当該年の3月31日に終了する当行の会計年度をいう。例えば、「2016年度」とは、2015年4月1日に開始し、2016年3月31日に終了する1年を意味する。

4. 本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているため、合計が計数の総和と必ずしも一致しない。
5. 当行が、本書中において使用する「するつもりである」、「目指す」、「目指している」、「結果となる可能性があると思われる」、「可能性がある」、「確信する」、「期待する」、「期待されている」、「継続すると思われる」、「達成すると思われる」、「見込みである」、「見通しである」、「意図する」、「計画である」、「考える」、「求める」、「求めている」、「試みている」、「目標とする」、「提案する」、「将来」、「目的」、「目標」、「計画」、「すべきである」、「できる」、「できた」、「することができる」、「追求すると思われる」等の語句及び類似の表現又はかかる表現の変化形は、「将来の予測に関する記載」を構成する可能性がある。かかる「将来の予測に関する記載」は、実際の結果、機会及び成長の可能性が将来の予測に関する記載として記載されている結果から大きく乖離する可能性のあるリスク、不確実性及びその他の要因を含んでいる。かかるリスク及び不確実性は、当行が事業を行う国又は多数の顧客が居住する地域における銀行業務並びにその他の金融商品及びサービスの実需の増加、戦略を成就する当行の能力（個人向け預金商品の事業戦略、インターネット及びその他の技術の使用を含む。）、地方における当行の発展、合併及び買収の機会の調査の能力、最近又は将来の合併又は買収を当行の業務に統合する能力並びに戦略目標及び財務目標を達成するためにかかる買収に関連するリスクを管理する能力、当行の海外進出により当行が直面する複雑化するリスクを管理する能力、将来の不良債権、条件緩和貸付及び引当金の増加のレベル、国内及び海外市場における当行の成長及び拡大、インドにおけるシステム上重要な銀行としての当行の地位、強化された資本要件及び流動性要件を維持する当行の能力、当行の偶発費用準備金の適切性及び貸倒損失及び投資損失のための当行の引当金の適正性、技術的変更、投資収益、新商品を市場で販売する当行の能力、キャッシュ・フロー予測、インド又はその他の法域における当行が関連する訴訟、税務又は規制手続の結果、インドの信用格付に対する変化の影響、新会計基準の影響、当行の配当支払実行能力、当行（規制の厳格性、監督及び解釈の変更を含む。）に対するインド又はその他の法域における銀行・保険業規制及びその他の規制の変更の影響、国際金融制度の態勢及びシステムミック・リスク、債券、貸付金市況及びかかる市場の投資家団体における流動性の利用可能性、随時のクレジット・スプレッド及び利息スプレッドの内容（クレジット・スプレッド又は利率上昇の可能性を含む。）並びに短期資金源及び当行の信用、市場及び流動性リスクに対するエクスポージャーを克服する能力を含むがこれらに限定されない。当行は、本日付以降発生した事由又は状況を反映するため、将来の予測に関する記載を更新する義務を負わない。

さらに、本書に記載される将来の予測に関する記載により予測された結果とは大きく乖離する実際の結果を引き起こす可能性のあるその他の要因には、インド及び当行が事業を行うその他の市場の通貨政策及び金利政策、自然災害及び環境問題、インド、東南アジア又は当行の事業活動若しくは投資に影響を及ぼすその他の国における一般的経済情勢及び政治情勢、インド、米国若しくはその他の地域におけるテロリストの攻撃又はその他の世界的なテロ行為を含む要因によって生じた、インド又はその他の国における政治不安又は金融不安、米国、米国主導の連合軍その他の国による反テロリスト攻撃又はその他の攻撃、インドにおける金融及び金利政策、カシミール地方に関連するインドとパキスタンの対立又はインドのあらゆる地域における軍事武装若しくは社会不安、インフレーション、デフレーション、予期できない金利不安、ルピーの価値、外国為替相場、株価及びその他の金利又は価格の変動又はボラティリティ、一般的な金融市場の機能、国内及び外国の法律、規制及び税制の変更、インドにおける競争状況及び価格形成状況の変更、並びに資産評価における地域的又は一般的な変更等を含む。予測から乖離する実際の結果を引き起こす可能性のある要因についての詳細は、本書の「第一部 第3-4 事業等のリスク」における議論を参照のこと。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

インド共和国の会社制度

インドの銀行機能を規律する主たる法律は以下のとおりである。

- (i) 1949年銀行規制法はすべての銀行に適用され、銀行の免許及び事業に係る枠組み、銀行経営に対する規制並びに銀行に対する罰則を定めている。
- (ii) 2013年インド会社法は、2014年9月1日に施行され、旧1956年「インド会社法」に取って代わっており、1949年銀行規制法に矛盾しない範囲においてインドにおけるすべての銀行に適用される。
- (iii) 1934年インド準備銀行法は、インド準備銀行を、インドにおける銀行の活動を規制し、監督するインドの中央銀行として制定している。

有価証券市場の参加者として、銀行はさらにその機能をインド証券取引委員会及びインド証券取引委員会が随時公表するガイドラインにより規制されている。

2013年インド会社法－

ICICIバンクは、2013年インド会社法における株式による有限責任会社の公開会社である。2013年インド会社法は、「公開会社 (public company)」を閉鎖会社 (private company) ではない2013年インド会社法により定められる以上の払込済株式資本を有する会社と定義している。同法は、公開会社は7名以上の者により設立されることを要求しており、(a)株式による有限責任会社、(b)保証有限責任会社、(c)無限責任会社のいずれかの形態とすることができる。

公開会社は、会社の基本定款又は基本定款及び付属定款を会社登記官又は登記官に登録し、その後かかる登記官が設立証書を発行することによって設立することができる。かかる証書に記載された設立日をもって会社は法人格を取得する。

基本定款は、当該会社の名称、当該会社の登記上の事務所が所在する州、当該会社の目的及びかかる目的が及ぶ区域の所属する単一の又は複数の州を記載しなければならない。有限責任会社の基本定款には、また、株主の責任が有限であること、会社の登記時における株式資本の金額及び固定金額である株式への分割について記載することを要する。

一方、付属定款には会社の経営に係る規則が記載されており、これには、とりわけ、(a)取締役の権限、義務、権利及び責任、(b)株主の権限、義務、権利及び責任、(c)会社の株主総会に関する規則、(d)配当金、(e)会社の借入権限、(f)株式に係る払込請求、(g)株式の譲渡及び移転、(h)株式の失権、並びに(i)株主の議決権が含まれていなければならない。

株式による有限責任会社は、(i)議決権付普通株式資本若しくは議決権及び配当金（ただし、これらに限られない。）について異なる権利を有する普通株式資本並びに(ii)(a)固定金額又は固定率による配当金及び(b)清算による資本の返還又は資本の返済について優先的権利を有する優先株式資本の2種類の株式資本を有することができる。

2012年の1949年銀行規制法の改正に基づき、インドの民間部門銀行は、インド準備銀行のガイドラインに従って、現在は優先株式を発行することができるようになった。当行は、2018年4月20日に償還することができる3.5十億ルピーの優先株式資本を発行していた。インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、当行に対し、かかる優先株式の満期日まで資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。

(a) 株式の追加発行

2013年インド会社法に基づき、株式資本を有する会社で発行済資本を株式の追加発行により増額する予定のある会社は、かかる株式を普通株式の既存株主に対し、当該追加発行時の各自の持株に関する払込資本金に比例して提供しなければならない。また、株式の追加発行は従業員に対するストック・オプションとして又は株主の承認を得た者に対する優先株式として提供することができ、2013年インド会社法により定められる規則遵守の対象となる。

しかしながら、会社によるディベンチャー又は貸付の株式転換による発行済株式の増額である場合は、例外とされる。しかしながら、かかる発行の条件は、事前に会社の株主総会における特別決議により承認されなければならない。

(b) 登記簿及びその他の帳簿並びに報告書の備置

銀行は、1949年銀行規制法及び2013年インド会社法の両法に従い、その会計帳簿及び貸借対照表を作成し、備置しなくてはならない。銀行は、「記録」（すなわち、登記簿、目録、契約書、基本定款、議事録又は2013年インド会社法若しくは関連規則により要求されるその他の文書）とともに、「会計帳簿」を現物及び電子的両方の形式により備置しなければならない。2013年インド会社法はまた、会社の運営、有価証券の買戻しの承認及び取締役会において可決された決議に関して登記官に対する追加的な提出要件を規定している。

さらに、銀行は、(a)公的機関からの預け金の受入れ及び(b)他行への預け金の詳細に係る提出義務は免除されているものの、これらの銀行は、その資産及び負債に係る定期的な報告書並びにその他提示が求められる情報をインド準備銀行に対して提出しなければならない。各銀行はまた、年次決算書及び監査報告書のそれぞれの写しをインド準備銀行及び登記官に対して提出しなければならない。

「一(2) 提出会社の定款等に規定する制度」も参照のこと。

(c) 法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法の様々な規定に基づきインドの銀行システムを監督する責任を有している。現在、地域農村銀行を除くすべての指定商業銀行に対するかかる責任は、インド準備銀行の銀行監督局により遂行されている。監督の枠組みは変化しており、インド準備銀行は、バーゼルの「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」と一致するよう着実に行動している。既存の監督の枠組みは、リスク・ベースの監督の枠組みを設定する方向で適切に修正されている。

かかる枠組みは、各銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にする意図を有しており、インド準備銀行は、各銀行に対して各々のリスク構造に従い異なる監督方法を適用している。銀行のリスクに係る詳細な質的かつ量的な評価が監督当局により継続的に行われており、インド準備銀行はリスク評価報告書を公表している。インド準備銀行は、かかる枠組みの下、各銀行に対し、指定銀行の集中連絡窓口となる上級監督マネージャーを指定した。

当行は、2013年度からかかる枠組みに基づく監督に服している。リスク評価報告書は、当行による対応及び対応の計画に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。当行の取締役会による承認後、当行は当行による対応に関する報告書をインド準備銀行に対して提出しなければならない。インド準備銀行は、代表取締役兼最高経営責任者を含む当行の経営陣と報告書に関する審議を行う。

2012年銀行法改正法に基づき、インド準備銀行は、銀行に対して、かかる銀行の関連企業の事業又は業務に関する情報の提供を指示することができる。インド準備銀行はまた、銀行の当該関連企業の帳簿を検査することができる。

(d) 株 主

- (i) 年次株主総会－会社は年次株主総会を、前の年次株主総会から15ヶ月以内又は前の会計年度末から6ヶ月以内のいずれか早い時期に、株主に対して通知を行うことにより開催しなければならない。かかる通知は、審議される議題が記載されていなければならない。また、議案の利害関係者の詳細を記載した補足説明とともに年次決算書、取締役報告書及び監査報告書が添付されていなければならない。かかる通知は、電子的手段による提供も可能であり、その場合、会社は当該通信記録を維持しなければならない。

以下の事項が、年次株主総会の通常の議題である。

- ・ 年次決算書、取締役報告書及び監査報告書の検討
 - ・ 配当金の宣言
 - ・ 退任取締役の後任者の任命
 - ・ 監査人の任命及びその報酬の決定
- (ii)臨時株主総会―取締役会は、緊急議案を審議するため、臨時株主総会を、株主総会開催日の正味21日以上前に通知を株主に対して送付することにより開催することができる。かかる臨時株主総会の通知期間は、当該株主総会において議決権を有する株主の95%以上による同意により短縮することができる。
- (iii)株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、自身を代理する議決権行使代理人を任命することができる。しかしながら、当該代理人は総会において発言することはできず、投票において議決権を行使できるのみである。
- (iv)2013年インド会社法は、当該総会実施日現在において5,000名超の株主を有する会社の公開総会のための定足数を、30名の株主本人（議決権行使代理人によってではなく）と定めている。当該定足数は、付属定款により増加することができる。
- (v)株主により可決された株主総会の決議は、かかる決議に関して、株主による賛成票が反対票を上回った場合、普通決議となる。ただし、一定の事項は、2013年インド会社法により、かかる決議に関して、賛成票が反対票の3倍以上である特別決議により可決すべきことが要求されている。
- (vi)証券取引所に普通株式を上場されている会社の決議は、電子投票又は郵便投票により評決される。各株主の電子投票及び投票の際の議決権数は、当該株主が保有する株式の会社の払込済資本における割合に従って計算され、会社により期限が決定される。会社は、郵便投票により決議案の評決を行うことができ、2013年インド会社法により定められる規則遵守の対象である。

また、銀行規制法により付与された権限を行使し、インド準備銀行は、単一の事業体として銀行が行使できる総議決権について、その上限を15.0%とする旨を通知した。さらに、2013年インド会社法は、株主による各銀行に対する集団訴訟の適用を明確に除外している。

(e) 経営管理

(i)取締役―2013年インド会社法に基づき、会社は3名から15名の間の人数の取締役を置くことができる。うち、1名以上は女性取締役とし、1名は常駐取締役とする。証券取引所に上場した場合、会社は全取締役の3分の1以上を独立取締役としなければならない。会社の取締役は、全員個人でなければならない。1956年インド会社法と異なり、2013年インド会社法は、12名を超える取締役を任命する場合に中央政府の承認を要することではなく、特別決議で足りるとしている。会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が取締役総数の3分の2以上を比例代表に従って任命することを選択した場合には適用されない。

2013年インド会社法では、独立取締役の任期について、1期を5年とし、連続して2期を超えて勤めてはならない旨を定めている。ただし、連続した5年間の第1期目の満了時に特別決議の可決により当該取締役が再選される場合はこの限りではない。銀行規制法の規定に従い、会長及び業務執行取締役以外の取締役の任期は、連続して8年を超えないものとする。また、インド会社法では、銀行については、同法の規定が銀行規制法の規定と異なる場合を除き、同法の規定が適用されると定めている。

インド会社法の規定に従い、独立取締役以外の取締役の総数の3分の2以上が、輪番制により退任するものとする。輪番制により退任する取締役の3分の1は、毎期の年次株主総会で退任しなければならない。退任取締役は、再選資格を有する。

銀行は、銀行における取締役の適格性及び報酬について、インド準備銀行が制定した基準を遵守しなければならない。また、議長、代表取締役及びその他の常勤取締役の任命及び報酬の決定に際し、インド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、当該被任命者を、公益、預金者の利益又は銀行の適切な経営の観点から拒否することができる。加えて、インド準備銀行は、銀行に関連する問題を審議するために取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、さらに銀行の経営陣の変更を行うことができ、また、新たな取締役を選任するために定時株主総会の招集を命じることができる。銀行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。各銀行の取締役の過半数は、会計学、銀行法、経済学等の一定の分野に関して特別な知識又は実務経験を有している者でなくてはならない。また、取締役の少なくとも2名は、農業及び農村経済の分野で実務経験を有している者でなければならない。

(ii)取締役会—2013年インド会社法の規定に従い、取締役会は、会社が行使し、実行することを授權されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事項を行うことができる。ただし、取締役会は、2013年インド会社法若しくは他の法令に基づき又は基本定款若しくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使し又は行うことが要求されている権限又は行為については、これを行使し、又は行うことはできない。

取締役会は、会社を代理して以下の権限をとりわけ行使することができるものとし、またこれを行使する場合には、取締役会で可決された決議によって行うものとする。

- ・ 株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行う権限
- ・ 有価証券の買戻しを承認する権限
- ・ ディベンチャーを含み、有価証券をインド国内外で発行する権限
- ・ 金銭を借入れる権限
- ・ 会社の資金を投資する権限
- ・ 貸付を提供する権限又は貸付について保証若しくは担保を差し入れる権限
- ・ 財務書類及び取締役会報告書を承認する権限
- ・ 会社の事業を多角化する権限
- ・ 統合、合併又は再編を承認する権限
- ・ 他の会社を買収又は支配的若しくは大幅な持分を取得する権限

(f) 配当金

1949年銀行規制法は当行に対し、とりわけ当行がその株式に係る配当を行うにあたり、資本支出を完全に償却し、開示された年間利益の20%を準備金勘定へ繰入れることを定めている。しかしながら、インド準備銀行は現在、インドで事業を行うことを予定しているすべての商業銀行（外国銀行を含む。）に対して、「純利益」（処分前）の25%以上を準備金基金へ繰入れることを義務付けている。

さらに、インド準備銀行のガイドラインは、銀行が以下の条件がすべて満たされた場合にのみ配当金を宣言することができる旨を定めている。

- ・ 過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・ 純不良債権比率が7.0%未満であること。
- ・ 資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発表されている現行の規制及びガイドラインを遵守していること。
- ・ 予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・ インド準備銀行が、配当金の宣言に関して銀行に対して明示の制限を課していないこと。

銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良債権比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言をすることができる。

加えて、配当金を宣言するにあたり適格な銀行による配当金の宣言は、以下の制限に従うことを条件とする。

- ・ 配当金支払比率（当期純利益に対する支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならないものとする。
- ・ 当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を除いた後に算出されなければならない。
- ・ 銀行が配当金を宣言する会計年度に関する財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されているではない。

さらに、上記の銀行は、以下の事項の対象となる。

- ・ インド準備銀行が発行するバーゼルⅢに関するガイドラインに基づき、銀行はより高い最低資本要件を要求され、資本配分及び変動賞与の支給に対する制約を回避するために、最低要件を上回る資本緩衝を維持すること。
- ・ インド準備銀行が発表した、システム上重要であると認定される国内の銀行の枠組みに基づき、銀行は、分類されるバケットに従って、リスク加重資産の0.20%から0.80%の範囲の追加的な普通株等Tier 1資本要件を保有すること。
- ・ インド準備銀行の発行するカウンターシクリカル資本バッファの施行に関するガイドラインにより、銀行は、カウンターシクリカル資本バッファの要件を満たさない場合、変動分配（配当金も含まれる。）が制限対象となること。

(g) 無償交付株式

2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法は、会社の自由準備金、払込剰余金又は資本償還準備金の勘定から完全払込済無償交付株式として株主に分配することを認めている。当該無償交付株式は、付属定款により授権され、取締役会により推奨され、株主総会において承認されなければならない。ただし、無償交付株式の発行は一定の状況において禁止されている。

(h) 株式の併合及び分割

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則に基づき、会社は株主総会の通常決議によりその株式の額面金額を分割又は併合することができる。会社は、株式資本の変更が、株主の議決権の変更を生じさせるかどうかについて会社法委員会の事前承認を求めなければならない。また、登記官に対して所定の方法により通知しなければならない。

(i) 株主名簿、基準日、株式の譲渡

株主名簿一会社は、インド国内外に所在する各株主が保有する株式の種類（優先株式であるか又は普通株式であるか）を記載した株主名簿を備置しなければならない。1996年預託機関法に基づき、預託機関は実質所有者の名簿を備置しなければならない。株主名簿はいつでも閲覧することが可能でなければならない。ただし、年間配当金を受け取ることでできる株式を確定するため、株主名簿は年次株主総会前の一定の期間、その開始日を基準日として閉鎖される。2014年会社（経営及び運営）規則に基づき、会社は、株主名簿の閉鎖の7日以上前に公告しなければならない。会社は、連続30日を超える期間いつでも、またいかなる場合も1年に合計45日を超えて、株主名簿を閉鎖することはできない。

株式の譲渡—上場会社の株式は、株券を伴わずに取引されなければならない。1996年預託機関法に基づき、会社は一定の場合に名義書換を拒否することができる。

公開会社の株主が保有する株式は、その他の場合において、2013年インド会社法の規定に従うことを条件として、自由に譲渡可能である。株式の譲渡が1956年証券契約（規制）法（1956年42号）、2013年インド会社法の規定及び1992年インド証券取引委員会法（1992年15号）又は当該時点で効力を有する他の法律のいずれかの規定に抵触する場合、会社法委員会は、会社、インドで設立された預託機関、預託機関参加者、証券保有者又はインド証券取引委員会による申立てにより、かかる違反、株主名簿又は関係者株主名簿を是正するよう会社に命じることができる。2013年インド会社法の下で、会社の株式が株券によらないで保有されている場合を除き、株式の譲渡は、2014年会社（株式資本及びディベンチャー）規則と併せて解釈する2013年インド会社法により定められた様式の譲渡証書に株券を添えて行われる。

銀行の株式は自由に譲渡できるが、株式の取得又は売買は、「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制」に記載されている持分制限に服し、かつ同持分制限を遵守する必要がある。

(j) 所有持分の開示

2013年インド会社法と併せて解釈する2014年会社（経営及び運営）規則に基づき、会社の登録株主及び会社の株式の実質所有者は、所定の方法により実質所有持分の詳細を所定の期間内に開示しなければならない。会社の株式の実質所有持分に変更がある場合、登録株主及び実質所有者は、いずれも会社に対してかかる変更の30日以内にかかる変更の詳細について宣言しなければならない。実質所有者は、開示をしなかった場合、本人により又はその他の者を通じて株式についていかなる権利も請求することはできない。

(k) 監査及び年次報告書

会社は、年次株主総会の開催日から30日以内に、年次報告書／財務書類を登記官に提出しなければならない。同時に、当該会社の株式が上場されている証券取引所に対して、年次報告書／財務報告書の写しを送付しなければならない。会社は、当該会社の監査済財務書類並びにこれに係る取締役会報告書及び監査報告書を当該会社のすべての株主及びディベンチャー受託会社に対して配布しなければならない。これに代えて、上場会社は、当該監査済財務書類／年次報告書の写しを会社の年次株主総会の21日以上前から会社の登記上の事務所において営業時間中に閲覧可能とするよう提供し、株主又はディベンチャー受託会社が財務書類の完全版を要求する場合を除き、会社が適切と考える所定の様式による当該書類の顕著な特徴のみを記載した財務書類又は当該書類の写しを提供することができる。上場会社はその公式ウェブサイトにおいて、これに加えて財務書類を連結財務書類とともに公表しなければならない。2013年インド会社法の下で、会社は、

- (a) 年次株主総会において株主に提示された財務書類及び連結財務書類を年次株主総会の終了から30日以内に登記官に届出なければならない、また、
- (b) 当該会社の株式／株主、ディベンチャー／ディベンチャーの所有者に関する詳細及びその他の会社情報を記載した年次報告書を年次株主総会の終了から60日以内に届出なければならない。

(l) 会社による普通株式の取得（株式の買戻し）

会社は、財務運用を目的として自己株式を取得することは認められない。しかしながら、会社による審判所の承認を必要としない自己株式取得については、2013年インド会社法の所定の規則、規制及び条件並びに1998年インド証券取引委員会（有価証券の買戻し）規則に従って、自己株式又はその他特定の証券を買い戻し、当該株式に付随する債務を消滅させることができる。

さらに、会社法では会社を買戻後の2対1の負債資本比率の維持が課されており、会社が負担する担保付債務及び無担保債務の総額の比率は、会社の払込済資本及び自由準備金の2倍の額を超えてはならない。しかし、中央政府は、会社の区分により、より高い資本及び自由準備金に対する負債の比率を通達する権利を留保する。

2013年インド証券取引委員会（有価証券の買戻し）（改正）規則により、買戻しのために利用される強制最低額は、割当合計額の50%に引き上げられたが、インド証券取引委員会はエスクロー勘定においてかかる額（買戻しのために割当てられた額の25%）の買戻しを怠れば、割当合計額の最高2.5%を上限として失権を命じることができる。すべての買戻しは、特別決議又は取締役会決議の可決日から1年以内に完了される。会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10%を超えない買戻しは、株主総会による普通決議により、当該会社の取締役会の承認を得なければならない。当該上限を超過する場合には、会社は、株主総会による特別決議を得る必要があり、当該買戻しは、付属定款により承認されなければならない。米国預託株式保有者は、預託制度から当該保有者が保有する米国預託株式を引出し、引出しにより普通株式を取得し、これを会社に売戻すことで会社の自己株式取得に参加することができる。

当行が、既存株主又は公開市場から自己株式を買戻すまでの間、自己株式買戻しにおいて米国預託株式投資家が提供した普通株式を受け入れる保証はない。買戻しに参加するために米国預託株式保有者が取得すべき規制上の許認可については明確ではない。米国預託株式投資家は、当行による自己株式買戻しに参加する前に、関連する規制上の許認可及び税金問題を含め、各自の法律顧問に相談すべきである。

(m) 清算時の権利

従業員、担保付債権者及び無担保債権者並びに優先株式の保有者に対する支払い後、すべての残余財産は、普通株式の保有者に対して、清算開始時点における各自の持分についての払込済の金額又は払込済とされている払込額に比例して支払われる。

(n) 普通株式の償還

2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式買戻し規定の遵守として、2013年インド会社法の下では、普通株式は償還されない。

(o) 付属定款における差別規定

当行の付属定款には、既存株主又は潜在的株主が相当数の株式を所有していることを理由に、当該株主を差別する規定は存在しない。

(p) 株主権の変更

2013年インド会社法の下で、いかなる種類の株主の権利も、（変更に関して）会社の基本定款及び付属定款に定められている場合には、（i）当該種類の発行済株式の4分の3以上の株主の書面による承諾又は（ii）当該種類の発行済株式の株主の種類株主総会で可決された特別決議により、変更することができる。付属定款中にかかる規定がない場合は、かかる権利の変更が当該種類の株式の発行要項により禁止されていない場合に、変更することができる。ただし、ある種類の株主による変更が他の種類の株主の権利に影響を及ぼす場合、上述の既存の条件に加えて、かかる他の種類の株主の4分の3の承諾も得るものとする。

さらに、2013年インド会社法は、当該種類の発行済株式の10%以上の保有者がかかる変更承諾しなかった場合又は変更についての特別決議に賛成票を投じない場合、変更の取消しについて会社法委員会に申請を行うことができることを規定している。

(q) 有価証券を所有する権利に対する制限

インドの会社の有価証券を所有する権利（非居住者又は外国人株主が有価証券を保有する権利を含む。）に対する制限については、「－2 外国為替管理制度－(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」及び「－第3－4 事業等のリスク」に記載する。

(r) 資本の変更にに関する規定

当行の授權資本は、株主総会の普通決議及び管轄裁判所の認可を条件とする特別決議による減資により変更することができる。当行のかかる資本は以下の方法により変更することができる。

1. 新株の発行－2013年インド会社法の規定に基づき、当行は新株の発行により増資することができる。これらの新株は、該当日のかかる株式の払込済の額に比例して既存株主に割り当てられ、又は登録鑑定人によって価格が決定され、株主総会において株主により特別決議が可決される場合、何人（既存株主を含むか否を問わない。）にも、現金又は現金以外のその他の対価を支払うことができる。
2. 株式への転換－当行の発行済株式資本は、特に当行の証券に付与され若しくは個別に発行され保有者に当行株式の引受権を授与するワラントの行使、又は発行済転換社債の転換により、増資されることがある。また、2013年インド会社法は、償還時に完全に又は部分的に当該社債を株式に転換するオプションを付与された転換社債の発行を承認している。かかる発行は、株主総会における特別決議により承認されなければならない。
3. 株式の買戻し－当行はまた、減資又は2013年インド会社法及び適用されるインド証券取引委員会規制に基づく株式の買戻しの引受により株式資本を変更することができる。
4. 株式の併合、分割、転換、細分割又は消却－2013年インド会社法は、当社が（付属定款により承認される場合）株主総会において、随時、株式資本を併合又はより多数の株式に細分割できること、複数の株式を単一の株式に転換できること、逆もまた同様、株式を細分割できること及び誰にも取得されていない株式を消却できることを規定している。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、現在有効な当行の基本定款及び付属定款の重要な規定の概要である。当行の普通株式並びにその基本定款及び付属定款の重要な規定に関する以下の記述は、すべての規定を網羅することを意図されてはならず、当行の基本定款及び付属定款にそのすべてが記載されている。

基本定款及び付属定款

(a) 目的

ICICIバンクの基本定款の第III.A. 1 条に基づき、ICICIバンクの主要な事業目的は、とりわけインド国内外において銀行業務を遂行することと規定されている。

(b) 取締役の権限

ICICIバンクの取締役の権限には以下の事項が含まれる。

- ・ 付属定款の第140条には、ICICIバンクのいかなる取締役も、あらゆる契約又は取引について、かかる取締役が直接的若しくは間接的に関与しているか又は利害関係を有する場合には、それらに当該契約又は取引に関する協議又は投票に一取締役として参加してはならない旨が規定されている。
- ・ 定足数に満たない場合には、取締役は取締役会における議決権を有しないものとする。
- ・ 付属定款の第83条には、取締役は、取締役会における決議に基づき、すべての点において適切であると取締役が考える方法及び条件で、債券、ディベンチャーストックの発行、又はICICIバンクの事業若しくは当行の未払込資本金を含むその（現在及び将来の）財産の全部若しくは一部に関する抵当権、チャージ若しくはその他の担保権の設定等により、借入及び資金調達を行い支払額を確保することができる旨が規定されている。

(c) 株式の保有者の権利の修正

株式の保有者の既存の権利の変更は、株主総会の特別決議を要する付属定款の修正によってのみ行うことができ、かかる特別決議は、投じられた反対票数の3倍以上の数の賛成票によって可決される。

(d) 管理規定の変更

付属定款の第59条には、取締役会は、その裁量により、当行が先取特権を有する株式に関して、株式譲渡の対象となる株式に関する金銭の支払いがなされるまでの間、株式譲渡の名義書換又は承認を拒否することができる旨が規定されている。さらに、取締役会は、ある者により譲渡が行われようとしている株式又はその他の有価証券の額面総額が、ICICIバンクが保有する株式の額面総額と併せてICICIバンクの払込済株式資本の1%を超える場合、又はかかる譲渡の結果、ICICIバンクの取締役会若しくは支配株式に変更が生じ、かかる変更がICICIバンクの利益を害するであろうと取締役会が認める場合には、株式に関する譲渡の名義書換又は承認を拒否することができる」と規定している。ただし、インド会社法の下では、かかる譲渡制限の強制執行可能性は不明確である。

(e) 最近の基本定款及び付属定款の改正

基本定款に対する最後の改正は以下のとおりである。

2014年11月20日に株主により可決された郵便投票による決議に従い、定款第5条が改正された。これによりICICIバンクの授権株式資本が、1株の額面金額が2ルピーの普通株式6,375,000,000株、1株の額面金額が100ルピーの株式15,000,000株及び1株の額面金額が100万ルピーの優先株式350株に分けられる17,750,000,000ルピーに変更された。付属定款に対する最終改正は、当行の株主による特別決議により以下のとおり承認された。

2014年6月30日の当行の年次株主総会において当行の株主により特別決議が可決された。

第56条(d)は、協同行為者、親族及び関連会社による株式又は議決権の取得を含めるべく、既存のガイドラインの範囲を拡大するために改正される。改正後の条項は、ある者が直接又は間接に、単独又はその他の者と協同で行う、(もしあれば)本人、その親族、関連会社又は本人と協同する者が保有する株式及び議決権とともに、株式又は議決権の取得において、申込人が当行の払込済株式資本の5%以上を保有することになる場合又は当行の議決権の5%以上を行使する権限が付与される場合は、インド準備銀行の事前の承認を得てから、行われるものとする」と規定している。当該条項はまた、関連会社、親族、協同行為者とみなされる者及びジョイントベンチャーの定義を含む。

第113条(b)は、インド準備銀行に付与された、投票における議決権の上限を10%から26%まで段階的に引き上げる権限を含めるよう改正された。改正後の条項は、投票において、株主の議決権は2013年インド会社法第47条に規定されるものとするが、総議決権の10%又は銀行規制法第12条(2)若しくは銀行規制法第12条の但書若しくはは説明のいずれかに規定されるその他の割合の上限額に従うもの」と定めている。

2014年11月20日に当行の株主により郵便投票によって特別決議が可決された。

第5条(a)は、1株の額面金額が10ルピーの株式を5分割し、1株の額面金額が2ルピーの株式とする目的で改正され、以下のとおり改正された。

当行の授権資本である17,750,000,000ルピーは、以下のとおり分割される。

- i. 1株の額面金額が2ルピーの普通株式6,375,000,000株
- ii. 定款に従って当行が決定する権利、権限、条件又は制限を伴い、そのためにその時々法の規定の対象となる種類株式である1株の額面金額が100ルピーの株式15,000,000株
- iii. 1株の額面金額が100万ルピーの優先株式350株

上記の改正を反映した基本定款及び付属定款は、添付文書として本書に添付されている。

2016年4月22日、当行の株主により郵便投票によって特別決議が可決された。

従業員ストック・オプション計画の修正

修正後の定義に従い、行使期間は、オプションの権利確定日から開始され（i）オプションを付与した日から10年目の日又は（ii）オプションの権利確定日から5年目の日のうちいずれか遅い日に終了する期間から、オプションの権利確定日から開始されオプションの権利確定日から10年目の日に終了する期間へと変更された。

買収規定及び上場規則

（i）買収規定

当行は、インドにおける上場会社である。2011年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則（以下「買収規定」という。）は、当行の株式又は議決権を取得する銀行又は人に対して適用される。買収規定は、当事者の手続要件及び開示要件という2つの主要な特徴を持つ。

（1）手続：インドの公開上場会社（以下「被買収企業」という。）の発行済株式又は議決権の25%以上の取得について、買収者（すなわち、単独で又は他の共同者とともに、被買収企業の株式若しくは議決権を直接若しくは間接的に取得したか若しくは取得することに合意している者又は被買収企業を支配している者）（以下「買収者」という。）は、買収規定に従い決定された最低買付価格で、当行の発行済普通株式総数の少なくとも26%以上を公開買付しなければならない。

さらに、被買収企業の議決権の25%以上かつ非一般株式持分の最大許容数未満の行使を可能とする議決権を保有しているいかなる買収者も、かかる買収者がかかる被買収企業の株式を取得するための公開買付を行わない限り、いかなる事業年度中においても議決権の5%超を行使することを可能とする被買収企業の株式又は議決権を追加で取得することはできない。

（2）開示：かかる開示は、証券取引所及び被買収企業に対して行われることを買収者により要求されている。「証券取引所」に対するすべての開示は、被買収企業の株式が上場されている当該証券取引所に対して行われる。そして、被買収企業に対するすべての開示は、登記したその事務所において行われる。開示を受けた後、各証券取引所はかかる情報を速やかに公表するものとする。かかる開示は、買収に関与するすべての者（被買収企業、被買収企業のプロモーター、買収者及び買収者の関係者を含む。）により行われなければならない。

被買収企業のプロモーターは、株式持分及び議決権の総数並びにプロモーターの担保株式の詳細のほか、場合により担保設定、担保行使又は担保解除から7営業日以内に、かかる株式の担保行使又は担保解除の詳細を開示しなければならない。

買収者は、株式の割当て又は取得についての通知の受領から2営業日以内に、自ら又はその協同者により行われたすべての株式取得を開示しなければならない。

協同者とあわせて、被買収企業の株式又は議決権の25%以上を行使可能とする株式又は議決権を保有する者は、会計年度末から7営業日以内に、3月31日現在のかかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

買収者（その協同する者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%以上の株式又は議決権を保有する場合）は、被買収企業の株式の割当て又は株式若しくは議決権の取得についての通知の受領から2営業日以内に、かかる被買収企業の株式持分及び議決権の総数を開示しなければならない。

いかなる者も、その協同者とあわせて被買収企業の株式又は議決権の5%超の株式又は議決権を従前に取得していた場合は、かかる者が株式持分又は議決権の変更について従前に開示した日から被買収企業の株式持分又は議決権の総数の2%を超えて変更がある場合、かかる者による被買収企業の株式持分又は議決権の変更に係る通知の2営業日以内に開示しなければならない。株式持分又は議決権が減少する変更（株式持分又は議決権を5%未満とする変更を含む。）であっても、被買収企業の株式持分及び議決権の総数の2%超となる場合は、報告を行わなければならない。

被買収企業の一般株式持分が非一般株式持分の最大許容数を超える場合には、買収者は、非一般株式持分を、1957年有価証券契約（規制）規則に定める水準まで、同規則で許容される時間内に引き下げなければならない、買付期間の完了日後12ヶ月の満了時において、かつ2009年インド証券取引委員会規定（株式持分の上場廃止）に従ってのみ、かかる株式の上場を廃止させ、又は上場廃止の申込みをすることができる。

(ii) 上場契約

インド証券取引委員会は、2015年12月1日付で、2015年インド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規則（以下「上場規則」という。）を通知した。株式、債券及びその他の有価証券に関する既存の上場契約の規定は、上場規則に統合された。

当行は、「インド全国証券取引所」及び「ムンバイ証券取引所」において上場しており、上場規則の開始により、これらの証券取引所との間に上場契約を締結している。上場規則は、株式保有状況及び各株式取引に関する一定の重要な事項又は情報の開示を規定している。

当行の米国預託株式は、それぞれ普通株式2株を表章し、当初2000年3月に公募により発行され、ニューヨーク証券取引所に上場されており、「IBN」の証券コードで取引されている。当行の米国預託株式は、現在普通株式10株を表章する。米国預託株式の裏付となっている株式は、ムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所に上場されている。当行、預託機関及び米国預託株式保有者は、預託契約を締結しており、当該預託契約の条件に従う。当行は、すべての外国企業（支配力を行使しているか否かを問わない。）の総数であり、米国預託株式を含む「外国人株式保有総数」を報告しなければならない。

米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権

米国預託株式保有者は、預託された原株式について議決権を行使することができない。預託機関は、ICICIバンクの取締役会の指図に従い、預託された原株式について議決権を行使する。しかしながら、銀行規制法の下では、銀行の株式を保有する者は、自身が保有する株式について、当該銀行の総議決権数の15.0%超の議決権を行使することができない。その結果、2016年6月30日現在において当行の株式の約25.4%を保有する預託機関は、ICICIバンクの取締役会の指図に従い、当行の株式の15.0%の議決権しか行使することができない。いかなる状況であれ、預託機関は、議決権を行使するか否かについて裁量権を行使することはない。普通株式は、預託機関から引き出し、当行の株主名簿上、預託機関以外の者又はそのノミニーに対して譲渡することができる。当行の構成員となった者は、預託証券の原株式について議決権を行使することができる。しかしながら、米国預託株式保有者は、裏付となる原株式を引き出し、当該株主総会において議決権を行使するために十分な時間的余裕をもって株主総会の事前の通知を受け取ることができない可能性もある。

上記にかかわらず、インド国外の居住者が預託機関より原株式を引き出す場合には、原株式に対する投資は、「2 外国為替管理制度」(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限」に記載された外国人所有に関する一般的制限に服することとなる。

預託機関の義務は、ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ (Deutsche Bank Trust Company Americas)、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

2【外国為替管理制度】

(1) 外国為替規制

(a) ルピーの交換に関する規制

インドにおいては、インド・ルピーを米ドルに交換することに関しては、規制がある。1992年2月29日以前は、インド準備銀行が、インドの主要取引相手国の加重バスケットとの関係で、インド・ルピーの公定価格を決定していた。1992年2月の予算において、営業勘定及び当座勘定において受領することができる外貨の60%を市場で決定される相場で交換し、残りの40%を公定価格で交換することができるという新たな二重為替相場制が採用された。しかし、すべての輸入業者は、一定の特別優先輸入を除いて、市場価格で外貨交換を行うこととされていた。1993年3月、為替相場が統一され、変動相場制を採用することとなった。1994年2月及び1994年8月に再度、インド準備銀行は、大量取引の場合の支払制限を緩和することを公表した。1994年8月以降、インド政府は、事実上、国際通貨基金に対する義務を負うこととなった。インドは、国際通貨基金に対して負う義務に基づいて、国際収支の管理方法としての国際通貨取引に関する為替制限を撤廃することを公約している。1995年7月以降、当座勘定の交換手続は、外国旅行及び医療等の様々な目的のために外国為替規制が緩和されたことにより改善した。

1999年外国為替管理法は、外国為替を伴う取引を規制し、一定の取引は、インド準備銀行の一般的な許可又は特別な許可なくして行うことができない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座勘定取引に関する規制を若干の例外を除き、大幅に緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定取引（取引主体の資産又は負債（偶発債務を含む。）を変更する取引）に対する規制を、引き続き行っている。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、インドの会社の株式の購入及び発行を含む様々な種類の資本勘定取引を制限するための規則を制定した。インド準備銀行は、送金自由化スキームに基づき、認められた当座勘定取引及び資本勘定取引又はその双方の複合取引に関して、公認ディーラーが、一定の制限の下、会計年度ごとに個人による250,000米ドル（以前の制限125,000米ドルから増額）以下の送金を自由に扱うことを2015年2月に認めている。

(b) 米国預託株式の裏付となっている株式の売却及び売却手取金の送金に関する規制

米国預託証券発行手取金への投資が禁止されている不動産セクター及び株式市場を除き、米国預託証券発行手取金に対して最終用途に関する制限は存在しない。

米国預託証券保有者は普通株式を所有し続ける選択肢とともに、当該預託証券を所有、譲渡、又は裏付となる普通株式に引き換える権利を有する。米国預託証券保有者は、当該会社の普通株式保有者と同様の賞与及び株主割当発行を受ける権利を有する。

インドの会社により非居住者に対して発行された米国預託株式は、インド国外において自由に転換できる。現在のインドの規制の下では、米国預託株式の裏付となっている株式が公認証券取引所を通じて売却されている場合、又はインド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則に基づく募集として売却されている場合には、米国預託証券の転換後に取得された当該株式のインドの非居住者からインドの居住者への売却及び譲渡については、一般的に許可されている。米国預託証券の裏付となっている株式の売却に関するその他すべての場合については、インド準備銀行による承認が必要である。

有価証券の売却がインド準備銀行のガイドライン及びその他適用される規制に基づいて行われている場合には、上記のように、(i)有価証券がインドの居住者に返還されたことに基づき保有されており、(ii)株式がインドの公認証券取引所において、株式ブローカーを通じて売買の最低価格を基に決定された取引所の市場価格で売却され、かつ(iii)税務当局から異議がない旨の通知又は承認証明書を取得している限り、売却手取金を自由に送金することができる。

2002年度のインドの予算が公表された後、インド準備銀行は、資本勘定取引の自由化に関する通達を發布した。当該通達の下では、従前の規制とは対照的に、分野ごとの適用ある規制に服した上で、インドの会社の米国預託株式又はグローバル預託証券の発行に関しては、その発行後の居住者への売却及び売却手取金の海外への送金の限定的な二方向の自由化が導入された。

2015年5月12日、FDIつまり資本勘定取引の一層の自由化のために、統合外国直接投資政策の改訂版が発効した。

インド国外の居住者による証券の譲渡又は発行に関する規則の改正を受けて、インド国内の保管機関は、以下に定める条件に従うことを条件に、1999年外国為替管理法に基づき、インド国外の居住者を代理し、購入する株式の米国預託株式への転換を目的としてインドの会社の株式を購入することを認められている。

- ・ 株式を公認証券取引所において購入すること。
- ・ 当該インドの会社が米国預託株式を発行していること。
- ・ 株式が、当該インドの会社の米国預託株式の保管機関の承認を得て購入され、保管機関に預託されること。
- ・ 購入される株式数が米国預託株式に転換された原株式数を超えず、適用ある部門別の上限以下であること。
- ・ 非居住者投資家、ブローカー、保管機関及び海外の預託機関が、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度の条項及びそれに基づきインド政府により随時発布されるガイドラインを遵守すること。

海外市場におけるインド法人による米国預託証券／グローバル預託証券の発行による株式の引揚げに関する運営ガイドライン（Operative Guidelines for Disinvestment of Shares by the Indian Companies in the Overseas Market through the Issue of ADSs）は2002年7月29日付通知No.15/23/99-NRIに従い、インド政府財務省により発布された。かかるガイドラインに基づき、株主は、インドの会社により発行されるスポンサー付き米国預託株式の発行を通じて、保有する持分を海外市場で売却することができる。売却される持分は、インド又は海外の証券市場に上場される当該インドの会社の持分である。売却の過程は、その株式の売却のための募集が海外市場において行われているインドの会社が、かかるガイドラインに基づいて株主により募集が行われている既存株式に関する米国預託株式の発行に関して、スポンサーとなった時点から開始される。かかる米国預託株式は、前述のガイドラインに基づいて株主により募集が行われている既存株式に関して発行される。海外で調達されたかかる米国預託株式の資金は、発行日から1ヶ月以内にインドに送還されなくてはならない。

かかる米国預託株式が取り消され、原株式が当該会社に登録されることとなった場合、かかる売却から生じた既存株式に関する米国預託証券／グローバル預託証券の発行は、1997年インド証券取引委員会（株式の実質的取得及び買収）規則を遵守してなされなければならない。かかる売却は、外国資本投資となり、外国直接投資の分野別政策に服するものとなる。すべての義務的な許認可（1956年インド会社法又は2013年インド会社法（適用ある場合））が発行に先立って取得されなくてはならない。さらに、発行済株式の募集による外国資本の誘致のための外国投資促進委員会の許認可も米国預託証券／グローバル預託証券ルートの下で取得されなくてはならない。また、外国資本を誘致する売却は外国直接投資の分野別政策及び適用ある分野別規制に服するものとなる。

インド準備銀行は、インドの会社が、インド政府が認める目的で、発行手取金をインドに送金するために米国預託株式を発行することを認めた。発行手取金をインドに送金するまでの間、インドの会社は、以下のことをすることができる。

- ・ その資金を短期間、暫定的措置として、スタンダード・アンド・プアーズにより流動負債がA1+、若しくはムーディーズによりP1と格付を受けている外国銀行に預金として、若しくはインドの銀行の海外支店に対し投資すること、又はその資金を公認ディーラー及び／若しくはインドの公的金融機関に対する外貨預金として保管すること。
- ・ 短期国債及び満期を1年以下とする、又は満期まで1年以下のその他の金融商品に投資すること。
- ・ インドで設立された銀行によりインド国外において発行された預金証書又はその他の証書に投資すること。

インド準備銀行は、米国預託株式への転換目的で保有する株式を提供する居住者であるインドの会社の株主が、外貨建てで売却手取金を受け取ること認めている。しかし、当該米国預託株式への転換は、外国投資促進委員会の承認を得なければならない。さらに、居住者が、承認されたスポンサー付き米国預託証券／グローバル預託証券スキームに基づいた株式の米国預託株式への転換により受け取った売却手取金は、当該居住者の選択により、交換相手の外貨勘定若しくは居住者外貨勘定（国内）又はインド国内のルピー建勘定に入れることが認められている。

(2) インドの有価証券の外国人所有に対する制限

インド政府は、外国人によるインドの会社への出資を厳しく制限している。インドの会社により発行される有価証券（米国預託株式等の株式を含む。）への外国からの投資は、1999年外国為替管理法（同法に基づき発布される規則、規制及び通知と併せて解釈される。）に準拠している。同法は、インド準備銀行に外貨の流出入を制限する権限を付与し、また特定の取引につき、インド準備銀行若しくは外国投資促進委員会の一般的な又は特別な許可なく実行することはできない旨を規定している。1999年外国為替管理法は、当座預金に係る取引に関する規制を緩和した。しかし、インド準備銀行は、資本勘定に係る取引（すなわち、関係者の資産又は負債（偶発債務を含む。）を変更する取引）を引続き規制している。インド準備銀行は、1999年外国為替管理法に基づき、資本勘定に係る様々な種類の取引を規制する条例（インドの会社の株式の買取り及び発行に関する一定の事項を含む。）を発布した。

インド国外の居住者によるインドの会社の有価証券の発行又は譲渡、インドの有価証券（株式、転換可能なディベンチャー及びワラント）への外国投資、証券取引所売買デリバティブ契約並びに米国預託株式発行のためのルピー建ての株式の発行は、すべて適用ある1999年外国為替管理法の規定に準拠しており、かかる規定により定められる条件にのみ従うものとする。

インドの会社の外国投資制限には、外国直接投資に加え、外国機関投資家、対外ポートフォリオ投資家、適格外国人投資家、非居住者であるインド人、外貨建転換社債、米国預託証券、グローバル預託証券及び外国企業が保有する転換優先株式による投資が含まれる。

外国投資法に基づき、非居住者による出資に適用される規制は下記のとおりである。

外国直接投資

外国直接投資とは、非居住会社／インド国外の居住者（株式による）／強制的に転換される優先株式／2000年外国為替管理（インド国外の居住者による有価証券の譲渡又は発行）規制の明細表1に従い強制的に転換されるインドの会社のディベンチャーによる投資を意味する。

当該規制は、外国人による銀行出資に対し、主に下記の制限を設けている。

- 外国人投資家（外国機関投資家及び対外ポートフォリオ投資家を含む。）は、インド準備銀行により随時発布されるガイドラインに従い、適宜、当行の株式資本の74.0%まで保有することができる。49.0%以下の外国直接投資は自動承認され、特別の承認を要するものではない。一方、49.0%超74.0%以下の外国直接投資は、外国投資促進委員会による承認を要する。74.0%を上限とする外国投資総額には、外国直接投資、米国預託株式、グローバル預託証券並びに外国機関投資家及び非居住者であるインド国民によるポートフォリオ投資計画に基づく投資が含まれ、また、私募及び公募により取得された株式並びに既存の株主より取得した株式が含まれる。常に、最低でも払込済資本の26.0%は、インドの居住者により保有されなければならない。ただし、外国銀行の完全子会社については除く。
- 外国銀行は、3つのチャンネル、すなわち(i)支店(ii)完全所有子会社及び(iii)民間銀行で最大74.0%の外国投資総額を有する子会社のうちいずれかを通じてのみ、インドにおいて業務を行うことができる。外国銀行は、既存の支店を子会社に転換するか、銀行業免許を新たに取得することにより、完全所有子会社を設立することができる。外国銀行は、民間部門銀行の払込済資本のうち最低でも26.0%が常に居住者により保有されていることを条件に、既存の民間部門銀行の株式を取得して子会社を設立することができる。外国銀行の子会社は、新しい民間部門銀行と広く一貫性のある免許取得の要件及び条件に従う。

インド準備銀行は、以前、インドにおける外国銀行に対する指針を公表した。「第2-3 事業の内容- (1) インドの金融部門の概要- (f) 外国銀行」も参照のこと。この指針は、2つの段階に分かれていた。2005年3月から2009年3月までの第一段階においては、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行のみに対する支配的な株式数を段階的に取得することができた。第二段階は、得られた実績の検討及び銀行部門のすべての利害関係人との協議の後、2009年4月に開始される予定であった。新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関に対する現在の合意内容を超えて、年間12の支店の増設が提案されていた。銀行が利用されていない地域に関しては、より緩やかな措置が採られる予定であった。しかし、2009年4月にインド準備銀行は、世界の金融市場の悪化を考慮し、より明確な回復並びに世界的な規制構造及び管理構造の改革が見られるまで第二段階を延期することを決定した。2011年1月において、インド準備銀行は、インドにおける外国銀行の存在に関する審議文書を公表した。2013年11月6日に、インド準備銀行はインドの外国銀行における完全子会社の設立に関する枠組みを公表した。インド準備銀行はまた、2013年10月に発表した第2四半期金融政策レビューにおいて、外国銀行に対し相互主義及び子会社形式での存在を前提に、国内銀行と同等の待遇を提供することを提案した。

ポートフォリオ投資計画には、下記のとおり定められている。

- i. インド証券取引委員会への登録を条件に、外国機関投資家／外国機関投資家のサブ口座は、払込済株式資本の24.0%を総額の上限として、保有することができる。民間部門銀行の場合、当行の取締役会決議、株主の特別決議及びインド準備銀行への事前通知によりかかる上限を、部門別の上限／法定上限である74.0%まで引き上げることができるが、いかなる外国機関投資家又は承認済みの外国機関投資家のサブ口座も、1社で又はサブ口座を通じて、10.0%を超える払込済株式資本を保有してはならない。
 - ii. 非居住者であるインドの個人は、海外投下資本を本国に戻す場合及びその他の場合の両方において、払込済株式資本総額の5.0%までを保有することができ、非居住者のインド人全体の保有株式の合計は、当行の払込済資本総額の10%に制限されている。この合計の上限は、銀行の株主総会による特別決議において承認された場合は、払込済資本総額の24.0%まで引き上げることができる。
- ・ 外国法人（OCB）は、ポートフォリオ投資計画に基づく投資を許可されていないが、当該計画に基づき既に実行した投資に関しては、かかる投資により取得した証券が証券取引所で売却される時点まで保有し続けてよいものとする。外国法人は、外国為替規制における様々なルート及び計画の下、インド準備銀行により投資事業体区分としての承認を取り消されている。

対外ポートフォリオ投資計画－株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントの購入

インド証券取引委員会は、2014年対外ポートフォリオ規制を導入し、これにより1995年インド証券取引委員会（外国機関投資家）規則は無効となった。対外ポートフォリオ規制に基づき、外国機関投資家、サブ口座及び適格外国人投資家は、対外ポートフォリオ投資家という新たな投資家区分に統合された。インド証券取引委員会に登録された対外ポートフォリオ投資家は、当該計画に基づき、インドの会社の株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを購入することができる。個別の対外ポートフォリオ投資家による保有株式は、払込済資本総額の10.0%に制限されており、対外ポートフォリオ投資家全体での限度額は、払込済資本総額の24.0%を超えてはならない。取締役会による特別決議、次に当行の株主総会による特別決議を通じて、この上限を払込済資本総額の部門ごとの制限である74.0%まで引き上げることができる。対外ポートフォリオ投資家の投資制限の共有は、共通の最大実質所有持分に基づく。同一の投資家／同一の最終投資家が2件以上の対外ポートフォリオ投資を構成しており、かかる投資家が当該対外ポートフォリオ投資において50.0%超の実質所有持分を有する場合、当該対外ポートフォリオ投資への投資制限は、単一の対外ポートフォリオ投資向けに規定された水準に統一される。すべての当該対外ポートフォリオ投資家は、投資グループの一員として扱われる。

インド国外の居住者による株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントの譲渡

インド国外の個人の居住者（非居住者のインド人及び外国法人を除く。）は、インド国外の居住者に対して、かかる人物の保有する株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを売却又は贈与により譲渡することができる。非居住者のインド人又は外国法人は、他の非居住者のインド人又は外国法人に対してのみ、かかる人物の保有する株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを売却又は贈与により譲渡することができる。

インドの会社の株式又は転換可能なディベンチャー若しくはワラントを保有するインド国外の居住者は、これらの規制に従い、

- (a) 贈与によりインドの居住者に同一のものを譲渡することができる。
- (b) インドの公認証券取引所で登録ブローカーを通じて同一のものを売却することができる。
- (c) インド準備銀行により随時定められる譲渡に関する価格決定ガイドライン、文書及び報告要件を遵守することを条件に、インド準備銀行による事前の承認を得ることなく、インドの居住者に同一のものを売却することができる。

民間部門銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインは、かかる買収がかかる銀行の5.0%以上の払込済資本の保有又は管理に至る場合、当行の株式に投資する非居住者投資家にも適用される。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―持分制限」を参照のこと。

米国預託株式の発行

インドの会社は、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度又は2014年預託証券計画に基づき、外国人投資家に対して米国預託株式に表章される株式を発行することで、外貨財源を調達することを認められていた。かかる発行はインド政府からの承認を要するものであり、インド準備銀行により随時通知される外国直接投資規制の規定どおりの分野別規制、申請ルート、最低資本基準、価格決定基準等に服していた。

米国預託株式を発行するインドの会社は、インド準備銀行により定められる一定の報告要件に従わなくてはならない。インドの会社は、外国直接投資計画の下、インド国外の居住者に株式を発行することができ、かつ随時改訂される既存の外国為替管理法の規定に定められる適格有価証券の海外保有の上限を超えていない場合には、米国預託株式を発行することができる。同様に、インド証券取引委員会により証券市場への参入を制限されている会社を含め、インド資本市場から資金を調達できないインドの会社は、米国預託株式を発行することはできない。

投資家は、米国預託株式を購入、保有又は売却するにあたり、インド政府より特別な許認可を取得する必要はない。ただし、適用あるインド準備銀行の規制によりインドで投資することができないと判断された外国法人及びインド証券取引委員会により有価証券の購入、売却又は取引が禁じられている事業体は、インドの会社により発行された米国預託株式を引き受けることができない。上記にかかわらず、いかなる投資家も、その株式を米国預託株式プログラムから引出す場合、その投資は上記の外国人所有に関する一般的な制限に服し、ポートフォリオ投資制限に服することとなる。流通市場における外国直接投資家によるインドの銀行の証券の買取り又は非居住者のインド国民、外国法人及び外国機関投資家による上記の出資制限を超える投資は、その買取り又は投資ごとに、インド政府の許認可が必要となる。非居住者のインド国民、外国法人及び外国機関投資家による預託機関から引出された株式の保有に関しては、同様に許認可が要求されるか否かは明らかではない。

さらに、投資家が米国預託株式プログラムから株式を引出した結果、直接的又は間接的な当行の保有比率が当行の自己資本の25.0%以上になる場合には、かかる投資家は、買収規定に基づき既存株主に対して公開買付を行う必要がある。民間銀行の株式の買取り又はその他の方法による買収に関するインド準備銀行のガイドラインに関する詳細に関しては、「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―持分制限」を参照のこと。

2014年預託証券計画

現在、適格者は2014年預託証券計画に基づく預託証券の発行を目的として、外国預託機関に適格有価証券を発行又は譲渡することができる。ただし、1993年外貨建転換社債及び（預託証券の仕組みによる）普通株式発行制度に従って発行された預託証券は、2014年預託証券計画の対応する規定に従って発行されたものとみなされる。

3【課税上の取扱い】

(1) インドにおける課税上の取扱い

インドの居住者ではない者である投資家（かかる投資家がインド出身であるか否かにかかわらず。以下本項において「非居住者投資家」という。）に適用される米国預託株式及び株式に係る重要なインドの課税上の取扱いに関する以下の記述は、1961年インド所得税法（投資家が会社の合併又は再編において取得できる追加的な米国預託株式にも適用を拡大するために有効期限が延長された同法第115条ACに定める米国預託株式に関する特別税制、及び同法第115条ACの施行規則を含む。以下「インド所得税法」という。）の規定に基づくものである。インド所得税法は、金融法により毎年改正される。本書に記載されている課税上の取扱いは、その一部又は全部が将来のインド所得税法の改正により、修正又は変更される可能性がある。本概要は、非居住者投資家による米国預託株式及び株式の取得、保有及び売却に関するインドの法令の完全な分析を目的としたものではない。したがって、保有者は、インド法、居住地の法令、インド及びその居住国との間で締結された租税条約並びにインド所得税法第115条ACにより適用される規制に基づく課税上の取扱いを含み、かかる取得、保有及び売却の課税上の取扱いに関して、各自の税務顧問に相談をすることが望ましい。

(a) 居住性

インド所得税法の下では、個人は、すべての会計年度に関して、(i)当該会計年度中に182日以上インドに滞在した場合、及び(ii)当該会計年度に先立つ4年間に合計365日以上インドに滞在し、かつ、当該会計年度中に60日（インドの国民又はインドの出身者でインド国外に居住している者が当該会計年度中にインドを訪問する場合又は当該会計年度中にインドの国民がその職業上の理由により若しくはインドの船舶の乗組員としてインドを離れる場合には、182日）以上インドに滞在した場合には、インドの居住者とみなされる。会社は、インドの会社である場合又は当該年度を通してその業務の事実上の経営が行われる場所がインドである場合には、当該会計年度に関してインドの居住者とみなされる。事務所又はその他の団体は、その業務の経営管理が完全にインド国外で行われない限り、インドの居住者とみなされる。

(b) 課税及び分配

受領された配当金は、インドにおける課税の対象にはならない。ただし、当行は、当行が支払う／宣言する／分配する配当金に関し、15%（12%の適用ある追加税及び3%の教育特別税を加える。）の税率の配当分配税を支払うことを義務付けられている。インド所得税法第115条-0(1A)の条項の下、当行が受領する配当金のうち、本項に基づき当行の国内子会社とその配当税を支払ったもの、又は当行がインド所得税法第115条BBDに基づき税金を支払った海外子会社から受領したものに関しては、当行により支払われる配当税の計算上の目的のため、当行の支払う／宣言する／分配する配当金から控除される。配当分配税は、分配金額の純額ではなく（配当税分を含む）総額に対して課せられ、そのため配当税率は20.358%（適用ある追加税及び教育特別税を含む。）に増加する。

(c) 米国預託株式の交換に関する課税

米国預託株式の引渡しに基づく非居住者投資家による株式の受領については、インドの税制上、課税事由は発生しない。

(d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税

非居住者投資家から非居住者投資家へのインド国外における米国預託株式の譲渡に関しては、当該譲渡人にインドの譲渡益税は一切課されない。2014年財政法案において、外国機関投資家がポートフォリオ投資により得られる収益は、譲渡益として認識されることが明確に示されている。

株式の売買により得られる譲渡益については、関連する二重課税防止条約による減免に服すものの、一般的には、譲渡人にインドの所得税が課され、源泉徴収する必要がある。譲渡益は、所有形態により、譲渡益又は事業所得として課税される。株式の保有期間が12ヶ月（下記に従い、預託機関が米国預託株式の償還を通知した日を起算点とする。）を超える場合には、公認証券取引所で株式が取引され、かかる売買に対する有価証券取引税（以下に記載する。）が支払われる限り、発生した長期譲渡益は非課税である。株式の保有期間が12ヶ月以下である場合、発生した短期譲渡益は、15%（適用ある追加税及び教育特別税を加える。）で課税される。この税率は、所得額が譲渡益として取り扱われ、株式がインドの公認証券取引所において売却され、かつ有価証券取引税が課税される場合に適用される。その他の場合には、インド所得税法の条項に基づき適用される税率は、40%（適用ある追加税及び教育特別税を加える。）を上限として様々なものとなる。実際の適用税率は、非居住者投資家の性質を含む（ただし、これに限らない。）数々の要因により異なる。

非居住者投資家の居住する国とインド政府の間で締結された二重課税防止条約の条項により、上記の税率が引き下げられる場合がある。米国とインドとの間の二重課税防止条約により、米国の居住者がインドの譲渡益税を減免されることはない。すなわち、インドの現地法に基づき課税される。

さらに、税金が控除可能の場合、投資家はインド所得税局により発行された有効な永久勘定番号を、譲渡益又は事業所得の控除の責任を負う者に提出しない限り、(a)金融法に規定する関連条項に明記された税率、(b)有効な税率、又は(c)20%の中で最も高い税率にて控除される。2016年度の予算において、2016年6月1日以降、上述のより高い税率の非適用性につき、PANの代わりとして（規定ある）その他の書類の提出が許可されると記載されているが、当該書類を規定する規則／通達は未発表である。

インドの公認証券取引所において行われ、株券の受渡し又は譲渡により決裁された株式の売買に関する有価証券取引税は、売主及び買主に対して売買時点の取引金額に対し0.1%である。しかし、決裁が受渡し又は譲渡以外によってなされた場合、売主に対して売買時点の取引金額に対し0.025%の有価証券取引税が課される。

インドの税制上、株式の売買により発生する譲渡益の金額を決定する場合、米国預託株式の引渡しにより引出された株式の取得費用は、引渡された米国預託株式の取得費用ではなく、預託機関がかかる引渡しにつき保管機関に通知した日のムンバイ証券取引所又はインド全国証券取引所における市場価格とする。米国預託株式の引渡しにより受領される株式の保有期間は、預託機関が引渡しの通知を行った日から起算される。

(e) 新株引受権

非居住者投資家に対する米国預託株式若しくは株式の追加又は新株引受権の分配は、非居住者である顧客がこれを保有する限り、インドの所得税の課税の対象にはならない。

租税条約に基づく免税を受けていない非居住者投資家による他の非居住者投資家に対するインド国外での新株引受権の売却から得られた譲渡益が、インドの譲渡益税の対象となるか否かについては不明確である。しかしながら、当行の現所在地がインド国内であるため、インドの課税当局によりかかる新株引受権がインド国内に所在するとみなされる場合には、新株予約権の売却により実現した一切の譲渡益には、上述の「(d) 米国預託株式又は株式の売買に関する課税」に従ってインドの譲渡益税が課される。

(f) 印紙税

当行は、米国預託株式の原株式の発行に際し、発行済株式の総額が1百万ルピーを超えない場合には、1株当たり発行価格の0.1%、発行済株式の総額が1百万ルピーを超える場合には、1株当たり発行価格の0.2%に相当する印紙税を支払わなければならない。米国預託株式の譲渡には、インド法に基づく印紙税は課されない。一般に、非居住者投資家は、原株式を表章する米国預託株式と引換えに預託機関から原株式の株券を受領する際に、株券の再発行について適用されるインド法に基づく印紙税を支払わなければならない。かかる印紙税は、当初の株券の発行に際して支払われる印紙税と同額である。同様に、非居住者投資家による原株式の株券の売却に関する合意についても、取引日における当該株式の市場価格の0.005%に相当する印紙税が課される。加えて、譲渡証書について、取引日における株式の市場価格の0.25%に相当する印紙税が課される。通常、かかる印紙税は、譲受人である購入者が負担する。しかしながら、当行の株式は、株券の受渡しによる譲渡が許容される500株以下の売買の場合を除き、強制的に、株券を発行しない形態で受渡される。インドの印紙税法の下では、株券の受渡しが行われない形態での株式の取得又は譲渡については、印紙税は課されない。譲渡証書について支払われる印紙税を除き、上記の印紙税率はマハラシュトラ州において書類が捺印された場合に適用される。譲渡証書は、1899年インド印紙税法に定められる税率で捺印される。

(g) その他の税

現在、米国預託株式又は原株式に適用される富裕税、贈与税又は遺産税はない。

(h) サービス税

インドの公認証券取引所に上場された株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料には、14.5%（適用される特別税を含む。）のサービス税が課される。2016年6月1日から、サービス税の税率は15%となる（適用される特別税を含む。）。株式ブローカーは、サービス税を徴収し、管轄当局に支払う義務を負っている。

(i) 物品・サービス税

物品・サービス税は、国レベルで物品・サービスの製造、販売及び消費に対し課される包括的な税である。中央及び各州により物品・サービスの取引、すべてに課されている様々な間接税を併合させるものであり、物品・サービス税の範囲外であり閾値を下回る取引の場合を除き、物品・サービスの取引すべてに適用可能であるとして提案された。インドにおける物品・サービス税法の施行に必要な手続は、進行中である。

(j) 一般的租税回避否認条項（General Anti Avoidance Rule）

2015年金融法により一般的租税回避否認条項は見送られ、2017年4月1日から有効となるものとする。ある特定の取引又は協議の主要な動機が節税であるとインド所得税局が主張した場合、一般的租税回避否認条項の規定を行使する権限が与えられる。一般的租税回避否認条項の規定が所得税局により行使された場合、税制優遇又は租税条約に基づく恩恵が得られないことがある。

(2) 日本における課税上の取扱い

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法及びその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限の下、日本の居住者又は内国法人の所得（及び個人に関しては相続財産）が上記のインドにおける課税上の取扱いに記載された租税の対象とされた場合、かかる租税は、当該居住者又は法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。「一第8－米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項－(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務－(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い」を参照のこと。

4【法律意見】

当行のシニア・ジェネラル・マネージャー（法務）兼秘書役であるサンカー・パラメスワランより、大要、下記の趣旨の法律意見書が出されている。

- （i） 当行は、インド法に基づく株式による有限責任会社として適法に設立され、かつ有効に存続しており、本書に記載された事業を営み、その財産を所有及び運用するすべての権限を与えられている。
- （ii） 本書中のインドの法令に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の考察及び表は、インドGAAPに従い作成した当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づくものである。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点並びに米国GAAPに基づき要求される追加情報については、本書に記載される当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。米国GAAPによる主要財務データについては、「—主要な米国GAAPの財務データ」を参照のこと。

本会計年度以前の会計年度の財務書類は、本会計年度に用いられた分類方法に一致させるため一部再分類されている。これらの変更は、以前に発表された業績又は株主資本に影響を与えるものではない。当行の財務書類を作成する際に使用された会計報告方針は、一般的な業界の慣行を反映しており、インド勅許会計士協会によって公布された会計基準、並びにインド準備銀行、保険業規制開発委員及び国立住宅銀行（National Housing Bank）により発布されたICICIバンク及び特定の子会社及びジョイントベンチャーに適用される各種ガイドラインを含め、インドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準（インドGAAP）に準拠したものである。

2012年度から2014年度の連結財務書類は、エス・アール・バトリボイ・アンド・カンパニー・エルエルピー（S.R. Batliboi & Co. LLP）勅許会計士事務所が、また2015年度及び2016年度の連結財務書類は、ビー・エス・アール・アンド・カンパニー・エルエルピー（BSR & Co. LLP）勅許会計士事務所が、いずれもインド勅許会計士協会によって公布された監査基準に基づき監査を行った。2012年度から2016年度までの連結財務書類は、インドの独立登録監査法人であるKPMGにより、米国公開企業会計監督委員会の会計基準に従って監査された。KPMGの監査によるインドGAAPによる当行の連結財務書類、米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整及びこれらの財務書類の注記は、本書に記載されている。

インドの法令に基づき、当行の株主に向けて作成及び配布された当行の年次報告書には、インドGAAPに基づいて作成された連結及び非連結財務書類並びにインドGAAPに基づいて作成された非連結財務書類に基づく経営成績及び財政状態の分析が含まれている。

以下の情報は、「第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の詳細な情報及び当行の連結財務書類と併せて読まれるべきものである。過去の業績は、必ずしも当行の将来の業績を予見するものではない。

経営成績データ

以下の表は、表示された期間中における当行の経営成績のデータを示したものである。

(単位：百万（普通株式1株当たりの数値を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
主要損益計算書データ：						
受取利息(1)	379,948	448,846	494,792	549,640	592,937	1,007,993
支払利息	(250,132)	(282,854)	(297,106)	(323,182)	(339,965)	(577,941)
純利息収入	129,816	165,992	197,686	226,458	252,972	430,052
非利息収入	286,634	293,198	300,846	352,523	421,021	715,736
総収益純額	416,450	459,190	498,532	578,981	673,993	1,145,788
非利息費用						
リース資産に関する減価償却	(423)	(328)	(317)	(351)	(192)	(326)
保険事業に関する費用	(179,254)	(173,517)	(162,367)	(191,640)	(232,710)	(395,607)
その他の営業費用(2)	(115,844)	(128,225)	(143,979)	(158,237)	(174,993)	(297,488)
非利息費用合計	(295,521)	(302,070)	(306,663)	(350,228)	(407,895)	(693,422)
引当金及び税金控除前営業利益	120,929	157,120	191,869	228,753	266,098	452,367
引当金及び偶発債務	(14,063)	(20,952)	(29,003)	(45,363)	(123,054)	(209,192)
税引前利益	106,866	136,168	162,866	183,390	143,044	243,175
納税引当金	(27,490)	(34,869)	(46,095)	(53,967)	(33,775)	(57,418)
税引後利益	79,376	101,299	116,771	129,423	109,269	185,757
少数株主持分	(2,947)	(5,263)	(6,357)	(6,954)	(7,469)	(12,697)
純利益	76,429	96,036	110,414	122,469	101,800	173,060
普通株式1株当たり：						
利益－基本的(3)(7)	13.27	16.66	19.13	21.17	17.53	29.80
利益－希薄化後(4)(7)	13.21	16.57	19.03	20.94	17.41	29.60
配当(5)(7)	3.30	4.00	4.60	5.00	5.00	8.50
帳簿価額(6)(7)	101.20	114.32	130.51	143.11	153.10	260.27
期末発行済株式（単位：百万株）(7)	5,764	5,768	5,774	5,797	5,815	
発行済株式の加重平均株式数－基本的（単位：百万株）(7)	5,762	5,765	5,772	5,786	5,807	
発行済株式の加重平均株式数－希薄化後（単位：百万株）(7)	5,778	5,787	5,794	5,842	5,840	

(1) 受取利息とは、ルピー建て及び外貨建ての貸付金（手形を含む。）並びに分割払購入受取金及びICICIバンクの貸付金のセル・ダウンによる収益／（損失）に係る利息である。受取利息には、2012年度、2013年度、2014年度、2015年度及び2016年度の法人所得税還付に係る利息収入（それぞれ846百万ルピー、2.7十億ルピー、2.0十億ルピー、2.8十億ルピー及び3.3十億ルピー）が含まれている。

(2) 雇用経費、固定資産に関する減価償却費及びその他の一般経費が含まれる。

(3) 1株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化前の1株当たり純利益／（損失）を示す。

(4) 1株当たり利益は、加重平均株式数に基づき計算され、希薄化後の1株当たり調整済純利益／（損失）を示す。2012年度、2013年度、2014年度、2015年度及び2016年度の各年度末において、それぞれ64,353,000株、62,447,200株、73,376,100株、53,612,700株及び96,243,300株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である200.7ルピー、193.5ルピー、207.2ルピー、248.6ルピー及び276.0ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれなかった。

- (5) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2012年度、当行は、1株当たり配当を3.30ルピーと宣言し、かかる配当を2013年度中に支払った。2013年度、当行は、1株当たり配当を4.00ルピーと宣言し、かかる配当を2014年度中に支払った。2014年度、当行は、1株当たり配当を4.60ルピーと宣言し、かかる配当を2015年度中に支払った。2015年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2016年度中に支払った。2016年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2017年度中に支払っている。1株当たり配当額は、当該年度中に宣言された配当税を除く配当の総額に基づくものである。
- (6) 損益計算書の繰延税金資産、営業権及び借方残高を差し引いた持分株式資本、未払いの従業員ストックオプション並びに準備金及び剰余金を示す。
- (7) 当行の株主は、普通株式1株を5分割し、1株当たり10ルピーを1株当たり額面価額2ルピーとする株式分割を承認した。株式分割の基準日は、2014年12月5日であった。額面価額及び株式数は修正再表示され、かかる株式分割を反映させるため、再計算された前期の関連比率が表示されている。

以下の表は、記載された期間中における総資産平均に占める主要損益計算書データの比率を示したものである。平均残高は、日次平均残高（2014年9月までの期間は2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均残高を除く。）の合計である。2014年10月からについては、外国支店の平均残高も日次平均残高である。

(単位：％)

	3月31日に終了した年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
主要損益計算書データ:					
受取利息	6.52	7.01	7.03	7.15	6.98
支払利息	(4.29)	(4.42)	(4.22)	(4.20)	(4.00)
純利息収入	2.23	2.59	2.81	2.95	2.98
非利息収入	4.91	4.59	4.28	4.58	4.96
総収益	7.14	7.18	7.09	7.53	7.94
リース資産に関する減価償却	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
保険事業に関する費用	(3.07)	(2.71)	(2.31)	(2.49)	(2.74)
その他の営業費用	(1.99)	(2.00)	(2.05)	(2.06)	(2.06)
非利息費用	(5.07)	(4.72)	(4.36)	(4.55)	(4.80)
引当金及び税金控除前営業利益	2.07	2.46	2.73	2.98	3.14
引当金及び偶発債務	(0.24)	(0.33)	(0.41)	(0.59)	(1.45)
税引前利益	1.83	2.13	2.32	2.39	1.69
納税引当金	(0.47)	(0.55)	(0.66)	(0.71)	(0.40)
税引後利益	1.36	1.58	1.66	1.68	1.29
少数株主持分	(0.05)	(0.08)	(0.09)	(0.09)	(0.09)
純利益	1.31	1.50	1.57	1.59	1.20

以下の表は、記載された期間における当社の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))

3月31日現在又は3月31日に終了した年度

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
主要貸借対照表データ:						
総資産	6,197,136	6,749,830	7,477,624	8,260,792	9,187,562	15,618,855
投資(1)	2,217,616	2,354,684	2,427,901	2,743,108	2,860,441	4,862,750
貸付金純額	2,921,254	3,299,741	3,873,418	4,384,901	4,937,291	8,393,395
不良顧客資産(総額)	107,124	107,165	122,994	173,870	293,216	498,467
負債合計(4)	5,584,371	6,062,206	6,713,326	7,413,746	8,246,455	14,018,974
預金	2,819,505	3,147,705	3,595,127	3,859,552	4,510,774	7,668,316
借入金(劣後債及び償還可能 非累積的優先株式を含む。)	1,612,966	1,728,882	1,835,421	2,112,520	2,203,777	3,746,421
持分株式資本	11,528	11,536	11,550	11,597	11,632	19,774
準備金及び剰余金(2)	601,237	676,088	752,748	835,449	929,475	1,580,108
当期平均(3):						
総資産	5,832,309	6,394,436	7,037,002	7,689,402	8,490,942	14,434,601
有利子資産	4,697,241	5,272,489	5,830,625	6,449,193	7,246,635	12,319,280
貸付金純額	2,720,937	3,149,347	3,589,293	4,049,280	4,672,596	7,943,413
負債合計(4)	5,214,310	5,723,133	6,284,987	6,860,592	7,571,180	12,871,006
有利子負債	4,099,844	4,556,099	4,996,433	5,445,789	6,094,406	10,360,490
借入金	1,465,670	1,656,860	1,820,630	1,906,290	2,153,911	3,661,649
株主資本	617,999	671,303	752,016	828,810	919,753	1,563,580
収益性:						
以下に占める純利益(%) :						
総資産平均	1.31	1.50	1.57	1.59	1.20	
株主資本平均	12.37	14.31	14.68	14.78	11.07	
株主資本平均(優先株式資本 を含む。)	12.30	14.23	14.61	14.71	11.03	
配当性向(5)	24.89	24.02	24.06	23.67	28.56	
スプレッド(6)	2.06	2.35	2.58	2.63	2.64	
純金利差益率(7)	2.83	3.20	3.44	3.55	3.52	
収入原価比率(8)	70.96	65.78	61.51	60.49	60.52	
資産平均原価比率(9)	5.07	4.72	4.36	4.55	4.80	
資本(10):						
総資産平均に占める株主資本 平均の比率(%)	10.60	10.50	10.69	10.78	10.83	
総資産平均に占める株主資本 平均の比率(優先株式資本を 含む。)(%)	10.66	10.55	10.74	10.82	10.87	
資産価値:						
顧客資産純額に占める条件緩 和資産純額の比率(%)	1.40	1.58	2.70	2.41	1.64	
顧客資産純額に占める不良資 産純額の比率(%) (11)	0.79	0.74	0.99	1.54	2.66	
条件緩和資産総額に占める条 件緩和資産に対する引当金の 比率(%)	8.81	7.87	8.42	7.23	7.68	
不良資産総額に占める不良資 産に対する引当金の比率(%)	74.56	72.80	63.72	55.59	49.60	
顧客資産総額に占める引当金 の比率(%) (12)	2.98	2.63	2.47	2.89	3.36	

- (1) 2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠して、農業インフラ開発基金及びその他関連預金への投資は、「その他の資産」に再分類された。したがって、表示されている全ての過年度の数値は、当年度の表示と一致させるため、再分類されている。
- (2) オプションの行使／失効の際、「持分株式資本」又は「準備金及び剰余金」へ振替えられる未払いの従業員ストックオプションの残高を含む。
- (3) 平均残高は、日次平均残高（2014年9月までの期間は2週間ごとに計算されるICICIバンクの海外支店の平均残高を除く。）の合計である。2014年10月からについては、外国支店の平均残高も日次平均残高である。
- (4) 優先株式資本及び少数持分を含むが、株主資本は含まない。
- (5) 当期純利益に対する持分株式資本に関して支払われる配当金総額（配当税控除後）の比率を示す。
- (6) 有利子資産平均のイールド及び有利子負債平均の原価の差を示す。有利子資産平均のイールドとは、有利子資産平均に占める受取利息の比率をいう。有利子負債平均の原価とは、有利子負債平均に占める支払利息の比率をいう。
- (7) 有利子資産平均に対する純利息収入の比率を示す。純金利差益率及びスプレッドの差は、有利子資産平均及び有利子負債平均の差から起因している。有利子資産平均が有利子負債平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、また有利子負債平均が有利子資産平均を超える場合、純金利差益率は、スプレッドより小さくなる。
- (8) 収入合計に対する非利息費用の比率を示す。収入合計は、純利息収入及び非利息収入の合計を示す。
- (9) 総資産平均に対する非利息費用の比率を示す。
- (10) 2016年度末現在、インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに基づくICICIバンクの非連結での自己資本比率は、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率13.0%、Tier 1 リスク・ベース資本比率13.1%及びリスク・ベース自己資本比率合計16.6%である。2016年度末現在、インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに基づく当行の連結での自己資本比率は、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率12.9%、Tier 1 リスク・ベース資本比率13.1%及びリスク・ベース自己資本比率合計16.6%である。
- (11) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権と認められた債権を含む。
- (12) 正常先資産に対する一般引当金を含む。
- (13) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え／再分類されている。

主要な米国GAAPの財務データ

以下の表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づく特定の主要な財務データを示したものである。

(単位：百万（1株当たりの数値を除く。）)

3月31日現在又は3月31日に終了した年度

	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
総収益(1)	188,192	245,463	274,705	319,924	371,339	631,276
ICICIバンクの株主に帰属する 純利益／(損失)	70,811	101,052	101,421	116,913	73,037	124,163
総資産	5,506,134	5,860,331	6,485,471	7,130,592	7,867,628	13,374,968
ICICIバンクの株主資本	633,518	736,566	801,882	938,253	981,675	1,668,848
その他の包括利益／(損失)	(7,257)	14,431	2,157	46,436	44,486	75,626
1株当たり						
継続事業純利益／(損失) －基本的(2)	12.29	17.53	17.57	20.21	12.58	21.39
継続事業純利益／(損失) －希薄化後(3)	12.24	17.44	17.50	20.05	12.50	21.25
配当(4)	2.80	3.30	4.00	4.60	5.00	8.50

(1) 純利息収入に非利息収入を加算した数値を示す。

(2) 希薄化前の純利益（損失）を示す。

(3) 希薄化後の調整済純利益（損失）を示す。2012年度、2013年度、2014年度、2015年度及び2016年度の各年度末において、それぞれ64,353,000株、62,447,200株、73,376,100株、53,612,700株及び96,243,300株の普通株式を、それぞれ加重平均行使価格である200.7ルピー、193.5ルピー、207.2ルピー、248.6ルピー及び276.0ルピーで購入することのできる、従業員に対して付与されたオプションが残存していたが、かかるオプションは逆希薄化であったため、希薄化後1株当たり利益の計算には含まれなかった。

(4) インドでは、ある会計年度の配当は、通常、その翌会計年度に宣言され、支払われる。2012年度、当行は、1株当たり配当を3.30ルピーと宣言し、かかる配当を2013年度中に支払った。2013年度、当行は、1株当たり配当を4.00ルピーと宣言し、かかる配当を2014年度中に支払った。2014年度、当行は、1株当たり配当を4.60ルピーと宣言し、かかる配当を2015年度中に支払った。2015年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2016年度中に支払った。2016年度、当行は、1株当たり配当を5.00ルピーと宣言し、かかる配当を2017年度中に支払っている。1株当たり配当額は、当該年度中に支払われた配当税を除く配当の総額に基づくものである。

(5) 前期の数値は、当期の分類に一致させるために必要に応じて組み替え／再分類されている。

2【沿革】

ICICIは、1955年に世界銀行、インド政府及びインドの産業界代表らのイニシアティブで設立された。主要な目的は、インドの事業に対し中長期のプロジェクト・ファイナンスを提供する開発金融機関を創設することであった。1980年代後半まで、ICICIはその活動につき、主にプロジェクト・ファイナンスに注力しており、様々な産業プロジェクトに対して長期的な資金提供を行っていた。1990年代におけるインドの金融部門の自由化に伴い、ICICIはプロジェクト・ファイナンスのみを提供する開発金融機関から多様な金融サービスの提供機関へと事業を移行し、その子会社及びその他のグループ会社とともに多様な商品及びサービスを提供した。インド経済がより市場志向型となり、世界経済と統合するにつれ、ICICIはより広範囲の顧客に対し、より多様な金融商品及びサービスを提供する新たな機会を利用することとなった。ICICIバンクは、1994年にICICIグループの一部として設立された。

ユニバーサル・バンキングの問題は、インドにおいてはICICIのような長期貸付機関の商業銀行への転換を意味するものであるが、これは1990年代後半に詳細に検討されてきた。銀行への転換により、ICICIは低価格の要求払い預金を受け入れることが可能となり、より多様な商品及びサービスを提供し、銀行手数料という形で資金をベースとしない利益を得るためのより多くの機会を得ることができる。ICICIバンクはまた、インドの銀行業界において起こりつつある競争の激化という状況を考慮し、様々な戦略上の選択肢を検討している。ICICIバンクは、インドの銀行業界における主要な成功要因は、多大な資本基盤並びに業務の規模及びスケールにあるとみている。銀行へ転換したことによる利益及びインド準備銀行のユニバーサル・バンキングに係る発表を考慮し、ICICI及びICICIバンクは2002年に合併した。

3【事業の内容】

(1) インドの金融部門の概要

(a) 一般

インドの中央銀行及び金融当局であるインド準備銀行は、インドの金融制度における中央規制及び監督当局である。インドの金融部門には公共部門及び民間部門の様々な金融仲介業者が参加しており、以下のものが含まれる。

- ・ 商業銀行
- ・ 長期貸付機関
- ・ 住宅金融会社等の、銀行以外の金融会社
- ・ その他特殊金融機関及び州レベルの金融機関
- ・ 保険会社
- ・ ミューチュアル・ファンド

以下では、まずインド準備銀行及び商業銀行を中心にインドの金融制度の主要参加者のそれぞれの役割及び活動の概要について述べる。続いて、銀行改革プロセスの概要及び近年発表又は提案された主要な改革策について述べる。最後に、近年の金融政策声明においてインド準備銀行により発表された措置について概説する。

(b) インド準備銀行

インド準備銀行は、1935年に設立されたインドの中央銀行及び金融当局である。インド準備銀行は、国の貨幣供給量及び外国為替を管理し、またインド政府及び国内の商業銀行の銀行としての役目も果たしている。インド準備銀行は、中央銀行としての従来の役割のほか、いくつかの発展的かつ促進的な役割を果たしている。

インド準備銀行は、エクスポージャー・リミット、利益の認識、資産分類、不良資産及び再構築資産に対する引当金の設定、商業銀行、長期貸付機関及び銀行以外の金融会社の投資評価及び自己資本比率に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、これらの機関に対し、それらの事業に関する情報を定期的に提出するよう要求している。インドの金融制度における規制当局及び監督当局としてのインド準備銀行の役割並びに当行に対するその影響の詳細については、「－(2) 事業－(h) 監督及び規制」を参照のこと。

(c) 商業銀行

インドの商業銀行は、工業、貿易及び農業の短期資金ニーズ又は運転資金需要額を満たしており、インフラ等の部門への長期的融資を提供し、また個人向け貸付商品の提供を行っている。2016年3月31日現在、国内には149の指定商業銀行があり、132,587店の支店網を有しており、それらの預金口座残高は約96.60兆ルピーであった。指定商業銀行は、1934年インド準備銀行法の別表2に記載されている銀行で、さらに公共部門銀行、民間部門銀行及び外国銀行に分類される。指定商業銀行はインド全土に支店を有しており、約64.6%の支店が国内の農村部又は郊外地区に所在している。

(d) 公共部門銀行

公共部門銀行は、インドの銀行システムにおいて最も大きな区分である。これには、インドステイト銀行（State Bank of India）及びその提携銀行5行、国有化銀行20行並びに地域農村銀行56行が含まれる。2016年3月31日現在、地域農村銀行を除いた残りの公共部門銀行の支店は89,921店であり、指定商業銀行の総銀行融資残高の68.2%及び総預金の70.8%を占めていた。インドステイト銀行は、総資産に関して、インド最大の銀行である。2016年3月31日現在、インドステイト銀行及びその提携銀行5行は、23,966の支店を有していた。これらは、全指定商業銀行の総預金の22.5%及び総銀行融資残高の21.8%を占めていた。

地域農村銀行は、農村経済の発展を目的として、中央政府、州政府及び支援商業銀行の共同出資で1976年から1987年の間に設立された。地域農村銀行は、小規模農家、職人、小規模企業家及び農業労働者への融資を行っている。国家農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development）は、地域農村銀行の職務を監督する責任を負っている。2016年3月31日現在、56の地域農村銀行があり、20,416の支店を有しており、指定商業銀行の総預金の3.2%及び総銀行融資残高の2.8%を占めていた。

(e) 民間部門銀行

銀行国有化の第一段階が1969年に完了した後、公共部門銀行がインドの銀行業の最大部分を占めていた。1993年7月、銀行改革プロセスの一環として、また銀行部門における競争を誘発する手法として、インド準備銀行は、民間部門が銀行システムへ参入することを認めた。その結果、当行を含む民間部門銀行が参入した。これらは、まとめて新規民間部門銀行として知られている。2016年3月31日現在、新規民間部門銀行は8行であった。2014年4月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社2社、IDFCリミテッド（IDFC Limited）及びバンドハン・フィナンシャル・サービスズ・プライベート・リミテッド（Bandhan Financial Services Private Limited）に対して、これらのガイドラインに基づき銀行を設立できるよう大筋の許可を出した。これらの銀行は、2016年度に営業を開始している。2015年9月、インド準備銀行は、民間部門の小規模銀行10行及び支払銀行11行に対して、大筋の許可を付与した。このうち、小規模銀行1行は営業を開始しており、免許を所有する支払銀行3行は許可を破棄又は破棄する決定を発表している。「－(m) 構造改革－(iii) 分化した免許」も参照のこと。さらに、2016年3月31日現在、1993年7月より前から存在している旧民間部門銀行13行が営業していた。

2016年3月31日現在、民間部門銀行は、指定商業銀行の総預金の約21.4%及び総銀行融資残高の約24.0%を占めていた。その21,926店の支店網は、国内の指定商業銀行の全支店網の16.5%を占めていた。

(f) 外国銀行

2016年3月31日現在、インドで営業している外国銀行は43行であり、325の支店を有していた。外国銀行は、指定商業銀行の総預金の4.6%及び総銀行融資残高の5.0%を占めていた。インド準備銀行は、自由化プロセスの一環として、国内の銀行に課されている要件とはほぼ同じ要件に従って外国銀行がより自由に営業することを認めた。インドの外国銀行の大半の主な業務は、法人セグメントにおけるものである。しかしながら、大手外国銀行の中には、個人向け銀行業務をそのポートフォリオの大部分としたものもある。外国銀行の大半は、親銀行の支店を通じてインドで営業を行っている。外国銀行の中には、法人向け貸付及び個人向け貸付の双方のために、銀行以外の金融会社、投資銀行業、証券仲介業、保険及び資産管理業を担う完全子会社又はジョイントベンチャーを有しているものもある。

2004年7月6日付通知書において、インド準備銀行は、取得銀行が被取得銀行の株式を新たに取得することによりその取得銀行の持分が被取得銀行の株式資本の5.0%を超えることとなる場合には、銀行は当該被取得銀行の株式を取得してはならない旨を定めている。これは、インドに支店を有する外国銀行がインドの銀行に対して保有する持分に対しても適用される。インド準備銀行は、2005年2月28日に「インドの外国銀行の支店に対する指針」に関する通知を発表し、外国銀行の支店に関して以下の措置を公表した。

- ・ 第一段階中（2009年3月まで）、外国銀行は、完全子会社を設立し又は既存支店を完全子会社に転換することにより、支店を設置することができた。
- ・ さらに、第一段階中、外国銀行は、インド準備銀行が再建対象と認定した民間部門銀行についてのみ、支配的な株式数を段階的に取得することができた。

- ・ 新規及び既存の外国銀行については、世界貿易機関との現在有効な合意において年間12の支店の増設が認められているが、これを超えて設置することが提案されていた。銀行の少ない地域に関しては、より寛大な措置がとられる予定である。
- ・ 第二段階中（2009年4月以降に予定された）、第一段階の見直し後に、外国会社は、74.0%を上限として、インドの民間部門銀行の持分を取得することができるようになる。

しかしながら、2009年度における世界の金融市場の悪化を考慮して、経済回復の兆しが見え、国際規制及び監督構造改革が行われるまで、第二段階の中断を決定した。

2013年11月、インド準備銀行は、インドでの外国銀行による完全子会社の設立のための計画を公表した。かかる計画により、2010年8月より後に営業を開始した又は今後開始を予定している外国銀行は、一定の基準が適用となる場合に、完全子会社を通じてのみ営業を開始することができる想定されている。これらの基準には、とりわけ自国の預金者の請求に対し法的な優先権を与える法域における設立が含まれる。さらに、2010年8月より後に支店形式によってインドでの事業を開始した外国銀行は、システム上重要であると判断された場合は、当該事業を子会社へと移行させる必要がある。銀行は、インドの貸借対照表（オフバランスシート項目のクレジット等価額を含む）における資産が、インドの銀行システムの資産の0.25%を超える場合に、システム上重要であると判断される。子会社の設立には、インド準備銀行の承認を必要とし、このためインド準備銀行は、親会社の設立国との経済的及び政治的な関係及び親会社本国との相互関係を含む様々な要因を考慮する。外国銀行の子会社に対する規制の枠組みは、管理、行政指導に基づく貸付、投資及び支店拡大の点を含め国内の銀行に適用されるものと実質的に同様である。外国銀行の完全子会社は、さらなる検討の後、インドの民間部門銀行に適用される74%の外国人の保有の上限を遵守することを条件に、インドの民間部門銀行との合併取引及び買収取引を許可される可能性がある。インド準備銀行はまた、2013年10月に発表した第2四半期金融政策レビューにおいて、外国銀行に対し相互主義及び子会社形式での存在を前提に、国内銀行と同等の待遇を提供することを提案した。

2012年7月、インド準備銀行は、優先部門貸付基準の修正を行い、またインドにおいて20以上の支店を有する外国銀行に対しても、国内の銀行へ規定されているのと同様に、優先部門貸付基準を満たすことを義務付けた。2015年4月、インド準備銀行は優先部門貸付基準を修正し、支店数が20以下の外国銀行に対しても、2020年度までに優先部門貸付基準を段階的に達成するよう要求した。

(g) 信用組合銀行

信用組合銀行は、インドの都市部及び郊外の農業、中小企業及び自営業者の資金調達ニーズに応じる。州の土地開発銀行及び主要な土地開発銀行は、農業への長期貸付を行っている。2001年度に一部の信用組合銀行が直面した流動性及び破産に関する問題を考慮して、インド準備銀行は、正式な法改正までの間に、株式に対する融資、コール市場からの借入及び都市部の他の信用組合銀行に預け入れた定期預金に関する措置を含む、いくつかの経過措置を講じた。現在、都市部の信用組合銀行の監督及び規制に関してはインド準備銀行が、また州の信用組合銀行及び地域の信用組合銀行に関しては国家農業農村開発銀行が責任を有している。2004年改正銀行規則及び雑則に関する法律は、インド準備銀行による全信用組合銀行に対する規制に関して規定している。

信用組合銀行の資本構造を強化するため、インド準備銀行は、2014年1月に、州及び中央の信用組合銀行に対し最低自己資本要件9.0%を3年間にわたって段階的に達成するよう発表した。ガイドラインでは、2015年3月31日までに最低自己資本比率を7.0%、2017年3月31日以降9.0%とするよう定めている。信用組合銀行は、定められた最低自己資本要件を満たすために、長期定期預金及び永久債を発行することができる。

2015年4月に発表された、2016年度隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、経営が良好な信用組合銀行の業務拡大を可能にする措置を発表した。1.0十億ルピー以上の純資産及びテクノロジーベースの設備を有する財務状態が良好な都市部の信用組合銀行には、クレジットカードの発行が許可されている。州の信用組合銀行には、インド準備銀行の事前の許可を得ることなく店舗外現金自動預払機（ATM）及び移動ATMを設置することが許可されている。主要な銀行ソリューションのような特定要件を満たしている信用組合銀行は、顧客にインターネット・バンキング制度を提供することが許可されている。

(h) 長期貸付機関

長期貸付機関は、中期及び長期の財政支援を行い、様々な産業における新規事業の立上げ並びに既存設備の拡張及び近代化を図る目的で設立された。これらの機関は、産業に対する資金及び資金以外での支援を、貸付金、証券の引受け、株式への直接出資、ディベンチャー及び保証の形で行う。主要な長期貸付機関には、インド工業開発銀行（Industrial Development Bank of India）（現在は銀行である。）、IFCIリミテッド（IFCI Limited）、インド工業投資銀行（Industrial Investment Bank of India）及び合併前のICICIが含まれていた。長期貸付機関は、インドの産業が成長する上で重要な役割を果たすことが期待されていたため、政府からの譲許的資金提供を利用することができた。しかしながら、1991年以降の金融部門及び経済部門の改革を経て、長期貸付機関の業務環境が大きく変化した。これらの機関の当初の役割は、主に産業への政府からの資金提供の媒介に限定されていたが、改革プロセスによりかかる機関の事業活動の範囲を、以下のような業務へと拡大しなければならなくなった。

- ・ 投資銀行業務及び投資顧問業務等の手数料業務
- ・ コーポレート・ファイナンス及び運転資金の貸付の短期貸付業務

第二次ナラシムハム委員会の提言並びに長期貸付機関と銀行の役割及び業務を調整するために1999年に設置されたワーキング・グループであるカーン・ワーキング・グループの提言に従い、インド準備銀行は、その2000年度金融政策の中間レビューにおいて、銀行に適用される健全性基準の遵守を前提として長期貸付機関が銀行に転換する権利を有する旨を発表した。2001年4月、インド準備銀行は、対処する必要のある業務及び規制上の複数の問題に関してガイドラインを発表し長期貸付機関がユニバーサル・バンクへ転換する方針を制定した。2002年4月、ICICIは、当行と合併した。2003年工業開発銀行（事業の譲渡及び廃止）法により、インド工業開発銀行は、1956年インド会社法に基づき設立された銀行に転換された。インド工業開発銀行の子会社であった新規民間部門銀行であるIDBIバンク・リミテッド（IDBI Bank Limited）は、2005年4月にインド工業開発銀行と合併した。インド企業の長期資金需要は、主として銀行、ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド（Life Insurance Corporation of India）及び特殊な銀行以外の金融会社により達成された。インド企業はさらに、機関投資家及び個人投資家に対して債券を発行する。

(i) 銀行以外の金融会社

2016年3月31日現在、インドには11,682の銀行以外の金融会社があり、そのほとんどが民間部門に属する。このうち、202社は銀行以外の預金受入金融会社であり、残りは非預金受入事業体であった。銀行以外の金融会社は、すべてインド準備銀行に登録しなければならない。銀行以外の金融会社は、（i）負債の種類により、銀行以外の預金を取り扱う金融会社及び銀行以外の預金を取り扱わない金融会社に、（ii）銀行以外の預金を取り扱わない金融会社のうち、その資産規模が1.0十億ルピーを超える構造的に重要な企業及びその他の預金を取り扱わない企業という規模別、（iii）その事業内容によって分類することができる。一般預金を取り扱う会社は、銀行と同様に、インド準備銀行による厳格な監督及び自己資本比率規制に従わなければならない。銀行以外の金融会社は大きく8つのカテゴリー（資産運用会社、貸付会社、投資会社、インフラストラクチャー金融会社、インフラデットファンド、小規模金融機関、ファクター投資会社及びコア投資会社）に分類される。当行の子会社であるICICIセキュリティー・リミテッド（ICICI Securities Limited）は、銀行以外の金融会社であり、一般預金を取り扱わないが、当行の子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー（ICICI Home Finance Company）は、銀行以外の金融会社であり、一般預金を取り扱っている。銀行以外の金融会社の主な業務は、自動車金融、住宅金融及び耐久消費財金融等の消費者金融、中小企業向け手形割引及びインフラ金融等のホールセール金融商品並びに投資銀行業務及び引受業務等の手数料業務である。インフラ計画への資金流入を強化する目的で、2011年11月、インド準備銀行は、ミューチュアル・ファンド又は銀行以外の金融会社の形をとるインフラデットファンドの設立に関するガイドラインを発表した。2013年度において当行は、その他の国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、インドにおける初の銀行以外の金融会社の構造を持ったインフラデットファンドを設立した。かかる会社につき、当行の株式持分は、当行の完全子会社の持分と合わせて31.0%である。

インド準備銀行は、多様な種類の銀行以外の金融会社に対して、貸付、エクスポージャー及び引当の要件並びに貸付の条件緩和に係るガイドラインを發布している。2011年8月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社部門の問題に関するワーキング・グループ報告書を発表した。グループは、銀行以外の金融会社としての登録には最低500百万ルピーの資産及び最低20百万ルピーの自己資金純額を必要とすること、3年以内に12%のTier 1資本の最低値を達成すること、流動性比率、より厳密な資産分類規定及び引当規定を導入すること、並びに不動産へのエクスポージャーを制限することを提案した。2015年3月、インド準備銀行は、ワーキング・グループによる提案に従って、銀行以外の金融会社の最終的な規制枠組みを発表した。ガイドラインに従い、銀行以外の金融会社は純額20百万ルピー以上の自己保有ファンドを保有しなければならない、最低要件を下回る会社は、2017年4月1日までに最低要件を達成しなければならない。銀行以外の預金を取り扱う金融会社は、一般預金を取り扱うためには最低限の投資格付を取得しなければならない。投資格付を下回る格下げがされた際には、かかる会社は新たな預金の受け入れ及び既存の預金の更新を行ってはならない。さらに、銀行以外の預金を取り扱う金融会社は、2016年3月31日までに8.5%、2017年3月31日までに10.0%のTier 1資本の最低値を達成しなければならない。

2015年7月、インド準備銀行は、銀行以外の金融会社の支配権の取得又は譲渡に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインに従い、支配権の承継若しくは支配権の取得による銀行以外の金融会社の経営の変化、持株の変動又は30%以上の取締役を新たに任命したことによる経営の変化は、インド準備銀行による事前の許可なくして行うことはできない。さらに、かかる事柄が発生する最低30日前に、公告がされなければならない。

銀行以外の金融会社は、公募又は私募によってディベンチャーを含む株式又は負債証券の発行を行うことで資金を調達している。銀行以外の預金を取り扱わない金融会社は、前会計年度の3月31日現在のTier 1資本の総額の15.0%を上限として、Tier 1資本に含める適格性のある永久債を発行することができる。さらに、銀行以外の金融会社によるディベンチャーの私募に関し、インド準備銀行は、ディベンチャーの発行はグループ会社の資金調達を促進するためではなく、自社の貸借対照表に計上される資金調達のために行われるべきであると規定するガイドラインを、2013年6月に発表した。またかかるガイドラインにより、2件の私募の間の必要最低期間は6ヶ月間、投資家の上限人数は49名と規定されており、銀行以外の金融会社は、自社のディベンチャーが担保とされている場合に貸付を行うことを制限されている。

これまで、インド準備銀行は銀行以外の金融会社へ銀行業務免許を発行してきた。2003年に、コタク・マヒンドラ・ファイナンス・リミテッド (Kotak Mahindra Finance Limited) は、インド準備銀行から銀行業務免許を付与され、コタク・マヒンドラ・バンク (Kotak Mahindra Bank) に転換した。2014年4月、インド準備銀行は銀行以外の金融会社2社、IDFCリミテッド及びバンドハン・フィナンシャル・サービシズ・リミテッドに対して、大筋の許可を発行した。かかる金融会社は両方、2016年度に営業を開始している。2015年9月、インド準備銀行は、そのほとんどが銀行以外の小規模金融機関である、免許申請者10社に対して小規模銀行の大筋の許可を付与した。2016年7月、IDFC銀行は小規模金融機関を取得しており、これは銀行による小規模金融機関の初の買収となった。

(i) 住宅金融会社

住宅金融会社は、銀行以外の金融会社の別個のサブグループを形成する。住宅部門への投資を促すために、近年政府が様々な奨励策を行った結果、この事業の範囲は大幅に拡大した。ハウジング・デベロップメント・ファイナンス・コーポレーション・リミテッド (Housing Development Finance Corporation Limited) は、インドで住宅金融を提供する最大手の機関である。銀行を含め、数社が住宅金融業に参入した。当行は、また住宅金融子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニーを有している。国立住宅銀行及びハウジング・アンド・アーバン・デベロップメント・コーポレーション・リミテッド (Housing and Urban Development Corporation Limited) の2社は、インドの住宅金融の利便性を改善する目的で国会の法律に基づき設立された、主要な金融機関である。国立住宅銀行法は、住宅ローンの証券化、抵当権の処分及び抵当保証金融制度の設定について規定している。

(ii) 小規模金融機関

2012年度、インド準備銀行は、小規模金融機関という新たな分類の銀行以外の金融会社を導入した。小規模金融機関は、50百万ルピー以上の最低純資産を保有し、リスク加重資産の15.0%に当たる最低自己資本比率を維持しなければならない。小規模金融機関による信用価格決定に対して特別な規制が存在する。貸付に課すことができる資金調達に限界費用の利鞘は、1.0十億ルピー超の貸付ポートフォリオを有する小規模金融機関は10.0%まで、その他の小規模金融機関は12.0%までとされている。さらに、個人の貸付に係る金利の上限は、1) 資金調達費用及び余剰金額、又は2) (インド準備銀行により四半期毎に発表される) 資産額で5大となる商業銀行の平均基準金利に2.75を乗じた値のいずれか低い方とする。

(j) その他の金融機関

(i) 特殊金融機関

長期貸付機関のほか、各部門の特定のニーズに応じる様々な特殊金融機関がある。これらには、国家農業農村開発銀行、インド輸出入銀行 (Export Import Bank of India)、インド中小企業開発銀行 (Small Industries Development Bank of India)、ツーリズム・ファイナンス・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド (Tourism Finance Corporation of India Limited)、国立住宅銀行、電力融資公社 (Power Finance Corporation Limited)、インフラストラクチャー開発金融公社 (Infrastructure Development Finance Corporation Limited) 及びインディア・インフラストラクチャー・ファイナンス・カンパニー (India Infrastructure Finance Company) が含まれる。

(ii) 州レベルの金融機関

州の金融機関は、州レベルで営業しており、機関融資制度の不可欠な部分を成している。州の金融機関は、中小企業の融資及び推進を目的として設立された。州の金融機関により、雇用機会の創出及び産業の所有基盤が拡大し、安定した地域社会経済の成長が達成される見込みである。州レベルでは、州の工業開発公社もあり、主に中堅及び大企業に融資を行っている。

(iii) 保険会社

2016年3月31日現在、インドには52社の保険会社があり、そのうち24社が生命保険会社、28社が総合保険会社である。24社の生命保険会社のうち、23社が民間部門に属し、1社が公共部門に属している。総合保険会社のうち、22社が民間部門に属し、6社 (インド輸出信用保証公社 (Export Credit Guarantee Corporation of India Limited) 及びインド農業保険会社 (Agriculture Insurance Company of India Limited) を含む。) が公共部門に属している。再保険会社であるインド総合保険公社 (General Insurance Corporation of India) は、公共部門に属している。インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India)、インド総合保険公社及び公共部門の総合保険会社も産業部門に対して長期の財政支援を行う。

インドの保険部門は、インド保険業規制開発委員会によって規制されている。1999年12月、インド国会は1999年保険業規制開発委員会法を可決し、1938年保険法も改正した。これにより、インドの保険部門が外国人投資家及び個人投資家に対して開放された。現在、かかる保険法は、49.0%を上限として新規保険会社への外国人投資家の出資を認めている。新規の会社は、生命保険業若しくは総合保険業を営む場合には少なくとも1.0十億ルピーの払込済株式資本を、また、再保険業のみを営む場合には少なくとも2.0十億ルピーを有しなければならない。

2001年度において、インド準備銀行は、銀行及び金融機関の保険業への参入を規定するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、銀行及び金融機関に対し、その純資産、自己資本比率、収益性の実績、不良債権の程度及びその既存子会社の業績に関して規定された基準を満たしていることを条件として、ジョイントベンチャーを通して保険業に参入することを認めている。ガイドラインに基づき、保険会社の発起人は、営業開始日から10年間経過した後又はインド政府が定める期間内に、26.0%を超えた部分の保有株式を段階的に売却しなければならない。しかし、インド国会の両院において可決され、2015年3月に成立した2015年保険法（改正）では、持分の26.0%までの希薄化を発起人に課す法律要件が削除された。また、かかる法では、外国人投資家による保険会社への出資の上限が26.0%から49.0%へ引き上げられた。

総合保険部門において、総合保険会社が引き受けた保険料の総額は、総合保険部門の非関税化により2008年度及び2009年度は抑えられている。2007年1月1日まで、総合保険市場の約70.0%が関税体制に基づく価格規制の対象となっていた。2007年1月1日付をもって開始した無関税体制により、これに伴う競争価格の設定は、業界の保険料率を著しく減少させ、2009年度及び2010年度中、収入保険料の伸びは抑えられる結果となった。「―(2) 事業―(h) 監督及び規制―保険会社に対する規制」も参照のこと。

2016年度中の生命保険部門の新規事業の加重個別収入保険料は、2015年度の407.42十億ルピーと比較し、8.2%増加して440.76十億ルピーとなった。上記のうち、民間部門のシェアは、2015年度の49.0%から増加し、2016年度には51.5%となった。総合保険部門（専門保険機関を除く。）の保険料総額は、2015年度の806.09十億ルピーと比較して、2016年度には915.72十億ルピーに達し、前年比で13.6%の伸びであった（インド輸出信用保証公社及びインド農業保険会社を除く。）。民間部門のシェアは、2015年度の47.3%から減少し、2016年度には45.5%となった。当行は、生命保険部門及び総合保険部門のそれぞれにジョイントベンチャーを有する。当行の生命保険部門のジョイントベンチャーであるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Life Insurance Company Limited）は、インドの生命保険部門において、新規契約の個人向け加重受取保険料に関して民間会社の最大手である。当行の総合保険部門のジョイントベンチャーであるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（ICICI Lombard General Insurance Company Limited）は、インドの総合保険部門において、総計上保険料に関し自動車損害賠償責任保険プールの保険料を除いて民間会社の最大手である。

インド政府による金融包括イニシアティブは、低所得又は貧困セグメント以下に所属しかつ政府の金融包括プログラムを通して登録された人々に保険の補償を提供することを含む。生命保険補償30,000ルピー及び傷害保険100,000から200,000ルピーが、非常に低い保険料で保険金受取人に提供される。政府はまた、年金及び保険商品をより多くの人々に提供するための個別の制度を発足させている。

「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(aa) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」及び「―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」を参照のこと。

(iv) ミューチュアル・ファンド

インドには42のミューチュアル・ファンドがあり、2016年3月31日現在運用されている資産は12,328.24十億ルピーである。全ミューチュアル・ファンドにより運用されている平均資産は、2015年3月31日に終了した3ヶ月間における11,886.90十億ルピーから13.9%増加し、2016年3月31日に終了した3ヶ月間において13,534.43十億ルピーとなった。1963年から1987年までは、インド信託公社（Unit Trust of India）が国内で営業している唯一のミューチュアル・ファンドであった。これは、1963年にインド政府及びインド準備銀行の主導で設立されたものである。1987年以後、他に複数の公共部門のミューチュアル・ファンドがこの部門に参入した。これらのミューチュアル・ファンドは、公共部門銀行、インド生命保険公社及びインド総合保険公社により設立された。ミューチュアル・ファンド産業は、1993年に民間部門に開放された。この業界は、1996年インド証券取引委員会（ミューチュアル・ファンド）規則により規制されている。当行の資産管理に係るジョイントベンチャーであるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Asset Management Company Limited）は、2016年3月31日に終了した3ヶ月間に運用されている平均資産に関してインドにおいて最大のミューチュアル・ファンドであり、その総合的な市場シェアは約13.0%であった。

市場性を高め、ミューチュアル・ファンド・スキームへの参入を促進する目的で、2009年11月のインド証券取引委員会にて、ミューチュアル・ファンド・スキームにおける取引を促進するため、証券取引所ターミナルの使用が認められた。その結果、ミューチュアル・ファンド・ユニットは現在、公認証券取引所にて取引されている。かかる施設は、当初株式仲買人及び決済機関が利用可能であったが、2013年10月に、ミューチュアル・ファンドの販売業者を含むようその利用範囲が拡大された。2009年6月、インド証券取引委員会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームに対して参入負担及びミューチュアル・ファンドから前払いで差し引かれる手数料を撤廃し、投資家が販売会社に対する手数料を直接販売会社に対して前払いすることを要求した。2010年2月、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンド・スキームにおけるポートフォリオの金融市場及び負債証券の価値が現在の市場の状況を反映することを確保するために、金融市場及び負債証券の評価に係るガイドラインを導入した。かかる評価ガイドラインは、2010年8月1日付で有効となった。さらに、2014年度連邦予算により、ミューチュアル・ファンドの販売会社は、ミューチュアル・ファンド商品の業績及び流通の改善を目的として証券取引所ネットワークを利用するため、証券取引所のミューチュアル・ファンド事業の構成員となることが可能となった。

(k) 年金部門

現在、インドの年金制度は、大まかに次の区分、すなわち公務員の年金制度、組織部門の従業員の準備基金及び年金制度、任意の年金制度並びに新年金制度に分類することができる。公務員の年金制度の場合は、政府が公務員に対し、当該公務員の退職後に定期的に確定給付年金を支払う。さらに、年金制度への拠出金は、政府によってのみ拠出されており、公務員からの拠出金に応じたものではない。1952年に設立された従業員準備基金は、特定の組織の従業員に義務付けられているプログラムである。これは、基本給の10%から12%を雇用主及び従業員の双方が定期的に拠出する拠出制プログラムである。かかる拠出金は所定の有価証券に投資され、基金の累積残高（その増価分を含む。）は、従業員の退職時に一時金として支払われる。これら以外に、政府が管理する任意の年金制度（年間150,000ルピーを上限に拠出することができる一般準備基金）又は保険会社が提供する年金制度があり、これらの年金制度では任意ベースで拠出される。かかる任意拠出はしばしば、制度の下で提供される税制上の優遇措置によって進められている。新年金制度は、2004年1月に開始され、資金の投資先が個人によって選択可能な確定拠出型年金制度を提供する。

政府は当初、新人公務員（軍人を除く。）は、政府及び公務員が公務員基本給与の10%を毎月拠出する新年金制度に強制加入することとした。2009年において、政府は、新年金システムの適用対象を、任意ベースでインドの全国民に拡大し、これは2009年5月1日付で有効となった。国民による老齢年金への投資の促進のため、政府は、2015年度アタル年金ヨジャナという年金制度を開始した。かかる制度は、非組織部門に属する国民による、国民年金システムへの参加に焦点を当てている。

政府は、2003年8月に、年金業界を規制する年金基金開発監督局を設置した。2013年10月、年金基金規制開発局に対し、年金制度及び年金基金の規制並びに年金基金の投資ガイドラインの枠組み設定を行う権限を付与する2011年年金基金規制開発局法が制定された。年金部門に対する対外直接投資が49%を上限として認められている。年金資産運用への民間部門の参加が2009年度に初めて認められ、当行も含めた民間部門会社6社に認可が付与された。資産運用会社の最低純資産要件は、500百万ルピーである。「一(2) 事業一(a) 概要」も参照のこと。

(I) 銀行の債権回収の法的枠組み

2003年度に、インド国会で2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（証券化法）が可決された。証券化法は、インド準備銀行のガイドラインに従って不良債権に区分された貸付金に関して、担保付債権者がその借入人に対して書面による通知を行うことにより、60日以内にその債務を履行させることができ、借入人がこれを怠った場合には、担保付債権者が貸付金の担保となっている資産を取得し、資産を売却又はその他処分する権利を含むこれに関連する管理権を行使することができる旨を規定している。また、証券化法は、インド準備銀行に規制される資産再構築会社を、銀行及び金融機関から資産を取得するために設立することについても規定している。インド準備銀行は、資産再構築会社に対し、その設立、インド準備銀行への登録及びインド準備銀行からの免許取得並びにその業務に関するガイドラインを発表した。当行、インド工業開発銀行、インドステイト銀行並びにその他特定の銀行及び機関が設立したアセット・リコンストラクション・カンパニー（インディア）リミテッド（Asset Reconstruction Company (India) Limited）は、インド準備銀行から登録免許を取得し、2003年8月に営業を開始した。現在、100%を上限として自動承認による外国直接投資は、資産再構築会社の株式資本に対するものが認められており、インド証券取引委員会に登録されている外国機関投資家による投資は、一定の条件及び制限を前提として、資産再構築会社が発行する有価証券受領証に対するものが認められている。

2004年11月、インド政府は、証券化法を改正する政令を発行し、その後この政令を法律として可決した。この法律（改正済）は、同法律に基づいて債権の支払いを要求する旨の通知が担保付債権者より借入人に対してなされた後に、借入人が担保付債権者に対して異議申立て又は表明を行うことができる旨を規定している。担保付債権者は、借入人に対し、かかる異議申立て又は表明を拒否する理由を述べなければならない。さらに、同法律は（資産のみの継承を認める前述の規定と異なり）、一定の条件の下で、証券化法に基づき貸付人が借入人の事業を承継することを認めている。「一(2) 事業一(h) 監督及び規制一資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制」も参照のこと。しかし、訴訟に係る手続き及び借入人が債権回収裁判所の判決に対して控訴する選択肢を有するということを考慮すれば、債権の回収の手続きは大幅に遅れている。

(i) 企業債務の再編フォーラム

インド準備銀行は、企業債務の再編のための制度上の仕組みを設けるため、企業債務再構築システムを考案した。この枠組みの目的は、産業・金融更生委員会、債権回収裁判所及びその他の訴訟手続を利用せず、問題に直面しているが存続の見込みのある事業体の企業債務の再構築のために迅速かつ透明なメカニズムを確保することである。特に、この枠組みの狙いは、秩序正しく組織化された再構築プログラムにより、特定の内外要因に影響されている存続の見込みのある企業を保護し、債権者及びその他株主の損失を最小限に抑えることである。企業債務の再編システムは、法定外のメカニズムで、また債務者・債権者間及び債権者相互間の契約に基づいた任意のシステムである。

(ii) 共同貸付人フォーラム

2014年1月、インド準備銀行は、経済における不良資産の再生に関する枠組みを発表した。当該枠組みは、問題のある貸付の早期の特定、存続可能であると考えられる勘定の適時な再編、及び存続不可能な勘定の復興又は売却に関する是正措置計画を示すものである。ガイドラインに従い、銀行はストレスの兆候をみせている勘定を早い段階で特定し、それらを一定の基準に基づき「特別注意勘定」として分類しなければならない。かかる勘定は、インド準備銀行の中央管理機関に対して報告されなければならない。当該中央管理機関は、高額債権の情報に係る中央管理機関と呼ばれる。銀行は、貸付人の勘定への総エクスポージャーが1.0十億ルピーを超え、かつ解約から60日が経過した勘定で、いずれかの貸付人によって中央管理機関へ報告がされた勘定について、共同貸付人のフォーラムと呼ばれる委員会を設置することが義務付けられている。共同貸付人のフォーラムは、勘定の調整のための是正、企業債務の再編フォーラム若しくは共同貸付人のフォーラム自身を通じた再編又は適切な回収手順の決定を含む勘定へのストレスの早期の解消のための選択肢を検討することができる。2015年9月24日、インド準備銀行によるガイドラインの改訂が発表され、貸出銀行及びインドステイト銀行並びにICICIそれぞれからの代表者が常任委員として構成する、権限を有するグループの成立が要求されている。最終的な是正措置計画は、権限を有するグループに提出されなければならない。当該ガイドラインはまた、是正又は再編計画に参加しない当該貸付人に対して終了オプションを提供する。さらに、是正措置計画が失敗した場合に、共同貸付人フォーラムは経営に変化をもたらす戦略的な債務の再編を行うオプションを有する。2016年2月、インド準備銀行は改訂ガイドラインを発行しており、従前の貸付人の要件は60%であったのに対して、是正措置計画は貸付人の50%の承認を必要とするようになった。さらに、戦略的な債務の再編の下、銀行は会社の株式の26.0%を売却することで資産を正常先資産として分類することができるようになったが、これは従前の要件である51.0%よりも低い。戦略的な債務の再編が失敗した場合に引当金が急上昇することを避けるため、ガイドラインは、4回四半期間にわたる分割計上により、18ヶ月間の停止期間の終わりまでに15.0%までかかる勘定の引当金を引き上げることを銀行に対して義務付けている。2016年6月以降、銀行はストレス資産の持続可能な構造化スキームの下で商業的運用を開始するプロジェクトの組み立てを行うことを認められた。当該スキームは、共同貸付人フォーラムに、債務を、貸付の満期において既存のキャッシュ・フローで返済することができる持続可能な部分と、株式又は優先株式に転換することで再分類できる持続不可能な部分に分離することを認める。「(2) 事業(h) 監督及び規制—貸倒引当金及び不良資産」も参照のこと。

(iii) 2016年破産・倒産法

2016年破産・倒産法は、2016年5月に可決され、期限付回復及び更生メカニズムを提供する。破産再生手続は、債権者による100,000ルピーを超えるデフォルト1件が発生した際に開始することができる。かかる破産再生手続は、金銭債権者及び運用債権者に債権者を分類し、それぞれ金銭貸付及び債務者の経営の性質上生じる貸付を提供する債権者を含むその他の重要な特徴は、破産再生申立てに対処している場合に90日まで延長できる180日の期間の規定を含む。その後、破産専門家によって準備された破産再生計画は、金銭債権者の75.0%の承認を得なければならない。判決当局からの認可を必要とするが、拒否された場合には、判決当局は清算を要求する。当該規定の導入には、判決当局である国会会社法裁判所、企業及び有限責任会社に対する権限を有し、判決当局による命令に対する上訴を審理する国家会社法上訴裁判所並びに破産専門家及び情報公益事業体を監視、透明性を推進する新たな破産規制機関であるインド破産・倒産委員会の設立が要求される。規定の導入には、必要なインフラの設立が求められるため、施行されるまでにある程度時間がかかる。

(m) 構造改革

(i) 銀行規制法の改正

インド国会は、2012年12月に、銀行部門に関する法律を改正した。銀行規制法の改正は、2013年1月に成立した。主要な改正点は以下のとおりである。

- 議決権のない優先株式の発行を、すべての民間銀行に対して許可すること。
- 個人、企業又はグループが銀行の払込済資本金又は議決権の5.0%超を取得する場合には、インド準備銀行の事前承認を必須とすること及びインド準備銀行に、かかる取得の承認を与えるにあたり、条件を課す権限を与えること。

- ・ インド準備銀行に、中央政府との協議の後、合計期間が12ヶ月以下となる期間について、民間部門銀行の取締役会を後任する権限を与えること。その間インド準備銀行は、当該銀行の管理者を任命する権限がある。
- ・ インド準備銀行に、企業又は銀行の関連会社を調査する権利を与えること（関連会社は、子会社、持株会社又は銀行のジョイントベンチャーを含む。）。
- ・ 議決権を、株主持分に見合った割合（民間部門銀行の場合の上限を従前の10%から26%、公共部門銀行の場合は従前の1%から10%）とすることにより係る規制を緩和すること。2015年3月、銀行規制法により付与された権限を行使するインド準備銀行は、株主1人当たり15.0%の議決権の上限を通知した。

(ii) 銀行業務システムに関する審議文書

2013年8月、インド準備銀行は、「インドの銀行業務システムーその発展」と題する審議文書を公表した。かかる審議文書では、競争の強化、さらなる成長のための融資、専門的サービスの提供及び金融包括のさらなる強化などの具体的な問題を取り上げ、銀行業務システムの転換を構想している。かかる審議文書では、ニッチ事業分野における異なる種類の銀行に対応する多様な免許の付与方針が提言されている。また、新規銀行の参入に関し、断続的に免許の付与を行う現状のシステムに対して、継続的に免許の付与を行う方針が提唱されている。金融包括を促進するため、かかる審議文書では、農村部及び組織化されていないセグメントへのサービス提供のために、地理的制限のある小規模銀行を設立することが提案されている。

(iii) 分化した免許

2014年11月、インド準備銀行は、金融包括の促進のため、分化した銀行としての小規模銀行及び支払銀行への免許付与に関するガイドラインを発表した。これらの銀行の最低資本要件は、1.0十億ルピーとなり、商品の提供及び操業の地理的領域に制限が設けられる予定である。ガイドラインに従い、支払銀行には、個人顧客1名につき100,000ルピー以下の要求払い預金の受入れのみが許可され、満期を最長1年間とする国債へ預金の75.0%を投資しなければならない。業務代理店として他行の信用商品を販売することを認可されている。小規模銀行は、そのポートフォリオの最低50.0%が2.5百万ルピー以下の貸付で構成されていれば、すべての基本的な銀行商品を提供することができ、優先部門への貸付要件である75.0%の調整済み純銀行クレジットを達成していなければならない。支払銀行の免許については41件、小規模銀行の免許については72件の申請が提出された。2015年9月、インド準備銀行は、小規模銀行10行及び支払銀行11行に大筋の許可を付与した。このうち、小規模銀行1行は営業を開始しており、支払銀行3行は許可を破棄又は許可を破棄する決定を発表している。ICICIバンクは支払銀行の免許を取得したFINOペイテック・リミテッドの株主である。2016年4月5日に発表された金融政策綱領において、インド準備銀行は、証券保管銀行及び企業向け融資かつ長期的な融資に重点を置く銀行などのその他の分化した銀行への免許付与に関する文書を公表することを示している。

(iv) ユニバーサル・バンクの即時免許付与

2016年5月、インド準備銀行は、民間部門のユニバーサル・バンクへの継続的な免許付与に関するガイドラインの草案を発表した。当該ガイドラインによると、かかる銀行の最低純資産は5.0十億ルピーであり、発起人は払込済資本の最低40.0%を保有することが求められるが、当該払込済資本は5年間ロックインされ、12年間にわたって15.0%まで引き下げられる。適格な発起人は、銀行以外の金融会社、銀行業及び金融の経験を10年以上持つ個人並びに50十億ルピー以上の総資産を有し、非金融事業会計が総資産の40%未満である民間部門の会社／グループを含む。74.0%までの海外保有株式は認められている。他のグループ事業体を有する発起会社は、純粋金融持株会社の構造を通してのみ銀行を設立することができる。特殊な銀行業務は、持株会社により保有される個別の事業体を通して行うことができる。

(v) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書

2014年5月、インドにおける銀行の取締役会管理を検討する委員会により、報告書が提出された。かかる委員会は、公共部門銀行の新たなガバナンス構造及び銀行に対する政府の持分を50.0%未満に引き下げることを推奨した。公共部門銀行をインド会社法の対象範囲とみなし、公共部門銀行に適用されるその他の規制を撤廃することを提言した。かかる委員会はまた、公共部門銀行を管理する権限を有する、政府に代わり事実上銀行の株式を保有する持株会社となる銀行投資会社を設立することを構想した。公共部門銀行の取締役会に対する権限の付与に向けての段階的な移行もまた提案され、これにより政府は、最終的には所有者としての機能を行使用するというよりも、投資家としての働きを有することとなる。民間部門銀行の管理に関し、委員会は、特定の分類の投資家による保有割合を引き上げ、規制上の許認可を受けずに20.0%又は当該銀行が取締役会の一員である場合は15.0%の株式保有比率を有することが認められるファンドにより構成される承認取引銀行投資家の結成を許可することを提案している。さらに、その他の金融機関系投資家の株式保有比率の上限は、現状の5.0%から10%への引上げが認められるべきである。

委員会による提案は、既に導入されている。2015年度に、政府は公共部門銀行における非業務執行取締役及びマネージング・ディレクターの権能の分化を決定した。さらに、公共部門銀行の上級役員の任命の責務を負う銀行取締役機関が設置された。これは、インド準備銀行の総裁が主導する委員会が任命権を有していた、これまでの仕組みを代替する。銀行取締役機関は6名で構成され、上級委員の任命の他に、資本調達、ストレス資産の問題への対処並びに合併及び連結に関する戦略を公共部門銀行に指導する。

(vi) 2015年保険法（改正）

2015年保険法（改正）は、2015年3月にインド国会において可決され、また通知された。かかる法はとりわけ、保険部門における外国投資の限度を26.0%から構成限度である49.0%に引き上げ、保険会社の発起人は10年経過後にその持分を26.0%にまで下げなければならないという要件を削除した。

(n) 金融政策措置

インド準備銀行は、その金融政策姿勢及び様々な規制措置を定めた年次政策綱領を発表する。年次政策綱領のレビュー及び四半期中間レビューは、インド準備銀行によって四半期ごとに発表される。2014年1月より、インド準備銀行は、隔月金融政策綱領を発表している。

(i) 2015年度金融政策

インド準備銀行は、2014年4月1日に発表した初の2015年度隔月金融政策綱領において、インフレ率の目標値を2015年1月には8.0%、2016年1月には6.0%とすることを発表した。2015年度中、インド準備銀行は、継続してインフレ率に着目し、2014年12月31日に終了した9ヶ月間において、レポレートを支8.0%で維持した。インド準備銀行は、レポレートを2015年1月15日に8.0%から7.75%へと25ベースポイント引き下げ、2015年3月4日にはさらに25ベースポイント引き下げ7.50%とすることを発表した。2015年3月、インド準備銀行は、インド政府との間で金融政策枠組み合意に至った。かかる契約に従い、インド準備銀行はインフレ水準を（プラス又はマイナス2%の変動幅付きで）2016年1月までに6.0%以下まで引き下げ、2017年度以降のすべての年度においては4.0%とする目標のために尽力する。

インド準備銀行は、2015年度中法定流動性比率を23.0%から21.5%へと合計150ベースポイント引き下げ、この際2014年6月3日、2014年8月5日及び2015年2月3日の各金融政策綱領において50ベースポイントずつ引き下げされた。満期保有目的区分における法定流動性比率の一部を構成する国債の上限は、2014年8月5日において、要求払い預金及び定期預金の純額の24.5%から、要求払い預金及び定期預金の純額の24.0%まで引き下げられた。2014年9月30日の4度目の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、さらに満期保有目的区分における法定流動性比率証券の上限を、2015年1月、2015年4月、2015年7月及び2015年9月にそれぞれ50ベースポイントずつ段階的に、要求支払い預金及び定期預金の純額の22.0%まで引き下げることを発表した。インド準備銀行は、銀行の流動性調整枠へのアクセスを大幅に減少させた。2014年4月1日、流動性調整枠を通じた流動性へのアクセスは、要求払い預金及び定期預金の純額の0.50%から要求払い預金及び定期預金の純額の0.25%まで引き下げられた。これに伴い、7日間及び14日間のタームレポに基づき提供された流動性は、要求払い預金及び定期預金の純額の0.5%から要求払い預金及び定期預金の純額の0.75%へと引き上げられた。

(ii) 2016年度金融政策

2015年4月7日に発表された2016年度の最初の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、レポレートを持続した。2015年6月2日に発表された2度目の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、レポレートを7.50%から7.25%へと25ベースポイント引き下げた。2015年9月29日に発表された4度目の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、レポレートを7.25%から6.75%へと50ベースポイント引き下げた。これに従い、リバースレポレートは6.5%から5.75%に、限界貸出金利は8.5%から7.75%に設定された。2015年12月1日及び2016年2月2日にそれぞれ発表された5度目及び6度目の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行はレポレートを維持した。

その他の政策発表は、資金調達限界費用を基準とした基準金利の計算、低価値の個人向け住宅ローンのリスク加重の引下げ、22.0%から21.5%へ満期保有目的区分における法定流動性比率証券の上限の引下げ及びインドの会社が海外市場における最短満期が5年で、資金のエンド・ユーズに関する最低規制があるルピー建債券を発行する許可を含む。

(iii) 2017年度金融政策

2016年4月5日に発表された最初の隔月金融政策綱領において、インド準備銀行は、レポレートを6.75%から6.50%へと25ベースポイント引き下げた。インド準備銀行はまた、限界貸出金利を決定する政策金利の回廊を狭め、リバースレポレートを100ベースポイントから50ベースポイントへ引き下げた。これに従い、リバースレポは5.75%から6.0%に、限界貸付金利は7.75%から7.0%に設定された。他の政策発表は、1日の最低現金準備率を要求払い預金及び定期預金の純額の95.0%から90.0%へ引き下げることを含む。インド準備銀行はまた、流動性枠組みを改正し、システムにおける平均流動性赤字を中立に向けて漸減することを示した。

(2) 事業

(a) 概要

当行は、法人顧客及び個人顧客に対して多様なデリバリーチャンネルを通じて幅広い銀行サービス及び金融サービスを提供する、多様な金融サービスグループである。当行は、連結での総資産でインド最大の民間部門銀行である。当行は、銀行商品及びサービスの他に、生命保険、総合保険、資産管理、証券仲介及びプライベート・エクイティ商品並びにサービスを、専門の子会社を通して行っている。2016年度末現在の当行の資産総額は9,187.6十億ルピーであり、2016年度末現在の資本金及び準備金は941.1十億ルピーであった。2015年度における当行の純利益は122.5十億ルピーであったのに対し、2016年度における純利益は101.8十億ルピーであった。

当行の主要な業務は、インドの法人顧客及び個人顧客に対する商業銀行業務から成る。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対するローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替及びデリバティブ商品を含む様々な商業銀行並びにプロジェクト・ファイナンス商品及びサービスを提供する。当行の個人顧客に対する商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金受入れ、並びに第三者の保険商品及び投資商品の販売から成る。当行はまた、農業銀行商品及び地方銀行商品を提供している。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット、ソーシャルメディア及び携帯電話を含む多様な経路を通じて商品及びサービスを提供している。2016年度末現在、ICICIバンクは、インド国内に4,450の支店及び13,766機のATMを有していた。

当行は、国際銀行業務において、インド出身者、インド企業、厳選された地域事業及び多国籍企業及び当行のカナダの子会社の担保付住宅ローン商品に対する商品及びサービスの提供並びにより広い社会に対する預金商品の提供に主たる重点を置いている。当行の海外支店は、主としてインド企業の海外業務部門を対象に、またかかる企業のインドにおける外貨要件のために、預金、融資及び貸付を提供している。また、当行の海外支店及び銀行子会社は、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザリー業務及びシンジケーション業務に従事している。当行は現在、英国及びカナダに銀行子会社を、中国、シンガポール、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、スリランカ、香港、カタール・ファイナンシャル・センター、米国、南アフリカ及びバーレーンに支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。資産ベースの観点からは、当行の英国及びカナダの子会社、そしてバーレーン、ドバイ、シンガポール及び香港の支店は、当行の海外の資産及び負債において最大のシェアを占めている。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

当行の財務業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに、法人顧客に対する、先物取引、金利スワップ及び通貨スワップ等といった一連の外国為替並びにデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社は、クレジット・デリバティブ、インド企業以外の金融機関の債券及び資産担保証券に対する投資を行っている。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンド運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを個人顧客及び法人顧客に提供する。生命保険評議会によると、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2016年度において、新規契約（個人向け新規保険料ベース）において市場シェアを11.3%有するインドで最大の民間部門生命保険会社であった。ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited）は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの100%子会社であり、国民年金制度に基づくインド国民の年金資金（公務員の強制年金の資金を除く。）のファンド・マネージャーの1つである。この年金制度は、すべての国民を対象とした任意加入で、インド政府が2004年に発足させ、2008年以降、同制度の資金を専門家であるファンド・マネージャーが投資することを認めている。総合保険審議会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2016年度において、計上された保険料総額の8.4%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。インドミューチュアル・ファンド協会（Association of Mutual Funds in India）によると、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、2016年3月31日に終了した3ヶ月間において、平均運用資金量に関してインドにおいて最も大きいミューチュアル・ファンドである、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド（ICICI Prudential Mutual Fund）を管理する。当行は、当行の個人顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社の商品並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド（ICICI Securities Primary Dealership Limited）は、株式引受、ブローカー業務、国債のプライマリー・ディーラー業務及び固定利付債券市場業務のそれぞれに従事している。ICICIセキュリティーズは、有数のオンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコム（icicidirect.com）を保有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド（ICICI Securities Holdings Inc.））を有しており、かかる子会社は、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド（ICICI Securities Inc.））を有している。当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー（ICICI Venture Funds Management Company）は、プライベート・エクイティの投資を行うファンドを運用する。2013年度、ICICIバンクは、国内及び海外の銀行並びに金融機関と共同して、銀行以外の金融会社の構造を持ったインド初のインフラデットファンドを設立し、かかる会社においてICICIバンク及び完全子会社は合わせて31.0%の持株比率を有する。

当行の正式名称はアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドであるが、商業上はICICIバンクとして知られている。当行は1994年1月5日にインド法に基づき有限責任会社として設立された。ICICIバンクの存続期間は無制限である。当行の主たる企業事務所はICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Indiaに所在し、電話番号は+91 22 2653 1414であり、当行のウェブサイトのアドレスはwww.icicibank.comである。当行及び当行の子会社のウェブサイトの内容はいずれも、本書に含まれていない。当行の米国における訴状送達代理人は500 Fifth Avenue, Suite 2830, New York, New York 10110に所在するアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド・ニューヨーク支店の共同ジェネラル・マネージャーであるアカシュディープ・サーパル（Akashdeep Sarpal）氏である。

(b) 当行の商品及びサービスの概要

当行は、法人顧客及び個人顧客向けに、国内外で商業銀行業務分野における商品及びサービスを提供している。当行はまた、財務運用を行い、財務に関する商品及びサービスを顧客に提供している。さらに当行は、専門の子会社を通じて、保険、資産管理、証券業のベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドの管理を行っている。

(i) 個人顧客向け商業銀行業務

個人顧客に対する当行の商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、預託株式口座、第三者の投資商品及び保険商品の販売、その他の手数料ベースの商品及びサービス並びに無担保の償還可能債券の発行から成る。

個人向け貸付活動

当行の個人向け貸付活動は、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン（主に商用車ローンを含む。）、ビジネス・バンキング・ローン（ディーラー向け資金調達及び小企業向け小額ローンを含む。）、個人ローン、クレジットカード、定期預金を担保としたローン、証券を担保としたローン、宝石を担保としたローン及び農村市場における個人向け貸付を含む。当行はまた、自動車及び商用車を販売するディーラーに対する融資も行っている。個人向けポートフォリオは、2015年度末現在に貸付総額の43.4%であった1,956.9十億ルピーから、2016年度末現在には2,385.7十億ルピーに増加して、貸付総額の46.8%となった。これは、主に住宅ローン、自動車ローン及び農村向け貸付ビジネス・バンキング・ローンといった有担保の個人向け貸付が増加したこと起因し、その結果個人向けポートフォリオが増加した。当行はまた、顧客への個人ローン及びクレジットカードといった無担保の商品の提供を、選別的に行う。当行は、所得水準が上昇し中産階級が拡大していることから、個人向けクレジットは力強く長期的な成長の可能性を有していると考えている。

当行の個人資産に係る商品は、変動利付住宅ローン・ポートフォリオ以外は、通常は、毎月同額の分割払いで返済する固定利付商品であるが、変動利付住宅ローン・ポートフォリオでは、ローンの金利の基準金利の変動は、次の四半期又は翌月（該当する場合）の初日付で借入人に転嫁される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の低下分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、返済スケジュールを早めることにより実現される。変動利付住宅ローンにおける支払金利の上昇分は、通常は、毎月の返済額を変更せずに、まず返済スケジュールを延長することにより実現され、一定の基準に基づき毎月の分割支払額を変更することにより実現される。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

農村及び農業関連顧客向け商業銀行業務

当行の農村向け銀行業務は、地方及び準地方において主に農業及び同種の活動に従事する顧客の資金需要に
 応えている。当行は、農業従事者、農産物の取引業者、種等の農製品仕入れ業者並びに製造加工業者を含む農
 業バリュー・チェーン全体を網羅する包括的な一連の商品を提供する。インド準備銀行の行政指導に基づく貸
 付要件によっても、当行は一定の担保貸付を農業部門及び小規模企業に対し貸し付ける必要がある。「(e)
 貸付ポートフォリオ(v) 行政指導に基づく貸付」も参照のこと。当行は、小規模金融を行う金融機関自助
 グループ、農業従事者により構成される協同組合、農業関連事業に従事する法人及び中規模企業の供給業者に
 対して金融ソリューションを提供している。当行は、支店、小型ATM、店頭端末及び移動型支店を含む複数の
 チャンネルを通じて農村部の銀行サービスを提供している。当行は、モバイル・ベースの銀行サービスを提供す
 るため、通信会社と提携した。当行の農村部の顧客は、業務代理店を通じて、食糧雑貨品店等の小売店及び顧
 客向けポイントでも基本的な銀行設備を利用することができる。インド準備銀行の要件に従い、当行は、農村
 部及び銀行口座を持たない人が多い地域に住む顧客に対して金融サービスを提供することを目的とした、取締
 役会の承認を受けた金融包括計画を策定した。2015年度から、当行は国内の銀行口座を持たない人が多い地域
 においてすべての世帯に銀行口座を提供するための政府の金融包括イニシアティブを支援している。当行は、
 インド政府の社会保障計画に基づく直接の便益移転の受益者である当行の顧客に対し、インド独自の認証番号
 であるアドハーに基づく送金及び口座ベースの送金を可能にした。2016年度中、当行は顧客に対し、保険商品
 及び年金商品の提供を開始した。農村部の銀行業務は、地理的な対象範囲及び単位当たり取引費用の高さの観
 点から深刻な課題である。当行は、農村地域における費用効果の高い構造の様々な業務モデル（技術を基盤と
 したチャンネルを含む。）を引き続き検討しており、農村の顧客に対して基本的な銀行業務を行う低コストの
 472の支店を農村地域に開設した。「第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(w) 新
 規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性の
 あるリスクにさらされている。」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における当行の個人向け融資ポートフォリオの総額の内訳を示したものであ
 る。

	3月31日現在						
	2014年		2015年		2016年		割合(%)
	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	(単位： 十億ルピー)	(単位： 十億円)	
住宅ローン	891.1	1,514.9	1,094.0	1,859.8	11,334.3	2,268.3	56.0
自動車ローン	155.1	263.7	190.0	323.0	224.6	381.8	9.4
商業ビジネスローン	125.3	213.0	109.4	186.0	129.2	219.6	5.4
ビジネス・バンキング (1)	57.8	98.3	73.2	124.4	80.9	137.5	3.4
その他(2)(3)	268.5	456.5	332.2	564.7	398.8	678.0	16.7
担保付の個人向け融資 ポートフォリオの総額	1,497.8	2,546.3	1,798.8	3,058.0	2,167.8	3,685.3	90.9
個人ローン	46.9	79.7	71.3	121.2	102.2	173.7	4.3
ビジネス・バンキング (1)	25.4	43.2	23.9	40.6	33.3	56.6	1.4
クレジットカード債権	36.2	61.5	41.4	70.4	55.2	93.8	2.3
その他(2)	15.0	25.5	21.5	36.6	27.2	46.2	1.1
無担保の個人向け融資 ポートフォリオの総額	123.5	210.0	158.1	268.8	217.9	370.4	9.1
個人向け融資 ポートフォリオの総額	1,621.3	2,756.2	1,956.9	3,326.7	2,385.7	4,055.7	100.0

(1) ディーラー向け金融及び小企業向け小額ローンを含む。

(2) 農村向け貸付及び証券を担保としたローンを含む。

(3) 2016年3月31日現在、91.8十億ルピーとなる外貨建非居住者向け（銀行）預金を担保とする貸付を含む。

当行の無担保の個人向けポートフォリオには、主に個人ローン及びクレジットカード債権に係る貸付が含まれる。世界的な金融危機に起因する金利の引上げ、流動性の引締め及び厳しいマクロ経済環境、また、銀行による回収代行業者の利用に関する規制の変更を受けて、当行は、無担保の個人向けポートフォリオにおいて予想を上回る損失を被った。当行は、個人ローンの増額貸付及びクレジットカードの発行を縮小し、その結果、無担保の個人向け貸付ポートフォリオが全体的に減少した。2013年度以降、当行は、当行の個人ローン及びクレジットカード貸付ポートフォリオを、主にこれらの商品を当行の既存顧客へ提供することにより、拡大している。2016年度中、ICICIバンクの個人ローンの支払いは、個人向け貸付金支払合計の約7.9%を占める74.1十億ルピーとなり、当社の発行済クレジットカード枚数は、2015年度末現在の約3.3百万枚から増加し、2016年度末現在には約3.7百万枚となった。ICICIバンクの個人ローンは通常、50,000ルピーから4,000,000ルピーで、保有期間は1年から5年、利回りは11%から22%である。2016年度末現在、当行の個人ローン・ポートフォリオは、2015年度末現在の71.3十億ルピーと比較して、102.2十億ルピーであった。2016年度末現在のクレジットカード債権ポートフォリオは、2015年度末現在の41.4十億ルピーと比較して、55.2十億ルピーであった。2016年度末現在において、個人向けポートフォリオの総額のうち、無担保の個人向け貸付が占める割合は、2014年度末現在の7.6%及び2015年度末現在の8.1%と比較して、9.1%であった。

当行は、ICICIバンク及び当行の完全子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド（ICICI Home Finance Company Limited）を通じて主にインドにおける個人向け貸付商品を提供している。当行の住宅ローン・ポートフォリオは、住宅の購入及び建設のための貸付並びに不動産を担保としたローンを含む。かかる貸付のための当行の方針は、融資比率及び借入人の収入に対する固定債務の比率等、一定の規定比率に基づいている。2015年10月、インド準備銀行は、少額のローンの融資比率を修正し、融資比率の上限を、3.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%に、3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%を上限とした。7.5百万ルピー超のローンの融資比率の上限は、75.0%とした。かかる貸付の当初返済期間は15年から20年で、毎月同額の分割払いの形態で返済される。当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーを通じて住宅ローン事業の一部を行っている。

当行のカナダにおける銀行子会社は、現地市場において住宅ローンを提供している。住宅ローンは保証されており、主に連邦政府による保証が付されている。2016年度末現在、ICICIバンク・カナダ（ICICI Bank Canada）は、2015年度末現在の2,854百万カナダドル（140.0十億ルピー）と比較して、総額3,240百万カナダドル（166.0十億ルピー）の住宅ローンを有していた。この住宅ローンのうち、カナダ国民住宅法の住宅ローン担保証券プログラムに基づいて又はカナダ担保付債券プログラムへの参加を通じて証券化された住宅ローンは、2015年度末現在の2,567百万カナダドル（125.9十億ルピー）と比較して、2016年度末現在は2,968百万カナダドル（152.0十億ルピー）である。

個人向け預金

当行の個人向け預金商品は定期預金及び普通預金口座を含む。当行はまた、個人富裕層、国防要員、トラスト及びビジネスマン等の特定の顧客セグメントを対象とした商品も提供しており、企業の給与口座商品も有している。当行は、当行の小企業の顧客に対し、残高維持目的の当座預金商品（すなわち事業目的の当座預金口座）を提供している。さらに、当行はVISAインターナショナル（VISA International）と提携して、国際デビットカードを提供している。2016年度末現在、当行は32百万枚超のデビットカードの基盤を保有していた。

当行は現在、当座預金及び普通預金の基盤を増加し、当行の総預金に当座預金及び普通預金が占める割合を改善することを重要視している。インドにおける当行の支店ネットワークの拡大及び顧客経験を向上させるための技術の利用は、当行の戦略において非常に重要な要素である。当行は、口座へのアクセス及び様々な取引のためのモバイル・バンキング・アプリケーション並びに電子ウォレットを含む携帯電話を通じたサービス提供を拡大してきた。当行は、顧客情報をデジタルに把握するためにタブレットを使用して新規顧客口座を開設する。当行は、携帯電話による非接触型の支払方法を導入した。技術に対応したチャネルを通じて商品及びサービスを提供することにより、当行は業務効率の向上に加え、顧客経験の向上を目指している。

インドでの預金に適用されるインド準備銀行の規制及び預金保険の要件についての詳細は、「－(h) 監督及び規制－インド準備銀行に関する規制－預金に関する規制」及び「－(h) 監督及び規制－預金保険」を参照のこと。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については「－(c) 資金調達」を参照のこと。

手数料ベースの商品及びサービス

当行の販売網を通じて、当行はインド政府貯蓄債券、保険証券、貴金属、並びにインド企業による株式及び負債証券の公募を含む様々な商品を提供している。当行は、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、トラベルカード及びコマーシャルカード等のいくつかのカードベースの商品を提供している。当行はまた、多様なミューチュアル・ファンド商品を提供している。当行は、預金口座に係るサービス料を徴収している。

当行はまた、個人顧客向けに、通貨、トラベラーズチェック及びトラベルカードの販売を含む、外国為替商品の提供を行っている。当行はまた、個人による外国からの送金受取りサービスも提供している。

ナショナル・セキュリティーズ・デポジトリ・リミテッド (National Securities Depository Limited) 及びセントラル・デポジトリ・サービスズ (インディア) リミテッド (Central Depository Services (India) Limited) に参加するデポジトリとして、当行は無券面化された方法で行われる証券取引を決済する預託株式口座を提供している。さらに、当行は非居住者であるインド人及び海外の企業に対し、インド証券取引所で株式及び転換可能なディベンチャーの取引を行う承認を与えるため、インド準備銀行により指定された銀行の1つである。

中小企業に対する貸付

当行は、中小企業に対する部門別の商品を有しているが、エンジニアリング、情報技術、輸送及び物流並びに製薬等の同一の特性を有する小企業に対して融資するために、集団を基準とした手法を用いている。当行はまた、法人顧客のチャネルパートナーのためのサプライチェーン融資によるソリューション、及び小企業の運転資金需要に応えるための事業ローン（当座貸し／当座貸越／ターム・ローンの形態による。）を提供している。当行はまた、中小企業のための事業及び助言に関するオンラインリソースである「SME toolkit」、並びに中小企業を評価するプラットフォームであるEmerging India Awards等の様々な取組みを通じて、中小企業に積極的に働きかけている。当行はまた、中小企業に対し、トランザクションバンキング・サービス、荷為替信用状及び保証状を含む手数料ベースの商品及びサービスを提供している。

(ii) 法人顧客向け商業銀行業務

当行は、インドの主要企業及び中堅企業に対し、多様な商業及び投資銀行業務の商品及びサービスを提供している。当行の一連の商品には、運転資金及びターム・ローンに関する商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金及び外国為替並びにデリバティブ商品が含まれる。法人向け銀行業務グループは、すべての法人顧客に対する融資の組成及び担保に尽力している。法人向け銀行業務グループは、企業関係に関するチーム及びクレジットに関するチームから成る。商業銀行業務グループは、企業関係に関するチームと緊密に協力する一方で、特定の支店を通じて取引サービス及びトランザクションバンキング事業の成長を担っている。市場グループは、法人に対する外国為替及びその他資金調達商品を提供する。プロジェクト・ファイナンスグループは、大規模なプロジェクト・ファイナンスのマンデートの作成に尽力している。当行は、国内外の銀行及び金融機関との間でのコーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスのシンジケート組成を目指している。

法人向け貸付ポートフォリオ

当行の法人向け貸付ポートフォリオはプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス（ストラクチャード・ファイナンス及びクロスボーダーの買収ファイナンスを含む。）並びに運転資金金融から成る。当行の貸付ポートフォリオに関する詳細については、「－(e) 貸付ポートフォリオ－(iii) 貸付の集中」を参照のこと。信用格付及び審査制度の詳細については、「－(d) リスク管理－(i) 信用リスク」を参照のこと。

プロジェクト・ファイナンスは、当行の貸付ポートフォリオの大部分を占める。当行のプロジェクト・ファイナンス事業は、主に中長期のルピー建て及び外貨建ての貸付を製造業部門及びインフラ部門へ融資することにより成っている。当行はまた、固定利付及び変動利付ディベンチャー等の市場性のある商品への投資により融資を行う。当行は一般的に、借入人の固定資産に対して担保権及び第一順位の先取特権を有している。当行の運転資金金融は、主に現金与信枠、当座貸越及びコールローン並びに、手形割引、信用状及び保証状を含む、資金を基盤としない与信枠から成る。当行の信用リスクに係る手続についての詳細は、「－(d) リスク管理－(i) 信用リスク」を参照のこと。

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取り組みが成果を示すには時間がかかる。当行は、格付けの高い企業に貸付を集中させ、集中リスクの管理のための改定された枠組みを導入することにより、増額貸付に対する慎重な姿勢を導入している。「－第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「－第3－3 対処すべき課題－(1) 将来に向けた計画及び戦略」並びに「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(2) 事業環境－2016年度の動向」も参照のこと。

手数料ベースの業務

当行は、シンジケーション、ストラクチャード・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンス活動から手数料収入を得ている。当行は、ストラクチャリング及びシンジケーションから手数料収入を得るために、当行のプロジェクト・ファイナンス及びストラクチャリングの技量並びに当行の企業及び金融機関及び銀行との関係を利用しようと努めている。

当行は、法人顧客に対し、荷為替信用状及びスタンドバイ信用状（インドでは保証状（guarantees）という。）を含む多様な手数料ベースの商品及びサービスを提供している。

当行はまた、(集金、支払い及び送金サービス等の)現金管理サービス、エスクロー、トラスト及び保管口座ファシリティ、オンライン支払ファシリティ、保管業務並びにインド政府及びインドの州政府のための税金徴収サービス等の商業銀行サービスを提供している。2016年度末現在、当行の顧客(主として海外機関投資家、オフショア・ファンド、国外企業及びグローバル預託証券の投資家のための預託銀行)のために保管されていた総資産は2,097.9十億ルピーであった。インドで業務を行っている2つの証券預託機関であるナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド及びセントラル・デポジトリー・サービスズ(インド)リミテッドに登録されたデポジトリーとして、当行はまた投資家に対し電子化された預託ファシリティも提供している。

法人預金

当行は当座預金、定期預金及び預金証書等を含む様々な預金商品を法人顧客に対して提供している。当行の預金の種類、費用及び満期の特性に関する詳細については、「(c) 資金調達」を参照のこと。

外国為替及びデリバティブ

当行は、為替及び金利変動により生じる、国内外の企業からのリスク・ヘッジの必要性に応じた顧客別仕様の商品及びサービスを提供している。提供される商品及びサービスには、以下のものが含まれる。

外国為替商品

これらの商品には、現金、直物及び先物取引が含まれる。当行は、顧客に対し、その事業のニーズに応じて特別に作成したヘッジ及びトレーディングのソリューションを提供する。かかる商品は、インド国内及び当行の国際的拠点において提供される。

デリバティブ

当行は、金利スワップ、通貨スワップ及び主要通貨によるオプションを含むデリバティブ商品を提供している。

(iii) 海外顧客向け商業銀行業務

当行の国際市場における成長のための戦略は、特定の国際市場における海外発展のための本国との関係及び技術の活用に基づく。当行の国際的戦略の焦点は、当行の顧客であるインド企業の外貨需要に応え、インドへの輸入に関連したインド企業以外の貿易金融エクスポージャーを選択し、地域貸出の選択を実行し、主要な市場における優良な非居住者のインド人社会の銀行としての地位を確立しつつ、当行が当該免許を有する地域において個人向け預金フランチャイズを形成することである。当行はまた、当行の法人及び投資銀行事業を支えるために、安定した大規模資金調達源及び高いシンジケート能力を確保し、インドを中心とした資産区分のプライベート・バンキング事業を拡大するべく努めている。

2016年3月31日現在、当行は、現在、英国及びカナダに子会社を、バーレーン、ドバイ国際金融センター、香港、中国、シンガポール、スリランカ、カタール金融センター、南アフリカ及び米国に支店を、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア及びアラブ首長国連邦に駐在員事務所を有している。英国における当行の子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。

当行が海外支店及び子会社を通じて並びに当行の国内ネットワークを通じて海外顧客に対して提供する、デット・ファイナンス、貿易金融及び信用状等の多数の商業銀行商品は、当行がインドの顧客に対して提供する商品に類似している。海外顧客に固有の商品及びサービスの一部は以下のとおりである。

- ・ 送金サービス 当行は、多様な顧客分野のニーズに合わせた送金サービスを提供している。インドへの簡易送金を促進するため、当行は、オフラインでの送金とあわせて、世界48カ国を超えるインド国外に居住するインド人が、電信送金を含む幅広いデリバリーチャネルの選択により、インド国内の受取人に資金を送金することができるオンラインでの送金サービスを提供している。当行は、世界中の200超の取引銀行及び両替店とのパートナーシップにより、国境を越えたインドへの送金フローの重要な提供者である。2016年度に、当行は完全オンラインの仕向送金サービスである「マネーツーワールド（Money2World）」を開始した。当該サービスにより、ICICIバンクの口座保有者以外であっても、16の主要な外貨で、インド国内のどの銀行口座からも海外のどの銀行口座へオンラインで送金ができるようになった。
- ・ トレードウェイ（TradeWay） 取引銀行に、当行を通して行われた輸出手形の取立ての状況に係るリアルタイムのオンライン情報へのアクセスを提供するインターネットを基盤とした荷為替手形取立て商品
- ・ 送金追跡 取引銀行がその支払指示の状況を確認でき、オンラインで様々な情報報告の入手が可能なインターネットを基盤としたアプリケーション
- ・ オフショア銀行預金 米ドル、英ポンド及びユーロによる複数の通貨建預金商品
- ・ 外貨建非居住者向け預金 米ドル、英ポンド、ユーロ、円、カナダドル、シンガポールドル、オーストラリアドル、香港ドル及びスイスフランという9つの主要な外貨建預金
- ・ 非居住者向け外国定期預金 インド・ルピー建預金
- ・ 非居住者向け外国普通預金 インド・ルピー建普通預金口座
- ・ 非居住者向け普通預金口座及び非居住者向け定期預金

2016年度末現在、ICICIバンクの海外支店の総資産（支店間残高を控除後）は1,188.4十億ルピー、貸付金総額は938.1十億ルピーであった（2015年度末現在は、総資産は1,203.8十億ルピー、貸付金総額は941.2十億ルピー）。当行の海外支店は、主に、債券資本市場からの借入、シンジケートローン／相互貸付及び外部の商業機関からの借入により資金調達を行っている。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(q) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

英国及びカナダの当行の子会社は、個人向け及び法人向け銀行業務サービスを提供する総合銀行である。英国及びカナダにおいて、当行の子会社は、インターネットをアクセスの媒体として利用し、ダイレクト・バンキングを提供している。

2016年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシー（ICICI Bank UK PLC）は、英国に8つ、ベルギーに1つ、ドイツに1つの支店を有していた。2016年度末現在、ICICIバンクUKピーエルシーの総資産は、4.6十億米ドルであった。ICICIバンクUKは、2016年度において0.5百万米ドル（2015年度においては18百万米ドル）の純利益を上げた。

2016年度末現在、ICICIバンク・カナダは8の支店を有し、6.5十億カナダドルの総資産を有している。ICICIバンク・カナダは、2016年度において22百万カナダドル（2015年度においては34百万カナダドル）の純利益を上げた。

「―第3―4 事業等のリスク―(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク―(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

(iv) デリバリーチャネル

当行は伝統的な銀行支店からATM、コールセンター、インターネット及び携帯電話にいたるまで多様なチャネルを通じて商品及びサービスを提供している。2016年度末現在、当行は複数のインドの州にわたり、4,450の支店のネットワークを保有していた。

以下の表は、2016年度末現在の地域ごとに分類した支店数を示したものである。

	2015年3月31日現在		2016年3月31日現在	
	支店数及び出張所	全体に占める割合(%)	支店数及び出張所	全体に占める割合(%)
大都市	1,012	25.0	1,159	26.0
都市	932	23.0	997	22.4
副都心	1,218	30.1	1,341	30.1
地方	888	21.9	953	21.4
支店数及び出張所合計	4,050	100.0	4,450	100.0

支店認可に係る条件の一部として、インド準備銀行は当行の支店の25.0%以上が、2001年の人口調査による人口規模に基づき定義されるティア5及びティア6の地域に所在しなければならないと規定した。「一(h) 監督及び規制—支店の開設に関する規制」も参照のこと。2016年度末現在、当行はかかる条件を遵守していた。2016年度末現在、当行は13,766機のATMを有し、そのうち4,603機が当行の支店に配置されていた。当行は、当行の支店を顧客獲得及びサービスの重要なポイントとみなしている。支店ネットワークは、デポジット・モビライゼーションと個人向け資産の組成の統合媒体として機能している。

当行は、技術の発展により、顧客の銀行への関わり方及び銀行へのニーズの満たし方が変化していると考えている。当行は、技術に対応した様々なチャネルを通じて、商品及びサービスを提供する。当行の顧客は、当行のATMで幅広い取引を行うことができる。また、当行は業務効率の向上に加え、顧客経験の向上のため、現金専用預入機等の自動化装置を当行の支店に配置している。当行の従業員は、顧客情報をデジタルに把握するためにタブレットを使用して新規顧客口座を開設する。当行のウェブサイトであるwww.icicibank.comを通じ、当行は個人顧客及び法人顧客の双方の顧客に対し、口座情報、支払い及び資金振替設備へのオンライン・アクセス、並びに投資商品及び保険商品の購入を含む様々なその他のサービスを提供している。当行は、コールセンターを通じてテレフォン・バンキング設備を提供する。当行は、口座へのアクセス及び様々な取引のためのモバイル・バンキング・アプリケーション並びに電子ウォレットを含む携帯電話を通じた一連のサービスを拡大している。また、当行の顧客はソーシャル・メディア・プラットフォームからも自身の口座にアクセスし、取引を行うことができる。「一(g) 技術」も参照のこと。

(v) 投資銀行業務

当行の投資銀行業務は、主にICICIバンクの財務業務並びにICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラシップ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・リミテッドの業務から成る。

財務

当行の財務業務を通じて、当行は貸借対照表の管理を試みており、かかる管理には規制上の要件である法定準備金の維持及び市場機会を利用することにより当行のトレーディング・ポートフォリオから得られる利益を最大化することが含まれる。当行の国内でのトレーディング・ポートフォリオ及び証券ポートフォリオは、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオの積極的な管理に何ら制限がないため、当行の規制上の法定準備金ポートフォリオを含む。当行の財務業務には、先物契約、金利及び通貨スワップ並びに外国為替商品及びサービス等、法人及び小企業の顧客に対する一連の商品及びサービスが含まれる。「一(ii) 法人顧客向け商業銀行業務—外国為替及びデリバティブ」も参照のこと。

当行の財務部は、最適なレベルの流動性の維持を試み、現金準備率の要件を遵守し、当行のすべての支店の円滑な運営を確保することにより流動性管理を行っている。当行は収益を最大化するため、有利子流動資産と現金とのバランスを維持し、現金準備率及び法定流動性比率を含む法定準備金の維持により、準備金管理を行っている。2016年度末現在において、ICICIバンクは、国内普通預金及び定期預金の純額について、インド国債及び州政府債といった適格有価証券によって、法定流動性比率要件を21.5%で維持することが求められていた。当行は、価格の変動から得られる利回り及び利益を最大化するために、積極的な管理を行っているインド国債のポートフォリオを通じて法定流動性比率を維持している。2016年度中、法定流動性比率要件における変更はなかった。法定流動性比率要件は、2017年度は四半期毎に25ベースポイントずつ引き下げられ、20.5%に引き下げられる予定である。さらに、慎重な流動性管理の戦略として、当行は、通常、法定流動性比率要件に基づく適正区分を超える有価証券投資を維持している。「(h) 監督及び規制—法定準備金規制」も参照のこと。

ICICIバンクは、ムンバイの中央トレーディングフロアから、国内投資及び海外の為替業務を行っている。財務活動の一環として、当行はまた国内の負債証券及び持分証券並びに外貨建資産に係る自己勘定トレーディング・ポートフォリオを保有している。当行の財務部は外貨エクスポージャー及び外国為替並びに当行の顧客に提供されるリスク・ヘッジ・デリバティブ商品を管理しており、通貨の自己勘定取引に従事している。当行の投資及び市場リスク政策は、取締役会により承認されている。

ICICIバンクの国内における投資ポートフォリオは、満期保有目的、売却可能、及びトレーディング目的保有の3区分に分類される。インド準備銀行が発布した現在の規則に従い、満期まで保有する意図で取得された投資対象は、満期保有目的に分類される。当行が短期の価格／金利変動によって利益を得るために取引する意図で取得した投資対象は、トレーディング目的保有に分類される。上記2つの区分に該当しない投資対象は、売却可能に分類される。トレーディング目的保有区分の投資対象は、90日以内に売却されなければならない。各区分において、投資対象は、(a)国債、(b)その他適格有価証券、(c)株式、(d)債券及びディベンチャー、(e)子会社及びジョイントベンチャー、並びに(f)その他と分類される。満期保有目的に分類される投資対象は、時価評価されず、取得原価で計上されるが、取得原価が額面価値を上回る場合を除く。かかる場合は、かかる証券の額面以上の部分については、満期までの残存期間にわたって償却される。2016年度末現在、ICICIバンクの国債のポートフォリオの80.9%は、満期保有目的区分であった。売却可能区分の個別の有価証券は、時価評価される。この区分の投資対象は、有価証券の券面どおりに評価され、増減額は各分類ごとに集計される。純減少額（もしあれば）は引当てられる。純増価額（もしあれば）は無視される。トレーディング目的保有区分の個別の有価証券は、売却可能区分のものと同様の方法で計上される。

以下の表は、表示された日における当行の売却可能投資ポートフォリオについての情報を示したものである。

(単位：百万ルピー)

2014年3月31日現在				
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	117,214	2,260	(1,909)	117,565
国債	202,088	745	(535)	202,298
その他証券(1)	139,277	1,789	(829)	140,237
負債投資合計	458,579	4,794	(3,273)	460,100
株式	38,307	12,176	(6,999)	43,484
その他投資(2)	32,893	3,431	(5,942)	30,382
合計	529,779	20,401	(16,214)	533,966

(1) クレジットリンク債を含む。

(2) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

2015年3月31日現在				
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	130,904	1,882	(385)	132,401
国債	207,817	790	(187)	208,420
その他証券	126,776	3,766	(493)	130,049
負債投資合計	465,497	6,438	(1,065)	470,870
株式	46,898	23,767	(8,652)	62,013
その他投資(1)	24,462	3,637	(5,493)	22,606
合計	536,857	33,842	(15,210)	555,489

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

(単位：百万ルピー)

	2016年3月31日現在			
	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
企業負債証券	118,778	2,201	(1,102)	119,877
国債	246,801	611	(23)	247,389
その他証券	110,434	1,436	(662)	111,208
負債投資合計	476,013	4,248	(1,787)	478,474
株式	63,841	21,587	(10,860)	74,568
その他投資(1)	23,674	2,691	(409)	25,956
合計	563,528	28,526	(13,056)	578,998

(1) 優先株式、ミューチュアル・ファンド・ユニット、ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領証を含む。

企業負債証券への投資は、2015年度末現在の130.9十億ルピーから減少し、2016年度末現在には118.8十億ルピーとなった。これは、主にICICIバンクによる社債への投資の減少によるものであった。その他負債証券への投資は、2015年度末現在の126.8十億ルピーから減少し、2016年度末現在には110.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクによる原インド債権付のパススルー証券への投資の減少によるものであった。国債への投資は、2015年度末現在の207.8十億ルピーから増加し、2016年度末現在には246.8十億ルピーとなった。これは主として、当行の国債のポートフォリオの増加によるものであった。株式への投資は、2015年度末現在の46.9十億ルピーから増加し、2016年度末現在には63.8十億ルピーとなった。これは主として、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式ポートフォリオの増加によるものであった。

負債投資に係る純未実現利益は、2015年度末現在の5.4十億ルピーから減少し、2016年度末現在には2.5十億ルピーとなった。これは主として、その他負債証券に係る純未実現利益が2015年度末現在の3.3十億ルピーと比較して2016年度末現在には0.8十億ルピーに減少したことにより起因した。その他負債証券に係る純未実現利益は、主としてインド関連のパススルー証券の純未実現利益の低下により低下した。持分証券に係る純未実現利益は、2015年度末現在の15.1十億ルピーから2016年度末現在には10.7十億ルピーに減少した。ベンチマーク指標であるBSE Sensexは、2016年度末現在において、2015年度末現在の27,957から9.4%下落し、25,342となった。その他の投資に係る純未実現損失が2015年度末現在の1.9十億ルピーと比較して、2016年度末現在のその他の投資に係る純未実現利益は2.3十億ルピーとなった。これは主として、資産再構築会社が発行した有価証券受領証に係る時価評価純損失の減少によるものであった。

以下の表は、表示された期間における売却可能有価証券からの利益を示したものである。

(単位：百万)

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
利息	35,837	31,219	30,766	52,302
配当金	1,393	1,025	1,180	2,006
合計	37,230	32,244	31,946	54,308
実現利益総額	8,031	13,394	8,413	14,302
実現損失総額	(2,680)	(1,609)	(4,028)	(6,848)
合計	5,351	11,785	4,385	7,455

当行の売却可能有価証券ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金は、2015年度の32.2十億ルピーから減少し、2016年度には31.9十億ルピーとなった。当行の売却可能有価証券からの純実現利益は、2015年度の11.8十億ルピーから減少し、2016年度には4.4十億ルピーとなった。これは主に株式ポートフォリオが2015年度の純実現利益であったのと比較して2016年度には純実現損失となったこと及び2016年度には固定利付ポートフォリオによる純実現利益の低下によるものであった。

以下の表は、表示された日現在における、売却可能投資として分類される負債証券への当行の投資の満期の特性及び当該利回りの分析である。かかる満期の特性は、返済期日に基づくものであり、変動利付投資の価格改定日を反映していない。

(単位：百万ルピー (％の数値を除く。))

	2016年 3月31日現在							
	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)	金額	利回り (%)
企業負債証券	23,110	3.6	57,974	7.4	30,043	9.2	7,651	9.0
国債	134,703	5.3	105,645	8.1	6,388	7.8	65	8.2
その他証券	66,522	8.1	41,658	7.5	736	12.3	1,518	2.4
有利子有価証券の 償却原価合計(1)	224,335	5.9	205,277	7.8	37,167	9.0	9,234	7.9
公正価値合計	226,177		206,044		36,974		9,280	

(1) 他通貨建ての証券を含む。

当行の満期保有目的ポートフォリオの償却原価は、2015年度末現在の1,163.2十億ルピーから増加し、2016年度末現在には1,226.0十億ルピーとなった。これは主に、国債への投資が増加したことによるものであった。満期保有目的ポートフォリオの純未実現利益は、2015年度末現在の20.5十億ルピーから減少して、2016年度末現在は14.5十億ルピーであった。これは主に、国債の売却による利益の実現によるものであった。満期保有目的ポートフォリオの利息収入は、利回りの低下により一部相殺されポートフォリオの増加により、2015年度の87.2十億ルピーから増加し、2016年度には93.5十億ルピーとなった。

売買目的有価証券への投資は、2015年度末現在の281.4十億ルピーから増加し、2016年度末現在には308.4十億ルピーとなった。これは主として、国債及びコマーシャル・ペーパーへの投資が増加したことによるものである。売買目的有価証券に係る受取利息及び受取配当金は、2015年度の18.3十億ルピーから減少し、2016年度には17.8十億ルピーとなった。これは主として、売買目的ポートフォリオの受取配当金の減少によるものである。売買目的ポートフォリオに係る純実現利益及び純未実現利益は、2015年度の6.7十億ルピーから減少し、2016年度には1.8十億ルピーとなった。これは主として、2016年度中の国債及びその他国内の固定利付証券の売却からの利益が増加したことによるものである。

2016年度末現在、当行の株式への投資は、総額75.2十億ルピーである。インド準備銀行は、銀行による持分証券への投資を、資本金に関連する制限を規定することで制限している。

「一(h) 監督及び規制—インド準備銀行に関する規制—投資及び資本市場エクスポージャー・リミットに関する規制」も参照のこと。

通常、当行は、当行の投資に係るリターンを最大化するため、当行の長期株式ポートフォリオの積極的な運用戦略を追求している。インド証券取引委員会のインサイダー取引に係る規制の遵守を確保するため、上場企業への株式投資及び負債投資に係るすべての取引は当行財務部の株式及び債券担当デスクが請け負っており、かかるデスクは財務部内の他のグループ及びデスク並びに当行のその他の事業グループから分離されており、貸付人である当行が利用可能な場合がある、価格に影響を及ぼすこれらの企業の未公開の情報にアクセスできない。

当行は複数の主要な外貨で取引を行っており、主要な外貨建てで非居住者であるインド人からの預金を受け入れている。当行はまた、国内向け外貨建口座を管理している。外国為替担当財務部は、利回り及び流動性を最適化するため、金融市場を通じて当行のポートフォリオ及び外国為替商品を管理している。

当行は、当行の法人顧客及び中小企業顧客に対し、外国為替先物契約並びに通貨及び金利スワップを含めた様々なリスク管理商品を提供している。当行は、取引先ごとの制限、ストップロス・リミット、外国為替トレーディング業務全体の損失に係る制限及び例外報告を定めた内部モデルを通じて、当行の外国為替トレーディング・ポートフォリオに係る市場リスク及び信用リスクを管理している。「一(d) リスク管理—(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示—為替リスク」も参照のこと。

当行のインド国外の支店及び子会社並びに当行のムンバイのオフショア銀行ユニットを通じて、当行は、インド国外の企業及び金融部門の債券及び負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資を行っている。

以下の表は、表示された日現在における、当行の海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資の地域別の記載並びにそれらの時価及び実現損失を示したものである。

(単位：百万ルピー)

2015年3月31日現在										
資産担保証券 (1)(2)		債券(2)(3)		その他		合計		2015年度における利益／(損失) (時価)	2015年度の損益計算書における実現利益／(損失) 減損(損失)	2015年3月31日現在の利益／(損失) (時価)
トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的			
米国	-	-	671	-	-	-	671	6	0	1
カナダ	-	55	32,455	-	625	-	33,135	(45)	(19)	311
ヨーロッパ	-	7,942	3,003	-	-	-	10,945	421	(1)	(1,006)
インド	-	-	30,984	-	-	-	30,984	557	374	377
その他のアジア諸国	-	-	8	-	1,875	-	1,883	0	15	0
ポートフォリオ合計	-	7,997	67,121	-	2,500	-	77,618	939	369	(317)

- (1) 住宅モーゲージ証券、商業モーゲージ証券及びその他の資産担保証券を含む。
- (2) 会計基準審議会が公表した財務報告基準 (FRS) 第26号-「金融商品：認識及び測定」の改訂 (特定の状況で、「トレーディング目的保有」及び「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分への金融資産の再分類を認める。) に基づき2009年度において「投資」から「貸付及び債権」に区分変更されたものを含み、当行の英国子会社が「貸付及び債権」に分類した資産担保証券及び債券を含む。
- (3) 2014年度中、当行のカナダの子会社が「貸付及び債権」に分類した社債を含む。

(単位：百万ルピー)

2016年3月31日現在										
資産担保証券 (1)(2)		債券(2)(3)		その他		合計		2016年度における利益／(損失) (時価)	2016年度の損益計算書における実現利益／(損失) 減損(損失)	2016年3月31日現在の利益／(損失) (時価)
トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的	トレーディング	売却可能及び満期保有目的			
米国	-	-	-	-	-	-	-	(1)	8	-
カナダ	-	-	43,301	-	-	-	43,301	(118)	14	204
ヨーロッパ	-	5,016	3,305	-	-	-	8,321	(146)	0	(1,214)
インド	-	-	49,773	-	-	-	49,773	(522)	(169)	(129)
その他のアジア諸国	-	-	-	-	1,325	-	1,325	0	1	0
ポートフォリオ合計	-	5,016	96,379	-	1,325	-	102,720	(787)	(146)	(1,139)

- (1) 住宅モーゲージ証券、商業モーゲージ証券及びその他の資産担保証券を含む。
- (2) 会計基準審議会が公表した財務報告基準 (FRS) 第26号-「金融商品：認識及び測定」の改訂 (特定の状況で、「トレーディング目的保有」及び「売却可能」区分から「貸付及び債権」区分への金融資産の再分類を認める。) に基づき2009年度において「投資」から「貸付及び債権」に区分変更されたものを含み、当行の英国子会社が「貸付及び債権」に分類した資産担保証券及び債券を含む。
- (3) 2014年度中、当行のカナダの子会社が「貸付及び債権」に分類した社債を含む。

海外支店及び銀行子会社による企業及び金融部門の負債証券並びに不動産担保証券及び資産担保証券への投資は、2015年度末現在の77.6十億ルピーから増加し、2016年度末現在には102.7十億ルピーとなった。これは主として、社債への投資の増加によるものであった。資産担保証券への投資は、2015年度末現在の8.0十億ルピーから減少し、2016年度末現在には5.0十億ルピーとなった。これは主として、資産担保証券の満期到来によるものであった。当行の債券ポートフォリオは、2015年度末現在の67.1十億ルピーから増加し、2016年度末現在には96.4十億ルピーとなった。当行のヨーロッパに対する投資は、2016年度末現在、8.3十億ルピー（2015年度末現在は10.9十億ルピー）であった。当行のヨーロッパに対する投資の大部分は、英国に対する投資である。

当行の海外の支店及び子会社の投資ポートフォリオの時価評価損失は、2016年度末現在、1.1十億ルピー（2015年度末現在は0.3十億ルピー）であった。時価影響額は、2016年度中は0.8十億ルピーの損失（2015年度中は0.9十億ルピーの利益）であった。純実現損失及び減損損失は、2016年度中は0.1十億ルピー（2015年度中は0.4十億ルピーの純実現損失及び減損損失）であった。

以下の表は、投資の区分に基づいた当行の海外支店及び銀行子会社の投資ポートフォリオの概要を示したものである。

区分	3月31日現在	
	2015年	2016年
債券		
銀行及び金融機関	25,901	35,133
企業	41,221	61,246
債券合計	67,122	96,379
資産担保証券	7,997	5,016
その他(1)	2,499	1,325
合計	77,618	102,720

(1) 預金証書に対する投資を含む。

銀行及び金融機関の有価証券に対する当行の投資は、多くの銀行に広がり、その中でも上位10行に対する投資は、2016年度末現在の銀行及び金融機関に対する投資全体の約89.2%（2015年度末現在は、約90.6%）を占める。2016年度末現在の事業体の有価証券に対する当行の投資の約31.6%（2015年度末現在は、約24.6%）は、インド関連であった。

2016年度末現在、資産担保証券に対する当行の投資総額は、当行の資産総額の0.5%未満であった。かかる証券のポートフォリオの額は、5.0十億ルピーであり、個人向け不動産担保証券から主に構成されていた。個人向け不動産担保証券は、プライムローン及びバイ・トゥ・レット・モーゲージにより担保された英国の住宅ローン担保証券ポートフォリオから主に構成されていた。

2016年度末現在、主にカナダにおいて、当行の海外支店及び銀行子会社が保有する国債への投資の公正価値は、45.2十億ルピーであった。

これらの有価証券への投資は、ICICIバンク及びその銀行子会社のそれぞれの投資方針の規制対象となっている。重要な信用リスクの集中を緩和するために、投資方針は、投資を行う前に遵守すべきいくつかの制限について定めている。投資方針は、それらの単位ごとの格付及び発行体への投資上の制限について定めている。さらに個人銀行及び金融機関に対しては、取引先ごとに上限が設けられている。様々な国に対してカントリ・エクスポージャーの上限も設定されている。また、ICICIバンクは、ICICIバンクUKがそのポートフォリオに対してクレジット・スプレッドの感応度の上限を設定したものの、かかる投資から生じるクレジット・スプレッド・リスクも測定する。上記の制限の例外規定は、適切な機関の承認をもって設定される。ICICIバンクは、その国際投資に対して信用保護を購入していない。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド

ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、投資銀行業務、機関投資家向けブローカー業務、個人向けブローカー業務、個人向け資産管理業務及び金融商品の流通を含む幅広いサービスを提供する総合証券会社である。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、オンラインの株式売買サイトである「iciciダイレクト・ドットコム」を有する。iciciダイレクト・ドットコムの主要目的は、個人に対してその顧客の銀行口座、券面不発行口座及びトレーディング口座を統合して一体化した構造を提供することにより、個人が自分の投資を実行できるようにするとともに、投資に関する幅広い選択肢を提供することである。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において、子会社を有している。同様に、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドは、米国において、ブローカーサービスに従事し、シンガポールにシンガポール国内で証券を取り扱うための資本市場サービスの免許を有する支店を有する子会社である、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドを有している。ICICIセキュリティーズはまた、カナダのブリティッシュコロンビア州、オンタリオ州及びケベック州において国際ディーラーとして登録している。ICICIセキュリティーズ・リミテッド（連結）は、2016年度において2.4十億ルピーの純利益（2015年度は、2.9十億ルピーの純利益）を計上した。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、インド国債のプライマリー・ディーラー業務に従事している。同社は、その他の固定利付証券も取り扱っている。さらに、同社は、引受業務、ポートフォリオ管理サービス、債務の募集及び金融市場業務を提供している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、2016年度において2.0十億ルピーの純利益（2015年度は2.2十億ルピーの純利益）を計上した。当該業務の収益は、固定利付債券市場の状況に直接連動している。

(vi) ベンチャー・キャピタル及び未公開株式

当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ICICI Venture Funds Management Company Limited）は、新興企業に対してベンチャー・キャピタル融資を提供しており、多様な企業に未公開株式を提供している。ICICIベンチャーは、プライベート・エクイティ、不動産、インフラ及びスペシャル・シチュエーションにおいてプレゼンスを有する、多数の分野を扱う専門的なオルタナティブ・アセット・マネージャーである。2016年度末現在、ICICIベンチャーは約129.9十億ルピーのファンドの運用又はその顧問を行っていた（コミットメント合計に基づく。）。2016年度において、ICICIベンチャーは、190百万米ドル（共同投資資本を含む。）で最初のクロージングを完了した。当該企業は、消費者向けの商品及びサービス、個人向けサービス及び金融サービス等の分野の多数のファンドにおいて幅広い投資を行った。ICICIベンチャーは、2015年度において0.01十億ルピーの純利益を計上したのに対して、2016年度は0.21十億ルピーの損失を負った。

(vii) 資産管理

当行は、当行の子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーを通じて、資産管理サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、英国のプルデンシャル・ピーエルシーとのジョイントベンチャーである。当行は、当該事業体の株式の約51.0%を保有している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーはまた、ポートフォリオ管理サービス及び顧客に対する助言サービスを提供している。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、平均ミューチュアル・ファンド運用資産を、2016年度において1,758.8十億ルピー有していた。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、2016年度において3.3十億ルピーの純利益（2015年度は2.5十億ルピーの純利益）を計上した。

(viii) 保険

当行は、子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーを通じて、多様な保険商品及びサービスを提供している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、それぞれ英国のプルデンシャル・ピーエルシー・グループ（Prudential PLC Group）のプルデンシャル・コーポレーション・ホールディング・リミテッド（Prudential Corporation Holding Limited）及びカナダのフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス（Fairfax Financial Holdings）とのジョイントベンチャーである。2015年度において、インド議会は、保険部門の外国人の持株比率制限を26.0%から49.0%へ引き上げ、保険会社の事業開始から10年が経過後、保険会社の発起人は最終的にその持株比率を26.0%まで下げる旨の要件を撤廃する法律案を承認した。2015年3月、インド政府は保険部門の外国人の持株比率に関する規制を発表し、かかる規制は2015年7月に修正された。ICICIバンクは、2016年度中にICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーに対する9%の持分をフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスに売却した。かかる取引の後、ICICIバンク及びフェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスのICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーに対する株式持分はそれぞれ約64%及び約35%であった。当行はまた、2016年度において、当行の生命保険を扱う子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対する約6.0%の持分を売却した。当該売却の後、当行のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに対する株式持分は約74%から約68%に減少した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、民間部門の最大の競合他社の9.7%の市場シェアと比較して、新規個人向け事業について加重受取保険料ベースで、2016年度において11.3%の合計市場シェアを獲得した。また、生命保険評議会によると、2016年度には民間部門において21.9%の市場シェア（2015年度は23.0%）を有していた。全体の保険料は、2015年度の153.1十億ルピーから25.2%増加して、2016年度には191.6十億ルピーとなった。個人向け継続保険料は、2015年度の95.7十億ルピーから25.3%増加して、2016年度には120.0十億ルピーとなった。個人向け新規保険料は、2015年度の49.3十億ルピーから増加して、2016年度には54.6十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2016年度末に16.5十億ルピーの純利益（2015年度末では16.3十億ルピー）を計上した。

2010年度、インド保険業規制開発委員会は、ユニットリンク生命保険商品に係る規制を変更した。その後、インド保険業規制開発委員会は、非ユニットリンク生命保険商品に係る改訂版の規制も発表した。かかるガイドラインは、2014年度中に発効した。主な変更は、代理業者及び販売業者に支払う手数料、保険契約の失効、最低解約払戻金並びに最低死亡給付金に関するものであった。かかる変更の結果、生命保険会社はその商品及び販売戦略の修正を迫られたため、生命保険部門は成長が低下し、近年の商品構成が変更された。当初は、非ユニットリンク商品へと商品構成がシフトしたが、より直近では、主にこれらの商品の費用構成が顧客の観点から好条件であること及び資本市場の市況の改善に起因し、ユニットリンク商品のシェアが増加している。ユニットリンク商品は、2016年度において、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの個人向け加重受取保険料の83.3%（2015年度は84.8%、2014年度は66.5%）を占めた。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(aa) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」及び「一第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(12) セグメント収益及び資産-2016年度及び2015年度の比較(e) 生命保険セグメント」も参照のこと。さらに、インド保険業規制開発委員会は、バンカシュアランス（すなわち、銀行が保険会社との市場取決めの中で保険商品を販売する慣行）に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインに従い、銀行はそれぞれ生命保険部門、損害保険部門及び健康保険部門の保険会社3社と提携することができる。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの計上された保険料総額（低リスクプール及び受再保険の負担割合を除く。）は、2016年度において、21.2%増加して80.9十億ルピー（2015年度は66.8十億ルピー）となった。インド総合保険審議会によると、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、すべての総合保険会社の間で、計上された保険料総額において、2016年度において約8.4%の市場シェアを誇る最大手の民間総合保険会社であった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2016年度において5.1十億ルピーの純利益（2015年度は5.4十億ルピーの純利益）を計上した。かかる純利益の減少は主として、過年度の繰越損失に係る税制優遇措置の吸収に続く、2016年度における実効税率の上昇によるものであった。

ICICIバンクは、生命保険商品及び総合保険商品の販売に関する販売業者として、これらの子会社から手数料を得ている。

(c) 資金調達

当行の資金調達は、資金調達の安定性を確保し、資金調達コストを最小限に抑えるとともに、流動性を効率的に管理することを目的としている。個人顧客及び法人顧客から集めた預金が当行の主要な国内資金調達源となっている。当行はまた、ルピー短期借入及び国内又は海外での債券発行を通じて資金調達を行っている。当行の国内債券借入には、インド準備銀行のガイドラインに基づくインフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券借入が含まれる。

合併前のICICIは、商業銀行及びその他アジア開発銀行及び世界銀行のような多国間機関からの外貨借入を通じて資金調達を行っており、かかる外貨借入にはインド政府の保証が付された。インド政府は2007年5月31日付書簡において、当行に対し、かかるインド政府保証付のかかる外貨借入を返済若しくは早期返済し、又はインド政府により付された保証に代わる他の受け入れ可能な保証を付すよう指導した。2016年度末現在、インド政府が保証したICICIバンクの貸付及び債券残高総額は、5.1十億ルピーであったが、これは同日付の当行の借入総額の約0.3%を占めた。

当行の海外支店は、主として、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、銀行間相互貸付及び外部の商業機関からの借入によって資金調達を行っている。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(q) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。当行の英国及びカナダにおける子会社は、主に個人向け預金を通じて、自己資金調達を行っている。当行のカナダにおける子会社は、保険付住宅ローンの証券化を通しての自己資金調達も行っている。

当行の預金残高は、2015年度末現在は総負債の46.7%であったのに対し、2016年度末現在には総負債の49.1%となった。当行の借入金は、2015年度末現在は総負債の25.6%であったのに対し、2016年度末現在には総負債の24.0%となった。当行の預金残高は、2015年度末現在の3,859.6十億ルピーから16.9%増加し、2016年度末現在には4,510.8十億ルピーとなった。当行の借入金（償還可能非累積的優先株式及び劣後債を含む。）は、2015年度末現在の2,112.5十億ルピーから4.3%増加し、2016年度末現在には2,203.8十億ルピーとなった。これは主として、外貨建債券借入、借換えによる借入及び外貨建定期マネー借入の増加によるものであったが、インド準備銀行との間の流動性調整枠に基づいて行われた借入の減少により、一部相殺された。借入の増加は、主として、ICICIバンクUK による銀行間借入、債券借入及びシンジケートローンによる借入金並びにICICIバンク・カナダによって証券化された保険付住宅ローンに基づく借入の増加によるものであった。ルピー建海外借入はまた、米ドルに対するルピーの下落も反映していた。

以下の表は、表示された日付現在における預金の種類別内訳である。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在					
	2014年		2015年		2016年	
	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)	金額 (ルピー)	合計に 対する割合 (%)
当座勘定預金	443,647	12.3	504,596	13.1	603,389	13.4
普通預金	1,078,310	30.0	1,221,062	31.6	1,444,551	32.0
定期預金	2,073,170	57.7	2,133,894	55.3	2,462,834	54.6
預金額合計	3,595,127	100.0	3,859,552	100.0	4,510,774	100.0

以下の表は、表示された期間における預金種類別の平均預金残高及び平均預金コストを示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度(1)						
	2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	コスト(2) (%)	金額 (ルピー)	コスト(2) (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	コスト(2) (%)
利付預金							
普通預金	947,800	3.7	1,058,154	3.8	1,207,983	2,053,571	3.8
定期預金	1,934,262	7.7	2,155,184	7.8	2,348,344	3,992,185	7.4
非利付預金							
その他要求払い預金	293,741	-	326,162	-	384,167	653,084	-
預金額合計	3,175,803	5.8	3,539,500	5.9	3,940,495	6,698,842	5.6

(1) 2014年9月まで、平均残高は、日次平均残高（ICICIバンクの外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。2014年10月から、外国支店の平均は、日次残高の平均である。

(2) 支払利息を平均残高で割ったものを表す。

当行の平均預金残高は、3,539.5十億ルピーで平均コストは5.9%であった2015年度から増加して、2016年度には3,940.5十億ルピーで平均コストは5.6%であった。当行の平均定期預金残高は、2,155.2十億ルピーで平均コストは7.8%であった2015年度から増加して、2016年度には2,348.3十億ルピーで平均コストは7.4%であった。定期預金のコストは2015年度と比較して2016年度において減少し、これは主として、インドにおける金利の低下を反映した、ICICIバンクが行った選択満期による定期預金の金利の引下げによるものである。当行の普通預金には、ICICIバンクUKが受け取った個人向け普通預金が含まれる。「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(i) 財政状態―(ii) 負債及び株主資本―預金」も参照のこと。

以下の表は、表示された日現在における預金種類別の契約満期日の概要を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2016年3月31日現在			
	1年以内	1年超 3年以内	3年超	合計
利付預金				
普通預金	1,444,551	-	-	1,444,551
定期預金	1,972,452	387,611	102,771	2,462,834
非利付預金				
その他要求払い預金	603,389	-	-	603,389
預金額合計	3,913,438	387,611	102,771	4,510,774

(1) 普通預金及びその他要求払い預金は、要求により払い戻されるものであるため、「1年以内」の区分に分類されている。

以下の表は、表示された期間におけるルピー借入金の平均未払残高及び構成比率を、各借入金別に示したものである。各借入金種類別の平均コスト（支払利息を平均残高で除したもの）は脚注に示されている。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在(1)						
	2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合(%)	金額 (ルピー)	合計に 対する 割合(%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	合計に 対する 割合(%)
金融市場からの借入金 (2)(3)	261,461	38.6	271,944	37.9	290,536	493,911	35.6
その他の 借入金(4)(5)	416,756	61.4	446,031	62.1	525,375	893,138	64.4
合計	678,217	100.0	717,975	100.0	815,911	1,387,049	100.0

(1) 2014年9月まで、平均残高は、日次平均残高（ICICIバンクの外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。2014年10月から、外国支店の平均は、日次残高の平均である。

(2) コール市場、リファイナンス及び流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行との取引を含む。

(3) 2014年度、2015年度及び2016年度の平均コストは、それぞれ8.6%、8.7%及び7.7%。

(4) 公募債及び私募債券、機関借入並びに企業間預金を含む。

(5) 2014年度、2015年度及び2016年度の平均コストは、それぞれ12.5%、11.6%及び11.1%。

以下の表は、表示された日現在における10百万ルピー以上のルピー建定期預金に関する満期日の概要を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在			預金総額 に対する割合 (%)
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	(円)	
3ヶ月未満	324,863	330,880	562,496	7.3
3ヶ月以上6ヶ月未満	203,562	198,180	336,906	4.4
6ヶ月以上12ヶ月未満	219,505	323,658	550,219	7.2
12ヶ月超	29,009	37,886	64,406	0.8
10百万ルピー以上の預金の総額	776,940	890,604	1,514,027	19.7

以下の表は、表示された日現在におけるルピー建短期借入金の関係情報を示したものである。

(単位：百万ルピー (％の数値を除く。))

3月31日現在(1)

	2014年	2015年	2016年
年度末残高	228,815	348,867	248,793
年間平均残高(2)	261,461	271,944	290,536
四半期末最高残高	301,622	348,867	249,200
年間平均利率(3)	8.6%	8.7%	7.7%
年度末平均利率(4)	9.3%	8.7%	7.7%

- (1) 短期借入金にはコール市場での借入金、リファイナンス、買戻契約及び流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行との取引が含まれる。
- (2) 2014年9月まで、平均残高は、ICICIバンクの日次平均残高（外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。2014年10月から、外国支店の平均は、日次残高の平均である。
- (3) 短期借入金の平均残高に対する短期借入金の支払利息の比率を表す。
- (4) 事業年度末現在の未払短期借入金の加重平均レートを表す。

当行のルピー建短期借入金は、2015年度末現在の348.9十億ルピーから2016年度末現在の248.8十億ルピーへと減少した。これは主として、流動性調整枠に基づいて行われたインド準備銀行からの借入及び借換のための借入の減少によるものである。

以下の表は、表示された期間における外貨借入の平均未払残高を、各資金源別の平均残高及び構成比率に基づき示したものである。各資金源別の平均借入コスト（支払利息を平均残高で除したもの）は、脚注に示されている。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度(1)

	2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	合計に対 する割合(%)	金額 (ルピー)	合計に対 する割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	合計に対 する割合 (%)
債券による借入金(2)	442,757	38.8	510,239	42.9	548,838	933,025	41.0
その他の借入金(3)	699,657	61.2	678,076	57.1	789,163	1,341,577	59.0
合計	1,142,414	100.0	1,188,315	100.0	1,338,001	2,274,602	100.0

- (1) 2014年9月まで、平均残高は、ICICIバンクの日次平均残高（外国支店の平均（2週間ごとに計算される。）を除く。）に基づくものである。2014年10月から、外国支店の平均は、日次残高の平均である。
- (2) 2014年度、2015年度及び2016年度の平均コストは、それぞれ5.2%、5.1%及び4.8%。
- (3) 2014年度、2015年度及び2016年度の平均コストは、それぞれ2.2%、2.0%及び1.6%。

2016年度末現在、当行による発行済債務資本証書は402.8十億ルピーであった。バーゼルIIIにより、自己資本比率計算の際、発行済債務資本証書はインド準備銀行の自己資本比率規制に従って既得権規則により追加的なTier 1資本又はTier 2資本のいずれかに区分された劣後債を含む。「一(h) 監督及び規制—インド準備銀行に関する規制」も参照のこと。

(d) リスク管理

金融仲介機関として、当行は当行の貸付、トランザクションバンキング及び取引業務並びに当行が経営を行う環境特有のリスクにさらされている。当行のリスク管理における目標は、生じる様々なリスクを確実に把握し、評価し、監視し、管理すること、またその組織がこれらのリスクに対処するために確立された方針及び手順を厳守することである。

当行におけるリスク管理枠組みの主要な原則は以下のとおりである。

- ・ 取締役会は、当行が負っているすべてのリスクを監督する。
- ・ 取締役会の特別委員会は、様々なリスクを監督することに重点をおくことができるように構成されている。
- ・ リスク管理委員会は、様々なリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、金利リスク、業務リスク、主要なリスク指標及びリスク構造（信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、コンプライアンスリスク、キャピタル・アット・リスク、アーニング・アット・リスク及びグループのリスクを含む分野を網羅する）に関するリスク管理方針の精査を行う。かかる委員会は、機関特有及び市場（体系的）の幅広いシナリオを含むストレス・テストの枠組みの検討を行う。リスク管理委員会はまた、当行の貸借対照表のリスク構造に基づく当行の自己資本の状態を評価し、自己資本規制の実施状況の精査も行う。
- ・ 与信委員会は、主要な産業部門における主要ポートフォリオの信用状況の精査並びにこれらの部門に対するエクスポージャー及び大口借入人の勘定に対するエクスポージャーについての精査を、取締役会によって承認された与信認可権限方針による特定のエクスポージャーを承認することに加えて行う。
- ・ 監査委員会は、遵守及び内部監査機能についての方向性を打ち出し、その質を監視する。
- ・ 不正行為監視委員会は、一定の価値を上回る不正行為の精査を行い、不正行為リスクを軽減するための是正措置を提案し、改善措置の効果を監視する。
- ・ 情報技術戦略委員会は、情報技術の戦略及び方針に関する書類の承認、情報技術戦略が経営戦略に沿っていることの保証、情報技術に関するリスクのレビュー、当行の継続的発展のための情報技術投資に関する適切なバランスの確保、情報技術に対する資金調達の総額の監督、経営陣が情報リスクについて適切な管理を行うことを保証するための資金を有しているかの確認並びに当行の事業に対する情報技術の貢献に関する検討を行う。
- ・ 取締役会によって随時承認される政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。
- ・ 独立したグループ及び下位のグループは、様々なリスクを独立して評価し、監視し、また報告することができるように当行の組織にわたって構成されている。当該グループは、事業グループ／下位のグループとして独立して機能している。

リスク管理枠組みは、当行及び当行の海外銀行子会社全体にわたり一貫したリスク原則を策定するための基盤となっている。取締役会は、企業リスク管理及びリスク選好度の枠組みを承認し、様々な事業ラインが運営される構造を制限する。

当行は、主に信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク及びレピュテーションリスクを抱えている。当行には、リスク管理グループ、コンプライアンス・グループ、企業法務グループ、金融犯罪防止及びレピュテーションリスク管理のグループ並びに内部監査グループという集権的グループがあり、これらには明確な方針及び手続に従い当行のすべての主要リスクを識別し、評価し、監視する権限が付与されている。さらに、与信監視グループ及び財務コントロール・サービス・グループ並びに業務グループは、規制、政策及び内部承認の運用上の遵守状況を監視する。

リスク管理グループは、さらに信用リスク管理グループ、市場リスク管理グループ、業務リスク管理グループ及び情報技術リスク管理グループに組織されている。リスク管理グループ、与信監視グループ及び財務コントロール・サービス・グループ及び業務グループは、業務執行取締役の監督下にある。コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、取締役会の監査委員会及びマネージング・ディレクター兼最高経営責任者の監督下にある。コンプライアンス・グループ及び内部監査グループは、管理上は業務執行取締役に直属する。これらのグループはいずれも事業部から独立しており、当行のリスク管理方法を実践するための事業部の代表と連携している。

(i) 信用リスク

信用リスクとは、契約相手方が契約の条項を遵守しない場合、主に当行に対する支払いが要求される金額についての支払いを行うことができない場合に生じうる損失のリスクをいう。貸付業務においては、ICICIバンクは主に信用リスクを抱えている。

信用リスクは、取締役会によって承認された与信及び回収政策（与信政策）によって統制されている。与信及び回収政策は、供給される商品の種類、区分化された顧客の種類、対象となる顧客のデータ並びに信用承認プロセスと制限の概要を説明するものである。

ICICIバンクは、非個人の借入人に関する信用リスクをそれぞれの借入人の個人的水準及びポートフォリオの水準に応じて評価し、監視し、管理している。個人の借入人に関する信用リスクは、ポートフォリオの水準で管理されている。ICICIバンクは、構造化及び標準化された与信認可過程を有しており、これには総合的な信用査定を行うために十分に確立した手順が含まれている。カントリー・リスク管理政策は、カントリー・リスクの認識、測定、監視及び報告に対応するものである。

リスク環境は、インドにおける資本支出サイクルの低迷、一定の企業グループのレバレッジの増加、様々な国における世界的な景気の低迷、商品価格の低下及びイベントリスクを要因として、現在不安定である。これらの側面を考慮し、当行は信用リスク、具体低には集中リスクの観点から、当行のリスク選好度及び制限構造を包括的に再検討した。

当行は、以下の主要な措置を取った。

- ・ 内部的な信用格付においてBBBに格付された借入人に対する借入人1名に対するエクスポージャー・リミットの縮小。
- ・ 借入人のグループ・エクスポージャー・リミットの縮小
- ・ 法人ポートフォリオにおける増分資産の組成に関する制限に基づいた格付
- ・ 借入人の監視に対する重点的な取組みの強化及び必要に応じた事前行動の促進を行うことを目的とした個別の信用監視グループの設立
- ・ 定期審査及び時系列分析による個人向け商品ポートフォリオに関する監視の更なる強化

取締役会の信用管理委員会は、ポートフォリオ及び大口エクスポージャー・グループを定期的に精査する。

与信認可権限

取締役会は、与信認可権限方針に基づき、様々な委員会、フォーラム及び役員個人に与信を認可する権限を委ねている。与信認可権限方針は、より高いエクスポージャー及びより高いリスク水準の取引がこれらに応じたより高いフォーラム／委員会に対して認可を得るために確実に提案されるように、リスク水準及びエクスポージャーの額に基づいている。

当行は、その法人向け銀行業務のための与信認可権限について、取締役会の与信委員会、業務執行取締役委員会、幹部役員委員会、経営幹部委員会及び地方委員会といったいくつかのレベルを設定した。中小企業及び農村及び農業向けの貸付に対するプログラムによって処遇される一定のエクスポージャーについては、エクスポージャーの承認のために個別のフォーラムが創設された。これらフォーラムの措置プログラムは、集団を基準とした手法により定式化しており、この場合、一定の基準の定めに適合する個人又は事業体から成る均質なグループ1つに対して1つの貸付プログラムが実施される。プログラムに基づく資金調達の有資格者となるためには、借入人は規定された与信基準を満たし、スコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを取得する必要がある。当行は、かかるプログラムすべてにおいて、統制基準、借入人承認基準及び精査要因を組み込んでいる。

個人向け与信枠は、承認された商品方針に従わなければならない。すべての商品方針は、業務執行取締役委員会により承認される。個人の与信申請は、商品方針に基づき、役員個人／フォーラムにより評価及び承認される。

独立事業体の信用リスク評価方法

すべての与信申請（個人向け商品、プログラムによる貸付、中小企業向け及び農業事業のスコアカードに基づく貸付並びにその他特定の商品を除く。）は、適当なフォーラムによる承認を受ける前に、信用リスク管理グループによって内部的に評価される。

信用リスク管理グループは、申請についての評価を行い、工業分析を実施し、与信ポートフォリオの質を監視し、与信委員会及びリスク管理委員会に対して定期的に報告を行う。非個人向けのエクスポージャーについては、与信監視グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件が遵守されているか否かを確認する。当行はまた、様々な制限構造を通じて信用リスクを管理しており、かかる構造はインド準備銀行の健全性ガイドラインに沿ったものである。当行は、単独の借入人のエクスポージャー・リミット、グループの借入人のエクスポージャー・リミット、業界のエクスポージャー・リミット、無担保のエクスポージャー・リミット、長期間のエクスポージャー・リミット並びに資本市場、銀行以外の金融会社及び不動産等の不安定な分野へのエクスポージャーに対するリミットといった、様々なエクスポージャー・リミットを設定した。また、借入人のエクスポージャーに対する格付に基づく閾値及び追加措置に関する制限が導入された。また、国及び銀行契約相手方に対する制限が規定された。

ICICIバンクは、借入人の個人レベル及びポートフォリオのレベルの両方で信用リスクを適切に識別するための、定評のある信用分析手順を有している。適切な評価方法及び信用格付方法が、様々な種類の商品及び事業のために確立された。その方法には、量的及び質的パラメーターの評価が含まれる。例えば、大企業に対する格付方法には、産業、産業における借入人の事業的地位（ベンチマーク）、財務状態及び予想、管理の質、借入人により実施されたプロジェクトの影響、並びに取引戦略についての包括的な評価が必要である。

借入人のリスクは以下を考慮して評価される。

- ・ 借入人が運営している工業に関連するリスク及び観点（工業リスク）
- ・ 財務書類、過去の財務実績、資金調達能力に関する財務上の柔軟性及び適正キャッシュ・フローの質の分析による借入人の財務状態（財務リスク）
- ・ 借入人の関係する市場での地位及び運営能力（事業リスク）
- ・ 業績、支払調書及び財政上の保守主義の分析による管理の質（管理リスク）
- ・ 特定のプロジェクトに関するリスク（プロジェクトに関連する建設リスク、資金調達リスク等の実施前のリスク及び工業リスク、事業リスク、財務リスク及び管理リスク等実施後のリスク）（プロジェクト・リスク）

特定の借入人のリスクの分析を行った後、信用リスク管理グループは借入人に信用格付を付与する。当行は、AAAからBまでの12階級の格付を有している。借入人の信用格付は、与信認可過程において重要な判断材料である。借入人の信用格付及びかかる信用格付に対応する債務不履行の傾向は、当行のリスクに基づく価格決定の枠組みにおいて重要な情報である。融資制度についてのすべての提案は、関連する事業部門により作成され、適切な承認当局の認可を得るために提出される前に信用リスク管理グループによって精査される。非資金ファシリティのための認可過程は、資金ベースのファシリティのための認可過程と類似するものである。各借入人のための信用格付は、定期的に見直される。当行はまた、特定の産業について、かかる産業に影響を及ぼす重大な事象が生じた場合には、かかる産業における当行のすべての借入人の格付を見直す。

当行の現在の格付基準では、BBB-を下回る格付（すなわち、BB及びBの格付）は、相対的にハイリスクの分類とみなされる。当行の現在の与信政策では、貸付の検討のために必要である、借入人に対して最小限の格付を明示的に与えることはしない。内部格付がBBB-を下回るすべての法人向け貸付の申請は、大部分が執行役員以外で構成された当行の与信委員会に、認可を得るために送られる。

下記の表は、損失の可能性に関連する当行の内部格付に関する記載である。

格付	定義
(I)投資格付	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、標準から高度な保護を提供していると判断される。
AAA、AA+、AA、AA-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、高度な保護を提供していると判断される。
A+、A、A-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、十分な保護を提供していると判断される。
BBB+、BBB及びBBB-	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、中程度の保護を提供していると判断される。
(II)投資不適格格付（BB及びB）	事業体／負債は、金融負債の履行期限内の支払いにつき、不十分な保護を提供していると判断される。

2016年度末現在においては、当行の純非投資格付貸付は、全純貸付の約18.6%を構成する。2016年度において、世界経済の成長は、主として中国及び新興国市場の経済成長の低迷、金融政策の多様化並びに原油及び金属を含む商品価格の著しい下落により低迷した。脆弱な世界経済の環境及び商品サイクルの著しい低迷は、法人部門に引続き困難をもたらした。これは主として、法人投資が大幅に改善するという予想に反して国内経済の回復が緩やかであったこと並びに鋼鉄、鉱物、電力、セメント及び掘削装置等の特定の部門において業績が不利な影響を受け、その結果、これらの部門及びこれらの部門と部分的に関連するプロモーター企業の格付が引き下げられたことによるものである。「連結財務書類 - 連結財務書類に対する附属明細書- 附属明細書18B-7. 貸付金 - 貸付金の信用度」も参照のこと。

運転資金の貸付は、一般的に12ヶ月の期間について承認されている。12ヶ月の有効期間の終わりに、当行は借入人の貸付の取決めと信用格付の見直しを行う。かかる見直しの完了後、運転資金の貸付の取決めを更新するか否かを決定する。

下記に、様々な事業セグメントにおけるリスク評価プロセスが詳述する。

プロジェクト・ファイナンス・エクスポージャーの評価

ICICIバンクは、プロジェクト・ファイナンス取引の評価及び実行のための枠組みを有している。当行は、この枠組みによって最適なリスクの識別、割当て及び軽減が行われるようになり、残存するリスクを最小限に抑えるために役立つと考えている。

プロジェクト・ファイナンスの承認過程は、技術的、商業的、財政的、市場的及び管理的な要素並びにスポンサーの財政力及び経験の詳細な査定から始まる。この査定が完了すれば、与信認可のための査定証書が作成される。査定過程の一環として、リスクマトリクスが作成され、これに従いプロジェクト・リスク、リスク軽減要素及びプロジェクトに伴う残余リスクのそれぞれが識別される。査定証書は、リスクマトリクスを分析し、プロジェクトの実行可能性を明確にさせる。与信認可の後、提案されたファシリティの主な金銭面の条件、スポンサーの義務、支払停止条件、借入人の条件受入れ及び借入人の約束の概要が記載された同意書が借入人に対して発行される。借入人によりすべての正規の手続が完了した後、借入人との間で貸付契約が締結される。

上記に加えて、インフラ、石油、ガス及び石油化学製品といった分野において構造化されたプロジェクト・ファイナンスの場合には、デュー・ディリジェンス過程の一環として、当行は、必要と考える場合には、技術顧問、経営アナリスト、弁護士及び保険コンサルタントを含めて、貸付人に対して助言を提供するコンサルタントを任命する。これらのコンサルタントは、通常、それぞれの関連分野において国際的に認知された経験豊富なコンサルタントである。これらの融資提供におけるリスク軽減要素には、債務返済準備金並びに信託勘定及び留保勘定を通じた媒介プロジェクトの収益の設定も含まれている。

ICICIバンクのプロジェクト・ファイナンスに係る貸付金額は、一般的に全額が担保されており、借入人に対する全額請求権が付されている。ほとんどの場合、ICICIバンクはすべての固定資産に対して担保権及び第一先取特権を有している。担保権には、通常は現在及び将来の不動産、設備機器及び借入人のその他の固定資産が含まれる。ICICIバンクの借入人には、損失が生じた場合に当行が支払人として認識されているときには、その資産に対して総合保険を付保することが要求されている。場合によっては、ICICIバンクはまた、プロジェクトに関与する1つ以上のスポンサーから企業又は個人保証といった追加の信用安定性を、又はプロジェクト対象会社におけるスポンサーの保有株式につき抵当権を取得している。特定の産業部門において、ICICIバンクはまた、利権契約、オフテイク契約（長期供給契約）及び担保対策の一部となる建設契約といった関連するプロジェクト契約について担保権を取得している。

ICICIバンクは、現在の方針として、一般にすべてのプロジェクトの資金調達が約束され、重要な契約上の取決めがなされた後に資金を拠出することとしている。資金は、プロジェクトの進行に応じて承認されたプロジェクトの費用を支払うために分割して支払われる。当行が技術コンサルタント及び市場コンサルタントを任命する場合、かかるコンサルタントはプロジェクトの進捗状況を監視し、すべての支出を認証しなければならない。また当行は、借入人に対して機械設備の発注及び発生した費用を含めてプロジェクトの実施についての定期的な報告書を提出することを求めている。プロジェクトは、特定の最短期間においてプロジェクトの実施が申し分なく行われたこと、また特定の場合には債務返済準備金の設定を条件に完了する。当行は、当行の貸付金が全額返済されるまで信用エクスポージャーを継続して監視する。

コーポレート・ファイナンス・エクスポージャーの評価

法人向け貸付の承認手続の一環として、ICICIバンクは、通常の資本支出、長期運転資金需要額及び流動性の一時的な不均衡を含め、資金調達需要額の詳細な分析を実施している。ICICIバンクの長期コア運転資金需要額の資金調達は、とりわけ借入人の現在の及び予定される棚卸資産及び受取債権の水準を基に評価される。その他の資金調達需要額のための法人向け貸付の場合、当行はそれらの需要額の詳細な精査及びキャッシュ・フローの分析を行う。ICICIバンクのコーポレート・ファイナンスによる貸付金の大部分は、借入人の適正資産を超過する先取特権により担保されている。コーポレート・ファイナンス貸付は、一般にまず固定資産によって第一次的に担保されるところ、固定資産は通常、不動産、施設及び設備によって構成される。当行は、市場証券、適切な法人保証及び個人保証の獲得といった金融資産の担保も確保すべきである。一定の場合には、金融の条件に、保証人による借入人の株式保有に関する合意、保証人が保有する株式のすべて若しくは一部を売却する権利の制限に関する規制が含まれる。

ICICIバンクのストラクチャード・コーポレート・ファイナンス商品は、キャッシュ・フローを基盤とした資金調達に焦点を当てている。当行は、かかる商品に付随するリスクを評価し、軽減するための一連の明確な認可手続を有している。これらの過程は、以下に記載するものを含む。

- ・ 過去のデータの包括的な分析に基づき支払われる予定の金額及び支払いの時期を予測するためのキャッシュ・フローの詳細な分析の実施
- ・ サービス提供及び回収手続並びに基幹的な契約上の取決めの詳細な評価を含む、基盤となる事業体制に関するデュー・ディリジェンスの遂行
- ・ ストラクチャーに影響を及ぼす可能性のある法律、会計及び税金問題に特別注意を払うこと。

当行の分析により、これらの取引においてリスクを識別することができるようになった。リスクを軽減するために、当行は担保設定、現金担保設定、エスクロー勘定及び債務返済準備金の設定といった様々な信用強化手法を利用している。当行は、かかる取引の実施について継続的な見直しを行うことができるような監視体制も有している。

企業合併及び買収のための資金調達に関し、当行は、被買収企業だけでなく買収者の事業内容に関する詳細なデュー・ディリジェンスも実施する。査定過程において対象となる主要な分野には、以下のものが含まれる。

- ・ 被買収企業の本拠地における産業構造及び被買収企業の事業運営の複雑性の精査
- ・ 被買収企業の財務、法務、税務及び技術面でのデュー・ディリジェンス（もしあれば）
- ・ 潜在的な相乗効果及び相乗効果が達成される可能性の査定
- ・ 同業他社との比較における被買収企業の価値及び業界におけるその他取引の査定

- ・ 担保設定、実行及びその他の観点に関する海外の地理的な規制上及び法的枠組みの分析
- ・ カントリー・リスク及び政治体制に関する保険の必要性の精査
- ・ 買収後の被買収企業において予定される経営体制並びに買収完了後の経営統合に関する取得者の能力及び過去の実績

運転資金金融エクスポージャーの評価

当行は、借入人の運転資金需要額の詳細な分析を実施している。当行の取締役会によって認められた与信承認権限に従って与信限度額が設定されている。与信限度額が一旦承認されると、当行は、借入人により提供される月次計算書及び規定された利幅に基づき貸し付けることのできる金額を計算する。また、業績を定期的に監視するために、四半期情報計算書も借入人より取得されている。必要と思われる場合には月ごとのキャッシュ・フロー計算書が入手される。勘定の取扱いが不規則な場合には、関係当局に対して定期的にその旨が報告される。与信限度額は、定期的に見直される。

運転資金与信枠は、主に棚卸資産、受取債権及び他の通貨資産により担保されている。さらに、特定の場
合、これらの与信枠は、取締役の個人保証、又は設備機器を含む借入人の固定資産における劣後担保権により保証され、発起人の個人的保証により填補されている。

個人向け貸付の評価

個人向け信用エクスポージャーの調達及び承認は、独立性を確保するために分離されている。信用リスク管理グループ、与信及び政策グループ並びにクレジット・チームは、個人向け貸付の効果的な信用リスク管理の促進を補助する役割を任命されている。

与信及び政策グループは、与信方針／運営方針の作成について責任を負っている。信用リスク管理グループは、取締役会及び取締役会により権限を与えられたフォーラムによる承認のために提案されたすべての与信方針及び運営方針の審査のレビューを含め、個人向け資産の信用リスク問題につき監視する。信用リスク管理グループは、すべての個人向け資産のポートフォリオの監視並びに政策変更の提案及び実行に携わっている。個人向け銀行業務の独立したユニットは、顧客区分ごとの特定の戦略、政策制定、ポートフォリオ追跡及び監視、分析、スコアカード開発並びにデータベース管理に重点を置いている。クレジット・チームは、事業部からは独立しており、引受業務を監視し、個人向け販売及びサービス構造をサポートするために様々な地域に組織されている。

当行の個人向け貸付の顧客は、主として中所得から高所得のサラリーマン及び自営業者である。個人のローン及びクレジットカードを除き、ICICIバンクは借入人からの拠出を求めており、その貸付は資金提供を受けた資産により担保されている。

当行の与信審査役は、業務執行取締役委員会により承認された運営方針に基づき与信申請を評価する。この基準は、商品の種類によって異なるが、一般的に借入人の収入、融資比率、人口統計のパラメーターを含んでいる。実地調査代行業者といった外部の代行業者が、個人の借入人に対して行われた貸付の場合は事務所や家庭への訪問を含む総合的なデュー・ディリジェンス過程をスムーズに行う。ICICIバンクは、与信決定を行う際には、借入人のプロフィールを精査するために、集約した滞納ローンのデータ及びクレジット・ビューローからの報告書を利用する。担保貸付及び中古車ローンについては、価格査定代行業者又は内部の技術チームが技術的な評価を実施する。クレジットカードの場合、個別の裁量の範囲を制限するために、ICICIバンクは、特定の人口統計上の変数及び信用調査機関による変数に基づき各申込人にクレジットスコアを与えるクレジットスコアリング制度を導入した。これによりクレジットスコアは貸付評価の基準の1つとなる。金の装飾品及び金貨に対する貸付については、宝石類の所有者及び真正性（純度及び重量）を重要視しており、そのために当行により外部の鑑定士が任命されている。また、融資比率についての基準が定められた。

ICICIバンクには、様々な財務及び非財務のパラメーター並びに目標市場基準に基づいたビジネス・バンキングの顧客向け貸付プログラムがある。プログラムの基準は、業務執行取締役委員会によって承認され、個人の与信申請は、承認された基準に基づきクレジット・チームにより評価される。ICICIバンクの業務執行取締役委員会は、定期的にポートフォリオを精査する。プログラムの更新は、業務執行取締役委員会により承認される。

当行は、顧客への応答時間を短縮するために分散化されたいくつかの事業を除き、その個人向け貸付事業の様々なバック・オフィス処理における業務リスクを管理するために中央集約化された運営体制を構築した。与信及び政策グループの下にある別個のチームは、様々な商品にわたり信用状況及び過程の精査及び監査を行っている。当行はまた、債務の回収を管理するために、様々な商品種目及び地理的な位置に沿って組織された債務サービス管理グループを擁している。当該グループは、標準化された回収手順のガイドラインに従って運営されている。金融犯罪防止グループは、不正行為防止、捜査、調査、監視、報告及び注意喚起機能の取扱いに注力する独立したグループとして設立された。

小企業向け貸付の評価手続

ICICIバンクは、通常、小企業へ融資を行っている。かかる融資には、個人向けの場合並びにベンダー／ディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施による、企業のディーラー及びベンダーへの融資が含まれる。かかる小企業融資には、小企業に対して直接融資するもののほかに、集団を基準とした手法に基づく融資も含まれ、そこでは融資対象が衣服製造業者や医薬品製造業者と同種の特性を有する小企業にまで拡大されている。かかる集団のリスク評価は、目標市場のための適切な与信基準の識別、これらの基準を満たした企業のスコア化されたモデルの利用及びスコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを付与されている企業の総合的な査定を含む。すべての場合において、企業の資金需要を識別するため、財務及び非財務のパラメーターに基づいた詳細な査定が行われる。各場合の評価に基づき、適切な信用構造が組み込まれる。グループはまた、事業及び財務の分析に基づき、小企業に対し融資を行う。査定は、これらの企業の査定が行われる前のスコアの最低基準を有するスコア化されたモデルを含んでいる。

また、ICICIバンクは、ベンダー又はディーラーの基本的な信用状況を高めるストラクチャーの実施により、中小企業並びにこれらの事業体に関連するディーラー及びベンダーへも融資を行っている。手続は、ベンダー又はディーラーのプールの基本的な信用状況の分析並びにベンダー又はディーラー及び企業との間に存在する関連性の分析を含む。

リスク管理方針は、かかる集団又は団体への資金調達を行う際のポートフォリオ管理基準及び継続的な監視／更新基準の設定並びに厳密な精査及び従うべき終了要因を含む。

農村及び農業向け貸付の評価手続

農村及び農業ポートフォリオは、プログラムを通じた農村及び農業部門の個人顧客向け貸付並びに法人、中小企業及びこれらの事業体に関連した仲介業者への直接貸付から成る。提供されたプログラムには、（農民クレジットカード及び農業ターム・ローンの形式による）作物農業者及び同種の農業活動に対する貸付、（トラクター及び収穫機等の機具の購入のための）農機具ローン、自助グループへの貸付、金の装飾品及び金貨を担保とする貸付、農産物に基づく資金調達並びに農村事業企業融資が含まれる。当行は、かかるセグメントそれぞれについて、個別のリスク評価方式を採用している。

販売と承認の機能は、個人向け貸付の評価手続における独立性を確保するために分離されている。与信及び政策グループは、与信方針／運営方針の作成について責任を負っている。信用リスク管理グループは、取締役会及び取締役会により権限を与えられたフォーラムの承認のために提案されたすべての与信方針及び運営方針の審査のレビューを含め、個人向け農業資産の信用リスク問題につき監視する。信用リスク管理グループは、ポートフォリオの動向の監視並びに政策変更の提案及び実行に携わっている。クレジット・チームは、事業部からは独立しており、引受業務を監視し、農村向け販売及びサービス構造に合わせて様々な地域に組織されている。

一部のセグメントに関しては、当行は集団を基準とした手法を採用しており、この場合、一定の設定されたパラメーター基準の定めに適合する個人又は事業体から成る均質なグループ1つに対して1つの貸付プログラムが実施される。かかるプログラムに基づく資金調達の有資格者となるためには、借入人は規定された与信基準を満たし、適用ある場合はいつでも、スコア化されたモデルにおいて最低限のスコアを取得する必要がある。当行は、かかるプログラムすべてにおいて、統制基準、借入人承認基準及び精査要因を組み込んでいる。

法人に係る借入人リスクは、産業のリスク、借入人の市場における地位、財務実績、キャッシュ・フローの適正度及び経営の質を分析することにより評価される。仲介業者（ベンダー、ディーラー、収穫業者及び輸送業者、種のオーガナイザー並びに小規模金融を行う金融機関を含む。）並びに個人顧客の信用リスクは、基本的な当該借入人又は借入人のプールの信用状況及びこれに加えて借入人と借入人が農産物を供給する企業との間の関係を分析することにより評価される。

金の装飾品及び金貨に対する貸付の与信基準は、宝石類の所有者及び真正性（純度及び重量）の証明を重要視しており、そのために当行により外部の鑑定士が任命されている。また、融資比率についての基準が定められた。

農産物に基づく資金調達とは、農業者並びに収集業者及び加工業者の需要に応えるものであり、与信枠は当行を受益者として差し入れられ、指定の倉庫に保管された農産物の担保に基づく。与信基準は、基礎となる農産物の量、質及び価格の変動を重要視している。専門グループが、直接又はグループが指名する代理人を通じて資金調達時に農産物の量及び質を評価し、資金調達後の定期検査も請け負う。ICICIバンクもまた、資金提供した農産物の価格を日常的に監視し、価格の下落により証拠金が不足した場合に追い証を請求するための集中システムを有している。基礎となる農産物の価格変動から生じるリスクを低減させるため、当初証拠金及び様々な農産物の上限価格といった様々な基準が設定されている。

「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(w) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。」も参照のこと。

リスク監視及びポートフォリオ審査

当行は、リスクに基づく資産精査の枠組みを通じて効果的な与信枠の監視を確保しており、より多くの残高がある及び／又はより低い格付の資産の場合、資産精査はより頻繁に行われる。借入人に関係する法人、小企業及び農業事業関連に対して、与信監視グループが、与信枠のコミットメント及び支出前に、承認の条件の遵守について確認する。通常、少なくとも年に1度、借入人の計算書の精査が行われる。

与信監視グループ／業務グループは、支出前の与信枠に係る条件の遵守を監視している。また与信ミドル・オフィス・グループ／業務グループは、資金調達される資産のための書類の完成度、担保設定及び保険契約について精査を行う。

リスク・ダッシュボードの一部として、当行の内部格付に基づく当行のポートフォリオ構成の分析が実行され、四半期ベースで取締役会のリスク管理委員会に提出される。これによりポートフォリオの信用リスクにおける動向の識別及び分析を行うことができる。

当行の与信委員会は、提示を承認するほかに、ポートフォリオ及び様々な下位のポートフォリオの信用状況について定期的に審査する。与信委員会によって実行された審査の概要は、情報提供のために取締役会に提出される。

(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示

市場リスクとは、金利、為替レート、クレジット・スプレッド及びその他の資産価格といった市場における可変要素の変動の結果、金融商品の価値が変動したことにより生じる損失の可能性をいう。当行の市場リスクに対するエクスポージャーは、当行の取引業務及び資産負債管理業務の機能並びに当行の顧客関連取引における金融仲介機関としての役割である。これらのリスクは、取締役会によって承認及び審査された投資方針、資産負債管理政策及びデリバティブ方針において規定された制限によって軽減されている。

市場リスク管理手続

市場リスク政策には、投資方針、資産負債管理政策及びデリバティブ方針が含まれる。これらの方針は、取締役会によって承認される。資産負債管理方針は、流動性及び金利リスク制限を規定し、資産負債管理委員会は、かかる制限の遵守を監視し、現在の、また予想される環境を鑑みて戦略を決定する。投資方針は、様々な資金調達商品への投資に関連する問題に対処するものである。この方針は、有価証券並びに外国為替及びデリバティブの分野の運営が健全かつ容認可能な商慣行に従って遂行されており、現在の規制ガイドライン、金融保証の取引を統制する法律及び金融環境に従っていることを確実にするように策定されている。この方針には、金融商品取引を統制する制限構造が含まれている。取締役会は、資産負債管理委員会及び業務執行取締役委員会（借入、財務及び投資業務）に対して、取締役会によって承認された方針により規定された広範な条件内で財務活動に関する特定の承認を付与する権限を付与した。

資産負債管理委員会は、マネージング・ディレクター、常勤取締役及び上級管理職から成り、定期的な会合を行い、取引グループ並びにバンキング・ブック上の金利及び流動性ギャップ・ポジションを見直し、預金及び標準貸出金利を設定し、事業の特徴及びそれが資産負債管理に対して与える影響を精査し、現在の、また予想される事業環境を勘案して、適切であるとみなされた資産負債管理戦略を決定する。資産負債管理方針は、バンキング・ブック上の流動性リスク及び金利リスクを管理するための指針を定めている。

市場リスク管理グループは、市場リスクの識別、評価及び測定について責任を負っている。取引額限度及びストップロス・リミットを含むリスク制限は、財務コントロール・サービス・グループにより日々報告され、定期的に見直しが行われる。外国為替リスクは、ネット・オーバーナイト・オープン外国為替制限を通じて監視される。金利リスクは、価格改定のギャップ分析及びデュレーション分析の利用を通じて測定される。金利リスクはさらに取締役会によって承認された金利リスク制限を通じて監視される。

金利リスク

当行の基幹事業は、インド準備銀行の許可に従い、ルピー建て及び外国通貨建てで行われる預金受入れ、借入及び貸付である。これらの業務により、当行は金利リスクにさらされている。

当行の貸借対照表は、ルピー建て及び外国通貨建ての資産及び負債で構成されているが、ルピー建ての資産及び負債の割合が圧倒的に高い。したがって、インドの金利変動が、当行の金利リスクの主な要因である。

金利リスクは、収益面からはアーニング・アット・リスクを用いて測定され、経済的価値の面からは株式の投資期間を通じて測定される。さらに、金利の変動によるエクスポージャーもまた、ギャップ分析の方法で測定されており、これにより満期についての固定的な見解及び貸借対照表上のポジションの再評価の特性が定められている。契約上の満期／実際上の満期又は再評価の予定日に従ってすべての金利感応資産及び金利感応負債を様々な期間の区分に分類することにより金利センシビリティ・ギャップ報告書が作成されている。いずれの期間の区分においても期限の到来した又は再評価される金利感応資産及び金利感応負債の差額は、新規の又は再評価された資産及び負債に係る利幅の潜在的な変動リスクに対するエクスポージャーの限度を示すものとなる。当行は、上記措置を通じて金利リスクを2ヶ月ごとに監視している。株式の投資期間及び金利センシビリティ・ギャップ報告書は、毎月インド準備銀行に提出される。これらの金利リスクは、取締役会により承認された金利リスク制限を通じてさらに監視される。当行は、ギリシャにおける当行の金利オプションについても監視を行っている。

ICICIバンクの資金調達的主要な源泉は預金であり、さらに限定すれば借入である。ルピー建市場においては、当行の預金受入れのほとんどは、一定期間について固定金利にて行われる。ただし、特定の満期がなく、要求に応じて引出すことのできる普通預金勘定及び当座預金勘定を除く。国内の事業における当座預金勘定は、無利息である。インド準備銀行は、2011年10月25日以降の普通預金口座に係る利率に関する規制を緩和した。現在ICICIバンクにより現在提供されている普通預金口座に係る金利は、4%である。当行は、通常一定期間内の満期における一括返済による借入を行っており、そのうちいくつかの借入には、特定の日においてのみ行使可能なヨーロッパ・コール／プット・オプションが付されている。しかし、当行は、変動及び固定金利混合の資産を有する。一般的に当行の貸付金は、少しずつ返済が行われるものであり、ローンの全期間にわたって元金が返済される。2016年度末現在の当行の住宅ローンは、主に変動利率ローンであり、かかるローンの価格を決定する際に参照する基準金利の変更が、次の四半期又は月（該当する場合）の初日付で借入人に転嫁される。

2010年7月1日を発効日とするインド準備銀行のガイドラインに要求されるように、ICICIバンクの貸付金は、2016年3月31日までICICIバンク基準金利と呼ばれる基準金利を参照して条件決定が行われた。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの現在の資金調達コスト並びに当行の資金調達コスト、市場金利、金利の見通し及びその他制度上の要因に生じうる変化に基づいてICICIバンク基準金利を決定した。2016年3月31日までのルピーの変動利率に関する新たな提案及びルピー建てのファシリティ更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動しており、またICICIバンク基準金利、特定取引スプレッド及びその他の手数料から構成された。インド準備銀行はまた、銀行のルピー建貸付金が、インド準備銀行が必要に応じて随時指定する一部の貸付分類におけるものを除き、かかる基準金利を下回ってはならない旨を規定した。

インド準備銀行の改訂版ガイドラインに基づき、すべての2016年4月1日以降に承認されたルピー建貸付金及び更新された与信限度額は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利と呼ばれる新たな内部的基準を参照して価格が決定される予定である。当行は、翌日物、1ヶ月物、3ヶ月物、6ヶ月物及び1年物といった様々な期間における資金調達の限界費用に基づく貸付金利を公表するよう要求されている。資金調達の限界費用に基づく貸付金利は、資金調達の限界費用、ネガティブキャリー現金準備率及び営業費用並びに様々な期間に対する期間プレミアム／ディスカウントを含む。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利を設定する。インド準備銀行のガイドラインに要求されるように、当行は様々な期間におけるICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利を月ごとに公表している。変動金利の承認及びルピー建てのファシリティの更新における条件決定は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動し、また資金調達の限界費用に基づく貸付金利及びスプレッドにより構成される。インド準備銀行はまた、例外を除き、銀行のルピー建貸付が当該銀行の資金調達の限界費用に基づく貸付金利を下回ってはならない旨を規定している。インド準備銀行のガイドラインに規定されているとおり既存の借入人は、相互に承諾した条件にて資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動する貸付に移行するオプションを有することとなる予定である。いかなる資金調達の限界費用に基づく貸付金利の変動も、最大1年間の異なる期間における様々なファシリティー下において、借入人に一般的に通知される。2016年4月1日より前に認められたすべての貸付は、借入人が資金調達の限界費用に基づく貸出金利制度に移行しないと選択する場合、引続き従前のベンチマーク金利の制度に基づいて行われることとなる。

当行は一般に、ルピー建ての貸付金に係る金利を貸付金支払の時点で固定することにより、未払いの抛出金に係る金利リスクを排除しようとしている。法定準備金規制に従い、当行は、当行の資産の大部分を国債及びインド準備銀行の無利息の残高の形式で有しており、主に大規模な預金及び借入による資金で構成されている。これにより、当行は法定準備金の利回り及び関連する資金調達費用の差異に関するリスクにさらされる。

当行は、当行の国債のポートフォリオの存続期間を金利リスク管理の主要な可変要素として利用している。当行は、当行の金利リスク・エクスポージャーを増加又は減少させるために、当行の国債のポートフォリオの存続期間を延長又は短縮する。さらに、資産及び負債のポジションを管理するためにも金利デリバティブを利用している。当行は金利スワップ市場に積極的に参加しており、インドにおいて最大の契約当事者の1つとなっている。

当行の海外支店における外貨建貸付のほとんどすべてが変動利率による貸付である。これらの貸付には一般的に当行の海外支店における外国通貨建ての借入金及び預金が充当されている。当行は、通常、すべての外国通貨建ての借入金を、世界有数の銀行との金利及び通貨スワップを利用することによって、変動利付米ドル建負債に変換している。当行の英国及びカナダにおける海外子会社は、資金調達の源泉として、固定利率による個人向け定期預金及び固定利率／変動利率による大規模な借入を有している。かかる英国及びカナダにおける海外子会社はまた、固定利率による資産及び変動利率による資産も有している。金利リスクは、一般的に、必要な場合はいつでもスワップ取引を行うことで管理されている。

当行の金利リスクに対する脆弱性については、「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(s) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付け及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

以下の表は、表示された日における当行の資産及び負債のギャップ・ポジションを示したものである。

(単位：百万ルピー)

2016年3月31日現在(1)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超	合計
貸付金(純額)	4,170,302	683,708	83,281	4,937,291
投資	482,289	559,098	1,819,054	2,860,441
その他の資産(2)	403,311	128,751	773,048	1,305,110
総資産	5,055,902	1,371,557	2,675,383	9,102,842
株主資本及び優先株式資本	-	-	941,107	941,107
借入金	1,189,828	817,429	196,520	2,203,777
預金	2,283,639	1,989,173	237,962	4,510,774
その他の負債	-	-	1,531,904	1,531,904
負債総額	3,473,467	2,806,602	2,907,493	9,187,562
リスク管理ポジション 計上前の差額合計	1,582,435	(1,435,045)	(232,110)	(84,720)
オフバランスシート・ポジション (3)	(375,047)	309,422	60,819	(4,806)
リスク管理ポジション 計上後の差額合計	1,207,388	(1,125,623)	(171,291)	(89,526)

- (1) 資産及び負債は、満期又は再評価の日までの残存期間でいずれか短い期間に基づき、適用区分に分類されている。分類の方法は通常、企業に関する現地の方針／規制当局の基準により、資産負債管理ガイドライン(行動研究を含む。)に基づいている。再評価が行われず、満期が確定していない、当座預金及び普通預金以外の項目は、「5年超」の区分に分類されている。この項目には、株式の性質を有する投資、現金及び現金同等物、並びに雑資産及び雑負債が含まれている。固定資産(リース資産を除く。)は、上記の表から除外されている。当座預金及び普通預金は、行動研究に基づき分類される。
- (2) これらの項目の分類は、財務書類において報告されるものと異なっている。
- (3) オフバランスシート・ポジションは、外国為替先物契約を含む、デリバティブの額面価額により構成される。

以下の表は、表示された日において、満期までの残存期間が1年超であり、固定及び変動利率を有する当行の貸付の金額を示したものである。

(単位：百万ルピー)			
2016年3月31日現在			
	固定利率付貸付	変動利率付貸付	合計
貸付	786,024	2,775,356	3,561,380

以下の表は、2016年度末現在の貸借対照表をベースとして、2016年度末現在の利回り曲線（イールド・カーブ）がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の悪化が2017年度の純利息収入に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)				
2016年3月31日現在				
金利の変動 (ベーススポイント)				
	(100)	(50)	50	100
ルピー建ポートフォリオ	(8,612)	(4,306)	4,306	8,612
外国通貨建ポートフォリオ	(1,305)	(653)	653	1,305
合計	(9,917)	(4,959)	4,959	9,917

2016年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティブティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、2017年度のバンキング・ブックからの純利息収入が9.9十億ルピー増加することを示している。反対に、センシティブティ・モデルは、金利が100ベーススポイント下落した場合、2017年度の純利息収入は9.9十億ルピー相当額減少することを示している。2015年度末現在の当行の資産及び負債のポジションに基づく、センシティブティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、2016年度のバンキング・ブックからの純利息収入が8.4十億ルピー増加することを示した。反対に、センシティブティ・モデルは、金利が100ベーススポイント下落した場合、2016年度の純利息収入は8.4十億ルピー相当額減少することを示した。

センシティブティ分析は、資産及び負債の固定的な金利リスクの特性に基づくものであり、リスク管理の目的でのみ利用されており、上記のモデルは1年のうちに関連するポートフォリオにおいてその他の変動がないと仮定して利用されたものである。純利息収入の実際の変動は、モデルと異なるものとなる。

価格リスク（トレーディング・ブック）

以下の表は、2016年度末現在の固定利付ポートフォリオをベースとして、金利曲線がそのまま平行移動したと仮定した上で、金利の変動が固定利付トレーディング目的保有ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

		2016年 3月31日現在			
		金利の変動 (ベーススポイント)			
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
インド国債	149,082	5,867	2,958	(2,958)	(5,867)
企業負債証券	143,476	1,534	776	(776)	(1,534)
合計	292,558	7,401	3,734	(3,734)	(7,401)

(単位：百万ルピー)

		2016年 3月31日現在			
		金利の変動 (ベーススポイント)			
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
外国国債	15,863	77	38	(38)	(77)

2016年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、外国国債を含め308.4十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は7.5十億ルピー減少することを示している。反対に、金利が100ベーススポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は7.5十億ルピー増加する。2015年度末現在、当行の固定利付トレーディング・ポートフォリオの総額は、277.1十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は7.4十億ルピー減少することを示していた。反対に、金利が100ベーススポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は7.4十億ルピー増加する。

2016年度末現在、当行の取引金利デリバティブ・ポートフォリオの想定元本残高総額は、2015年度末の3,971.7十億ルピーから4,279.4十億ルピーに増加した。センシティビティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は0.5十億ルピー減少することを示している。2016年度末現在、当行の取引通貨デリバティブ（先物、オプション及びクロス・カレンシー金利スワップ等）の想定元本残高総額は、2015年度末の1,020.3十億ルピーから939.4十億ルピーに減少した。センシティビティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.6十億ルピー増加することを示していた。2016年度末現在、当行のトレーディング外国為替ポートフォリオの想定元本残高総額は、2015年度末現在の2,529.6十億ルピーから3,220.9十億ルピーに増加した。センシティビティ・モデルは、金利が100ベーススポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は17百万ルピー増加することを示していた。

株式リスク

当行は、株式リスクを当行のインベストメント・ブック及びトレーディング・ブック両方の一部とみなしている。2016年度末現在、当行は総額75.2十億ルピーの株式投資ポートフォリオを有しており、主としてICICIバンクによる投資16.6十億ルピー及び当行の保険子会社による投資57.1十億ルピーで構成されていた。また、ICICIセキュリティーズ及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップも小規模のエクイティ・デリバティブ・ポートフォリオを有している。ICICIバンクによる株式投資には、自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオ0.2十億ルピー及びその他の株式投資16.4十億ルピーが含まれる。これらのその他の株式投資はその性質としては、主として非上場でありかつ長期である。当行はまた、当行の子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーが主に管理する、プライベート・エクイティ・ファンド及びベンチャー・キャピタル・ファンドに投資する。かかるファンドは、株式及び株式連動商品に投資する。かかるファンドを通じた当行の投資は、その性質上、当行のその他の株式投資と類似しており、同様のリスクにさらされている。さらにかかる投資は、かかる株式ファンドに適用ある規制及び税制上の方針変更によるリスクにもさらされている。当行のトレーディング目的投資及び売却可能投資の詳細については、「(b) 当行の商品及びサービスの概要」(v) 投資銀行業務—財務」を参照のこと。

ICICIバンクの株式トレーディング・ブックを管理する自己勘定トレーディング・グループの株式ポートフォリオにおけるリスクは、投資方針に規定されたバリュアット・リスク・アプローチ及びストップロス・リミットを通じて操作される。バリュアット・リスクは、トレーディング・ポジションによる損失の統計的リスクを、特定の信頼水準及び一定の計測期間をもって測定する。

ICICIバンクは、限度額の検証目的で、ヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いてバリュアット・リスクを計算する。バリュアット・リスクは、信頼水準を99%、保有期間を1日とする前年度の市場データを使用して計算される。

以下の表は、2016年度のバリュアット・リスクの数値の最高値、最低値、平均値及び期末値を示したものである。

	(単位：百万ルピー)			
	最高	最低	平均	2016年 3月31日現在
バリュアット・リスク	204.9	15.8	49.9	17.7

当行は、そのパフォーマンスのバックテストを定期的に行うことにより、バリュアット・リスクモデルの有効性を計測している。統計的には、1年間のうちバリュアット・リスクを上回る損失が発生する可能性はわずか1%と予想される。2016年度において、仮想損失がバリュアット・リスク推定値を上回った日が4日間あった。これらの4つの異常値に係る分析により、これらの損失は、株価の実際の変動がバリュアット・リスクの計算に用いたシナリオを上回った日に発生したことが明らかになった。

以下の表は、2016年度について、仮想日次損益（日中取引は行われていないと仮定した場合）及びヒストリカル・シミュレーション・モデルを用いて計算したバリュアット・リスクの比較を示したものである。

	(単位：百万ルピー)	
	平均	2016年 3月31日現在
仮想日時損益	(2.5)	9.1
バリュアット・リスク	49.9	17.7

2016年度の仮想日時損益の最高値及び最低値は、それぞれ174.4百万ルピー及び(261.7)百万ルピーであった。

バリュー・アット・リスクは、通常の市況において市場リスクの測定の重要なツールであるが、過去の市場データが将来の市場動向を示すものであるとの仮定に基づいているため、極端な事象による市場への影響が生じたときに将来の損失を正確に予測できない等、考慮すべき特有の制限を有する。さらに、バリュー・アット・リスク計算方法が異なれば、異なる仮定を用い、したがって異なる結果が生じる可能性があり、また、営業日の終了時においてバリュー・アット・リスクを計算することで日中リスクが排除される。また、一般に、バリュー・アット・リスクモデルではポートフォリオに存在するすべてのリスクを完全に把握することができない可能性がある。

為替リスク

当行は、スワップ、先物取引及び通貨オプション等の金融商品を顧客（主に、銀行及び法人顧客である。）に対して提供している。当行は、これらの取引により生じるリスクをヘッジするために、また貸付を支援する借入の通貨と異なる通貨で行われる外貨建貸付のために、クロス・カレンシー・スワップ、先物取引及びオプション取引を利用している。これらの取引の一部は、ヘッジ会計の要件を満たすことができず、時価に従っている。外貨建市場における取引活動によって、当行は為替リスクにさらされている。このリスクは、契約相手方についての制限を設定し、日々の及び四半期ごとの累積のストップロス・リミットを定め、また例外報告を行うことにより軽減される。

当行は、貸借対照表上のエクスポージャーのヘッジを含めて外貨エクスポージャーをヘッジするために、外貨一ルピー間のオプション取引の利用者への提供をしている。かかる利用者には、法人顧客及びその他の銀行間契約相手方を含んでいる。すべてのオプション・ポジションは、投資方針に既定された制限内で保持されている。外貨市場におけるトレーディング活動により、当行は為替リスクにさらされている。外国為替リスクは、取締役会により承認されたネット・オーバーナイト・オープン・ポジション（NOOP）制限を通じて監視される。

各外貨において、各々の基準通貨に対し1%の増減があったと仮定した場合、当行の為替感応度は、2016年度末現在及び2015年度末現在において、それぞれ12百万ルピー及び11百万ルピーとなる。上記数字には、いかなる基準通貨間の相殺利益も含まれていない。当行は、ギリシャの通貨オプションについても監視している。

デリバティブ商品のリスク

当行は、顧客に対してリスク管理の目的で、オプション及びスワップを含む様々なデリバティブ商品を提供する。当行はまた、金利及び為替の不整合をヘッジすることを目的として、金利及び為替のデリバティブ取引に参入し、また、当行の自己勘定でデリバティブ商品の取引を行っている。

これらの取引に係る市場変動による収益又は損失は顧客により負担される。銀行間市場で対象とされない取引に関しては、当行は、投資方針において定められている限度内でオープン・ポジションを管理する。当行のデリバティブ取引は、特定債務者が契約上の期日に支払いを行うことができない可能性がある限り、契約相手方のリスクを免れない。

クレジット・スプレッド・リスク

クレジット・スプレッド・リスクは、固定利付証券への投資から生じるリスクである。したがって、クレジット・スプレッドのボラティリティーは、当行が保有するこれらのポートフォリオの価値に影響する。当行は、ポートフォリオを厳密に監視し、リスクは、投資制限、格付に関する制限、単一発行者についての制限、満期に関する制限を設定し、日々の及び累積のストップロス・リミットを定めることにより監視される。

以下の表は、2016年度末現在のトレーディング目的保有ポートフォリオをベースとして、クレジット・スプレッドがそのまま平行移動したと仮定した上で、クレジット・スプレッドの変動がトレーディング・ポートフォリオの価値に及ぼす可能性のある影響の1つの予測値を示したものである。

(単位：百万ルピー)

	2016年3月31日現在				
	クレジット・スプレッドの変動 (ベースポイント)				
	ポートフォリオ のサイズ	(100)	(50)	50	100
企業負債証券	143,476	1,534	776	(776)	(1,534)

2016年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は143.5十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、クレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.5十億ルピー減少することを示している。反対に、クレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は1.5十億ルピー増加する。2015年度末現在、当行のトレーディング目的保有ポートフォリオ（国債を除く。）は136.7十億ルピーであった。センシティビティ・モデルは、クレジット・スプレッドが100ベースポイント上昇した場合、このポートフォリオの価値は1.9十億ルピー減少することを示していた。反対に、クレジット・スプレッドが100ベースポイント下落した場合、このポートフォリオの価値は1.9十億ルピー増加する。

流動性リスク

流動性リスクとは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことにより生じた、現在及び将来のリスクである。これには適切な期限に資産ポートフォリオを調達するための費用が予想外に増加するリスク及び時宜に即して適正な価格でポジションを流動化することができないリスクの両方が含まれている。

流動性リスクの管理は、悪条件の下であっても、予定どおりにすべての返済債務を果たし、債務を増加させること又は合理的な費用で迅速に資産を現金に交換することのいずれかによって十分な資金を調達することで、すべての投資機会に対して資金提供できることを目標としている。

当行は、資産負債管理政策に従って流動性リスクを管理している。この方針は、現在の規制ガイドラインどおりに構成されており、取締役会によって承認されている。資産負債管理政策は、規制上の規定に義務付けられた変更を組み込み、経済的展望の変化に対して方針を再調整するために、定期的に見直しが行われる。当行の資産負債管理委員会は、戦略の策定及び精査を行い、資産負債管理政策において設定された枠組みの中で流動性リスクの管理のための指針を提供する。資産負債管理委員会は、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者、常務取締役、代表、最高財務責任者、リスク及び財務を担当するシニア・ジェネラル・マネージャー並びに事業グループ長によって構成されている。取締役委員会である取締役会のリスク管理委員会が、資産負債管理委員会を監督する。

当行は、構造的流動性報告書、動的流動性キャッシュ・フロー報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含め、流動性リスクの測定のために様々な手段を利用している。構造的流動性報告書は、資金需要純額の測定及び管理並びに様々な満期バケット内の資金の将来における余剰額又は不足額についての査定を行うための標準的手段として利用されている。様々な資産、負債及びオフバランスシート項目に関するキャッシュ・フローは、契約上の満期又は行動的満期に基づく異なるタイムバケットに分けられる。当行の国内業務のためのルピー通貨に関する構造的流動性報告書及び当行の海外業務のためのあらゆる通貨についての構造的流動性報告書（1カ国に関するもの及び海外全体に関するもの）は、毎日作成される。当行の国内業務のための外貨に関する構造的流動性報告書、国内業務及び当行全体のための連結報告書が2週間ごとに作成される。各バケットにつき策定されたギャップ・リミットに対する利用は、当行の資産負債管理委員会により見直される。

当行はまた、予定されているキャッシュ・フローに加え、動的流動性キャッシュ・フロー報告書を作成し、増加する事業及びその資金に関連する流動性要件についても監視する。動的流動性キャッシュ・フロー報告書は、事業グループとの緊密な連携において作成され、報告書に基づくキャッシュ・フローの見積りが定期的に資産負債管理委員会に提示される。

ストックとフローの手法の一貫として、当行は様々な流動性比率を監視し、これらの比率には資産負債管理政策に基づき制限が設定される。当行はまた、2015年1月1日から適用された流動性カバレッジ比率も監視している。

当行は、資金調達要件を満たす中で柔軟性を与えるために、様々な流動性の源泉を有している。国内業務については、当座預金及び要求払いされる普通預金が当行の資金の大部分を占めており、当行は個人向け定期預金に加えてこの預金部門を持続し、また成長させるための戦略を実施している。これらの預金は大規模な預金、借入並びに債券及び劣後債の発行を通じて随時補強されている。貸付返済期日及び投資証券の売却によっても流動性がもたらされている。当行は、ストレスのある状態を防ぐために、担保に差し入れられていない質の高い流動性資産を保持し、一定の緩和措置を有している。

国内業務について、当行はまた、銀行間市場での短期ベースの借入により流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、資産負債管理政策は、かかる銀行間市場における借入及び貸付の制限を規定している。

海外支店について、当行はまた明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入、銀行間相互貸付及び再編成された預金を含む預金の形で行われる。当行はまた、その他の銀行の購入者に対する与信及びその他の取引資産からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおりに借換が行われる。当行はさらに、各受入国の整備された規制の枠組みに従い、個人向け預金を集めている。

当行は、現金、中央銀行における預金残高、国債、金融市場及びその他の固定利付証券の形の流動性資産につき健全性のある水準を維持している。現在、規制当局によって規定されたとおり、インドの銀行は、2016年7月9日付で普通預金及び定期預金の純額の21.0%（2016年3月31日時点では21.5%）にあたる法定流動性比率を維持すること並びにインドにおいて普通預金及び定期預金の純額の4.0%にあたる現金準備率を維持することが義務付けられている。当行は、一般に、追加の法定流動性比率の有価証券を有している。法定流動性比率は、2017年度において各四半期に25ベースポイントずつ次第に下落し、20.5%になることが予定されている。さらに、インドの銀行には、2015暦年は60.0%の最低流動性カバレッジ比率の維持が求められた。2016年1月1日付で、2016暦年の流動性カバレッジ比率要件は最低70.0%に引き上げられた。2019年1月1日以降は段階的に100.0%に引き上げられる。2016年度中、当行は法定水準を上回る流動性カバレッジ比率を維持した。

さらに、当行は取締役会によって承認された流動性のストレス・テスト体制を有しており、これに基づき当行は、一連のストレス・シナリオに基づく当行の流動性ポジションを評価し、各シナリオに基づくアウトフローを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討している。これらのシナリオは、当行の特定の、市場全体の統合されたストレス状況を網羅しており、当行の国内及び国外の業務のために個別に設定された。ストレス・テスト体制に含まれる各シナリオにおいて、計測期間は30日間である。ストレス・テスト体制は、ストレスを緩和するために当行が講じる可能性のあるあらゆる措置を検討し、各シナリオについて、流動性アウトフローによる利益への影響を測定する。かかる利益への影響は取締役会によって規定されたストレス耐性限度に従うものとする。流動性ストレス・テストの結果は、資産負債管理委員会に毎月報告される。2016年度中、各ストレス・シナリオの結果は、取締役会が承認する限度内であった。

取締役会のリスク管理委員会は、潜在的な流動性の不測事態につき継続して監視するための体制及びかかる不測事態に対応するための行動計画を策定する、流動性危機管理対策を承認した。この流動性危機管理対策は、いくつかの流動性指標となる要因を策定しており、これらは所定の頻度（日に1度又は週に1度）で監視され、流動性の不測事態が生じた場合の様々なチームの実行手順及び責任についても規定するものである。

流動性リスクを管理するための類似の制度が、当行の海外の銀行子会社のそれぞれにおいて構築され、かかる子会社が負うリスクに対処し、受入国の規制上の要件（適用ある場合）に適用している。

当行の英国における子会社は、大規模な資金源及び小規模な資金源を通じて資金調達を行っている。大規模な資金源は、ミディアム・ターム・ノートプログラムによる債券の発行、相互貸付及びクラブ・ローン並びにレポ借入から構成される。小規模な資金源においては、当行の英国における子会社は、その支店ネットワーク及びインターネット・プラットフォームを通じて預金を集めている。質の高い流動資産のバッファ／中央銀行に対する準備預金は、これらの預金に対して維持されている。当行のカナダにおける子会社は、小規模な資金源から、バケットを横断した保険付モーゲージの証券化を通じた借入等の大規模な資金源まで、多様な資金源を通じて、資金調達を行っている。

健全性規制機構は、健全性規制機構は、2015年6月、資本要件指令IVの流動性(PS11/15)に関する新政策声明を発表したが、これは流動性及び資金調達の監督リスクに対する健全性規制機構の手法に関する監督声明により補足された。この新ガイドラインは、2015年10月1日から適用された。同ガイドラインにより、当行は、2014年10月に欧州銀行監督機構が発表した委任法令に規定される方法により、第1の柱の流動性要件として、2015年10月1日から80%で、流動性カバレッジ比率を維持する義務を負う。さらに、健全性規制機構は、暫定的な第2の柱の手法を採用し、これには、当行向けの既存の個別流動性指針に規定される追加額のために、当行が質の高い流動資産を保有することが規定されている。これらの追加額は、流動性カバレッジ比率において把握できない特定のリスクのためのものである。

カナダの規制により、規制を受けるカナダの銀行（ICICIバンク・カナダを含む。）に対して、流動性プール要件又は流動性バッファ要件は課されていない。しかしながら、金融機関監督庁は、当該各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと期待している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認した流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。

「第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(8) 流動性リスク」も参照のこと。

(iii) 業務リスク

業務リスクとは、内部の手続、人員及びシステムの不足若しくは不調又は外部的事情により生じる損失のリスクである。業務リスクには法的リスク（ただし、戦略的リスク及びレピュテーションリスクを除く。）が含まれる。法的リスクには、示談だけでなく、監督行為による罰金、罰則又は懲戒的損害賠償に対するエクスポージャーも含まれるが、これに限定されない。当行の業務リスクに関する脆弱性については、「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(ff) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」を参照のこと。

業務リスクに係る管理は、取締役会が承認した業務リスク管理方針により規定される。かかる方針は、当行（海外支店を含む。）に適用され、業務リスクの管理及び軽減についての明確な説明責任及び義務を負う旨を保証し、業務リスクについて共通の認識を高め、内部統制を強化できるよう事業及び運営グループの部署を補助する。取締役会は、当行の様々な事業活動に関連するリスクの分析及び監視のための業務リスク管理委員会を設置した。同委員会の主な目的は、明確なリスク管理プロセスの構築及び維持により、当行の業務リスクを軽減することである。業務リスク管理委員会は、様々な業務のリスク構造、業務リスクの管理及び業務リスク管理方針の実施に使用するツール並びに取締役会が承認する枠組みを検討する。取締役会はまた、すべての新たな商品／手続又は既存の商品／手続の修正に商品及び手続承認委員会の承認を必要とする、すべての新たな商品／手続の承認枠組みを承認した。

業務リスクは、適切な内部承認が得られないこと、誤った書類が作成された取引、業務上の情報保護手続が行われなかったこと、コンピュータ・システム、ソフトウェア若しくは設備、不正行為、不十分な教育及び従業員からの過失を含む、様々な要因により生じうる。内部統制のための総合的なシステムの維持、取引を監視するシステム及び手順の構築、主要なバック・アップ手続の維持並びに定期的な危機管理計画の策定によって業務リスクの軽減を目指している。当行の業務リスク管理手続の主要な要素は、リスクの識別及び評価、リスク測定、リスクの監視並びにリスクの軽減である。

各銀行子会社において、地域経営は、各取締役会に承認された業務リスク管理方針に従って業務上のリスク管理体制を実施する責任を負う。

個人向け銀行業務における業務管理及び手続

個人向け銀行業務は、個別のゾーンに分かれて構成されており、各ゾーンは当行の上級幹部が率いる。顧客の調達及びサービス業務のための指定された商品、販売、与信及び業務構造がある。

支店は、適切な業務管理を確実にする地域／中央の処理センターによって支えられている。

当行は、様々な銀行取引の処理手続のための手順を詳細に記載した包括的な業務マニュアルを整備した。これらのマニュアルの訂正は、当行の支店の従業員が当行のイントラネット上でアクセスすることで閲覧することができる。さらに、当行の支店は、プロダクト・チーム、マーケティング・チーム、監査チーム及びコンプライアンス・チームによって支えられている。

当行の中核銀行業務アプリケーション・ソフトウェアは、アプリケーションとデータの整合性を保護するための複合的な安全対策をとっている。

顧客口座に関連する取引は、内蔵式システムチェック及び承認手順により処理される。一定の限度額を超える現金取引は、潜在的なマネーロンダリングを回避するための高度な精査に従ってなされる。

インターネット・バンキングのための業務管理及び手続

当行は、インターネット・バンキングを通じて取引の適切な認証及び承認管理を整備した。ログイン・パスワードに加え、取引は無作為のグリッドの値認証（グリッドとは、デビットカードの裏面に印刷された一連の数字である。）を使って認証することが要求される。さらに、ワンタイムパスワード認証は、顧客のデバイスフィンガープリントにおける変化を特定する場合に要求される。ワンタイムパスワードは、当行に登録された顧客の携帯電話番号に送られる。顧客は、送金受取人を追加するために、当行に登録された顧客の携帯電話番号に送られる固有の登録番号を有効にすることが求められる。クレジットカードを利用するインターネット取引には、カードに表示された他の認証に加えて、パスワードに基づく認証がさらに必要とされる。また、上限を超えてインターネットを通じた取引が行われた場合、携帯電話のメールアラートが顧客に送られる。顧客の間でフィッシング、ビッシング詐欺やその他インターネット関連の不正行為に関して認識を促すために、当行はまた、定期的に顧客に対しメールを送っている。インターネット・バンキングのインフラは、ファイアウォール、侵入防止システム及びネットワークレベルのアクセス管理を含む、多層的な情報保護管理を通じて保護されており、これらは定期的な侵入テスト、脆弱性評価及び継続的なインターネット・バンキング・サーバーのセキュリティ事故の監視によって補完される。

地域処理センター及び中央処理センターのための運営管理及び手続

当行は、全国各地の都市に位置する指定の地域処理センターを有する。これらの地域処理センターは、小切手の決済及び支店間取引の処理に従事し、出張所の小切手の取立てを行い、口座開設、預金の更新及び企業の給与取引手続のためのバック・オフィス業務に従事している。インドの様々な都市における35の地域にはカレンシーチェストが設置されており、支店及びATMの現金需要を行っている。

当行は、ムンバイ及びハイデラバードに1ヶ所ずつ、2ヶ所の中央処理センターを有し、全国規模でデビットカードの発行や個人暗証番号の郵送、インターネット・バンキング顧客へのパスワードの発行、インターネット・バンキングによる支払い及びクレジットカード取引手続等の取引の手続を行っている。中央集約化された手続は、さらに個人向け小切手帳の発行及び新規銀行口座の開設の活性化といった業務にまで拡大された。

財務上の業務管理及び手続

当行は、財務関連業務に関して包括的な内部統制の体制を整備した。管理対策には、財務フロント・オフィス及び財務コントロール・サービス・グループ間の任務の区別、管理手続の自動化、詳細にわたる報告書による継続的な監視手続、ディーラーのための明確な行為規範が含まれている。当行は、財務関連業務に関して、取引に関する制限や商品に関する制限を含む明確な制限を設定した。潜在的な誤販売のリスク（もしあれば）を軽減させるため、顧客の適合性及び適切性の方針が実施されている。同様に、潜在的な契約上のリスク（もしあれば）を軽減させるため、取引の交渉は音声録音システムにより録音される。管理対策の一部には、取引検証の独立性、取引確認、ドキュメンテーション、制限監視、財務会計、決済、調整及び規制遵守が含まれる。財務コントロール・サービス・グループは、未確定及び未決済の取引（もしあれば）を定期的に精査し、時宜を得た確定又は決済に向けてさらに調査を行う。期間を超えた決済又は確定の遅延の場合の幹部役員への上申の仕組みがある。上記に加え、同時に、財務関連業務に関する内部監査も独立して定期的に行われる。当行の財務関連業務における内部統制の体制は、間違い及び潜在的な不正行為を防止し、かつ早期に警告できるよう設計されている。

個人資産運用における業務管理及び手続

当行は、全国各地の都市に位置する分散化された指定資産処理センターを有する。これらの分散化された資産処理センターは、貸付金支払及び十分な内部確認及び管理を伴う個人貸付に関連した通常の銀行業務に従事している。

当行は、ムンバイ、ハイデラバード及びノイダ(Noida)の3ヶ所に資産運営を行う中央部門を有している。これらの中央部門は、インド全国で個人資産商品に関する業務をサポートしており、また、すべての個人資産商品に関し、貸付勘定の維持、クレジットカードの発行、会計及び調整、支払い及び返済管理業務等の業務を行う。

法人向け銀行業務管理及び手続

法人向け銀行業務もまた、個別のゾーンに分かれて構成されている。フロント・オフィスは、顧客の調達及び申請の信用分析の実施について責任を負っている。信用リスクはリスク管理グループによって個別に評価される。法人向け銀行商品及びサービスに関する業務は、ミドル・オフィス及びバック・オフィスによりサポートされており、その業務は明確に分担されている。主要なプロセス及びその分担は、プロセス記録書に文書化され、定期的に見直される。ミドル・オフィスは、事後承認リスクが確実に軽減されるように、文書及びメモの照合及び精査を実施する。ミドル・オフィスはまた、定期的に遵守監視報告書を発行することによって承認の条件の遵守を監視する。法人向け業務のバック・オフィスは、支店を含む経路を通じて生じた要求及び指示に基づく貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担う部門により構成されている。

商業銀行業務管理及び手続

商業銀行業務の商品及びサービスは、国内の主要な商業施設に散在する特定の商業支店及び個人向けの支店において提供される。商業支店は、経験豊富な商業銀行家である上級支店長が率いる。大規模な支店で開始した取引は、貿易金融、現金管理及び一般銀行取引の実施につき責任を担う独立し中央集権化された業務部門によって手続が行われる。

農村向け銀行業務管理及び手続

当行の農村向け銀行業務には、主に農業及び同種の活動に従事する農村部及び郊外地区の顧客の財務要件を満たすことが含まれる。当行はまた、政府の社会計画に基づく受益者の登録にも重点を置いている。農村向け銀行セグメントのための指定された商品、販売、与信及び運営構造がある。顧客には、販売チーム及び事業チームにより様々な商品が提供され、与信監視グループ及び業務グループ等の業務が明確に分担された独立したチームにより様々な手続及び管理が行われる。担保として差し入れられた農産物の質及び担保とみなされた土地の権利について、独立した監視及び管理がなされている。手続の効果を確認するための事後評価も行われている。

(iv) 反マネーロンダリング管理

当行は、2002年マネーロンダリング防止法に基づいた規定に従って顧客の本人確認／反マネーロンダリング手続／テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン、同ガイドラインにおいて公布された規則及び規制当局が随時発表するガイドラインを実施してきた。

これらのガイドラインの実施は、当行の取締役会により承認されたグループ・反マネーロンダリング政策の制定（これは、当行の海外支店／子会社も網羅する。）、反マネーロンダリングの体制の実施に関する監査委員会による監督、反マネーロンダリングの体制の実施について日々の責任を負う主席役員としての上級役員の任命、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、規制当局により発行されたネガティブリスト並びに顧客を高、中及び低レベルのリスク・セグメントに分類する顧客リスク分類による顧客の名義の識別、自動化されたアプリケーションによるリスクに基づく取引の監視及び規制当局への報告の手続、並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度の実施含む。

当行の顧客の本人確認手続は、インド準備銀行のガイドラインに従い、低レベルのリスクについて行う基本的なデュー・ディリジェンス及び高いレベルのリスクの顧客について行う拡大されたデュー・ディリジェンスとともに、商品及び顧客セグメントの信用リスク評価を考慮する。

当行はまた、当該地域の規制当局により規定される反マネーロンダリング基準も遵守する。当行の反マネーロンダリング体制は、内部監査部門による監査を受け、その所見は定期的に監査委員会に対して報告される。

当行の生命保険子会社は、2002年マネーロンダリング防止法に従って発表された顧客の本人確認／反マネーロンダリング手続／テロ行為のための資金調達の取締強化に関するガイドライン及びインド保険業規制開発委員会が随時発表するガイドラインを実施してきた。

反マネーロンダリング政策／テロ行為のための資金調達の取締強化政策は、生命保険子会社の取締役会により承認されている。かかる政策は、グループの反マネーロンダリング政策にも従っており、また、反マネーロンダリングの体制の実施についての監査委員会による監督を含む。かかる政策は、2002年マネーロンダリング防止法第4章に基づき課される義務及び同法に従って制定された規則の遵守を確保する責任を負う主席役員としての上級役員の任命、リスクに基づく反マネーロンダリング体制の採用、顧客セグメントのリスク分類に基づく適切な顧客の本人確認手続の実施、制裁対象者リストと照らし合わせた顧客の識別、リスクに基づく取引の監視、規制当局への報告の手続並びに従業員を教育するため及びこの問題に関して顧客認識を高めるための適切な制度について規定している。

インドの銀行及び保険会社に対するおとり捜査の一環として、2013年3月から4月にビデオ（かかるビデオには、当行の第一線に立つ支店の従業員らが、業務遂行及び倫理に関するグループ規定に違反し、また、取引が実行されていた場合には、反マネーロンダリング規定及び顧客本人確認規定に違反していた可能性があったであろうという内容の会話をする様子が映されているとされる。）がインターネットで公開されたことを受け、インド準備銀行はICICIバンクその他インド国内の30行を超える銀行に対する調査に着手した。インド準備銀行の調査ではマネーロンダリングの推定的証拠は明らかにはならなかったが、インド準備銀行は、適用される法令の違反の事実のため、インドの銀行31行に対し総額665百万ルピーの罰金（ICICIバンクに対する罰金10百万ルピーを含む。）を課したが、当行は支払済である。上記のおとり捜査に関連する不審な取引未遂の報告を怠ったとして、2015年2月に、当行はインド金融情報機関により1.4百万ルピーの罰金も課された。当行は、罰金を不服として上訴した。

2014年7月、インド準備銀行は、当行を含むインドの銀行12行に対し、かかる銀行に対する法人顧客のローン及び当座預金を精査した後、インド準備銀行が公表した指示／指針／ガイドラインに違反したとして罰金を課した。当行に課された罰金は、4百万ルピーであった。

2014年12月、インド準備銀行は、当行を含むインドの銀行2行に対し、特定の銀行での架空口座の不正開設についてインド準備銀行が公表した顧客の本人確認／反マネーロンダリングに関する指針／ガイドラインを遵守しなかったとして罰金を課した。当行に課された罰金は、5百万ルピーであった。「一第3-4 事業等のリスク-(2) 当行の事業に関するリスク-(1) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」及び「一第3-4 事業等のリスク-(2) 当行の事業に関するリスク-(t) ネガティブな評判により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

(v) 監査

内部監査グループは、グループ監査憲章及び取締役会に承認された内部監査方針により運営されており、内部統制、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの効果に対して独立して客観的に保証し、さらに改善策を提案する。体系的で規律的なアプローチを通して、リスク管理、内部統制及びコーポレート・ガバナンスを評価し向上させることによって、当行は目標を達成しやすくなる。内部監査グループは独立した組織として活動し、取締役会の監査委員会に報告を行う。

内部監査グループは、十分な知識、技術、経験及び専門的資格を有するスタッフを維持している。内部監査グループは、監査の実施における専門的知識及び事業活動に対する適切な理解に基づき、監査を展開する。内部監査グループにおけるプロセスは、ISO 9001-2008から認証を受けている。さらに、内部監査グループによって提供される保証の質に対して、3年に1回独立した外部の機関によって評価が行われる。

内部監査グループは、インド準備銀行のガイドラインに基づいたリスクベースの監査手順を採用している。リスクベースの監査手順の概略は、内部監査方針に記載されている。毎年のリスクベースの監査計画は、リスクベースの監査手順に基づいて作成され、取締役会の監査委員会によって承認される。したがって、内部監査グループは、リスクベースの監査計画に従って、すべての支店、事業グループ及びその他の職務の包括的監査を担当している。

内部監査グループはまた、システム・セキュリティ監査の専門チームを有している。年次監査計画は、アプリケーション、ネットワーク、インフラストラクチャー及び情報技術全般の管理を含む、様々な情報技術の要素を対象としている。

インド準備銀行は、当行、本社機能及び情報技術データセンターの与信、預金及びその他のリスク・エクスポージャーの最低50.0%を保証するため、財務機能を有する事業グループ、取扱高の多い支店では同時監査の方法を取るよう銀行に要求している。かかる要求に従い、内部監査グループは、財務関連機能及び選択した支店に対する同時監査の戦略を考案した。同時監査はまた、取引の試査が必要であると特定された地域に着目し、また内部統制が存在しかつこれに従うことを確実なものとするために、中央及び地域処理センター並びに中央集約化された業務部門でも行われる。情報技術データセンター及び本社機能の一部はまた、同時監査の範囲内にある。同時監査カバレッジの詳細は、毎年のリスクベースの監査計画において概要が記載されている。

海外の銀行子会社及び国内の銀行ではない子会社の監査は、各子会社に所属する居住者の監査人の専門チームによって遂行される。これらの監査チームは、各子会社の監査委員会及び内部監査グループに報告する。海外の支店及び代理店の監査は、インドからの監査人及びシンガポール支店に本拠地を構える居住者の監査人により構成された監査チームによって遂行される。インドに委託された国際業務は、インドの監査チームによって監査されている。

(vi) 法務及び規制上のリスク

当行は様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各法域において広範囲にわたる銀行業務及び金融サービスに関する法令を遵守している。当行はまた、かかる各法域において、多数の規制及び執行当局の管轄下にある。当行の顧客及び契約相手方による義務の執行（担保の処分を含む。）の不確実性によって法的リスクが生じる。法令変更は、当行に悪影響を及ぼす可能性がある。法的リスクは、関連する法律が裁判所においてあまり審理の対象とされていない新規事業において高くなる。当行は、厳格に法定文書を作成し、取引が適切に授權されていることを保証するため設計された手続を実施し、必要又は適切な場合は常に内部及び外部の法律顧問に相談することにより、法的リスクを軽減しようと試みている。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(jj) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。」及び「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。

(vii) 海外業務のリスク管理体制

当行は、海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行ユニットを含む国際銀行業務のためのリスク管理体制を導入している。かかる体制の下では、当行の与信、投資、資産負債管理及び反マネーロンダリングに係る政策が、現地の法的な又はビジネス上の要件を満たすための変更を加えた上で、当行のすべての海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行ユニットに適用される。かかる変更は、当行の取締役会又は取締役会により指名された委員会の承認がある場合に行うことができる。取締役会又は指名された取締役会委員会は、当行のコーポレート・ガバナンス及びリスク管理体制に加えて、適用ある法令に基づいて、個々のリスク管理政策を承認する。海外の銀行子会社における体制は、各子会社の取締役会により承認され、当行の関連グループとの協議においてリスク管理枠組に従って決定される。

コンプライアンス・グループは、海外支店、国際財務サービスセンター銀行ユニット及びオフショア銀行子会社における規制遵守の監視を行う。当行の国内及び国際銀行業務に関連する重要なリスクの指標に加えて、コンプライアンスリスクの評価が、定期的に当行の取締役会のリスク管理委員会に提出される。規制遵守リスクの管理は、内部統制メカニズムとともに、当行及び当行の子会社におけるガバナンス体制の重要な構成要素と考えられている。したがって、当行は、取締役会によって承認され、随時見直しが行われるグループ規制遵守政策を策定することによって、規制遵守に適した体制を導入した。このグループ規制遵守政策は、リスクが当行の安全性及び安定性にどのように影響を及ぼす可能性があるかを評価するために、連結ベースで主要な規制遵守リスクの特定及び評価の枠組みについて概説したものである。

(viii) 主要な子会社におけるリスク管理

ICICIバンクUK

ICICIバンクUKは、主として、信用リスク、市場リスク（金利リスク及び流動性リスクを含む。）、業務リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクにさらされている。

ICICIバンクUKの取締役会は、ICICIバンクUKの機能の監督及び統制について責任を有し、すべての主要な方針及び手続の承認を行う。取締役会は、様々なリスクを集中的に監督できるように構成された小委員会、監査委員会、ガバナンス委員会、リスク管理委員会、リスク行為委員会及び与信委員会により支援されている。取締役会（又は取締役会委員会）によって承認されたICICIバンクUKのリスク選好及び政策は、それぞれのリスクの種類に応じて統制枠組みを形成する。事業活動は、承認されたリスク選好及び政策枠組みによって行われる。

すべての信用リスク関連の問題は、ICICIバンクUKの信用リスク管理政策により規定される。ICICIバンクUKは、信用リスクの評価を２段階のアプローチで行う。まず取引を提案した商務責任者が精査し、その後、リスク・リーム内の与信審査役が独立した評価を行う。また、信用リスクは、産業、エクスポージャー、カントリ・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー及び大口エクスポージャー等のリスク集中の主要パラメーターを監視することにより、ポートフォリオ・レベルで管理されている。

ICICIバンクUKは、財務政策マニュアル及び指令書、評価方針、モデル検証に関する方針及び価格検証に関する独自の方針等、取締役会／取締役会委員会により承認された市場リスク管理政策を有する。ICICIバンクUKは、市場リスクの監視及び管理において、株式の投資期間、１ベシスポイントの価格価値、金利変動、クレジット・スプレッドにおける１ベシスポイントの変動の価格価値、ストップロス・リミット及びバリュエーション・リスク・リミット等、様々なリスク評価基準を用いる。

ICICIバンクUKは、流動性リスクの測定のために、構造的流動性報告書、流動性比率及びシナリオ分析によるストレス・テストを含めた様々な手段を用いている。流動性リスクの選好度に沿って、ICICIバンクUKは、内部流動性十分性評価過程における取締役会により承認された様々なシナリオに基づいて予想された負荷のかかったアウトフローをカバーするために、適切で質の高い流動性資産／中央銀行に対する準備預金を維持している。ICICIバンクUKは、健全性規制機構により規定された流動性カバレッジ要件に従うことで、高水準の流動性資産を維持している。

業務リスク（不正行為リスクを含む。）に係る管理は、取締役会リスク管理委員会が承認した業務リスク管理方針により規定される。業務リスク管理方針に規定される業務リスクの要素には、業務上の事故管理、リスクの識別及び測定の手法、主要なリスク指標による監視並びにリスク軽減手法が含まれる。

ICICIバンク・カナダ

ICICIバンク・カナダは、主として、信用リスク、市場リスク（金利リスク及び流動性リスクを含む。）、業務リスク、コンプライアンスリスク及びレピュテーションリスクにさらされている。ICICIバンク・カナダは、リスクの効果的な特定、測定及び監視を確保するためのリスク管理体制を構築した。当該体制では、かかるリスクを監視し軽減するための方針及び手続を定めることを義務付けている。

ICICIバンク・カナダの取締役会は、ICICIバンク・カナダが負っているすべてのリスクを監督する。取締役会は、委員会を設置し、直面する様々なリスクを監督するための特別な権限を委員会に付与した。取締役会によって承認される政策は、ICICIバンク・カナダが直面する様々なリスクの管理に関して統制枠組みを形成する。事業活動は、その政策枠組みによって行われる。

取締役会のリスク管理委員会は、信用リスク管理に関する業務上の責任を、与信及び回収政策に規定された広範な条件及び制限内で、与信管理委員会に委譲した。与信管理委員会は、与信申請をリスク管理委員会に提案する前に承認し、ポートフォリオ別に信用リスクを管理し、月次ベースで資産価値及びポートフォリオの価値を精査する。資産価値及びポートフォリオの価値は、リスク管理委員会に少なくとも四半期ベースで提示される。

リスク管理委員会は、市場リスク管理及び流動性リスク管理に関する業務上の責任を、市場リスク管理政策及び流動性管理政策にそれぞれ規定された広範な条件及び制限内で、資産負債委員会に委譲した。資産負債委員会は、投資及び財務業務に関する事項並びにリスク緩和措置の実施を精査し、財務活動に関する政策の主要な変更をリスク管理委員会に提案する。資産負債委員会は、金融機関監督庁（カナダの銀行規制当局）の市場リスク及び流動性リスクの要件、内部統制のガイドライン及び制限の遵守を精査する。

リスク管理委員会は、業務リスク管理に関する業務上の責任を、管理委員会の下にある業務リスク管理委員会に委譲した。業務リスク管理委員会は、ICICIバンク・カナダの日々の業務における業務リスクの管理について責任を有する。管理委員会の監督下にある業務リスク委員会は、業務リスク管理の実施及び業務リスクの構造を月次ベースで精査する。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、プライマリー・ディーラーであり、また、同社のポートフォリオのかなりの割合をインド国債で保有している。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの法人リスク管理グループは、組織の活動から発生するリスクを管理することに努める包括的なリスク管理方針を策定している。同グループは、市場リスクを評価するためのモデルを開発及び維持しており、市場の動的性質をとらえるために頻繁に更新している。同グループはまた、その権限の範囲内で、新製品及び事業活動の評価及び導入に関与している。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、独立取締役により会長が務められ、当該会社の取締役会構成員から成る内部のリスク管理委員会を有している。かかる委員会は、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの異なる事業活動に係るリスクを分析及び監視し、取締役会により設定されたリスク及び投資制限への遵守を確保する責任を負う。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク・ガバナンス構造は、取締役会、取締役会のリスク管理委員会、業務執行リスク管理委員会及びその小委員会で構成されている。取締役会は、取締役会のリスク管理委員会の提案により、様々な業務リスクについての識別、測定、監視及び統制の基準を取上げたリスク政策を承認してきた。リスク政策は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理のガバナンス構造について規定している。

非業務執行取締役で構成されている取締役会のリスク管理委員会は、資産負債管理を含むリスク管理政策の策定、事業の様々な境界を超えたあらゆるリスクを監視及びかかるリスクを軽減するための適切なシステムを構築する。取締役会のリスク管理委員会はまた、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク選好及びリスク特性を定義、リスク管理システムの効果的な運用を監督し、また、重要なリスク問題について取締役会に助言をしている。

幹部役員から成る業務執行リスク管理委員会は、取締役会及び取締役会のリスク管理委員会に対する指導、調整及びリスク管理方針の遵守を確保することによりそのリスク管理の職務につき支援を行う責任を有し、特にICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが発売するすべての新商品の承認について責任を有する。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク管理モデルは、リスクの識別及び評価、測定、監視並びに統制という4段階の連続したサイクルから成る。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのリスク政策は、企業レベルでリスク管理サイクルを遂行するために採用された戦略及び手続を詳述している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが直面する主要なリスク・エクスポージャー及び緩和措置を詳述したリスク報告書が、四半期ごとに取締役会のリスク管理委員会に提出されている。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、主に担当業務の特性に由来するリスク及び同社の投資ポートフォリオに係る信用リスクのほか、再保険に伴う信用リスクにもさらされる。事業リスクに関して、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスは、同社の保険ポートフォリオを製品分類及び複数の業種にわたらせ、また地理的地域の拡大に努めている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスは、低い不良債権率及び有利なリスク分散化を達成するために個人向け及び法人向けのポートフォリオ・ミックスのバランスを保つことに重点を置いている。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスはリスク保持及び再保険方針を擁し、リスク耐性の程度をリスク及び事象ベースに対応して設定している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランスはまた、再保険契約によりリスクに対するエクスポージャーを抑える能力を有する。当社の投資は、インドの保険業規制開発委員会が規定する基準内で同社の取締役会が承認した投資政策により管理される。投資委員会は、かかる政策実施を監視し、またこれを定期的に見直している。1つの事業体に対するエクスポージャーは、ポートフォリオの5.0%又は購入済株式資本の7.5%、事業体の任意準備金及び無担保／担保付債権に制限され、一業種に対してはポートフォリオの15.0%に制限される。

(ix) 規制及び手続

当行は、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者及び最高財務責任者を含む経営陣による監督及び参加のもと、2016年度末現在、証券取引法に基づくルール13a-15(e)に定義される、当行の開示の規制及び手続の有効性に関する評価を実施した。

その結果、本報告書の対象となる期間の末日現在、開示の規制及び手続は、当行が証券取引法に基づいて提出した本報告書において開示する必要のある情報が、定められた期間内において、記録、処理過程、要約及び報告されることについて合理的な確証を与えるに十分であると結論付けた。

しかしながら、当行の評価の結果、当行の開示の規制及び手続を改善すべき特定の分野があることが判明した。監査委員会は、申し分ない結論に達するため、確認されたすべての重要なプロセスの結果を監視し、改善の機会を把握しているが、それにもかかわらず、すべての金融機関と同様に当行は、更なる改善の余地があると信じている。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取組を行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。当行はまた、報告された財務情報の正確性並びに開示の規制、手続及び処理の有効性を証明する、当行全体における事業及び財務担当役員による手続を有する。

急激に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、システムの有効性、とりわけ開示の規制及び手続のシステムについては、人為的ミス、違法行為若しくは規制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の規制及び手続によってのみ、その規制目標の達成を合理的に保証することができる。

当行は、急激に変化する環境下で著しい成長を遂げており、経営陣はこれにより、管理体制への重要な課題が突きつけられていると認識している。「－第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(ff) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。」も参照のこと。

財務報告書に対する内部統制に関しての経営陣による報告

当行の経営陣は、財務報告書に対する適切な内部統制（証券取引法に基づくルール13a-15(f)に定義される。）を確立し、維持する責任を負う。当行の内部統制システムは、財務報告書の信頼性並びに適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき公表された財務書類並びに純利益及び株主資本調整表の作成及び公正な開示に関する合理的な確証を提供するために設計されている。

経営陣は、財務報告書が、経営陣及び取締役の承認に基づき取引が行われ、資産が保護され、財務記録が信頼できるものであることの合理的な確証を提供している旨保証することを目的とした、内部統制システムを維持する。

当行の内部統制には、以下を目的とした方針及び手続が含まれる。

- ・ 当行の資産の取引及び処分が、合理的に詳細に、正確かつ公正に反映されている記録を保持すること。
- ・ 一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき財務書類を作成できるよう、必要に応じて取引が記録され、経営陣及び業務執行取締役の承認がある場合のみ、当行の収支決済を行う旨、合理的な保証を提供すること。
- ・ 財務書類に重要な影響を及ぼし得る、当行の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は早期発見に関する合理的な保証を提供すること。

すべての内部統制システムは、その精度にかかわらず固有の限界があり、虚偽記載を防止し発見することはできないこともある。それゆえ、十分であると判断されたシステムであっても、財務書類の作成及び開示に関する合理的な保証を提供できるのみである。将来における十分性の評価の見通しは、状況の変化により、かかる管理が不十分になる可能性があるというリスク、又は方針及び手続の遵守の程度が悪化する可能性があるというリスクに左右される。

経営陣は、2016年度末現在、内部統制の統合的な枠組みに関するトレッドウェイ委員会（2013年）の組織委員会が定めた基準に基づき、財務報告書に対する内部統制の十分性を評価している。かかる評価に基づき、経営陣は、当行の財務報告書に対する内部統制は、2016年度末現在、十分である旨結論付けた。2016年度末現在の当行の財務報告書に対する内部統制の有効性は、本書に含まれる監査報告書に記載があるのとおり、独立登録監査法人であるKPMGにより監査されている。

財務報告書に対する内部統制の変更

本書の対象となる期間中に行われた財務報告書について、当行の財務報告書に対する内部統制に重大な影響を与えた又は重大な影響を与えると合理的に考えられるような当行の内部統制の変更はない。

(e) 貸付ポートフォリオ

当行の貸付ポートフォリオ総額は、2015年度末現在の4,507.5十億ルピーから13.1%増加して、2016年度末現在は5,097.9十億ルピーであった。2016年3月31日現在、当行の貸付総額の約69.2%がルピー建貸付であった。

(i) 事業別貸付ポートフォリオ

以下の表は、表示された日現在の、当行の事業別のルピー建て及び外貨建ての貸付総額を示したものである。

	3月31日現在					
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
消費者ローン及びクレジットカード債権(1)	1,040,975	1,181,588	1,470,783	1,762,154	2,153,561	3,661,054
ルピー建て	946,778	1,068,305	1,251,032	1,534,281	1,895,734	3,222,748
外貨建て(2)	94,197	113,283	219,751	227,873	257,827	438,306
商業(3)	1,967,210	2,204,054	2,494,150	2,745,376	2,944,355	5,005,404
ルピー建て	1,006,863	1,193,433	1,310,457	1,493,578	1,631,734	2,773,948
外貨建て	960,347	1,010,621	1,183,693	1,251,798	1,312,621	2,231,456
リース及び関連事業(4)	-	-	-	-	-	-
ルピー建て	-	-	-	-	-	-
外貨建て	-	-	-	-	-	-
貸付金総額	3,008,185	3,385,642	3,964,933	4,507,530	5,097,916	8,666,457
ルピー建て	1,953,641	2,261,738	2,561,488	3,027,859	3,527,468	5,996,696
外貨建て	1,054,544	1,123,904	1,403,445	1,479,671	1,570,448	2,669,762
貸付金総額合計	3,008,185	3,385,642	3,964,933	4,507,530	5,097,916	8,666,457
控除：貸倒引当金	(86,931)	(85,901)	(91,515)	(122,629)	(160,625)	(273,063)
貸付金純額	2,921,254	3,299,741	3,873,418	4,384,901	4,937,291	8,393,395

- (1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及びその他の農村向け金融商品を含む。
- (2) 2016年3月31日現在における91.8十億ルピーの外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付を含む。
- (3) 建築業者向け金融及びディーラー向け金融を含む。
- (4) リース及び関連事業はリース及び分割払購入を含む。

当行のルピー建貸付総額は、2015年度末現在の当行の貸付総額合計の67.2%を占める3,027.8十億ルピーから、2016年度末現在の当行の貸付総額合計の69.2%を占める3,527.5十億ルピーに増加した。これは主として、消費者ローン及びクレジットカード債権の増加によるものであった。当行の外貨建貸付総額は、2015年度末現在の当行の貸付総額合計の32.8%を占める1,479.7十億ルピーから、2016年度末現在の当行の貸付総額合計の30.8%を占める1,570.4十億ルピーに増加した。これは主として、米ドルに対するルピーの下落の影響、ICICIバンク・カナダの担保付住宅ローンポートフォリオの増加及びICICIバンクUKの商業ローンの増加によるものであった。「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(4) 事業の見通し－(i) 財政状態－(i) 資産－貸付金」も参照のこと。

2016年度末現在、当行の資産の約2.5%から3.0%の間であったカナダを除く国において、当行の資産の1.0%を超えるクロスボーダーの貸付（インド国外の借入人への貸付と定義される。）残高はない。当行は、当行の資産の0.5%から1.0%の間に相当する米国の借入人に対するクロスボーダーの貸付残高を有する。

(ii) 担保設定、対抗要件具備及び実行

当行の貸付ポートフォリオは、主として、法人借入人に対するプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンス並びに運転資金の貸付、住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、個人ローン及びクレジットカード債権を含む個人顧客に対する貸付並びに農業貸付により構成される。一般的に、無担保の個人ローン、クレジットカード債権並びにコーポレート・ファイナンス及び農業貸付の形式をとる一部の貸付を除き、当行は貸付において、貸付金組成の際に十分な担保を付すことを定めている。しかし、インドの法制度における障害が、担保の強化に遅れを生じさせる可能性がある。「―第3―4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」を参照のこと。住宅ローン及び金装飾品及び宝石に対するローンの場合を除き、インドには、貸付に対する担保の額を制限する規則はない。インド準備銀行は、ガイドラインを通じて、融資比率の上限を、3.0百万ルピーまでの住宅ローンに対しては90%に、3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでの住宅ローンに対しては80%を上限に、7.5百万ルピー超の住宅ローンに対しては75%を上限とした。さらにインド準備銀行は、ガイドラインを通じて、金装飾品及び宝石へのローンに対しては、融資比率の上限を75%と制限した。

担保付消費者ローンポートフォリオ

住宅ローン及び自動車ローン等、資産購入のための担保付消費者ローンは、融資の対象となった資産（主に不動産及び車輛）により担保される。

借入人及び融資の対象となった資産の種類により、借入人も資産の取得原価を負担しなければならない可能性がある。したがって、ローンの組成日の融資額よりも証券価値は通常高い。

不動産及び不動産借越額に対するローン等、その他消費者ローンに関しては、当行は通常、組成時の融資額の125%を担保として要求する。

商業ローン

当行は、商業ローンに関し、通常組成時の融資額の125%から150%の価値の担保を求めている。プロジェクト及びその他コーポレートローンの担保は通常、不動産（銀行に対する典型的な抵当）又は動産（銀行に対する典型的な担保）である。かかる担保権は、借入人が法人である場合、会社法の規定に基づいて規定される期限以内に登記所にかかる担保権を登記することにより対抗要件が具備されなければならない。かかる登記は、その他の事業体に対する、当該会社により設定された担保権に関する解釈上の公告となる。担保提供会社の在庫品を除くすべての資産に対する担保権の対抗要件具備には、資産に対する課徴金の設定につき税務当局からの異議がない旨の証明書が必要である。当行はまた、市場性のある有価証券のような金融資産の担保を取り（この場合、登記所に登記することにより担保権の対抗要件を具備することは、当該会社の会社法上の義務ではない。）、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する誓約及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する誓約は、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。「―第3―4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(m) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。」も参照のこと。

当行は通常、不動産業者及びレンタルリース割引制度に対し、未返済の融資額の150%の価値の担保を要求する。当行のレンタルリース割引制度は、借入人に提供される貸出制度であり、借入人が受取るための確定された将来のレンタルリースの支払いに対する融資が行われる。

運転資金制度に関しては、借入人の流動資産を担保とする。各借入人は、定期的に流動資産の価値を申告しなければならない。借入人の信用限度は、すべての借入人に適用される内部で承認された限度に依存する。当行は、借入人の信用限度を担保価値の一定の割合として勘定しており、借入人が債務不履行になった場合に、十分なマージンを提供する。

さらに、当行は場合により、固定資産に対する第一順位又は第二順位の先取特権、市場性のある有価証券などの金融資産の担保を追加的に取得することがあり、又は適当である限り法人保証及び個人保証を受けることがある。当行は、各事業体に提供されるファシリティの追加的な担保措置として、先日付小切手及び現金も受け入れている。

当行は、定期的に商業ローンの担保価値を更新する内部的な枠組みを有している。通常、商業ローンに関しては、担保として所有されている動産の価値は毎年更新され、担保として所有されている不動産の価値は3年ごとに更新される。

当行は、担保の設定を監視し、担保権の設定に遅れが生じた場合にこれを追完するための仕組みを有している。かかる遅れは、担保権を設定する資産の取得（又はそれに関する手続の完了）、必要な同意（かかる同意を得るための法令上又は契約上の義務を含む。）の取得、権原に関する法律意見の取得及び各法域における担保の対抗要件具備に必要な手続の完了に時間がかかるために生じる可能性がある。

当行は、担保関係書類に定める条件に従い、顧客が裁判所又は法廷に対して当行の担保実行に関して異議を申し立てない限り、かかる裁判所又は法廷を関与させることなく、担保を実行し、その手取金を借入人の貸付債務に充当する権利を有する。

上記とは別に、インドでは、不動産の担保の処分は、リーダーが規定の手続及び要件（裁判中でない。）を満たすことにより直接的に、又はインドの裁判所又は法廷に対する書面による申立てを必要とする。2003年度に、インド国会は、2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（その後の改正を含む。）を可決し、これにより、裁判所又は法廷を関与させることなく、不動産に対するものを含む担保権の実行及び未回収債権の回収に関するより広範囲な権利を与えることにより、貸付人が不良債権問題を解決するための権利が強化された。しかしながら、かかる手続は、担保価値の下落を引き起こすか又は担保価値の下落を伴う可能性のある遅滞及び行政手続に服する可能性がある。かかる遅滞は、数年にわたり続き、担保の物理的状態の悪化及び市場価値の下落を引き起こす可能性がある。法人借入人が財政難に陥り存続できない場合、かかる法人は、任意清算の手続を選択することができる。ある会社が存続不可能な不良会社となった場合、担保の処分及び実行は延期される。2016年5月に制定された2016年破産・倒産法は、最終的に実行された際に、期限を定めた再生及び更生の仕組みを規定することで、手続の簡略化及び早期解決を可能にすることが期待されている。「－(1) インドの金融部門の概要－(1) 銀行の債権回収の法的枠組み－(iii) 2016年破産・倒産法」も参照のこと。

割賦払消費者ローンの場合、当行は、事前に指定された日に直接債務保証書又は返済のための先日付の小切手を取得する。先日付の小切手については、不渡りになった場合、当行は一定事由の発生の際には小切手の発行者に対して刑事手続を開始する権利を持つ。

当行は、特に当行側の迅速な対処の遅れ、破産手続の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵（様々な人、政府機関又は当局から必要とされる承認の取得ができないことによる瑕疵を含む。）並びに借入人による不正譲渡及びその他の要因（現行法の規定又はその改正及び過去若しくは将来の裁判所の宣告を含む。）が原因で、流動資産に関する担保価値のすべてを実現することが困難であることを認識している。しかしながら、現金の与信枠は、支払期限を過ぎた額の回収のために、通常当行の顧客のキャッシュ・フローを把握できるような構造となっている。さらに、当行は、通常かかる与信枠内で当行に対する支払期限到来額について相殺を行う権利を有している。貸付金の返済が滞る前に当行が必要な措置を取れるよう、当行は、当行の運転資金の貸付の顧客に対して、定期的に運転資本の状態に関するデータを提出するよう要求している。ケースバイケースで、当行はまた、借入人がその与信枠からさらなる借入金の引出しを行うことを阻止又は制限できる。

(iii) 貸付の集中

当行は、ポートフォリオを多様化する方針に従い、また、特定産業の成長性及び収益性に対する当行の予測に鑑み、かかる産業の当行の金融エクスポージャー合計を評価している。当行の信用リスク管理グループは、経済の主要部門のすべてを監視しており、特に当行が信用エクスポージャーを有する産業の動向を追っている。当行は、景気低迷時には積極的なポートフォリオ管理を通じて脆弱な部門へのエクスポージャーを制限し、成長しつつあり、活気のあるセグメントへのエクスポージャーを増加させることにより対応している。ICICIバンクは、特定産業への貸付（個人向け貸付を除く。）をそのエクスポージャー合計の15.0%に限定する方針を有している。

インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、一般に当行の資本金の15.0%を超えてはならない。資本金は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行のガイドラインに従って計算されたTier 1 資本及びTier 2 資本から構成される。個人の借入人に対する信用エクスポージャーは、当行の資本金の15.0%のエクスポージャー基準を超え、さらに5.0%（エクスポージャーの総額は20.0%になることがある。）増加することができるが、かかる増加分の信用エクスポージャーはインフラ金融のためのものでなければならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対する当行のエクスポージャーは、一般に当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに関するものでない限り、当行の資本金の40.0%を超えてはならない。同じ経営コントロール下にある法人グループに対するエクスポージャー（インフラ・プロジェクトに関するエクスポージャーを含む。）は、当行の資本金の50.0%を上限とすることができる。銀行は、例外的な状況においては、その取締役会の承認がある場合、その年次報告書で適切な開示を行うことにより、資本金の5.0%分のエクスポージャーを拡大（エクスポージャーの総額は個人の借入人に対しては資本金の20.0%になることがあり、また、エクスポージャーの総額は同じ経営コントロール下にある法人グループに対しては資本金の45.0%になることがある。）できる。実行済及び未実行の与信枠に対するエクスポージャーは、貸付が約定された合計額又は未払いの貸付額のうち、いずれか金額の多い方として（ターム・ローンの場合には、未拠出額及び未支払枠の合計として）計算される。投資エクスポージャーは、簿価で考慮される。2016年度末現在、当行はかかるガイドラインを遵守していた。

加えて、当行は、単独の借入人及びグループのエクスポージャーに対して、低評価の借入人及びグループのエクスポージャーの制限についてはより厳しい制限を設け、リスク集中の管理における枠組を改善及び強化した。

2016年度末現在において、融資先最上位の非銀行の借入人は、当行の資本金の約13.1%を占めた。融資先最上位の同じ経営コントロール下にある法人グループは、当行の資本金の約28.4%を占めた。

以下の表は、表示された日現在における当行の貸付総額の構成を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在										
	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	割合 (%)
個人向け融資(1)(2)	1,183,925	39.4	1,290,184	38.1	1,621,267	40.9	1,956,857	43.4	2,385,701	4,055,692	46.8
道路、港、通信、都市 開発及びその他のイン フラ	196,855	6.5	227,966	6.7	271,869	6.9	260,526	5.8	285,898	486,027	5.6
電力	153,841	5.1	200,452	5.9	237,912	6.0	260,204	5.8	283,433	481,836	5.6
非金融サービス	233,325	7.8	243,298	7.2	266,016	6.7	286,844	6.4	280,733	477,246	5.5
銅鉄製品	132,311	4.4	173,350	5.1	200,754	5.1	233,712	5.2	270,478	459,813	5.3
金融サービス	152,184	5.1	155,201	4.6	127,735	3.2	146,879	3.2	161,303	274,215	3.2
企業向け及び個人向け 取引	54,985	1.8	70,752	2.1	83,757	2.1	137,036	3.0	148,575	252,578	2.9
金属及び金属製品（銅 鉄を除く。）	68,587	2.3	63,650	1.9	93,121	2.3	112,766	2.5	118,213	200,962	2.3
建設	60,408	2.0	73,443	2.2	89,316	2.3	107,610	2.4	114,625	194,863	2.2
原油、精製及び石油化 学製品	77,804	2.6	95,729	2.8	127,887	3.2	140,852	3.1	104,531	177,703	2.1
セメント	48,149	1.6	72,156	2.1	79,019	2.0	92,581	2.1	85,988	146,180	1.7
食品及び飲料	86,473	2.9	92,257	2.7	82,020	2.1	77,592	1.7	83,094	141,260	1.6
鉱物	86,802	2.9	83,086	2.5	65,455	1.7	80,037	1.8	82,896	140,923	1.6
電子機器及び工業技術	65,576	2.2	73,835	2.2	96,717	2.4	81,599	1.8	82,453	140,170	1.6
船舶	42,894	1.4	45,257	1.3	59,459	1.5	67,480	1.5	61,660	104,822	1.2
宝石類	32,749	1.1	38,001	1.1	44,845	1.1	45,047	1.0	51,516	87,577	1.0
化学製品及び肥料	42,924	1.4	43,070	1.3	38,299	1.0	31,254	0.7	44,775	76,118	0.9
その他(3)	288,393	9.6	343,955	10.2	379,485	9.5	388,654	8.6	452,044	768,475	8.9
貸付金総額	3,008,185	100.0	3,385,642	100.0	3,964,933	100.0	4,507,530	100.0	5,097,916	8,666,457	100.0
控除：貸倒引当金	(86,931)		(85,901)		(91,515)		(122,629)		(160,625)	(273,063)	
貸付金純額	2,921,254		3,299,741		3,873,418		4,384,901		4,937,291	8,393,395	

(1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、ディーラー向け金融及び小企業向け小額ローン、個人ローン、クレジットカード、農業ローン及び証券を担保としたローンを含む。

(2) 2016年3月31日現在における91.8十億ルピーの外貨建非居住者向け（銀行）預金に係る貸付を含む。

(3) 主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、工業製品（金属を除く。）、自動車、医薬品、繊維製品及び日用品を含む。

当行の貸付ポートフォリオ総額は、2015年度末現在の4,507.5十億ルピーから13.1%増加し、2016年度末現在には5,097.9十億ルピーとなった。個人向け融資の貸付金総額に占める割合は、2015年度末現在の43.4%から増加し、2016年度末現在は46.8%となった。電力、道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ、銅鉄製品、金属及び金属製品（銅鉄を除く。）及び鉱物部門に先立つ総純伸び率は、主に当行の内部評価に基づく「A-以上」の範囲にあった。これらの部門に先立つ伸び率はまた、2016年度中の当行の海外支店により行われた外貨建貸付金と同等のルピーにおける通貨の下落の影響も含んでいた。

2016年度末現在、当行の融資先上位の20の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約10.8%を占め、融資先最上位の借入人は、当行の貸付ポートフォリオ総額の約1.2%を占めた。同じ経営コントロール下にある融資先上位の法人グループは、当行の貸付ポートフォリオ総額の約4.0%を占めた。

(iv) 地理的多様性

当行のポートフォリオは、地理的には全域にわたっている。マハラシュトラ州は、2016年度末現在、インド国内貸付金残高総額の最大部分を占めていた。

(v) 行政指導に基づく貸付

インド準備銀行は、銀行に、経済の特定部門への貸付を行うよう要求している。かかる行政指導に基づく貸付は、優先部門への貸付及び輸出信用から構成される。

優先部門への貸付

優先部門への貸付に関するインド準備銀行のガイドラインにより、銀行は、調整後の銀行融資純額の40.0%を特定の借入人により行われた特定の種類の活動に対して貸し付けなければならない。調整後の銀行融資純額の定義には、インド準備銀行及びその他の承認を受けた金融機関により再割引された手形により調整されたインドにおける銀行融資並びに特定の投資が含まれ、インド準備銀行のガイドライン「マスターサーキュラー - 優先部門への貸付 - 目標及び分類」により規定されているとおり、前年の3月31日現在の融資額を参考にして算定される。さらに、インド準備銀行は、2013年7月26日以降に供与されたインドにおける追加の外貨建非居住者向け（銀行）／非居住者（海外）向け預金に係る貸付に係る2014年3月7日現在の残高を、調整後の銀行融資純額から除外することを認めた。2014年5月、インド準備銀行は、ガイドラインを発行した。かかるガイドラインは、銀行が、「間接的農業」に分類される農業インフラ開発基金及びその他特定の基金における当該年度の3月31日現在の投資残高を含めて計算することを、優先部門全体の目標達成のために認めるものである。前年3月31日現在の投資は、優先部門及びその細区分における貸付の要件の計算基盤を策定する、調整後の銀行融資純額に含まれることになる。2015年度中、インド準備銀行は銀行によるインフラ及び低価格住宅への長期債券の発行を認めた。これらの債券により調達された金額は優先部門貸付の目標を計算することを目的として、調整後の銀行融資純額から除外されることが認められている。

優先部門は、農業部門、食品及び農業を基盤とする業種、小企業／小規模ビジネス並びに一定限度までの住宅金融を含んでいる。かかる40.0%のうち、銀行は、その調整後の銀行融資純額の最低18.0%を農業部門に貸し付け、その残りは特定の部門に貸し付けなければならない。また、当行は、調整後の銀行融資純額の10.0%を、「脆弱な部門」区分の一定の借入人に貸し付けなければならない。

2015年4月、インド準備銀行は優先部門貸付に係る改正ガイドラインを発行した。かかる改正ガイドラインの下、優先部門貸付の全体的な目標は引続き調整後の銀行融資純額の40%とされ、農業に対する直接及び間接貸付の副目標の統合、小規模農家に対する貸付への8.0%の副目標額及び零細企業に対する7.5%の貸付目標が導入された。これらの副目標は2017年3月までに段階的に達成される予定である。優先部門貸付に適格な部門は、中企業、社会インフラ及び再生可能エネルギー部門を含めるよう拡大された。優先部門貸付の達成度は、年度末のみによる評価に代わって、2017年度から四半期の平均ベースにより評価される予定である。さらに、2015年7月にインド準備銀行は銀行に対して、個人農家に対する直接貸付を過去3年間の銀行システムの平均レベルで維持するよう指示した。かかる指示を実行できない銀行は不足分の罰金が科される。インド準備銀行は、2016年度の調整後の銀行融資純額を11.57%とする目標を設定した。インド準備銀行は、各年の初めに銀行システムの平均レベルを銀行に公表する予定である。インド準備銀行はまた、以前のガイドラインの下で、直接的農業貸付のカテゴリーに規定されていた借入人に対する貸付を引続き維持することを指示した。

ICICIバンクは、インド準備銀行が随時定める優先部門貸付要件を遵守しなければならない。優先部門及び脆弱な部門へ貸し付けなければならない金額に不足があれば、インド準備銀行による割当てに基づき、国家農業農村開発銀行、インド中小企業開発銀行、国家住宅銀行、ムードラ・リミテッドのような政府出資のインドの開発銀行及びインド準備銀行が随時定めるその他金融機関に預託しなければならない可能性がある。かかる預金は最長7年で満期となり、市場金利よりも低い金利が付されている。2016年度末現在には、かかるファンドに対する当行の投資合計額は、280.6十億ルピーであり、これは優先部門全体の達成度において考慮するに値した。

2016年度末現在、ICICIバンクの優先部門への貸付は、調整後の銀行融資純額の40.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の約40.8%を占める1,311.9十億ルピーであった。同日現在、適格農業貸付総額は、調整後の銀行融資純額の18.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の約17.0%を占める545.8十億ルピーであった。ICICIバンクの脆弱な部門に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の10.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の約6.3%を占める204.4十億ルピーであった。農業貸付のうち、小規模農家に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の7.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の3.9%を占める125.5十億ルピーであった。個人農家に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の11.57%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の8.1%を占めた。零細企業に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の7.0%を備えるという要件に対し、調整後の銀行融資純額の6.8%を占める217.9十億ルピーであった。「－(h) 監督及び規制－貸付実行に関する規制－行政指導に基づく貸付－優先部門貸付」も参照のこと。

以下の表は、2016年度末日現在の借入人の種類別のICICIバンクの優先部門への貸付を示したものである。

(単位：十億（%の数値を除く。））

	2016年3月31日現在		優先部門への貸付 合計に対する割合 (%)	調整された銀行 融資純額に対する 割合(%)
	金額 (ルピー)	(円)		
農業部門(1)	545.8	927.9	41.6	17.0
小企業	456.1	775.4	34.8	14.2
2.5百万ルピー未満の適格な住宅 ローンを含むその他の部門貸付	310.0	527.0	23.6	9.6
合計	1,311.9	2,230.2	100.0	40.8

- (1) 小企業には、設備機器への投資が50百万ルピーを超えない製造／加工業に従事する企業及び機器への投資が20百万ルピーを超えないサービスの提供に従事する企業が含まれる。

(vi) 輸出信用

行政指導に基づく貸付の一部として、インド準備銀行はまた、銀行に、輸出業者に対して優遇金利で貸付を行うよう要求している。輸出信用は、輸出業者である借入人の船積み前及び船積み後の要件に従い、ルピー及び外貨で提供される。調整後の銀行融資純額の少なくとも12.0%が輸出信用の形でなければならない。かかる要件は優先部門貸付要件に加えられるが、小規模業種又は中小企業事業の輸出業者に対する融資はまた、優先部門貸付要件を部分的に満たす場合がある。インド準備銀行は、インドの現行のインド準備銀行のガイドライン（その後の改正を含む。）に沿ったルピーによる輸出貸付残高合計の適格部分に対する銀行への輸出の再融資を規定している。輸出信用で得られる受取利息収益は、かかる輸出業者である顧客が当行から受ける外為商品及び手形処理といったその他の報酬ベースの商品及びサービスについて、かかる顧客から得られた報酬及び手数料により補完される。2016年3月31日現在、ICICIバンクの輸出信用は、当行の調整後の銀行融資純額の1.7%にあたる、59.0十億ルピーであった。

(vii) 貸付の条件決定

2010年7月1日付のインド準備銀行のガイドラインが要求するように、ICICIバンクは、2016年3月31日までICICIバンク基準金利と言われる基準金利を参照して、その貸付の条件決定を行った。資産負債管理委員会は、ICICIバンクの現在の資金調達コスト、起こり得る当行の資金調達コストの変動、市場金利、金利の見通し及びその他の体系的要素に基づいて、ICICIバンク基準金利を決定する。2016年3月31日までのルピーの変動利率に関する新たな提案及びルピー制度の更新の条件決定は、ICICIバンク基準金利に連動して行われ、ICICIバンク基準金利、特定取引スプレッド及びその他の手数料を構成する。インド準備銀行はまた、ルピーの貸付のための銀行の貸出金利は、インド準備銀行により随時規定される特定の貸付分類に係るものを除き、基準金利を下回ってはならないと規定した。ICICIバンクは、その基準金利を2015年10月5日付で、年率9.35%（月払）と設定した（2015年3月31日におけるICICIバンクの基準金利は10.00%であり、これは2015年4月9日付で9.75%へと引き下げられ、また、2015年6月26日付で9.70%へと引き下げられた。）。

インド準備銀行の改正ガイドラインに基づき、認可され、また、2016年4月1日付で信用制限が更新されたすべてのルピー建の貸付は、資金調達の限界費用に基づく貸出金利と称される新たな内部基準を参照して条件決定されることが要求される。銀行は、翌日物、1ヶ月物、3ヶ月物、6ヶ月物及び1年物同様に、様々な期間に対応する資金調達の限界費用に基づく貸出金利を公表することが要求される。資金調達の限界費用に基づく貸出金利には、資金調達の限界費用、ネガティブキャリー現金準備率、営業費用及び様々な期間に対する期間プレミアム／ディスカウントが含まれる。資産負債管理委員会が、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利を決定する。ガイドラインに要求されるとおり、当行は毎月様々な期間に対応するICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利を公表している。

変動利率の承認及びルピー建ファシリティの更新の条件決定は、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利に連動して行われ、ICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利及びスプレッドを構成する。インド準備銀行はまた、ルピー建貸付のための銀行の貸出金利が、特定の免除を除き、その資金調達の限界費用に基づく貸出金利を下回ってはならないと規定した。インド準備銀行のガイドラインに記載されるとおり、既存の借入人は、相互に受入れ可能な条件において、資金調達の限界費用に基づく貸出金利に連動する貸付に移行するオプションをも持っている。2016年4月1日より前に認められたすべての貸付は、借入人が資金調達の限界費用に基づく貸出金利制度に移行しないと選択する場合、引続き従前のベンチマーク金利の制度に基づいて行われることとなる。2016年4月1日時点のICICIバンクの資金調達の限界費用に基づく貸出金利は、9.0%から9.2%の間であった。

(f) 貸付分類

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社によって行われた貸付はいかなるものも、貸付の初期認識後に起きた1つ以上の事象（損失事象）に基づく客観的根拠がある場合、及びかかる損失事象が確実に見積もることができる将来のキャッシュフローの見積もりに対して影響を与える場合にのみ、不良資産として分類される。インド準備銀行のガイドラインの下、不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるもののうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における残高である限り不良資産であると特定される。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。2015年4月1日以降、条件緩和された貸付（インフラ部門及び非インフラ部門における特定期間までの遅延によるものを除く。）は、2015年3月31日より前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、所定の期限内に有効となった条件緩和を除き、不良債権として分類されることになった。下記「(i) 条件緩和貸付」を参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従った資産の分類の詳細は、以下のとおりである。

正常先資産	問題を呈しない資産又は事業に付随する通常のリスク以上のリスクを抱えていない資産は、正常先資産に分類される。
要管理先資産	要管理先資産は、12ヶ月以下の期間にわたって支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻懸念先資産	破綻懸念先資産は、12ヶ月を超えて支払いが遅延している不良資産によって構成されている。
破綻先資産	破綻先資産は、損失が認識された資産、又は回収不能とみなされた資産によって構成されている。

商品の生産開始日及び金融閉鎖の時期に従来予想されていたそのプロジェクトの完了予定日に基づく実行中のプロジェクトの貸付分類に関しては、個別のガイドラインが存在する。インフラ・プロジェクトに関して、契約上の開始日から2年以内に商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類されることになり、非インフラ・プロジェクトに関して、その契約上の開始日から12ヶ月以内に商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類される。2015年4月、インド準備銀行は、現存のプロジェクト・スポンサーの不備により遅延しているプロジェクトに関し、かかるプロジェクトの所有権の変更によりプロジェクトを復活させるためのガイドラインを発行した。かかるガイドラインは、かかるプロジェクトの商業的運用の開始日を、影響を受ける借入事業体の所有権の変更後さらに2年間延長することを銀行に対し認めている。かかる延長は、上記のとおりプロジェクトが完了する期間の延長に加えて認められる。

当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

「(h) 監督及び規制—インド準備銀行に関する規制—貸倒引当金及び不良資産—資産分類」も参照のこと。

(i) 条件緩和貸付

インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。2015年3月31日まで、完全に担保が付されている正常先貸付（商業用不動産エクスポージャー、資本市場エクスポージャー又は個人向け貸付として分類される貸付を除く。）は、元本の支払い及び／又は利息の内容の変更により条件を緩和し、引続き正常先貸付として分類することができる。しかし、かかる貸付は、条件緩和貸付として別個に開示されなければならない。

2015年4月1日以降、条件緩和された貸付（インフラ部門及び非インフラ部門における特定期間までの遅延によるものを除く。）は、2015年3月31日より前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、所定の期限内に有効となった条件緩和を除き、不良債権として分類されることになった。しかし、インフラ部門及び非インフラ部門におけるプロジェクトの実施のために付与された貸付が、プロジェクト実施の遅延（特定期間まで）により条件が緩和された場合、インド準備銀行が規定した特定の条件を満たすこととなり資産分類を留保することができる。

現在価値で評価される条件緩和貸付の公正価値の減少がもしあれば、その額は償却され、又は引当金が当該減少の程度で計上されなければならない。条件緩和正常先貸付として分類される条件緩和貸付は、ガイドラインに記載された期間まで、非条件緩和正常先貸付と比較して高い正常先資産の引当金及び高い自己資本比率規制のリスク加重資産の対象となっている。特定期間は、支払実績が監視される期間における条件緩和パッケージに従い、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から1年間である。かかる貸付は、正常先資産に係る引当金／リスク加重率が特定期間終了後1年間において正常な水準に戻らない限り、条件緩和貸付として分類される。銀行は、貸付が条件緩和された借入人の融資ベースの与信枠の総額を開示しなければならない。

「(h) 監督及び規制—貸倒引当金及び不良資産—資産分類」も参照のこと。

2013年5月にインド準備銀行が発表したガイドラインに従い、2013年6月1日以降に条件緩和された正常先勘定に係る一般引当金は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日よりも前に条件緩和された正常先勘定に必要な一般引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日からは4.25%に引き上げられ、また、2016年3月31日からは5.0%に引き上げられた。

2015年6月、インド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、銀行による借入人の過半数所有につながる、債務から株式への転換について規定している。債務から株式への転換について、銀行は現行の資産分類を18ヶ月間継続することができる（現状維持の利益）。新たな経営者への所有権譲渡において、資産は正常先の区分への格上げが可能になり、条件緩和として扱われることなく債務の借換えが認められている。しかし、18ヶ月間の期間内で新たなスポンサーが特定されない場合、銀行は資産分類の現状を維持する前に適用されていた以前の資産分類規定に戻らなければならない。2015年9月、インド準備銀行は、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更の場合であっても、銀行が正常先区分へと拡張した与信枠につき、かかる与信枠の格上げを銀行に対し認可した。経営者の変更に伴うリスク構造の変化を考慮し、銀行は、既存の債務の公正価値の減少に対し引当を行うことを条件として、既存の債務につき条件緩和として扱われることなく借換えを行うことが認められている。2016年2月、インド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインをさらに改正し、当該会社の株式を、従前の要件である51.0%よりも少ない26.0%売却することにより、資産を正常先資産として分類することを銀行に許可した。戦略的債務再編が失敗した際の引当金の急激な増加を避けるため、銀行は、18ヶ月間の現状維持利益期間の終わりまでに、4四半期にわたって計上を行うことで、当該勘定に係る引当金を15.0%まで増加させることがガイドラインにより定められている。

多額のストレス資産に対する銀行の対応力を強化する追加的指針として、2016年6月、インド準備銀行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入するガイドラインを発表した。商業用運用を開始し、かつ、借入総額（利息を含む。）が5.0十億ルピーを超えるプロジェクトは、当該スキームに基づき構築することができる。持続可能な債務水準は、現時点における長期負債の50.0%を下回ってはならない。共同貸付人フォーラムが持続可能な債務を評価し、技術経済的な実現可能性評価に基づき、現在の持続可能な債務が現在のキャッシュ・フロー水準の下で、現状の期間よりも長期にわたり提供できると最終的に判断した場合において当該スキームが適用される。持続不可能と評価された部分については、株式、償還可能累積的転換オプション付優先株式又は転換可能なディベンチャーに転換され、さらなる引当金の増加を招く可能性がある。当該スキームには、現在の発起人が引き続き過半数株式を所有すること、新しい発起人を導入すること、又は、債務を株式に転換することにより貸付人が過半数株式を取得することを許可することが含まれる。

「－(h) 監督及び規制－貸倒引当金及び不良資産－条件緩和貸付」も参照のこと。

2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、当行を含む複数のインドの銀行と議論を行い、これらの銀行に対し、特定の条件緩和貸付勘定について2017年度に追加で10.0%の引当金を設定するよう指示した。当行のポートフォリオにおけるかかる条件緩和貸付勘定（総額）の合計額は、2016年度末現在約35.8十億ルピーであった。「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(4) 事業の見通し－(g) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）－(i) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金」を参照のこと。

(ii) 引当及び償却

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従って引当を行う。「－(h) 監督及び規制－貸倒引当金及び不良資産－引当及び償却」も参照のこと。引当に関するインド準備銀行のガイドラインは以下のとおりである。

正常先資産 業績ポートフォリオに関する引当金は、インド準備銀行によって発表されるガイドラインに基づく。すべての正常先資産の引当金の設定要件は、0.4%の統一レートであるが、以下の場合を除く。

- ・ 農業部門及び小規模零細企業部門に対する農業貸付については、0.25%を要件とする。
- ・ 商業用不動産住宅部門及び非住宅部門に対する貸付については、それぞれ0.75%及び1.0%を引当金要件とする。
- ・ 住宅貸付（最初の数年間については比較的金利が低く設定されており、その後、高めの金利に設定し直される。）については、2.0%を引当金要件とする。

2013年5月にインド準備銀行は、条件緩和貸付に関する正常先資産に対する引当金を、条件緩和の最初の日から起算して2年の間に、5.0%に引き上げた。利息／元金の支払いについて猶予がある条件緩和貸付については、正常先資産に対する引当金は、猶予期間及びその後の2年間について5.0%とする。不良貸付として分類される条件緩和勘定が正常区分に格上げされた際には、格上げの初日から起算して最初の1年間につき、2.0%の引当金要件を課されることとなる。2012年11月、インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する正常先資産に対する引当金を2.00%から2.75%に引き上げた。

2013年6月1日以降に条件緩和された正常先資産に対する引当金の勘定については、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に条件緩和勘定について要求される正常先資産引当金は、2014年3月31日から3.5%に引き上げられ、2015年3月31日から4.25%に引き上げられ、2016年3月31日からは5.0%にさらに引き上げられる予定である。

インド準備銀行により発表されたガイドラインの下、2014年4月1日から、ヘッジされていない為替リスクからの金額に対して0.80%を上限とする追加的な引当金が要求される。さらに、元本又は利息の支払いが期日から、既存のインド準備銀行のガイドラインに従う共同貸付人フォーラムの開催の遅延がある場合又は是正措置計画の完了に遅延がある61日から90日を超過している貸付に対する残高には引当金の5.0%の増加が要求される。5.0%の引当金は、故意の債務不履行者リストに2度以上名前が載った取締役を有している会社に対する正常先貸付に対しても要求される。「－(1) インドの金融部門の概要－(1) 銀行の債権回収の法的枠組み－(ii) 共同貸付人フォーラム」も参照のこと。

要管理先資産 すべての要管理先資産には15.0%の引当金が要求される。当初から無担保の部分には25.0%の追加引当が要求される。要管理先資産と分類された無担保のインフラ関連の貸付には、20.0%の引当金が要求される。

破綻懸念先資産 破綻懸念先資産の無担保の部分に対して、100.0%の引当金／償却が要求され、収入に対しても課される。破綻懸念先として分類される資産の担保されている部分に関し、2012年度以降、1年間破綻懸念先として分類される資産に対しては25.0%、1年から3年にわたり破綻懸念先として分類される資産に対しては40.0%、また3年間を超えて破綻懸念先として分類される資産に対しては100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価額に反映される金額である。

破綻先資産 資産全額を償却し、引き当てることが要求される。

条件緩和貸付 条件緩和貸付に関する引当金は、公正価値の差異に相当する金額であることを要求されている。条件緩和前の貸付の公正価値は、条件緩和前の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。条件緩和後の貸付の公正価値は、条件緩和後の貸付条件に基づき課される利率による利息及び元本に関するキャッシュ・フローの現在価値として算出される。条件緩和された不良債権に対する引当金は、不良債権に対する引当金要件に追加されたものである。2015年7月1日までに条件緩和された貸付については、いずれの場合も、キャッシュ・フローは、条件緩和時点における銀行の基準金利並びに適切な期間プレミアム及び条件緩和時点における借入人分類による信用リスクプレミアムにより割り引かれる。2015年7月1日より後に条件緩和された貸付については、いずれの場合も、キャッシュ・フローは、条件緩和時に貸付金の公正価値の減少額を決定するという目的のもと、条件緩和前に借入人に対して設定された実際の金利と等しいレートで割り引かれる。それぞれ異なる金利が付された複数の与信枠を有する勘定には、加重平均金利が割引率として使われる。

当行の方針

当行は、インド準備銀行のガイドラインに従い、法人向け不良債権に関する引当金を設定している。ICICI バンクは、インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルの範囲内で、ICICIの引当金の方針に従って、借入人ごとに、消費者向け不良資産に関する引当金を設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保部分については全額引当て、又は償却している。当行は、不良債権に対する特定引当金、正常貸付に対する一般引当金及び合併により旧バンク・オブ・ラジャスタンから承継した流動的引当金を設定している。

条件緩和貸付については、インド準備銀行の条件緩和に係るガイドラインに従って引当を行っている。上述のインド準備銀行のガイドラインに従って算出された当行の2016年度末現在の引当比率は、50.6%である。

インド準備銀行のガイドラインは、どの資産が償却されるかを規定する条件を定めていない。当行は、貸倒引当金に対する不良債権の償却に関し、内部規則を有している。住宅ローン以外の顧客ローンは通常、所定の引当金の延滞期間の後に引当金に対して償却される。住宅ローンを含むその他の貸付は通常、債務者特有の将来の回収可能性を評価し、当行が残高の回収が不可能と結論した際に引当金に対して償却される。当行は、担保の実現可能価額、当行の過去の回収努力の結果、法的手段による回収の可能性及び和解による回収の可能性に基づいて残高の回収の可否を評価する。

(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。

その後数年間、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。このような状況を背景に、当行の戦略的焦点は様々な業界における収益率、リスク管理及び成長間の最適なバランスの持続であった。かかる期間中、当行は、資産価値を厳密に監視し、法人セグメントにおける貸付増加に対する慎重なアプローチを導入する一方、個人向けポートフォリオの増加を追求した。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。

金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取組みが成果を示すには時間がかかる。加えて、2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含むインドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権及び引当金への繰入の水準の大幅な上昇が見られた。インドの銀行は、一般に、上記の進展を前提として、法人向け貸付に対するアプローチにつき一層慎重になっている。さらに、公共部門の大手銀行は、2016年度の自己資本比率及び損失の水準が比較的低かったことを背景に、貸付の伸びを大きく抑制している。当行の引当金設定コストは、近い将来の会計期間においても増加基調であると予想される。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」、「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」、「一第3-3 対処すべき課題(1) 将来に向けた計画及び戦略」及び「一第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2) 事業環境-2016年度の動向」も参照のこと。

失業の増加、長期にわたる不況、家計貯蓄及び所得水準の減少、当行の規制機関による当行の貸付ポートフォリオの評価及び検討、金利の急激かつ持続的な上昇、国際経済及びインド経済の発展、世界の商品市場及び為替相場の動き並びに国際的な競争等の様々な要因により、個人向け及びその他の貸付における不良資産の水準が上昇し、当行の貸付ポートフォリオの品質が重大な悪影響を被る可能性がある。「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」及び「一第3-3 対処すべき課題(1) 将来に向けた計画及び戦略」も参照のこと。

(iv) 不良資産

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建及び外貨建不良顧客資産ポートフォリオ総額を業務分野別に示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

	3月31日現在					
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(ルピー)	金額(円)
消費者ローン及びクレジット カード債権(1)	67,356	49,156	32,968	25,504	26,757	45,487
ルピー建て	66,915	48,891	32,701	25,504	26,756	45,485
外貨建て	441	265	267	-	1	2
商業(2)	39,673	57,914	89,929	148,296	266,389	452,861
ルピー建て	27,616	42,939	61,481	99,288	155,482	264,319
外貨建て	12,057	14,975	28,448	49,008	110,907	188,542
リース及び関連業務	95	95	97	70	70	119
ルピー建て	95	95	97	70	70	119
外貨建て	-	-	-	-	-	-
不良資産合計	107,124	107,165	122,994	173,870	293,216	498,467
ルピー建て	94,626	91,925	94,279	124,862	182,308	309,924
外貨建て	12,498	15,240	28,715	49,008	110,908	188,544
不良資産総額(3)(4)	107,124	107,165	122,994	173,870	293,216	498,467
貸倒引当金	(79,875)	(78,016)	(78,366)	(96,655)	(145,431)	(247,233)
不良資産純額	27,249	29,149	44,628	77,215	147,785	251,235
顧客資産総額(3)	3,531,625	4,001,517	4,615,808	5,149,278	5,718,339	9,721,176
顧客資産純額	3,443,817	3,914,869	4,523,471	5,026,019	5,556,942	9,446,801
顧客資産総額に対する 不良資産総額の割合	3.0%	2.7%	2.7%	3.4%	5.1%	
顧客資産純額に対する 不良資産純額の割合	0.8%	0.7%	1.0%	1.5%	2.7%	

- (1) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及び農村向け金融商品を含む。
- (2) 運転資金金融を含む。
- (3) ICICIバンク及びその子会社に対する貸付並びにICICIバンクの信用代替商品を含む。
- (4) それぞれの子会社の監督機関によるガイドラインに従って、不良資産とみなされる貸付を含む。

以下の表は、表示された期間における当行の不良資産ポートフォリオ総額の変動を示したものである。(1)

細目	(単位：百万)					
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
A. 消費者ローン及び クレジットカード債権(2)(3)						
年度初めにおける不良資産	71,778	67,356	49,156	32,968	25,504	43,357
加算：年度中における新規不良資産	18,604	9,927	12,759	13,030	16,979	28,864
控除：						
格上げ(4)	(4,927)	(3,995)	(3,314)	(4,425)	(6,323)	(10,749)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(11,461)	(8,793)	(6,049)	(7,505)	(6,626)	(11,264)
償却	(6,638)	(15,339)	(19,584)	(8,564)	(2,777)	(4,721)
年度末における不良資産	67,356	49,156	32,968	25,504	26,757	45,487
B. 商業(5)						
年度初めにおける不良資産	39,641	39,673	57,914	89,929	148,296	252,103
加算：年度中における新規不良資産	17,183	28,992	40,839	77,915	161,423	274,419
控除：						
格上げ(4)	(3,485)	(4,083)	(1,055)	(1,500)	(5,181)	(8,808)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(7,995)	(3,947)	(5,200)	(7,434)	(8,727)	(14,836)
償却	(5,671)	(2,721)	(2,569)	(10,614)	(29,422)	(50,017)
年度末における不良資産	39,673	57,914	89,929	148,296	266,389	452,861
C. リース及び関連業務						
年度初めにおける不良資産	156	95	95	97	70	119
加算：年度中における新規不良資産	-	-	2	-	-	-
控除：						
格上げ(4)	-	-	-	-	-	-
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(61)	-	-	(27)	-	-
償却	-	-	-	-	-	-
年度末における不良資産	95	95	97	70	70	119
D. 不良資産合計(A+B+C)						
年度初めにおける不良資産	111,575	107,124	107,165	122,994	173,870	295,579
加算：年度中における新規不良資産	35,787	38,919	53,600	90,945	178,402	303,283
控除：						
格上げ(4)	(8,412)	(8,078)	(4,369)	(5,925)	(11,504)	(19,557)
改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(19,517)	(12,740)	(11,249)	(14,966)	(15,353)	(26,100)
償却	(12,309)	(18,060)	(22,153)	(19,178)	(32,199)	(54,738)
年度末における不良資産(5)	107,124	107,165	122,994	173,870	293,216	498,467

- (1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。
- (2) 2014年まで、「クレジットカード債権」に関し、不良資産の期首及び期末残高の差額は、「償却」に含まれる年度中に償却された口座を除き、不良資産純総額への追加額に含まれた。
- (3) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード債権、宝石ローン、開発業者向け金融及び農村向け金融商品を含む。
- (4) 不良と分類されていたが業績において格上げされた口座をいう。
- (5) 運転資金の回収を含む。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の不良資産総額及び不良資産全体に対する比率を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在										
	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	不良 資産 の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	不良 資産 の割合 (%)
個人向け融資(1)	78,790	73.6	59,786	55.8	42,793	34.8	35,199	20.2	39,669	67,437	13.5
非金融サービス	398	0.4	9,144	8.5	15,598	12.7	25,890	14.9	36,408	61,894	12.4
道路、港、通信、都市開 発及びその他のインフラ	146	0.1	142	0.1	9,922	8.1	22,781	13.1	30,904	52,537	10.5
船舶	448	0.4	376	0.4	674	0.5	15,000	8.6	19,595	33,312	6.7
鋼鉄製品	913	0.9	1,993	1.9	3,795	3.1	9,871	5.7	65,175	110,798	22.2
電子機器及び工業技術	1,805	1.7	3,025	2.8	3,406	2.8	8,775	5.0	3,796	6,453	1.3
建設	893	0.8	2,237	2.1	3,188	2.6	8,686	5.0	23,679	40,254	8.1
繊維製品	1,527	1.4	2,646	2.5	5,078	4.1	7,204	4.1	12,059	20,500	4.1
食品及び飲料	4,045	3.8	4,595	4.3	7,097	5.8	6,102	3.5	6,771	11,511	2.3
宝石類	2,904	2.7	3,008	2.8	4,081	3.3	5,311	3.1	8,205	13,949	2.8
企業向け及び個人向け取 引	1,152	1.1	4,165	3.9	4,064	3.3	4,840	2.8	5,896	10,023	2.0
原油、精製及び石油化学 製品	2,819	2.6	2,467	2.3	2,637	2.1	2,750	1.6	2,914	4,954	1.0
化学製品及び肥料	1,515	1.4	1,772	1.7	1,737	1.4	1,791	1.0	2,053	3,490	0.7
金属及び金属製品 (鋼鉄を除く。)	1,366	1.3	1,336	1.2	1,350	1.1	1,719	1.0	2,102	3,573	0.7
鉱物	611	0.6	804	0.8	900	0.7	1,629	0.9	779	1,324	0.3
電力	92	0.1	91	0.1	654	0.5	667	0.4	17,512	29,770	6.0
金融サービス	1,265	1.2	1	-	569	0.5	558	0.3	523	889	0.2
セメント	-	-	-	-	300	0.2	300	0.2	-	-	-
その他の産業(2)	6,435	6.0	9,577	8.9	15,151	12.3	14,797	8.6	15,176	25,799	5.2
不良資産総額	107,124	100.0	107,165	100.0	122,994	100.0	173,870	100.0	293,216	498,467	100.0
貸倒引当金総額	(79,875)		(78,016)		(78,366)		(96,655)		(145,431)	(247,233)	
不良資産純額	27,249		29,149		44,628		77,215		147,785	251,235	

- (1) 住宅ローン、商業ビジネスローン、農村向け貸付、自動車ローン、ビジネス・バンキング、クレジットカード、個人ローン、証券を担保としたローン及びディーラー向け金融ポートフォリオを含む。
- (2) その他の業種は主に、開発業者向け金融ポートフォリオ、自動車、工業製品（金属を除く。）、医薬品及び日用品を含む。
- (3) 2013年3月31日から、当行は、原ローンの特性をより反映するために、国内の貸付ポートフォリオの分類を改定した。したがって、過年度に表示された当行の貸付ポートフォリオもまた再分類された。

「－(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」を参照のこと。「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(2) 事業環境－2016年度の動向」も参照のこと。

借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できなかったことによる条件緩和正常先貸付の不良債権への分類を含め、不良資産総額への追加額は、2015年度の90.9十億ルピーと比較して2016年度には178.4十億ルピーに増加した。2016年度において、2015年度の45.1十億ルピーと比較して、総額53.0十億ルピーの条件緩和正常先貸付が、借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できなかったことにより不良債権に分類された。2016年度において、2015年度の20.9十億ルピーと比較して総額26.9十億ルピーの不良資産が格上げ／回収された。2016年度において、2015年度の19.2十億ルピーと比較して、総額32.2十億ルピーの不良資産が償却された。当行の不良資産総額は、2015年度末現在の173.9十億ルピーから68.6%増加して、2016年度末現在は293.2十億ルピーとなった。当行の不良資産純額は、2015年度末現在の77.2十億ルピーから91.4%増加して、2016年度末現在は147.8十億ルピーとなった。不良資産純額の比率に関しては、2015年度末現在は1.5%であったのに対し、2016年度末現在は2.7%に増加した。

借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できなかったことによる条件緩和貸付の不良債権への分類を含め、消費者ローンの不良債権総額への追加額は、2014年度の40.8十億ルピーから、2015年度は77.9十億ルピーに増加し、2016年度は161.4十億ルピーへとさらに増加した。2016年度中、2015年度の45.1十億ルピーと比較して、借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できなかったことにより、総額53.0十億ルピーの商業向けの条件緩和正常先貸付が不良債権へ分類された。2016年度中、当行は総額5.2十億ルピーの商業ローンの不良債権を格上げし、総額8.7十億ルピーの商業ローンの不良債権の回収を行った。2016年度においては、借入人特有の将来の回収可能性の評価に基づき、総額29.4十億ルピーの商業ローンが償却された。「－(ii) 引当及び償却－当行の方針」を参照のこと。商業ローンの不良債権総額は、2015年度末現在の148.3十億ルピーから増加して2016年度末現在は266.4十億ルピーとなった。2016年度中、法人部門は、予想より低いキャッシュ・フローの創出及び高いレバレッジにより、引続き厳しい状況にあった。また、当年度中、物価の急落により、鋼鉄等の商品を基礎とする部門は悪影響を受けた。電力部門は、プロジェクトの完了、設備稼働率及びレバレッジに関して、引続き厳しい状況にあった。さらに、経済における資本投資の低迷により、建設部門及び鋼鉄部門等の部門が影響を受けた。2016年度において、鋼鉄製品部門に対する不良資産総額は55.3十億ルピーの増加、電力部門では16.8十億ルピーの増加、建設部門では15.0十億ルピーの増加となった。

消費者ローンの不良債権総額への追加額は、2015年度の13.0十億ルピーと比較して2016年度は17.0十億ルピーであった。2016年度中、当行は、2015年度の4.4十億ルピーと比較して6.3十億ルピーの消費者ローンの不良債権を格上げした。2016年度中、当行は6.6十億ルピーの消費者ローンの不良債権に対する回収及び2.8十億ルピーの償却を行った。消費者ローンの不良債権総額は2015年度末現在の25.5十億ルピーから増加して2016年度末現在の26.8十億ルピーとなった。

さらに、2016年度末現在、ICICIバンクは、貸付が不良債権に分類された借入人に対する資金を基盤としない与信枠について、28.2十億ルピーの残高を有していた。

条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付現在における当行のルピー建条件緩和貸付及び外貨建条件緩和貸付ポートフォリオの総額水準を業務分野別に示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

3月31日現在

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	
	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (ルピー)	金額 (円)
消費者ローン及び クレジットカード債権	164	388	297	221	94	160
ルピー建て	13	152	185	221	94	160
外貨建て	151	236	112	-	-	-
商業 (1)	52,553	66,919	133,151	130,566	98,580	167,586
ルピー建て	40,319	47,314	83,258	86,694	73,972	125,752
外貨建て	12,234	19,605	49,893	43,872	24,608	41,834
条件緩和貸付合計	52,717	67,307	133,448	130,787	98,674	167,746
ルピー建て	40,333	47,466	83,443	86,915	74,067	125,914
外貨建て	12,385	19,841	50,005	43,872	24,608	41,834
条件緩和貸付総額(2)	52,717	67,307	133,448	130,787	98,674	167,746
貸倒引当金	(4,642)	(5,294)	(11,235)	(9,458)	(7,581)	(12,888)
条件緩和貸付純額	48,075	62,013	122,213	121,329	91,093	154,858
顧客資産総額(2)	3,531,625	4,001,517	4,615,808	5,149,278	5,718,339	9,721,176
顧客資産純額	3,443,817	3,914,869	4,523,471	5,026,019	5,556,942	9,446,801
顧客資産総額に対する 条件緩和貸付総額の割合	1.5%	1.7%	2.9%	2.5%	1.7%	
顧客資産純額に対する 条件緩和貸付純額の割合	1.4%	1.6%	2.7%	2.4%	1.6%	

(1) 運転資金金融を含む。

(2) ICICIバンク及びその子会社の貸付並びにICICIバンクの信用代替商品を含む。

(3) 2013年度に実施されたインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付は、貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付を含む。したがって、過年度に表示されている数字もまた、再分類されている。

以下の表は、表示された日現在における借入人の産業又は経済活動別の条件緩和貸付総額及び条件緩和貸付総額全体に対する比率を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在											
	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		
	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	条件緩和 貸付の割合 (%)	金額 (ルピー)	金額 (円)	条件緩和 貸付の割合 (%)
建設	-	-	5,453	8.1	19,168	14.4	34,718	26.5	34,470	58,599	34.9
道路、港、通信、都市開発及びその他のインフラ	6,695	12.7	16,282	24.2	24,214	18.1	13,580	10.4	15,090	25,653	15.3
電力	2,648	5.0	3,828	5.7	7,879	5.9	13,378	10.2	2,080	3,536	2.1
医薬品	7,200	13.7	6,993	10.4	12,574	9.4	12,364	9.5	4,708	8,004	4.8
非金融サービス	10,891	20.7	8,632	12.8	15,930	11.9	10,515	8.0	2,747	4,670	2.8
鋼鉄製品	2,268	4.3	1,913	2.8	11,072	8.3	9,006	6.9	9,517	16,179	9.6
電子機器及び工業技術	457	0.9	3,642	5.4	6,364	4.8	8,351	6.4	7,735	13,150	7.8
化学製品及び肥料	5,676	10.8	6,261	9.3	7,196	5.4	7,737	5.9	634	1,078	0.6
金融サービス	6,137	11.6	5,595	8.3	4,967	3.7	5,054	3.9	2,239	3,806	2.3
鉱物	-	-	-	-	-	-	3,502	2.7	3,936	6,691	4.0
船舶	500	1.0	881	1.3	9,688	7.3	2,270	1.7	3,033	5,156	3.1
繊維製品	1,432	2.7	1,510	2.2	4,435	3.3	1,845	1.4	196	333	0.2
食品及び飲料	2,069	3.9	720	1.1	1,898	1.4	1,494	1.1	2,519	4,282	2.6
企業向け及び個人向け取引	2,177	4.1	1,588	2.4	1,716	1.3	1,269	1.0	-	-	-
工業製品 (鋼鉄を除く。)	-	-	-	-	217	0.2	251	0.2	-	-	-
個人向け融資	164	0.3	388	0.6	297	0.2	221	0.2	94	160	0.1
金属及び金属製品 (金属を除く。)	2,608	5.0	3,004	4.5	76	0.1	202	0.2	235	400	0.2
セメント	341	0.6	320	0.5	-	-	-	-	-	-	-
自動車 (トラックを含む。)	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原油、精製及び石油化学製品	-	-	-	-	-	-	-	-	8,114	13,794	8.2
その他(1)	1,435	2.7	297	0.4	5,757	4.3	5,030	3.8	1,327	2,256	1.3
条件緩和貸付総額	52,717	100.0	67,307	100.0	133,448	100.0	130,787	100.0	98,674	167,746	100.0
貸倒引当金総額	(4,642)		(5,294)		(11,235)		(9,458)		(7,581)	(12,888)	
条件緩和貸付純額	48,075		62,013		122,213		121,329		91,093	154,858	

(1) その他の業種は主に、不動産を含む。

2016年度中、当行が条件緩和した正常先貸付に分類された借入人の貸付及び過年度に貸付が条件緩和された貸付人に対して行った追加支払は、2015年度の50.2十億ルビーと比較して、総額33.0十億ルビーとなった。さらに、2016年度中、2015年度の45.1十億ルビーと比較して、借入人が条件緩和債務の条件に従って返済を実行できなかったことにより、総額53.0十億ルビーの条件緩和正常先貸付が不良債権へ分類された。2016年度において、2015年度の5.6十億ルビーと比較して総額12.1十億ルビーの条件緩和貸付が返済された。条件緩和正常先貸付総額の残高は、2015年度末現在の130.8十億ルビーから24.6%減少して2016年度末現在には98.7十億ルビーとなった。一方、条件緩和貸付純額の残高は、2015年度末現在の121.3十億ルビーから24.9%減少して、2016年度末現在には91.1十億ルビーとなった。さらに、2016年度末現在、ICICIバンクは、貸付が条件緩和貸付に分類された借入人に対する資金を基盤としない与信枠について、44.0十億ルビーの残高を有していた。

電力部門に対する条件緩和正常先貸付の残高については11.3十億ルビーの減少、非金融サービス部門については7.8十億ルビーの減少、医療品及び日用品部門については7.7十億ルビーの減少、その他の部門については3.7十億ルビーの減少及び金融サービス部門については2.8十億ルビーの減少であった。かかる減少は、主として借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できなかったことによる条件緩和正常先貸付から不良債権カテゴリーへの分類によるものである。

2016年度、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）6.7十億ルピーの7つの商業ローンを資産再構築会社に売却した。2015年度には、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）3.3十億ルピーの14の商業ローンを資産再構築会社に売却した。「－不良資産対策」も参照のこと。

条件緩和正常先貸付純額の割合は、2015年度末現在の2.4%と比較して、2016年度末現在は1.6%に減少した。条件緩和貸付に関する公正価値の減少（資金調達金利に関する引当金を含む。）に対する引当金残高は、2015年度末現在の9.5十億ルピーから減少して、2016年度末現在は7.6十億ルピーとなった。「－第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(c) 当行の条件緩和を受けた借入人が予定されたとおりに履行できず、かかる借入人への貸付が不良債権の分類区分に再分類された場合、又は規制当局が引続き一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」を参照のこと。「－第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較－(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

不良資産総額及び条件緩和正常先貸付総額の総計は、2015年度末現在の304.7十億ルピーから87.2十億ルピー又は26.8%増加して、2016年度末現在は391.9十億ルピーとなった。不良資産純額及び条件緩和貸付純額の総計は、2015年度末現在の198.5十億ルピーから40.4十億ルピー又は20.4%増加して、2016年度末現在は238.9十億ルピーとなった。

2016年度、インド準備銀行は、戦略的な債務の再編についてのガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、債務から株式への転換に関するものであり、これにより銀行は借入人の過半数を所有することとなる。2016年度末現在、当行は、不良債権又は条件緩和正常先貸付に分類される総額25.6十億ルピーの貸付を含む、総計29.3十億ルピーの貸付に関して、戦略的な債務の再編を実施した。さらに、2015年度、インド準備銀行は、銀行によるインフラ及びその他主要な産業に対する、条件緩和としてみなされない、定期的な長期プロジェクト・ローンの借換えを認めるガイドラインを発表した。当該借換えスキームが実行された貸付ポートフォリオに関して、2016年度末現在42.4十億ルピーの残高を有していた。これは正常先貸付に分類される。「－(h) 監督及び規制－貸付実行に関する規制」を参照のこと。

不良資産対策

回収不能な不良資産について、会社が返済能力を喪失している場合には、当行は、和解による解決、担保の強化及び整理統合の推進を目的とした積極的なアプローチを採用している。当行は、回収の時間的価値及び解決に向けての実際的なアプローチに重点を置いている。当行の回収努力の成功にとっての重要な要素は、当行の債権に対する担保にある。また、当行は、監視下にある債権の積極的な管理を行っている。当行の対策は、初期問題に対する早期解決を目指した識別に向けての積極的なアプローチにより成り立っている。

不良資産の清算に係る当行の戦略には、資産再構築会社により発行されたパススルー証券の形の有価証券受領証と引換えに行われる資産再構築会社への金融資産の売却が含まれており、この場合有価証券の保有者に対する支払いは、譲渡資産からの実際に実現したキャッシュ・フローに基づいて行われている。インドGAAPに基づき、これらの証券は、インド準備銀行のガイドラインに従って資産再構築会社によって宣言された純資産価値で評価される。米国GAAPの下では、当行が有価証券受領証と引換えに売却する資産は、売却として計上されない。これは、かかる譲渡はFASB ASC Topic 860の下において当行が保有する売却として計上されないこと、又は、「譲渡及びサービス業務」若しくは譲渡は、FASB ASC Subtopic 810-10に規定された「連結 - 全般」によって大きく影響されるものであるという、いずれかの理由による。「連結 - 全般」においては、当行はこれら一定のファンド／信託の「第一受益者」とされ、米国GAAPの下でこれらの事業体を連結することが要求されているからである。これらの資産は米国GAAPの下では条件緩和資産とみなされる。「－(h) 監督及び規制－インド準備銀行に関する規制－資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制」も参照のこと。当行は、不良資産純額を資産再構築会社に売却した。かかる不良債権の売却額は、2012年度は総額0.04十億ルピー、2013年度は総額0.1十億ルピー、2014年度は総額1.5十億ルピー、2015年度は3.3十億ルピー、2016年度は6.7十億ルピーであった。2016年度末現在、当行は、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証として純投資額7.9十億ルピーの残高を有していた。当行はまた、インド準備銀行のガイドラインの観点から、資産再構築会社に対して60日超にわたり未払いである正常先資産に分類される金融資産の売却を認められている。当行は2016年度は総額3.2十億ルピー及び2015年度は総額2.5十億ルピーの正常先資産に分類される金融資産を売却した。

2014年2月の不良資産の再生に関するインド準備銀行のガイドラインにより、銀行は、貸付の条件緩和の一環として規定された重要な実行可能性のマイルストーンが実現不可能な借入人の経営陣の変更を求めることが認められた。2015年6月、インド準備銀行は、貸出銀行が大幅な犠牲を払ったにもかかわらず、経営／管理の非効率性に起因する圧力から脱することのできない借入会社の勘定の所有権変更に係る銀行のイニシアティブ機能を強化するガイドラインを発行した。かかる状況において、ガイドラインにより銀行は、その裁量により、「戦略的な債務の再建」に着手し、銀行の貸付を債務から借入会社の普通株式へ転換することにより、共同で主要株主となることが認められた。銀行は、戦略的な債務の再建に基づき所有権の変更を実行する一方、資産分類及び引当に関して規制対応猶予を得られる。

2016年6月、インド準備銀行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを発表し、大規模プロジェクトの完了の遅延により資金難に直面している大口借入人の勘定の破綻処理を行う銀行の能力強化を追及するガイドラインを発行した。当該スキームは、一定の条件を満たすことを条件として、プロジェクトの持続的再生のため、貸付人による大幅な財務再構築の開始を可能にすることを目的としている。

当行は、貸付の不良債権化を阻止するために積極的な改善策を講じられるよう当行の借入人の信用格付の推移を監視している。当行は、業界予想を検討し、規制及び財務環境の変化が及ぼす影響を分析する。当行の定期的な審査制度により、当行は債権の状態を監視し、速やかに改善措置を講じることができる。当行は通常、法人向け貸付は、貸付の開始日現在担保が付されているものとする。しかし、インドにおける法的手続は長期間に及ぶため、数年間その回収が遅れる可能性がある。このため、担保権の執行及び実行に遅れが生じている。当行はまた、市場性のある有価証券を含めた金融資産の担保を取り、また、適当である限り法人保証及び個人保証を受けることができる。一定の場合、融資の条件には、スポンサーの借入人の株式の保有に関する誓約及びスポンサーの当該株式の全部又は一部の売却権限に関する制限が含まれる。株式に関する誓約は、株価の動向により誓約事項が追加される仕組みとなっている。当行は、担保の執行手続が継続している間は、当行の帳簿上の不良資産を保有し続ける。したがって、不良資産は、貸付勘定が決済されるか又は担保が実行されるまで、当行のポートフォリオにおいて、同様の状況における米国の銀行と比べ長期間保有されることとなる。「－(e) 貸付ポートフォリオ－(ii) 担保－設定、対抗要件具備及び実行」も参照のこと。

また、当行の個人向け担保付貸付は、調達された資産（主に不動産及び車両）に係る第一順位かつ排他的な先取特権により担保されている。当行は、当行の担保書面により、裁判所又は裁決機関に委託することなく、工場、設備及び車両等の資産により構成される担保につき実行する権限を有している（顧客がかかる裁判所又は裁決機関に当行の措置を停止するよう委託した場合を除く。）。個人向け貸付に関し、当行は、支払期日を経過した貸付の調査及び延滞額の回収のための迅速な対応を確保するため、標準的な回収手続を採用している。

貸倒引当金

以下の表は、表示された期間における、不良資産ポートフォリオに対する引当金の変動を示したものである。(1)

(単位：百万)

	3月31日現在					
	2012年 (ルピー)	2013年 (ルピー)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
A. 消費者ローン及び クレジットカード債権(2)(3)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	56,507	56,928	42,642	25,587	16,752	28,478
加算：年度中における引当金	13,839	7,630	7,015	4,580	6,097	10,365
控除：償却のための引当金	(6,638)	(15,339)	(19,584)	(8,609)	(2,778)	(4,723)
控除：引当金の超過額の償却	(6,780)	(6,577)	(4,486)	(4,806)	(4,019)	(6,832)
年度末における貸倒引当金総額	56,928	42,642	25,587	16,752	16,052	27,288
B. 商業(4)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	22,838	22,852	35,279	52,682	79,833	135,716
加算：年度中における引当金	8,548	16,658	21,977	38,278	81,046	137,778
控除：償却のための引当金	(4,930)	(1,996)	(2,454)	(9,107)	(26,866)	(45,672)
控除：引当金の超過額の償却	(3,604)	(2,235)	(2,120)	(2,020)	(4,704)	(7,997)
年度末における貸倒引当金総額	22,852	35,279	52,682	79,833	129,309	219,825
C. リース及び関連業務						
年度初めにおける貸倒引当金総額	156	95	95	97	70	119
加算：年度中における引当金	-	-	2	-	-	-
控除：償却のための引当金	-	-	-	-	-	-
控除：引当金の超過額の償却	(61)	-	-	(27)	-	-
年度末における貸倒引当金総額	95	95	97	70	70	119
D. 引当金合計(A+B+C)						
年度初めにおける貸倒引当金総額	79,501	79,875	78,016	78,366	96,655	164,314
加算：年度中における引当金	22,387	24,288	28,994	42,858	87,143	148,143
控除：償却のための引当金	(11,568)	(17,335)	(22,038)	(17,716)	(29,644)	(50,395)
控除：引当金の超過額の償却	(10,445)	(8,812)	(6,606)	(6,853)	(8,723)	(14,829)
年度末における貸倒引当金総額	79,875	78,016	78,366	96,655	145,431	247,233

- (1) 各子会社の規制当局により発表されたガイドラインに従って減損貸付と認められたものを含む。
- (2) 2014年度まで、「クレジットカード債権」に関し、貸倒引当金総額の期首及び期末残高の差額は、「控除：償却のための引当金」に含まれる年度中に償却された口座を除き、「加算：年度中における引当金」に純額で含まれた。
- (3) 住宅ローン、自動車ローン、商業ビジネスローン、二輪車ローン、個人ローン、クレジットカード及び開発業者向け金融を含む。
- (4) 運転資金の回収を含む。

引当金の超過額の償却後の不良資産に対する引当金は、2014年度の22.4十億ルピーから、2015年度には36.0十億ルピーに増加し、2016年度にはさらに78.4十億ルピーに増加した。

「－(i) 条件緩和貸付」及び「－(iv) 不良資産」に示されるとおり、2015年度及び2016年度において、工業部門における不良債権の追加額は増加した。かかる増加は、2015年度及び2016年度の引当金の増加をもたらした。引当金の超過額の償却後の引当金は、主に商業ローンに係る引当金の増加により、2015年度の36.0十億ルピーから増加して、2016年度には78.4十億ルピーとなった。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。当該部門に関連する不確実性及び当該部門へのエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、ガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、RBIガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。当該準備金がかかるエクスポージャーに関して将来の引当金の設定要件を満たす上で適正であるという保証も、又は当該部門におけるその他のエクスポージャーから不良債権が生じないという保証もない。

(v) 潜在的問題のある貸付

貸付の払戻し条件に従う借入人の能力に懸念がある場合、当行はこれらの貸付を潜在的な問題のある貸付としている。2016年3月31日現在、当行は、潜在的問題のある貸付417.7十億ルピーを所有しており、この貸付は不良資産又は条件緩和資産として分類されない。2016年3月31日現在の潜在的な問題のある貸付は、主に電力部門、鉱物部門、鋼鉄部門、セメント部門及び掘削装置部門並びに原資産が当該部門と部分的に関連のある一定の発起人の事業体に対する以下の投資格付貸付を含む。当該部門については、脆弱な世界経済環境、商品サイクルの著しい低迷、国内の景気回復の漸進性及び借入人による高いレバレッジにより、不確定な要素がある。当行は、貸付の払戻し条件の遵守に関してかかる貸付及び借入人を注意深く監視している。また当行は、連結財務書類に対する附属明細書18Bに示されるとおり支払期日を過ぎた貸付及び投資適格に満たない貸付も同様に監視している。

(g) 技術

当行は、金融サービス部門において常に最先端の技術を取り入れるべく努力を続けている。当行は、競争力を高めまた当行の全体的な生産性及び効率性を向上させるために、当行の事業運営の戦略的手段として情報技術を使用するよう努めている。当行は、支店、インターネット・バンキング、ATM、モバイル・バンキング、タブレットを利用した新預金口座開設を含むタブレット・バンキング、テレフォン・バンキング及びソーシャル・ネットワークを通じてバンキング・ファシリティを提供するフェイスブック・バンキングなどのすべての通信に高いレベルの機能性を導入しようとしていると同時にセキュリティ、インフラストラクチャー及びネットワークの向上及び強化の継続を目的としている。組織レベルでの連携を可能とし、デジタル空間における技術の活用及び機会の利用に対する当行の取組みを強化するため、チーフ・テクノロジー・デジタル・オフィサーが率いる、全技術チームのみならずデジタル・チャンネル・チーム、ビジネス・インテリジェンス・チーム及び分析チームも統合した、技術及びデジタル・グループを設置した。技術及びデジタル・グループはまた、デジタル空間における革新的なプロジェクトの創出及びパートナーシップの構築を担う。

当行の技術イニシアティブは価値を最大化すること、顧客に対して更なる利便性を提供すること、及びサービスレベルを向上させながらもコストを削減することを目指している。当行が特に重点を置く技術は以下のものである。

電子通信及びオンライン通信の使用による以下の効果

- ・ 当行の商品及びサービスの容易な利用
- ・ 販売及び取引に係る費用の削減
- ・ 新規顧客の獲得
- ・ 既存顧客との関係の強化
- ・ 市場販売までに要する時間の削減

情報システムの採用による以下の効果

- ・ 顧客基盤の増加
- ・ 効果的なマーケティング
- ・ リスクの監視及び制御

- ・ 市場機会における投資の見極め、評価及び実施
- ・ 顧客への新商品及びサービス提供の支援

当行はまた、国内における技術利用能力を国際取引においても活用することを目指している。

(i) 技術関連組織

当行の技術及びデジタル・グループは、個人、企業、中小企業及び財務を含む多種の事業グループに対して、当行の共通の技術及びデジタルのアジェンダを示すために設置された。当該グループは、インターネット・バンキング及びモバイル・ソリューションズを重視するデジタル・チャンネル・グループ、高い技術力を持つ企業とのパートナーシップ形成のためのデジタル・パートナーシップ・グループ、事業グループが使用するコア・バンキング及びその他のシステムを支援する事業技術グループ、コーポレート・センターが使用する技術システムを提供するコーポレート・センター技術グループ、市場及び人事グループ、必要なインフラを提供する技術インフラ及び技術管理グループ、並びに戦略的デジタル計画を構想、発案及び試験することとなるイノベーション・ラボを構成する。

(ii) 銀行業務用ソフトウェア

当行が使用する銀行業務用ソフトウェアはコア・バンキング・システム、貸付金管理システム及びクレジットカード管理システムといった柔軟で拡張性のあるものであり、これらはすべて拡大する当行の顧客基盤を支えている。一次システムが利用できない際にも、中央代役サーバーは週7日、年中無休であらゆるデリバリーチャンネルにサービスを確保している。当行は、データベース管理の中央化、保管及び検索、並びにジャイブルにおける災害復旧センターのためのアート・データセンターをハイデラバードに有する。

(iii) 電子通信及びオンライン通信

当行は、顧客の選択肢と利便性を最大限に高めるため物理的及び電子的なデリバリーチャンネルを組み合わせしており、これにより市場における当行の商品の差別化が図られている。当行の支店銀行業務ソフトウェアは柔軟で拡張性のあるものであり、当行の電子的なデリバリーチャンネルと良好に結合する。2016年度末現在、当行はインド全域において13,766機のATMを設けていた。当行のATMは加えて即時融資取引、請求書の支払い及び保険給付支払といった追加機能がある。2016年度末現在、当行は顧客のために24時間営業の手軽で便利なエレクトロニック・バンキングを提供する完全自動化された110のタッチ・バンキング支店がある。かかる支店において、顧客は、現金の預金及び引出等の銀行取引ができ、さらにビデオ・カンファレンス・ファシリティによりカスタマーサービスセンターのスタッフと通信することができる。2016年度末現在、当行はタブレット・バンキング・ファシリティをインドの2,013の地域に提供した。当行の従業員は、デジタル上での顧客情報の把握、物理書類の最小化及び新預金口座開設の効率改善のため、タブレットを利用して新たな顧客口座を開設した。

当行は、法人向け及び個人向け商品及びサービスにつき、数々のオンライン・バンキング・サービスを顧客に提供している。新たに再設計されたウェブサイトは、多様な端末上で円滑かつ各々に対応した仕様を提供している。また、異なる顧客区分に対応して異なる仕様を提供している。当行のターナー及びハイデラバード全域におけるコールセンターは24時間営業しており、双方向音声応答システム、自動着信配信、統合コンピューター・テレフォニー及び留守番電話等の複合的な最先端のシステムを備えている。当行は、電話応対係が電話をかけてきた顧客の当行との関係について完全な概要を知ることができる、統合された顧客の視点を提供するために、これらのコールセンターにおいて最新の技術を使用するよう努めている。このデータベースは顧客区分を可能にし、電話をかけてきた顧客のクロスセリングの機会を確認及び実行する際に電話応対係を手助けする。当行のフェイスブック上の銀行取引のアプリケーションでは、顧客が自分の口座情報へのアクセス、口座の状況の把握及び必要なサービスの要求ができる。当行はまた、顧客がツイッターを利用中に、資金を転送できる革新的な支払サービスをツイッター上で開始した。

当行は、多様な経路でのアクセスを当行の顧客に提供する戦略に従い、携帯電話を利用した銀行業務を提供している。かかるサービスは現在、インド国内のすべての携帯電話サービスプロバイダー及び当行が拠点を持つ他の国に所在する非居住者のインド人顧客にまで拡大された。当行は、近年における携帯電話での多様なアプリケーションの利用増加を考慮して、モバイル・バンキング・アプリケーションの重要性を強化した。2016年度中、当行は、モバイル・バンキング・アプリケーションのアイ・モバイル（iMobile）を強固な枠組みへ移行した。アプリケーションは、より包括的なものへと改良され、今では全モバイル・プラットフォームにおいて利用可能な150超の機能を提供する。当該アプリケーションに備わったこの初の機能により、顧客はモバイル・ピン（MPIN）又は個人のユーザー名のどちらかでログインすることができ、インスタバンキングを介した支店へのアクセスなくして取引を開始し、ミューチュアル・ファンドを購入、フォレックス・サービスを利用することができる。これにより、顧客は直接当行のコールセンターに架電し、カードを使用することなくATMで現金を引き出し、頻繁に行う取引をお気に入りとして登録し、安全なログインのための新たな認証方法として、Google Now及び（アップル製品の）Touch IDからアラートを受信することが可能となる。当行のオンライン送金ソリューションは主要なプラットフォームにわたるモバイルの利用としても使用でき、顧客の為替レートの追跡及び送金取引を可能にする。送金分野では、送金を促進し、顧客のインドへの送金が容易となる商品に重点を置いている。

当行は、2015年度中、インドにおいて、ウェブサイト又はモバイル・アプリケーションで個人が利用可能なモバイル・アプリケーションである「Pockets」という名の電子財布を開始した。かかる電子財布は、メールアカウント、携帯電話番号、フェイスブック上の友人及び銀行口座への送金ができ、また請求書の支払い及びチケット予約もできる。さらに、当行は、都市部における迅速な大量輸送支払システム及び高速道路料金の電子収受システム等分野におけるソリューションを提供し、かかる支払につき残高の自動補充が可能な便利な専用カードを開発した。これにより、かかる支払の待機時間は最小化された。

2016年度中、当行は新規の住宅ローン及び建築段階にあるプロジェクトの支払いの審査を簡便かつ迅速に行うための2つの新しいデジタル・イニシアティブを開始した。1つ目のイニシアティブは、「エクスプレス住宅ローン（Express Home Loan）」といい、8営業時間内に住宅ローンのオンラインでの承認を可能にする。かかるサービスは、ICICIバンクの顧客であるかに関わらず、全給付取得者が利用することができる。2つ目のイニシアティブは、建築中のプロジェクトに係る住宅ローンを組む個人が、当行の「アイローン（iLoans）」モバイル申請を使用してその後の支払いを受けることを援助するものである。

当行はまた、スマートフォンを使用したキャッシュレスの支払いを可能とし、これによって現金又はデビット・カード又はクレジット・カードの持運びが不要となる、インドにおいて初の、コンタクト不要のモバイル決済ソリューションを開始した。当行はさらに、当該年度中にバーチャル・モバイル申請の開発チャレンジ「アイシー・アイシー・アイ・アパソン（ICICI Appathon）」を開始し、新しいアイディアを取り入れ、携帯電話を使用したバンキング・アプリケーションの次世代を開拓するために、技術革新の世代の素晴らしい才能を活用した。当該プログラムは大きな反響を呼び、参加者は世界中の2,000名超に上った。当行は、顧客のスマートフォンを介した決済をより便利にする統合決済基盤の導入の際、ナショナル・ペイメント・コーポレーション・オブ・インド（National Payments Corporation of India）と緊密に連携した。

(iv) 高速電子通信設備

当行は、すべての通信経路及び事務所をつなぐ全国規模のデータ通信に関するバックボーンを有している。かかるネットワークは、インドのような広大な国には必要不可欠な広域な接続及び代理機能性に合わせて設計されている。

(v) 法人顧客向け商業銀行業務

当行の企業金融に関するバック・オフィス業務は中央化されており、取引サービス及び一般的な銀行業務の範囲における当行の企業活動を自動化するため、業務プロセスの管理に関するソリューションを有している。当行は、ワークフローシステムを画像及び書類管理システムと統合することにより、かかる業務プロセスにおける費用及び紙資源の節約に成功している。当行は、機関系顧客及び政府系顧客に対する包括的支払ソリューションを開始した。当行は、多様な支払方法に対応し、様々な電子収受及び支払に関する商品を取り扱うオンライン支払プラットフォームを開始した。

当行は、財務部取引インフラストラクチャーを最先端IP電話通信に基づく構造に改良した。さらに、当行は、財務部業務の既存の自動化プロセスを強化し、これにより取引リスクが低減し、市場競争力も高まった。当行は、すべての海外の支店及び銀行取引の子会社の財務処理システムを中央化している。その結果、取引処理の業務及び契約締結における取引申請は、インド国内において中央化され、整備されている。

(vi) 顧客関係の管理

当行は、主要な個人顧客向け商品における顧客サービス依頼を自動化するため、顧客関係の管理に関するソリューションを実施している。かかるソリューションは、顧客からの多様な問い合わせ及び問題を察知し即時解決する助けとなっている。かかるソリューションは、テレフォン・バンキング・コールセンター及び多くの支店において展開されている。

(vii) データ貯蔵及びデータ検索

当行は顧客データの集約のためのデータ貯蔵庫及びデータ検索イニシアティブを有している。当行は、様々な商品、配信及び通信の各システムを結び付けるために企業応用統合イニシアティブを、個人及び法人向けの商品及びサービス全体にわたって実施している。かかるイニシアティブは当行の多様な経路で顧客にサービス提供する戦略から派生し、あらゆるアクセスポイントにおいても一貫した顧客関連情報を提供しようとするものである。かかるイニシアティブはまた、統一された顧客概要を蓄積するために有用な情報を提供することも目的としており、他の金融商品とのクロスセリング及びアップセリングにつながる様々な機会を生み出すものである。

(viii) データセンター及び災害復旧システム

当行は、ハイデラバードにデータセンターを有する。同センターは、エネルギー効率の最適化及び高密度なサーバーに適合するよう設計されている。当行はまた、ジャイプルにおける災害復旧データセンターを有する。当行は、データセンターの拡充を行っている。当行は、災害があった場合、緊急の業務の継続促進の支えとなる業務継続計画を作成した。かかる計画は、実際の又は模擬シナリオに基づき定期的に検証される。かかる計画は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに従い作成され、当行の取締役会により承認された。

(ix) サイバーセキュリティ

当行は、サイバーセキュリティに関して包括的なアプローチを採用しており、サイバー攻撃に対する政策、方針及びガイドラインを策定した。当行は、サイバーセキュリティのインフラを守るために多層防御を適用した。当行は、サイバーセキュリティに関する事柄の監視及び対応につき、当行内に専門のサイバーセキュリティオペレーションセンターを有している。

(h) 監督及び規制

以下の説明は、当行に適用される、インドにおける特定の分野特有の法律及び規制の概要である。本項で述べられている情報は、公有に属する文献から取得している。以下の規制は、網羅的なものではなく、一般的な情報の提供を目的としている。

インドにおける商業銀行を規制している主な法律は、銀行規制法である。銀行規制法の規定は、銀行規制法で明示的に定められている場合を除き、会社法及び現在有効なその他の法律に付加するものであり、これらを逸脱するものではない。インド準備銀行法、流通商品法、外国為替管理法及び通帳証拠法も重要な法律である。さらに、インド準備銀行は、常時、銀行が従うべきガイドラインを発表する。すべての法令規制を遵守しているか否かは、インドGAAPに基づく財務書類により評価される。インドにおける銀行は、インド会社法の条項に準拠し、かかる会社がインドの証券取引所に上場している場合はさらに、インド証券取引委員会の様々な規制の適用を受ける。

インド準備銀行に関する規制

銀行規制法に基づき、インドの商業銀行がインドにおいて銀行業を営むためには、インド準備銀行の認可を受けなくてはならない。かかる認可に際して、インド準備銀行が条件を付す場合がある。認可を受けるためには、(i)現在及び将来の預金者に対して、その預金の利息を含めた全額を支払うことができること、(ii)当該銀行の事業が、現在及び将来の預金者の利益を害する形でなされず、またそのおそれがないこと、(iii)当該銀行が適切な資本及び収益を得る見込みがあること、(iv)当該銀行に認可を付与することが、公益に資すること、(v)当該銀行の経営計画の主な特徴が公益又は預金者の利害を害さないこと、(vi)当該銀行の主な業務地域で利用できる銀行設備、該当地域における既存の銀行の拡大余地の可能性及びその他の要因を考慮して、認可の付与が、金融の安定化及び経済成長に沿った銀行システムの業務及び統合を害さないこと、並びに、(vii)当該銀行のインドにおける銀行業務の継続が公益又は預金者の利害を害さないことを保証するために、インド準備銀行が必要と判断するその他の条件等のインド準備銀行の一定の条件を満たさなければならない(ただし、これらに限られない。)。インド準備銀行は、当該銀行がいずれかの点において上記条件を満たすことができなくなり、またインドにおいて銀行業を営むことを辞めた場合には、当該認可を取り消すことができる。

銀行として認可されているため、ICICIバンクは、インド準備銀行の規制及び監督を受けている。当行は、インド準備銀行に、当行の事業に関する報告及び情報を提供しなければならない。インド準備銀行は、特に所得の計上、資産の分類、引当、集中リスクに関するエクスポージャー基準、投資の評価及び自己資本の維持に関する銀行活動及び健全性ガイドラインについて商業銀行に対するガイドラインを公表している。インド準備銀行は、インド準備銀行の総裁を議長とする金融監視委員会(Board for Financial Supervision)を設立した。銀行の監査役の任命は、インド準備銀行の承認に基づかなければならない。インド準備銀行は、公益及び預金者の利益の観点から特別監査を行うことができる。

支店の開設に関する規制

新たな支店の開設及び既存の支店の移転は、銀行規制法第23条の規定に準拠している。インド準備銀行は、支店に関する承認の基となる条件に反することがあれば、支店に関する認可を取り消すことができる。

インド準備銀行は、2014年度以降指定商業銀行に対する承認政策を大幅に自由化している。支店には、支店、特別支店、サテライト・オフィス、移動型支店、出張所、店舗外現金自動預払機、管理事務所及びバック・オフィスが含まれる。現在の支店の承認政策は、2001年の人口調査による人口規模に基づく、6つのティアへの地域の分類に基づいている。一定の要件の下、銀行はインド準備銀行による事前の承認を得ずに、すべての地域において新たに支店を開設することを認められている。ただし、銀行は、支店又は管理事務所の開設をインド準備銀行に報告するよう義務付けられている。銀行はその年に開設される新規の総支店数の25.0%をティア5及びティア6の地域にあたる、銀行のない農村地域に配置することを強制されている。また、ティア1の地域におけるその年に開設される新規の総支店数は、ティア2からティア6の地域におけるその年に開設される新規の総支店数を超えてはならない。ただし、銀行は、銀行のない州の銀行のない地区(銀行のない州の銀行のない地区にある銀行のない農村地域に開設される支店を除く。)では、ティア2からティア6の地域に新規に開設された支店数までという、ティア1の地域における規定された支店数を超えることができる。銀行は、農村地域の支店及びその地域で唯一の銀行支店である副都心支店を除き、インド準備銀行の承認を得ることなく、自らの裁量で支店を統合、閉鎖又は移転することができる。支店は、同等又はそれ以下のティアの地域に移転することができる。インド準備銀行は、要件を満たせない銀行に対して、支店の開設に関する認可を与えず、刑罰措置を課すことができる。

自己資本比率規制

当行は、インド準備銀行の自己資本ガイドラインに従うよう義務付けられている。インド準備銀行は、2013年4月1日以降、バーゼルⅢの枠組みを導入している。バーゼルⅢの枠組みは、数年にわたり段階的に導入されており、2019年3月31日までには導入が完了する。バーゼルⅡの自己資本比率の枠組みの下、特定の規定は2017年3月まで継続する。

銀行の総資本は、Tier 1 資本及びTier 2 資本に分類される。インド準備銀行のバーゼルIIのガイドラインの下、Tier 1 資本は払込済株式資本及び準備金から構成され、その準備金は、法定準備金、その他の開示された任意準備金、資産の売却手取金から生じた剰余金にあたる資本準備金、革新的永久債、永久非累積的優先株式及びTier 1 資本に組み込むために、通常インド準備銀行により随時通知されるその他の種類の金融商品から構成される。Tier 2 資本には、未公開準備金、再評価積立金、一般引当金及び損失準備金、上位Tier 2 資本及び下位Tier 2 資本に分類される資本証券の劣後債並びにTier 2 資本に組み込むために、通常インド準備銀行から随時通知されるその他の種類の金融商品が含まれる。バーゼルIIのガイドラインの下、銀行は、リスク・ベース最低自己資本比率合計を9.0%に、またTier 1 リスク・ベース最低資本比率を6.0%に維持するよう義務付けられている。

インド準備銀行のバーゼルIIIのガイドラインはとりわけ、普通株等Tier 1 を新たな資本のティアとして設定している。当該ガイドラインは、リスク・ベース最低自己資本比率合計を9.0%に維持しながら5.5%の普通株等Tier 1 リスク・ベース最低資本比率及び7.0%のTier 1 リスク・ベース最低資本比率を課す。また、資本配分及び変動賞与引当金に関する制限を回避するため、最低条件を満たしリスク加重資産の2.5%の普通株等Tier 1 資本保全バッファを維持するよう銀行に対し義務付け、規制上の自己資本の各ティアにおいて資本商品に関する新たな適格基準を設定し、規制上の自己資本からより厳しい調整及び控除を要求し、連結銀行グループの規制上の自己資本における少数株主持分に関してより限定された認識基準を定め、デリバティブのエクスポージャーのための追加の資金需要を定め、そして2017年末にバーゼル委員会が最終的な比率を規定するまでは4.5%のレバレッジ比率（エクスポージャーへのTier 1 資本の比率）を課している。2016年3月31日から、資本緩衡が段階的に導入されている。レバレッジ比率は、2015年4月1日から四半期ごとに連結ベースで発表されている。店頭デリバティブにおける信用評価調整リスク資本費は、2014年4月1日に導入された。2016年3月、インド準備銀行は、以前はTier 2 資本に含まれるよう分類されていた再評価準備金の45.0%及び外貨換算準備金の75.0%が普通株等Tier 1 資本に含まれるよう、要件を拡大するガイドラインを発表した。ガイドラインはさらに、タイミングの差異により発生した繰延税金資産（累積損失は除く。）をバーゼル銀行監督委員会の基準に沿って、銀行の普通株等Tier 1 資本の10.0%を上限としてTier 1 資本として計上することを許可した。

バーゼルIIIのガイドラインは、追加的なTier 1 資本商品及びTier 2 資本商品に関し、損失を吸収する性質を持たなければならず、事前に定めたトリガー事由の発生時には評価損を計上するか、株主資本に転換すると規定している。ガイドラインは、2019年3月31日より前に発行された商品について2つのトリガー事由を規定している。それらは2019年3月31日より前のリスク加重資産の5.5%である普通株等Tier 1 比率及び2019年3月31日以降のリスク加重資産の6.125%である普通株等Tier 1 比率である。2019年3月31日以降に発行された商品にはリスク加重資産の6.125%である普通株等Tier 1 比率のトリガーが事前規定されなければならない。追加的なTier 1 資本又はTier 2 資本として適格でなくなった資本商品は、2013年4月1日から段階的に減額され、2012年12月31日から2013年4月1日以降は90.0%を上限として認識され、それ以降の年においては毎年10パーセント・ポイントずつ減額される。インド準備銀行は、株式以外の資本商品に関する一時的な評価損の計上を許可した。また、ガイドラインは5年経過後の永久債及び非累積的優先株式についてはコール・オプションを認めている。銀行は、最短満期が5年のTier 2 資本商品を発行することができる。また、銀行は取締役会の承認及び投資家保護要件を経て、個人投資家に対して追加的にTier 1 資本商品及びTier 2 資本商品を発行することができる。

資本要件とは別に、バーゼルIIIは流動性回収比率及び純資金調達比率の2つの新たな流動性要件を規定している。インド準備銀行は、2015年1月1日から有効となった流動性回収比率に関する最終的なガイドラインを発表し、当初60.0%だった最低流動性回収率を段階的に引き上げ、2019年1月1日からは100.0%とする。インド準備銀行はまた、質の高い流動性資産として分類される資産区分を定義した。インド準備銀行は、2018年1月1日に施行される可能性が高い純資金調達比率に関するガイドラインの草案を2015年5月に発表した。「資産負債管理に関する規制」も参照のこと。インド準備銀行は、既存の3つの柱の指導書に加え、資本開示要件に関するガイドラインを発表した。本ガイドラインは、公表財務諸表及びその他開示要件におけるすべての規制上の自己資本の要素を調整している。

2014年7月、インド準備銀行は、国内のシステム上重要な銀行に対する枠組みを発表した。金融部門における規模、複雑性、管轄区域を越えた活動及び相関性に基づきシステム上重要であると認定された銀行は、追加的な普通株等Tier1資本をリスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲に維持することを義務付けられる。かかる要件は、資本保全バッファに追加される。国内のシステム上重要な銀行に対する高い資本要件は、2016年4月1日から2019年4月1日にかけて段階的に導入されている。毎年8月に国内のシステム上重要な銀行に分類された銀行の名前が開示される。2015年8月、インド準備銀行は、インドステイト銀行（普通株等Tier1資本比率0.6%の追加要件）及びICICIバンク（普通株等Tier1資本比率0.2%の段階的な追加要件）を国内のシステム上重要な銀行として発表した。2017年度の当行に対する普通株等Tier1資本の追加要件は、リスク加重資産の0.05%である。

2015年2月、インド準備銀行は、インドの銀行に対するカウンターシクリカル資本バッファの導入に関する最終ガイドラインを発表した。かかるガイドラインにより、高度経済成長期においては高い資本要件が銀行に適用される。カウンターシクリカル資本バッファは、その長期傾向を対GDP信用比率の変動及びその他のパラメーターに基づき、リスク加重資産の0%から2.5%まで変動する。インド準備銀行は、導入の少なくとも4四半期前には事前にバッファを発表する。また、インド準備銀行は、カウンターシクリカル資本バッファがゼロに戻る場合における資本剰余金の処理に関するガイダンスも発表する。インド準備銀行は、現時点の経済状況ではカウンターシクリカル資本バッファは始動しないと宣言をした。「一第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-(7) 資金源-(a) 資金の規制」を参照のこと。「一第3-4 事業等のリスク-(2) 当行の事業に関するリスク-(j) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制及び流動性要件（バーゼルⅢを含む。）の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本又は流動性を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。

自己資本比率規制のリスク加重資産の計算に関して、当行は信用リスク及び市場リスクの査定に関する標準化されたアプローチ並びに業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。信用リスク勘定におけるリスク加重資産の計算において、パーセンテージで表示される一定の信用リスクは、様々な貸借対照表上の資産項目及びオフバランスシート項目に対して割り当てられている。オフバランスシート項目のクレジット等価額は、オフバランスシート項目の想定元本への換算率の適用により決定される。各項目の価値は、資産及びオフバランスシート項目のリスク調整価値を図るために、当該リスク加重率（及びオフバランスシート項目に対する換算率）が乗じられている。消費者信用エクスポージャーは125.0%のリスク加重率となり、インド準備銀行が規定する規制上の個人向けの適格基準を満たすその他のエクスポージャーは75.0%のリスク加重率となる。住宅資産により担保されているローンは、ローンの金額及び融資比率に基づき35.0%から75.0%の範囲のリスク加重率となる。2015年10月から、少額のローンにつき、居住用住宅ローンに係るリスク加重率が低下した。融資比率が80%未満の3.0百万ルピーまでのローン及び融資比率が75.0%未満の3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでのローンのリスク加重率は従来50%だったのに対し、35.0%となった。融資比率が80.0%超90.0%未満の3.0百万ルピーまでのローン及び融資比率が75.0%から80.0%までの3.0百万ルピーから7.5百万ルピーまでのローンのリスク加重率は50.0%となる。リスク加重率が75.0%の居住用住宅を除き、商業用不動産に対する信用エクスポージャーは、100.0%のリスク加重率となる。さらに、条件緩和された住宅ローンは、25.0%を加えたリスク加重率となる。商業用不動産、システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社、ベンチャー・キャピタル・ファンド及び資本市場等の特定の区分ではない格付の高い会社に対する信用エクスポージャーは、外部機関による便宜上の信用格付に基づきリスク加重され、リスク加重は20%から150%の間で推移する。また、格付のない会社に対する信用エクスポージャーは、100%でリスク加重される。システム上重要な預金の取扱いを行わない銀行以外の金融会社に対する信用エクスポージャーは100.0%でリスク加重され、資本市場に対するエクスポージャーは125%でリスク加重され、ベンチャー・ファンドに対するエクスポージャーは150.0%でリスク加重されている。さらに、ローンの戦略的な債務再編の一環として銀行が取得した会社の普通株式は150%でリスク加重されている。市場リスクの資本要件は、トレーディング・ブック・エクスポージャー（デリバティブを含む。）、売却可能及び売却目的区分に分類される証券、デリバティブにおけるオープン・ゴールド・ポジション、オープン外国為替ポジション・リミット及びトレーディング・ポジション並びにトレーディング・ブック・エクスポージャーをヘッジするために締結されるデリバティブに適用される。業務リスクの資本要件は、直近の3事業年度の平均総収益の15%に基づいて計算されている。中央決済機関は、自己資本目的において、金融機関として扱われる。資本要件は、中央決済機関の性質に基づき定義される。銀行は、エクスポージャーのリスクがより高い場合又は中央決済機関の性質に透明性がない場合、最低要件を超えて資本を保有することを検討することができる。2016年6月、インド準備銀行は、デリバティブ取引により生じる相手方信用リスクの計算方法に関するガイドラインの草案及び中央決済機関に対する銀行エクスポージャーの資本の取り扱いについての枠組みを発表した。これらのガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会により最終化された枠組みに基づくものであり、店頭デリバティブ及び中央決済デリバティブ取引により生じるリスクをとらえたものである。

インド準備銀行は、インドの銀行のバーゼルIIの枠組みに基づく高度なアプローチへの移行に関するタイムテーブルを発表した。市場リスクに対して内部モデルアプローチへ、また業務リスクに対して標準化アプローチへ移行する予定の銀行は、2010年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられた。業務リスクに対して高度な測定アプローチへ、また信用リスクに対して内部格付基準アプローチへ移行する予定の銀行は、2012年4月1日より後に、インド準備銀行に申請することを義務付けられている。さらに、2011年12月、インド準備銀行は、信用リスクに対する資本費の計算のための内部格付基準アプローチに関するガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、自己資本の計算における債務不履行の場合の最低損失レベルを規定し、自己資本目的における条件緩和資産を不良資産として扱っている。ICICIバンクは、現在、高度なアプローチへ移行するために様々な計画を実施している。

バーゼル枠組みの第2の柱に係る基準に基づき、銀行は、取締役会の承認を得て、規模、複雑性の程度、リスク構造及び事業の範囲に見合う自己資本充実度に関する内部評価プロセスを作成し、実施しなければならない。また、インド準備銀行は、様々なリスク要因に対する「感応度テスト」及び「シナリオ・テスト」を含む適切なストレス・テスト方針の枠組み、その内容及び成果が自己資本充実度に関する内部評価プロセスに含まれるよう銀行に勧告するため、ストレス・テストに関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、2013年12月にストレス・テストに関する更新版のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は、衝撃に耐える能力を評価するため、信用リスク及び市場リスクに関するストレス・テストを実施しなければならない。かかるガイドラインには、ストレス・テスト・プログラムの全体目標、ガバナンス、設計及び導入が含まれている。銀行は、リスク要因に基づくストレス・テスト、シナリオに基づくストレス・テスト並びに銀行のポートフォリオに対して単独レベル及びグループ・レベルで衝撃を与えることによるストレス・テストを実施することが求められている。加えて、銀行は、2015年3月31日までにリバース・ストレス・テストの枠組みの形成が求められている。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つのカテゴリーに分類される。2,000.0十億ルピーを超えるリスク加重資産を有する場合、銀行は、複雑かつ厳密なストレス・テストを実施しなければならない。

貸倒引当金及び不良資産

インド準備銀行は、収益の計上、資産分類及び引当基準に関する統合指示書及びガイドラインを、マスターサーキュラー「利益の認識、資産の分類及び債権に対する引当金の健全性基準」において発表した。

当行のインドGAAPに基づく財務書類における当行の貸付、ディベンチャー、リース資産、分割払購入及び手形に関して導入されたインド準備銀行のかかるガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

資産分類

不良資産は、利息又は元本の支払期日が90日超経過している資産をいう。特に、以下の場合にはその担保貸付は不良資産となる。

- ・ 利息及び／又は分割払とされた元本の支払期日が、90日超経過しているターム・ローン
- ・ その口座に「返済されていない」（以下に定義する。）貸越及び当座貸し
- ・ 支払期日を90日超経過している引受手形及び割引手形
- ・ 分割払とされた元本又は利息の支払期日が、短期作物については2収穫期、長期作物については1収穫期にわたり経過している場合
- ・ 2006年2月1日付で発表された証券化に関するインド準備銀行のガイドラインに従って行われた証券化取引に関して、流動性補完措置が90日超未使用であること
- ・ デリバティブ取引に関して、支払期日から90日間未払である場合、デリバティブ契約の時価に関する期日経過の受取勘定
- ・ クレジットカード取引に関して、規定されている最低未払額が、明細書に記載されている支払期日から90日超遅延している場合

未払額が継続的に承認された引出制限額を90日間上回る口座は、「返済されていない」ものとして取り扱われる。主要取引口座における未払額が承認された引出制限額を下回る場合で、(i)当該銀行の貸借対照表日現在において、90日間続けて預金が無いとき又は(ii)預金、同期間中に引き落とされた利息に充当するには不十分であるときには、かかる口座は「返済されていない」ものとして取り扱われる。

不良資産の利息は、回収されなければ所得勘定には計上又は入金されない。

不良資産は以下のとおり分類される。

要管理先資産：12ヶ月までの間、不良資産である資産を要管理先資産という。かかる資産は、明らかに低い信用性を伴っており、その信用性の低さにより債務の整理が十分にできなくなり、またその信用性の低さは、銀行が赤字を填補できなければ損失を計上し続けることの可能性の高さにより特徴付けられる。

破綻懸念先資産：12ヶ月超の間、不良資産である資産を破綻懸念先資産という。破綻懸念先として分類される貸付は、現在知られている事実、条件及び価値を基準とすると、その脆弱性により債務を完全に回収し整理することが非常に疑わしく、その可能性を低くするという特質のほかに、要管理先資産として分類される資産に内在するあらゆる脆弱性を有している。

破綻先資産：当行及び内部若しくは外部の監査人又はインド準備銀行の査察中により損失が認められるが、その全額が償却されていない資産をいう。

商品の生産開始日及び金融閉鎖の時期に従来予想されていたそのプロジェクトの完了予定日に基づく実行中のプロジェクトの貸付分類に関しては、個別のガイドラインが存在する。インフラ・プロジェクトに関して、契約上の開始日から2年以内に商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類されることになり、非インフラ・プロジェクトに関して、契約上の開始日から12ヶ月以内に商業的運用に失敗した際には貸付は不良債権に分類される。2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含む多くのインドの銀行の不良資産及び引当金は、2016年度下半期において大幅に増加した。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「―(f) 貸付分類」を参照のこと。

条件緩和貸付

インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを制定している。2015年度末まで、完全に担保が付されている正常先貸付（個人向け貸付、資本市場エクスポージャー及び商業用不動産エクスポージャー等特定の分野を除く。）は、規定の条件を満たすことによって不良債権に分類されることなく元本の返済及び／又は利息の内容の再設定が可能となるが、条件緩和正常先貸付として別に開示されなければならない。条件緩和貸付を条件緩和正常先貸付として分類するためには、貸付に完全に担保が付されていて、追加でもたらされた資金を含めて貸付金の公正価値の減少額の少なくとも20%又は条件緩和債務額の少なくとも2.0%のどちらか多い方を構成する発起人の拠出金等の特定の条件を遵守しなければならない。2015年4月1日以降の条件緩和勘定は不良債権として分類される。ただし、事業を開始した日の遅延（以下後述。）及び2015年4月1日以前に条件緩和勘定が提案されていたものの、実行されたのは当該日後だった場合のプロジェクト・ローンの再編は除くものとする。

プロジェクト・ローンの再編について、当初の予定されていた日より、商業的運用の開始日の規定期間（インフラ・プロジェクトに関しては2年、非インフラ・プロジェクトに関しては1年）を超えた貸付金の返済の延期は条件緩和勘定として扱われる。主に現存の発起人の不備により実施中のプロジェクトが行き詰まりを見せていて、かつ借入事業体の所有及び経営に変更があった場合、商業的運用の開始日をさらに2年間延長することが認められている。

条件緩和正常先貸付には、より高い正常先資産に対する引当金及び自己資本比率規制のより高いリスク加重が課される。より高い正常先資産に対する引当金は、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から2年間継続する。より高いリスク加重は、改訂されたスケジュールのもとで与信枠における利子／元金の第1回の支払いがなされた日から改訂された支払スケジュールのもとで1年間は十分なパフォーマンスが確立されるまで続けられる。条件緩和貸付は、より高い正常先資産に対する引当金及び／又はリスク加重要件ではなくなるまでは同様に分類される。条件緩和勘定が不良貸付として分類されるための最低期間を超えて改訂されたスケジュールで期日を過ぎた場合、当該勘定は、条件緩和前の支払スケジュールに照らし合わせ不良の区分に格下げされる。

2015年6月、インド準備銀行は、推定した回収可能性目標を達成できない勘定の所有者変更を行う銀行の能力を強化する戦略的債務再編についてのガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、債務から株式への転換及び銀行による借入人の過半数所有について規定している。債務から株式への転換について、銀行は現行の資産分類を18ヶ月間継続することができる（現状維持の利益）。新たなスポンサーへの所有権譲渡において、資産は正常先の区分への格上げが可能になり、条件緩和として扱われることなく債務の借換えが認められている。しかし、18ヶ月間の期間内で新たなスポンサーが特定されない場合、銀行は資産分類の現状を維持する前に適用されていた以前の資産分類規定に戻らなければならない。2015年9月、インド準備銀行は、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更の場合であっても、銀行が正常先区分へと拡張した与信枠につき、かかる与信枠の格上げを銀行に対し認可した。経営者の変更に伴うリスク構造の変化を考慮し、銀行は、既存の債務の公正価値の減少に対し引当を行うことを条件として、既存の債務につき条件緩和として扱われることなく借換えを行うことが認められている。

2016年2月、インド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインをさらに改正し、当該会社の株式を、従前の要件である51.0%よりも少ない26.0%売却することにより、資産を正常先資産として分類することを銀行に許可した。戦略的債務再編が失敗した際の引当金の急激な増加を避けるため、銀行は、18ヶ月間の現状維持利益期間の終わりまでに、4四半期にわたって計上を行うことで、当該勘定に係る引当金を15.0%まで増加させることがガイドラインにより定められている。さらに、資産分類における現状維持利益期間による恩恵は基準日（すなわち、戦略的な債務の再編が決定された日）から享受される。ただし、予定されている債務の株式転換が目標達成／危機的状況の検討から210日以内に行われない場合には、当該恩恵は消滅する。

多額のストレス資産に対する銀行の対応力を強化する追加的指針として、2016年6月、インド準備銀行は、ストレス資産の持続可能な構造化スキームを導入するガイドラインを発表した。商業用運用を開始し、かつ、借入総額（利息を含む。）が5.0十億ルピーを超えるプロジェクトは、当該スキームに基づき構築することができる。持続可能な債務水準は、現時点における長期負債の50.0%を下回ってはならない。共同貸付人フォーラムが持続可能な債務を評価し、技術経済的な実現可能性評価に基づき、現在の持続可能な債務が現在のキャッシュ・フロー水準の下で、現状の期間よりも長期にわたり提供できると最終的に判断した場合において当該スキームが適用される。持続不可能と評価された部分については、株式、償還可能累積的転換オプション付優先株式又は転換可能なディベンチャーに転換される。ガイドラインはまた、債務の持続不可能部分につき、より高い引当を義務付けている。当該スキームには、現在の発起人が引き続き過半数株式を所有すること、新しい発起人を導入すること、又は、債務を株式に転換することにより貸付人が過半数株式を取得することを許可することが含まれる。

要管理先及び破綻懸念先資産に分類される貸付にも、条件緩和が適用される。条件緩和における不良勘定は、その勘定のすべての貸付残高又は与信枠が、最も長い支払猶予期間を持つ与信枠における利子又は元金の第1回の支払いがなされた日のいずれか遅い方から少なくとも1年間十分に履行できる場合にのみ格上げされる。

2014年度以降、銀行は、その年次報告書において条件緩和された勘定に関する詳細を開示するよう義務付けられている。これには、累積ベースの条件緩和勘定（より高い引当金及び／又はより高いリスク加重の呼び込みを止める条件緩和基準勘定を除く。）、様々なカテゴリーにおける条件緩和勘定の引当金及び条件緩和勘定の変更に係る詳細の開示を含む。

引当及び償却

インドGAAPに基づく引当金は、資産分類固有のガイドラインに基づいている。下記のガイドラインは様々な資産分類に適用される。

- ・ **正常先資産：**業績ポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに基づく。引当要件は、すべての正常先資産に対して0.4%の統一レートであるが、以下のものを除く。
 - ・ 0.25%の引当金が適用される農業並びに小規模及び零細企業部門に対する直接的な担保貸付
 - ・ それぞれ0.75%及び1.0%の引当金の設定要件が適用される住宅及び非住宅部門の商業用不動産に対する担保貸付
 - ・ 2.0%の引当金の設定要件が適用される、最初の数年間は比較的低い金利とされ、その後かかる金利が引き上げられる住宅ローン

2014年4月1日以降、ヘッジされていない為替リスク事業体への正常先貸付に対して、0%から0.8%の追加引当が要求されている。銀行はまた、61日から90日間にわたって未払いで、かつかかる勘定に関する要件である共同貸付人フォーラムの形成が遅れている貸付について5.0%の引当金の増加を行わなければならない。「一負荷の早期識別及び情報共有のための枠組み」も参照のこと。さらに、会社役員が1回以上故意の債務不履行者のリストに記載された場合、正常先貸付には、5.0%というさらに高い引当金が必要となる。不正勘定の場合、4四半期にわたり引当金を拠出する選択肢とともに100.0%の引当が必要となる。不正勘定に関する引当金要件は、入手可能かつバーゼルIII自己資本計算法に基づき適格である金融担保を調整後、計算される。

2013年6月1日以降に条件緩和された勘定に対して、5.0%の正常先資産の引当金が要求される。2013年6月1日より前に条件緩和された勘定に対して要求される正常先資産の引当金もまた、2014年3月31日から3.5%に引き上げられており、2015年3月31日からは4.25%、2016年3月31日からは5.0%に引き上げられた。

- ・ **要管理先資産：**すべての要管理先資産に対して、従前の要件である10.0%と比べて、15.0%の引当金が要求されている。無担保の勘定に関しては、25.0%の引当金が要求される。要管理先として分類される無担保インフラ貸付口座に関しては、20.0%の引当金が要求される。
- ・ **破綻懸念先資産：**100.0%の引当金／償却が、破綻懸念先資産の無担保の部分に対して行われなければならない。かつ収益に対しても行われる必要がある。破綻懸念先と分類される資産の担保が付されている部分について、2012年度以降、1年間破綻先と分類される資産については（2011年度までの20.0%と比べて）25.0%の引当金、1年から3年にわたり破綻懸念先と分類される資産については（2011年度までの30.0%の引当金と比べて）40.0%の引当金、また3年超破綻懸念先と分類される資産については100.0%の引当金が要求される。貸付が保証された担保の価格は、借入人の帳簿上又は外部の査定人が決定する実現可能価値に反映される金額である。
- ・ **破綻先資産：**資産全額を償却し、引き当てることが要求される。
- ・ **条件緩和貸付：**条件緩和貸付に対する引当金は、条件緩和前後の貸付の公正価値の差額に相当するよう義務付けられている。条件緩和前の貸付の公正価値は、条件緩和前の貸付及び元本に課される既存の率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。条件緩和後の貸付の公正価値は、貸付の条件緩和期間及び元本に課される率での利息を表すキャッシュ・フローの現在価値として算定される。いずれのキャッシュ・フローも、条件緩和日現在における銀行の基準レートに、適用ある期間のプレミアム及び条件緩和日の借入人区分に対する信用リスクプレミアムを加算した分だけ割り引かれる。2015年7月、インド準備銀行は、条件緩和勘定の将来のキャッシュ・フローの現在価値を計算するための割引率に関するガイドラインを公表した。ガイドラインは、条件緩和時に貸付金の公正価値の減少額を決定するという目的のもと、条件緩和前に借入人に対して設定された実際の金利と等しいレートが、将来のキャッシュ・フローの割引の際に使われるべきであるとしている。加重平均金利は、それぞれ異なる金利が付された複数の与信枠を有する勘定の割引率として使われる。インド準備銀行は、2016年12月31日に終了した3ヶ月間中に審議した後、当行を含む諸銀行に対して、特定の条件緩和貸付勘定について2017年度には10.0%の追加的引当金を設定するよう指示した。

インド準備銀行は、流動引当金（すなわち特定の不良資産に対して設定されたものではない引当金又は正
常先資産に対して設定された引当金の法定要件を超過した引当金）の設定及び利用に関する基準を対象に含
める、貸付金に関する利益の認識、資産分類及び引当金の設定に係る健全性基準を発表した。当該基準で
は、特別な状況下における不測の事態があったときに減損勘定に対して特定の引当金を設定する場合にの
み、取締役会の承認及びインド準備銀行の事前の許可を得た上で、流動引当金を利用することができる旨を
規定している。当該基準はまた、特別な状況とは、自然災害、内乱、通貨の暴落、金融システム全体に影響
する市場の全面的な崩壊及び例外的な貸倒損失等、通常の業務過程において発生することがなく、本質的に
例外的であり頻発することのない損失であるとする。担保貸付及び投資に対する流動引当金は、別個に保有
されなければならない、損益勘定に貸記することにより戻し入れることはできない。流動引当金は、リスク加
重資産総額の1.25%を上限としてTier 2 資本の一部として処理することができる。

2009年10月、インド準備銀行は、インドの銀行に対し、2010年9月30日までに流動引当金及び健全性／技
術償却を70%まで引き上げる等、各自の引当率合計を高くするよう助言した。インド準備銀行は、銀行が健
全性／技術償却を、不良資産総額及び引当率の計算に用いられた引当金の双方に含めることを許可した。イ
ンド準備銀行は、当行に対し、引当率70%という規定レベルを、2011年3月31日までに段階的に達成するこ
とを許可した。当行は、2010年12月に要求された70%を達成した。2011年4月、インド準備銀行は、銀行
が、継続的にではなく2010年9月30日時点の不良資産総額の状況に基づいて引当率を維持する必要があると
決定した。インド準備銀行はさらに、いかなる余剰引当金も償却すべきではなく、「カウンターシクリカル
引当金バッファ」に分離されるべきであり、かかるバッファは、制度全体が低迷している間、銀行が不
良資産に対する特定引当金を設定する際に使用することができると明示した。例えば、2014年度における経
済成長の鈍化及び資産内容の懸念の高まりを考慮し、インド準備銀行は、反循環的な手段として、2014年度
中の不良資産に対する早期の又は追加的な引当金を設けるために、2013年3月31日現在で保有しているカウ
ンターシクリカル引当金バッファ又は変動引当金を33.0%を上限として利用することを認めた。さらに、
2015年3月、インド準備銀行は、2015年度中の不良資産に対する早期又は追加的な引当金を設けるために、
上限を2014年12月31日現在で保有しているカウンターシクリカル引当金バッファ又は変動引当金の50.0%
に引き上げた。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当行の事業に関するリスク―(b) 規制当局が引続き不
良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引
当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。

2012年3月、インド準備銀行は、経済循環の過程における貸倒引当金の変動を制限するために、動的な貸
倒引当金の枠組みに関する審議文書を発表した。この枠組みは、既存の一般引当基準の変更を提言し、様々
な分類の貸付に関する過去の損失実績に基づき、銀行が毎年貸付金に対する引当てを行うことを提言してい
る。銀行の実際の引当金が、計算された動的引当要件を上回る年においては、銀行は、動的引当金の規定上
の最低水準を維持することを条件として、差額の範囲で既存の動的引当金を引き出すことができる。動的引
当金の枠組み及びその段階的な導入に関する最終的なガイドラインはまだ発表されていない。インド準備銀
行は、2014年初めに銀行システムの改善とともに経済状況が回復する際、当該枠組みが導入されると表明し
た。その間、銀行は、動的引当金の枠組みへ切り替える一段階として、異なる資産の分類に対する長期的な
年次平均期待損失を計算するために必要な能力を強化することを期待されている。

銀行規制法に基づき、インドの銀行は、銀行による資産の特定、資産分類及び引当金の設定に関して決定
されたガイドラインを含めた、インド準備銀行の指導に従うことが求められる。インドGAAPに基づき財務書
類を作成する際、銀行は、インド準備銀行による当該指針を含む全ての規制要件を満たすことが求められ
る。インド準備銀行は、2016年2月11日に通知書を公表し、インドの全ての指定商業銀行に対して、2018年
4月1日から開始する会計期間に関する財務書類についてインド会計基準（Ind AS）を適用し、これについ
てインド準備銀行が決定した全てのガイドライン又は指導に従うよう指示した。そのため、2019年度の財務
書類から、銀行による資産の特定、資産分類及び引当金の設定は全てInd ASに基づき、インド準備銀行が発
表する全てのガイドライン又は指導の対象となる。

不良資産の売却及び購入に関するガイドライン

インド準備銀行は、銀行に不良資産の処分のための選択肢を与えることを目的として、銀行、金融機関及び銀行以外の金融会社間の不良資産の売却及び購入に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに従い、銀行の取締役会は不良資産の購入及び売却に関する政策を定めなくてはならない。不良資産の購入及び売却は、売主に対するノンリコース基準及び現金でなされなくてはならない、また、対価のすべてが前払いでなされなくてはならない。買主である銀行は、他行に資産を売却するためには、その資産を12ヶ月以上帳簿において不良資産として計上しなければならない。資産は元の所有者に売り戻すことはできない。

銀行による回収代行業者の利用に関するガイドライン

2008年4月、インド準備銀行は、回収代行業者を利用している銀行に関するガイドラインを発表した。インド準備銀行は、回収代行業者の利用にあたって、銀行がとりわけ回収手続に関わる個人を調査の対象とするデュー・ディリジェンスを行うことを求めている。銀行は、回収代行業者に関する詳細を借入人に知らせ、回収手続に関する苦情処理手段を講じなければならない。インド準備銀行は、慎重な回収手続が取られることを確保するため、銀行が現在及び将来の回収代行業者を対象とした研修コースを実施するよう助言している。インド準備銀行がガイドラインの違反に関する継続的な苦情を受けるような場合には、インド準備銀行は、銀行に対する回収代行業者の利用の禁止を検討する場合がある。

資産再構築会社に対する資産の売却に関する規制

2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律（SARFAESI法）としても知られる証券化法は、銀行及び金融機関による資産再構築会社への金融資産の売却について規定している。インド準備銀行は、銀行に対して、資産再構築会社への金融資産の売却に伴う手続に関するガイドラインを発表している。このガイドラインにより、ある資産が不良資産である場合には、銀行は金融資産を資産再構築会社に売却することができる。この資産は、ノンリコース基準でのみ売却される。借入人がコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めを有し、借入人に対する貸付総額の75.0%以上が不良債権と分類され、コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決め内の銀行及び金融機関の、金額ベースで75.0%以上がその売却に賛同した場合にのみ、銀行は正常先資産を売却することができる。2015年度、インド準備銀行は、銀行に60日超にわたり未払いかつ資産再構築会社に対して特別注意勘定として報告された正常先貸付の売却を許可した。銀行が金融資産を売却する場合には、その資産に対する既に発生している債務が付随していないこと及び業務上の法的なその他の売却金融資産に関するリスクを負っていないようにしなければならない。さらに、銀行は、最終的な価格に不足している部分を引き受ける合意により、それを考慮した価格で金融資産を売却することはできない。しかし、銀行は、将来の資産再構築会社により計上される剰余金を分配する契約があれば、特定の金融資産を売却することができる。各行が、資産再構築会社による金融資産の購入の提案を受諾するか拒否するかの前に、その提案で示された価格の自己評価をしなければならないが、銀行及び金融機関の金額ベースで75.0%超がその提案を受け入れたコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、残りの銀行又は金融機関は、その提案された価格を受け入れる義務がある。売却の対価は現金、債券、ディベンチャー、有価証券受領証、資産再構築会社又は金融資産を取得するために同会社により設けられた信託により発行されたパススルー証券である。

銀行は、金融資産を取得するために、資産再構築会社又はそれにより設立された信託が発行した有価証券受領証又はパススルー証券に対しても投資を行うことができる。インド準備銀行は、証券化及び再建支援会社の業務を管理するガイドラインを発表した。かかるガイドラインは、証券化会社及び再建支援会社による資産の換金期間、有価証券受領証の保有の義務、再建計画の策定までの期間等に関する慣行を設定する。

また、銀行は、不良資産が正味帳簿価額より高い価格で現金で資産再構築会社に対して売却され、かつ必要な開示がなされている場合、引当金の超過額を組み戻すことができる。損益計算書へ戻し入れる余剰引当金の額は、受取り現金の売却済み不良資産の帳簿価額の純額からの超過分を超えない範囲に限定されている。売却価額が帳簿価額の純額より低かった場合、銀行は、2015年5月に発表されたガイドラインに従い、2年の期間において不良資産の売却による不足分を分散することができる。かかる分散は、2016年3月31日までに売却された不良資産について適用された。しかし、インド準備銀行が2016年6月に発表したガイドラインに従い、かかる分散は2017年3月31日まで延長され、不足分を分散させる期間は、売却が行われた四半期の後の4四半期中に制限された。2017年度に資産再構築会社に対して売却された資産については、会計年度末日である2017年3月31日現在において全額分の引当てがされていない場合、銀行は、財務書類の「別途積立金」（会計年度末において引当てがされていない金額に対する積立金）構成部分を借方計上しなければならない。銀行は、次の会計年度の直近の四半期において、当該借方計上した「別途積立金」を按分して戻し入れ、損益勘定に借方計上することで引当金の設定を完了させなければならない。さらに、証券化会社及び資産再構築会社は、そのスポンサー銀行から、二社間では、いかなる不良金融資産も取得することができなくなる。ただし、そのスポンサー銀行による不良資産のオークションに参加することはできる。

SARFAESI法第20条に基づき政府に付与された権限の下、財務省は、電子登記センターを設立し、2011年3月31日に業務を開始した。これ以降、証券化、金融資産の再建並びに銀行及び金融機関により融資された借入金又は貸付金を担保にするため捺印証書の寄託によって保護される譲渡抵当に関するすべての取引は、かかる取引が行われた30日以内に電子登記センターで登録されることになった。かかる記録は、貸手又はその資産に関する取引に関心のあるその他の人に対し検索が可能であり、同一の担保に対する複数の貸付を含む不正行為の防止、またかかる資産に関する既存の担保権を開示しない不正販売を防止するように作られている。

負債の早期識別及び情報共有のための枠組み

2014年2月、インド準備銀行は、「経済における不良資産の再生に関する枠組み」を発表した。当該枠組みは、問題の早期識別に関する行動計画、多額の与信に関する情報に係る中央管理機関の設置、回収可能と考えられる勘定の適時の条件緩和及び回収不能な勘定の回収又は売却に対する銀行の迅速な処置の実施の概要を示している。勘定は、特定の基準に基づき「特別注意勘定」に分類されなければならない。銀行は、勘定の正常先資産区分及び要管理先資産区分の分類に基づき、特別注意勘定（SMA）の3つの小区分を設けることを求められる。SMA-0区分は、元本又は利息の支払が30日を超過していないが、初期のストレスの兆候を示している勘定を含む。SMA-1は、元本又は利息の支払が31日から60日を超過している勘定を含む。SMA-2は、元本又は利息の支払が61日から90日を超過している勘定を含む。

共同貸付人フォーラムが、是正措置計画を考案するため、規程された期間内に形成されなければならない、フォーラムが行動計画に合意できなかった場合、引当金計上の早期化につながる。また、多額の条件緩和について独立評価するための要件が規定された。回収可能性並びに発起人及び債権者間の損益の公正な取分けに重点を置いた多額の条件緩和に関する独立した評価が、義務付けられている。当該枠組みは、2014年4月1日から実施される。共同貸付人フォーラムは、企業債務の再編システムを通じて、又は独立して勘定の条件緩和を行うことができる。「(1) インドの金融部門の概要 (1) 銀行の債権回収の法的枠組み (ii) 共同貸付人フォーラム」を参照のこと。故意の債務不履行者は、評価に関わる共同貸付人フォーラムが当該勘定の条件緩和を決定しない限り、通常は条件緩和の対象とはならない。

インド準備銀行は、2015年5月にガイドラインを発表し、不正貸付を解決するための枠組みを設定した。当該ガイドラインは、勘定の不正の発見、報告及び監視に関するものである。枠組みは、500百万ルピー超の勘定に係る初期の警告サインに基づいた、勘定の継続的な監視及び警告について規定する。枠組みはまた、コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、他行へ承継される多額の与信及び共同貸付人フォーラムによる意思決定についての不正に関するインド準備銀行の中央管理機関への報告を義務付ける。枠組みはまた、貸付のライフサイクルの中の異なる段階におけるチェック／調査についても示唆しており、勘定の評価のためのデュー・ディリジェンス完遂のための時間枠が設定された。不正又は警告がされた勘定において、追加的なファシリティの条件緩和又は付与は行われず、不正のあった勘定に係る引当金の設定に関するガイドラインにより、諸銀行は、4四半期にかけて当該銀行に起因する全額に対する引当金を設定することが求められる。

2016年3月、インド準備銀行は零細、小規模及び中規模企業の回復及び更生のための改正枠組みを発表した。ガイドラインは、零細、小規模及び中規模企業に対する250百万ルピーを上限とした貸付に適用され、これにはコンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにに基づく勘定が含まれる。250.0百万ルピー超のエクスポージャーを有する零細、小規模及び中規模企業の貸付勘定の条件緩和については、引続き企業債務の再編に関するガイドライン及び共同貸付人フォーラムのメカニズムによって規定される。

貸付実行に関する規制

銀行規制法は、インドの銀行の貸付実行について規定している。インド準備銀行はまた、銀行の貸付業務に関する指針を発表している。インド準備銀行が公表したこれらの指針及びガイドラインは、マスターサーキュラー貸付債権一法令による制限及びその他の制限に毎年統合されている。これらのガイドライン及び指針は、インド準備銀行により適宜改訂される。

銀行は自由に自己の貸付金利を決定することができるが、各行は、貸付金利に関する借入人の間で一般的なすべての要素を考慮に入れた、その最低金利を公表しなければならない。2010年7月1日、基準プライム・レートは、基準金利に置換され、2016年3月31日までに実行された貸付に対して適用される。基準金利が貸付に対する最低限の金利であった期間において、銀行は基準金利を下回る貸付を行ってはならないが、「異なる金利構造」担保貸付、銀行の行員及び退職した行員を対象とした貸付並びに預金がある預金者への貸付は除く。銀行は、貸付及び担保貸付に係る銀行の最終貸付金利を、基準金利を参考に、銀行が適切だと判断した際にはその他顧客別手数料を含めた上で、決定することを許可されている。基準プライム・レートに関連する貸付が存在する限り、銀行は、基準プライム・レート及び基準金利の双方を発表しなければならない。

2014年4月、インド準備銀行の信用価格決定に関するワーキング・グループは、信用価格決定の透明性及び公平性を高めることを提言する報告書を提出した。委員会は、銀行が資金調達の際の限界費用の基準による基準金利を計算すること、また取締役会により承認された、顧客に課されるスプレッドを決定する様々な要素を定める政策を策定することを推奨した。さらに、顧客の信用リスク構造が悪化した場合を除き、顧客に課されるスプレッドが増加されないようにすることを勧めた。また、金利修正の周期は、貸付を許可する時点で事前に伝えることとし、いかなる金利の変更も、基準金利の変更に関わりのない事前に特定された日にのみ行うことができるものとする。銀行は、インド準備銀行に対し、価格決定方針の論理的根拠を示すことができなければならない。委員会の勧告に基づき、2015年1月、インド準備銀行は基準金利の算出方法に関するガイドラインを修正した。銀行は、資金調達の平均費用又は限界費用を含む基準に基づいた資金調達費用の算出方法を選択する柔軟性を有することとなった。算出の際に使用される預金金利は、銀行の預金基盤において最大の割合を占めていた期間に係るものが選ばれてはならない。さらに、銀行は、以前の要件が5年であったのに対して、算出方法について3年ごとに検討しなければならない。これらのガイドラインは、2015年2月19日以降施行される。

2015年12月、インド準備銀行は、資金調達の限界費用に基づく貸付金利に係る最終ガイドラインを発表した。資金調達の限界費用に基づく貸付金利は、2016年4月1日からの増額貸付に適用となり、期間に連動したベンチマークである。かかるガイドラインは、資金調達の限界費用、現金準備率の勘定に係るネガティブ・キャリー、営業コスト及びテナープレミアムから構成される、資金調達の限界費用に基づく貸付金利を算出するための方法論を明確にしている。かかるガイドラインは、資金調達の限界費用に基づく貸付金利との関連付けなくして価格を決定することができる貸付の種類を明確化している。銀行は、オーバーナイト金利から1年までの範囲の異なる満期につき、事前に通知された日にちにおいて自身の資金調達の限界費用に基づく貸付金利を毎月精査し、公表しなければならない。再設定の周期は、1年以内でなければならない。基準金利に連動した貸付は、既存の借入人が、双方にとって受け入れ可能な条件で資金調達の限界費用に基づく貸付金利に連動した貸付に変更することができる選択肢を有する状態で返済又は更新の時まで継続することができる。従前銀行は、基準金利を下回る金利で固定金利貸付を拡大することは認められていなかった。新しいガイドラインの下では、かかる制限は撤廃される。

銀行規制法の第20条(1)に基づき、銀行は自己株式が担保とされている場合に貸付や担保貸付を実行することができず、その取締役のいずれか、若しくはその会社の取締役のいずれかがパートナー、マネージャー、従業員又は保証人となっている会社、その銀行の取締役のいずれかが取締役、経営機関、マネージャー、従業員及び保証人となっているかその銀行の取締役のいずれかがその会社の相当数の株式を有している会社（銀行の子会社、インド会社法第25条により登録された会社、政府系企業ではない。）、子会社又は持株会社並びにその取締役がパートナー又は保証人である個人に対して、又は代理をして、いかなる貸付も行いうことができない。この点に関して、本章において、貸付若しくは担保貸付には、インド準備銀行が一般命令又は特別命令により本章の目的のための貸付又は担保貸付ではないと特定するいかなる取引も含まないとの説明があるように、一定の例外が存在する。

その量、利鞘規制及び目的についての、株式に対する貸付に関するガイドラインが存在する。インド準備銀行は、銀行が取締役会の承認を経て、不動産に対するエクスポージャーに関する政策を定めなくてはならないとするガイドラインを発表した。この政策には、エクスポージャー・リミット、考慮される担保、担保の補填及び利鞘並びに信用付与についての事項を含めなければならない。インド準備銀行は、インドの銀行が戦略的投資として、海外のジョイントベンチャー、完全子会社、他の海外の会社（その会社が新設であるか、既存の会社であるかを問わない。）の株式取得に対して金融支援をすることも認めた。銀行がインドの会社による買収に対して融資することは認められていない。抵当権に関しては、インド準備銀行は、7.5百万ルピーを超える住宅ローンの融資比率の上限を75.0%とした。ただし、3.0百万ルピー未満の少額のローンに関しては、適切なリスク加重率に基づく90.0%以下の融資比率が許可され、3.0百万ルピー以上7.5百万ルピー以下のローンに関しては、適切なリスク加重率に基づく80%以下の融資比率が許可された。住宅／住居のユニットの費用が1.0百万ルピー以下である貸付について、インド準備銀行は、銀行に対して、2015年3月以降融資比率の算出を目的に印紙税、登録費用及びその他のドキュメンテーション費用を住宅／住居のユニットの費用に含めることを許可した。2012年11月、インド準備銀行は、与信、デリバティブ及び銀行間でのヘッジされていない為替リスクに関連する情報共有に関する指示書を発表し、情報共有の効率的なメカニズムを設置した。また、2013年1月1日から、新規及び既存の借入人に対する新たな融資及び融資の更新の許可は、情報の収集／共有がなされた後でのみ実施されるべきであるとした。2013年9月、インド準備銀行は、銀行からインド準備銀行に提出される、個人及び団体に対する100.0百万ルピーを超えるエクスポージャーに基づく、銀行間の大規模な共通エクスポージャーの中央管理機関の設置を発表した。

インフラ・プロジェクトに対する十分な与信の流れを確保するため、インド準備銀行は、2014年7月、銀行によるインフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を認めた。当該債券の最短満期は7年であり、現金準備率及び法定流動性比率等の支払準備率から免除される。また、優先部門貸付の目標額達成のため、調整後の銀行融資純額からの控除が許可される。

さらに、2014年7月、インド準備銀行は、インフラ及びその他主要な産業に対する長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立てを認めるガイドラインを発表した。ガイドラインでは、銀行による、条件緩和としてみなされない定期的なローンの借換えを意図した長期プロジェクト・ローンの組み立てが認められている。かかるローンは、プロジェクトの経済的耐用年数に関連した満期を付すことができ、その期間は25年まで延長することができる。また、プロジェクトの基本的な実行可能性は、すべての必要な財務及び財務以外のパラメーターに基づき決定される。ローンの償却スケジュールは、現在価値の純額において損失のない正常先資産であること、負債償却が経済的耐用年数の85.0%以内であること等、一定の特定要件を満たすことを条件に、条件緩和貸付に分類されることなく、ローンの期間中に一度変更することができる。長期プロジェクト・ローンの柔軟な組み立ては、当初2014年7月以降に行われた貸付にのみ適用可能であったが、2014年12月以降、既存のプロジェクト・ローンもその対象とし、拡大された。

2014年8月、インド準備銀行は既存のプロジェクト・ローンの借換に係るガイドラインを発表した。ガイドラインでは、他行との間の事前契約なくして、銀行は完全な又は部分的なテイクアウト・ファイナンスングとしてかかるローンの借換を行うことを許可されており、かかる借換は条件緩和とはみなされない。部分的なテイクアウト・ファイナンスングの際には、以前の要件である50.0%に対して、貸付残高額の最低25.0%が、新たな借入人によって借換えられなければならない。かかる貸付は、借換の際には既存の銀行の帳簿において「正常先」に区分されなければならない、商業的運用が開始されていなければならない。また、かかるプロジェクトに対するすべての機関融資家のエクスポージャー総額は、最低10.0十億ルピーでなくてはならない。当該ファシリティは、既存のプロジェクト・ローンの貸付期間中1回のみ行うことができる。

行政指導に基づく貸付

優先部門貸付

優先部門への貸付に関するガイドラインは、商業銀行が農業、零細及び小規模企業、マイクロクレジット、教育並びに住宅金融等の特定の部門（優先部門）に対し、当該銀行の調整後の銀行融資純額の一定割合を貸付けることを求めている。優先部門に対する担保貸付総額の目標額は、調整後の銀行融資純額（銀行融資純額に、満期保有目的区分に含まれる非法定流動性債券／ディベンチャーに対する銀行の投資、優先部門として扱われる投資、優先部門勘定の不足分に係る適格な政府基金への投資及びCRR／SLR要件の例外とみなされる外貨建預金の増加に対してインドにおいて拡大された適格な貸付金を加した額）の40.0%又はオフバランスシート・エクスポージャーに相当する融資の、前会計年度の3月31日現在におけるいずれか高い方とされている。優先部門への貸付の目標額を達成できない銀行は、不足額に相当する金額を、国家農業農村開発銀行により設立された農業インフラ開発基金等の特定の政府基金又はその他の金融機関の基金に拠出しなければならない。

インド準備銀行は、2015年4月に優先部門貸付のガイドラインを修正した。修正後の優先部門貸付のガイドラインは、2016年度から適用される。全体的な優先部門貸付の目標額は、継続して調整後の銀行融資純額の40.0%（既存の定義とは異なり、優先部門の貸付証書残高を含む。）又はオフバランスシート・エクスポージャーに相当する融資額のうちいずれか高い方であり、従前の農業部門に対する貸付である13.5%の直接貸付及び4.5%の間接貸付の副目標額は統合され、小規模及び辺境の地の農家に対する副目標額8.0%、零細企業に対する副目標額7.5%が導入された。かかる副目標は、2017年3月までに段階的に達成される予定である。優先部門貸付とみなされる部門は、中小企業、社会インフラ及び再生可能エネルギーを対象とするために拡大された。優先部門貸付における成果は、2017年度以降四半期ごとの平均値から評価される。ガイドラインに従い、支店数が20未満の外国銀行は、インド国内の銀行と同様、2020年度までに優先部門貸付の目標値である調整後の銀行融資純額の40.0%を達成しなければならない。さらに、2015年7月、インド準備銀行は銀行に対して個人農業に対する直接融資を、銀行システムの過去3年間の平均水準に維持するよう指示し、これが達成されない場合には銀行は罰則を受けることとなる。インド準備銀行は、毎年年度初めに、銀行に対して銀行システムの平均水準を通知する。2016年度の目標値は、調整後の銀行融資純額の11.57%に設定された。さらに、インド準備銀行は、以前のガイドラインに基づき直接農業貸付の分類を構成していた借入人に対する貸付について、調整後の銀行融資純額の13.5%という目標値の追求を継続するよう銀行に指示した。

銀行による証券化資産への投資、並びに貸付及び譲渡証書の即時購入は、対象資産自体がそのように扱われるものである場合は、優先部門に関するものとして分類することができる。かかる取引を始める企業から最終的な借入人が請求される金利には、優先部門として分類される取引に関する上限が適用される。

2011年4月1日以降、個人への貸付のための、銀行以外の金融会社に対する新規の貸付は、優先部門から除外された。2011年4月1日より前に行われた、個人に対する貸付のための、小規模金融会社として営業する銀行以外の金融会社を含む小規模金融機関への貸付は、引き続き優先部門に分類される。銀行は、小規模金融機関がインド準備銀行により提示された個人貸付に係る証拠金及び金利に対する規定を遵守していることを確保しなければならない。さらに、2011年2月より、個人及び事業体向けに貴金属を担保として貸付を行う銀行以外の金融会社に対して認可した貸付は、優先部門要件に基づく直接農業貸付としての分類から除外される。同様に、銀行以外の金融会社が組成した証券化資産（原資産は貴金属に対する貸付金）への銀行による投資、及び銀行以外の金融会社からの金貸付ポートフォリオの購入／譲渡もまた、農業部門貸付に基づく分類上不適格となった。

優先部門への貸付の目標額を達成できない銀行は、不足額に相当する金額を、特定の政府基金に拠出しなければならない。銀行間における金額の割当ては、インド準備銀行が決定する。拠出は、最長7年の満期で発行される債券を引き受けることにより行われる。これらの拠出に対する金利は、市場価格を下回り、通常インド準備銀行により設定される銀行金利に基づき設定される。2014年5月、インド準備銀行は、銀行が委託投資残高を非直接農業の一部として扱われるため、また優先部門全体の目標額達成のため、会計年度の3月31日現在における政府基金に含めることを認めるガイドラインを発表した。前年の3月31日現在の投資もまた、優先部門及びサブセグメント貸付要件の計算の基準となる、調整後の銀行融資純額に含まれる。2014年12月、インド準備銀行は、優先部門の義務履行違反について、国家農業農村開発銀行、インド中小企業開発銀行及び国立住宅銀行への資金調達に関連して銀行に対して支払われるべき不足額並びに金利の分類に関する条件緩和を行った。2015年4月1日から始まる会計期間につき、特定の政府基金に支払われる不足額の同等額は、以前のように投資として分類されるのではなく、附属明細書11に基づき、銀行の貸借対照表の「その他資産」に含まれる。

2016年4月、インド準備銀行は、銀行に対して、優先部門の貸付証書の売買によって優先部門ポートフォリオの取引を行うことを許可した。指定商業銀行、地域農村銀行、地域銀行、小規模銀行及び都市部の信用組合銀行が、かかる取引に参加できる。農業、小規模・零細農家、零細企業の区分には4種類の証書が許可され、また一般区分の証書が許可された。かかる取引においては、リスク又は貸付資産の移行は行われなない。銀行は、前年の優先部門への貸付実績の50.0%を上限とする優先部門貸付証書を発行することができる。証書は3月31日に失効し、当該事業年度の最終報告日以降は無効となる。優先部門への貸付は、優先部門の貸付ポートフォリオ残高と優先部門貸付証書の購入額の純額の和によって算出される。

通貨市場におけるボラティリティを考慮し、2014年度における一度限りの手段として、インド準備銀行は、3年以上の満期を有する増分の非居住者向けの外貨建銀行預金及び非居住者（海外）向けのルピー建預金を、現金準備率及び法定流動性比率を含む支払準備率の維持から免除することを認めた。この恩恵は、2013年7月26日から2014年3月7日の間に受領された預金に対して適用される。かかる増分の外貨建預金に対する延長された貸付金は、優先部門の貸付目標額における調整後の銀行融資純額の計算から除外することが認められている。かかる貸付金は、返済されるまで調整後の銀行融資純額から除外される対象となる。さらに、2015年度において、インド準備銀行は、銀行に対してインフラ及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を認めた。かかる債券によって調達された額は、優先部門貸付の目標値の算出のため、かかる債券に対する貸付が優先部門貸付に含まれていない限り、調整後の銀行融資純額からの除外を許可されている。

インド準備銀行は、金融包括の促進にも重点を置いており、当該分野において多くの手段を構想している。中小企業及び低所得世帯のための包括的金融サービス委員会は、2014年1月に発表した報告書において、新たな支払銀行及びホールセール銀行の設置を伴う分化した銀行システムを提案した。かかる提案を受け入れ、インド準備銀行は支払銀行11行に対して大筋の許可を出し、また、ホールセール銀行の免許に関する文書を発表する旨表明した。さらに、委員会は、特定の銀行以外の機関に対し決済システムへの直接的なアクセスを与えることを推奨し、銀行以外の非預金受入金融会社が業務代理店としての役割を果たすことを認めるよう推奨した。また、委員会は、地区及び部門ごとの与信普及率に基づく優先部門の目標額の新たな計算方法とともに、優先部門貸付に関する新たな枠組みを提案した。

零細及び小規模企業に対する適切な与信の流れを確保するため、2014年4月、インド準備銀行は、かかる借入人に対し異なる金利を提示するよう銀行に助言した。ローンの価格決定の際、銀行は、信用保証の形で零細及び小規模企業に提供されるインセンティブ並びに自己資本充実度目的でかかる保証付ローンに対し適用されるゼロリスク加重を考慮しなければならない。

輸出信用

インド準備銀行は、輸出業者に対して国際的な水準の金利で短期運転資金金融を利用することを許可した。輸出信用は、ルピー及び外貨で提供される。これにより、輸出業者は国際的に競争力を有する貸付オプションを利用することができる。既存のガイドラインに従い、1つの銀行の調整後の銀行融資純額の12.0%は、輸出信用の形でなければならない。この対象は、調整後の銀行融資純額の40.0%という優先部門貸付のマンドートに加えてのものである。当行は、輸出業者である借入人の出荷前及び出荷後規制に対する輸出信用をルピー及び外貨建てで提供している。2014年5月、インド準備銀行は、最低3年間の十分な実績を有する輸出業者が、最大10年間で上限とした長期供給契約の締結の際に、譲許的な金利で長期輸出貸付を受け取れることを認めた。

信用エクスポージャー・リミット

より良いリスク管理及び信用リスクの集中を回避することを目的とした健全な手法として、インド準備銀行は、個人の借入人及び同一グループ（又はスポンサーグループ）内のすべての会社に対する貸付に関して、銀行及び長期貸付機関に対する信用エクスポージャー・リミットを定めた。これらの手法は、2015年7月1日付のインド準備銀行のエクスポージャー基準に関するマスターサーキュラーに統合されている。上記リミットは、現在、インド準備銀行により、以下のとおり定められている。

- ・ 借入人1名に対するエクスポージャー・リミットは、資本金の15.0%であり、グループ・エクスポージャー・リミットは、資本金の40.0%である。インフラ・プロジェクトに対する貸付の場合、借入人1名に対するエクスポージャー・リミットはさらに5.0%（すなわち資本金の20.0%）まで拡張でき、グループ・エクスポージャー・リミットは、さらに10.0%（すなわち資本金の50.0%）まで拡張できる。借入人1名に関するエクスポージャー・リミットは、石油債券を発行した石油会社に関しては、インド準備銀行により資本金の25.0%に引き上げられた。例外的な状況では、取締役会の承認により、銀行が年次報告書において適切な開示をすることに同意をした借入人に従い、当該銀行は、借入人1名に対するエクスポージャーをさらに最大5.0%増加させることを検討することができる。
- ・ 民間部門引受に対するエクスポージャーは、グループ・エクスポージャー・リミットから免除される。
- ・ 資本金は、自己資本規制（Tier 1 資本及びTier 2 資本）により定められる資本総額である。
- ・ エクスポージャーには、信用エクスポージャー（実行済及び未実行の信用制限）及び投資エクスポージャー（引受け及び同様の業務）が含まれなければならない。ノンファンデッド・ベースのエクスポージャーは、100.0%として計算し、さらに銀行は、個人又はグループの借入人に対するエクスポージャー・リミットの決定の際に、取替原価でカレント・エクスポージャー手法を用いて計算される、外貨建先物契約並びに通貨スワップ及びオプション等その他デリバティブ商品の勘定に係るエクスポージャーを含めている。

インド準備銀行は、銀行が特定部門に対する内部的なエクスポージャー・リミットを定めることを要求している。この上限は、銀行による定期的な見直しを受けなければならない。当行は一産業（個人向け貸付を除く。）当たりに対する当行のエクスポージャーの上限を15.0%とし、それに従い当行のエクスポージャーを監視している。

中央決済機関を通じた規格の店頭デリバティブ商品の中央決済を促進する経過措置として、2014年1月、インド準備銀行は、1つの相手方に適用可能な適格中央決済機関に対する銀行の決済エクスポージャーを資本金の15.0%の上限から除外することを認めるガイドラインを発表した。貸付、信用枠、中央決済機関の資本に対する投資、流動性補完措置等の適格中央決済機関に対するその他エクスポージャーは、引続き各決済機関に対する資本金の15.0%までの既存の上限内に収めるものとする。ただし、非適格中央決済機関に対する銀行のすべてのエクスポージャーは、15.0%までのエクスポージャーの上限内に収めなければならない。

2015年3月、インド準備銀行は大口エクスポージャーの枠組み及び市場メカニズムを通じた信用供給の促進について審議文書を発表した。枠組みは、関連する相手方のグループを含む各相手方へのエクスポージャーに関して、適用可能な資本金の25.0%とする制限を提案した。当該グループは、経済的自立に基づいて認識され、全てのキャピタル投資の現行の慣行に反して、適用可能な資本金は銀行のTier 1 資本として認識される。2016年5月、インド準備銀行は大口借入人に対する銀行システムのエクスポージャーへの制限を定め、通常許可される貸付制限を越えるエクスポージャーの増加の際には、高い正常先資産の引当金及びリスク加重の取得を必要とする審議文書を発表した。ガイドラインに従い、2018年度中のいずれかの時点において250.0十億ルピーが制限の融資ベースの与信枠総額を有する借入人は、大口借入人と認識される。かかる制限は、2019年度に150.0十億ルピーまで、2020年度以降は100.0十億ルピーにまで漸次的に減額される。通常許可される貸付制限は、資金調達額の増加分の50%かつ融資ベースの与信枠総額超と定義される。エクスポージャーの増加分に対する一般引当金は3.0%とされ、適用可能なリスク加重以上の追加的リスク加重資産に対する一般引当金は75%とされる。かかる枠組みは、2018年度以降の適用が提案されている。

銀行以外の金融会社に対するエクスポージャー制限

インド準備銀行が発表したガイドラインにより、資産金融会社及びインフラ金融会社を除く、銀行以外の金融会社に対する各銀行のエクスポージャーは、直近の監査済貸借対照表における銀行の資本金の10.0%までに制限されている。銀行以外の資産金融会社／インフラ金融会社へのエクスポージャーは、銀行の資本金の15.0%が上限とされ、銀行以外の金貸付会社に対して銀行の資本金の7.5%が上限とされた。かかる上限は、超過エクスポージャーが、インフラ部門に対する貸付による場合には、銀行以外の金融会社－金借入会社に対しては12.5%、資産金融会社及びインフラ金融会社を除く銀行以外の金融会社に対しては15%、また銀行以外の資産運用会社及びインフラ金融会社に対しては20.0%へそれぞれ引き上げることができる。

グループ内取引及びエクスポージャーに関する制限

2014年2月、インド準備銀行は、総合金融会社に対するグループ内取引及びエクスポージャーの管理に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインは、グループ内の金融取引に対し量的な上限を設け、非金融取引に対し健全性基準を設けた。インド準備銀行は、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に対する銀行の払込資本金及び準備金に、各グループ事業体に対し5.0%のエクスポージャー・リミットを設け、また規制金融会社に対しては10.0%の上限を設けた。グループ・エクスポージャーの総額は、（金融及び非金融の）すべてのグループ事業体に関して、払込資本金及び準備金の20.0%を超えてはならず、非金融会社及び規制されていない金融サービス会社に関しては10%を超えてはならない。株式及びその他資本商品の形で、グループ内のその他の銀行／金融機関に対する銀行のエクスポージャーは、上記の制限から除外される。銀行の現在のグループ内エクスポージャーが、ガイドラインに規定される上限を超えている場合、2016年3月31日までに、エクスポージャーを上限内に収めなければならない。エクスポージャーが、2016年3月31日以降も許容限度を超える場合、その超過額は、銀行の普通株等Tier 1 資本から差し引かれる。

投資及び資本市場エクスポージャー・リミットに関する規制

銀行規制法第19条(2)の観点から、同法(1)に規定されている場合を除き、銀行は、その会社の払込済資本の30.0%又は銀行自身の払込済資本及び準備金の30.0%のどちらか少ない方を超えて、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、いかなる会社の株式も保有してはならない。さらに、銀行規制法第19条(3)の観点から、銀行は、質権者、抵当権者又は絶対的所有者であるかどうかを問わず、銀行のマネージング・ディレクター又はマネージャーがその経営にいかなる形であれ利害関係を有する会社の株式を保有してはならない。

資本市場エクスポージャーに関するインド準備銀行のガイドラインは、株式、転換社債／ディベンチャー、株式志向のミューチュアル・ファンドの持分、株式担保貸付並びに株式ブローカーに対する担保付及び無担保の貸付への投資による、すべての形式の市場資本に対する銀行のエクスポージャー（ファンド・ベース及びノンファンド・ベース）は前年度の3月31日現在の単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の40%を超過してはならないと規定している。かかる全体的な規制の範囲内で、株式、転換社債／ディベンチャー及び株式志向のミューチュアル・ファンドへの直接投資並びにベンチャー・キャピタル・ファンドに対するすべてのエクスポージャーは、単体及び連結ベース双方の銀行の純資産の20.0%までに制限されている。さらに、2011年7月、インド準備銀行は、債務志向のミューチュアル・ファンドの流動性スキームへの銀行の投資は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10.0%という健全性基準に従わなければならないと規定した。上記のガイドラインは、連結ベースでも適用される。

他の銀行又は金融機関が発行し、被投資銀行／金融機関の資本となり得る特定の金融商品への銀行の投資は、投資銀行の資本金の10%を超えてはならない。さらに、投資銀行又は金融機関の持分が、その取得により、被投資銀行の自己資本の5%を超える場合には、銀行／金融機関は、銀行の新株を取得することができない。ガイドラインは、以前は金融部門に従事する会社への株式投資については、銀行がインド準備銀行の事前の承認を取得することを求めていたが、2015年9月に改訂され、インド準備銀行の承認に関する要求は、規定された条件に従い撤廃された。

インド準備銀行は、非法定流動性比率証券に対する銀行の投資に関する詳細なガイドラインを発表している。これらのガイドラインは、発行市場における引受け及び流通市場における購入に対して適用される。これらのガイドラインに従い、銀行は、コマーシャル・ペーパー、預金証書並びに企業及び銀行以外の金融会社により発行された当初の満期を最長1年間とする特定の非転換社債以外の、当初の満期が1年未満の非法定流動性比率証券に投資することが禁じられている。銀行はまた、格付されていない証券に対して投資をすることも禁じられている。非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、前年度末現在の非法定流動性比率証券に対する投資総額の10.0%を超過してはならない。しかしながら、インフラ・プロジェクトのために発行された証券化商品並びに2002年金融資産の証券化及び再構築並びに担保権の実行に関する法律に基づき設立され、インド準備銀行に登録された証券化会社及び資産再構築会社により発行された社債／ディベンチャーに対する投資の場合には、非上場の非法定流動性比率証券に対する銀行の投資は、10.0%の上限をさらに10.0%超えることができる。2007年12月、インド準備銀行は、インフラ部門へのクレジットフローを促進するため、銀行がインフラ業務を営む企業が発行する格付が付されていない債券に、非上場の非法定流動性比率証券に対する投資が10.0%を超過しないことを条件に、投資することを認めた。

2014年7月、銀行はインフラ・プロジェクト及び低価格住宅への融資のための長期債券の発行を許可された。銀行は、他行が発行した債券への投資は許可されていなかった。しかし、2015年6月、インド準備銀行は銀行に対して他行が発行した債券への融資を許可した。かかる融資は、(i) 当該債券への投資が普通預金及び定期預金の純額の計算を目的としないこと、(ii) 満期保有目的として分類されないこと、(iii) 銀行によるこれらの債券への投資は、そのTier 1 資本の2.0%又は発行金額の5.0%を超過しないこと及び(iv) 投資銀行のかかる債券の持分総額は、その非法定流動性比率投資総額の10%を上限とすることという特定の条件の下行われる。

さらに、ポートフォリオの加重平均満期が1年以内であるミューチュアル・ファンドの流動性スキーム又は短期債務スキームへの銀行の投資の合計は、前年度の3月31日現在の銀行の純資産の10%という健全性基準に従わなければならない。

すべての資本市場エクスポージャーに対して125.0%のリスク加重が割り当てられている。

銀行の投資分類及び評価基準

銀行の投資ポートフォリオの分類及び評価に関するインド準備銀行のガイドラインの重要な特徴は下記のとおりである。

- すべての投資ポートフォリオは、(a)満期保有目的、(b)トレーディング目的保有、(c)売却可能の3区分に分類される。満期保有目的には、インド準備銀行のガイドラインに従って分類された証券が含まれている。トレーディング目的保有には、短期の相場又は金利変動を利用するために譲渡する意図で取得した証券が含まれている。売却可能には、満期保有目的及びトレーディング目的保有には含まれない証券が含まれている。銀行は取得した時点で投資の区分を決定しなくてはならない。

満期保有目的区分には、資本注入を目的としてインド政府から受領しポートフォリオとして保有している新再資本化債券、子会社及びジョイントベンチャーの株式に対する投資及びインフラ事業に従事する会社により発行された長期債券（残余満期が最低7年）等と合わせて、普通預金及び定期預金の一定の割合までを占める法定流動性比率証券並びに一定の非法定流動性比率証券も含めることができる。最低7年の残余満期は、これら社債への投資時におけるものである。一度投資すると、その後残余満期が7年未満になったとしても、銀行はこれらの投資を満期保有目的区分に分類し続けることができる。しかしながら、インフラ及び低価格住宅ローンへの融資のために他の銀行により発行された長期債券に対する銀行の投資は、満期保有目的区分として保有されない。2013年5月、インド準備銀行は、満期保有目的に分類される投資ポートフォリオの25.0%の総合限度を超過する、満期保有目的区分に含まれる国債ポートフォリオのレベルが、当時の法定流動性比率基準に従い、普通預金及び定期預金の25.0%から普通預金及び定期預金の23.0%まで引き下げられ、2013年6月30日に終了する3ヶ月間から、四半期ごとに50ベースポイントの削減が段階的に導入されると発表した。

ただし、2013年7月15日及び2013年7月23日にインド準備銀行により発表された金融引き締め政策により、2013年8月に長期利回りが急騰したことを受け、インド準備銀行は、一時的措置として、投資ポートフォリオの分類及び銀行の評価に関し、一定の調整を認めた。銀行は、2013年9月30日に終了した3ヶ月中における24.0%という従前の要件に対し、満期保有目的に区分される国債ポートフォリオのレベルを、普通預金及び定期預金の24.5%に維持することを認められた。しかし、2014年8月以降、インド準備銀行は満期保有目的に区分される国債ポートフォリオのレベルの引き下げを再開し、2014年8月9日以降普通預金及び定期預金の額の24.0%にまで引き下げられた。2014年9月、満期保有目的に区分される国債の上限がさらに引き下げられ、2015年1月10日には23.50%、2015年4月4日には23.0%、2015年7月11日には22.50%そして2015年9月19日には22.0%と、それぞれ50ベシスポイントずつ引き下げられ、普通預金及び定期預金の額の22.0%となった。さらに、満期保有目的区分における法定流動性比率持分の上限を、法定流動性比率の規制要件と一致させるために、2015年12月、インド準備銀行は、満期保有目的区分における法定流動性比率合計の割合（銀行については、満期保有目的区分への投資合計の25.0%超であることが求められる。）を漸減することを発表した。比率は、2016年1月9日以降は21.5%、2016年4月2日以降は21.25%、2016年7月9日以降は21.0%、2016年10月1日以降は20.75%、そして2017年1月7日以降は20.5%となる。

- ・ トレーディング目的保有及び売却可能に区分された投資の売却による損益は、損益計算所に計上される。満期保有目的区分に対する投資の売却による収益（税引及び法定資本金控除後）は、損益計算書に計上された後、資本準備金勘定に充当される。いかなる売却の損失も損益計算書に計上される。
- ・ 証券取引所において取得可能な証券の市場価格、子会社の一般帳簿取引における証券の価格、インド準備銀行の価格リスト又はインド・プライマリー・ディーラー協会（Primary Dealers Association of India）が固定利付金融市場及びインドデリバティブ協会が共同で発表した価格が、売却可能証券及びトレーディング目的保有証券の「時価」とされる。
- ・ トレーディング目的保有に区分される投資は90日以内に売却されなければならない。乏しい流動性、極端な変動、市場での一方向性の動きを含む悪影響の要因のために売却することができない場合には、その売却できなかった証券は売却可能区分へ移し替えられる。
- ・ 満期保有目的から又は満期保有目的への投資の繰入は、1年に1回、通常は会計年度の始まりであるが、取締役会の承認によりなすことができる。売却可能からトレーディング目的保有への投資の繰入は、取締役会、資産負債管理委員会又は投資委員会の承認によりなされる。トレーディング目的保有から売却可能への繰入は原則として認められていない。インド準備銀行は、2010年8月以降、満期保有目的区分から又は満期保有目的区分への有価証券の売却及び譲渡に関して、売却価格が満期保有目的区分として保有していた投資の当該年度初めにおける帳簿価額の5.0%を超える場合、当該投資の市場価格を、市場価格を上回る帳簿価額のうち引当金が設定されていないものと併せて、年次報告書の計算書の注記において開示しなければならないと義務付けた。2013年8月、債券利回りの急変を受け、インド準備銀行は、一時的措置として、銀行に対し、普通預金及び定期預金の24.5%を上限として、国債ポートフォリオの区分を売却可能から満期保有目的に転換することを認めた。かかる転換は、売却価格又は満期保有目的区分への転換に対し課される5.0%の制限から除外される。かかる転換は、2013年9月30日より前に行われなければならない。銀行は、2013年7月15日現在の価格で、転換されたポートフォリオを評価する権利を持つ。

満期保有目的有価証券は、時価による必要はなく、額面価格を超える場合（プレミアムが満期までの期間にわたり償却されなければならない。）を除き、取得原価により計上される。売却可能区分の投資は、四半期ごとに又はより頻繁に時価評価され、また、トレーディング目的保有証券は、月ごとに又はより頻繁に時価評価され、売却可能区分の投資と同様に規定される。売却可能及びトレーディング目的保有区分の中の各項目における価値の減少又は増加は、総計で表れている。計上されていない（もしあれば）各項目の純増加額があったとしても計上されず、他方、純減少額は計上される。2013年8月、市場価格の急変を受け、インド準備銀行により発表された特別措置の一環として、銀行は、2014年度の残りの期間にわたり、売却可能及びトレーディング目的の帳簿における減価償却費純額を分割償却することを認められた。

資産再構築会社又は資産再構築会社により設立された信託により発行された有価証券受領証又はパススルー証券への投資は、(a)有価証券受領証又はパススルー証券の償還価格及び(b)金融資産の帳簿価額の純額（帳簿価格から引当金を控除した額と定義される。）のいずれか低い方で評価される。しかしながら、証券／資産再構築会社によって発行された証券に割り当てられた金融資産の実現が制限された場合には、その純資産価値は、当該投資の評価のための証券／資産再構築会社から取得される。

2013年12月19日、インド準備銀行は、原投資ポートフォリオのリスク・ヘッジ及びトレーディング・ポジションの確保という2つの目的で、金利先物取引に参加することを銀行に許可するガイドラインを発表した。ただし、銀行は、その顧客を代理して金利先物取引を行うことは認められていない。

個人仲介業者を通じての取引の制限

インド準備銀行により発表されたガイドラインにより、銀行は証券の取引を行うには仲介業者を選任しなければならないとされている。これらのガイドラインにより、銀行の事業の不相応な部分は、1名又は数名の仲介業者を通じてのみ取引されてはならない。いかなる理由であれ、この制限に違反した場合には、インド準備銀行は、当該銀行の取締役会が6ヶ月ごとにかかる違反の発生について知らされ、その取引を承認しなければならないと規定した。

空売りの禁止

インド準備銀行は、最長で3ヶ月以内に空売りした国債が買い戻されることを条件に、中央政府債を指定商業銀行及び公認ディーラーが空売りすることを認めている。空売りした国債は、同一国債相当額の即時購入によってのみ買い戻されなければならない。インド準備銀行は、その買入契約が確認され、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドにより保証されている又はかかる国債がインド準備銀行から購入されるという条件の下、銀行に対し、既に買入契約がなされている国債を売却することを認めている。各国債は、一定の決済期間において、純額基準で受渡し又は受取りが可能である。インド準備銀行はまた、国債管理の枠組みをさらに強化するため、国債に係る発効日取引市場も認めている。

2015年2月、インド準備銀行は規定された条件に従いリバースレポとして取得された国家開発貸付及び短期国債を含む国債のリバースレポを許可した。

社債に対するクレジット・デフォルト・スワップの導入

2012年度、インド準備銀行は、社債にクレジット・デフォルト・スワップを導入した。銀行は、マーケット・メーカー及びユーザーの両方としてかかる取引を行うことを認められている。商業銀行は、11.0%以上の自己資本比率、7%以上のTier1比率、3.0%未満の純不良資産比率という基準を満たせば、マーケット・メーカーとして行為することができる。クレジット・デフォルト・スワップによる銀行の純信用エクスポージャーは、非上場／無格付債券の投資ポートフォリオの10.0%を超えてはならない。クレジット・デフォルト・スワップは、以前は上場社債及びインフラ会社の非上場だが格付の付された債券についてのみ認められていた。

2013年1月、これは、非上場だが格付の付された社債に拡大された。さらに、クレジット・デフォルト・スワップは、コマーシャル・ペーパー、預金証書等の1年を上限とした当初満期を有する債券及び1年未満の当初満期を有する非転換社債に対しても認められた。

子会社並びに他の金融部門及び非金融部門投資

当行が子会社を設立するには、インド準備銀行の事前の許可が必要である。当行は、子会社に支援又は融資し、当行が自らすることができず又は自らすることが認められていない場合における子会社を通じての当行の顧客に対する融資を行う際に、借入資金又は貸付資金の支払期日未到来の前払金を引き受けないこと、時価以外の価格で証券を譲渡し売買しないこと、証券取引に対して特別な対価を支払わないこと等業務内容に関して、当行の子会社及び当行より支援を受けているミューチュアル・ファンドとの「アーム・レンダス」関係を維持しなければならない。当行は、インド準備銀行により定められた当行の引受けの実施に関する健全性基準を、適宜、見直さなくてはならない。かかる健全性基準に従い、当行の引受け又は当行の子会社による1件当たりの引受けの実施においては、各発行の15.0%を超過してはならない。当該投資が銀行規制法第19条(2)において規定される制限（被投資会社の払込済資本の30.0%又は投資銀行自身の払込済資本及び準備金の30.0%のどちらか少ない方）内であればならないにもかかわらず、当行が証券市場や預託機関等の金融サービスベンチャーへ出資をするには、インド準備銀行の事前の個別の承認が必要である。

インド準備銀行のガイドラインに従い、子会社又は子会社以外の金融サービス会社（金融機関、証券若しくはその他の取引所又は預託機関を含む。）への銀行による株式投資は、銀行の払込済株式資本及び準備金の10%を超過してはならず、すべての子会社及び子会社以外のすべての金融サービス会社への投資の合計額は、銀行の払込済株式資本及び準備金の20%を超過してはならない。しかしながら、金融サービス会社への投資が「トレーディング目的保有」区分とされ、かつ90日を超えて保有されない場合には、20%の上限は適用されず、インド準備銀行の事前の承認も要求されない。

2015年9月、インド準備銀行は、10.0%以上の自己資本比率を有し、前年度の3月31日現在で純利益を得た銀行は、金融サービス会社への株式投資に関して、かかる投資の後に当該銀行の持分が被投資会社の払込済資本の10.0%未満である場合、またその子会社又はジョイントベンチャー若しくは共同企業の持分と合わせた当該銀行の持分が、なお被投資会社の払込済資本の20.0%未満である場合、株式投資についてインド準備銀行の事前の承認を要しないと助言した。

インド準備銀行の規則に従い、非金融サービス活動に従事する会社への銀行の株式投資は、被投資会社の払込済株式資本の10%又は銀行の払込済株式資本及び準備金の10%のいずれか少ない方を上限とする。この上限に関しては、「トレーディング目的保有」区分の株式投資が含まれる。これらの制限内における投資は、インド準備銀行の事前の承認を要しない。銀行が保有する非金融サービス会社、又は銀行の子会社、関連会社若しくはジョイントベンチャーである事業体、及び銀行が支配する資産管理会社が運営するミューチュアル・ファンドへの株式投資は、合計で被投資会社の払込済株式資本の20%を超えてはならない。被投資会社の払込済株式資本の10%超30%以内の銀行によるすべての投資には、インド準備銀行の承認を要する。

銀行は、追加の取得が再建若しくは企業債務の再編の過程でなされる場合、又は会社に対して行った貸付／投資に係る自己の利益を保護するために銀行が取得した場合には、インド準備銀行の事前の承認なしに非金融サービス会社である被投資会社の払込済資本の10%を超える株式を保有することができる。ただし銀行は、一定の期間内に、当該株式の処分についての期限付行動計画をインド準備銀行に提出しなければならない。

さらに、金融サービス活動に従事する子会社及びその他の事業体への銀行の株式投資は、非金融サービス活動に従事する事業体への株式投資と併せて、銀行の払込済株式資本及び準備金の20%を超えてはならない。20%の上限は、「トレーディング目的保有」区分とされ、かつ90日を超えて保有されない投資には適用されない。インド準備銀行は、海外の銀行子会社への投資は、上記の20%の上限に含めないことができる旨明示している。2006年8月、インド準備銀行は、かかる制限内の、銀行のベンチャー・キャピタル・ファンドに対する投資を含むガイドラインを発表した。

貸付の証券化に関する規制

2006年2月、インド準備銀行は、銀行及び金融機関による正常先資産の証券化に関するガイドラインを発表した。秩序ある健全な証券化市場を発展させるため、またオリジネーターと投資家の利益の調整を確保するため、インド準備銀行は、2012年5月に証券化に関するガイドラインを発表した。このガイドラインに従い、オンバランスシートの正常先資産（リボルビング与信枠、不動産担保証券、資産担保証券並びに元本及び利息の両方が一括返済される貸付（明確に許可されているもの以外）を除く。）はすべて証券化することができる。また、貸付が証券化の対象となるには、貸付の期間及び返済頻度を基準として、最低保有期間の要件を満たしていなければならない。最低保有要件は、オリジネーターである銀行が証券化された資産のパフォーマンスに継続的な利害関係を持つことを確保するために定められている。証券化された貸付に対する銀行のエクスポートの合計は、証券化商品の合計の20%を超えてはならず、この上限を超えるすべてのエクスポートについては、1,250%のリスク加重をすることを要する。

預金に関する規制

インド準備銀行は、銀行が独立して定期預金に対する金利を定めることを認めている。しかし、銀行が当座預金に対して金利を支払うことはできない。普通預金に対する支払金利は、2011年10月まで規制されていた。2011年10月、インド準備銀行は、普通預金口座の金利に関する規制を撤廃し、口座の金額に基づき、100,000ルピーまでの預金については一律の金利を適用し、100,000ルピーを超える預金については異なる金利を認めた。

インド準備銀行のガイドラインは、普通預金銀行口座の預金に対する利息の支払いを日次残高の平均で計算することを求めている。

国内定期預金並びにルピー建非居住者向け普通預金口座の最短満期は7日である。ルピー建非居住者向け預金口座の最短満期は1年である。非居住者であるインド人の、外貨建定期預金の最短満期は1年であり、最長満期は5年である。

銀行は、以下の条件により、満期の同じ国内預金に対して異なる金利を提供することが認められている。

- ・ 定期預金額が10.0百万ルピー以上であること。
- ・ 預金に対する金利が、銀行により事前に開示された金利条件に基づき支払われ、預金者と銀行間の交渉により支払われるものではないこと。

2015年4月、インド準備銀行は、異なる金利の提示の際の特別な条件として、定期預金の満期前解約制度という条件の導入を銀行に対して許可した。すべての1.5百万ルピー以下の個人の定期預金には、必ず期限前解約制度が付される。その他のすべての定期預金は、定期預金に期限前解約制度を付すかどうか顧客が選択することができる。銀行は、預金に対して支払われる金利条件を事前に開示しなければならない。

満期を1年から3年及び3年から5年とする非居住者向けの外貨建定期預金に対する金利は、対応する満期の米ドルLIBOR/SWAPレートに連動している。金利は、インド準備銀行により定期的に決定される。2014年3月1日以降、1年から3年満期の預金に対する非居住者向け外貨建預金に対する金利はLIBOR/SWAPレートに200ベースポイント加えた金利に固定され、3年から5年満期の預金に対する金利は、LIBOR/SWAPレートに300ベースポイント加えた金利に固定された。非居住者向けのルピー建普通預金に対する金利は、国内の普通預金に適用される金利に設定されている。2012年度以降、銀行は、非居住者（海外）向けルピー建預金及び非居住者向け普通預金口座の金利を決定することができる。ただし、その金利は、銀行により同等の国内向けルピー建預金に対して提示された金利を超えてはならない。2013年9月、インド準備銀行は、3年以上の満期を有する非居住者（海外）向けルピー建預金に対する金利の上限を、2014年2月28日まで撤廃した。2014年3月1日から、3年から5年の満期を有する非居住者向け外貨建預金に対する金利は、2013年8月から2014年2月の間に適用されたLIBOR/SWAPレートに400ベースポイント加えた特別金利から、上限をLIBOR/SWAPレートに300ベースポイント加えたものとする金利に戻った。また、非居住者（海外）向けのルピー建預金の金利も、2013年8月から2014年2月までに適用された従前の規制緩和に対して、同等の国内向けルピー建預金の金利を上限とされた。非居住者向け普通預金口座に関する制限は、一方で継続された。

2013年9月、インド準備銀行は、増分の外貨建預金に対するスワップファシリティを導入した。これは、ルピーの急落を考慮し、国内に外貨の流入を増やす目的で導入された。このファシリティは、非居住者（銀行）向け預金口座の外貨建預金のみを対象としており、米ドルのみで提供される。スワップの満期は3年以上で固定されている。銀行は、前の週に集められた外貨預金と同額のスワップに適する米ドルを上限額とし、週に一度のみスワップファシリティを利用することができる。スワップファシリティは、2013年9月10日から2013年11月30日の一定期間にのみ提供される。インド準備銀行によるその他の措置として、2013年7月26日から、3年以上の満期を有する増分の非居住者向け外貨建預金及び非居住者向けルピー建預金は、現金準備率及び法定流動性比率の要件から除外されている。この恩恵は、2014年3月8日以降に預けられる預金に対しては撤廃される。銀行がスワップファシリティに基づき調達した3年物の預金は、2017年度に満期を迎える。

地域及び人口区分を越えた金融サービスの利用可能性を高めるために、インド準備銀行は、銀行に対し、最低残高に関する要件を設けない、簡易的な普通預金口座を提供するよう助言した。

顧客サービス及び顧客保護に関する規制

顧客サービス及び顧客保護の強化は、インド準備銀行が重点を置く分野であり、効率的、公正かつスピーディーな顧客サービスの提供を常に重視している。これに関し、銀行の顧客サービスの改善を検討する委員会が2010年度に設置された。委員会での提案により、インド準備銀行は、複数のガイドラインを発表した。2013年7月、銀行は、口座を開設した支店であるかを問わず、全支店において、全顧客に対する単一価格政策を取るよう命じられた。さらに、銀行により提供される資産管理及びマーケティング・サービスに関するガイドラインの草案も発表された。ガイドラインによれば、資産管理サービスは、利害相反を避けるため、銀行の子会社又は別々とみなされる部門若しくは部署を通じてのみ提供することができる。さらに、銀行が資産管理サービスを提供するには、インド準備銀行の事前の承認が必要であるとされた。2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し、個人の借入人に対して変動金利貸付に係る担保実行手数料又は繰上返済違約金を課さないよう指示するガイドラインを発表した。さらに、銀行は、使用されていない口座において最低残高が維持されていないことに対する罰金を課すことも認められていない。

2014年11月、インド準備銀行は、普通預金口座において最低残高が維持されていないことに対する罰金に関する追加のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、罰金は、実際に維持された残高と、口座開設時に合意された最低残高との差額に対して、固定比率で課されるものとする。罰金回収のための適切な一枚岩構造（slab structure）が最終決定される可能性がある。さらに、最低残高が維持されていないことに対する罰金のみを理由に、普通預金口座の残高がマイナスになることはない保証されている。

2014年12月、インド準備銀行は、顧客権利の保護のための広範かつ包括的な原則を示す、顧客権利に関する宣言書を発表した。宣言書は、銀行の顧客の5つの基本的な権利（公正、透明性、公平かつ誠実な取引、継続性、プライバシー並びに苦情対応及び補償の権利）を示す。

2015年7月、インド準備銀行は、最高顧客サービス責任者／内部オンブズマンによる苦情処理のための手続上のガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は内部の苦情処理メカニズムに従って苦情を調査し、銀行が苦情を却下すると決定した場合及び／又は苦情者に対し部分的な救済のみを提供すると決定した場合には、さらなる調査のために、かかる苦情を例外なく最高顧客サービス責任者／内部オンブズマンに転送しなければならない。

預金保険

インドの銀行に預けられた100,000ルピー以下の普通及び定期預金は、インド準備銀行の完全子会社である預金保険信用保証会社により保証されなければならない。銀行は、6ヶ月ごとに、預金保険信用保証会社に対して、補償範囲内の金額に対して保険料を支払わなければならない。保険料は顧客に反映させることができない。2013年インド会社法に基づき、預金を受け入れた会社に対し、預金保険が義務付けられた。2015年9月、インド準備銀行は、インドの銀行のための差別的保険料システムに関する委員会報告書を発表し、インドにおけるリスク・ベースの保険料の導入を提案した。

預金者教育及び認識ファンド（DEAF）スキーム2014－1949年銀行規正法第26A条

インド準備銀行は、銀行に対し、2014年5月23日現在までで、未収利息を含め10年以上請求のないすべての適格な口座における累積残高を計算し、かかる金額を、2014年6月30日（銀行の営業終了時間前）に当該ファンドに移転させるよう助言した。その後も、各暦月に期限を迎える額を、翌月の最終営業日に移転すべきとした。

顧客の本人確認及び反マネーロンダリングに関する規制

2005年7月に発効した2002年マネーロンダリング防止法は、マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達を阻止し及びこれを犯罪とすることを目的としている。また、マネーロンダリング／テロ行為に関係する資産の凍結及び没収、並びに金融情報機関の設立についても規定している。この法律は、規定の取引に関する記録を保存し、特定の取引を金融情報機関に報告する指定団体（銀行及び金融機関を含む。）の義務について定めている。この法律はまた、同法の範囲内で起こりうる典型的な違反、指定取締役及び主要役員の任命並びに同法に基づくそれぞれの職務について列挙している。同法には、マネーロンダリング防止規則の枠組みも規定されている。同法及び同規則は、それ以降随時改定されている。

インド準備銀行は、2002年マネーロンダリング防止法及びそれに付随する規定に従い、その管轄内の銀行／金融機関が遵守すべき顧客の本人確認、反マネーロンダリング及びテロ行為のための資金調達の取締強化のための手続に関するガイドラインを規定している。これは、反マネーロンダリング基準及びテロ行為のための資金調達の取締強化に関する金融活動タスク・フォースの勧告に沿ったものである。これらのガイドラインの目的は、銀行が故意により又は故意によらずして、犯罪組織によりマネーロンダリング又はテロリストの資金調達活動のために利用されるのを防ぐことである。ガイドラインは、顧客受入方針、顧客の身元確認手続、取引の監視及びリスク管理を含む主要な点について定めている。ガイドラインは、高度なデュー・ディリジェンスの手法、マネーロンダリング防止法に従った定期的な報告、主要な役員としての指定取締役及び上級役員の任命、従業員の育成、反マネーロンダリング及び顧客の本人確認に関する独立監査の枠組み並びに少額の預金口座開設のための簡略化した顧客の本人確認手続の規定についても定めている。

資産負債管理に関する規制

インド準備銀行の資産負債管理に関する規制により、銀行は、国内及び海外における営業について、ルビー建て及び外貨建ての資産・負債ギャップを示した財務書類をそれぞれ作成しなければならない。これらのギャップを示した財務書類は、定期の及び予想される価格再決定日又は満期日に従い、すべての資産及び負債を記載することにより作成されている。この財務書類は、定期的にインド準備銀行へ提出される。インド準備銀行により、銀行は特定の期間に満期を迎え又は価格が再決定される資産及び負債の額の差異を積極的に監視し、リスク抑制制度として、各期間につきそのギャップに対する内部的な健全性制限を設けるよう勧告されている。

インド準備銀行の銀行間預金の健全性制限に関するガイドラインに従い、銀行による銀行間預金は、銀行の前年度末日における純資産の200.0%を超えてはならない。各行は、各行の取締役会による承認がある場合、各行のビジネスモデルを念頭に、銀行間預金に関する制限を引き下げることができる。しかしながら、資本に対するリスク資産比率が、（現在9%である）資本に対する最低リスク資産比率よりも少なくとも25%上回る（すなわち、前年度末日において11.25%）銀行は、当該銀行の純資産の300.0%を上限とし、銀行間預金に関する制限を引き上げることができる。かかる制限には、（インド国内で営業している銀行に対する外貨建ての銀行間預金を含む）インド国内におけるファンド・ベースの銀行間預金のみが含まれ、インド国外における銀行間預金は含まれていない。インド準備銀行のガイドラインにより、コール資金に対する既存の制限は、上述の制限内の別の制限とされている。現在、日次平均基準に基づき、コール／ノーティス資金の借入は、銀行の資本金の100%を超えてはならない。しかしながら、銀行は、2週間のうちいずれの日においても、自らの資本金の125%を上限とする借入を行うことを認められている。

インド準備銀行は、金利リスク管理のためのデュレーション・ギャップ分析に関するガイドラインを発表した。ガイドラインは、銀行がさらされる金利リスクを示すことを目的としている。デュレーション・ギャップ分析による金利センシティブリティについての報告書は、2011年6月30日以降は四半期ごとに、2012年4月30日以降は月ごとに提出されている。

2012年11月、インド準備銀行は、過去に随時発表されていた流動性リスク管理に関する様々な説明及びガイダンスを統合した。かかる説明及びガイダンスは、バーゼル委員会による健全な流動性リスク管理及び監督のための銀行監督指針に沿って強化されている。当該ガイドラインには、流動性リスクの管理、測定、監視及び流動性ポジションに関するインド準備銀行への報告に関し強化されたガイダンスを含む。

外貨販売代理店

インド準備銀行は、当行に対して当行の指定された支店を通じて外国為替を扱うための正規の公認販売代理店の認可を付与した。この認可に基づき、当行は以下の事由を行うことができる。

- ・ すべての通貨の外国為替取引に従事すること。
- ・ 海外で外国為替口座を開設し、保有すること。
- ・ 非居住者であるインド人から外貨建て及びルピー建ての預金を調達すること。
- ・ 外貨建貸付をオンショア及びオフショアの会社に対して行うこと。
- ・ 荷為替信用状を開設すること。
- ・ 輸入及び輸出貸付を行うこと。
- ・ 手形回収及び資金送金サービスを扱うこと。
- ・ 保証書を発行すること。
- ・ 当行の組織書類に基づいて認可され、かつ銀行規制法の条項により認められた、当行の通常の業務に付随するデリバティブ取引及びリスク管理活動を行うこと。

さらに、当行は、一定の条件に従い、金利スワップ、通貨スワップ及び金利先渡契約の形で、インドの会社への外貨建貸付エクスポージャーを押さえることができる。公認ディーラーカテゴリーにある銀行は、インド証券取引委員会が承認する証券取引所によって設置される予定の通貨デリバティブ部門の取引会員又は清算会員となることができる。かかる会員となるにあたっては、以下の要件を満たすことが条件となる。(i)最低純資産が5.0十億ルピーであること、(ii)最低自己資本比率が10%であること、(iii)純不良資産が3%を超えないこと及び(iv)過去3年間の純利益。

当行の外国為替業務は、為替管理マニュアルにおいてインド準備銀行により定められたガイドラインに従っている。公認ディーラーとして、当行は、インドの外国為替業務に関連する規則を制定するインド外国為替業協会のメンバーに登録しなければならない。当行はまた、金融基準の設定のため、政府機関に対しデータを提出する銀行の一行である。2014年4月、インド準備銀行は、金融基準に関する質、方法及び管理枠組みを強化する規定を推奨するガイドラインを発表した。これは、金融基準に関する委員会により提出された提案に基づいている。ガイドラインに従い、データを提出する銀行は、基準の提出プロセス管理に関する内部委員会の承認政策を導入し、定期的にガイドラインの遵守に関する確認書を提出しなければならない。さらに、独立系企業を、基準の管理のために設置するよう勧告された。2015年7月、ファイナンシャル・ベンチマークス・インド・プライベート・リミテッド (the Financial Benchmarks India Private Limited) が設立され、毎朝の実際の取引金利に基づく銀行間オーバーナイト金利を管理している。一定期間において、為替基準及びルピーの金利基準の管理も提案された。

当行のような公認ディーラーは、インド準備銀行のガイドラインに従ってオープン・ポジション及び満期ギャップに関する上限を決定しなければならない。これらの上限はインド準備銀行により承認される。

金の換金スキーム及びソブリン金貨債

2015年10月、インド準備銀行は、金の換金スキームに関するガイドラインを発表した。ガイドラインにおいては、銀行が金預金を集め、これらの金預金に対する貸付を行うことが認められている。金の換金スキームに基づく一度の預金の最低額は、原料金30グラムで、貸借対照表上の負債として扱われる最低1年から3年の短期銀行預金、5年から7年の中期預金及び12年から15年の長期預金がある。中期及び長期預金は、中央政府の負債となる。

預金者の選択による中期及び長期預金の償還は、預託された金の価値相当額のインド・ルピー又は金そのもののどちらによっても可能である。

インド準備銀行はまた、法定流動性比率の計算に適するソブリン金貨債への投資に関するガイドラインを発表した。当該債券は、貸付の担保としても利用することができる。

外国為替及びクロスボーダー業務取引に適用される規制

銀行により行われる外国為替及びクロスボーダー取引は、外国為替管理法の規定に従わなくてはならない。銀行は、リスク・ベースの手法を用いて、あらかじめ設定された規則に従い、顧客の取引を監視しなければならない。取引監視システムは、不自然な取引の特定、かかる取引に関する注意義務の行使、並びに疑わしいと確認された場合は、各法域における金融情報機関に対する報告を念頭に置いている。当行の取引監視システムは、定期的に見直され、適切な反マネーロンダリング・ソフトウェア技術ソリューションにより補強される。

インド準備銀行は、海外からの商業借入及び貿易金融に関するガイドラインを随時発表する。海外からの商業借入に関する統合ガイドラインは、インド準備銀行の海外からの商業借入、貿易金融、公認ディーラー及び公認ディーラー以外の人物による外貨建ての借入及び貸付に関する標準指針並びに1999年外国為替管理法（その後の改正を含む。）に基づく報告に関する標準指針によりカバーされている。ガイドラインは、銀行を含む金融仲介機関が借入に対する海外の貸付人の利益になるような借入金を調達するか、又は保証を提供することを認めていない。適切な借入人（主として企業）は、新規及び拡大プロジェクトへの資本財の輸入等の投資のために、またインフラ部門の為替の需要を満たすために借入金を調達することができる。海外からの商業借入によって調達した手取金もまた、海外のジョイントベンチャー及び完全子会社に対するインドの直接投資に関する既存のガイドラインに従って、ジョイントベンチャー及び完全子会社に対する海外直接投資に利用することができる。海外からの商業借入の手取金を、貸付、資本市場投資、インド国内での合併又は不動産投資（統合された自治体を含む。）に利用することはできない。インフラ部門及び製造業部門の会社が自動ルートで調達することができる海外からの商業借入は、年間750百万米ドルである。ソフトウェア開発部門及び小規模金融部門の会社は、それぞれ200百万米ドル及び100百万米ドルを上限として海外からの商業借入を利用することが認められる。

2015年9月、インド準備銀行は、インド居住者の借入人が、一定の条件の下、海外の貸付人とローン契約を締結した後に、ルピー建貿易金融を調達することを許可した。さらに、海外のルピー建貿易金融の貸付人は、現在、オンショア市場において認められたデリバティブ商品を通じて、ルピー建エクスポージャーをヘッジすることができる。

借入人は、既存の海外からの商業借入を借り換える目的で、海外からの商業借入を増やすことは認められている。しかしながら、このことは、インドの銀行の海外支店／子会社については認められていない。

2015年11月、インド準備銀行は、海外からの商業借入に関する改訂枠組みを発表した。改訂枠組みの主要な特徴には、海外からの商業借入の最終用途に関する制限の緩和、貸付人が通貨リスクを負担するインド・ルピー建借入金への緩やかなアプローチ、政府系ファンド、年金基金及び保険会社を海外の貸付人リストに含めるための当該リストの拡大並びに最短満期が平均3年間の、20百万米ドルから50百万米ドルまでの少額の、海外からの商業借入に対する上限の引上げ等がある。当該枠組みは、1）トラックⅠと称される最短満期が平均3年から5年の中期外貨建借入金、2）トラックⅡと称される最短満期が平均10年の長期外貨建借入金、及び3）トラックⅢと称される最短満期が平均3年から5年のインド・ルピー建借入金の3つの構成要素から成る。インドの銀行の海外支店及び子会社による貸付は、中期借入（トラックⅠ）に関してのみ許可されている。トラックⅠに基づく全費用の上限は、満期が平均3年から5年である借入については、LIBORプラス300ベースポイント、満期が平均5年超である借入については、LIBORプラス450ベースポイントである。トラックⅡに基づく全費用の上限は、ベンチマークを500ベースポイントを超える最大スプレッドであり、また、トラックⅢに基づく費用は、市況に沿っていなければならない。インフラ部門の会社、銀行以外のインフラ金融会社、銀行以外の資産運用会社、持株会社及びコア投資会社は、上記枠組みのトラックⅠに基づき、最短満期は平均5年、かつ100%がヘッジ対象の海外からの商業借入を調達することができる。

2015年9月、インド準備銀行は、海外市場におけるインド・ルピー建債券の発行に関するガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、海外からの商業借入を調達することのできるインドの会社に対して、かかる債券の発行が許可されている。会社の他に、不動産投資信託及びインフラ投資信託は、ガイドラインに従い借入を行うことができる。当該債券は、金融活動作業部会（FATF）に準拠した管轄地域において発行することができる。これらの債券の最短満期は5年であり、その最終用途に対する唯一の制限は、土地、資本市場エクスポージャー及び不動産の購入を含む活動に係るネガティブリストである。

2016年4月、インド準備銀行は、海外におけるルピー建債券の発行に関する改訂枠組みを発表した。海外におけるルピー建債券の発行は、随時通知される、企業の債務の外国からの投資に関して許可されている合計上限の範囲内で行われる。現行の上限によれば、事業体がこれらの債券の発行により1会計年度中に自動ルートで借り入れられる金額は、最大50十億ルピーである。50十億ルピーを超える借入の提案には、インド準備銀行の事前の承認が必要である。ルピー建債券は特定の国においてのみ発行することができ、特定の国の居住者によってのみ引き受けられる。これらの債券の最短満期は、対外ポートフォリオ投資ルートを通じた社債への外国投資に関する満期ガイドラインに沿って、3年に設定されている。

インドの銀行による外貨借入

インド準備銀行は、減損されていないTier 1 資本の50%又は10百万米ドルのいずれか高い方を上限として、銀行による海外支店及びコルレス銀行からの資金の借入（輸出信用のための借入、海外からの商業借入及び本店／ノストロ口座からの当座貸越を含む。）を認めた。しかしながら、1年以内の短期借入に関しては、全体の50%の制限の範囲内で、減損されていないTier 1 資本の20%を超えてはならない。2013年10月、インド準備銀行は、借入の上限を、減損されていないTier 1 資本の50%から100%に引き上げ、10百万米ドルのいずれか高い方とする通知を発表した。引き上げられた上限は、経済における外貨流入を促進する措置として、2013年11月30日までの一定期間に限って提供された。かかる借入は、インド準備銀行により2013年9月10日から2013年11月30日の間に提供された、年率3.5%の固定金利での米ドル・ルピーのスワップファシリティにも適用された。

インド準備銀行が発表した、インドの銀行による外貨借入に関連する規制及びガイドライン（その後の改正を含む。）は、リスク管理及び銀行間取引に関するマスターサーキュラーに統合された。前述の上限の対象には、インドのすべての事務所及び支店によるそれらのすべての海外支店又はコルレス銀行からの借入の合計額並びに国内の金貸付に対する融資のための金による海外借入も含まれる。インド準備銀行の個別の承認を受けた革新的永久債及びその他の海外からの借入により調達された資本金は、引続き減損されていないTier 1 資本の50%の制限から除外される。

法定準備金規制

現金準備率

銀行は、銀行間預金を除いて、有する普通及び定期預金の純額に対する一定割合を、自行での現金準備及びインド準備銀行への当座預金の形で、保有しなければならない。2006年インド準備銀行（改正）法案の成立を受けて、現金準備率の下限及び上限（以前はそれぞれ3.0%及び20.0%）が撤廃された。下記の債務は、現金準備率を決定する際の普通及び定期預金の計算から除かれている。

- ・ 銀行間預金
- ・ 公認ディーラーに対する預金
- ・ 銀行に対して再融資することができるインド準備銀行及び銀行からの再融資
- ・ 下位Tier 1 資本として扱われる永久債

2013年2月9日を開始日とする2週間から、現金準備率は（i）銀行の払込済資本、準備金及び預金残高、（ii）所得税の引当金純額、（iii）請求に対して預金保険信用保証会社から受領し、また調整前の銀行が有する額、（iv）追加的な負債の発生及び損益計算書から生じる特定の負債とは異なる引当金並びに（v）オフショア銀行ユニットに係る普通預金及び定期預金の額を含む（が、これらに限定されない。）除外項目に係る調整後の普通預金及び定期預金の純額の4%に変更された。インド準備銀行は、現金準備率残高に対して金利を支払っていない。

現金準備率は、2週間の平均基準に基づいて維持されていなければならない。2013年7月、インド準備銀行は、為替レートの変動を安定させる規定の一部として、その2週間の内のいかなる日における現金準備率も最低70.0%とする1日の現金準備率の要件を99%まで引き上げた。2013年9月、為替レートの変動の安定を受け、1日の最低現金準備率は95%に引き下げられた。2016年4月、インド準備銀行は、2016年4月16日に開始する2週間以降、当該要件をさらに90%まで引き下げた。

法定流動性比率

現金準備率に加えて、銀行は、その普通及び定期預金の純額に対する一定割合を、現金、金又は承認された無担保の証券等の流動資産の形で維持しなければならない。2015年10月、インド準備銀行は、ソブリン金貨債への投資も法定流動性比率の計算に含めることを認めた。インド準備銀行が定めたとおり、インドの銀行は、法定流動性比率を2016年4月2日からは21.25%、2016年7月9日からは21.0%の水準で維持することが義務付けられた（2016年3月31日現在では21.5%）。

流動性回収比率

2014年6月、インド準備銀行は、流動性基準—流動性回収比率、流動性リスク監視ツール及び流動性回収比率開示基準に関するバーゼルⅢ取組みを導入するためのガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、銀行は、特定の規定されたストレス状態における、翌30暦日に係る純キャッシュ・アウトフロー総額に対する上質な流動性資産の残高の比率である、最低流動性回収比率を維持しなければならない。流動性回収比率は、30日間継続する仮説上のストレス期間においても深刻な流動性に関する要件を達成することができる、十分な水準の負担のない上質な流動資産を銀行に維持させることが確保できるよう規定している。当該ガイドラインは、2015年1月1日から60.0%の最低流動性回収比率で適用が開始され、2019年1月1日から段階的に100.0%まで増加される。

上述したとおり、インド法及び諸規則の下、インドの銀行には、規定された比率（現在は21.00%）以上の法定流動性比率を維持することが求められる。法定流動性比率は、銀行の普通預金及び定期預金に対する銀行の流動性資産（現金、金又は適格かつ担保権を設定されていない有価証券等（以下「法定流動性比率証券」という。））の比率として算出される。法定流動性比率証券には、インド中央政府債及びインド州政府によって発行された特定の有価証券が含まれる。さらに、2014年11月に発表された流動性基準に関するガイドラインに従い、インド準備銀行は、特定のストレス状態において、ハイレベルで上質な流動性資産として分類される特定の証券に対する緊急流動性枠を銀行が利用することを認めている。流動性回収比率のための流動性利用ファシリティと呼ばれるこのファシリティは、インド準備銀行によって運用されている。ファシリティの利用は、銀行の流動性回収比率に含まれる。法定流動性比率はバーゼルⅢ流動性基準の一部ではないものの、銀行の法定流動性比率証券の一部は、インド準備銀行の流動性回収比率のガイドラインにおける上質な流動性資産として認識される。

インド準備銀行は、銀行に対して、（i）インド準備銀行の限界貸出金利において流動性を利用することのできる有価証券につき、銀行の普通預金及び定期預金の純額の2.0%まで、（ii）インド準備銀行の流動性回収比率のための流動性利用ファシリティの下、流動性を利用することのできる有価証券につき、追加的な銀行の普通預金及び定期預金の純額の5.0%まで、並びに（iii）2016年7月にさらに4.0%増加した、義務的法定流動性比率要件内の流動性回収比率のための流動性利用ファシリティの下、普通預金及び定期預金の純額の3.0%までの価値を有する法定流動性比率証券を、流動性回収比率におけるハイレベルで上質な流動性資産として認識することを許可する。したがって、銀行は、法定流動性比率証券を構成する普通預金及び定期預金の純額のうち、合計11.0%をハイレベルで上質な流動性資産として認識することができる。バーゼルⅢ流動性基準においては国のソブリン債のみが含まれることに対して、インド準備銀行のガイドラインの下では、法定流動性比率証券には、ハイレベルで上質な流動性資産としても認識される、特定のインド州政府債も含まれる。インドの銀行は、通常、その法定流動性比率債の多くを、バーゼルⅢ基準の下でハイレベルで上質な流動性資産とみなされるインド中央政府債への投資の形で保有する。

さらに、2015年3月、インド準備銀行は、2016年1月1日以降、流動性回収比率基準、流動性リスク監視手段及び流動性回収比率開示基準が、インドの銀行に対して連結ベースで適用されることに関するガイドラインを発表した。

安定調達比率

2015年5月、インド準備銀行は安定調達比率に関してガイドライン草案を発表した。かかる比率は、銀行に、継続的に安定した資金源から自らの業務への投資を行うことを義務付けることにより長期にわたる耐性を促進する。ガイドラインに従い、安定調達比率は、必要な安定調達額に対する利用可能な安定調達額と定義される。銀行は、継続して100.0%以上の水準を保たなくてはならない。かかるガイドラインは、2018年1月1日から適用される予定である。

持分制限

インド政府はインドの銀行に対する外国人の持分を制限している。当行のような民間銀行に対する外国人の持分合計は、払込済資本の74%を超過してはならず、また証券市場を通じてポートフォリオ投資制度の下で外国機関投資家により保有される株式は、払込済資本の49%を超過してはならない。

銀行の株式を取得又は譲渡し、当該個人又はグループの（直接的及び間接的、実質的又はその他の）持分総額が銀行の払込済資本総額の5%以上になる場合には、インド準備銀行の承認を受けなくてはならない。インド準備銀行が承認する際には、その総株式数が定められた基準を超過している株主が適切妥当な評価を満たすようにしなければならないことを含む、その適用に関連すると考えられるすべての事情を考慮することができる。その取得者及び譲受人が株主として適切かつ妥当であるか否かを判断する際に、インド準備銀行は、取得者若しくは譲受人の誠実性、評判及び財政問題における実績並びに税法、取得者若しくは譲受人及び投資の資金提供者に対する厳格な懲戒若しくは刑事手続を遵守しているかどうか等様々な要素（ただし、これらに限られない。）を考慮することができる。

2005年2月、インド準備銀行は、民間銀行における持分及びガバナンスに関するガイドラインを発表した。持分に関するガイドラインの主要な規定は以下のとおりである。

- ・ いかなる事業体及び関連する事業体グループも、直接的又は間接的に民間銀行の払込済株式資本の10.0%超を保有し管理することが認められず、さらに多くを取得するにはインド準備銀行の事前の承認が必要となる。
- ・ 法人株主に関しては、事業体又は関連する事業体グループは法人株主の10.0%を超過する持分を有しないようにすることが目的である。金融事業体が株主である場合には、広く保有され、一般に上場され適切に規制されていることを確保することが目的である。
- ・ インド準備銀行は、問題のある銀行若しくは脆弱な銀行を再編する場合又は銀行業界における合併の利益のために多くの株式保有を認めることができる。
- ・ 非居住者であり、単独ではないインド人は、民間銀行の払込済資本の5.0%を超える投資を行うことはできない。非居住者であるインド人による投資の合計上限は、民間銀行の払込済資本の10.0%に制限されるが、取締役会の承認により、当該銀行の払込済資本の24.0%まで増加することができる。
- ・ 銀行は、株主が適格要件を継続的に遵守することについて責任を負う。
- ・ 所定の制限を超過した株式を保有する株主を持つ銀行は、法令遵守の計画を示さなくてはならない。

個人、企業又はグループが銀行の払込済資本金若しくは議決権の5.0%超を取得する場合には、インド準備銀行の事前承認を必須とする、と規定する銀行規制法を改正する法律案は、国会により承認され、2013年度に通知された。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 構造改革－(v) インドにおける銀行の取締役会管理に関する報告書」を参照のこと。

2009年2月、インド政府は、インド企業への直接的及び間接的な外国投資の総額を計算するためのガイドラインを発表した。このガイドラインに従って、インドの株主によって過半数を所有されず、支配されていないインド企業における海外保有株式は、かかるインド企業の被投資企業（個別に特定の規制が存在する、保険部門における被投資企業を除く。）における海外保有株式を算出する際に考慮に入れられる。当行のようなインドの民間部門銀行は、74.0%を上限とした外国資本が認められているため、これは当行を含むインドの民間部門銀行及びその子会社によって行われるその他の企業への投資に影響を及ぼすであろう。これについては、インド人の株主が、外国人による74.0%を上限とした所有制限の遵守を目的としたものとみなされるかどうかの評価も要求される。しかしながら、これは当行の保険子会社に対する当行の投資には影響しない。

2016年度において、インド政府は、銀行を含むインドの会社に対する外国投資に構成上限を設け、これにより、直接投資及びポートフォリオ投資に関するサブ・リミットを統合した。外国人による銀行の保有割合の全体的な上限は、引続き74.0%であった。さらに、2016年5月、インド準備銀行は、民間部門銀行の株主持分に関する改訂ガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、非金融会社は10.0%、多様化されていない非上場金融機関は15.0%、政府を含む十分に多様化された上場金融機関は40%を上限として民間部門銀行の株主持分を保有することができる。議決権の上限は15.0%である。ただし、5.0%以上の株主持分／議決権を取得する場合には、インド準備銀行の事前の承認が必要である。

持株会社

2011年度政策報告書において、インド準備銀行は、持株会社のストラクチャーを導入する際のロードマップ作成のため、政府、多方面の監督機関及び銀行からの各代表者によるワーキング・グループを構成したことを発表した。ワーキング・グループの報告書は、2011年5月に公表され、報告書において、特に大規模な金融グループは、個別の規制の枠組みを有する金融持株会社の構造をとる利点があるという重要な提案がなされていた。

インド準備銀行は、新たな民間部門銀行免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づくすべての新たな銀行に対し、金融持株会社の構造で設立することを義務付けた。「－(1) インドの金融部門の概要－(m) 構造改革－(ii) 銀行業務システムに関する審議文書」を参照のこと。

配当の支払制限

銀行規制法により、銀行は、配当を宣言する前に、資本支出の完全な償却及び開示された年間利益の20.0%の準備金勘定への繰入を義務付けられている。

銀行は、以下の健全性要件を満たした場合に配当を宣言することができる。

- ・ 過去2年間及び当該銀行が配当金を宣言しようとする会計年度の自己資本比率が9.0%以上であること。
- ・ 純不良資産比率が7.0%未満であること。
- ・ 現行の規制及び資産の減損、従業員退職金、利益の法定準備金への繰入等に対する適切な引当金の設定等に関してインド準備銀行により発行された広く行き渡っている規則及びガイドラインを銀行が遵守していること。
- ・ 予定配当金が当期利益から支払われること。
- ・ インド準備銀行のバーゼルIIIガイドラインの下、銀行は、最低資本要件に従っており、資本配分の規制を避けるため、資本保全バッファを最低要件以上に維持しなければならない。資本保全バッファは、インド準備銀行により規定されているとおり、2016年3月31日から段階的に導入され、2019年3月31日までに導入が完了する。インド準備銀行は、資本保全バッファの枠組みが有効となれば、銀行による配当金支払が、上記ガイドラインの適用により管理されると明確にしている。銀行が2年連続上記の自己資本比率要件を満たしていない場合であっても、当該銀行が配当金の宣言を予定している会計年度において自己資本比率が9.0%以上であり、かつ純不良資産比率が5.0%未満であるときには、配当金の宣言を行うことができる。上記規制の下で配当金を宣言することができる銀行は、以下の制限に従うことを条件として配当金の宣言を行うことができる。

- ・ 配当金支払比率（当期純利益に対する年間の支払配当金の割合として算出される。）は、40.0%を超過してはならない。配当金支払比率の最大許容範囲は、過去3年間の毎年の自己資本比率及び純不良資産比率に応じ、銀行により異なる。
- ・ 当該期間の収益に特別利益が含まれる場合、支払比率は、健全な支払比率を遵守するためにその特別利益を控除した後に算出されなければならない。
- ・ 銀行が配当金を宣言する会計年度に係る財務書類に法定監査人による当期の収益に悪影響を及ぼす可能性がある限定意見が付されている場合は、純利益は、配当金支払比率を算出する上で、適切に調整される。

銀行の業務停止、再建及び合併

インド準備銀行は、インド政府に対し、銀行の業務停止を申請することができる。インド政府は、インド準備銀行の申請を検討した上で、当該銀行に対する訴訟手続の開始につき最長6ヶ月間の停止命令を言い渡すことができる。当該停止期間中、(a)公共の利益のため、(b)預金者の利益のため、(c)銀行の適切な経営を確保するため又は(d)国全体の銀行システムの利益のために、インド準備銀行は、銀行の再建又は他行との合併の計画を作成することができる。銀行の再建又は他行との合併を伴う場合、インド準備銀行は、インド政府に許可を得るために当該計画を提出する前に、計画草案についての提案及び異議申立てを受付ける。中央政府は、修正の有無にかかわらず、当該計画を承認することができる。法律上かかる銀行の株主又は債権者の承認を必要としない。インド準備銀行は、民間部門銀行の合併に関するすべての規制を、標準指針（2016年民間部門銀行の合併に関する指針）に統合した。

民間銀行間及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に対する規制

2005年5月、インド準備銀行は、民間銀行間の合併及び銀行と銀行以外の金融会社との合併に関するガイドラインを発表した。ガイドラインでは、特に、合併の根拠、合併から生じる組織的利益及び合併した事業体の利益の調査が重視されている。2つの民間銀行の合併に関して、ガイドラインによると、当該2つの銀行の取締役会による承認の後、合併計画案が両銀行の株主の3分の2の多数で承認されなければならない。計画案は、合併する銀行の評価額、収益性及び自己資本比率に対する合併の影響をも考慮し、合併後の取締役会がインド準備銀行の基準に沿うことを実証しなければならない。承認された計画は、提案された合併の草案文書、関連するすべての通知及び証明書、スワップ率、株価等の他の文書とともにインド準備銀行に提出され、銀行規制法に従って評価及び承認される必要がある。銀行と銀行以外の会社との合併に関しては、ガイドラインにより、銀行以外の金融会社は、すべての口座について、身元確認基準並びにインド準備銀行及びインド証券取引委員会により発表されている関連する基準を遵守しなければならないとされている。銀行以外の金融会社は、当該会社が上場しているか否かにかかわらず、合併の協議の前後における、発起人の株式の取引を規制するために、インド証券取引委員会により発表されたインサイダー取引基準もまた遵守しなければならない。「—その他の法令—インド競争法」を参照のこと。

信用情報機関

インド国会により、2005年信用情報会社（規制）法が制定された。その法律に従い、銀行等のすべての金融機関が信用情報機関のメンバーとなり、信用情報機関により金融機関に必要とされる、その金融機関との信用関係を築いている個人又はグループに対する信用情報を、信用情報機関へ報告しなければならない。その他の金融機関、信用情報機関及びインド準備銀行が指定したその他の主体は、公開された信用情報を利用することができる。インド準備銀行は、カバレッジ及び信用情報の強化を目指しており、本件に関する委員会を組織した。当該委員会は、2014年3月に提案を提出しており、その提案には、信用情報会社に対して信用情報を提供するための標準化されたデータ形式、信用度の共通分類及び信用情報会社による成功事例が含まれていた。2014年6月、いくつかの提案がインド準備銀行により承認され、それらに応じてガイドラインが発表された。最近では、2016年6月に、インド準備銀行が、銀行に対し、借入人のコマーシャル・ペーパー及びヘッジされていない外貨エクスポージャーへの投資に係る情報を信用情報会社に知らせることを義務付けるガイドラインを発表した。

金融安定性及び開発審議会並びに金融部門法制改革委員会

2011年度、インド政府は、金融安定性及び開発審議会という名称の最高レベルの組織を設置した。当該組織は、独立した組織であり、規制を監督し、金融安定性を維持するためのメカニズムを強化する。当該組織は、経済のマクロ・プルデンシャルな統括を監視し、巨大な金融コングロマリットとしての機能は、規制間での調和の問題に取り組み、ファイナンシャル・リテラシー及び金融包括活動を重要視する。政府はまた、金融部門の法律を再検討し、金融部門の要求が法律に反映されるよう、金融部門法制改革委員会を組織した。委員会は、2013年3月に報告書を提出し、金融部門を統制する異なる法律を統合するインド金融法を提案した。当該枠組みは、顧客保護、規制、資本管理、システム上のリスク及び決議等の要素を含む。当該法律では、インド準備銀行が銀行システム及び支払システムを規制し、インド統合金融機関が保険業規制開発委員会やインド証券取引委員会等その他すべての既存の金融部門規制機関を組み込むような規制システムに移行することも提案している。

2010年8月、国会は、2010年有価証券及び保険法（改正及び検証）案を可決した。当該法案は、規制当局間の紛争を解決するための仕組みを提供するものである。委員会は、財務大臣を委員長、インド準備銀行総裁を副委員長とし、インド証券取引委員会、保険業規制開発委員会、年金基金規制開発局の各委員長、並びに経済局長及び金融サービス局長により構成され、かかる紛争に最終判決を下す。

金融機関の破綻処理制度

金融安定性及び開発審議会は、金融機関の破綻処理制度の強化について検討する高水準のワーキング・グループを構成した。当該ワーキング・グループは、2014年5月に報告書を提出した。当該グループの主要な提案には、関連する金融部門の規制機関と調整の上、破綻枠組みの導入に責任を持つ、独立した金融機関の破綻処理機関の設立を含む。金融機関の破綻枠組みは、法的強制力があり、銀行、銀行以外の金融会社及び金融コングロマリットを含むすべての金融機関を対象とする。当該枠組みは、流動性、買取り及び引受け、既存の債権者の株主への転換及び一時的な公的所有等を含む救済措置の一通りの手段を確認する。当該破綻枠組みは、納税者からの資金の利用を避け、株主及び無担保債権者への損失の負担を保証する。金融機関が困難に陥り、システム上重要であると考えられる場合、その他すべての選択肢が上手くいかなければ、政府がその金融機関を管理するというのが破綻の最終的な選択肢となる。2017年度の連邦予算で、政府は、2017年度内に、金融機関の破綻処理に関する包括規定が、法案としてインド国会に提案されると表明した。この規定は、銀行、保険会社及び金融部門の事業体の破綻状態に対処するための特殊な破綻処理メカニズムを定めている。

取扱代理業者の利用に関する規制

銀行の出先機関の増加及び金融包括の拡大の保証を目的として、インド準備銀行は、2006年1月、銀行及び金融サービスを提供する銀行が取扱代理業者を利用するガイドラインを発表した。取扱代理業者とは、銀行がその支店以外の場所において、銀行業務提供目的で利用する代理業者をいう。取扱代理業者により、銀行は、レンガ及びモルタル造りの支店設立が必ずしもあらゆる地域において実行可能でない可能性があるため、低コストで限られた範囲の銀行業務を提供することができる。銀行は、自らが利用する取扱代理業者の懈怠及び委託行為に対して、全責任を負う義務があり、代理リスクを最小化するため、デュー・ディリジェンスを実施しなくてはならない。2006年1月に取扱代理業者モデルが導入された際、取扱代理業者として行為することを許可された事業体には、退職した銀行員、退職した教員、小規模の独立した食料雑貨品店、医療及び公正価格の個人店主等の個人並びにその他特定の個人が含まれていた。非個人事業体には、協会法／信託法に基づき設立された非政府機関又は小規模金融機関、相互援助協会法又は州協会法に基づき登録された協会、非営利目的会社及び郵便局が含まれていた。また、2010年9月以降、銀行は、大規模かつ広範な小売店を有し、会社法に基づき登録された会社（銀行以外の金融会社を除く。）を、当該許可以前に許可を受けた個人／事業体の他に、取扱代理業者として利用することを認められている。2014年6月、インド準備銀行は、預金預かりをしない銀行以外の金融会社に対しても、取扱代理業者として任命することを認めた。さらに、取扱代理業者のチャネルを拡大するため、2014年4月、インド準備銀行は、銀行の取締役会に少なくとも6ヶ月に1回、取扱代理業者に対する業務及び報酬支払いを見直すよう求めるガイドラインを発表した。2016年4月に発表された金融政策綱領において、インド準備銀行は、取扱代理業者を登記することを提案した。

モバイル・バンキングに関する規制

インド準備銀行は、インドの銀行に、その顧客に対してモバイル・バンキングを提供することを許可した。かかるサービスは、国内市場におけるインド・ルピーに基づいた取引においてのみ提供される。顧客口座への借方計上を含む取引は、取引実行のため2つのレベルの認証を必要とする。2014年12月、インド準備銀行は、複数の手段による個人暗証番号（PIN）の開発を含むモバイル・バンキングへの簡便な登録の提供を銀行に求めるガイドラインを発表した。2015年12月、インド準備銀行は、2016年3月31日までにすべてのATMにおいてモバイル・バンキングの顧客登録機能を利用可能にするため、銀行に対し、ナショナル・ファイナンシャル・スイッチ（National Financial Switch）に参加することを義務付けた。

収益の計算及び開示に関する基準

2015年3月、直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes）は、課税所得の計算に関するガイドラインを規定している収益の計算及び開示に関する基準（ICDS）を通知した。これらのガイドラインは、当行の会計帳簿を維持するためのものではない。これらのガイドラインは、当行を含め、収益の計算において発生主義会計を踏襲するすべての納税者に適用される。インド会計基準の規定と、税務当局により定められた収益の計算に関する基準の規定との間に相違がある場合、インド会計基準が優先する。税務当局により発表され、会計方針に関連するガイドラインの対象となる広範な分野には、棚卸資産、建設契約、収益認識、有形固定資産、外国為替の変動による影響、政府助成金、有価証券、借入費用、偶発債務及び偶発資産の評価が含まれる。ガイドラインは、2015年4月1日より適用された。しかしながら、これらのガイドラインの実施に関して明確化が模索されており、この点に関して、さらなる詳細が待たれている。

銀行規制法の要件

禁止業務

銀行規制法は、銀行が従事することのできる事業活動を指定している。銀行は、かかる指定事業以外の業務を行うことができない。

準備金基金

インドで設立されたいかなる銀行も、準備金基金を設けなければならない。当該銀行は、配当前の各年度利益の25.0%以上を準備金基金へ繰入れなければならない。この勘定から充当がある場合には、当該銀行は、21日以内に、インド準備銀行に対し当該充当が生じた理由の説明とともにその事実を報告しなければならない。インド政府は、インド準備銀行の推薦により、特定の銀行の当該準備金基金に関する要件を免除することができる。

株式資本及び議決権の制限

銀行は、普通株式のみを発行することができる。銀行規制法は現在、銀行のいかなる株主も、当該銀行の総株主の総議決権の15.0%を超えて投票による議決権を行使することができない旨を定めている。

2006年に、インド国会はインドの公共部門銀行に関する法律を改正し、これにより公共部門銀行による優先株式の発行及び株式の優先割当又は私募が可能となった。現在の規定によると、インドの民間部門銀行は、優先株式を発行することができない。すべての銀行による償還可能優先株式及び非償還優先株式の発行を可能にするための銀行規制法改正案が、インド国会に提出されている。合併以前において、ICICIは、3.5十億ルピーの2018年に償還することができる優先株式資本を発行していた。インド政府は、インド準備銀行の推薦に基づき、当行に対し、これらの株式の償還期限まで、当行の資本構造に優先株式を含めることを可能とする免除を与えた。

インド準備銀行からの通知に従い、2013年度における銀行規正法の改正は、議決権の上限を10.0%から26.0%へと、段階的に増加させた。インド準備銀行は、議決権の上限を15.0%と通知している。「一(1) インドの金融部門の概要—(m)構造改革—(i) 銀行規制法の改正」を参照のこと。

2015年11月、インド準備銀行は、民間部門銀行の株式又は議決権を5.0%以上取得する場合には、事前の承認が必要であることを明示した。民間銀行の払込済株式資本を5.0%以上保有する株主は、銀行にその「適格」な地位についての宣誓書を提出しなければならない。既存の大株主による持分合計10.0%までの新たな取得の場合は、インド準備銀行の承認を要しない。

一社に対する投資の制限

いかなる銀行も、質権者、抵当権者又は絶対的所有者として、子会社を除くいかなる会社の払込済株式資本の30.0%又は自己の払込済株式資本及び準備金の30.0%のいずれか少ない方を超えて当該会社の株式を保有することができない。2011年12月、インド準備銀行は、非金融サービス活動に従事する会社への銀行の株式投資を被投資会社の払込済株式資本の10%に制限する、非金融サービス会社への銀行の投資に関するガイドラインを発表した。

法定報告及び検査手続

インド準備銀行は、1949年銀行規制法及び1934年インド準備銀行法の様々な規定の下、インドの銀行システムを監督する責任を有する。この責任は、地方銀行を除くすべての商業銀行に対し、インド準備銀行の銀行監督部門により果たされている。監督枠組みは、徐々に発展し、インド準備銀行は、バーゼルの「効果的な銀行監督の基本方針」に従い革新的に動いている。既存の監督枠組みは、リスクに基づく監督枠組みの確立に向けて修正されている。

当該枠組みは、インド準備銀行が、各銀行に対し、そのリスク構造に基づく異なる監督を適用することで、銀行に対する監督プロセスをより効率的かつ効果的にすることを目的としている。銀行のリスクに関する詳細な質的及び量的評価は、監督官により継続的に行われ、インド準備銀行により、リスク評価報告書が発表される。インド準備銀行は、当該枠組みの下、指定された銀行との唯一の窓口となる上級監督幹事を任命した。

当行は、2013年度から当該枠組みに基づく監督を受けている。リスク評価報告書は、当行による対応に関する報告書と併せて、当行の取締役会に提出されなければならない。ICICIバンクは、当行の取締役会による承認を経て、当行による対応に関する報告書をインド準備銀行へ提出しなければならない。インド準備銀行は、代表取締役兼最高経営責任者を含む当行の経営陣と報告書に関する審議を行うこともある。

取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の取締役の任命及び報酬

当行は、当行の取締役会議長及びマネージング・ディレクター並びにその他の業務執行取締役の任命及び報酬の決定に際し、事前にインド準備銀行の承認を得る必要がある。インド準備銀行は、取締役会議長、マネージング・ディレクター及びその他の業務執行取締役の候補者を、公益、預金者の利益又は当行の適切な経営の観点から拒否する権限を有する。さらに、インド準備銀行は、当行に関連する問題を審議するために当行の取締役会の開催を命じ、当該取締役会におけるオブザーバーを指名し、また一般的に、必要とみなす経営陣の変更を行うことができ、かつ新たな取締役を選任するために当行の定時株主総会の招集を命じることができる。当行は、他の銀行の取締役である者を取締役として任命することはできない。インド準備銀行は、銀行の取締役としての適格要件に関するガイドラインを発表している。当行の取締役は、これらのガイドラインの要件を満たさなければならない。

2012年1月13日、インド準備銀行は、常勤取締役／最高経営責任者／リスクテイク並びに民間部門及びインド国内で業務を行っている外資系銀行の管理部門スタッフの報酬に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインには、報酬の効果的な管理、リスク負担と報酬の調整並びに利害関係者による効果的な監視及び従事に関する指針が含まれている。

2015年6月1日、インド準備銀行は民間部門銀行の非業務執行取締役の報酬に関するガイドラインを発表した。ガイドラインに従い、取締役会は、報酬委員会との協議の上、（非常勤の非業務執行取締役以外の）非業務執行取締役のための包括的な報酬方針を形成し、適用しなければならない。かかる方針において、取締役会は、銀行が得た利益に基づいた利益に関連した手数料の形で、報酬の支払いを行うことができる。かかる報酬は、各取締役につき年間1.0百万ルピーを超えてはならない。さらに、民間部門銀行は、1949年銀行規制法第10条B（1A）（i）及び第35条Bに基づき非常勤の非業務執行取締役に対して報酬を支払う際には、インド準備銀行の事前の許可の取得が必要となる。

罰則

インド準備銀行は、銀行及びその従業員に対して、銀行規制法に基づく規制に違反した場合には、罰則を課すことがある。罰則は、一定額の罰金である場合や、規制違反に含まれる金額に関連する場合もある。罰則には、懲役刑もあり得る。

インドにおいて保有されるべき資産

各行は、そのインドにおける資産（インドで振り出された輸入・輸出手形及びインド準備銀行により承認された証券（インド国外で保有されているとしても）を含む。）が、インドにおけるその普通及び定期預金の75.0%を下回らないようにしなければならない。

浮動担保の設定に関する制限

当行の事業及び財産に対する浮動担保を設定するためには、インド準備銀行の事前の承認が必要である。現在、債券を含むすべての当行の借入は無担保である。

記録の保管

当行は、帳簿及び記録簿を保管しなければならない。銀行規制法は、銀行が特定の方法により帳簿及び記録簿を保管すること、並びに帳簿及び記録簿を定期的に会社登記官へ提出することを義務付けている。他の会社と同様に当行も、書類の作成及びインド会社法及び同法に基づく規則に規定された、株主による帳簿の閲覧用に記録を利用することを定めた規定の適用を受ける。インド準備銀行により策定された顧客の本人確認ガイドラインでは、特定の記録簿に関しては、定期的に更新するよう規定している。マネーロンダリング防止法によると、取引記録簿は顧客と銀行の取引日後5年間（2013年2月に10年間から5年間へ変更された。）保管されなければならない。顧客の本人確認ガイドラインは、顧客との関係が停止した日から5年間保管されなければならない。1985年銀行（記録保存期間）法は、かかる記録を8年間保管することを要求している。1985年銀行（記録保存期間）法は、通帳、口座及び株式台帳に関連するその他書類の銀行の記録を3年間保管するよう定めている。

その他の法令

インド会社法

銀行を含むインドの会社は、特定の部門に関する法令並びに部門別の規制機関により定められている規則及びガイドラインに加え、1956年インド会社法に関連する規定を遵守するよう義務付けられている。2013年、インド議会は2013年新インド会社法を採択しており、これには、特に取締役の責任の増加やコーポレート・ガバナンスの慣行の改善及び一定の規模以上の企業に対し、企業の社会的責任を果たすよう命じ、過去3年間の平均純利益の最低2%を企業の社会的責任イニシアチブに使用するよう義務付けることが含まれる。これに関する不足があった場合は、年次報告書で説明するよう義務付けられている。2013年新インド会社法の導入のための規則の大部分について通知がされ、2014年4月1日以降施行される。

インド競争法

2002年インド競争法は、競争の促進、不公平な取引慣行の防止及び消費者の利益保護を目的としたインド競争委員会を設立した。インド競争法は、非競争的な契約及び市場独占の濫用を禁止し、一定の規模以上の企業に関する合併吸収の際に、インド競争委員会の承認を得るよう義務付けた。さらに、2002年インド競争法を改正するものである2012年新競争法法案（改正）は、2012年12月に議会の下院に提出された。かかる法案は、独占の乱用の認定に関し、企業レベルからグループレベルへ範囲を広げ、本法に基づき規制される合併の敷居を明確にする柔軟性をインド議会に対し与え、また、部門別の規制機関に対し関連する部門における合併吸収に関するインド競争委員会の立場を取るよう義務付けることを目的としている。当該法案は、後に金融常設委員会に付託され、2014年2月に報告書を提出した。当該法案は、2014年5月の国会の解散以降失効し、現時点では新政府による再提出はされていない。

守秘義務

当行の守秘義務は、当行の顧客との関係を規制する慣習法から生ずる。当行は、明確に規定された状況を除いて、第三者にいかなる情報も開示することができない。この一般原則に関する例外は以下のとおりである。

- ・ 法律によって開示をしなければならないとき。
- ・ 公開しなければならない義務が存在するとき。
- ・ 当行がその利益のために情報公開する必要があるとき。
- ・ 公開に対して顧客の明示又は黙示の同意があるとき。

当行は、裁判所の命令があった場合にも情報を開示しなくてはならない。インド準備銀行は、公益の見地から、銀行から得た情報を公開することがある。銀行帳簿証拠法の規定に基づいて、銀行の役員により証明された台帳、業務日誌、現金帳簿及び会計帳簿等の銀行の帳簿における記載の写しは、訴訟手続において取引の疎明証拠として扱うことができる。

オフショア銀行ユニットに関する規制

インド政府及びインド準備銀行は、銀行が、貿易業務、税金及び関税上外国領土とみなされる特別免税区域である経済特区に、オフショア銀行ユニットを設けることを許可している。当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域（Santacruz Electronic Exports Promotion Zone）にオフショア銀行ユニットを1ヶ所有している。オフショア銀行ユニットに対して適用される主要な規制は、下記の事項を含む（ただしこれらに限らない。）。

- ・ 別途資本金を割り当てる必要はない。ただし、親銀行は、オフショア銀行ユニットに最低10百万米ドルを提供しなければならない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、現金準備率規制を免除されている。
- ・ インド準備銀行は、銀行による申請があった場合、当該銀行のオフショア銀行ユニットにつき、法定流動性比率要件を免除することができる。
- ・ オフショア銀行ユニットは、外国為替管理法により、外国為替取引を開始又は行うことを認められている者でないインドの居住者との外国為替取引を行うことができない。
- ・ インドの銀行の海外支店に適用されるすべての健全性基準は、オフショア銀行ユニットにも適用される。
- ・ オフショア銀行ユニットは、インドの銀行の海外支店に関しインド準備銀行が定める流動性リスク及び金利リスク管理政策に加え、当該銀行全体のリスク管理並びに資産及び負債管理の枠組み内における流動性リスク及び金利リスク管理政策（かかる枠組みは、規定の期間ごとに銀行の取締役会による監視を受ける。）を採用しなければならない。さらに、銀行の取締役会は、海外支店の各通貨につき、親銀行のオープン・ポジション・リミットとは別に、包括的なオーバーナイト・リミットを設定しなければならない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、非居住者であるインド人を含むが、海外法人を除く非居住者から、預金及び借入として資金を交換可能な外貨により調達することができる。
- ・ オフショア銀行ユニットは、外貨建てによってのみ貸借対照表を作成及び保有することができる。
- ・ オフショア銀行ユニットの貸付は、優先部門貸付債務を算出するに際し純銀行クレジットとしては扱われない。
- ・ オフショア銀行ユニットは、顧客の本人確認ガイドラインに従わなければならない、また取引参加者の身元及び住所、参加者の行為能力並びにファンドの実質所有者の身元を確認できなければならない。
- ・ 2005年経済特区法により、オフショア銀行ユニットは、さらに以下の業務を行うことができるようになった。
 - ・ インド国外への貸付及び海外事務所との国際シンジケート／コンソーシアムへの参加
 - ・ インド・ユニットの外貨建社債への投資
 - ・ インド国外のインド事業体の子会社／ユニットへの与信枠の延長

インドの国際金融サービス・センターの銀行ユニットに関する規制

2015年3月、インド準備銀行は、インド国内の国際金融サービス・センターに銀行ユニットを設置するインドの銀行に関するガイドラインを発表した。かかるガイドラインに従い、外国為替取引を行う公共部門銀行及び民間部門銀行は、インド国内の各国際金融サービス・センターに1つずつ銀行ユニットを設置することが許可される。銀行は、銀行ユニットの設置のためにインド準備銀行から事前許可を取得しなくてはならず、インドの銀行の海外支店と同等に扱われる。当該銀行ユニットの最低資本要件は、20百万米ドルである。銀行ユニットによって調達された資金（外貨借入を含む。）は、インド国外に居住する個人から調達されたものでなければならない。資金は、インドの居住者及びインドの非居住者の双方について配分される。これらのユニットにおける負債は、現金準備率及び法定流動性比率から除外される。銀行ユニットは、インド準備銀行が規定する最低規制資本を維持しなければならない。インドの銀行の海外支店において適用可能な健全性基準は、当該銀行ユニットにも適用される。銀行ユニットは、外貨によってのみその貸借対照の作成及び保有が可能であり、運営費用として特別なルピーの勘定を持たない限り、インド・ルピーでの取引は許可されない。かかる銀行ユニットの貸付は、優先部門貸付要件とはみなされない。

連結監督ガイドライン

2003年度、インド準備銀行は、銀行の連結決算及び連結監督についてのガイドラインを発表した。これらのガイドラインは2003年4月1日から有効となった。これらのガイドラインの主な特徴は以下のとおりである。

連結財務書類：銀行は、公衆の閲覧に供するために連結財務書類を作成しなければならない。

連結健全性報告：銀行は、インド準備銀行へ、保険子会社及び金融サービスに関連しない事業を行っているグループ会社を除く連結基準で様々な健全性基準に従っていることを記載した連結健全性報告を提出しなければならない。下記の主健全性基準に関連して連結基準に従うことが要求されている。

- ・ 借入人1名のエクスポージャー・リミットは資本金の15.0%であること（5.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の20.0%）。
- ・ 借入人グループ・エクスポージャー・リミットは資本金の40.0%であること（10.0%以下の追加エクスポージャーがインフラ計画への融資を目的とする場合には、資本金の50.0%）。
- ・ 銀行のTier 1 資本から、自己資本比率規制が特定されている子会社の自己資本の不足分が控除されていること。
- ・ 連結資本市場エクスポージャー上限は、連結純資産の40.0%かつ直接投資の上限は連結純資産の20.0%であること。

「－(e) 貸付ポートフォリオ－(iii) 貸付の集中」も参照のこと。

2004年6月、インド準備銀行は、以下の枠組みを提案する金融コングロマリットの監視に関するワーキング・グループの報告の公表をした。

- ・ 集中的な規制上の監視を受ける金融コングロマリットの評価
- ・ 内部グループ取引並びに外部の取引相手方に対するグループのエクスポージャー及び大きなエクスポージャーの監視
- ・ すべての他のグループ事業体に関する情報を照合し、当局にもそれらを提供する各グループ内の指定された事業体の評価
- ・ 情報の相互調整交換措置の発動

枠組みは、インド準備銀行、インド証券取引委員会、インド保険業規制開発委員会及び国立住宅銀行が管轄する事業体を対象とし、適当な時期に、年金基金規制開発局により規制されている事業体まで広げる予定であった。インド準備銀行は、当行及び当行の関連会社を金融コングロマリットと評価し、指定事業体として当行はインド準備銀行へ報告する責任を負う。

2013年3月、金融部門の規制機関であるインド準備銀行、インド証券取引委員会、インド保険業規制開発委員会及び年金基金規制開発局は、連結監督及び金融コングロマリットの監視の分野において協力することへの理解に関する覚書に署名した。

インド証券取引委員会の規制及びガイドライン

インド証券取引委員会は、証券取引において一般投資家の利益を保護し、かつインド証券市場の発展を促進及び規制するために設立された。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、その株式の公募及び私募を始め、その引受け、保管機関、預託関係者、投資顧問業務、プライベート・エクイティ、仲介業、資産管理業務、募集の取扱銀行及びディベントリー受託業務につき、インド証券取引委員会の規制に従わなくてはならない。

これらの規制は、当行が上記業務、機能及び責任のそれぞれについてインド証券取引委員会に登録することを規定している。当行並びに当行の子会社及び関連会社は、これらの業務に適用される行為規範を遵守しなければならない。

インドにおける銀行の特別な地位

銀行の特別な地位は、1985年不良会社に関する法律、1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律及びSARFAESI法を含む様々な法令により認められている。銀行として、当行は、様々な法令の下で、下記の事項を含む一定の優遇措置を受ける権利を有する。

- 1993年銀行及び金融機関の債権回収に関する法律は、迅速な判断及び銀行若しくは公的金融機関又は銀行及び公的金融機関のコンソーシアムの債務の回収を目的とする債権回収裁判所の設立について規定している。この法律の下で、債権回収の手続は簡素化され、期間制限も案件の迅速な処理のために設定されている。債権回収裁判所の設立により、いかなる裁判所又はその他の当局も、一定の状況におけるインドの高等裁判所を除いては、本法律の対象となる問題に対して権限を行使することができない。
- 1985年不良会社に関する法律（SICA法）には、不況産業会社に対し産業・金融再生委員会の支援を受けるよう勧告することが規定されている。本法律の下において、会社の取締役会その他に、指定銀行（かかる指定銀行が、当該不況産業会社に対する資金援助又は債務を負うことによって、当該不況産業会社に対し利害関係を有する場合）は、当該会社に産業・金融再生委員会（BIFR）の支援を受けるよう勧告することができる。SICA法は、2004年不良会社（特別規定）に関する法律（SICA撤回法）により撤回されている。しかしながら、SICA撤回法は、中央政府により官報において通知された日から効力を発生するが、未だ通知は行われていない。撤回が有効になれば、BIFRに代わり、国家会社法裁判所への照会の下、不良会社に関連するインド会社法の規定が適用される。
- SARFAESI法は、担保付債権者が、借入会社が債務不履行となった場合に、借入会社の企業の経営権を取得すること又は裁判所の介入なく資産を売却することができるとの規定により、銀行及び金融機関並びにその他の特定の担保付債権者並びに資産再構築会社の権利を向上させることを狙いとしている。

租税

インド政府は、インド租税法の主要な改革、すなわち物品・サービス税及び一般的租税回避防止規定（GAAR）に関連する規定に関する改革を提案した。物品・サービス税が導入待ちの中、一般的租税回避防止規定の導入が2018年度まで延期された。物品・サービス税改革では、税基盤を拡大する物品・サービス税の統合的な租税構造の導入、投入税控除の正当化及びインドにおける現在の複数の租税法の調和が提案されている。物品・サービス税は、現在中央及び州政府により徴収されている中央物品税、サービス税、関税、中央売上税、州付加価値税、課徴金及び消費税等の間接税に取って代わる。政府は、物品・サービス税への円滑な移行のために取り組むこと及びその導入を実現するために当該年度中にすべての課題の解決に努力することを示した。物品・サービス税の導入は、現在、2018年度中を目標としている。

一般的租税回避防止規定は、「容認できない租税回避を伴う行為」と定義された行為に対して適用される。その行為とは、税制優遇を得ること並びに(i)対等な立場の人々の間で通常発生しない権利若しくは義務を生じさせること、(ii)結果として1961年所得税法の規定を直接的若しくは間接的に悪用若しくは濫用すること、(iii)商業的な内容に欠けること若しくは全体的若しくは部分的に商業的な内容に欠けると考えられること、又は(iv)善意の目的で通常利用されない手段若しくは方法で結ばれる若しくは行われることのうち少なくとも1つを満たすことを主要な目的又は主要な目的の1つとするものを意味する。一般的租税回避防止規定が発動される場合には、税務当局は、税制上の優遇措置や租税条約上の優遇措置の否定を含む、広い権限を有する。

所得税の利益

銀行として、当行は、インド所得税法による一定の優遇措置を享受することができる。当行は、インド所得税法に規定された方法で算定され、特別準備口座に繰入れられる長期融資提供事業（５年以上の貸付と定義される。）から生じる利益の20%を上限として控除することができる。この控除は、随時特別準備金へ繰入される特別準備金の総額が、当行の払込済株式資本及び一般準備金の２倍を超過しないことを条件に認められる。当該特別準備金から引出された金額については、インド所得税法の規定に従い、その引出した年に所得税を課されることがある。2013年12月にインド準備銀行が発行したガイドラインによれば、銀行は慎重に特別準備金に係る繰延税負債を発生させなければならない。2013年３月31日までの繰延税負債は、引当金を通じて直接的に調整され、2014年３月31日に終了する事業年度以後は、損益計算書を通じて計上される。

保険会社に対する規制

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、それぞれ生命保険及び損害保険を提供する当行の子会社であるが、1938年保険法並びにその後通知された諸規則及び改正並びにインド保険業規制開発委員会により定められた様々な規制に従わなければならない。これらは、とりわけ、保険会社としての登録、投資、ソルベンシーマージン規制、保険代理店の認可、公告、保険商品及びサービスの販売並びに流通並びに保険契約者の利益の保護について規制している。

2002年５月、インド国会は、2002年保険（改正）法を可決し、これにより、保険会社による法人代理店の指名を促し、仲介業者が保険代理店として活動することを禁止している。2015年３月、2015年保険法（改正）が可決され、これにより当該会社はインド会社の完全子会社又は被支配会社であることが求められる一方で、保険会社における海外保有株式の制限が26.0%から49.0%まで引き上げられた。また、改正法は、発起人に営業から10年経過後にその株主持分の26.0%までの引き下げを要求する従前の方針を廃止した。

インド保険業規制開発委員会は、生命保険事業に関するガイドラインを定期的に発表している。2011年度に、インド保険業規制開発委員会は、ユニットリンク保険商品に関連する規則を変更した。その後、インド保険業規制開発委員会は、非リンク生命保険商品に関連する規則の修正を発表し、これは2014年度に施行された。代行業者及び販売業者に支払うべき手数料に関連する主要な変化は、政策の失効、解約払戻金及び最低死亡給付金に関するものである。2015年８月、インド保険業規制開発委員会は、保険商品を販売するための法人代理店を、生命保険、損害保険及び健康保険の部門ごとに３社の保険会社と提携できる場所に登録することに關する規則を発表した。

インド保険業規制開発委員会は、代理店及び保険仲介業者に対する手数料及び報酬の支払いに関するガイドラインの草案を発表した。ガイドラインの草案は異業種への支払手数料及び支払報酬の最大額を設定している。管理費（保険代理店、仲介業者及び保険仲介業者への手数料及び報酬を含む営業費用の性質を有するすべての費用）に関するガイドラインの草案も発表された。当該草案は、異業種に関しては管理費を別途制限することを提案しており、同様に最大額を設定している。これらのガイドラインの草案にかかる協議はいずれも進行中であり、最終的なガイドラインが待たれている。

2007年度、インドの総合保険業界は非関税化され、保険料は価格統制を受けなくなった。さらに、保険業界規制開発委員会による2011年3月12日付命令に従い、すべてのインドの総合保険会社に対し、自動車損害賠償責任保険プールの補償（商用車に対する第三者請求に関する保険についての多角的な取決めであり、かかる請求の結果はすべての総合保険会社によって、その全体の市場シェアの比率に応じて分担されている。）を以前の損害率122.0%から127.0%に対し、2008年度から2011年度には暫定的に153.0%とすることを求める決定をした。この過去年度の損害率の増加修正は、2012年度の総合保険会社の利益性に影響を与えた。インド保険業界規制開発委員会は、保険会社のソルベンシー要件を、2012年3月においては1.3、2013年3月においては1.4に緩和した。

2014年3月以降の全期間において、ソルベンシーマージン要件は1.5である。2012年度には、保険業界規制開発委員会は、自動車損害賠償責任保険プールの廃止を指示し、英国総合保険数数理士局により推定された損失率を利用して、2008年度から2012年度までのすべての引受年度の自動車損害賠償責任保険プールの負債を認識するよう勧告した。さらに、低リスクプールが設置され、これに基づいて、保険会社は、自らが責任を負わないと考える保険契約のみをプールに譲渡する。保険会社は、保険料総額に対する負担割合の50.0%と自動車保険料総額に対する負担割合の50%の合計額の範囲まで、自動車損害賠償責任保険プールを引き受ける義務を負う。この要件に満たない部分については、低リスクプールから保険会社に割り当てられる。これに加えて、すべての自動車損害賠償責任保険料を譲渡する従来の手法に対して、特定の自動車損害賠償責任保険料のみがプールされる。したがって、この手法の下では、プールの規模が大幅に縮小することが予想され、個々の保険会社に対する損失の割当ては、義務付けられた目標を達成する各社の能力を基準として行われる。さらに、「第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。

保険法及びインド保険業界規制開発委員会により発表された規則によれば、保険会社の投資家の株主持分が5.0%超に増加する場合及び株主持分の1.0%超を譲渡する場合は、インド保険業界規制開発委員会の事前の承認が必要である。さらに、インド保険業界規制開発委員会は、上場済の保険会社のためのガイドラインを公表し、かかるガイドラインにおいては、株式を証券取引所へ上場するよう手続中の保険会社にも当該ガイドラインを適用するよう提案されている。ガイドラインの草案は、とりわけ、保険会社の株式の取得を意図している者が、1%以上5%未満の保険会社の払込済株式資本を取得する際に、適格要件を自己申告すること（それがインド保険業界規制開発委員会の承認とみなされる。）を提案している。

2016年5月、インド保険業界規制開発委員会は、2017年度より適用される改訂コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを発表した。ガバナンス枠組みには、取締役会、主要経営陣、保険契約者保護委員会等の多様な委員会の設置、アポイントメント・アクチュアリー役割の定義、監査人の選任及び出資者関係が含まれる。ガイドラインは、財務比率及び経営比率に係る質的及び量的情報、要求されるマージンに対する実際のソルベンシーマージン、リスク管理構造の記載、保険契約者の資金からグループ事業体への支払い並びに非業務執行取締役との金銭関係を含む財務書類に関する特定の開示要件も規定している。

ミューチュアル・ファンドに関する規制

当行の資産管理に係る子会社であるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、1996年インド証券取引委員会（ミューチュアル・ファンド）規則（その後の改正を含む。）により規制されている。これらの規則は、とりわけ、ミューチュアル・ファンドとしての登録、資産管理会社の事業活動に対する規制、ミューチュアル・ファンドのスキームの構築過程、投資目的並びに評価方針及び価格決定について規制し、これらを統制するものである。2009年6月に、インド証券取引委員会は、ミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンドのスキームに投資を行う投資家に対して登録の負担を課することができないことを定めたガイドラインを発表した。2009年8月に、インド証券取引委員会は、様々な投資者グループに課される解約手数料が確実に同等となることを指示するガイドラインを発表した。

2015年度以降、債務ミューチュアル・ファンド・ユニットを償還する際に課される長期譲渡益課税は、10.0%から20.0%に引き上げられた。また、長期と定義される期間についても12ヶ月から36ヶ月に修正された。さらに、2015年3月、インドミューチュアル・ファンド協会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームのための手数料の前払いに対して100ペーシポイントの上限を導入した。これは、2015年4月1日以降施行される。ミューチュアル・ファンドの代理店／販売会社によって、ミューチュアル・ファンド又は資産管理会社に提供されたサービスに関しては、2015年4月1日付でサービス税の免除が撤回されている。サービス税は、リバースチャージ方式に基づき、ミューチュアル・ファンド又は資産管理会社によって支払われる。

国際業務に関する規制

当行の国際業務は、当行の支店が存在する各国の規制を受けている。さらに、インド準備銀行はインドの銀行の海外支店又は子会社が、インド国内市場では許可されていないストラクチャード・ファイナンス商品及びデリバティブ商品を、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールのインド以外の確立された金融センターでのみ売り出せることを通知した。その他のセンターにおいては、インドの銀行の支店及び子会社は、国内市場において許可された商品のみを売り出せる。国内市場で許可されていない引受業務をこれらのセンターで行うためには、銀行はインド準備銀行から許可を取得する必要がある。

海外銀行子会社

英国における当行の完全子会社であるICICIバンクUKピーエルシーは、健全性規制機構及び金融行動監督機構（Financial Conduct Authority）から認可を受け、また規制されている。この英国子会社は、欧州連合通行協定（European Union Passporting arrangements）に基づき、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトに支店を開設した。

当行のカナダにおけるICICIバンクの完全子会社である、ICICIバンク・カナダ（カナダの第2指定銀行）は、金融機関監督庁の規制を受けており、2003年11月25日に業務開始及び継続命令を受けた。

オフショア支店

改正された2000年外国為替管理（外国為替の借入又は貸付）規制及びそれに基づく規則では、インド国内で設立された銀行のインド国外に所在する支店が、時にインド準備銀行により出された指示又はガイドラインに従い、又支店が所在する国の規制当局に従い、インド国外の一般的な銀行業務の中で、外国の通貨で借入を行うことを許可した。

当行のシンガポール支店は、現在、法人及び機関向け金融、プライベート・バンキング、リテール・バンキング並びに国庫関連業務に従事している。2010年4月、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は、シンガポール支店に正規の銀行としての特権を完全に与え、これにより当行は個人向け預金を扱えることとなった。当行は、バーレーンに個人向け取扱支店を有し、バーレーン中央銀行（Central Bank of Bahrain）の規制を受けている。バーレーン支店は、バーレーン国内の承認を受けた金融機関及びバーレーン国外の個人又は法人と銀行取引を行うことができる。また、支店は、バーレーンの非居住者インド人に対して銀行業務を提供することができる。当行の香港の支店は香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority）の規制を受けており、一定の規制のもとに銀行業務を行う許可を受けている。当行のスリランカの支店はスリランカ中央銀行（Central Bank of Sri Lanka）の規制を受けている。ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre）にある当行のドバイの支店は、ドバイ金融サービス機構（Dubai Financial Services Authority）の規制を受け、ドバイ国際金融センター（DIFC）内外のプロ顧客の業務を行う認可を受けている。当行のカタール金融センター（OFC）の支店は、カタール金融センター監督当局による規制を受けている。当行のニューヨークの支店は、連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board）及び通貨監督局（Office of the Comptroller of the Currency）による規制を受けている。さらに、当行は、ムンバイのサンタクルス電子輸出促進地域にオフショア銀行ユニットを1ヶ所、グジャラート州ガンディーナガルのグジャラート・インターナショナル・ファイナンス・テックシティ（Gujarat International Finance Tec-City）内のマルチサービス経済特区（Multi-Services-Special Economic Zone）、地域ファシリティセンター（ZFC）別館、オフィスE-2及びE-4（ユニットNo.18及び20）に、IFSC銀行ユニットを1ヶ所所有している。2016年度、当行は中国の上海の駐在員事務所を支店に格上げした。支店は、中国銀行業監督管理委員会によって規制される予定である。当行はまた、南アフリカの駐在員事務所を、南アフリカ準備銀行によって規制される支店に格上げした。

駐在員事務所

当行のアラブ首長国連邦、中国、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアの駐在員事務所は、各々の規制当局による規制を受けている。

外国口座税務コンプライアンス法 (FACTA)

インド政府は、米国との間でFACTAに関する政府間モデル1協定を締結した。ICICIバンクは、米国国税庁に登録した。加えて、米国はシンガポール、アラブ首長国連邦、カタール及び南アフリカとの間でFACTAに関する政府間モデル1協定を締結し、バーレーンと実質上類似した契約を結び、香港との間でFACTAに関する政府間モデル2協定を締結した。ICICIバンクは、FACTAに関連して適用される政府間協定及び関連して発行されたすべての規則の条件を遵守する。

共通報告基準 (CRS)

情報の自動交換に関する情報基準である共通報告基準（以前は、金融口座情報の自動交換のための新国際基準と呼ばれていた。）が、経済協力開発機構との関連において発展した。インドは、FATCA及びCRSの実施に際し、共通のアプローチを採用している数少ない国の1つである。インドにおいて、FATCA／CRSに基づく要件は、直接税中央委員会により遂行されている。

4【関係会社の状況】

以下の表は、2016年度末現在におけるICICIバンクの子会社及びジョイントベンチャーに関する情報である。

子会社及びジョイントベンチャー

(単位：百万（%の数値を除く。））									
会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	持分 株式資本	優先 株式資本	株式資本 合計	所有持分	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
						(%)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)
ICICIベンチャー・ファンズ・マ ネジメント・カンパニー・リミ テッド (ICICI Venture Funds Management Company Limited) (Ground Floor, ICICI Venture house, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	1988年1月	プライベート・エク イ テ ィ / ベ ン チ ャ ー ・ キ ャ ピ タ ル ・ フ ァ ン ド 運 用	10ルピー	-	10ルピー	100.00	699	1,976	4,208
ICICIセキュリティーズ・ブライ マリー・ディーラーシップ・リ ミテッド (ICICI Securities Primary Dealership Limited) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1993年2月	有価証券投資、取引 及び引受業	1,563ルピー	-	1,563ルピー	100.00	13,619	8,669	161,734
ICICIブルデンシャル・アセッ ト・マネジメント・カンパ ニー・リミテッド (ICICI Prudential Asset Management Company Limited) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年6月	ICICI ブルデンシャ ル ・ ミ ュ ー チ ュ ア ル ・ フ ァ ン ド の 資 産 管理会社	177ルピー	-	177ルピー	51.00	10,124	6,373	8,181
ICICIブルデンシャル・トラス ト・リミテッド (ICICI Prudential Trust Limited) (12th Floor, Narain Manzil, 23, Barakhamba Road, New Delhi, India, 110 001)	1993年6月	ICICI ブルデンシャ ル ・ ミ ュ ー チ ュ ア ル ・ フ ァ ン ド の 受 託 会社	1ルピー	-	1ルピー	50.80	6	13	13
ICICIセキュリティーズ・リミ テッド (ICICI Securities Limited) (ICICI Centre, H.T. Parekh Marg, Churchgate, Mumbai, Maharashtra, India, 400 020)	1995年3月	証券仲介業及び総合 金融業	1,611ルピー	-	1,611ルピー	100.00	11,236	3,942	13,920
ICICIインターナショナル・リミ テッド (ICICI International Limited) (IFS Court, Twenty Eight, Cybercity, Ebene, Mauritius)	1996年1月	資産管理	0.9米ドル	-	0.9米ドル	100.00	15	94	96
ICICIトラスティシップ・サー ビス・リミテッド (ICICI Trusteeship Services Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra- Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年4月	信託業	0.5ルピー	-	0.5ルピー	100.00	1	5	5
ICICIホーム・ファイナンス・カ ンパニー・リミテッド (ICICI Home Finance Company Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra- Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	1999年5月	住宅金融	10,988ルピー	-	10,988ルピー	100.00	10,714	15,292	93,884
ICICIインベストメント・マネジ メント・カンパニー・リミテッ ド (ICICI Investment Management Company Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra- Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2000年3月	資産管理	100ルピー	-	100ルピー	100.00	34	116	130

会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	持分 株式資本	優先 株式資本	株式資本 合計	所有持分 (%)	収益合計(1) (ルピー)	純資産(2) (ルピー)	総資産(3) (ルピー)
ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド (ICICI Securities Holdings Inc.) (2711 Centerville Road Suite 400, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年6月	持株会社	17米ドル	-	17米ドル	100.00	0.1	128	128
ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド (ICICI Securities Inc.) (2711 Centerville Road Suite 400, Wilmington, DE 19808, USA)	2000年6月	証券仲介業	13米ドル	-	13米ドル	100.00	170	129	202
ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド (ICICI Prudential Life Insurance Company Limited) (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年7月	生命保険業	14,323ルピー	-	14,323ルピー	67.66	209,932	53,248	1,047,662
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド (ICICI Lombard General Insurance Company Limited) (ICICI Lombard House, 414, Veer Savarkar Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2000年10月	総合保険業	4,475ルピー	-	4,475ルピー	63.82	102,158	34,847(4)	156,758
ICICIバンクUKビーエルシー (ICICI Bank UK PLC) (One Thomas More Square, London E1W 1YN)	2003年2月	銀行業	420米ドル及び 0.05英ポンド	-	420米ドル 及び 0.05英ポンド	100.00	11,075	36,144	304,989
ICICIバンク・カナダ (ICICI Bank Canada) (150 Ferrand Drive, Suite 1200, Toronto, Ontario, Canada M3C 3E5)	2003年9月	銀行業	634カナダ・ ドル	56カナダ ・ドル	690 カナダ・ドル	100.00	10,090	40,113	333,454
ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マネージメント・カンパニー・リミテッド(4) (ICICI Prudential Pension Fund Management Company Limited) (ICICI PruLife Towers, 1089, Appasaheb Marathe Marg, Prabhadevi, Mumbai, Maharashtra, India, 400 025)	2009年4月	年金基金管理	270ルピー	-	270ルピー	100.00	24	256	263

- (1) 収益合計は、営業による総収益及びその他の収益を示す。
- (2) 純資産は、株式資本、株式申込金並びに準備金及び剰余金を示す。
- (3) 資産合計は、固定資産、貸付金、投資及び流動資産合計（現金及び銀行預け金を含む。）を示す。
- (4) ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネージメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全所有子会社である。
- (5) 株式資本、割当前株式申込金、払込剰余金及び公正価値準備金を含む。

以下の表は、2016年度末現在においてインドGAAPに基づく連結財務書類に含まれる、その他の重要な事業体に関する情報である。

会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	株式保有比率 (%)	(単位：百万ルピー (%の数値を除く。))		
				収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド(4) (ICICI Strategic Investments Fund) (10th Floor, Prestige Obelisk, No. 3, Kasturba Road, Bangalore, Karnataka, India, 560 001)	2003年2月	未登録のベンチャー・キャピタル・ファンド	100.00	(52)	482	523
I-プロセス・サービスズ(インド)プライベート・リミテッド(5) (I-Process Services (India) Private Limited) (Acme Plaza, Unit no 408-409, Opposite Sangam Cinema, Andheri Kurla Road Andheri (East) Mumbai, Maharashtra, India, 400059)	2005年4月	バックエンド事業に関連するサービス	19.00	2,916	(57)	426
FINOペイテック・リミテッド(5) (FINO PayTech Limited) (Shree Sawan Knowledge Park, 2nd Floor, D-507, TTC Industrial Area, MIDC Turbhe, Navi Mumbai, Maharashtra, India, 400 705)	2006年6月	金融包括のサポート・サービス	27.05	1,893	2,834	4,378

会 社 名 (住所)	設立年月	事業内容	株式保有比率 (%)	収益合計(1)	純資産(2)	総資産(3)
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド (5) (NIIT Institute of Finance, Banking and Insurance Training Limited) (8- Balaji Estate, 1st Floor, Guru Ravi Das Marg, Kalkaji, New Delhi, India, 110019)	2006年6月	銀行業及び金融業に関する教育及び訓練	18.79	223	67	95
ICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッド (5) (ICICI Merchant Services Private Limited) (Edelweiss House, 7th floor, South Wing, off. C.S.T. road (Vidhyanagari Marg), Santacruz (East), Mumbai, Maharashtra, India, 400 098)	2009年7月	商業サービス	19.00	2,132	1,268	3,975
インド・インフラデット・リミテッド(5) (India Infradebt Limited) (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai, Maharashtra, India, 400 051)	2012年10月	インフラ金融	31.00	1,432	3,799	26,225
インド・アドバンテージ・ファンドIII(5) (India Advantage Fund-III) (1, Cenotaph Road, Teynampet, Chennai, Tamilnadu, India, 600013)	2005年6月	ベンチャー・キャピタル投資	24.10	654	4,353	4,644
インド・アドバンテージ・ファンドIV(5) (India Advantage Fund-IV) (1, Cenotaph Road, Teynampet, Chennai, Tamilnadu, India, 600013)	2005年8月	ベンチャー・キャピタル投資	47.14	154	3,070	3,082

- (1) 収益合計は、かかる事業体の営業による総収益及びその他の収益を示す。
- (2) 純資産は、事業体の株式資本、ユニットキャピタル（ベンチャーキャピタル投資の場合）、準備金及び剰余金を示す。
- (3) 総資産は、かかる事業体の固定資産、担保貸付、投資及び流動資産合計（現金及び銀行預け金を含む。）を示す。
- (4) かかる事業体は、会計基準第21号一連結財務諸表に従って連結された。
- (5) これらの事業体は、AS第23号「関連会社への投資の連結財務書類上の会計処理」で定められている、持分法による会計処理により計上された。
- (6) 2016年度中、ICICIエクイティ・ファンド（ICICI Equity Fund）及びI-ヴェン・バイオテック・リミテッド（I-Ven Biotech Limited）は連結事業体ではなくなったため、連結されていない。

2016年度末現在において、ICICIバンクの子会社及びジョイントベンチャーは、以下の5企業を除き、すべてインドにおいて設立された。

- ・ ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド（米国にて設立）
- ・ ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド（米国にて設立）
- ・ ICICIバンクUKピーエルシー（英国にて設立）
- ・ ICICIバンク・カナダ（カナダにて設立）
- ・ ICICIインターナショナル・リミテッド（モーリシャスにて設立）

ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの完全子会社であり、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッドの完全子会社である。ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド及びICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッドはICICIセキュリティーズ・リミテッドの財務書類に連結計上されている。

5【従業員の状況】

2014年度末現在における当行の従業員数は94,204名、2015年度末現在における当行の従業員数は90,486名であったのに対し、2016年度末現在の当行の販売幹部、契約社員及びインターンを含む従業員数は97,132名であった。このうち、2016年度末現在に74,096名がICICIバンクにより雇用されており、2015年度末現在の67,857名から増加した。2016年度末現在の97,132名の従業員のうち約42,436名は、経営学、会計学、エンジニアリング、法学、情報工学、経済学又は金融学の学士号を有する、有資格の専門家であった。

当行の幹部役員は、従業員が高い意欲を維持し、また当行の主要な従業員の一員であると認識できるようにするため、多くの時間を割いている。従業員報酬は業績と結びついており、また当行は、当行従業員の当行全体の業績及び収益性への関与を促している。経営陣のキャリア開発及び継承計画を補佐するため、業績評価及び人材管理システムが役立っている。経営陣は、当行従業員と良好な仕事上の関係を保持していると考えている。

ICICIバンクは、優秀な従業員の意欲を高めるため、またかかる従業員を維持するため、従業員ストックオプション制度を導入している。かかる従業員ストックオプション制度の規定に従い、ストックオプション付与時点における当行の発行済株式総数の最大10.0%をかかると従業員ストックオプション制度の下で割り当てることが可能である。適格従業員は、かかるストックオプションにより株式の取得の申込みを行うことができる。2014年SEBI（株式従業員福利）規則に従い、ストックオプションは、取締役会管理、報酬及び指名委員会（BGRNG）により付与され、取締役会が承認する。

各従業員の適格性は、当該従業員の業績及び将来性を含む当該従業員についての評価に基づき決定される。当行は、第一線に立つ従業員及び幹部補佐に対しては業績連動型残留手当、並びに中間管理職及び幹部役員に対しては業績手当を支払う。業績連動型残留手当は主に、経験及び職務を継続することによって得られる技能の成熟度に基づいて、第一線に立つ者及びマネージャー補佐に報酬を与えることを目的としている。かかる技能の成熟度とは、顧客サービスにとって鍵を握る差別化要因である。当行はまた、支払いがインド準備銀行の報酬に関するガイドラインに従っていることを確保しつつ、販売責任者及び資産管理の役割にあるリレーションシップ・マネージャーに対して変動手当を支払う。当行は、幹部役員レベルに当てられる変動手当の割合が高く、第一線に立つ従業員及びマネージャー補佐レベルに当てられる割合が低くなるようにしている。従業員1人当たりの手当の額が、年間固定報酬の一定の割合を超えることはない。かかる割合のうち、手当が固定報酬のあらかじめ定められた割合を超えた場合には、手当の一部が繰り延べられ、翌年度にわたって支払われる。当該繰延部分は業績連動ボーナスに服することとなる。重大な過失若しくは誠実義務違反を決定づける調査、又は決められた水準を超える当行の税引後利益の減少という形での財務実績の悪化（取締役会管理報酬及び指名委員会による原因評価に基づく。）の合理的な証拠があった場合には、ICICIバンクはかかる業績連動ボーナスに基づき、変動手当のすべて又は一部の支払を止める。「－従業員ストックオプション制度」を参照のこと。

当行の従業員は、基本報酬に加えて、ICICIバンクから優遇金利で貸付を受けることができ、また当行の準備基金及びその他の従業員福利プランに参加することができる。準備基金は、ICICIバンクとその従業員がそれぞれ定額を拠出する貯蓄制度であり、政府の規制によりその設置が定められている。かかる規制により、ICICIバンクは、現在その従業員に対し、随時定められ、2016年度は8.80%に特定された最低年利の利回りを確保するよう義務づけられている。かかる運用利益が当該基金自体によって捻出されなかった場合、ICICIバンクはその差額につき支払責任を負う。ICICIバンクは、この他にも老齢退職年金を設立し、定額を拠出している。従業員は、老齢退職年金を辞退することができ、かかる場合、定額が月給の一部として支払われる。これに加え、ICICIバンクはインド法上の義務に従い設立された退職金基金に一定の金額を拠出している。

ICICIバンクは、複数の訓練センターを有しており、従業員に求められる技能の変化に対応するための多様な訓練プログラムを実施している。これらの訓練プログラムには、新入従業員のためのオリエンテーション並びに中間及び上級管理職のための管理能力開発プログラムが含まれる。訓練センターでは、国内外の業界、学会及びICICIバンク内から招いた教授陣による各種のコースが定期的に提供されている。管理能力の開発だけでなく、一般職務能力の開発のための訓練プログラムも実施されている。また、インターネット・トレーニング・モジュールを使用している商品及びオペレーション業務の訓練も実施されている。

以下の表は、記載されている日付現在におけるICICIバンク及びその連結子会社並びにその他の連結事業体の従業員数を示したものである。

3月31日現在

	2014年		2015年		2016年	
	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)	人数 (人)	合計に占める割合 (%)
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	72,226	76.7	67,857	75.0	74,096	76.3
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・リミテッド	10,745	11.4	10,909	12.1	10,706	11.0
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュランス・カンパニー・リミテッド	5,243	5.6	5,829	6.4	6,427	6.6
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド(2)	532	0.6	528	0.6	515	0.5
ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	773	0.8	1,006	1.1	1,184	1.2
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	4,075	4.3	3,815	4.2	3,676	3.8
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド	73	0.1	76	0.1	77	0.1
その他	537	0.5	466	0.5	451	0.5
従業員数合計(1)	94,204	100.0	90,486	100.0	97,132	100.0

(1) 2014年度末現在の1,813名、2015年度末現在の1,647名及び2016年度末現在の2,070名のインターン、販売幹部及び契約社員を含む。

(2) すべての従業員はICICIバンクから派遣されている。

従業員ストックオプション制度

ICICIバンクは、業績の良い従業員を奨励し、雇用を継続させるため、従業員ストックオプション制度を有している。改定されたストックオプション制度によると、ストックオプションの付与時の発行済株式合計の最大10.0%が、従業員ストックオプションに割り当てられる。2016年度末現在、上限である発行済株式合計の10.0%にあたる581.5百万株に対し、従業員ストックオプション制度の下、当行は約423.6百万個のオプションを付与した。ICICIバンク、その子会社及びその持株会社の従業員並びに取締役は、ストックオプションが付与される適格従業員である。ICICIバンクは、持株会社を有していない。適格従業員に対して1年間で付与される最大オプション数は、付与時におけるその発行済株式総数の0.05%に制限されている。

2014年4月1日以降に付与されたオプションは、3年の期間にわたって毎年段階的にその30%、30%及び40%が確定し、付与日の12ヶ月後から行使される。下記は、それ以外のものである。

- ・2014年4月に付与されたすべてのオプションのうち、250,000個のオプションが2017年4月30日及び2018年4月30日において均等な割合で確定する。
- ・2015年9月に付与されたオプションは2018年4月30日及び2019年4月30日において均等な割合で確定する。未付与のオプションはいずれも、退職（通常の退職又は早期／自主退職制度どちらにも関わらず。）によるものも含め、雇用の終了時に失効する。

2014年4月1日より前に付与されたオプションは、4年の期間にわたって毎年段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の12ヶ月後から行使される。下記は、それ以外のものである。

- ・2009年4月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその20%、20%、30%及び30%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。
- ・2011年2月に付与されたオプションのうち、付与されたオプションの50%が2014年4月30日に確定し、残りの50%は2015年4月30日に確定した。
- ・2011年9月に付与されたオプションは、5年の期間にわたって毎年段階的にその15%、20%、20%及び45%が確定し、付与日の24ヶ月後から行使される。

2016年4月21日まで、オプションは、付与日から10年以内又は確定日から5年以内のどちらか遅い方までに行使することができた。2016年4月22日以降、オプションは、付与日から10年以内までに行使することができる。付与したオプションの行使価格は、オプションの付与日までに、最大出来高を記録した取引所における終値である。2011年2月に付与されたオプションは、オプション付与日の前日における終値より約3.0%低い行使価格で付与された。

以下の表は、ICICIバンクが従業員ストックオプション制度に基づき付与したストックオプションに関する情報及び2016年4月28日現在の残高である。ICICIバンクは、かかるストックオプションの付与に関するすべての費用を従業員に代わって負担した。ストックオプションには、常勤取締役及びICICIバンク子会社の従業員に付与したものを含む。

付与日	オプションの付与数	行使価格	
		(ルピー)	(円)
2006年4月29日	31,337,000	115.36	196.11
2006年7月22日	145,000	96.95	164.82
2006年10月24日	392,500	144.11	244.99
2007年1月20日	325,000	197.08	335.04
2007年4月28日	24,101,500	187.03	317.95
2007年7月21日	55,000	197.17	335.19
2007年10月19日	230,000	207.30	352.41
2008年1月19日	200,000	249.77	424.61
2008年3月8日	195,000	178.68	303.76
2008年4月26日	27,975,000	183.13	311.32
2008年7月26日	125,000	131.35	223.30
2008年10月27日	102,500	61.70	104.89
2009年4月25日	8,642,500	86.82	147.59
2010年3月6日	12,500	180.35	306.60
2010年4月24日	11,963,000	195.54	332.42
2010年7月31日	220,000	180.98	307.67
2010年10月29日	90,000	217.81	370.28
2011年1月24日	125,000	213.11	362.29
2011年2月7日	15,175,000	193.40	328.78
2011年4月28日	20,093,000	221.37	376.33
2011年7月29日	45,000	203.49	345.93
2011年9月16日	150,000	175.24	297.91
2011年10月31日	15,000	186.67	317.34
2012年4月27日	21,961,000	168.29	286.09
2012年7月27日	15,000	181.35	308.30
2012年10月26日	275,000	217.43	369.63
2013年4月26日	22,073,250	235.47	400.30
2014年1月29日	25,000	203.73	346.34
2014年4月25日	32,350,500	259.91	441.85
2014年10月30日	25,000	321.17	545.99
2015年4月7日	33,627,000	308.25	524.03
2015年7月31日	10,000	291.00	494.70
2015年9月16日	31,249,000	268.90	457.13
2016年1月28日	18,500	237.30	403.41
2016年4月28日(1)	32,528,300	244.60	415.82

(1) 2016年4月28日に付与されたオプションには、インド準備銀行の承認が必要である業務執行取締役に付与されたオプションも含まれる。

以下の表は、2016年4月28日現在、ICICIバンクが付与したオプションに関する情報の一部である。

細目	ICICIバンク
付与オプション(1) (失効分控除後)	423,619,395
確定オプション	329,304,290
行使オプション	200,135,180
無効/失効オプション	61,946,430
償却又は変更オプション	なし
オプションの行使による実現総額	14,716,308,943ルピー
有効なオプション数	223,484,215

(1) インド準備銀行の承認が必要である業務執行取締役が付与されるオプションを含む。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、その発行済資本の3.0%に至るまでの従業員ストックオプションが割り当てられる従業員ストックオプションスキームを有している。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2009年度において最後に付与されたオプションを有していた。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、2016年度末現在、発行済の5,999,175個のストックオプション（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、その払込済資本の5.0%に至るまでの従業員ストックオプションが割り当てられる従業員ストックオプションスキームを有している。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2012年度において最後に付与されたオプションを有していた。ICICIロンバート・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2016年度末現在、発行済の従業員ストックオプション7,004,248個（無効オプション又は失効オプション控除後）を有していた。

貸付

ICICIバンクは、従業員及び業務執行取締役による不動産、車両及びその他の耐久消費財等の資産の取得のために行う貸付に関する内部規則を有している。ICICIバンクの従業員に対する貸付は、年率2.5%から3.5%の利息で行われ、指定期間内に返済することとなっている。貸付は、一般的に、従業員が取得した資産を担保として行われる。銀行規制法に従い、ICICIバンクの非業務執行取締役には貸付は行われない。ICICIバンクの従業員に対する貸付金残高は、2015年度末現在には8.4十億ルピーであったのに対して、2016年度末現在においては合計8.5十億ルピーであった。かかる金額には、2016年度末現在に、一部の業務執行取締役に対し、利率及び担保に関する条件を他の従業員に対する貸付と同じにして行われた貸付金52百万ルピー（2015年度末現在は37百万ルピー）が含まれている。業務執行取締役に対する貸付はインド準備銀行の承認を得た後に行われる。「一第3-7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-(13) 関連当事者間取引」を参照のこと。

退職金

ICICIバンクは、規定された最短の期間以上勤続した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金を支払う。海外拠点の従業員の場合、それぞれの国の効力ある規定に従う。ICICIバンクは、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより管理されている従業員に対する退職金基金に出資している。

上記の基金すべての退職金債務の保険数理上評価は、当行が任命する保険数理士によって決定されている。退職金債務の保険数理上評価は、利率、給与の上昇率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて、予測単位積立方式により決定されている。

基金の会計は、独立監査人によって監査されている。監査済財務書類に基づく基金合計額は、2015年度末現在には6,575百万ルピーであったのに対し、2016年度末現在には7,093百万ルピーであった。

退職年金

ICICIバンクは、適用ある従業員について、合計で年間基本給与の15%を退職年金に出資している。ICICIバンクの従業員は、残高の3分の1又は2分の1（在職期間による）を一時金換算として退職又は辞職時に受領し、残りを年金として定期的に受領することができる。従業員が死亡した場合には、適格と認められればその保険金受取人が累積残高を受領する。ICICIバンクはまた、従業員に、ICICIバンクにより出資される金額を、在職中の月給として受領する現金オプションを付与している。退職年金は、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにより運営されている。従業員は、インド生命保険公社又はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに管理されている基金のうちのいずれかを選択することができる。退職年金の積立合計額は、2015年度末現在には2,557百万ルピーであったのに対し、2016年度末現在には2,656百万ルピーであった。

準備基金

ICICIバンクは、従業員に対する退職手当の一部として、準備基金を維持することが法令によって義務付けられている。合併した事業体（マドラ銀行、バンク・オブ・ラジャスタン及びサングリ・バンク）出身の従業員及びICICIバンクのその他の従業員に対しては、別途準備基金がある。これらの基金は、内部受託者によって運営されている。各従業員は、基本給の12.0%を基金に出資し、ICICIバンクはその同額を出資する。基金の投資は、インド政府が定める規則に従って行われる。基金の会計は、社外監査人によって監査される。合併した事業体出身の従業員及びその他のICICIバンクの従業員に関し、監査済財務書類に基づく2016年度末現在における基金合計額は、2015年度の3,539百万ルピー及び14,203百万ルピーと比較して、それぞれ3,501百万ルピー及び16,433百万ルピーであった。

年金基金

当行は、年金として旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの特定の従業員に対して退職延期プランを提供している。当該プランの下、これらの従業員に対して、それぞれの勤続年数と給与に応じて、インフレ手当を含む年金が退職時に支払われる。旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの在職中の従業員に関しては、基金が信託によって運営されており、保険数理上評価により負債への融資が行われている。信託は、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンを退職した従業員への年金の支払いのための一括保険契約の一部として、インド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより年金保険を購入している。年金プランが適用される従業員には、雇用者が出資する準備基金プランは適用されない。未監査財務書類に基づく基金合計額は、2015年度末現在に11,484百万ルピーであったのに対し、2016年度末現在は13,098百万ルピーであった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

「－第2－3 事業の内容」及び「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【対処すべき課題】

(1) 将来に向けた計画及び戦略

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。このような状況を背景に、当行の戦略的焦点は様々な業界における収益率、リスク管理及び成長間の最適なバランスの持続であった。かかる期間中、当行は、資産価値を厳密に監視し、法人セグメントにおける貸付増加に対する慎重なアプローチを導入する一方、個人向けポートフォリオの増加を追求した。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引き続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引き続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引き続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取組みが成果を示すには時間がかかり、不良債権への繰入（条件緩和貸付ポートフォリオから不良債権状態への悪化を含む。）の水準の上昇につながった。加えて、2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含む銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権への繰入（条件緩和貸付ポートフォリオから不良債権状態への悪化を含む。）及び引当金の水準の大幅な上昇が見られた。当行の引当金設定コストは、近い将来の会計期間においても増加基調であると予想される。インドの銀行は、一般に、上記の進展を前提として、法人向け貸付に対するアプローチにつき一層慎重になっている。さらに、公共部門の大手銀行は、2016年度の自己資本比率及び損失の水準が比較的低かったことを背景に、貸付の伸びを大きく抑制している。「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」、「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「－(1) 将来に向けた計画及び戦略」及び「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(2) 事業環境－2016年度の動向」を参照のこと。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因した、電力、鋳業、鉄鋼、セメント及び掘削装置を含む一定の部門における不確実性により、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(4) 事業の見通し－(g) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）－(i) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金」を参照のこと。

2016年度、当行は、当行の個人向けフランチャイズの強化（個人向け貸付のポートフォリオの増加及び当行の国内預金基盤における当座預金、普通預金及び個人向け定期預金の割合の維持を含む。）により、持続可能な収益力のある成長の機会への注力を継続した。当行は、継続して当行の地域及び包括銀行フランチャイズを確立し、保険業務、資産管理業務及び証券業務を強化し、当行の保険子会社に対する投資から利益を享受し始めた。当行はまた、当行の経営効率のみならず顧客経験をも向上させるため、技術の活用を継続する。当行は、法人部門に対する貸付のための慎重なアプローチを採用し、借入人1名に対するエクスポージャー及びグループ・エクスポージャーに係る基準を含む集中リスクの管理のための枠組みを精緻化及び強化した。当行は、規制要件を遥かに上回る自己資本比率を有する資本基盤を維持した。

ゆくゆくは、当行の堅固な資金調達特性を維持し、リスク分散を行い収益を成長させるために当行の資本基盤を活用することが当行の目的となる。当行の戦略上の優先事項は以下のとおりである。

(a) ポートフォリオの質の向上

- 当行は、継続して個人向け貸付及び高い格付を有する企業に対する貸付に注力することで、当行のポートフォリオの債権の組み合わせを改善する。クレジット・ビューローの成長及び顧客データの拡充に促進されたインドの人口統計データ、所得の増加及び都市化、個人向けクレジットの浸透並びに安定した資産価値を鑑み、当行は、個人向け貸付は安定した成長機会を意味すると確信している。無担保の個人向け貸付については、当行は主に当行の既存の顧客に対するクロスセリングに注力する。

- ・ 当行は、当行の修正された集中リスクの管理枠組み（借入人1名に対するエクスポージャー及びグループ・エクスポージャーに係る修正基準を含む。）を通じて、集中リスクを低下させる。
- ・ 当行は、企業が最適な水準で事業を行うこと及びキャッシュ・フローを創出できることを保証するため、借入人による資産売却、企業経営陣の変更及び利害関係者との協働を通じて、困難な経済及び経営環境から影響を受けるエクスポージャーの解消に注力する。
- ・ 当行は、初期の警告サインの分析及び特定によって、事業全体の貸付ポートフォリオの積極的な監視に注力する。

(b) 当行のフランチャイズの促進の継続

- ・ 当行は、安定した資金調達特性の維持及び当行の預金全体における当座預金、普通預金及び個人向け定期預金の健全な比率を保持することに注力する。
- ・ 当行は、革新、顧客経験、クロスセリング、経営の効率性及び分析に着目し、当行の事業における競争上の優位性のために継続して技術を活用する。
- ・ 当行は、技術への投資及び当行の販売網の拡大を継続する中で、費用効率に取り組む。
- ・ 当行は、健全な資金調達特性の維持を目的として資本効率に注目し、子会社への投資からさらなる価値を引き出すことを目指す。

サービスの質に関する顧客の期待に応え、有能な専門家を誘致及び保持することは、当行の戦略における重要な要素となる。

(2) 競争

当行は、その業務のすべての主要分野において、インド国内外の商業銀行、住宅金融会社、銀行以外の金融会社、ミューチュアル・ファンド及び投資銀行との競争にさらされている。当行は、連結での総資産の点においてインド最大の民間銀行である。当行は、革新的な商品及びサービスの提供、技術の活用、顧客関係の確立並びに意欲的で能力の高い従業員の養成により、競合相手に対する競争力の獲得に努めている。当行は、自己の競争力を評価する際、個人顧客及び法人顧客向けの商品及びサービスについて、それぞれ別個に評価を行っている。

(a) 個人向け商業銀行商品及びサービス

個人向け金融市場における競争は、主としてインド国内外の商業銀行並びに住宅金融会社を相手とするものである。外国銀行も商品及び供給面では能力を有するものの、インド国内の商業銀行と比べ支店網が小規模であるため、限定的な顧客区分及び地域に集中する傾向にある。2016年3月31日現在、インド国内にある外国銀行全体の総支店数は324に留まった。インド国内の公共部門銀行は、広範な販売網を有しているが、一般的に技術面及びマーケティング能力の点では若干劣る。一方、民間銀行は、支店網は比較的小さいものの、技術能力の点では優れている。公共部門銀行は、技術に基づいた主要な銀行ソリューション及びモバイル・ベースの銀行サービスの実施により個人向け商品の販売及びサービスにおける競争力を高めた。さらに、銀行以外の特殊な金融会社の中には、一定の個人向け銀行商品区分の市場シェアを拡大したものもある。当行は、かかる市場において、充実した商品ポートフォリオ、効率的な販売機構（支店、代理店、堅実な与信審査手続及び債権回収メカニズムを含む。）、経験豊富な専門家集団並びに他に優る技術を強みとした競争を志している。

商業銀行は、古くからインドにおいて人気の高い個人向け預金商品である個人向け銀行預金を集めようと競い合っている。当行は、企業との関係を生かし、給与管理商品を通じた個人口座の獲得に努めてきた。近年、当行は支店網を大幅に拡大した。当行は、支店、ATM、テレフォン・バンキング・コールセンター、モバイル・バンキング、タブレット・バンキング及びインターネットを活用したマルチチャネル販売戦略により顧客にアピールしている。さらに当行は、顧客プロファイル及び商品区分の細分化に焦点を当てた戦略に従い、職業、年代及び収入プロファイルに応じて、多様な負債商品を提供している。当行のもう1つの競争相手としては、ミューチュアル・ファンドがある。ミューチュアル・ファンドには、税制上の優遇があり、また競争力の高い運用実績を上げることが可能なため、銀行預金に代るものとして、競争相手になってきている。当行はまた、銀行が事業展開を行う部門（住宅ローン及び自動車ローンを含む。）において貸付を行っている銀行以外の金融会社との競争にも直面している。

インド準備銀行は、2016年度中に銀行業務を始めた新たな民間部門銀行設立の免許申請者2社に対して承認を付与した。インド準備銀行は、大手通信会社及びプリペイドウォレットの提供者（うち数社は、後に支払銀行を設置しない旨表明した。）を含む支払銀行11行に対して大筋の許可を出した。また、小規模金融を行う銀行以外の金融会社を含む小規模銀行10行に対しても、大筋の許可が出された。これらの銀行のうち、小規模銀行1行は業務を開始し、支払銀行3行は免許を放棄し、又は放棄する意思を発表した。2016年4月5日に発表した金融政策綱領において、インド準備銀行は、保管銀行並びに企業向け融資及び長期的融資を重視する銀行等、その他の分化した銀行に対する許可に関して書面を発表することを表明した。さらに、インド準備銀行は、2016年5月に、ユニバーサル・バンクのための、断続的に免許が付与されている現在の実務と比較してより継続的な免許付与基準に関するガイドライン草案を発表した。インド準備銀行は、さらに、インド市場に外国銀行がアクセスしやすくすることを計画していることを発表した。インド準備銀行は、2013年11月、外国銀行のインド市場への進出のための枠組みを公表し、外国銀行がインド市場に進出するためには子会社という形式が最も好ましい方法であることを示し、相互主義が定められている国の銀行が子会社方式を採用する限り、国内銀行と同等の取扱いを行うことを提案している。

(b) 農業従事者及び農村の顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行が農業従事者又は農村の顧客に対して商業銀行業務を行う場合は、インド農村部に巨大な支店網を有する公共部門銀行との競争に直面する。その他の民間部門銀行及び銀行以外の金融会社もまた、農村市場を一段と重視してきた。当行はまた、農村向け金融機関及び銀行以外の金融会社等の特殊企業との競争関係にある。当行は、商品戦略及び多様な販売網を強みとした競争を志している。インド準備銀行は、農村及び未組織区分において競合することが期待される特殊な小規模銀行及び支払銀行の免許を発行した。

(c) 法人顧客向け商業銀行商品及びサービス

法人顧客向けの商品及びサービスにおいて、当行は主として公共部門銀行、外国銀行及びその他新規の民間銀行との競争にさらされている。かかる商品及びサービスにおいて当行の主要な競争相手は大手公共部門銀行である。公共部門銀行及び特定の民間銀行も政府銀行区分に関して従来の競争上の利点がある。当行は、サービスと公共部門銀行よりも著しく早いと確信する迅速な応対に基づき、競争に努めている。当行は、マルチチャネル販売アプローチ及び技術主導型のデリバリー能力を通して、公共部門銀行の大規模支店網との競争に努めている。従来、インドの一流企業に対する資金調達関連の商品及びサービス、貿易金融、各種有料サービス並びにその他短期金融商品の提供は、外国銀行が積極的に行ってきた。当行は、外国銀行よりも広範な地理的業務範囲及びカスタマイズされた貿易金融ソリューションの提供に基づき、国境を越えた貿易金融において外国銀行と競争を進めている。当行は、有力な手数料ベースの現金管理サービスを確立しており、貸借対照表の規模、広範な支店網、技術及び当行の国際的な存在感を生かして、資金調達関連の商品及びサービスの分野で競争を進めている。

その他新規の民間銀行、また許可を受けるであろう企業向け融資及び長期的融資を重視する新規の分化した銀行も、効率性、サービス提供及び技術の面から、法人向け銀行業務市場における競争相手となる。しかしながら、当行は、その規模、資本基盤、企業との強固な関係、広範な地理的業務範囲並びに技術の活用による革新的な付加価値商品及びサービスの提供により、高い競争力を有するものと確信している。

プロジェクト・ファイナンスにおいては、ICICIの主たる競争相手は、既存の長期信用貸付機関であった。かかる市場においてインド国内外の商業銀行もその事業展開を拡大させようと模索している。当行は、当行の市場における評判の高さ並びにリスクの評価及び軽減における専門知識が当行の競争上の利点になるものと確信している。当行のこの分野特有の知識の深さ並びにリスク及び政策関連の問題理解能力に加え、助言、ストラクチャリング及びシンジケーションに関するサービスによって、当行は、プロジェクト・スポンサー、海外の貸付人及び政策決定機関の信頼を獲得してきたものと確信している。

(d) 海外顧客向け商業銀行商品及びサービス

当行の国際戦略はインド関連の事業機会に重点を置いている。当行の国際事業において、当行は、海外事業を展開するインド国内の公共部門銀行、非居住者に該当する在インドの個人及び企業を対象とする商品及びサービスを有する外国銀行並びに送金サービス等のその他のサービス提供者と競争関係にある。外国銀行は、低コストの外貨建資金の利用が可能であるという強みを活用することにより、インド企業への融資における競争力を高めている。当行は、インド国内において広範な販売網を有し、グローバル基準の商品及びサービスを提供するインド国籍の銀行としての地位を確立し、競争上の優位を獲得しようと努めている。当行は、国内事業で培った技術力を最大限活用し、当行の国際顧客に対して利便性及び効率的なサービスを提供するべく努めている。また当行は、インド企業との強固な関係を当行の国際事業に最大限活用しようと努めている。

(e) 保険及び資産管理

当行の保険及び資産管理に係るジョイントベンチャーは、既存の公共部門大手に加え、民間部門の新規参入者とも競争関係にある。当行は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、商品、販売及びリスク管理につき高い能力を築いており、それぞれの事業において市場の強固な地位にあると確信している。当行がICICIバンクの個人フランチャイズ及び販売網を利用できるということは、当行の保険及び資産管理子会社にとって競争上の主たる利点になるものと確信している。

4【事業等のリスク】

投資家は、当行及び当行の事業を評価にするにあたり、以下のリスク要因及び本書に含まれるその他の情報を慎重に検討すべきである。

(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク

(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。

当行は、インドの経済状況に非常に大きく依存しており、インドの経済成長の鈍化は、特にかかる鈍化が継続し長期に及ぶこととなった場合、当行の事業並びに当行からの借入人及び当行の取引先に悪影響を及ぼす可能性がある。

2015年度において、インド政府は、国内総生産を評価するための新たな方法を導入し、部門ごとのデータにつき粗付加価値ベースでの公表を開始した。新たな方法によれば、インドの国内総生産は、2014年度は6.6%、2015年度は7.2%、2016年度には7.6%上昇した。2016年度につき、粗付加価値において、農業部門が15.4%、産業部門が31.3%、サービス部門が53.4%を占めた。

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。結果として、不良債権及び条件緩和貸付の水準は引続き悪影響を受けている。

インド経済全般及び特に農業部門は、モンスーンの降雨量及び時期の影響を受ける。インドの法人部門による投資は、免許の付与、土地の利用権、天然資源の利用権及び環境保護に関する方針及び決定を含めて、政府の方針及び決定により影響を受ける。インドの経済成長はまた、インフレ、金利水準、貿易及び資本移動にも影響される。インフレの水準又はインド・ルピー下落の水準により、金融緩和が制約されるか又はインド準備銀行による金融引き締めを招来する可能性がある。国内における食品価格の上昇、世界的な原油等の商品価格の上昇、通貨安が輸入商品の価格に及ぼす影響、及びさらなる燃料価格高騰の消費者への転嫁、又はその他の理由によりインフレが進行した場合、金融政策が引き締められる可能性がある。例えば、2014年度において、インフレ率が2013年4月の9.1%から2013年11月には11.5%に上昇したことを受けて、インド準備銀行は、2013年5月から2014年1月までの間に7.25%から8.0%へと段階的にレポレートを75ベースポイント引き上げた。レポレートはそれ以来8.0%の水準で維持され、その後、2015年1月より徐々に引き下げられ、直近では2016年4月に25ベースポイント引き下げられ6.5%となっている。

2015年度において、インド準備銀行は、インド政府との間で金融政策の枠組みに関する取決めを行い、インド準備銀行が追求する消費者物価指数の上昇目標を2015年1月までに8.0%、2016年1月までに6.0%、またそれ以降の年度については4.0%+/- 2%にすることを確認した。消費者物価指数の上昇率は、2014年3月の8.3%から低下し、2015年1月は5.2%、2016年1月には5.7%となった。2016年6月、インド政府は、1934年インド準備銀行法の改正（インド国会により承認済）について、メンバー6名で構成される金融政策委員会（インド準備銀行及び政府からメンバーを構成し、インフレ目標及び金融政策の決定について責任を有する。）に対して通知した。インドは、これまで長期にわたり高インフレに陥っていた。インフレ率が高い水準に戻り、その結果として生じる金利の上昇及び対応する金融政策の引締めにより、インドの経済成長は悪影響を受ける可能性がある。

世界全体の流動性の状況、相対的な金利水準及びリスク選好度の悪化により、インドから多額の資本が流出する可能性がある。例えば、2013年6月における米国での量的緩和の中止に関する懸念により、2013年6月から7月にかけて、債券市場において外国機関投資家による投資がインドから約7.5十億米ドル流出した。同様に、世界の経済成長の鈍化はインドの輸出に影響を及ぼす可能性があり、金属及び鉱物といった世界的取引が行われる商品の供給過剰又は急激なかつ長期にわたる価格の下落が生じた場合は、かかる部門の当行の借入人にマイナスの影響を与える可能性がある。

インドの経済成長率の鈍化及び世界の資本市場、商品市場及びその他の市場における不利な変動は、法人、個人及び農村部の借入人の間の借入需要及びその他の金融商品及びサービスに対する需要の低下、競争の激化、並びに債務不履行の増加につながり、これによって当行の事業、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

他の最近の金融危機よりも深刻であった2008年から2009年にかけての金融危機の近因は、米国の住宅ローン市場であるが、投資家は、新興経済国及び先進国の複数の市場において、金融危機及び景気循環を最近経験しており、これは当行を含むすべての金融機関のリスクを招くおそれがあることを認識すべきである。ソブリン債のデフォルト、欧州連合からの英国又は他の加盟国の離脱、景気後退及び主要先進国におけるマイナス金利の導入をめぐる懸念並びに米国の緩和的な金融政策の中止に関する懸念を含むユーロ圏での事態の進展により、リスク回避はさらに強化され、世界の資本市場の不安定さはさらに増大する可能性がある。

インド若しくは他の市場及び国々の金融システムに対する投資家の信頼喪失又はインド若しくはその他の市場における金融不安は、インドの金融市場の不安定さを増大させ、またインドの経済及び金融部門、当行の事業及び将来の財務実績に直接的又は間接的に悪影響を及ぼす可能性がある。「一(2) 当行の事業に関するリスクー(p) 当行の国際業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。当行は、依然として世界経済及び世界の銀行環境の後退の間接的な影響によるリスクにさらされている。これらのリスクの一部は、予測できず、その大部分を当行は制御することができない。当行はまた、破産するか、そうでなくとも当行に対する負債を履行できない金融機関に対するカウンターパーティーリスクにもさらされ続けている。

2016年6月、英国の有権者の過半数が、国民投票で、欧州連合からの離脱を選択した。国民投票は諮問的なものであり、離脱条件は、英国政府が正式に離脱手続を開始した後2年間継続し得る交渉期間に交渉される。それにもかかわらず、国民投票は、離脱する場合に英国が欧州連合のどの法律を置き換えるか又は模倣するかを決定する際に適用することとなる法規制に関するものを含め、英国と欧州連合の今後の関係をめぐり不確実性を生み出している。国民投票はまた、離脱を検討する他の欧州連合加盟国の政府への要求の増加を生じさせている。

(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ及びフィッチは現在、インドのソブリン格付の見直し（アウトブック）を安定的又はポジティブとしているが、かかる格付機関はそれぞれ、インドのソブリン格付又はかかる格付の見直しを引き下げる可能性があり、これが当行の格付に影響を及ぼす可能性がある。また、格付機関はそれぞれ、銀行に対する格付方法を変更する可能性があり、これが当行に影響を及ぼす可能性がある。例えば、2015年4月、ムーディーズは銀行に対する格付方法及び銀行への政府支援についての評価を見直した。これに伴い、インドの銀行を含め、世界各地の何行かの銀行の格付が見直された。かかる方法の変更に伴い、当行の優先無担保社債の格付は1段階引き下げられBaa3となった。国際的な格付機関によるインドの国内及び国外発行債券の信用格付の格下げは、当行の事業に悪影響を及ぼし、当行の資本市場へのアクセスが制限され、また当行の流動性ポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。当行の海外支店の格付は、特に格付がインドの格付を下回る場合、支店が所在する国のソブリン格付に影響を受ける。当行が業務を行う国のソブリン格付にインドの格付を下回るような変更が生じた場合、当該法域の当行の海外支店及び当該支店が発行する社債の格付に影響を及ぼす可能性がある。2016年2月、S&Pグローバル・レーティングは、バーレーンのソブリン格付の格下げに伴い、ICICIバンクを含むインドの銀行2行のバーレーン支店が発行した社債についてクレジットウォッチ・ネガティブに指定した。2016年6月、S&Pグローバル・レーティングは、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センターの当行支店による社債に保証を付す取消不能のスタンドバイ信用状の実行に基づき、当行のシニア債の格付をクレジットウォッチから外し、既存の格付を維持した。「(2) 当行の事業に関するリスク(s) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

当行には、現行の信用格付から1段階又は2段階格下げがなされた場合に影響を受ける一定の借入金がある。このような借入金の合計額は、2016年3月31日現在で当行の借入金総額の約2%に相当する。国際的な格付機関が当行の信用格付を1段階又は2段階格下げした場合、当行は、一定の借入金に対してより高い金利を支払わなければならないと、また、一定の借入金に関して、当行は、当行の貸付人と新しい金利を交渉し直さなければならない。当行が貸付人と金利について合意できない場合、貸付人は、残存する貸付金の元本額の繰上返済を当行に要求する可能性がある。

(d) 原油価格の大幅な上昇は、インドの経済に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果当行の事業にも悪影響を及ぼす可能性がある。

インドは、石油及び石油製品について需要の大部分を輸入しており、それらは2015年度に輸入総額の31%を占めたのに対して、2016年度には輸入総額の約22%を占めた。インド政府は、一定の石油製品に関する価格規制を緩和し、また、かかる製品に関する補助金を削減しており、この結果、国際原油価格の国内石油価格に及ぼす影響が増大した。2016年度において全世界的な石油価格が引続き下落したものの、石油価格の上昇又は乱高下並びに現地通貨での輸入をさらに割高にする通貨安の影響及びインドの顧客へのかかる価格上昇分の転嫁又は（財政赤字を増加させる可能性がある）補助金の増加は、インフレ率及び市場金利の上昇並びに貿易赤字及び財政赤字の増加を通じたものを含め、インド経済並びにインドの銀行及び金融システムに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これにより、当行の流動性、資産価値、財務実績、株主資本、戦略の実践力並びに当行株式及び米国預託株式の価格を含め、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

(e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの対外貿易関係及び貿易赤字は、インドの経済状況及びルピーの為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの経常赤字が国内総生産に占める割合は、主に原油価格の急落及び金の輸入削減策並びに経済への投資の抑制を主因とする石油以外の輸入の鈍化により、2013年度の4.7%から著しく改善し、2014年度は1.7%、2015年度は1.3%、2016年度には1.1%となった。世界の経済状況は、大半の通貨に対して米ドル高をもたらす米連邦準備制度理事会による利上げへの期待をめぐり、依然として変動が大きい。2013年度の初めから2016年度において、国際資本市場の変動が大きいこと及び米国で金利の正常化が始まったことに起因して、ルピーは米ドルに対して30.4%下落した。

米国又はその他の経済圏における金融政策の変更により増加する資本移動の変動性又は世界の投資家におけるリスク選好度の低下又はリスク回避度の上昇及びその結果として生じた世界全体の流動性の低下は、インドの経済及び金融市場に影響を与える可能性がある。例えば、2014年度上半期において、米国における量的緩和の中止に関する懸念並びに経常赤字の増大及び成長率低下の見通し等のその他の国内における構造的要因を理由として、インドを含む新興成長市場から多額の資本が流出した。

全世界的な原油価格の高騰のような貿易赤字に影響を及ぼす要因又はその他の理由で経常赤字及び貿易赤字が膨らみ、又は経常赤字及び貿易赤字が管理できない状況に陥った場合、インド経済、ひいては当行の事業、財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。資本移動の減少又は変動の増大は、インドの経済及び金融市場に影響を与える可能性があるとともに、インドの金融政策の決定において複雑さ及び不確実さを増大させる可能性があり、インドにおいてインフレ及び金利の変動をもたらし、またその結果、当行の事業、財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、為替相場の変動を抑制するためのインド準備銀行による外国為替市場への介入の増加又はその他の政策手段は、インドの外貨準備金の減少につながり、インド経済に流動性の減少及び金利の上昇をもたらす可能性があり、その結果、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。為替相場の急激な下落はまた、十分にヘッジされていない外貨建債務を有する一部の法人借入人に対し影響を及ぼす可能性がある。「一(2) 当行の事業に関するリスクー(v) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。」も参照のこと。

(f) インドの金融システムにおける財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

大規模でシステム上重要なインドの銀行である当行は、インドの特定の金融機関が直面する財政難に影響されるインドの金融システムに関するリスクにさらされている。これは、多くの金融機関の場合、商業的な安定性が信用、トレーディング、決済又はその他の関連業務に密接に関わってくるためである。かかるリスク（システムック・リスクと称されることがある。）は、当行が日常的に関係を持つ決済機関、銀行、証券会社及び証券取引所等の金融仲介業者に悪影響を及ぼす可能性がある。インドの金融システムにおける財政難又は不安定性は、一般的に、インドの金融機関及び銀行についてマイナスな市場認識を与え、また当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、これらの金融機関との取引により、相手方による不履行があった場合に信用リスクにさらされることになるが、かかる信用リスクは市場の流動性が低下したときに悪化する可能性がある。2015年8月、当行は、インド準備銀行により、インドのシステム上重要な銀行として認定された。「一第2－3 事業の内容ー(1) インドの金融部門の概要」も参照のこと。

インドの金融システムは新興成長市場において運用されているため、当行は、国による預金保険制度があるにもかかわらず預金取付け騒ぎが生じるリスク等、先進諸国では通常みられない特有の性質及び程度のリスクに直面している。例えば、2003年4月、当行が流動性の問題に直面しているという裏付けのない噂が広まった。当行の流動性の状況は健全であるにもかかわらず、この裏付けのない噂が原因で、2003年4月の数日間、当行から通常よりも多く預金引き出された。2008年、リーマン・ブラザーズが破綻し、リーマン・ブラザーズ並びにその他の米国及びヨーロッパの金融機関に対する当行のエクスポージャーが開示された後、当行の財務状態に関するネガティブな噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり取引量が通常を上回った。当行はこれらの状況を沈静化したが、今後このような状況を沈静化できなかった場合、多額の預金引き出され、これにより当行の流動性の状況は悪影響を受け、当行の事業が中断され、市場緊張時には当行の財務体質が弱体化する可能性がある。

2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含む多くのインドの銀行の不良債権及び引当金は、2016年度下半期において大幅に増加した。当行の引当金設定コストは、当面は高いままであると予想されている。「一(2) 当行の事業に関するリスクー(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。将来における同様の出来事が、法人部門により予定された投資の資金調達に悪影響を及ぼし、金融部門の信用力に悪影響を与える可能性がある。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関しても不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。当該部門に関連する不確実性及び当該部門へのエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。当該準備金がかかるエクスポージャーに関して将来の引当金の設定要件を満たす上で適正であるという保証も、又は当該部門におけるその他のエクスポージャーから不良債権が生じないという保証もない。

(g) 自然災害、気候の変化及び伝染病の発生は、インド経済、又は当行が事業を行うその他の国々の経済、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドはここ数年間で、地震、洪水及び干ばつ等の自然災害を経験している。これらの自然災害の範囲及びその重度が、インド経済への影響の度合いを決定する。特に、モンスーンの降雨量及び時期等、気候及び天候の状況は、2016年度においてインドの付加価値の約15.4%を占める農業部門に影響を与える。標準以上若しくは標準以下の降雨量が長期間続く場合、その他の自然災害が発生した場合又は世界的若しくは地域的に気候が変化した場合、インド経済及び当行の事業、特に当行の農業部門のポートフォリオは、悪影響を受ける可能性がある。同様に、世界的若しくは地域的な気候の変化又は当行が事業を行っているその他の国々における自然災害は、かかる国々の経済及びかかる国々における当行の事業運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

伝染病もまた当行の事業に混乱をもたらす可能性がある。2010年度には、インド及び当行が事業を展開する複数の国々を含む世界の各地域でH1N1ウイルスを原因とする豚インフルエンザが発生した。将来、伝染病が発生した場合、感染地域における事業活動水準が制約され、ひいては当行の事業に悪影響が及ぶ可能性があり、また当行株式及び米国預託株式の価格が影響を受ける可能性がある。

(h) インド政府の政策における著しい変化により、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業及び顧客の大部分は、インドに拠点を置いているか又はインド経済に関連し、その影響を受けている。インド政府は従来どおり、また今後も継続的に多方面でインド経済に支配的影響を及ぼす。政府の政策は、インドの業況及び経済状況、当行の戦略の実践力並びに将来の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。1991年以降、歴代のインド政府は、民間部門に対する著しい規制緩和を行い、インドの金融部門の発展の促進を含む経済開放政策を推進した。過去数年間、インドの政権は連立政権であったが、2015年度の総選挙においては単一の政党が過半数の票を獲得した。インドの首脳及び政権の構成は変更される可能性があり、選挙の結果は必ずしも予想どおりとはならない場合もある。政権により今後推進される経済政策を予測することは困難である。さらに、インドの法人部門による投資は、免許及び資源の付与、土地及び天然資源の利用権に関するもの並びに環境保護に関する方針を含めて、政府の方針及び決定により影響を受ける可能性がある。これらの政策及び決定の結果、当行が資金提供するものを含むプロジェクトの実施が遅れ、また新規のプロジェクト投資も制限される可能性があり、ひいては経済成長に影響を与えることになる。経済開放の速度は変動する可能性があり、銀行及び金融会社、海外投資、為替に影響を及ぼす特定の法律及び政策は変更され、並びに当行の有価証券への投資に影響を及ぼすその他の要因もまた変化する可能性がある。例えば、インド政府は、インドにおける統一された物品・サービス税構造の採用を提案しており、これにより将来の当行に対する課税方法に影響が及ぶ可能性がある。インドの経済政策の著しい変化、又はインドのマクロ経済政策若しくは今後の選挙を取り巻く不安定性による市場変動は、インドの業況及び経済状況全般に悪影響を及ぼし、特に当行の事業に悪影響を及ぼす可能性があり、また当行株式及び米国預託株式の価格が影響を受ける可能性がある。

(i) インド又はその他の地域において地域紛争、テロ攻撃又は社会不安が深刻化した場合、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

インドは度々、社会不安並びに内乱及び近隣諸国との間で紛争を経験している。過去にインドとパキスタンとの間で軍事衝突が起きている。またインドは、国内の一定の地域（当行の主たる事務所が所在するムンバイを含む。）でテロ攻撃を受けた経験もある。さらに、中東及び東欧における地政学的な事象又は世界のその他の地域におけるテロや軍事活動は、主要商品の価格、金融市場、貿易動向及び資本移動に影響を及ぼす可能性がある。これらの要因並びにインドの政治及び経済不安は、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 当行の事業に関するリスク

(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。

当行が不良債権の水準を適正に管理又は引き下げることができなかった場合、当行の不良債権に係る利息計上停止に起因して当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が低下し、当行の引当金設定コストが増加し、当行の純利息収入及び純金利差益率にマイナスの影響を受ける可能性があり、当行の信用格付及び流動性が悪影響を受ける可能性がある。また当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となり、当行の評判は悪影響を受け、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。「一(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。

失業率の増加、長期間にわたる景気低迷、家計貯蓄及び家計所得の水準の低下、当行の規制当局による当行の貸付ポートフォリオの評価及び見直し、金利の急激かつ継続的な上昇、インド経済の動向、全世界的な商品市場及び為替相場の変動並びに国際競争を含む様々な要因は、当行の不良資産の水準を上昇させ、当行の貸付ポートフォリオの価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取組みが成果を示すには時間がかかり、不良債権への繰入（条件緩和貸付ポートフォリオから不良債権状態への悪化を含む。）の水準の上昇につながった。加えて、2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含むインドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権への繰入（条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む。）の水準の大幅な上昇が見られた。インドの銀行は、一般に、上記の進展を前提として、法人向け貸付に対するアプローチにつき一層慎重になっている。さらに、公共部門の大手銀行は、2016年度の自己資本比率及び損失の水準が比較的低かったことを背景に、貸付の伸びを大きく抑制している。当行の不良債権総額は、2015年度末現在の173.9十億ルピーから2016年度末現在には293.2十億ルピーへと大幅に増加した。ICICIバンクの資金を基盤としない与信枠の残高は、貸付が不良債権として分類された借入人に対するものが28.2十億ルピー、条件緩和貸付として分類された借入人に対するものが44.0十億ルピーであった。

当行の正常先貸付ポートフォリオには条件緩和正常先貸付が含まれており、かかる借入人が予定されたとおりに履行できなかった場合、かかる貸付は不良債権として分類される可能性がある。2015年度及び2016年度において、当行では、緩やかな国内の回復、世界経済の継続的な課題及び成果を生むよう企業のレバレッジ比率を低下させる取組みに時間がかかっている結果、かかる借入人が予定されたとおりに履行できなかったことに起因して、条件緩和正常先貸付の不良債権への分類区分の引下げが大幅に増加した。さらに、当行の長期プロジェクト・ファイナンス貸付ポートフォリオの価値は、複数の要因により悪影響を受ける可能性がある。当行の貸付ポートフォリオには、インフラ部門及び関連部門（電力部門及び建設部門）並びに全世界的な商品価格のサイクルに左右される石炭及び鉄鋼等の商品を基礎とする部門向けのプロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス及び運転資金の貸付が含まれる。「－(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」も参照のこと。特定の場合において、当行は、株式を担保として顧客に貸付融資枠を供与することがあり、資本市場の不安定性により、かかる担保の価値が影響を受ける可能性がある。インド国内及び海外において、経済問題及びプロジェクト実施の困難及び商品価格の下落又は変動により、当行の借入人の一部は、既に条件緩和された債務を含めて自らの債務が不履行に陥る可能性があり、かかる事態は不良債権を増加させる。

2016年度において、不良債権への繰入の増加は、当行が不良債権に係る利息計上を停止していることから、当行の純利息収入及び純金利差益率に影響を及ぼした。2017年度においても、引続き当行の純金利差益率に悪影響を与えると予想されている。当行が引続き当行の不良債権の増加に直面する場合、当行の純金利差益率はさらに悪影響を受ける可能性がある。

(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。

インド準備銀行を含む規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、不良債権の水準が高まる可能性があり、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値が低下し、当行の信用格付及び流動性が悪影響を受け、当行の評判が悪影響を受ける可能性があり、また当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。当行の事業、将来の財務実績及びエクイティ持分及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。「－(a) 当行のポートフォリオにおける不良債権の水準を適正に管理することができなかった場合、当行の事業は損害を受けると予想される。」も参照のこと。

インドの銀行は、インド準備銀行により、すべての貸付に対して引当金を設定することを要求されており、準備金に関する会計処理については、当該分野の会計処理に関するガイドラインを規定する会計基準設定機関が別個に存在する米国及び欧州連合とは異なり、インド準備銀行がこれを統制している。過去2年間にわたり、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示すを含め、不良資産の認識及び分類に関するガイダンスを大幅に拡大しており、2016年度直近6ヶ月間において不良債権として分類される当行の貸付の増加をもたらした。

2014年4月1日付で、インド準備銀行はストレス資産の早期特定及び早期解消のための枠組みを公布した。当該ガイドラインでは、条件緩和となっていない又は不良債権への分類がなされていないものの、様々なパラメーターにより負荷の初期兆候が現れていると特定される案件から成る「特別注意勘定」の資産分類区分が導入された。銀行はまた、「特別注意勘定」区分に関するデータの共有、共同貸付人フォーラムの開催及びかかる勘定の共同での解消に向けた行動計画の立案を義務付けられている。これらが規定の期間内に行われなかった場合、当該案件に対する引当金計上の早期化につながる。また、負荷勘定の解消には、債務（全部又は一部）を株式に転換することを含める場合があり、その場合には当行は株主として追加のリスクにさらされる可能性がある。借入総額が5.0十億ルピーを超える大口の借入人に関しては、特別編成スキームも導入し、債務につき持続可能な部分と持続不可能な部分の分離に関する編成の枠組みを与えており、また特別な状況下においては既存の発行人に引続き大株主であることを認めている。これにより、特に大口の借入人が当該スキームに基づいて債務の再編を求める場合には、当行が追加リスクにさらされる可能性がある。

2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、2016年度下半期には、銀行システムにおいて不良債権が大幅に増加し、当行の不良債権総額は、2015年度末現在の173.9十億ルピーから2016年度末現在には293.2十億ルピーへと大幅に増加した。また、大口の借入人への貸付に関して、2016年5月、インド準備銀行は、規定の信用限度を超える貸付への引当金の設定を増加させることを提言する審議文書を公表した。さらに、2016年度において、不良債権への繰入の増加は、当行が不良債権に係る利息計上を停止していることから、当行の純金利差益率に影響を及ぼした。2017年度においても、引続き当行の純金利差益率に悪影響を与えると予想されている。当行が引続き当行の不良債権の増加に直面する場合、当行の純金利差益率はさらに悪影響を受ける可能性がある。不良債権又は適用ある規制ガイドラインに基づき条件緩和の特別編成の対象である貸付の水準の上昇に係る利息計上停止も、当行の純利息収入及び純金利差益率にマイナスの影響を及ぼす。「一(1) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」、「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (f) 貸付分類」、「一7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (h) 監督及び規制- 貸倒引当金及び不良資産- 資産分類」も参照のこと。

インドの銀行は、正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に係る引当金をインド準備銀行が規定する比率で設定することを要求されている。当行は、個人向けの不良債権に関しては、当行の個人向け資産に係る引当金の設定方針に従って借入人のレベルで引当金を設定している。ただし、インド準備銀行が規定する引当金の設定の最低水準に従う。当行は、個人向け貸付に関しては、規制上の最低要件を上回る特定引当金を有し、銀行による貸付の条件緩和に関するインド準備銀行の適用ガイドラインに従って条件緩和貸付／返済繰り延べの貸付に係る引当金を設定する。

不良資産に関する特定引当金に加え、当行は、正常先貸付及び条件緩和貸付に係る一般準備金をインド準備銀行が規定する比率で維持している。正常先資産に対する当行の引当金は、2015年度の3.9十億ルピーから2016年度には3.2十億ルピーに減少した。不良資産に対する当行の引当金は、主として法人向け及び中小企業向け貸付ポートフォリオにおいて不良資産への繰入（条件又は条件緩和により借入人が履行できないことに起因した条件緩和貸付の不良債権への再分類を含む。）が増加したことに起因して、2015年度の36.3十億ルピーから2016年度には77.2十億ルピーに増加した。当行の引当金設定コストは、当面は高いままであると予想されている。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。2016年3月31日現在、内部格付が投資適格を下回る会社（不良債権又は条件緩和貸付として分類された借入人を除く。）に対する、ICICIバンクの資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高は、電力（中央の公共部門が持分を保有している場合を除く。）へは119.6十億ルピー（当行の合計エクスポージャーの1.3%）、鉱業へは90.1十億ルピー（1.0%）、鉄鋼へは77.8十億ルピー（0.8%）、セメントへは66.4十億ルピー（0.7%）、掘削装置へは25.1十億ルピー（0.3%）であった。なお、内部格付が投資適格を下回る、原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人へのICICIバンクの資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高は、61.6十億ルピー（0.7%）であった。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。当該準備金がかかるエクスポージャーに関して将来の引当金の設定要件を満たす上で適正であるという保証も、又は当該部門及びその他の部門におけるその他のエクスポージャーから不良債権が生じないという保証もない。

2012年3月、景気循環に伴い生じた貸倒引当金の設定要件の変動を制限するため、インド準備銀行は、動的な貸倒引当金設定の枠組みに関する審議文書を公表した。この枠組みにおいては、既存の一般貸倒引当金設定基準に代わり、銀行が毎年、種々の貸付区分における過去の貸倒損失に基づき、自行の貸付帳簿において引当金を設定することが提言されている。計算された動的貸倒引当金要件よりも特定引当金が多額となる年度においては、差額の範囲内で、留保される動的引当金残高の最低指定水準を限度として、既存の動的引当金残高を引き下げることができる。

2019年度より、インドの銀行は、主としてインドの会計基準の国際財務報告基準との収斂（コンバージェンス）を図るInd AS（新たなインド会計基準）に切替えを行うことが予定されている。さらに、業務リスクについて先進的計測手法へ、また信用リスクについてバーゼルⅡに基づく内部格付手法への切替えを行っている銀行は、自己資本比率の計算に関するデフォルト時損失率の規定の最低水準に従うこと及び自己資本比率の目的のために条件緩和資産を不良資産として取り扱うことを要求されている。かかる新基準の遵守により、当行を含む銀行には、不良債権として分類される貸付及び引当金設定コストの増加が生じる可能性がある。

当行の貸付ポートフォリオに関して進めている当行の戦略には、事業全体にわたる貸付ポートフォリオの予防的な監視、個人向け貸付及び格付の高い会社に対する貸付に重点を置くことによるポートフォリオ・ミックスの改善、集中リスクの低減、会社が最適な水準で業務を行い、キャッシュ・フローを創出させるための借入人による資産売却、経営陣の交代、利害関係者との協力によるエクスポージャーの解消が含まれる。当行が成功裏に戦略を実践して不良資産の水準を管理するか又は低下させるという保証も、又は当行の不良資産に係る将来の回収が不良資産に係る当行の過去の回収実績と同様になるという保証もない。

(c) 当行の条件緩和を受けた借入人が予定されたとおりに履行できず、かかる借入人への貸付が不良債権の分類区分に再分類された場合、又は規制当局が引続き一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。

当行の正常先資産は、条件緩和正常先貸付も含む。「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(i) 条件緩和貸付」も参照のこと。この数年、当行では、不良債権の分類区分に再分類された条件緩和正常先貸付の金額が大幅に増加している。当行の条件緩和を受けた借入人が予定されたとおりに履行できなかったこと及びインド準備銀行がインドの銀行の貸付ポートフォリオについて見直しを行ったことに起因して、かかる再分類された貸付の元本額は2014年度の7.3十億ルピーから、2015年度は45.1十億ルピー、2016年度には53.0十億ルピーに増加した。当行の条件緩和を受けた借入人の実績は、規制の変更に加えて、インド及び世界の経済状況、世界の商品市場や為替相場の動向、金利上昇、インフレ及び一定の部門の不振を含む様々な要因に左右される。

2012年11月、インド準備銀行は、条件緩和正常先勘定に関する一般引当金の設定要件を2.00%から2.75%に引き上げた。さらに、2013年5月、インド準備銀行は、貸付の条件緩和に関する最終ガイドラインを発表した。当該ガイドラインにより、2015年4月1日以降の条件緩和貸付（一定の状況下における特定期間までのプロジェクト実施の延滞によるものを除く。）は、不良債権に分類されることとなる。さらに、条件緩和正常先貸付に関する一般引当金の設定要件が2013年6月1日以降の条件緩和貸付の全増加分について5.0%に引き上げられた一方、既存の条件緩和正常先貸付残高に関する一般引当金の設定要件は2016年度末までに5.0%に段階的に引き上げられた。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―貸倒引当金及び不良資産―条件緩和貸付」も参照のこと。インド準備銀行は、2015年12月31日に終了した3ヶ月間において当行を含む多くのインドの銀行と討議を行った後に、他の銀行及び当行に対して、一定の条件緩和貸付勘定に関して2017年度に10%の追加引当金を設定するように指示した。当行のポートフォリオにおけるかかる条件緩和貸付勘定の総額は約35.8十億ルピーである。条件緩和貸付に対する当行の引当金は、2015年度末現在の9.5十億ルピーから減少して2016年度末現在には7.6十億ルピーであった。

規制当局が引続き一段と厳しい要件を課す場合、若しくは条件緩和資産又はインド準備銀行により認められた特別な編成スキームの対象資産の水準が大幅に上昇し、又は条件緩和を受ける借入人が予定されたとおり履行できない場合、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に重大な悪影響を受ける可能性がある。

(d) 当行の海外支店及び子会社のエクスポージャー又は資産再構築会社の有価証券へのエクスポージャーは、一般に、当行の事業、財務状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。

当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、（規則により認められている）インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外事業を行うための、インド企業に対する外貨建貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりの実績を上げないこと、また当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特殊な追加的リスクにさらされている。「―(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」も参照のこと。

さらに、当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオの分類は、それぞれの現地の規制当局の規則に服する。回収の記録以外を理由として所在国の規則に従い減損していると認識されるが、インド準備銀行の既存のガイドラインでは正常先であるとされる貸付は、所在国における貸付残高の範囲内で不良債権として分類される。かかる分類はいずれも、当行の事業、将来の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行によるインド準備銀行に登録された資産再構築会社であるアセット・リコンストラクション・カンパニー（インディア）リミテッド及びその他の資産再構築会社への不良資産の売却に基づく有価証券に対して投資も行っている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。アセット・リコンストラクション・カンパニー（インディア）リミテッド及びその他の資産再構築会社がこれらの資産の価値を回復させ、有価証券への当行の投資を完済することは保証されず、また、これらの投資価値の毀損がないとはいえない。資産の価値を回復できないか又は価値を毀損することなく当行の投資を完済できない場合、一般に、当行の事業、財務状態及び業績は影響を受ける可能性がある。

(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。

2008年度より、インドの銀行部門では、インフラ部門の貸付が大幅に増加した。当行は、長期のプロジェクト・ファイナンスは、中長期的に当行の事業の成長分野であると見込んでいるものの、このポートフォリオの価値は、いくつかの要因により悪影響を受ける可能性がある。これらのプロジェクトの実行可能性は、市場の需要、政府の政策、政府による免許の付与及び天然資源の利用権の付与過程並びにその後の司法審査及びその他の審査、当該プロジェクトの成果にとっての主要な顧客である政府又はその他の事業体の財務状態並びにインド及び国際市場における全体的な経済環境を含め、多くの要因に依拠している。これらのプロジェクトは、プロジェクトの収益力に悪影響を及ぼす可能性がある、規制上の許認可の遅れに関するリスク、環境及び社会問題、完成リスク及び取引先リスクを含め、様々なリスクにさらされている。過去、当行では、一部の国際商品市場の低迷及びインドにおける競争の激化の結果として、当行の工業及び製造業プロジェクト・ファイナンスの貸付ポートフォリオにおけるデフォルト及び条件緩和の水準が高かった。電力部門に対する当行の貸付は、2014年3月31日現在は6.0%、2015年3月31日現在は5.8%、2016年3月31日現在は5.6%となった。電力プロジェクトは、石炭及びガス等の燃料の調達及び発電電力のオフテイクを含む様々なリスクに直面している。例えば、当行はマハラシュトラ州における大規模なガス発電所への貸付人であり、かかる発電所はガスの供給不能により影響を受けている。インドにおける石炭を基礎とする電力プロジェクトは、主に採炭をめぐる環境問題及び企業に割り当てられた石炭鉱区の割当の取消しにより、供給に遅延が生じている。インド政府は、かかる割当の取消しが行われた石炭鉱区の割当オークションを開始したものの、かかる石炭鉱区と関連しているプロジェクトの業務開始及び財務実績は依然として不透明である。さらに、電力プロジェクトは本来レバレッジ・レベルが高いため、資本市場の不安定性、これらのプロジェクトの実施及びプロジェクトの将来キャッシュ・フローに対する懸念により、かかるプロジェクトについて株式による資金調達の利用が制限される可能性がある。燃料供給量の減少、購入者へ転嫁できない燃料費の増加並びに国有の配電公社がその財務状態を理由に電力を購入できないこと若しくは電力の代金を支払えないことを要因として稼働中の発電所における発電量又は新規受託又は実施中の電力プロジェクトの計画発電量が減少したこと、又は電力価格の下落により、かかる発電事業者の財務状態及び当行への債務を含む債務の履行能力に悪影響が及ぶ可能性がある。プロジェクトが予定どおりに業務を開始するか、また予想どおりに遂行されるか否かについて、当行は確信を持ってない。かかるプロジェクトの所有者及び経営の変更が業務開始にさらなる遅延を生じさせる可能性がある。かかるプロジェクトにつきインド準備銀行のガイドラインにより認められた期間より長い期間、予定されている業務開始日から遅れた場合、当行の不良資産又は条件緩和資産が増加する可能性がある。

当行の貸付ポートフォリオは、鉄鋼及び鉱業等の商品を基礎とする部門向けのプロジェクト・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス、運転資金の貸付を含んでおり、類似又は追加のリスク及び国際商品価格のサイクルによる影響を受けることがある。2016年度において、世界の鉄鋼需要の鈍化に起因した国際鉄鋼価格の急激な下落は、同様にインドの鉄鋼会社に影響を及ぼした。鉄鋼会社の設備稼働率は低下し、収益性が圧迫された。インド政府は、海外市場から調達する鉄鋼の最低価格を含め、一定の政策措置を発表した。かかる政策措置は、インドの鉄鋼部門に恩恵をもたらした。しかしながら、当行は、かかる措置が将来においても引き続き実施されているか、又は国際鉄鋼価格が低迷したままである場合に鉄鋼会社の収益性に大幅な改善が見込まれるかについては断言できない。鉄鋼会社の収益性が引き続き圧迫される場合、当行では不良資産が増加する可能性がある。インド及び世界の景気後退は、当行が資金提供したプロジェクトに係るリスクを増幅させる可能性がある。プロジェクト・ファイナンスにおける将来の損失又は多くの貸付の再編は、当行の収益力及び当行の貸付ポートフォリオの価値並びに当行株式及び米国預託株式の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(f) 当行の貸付は一部の顧客、借入人グループ及び部門に集中しており、仮にこれらの貸付のかなりの部分が不良債権化した場合、当行の貸付ポートフォリオの全体的な価値、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

当行の貸付ポートフォリオ及び不良資産ポートフォリオは、一部の顧客の種類に集中している。ICICIバンクは、特定産業に対するエクスポージャー（個人向け貸付を除く。）をエクスポージャー合計の15.0%までに限定することを方針としている。個人向け融資部門に対する当行の貸付は、2016年3月31日現在は当行の貸付合計の46.8%であった。当行の(i)インフラ部門（電力を除く。）、(ii)電力部門、(iii)非金融サービス部門及び(iv)鉄鋼部門に対する貸付は、2016年度末現在、当行の貸付合計のそれぞれ5.6%、5.6%、5.5%及び5.3%であった。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。2016年3月31日現在、かかる部門において内部格付が投資適格を下回る会社（不良債権又は条件緩和貸付として分類された借入人を除く。）に対する、ICICIバンクの資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高は、電力（中央の公共部門が持分を保有している場合を除く。）へは119.60十億ルピー（当行の合計エクスポージャーの1.3%）、鉱業へは90.1十億ルピー（1.0%）、鉄鋼へは77.8十億ルピー（0.8%）、セメントへは66.4十億ルピー（0.7%）、掘削装置へは25.1十億ルピー（0.3%）であった。なお、内部格付が投資適格を下回る、原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人へのICICIバンクのエクスポージャーは、61.6十億ルピー（0.7%）であった。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。当該準備金がかかるエクスポージャーに関して将来の引当金の設定を満たす上で適正であるという保証も、又は当該部門及びその他の部門におけるその他のエクスポージャーから不良債権が生じないという保証もない。「―(e) 当行の貸付ポートフォリオは、特に完成リスク及びその他のリスクの影響を受けやすい長期にわたるプロジェクト・ファイナンスを含んでいる。」も参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインにより、個別の借入人に対する当行の信用エクスポージャーは、当行の資本金の15.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。資本金は、インド準備銀行のガイドライン「マスターサーキュラーバーゼルⅢ資本規制」による規制上の調整後のTier1資本及びTier2資本をいう。インド準備銀行のガイドラインにより、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対するICICIバンクのエクスポージャーはICICIバンクの資本金の40.0%を超えてはならないが、当該エクスポージャーがインフラ・プロジェクトに係るものである場合はこの限りでない。例外的状況下においては、銀行はその取締役会の承認を得た上で、エクスポージャーを資本金の5.0%増やすことができる。すなわち、個別の借入人に対する合計エクスポージャーは資本金の20.0%に、同じ経営コントロール下にある1法人グループに対する合計エクスポージャーは資本金の45.0%にすることができる。2016年度末現在、当行の融資先最上位の銀行以外の借入人は、当行の資本金の約14.6%を占めた。融資先最上位の同じ経営コントロール下にある法人グループは、当行の資本金の約30.4%を占めた。2016年度末現在、当行の上位20の借入人（銀行を含む。）へのエクスポージャーは当行の合計エクスポージャーの約14.3%であり、当行の上位20の借入人（銀行を含む。）への信用エクスポージャーは当行の合計信用エクスポージャーの約14.6%であった。

当行の貸付ポートフォリオに関して進めている当行の戦略には、事業全体にわたる貸付ポートフォリオの予防的な監視、個人向け貸付及び格付の高い会社に対する貸付に重点を置くことによるポートフォリオ・ミックスの改善、集中リスクの低減、会社が最適な水準で業務を行い、キャッシュ・フローを創出させるための借入人による資産売却、経営陣の交代、利害関係者との協力によるエクスポージャーの解消が含まれる。当行は、単一の借入人並びにグループの各種エクスポージャー限度額を規定する集中リスクの管理、及びエクスポージャーが規定の限度額を超える場合に従わなければならない職務権限マトリクスに関する枠組みを構築している。当行が成功裏に戦略を実践して不良資産の水準を管理するか又は低下させるという保証はない。

2015年3月、インド準備銀行は、大口エクスポージャーの枠組みに関する審議文書を公表し、企業の経済的相互依存を踏まえて特定される、関係を有する取引先グループに基づく銀行のエクスポージャーの上限を提言している。2016年5月、インド準備銀行は、リスク加重率及び引当金設定の増加を招くような規定の上限を超える貸付を受けている大口の借入人に対する銀行システムの合計エクスポージャーの上限を提言する、もう1つの審議文書を公表した。かかるガイドライン及び当行が集中リスクのコントロール及び低減に注力することは、当行が一部の顧客との事業を拡大する能力を制約し、当行に一部のグループへのエクスポージャーを低減することを要求する可能性がある。「―第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ－(iii) 貸付の集中」も参照のこと。

(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの金利水準は、インフレ、財政赤字及び政府借入金、金融政策並びに市場流動性を含む広範な要因の影響を受ける。例えば、2013年7月、為替相場の不安定性に対応するために、インド準備銀行は、インドの銀行システムにおける流動性を低下させ、インド準備銀行からの借入コストを増加させる措置を導入した。

当行は、インド準備銀行の一定の準備金規制により、構造上、その他多くの国の銀行よりも高い金利リスクにさらされている。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制－法定準備金規制」も参照のこと。この規制により、当行は、インドの固定利付国債のポートフォリオを大量に保持することとなり、特に金利の上昇が唐突又は急激であった場合には、重大な悪影響を受ける可能性がある。インド国債を含む固定利付有価証券に係る実現時価評価損益は、当行の収益性の重要な要素であり、市場利回りの動向の影響を受ける。国債の利回りの上昇は、当該業務による当行の利益及び固定利付ポートフォリオの価値を減少させる。また、当行は、一部の資産について、その他の有利子資産につき通常得られる利息の利率よりも低い利率で利息を得ているため、この規制は、当行の純利息収入及び純金利差益率にも悪影響を及ぼしている。当行はまた、当行の財務活動並びに一定の当行の子会社の業務によっても金利リスクにさらされており、かかる子会社には、固定利付証券のポートフォリオを持つICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びインド国債の主たるディーラーであるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップが含まれる。当行の資産管理事業において、当行は、実績が金利の上昇により影響を受ける金融市場ミューチュアル・ファンドを管理しており、これがかかる事業による当行の収益及び利益に悪影響を及ぼす。「－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」及び「－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

有利子資産の収入が資金コストと同時若しくは同一程度に増加しない場合又は当行の資金コストが有利子資産の収入の減少と同時若しくは同一程度に減少しない場合、当行の純利息収入及び純金利差益率は悪影響を受ける可能性がある。当座預金及び普通預金の形で銀行が利用できる低コストの資金調達体系的な減少は、当行の純金利差益率に悪影響を与える可能性がある。インド準備銀行は普通預金に係る金利を自由化し、これを受けてインドの中小規模の銀行の一部は普通預金につきより高い金利を提示しつつある。当行と競合するその他の銀行が同様に預金金利を引き上げた場合、当行も競争力維持のため追随せざるを得なくなる可能性があり、これにより当行の資金調達コストは悪影響を受ける可能性がある。2015年12月、インド準備銀行は、2016年4月1日以降の貸付の増加分に適用される、資金調達の限界費用手法に基づく貸付金利の計算に関するガイドラインを公表した。資金調達コストの計算に関する手法のかかる変更が貸付金利を低下させた。また、資金調達コストについての規定の月次見直しに伴い、貸付金利の改定頻度が高まる可能性がある。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ－(vii) 貸付の条件決定」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制－貸付実行に関する規制」も参照のこと。これにより、当行の有利子資産の収入、当行の純利息収入及び純金利差益率に影響を受ける可能性がある。以前は、銀行には、固定金利貸付につき基準金利を下回る金利で供与することが認められていなかった。かかる制限は、新たなガイドラインに従い、期間が3年間を超える固定金利貸付にはもはや適用されておらず、貸付人の間の競争が貸付金利の低下をもたらし、純利息収入の減少につながる可能性がある。当行の資金コストがさらに増加し、当行がかかる増加をすべて当行の貸付金利に転嫁することができない場合、当行の純金利差益率及び収益性は悪影響を受ける可能性がある。さらに、流動性の逼迫及び国際市場の不安定性により、当行は国際債券市場へのアクセスが制限され、その結果、当行の国際事業に係る資金調達コストが増加する可能性がある。国際市場における不安定性が継続した場合、当行の国際市場からの借入、並びに当行の満期を迎える借入を借り換える能力及び新たな資産に融資する能力が制限され、コストを上昇させる可能性がある。当行の海外銀行子会社もまた、同様のリスクにさらされている。

高金利及び金利の上昇又は金利のボラティリティーの上昇は、当行の成長力、純金利差益率、純利息収入、財務活動による収益及び固定利付証券ポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

- (h) 当行はインド準備銀行の行政指導に基づく貸付要件に従わなければならない、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性があり、これにより当行の収益性が影響を受け可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準の下、インドの銀行は、優先部門に分類される特定の適切な部門に対して当行の調整後の銀行融資純額の40.0%を融資することが義務付けられている。この中で、銀行は主要部門への貸付には個別目標を設けている。調整後の銀行融資純額の18.0%にあたる部分は農業部門に対して融資することが義務付けられている。2015年度（同年度を含む。）までの適用基準では、農業部門に対して融資される調整後の銀行融資純額の18.0%には少なくとも13.5%の直接農業貸付及び最高で4.5%までの非直接農業貸付を含めることが義務付けられていた。直接農業貸付には、個人農家又は個人農家グループに対して農業及び関連事業について直接行われる貸付が含まれる。非直接農業貸付には、食料及び農産加工設備への貸付、農業機械及び器具の流通のための分割払い購入スキームへの融資、協同組合制度を通じた農家への非直接的な融資並びに貯蔵設備の建設及び運営のための貸付といった、農業に関連する目的での貸付が含まれる。社会のより脆弱な部門として認定された部門に対する貸付は、調整後の銀行融資純額の10.0%を構成しなければならない。これらの要件は、2016年度まで、各年度の最後の金曜日現在に、前年度の調整後の銀行融資純額を参照して満たされなければならない。2017年度以降、要件は四半期ごとに評価される。これらの要件は、単独ベースでのICICIバンクに適用される。

インド準備銀行は、2016年度以降に適用される行政指導に基づく貸付基準の見直しを発表した。農業に対する直接貸付及び非直接貸付への個別目標が統合された。2つの新しい個別目標（小規模・零細農家への貸付目標が調整後の銀行融資純額の8.0%、零細企業への貸付目標が7.5%）が導入され、2016年度から2017年度にわたり段階的に適用される。優先部門への貸付要件の残りは、特定の基準を満たす小企業、中規模企業、再生可能エネルギー、社会インフラ及び住宅ローンを含む一連の部門に対する貸付によって満たすことができる。より脆弱な部門への貸付目標は引き続き調整後の銀行融資純額の10%である。2016年3月31日現在、ICICIバンクの優先部門への貸付は1,311.9十億ルピーであり、優先部門への貸付目標の約101.9%に相当した。2016年3月31日現在、当行の農業貸付は18.0%の要件に対して調整後の銀行融資純額の17.0%、また小規模・零細農家への貸付は調整後の銀行融資純額の3.9%に相当し、零細企業及び「より脆弱な部門」分類への貸付はそれぞれ6.8%及び6.3%に相当した。2017年度より、優先部門への貸付実績は、年度末時点だけでなく、四半期の平均でも評価される。さらに、2015年7月、インド準備銀行は、銀行に個人農家への直接貸付を銀行システムの過去3年間の平均水準で維持するよう指導しており、銀行がかかる指導に従わなかった場合には不足する分に対して罰金が科される可能性がある。インド準備銀行は、各年年初に銀行システムの平均水準を銀行に通知する予定である。2016年度の目標は調整後の銀行融資純額の11.57%であり、これに対して当行が達成した水準は8.1%であった。インド準備銀行はまた、銀行に従前のガイドラインに基づき直接農業貸付の分類を構成していた借入人への貸付に対しては調整後の銀行融資純額の13.5%とする目標を継続して追求するよう指導している。

インド準備銀行は、銀行が特殊金融仲介機関に対する貸付により行政指導に基づく貸付義務を履行することについて規制する、優先部門貸付義務に関するガイドラインを随時公表し、銀行による証券化資産への投資並びにローンの無条件購入及び譲渡が優先部門への貸付分類に適格であるために満たすべき一定の基準を定め、当該取引の当初貸付主体が最終借入人に請求する金利を規制している。2013年9月、インド準備銀行は、小企業及び低所得世帯への包括的金融サービスに関する委員会を設置しており、かかる委員会は、とりわけ地域レベルでの融資普及率及びその他の基準に基づく優先部門貸付目標算出のための新たな方法を特に提言している。かかる提言は今までのところ実施されていない。

優先部門への貸付要件を満たすことができない場合、実勢の銀行金利及び不足額の水準により決定される収益性の低い政府のスキームに投資することを要求され、これにより当行の収益性は影響を受ける可能性がある。かかるスキームによって要求される資金の合計は、優先部門貸付目標を達成することができない銀行から引き出され、各銀行から引き出される金額はインド準備銀行によって決定される。2016年3月31日現在、当行が過去に必要な水準の優先部門貸付を達成できなかったことによるかかるスキームに対する投資総額は280.7十億ルピーである。2014年5月、インド準備銀行は、銀行が当該年度の3月31日現在の政府のスキームへの義務付けられた投資残高を非直接農業貸付として処理し、それを全体の優先部門貸付目標の達成率に反映することを許可するガイドラインを公表した。前年度の3月31日現在の投資額は、優先部門及びその下位のセグメントへの貸付要件の算出の基準となる調整後の銀行融資純額に加算される。これらの変更は2014年度より適用された。インド準備銀行は、優先部門目標を満たす上で超過／不足が生じた場合に、優先部門への貸付証書を銀行間で売買するためのスキームを提言しており、優先部門への貸付の不足額を減少させることに役立つ可能性がある。しかしながら、これは、かかる証書についての売買のアーベイラビリティによって左右される可能性がある。農業貸付の個別目標及びより脆弱な部門への貸付における不足が続いていることを考慮すると、当行の政府のスキームへの投資額は増加すると予想される。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―行政指導に基づく貸付」も参照のこと。

優先部門貸付が義務付けられる結果、行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて、ポートフォリオの価値の管理が難しく、また経済的困難により当行の借入人が重大な影響を受ける可能性の高い農業部門及び小企業に対する貸付が特に原因となり、当行の不良資産が増加する可能性がある。当行の優先部門への貸付ポートフォリオに係る不良資産の合計は、2014年度に2.3%、2015年度に2.1%、2016年度には2.2%であった。インド準備銀行による行政指導に基づく貸付基準が将来変更された場合、当行は引続き優先部門に対する貸付要件を満たすことができなくなり、当行は相対的にリスクの高いセグメントへの当行の貸付を増加させることが必要となる可能性があり、不良資産の増加につながる可能性がある。

行政指導に基づく貸付要件に加え、インド準備銀行は、銀行業務を農村部及び銀行口座を持たない人が多い地域並びに現在銀行業務を利用できない顧客に拡大するため、金融包括計画を整備することをインド国内の銀行に義務付けた。さらに、2014年8月より、インド政府は、金融包括への活動を開始した。かかる活動には、各世帯につきクレジット・ファシリティ及び保険ファシリティとともに1つの銀行口座を開設することが含まれている。こうした市場への事業拡張は、多大な投資及び経常的な費用を伴う。このような事業の収益性は、これらの地域における事業規模及びこれらの顧客を対象とした事業規模を生み出す当行の能力及びかかる顧客への貸付ポートフォリオにおける不良債権の水準に左右される。

(i) 当行の支店網はここ数年間で著しく拡大しており、これらの支店を生産的に利用することができない場合、又は目標生産レベルの達成が大幅に遅れた場合、当行の成長及び収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。

インド国内のICICIバンクの支店網は、2013年度末現在の3,100支店から、2016年度末現在には4,450支店に増加した。「―(u) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。」も参照のこと。また、当行は、農村部及び郊外における支店網を大幅に拡大し、さらに、銀行が存在しないインド国内の中央部に低コストの支店を設立した。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて目標生産レベルが低い。また、当行の業績は当行の従業員の生産性に左右される。目標生産レベルを達成できないか、又は達成が大幅に遅れた場合、当行の成長及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶこととなる。

(j) 当行は、インド準備銀行が定める自己資本比率規制及び流動性要件（バーゼルⅢを含む。）の対象となっており、規制の変更、資本市場へのアクセスの欠如又はその他の理由により十分な自己資本又は流動性を維持することができない場合、当行の事業を成長させ支援する能力に影響が及ぶ可能性がある。

インドの銀行は、2013年4月1日より、インド準備銀行が定めるバーゼルⅢの自己資本枠組みを採用している。このバーゼルⅢガイドラインは、とりわけ、普通株等Tier 1という新しい資本階層を確立し、5.5%の普通株等Tier 1リスク・ベース最低資本比率及び7.0%のTier 1リスク・ベース最低資本比率を課す一方で9.0%のリスク・ベース最低自己資本比率合計を維持し、銀行に対し、資本分配及び裁量的な賞与の支払いにおける制約を避けるため、リスク加重資産について最低要件を上回る2.5%の普通株等Tier 1資本保全バッファの維持を義務付け、規制上の資本の各階層における資本証書に関して新しい適格性基準を設定し、規制上の資本に適合させるための調整及び規制上の資本からの控除をより厳格に義務付け、連結銀行グループの規制上の資本の少数株主持分について、より限定的な認識を規定し、2013年度から2017年度までの試行期間中にエクスポージャー額に対するTier 1資本の割合であるバーゼルⅢレバレッジ比率を4.5%に設定し、信用リスク（取引相手方の信用リスク及び信用リスクの軽減を含む。）及び市場リスクに関してインド準備銀行のバーゼルⅡガイドラインを修正するものとなっている。かかるガイドラインは、2019年度末までに全面的に施行される予定である。バーゼルⅢガイドラインを適用すると、2016年3月31日現在の当行の連結ベースの自己資本比率は、普通株等Tier 1リスク・ベース資本比率が12.9%、Tier 1リスク・ベース資本比率が13.1%、及びリスク・ベース自己資本比率合計が16.6%であった。

資本規制は世界的に及びインド国内において拡大し続けている。インド準備銀行がシステミック・バッファとして銀行による追加資本の保有を求めている。例えば、2014年7月、インド準備銀行は、システム上重要であると認定される国内の銀行に対し、リスク加重資産の0.2%から0.8%の範囲の追加的な普通株等Tier 1資本要件を義務付けるガイドラインを発表した。銀行のシステム上の重要性は、当該銀行の規模、相互連携性、代替性及び複雑性に基き決定されるが、銀行の規模が重視される。2015年8月、当行は、インド準備銀行により、インドのシステム上重要な銀行として認定され、2016年4月1日以降段階的に0.2%の追加的な普通株等Tier 1資本の維持が必要な第一のバケットに位置付けられた。さらに、インド準備銀行はまた、銀行に対し高度経済成長期における資本要件の引上げ（リスク加重資産の0%から2.5%の範囲の引上げ）を提言する、カウンターシクリカル資本バッファの導入に関するガイドラインを公表した。資本要件は、国内総生産に占める与信の長期平均比率の逸脱率及びその他の指標等の一定の要素に基き決定されることとなる。かかるガイドラインは既に適用されているが、インド準備銀行は、現在の経済状況ではカウンターシクリカル資本バッファの施行を請け負うものではない旨を表明している。また、インドの銀行は、インド準備銀行の承認を得て、中期的に、リスク・ベース自己資本要件の計算に関する高度な手法に移行する可能性がある。これらの進化し続ける規制は、当行が保有を求められる資本金額に影響を与える可能性がある。当行が当行の事業を成長させ、当行の戦略を実行できるか否かは、自己資本レベルに左右され、当行は通常、資本市場から資金を調達して当行の必要資本を満たしている。

2013年12月、インド準備銀行はストレス・テストに関するガイドラインを発表し、かかるガイドラインに基づき、銀行は、銀行の衝撃への耐久性の評価のために信用リスク及び市場リスクに関するストレス・テストを実施することを義務付けられた。銀行は、リスク加重資産の規模に基づき3つの区分に分類され、2,000.0十億ルーピー超のリスク加重資産を有する銀行は、複雑かつ厳しいストレス・テストの実施を義務付けられている。

2014年6月、インド準備銀行は、バーゼルⅢの流動性枠組みに基づく流動性カバレッジ比率要件に関するガイドラインを公表した。かかるガイドラインは、銀行に対して、その後の30暦日にわたり、質の高い流動性資産の残高とキャッシュ・アウトフロー純額の合計の比率であるバーゼルⅢに基づく流動性カバレッジ比率を維持及び報告することを要求している。インド準備銀行はまた、質の高い流動性資産の要件を満たすと認定される資産区分を定義し、2015年1月1日以降60.0%の最低流動性カバレッジ比率を義務付けており、かかる最低比率を2019年1月1日以降は段階的に100.0%に引き上げる予定である。インド準備銀行はまた、2015年4月1日より適用されている、銀行のエクスポージャー額合計に対するTier 1資本の比率として測定されるレバレッジ比率の枠組みを発表した。さらに、インド準備銀行は、銀行の安定調達比率（2018年1月1日から適用が予定されている。）に関するガイドラインの草案を発表した。かかるガイドラインによれば、銀行は流動性要件及び継続的に向こう1年間に満期が到来する資産をカバーする上で信頼に足ると判断される十分な資金を維持することを継続的に義務付けられることとなる。かかる要件並びに既存の流動性及び現金準備金規制により、当行を含むインドの銀行が有する流動性の額は増加しており、これによりかかる銀行の収益性は影響を受ける可能性がある。

当行の規制上の自己資本比率が低下した場合、規制の変更又はその他の理由により当行に適用される流動性要件が増加した場合、流動性の構成に変更があった場合、及び資本市場を利用することができなくなった場合には、当行の事業を成長させる能力が制限され、当行の収益性並びに当行の将来の業績及び戦略に影響が及ぶ可能性がある。

(k) 当行のリスク特性は、インド経済並びに未だ発展段階にある銀行市場及び金融市場と連動している。

当行の信用リスクは、一部の先進経済国の銀行の信用リスクに比べて高いことがある。いくつかの先進経済国とは異なり、全国的な信用調査機関がインドにおいて経営を開始したのはようやく2000年になってのことである。そのため、借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報は限定的である可能性がある。さらに当行の借入人の信用リスクは、インドの規制、政治、経済及び産業の環境が変化しているため、先進経済国における借入人の信用リスクよりも高いことが多い。インド準備銀行の行政指導に基づく貸付基準は「優先部門」に当行の貸付金の一定割合を割り当てることを義務付けており、「優先部門」には当行によるポートフォリオの価値の管理が難しく、また経済的困難により当行の借入人がより重大な影響を受ける可能性の高い農業部門及び小規模産業が含まれている。いかなる不足も副市場における利益を生ずる投資に割り当てるのが義務付けられている。「－(h) 当行はインド準備銀行の指導に基づく貸付要件に従わなければならない、これらの要件を満たすことができない場合、収益性の低い政府のスキームに投資することを要求される可能性がある。また、当行の行政指導に基づく貸付ポートフォリオにおいて不良資産が増加する可能性があり、これにより当行の貸付ポートフォリオ、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ－(v) 行政指導に基づく貸付」も参照のこと。当行の一部の法人借入人は、経済の自由化による競争の激化、商品価格の急落、多額の債務負担及びインド経済の高金利並びにその他の要因により、低い収益性に見舞われている。景気後退及びインドにおける事業活動全般の減少により、かかる借入人の財務健全性及び収益性にさらなる圧力が加わる可能性があり、その結果、当行はさらなる信用リスクにさらされる可能性がある。例えば、インド経済の発展は、2014年度以降、当行を含むインドの銀行に不良資産及び条件緩和資産の増加をもたらしている。かかる状況は、当行の不良資産の水準を上昇させることにつながり、また当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクに加え、当行は先進経済国における銀行に比べてさらなるリスクに直面している。当行は、発展途上経済国であるインドにおいて、かかる経済国に伴うすべてのリスクにさらされながら、銀行、保険及びその他の業務を行っている。インドにおける当行の業務は、広範かつ多様であり、多種多様な水準の教育、金融知識及び財力を有する従業員、請負業者、相手方及び顧客が関与している。当行は、市場リスク並びに当行の組織内におけるリスクの削減及び管理のための政策及び手続の実施を追求しているが、大規模な発展途上国において事業を行うにあたっては、いくつかのリスクが依然として内在する。当行の収益性を悪化させる法律上又は規制上の措置、ネガティブな評判又はその他の展開をもたらす可能性のあるこれらの市場リスク及び業務リスクを排除することは不可能である。金融危機の余波の中で、これらのリスクの規制上の監視は強化されている。「－(m) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。」も参照のこと。

(l) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。

当行が事業を行う各法域において、当行は、様々な銀行、保険及び金融サービスの法律、規制並びに規制政策、並びに多数の規制当局及び法執行当局による規制に服している。世界的な金融危機以降、インド及び当行が事業を行う各国の規制当局は、当行を含む多くの金融機関に対する見直し、監督及び精査を強化している。金融危機の余波の中で、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を一連の分野において過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。見直し及び精査の強化又は既存の規制監督の枠組みの変更は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高めた。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本比率、経営陣の機能性、当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段又は適用ある法律、規制、会計税務基準若しくは規制政策の遵守に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。「一(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。規制当局は、当行が適用ある法律、規制、会計税務基準若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。かかる公式又は非公式の措置が講じられた場合、当行は当行の不良資産若しくはその他に対する引当金の追加、資産の処分、新たな遵守プログラム若しくは方針の導入、人事異動、配当若しくは役員報酬の縮小又は当行の事業活動におけるその他の変更を強制される可能性がある。これらのいかなる変更も、もし要求されれば、当行の業務が制限され、新たな費用が課され、当行の評判が悪影響を受けることにより、当行の収益性が悪化する可能性がある。「一(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」及び「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (h) 監督及び規制」も参照のこと。

英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は過去において、主としてインドの企業による体系的取引を通じた海外での買収のための資金調達を含め、インド国内外における事業につきインドの企業に対する融資を拡大するために、これらの市場における預金フランチャイズを活用することに焦点を置いた。この種のクロスボーダー・ファイナンスに対する規制当局による制限を背景として、これらの子会社の事業は縮小し、その収益性に影響が及んでおり、その結果、これらの事業に投下された資本の利益率は大幅に減少している。これらの子会社はいずれも現行の規制枠組みの範囲内で事業を拡大することに重点を置いているものの、かかる事業拡大を行う機会は限定的となる可能性がある。さらに、近年、これらの子会社はいずれも、資本基盤を最大限に増強することに重点を置き、資本の本国送金及びICICIバンクへの配当金支払いを行っており、かかるイニシアティブは規制上の許認可に従って行われている。かかる許認可の時期又は今後かかる許認可が与えられるか否かに関する保証はない。当行の海外支店はまた、流動性、資本及び資産の分類並びに引当金に関する要件を含む、現地の規制上の要件に従っている。

インド準備銀行による監視に加え、当行の保険子会社もまた、インドの保険に関する規制当局による広範囲に及ぶ規制及び監督に服している。インドの保険業規制開発委員会は、商品、販売手数料、ソルベンシーマージン及び準備金を規制する規則を含め、保険業界に関する規則を修正及び解釈する権限を有し、結果として当行の保険子会社の事業活動にはさらなる費用又は制限が課される可能性がある。同様に、当行の資産運用子会社は、インド証券取引委員会による監督及び規制の対象となる。

従業員、代表者、代理機関及び第三者による不正行為等、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、顕在化しそうな及び顕在化した違反行為並びにそれに対するマスコミの報道並びに規制当局及び法執行当局によるその後の審問又は調査により、関連事業の運営に対する罰金及び制限又はその停止を含む規制措置がなされ、また今後なされることがある。2013年3月、インターネット上でインドの銀行及び保険会社を対象としたおとり捜査の一部を構成する映像が公開され、当該映像は当行の第一線の支店従業員が、当グループの業務遂行・倫理規定に違反しそうな会話を行っている現場を示すものであり、取引が成立していたならば、この会話はマネーロンダリング防止規範及び顧客熟知規則に違反したはずであると主張されたことを受けて、インド準備銀行は、ICICIバンク及びその他の30行を超えるインドの銀行を調査した。インド準備銀行の調査では、マネーロンダリングの明らかな証拠は発見されなかったものの、インド準備銀行は、適用ある規制に違反した事例であるとして、ICICIバンクに対する10百万ルピーを含め、インドの銀行31行に対し合計665百万ルピーの罰金を課しており、当行はかかる罰金を支払った。2015年2月、上記のおとり捜査に係る未遂に終わった疑わしい取引を報告しなかったことに対して、当行にはインド金融情報機関により1.4百万ルピーの罰金が科された。当行は罰金に対して異議を申し立てている。当行はかかる調査に関する正式な通知を受けていないものの、かかる事象が課税当局を含む規制当局によるさらなる調査の対象とならないという保証はない。

さらに、当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者が、その職務の遂行中又はそれ以外において、様々な法域において適用ある規制に従わなかったこと、又はこれらによる顕在化しそうな及び顕在化した違反行為により、規制当局及び法執行当局による審問若しくは調査、並びに当行若しくはかかる従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者に対する規制措置又は監督措置がなされることがある。かかる措置は、当行の評判に影響を及ぼし、マスコミによる好ましくない報道を招き、規制上若しくは監督上の懸念を増加させ又は高め、当行が負担する費用、罰金、損害賠償請求及び経費の追加をもたらす、又は当行の事業を行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が、その事業を行う多くの法域において法的リスク及び規制リスクに対処できない場合には、当行の事業は損害を被り、当行の評判は毀損され、当行はさらなる法的リスク及び規制リスクに影響される可能性がある。これにより、当行に対する損害賠償請求及び損害の規模及び数が増加し、当行が規制当局の調査、執行行為又はその他の手続に従わなくてはならない可能性があり、又は監督上の懸念の増加につながる可能性がある。また、当行は改善策についてさらなる時間及び資金を費やすことが要求されることがあり、これにより当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

適用あるすべての規制を遵守しようとする当行の最大限の努力にかかわらず、完全に管理できない多くのリスクが存在する。当行の海外進出により、法的リスク及び規制リスクが増加した。当行が事業を行い、又は当行の有価証券を上場している各国の規制当局は、当行の業務を制限するか、資本要件及び流動性要件の引上げを規定するか、又は当行（若しくは当行の従業員、代表者、代理機関及び第三者サービス提供者）に対し行政手続若しくは司法手続を課す権限を有しており、それにより、とりわけ、当行の1つ又は複数の許認可の停止若しくは撤回、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲戒処分となる可能性があり、その場合、当行の評判、業績及び財政状況に大きな損害を及ぼす可能性がある。

当行は、国際銀行及び金融機関においては次第に一般的になっているいかなる現在又は将来の規制当局及び法執行当局によるイニシアティブの時期又は形式も予想することはできないが、いかなる規制当局の調査又は手続に対しても協力する予定である。

(m) 借入人が債務不履行に陥った場合、当行の担保の価値が下がり、又は当行による担保の行使は遅延する可能性があるため、当行は担保物件から期待した金額を回収できず、含み損にさらされる可能性がある。

法人及び個人顧客に対する当行の貸付金の大部分は、担保により保証されている。「一第2-3 事業の内容—(2) 事業—(f) 貸付分類—(iv) 不良資産—不良資産対策」を参照のこと。資産価値の変動により当行の担保の価値が下がり、破産及び抵当権実行手続の遅れ、担保権設定の遅れ、担保の対抗要件具備の瑕疵又は不備（様々な者、代理機関又は当局から要求される可能性のある承認を取得できないことに起因する場合を含む。）、借入人による不正譲渡及びその他の要因（担保価値の下落、担保を処分する際の市場の非流動性、担保の市場価格のボラティリティー、現行の法律の規定又はその改正及び過去又は将来の裁判所の宣告を含む。）により、当行の担保価値のすべてを実現することができない可能性がある。

インドでは、不動産により構成される担保に係る抵当権実行は、（裁判所により異議申立てのない限り）貸付人が特定の手続及び要件を履行することによって直接的に、又はインドの裁判所若しくは裁決機関に対する請願書によって実施することが可能である。申立てが行われた場合（又は直接行われる抵当権実行に対する法的な異議申立てがある場合）、遅れが生じ又は行政上の要件が適用される可能性があり、その結果又はこれに伴い、担保の価値が減少する可能性がある。これらの遅れは、数年間続く可能性があり、この場合担保の物的条件又は市場価値が悪化する可能性がある。法人借入人が財政的困難に陥り、継続することができない場合、任意解散を選択することができる。企業が「不振企業」（インド法の下で定義される。インド法では株主資本に関する累積損失の程度に基づき企業を不振企業と分類する旨規定している。）となった場合、担保権実行及び担保の執行可能性は停止する。場合によっては、元本及び利息支払の代わりに担保権を実行するが、担保の執行に遅れが生じる可能性がある。インド国会は新破産・倒産法を導入する法律を承認したが、貸付人による支払回収の実施及び影響の時期に関しては不確実である。

さらに、当行がインド国外の法域において有している担保についても、かかる法域において適用ある法律及び規制が、当行が担保権を行使し、価値を実現する能力に影響を及ぼす可能性がある。担保物件から回収することが期待された金額を回収できなかった場合、当行は含み損にさらされる可能性があり、当行の将来の財務実績、当行の株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。

(n) 当行は、顧客及び取引先に関する情報の正確性及び完全性に依存している。

顧客及び取引先につき、与信枠の拡大の可否又は他の取引を開始するか否かの判断をするにあたって、当行は顧客及び取引先によって又は顧客及び取引先のために提供された情報（財務書類及びその他の財務情報を含む。）に依存することがある。また当行は、かかる情報の正確性及び完全性に関する一定の表明に依拠し、また、財務書類については、当該顧客及び取引先の独立監査人の報告に依拠することがある。例えば、与信枠の拡大の可否を決定するにあたり、当行は顧客の監査済財務書類が一般会計原則に従い、当該顧客の財政状態、業績及びキャッシュ・フローをすべての重要事項において公正に記載しているものとみなすことがある。一般会計原則に従っていない財務書類又は重大な誤解を生むおそれのあるその他の情報に依拠することにより、当行の財政状態及び業績は、悪影響を受ける可能性がある。さらに、いくつかの先進経済国とは異なり、最近になってようやく全国的な信用調査機関がインドにおいてデータベースを構築した。このことは、借入人、特に個人及び小企業の信用履歴に関して当行が入手できる情報の質に影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行の信用リスクを効率的に管理する能力が悪影響を受ける可能性がある。

(o) 手数料、為替及び取引手数料並びに外国為替取引に係る利益は当行の収益性の重要な要素となっており、規制の変更及び市場の状況は、これらの収益源の減少をもたらし、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、買収及びプロジェクト・ファイナンスに関する法人顧客向けの貸付金処理、シンジケーション及びアドバイザー業務、個人向け投資商品及び保険商品の販売、トランザクションバンキング並びに個人向け信用商品等、様々な活動から手数料、為替及び取引手数料を得ている。したがって、当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、新規融資提案を含む企業活動の水準、個人向け金融商品に対する需要、並びに経済及び貿易活動全般の水準の影響を受ける。また当行の手数料、為替及び取引手数料収入は、種々の商品及び金融サービス分野に適用される規制の影響も受けており、こうした規制の変更は、こうした分野で当行が成長する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2014年5月、インド準備銀行は、銀行に対し個人の借入人への変動利付ターム・ローンに係る担保権実行手数料を撤廃するよう指示しており、また、利用されていない口座において最低残高を維持できないことに対する違約金の徴収を禁止している。証券規制機関は、徴収される可能性がある預金口座上の手数料を制限する規則を発表した。外国為替取引に係る利益は、外国為替市場の状況及び法人顧客のリスク管理戦略に左右される。また、不安定な市況は、インド企業による合併及び買収に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、かかる活動に関連する当行の手数料及びその他の収益に影響する可能性がある。2012年度以降、当行の手数料、為替及び取引手数料収入の伸びは鈍化した。これは主として、企業の投資活動及び新規融資案件の減少によるものである。多様な要因が当行の手数料収益源に将来悪影響をもたらし、当行の財務実績が悪影響を受ける可能性がある。

(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。

複数の地域における当行の国際的知名度により、当行は異文化リスクを含む様々な規制上及び事業上の課題及びリスクにさらされ、多くの地域における、価格リスク、通貨リスク、金利リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク及びレピュテーションリスク並びに業務リスク等の当行のリスクの複雑性が増加した。金融危機の余波において、また多くの国における規制強化を踏まえて、当行はこれらすべての分野並びに当行の海外業務の管理において、追加の精査に直面すると予想している。2016年6月の国民投票における英国の有権者の大多数による欧州連合からの離脱の選択といった、当行が事業を行う法域における政治改革から生じるリスクが存在する可能性がある。また、当行は、当行が事業を行う複数の法域における同一でない法律上及び規制上の要件に対応する当行の能力から生じるリスクに直面している。当行の事業は法律上及び規制上の要件の変更に従うが、かかる変更の時期又は性質を予想することはできない。かかる法域における事業機会はまた、当行の業務の拡大を左右するものとなる。

当行の海外支店及び子会社の貸付ポートフォリオには、(規則により認められている)インド国内の事業及びクロスボーダーの買収を含む海外事業を行うための、インド企業に対する外貨貸付が含まれている。これにより、当行は、取得事業体が期待したとおりに運営されないこと、また当行が海外市場においては経済的及び法的枠組みの様々な点で経験不足であることを含め、特定のさらなるリスクにさらされている。世界的な金融危機を受けての規制上の監視の強化を含む世界的な規制の変更及び特定の市場における規制の変更は、当行の戦略を実行する能力及び当行の海外子会社への投下資本から利益を生み出す能力に影響を及ぼす可能性がある。英国及びカナダにおける当行の銀行子会社は過去において、主としてインドの企業による体系的取引を通じた海外での買収のための資金調達を含め、インド国内外における事業につきインドの企業に対する融資を拡大するために、これらの市場における預金フランチャイズを活用することに焦点を置いた。クロスボーダー・リスク及びリスク集中に関してこれらの子会社の関連する規制当局により示される見解を背景として、これらの子会社は取引量を減少させてきており、その結果ICICIバンク・カナダの資産に対する資本の比率は高くなり、ICICIバンクがこれらの子会社に投下した資本の利益率に影響を与えている。これらの子会社は現行の規制枠組みの範囲内で事業を拡大することに重点を置いているものの、かかる事業拡大を行う機会は限定的となる可能性がある。さらに、当行は海外銀行子会社に投下した資本の合理化に務め、これらの子会社は剰余金の一部を本国のICICIバンクに送金しているものの、当行が将来、本国送金又はその他の方法によりさらなる資本の合理化を達成できる保証はない。さらに、原油価格の下落や英国の欧州連合離脱の決断を含む近年における世界の展開により、カナダ及び英国の経済成長の減速が予想されており、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。「一(I) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」及び「一(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。当行の海外支店及び銀行子会社は、多国籍企業及び地方企業への貸付、小規模事業、担保貸付並びに担保付住宅ローンを含む厳選された地域銀行事業を請け負っており、世界経済及び地域経済の情勢により影響を受ける可能性がある。また、当該海外支店及び銀行子会社は、債券、譲渡性預金証書、不動産担保証券、短期国債、クレジット・デリバティブ及び資産担保コマーシャル・ペーパーに投資を行っている。世界的な金融・経済危機は、当行の海外及びその他の子会社の投資及びデリバティブ・ポートフォリオに時価評価の認識損失を発生させ、当行の海外業務に対する規制上の精査を強化させ、当行の国際債券資本市場からの借入を制限し、当行の資金調達費用を増大させた。当行がこれらのリスクに対処することができなければ、当行の事業は悪影響を受けることとなる。

(q) 当行の資金調達は短期的であり、満期を迎えた際に預金者が預金を繰り越さない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の追加的な資金調達需要の多くは主に、法人顧客からの預金及び銀行間預金を含む預金の形式で、短期的な資金源を通じて賄われる。当行の顧客預金の満期は、一般的に1年未満である。しかしながら、当行の資産の大部分の満期は、中期的又は長期的であり、資金調達期間の不整合を引き起こす。例えば、当行のプロジェクト・ファイナンスローンは、当行の資金調達特性と比較して、通常、満期が長期である。当行が新たな預金を調達し、預金の基盤を拡大させることができるか否かは、一部では、当行の支店網を広げることができるかどうかによって依拠しているが、これは従来インド準備銀行による事前承認を要した。当行は最近、新たな支店設置に関してインド準備銀行から受けた認可に基づき、当行の支店網を大幅に拡大しており、また、インド準備銀行は2013年9月以降、銀行に対し、一定の条件に基づき新たな支店を自由に設置することを許可した。「一第2-3 事業の内容一(2) 事業一(h) 監督及び規制一 支店の開設に関する規制」も参照のこと。当行の新規支店は一般に、当行の既存支店に比べて効率性が低く、当行はこれらの効率性を徐々に高める予定ではあるものの、これらの支店を生産的に利用することができない場合、又は目標生産レベルの達成が大幅に遅れた場合、当行が預金基盤を十分に拡大できるか否かに影響が及ぶ可能性がある。

2008年、リーマン・ブラザーズが破綻し、リーマン・ブラザーズ並びにその他の米国及びヨーロッパの金融機関に対する当行のエクスポージャーが開示された後、当行の財政状態に関するネガティブな噂が広まり、その結果預金者が懸念を示し、数日間にわたり取引量が通常を上回った。さらに、当行の貸付及び投資ポートフォリオの一部は、主として当行の海外の支店及び子会社の貸付及び投資ポートフォリオから成り、米ドルを含む外貨建てである。当行の海外支店は、主として債券資本市場における発行並びにシンジケートローン及び相互貸付により資金調達を行っており、一方、当行の海外子会社は通常、現地の市場で預金を集めている。当行には、現行の信用格付から1段階又は2段階格下げがなされた場合に影響を受ける一定の借入金がある。このような借入金の合計額は、2016年3月31日現在で当行の借入金総額の約2%に相当する。国際的な格付機関が当行の信用格付を1段階又は2段階格下げした場合、当行は、一定の借入金に対してより高い金利を支払わなければならない。また、一定の借入金に関して、当行は、当行の貸付人と新しい金利を交渉し直さなければならない。当行が貸付人と金利について合意できない場合、貸付人は、残存する貸付金の元本額の繰上返済を当行に要求する可能性がある。国際債券市場における不安定性により、当行の国際資本市場からの借入は制限される可能性がある。当行の海外支店及び子会社が資金を国際債券市場又は他の資金源から適時にかつ受諾可能な条件で調達できる保証も、また調達すること自体ができるという保証もない。このため、当行の満期を迎える借入を借り換える能力及び新たな資産に融資する能力が悪影響を受ける可能性がある。また、当行から外国通貨建ての貸付を受けた借入人は、返済義務の履行にあたり、市場の状況及び通貨の変動により困難に直面する可能性がある。「一(1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスクー(b) 他の国々（特に新興国及び当行が事業を展開している国）における金融不安は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」「一(1)インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスクー(f) インドの金融システムにおける財政難及びその他の諸問題は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」及び「一(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。

(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。

世界的な金融危機は、インド並びに当行が事業を行うその他の法域における法律、規制及び規制政策に重要かつ前例のない変化をもたらした。法律、規制若しくは規制政策の変化は、これらの解釈若しくは適用の変化を含め、当行が提供する商品若しくはサービス、当行の資産価値若しくは当行の貸付に付された担保の価値又は当行の事業一般に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、バーゼルIIIに基づくリスク・ベース及びレバレッジ資本要件、バーゼルIIIに基づく流動性要件、クロスボーダー資本移動に係る制限、海外法域における現地貸付債務の重視、インドにおける行政指導に基づく貸付規制の変更、銀行商品の価格設定のための国内ベンチマーク指数の使用、銀行の大口エクスポージャー及び担保管理の集中、統合銀行の持続的な認可、並びに経営陣の報酬、取締役会管理、消費者保護及びリスク管理に係る議論に関する変化といった最近の規制上の変更及び現在審議中の変更は、当行の事業及び当行の将来的な戦略に影響を及ぼすと予想される。これらの変更によって、当行は特定部門における事業を削減し又は増大することを余儀なくされ、当行の全体的な成長及び資本収益に影響が及ぶ可能性がある。例えば、当行の英国及びカナダにおける完全銀行子会社は、規制環境の変化に応じて2009年度以後その取引量を減らし、これはかかる子会社の成長及び収益性に影響をもたらした。これらの子会社が、いずれも現行の規制枠組みの中でその事業を拡大することに注力する一方で、それを実行する機会は限られている可能性がある。さらに、これらの子会社は、いずれもその資本基盤を最大化することに注力し、近年、資本の本国送金及びICICIバンクに対する配当の支払いを行ってきたが、こうした措置は規制当局の認可を必要とする。かかる認可が付与される時期又は今後認可が付与されるか否かに関する保証はない。インド準備銀行は、当行を含めたインドの銀行に対して、リスク・ベースの監督アプローチに移行した。これにより銀行は、個々の銀行のリスク評価に基づき、最低規制要件以上の追加資本の保有が求められる可能性がある。

法律、規制及び規制政策の変化又はこれらの解釈若しくは適用の変化は、規制上の監視及び精査の強化並びに遵守費用の増加をもたらしており、また今後ともたらずであろうと当行は考えている。金融危機の余波の中で、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。この精査の強化は、当行が不利益な法律上又は規制上の措置に直面する可能性を高めるものである。インド準備銀行及びその他の規制当局は、当行の業務の定期的な見直しを行っており、当行の資産価値、引当率、リスク管理、自己資本比率、経営陣の機能性若しくは当行の業務の安全性及び健全性を測るその他の手段に関する当行の内部評価に、すべての規制当局が合意するという保証はない。「－(b) 規制当局が引続き不良債権及び不良債権に対する引当金の設定に関して一段と厳しい要件を課す場合、又は不良債権に対する引当金が増加する場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。さらに、規制当局は、当行が適用ある法律、規制若しくは規制政策を遵守していないか又はかかる規制当局のかかる法律、規制若しくは規制政策の修正解釈に従っていないと判断し、当行に対して公式又は非公式の措置を講じる可能性がある。将来の法律上又は規制上の変化を予測する当行の能力は限られており、当行は事前の予告もなく強化された法律又は規制の重荷に直面する可能性がある。例えば、インド準備銀行は、2013年2月に発表された新しい民間部門銀行業免許に関するガイドラインにおいて、かかる免許の発行に基づく新しい銀行に対し、金融持株会社の構造で設立されることを義務付けた。将来、この要件が当行を含むインドの既存の銀行に拡大される可能性がある。インド準備銀行はまた、インドにおける新たな銀行構造に関する審議文書を公表した。「－第2－3 事業の内容－(1) インドの金融部門の概要－(m) 構造改革」も参照のこと。これらの規制上又は構造上のいかなる変化も、費用の増加、業務上の制約、競争の激化又は当行の業務の修正を招く可能性があり、これにより当行の収益性が悪化する可能性や潜在的に有益な事業機会を見送ることを強制される可能性がある。「－(1) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」も参照のこと。

(s) 当行が信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを効率的に管理できない場合並びに当行の評価モデル及び会計上の見積りが不正確であった場合、当行の収益、資本、信用格付及び資金調達コストに悪影響が及ぶ可能性がある。

当行のリスク管理戦略は、困難で流動性の低い市場環境においては、他の市場参加者も困難な市況に対処するためにこれと同等又は類似の戦略を用いようとするため、実効性がなくなることがある。このような状況において、他の市場参加者の活動により、当行のリスク・ポジションの削減が困難となる可能性がある。当行のデリバティブ事業により、当行は予想外の市場リスク、信用リスク及び業務リスクにさらされる可能性があり、これにより予想外の損失を被る又は規制上の精査が強化される可能性がある。資産価値の著しい下落、予想外の信用事由、又は従来相関性のなかった要因が相関性を有することとなるような不測の事態が生じた場合、デリバティブ商品の開発、組成又は価格設定の際にリスクを適切に考慮しなかったことに起因する損失を被る可能性がある。また、デリバティブ取引の多くは、その清算及び決済が中央決済機関又は取引所を通じて行われていないため、取引相手方は必ずしもこれを適時に確認又は決済することができない。このような場合、当行は、増大した信用リスク及び業務リスクにさらされることとなり、不履行が生じた場合には契約の実行が困難となる可能性がある。さらに、より複雑なデリバティブ商品が新たに組成されるため、その契約の条件又は決済方法について紛争が生じる可能性があり、これにより当行は、取引費用及び訴訟費用等の予想外の費用を被ることを余儀なくされ、これらの商品に対するリスク・エクスポージャーを効率的に管理する当行の能力が損なわれる。当行のヘッジ戦略及びその他のリスク管理手法の多くは、過去の市場行動を基礎としており、かかる戦略及び手法はすべて、ある程度、経営陣の主観的な判断に基づいている。当行が市場リスク又は信用リスク・エクスポージャーをヘッジ又はその他管理するために用いる手段及び戦略が効果的でなかった場合、当行は、特定の市場環境において又は特定の種類のリスクにつき、リスク・エクスポージャーを効果的に軽減することができない可能性がある。当行の貸借対照表上の成長は、経済状況だけでなく、特定の貸付若しくは貸付ポートフォリオにつき当行が行う証券化、売却、購入又はシンジケート結成の能力に左右される。当行の取引収益及び金利リスクは、当行の、市場価格又は相場の変動に起因する金融商品の価値の変動を適切に見極め、時価評価を下す能力に左右される。当行の収益は、信用状況及びリスク集中における移行管理の効率性、当行の評価モデル及び重要な会計上の見積りの正確性並びに貸倒引当金の適切性に左右される。

当行の査定、仮定又は見積りが不正確であるか又は実際の結果と異なるものであることが判明した場合、当行は想定を上回る損害を被り、規制上の精査が強化される可能性がある。信用リスク、市場リスク及び業務リスク管理の成功は、国内及び国外の格付機関による当行の信用格付に影響を与えるため、当行の流動性リスク管理に際し考慮すべき重要な問題となる。格付機関は、随時格付を引き下げたり、又は引き下げる意向を示す可能性がある。「－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。また、格付機関は格付を完全に撤回することがあり、その場合は格付を引き下げた場合と同様の影響を与える可能性がある。当行の格付が引き下げられた（又は格付がなされなくなった）場合、当行の借入コストが増大し、資本市場へのアクセスが制限され、かつ当行の商品販売若しくはマーケティング、商取引（特に長期取引及びデリバティブ取引）又は顧客維持の能力が悪影響を受ける可能性がある。世界及びインドの債券市場の状況は、当行の資金調達及び流動性へのアクセスに悪影響を及ぼす可能性がある。かかる事態は、ひいては当行の流動性を低下させ、当行の業績及び財政状況に悪影響を与える可能性がある。当行の格付に関する詳細については、「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(ii) 市場リスクについての量的及び質的開示－流動性リスク」も参照のこと。

(t) ネガティブな評判により当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格が悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションリスク、すなわちネガティブな評判により当行の事業、収益及び資本にもたらされるリスクは、当行の事業に本来的に付随するものである。金融危機及びその他の金融サービス業界に影響を与える事態により、金融サービス業界全般の評判が厳密に監視されてきた。金融サービス業界全般又は当行についての否定的な世論により、顧客を維持し、引き付ける当行の能力が悪影響を被るおそれがあり、当行は訴訟及び規制措置に直面する可能性がある。ネガティブな評判は、当行の活動の中の実際の行動又は申し立てられた行動（その数を問わない。）の結果生じる可能性があり、かかる行動としては貸付の実務及び特定の信用エクスポージャー、不良債権の水準、コーポレート・ガバナンス、規制の遵守、合併及び買収、並びに関連する開示、顧客情報の提供又は不十分な保護、並びに当該行為に対して政府、規制当局及び地域社会の組織が講じる措置が含まれる。当行はレピュテーションリスクを最小化するため、顧客及びその他の得意先との取引において対策を講じているが、大規模な金融サービス組織である当行は、本来的にこのリスクを負っている。当行の子会社の事業には、ミューチュアル・ファンド、ポートフォリオ及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用が含まれており、投資価値の減少及び投資の不十分な流動性を含む、様々なリスクにさらされている。当行は、当行の保険、資産管理及びプライベート・エクイティに係る子会社の商品の提供も行っている。これらのファンド及びスキームに投資を行う投資家は、誤運用又は脆弱なファンド運用並びに誤販売及び利益相反を申し立てる可能性があり、その場合、金融サービスグループとしての当行全体の評判が損なわれ、これらの事業への流動性支援が求められることになる。その結果、事業の取引量及び当該事業による収益が減少するおそれがある。当行はまた、当行の事業全体の顧客によって起こされる訴訟のリスクにさらされている。

(u) 当行は買収を通じて成長する機会を模索する可能性、既存事業の売却を行う可能性又はインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性があり、また、統合及びその他の買収リスクに直面する可能性がある。

当行は買収を通じて成長する機会を模索しており、その法的権限に基づきインド準備銀行により委託された合併を引き受けなければならない可能性がある。当行はこれまでに合併及び買収を引き受けた実績がある。最近では、民間部門銀行であるバンク・オブ・ラジャスタンを2010年8月12日付で当行に合併した。過去において、インド準備銀行は、主に脆弱な銀行の預金者の利益を守るために、脆弱な銀行と別の銀行との合併を命じたことがある。最近では、インド政府が、公共部門銀行は銀行数を少なくし個々が大規模である銀行を構築するための合併を進めるべきであると表明した。当行は、今後、当行が現在業務を行っている国において買収機会を検討及び模索する可能性がある。当行のインド国内の銀行以外の子会社もまた、合併及び買収を実行する可能性がある。インド及び海外におけるいかなる将来の買収又は合併にも多くのリスクが伴う。かかるリスクには、資産価値の減少の可能性、従業員関連債務の経済的影響、買収した事業を統合するために必要な当行の経営陣の意識の分散並びに買収先の主要な従業員及び顧客を維持すること、シナジー効果を活かすこと若しくは業務を合理化することができず、又は新規の事業及び市場に必要なスキルを発達させることができないこと、若しくはかかる買収、合併、その株主、株式資本若しくはこの法令及び規制遵守義務若しくは実務に関連する係争中の訴訟、請求若しくは紛争を含む認識されていない及び認識されている債務が含まれる。これらのうちのいくつか又はすべてのリスクにより当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。

当行はまた、重点的戦略の変更、資本の再配置、契約上の義務及び規制上の要求を含む多様な理由により、当行の子会社を含め、1つ又は複数の当行の事業の全部又は一部を売却する可能性がある。「一第2-3 事業の内容- (2) 事業- (b) 当行の商品及びサービスの概要- (viii) 保険」も参照のこと。

(v) 当行及び当行の顧客は、外国為替相場の変動にさらされている。

複数の当行の借入人は、外国為替リスク・エクスポージャーを管理するためにデリバティブ契約を結んでいる。為替の大幅な変動により、当行の顧客は、デリバティブ取引において時価評価損失が増加する可能性がある。デリバティブ契約の満了時又は早期終了時には、これらの時価評価損失は、当行の債権となる。したがって、当行は、信用リスク、市場リスク及び為替リスクを含みこれらに限定されない多種多様なリスクにさらされることになる。

上記のとおり、過去には、インドの経常赤字及び米国の金融政策変更による資本移動の変化に対する懸念は、ルピーのドルに対する価値の下落を引き起こした。「一(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク- (e) 貿易赤字を含む経常赤字並びに資本移動及び為替相場の変動は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。外国為替及びデリバティブのエクスポージャーを有する一部の当行の借入人は、ルピーの下落により悪影響を被る可能性がある。ここには、ヘッジされない外貨建ての借入に係る、より高かったルピー建ての利息又は元本の返済、費用上昇分を顧客に転嫁する余地がほとんどない状況での原材料輸入費用の増加、及び輸入設備費用の増大のため高騰したプロジェクト費用により打撃を被る借入人、並びに外国為替市場において不利な持高を有する借入人が含まれる。当行の借入人が、外国為替へのエクスポージャー及びデリバティブリスク、特に外国為替相場の不利な動き及び乱高下へのリスク管理ができなかった場合は、当行の借入人に対し、並びにひいては当行の借入人並びに当行の事業の実績及び収益性に対する当行のエクスポージャーの質に対し不利な影響を及ぼす可能性がある。

2014年1月、インド準備銀行は、ヘッジされない外貨エクスポージャーを有する法人に対する銀行のエクスポージャーに関し、かかるエクスポージャーに関して当該法人の収益との対比で発生が見込まれる損失の評価に基づき、銀行の資本及び引当金の設定に関する要件の強化を求めるガイドラインを公表した。当行の借入人が為替リスクを管理できないために不良資産若しくは条件緩和資産が増加した場合又はかかるエクスポージャーに対する資本若しくは引当金の要件が増加した場合、当行の収益性、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。このようなリスクを軽減するため、当行は一定のリスク管理方針を導入した。しかし、かかる対策がこれらのリスクの軽減に十分に効力を有する保証はない。

(w) 新規事業への参入及び既存の貸付ポートフォリオの急拡大により、当行は当行の事業に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。

当行の個人向け貸付事業の急速な成長及び地方イニシアティブにより、当行は、当行の無担保の個人向けクレジット・ポートフォリオにおける高い水準の不良貸付を含め、業務リスク、不正行為リスク並びに規制上及び法的リスクの増加といった、インド国内におけるリスクの増加に直面した。2012年度以降、当行は個人向け貸付額の拡大に注力しており、2015年度以降、当行の無担保の個人向けポートフォリオも増加した。2016年度、当行の個人向け貸付ポートフォリオは、当行の貸付ポートフォリオ総額の増加率が13.1%であったのに対して、21.9%増加した。さらに、当行はまた、当行の地方における事業及び販売網の拡大にも注力している。当行は、これらの事業に係るリスクに対応するための措置を講じてきたが、当行の期待どおりに業務が遂行される保証はなく、将来これらの事業が不利な進展を遂げない保証もない。当行がかかるリスクを管理することができない場合、当行の将来的な事業及び戦略、当行の資産価値及び収益性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

(x) 当行の事業は非常に競争が激しく、当行の事業戦略は当行の競争力に左右される。

当行は、インド市場において、他の商業銀行、投資銀行、保険会社及び銀行以外の金融会社との激しい競争に直面している。インドの一部の公共部門銀行及び民間部門銀行は、当行に比べて高い成長率を達成し、市場シェアを拡大している。インド準備銀行は、新しい民間部門銀行2行に認可を付与し、支払銀行11行（これらのうちのいくつかは、後に、支払銀行の設立を追求しない旨を表明した。）及び小規模銀行10行に原則的な認可を付与した。インド準備銀行は、民間部門における統合銀行の持続的な認可方針に関するガイドラインの草案を発表した。既存の競合者又は新規競合者の拡大は競争の増加をもたらす可能性がある。さらに、金融サービスのモバイル化及びデジタル化における技術革新により、銀行は、銀行商品及びサービスを提供するために新しいかつ簡便化したモデルを継続して開発することを求められる。支払システムの革新及びモバイル・バンキングの利用増加は、現金不要支払の新たな基盤の出現をもたらしている。かかる技術の動向により、新しい業務モデルへの適応及び継続的なバックエンドインフラの機能向上といった、当行を含む銀行への競争圧力が増大する可能性がある。当行が新しい技術開発に迅速に対応し続けられる保証はなく、また当行のシステムの機能向上を行うために資源を投入し、新規参入者と競争できる保証もない。また、インドの銀行部門の成長の減速は、事業機会をめぐる競争の激化をもたらす可能性がある。

当行は、住宅ローン及び自動車ローンを含む、銀行も存在感を持つ業務において貸付を行っている銀行以外の金融会社との競争に直面している。市場における当該会社の存在感は、他の事業における課題及び圧力のために銀行が自らの貸付を拡大することができない期間に増大する可能性がある。当行が、常にかかる銀行以外の金融会社と効果的に競争することができる保証はない。さらに、統合による銀行部門の構造変化及び新規競合者の拡大は、不安定性及び新たな課題をもたらす、競争力保持という銀行への圧力が増大する可能性がある。

2013年10月、インド準備銀行は、支店認可に係る要件の規制を完全に撤廃し、銀行は、増設する支店のうち25%が農村部及び準都市部に所在する限り、インド準備銀行の事前承認なしに、Tier 1からTier 6の区分地域において支店を開設することができるようになった。さらに、銀行は、事前承認なしに、大都市の支店及び都市センターを合併、閉鎖又は移動することができるようになった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―支店の開設に関する規制」も参照のこと。

さらにインド準備銀行は、インド国内における外国銀行に関する枠組みを発表し、相互関係及び子会社の事業形態の原則に基づき、外国銀行につき実質的に国内銀行に類似した取扱いを認めることを提言した。2014年5月、インド準備銀行は、インドにおける銀行の取締役会のガバナンスを見直す委員会設置についての報告書を発表し、同報告書では、とりわけ公共部門銀行におけるガバナンス、持分及び取締役会による監督の改善を目的とした複数の措置が提言されている。かかる提言を受け、政府は、公共部門銀行において会長職とマネージング・ディレクター職を分離し、今後1名が両地位を占めることができないようにした。新規銀行の参入を含めたインドにおける銀行構造の変化、既存の参入者間の競争並びに既存の銀行の効率性及び競争力の向上は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。競争圧力により、当行は成長戦略を遂行することができず、適正な収益率をもって商品及びサービスを提供できないかもしれず、このような事態は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。「―3 対処すべき課題―(2) 競争」及び「―第2―3 事業の内容―(1) インドの金融部門の概要―(f)外国銀行」も参照のこと。

当行の国際事業において、当行はまた、銀行及び銀行以外の金融会社並びにインドの銀行及び外国銀行を含む、金融サービス産業におけるあらゆる競争相手との熾烈な競争に直面している。当行は、国際市場においては中小規模のプレーヤーであり、当行の競争相手は、当行より極めて大きな資源を有している。

(y) インドの金融市場の規制及び構造の変化は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドの金融市場において、近年、コスト削減及び金融サービスの利用者に対するサービス提供の質の向上を目的とした変化及び発展があり、現在も続いている。当行は、支払システムの発達及び利用の増加、並びにその他の類似の構造的変化の結果、小口現金及び当行の現金管理業務からの手数料収入に悪影響を受ける可能性がある。インドにおける銀行取引の構造的な変化としては、金額及び取引回数に制限があるものの、いかなる銀行の顧客も他行ATM利用料が無料となることが挙げられる。さらに、インド準備銀行は随時、銀行が顧客から徴収する取引手数料（現金及びカード取引の手数料を含む。）にも制限を課している。銀行は、住宅ローン及び個人の借入人に対する変動利付ターム・ローンに関する抵当権実行手数料を撤廃するよう指図を受けた。銀行は、最低残高を維持することができない使用されていない銀行口座に違約金を科すことを禁止された。かかる変化は、変動残高及び手数料収入の減少並びにコストの増加により、当行を含む銀行の収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。「－(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。当行の子会社も、類似のリスクを負っている。例えば、2015年度の連邦予算で、財務大臣は、債務ミューチュアル・ファンドへの投資に係る長期譲渡益税率を10%から20%に引き上げることを発表し、長期投資として認定されるための最低保有期間を12ヶ月から36ヶ月に拡大した。さらに、2015年4月より、インドミューチュアル・ファンド協会は、すべてのミューチュアル・ファンド・スキームに対する前払いの手数料に100ベシスポイントの上限を導入している。これらの変更は、資産管理に係る子会社を含め、資産管理会社への資金流入及び収益に影響を及ぼす可能性があり、当行の手数料及びかかる活動に関するその他の収益にも影響を及ぼす可能性がある。「－(aa) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」も参照のこと。

(z) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又は当行がかかる子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の保険事業は収益性が高く、当行は現在のところ当該事業に資本増加が必要とは予想していないが、とりわけ規制上の要件により事業を支えるためには資本増加が必要とされる可能性がある。例えば、過去において、インド保険業規制開発委員会の指令に従い、当行の総合保険子会社であるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドを含む、インドにおけるすべての総合保険会社は、自動車損害賠償責任保険プール（商用車に対する第三者請求に関する保険についての多角的な取決めであり、その結果はすべての総合保険会社によって、その全体の市場シェアの比率に応じて分担されている。）に係る損失に備えることが義務付けられた。損失は、総合保険会社に対してその全体の市場シェアに基づいて割り当てられたため、当行の総合保険子会社の収益性及びソルベンシー比率は悪影響を受けた。したがって当行は、当行の総合保険子会社に対し、2013年度において740.0百万ルピーの資本を投入した。当行がこれらの事業に対して追加出資できるか否かは、インド準備銀行の自己資本比率規制、及び当行による金融部門企業への出資総額の限度について規定した準銀行業務に関するインド準備銀行のガイドラインに左右される。かかる投資はすべて、インド準備銀行の事前承認を要する。「－(dd) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

保険子会社の資本増加要件及びかかる子会社へ出資する能力の制限は、かかる子会社の成長、当行の将来的な自己資本の充実度、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

2015年保険法（改正）により、保険会社における外国人持分の上限が26.0%から49.0%に引き上げられた。ただし、会社がインド人の所有下及び支配下にあること並びに規制当局の承認が条件とされている。2016年度中、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングス及びICICIバンクは、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスがICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの持分を9.0%増やすことに合意した。かかる移行は2016年3月に完了し、最終的なICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの株式保有は、それぞれ、ICICIバンクが約64%、フェアファックス・フィナンシャル・ホールディングスが約35%となった。さらに、当行は、2016年度中、当行の生命保険子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの6.0%の持分を金融投資家に売却した。かかる移行の完了により、当行のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの株式保有は、約74%から約68%に減少した。当行の取締役会は、必要な承認及び市況を受け、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの当行持分のうち、当該会社株式の新規公開株式売出しにより、約12.7%を上限とするさらなる売却を承認し、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、株式公開案のため、2016年7月15日付で予備目論見書をインド証券取引委員会に提出した。しかしながら、かかる株式公開案若しくはその他の方法により当行の保険子会社へのさらなる投資の収益化を行える保証はなく、又はかかる収益化が行われる可能性のある保険子会社の評価水準についての保証もない。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」及び「―(aa) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。」も参照のこと。

(aa) 当行の保険事業は当行の事業において重要な部分を占めているが、その将来における成長率又は収益性の水準を保証することはできない。

当行の生命保険及び総合保険に関するジョイントベンチャーは、当行の事業において重要な部分を占めている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」も参照のこと。これらの事業の過去の成長率には変動がありその将来における成長率又は収益性に対する保証をすることはできない。

インドの生命保険部門では、この数年、大幅な規制の変更を受けている。2011年度において、インドの保険業規制開発委員会は、ユニットリンク生命保険商品に関する規制を変更した。その後、保険業規制開発委員会は、非ユニットリンク生命保険商品に関する規制の見直しも発表し、2014年度に施行された。主な変更は、代理人又は販売会社への支払手数料、保険契約の失効、解約払戻金及び最低死亡保険金に関連するものであった。かかる変更の結果として、生命保険会社は商品及び販売戦略の変更を余儀なくされたことから、この数年、生命保険部門の伸び率は低く、商品構成が変化している。商品構成は非ユニットリンク商品に当初シフトしたものの、顧客にとっての商品の有利なコスト構造及び資本市場の市況の改善により、最近ではユニットリンク商品の割合が増加している。ユニットリンク商品は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの個人向け加重受取保険料において、2015年度の84.8%及び2014年度の66.5%に比して、2016年度には83.3%を占めた。かかる商品に対する需要は、資本市場の変動や低迷により影響を受ける可能性がある。規制の変更はまた、生命保険商品に関する利益率の低下をもたらした。2015年度において、2015年保険法（改正）は既存の法律を改正し、生命保険契約につき契約日、すなわち契約発効日、リスク開始日、契約又は契約の付帯条項の復活日のいずれか遅い方の日から3年の期間の後はいかなるときも、虚偽の申し立て又は不正を含む理由の如何を問わず異議を申し立てられない旨が定められた。インドの保険業規制開発委員会は、銀行を含む法人代理店による保険商品の販売を規律する規制の変更を随時提言している。ICICIバンクは、保険子会社の法人代理店であり、生命保険子会社の事業の取引量においてかなりの部分を占めている。最新の規制案がかかる活動に重大な影響を及ぼすと予想されていないものの、今後の規制上の制限により、当行の保険子会社は、その販売戦略を変更することを余儀なくされる可能性があり、その結果、費用の増加及び事業の取引量の減少を招き、ICICIバンクによる商品販売及び関連する手数料収入に影響が及ぶ可能性がある。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの総計上保険料（低リスクプール及び受再保険の負担割合を除く。）は、2015年度の66.8十億ルピーから21.2%増加して、2016年度は80.9十億ルピーであった。保険事業の将来における成長率を保証することはできない。さらに、当行の総合保険子会社はまた、強制的な自動車損害賠償責任保険プールに係る損失の増加により悪影響を受け、これによる子会社の損失は2012年度には4.2十億ルピーとなった。同子会社は2013年度以降、利益を計上している。「―(z) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又はかかる子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―保険会社に対する規制」も参照のこと。

インド経済の成長下降、さらなる規制変更又は当行の保険商品に対する顧客の不満により、かかる事業の将来の成長に悪影響が及ぶおそれがある。「一(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」も参照のこと。これらの事業、とりわけ生命保険事業における低迷は、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(bb) 当行の生命保険子会社の新規株式公開案は達成されない可能性があり、達成された場合には、当行の事業は複雑さを増すことになる。

当行の取締役会は、必要な承認及び市況を受け、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの当行持分のうち、当該会社株式の新規公開株式売出しにより、約12.65%を上限とするさらなる売却を承認し、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、株式公開案のため、予備目論見書をインド証券取引委員会に提出した。

しかしながら、他の様々な要因に加え、金融市場、インドの生命保険業界又は当行の生命保険子会社事業の状況悪化により、新規株式公開案の達成は、現在検討されている条件下での失敗又は全くの失敗に終わる可能性がある。当行が新規株式公開案を現在検討されている条件下で又は全く達成できない場合には、当行の業務及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

達成された場合、新規株式公開案により当行の事業は複雑さを増すことになる。株式公開企業となる際には、当行の生命保険子会社は公開会社投資家と関わり、公開会社に関するますます複雑な法に従わなければならない。当行及び当行の子会社の経営チームが、子会社の公開会社への移行並びに証券アナリスト及び投資家の監督及び継続的審査の強化に、順調に又は効率的に対応できない場合、当行の事業、業績及び財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

(cc) 保険数理の経験及びその他の要素は、生命保険数理による生命保険の責任準備金及びその他の生命保険数理の情報の計算においてなされた推定と異なる可能性がある。

当行の生命保険子会社がその生命保険の責任準備金を見積もる際及びその他の生命保険数理の情報を算出する際に行った推定は、将来において当行の生命保険子会社が経験するものとは異なる可能性がある。これらの推定には、金利の長期的な動向、投資収益率、株式、固定利付債券及びその他のカテゴリーの間での出資金の配分、持続性、死亡率及び疾病率、保険契約者の失効、保険契約の解約並びに将来の支出レベルの見積りが含まれている。さらに、かかる推定に基づく生命保険及び健康保険の責任準備金の見積りに使用されるモデル自体が正しくないというリスクが存在する。

当行の生命保険子会社は、これらの推定について実際の経験を観察し、実際の数値の仮定からの乖離がより長い期間継続するとかかる生命保険子会社が考える限りにおいて、かかる生命保険子会社はその長期的な推定を精緻化する。かかる推定を変更することで、生命保険及び健康保険の責任準備金及びその他の生命保険数理の情報の推定額に変更が生じる可能性がある。さらに、かかる変更により、既存又は潜在的投資家による当行の生命保険子会社の評価及び生命保険子会社の当行持分の収益化が将来行われる場合の評価に影響が及ぶ可能性がある。

(dd) 当行の総合保険事業のための損失準備金は、将来の請求債務に係る見積りに基づくものであり、請求額が超過した場合にはさらに準備金が追加されることとなり、当行の総合保険子会社の業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

総合保険業界の慣行並びに会計上及び規制上の要件に従い、当行の総合保険子会社はその総合保険事業に関する損失準備金及び損失調整費を設定している。準備金は、請求に関して行われる将来の支払額の見積りに基づくものであり、これにはかかる請求に関連する費用も含まれている。かかる見積りは、準備金が設定された時点で得られる事実及び状況に基づき、かつ生じているが計上されていない損失に関して、それぞれの件について個別に行われる。これらの準備金は、すべての未解決の請求が最終的に処理されるために必要な総費用の見積額である。

準備金は、法的環境の変化、訴訟の結果、修繕費並びにインフレ及び為替レート等のその他の要素といった、請求の総費用に影響を及ぼす多くの可変的な要素による変更によって左右され、当行の総合保険子会社の環境に関する及びその他の潜在的な請求に対する準備金は、特にかかる可変的な要素の影響を受けやすい。当行の総合保険子会社の業績は、かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる総合保険子会社が商品の価格設定を行う際並びに技術提供義務及び請求権に係る債務を設定する際に利用する仮定とどれほど一致しているかということに大きく依拠している。かかる総合保険子会社の請求実績が、かかる債務を設定する際に利用された基礎となる仮定より良くない場合、かかる総合保険子会社は、その準備金を増額することを要求され、これによりその業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

設定された損失準備金の見積りは、通常の決済の過程で経営陣が入手できる最新の情報を利用して定期的に調整され、準備金の見積りの変更により生じた調整は、現行の業績に反映される。当行の総合保険子会社はまた、準備金の水準の妥当性を検討するために、様々な業種の見直しを行っている。入手できる現在の情報に基づき、また内部手続に基づき、当行の総合保険子会社の経営陣はこれらの準備金が適正であると判断している。しかしながら、損失準備金及び損失調整費の設定は、本質的に不確定な過程を経るため、最終的な損失額は設定された損失準備金及び損失調整費を大幅に超過することではなく、当行の総合保険子会社の業績に重大な悪影響を及ぼすことはないことを保証することはできない。「一(z) 保険子会社による資本増加が必要となる場合又は当行がかかの子会社の当行持分の一部を収益化できない場合には、当行の事業並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

(ee) 当行の保険子会社の財務実績は、災害の発生により重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行の総合保険子会社の事業の一部は、ハリケーン、暴風雨、モンスーン、地震、火災、工業爆発、洪水、暴動並びにテロ行為を含むその他の人為的災害又は自然災害といった予測不可能な出来事による損失をカバーしている。定められた期間におけるこれらの災害の発生率及びその深刻度は、本質的に予測不可能である。

また、当行の生命保険子会社の業務は、災害の影響を受けた顧客の死亡率及び疾病率の増加による危機的状況から生じる保険金請求にさらされている。さらに、危機的状況により、とりわけ取引先の義務の遂行又は金融市場における重大な不安定性若しくは混乱の処理の失敗のために、当行の生命保険子会社の投資ポートフォリオに損失が生じる可能性がある。

当行の子会社は、各々の地理的地域において当該子会社がさらされる全般的な災害の危険性及びその他の予測不可能な出来事について監視し、災害の発生より生じた損失をカバーする保険金に係る引受上限額を決定しているが、当該子会社は通常、再保険を掛けること、しっかり選択した引受業務を行うこと、及びリスクの蓄積を監視することにより、当該子会社がさらされる危険を減らすことを目指している。災害に関する請求により、非常に高い損失が生じ、ソルベンシーマージンを維持するために追加資本を要求される可能性があり、当行の財政状態又は業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(ff) 金融業界特有の業務リスクが存在し、それが現実化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、その他すべての金融機関と同じく、様々な種類の業務リスクにさらされており、かかるリスクには、従業員若しくは部外者による不正行為若しくはその他の不祥事、従業員及び第三者による不正取引（腐敗行為を防止するための規則及び当行の事業活動を規制するその他の規則の違反を含む。）、法定の、法律上、規制上の報告及び開示義務に関する誤った報告若しくは報告の不履行、又は業務上の過誤（事務的な誤り、記録上の誤記及び照合時の誤り、若しくはコンピュータ若しくは電気通信システムの欠陥に起因する過誤を含む。）が含まれる。当行は、急速に変化する環境において大幅な成長を遂げており、また経営陣及び当行の規制当局は、この成長が当行の管理体制に重大な問題をもたらすであろうと考えている。当行の内部評価の結果、当行及びその規制当局は、当行の処理過程及び管理が向上されうる特定の分野に注目した。特に個人向け貸付、当行の地方に対するイニシアティブ、当行の国際事業及び保険事業における当行の成長により、当行はさらなる業務リスク及び統制上のリスクにさらされている。内部監査情報、システム及びデータ処理を含む業務リスクに関連する分野の規制上の監視が強化されている。当行の財務に係る業務及び個人向け業務は、自動制御システム及び記録システム並びに手動による検査及び記録を利用するものであるが、この大規模な業務により当行は制御、記録及び調整において誤りが生じるというリスクにさらされている。当行は、当行の保険事業の規模の拡大及び商品の複雑性により、保険数理上の債務及び繰延取得原価を計算する保険数理ソフトウェアの立ち上げモデルに誤記が含まれる可能性がある、又はかかるモデルが一定期間にわたって継続的に改善を要する可能性があるというリスクにさらされている。当行はまた、回収といった業務機能の一部をその他の外部の代理店に委託している。当行の膨大な取引量を考慮すれば、一部の過誤については、それが発見され及び無事に修正されるまでの間、繰り返されたり悪化したりする可能性がある。また、当行は取引の記録及び処理を自動システムに頼っているため、システムの技術上の欠陥又は従業員による不正使用若しくはシステムの不正操作により発見の難しい損害を被るリスクがさらに高くなる可能性がある。また、完全に又は部分的に当行の管理範囲を超えた事由（例として、コンピュータウィルス若しくは停電若しくは電気通信の故障を含む。）に起因して、当行の業務システムに混乱が生ずる可能性もあり、かかる場合には顧客サービスの質の低下及び当行に損害又は損害賠償責任が生ずる可能性がある。さらに当行は、外部ベンダーによる契約上の義務の不履行リスク（又はかかるベンダーの従業員による不正行為若しくは業務上の過誤が起こるリスク）並びに当行（又は当行のベンダー）の事業の継続性及びデータ管理システムが十全でないというリスクにさらされている。当行の統制及び手続につき構造上の不備が発覚するか又はかかる統制手続がうまく機能しないリスクもあり、そのような事態が生じた場合には発見の遅れや情報に誤りが生ずる可能性がある。当行は、業務リスクを妥当な水準に維持するためのシステムを有しているものの、他の銀行及び保険会社と同様、業務リスクに起因する損害を被った経験があり、当行が将来的に業務リスクに起因して多額の損害を被ることがないと保証することはできず、当行の評判は、当行の従業員、顧客及び第三者によるかかる事由の発生により、悪影響を受ける可能性がある。さらに、規制当局又は法務当局は、当行を含めた銀行に、口座に関連した機密情報の不慮の流出等の消費者の過失による損失に対する責任を負わせる可能性がある。急速に変化する環境において、又は新規の事業分野への参入若しくは地理的範囲を拡大する場合、とりわけ統制及び手続のシステムの有効性については、人為的ミス、違法行為若しくは統制及び手続の逸脱の可能性といった固有の限界がある。したがって、一様に効果的な開示の統制及び手続によってのみ、その統制目標の達成を合理的に保証することができる。当行は、内部統制及びリスク管理プロセスを継続して導入し、改善するための取り組みを行い、このことは、当行にとって最優先課題となっている。しかしながら、当行がインド及び当行が事業を行うその他の法域において業務リスクを管理することができなかった場合、又は当行がかかるリスクを管理できないと認識された場合、当行は強化された規制上の監視及び精査の対象となる可能性がある。業務リスク管理の詳細については、「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(d) リスク管理―(iii) 業務リスク」を参照のこと。

(gg) 当行のコンピュータ・システム及びネットワーク・インフラにおける不正並びにそのセキュリティが著しく侵害されることにより、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業運営は、頻繁な取引が基礎となっている。当行は、システム関連及びその他の不正に対する適切な保護手段を講じているが、不正を防ぐことができるという保証はない。従業員、顧客若しくは部外者による不正行為、又は不正に関するリスクを適切に管理できないと当行が認識されることは、当行の評判に悪影響を与える可能性がある。かかるリスクを管理できないこと又は管理できないと認識されることは、規制上の監視及び精査の強化を招く可能性がある。当行の支店網の拡大、地方に対するイニシアティブ、世界的成長及び保険等の取扱商品の拡大は、地理的分散の増大及び仲介人の利用に起因する不正行為のリスクの管理につき、さらなる課題をもたらす可能性がある。「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較－(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(iii) 業務リスク」を参照のこと。物理的若しくは電子的な不法侵入、セキュリティ侵害又は停電若しくは技術の使用増加によるその他の障害もまた、当行のコンピュータ・システム及びネットワーク・インフラに保管され、それらを通じて配信される情報のセキュリティに悪影響を与える可能性がある。技術はモバイル化、クラウドコンピューティング及びソーシャルネットワークにより急速な進化を遂げており、その結果、分散型サービス妨害攻撃、スパイフィッシング攻撃並びにマルウェア及びトロイの木馬といったコンピュータ・ネットワーク上の脅威が増加した。当行は、技術力及び多様な地理的地域への進出に注力しているため、当行又は当行の顧客に関するデータの機密性、整合性又は有効性に影響を及ぼすこのような攻撃を受けることで、ひいては当行の評判が損なわれ、当行の事業及び財務実績に悪影響が及ぶ可能性がある。当行は、保険契約の条件のとおり、コンピュータ・ネットワーク上のリスク（サイバーリスク）の一部をカバーする保険の補償を有しているが、かかる補償は、すべての損失をカバーするには不十分であるおそれがある。当行は、情報のセキュリティのためのガバナンスの枠組みを有しており、情報保護に関する方針、手続及び技術を導入してきた。しかしながら、近年技術が急速な進化を遂げていること及びコンピュータ・ネットワーク上の攻撃の方法も頻繁に改変され、場合によっては実際の攻撃が起こるまで認識もされないことを考慮すると、当行はすべてのセキュリティ違反を予測したり、効果的な防止策を講じたりすることができない可能性がある。当行は、その他多くの大規模な国際金融機関と同じく、顧客による当行のメインポータルの利用を妨害することを目的とした分散型サービス妨害攻撃を受けてきた。当行の監視管理及び軽減管理が、こうした事故を検出し、有効に対処することができたとしても、これらの安全対策が今後効果的であるという保証はない。安全対策の重大な不具合は、当行の事業、将来の財務実績、株主資本並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(hh) システムの不具合は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業全体において個人向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング業務が占める割合が大きいため、当行の事業におけるシステム・テクノロジーの重要性も大きく増している。当行はまた、ATM、コールセンター及びインターネットを除き、携帯電話を通じた銀行業務の提供を開始した。当行は、システムの不具合を監視及び防止し、システムの不具合が生じた場合には復旧するための手順を有しているが、かかる手順がシステムの不具合の防止に成功するか又はシステムの不具合からの迅速な復旧を可能にする保証はない。大規模停電、洪水、地震、インターネット障害又はその他の出来事により当行のデータセンターに重大な影響が及ぶ場合には、当行は補助的な障害復旧データセンターを有しているが、当行のシステム及びサービスの復旧には遅れが生じる可能性があり、その結果当行の業務及び顧客サービス水準に悪影響が及ぶ可能性がある。当行のシステム（特に個人向け商品及びサービス並びにトランザクションバンキング用）において不具合が生じた場合、当行の業務及び顧客サービスの質は重大な影響を受ける可能性があり、規制上の精査が強化され、事業上及び財政上の損失が生じ、当行株式及び米国預託株式の価格は悪影響を受ける可能性がある。この分野における規制上の精査は強化されている。「－(I) 金融部門における監督及び遵守環境の強化は、公式又は非公式にかかわらず、規制措置のリスク増加をもたらす可能性がある。金融危機後、規制当局は次第に当行及びその他の金融機関を過去よりも高いリスク構造を示しているとみなしている。」を参照のこと。

(ii) 係争中の税金問題における当行への判決は、当行の財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行はインド政府の税務当局から定期的に査定されており、未納課税上の要求のため、2016年3月31日現在は当行の引当金を超える39.9十億ルピーの加算税が偶発債務の中に含まれている。これらの加算税の請求は、リース資産に関する減価償却の不認可、非課税所得に対して支出された費用の不認可、特別準備金の引出し、時価評価損失、当行の2つのベンチャー・キャピタル・ファンドの所得に関する二重課税、及び間接税の問題といった、主に当行と税務当局との間で争われている問題に関連するものである。当行の偶発債務に含まれている39.9十億ルピーには、主に償却した不良債権及び課された罰金に関する39.7十億ルピーの係争中の税金は含まれておらず、他の類似案件における有利な最高裁判所判決に基づき債務の発生可能性はほとんどないと考えられている。「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

当行はすべての当局の主張について上訴した。当行は、訴訟中の案件に関して、当行の税務顧問との相談並びに当行の案件及びその他の案件における有利な判決に基づき、追加の債務が発生しないと予想しているが、かかる訴訟が当行に有利な形で解決し、これらの案件に関して追加の債務が発生しないという保証はない。追加の租税債務は、当行の財務実績並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

(jj) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行及び当行のグループ会社、又は当行の若しくはかかるグループ会社の取締役若しくは役員は、インド及び当行が事業を行うその他の法域において、通常、借入人からの手数料の徴収又は顧客からの当行への請求により発生する様々な原因に基づく訴訟（民事訴訟又は刑事訴訟）に頻繁に関与している。多くの場合、これらの訴訟は通常の業務過程で発生するものであり、当行は、訴訟の事実関係及び法律顧問との協議に基づき、これらの訴訟は一般的に当行の財務実績又は株主資本に重大な悪影響を及ぼすリスクを伴わないと考えている。当行は、当行の非連結財務書類及び連結財務書類の作成日現在の訴訟及び規制手続に関連して被る可能性のある損失の見込みを予測する。過去の事象の結果による現在の債務を有する場合に当行は引当を認識し、かかる債務を完済するためには資源の流出が推定され、信頼性のある債務の金額を見積もることができる。当行は、貸借対照表日現在の債務完済に必要な予測金額に基づき、類似の状況における当行の経験を用いて引当の金額を決定する。当行は、各貸借対照表日現在の引当を見直し、現在の予測を反映して調整する。入手可能な情報が損失の発生が合理的にありうることと示しているが、かかる損失の金額が合理的に予測できない場合は、当行は非連結財務書類及び連結財務書類においてその旨の開示を行う。場合によっては、現在の従業員及び元従業員が、当行に対して不法行為の申立に対する法的及びその他の手続を提起している。損失が発生するリスクが存在する可能性がほとんどない場合には、当行は引当を認識せず、また非連結財務書類及び連結財務書類においても開示を含まない。

「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。当行は、当行が関与している訴訟について当行に有利な判決が下されるという保証はできず、当行のリスクに関する判断が変われば、引当に関する当行の見解も変更する可能性がある。

(kk) 優秀な専門家の獲得及び確保ができない場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性がある。

当行の事業は、取扱商品が保険の分野まで拡大し、また世界的かつ地方に対するイニシアティブを通じた地理的拡張により、一層複雑化してきている。当行の成功が続くかどうかは、一部には当行の経営陣の主要メンバーが引続き業務を行うことにかかっており、当行が引続き大変有能な専門家を招き入れ、養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができることが、当行の戦略の主軸となっており、当行は、これが競争上優位に立つための重大な要素であると考えている。当行の戦略の実施を成功させることは、当行の本店並びに当行の事業体及び海外事業所のそれぞれにおける優秀な経営陣の有無、並びに若手の専門家を招き入れ、養成する当行の能力にかかっている。当行の中間及び上級経営陣に対する報酬構成の大部分を従業員ストック・オプションが占めており、これは当行株式の市場価格に左右されている。市場及び事業状況により、当行は、当行の一定の事業における従業員数を減少させることを決定する可能性がある。さらに、既に競争の激しい部門への銀行の新規参入を含めた競争の激化により、当行が有能な従業員を雇用し、雇い続けることができるか否かに悪影響が及ぶ可能性がある。当行若しくは当行の事業体のいずれか又はその他の機能体が、業務上適切に職員を配属することができない場合、又は1名若しくは複数の主要な上級管理職若しくは若手の有能な専門家を失い、満足のいくかつ時宜にかなった方法で代替りの者を置くことができない場合には、当行の事業、財政状況及び業績は、統制上のリスク及び業務リスクを含め、悪影響を受ける可能性がある。同様に、当行が若手の専門家又はその他の優秀な者を招き入れ、適切に養成し、意欲を起こさせ、雇い続けることができない場合、当行の事業は同様の影響を受ける可能性がある。「一第2-5 従業員の状況」を参照のこと。

(ll) 異なる会計基準又は新たな会計基準を採用する場合、将来及び過去の期間における当行の報告された財務状態及び業績に変更が生じる可能性がある。

本書に含まれる又は参照することにより本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPに従った当行の非連結及び連結財務書類に基づくものである。インド勅許会計士協会は、インドの会計基準の国際財務報告基準と大部分の収斂（コンバージェンス）を図るInd AS（改正された会計基準）を発表した。インドにおける会計基準採用に関する立法当局である企業省は、Ind ASの採用を通達している。さらに、同省はまた、2016年4月1日に開始し、インドの企業によるInd ASへの段階的な移行のためのロードマップを発表した。金融会社、銀行以外の金融融資会社及び保険会社を対象に、2018年4月1日にInd ASの実施が開始する。したがって、2018年4月1日以降、ICICIバンク及び当行のグループ会社はInd ASに従い財務報告をする予定である。さらに、当行は、当行が事業を行っている又は当行の有価証券が上場されている特定の法域における規制を遵守するために、インドの規制当局が発表すると思われるスケジュールより前に、国際財務報告基準に基づき財務書類を発表する可能性がある。既存のGAAPとは異なる基準に基づき作成された財務書類は、本書に含まれる又は参照することにより本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報と大幅に異なる可能性がある。主な相違点は、金融資産の分類及び時価会計、金融資産の減損、融資事務手数料及び費用の計算、金融資産購入におけるプレミアム／ディスカウント償却、従業員ストック・オプション、繰延税並びに連結決算が含まれている。

5【経営上の重要な契約等】

2015年12月16日に提出した2015年9月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書以降、重要な変更はなかった。

6【研究開発活動】

「―第2―3 事業の内容」を参照のこと。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行の財政状態及び業績に関する下記の考察及び分析は、当行の監査済連結財務書類と併せて読まれるべきものである。下記の考察は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成された当行の監査済連結財務書類及びその注記に基づいている。米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、インドGAAPと米国GAAPの重大な相違点に関する記述並びに米国GAAPに関する追加情報については、当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。

要旨

(1) 一般

当行は、多様化された金融サービスグループであり、幅広い銀行及び金融サービスを法人及び個人顧客に対して様々なデリバリーチャネルを通じて提供している。当行は、連結ベースでの総資産でみて、インドにおける最大の民間部門銀行である。銀行系商品及びサービス以外に、当行は、生命保険及び総合保険、資産管理、証券仲介業並びにプライベート・エクイティ商品及びサービスを専門子会社を通じて提供している。2016年度末現在の当行の総資産は、9,187.6十億ルピーであった。2016年度末現在の当行の連結資本及び準備金は、941.1十億ルピーであった。2016年度における当行の純利益は、2015年度の122.5十億ルピーに対して101.8十億ルピーであった。

当行の主要業務は、個人顧客及び法人顧客に対する商業銀行業務である。当行の個人顧客に対する商業銀行業務は、個人向け貸付及び預金受入れ並びに保険及び投資商品の販売から成る。当行は、銀行支店、ATM、コールセンター、インターネット、ソーシャル・メディア及び携帯電話を含むあらゆるチャネルを通じて当行の商品及びサービスを提供している。2016年度末現在、当行はインドにおいて、4,450の支店及び13,766機のATMから成るネットワークを有していた。当行は、インドの主要な企業、中堅企業及び中小企業に対して、ローン商品、手数料ベースの商品及びサービス、預金商品並びに外国為替商品及びデリバティブ商品を含む様々な商業銀行商品及びサービス並びにプロジェクト・ファイナンス商品及びサービスを提供している。当行はまた、農業銀行及び地方銀行商品を提供している。当行は、商業銀行業務から受取利息及び手数料収入を得ている。

当行の国際銀行業務における主たる対象は、インド出身者、インド企業、厳選された地域事業及び多国籍企業に対する商品及びサービスの提供、当行のカナダの子会社の担保付住宅ローン商品の提供並びに大規模なコミュニティに対する預金商品の提供である。ICICIバンクの海外の支店は、主としてインド企業の海外業務を対象に、またそれらのインドにおける外貨必要額に応じて、預金受入れ並びに融資及び貸付の提供を行っている。当行の海外の支店はまた、インド企業及びその海外業務部門による資金調達において、アドバイザリー業務及びシンジケーション業務を行っている。当行は、現在、英国及びカナダに銀行子会社を、中国、シンガポール、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、スリランカ、香港、カタール・ファイナンシャル・センター、米国、南アフリカ及びバーレーンに支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、マレーシア及びインドネシアに駐在員事務所を有している。当行の英国における子会社は、ベルギーのアントワープ及びドイツのフランクフルトにそれぞれ支店を1店設置した。

当行の財務業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引並びに先物取引並びに金利スワップ及び通貨スワップ等の法人顧客向けの外国為替及びデリバティブ商品及びサービスが含まれる。当行は、市場の動向により財務収益を得ている。当行の海外の支店及び銀行子会社はまた、クレジット・デリバティブ、インド企業以外の金融機関の債券及び資産担保証券に対して投資している。

当行はまた、専門の子会社を通じて、保険業務、資産管理業務、証券業務及びプライベート・エクイティ・ファンドの運用業務に従事している。当行の子会社であるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、様々な生命保険及び総合保険並びに資産管理商品及びサービスを個人顧客及び法人顧客に提供する。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、生命保険評議会によれば、2016年度において、新規契約（個人向け加重受取保険料ベース）に基づく市場シェアを11.3%有する最大の民間部門生命保険会社であった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、インド総合保険審議会によれば、2016年度において、計上された保険料総額の8.4%の市場シェアを有する最大の民間部門総合保険会社であった。ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーが運用する、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンド（ICICI Prudential Mutual Fund）は、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2016年3月31日に終了した3ヶ月間で平均運用資金量に関してインドにおいて最大のミューチュアル・ファンドであった。当行は、当行の個人顧客及び法人顧客に対し、当行の保険及び資産管理に係る子会社並びにその他の資産管理会社の商品のクロスセルを行う。当行の子会社であるICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは、株式引受け及びブローカー業務並びに国債のプライマリー・ディーラー業務にそれぞれ従事している。ICICIセキュリティーズは、有数のオンラインでのブローカー業務プラットフォームである、ICICIダイレクト・ドットコム（icicidirect.com）を所有している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、米国において子会社（ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド）を有しており、かかる子会社は同様に、米国において、ブローカー・サービスに従事する事業子会社（ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド）を有している。当行のプライベート・エクイティ・ファンドを運用する子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、プライベート・エクイティに対して投資を行うファンドを運用する。

(2) 事業環境

当行の貸付ポートフォリオ、財政状態及び業績は、インドの経済状況、当行の法人顧客の事業活動に影響を及ぼす商品価格の変動等の全世界的な経済の展開、全世界的な金融市場の状況、米国及び当行が重要な地位を有している諸外国又はインド経済及び世界市場に影響を及ぼす諸外国の経済状況、並びに発展的な国内外の規則による影響を受けており、今後も受け続けることが予想される。下記の当行の業績に関する考察の理解を容易にするためには、これらのマクロ経済的要因及びその他の主要な進展を考慮に入れるべきである。

2016年度の動向

世界の経済環境は、2016年度においても依然として低迷していた。2015年12月において、米国連邦準備制度理事会が金利を25ベースポイント引き上げた一方で、その他の先進諸国及び新興諸国においては引続き金融緩和政策がとられた。2015暦年における中国の経済成長は、2014暦年の7.3%に対して6.9%と減速し、中国通貨は下落した。商品価格は、需要の落ち込み及び供給過剰により下落が続いた。ベンチマークとなるブレント原油の価格は、2015年3月末現在の1バレル当たり55米ドルから、2016年1月中旬には1バレル当たり28米ドルの安値にまで下落したが、その後2016年3月末現在には1バレル当たり40米ドルまで回復した。金属価格もまた、当年度において低迷が続いた。世界の金融市場は極度のボラティリティに見舞われ、当年度中、複数の新興国において自国の通貨の下落が見られた。

インドにおいては、2016年度における成長の回復が不規則であったことを受けて経済動向が引き続き不安定であった。インドの国内総生産は徐々に改善し、2016年度における成長率は、2015年度の7.2%に対して7.6%であった。粗付加価値により表示された産業別の成長の推定値によると、2016年度において、農業部門は1.2%、工業部門は7.4%及びサービス部門は8.9%の成長であった（これに対して2015年度は、農業部門は0.2%の下落、工業部門及びサービス部門はそれぞれ5.9%及び10.3%の成長であった。）。しかしながら、法人部門は予想を下回るキャッシュ・フローの創出及び高いレバレッジ比率に起因して引き続き困難な状況にある。企業投資は引き続き低迷しており、銀行融資の伸びは依然として穏やかであった。さらに、世界経済は引き続き不安定であり、大規模な新興国市場を含む世界の経済成長の鈍化が懸念されている。2016年度においては、金属を含む商品価格の大幅な下落が、鋼鉄、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人に対しマイナスの影響を与えた。2016年度におけるモンスーンの降雨量は、長期平均と比較して14.0%少なく、2年連続の雨量不足により国内のいくつかの地域において干ばつが発生した。民間投資は、低水準の設備稼働率及び多数の案件がこう着状態となっていることに起因して低迷が続いた。住宅建設部門における未売却の棚卸資産は依然として多かった。鉱工業生産は、鉱物、製造業及び電力を含む鉱工業生産指数で測定され、2015年度が2.8%の成長であったの対し、2016年度においては2.4%と低迷した。かかる低迷は主として、製造業部門及び電力部門における減速に起因していた。資本財生産指数は、2015年度においては6.3%の成長であったの対し、2016年度においては投資の減速を反映して2.9%下落した。法人向け販売は依然として低い水準にあるものの、製造業部門におけるインフレの緩和に後押しされ投入費用が減少したことにより、収益には改善が見られた。

インフレは2016年度において引き続き穏やかであった。消費者物価指数に基づく小売業のインフレ率は、2015年3月における5.3%から緩和し、2015年7月から8月においては3.7%の低水準となり、その後2016年3月には4.8%へと上昇した。コア消費者物価指数に基づくインフレ率（食糧及び燃料製品を除く。）は、2015年3月における4.2%から上昇し、2016年3月には4.7%となった。卸売物価指数に基づくインフレ率は、2016年度を通してマイナスを維持し、燃料部門及び製造業部門におけるインフレ率がそれぞれ11.7%及び1.1%下落したことにより、2016年度において前年比で平均2.5%下落した。

小売業のインフレ率が目標範囲内にとどまっていることから、インド準備銀行は、2015年6月においてレポレート率を7.50%から7.25%へと25ベースポイント引き下げ、2015年9月において6.75%へとさらに50ベースポイント引き下げたことで、2016年度を通して75ベースポイントの引下げを行った。2016年4月、インド準備銀行は、レポレート率をさらに25ベースポイント引き下げ6.50%とした。これにより、政策金利の引下げサイクルが開始となった2015年1月から累積で150ベースポイントの引下げが行われたことになる。

商品貿易の動向は、2016年度において依然として低迷していた。輸出は15.6%減少して261.1十億米ドルとなり、輸入は15.3%減少して379.6十億米ドルとなった。かかる減少は主として、世界的な需要低迷の継続及び国際商品価格の低下に起因している。2016年度の最初の9ヶ月間におけるインドの経常赤字は、国内総生産の1.4%であった。外国直接投資は、2015年度の最初の9ヶ月間における24.8十億米ドルから増加して、2016年度の最初の9ヶ月間において33.7十億米ドルとなった。対外ポートフォリオ投資家による投資の流出純額は、2016年度の最初の9ヶ月間において4.0十億米ドルであり、株式市場への流出純額が4.3十億米ドル、債券市場への流入純額が0.3十億米ドルであった。ベンチマークであるS&Pボンベイ証券取引所センシティビティ指数（S&P BSE Sensex）は、2016年度中に9.4%下落し、25,342に近い値となった。ルピーは、2015年3月31日現在の1米ドル当たり62.3ルピーから下落して、2016年3月31日現在では1米ドル当たり66.4ルピーとなった。ベンチマークである10年物国債の利回りは、当年度のほとんどの期間において7.7%から7.8%の間で推移していたが、年度末に向けて下落し、2016年3月31日現在には7.4%となった。

2016年度において、政府はいくつかの政策措置を発表した。政府は、外国投資に対し、すべての部門に適用となる構成限度を導入し、異なる種類の外国投資に対し統合された単一の上限を設けた。さらに、自動承認による外国投資を行うことができる経済活動の範囲が拡張された。金融包括の分野において、政府は、2015年度に発表したプランダン・マントリ・ジャン・ダン・ヨジャナ（Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana）とは別に、保険制度及び年金制度、零細企業及び中小企業のための財政制度並びに新興企業の支援制度を含むいくつかの新しい制度を発表した。政府はまた、公共部門銀行に対する指針を公表した。2017年度連邦予算において発表された主要な提言には、金融機関の破綻処理に関する包括規定の提案、公共部門銀行のための銀行取締役機関の運用並びに保険部門及び年金部門における外国投資の自動承認化に関する計画が含まれていた。2016年5月、破産手続における透明性及び一貫性を確保するため、2016年破産・倒産法が制定された。かかる法律の施行には必要なインフラストラクチャーの準備を要するため、施行開始にはある程度の時間がかかる見込みである。「一第2－3 事業の内容－(1) インドの金融部門の概要－(I) 銀行の債権回収の法的枠組み－(iii) 2016年破産・倒産法」も参照のこと。

銀行部門の非食品部門の与信成長率は、2016年度において依然として低迷していた。成長率は、2015年4月3日現在においては前年比で12.7%であったものの、2016年4月1日現在では10.3%へと鈍化した。与信成長率は、主として個人向けセグメントによってもたらされた。2016年3月18日現在、部門別の与信配備データによると、工業部門への与信の成長率は前年比で2.7%、サービス部門への与信の成長率は前年比で9.1%、個人への与信の成長率は前年比で19.4%、農業部門への与信の成長率は前年比で15.3%であった。銀行システムにおける預金の成長率もまた、当年度中において9%から12%の範囲内にとどまり低迷が続いた。預金総額は、2015年4月3日現在における12.1%の増加に対して、2016年4月1日現在には前年比で9.7%増加した。要求払い預金は、2015年4月3日現在における23.7%の増加に対して、2016年4月1日現在には前年比で15.0%増加した。定期預金は、2015年4月3日現在における10.9%の増加に対して、2016年4月1日現在には前年比で9.1%増加した。

インドの法人部門における事業環境は、低迷する世界情勢、国内経済の緩慢な回復、依然として消極的な企業の投資活動、投資から創出されるキャッシュ・フローの遅延や不足及び高いレバレッジ比率を受けて、引続き厳しいものとなった。設備稼働率は、需要の落ち込みにより適性水準を下回った。商品価格の下落は、鋼鉄、石油及びガス採掘並びにセメント等の商品に関連する部門の借入人に対し影響を与えた。成長率の不規則な回復により、期待されていた事業環境の改善は2016年度においては始動されなかった。これらの状況により、インドの銀行部門における不良債権の水準は上昇した。

生命保険部門において新規に引き受けられた個人向け保険料は、2015年度の407.7十億ルピーに対して、2016年度には（加重受取保険料ベースで）8.1%増加して440.8十億ルピーであった。損害保険部門（専門保険機関を除く。）の保険料総額は、2015年度の805.8十億ルピーに対して、2016年度は13.6%増加して915.7十億ルピーとなった。ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、2015年3月31日に終了した3ヶ月間の11,886.9十億ルピーから13.9%増加して、2016年3月31日に終了した3ヶ月間においては13,534.4十億ルピーとなった。

銀行規制には、2016年度中にいくつかの変更がなされた。銀行部門に影響を与えたいくつかの重要な規制の進展は以下のとおりである。

- 2015年4月、インド準備銀行は、優先部門貸付に係るガイドラインを再考する目的で設立された内部ワーキング・グループからの助言に基づき、優先部門貸付に係る改正ガイドラインを発表した。優先部門貸付に係る改正ガイドラインは、2016年度末から適用となる。優先部門貸付の全体的な目標は引続き調整後の銀行融資純額の40.0%である。農業に対する直接及び間接貸付の副目標が統合され、小規模農家に対する貸付に係る8.0%の副目標及び零細企業に対する7.5%の貸付目標が導入された。これらの副目標は、2017年3月までに段階的に達成される予定である。優先部門貸付に適格な部門は、中規模企業、社会インフラ及び再生可能エネルギー部門を含めるよう拡大された。優先部門貸付の達成度は、2017年度から四半期の平均ベースにより評価される予定である。ガイドラインに従い、支店数が20未満の外国銀行もまた、インド国内の銀行及び支店数が20以上の外国銀行と同様に、2020年度までに優先部門貸付の目標値である調整後の銀行融資純額の40.0%を達成しなければならなくなった。さらに、2015年7月、インド準備銀行は銀行に対して、個人農業に対する直接融資を銀行システムの過去3年間の平均水準に維持するよう指示し、これが達成されない場合には銀行は罰則を受けることとなる。銀行システムの平均水準は、毎年年度初めに通知される。2016年度の目標値は11.57%に設定されている。
- 2015年4月、インド準備銀行は、異なる金利の提示の際の特別な条件として、定期預金の満期前解約制度の導入を銀行に対して許可した。1.5百万ルピー以下のすべての個人の定期預金に対し、期限前解約制度が付される。その他の定期預金については、定期預金に期限前解約制度を付すか否かを顧客が選択することができる。
- 2015年5月、インド準備銀行は、売却価額が帳簿価額の純額より低かった場合に、2年の期間にわたって不良資産の売却による不足分を資産再構築会社へと分散することを銀行に対して許可した。かかる制度は、2016年3月31日までに売却された不良資産について適用された。しかしながら、2016年6月にインド準備銀行により発表されたガイドラインによると、かかる制度は2017年3月31日まで延長され、不足分を分散させる期間は、当該売却が行われた四半期から4四半期後までに制限された。2017年度中に資産再構築会社へ売却された資産につき、会計年度末である2017年3月31日時点で引当金が全額計上されていない場合、銀行は貸借対照表における「その他の準備金」項目（会計年度末において計上されていない金額のために蓄えられている準備金）を借方計上する必要がある。銀行は、翌会計年度の四半期において、借方項目を「その他の準備金」へと比例的に逆転させ、損益計算書に借方計上を行うことで引当金の計上を完了させなければならない。

- 2015年5月、インド準備銀行は、不正貸付を解決するための枠組みを導入した。ガイドラインは、不正勘定の発見、報告及び監視に関するものである。かかるガイドラインは、500.0百万ルピー超の勘定に係る初期の警告サインに基づいた、勘定の継続的な監視及び警告について規定する。コンソーシアム形態又は複数の融資者が関与するバンキング取決めにおいて、他行へ承継される多額の与信及び共同貸付人フォーラムによる意思決定についての不正の情報は、インド準備銀行の中央管理機関へ報告されなければならない。不正又は警告がされた勘定において、追加的なファシリティの条件緩和又は付与は認められない。
- 2015年6月、インド準備銀行は、民間部門銀行の非業務執行取締役の報酬に関するガイドラインを発表した。ガイドラインによると、取締役会は、報酬委員会との協議の上、（非常勤の非業務執行取締役以外の）非業務執行取締役のための包括的な報酬方針を形成し、適用しなければならない。かかる方針において、取締役会は、銀行が得た利益に基づいた利益に関連した手数料の形で、報酬の支払いを行うことができる。かかる報酬は、各取締役につき年額1.0百万ルピーを超えてはならない。さらに、民間部門銀行は、非常勤の非業務執行取締役に対して報酬を支払う際には、インド準備銀行の事前の許可を取得する必要がある。
- 2015年6月、インド準備銀行は、推定した回収可能性目標を達成できない勘定の所有者変更を行う銀行の能力を強化する戦略的債務再編についてのガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、債務から株式への転換及び銀行による借入人の過半数所有について規定している。債務から株式への転換について、銀行は現行の資産分類を18ヶ月間継続することができる（現状維持の利益）。新たなスポンサーへの所有権譲渡において、資産は正常先の区分への格上げが可能になり、条件緩和として扱われることなく債務の借換えが認められている。しかし、18ヶ月間の期間内で新たなスポンサーが特定されない場合、銀行は資産分類の現状を維持する前に適用されていた以前の資産分類規定に戻らなければならない。2015年9月、インド準備銀行は、戦略的債務再編に該当しない借入人の所有者変更の場合であっても、銀行が正常先区分へと拡張した与信枠につき、かかる与信枠の格上げを銀行に対し認可した。経営者の変更に伴うリスク構造の変化を考慮し、銀行は、既存の債務の公正価値の減少に対し引当を行うことを条件として、既存の債務につき条件緩和として扱われることなく借換えを行うことが認められている。2016年2月、インド準備銀行は、戦略的債務再編についてのガイドラインをさらに改正し、当該会社の株式を、従前の要件である51.0%よりも少ない26.0%売却することにより、資産を正常先資産として分類することを銀行に許可した。戦略的債務再編が失敗した際の引当金の急激な増加を避けるため、銀行は、18ヶ月間の現状維持利益期間の終わりまでに、4四半期にわたって計上を行うことで、当該勘定に係る引当金を15.0%まで増加させることがガイドラインにより定められている。
- 2015年7月、インド準備銀行は、条件緩和勘定の将来のキャッシュ・フローの現在価値を計算するための割引率に関するガイドラインを公表した。かかるガイドラインは、条件緩和時に貸付金の公正価値の減少額を決定するという目的の下、条件緩和前に借入人に対して設定された実際の金利と等しいレートが、将来のキャッシュ・フローの割引の際に使われるべきであるとしている。
- 2015年8月、インド保険業界規制開発委員会は、法人代理店が保険商品を販売する際の登録に関する規制を発表した。代理店は、生命保険、損害保険及び健康保険の部門毎に3社までの保険会社と提携することができる。
- 2015年9月、インド準備銀行は、経済における不良資産の再生に関する枠組みに基づき、共同貸付人フォーラム及び是正措置計画に係るガイドラインの改正を発表した。当該改正によると、共同貸付人フォーラムは、是正措置計画が失敗した際に戦略的債務再編を開始することができる。すべての貸付人は、退会しない限り、共同貸付人フォーラムにおいて合意された追加的融資を提供する必要がある。是正措置計画の下、調整／再編策を承認するより強い権限を付与された貸付人グループが形成される。2016年2月、是正措置計画は貸付人の50%（従前の要件は貸付人の60%）により承認されなければならないとするさらなる改正が発表された。

- 2015年12月、インド準備銀行は、資金調達に限界費用に基づく貸付金利に係る最終ガイドラインを発表した。資金調達に限界費用に基づく貸付金利は、2016年4月1日からの増額貸付に適用となり、期間に連動したベンチマークである。かかるガイドラインは、資金調達に限界費用、現金準備率の勘定に係るネガティブキャリー、営業コスト及びテナープレミアムから構成される、資金調達に限界費用に基づく貸付金利を算出するための方法論を明確にしている。かかるガイドラインは、資金調達に限界費用に基づく貸付金利との関連付けなくして価格を決定することができる貸付の種類を明確化している。銀行は、オーバーナイト金利から1年までの範囲の異なる満期につき、事前に通知された日にちにおいて自身の資金調達に限界費用に基づく貸付金利を毎月精査し、公表しなければならない。再設定の周期は、1年以内でなければならない。基準金利に連動した貸付は、既存の借入人が、双方にとって受け入れ可能な条件で資金調達に限界費用に基づく貸付金利に連動した貸付に変更することができる選択肢を有する状態で返済又は更新の時まで継続することができる。従前銀行は、基準金利を下回る金利で固定金利貸付を拡大することは認められていなかった。新しいガイドラインの下では、かかる制限は撤廃される。
- 2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。インド準備銀行はまた、インド準備銀行が指定した条件緩和貸付口座につき、2017年3月31日に終了する年度において10%の追加引当金を準備するよう銀行に対し指示した。
- 2016年3月、インド準備銀行は、普通株等Tier1資本の適格性を拡張するガイドラインを発表し、従前はTier2資本に組み入れられていた再評価積立金の45.0%を、また外貨換算準備金の75.0%を含めるものとした。かかるガイドラインはまた、バーゼル銀行監督委員会のガイドラインに従い、当行の普通株等Tier1資本の10.0%までを上限として、期間差異により生じる繰延税資産（累計損失を除く。）をTier1資本として認識することを認めている。

(3) 事業の概略

当行は、当行の業績評価において、資産の利回りの変動、資金調達コスト及び純金利差益率、手数料収入の変動、費用比率、貸倒引当金並びに総資産利益率及び自己資本利益率等の重要な財務変数を監視している。当行は、預金の増加、資金調達構成、貸付金支払及びローンの延滞の動向等の重要な業務指標も監視している。当行はまた、金利、流動性及び為替等の経済指標の変化についても分析を行う。これらの指標に加え、当行は、顧客サービスの質、顧客からの苦情の範囲及び性質並びに重要な取扱商品の推定される市場シェア等その他の非財務指標も監視している。

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引き続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取組みが成果を示すには時間がかかっている。「一(2) 事業環境—2016年度の動向」も参照のこと。

銀行部門の与信及び預金の成長傾向は緩やかになった。システム上の流動性、金利及びインフレの動向は、預金の増加、とりわけ低コストの普通預金及び当座預金に関して影響を与えるであろう。当行の低コスト預金基盤を成長させる能力は、既存の銀行及び新規参入者からのかかる預金の競争が高まることによる影響を受ける可能性がある。新規の企業投資及び新規のインフラ計画の低迷もまた、当行の関連手数料収益の動向に影響を及ぼす可能性がある。これらの展開を受けて、当行はバランスの取れた成長へのアプローチ、リスク管理及び利益性を実践してきた。当行は、企業向け貸付に対する厳選されたアプローチを取りつつ、個人向けセグメントにおける推進力のある機運に引き続き焦点を当ててきた。当行はまた、預金特性及び費用比率の改善を維持し、当行のポートフォリオの質を管理することに焦点を当ててきた。当行が事業を拡大するに当たって、サービスの質において顧客の期待に応えることは、当行の戦略の重要な要素となっている。

事業環境におけるリスク水準の上昇に起因して、インドの銀行システム全般において、不良債権への繰入（条件緩和貸付からの悪化を含む。）の水準の上昇が見られた。2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含むインドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権及び引当金の大幅な増加が見られた。さらに、厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置等の一定の部門に関しても不確実性がある。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。2016年度における当行の財務実績についての考察は以下のとおりである。

当行の引当金及び税金控除前営業利益は、2015年度の228.7十億ルピーから16.3%増加し、2016年度において266.1十億ルピーとなった。これは、主として純利息収入及び非利息収入が増加したことによるものであるが、非利息費用の増加により一部相殺された。

純利息収入は、2015年度の226.5十億ルピーから11.7%増加し、2016年度には253.0十億ルピーとなった。この増加は、有利子資産平均額の12.4%の増加を反映している。

非利息収入は、主として財務関連業務からの収益及び保険料及びその他当行の保険子会社による営業収益が増加したことにより、2015年度の352.5十億ルピーから19.4%増加し、2016年度には421.0十億ルピーとなった。2016年度における財務関連業務の収益には、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の売却による総額28.7十億ルピーの利益を含む。保険料及びその他当行の保険子会社による営業収益は、2015年度の220.8十億ルピーから19.5%増加し、2016年度には263.8十億ルピーとなったが、これは主として契約高の増加を反映している。

非利息費用は、2015年度の350.2十億ルピーから16.5%増加し、2016年度には407.9十億ルピーとなったが、これは主として保険事業に関連する費用及びその他の営業費用の増加によるものである。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2015年度の45.4十億ルピーから増加し、2016年度には123.1十億ルピーとなった。かかる増加は主として、不良資産に対する引当金及び集合的偶発事象及び関連引当金が増加したことに起因する。純不良資産比率は、2015年度末現在における1.5%から増加し、2016年度末現在においては2.7%となった。不良資産に対する引当金は、法人部門における高いレバレッジ比率、企業のキャッシュ・フローの改善の停滞、ストレス資産の解消に要する時間及び規制に対するアプローチの進化に起因して、引続き同程度に増加していく可能性が高い。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関し不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鋳業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。

所得税費用（富裕税を除く。）は、2015年度の54.0十億ルピーから37.4%減少し、2016年度には33.8十億ルピーとなった。これは主として、株式投資に適用となる税金の減少及び過年度からの繰越資本損失との相殺に起因している。

上記の結果、税引後利益は、2015年度の122.5十億ルピーから16.9%減少し、2016年度には101.8十億ルピーとなった。

純資産（普通株式資本、準備金及び剰余金）は、2015年度末現在の847.0十億ルピーから増加し、2016年度末現在には941.1十億ルピーとなった。これは主として、当年度の利益から振り替えた準備金の増加及び固定資産に係る再評価積立金の創出に起因している。総資産は、2015年度末現在の8,260.8十億ルピーから11.2%増加し、2016年度末現在には9,187.6十億ルピーとなった。預金合計は、2015年度末現在の3,859.6十億ルピーから16.9%増加し、2016年度末現在には4,510.8十億ルピーとなった。普通預金は、2015年度末現在の1,221.1十億ルピーから18.3%増加し、2016年度末現在には1,444.6十億ルピーとなった。当座勘定預金は、2015年度末現在の504.6十億ルピーから19.6%増加し、2016年度末現在には603.4十億ルピーとなった。定期預金は、2015年度末現在の2,133.9十億ルピーから15.4%増加し、2016年度末現在には2,462.8十億ルピーとなった。当座預金口座及び普通預金口座の比率（預金合計に対する当座預金及び普通預金の比率）は、2015年度末現在の44.7%から増加し、2016年度末現在には45.4%となった。貸付金総額は、2015年度末現在の4,384.9十億ルピーから12.6%増加し、2016年度末現在には4,937.3十億ルピーとなった。当行の個人向け貸付金は、2015年度末現在の1,956.9十億ルピーから21.9%増加し、2016年度末現在には2,385.7十億ルピーとなった。

インドにおけるICICIバンクの支店のネットワークは、2015年度末現在の4,050ヶ所から2016年度末現在には4,450ヶ所に増加した。当行のATM網は、2015年度末現在の12,451機から2016年度末現在には13,766機に増加した。

インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2016年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでの自己資本比率には、13.0%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、13.1%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び16.6%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2016年度末現在の当行の連結ベースでの自己資本比率には、12.9%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、13.1%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び16.6%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。

(4) 事業の見通し

インドの国内総生産成長率は、2013年度の5.6%及び2014年度の6.6%から、2015年度には7.2%、また2016年度には7.6%まで回復した。成長率の段階的な回復は、インフレの緩和、対外部門のポジションの強化及び比較的安定した為替に支えられていた。しかしながら、法人部門及び中小企業部門は引続き困難な状況に直面しており、これは収益性の低下や投資活動の低迷に反映されている。2016年度において、インドの銀行システムにおける融資及び預金の成長は、不良債権の水準の上昇に伴い、引続き消極的であった。「－4 事業等のリスク－(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク－(a) インドの経済成長の鈍化の長期化又は金利の上昇により、当行の事業は損害を被る可能性がある。」も参照のこと。

緩慢な景気回復、低迷を続ける企業の投資活動、投資によるキャッシュ・フロー創出の遅延及び不足並びに高いレバレッジ比率により、インドの法人部門の運営環境は依然として厳しい。商品価格の下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人に影響を及ぼした。経済への資本投資が抑制されていることにより、建設のような投資に関連する部門の企業が影響を受けた。事業環境におけるリスク水準の上昇に起因して、インドの銀行システム全般において、不良債権への繰入（条件緩和貸付からの悪化を含む。）の水準の上昇が見られた。2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含む数多くのインドの銀行システムには、2016年度下半期において、不良債権及び引当金の大幅な増加が見られた。インド準備銀行は、負荷を特定するために銀行のポートフォリオの監視を続け、2017年3月31日までにすべての問題に対処することを表明した。当行の不良債権及び引当金は、今後も同程度に増加していくことが予想されている。より長期的な観点から、当行はインド経済の楽観的な側面を見出している。政府は海外投資の分野におけるいくつかの政策を発表し、製造業、政府サービスの効率化、財政再建及びインフラ向上のための長期プロジェクトを推進している。インドの旺盛な国内消費意欲及び投資意欲は、健全な成長率を引続き支えるであろう。家計収入及び消費の増加が個人向けの貯蓄商品、投資商品及びローン商品に関する事業機会に、産業インフラに関する大幅な投資の潜在的な可能性がプロジェクト・ファイナンス及びコーポレート・ファイナンスの事業機会に、また、世界的なつながりの増加がインド企業及びインド国外に居住するインド人に対する国際銀行業務提供の機会につながる事が期待されている。

生命保険部門においては、業界の新規個人向け事業の加重保険料は、2015年度末現在における10.3%の減少に対し、2016年度には8.1%増加した。民間部門生命保険会社では、新規個人向け事業の加重保険料ベースで、2015年度における15.9%の増加に対し、2016年度には13.6%の増加が見られた。総合保険部門において、保険料の総額（専門保険機関を除く。）は、2016年度において13.6%増加した。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(b) 当行の商品及びサービスの概要－(viii) 保険」を参照のこと。

厳しい事業環境に鑑み、当行は過去数年にわたり当行の預金特性の均衡を見直し、費用効率を高め、個人向け貸付の成長を拡大し、法人向け貸付の成長を調整し、高い水準の自己資本比率を維持した。当行の今後の目標は、当行の堅調な資金調達特性及び当行の業績の改善を維持しつつ、信用状況の厳重な管理を継続することである。当行は、ポートフォリオにおける集中リスクの低減に重点を置き、経済環境により影響を受けたエクスポージャーの解明及び回復を追求する。デジタル戦略及びより強固な顧客フランチャイズを通じて顧客のサービスの質に対する期待に応えることが当行の戦略の重要な要素となる。当行はまた、当行の子会社における価値を引き出し、資本効率を改善することに引続き注力する。

当行の戦略の成否は、当行が、低コストの預金基盤を増加させ、貸付金の収益性を高め、不良債権及び条件緩和貸付を削減し、変動する規制環境において法規制の遵守を維持し、規制当局による当行業務に対する評価及び監視へ対応し、かつインドの法人向け及び個人向けの金融サービス市場において効果的な競争を行うことができるかどうかを含み、複数の要因に左右される。銀行、保険及び資産管理を含むインドの金融部門を統制する規制は、当行のような金融サービスグループの成長及び収益性に潜在的な影響を持ちつつ発展し続けている。当行の海外支店は主として大規模な資金源から資金調達されており、世界の金融市場の状況は、資金調達を行い当行の海外支店の事業を成長させる当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(p) 当行の国際的業務により、当行が直面するリスクの複雑性が増加した。」を参照のこと。当該戦略の成功は、さらに、当行が事業を行う全体的な規制及び政策環境（金融政策の指示を含む。）に左右される。当行の戦略実行能力はまた、流動性及び金利環境に左右される。「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。海外の銀行子会社に関し、原油価格の下落や英国での国民投票において過半数の有権者が欧州連合からの離脱を選択したことを含む近年における世界の展開により、カナダ及び英国の経済成長の減速が予想されており、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。

当行が事業において直面するリスクについては、「－4 事業等のリスク」を参照のこと。

(a) 平均貸借対照表

平均残高とは、日次残高の平均（2014年9月までの期間は隔週ベースで計算された当行の海外支店の平均残高を除く。）である。2014年10月より、海外支店の平均残高もまた日次残高の平均となった。有利子資産平均の利回りは、有利子資産平均に対する受取利息の比率である。有利子負債平均のコストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。貸付金の平均残高は、不良貸付を含んでおり、貸倒引当金を差し引いた額である。当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算している。非課税所得は主として非課税の債券に係る受取配当金及び受取利息により構成されている。2016年度において、当行は、かかる再計算のために26%の実効限界税率を適用した。その他受取利息については、ルピー及び外貨のスプレッド及び純金利差益率の変動に関する説明を容易にするために、ルピー額と外貨額に分類して表示している。その他受取利息のルピー額の部分は、主に、所得税還付に係る受取利息及び金利スワップ収益を含む。その他受取利息の外貨額の部分は、主に外貨による金利スワップ収益を含む。これらのスワップは、当行のポートフォリオには含まれておらず、当行の資産及び負債から発生する市場リスクを管理するために当行により行われている。過年度の数値については、当期の分類と一致するように必要に応じて組み替えて／再分類して表示している。

以下の表は、表示された期間中における資産及び負債の平均残高を示したものであり、これらは受取利息、支払利息及び純利息収入の主要な要素となっている。

(単位：百万ルピー（％の数値を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2014年			2015年			2016年		
	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)
資産：									
貸付金：									
ルピー	2,306,443	281,158	12.19	2,655,787	321,025	12.09	3,117,572	353,636	11.34
外貨	1,282,850	56,051	4.37	1,393,493	59,572	4.28	1,555,024	61,873	3.98
貸付金総額	3,589,293	337,209	9.39	4,049,280	380,597	9.40	4,672,596	415,509	8.89
投資：									
ルピー(1)	1,633,321	131,254	8.04	1,746,884	139,343	7.98	1,863,861	143,498	7.70
外貨	97,742	2,368	2.42	76,461	1,107	1.45	105,495	1,790	1.70
投資総額	1,731,063	133,622	7.72	1,823,345	140,450	7.70	1,969,356	145,288	7.38
その他の有利子資産：									
ルピー(1)	396,525	14,918	3.76	436,451	16,372	3.75	507,352	19,027	3.75
外貨	113,745	694	0.61	140,116	1,092	0.78	97,331	655	0.67
その他の有利子資産合計	510,270	15,612	3.06	576,567	17,464	3.03	604,683	19,682	3.25
その他受取利息：									
ルピー		4,115			5,624			6,771	
外貨		6,835			8,156			7,730	
その他受取利息合計		10,950			13,780			14,501	
有利子資産：									
ルピー	4,336,288	431,445	9.95	4,839,122	482,364	9.97	5,488,785	522,932	9.53
外貨	1,494,337	65,947	4.41	1,610,070	69,927	4.34	1,757,850	72,048	4.10
有利子資産合計	5,830,625	497,393	8.53	6,449,192	552,291	8.56	7,246,635	594,980	8.21
固定資産	54,752			56,101			59,269		
その他の資産	1,151,625			1,184,109			1,185,038		
非収益資産合計	1,206,377			1,240,210			1,244,307		
総資産	7,037,002	497,393		7,689,402	552,291		8,490,942	594,980	

(単位：百万ルピー（％の数値を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2014年			2015年			2016年		
	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)	平均残高	受取／支払利息	平均利回り／コスト (%)
負債：									
普通預金：									
ルピー	865,748	34,336	3.97	981,430	39,012	3.98	1,121,213	44,730	3.99
外貨	82,051	1,025	1.25	76,724	849	1.11	86,770	957	1.10

普通預金合計	947,800	35,361	3.73	1,058,154	39,861	3.77	1,207,983	45,687	3.78
定期預金：									
ルピー	1,541,494	135,375	8.78	1,693,728	148,279	8.75	1,891,635	155,382	8.21
外貨	392,768	13,454	3.43	461,456	19,583	4.24	456,709	18,921	4.14
定期預金合計	1,934,262	148,829	7.69	2,155,184	167,862	7.79	2,348,344	174,303	7.42
その他要求払い預金：									
ルピー	246,554			277,798			326,919		
外貨	47,187			48,364			57,249		
その他要求払い預金合計	293,741			326,162			384,168		
預金合計：									
ルピー	2,653,796	169,711	6.40	2,952,956	187,291	6.34	3,339,767	200,112	5.99
外貨	522,006	14,479	2.77	586,544	20,432	3.48	600,728	19,878	3.31
預金合計	3,175,802	184,190	5.80	3,539,500	207,723	5.87	3,940,495	219,990	5.58
借入金：									
ルピー	678,217	74,740	11.02	717,975	75,376	10.50	815,910	80,749	9.90
外貨	1,142,414	38,176	3.34	1,188,315	40,083	3.37	1,338,001	39,226	2.93
借入金合計	1,820,630	112,916	6.20	1,906,290	115,459	6.06	2,153,911	119,975	5.57
有利子負債：									
ルピー	3,332,013	244,451	7.34	3,670,931	262,667	7.16	4,155,677	280,861	6.76
外貨	1,664,419	52,655	3.16	1,774,859	60,515	3.41	1,938,729	59,104	3.05
有利子負債合計	4,996,433	297,106	5.95	5,445,790	323,182	5.93	6,094,406	339,965	5.58
優先株式資本	3,500			3,500			3,500		
その他の負債	1,285,054			1,411,302			1,473,283		
負債合計	6,284,987	297,106		6,860,592	323,182		7,571,189	339,965	
株主資本	752,016			828,810			919,753		
負債及び株主資本合計	7,037,002	297,106		7,689,402	323,182		8,490,942	339,965	

- (1) インド準備銀行の2015年7月16日付通知書に従い、農業インフラ開発基金への投資及びその他の関連する預金は有利子資産へと組み替えられている。したがって、過年度におけるすべての数値は、当年度の表示に一致させるために組み替えられている。

(b) 受取利息及び支払利息の残高及び金利の変化の分析

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の構成項目の変化を示したものである。期間中の純利息収入の変化は、残高及び金利の変化の双方に基づき計算されていた。以下の表においては、残高と金利の双方に基づく変化は、残高に帰属するものとして計上されている。

	2014年度と比較した2015年度の数値の変化			(単位：百万ルピー)		
	増加（減少）要因			2015年度と比較した2016年度の数値の変化		
	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化	純変化	平均残高 の変化	平均金利の 変化
受取利息：						
貸付金：						
ルピー	39,867	42,228	(2,361)	32,611	52,382	(19,771)
外貨	3,521	4,730	(1,209)	2,301	6,427	(4,126)
貸付金合計	43,388	46,958	(3,570)	34,912	58,809	(23,897)
投資：						
ルピー(1)	8,088	9,059	(971)	4,155	9,006	(4,851)
外貨	(1,261)	(308)	(953)	682	492	190
投資総額	6,827	8,751	(1,924)	4,837	9,498	(4,661)
その他の有利子資産：						
ルピー(1)	1,454	1,498	(44)	2,654	2,659	(5)
外貨	398	205	193	(436)	(288)	(148)
その他の有利子資産合計	1,852	1,703	149	2,218	2,371	(153)
その他受取利息：						
ルピー	1,509	-	1,509	1,148	-	1,148
外貨	1,321	-	1,321	(426)	-	(426)
その他受取利息	2,830	-	2,830	722	-	722
受取利息合計：						
ルピー	50,919	53,748	(2,829)	40,568	64,047	(23,479)
外貨	3,979	4,627	(648)	2,121	6,631	(4,510)
受取利息合計	54,898	58,375	(3,477)	42,689	70,678	(27,989)
支払利息：						
普通預金：						
ルピー	4,676	4,598	78	5,717	5,576	141
外貨	(176)	(59)	(117)	107	110	(3)
普通預金合計	4,500	4,539	(39)	5,824	5,686	138
定期預金：						
ルピー	12,904	13,327	(423)	7,103	16,256	(9,153)
外貨	6,129	2,915	3,214	(662)	(197)	(465)
定期預金合計	19,033	16,242	2,791	6,441	16,059	(9,618)
預金合計：						
ルピー	17,580	17,925	(345)	12,820	21,832	(9,012)
外貨	5,953	2,856	3,097	(555)	(87)	(468)
預金合計	23,533	20,781	2,752	12,265	21,745	(9,480)
借入金：						
ルピー	636	4,174	(3,538)	5,373	9,693	(4,320)
外貨	1,907	1,548	359	(856)	4,388	(5,244)
借入金合計	2,543	5,722	(3,179)	4,517	14,080	(9,564)
支払利息合計：						
ルピー	18,216	22,099	(3,883)	18,193	31,525	(13,332)
外貨	7,860	4,404	3,456	(1,411)	4,301	(5,712)
支払利息合計	26,076	26,503	(427)	16,782	35,825	(19,044)
純利息収入：						
ルピー	32,703	31,649	1,054	22,375	32,522	(10,147)
外貨	(3,881)	223	(4,104)	3,532	2,330	1,202
純利息収入合計	28,822	31,872	(3,050)	25,907	34,852	(8,945)

(1) インド準備銀行の2015年7月16日付通知書に従い、農業インフラ開発基金に係る利息及びその他の関連する預金は、「投資に係る収入」の項目から「その他の有利子資産からの収入」へと組み替えられている。過年度の数値は、当年度の表示に一致させるために組み替えられている。

(c) 利回り、スプレッド及び純金利差益率

以下の表は、表示された期間中における有利子資産の利回り、スプレッド及び純金利差益率を示したものである。

(単位：百万ルピー (％の数値を除く。))

3月31日に終了した年度

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
受取利息(1)	383,277	451,516	497,393	552,291	594,980
有利子資産平均	4,697,241	5,272,489	5,830,625	6,449,192	7,246,635
支払利息	250,132	282,854	297,106	323,182	339,965
有利子負債平均	4,099,844	4,556,099	4,996,433	5,445,790	6,094,406
総資産平均	5,832,309	6,394,436	7,037,002	7,689,402	8,490,942
総資産平均に占める 有利子資産平均(％)	80.54	82.45	82.86	83.87	85.35
総資産平均に占める 有利子負債平均(％)	70.30	71.25	71.00	70.82	71.78
有利子負債平均に占める 有利子資産平均(％)	114.57	115.72	116.70	118.43	118.91
利回り(％)	8.16	8.56	8.53	8.56	8.21
ルピー(％)	9.32	9.95	9.95	9.97	9.53
外貨(％)	4.78	4.52	4.41	4.34	4.10
資金調達コスト(％)	6.10	6.21	5.95	5.93	5.57
ルピー(％)	7.36	7.57	7.34	7.16	6.76
外貨(％)	3.50	3.32	3.16	3.41	3.05
スプレッド(2)(％)	2.06	2.35	2.58	2.63	2.64
ルピー(％)	1.96	2.38	2.61	2.81	2.77
外貨(％)	1.28	1.20	1.25	0.93	1.05
純金利差益率(3)(％)	2.83	3.20	3.44	3.55	3.52
ルピー(％)	3.50	3.98	4.31	4.54	4.41
外貨(％)	0.89	0.90	0.89	0.58	0.74

- (1) 当行は、非課税所得につき課税がなされたものとして再計算した。課税がなされたものとして再計算された非課税所得における影響額は、2012年度には3.3十億ルピー、2013年度には2.7十億ルピー、2014年度には2.6十億ルピー、2015年度には2.7十億ルピー及び2016年度には2.0十億ルピーであった。
- (2) スプレッドは、有利子資産平均利回りと有利子負債平均コストの差である。有利子資産平均利回りは、有利子資産平均に対する受取利息の比率である。有利子負債平均コストは、有利子負債平均に対する支払利息の比率である。
- (3) 純金利差益率は、有利子資産平均に対する純利息収入の比率である。純金利差益率とスプレッドの差は、有利子資産平均と有利子負債平均の差から生じている。有利子資産平均が有利子負債平均を上回った場合、純金利差益率は、スプレッドより大きくなり、有利子負債平均が有利子資産平均を上回った場合、純金利差益率はスプレッドより小さくなる。

(d) 純利息収入

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
受取利息(1)	549,640	592,937	1,007,993	7.9
支払利息	(323,182)	(339,965)	(577,941)	5.2
純利息収入	226,458	252,972	430,052	11.7

(1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2015年度の226.5十億ルピーから11.7%増加して2016年度には253.0十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が13.2%増加したこと起因する。

(i) 純金利差益率

純金利差益率は、2015年度の3.55%から3ベースポイント減少して2016年度には3.52%となった。ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2015年度の4.54%から13ベースポイント減少して2016年度には4.41%となり、外貨建ポートフォリオにおける純金利差益率は、2015年度の0.58%から16ベースポイント増加して2016年度には0.74%となった。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2015年度の9.97%から44ベースポイント低下して2016年度には9.53%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ルピー建貸付金の利回りは、2015年度の12.09%から75ベースポイント低下して2016年度には11.34%となった。ルピー建投資に係る利回りは、2015年度における7.98%から28ベースポイント低下して2016年度には7.70%となった。その他の有利子資産に係る利回りは、2015年度及び2016年度において3.75%の同水準であった。ルピー建ポートフォリオの平均額に係る全体の利回りは、有利子資産合計における平均貸付金額の割合が増加したことによるプラスの影響を反映して、2015年度における9.97%から44ベースポイント低下して2016年度には9.53%となった。
- ルピー建貸付金の利回りは、主に2016年度における基準金利の65ベースポイントの引下げ、支出増加分に係る利回り低下及び不良債権の増加（不良債権には受取利息が発生しないため）に起因して、2015年度の12.09%から75ベースポイント低下して2016年度には11.34%となった。2015暦年において、インド準備銀行がレポレートをもとに4段階で8.00%から6.75%へと125ベースポイント引き下げたことを受けて、当行はその基準金利を3段階で10.00%から9.35%へと65ベースポイント引き下げた。その内訳は、2015年4月10日より25ベースポイントを引き下げ、2015年6月26日より5ベースポイントを引き下げ、さらに2015年10月5日より35ベースポイントを引き下げた。「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(e) 貸付ポートフォリオ-(vii) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ルピー建有利子投資に係る利回りは、2015年度における7.98%から28ベースポイント低下し、2016年度には7.70%となったが、これは主として金利の低下を反映して投資に係る利回りが低下したこと起因する。法定流動性比率投資に係る利回りは、主として国債に係る利回りの低下に起因して低下した。法定流動性比率投資以外に係る利回りは、主として債券及びディベンチャー、預金証書、パススルー証券並びにコマーシャル・ペーパーの利回りの低下に起因して低下した。インド準備銀行の2015年7月16日付通知書に従い、農業インフラ開発基金における預金及びその他関連する預金は、投資からその他の資産へと組み換えられた。それに応じて過年度の数値もまた組み換えられた。
- その他のルピー建有利子資産に係る利回りは、2015年度及び2016年度において3.75%の同水準であった。2016年度において、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金に係る利回りが上昇し、その一部は短期金融市場貸付に係る利回りの低下により相殺された。

- ・ 所得税還付に係る受取利息は、2015年度における2.8十億ルピーから増加し、2016年度には3.3十億ルピーとなった。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2015年度の7.16%から40ベースポイント減少して2016年度には6.76%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ルピー建預金コストは、2015年度の6.34%から減少し、2016年度には5.99%となった。これは主として当座預金及び普通預金の平均額の割合の増加並びにルピー建定期預金コストの減少によるものである。ルピー建の当座預金及び普通預金の平均額がルピー建預金総額に占める割合は、2015年度の42.6%から増加し、2016年度には43.4%となった。ルピー建定期預金コストは、金利の低下を反映して2015年度の8.75%から減少し、2016年度には8.21%となった。2016年度において、当行は2015年4月10日付、2015年6月27日付、2015年7月13日付、2015年8月22日付、2015年9月23日付及び2016年3月29日付で、選択満期による定期預金の金利を引き下げた。
- ・ ルピー建借入コストは、2015年度の10.50%から減少し、2016年度には9.90%となった。借入コストの減少は主として、借換えによる借入コスト及びインド準備銀行の流動性調整枠に基づく借入コストの減少に起因している。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2015年度の4.34%から24ベースポイント低下して2016年度には4.10%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクの海外支店の有利子資産平均額に係る利回りは低下した。これは主として、一般的により低い利回りを有する短期金融市場貸付の平均金額の減少により一部が相殺されたものの、平均貸付金及び平均投資に係る利回りが低下したことに起因している。海外支店の平均貸付金に係る利回りは低下し、これは主として、2016年度において不良資産が増加し、不良資産には受取利息が発生しないことに起因している。
- ・ ICICIバンク・カナダにおける有利子資産平均にに係る利回りは低下したが、これは主として平均貸付金に係る利回りの低下に起因している。平均貸付金に係る利回りの低下は主として、利回りの低い証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオの割合の増加に起因する。

これは、主としてより利回りの高い貸付金の増加並びにより利回りの低いコール貸付及び定期マネー融資の減少により、ICICIバンクUKにおける利回りが上昇したことによって一部相殺された。

外貨建ポートフォリオの資金調達コストは、2015年度の3.41%から36ベースポイント減少し、2016年度には3.05%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクの外貨資金の資金調達コストは、主として借入コストの減少により減少した。借入コストの減少は主として、よりコストが低い外貨建定期借入の増加及び高コスト借入の価格改定／返済に起因している。借入コストの減少は、よりコストが低い定期預金の減少により一部相殺された。
- ・ ICICIバンクUKの資金調達コストは、主として借入コスト及び預金コストの減少により減少した。借入コストは、主として高コスト借入の返済並びにより低いコストでのオーバーナイト借入及び定期借入に起因して減少した。預金コストは、主として高コストの個人向け定期預金が満期を迎えたことにより減少し、その一部は、よりコストの低い企業向け定期預金及び個人向け定期預金の減少により相殺された。
- ・ ICICIバンク・カナダの資金調達コストは、主として預金コスト及び借入コストの減少により減少した。預金コストは、高コストの定期預金が満期となったことにより減少し、借入コストは、借入金総額において、よりコストの低い証券化された担保付住宅ローンの借入金の割合が高くなったことにより減少した。

2016年度における不良債権の増加及び今後におけるさらなる不良債権の増加は、当行の受取利息、貸付金の利回り、純利息収入及び純金利差益率に対し不利な影響をもたらす。さらに、当行のポートフォリオにおいて、より利回りの低い個人向け貸付及びより高格付な法人向け貸付の割合を高めようとする当行の重点的な取組みもまた、貸付金に係る利回り上昇の抑制につながる。したがって当行は、2017年度におけるICICIバンクの純金利差益率は、2016年3月31日に終了した3ヶ月間において発表された3.37%の水準よりも低くなることを予想している。

(ii) 有利子資産

有利子資産平均額は、2015年度の6,449.2十億ルピーから12.4%増加して2016年度には7,246.6十億ルピーとなった。有利子資産の増加は、主として貸付平均額が623.3十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が146.0十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2015年度の4,049.3十億ルピーから15.4%増加して2016年度には4,672.6十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、主として個人向け貸付が増加したことにより、2015年度の2,655.8十億ルピーから増加して2016年度には3,117.6十億ルピーとなった。外貨建貸付平均額は、2015年度の1,393.5十億ルピーから増加して2016年度には1,555.0十億ルピーとなった。これは主として、ルピーの対米ドル相場の下落の影響、ICICIバンク・カナダの担保付住宅ローンのポートフォリオの増加及びICICIバンクUKの法人向け貸付の増加に起因する。

有利子投資平均額は、2015年度の1,823.4十億ルピーから8.0%増加して2016年度には1,969.4十億ルピーとなった。ルピー建投資平均額は、2015年度の1,746.9十億ルピーから増加して2016年度には1,863.9十億ルピーとなったが、これは主として、インド国債に対する投資額が、2015年度の1,238.1十億ルピーから9.0%増加して2016年度には1,349.5十億ルピーとなったことに起因する。その他のルピー建投資平均額は、2015年度の508.8十億ルピーから増加して2016年度には514.4十億ルピーとなった。インド国債以外のルピー建有利子投資には、社債及びディベンチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証書及び流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。外貨建投資平均額は、2015年度の76.5十億ルピーから増加して2016年度には105.5十億ルピーとなったが、これは主として、社債への投資の増加及びルピーの下落によりICICIバンクUKの投資平均額が増加したことに起因する。

その他の有利子資産平均額は、2015年度の576.6十億ルピーから4.9%増加して2016年度には604.7十億ルピーとなった。これは主として、外貨建定期マネー融資の減少により一部相殺されたものの、農業インフラ開発基金及びその他関連する預金並びにインド準備銀行における残高が増加したことに起因している。

(iii) 有利子負債

有利子負債平均額は、預金平均額が401.0十億ルピー及び借入平均額が247.6十億ルピー増加したことにより、2015年度の5,445.8十億ルピーから11.9%増加して2016年度には6,094.4十億ルピーとなった。

ルピー建有利子負債平均額は、2015年度の3,670.9十億ルピーから増加して2016年度には4,155.7十億ルピーとなった。ルピー建定期預金平均額は、2015年度の1,693.7十億ルピーから増加して2016年度には1,891.6十億ルピーとなった。ルピー建の当座預金及び普通預金の平均額は、2015年度の1,259.2十億ルピーから増加して2016年度には1,448.1十億ルピーとなった。ルピー建借入平均額は、主として借換のための借入の増加により、2015年度の718.0十億ルピーから増加して2016年度には815.9十億ルピーとなったが、インド準備銀行の流動性調整枠に基づく借入の減少により一部相殺された。

外貨建有利子負債平均額は、2015年度の1,774.9十億ルピーから増加して2016年度には1,938.7十億ルピーとなった。外貨建預金平均額は、2015年度の586.5十億ルピーから増加して2016年度には600.7十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの預金平均額は、主として定期預金平均額の増加により増加した。ICICIバンクUKの預金平均額は、主としてルピーの対米ドル相場の下落の影響により増加した。

外貨借入平均額は、2015年度の1,188.3十億ルピーから増加して2016年度には1,338.0十億ルピーとなった。ルピーベースでのICICIバンクの外貨借入は、主としてルピーの対米ドル相場の下落の影響により増加した。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加した。ICICIバンクUKの借入平均額は、銀行間借入、債券借入、シンジケート借入及びレポ借入が増加したことによって増加した。「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティーは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

(e) 非利息収入

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	83,939	87,697	149,085	4.5
財務関連業務の収益／(損失) (正味)(1)	46,694	66,222	112,577	41.8
土地、建物及びその他の資産の売却 利益／(損失)(正味)	34	264	449	-
保険料及びその他保険事業による営業 収益	220,771	263,840	448,528	19.5
雑収益	1,085	2,998	5,097	-
非利息収入合計	352,523	421,021	715,736	19.4

(1) 投資の売却／再評価及び為替取引に係る利益／(損失)を含む。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益／(損失)並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、2015年度の352.5十億ルピーから19.4%増加し、2016年度には421.0十億ルピーとなった。これは主として、保険料及びその他保険事業による営業収益並びに財務関連業務から収益が増加したことによる。

(i) 手数料、為替及び取引手数料

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、商業銀行業務手数料及びストラクチャリング手数料等の法人顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード手数料及び個人向け預金口座に係るサービス手数料等の個人顧客からの手数料収入である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2015年度の83.9十億ルピーから4.5%増加し、2016年度には87.7十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、2015年度の69.8十億ルピーから2016年度には74.6十億ルピーに増加した。2015年度と比較して、2016年度における当行の資産管理子会社の管理手数料は増加し、当行の証券仲介業子会社の取引手数料は減少した。

ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、主として、貸付関連手数料、クレジットカード手数料及び個人向け預金顧客からの手数料等の個人顧客からの手数料収入の増加により増加した。法人顧客に対する貸付に関連する手数料収入は、2016年度において低い水準にあったものの、商業銀行業務手数料は増加した。

2016年度における当行の資産管理子会社における管理手数料は増加し、これは主として運用中の資産平均額が増加し、エクイティ・ミューチュアル・ファンドに有利に働く構成の変更により手数料が増加したことにより起きている。2016年度における当行の証券仲介業子会社の取引手数料は2015年度と比較して減少し、これは主としてインドの株式市場における2016年度の取引高が減少したことにより起きている。

(ii) 財務関連業務の収益（正味）

財務関連業務からの収益には、投資の売却利益並びに固定利付債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益／（損失）の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引（顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。）からの利益が含まれる。財務関連業務の収益は、2015年度の46.7十億ルピーから41.8%増加して、2016年度には66.2十億ルピーとなった。これは主として、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式の6%及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに係る株式持分の9%を売却したことによる利益に起因しており、その一部は、国債及びその他の固定利付債券のポジションに係る利益の減少により相殺された。

当行の株式ポートフォリオに係る利益は、主としてICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの株式を売却したことによる利益により、2015年度における3.3十億ルピーから増加して2016年度には28.7十億ルピーとなった。

当行の国債のポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジションに係る利益は、2015年度における16.1十億ルピーから減少して2016年度には14.9十億ルピーとなった。2015年度における10年物国債の利回りは107ベースポイント下落し、取引機会の増加につながったのに対し、2016年度においては28ベースポイントの下落であった。顧客との取引を含む外国為替取引及び顧客とのデリバティブ取引に係る利鞘からの利益は、2015年度の18.5十億ルピーから増加して2016年度には22.9十億ルピーとなった。これには、2015年度における6.4十億ルピーから2016年度には9.4十億ルピーまで増加した、海外営業に関する為替差益純額が含まれる。為替差益は、海外支店からの利益剰余金の本国送還により生じた。

(iii) 保険事業に関する収益

当行の保険事業に関する収益は、2015年度の220.8十億ルピーから19.5%増加して2016年度は263.8十億ルピーとなった。これは、当行の生命保険事業及び総合保険事業の両方に関して収益が増加したことに起因する。当行の生命保険事業からの収益は、2015年度における172.8十億ルピーから2016年度において210.0十億ルピーまで増加した。当行の総合保険事業からの収益は、2015年度における48.0十億ルピーから2016年度において53.8十億ルピーまで増加した。当行の保険事業からの収益は、正味保険料収入、報酬及び手数料収入、解約手数料並びに保険の担保権実行に係る収益を含んでいる。

当行の生命保険子会社からの正味保険料収入は、2015年度における151.5十億ルピーから2016年度には189.8十億ルピーまで増加した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入（出再保険料控除後の総額）は、2015年度の153.1十億ルピーから25.2%増加して2016年度には191.6十億ルピーとなった。これは主として、個人向けの継続保険料が増加したことによる。個人向けの継続保険料は、2015年度の95.7十億ルピーから25.3%増加して、2016年度には120.0十億ルピーとなった。個人向けの新規保険料は、2015年度の49.3十億ルピーから10.7%増加して2016年度には54.5十億ルピーとなった。当グループの保険料は、2015年度の8.0十億ルピーから増加して2016年度には17.1十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社の報酬及びその他の生命保険関連収益は、2015年度の21.3十億ルピーから2016年度は20.3十億ルピーに減少した。これは主として解約手数料、保険の担保権実行に係る収益及び保険証券発行手数料が減少したことによるが、資金管理手数料及び危険保険料の増加により一部相殺された。

当行の総合保険子会社の正味保険料収入は、2015年度の41.0十億ルピーから2016年度には46.7十億ルピーに増加した。これは主として、天候保険事業及び自動車保険事業の躍進に起因する。

当行の総合保険子会社の手数料収入は、2015年度の7.0十億ルピーから2016年度には7.1十億ルピーまでわずかに増加した。

(iv) 雑収益

雑収益は、2015年度の1.1十億ルピーから2016年度には3.0十億ルピーに増加した。

(f) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
従業員に関する支払額 及び引当金	65,683	69,123	117,509	5.2
当行の不動産に 関する減価償却	7,632	8,239	14,006	8.0
監査報酬及び費用	222	230	391	3.6
リース資産に関する 減価償却	351	192	326	(45.3)
保険事業に関する 費用	191,640	232,710	395,607	21.4
その他の管理費	84,700	97,402	165,583	15.0
非利息費用合計	350,228	407,896	693,423	16.5

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2016年度において、2015年度の350.2十億ルピーに対して16.5%増加し、407.9十億ルピーとなった。これは主として、保険事業に関する費用、その他の管理費、並びに従業員に関する支払額及び引当金の増加によるものである。

(i) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、2015年度の65.7十億ルピーから2016年度には69.1十億ルピーまで5.2%増加した。当行の従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2015年度末現在の90,486名から増加し、2016年度末現在には97,132名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2015年度の47.5十億ルピーから5.3%増加し、2016年度には50.0十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、年次増加及び昇給による給与の増加並びに平均従業員規模の増加によるものであるが、国債の利回りに連動する割引率の変動により退職金債務に対する引当金要件が減少したことにより一部相殺された。ICICIバンクの従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2015年度末現在の67,857名から2016年度末現在には74,096名に増加した。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2015年度の6.9十億ルピーから8.7%増加し、2016年度には7.5十億ルピーとなった。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2015年度の3.4十億ルピーから8.8%増加し、2016年度には3.7十億ルピーとなった。ICICIセキュリティーズ・リミテッドの雇用経費は、2015年度及び2016年度とも4.0十億ルピーであり、同水準を維持した。

(ii) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、減価償却率の高い固定資産の増加により2015年度の7.6十億ルピーから8.0%増加し、2016年度には8.2十億ルピーとなった。リース資産に関する減価償却は、2015年度の0.4十億ルピーから2016年度には0.2十億ルピーに減少した。

(iii) その他の管理費

その他の管理費には、主として賃借料、税金及び照明費、広告宣伝費、保守修繕費、直接販売代理店費用並びにその他の費用が含まれる。その他の管理費は、2015年度の84.7十億ルピーから15.0%増加し、2016年度には97.4十億ルピーとなったが、かかる増加は、主としてICICIバンク及び当行の保険子会社の費用の増加によるものである。ICICIバンクのその他の管理費は、2015年度の60.8十億ルピーから2016年度には69.8十億ルピーまで増加したが、これは主として支店及びATM網の増加並びに個人向け事業件数の増加に起因する。インドにおけるICICIバンクの支店及び出張所（海外支店及びオフショア銀行ユニットを除く。）の数は、2015年度末現在の4,050店から2016年度末現在には4,450店に増加した。またICICIバンクは、ATM網を2015年度末現在の12,451機から2016年度末現在には13,766機に増加させた。当行の保険子会社のその他の管理費は、特に広告費及びその他の事業支援費用の増加を反映して増加した。

(iv) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2015年度の191.6十億ルピーから21.4%増加して、2016年度には232.7十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社に関する費用は、2015年度の154.6十億ルピーから2016年度には190.4十億ルピーまで増加した。これは、主に責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）に関する費用、支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料が増加したことによるものである。

2016年度中、生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2015年度の143.3十億ルピーから増加し、2016年度には170.8十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業における契約高が増加したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資金に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2015年度の11.3十億ルピーから増加し、2016年度には19.6十億ルピーとなった。かかる増加は主として、グループの事業に伴う解約支払保険金の増加及び保険料総額の増加に従って支払手数料が増加したことに起因する。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、発生時に費用として計上する。

当行の総合保険子会社に関する費用は、2016年度において、主に支払保険金及び支払給付金の増加により、2015年度の37.0十億ルピーから42.3十億ルピーに増加した。支払保険金及び支払給付金は、2015年度の34.4十億ルピーから2016年度には39.3十億ルピーに増加したが、これは天候保険事業の取引量の増加及び損害率の上昇を反映している。支払手数料は、2015年度の2.6十億ルピーから2016年度において3.0十億ルピーに増加した。

「―第2－3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」も参照のこと。

(g) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）**(i) 不良資産及び条件緩和貸付に関する引当金**

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合に限り、かかる貸付を減損貸付として分類している。インド準備銀行のガイドラインの下、不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産に分類される。当行の海外支店が保有する貸付で、貸付実施国の規定に従い、回収実績以外の理由により不良債権であると特定されるもののうち、既存のインド準備銀行のガイドラインに従うと正常であるものは、貸付実施国における貸付残高である限り不良債権であると特定される。当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。インド準備銀行は、条件緩和貸付に関する個別のガイドラインを定めている。条件緩和された貸付（インフラ部門及び非インフラ部門における特定期間までの遅延によるものを除く。）は、2015年3月31日よりも前に既に条件が緩和された貸付又は2015年4月1日より前に提案され、その後予定どおりに効力を生じた条件緩和を除き、2015年4月1日以降、不良債権として分類される。しかし、インフラ部門及び非インフラ部門のプロジェクトの実施のために供与された貸付で、プロジェクトの実施の遅延（指定された期間を上限とする。）を理由として条件緩和されたものは、インド準備銀行の定める一定の条件を満たした場合、資産の分類において不良への該当を猶予される。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。

当行は正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入又は貸倒償却がなされる。海外支店の貸付については、インド準備銀行の規制又は受入国の規制に従い、いずれか多い方の額で引当金を設定する。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、個人向け不良債権に対する引当金は、借入人の水準で当行の個人向け資産引当方針に基づき設定される。個人向け貸付について当行が保有する特別引当金は、規制上の最低要件よりも多い。貸付条件が緩和／再調整された貸付に対する引当金は、銀行による貸付の条件緩和に係るインド準備銀行のガイドラインに従って設定している。不良資産に係る特定の引当金に加えて、当行は、正常先貸付及び貸付条件が緩和／再調整された貸付に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常先貸付については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件のうちより多い額の一般引当金を設定している。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。

(ii) 不良資産

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
期首残高（不良資産総額）	122,994	173,870	295,579	41.4
追加：当年度中における新規不良資産	90,945	178,402	303,283	96.2
控除：当期中に格上げされた貸付	(5,925)	(11,504)	(19,557)	94.2
控除：改善（格上げされた口座による 改善を除く。）	(14,966)	(15,353)	(26,100)	2.6
控除：償却	(19,178)	(32,199)	(54,738)	67.9
不良資産総額(1)	173,870	293,216	498,467	68.6
不良資産に関する引当金(1)	(96,655)	(145,431)	(247,233)	50.5
不良資産純額(1)	77,215	147,785	251,235	91.4
顧客資産総額	5,149,278	5,718,339	9,721,176	11.1
顧客資産純額	5,026,019	5,556,942	9,446,801	10.6
不良資産総額の顧客資産総額に対する比率	3.4%	5.1%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する比率	1.5%	2.7%		

(1) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2010年度及び2011年度において、インド経済は高い成長率を見せた。インドの法人部門は当該期間において、インフラ部門及び商品部門を含めて多額の投資を行った。またこれが、当行を含む銀行部門において貸付の高い伸びをもたらした。その後、インド経済は、高インフレ及びその結果の金利上昇、通貨の下落及び経済成長の急減速という点で課題を抱え始めた。それ以来、法人部門では、売上高及び利益の伸び率の低下、運転資金のサイクル伸長及び高水準の債権が見られ、また政策変更及び承認や裁判所の決定の遅れに起因してプロジェクトの完了及びキャッシュ・フロー創出において大きな課題を抱えている。インド企業（特にインフラ部門及び工業部門）は、経済シナリオ、世界及び国内の金融市場の不安定性並びにプロジェクト実施の遅れを背景に、資本調達能力を抑制した。企業の投資活動は減少した。2014年度以降、これらの動きが、当行を含むインドの銀行部門における法人向けの不良債権及び条件緩和貸付の増加、並びに法人部門向けの与信の伸び率低下を主因とした貸付全体の伸び率の大幅な鈍化をもたらした。

過去2年間にわたり、インド経済は、インフレ率及び金利の低下、通貨の安定及び経済成長率の緩やかな上昇とともに、一定のマクロ経済指標で改善を見せている。しかしながら、プロジェクトの完了には引続き課題があり、債権は依然として高い水準にあり、また法人部門は引続き、予想よりも低いキャッシュ・フロー創出及び高いレバレッジ比率により影響を受けている。

さらに、2016年度において、法人部門はさらなる課題を抱えた。法人部門の業績改善の予想は、緩やかな国内の回復、抑制された企業の投資及び世界経済の継続的な課題に起因して、実現に至っていない。世界の経済情勢は引続き不安定であり、大規模な新興市場を含め、全世界的に成長が鈍化している。金属、石炭及び原油を含む全世界的な商品価格の大幅な下落は、鉄鋼、石炭及び石油関連事業等の商品に関連する部門の借入人にマイナスの影響を及ぼした。経済への資本投資は依然として抑制されており、建設のような投資に関連する部門の企業に影響を及ぼした。予想よりも低いキャッシュ・フローを背景に、法人部門におけるレバレッジ比率の低下に向けた進捗は依然として遅い。いくつかの会社は銀行とともに、それらの事業を再編成及び再構築し、また事業及び資産の売却によりそれらのレバレッジ比率を低下させるように取り組んでいたが、かかる取組みが成果を示すには時間がかかり、不良債権への繰入（条件緩和貸付ポートフォリオから不良債権状態への悪化を含む。）の水準の上昇につながった。加えて、2015年12月31日に終了した3ヶ月間において、法人部門における継続的な課題を背景に、インド準備銀行は、負荷及び引当金設定の早期及び保守的な認識の目的を明確に示し、また2016年3月31日に終了した6ヶ月間にわたり一定の貸付勘定及びそれらの分類を見直すために当行を含む多くのインドの銀行と討議し、質問を行った。法人部門が直面する課題及びインド準備銀行との討議及び同行による見直しの結果として、当行を含むインドの銀行システムには、2016年度において、不良債権への繰入（条件緩和貸付から不良債権状態への悪化を含む。）の水準の大幅な上昇が見られた。当行の引当金設定コストは、近い将来の会計期間においても増加基調であると予想される。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」を参照のこと。「―(2) 事業環境―2016年度の動向」も参照のこと。

不良資産の増加分総額（条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことによる条件緩和正常先貸付の不良債権への分類を含む。）は、2015年度中の90.9十億ルピーから増加し、2016年度中には178.4十億ルピーとなった。2016年度において、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付は、2015年度における45.1十億ルピーに対して53.0十億ルピーとなった。2016年度中に、当行は2015年度は20.9十億ルピーに対して、26.9十億ルピーの不良資産の格上げ又は回収を行った。2016年度において、2015年度における19.2十億ルピーに対して、32.2十億ルピーの貸付金が償却された。当行の2016年度末現在の不良資産総額は、2015年度末現在の173.9十億ルピーから68.6%増加し、293.2十億ルピーとなった。当行の2016年度末現在の不良資産純額は、2015年度末現在の77.2十億ルピーから91.4%増加し、147.8十億ルピーとなった。2016年度末現在の不良資産純額の比率は、2015年度末現在の1.5%から上昇し、2.7%となった。

商業ローンの不良債権の増加分総額（借入人が条件緩和債務の条件に従い履行できなかったことによる条件緩和正常先貸付の不良債権への分類を含む。）は、2014年度の40.8十億ルピーから2015年度には77.9十億ルピーまで増加し、さらに2016年度には161.4十億ルピーまで増加した。2016年度において、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先商業ローンは、2015年度は45.1十億ルピーであったのに対し、53.0十億ルピーにのぼった。2016年度において、当行は、5.2十億ルピーの商業ローン不良債権の格上げを行い、8.7十億ルピーの商業ローン不良債権の回収を行った。2016年度中、特定の借入人ごとの追加的回収の可能性についての評価に基づき、29.4十億ルピーの商業ローンが償却された。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(ii) 引当及び償却―当行の方針」を参照のこと。商業ローンの不良債権総額は、2015年度末現在の148.3十億ルピーから増加し、2016年度末現在は266.4十億ルピーとなった。2016年度中、企業部門は、キャッシュ・フロー創出額が予想を下回ったこと及び高レバレッジのため、苦しい状況が続いた。また同年度中、商品価格の大幅な下落により、商品を基盤とする鉄鋼等の部門は悪影響を受けた。電力部門は、引続きプロジェクトの完成、設備の稼働及びレバレッジに困難をきたしている。さらに、設備投資が低調な経済情勢が建設、鉄鋼等の部門に打撃を与えている。2016年度中に増加した不良資産総額は、鉄鋼及び商品部門において55.3十億ルピー、電力部門において16.8十億ルピー、建設部門において15.0十億ルピーであった。

消費者ローンの不良債権の増加分総額は、2015年度において13.0十億ルピーであったのに対し、2016年度には17.0十億ルピーとなった。2016年度中に当行が格上げを行った消費者ローンの不良債権は、2015年度中の4.4十億ルピーに対し、6.3十億ルピーであった。2016年度中、当行は消費者ローンの不良債権を6.6十億ルピー回収し、2.8十億ルピー償却した。消費者ローンの不良債権総額は、2015年度末現在の25.5十億ルピーから増加し、2016年度末現在は26.8十億ルピーとなった。

また、2016年度末現在、残存するICICIバンクの資金を基盤としない与信枠のうち、不良債権に分類された貸付を借り入れている借入人向けのものは、28.2十億ルピーであった。

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iv) 不良資産」も参照のこと。

(iii) 条件緩和貸付

以下の表は、表示された日付における条件緩和正常先貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））
3月31日現在

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／ 2015年 増減(%)
期首残高（条件緩和貸付総額）	133,448	130,787	222,338	(2.0)
追加：当年度中に条件緩和された貸付	38,965	23,089	39,251	(40.7)
追加：過去の条件緩和貸付／借入人の貸付残高の増加	11,207	9,939	16,896	(11.3)
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	(2,149)	(78)	(133)	(96.4)
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(45,115)	(53,002)	(90,103)	17.5
控除：当年度中の返済額	(5,569)	(12,061)	(20,504)	116.6
条件緩和貸付総額	130,787	98,674	167,746	(24.6)
条件緩和貸付に対する引当金	(9,458)	(7,581)	(12,888)	(19.8)
条件緩和貸付純額	121,329	91,093	154,858	(24.9)
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	124,816	118,602	201,623	(5.0)
顧客資産総額	5,149,278	5,718,339	9,721,176	11.1
顧客資産純額	5,026,019	5,556,942	9,446,801	10.6
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	2.5%	1.7%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	2.4%	1.6%		

- (1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。
- (2) 2013年度に有効になったインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付には、いずれかの貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付が含まれている。

2016年度において、当行は正常先貸付と分類された借入人に条件緩和を行い、以前条件緩和が行われたことのある借入人に、2015年度の50.2十億ルピーと比較して追加の33.0十億ルピーの貸付金支払を実施した。さらに、2015年度の45.1十億ルピーと比較して、2016年度には53.0十億ルピーの条件緩和正常先貸付が、借入人が条件緩和債務の条件に従い履行できなかったことにより不良債権に分類された。2015年度の5.6十億ルピーと比較して、2016年度には12.1十億ルピーの条件緩和貸付が返済された。条件緩和正常先貸付総額残高は、2015年度末現在の130.8十億ルピーから24.6%減少し、2016年度末現在は98.7十億ルピーとなり、条件緩和貸付純額残高は、2015年度末現在の121.3十億ルピーから24.9%減少し、2016年度末現在は91.1十億ルピーとなった。さらに、2016年度末現在において、条件緩和貸付と分類された借入人に対するICICIバンクの非融資ベースの与信枠の残高は、44.0十億ルピーであった。

条件緩和正常先貸付の残高は、電力部門において11.3十億ルピー、非金融サービス部門において7.8十億ルピー、医薬品部門において7.7十億ルピー、その他の部門において3.7十億ルピー及び金融サービス部門において2.8十億ルピー、それぞれ減少した。係る減少は、主として借入人が条件緩和債務条件に従って返済を実行できず、条件緩和正常先貸付が不良債権に分類されたことによる。

2016年度に、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）6.7十億ルピーの7つの商業融資を資産再構築会社に売却した。2015年度には、当行は帳簿価額総額（引当金控除後）3.3十億ルピーの14の商業融資を資産再構築会社に売却した。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iv) 不良資産－不良資産対策」も参照のこと。

条件緩和正常先貸付純額の割合は、2015年度末現在の2.4%から減少し、2016年度末現在1.6%であった。条件緩和貸付に関する公正価値の減少（資金調達金利に関する引当金を含む。）に対する引当金残高は、2015年度末現在の9.5十億ルピーから減少して、2016年度末現在には7.6十億ルピーであった。「－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(c) 当行の条件緩和を受けた借入人が予定されたとおりに履行できず、かかる借入人への貸付が不良債権の分類区分に再分類された場合、又は規制当局が引続き一段と厳しい要件を課す場合、当行の事業は損害を被る可能性がある。」を参照のこと。「－(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較－(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

不良資産総額及び条件緩和正常先貸付総額は、2015年度末現在の304.7十億ルピーから87.2十億ルピー増加(26.8%増)し、2016年度末現在は391.9十億ルピーとなった。不良資産純総額及び条件緩和貸付純額は、2015年度末現在の198.5十億ルピーから40.4十億ルピー増加(20.4%増)し、2016年度末現在は238.9十億ルピーとなった。

2016年度、インド準備銀行は、戦略的な債務の再編についてのガイドラインを発表した。当該ガイドラインは、債務から株式への転換に関するものであり、これにより銀行は借入人の過半数を所有することとなる。2016年度末現在、当行は、不良債権又は条件緩和正常先貸付に分類される総額25.56十億ルピーの貸付を含む、総計29.33十億ルピーの貸付に関して、戦略的な債務の再編を実施した。さらに、2015年度、インド準備銀行は、銀行によるインフラ及びその他主要な産業に対する、条件緩和としてみなされない、定期的な長期プロジェクト・ローンの借換えを認めるガイドラインを発表した。当該借換えスキームが実行された貸付ポートフォリオに関して、2016年度末現在42.39十億ルピーの残高を有していた。これらは正常先貸付に分類される。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(h) 監督及び規制－貸付実行に関する規制」を参照のこと。

(iv) 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

	(単位：百万（%の数値を除く。））			
	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
投資に関する引当金（正味）	4,129	2,985	5,075	(27.7)
不良資産及びその他の資産に対する引当金	36,307	77,189	131,221	-
集合的偶発事象及び関連引当金	-	36,000	61,200	-
正常先資産に対する引当金	3,928	3,176	5,399	(19.1)
その他	999	3,704	6,297	-
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	45,363	123,054	209,192	-

引当金及び偶発債務は、2015年度の45.4十億ルピーから増加して2016年度には123.1十億ルピーとなった。係る増加は、主として不良資産の引当金の増加及び集合的偶発事象及び関連引当金の設定に起因する。不良債権及びその他の資産に係る引当金は2015年度の36.3十億ルピーから増加し2016年度には77.2十億ルピーとなった。係る増加は、主として借入人が条件緩和貸付の条件に従い履行できなかったことにより、条件緩和貸付が不良債権に再分類されたことを含む法人及び小規模銀行ローン・ポートフォリオの不良債権の追加額が増加したことに起因する。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。2016年3月31日現在、内部格付が投資適格を下回る会社（不良債権又は条件緩和貸付として分類された借入人を除く。）に対する、当行の資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高は、電力（中央の公共部門が持分を保有している場合を除く。）へは119.6十億ルピー（当行の合計エクスポージャーの1.3%）、鉱業へは90.1十億ルピー（1.0%）、鉄鋼へは77.8十億ルピー（0.8%）、セメントへは66.4十億ルピー（0.7%）、掘削装置へは25.1十億ルピー（0.3%）であった。なお、内部格付が投資適格を下回る、原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人へのICICIバンクの資金を基盤とするエクスポージャー及び資金を基盤としない与信枠の残高は、61.6十億ルピー（0.7%）であった。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門に一部関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集会的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、RBIガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。当該準備金がかかるエクスポージャーに関して将来の引当金の設定要件を満たす上で適正であるという保証も、又は当該部門におけるその他のエクスポージャーから不良債権が生じないという保証もない。

インド準備銀行のガイドラインに従い算出された2016年度末現在における当行の引当率（不良貸付に占める特別引当金の比率）は、50.6%であった。

「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iv) 不良資産」を参照のこと。

正常先資産に対する引当金は、2015年度の3.9十億ルピーから2016年度には3.2十億ルピーに減少した。当行は、2015年度末現在の25.5十億ルピーと比べて、2016年度末現在は29.2十億ルピーの一般引当金累計額（集会的偶発事象及び関連引当金を除く。）を保有した。

投資引当金は、2015年度の4.1十億ルピーから2016年度には3.0十億ルピーに減少した。

(h) 税金費用

所得税費用は、2015年度の54.0十億ルピーから37.4%減少し、2016年度には33.8十億ルピーとなった。実効税率は、2015年度の29.4%に対して、2016年度においては23.6%に下降した。これは主に、当行の実行効税率の下降に起因するが、生命保険子会社及び総合保険子会社の実効税率の増加により一部相殺された。

当行の所得税費用は、2015年度の46.5十億ルピーから46.8%減少して、2016年度には24.7十億ルピーであった。当行の実効税率は、2015年度の29.4%から下降し、2016年度には20.3%となった。これは主に、株式投資の売却による利益にかかる税率の引下げ及び2016年度に租税目的で譲渡益に対して調整された繰越資本損失の相殺に起因する。

生命保険子会社に対しては、2015年度の0.01十億ルピーと比較して、2016年度には課税総額は1.9十億ルピーとなった。2015年度における税金費用の減少は、主として2015年度の利益に対して租税目的で完全に調整された、過年度の繰越取引損失に係る税制優遇措置に起因するものである。総合保険子会社の所得税費用は、2015年度の1.6十億ルピーから、2016年度には2.0十億ルピーに増加した。2015年度における税金費用の減少は、主として2015年度の利益に対して租税目的で完全に調整された、過年度の繰越取引損失に係る税制優遇措置に起因するものである。

(i) 財政状態**(1) 資産**

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））
3月31日現在

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
現金及び現金同等物	476,372	650,359	1,105,610	36.5
投資(1)	2,743,108	2,860,441	4,862,750	4.3
貸付金（引当金控除後）	4,384,901	4,937,291	8,393,395	12.6
固定資産	58,712	87,135	148,130	48.4
その他の資産(1)	597,699	652,336	1,108,971	9.1
総資産	8,260,792	9,187,562	15,618,855	11.2

- (1) インド準備銀行の2015年7月16日付通知書に従い、280.7十億ルピー（2015年3月31日現在は284.5十億ルピー）の農業インフラ開発基金及びその他の関連預金への投資は、その他の資産の下位項目であるの農業インフラ開発基金の項目に再分類された。

当行の総資産は、2015年度末現在の8,260.8十億ルピーから11.2%増加し、2016年度末現在は9,187.6十億ルピーとなった。これは主として、貸付金純額、現金及び現金同等物並びに投資の増加に起因する。貸付金純額は、2015年度末現在の4,384.9十億ルピーから12.6%増加し、2016年度末現在は4,937.3十億ルピーとなった。投資は、2015年度末現在の2,743.1十億ルピーから4.3%増加し、2016年度末現在は2,860.4十億ルピーとなった。現金及び現金同等物は、2015年度末現在の476.4十億ルピーから36.5%増加し、2016年度末現在は650.4十億ルピーとなった。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金（短期通知でのコールマネーを含む。）残高を含む。現金及び現金同等物は、2015年度末現在の476.4十億ルピーから2016年度末現在には650.4十億ルピーに増加した。かかる増加は、主として短期通知でのコールマネー、インド国外の銀行における預け金残高及びインド準備銀行における預け金残高の増加に起因するものであった。

投資

投資総額は、2015年度末現在の2,743.1十億ルピーから4.3%増加して2016年度末現在には2,860.4十億ルピーとなった。ICICIバンクの投資は、2015年度末現在の1,581.3十億ルピーから増加して2016年度末現在には1,604.1十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資、コマーシャル・ペーパー及びパススルー証券への投資が増加したことに起因するが、社債及びディベンチャーに対する投資の減少により一部相殺された。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2015年度末現在の984.3十億ルピーから2016年度末現在では1,023.3十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資は、2015年度末現在の747.8十億ルピーから2016年度末現在には753.0十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、取引量の増加を受けて2015年度末現在の236.5十億ルピーから2016年度末現在には270.3十億ルピーに増加した。これは主として国債、株式及び預金証券への投資が増加したことに起因するが、社債及びディベンチャーに対する投資の減少により一部相殺された。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの投資は、2015年度末現在の98.2十億ルピーから2016年度末現在は112.8十億ルピーに増加した。これは主として取引量の増加を受けて国債及び株式に対する投資が増加したことに起因する。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの投資は、2015年度末現在の129.0十億ルピーから2016年度には139.0十億ルピーに増加した。これは主として国債への投資が増加したことに起因する。

当行のインド国債への投資総額は、2015年度末の1,334.2十億ルピーと比較して2016年度末には1,436.8十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの投資は、主として社債への投資が増加したことに起因して、2015年度末の31.1十億ルピーから58.3%増加し、2016年度末には49.3十億ルピーとなった。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2015年度末現在の29.2十億ルピーから5.2%増加し、2016年度末現在には30.7十億ルピーとなった。

2016年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は7.9十億ルピーであった。これに対して、2015年度末現在は、8.4十億ルピーであった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(v) 投資銀行業務―財務」も参照のこと。

貸付金

貸付金純額は、2015年度末現在の4,384.9十億ルピーから12.6%増加し、2016年度末現在は4,937.3十億ルピーとなった。これは主として、個人向け貸付金が増加したことに起因する。

当行の貸付金純額は、2015年度末現在の3,875.2十億ルピーから12.3%増加して、2016年度末現在には4,325.6十億ルピーとなった。ICICIバンクの個人向け貸付金純額は、2015年度末現在の1,644.4十億ルピーから23.3%増加して2016年度末現在には2,027.9十億ルピーとなった。これは主として住宅ローン及び自動車ローンのポートフォリオが増加したことに起因する。ICICIバンクの海外支店の貸付金純額は、米ドルベースで2015年度末現在の15.1十億米ドルから6.0%減少し、2016年度末現在は14.2十億米ドルとなった。しかしながら、ルピーベースでのICICIバンクの海外支店の貸付金純額は、主に米ドルに対するルピー安の影響により、2015年度末現在の941.2十億ルピーからわずかに減少し、2016年度末現在は938.1十億ルピーとなった。ICICIホーム・ファイナンスの貸付金純額は、主に個人向け貸付が増加したことにより、2015年度末現在の76.2十億ルピーから13.3%増加し、2016年度末現在は86.3十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの貸付金は、2015年度末現在の189.7十億ルピーから2016年度には209.1十億ルピーまで増加した。この増加は、主として法人向け貸付の残高が増加したことに起因するが、外貨建転換社債のポートフォリオが満期到来により減少したことにより一部相殺された。

ICICIバンク・カナダの貸付金は、2015年度末現在の254.2十億ルピーから2016年度には295.5十億ルピーに増加した。これは主として証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオが増加したことに起因する。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2015年度末現在の58.7十億ルピーから48.4%増加し、2016年度末現在には87.1十億ルピーとなった。2016年度中、当行は建物に関して再評価を行い、結果として28.2十億ルピーの評価益となった。その他の資産は、2015年度末現在の597.7十億ルピーから増加し、2016年度末現在には652.3十億ルピーとなった。これは主として、繰延税金資産及び抵当権実行を目的として取得した非銀資産の増加に起因するが、外国為替取引及びデリバティブ取引に係る時価及び受取債権の減少により一部相殺された。2016年度中、ICICIバンクは特定の借入人との負債性資産スワップ取引に関する抵当権実行により17.2十億ルピーの固定資産を取得した。

(ii) 負債及び株主資本

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
預金	3,859,552	4,510,774	7,668,316	16.9
借入金(1)	2,112,520	2,203,777	3,746,421	4.3
その他の負債(2)	1,416,616	1,498,348	2,547,192	5.8
少数株主持分	25,058	33,556	57,045	33.9
負債合計	7,413,746	8,246,455	14,018,974	11.2
普通株式資本	11,597	11,632	19,774	0.3
準備金及び剰余金(3)	835,449	929,475	1,580,108	11.3
負債合計 (資本及び準備金を含む。)	8,260,792	9,187,562	15,618,855	11.2

- (1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。
- (2) 2016年度において、予定配当金（配当税を含む。）32.9十億ルピー（2015年度については32.7十億ルピー）を含む。
- (3) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。

当行の負債合計（資本及び準備金を含む。）は、2015年度末現在の8,260.8十億ルピーから11.2%増加し、2016年度末現在は9,187.6十億ルピーとなった。これは主として、預金及び借入金の増加によるものであった。

預金

預金は、2015年度末現在の3,859.6十億ルピーから16.9%増加し、2016年度末現在は4,510.8十億ルピーとなった。ICICIバンクの預金は、2015年度末現在の3,615.6十億ルピーから16.6%増加し、2016年度末現在は4,214.3十億ルピーとなった。ICICIバンクの定期預金は、2015年度末現在の1,971.8十億ルピーから15.8%増加し、2016年度末現在は2,283.3十億ルピーとなった。ICICIバンクの当座預金及び普通預金は、2015年度末現在の1,643.8十億ルピーから2016年度末現在の1,931.0十億ルピーに増加した。普通預金は2015年度末現在の1,148.6十億ルピーから16.9%増加し、2016年度末現在は1,342.3十億ルピーとなり、当座預金は2015年度末現在の495.2十億ルピーから18.9%増加し、2016年度末現在は588.7十億ルピーとなった。海外支店における預金は、米ドルベースで2015年度末現在の1.8十億米ドルから5.6%減少し、2016年度末現在は1.7十億米ドルとなり、ルピーベースでは2015年度末現在の112.5十億ルピーから2.2%減少し、2016年度末現在は110.0十億ルピーとなった。

ICICIバンク・カナダの預金は、2015年度末現在の109.3十億ルピーから増加し、2016年度末現在は140.0十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が2015年度末現在の78.9十億ルピーから増加し、2016年度末現在は101.9十億ルピーとなったこと、また当座預金が2015年度末現在の4.6十億ルピーから2016年度末現在は7.2十億ルピーに増加したことに起因する。

ICICIバンクUKの預金は、主に普通預金及び当座預金の増加により、2015年度末現在の142.8十億ルピーから増加し、2016年度末現在は163.4十億ルピーとなったが、定期預金の減少により一部相殺された。

当行の定期預金総額は、2015年度末現在の2,133.9十億ルピーから増加し、2016年度末現在は2,462.8十億ルピーとなり、普通預金は、2015年度末現在の1,221.1十億ルピーから増加し、2016年度末現在は1,444.6十億ルピーとなった。2016年度末現在の預金は、当行の資金源泉（すなわち、預金並びに劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む借入金）の67.2%を占めている。「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(c) 資金調達」も参照のこと。

借入金

借入金（償還可能非累積的優先株式及び劣後債を含む。）は、2015年度末現在の2,112.5十億ルピーから4.3%増加し、2016年度末現在は2,203.8十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入は、2015年度末現在の1,724.2十億ルピーから1.4%増加し、2016年度末現在には1,748.1十億ルピーとなった。これは主として、外貨建債券の借入、借換のための借入、外貨建定期マネー借入が増加したことにより一部相殺された。米ドル準備銀行からの流動性調整枠に基づく借入が減少したことにより一部相殺された。米ドルベースでの海外支店の借入は、2015年度末現在の15.3十億米ドルから減少して、2016年度末現在には14.7十億米ドルとなった。しかし、2015年度末現在の1米ドル当たり62.50ルピーから2016年度末現在1米ドル当たり66.26ルピーのルピー安となったことから、ルピーベースでの海外支店の借入は2015年度末現在の954.0十億ルピーから2.3%増加し、2016年度末現在には976.4十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの借入は、主に銀行間借入、債券による借入金及びシンジケートローンによる借入金の増加により、2015年度末現在の71.5十億ルピーから2016年度末現在には98.7十億ルピーまで増加したが、レポ借入の減少により一部相殺された。

ICICIバンク・カナダの借入は、主として担保付住宅ローンの証券化の増加により、2015年度末現在の133.8十億ルピーから2016年度末現在では153.8十億ルピーに増加した。

ICICIバンク・ホーム・ファイナンス・カンパニー（ICICI Bank Home Finance Company）借入は、主として無担保債券による借入金の増加により、2015年度末現在の64.1十億ルピーから2016年度末現在では74.5十億ルピーに増加した。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(c) 資金調達」も参照のこと。

その他の負債

その他の負債は主として、当行の保険子会社に関連する有効な保険に基づく負債及び配当税を含む予定配当金で構成されている。その他の負債は、2015年度末現在の1,416.6十億ルピーから5.8%増加し、2016年度末現在は1,498.3十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業の有効な保険における負債が、2015年度末現在の936.2十億ルピーから34.3十億ルピー増加して2016年度末現在には970.5十億ルピーに増加したこと及び36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金の設定によるものであったが、外国為替取引及びデリバティブ取引に係る時価及び支払債券の減少により一部相殺された。

その他の負債には、2016年度において予定配当金（配当税を含む。）32.9十億ルピー（2015年度については32.7十億ルピー）が含まれる。インドにおいて、1会計年度に対して宣言される配当は、通常、翌年度に支払われている。当行は、2015年度の配当につき1普通株式当たり5.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2016年度に支払われた。当行は、2016年度の配当につき1普通株式当たり5.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2017年度に支払われた。

普通株式資本及び準備金

株主資本は、2015年度末現在の847.0十億ルピーから増加し、2016年度末現在は941.1十億ルピーとなった。これは主として、利益から振り替えた準備金の年間価値の増加及び固定資産における再評価積立金の設定に起因するが、当行が提案した2016年度の配当金により、一部相殺された。「連結財務書類―附属明細書―附属明細書18―財務諸表の一部を構成する注記―15.実行済金利貸付に対する引当金」も参照のこと。

(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較

(a) 概要

当行の純利益は、2015年度において10.9%増加し、2014年度の110.4十億ルピーから122.5十億ルピーとなった。これは、主として純利息収入が14.6%増加し、非利息収入が17.2%増加したことによるものであるが、非利息費用の14.2%の増加及び引当金（納税引当金を除く。）の56.4%の増加により一部相殺された。

純利息収入は、2014年度の197.7十億ルピーから14.6%増加し、2015年度には226.5十億ルピーとなった。この増加は、有利子資産平均額の10.6%の増加及び純金利差益率の11ベースポイントの上昇に起因する。

引当金及び偶発債務（納税引当金を除く。）は、2014年度の29.0十億ルピーから56.4%増加して2015年度には45.4十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及び条件緩和資産に対する引当金が増加したこと並びに投資引当金が増加したことにより起因する。不良資産及び条件緩和資産に対する引当金は、主として不良資産（条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付を含む。）に対する追加額の増加により増加した。

非利息収入は、主として保険料及びその他保険事業による営業収益、財務関連業務の収益並びに手数料、為替及び取引手数料が増加したことにより、2014年度の300.8十億ルピーから17.2%増加して2015年度には352.5十億ルピーとなったが、土地、建物及びその他の資産の売却利益が減少したことにより一部相殺された。当行の保険事業に関連する収益は、2014年度の193.3十億ルピーから増加して2015年度には220.8十億ルピーとなったが、これは主として当行の生命保険事業の収益が増加したことにより起因する。財務関連業務の収益は、主として国債及びその他の固定利付債券のポジションに係る利益、当行の株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入並びに海外営業に関連する正味為替差益の増加により、2014年度の31.4十億ルピーから増加して2015年度には46.7十億ルピーとなったが、有価証券受領証に係る利益の減少により一部相殺された。手数料、為替及び取引手数料は、2014年度の73.2十億ルピーから増加して2015年度には83.9十億ルピーとなった。これは主として取引銀行手数料及びコマーシャル・バンキング関連手数料の増加によるものであったが、貸付関連手数料の減少により一部相殺された。ICICIセキュリティーズの手数料収入は、主に取引手数料及び第三者商品の販売手数料の増加により増加した。さらに、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドによるミューチュアル・ファンドの運用に係る平均運用資産及び利鞘は増加した。

非利息費用は、2014年度の306.7十億ルピーから14.2%増加して2015年度には350.2十億ルピーとなったが、これは主として保険事業に関連する費用、従業員に対する支払額及び引当金並びにその他の管理費の増加によるものである。保険事業に関連する費用は、主に契約高の増加にけん引されて当行の保険事業に関する費用が増加したことにより、2014年度の162.4十億ルピーから2015年度には191.6十億ルピーまで増加した。雇用経費は、2014年度の59.7十億ルピーから2015年度には65.7十億ルピーまで増加した。これは主として給与の年次増加及び昇給並びに国債の利回りに連動する割引率の引下げにより退職金債務に対する引当金要件が増加したことによる。

法人部門は2015年度においても引続き厳しい状況にあった。長引く不況と比較的緩やかな回復の結果、不良債権及び条件緩和貸付に対する追加額が継続的に増加し、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付が増加した。「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」も参照のこと。不良資産純額は、2014年度末現在の44.6十億ルピーから73.1%増加して2015年度末現在には77.2十億ルピーとなったが、これは条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付が増加したことにより起因する。条件緩和資産純額は、2014年度末現在の122.2十億ルピーから2015年度末現在には121.3十億ルピーまでわずかに減少した。これは主として、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより条件緩和正常先貸付が不良債権として分類されたことに起因するが、2015年度に新たに条件緩和された貸付金（過年度に条件緩和された借入人に対する貸付金の増加を含む。）により一部相殺された。

貸付金は、主として国内の個人向け貸付及び法人向け貸付が増加したことにより起因して、2014年度末現在の3,873.4十億ルピーから13.2%増加して2015年度末現在には4,384.9十億ルピーとなった。預金は、主として普通預金及び当座預金並びに定期預金の増加により2014年度末現在の3,595.1十億ルピーから7.4%増加して2015年度末現在には3,859.6十億ルピーとなった。当行は、当年度においても引続きインドにおける支店網の拡大を行った。インドにおけるICICIバンクの支店のネットワークは、2014年度末現在の3,753ヶ所から2015年度末現在には4,050ヶ所に増加した。ICICIバンクはさらにATM網を増加させ、2014年度末現在の11,315機から2015年度末現在には12,451機とした。

インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2015年度末現在のICICIバンクの非連結ベースでの自己資本比率には、12.8%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、12.8%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び17.0%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。インド準備銀行のバーゼルⅢのガイドラインに従った、2015年度末現在の当行の連結ベースでの自己資本比率には、12.8%の普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率、12.9%のTier 1 リスク・ベース資本比率及び17.2%の総リスク・ベース資本比率が含まれている。

(b) 純利息収入

以下の表は、表示された期間中における純利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/2014年 増減(%)
受取利息(1)	494,792	549,640	934,388	11.1
支払利息	(297,106)	(323,182)	(549,409)	8.8
純利息収入	197,686	226,458	384,979	14.6

(1) 非課税所得については、課税がなされたものとしての再計算は行われていない。

純利息収入は、2014年度の197.7十億ルピーから14.6%増加して2015年度には226.5十億ルピーとなったが、これは、有利子資産の平均額が10.6%増加したこと及び純金利差益率が2014年度の3.44%から11ベースポイント増加して2015年度には3.55%となったことに起因する。

(i) 純金利差益率

純金利差益率は、2014年度の3.44%から11ベースポイント増加して2015年度は3.55%となった。ルピー建ポートフォリオにおける純金利差益率は23ベースポイント増加した。

ルピー建ポートフォリオに係る利回りは、2014年度の9.95%から2ベースポイント増加して2015年度は9.97%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ルピー建貸付金の利回りは、2014年度の12.19%から2015年度には12.09%に低下した。ルピー建投資に係る利回りは、2014年度における8.04%から2015年度には7.98%に低下した。その他の有利子資産に係る利回りは、2014年度における3.76%から2015年度には3.75%にわずかに低下した。しかしながら、ルピー建ポートフォリオに係る全体の利回りは、主にポートフォリオにおける貸付金の割合が増加したことにより上昇した。
- ルピー建貸付金の利回りは、主に金利の緩和及び借入需要の減少により、利回りの低い担保付の個人向けポートフォリオが増加し、低金利での企業向け貸付が増加したことによって、2014年度の12.19%から2015年度には12.09%に低下した。インド準備銀行がレポレートをもとに2015年1月15日と2015年3月4日の2段階で8.00%から7.50%まで50ベースポイント引き下げたことを受けて、当行はその基準金利を2015年4月10日より9.75%まで25ベースポイント引き下げ、さらに2015年6月26日から9.70%まで5ベースポイント引き下げた。この基準金利の引下げ及び追加の引下げによる影響は、2016年度の貸付に係る利回りに反映される予定である。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(e) 貸付ポートフォリオ－(vii) 貸付の条件決定」も参照のこと。
- ルピー建有利子投資に係る利回りは、2014年度における8.04%から2015年度には7.98%に低下したが、これは主として法定流動性比率投資を除く投資に係る利回りが低下したことに起因する。法定流動性比率投資を除く投資に係る利回りは、主としてパススルー証書並びに債券及びディベンチャーの利回りの低下により低下した。この低下は、主に満期保有区分における高利回りの中期有価証券の購入、2015年度におけるより短期の低利回りの有価証券の満期到来／売却及び2014年度と比較してより高い利回りの変動利付債券に係る利札の再設定により、法定流動性比率投資の利回りが上昇したことによって一部相殺された。2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に従って、農業インフラ開発基金及びその他関連預金への投資は、投資からその他の資産に再分類された。したがって、比較期間の数値も再分類された。

- ・ その他のルピー建有利子資産に係る利回りは、主としてより利回りの高い銀行預金が満期となったことにより、2014年度の3.76%から2015年度には3.75%までわずかに低下したが、農業インフラ開発基金及びその他関連預金の利回りの上昇により一部相殺された。
- ・ 所得税還付に係る受取利息は、2014年度における2.0十億ルピーから2015年度には2.8十億ルピーに増加した。かかる収益の受領、金額及び時期は、税務当局による決定の内容及び時期に左右されるため、一貫しておらず、また予測することもできない。

ルピー建ポートフォリオに係る資金調達コストは、2014年度の7.34%から18ベシスポイント減少して2015年度には7.16%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ルピー建預金コストは、2014年度の6.40%から2015年度には6.34%に減少した。これは主として当座預金及び普通預金の平均額の増加並びにルピー建定期預金コストの減少によるものである。当座預金及び普通預金の平均額のルピー建預金総額に占める割合は、2014年度の41.9%から2015年度には42.6%まで増加した。ルピー建定期預金コストは、2014年度の8.78%から2015年度には8.75%に減少した。2015年度において、当行は2014年11月28日より、選択満期による定期預金の金利を引き下げた。かかる引下げの全面的な影響は、2016年度の預金コストにおいて反映される予定である。
- ・ ルピー建借入コストは、2014年度の11.02%から2015年度には10.50%まで減少した。

当行の外貨建ポートフォリオに係る利回りは、2014年度の4.41%から7ベシスポイント下落して2015年度には4.34%となったが、これは主として以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンク・カナダにおける資産に係る利回りは低下したが、これは主としてより利回りの高い国債の売却／満期到来、高利回りの貸付の繰上返済／返済及び利回りの低い証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオの増加に起因する。
- ・ ICICIバンクの海外支店の資産に係る利回りは、主として貸付金に係る利回りが低下したことにより、2014年度に対して2015年度には低下した。貸付金に係る利回りは、主として既存の貸付金の借換え／繰上返済並びに2015年度における低金利での貸付の増加に起因して低下した。

これは、主として投資に係る利回りの低下により一部が相殺されたものの貸付金に係る利回りが上昇したことから、ICICIバンクUKにおける利回りが上昇したことによって一部相殺された。

外貨建ポートフォリオの資金調達コストは、2014年度の3.16%から25ベシスポイント増加し、2015年度には3.41%となったが、これは以下の要因によるものであった。

- ・ ICICIバンクの外貨資金の資金調達コストは、主として定期預金のコストが増加したことにより増加した。定期預金のコストは、2014年度に集められた外貨建非居住者向け（銀行）預金の全面的な影響により、2015年度において増加した。2014年度と比較して、2015年度には借入コストがわずかに増加した。

上記の増加は、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの資金調達コストが減少したことにより一部相殺された。

- ・ ICICIバンク・カナダの資金調達コストは、預金コスト及び借入コストの減少により減少した。預金コストは、2015年度において高コストの定期預金が満期となったことにより減少した。借入コストは、2015年度の借入金総額において、証券化された担保付住宅ローンの借入金に基づく低コストの借入金の割合が高くなったことにより減少した。
- ・ ICICIバンクUKの資金調達コストは減少したが、これは預金コスト及び借入コストが減少したことにより増加した。預金コストは、高コストの個人向け定期預金が満期となり、企業向け定期預金及びより低い金利での定期預金が増加したことにより減少した。借入コストは、2015年度において高コストの借入金の返済並びに低コストの翌日物の借入及び定期借入が行われたことにより減少した。

(ii) 有利子資産

有利子資産平均額は、2014年度の5,830.6十億ルピーから10.6%増加して2015年度には6,449.2十億ルピーとなった。有利子資産の増加は、主として貸付平均額が460.0十億ルピー増加したこと及び有利子投資平均額が92.2十億ルピー増加したことに起因する。

貸付平均額は、2014年度の3,589.3十億ルピーから12.8%増加して2015年度には4,049.3十億ルピーとなった。ルピー建貸付平均額は、主として個人向け貸付が増加したことにより、2014年度の2,306.4十億ルピーから2015年度には2,655.8十億ルピーに増加した。外貨建貸付平均額は、2014年度の1,282.8十億ルピーから2015年度には1,393.5十億ルピーまで増加した。これは主として、ルピーの対米ドル相場下落の影響、ICICIバンク・カナダの担保付住宅ローンのポートフォリオの増加及びICICIバンクUKの法人向け貸付の増加に起因する。

有利子投資平均額は、2014年度の1,731.1十億ルピーから5.3%増加して2015年度には1,823.3十億ルピーとなった。ルピー建投資平均額は、2014年度の1,633.3十億ルピーから2015年度には1,746.9十億ルピーまで増加したが、これは主として、インド国債に対する投資額が、2014年度の1,145.1十億ルピーから8.1%増加して2015年度には1,238.1十億ルピーとなったことに起因する。インド国債以外の有利子投資には、社債及びディベンチャー、預金証書、コマーシャル・ペーパー、パススルー証券並びに流動性の高いミューチュアル・ファンドに対する投資が含まれる。インド国債以外のルピー建て投資平均額は、2014年度の488.2十億ルピーから2015年度には508.8十億ルピーまで増加した。2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に従って、農業インフラ開発基金及びその他関連預金への投資は、投資からその他資産に再分類された。したがって、比較期間の数値も再分類された。預金証書並びに社債及びディベンチャーの減少により一部相殺された。外貨建投資平均額は、2014年度の97.7十億ルピーから2015年度には76.5十億ルピーまで減少したが、これは主として、2014年度において社債が「投資」区分から「貸付」区分に区分変更されたことによってICICIバンク・カナダの投資平均額が減少したことに起因する。

(iii) 有利子負債

有利子負債平均額は、預金平均額が363.7十億ルピー及び借入平均額が85.7十億ルピー増加したことにより、2014年度の4,996.4十億ルピーから9.0%増加して2015年度には5,445.8十億ルピーとなった。定期預金平均額は、2014年度の1,934.3十億ルピーから2015年度には2,155.2十億ルピーに増加した。当座預金及び普通預金の平均額は、2014年度の1,241.5十億ルピーから2015年度には1,384.3十億ルピーに増加した。借入平均額は、債券借入及び借換のための借入の増加により、2014年度の1,820.6十億ルピーから2015年度には1,906.3十億ルピーに増加したが、レポ借入を含むコール借入の減少により一部相殺された。ルピーベースでのICICIバンクの海外借入は主としてルピーの対米ドル相場下落の影響により増加した。

ICICIバンクUKの預金平均額は、主として定期預金平均額及び普通預金平均額が増加したことにより増加した。ICICIバンクUKの借入平均額は、シンジケート・ローン及びレポ借入の返済により減少したが、銀行間借入及び債券借入の増加により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入平均額は、主として証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことによって増加した。しかしながら、ICICIバンク・カナダの預金平均額は、普通預金平均額及び定期預金平均額の減少により減少した。ICICIバンク・カナダは、借入金の証券化を通じてその住宅ローン・ポートフォリオの資金調達を行っている。ICICIバンク・カナダの住宅ローン以外のローン・ポートフォリオは、ローンの満期到来により減少し、これにより2015年度における預金による資金調達の要求が減少した。その結果、ICICIバンク・カナダの預金は、2014年度末と比較して2015年度末には減少した。

「－4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(g) 当行の銀行業務及び取引業務は、特に金利リスクの影響を受けやすく、金利のボラティリティは、当行の純金利差益率、固定利付ポートフォリオの評価、財務活動による収益、貸付ポートフォリオの価値及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

(c) 非利息収入

以下の表は、表示された期間中における非利息収入の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/2014年 増減(%)
手数料、為替及び取引手数料	73,241	83,939	142,696	14.6
財務関連業務の収益／(損失) (正味) (1)	31,378	46,694	79,380	48.8
土地、建物及びその他の資産の売却 利益／(損失) (正味)	1,352	34	58	(97.5)
保険料及びその他保険事業による営業 収益	193,319	220,771	375,311	14.2
雑収益	1,556	1,085	1,845	(30.3)
非利息収入合計	300,846	352,523	599,289	17.2

(1) 投資の売却／再評価及び為替取引に係る利益／(損失)を含む。

非利息収入は、主として当行の保険事業に関する収益、手数料、為替及び取引手数料収入、財務関連業務の収益／(損失)並びにその他の雑収益が含まれる。非利息収入に関するこの分析は、前述した世界及びインド経済の変化の状況、金融市場活動、競争環境、顧客活動水準並びに当行の戦略の背景と照らし合わせて読まれるべきである。

非利息収入は、2014年度の300.8十億ルピーから17.2%増加し、2015年度には352.5十億ルピーとなった。これは主として、保険料及びその他保険事業による営業収益、財務関連業務の収益並びに手数料、為替及び取引手数料の収益が増加したことによる。

(i) 手数料、為替及び取引手数料

手数料、為替及び取引手数料収入には、主に当行の銀行事業からの手数料、並びに当行の証券仲買子会社、資産管理子会社及びベンチャー・キャピタル・ファンド運用子会社における手数料及び取引手数料収入が含まれる。当行の銀行事業からの手数料収入の主な内訳は、貸付金処理手数料、取引銀行手数料及びストラクチャリング手数料等の法人顧客からの手数料並びに貸付金処理手数料、クレジットカード手数料及び個人向け預金口座に係るサービス手数料等の個人顧客からの手数料である。

手数料、為替及び取引手数料収入は、2014年度の73.2十億ルピーから14.6%増加し、2015年度には83.9十億ルピーとなった。ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、2014年度の63.1十億ルピーから2015年度には69.8十億ルピーに増加した。さらに、当行の証券仲介業子会社の取引手数料及び当行の資産管理子会社の管理手数料も増加した。

ICICIバンクの手数料、為替及び取引手数料収入は、主として、クレジットカード手数料、その他の取引銀行手数料及びコマーシャル・バンキング手数料の増加により増加したが、貸付関連手数料の減少により一部相殺された。

当行の証券仲介業子会社の取引手数料及び第三者商品の販売手数料は、主として取引高の増加及び資本市場活動の増加により増加した。さらに、主として運用中の資産平均額が増加し、エクイティ・ミューチュアル・ファンドに有利に働く構成の変更により手数料が増加し、ミューチュアル・ファンドのスキームに係る利鞘が増加したことにより、当行の資産管理子会社における管理手数料は増加した。

(ii) 財務関連業務の収益／損失（正味）

財務関連業務からの収益／損失には、投資の売却利益並びに固定利付債券、普通株式及び優先株式ポートフォリオ、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ・ファンドのユニット、ミューチュアル・ファンドのユニット並びに資産再構築会社により発行された有価証券受領証における未実現利益／（損失）の変動による投資の再評価が含まれる。さらに、外国為替取引（顧客とのあらゆる外国為替取引並びにオプション及びスワップを含むデリバティブ取引により構成される。）からの利益が含まれる。財務関連業務の収益は、2014年度の31.4十億ルピーから48.8%増加して、2015年度には46.7十億ルピーとなった。2015年度における財務関連業務の収益の増加は、主として国債及びその他の固定利付債券のポジションに係る利益の増加、株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入並びに海外営業に関連する正味為替差益の増加に起因するが、有価証券受領証に係る利益の減少により一部相殺された。

当行の国債ポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジションに係る利益は、2014年度における5.9十億ルピーから2015年度は16.1十億ルピーに増加した。これは、主として2015年度において利回りが低下したことに起因する。10年物インド国債の利回りは、2014年度末の8.80%から2015年度末には7.74%まで低下した。

当行の株式ポートフォリオに係る利益は、主として2015年度に株式市場が回復したことから、2015年度に株式ポートフォリオに係る実現利益／時価評価損失の戻入が増加したことにより、2014年度における2.2十億ルピーから2015年度には3.3十億ルピーまで増加した。

2015年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は、8.4十億ルピーであった。有価証券受領証に係る実現／未実現利益は、2014年度における2.0十億ルピーから減少し、2015年度には0.9十億ルピーとなった。

顧客との取引を含む外国為替取引及び顧客とのデリバティブ取引に係る利鞘からの利益は、2014年度の16.3十億ルピーから2015年度には18.5十億ルピーに増加した。これには、2014年度における2.2十億ルピーから2015年度には6.4十億ルピーまで増加した、海外営業に関する為替差益純額が含まれる。為替差益は、海外支店からの利益剰余金の本国送還により生じた。上記の利益は、2014年度に経験した大幅なボラティリティ（これは結果的に2014年度における外国為替市場の取引高の増加をもたらした。）に対して、2015年度にはルピーが安定していたことに照らして、外国為替取引及びデリバティブ取引からの収益が減少したことにより一部相殺された。

(iii) 保険事業に関する収益

当行の保険事業に関する収益は、2014年度の193.3十億ルピーから増加して2015年度は220.8十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業に関する収益が2014年度における145.5十億ルピーから2015年度において172.8十億ルピーに増加したことによる。当行の総合保険事業からの収益は、2014年度における47.8十億ルピーから2015年度において48.0十億ルピーまでわずかに増加した。当行の保険事業からの収益は、正味保険料収入、報酬及び手数料収入、解約手数料並びに保険の担保権実行に係る収益を含んでいる。

当行の生命保険子会社からの正味保険料収入は、2014年度における122.7十億ルピーから2015年度には151.5十億ルピーまで増加した。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入（出再保険料控除後の総額）は、2014年度の124.3十億ルピーから23.2%増加して2015年度には153.1十億ルピーとなった。これは主として、個人向けの新規保険料が増加したことによる。個人向けの新規保険料は、2014年度の35.9十億ルピーから37.3%増加して2015年度には49.3十億ルピーとなった。個人向けの継続保険料は、2014年度の81.0十億ルピーから18.1%増加して、2015年度には95.7十億ルピーとなった。当グループの保険料は、2014年度の7.4十億ルピーから8.1%増加して2015年度には8.0十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社の報酬及びその他の生命保険関連収益は、2014年度の22.8十億ルピーから2015年度は21.3十億ルピーに減少した。これは主として解約手数料、保険の担保権実行に係る収益及び保険証券発行手数料が減少したことによる。

当行の総合保険子会社の正味保険料収入は、2014年度の42.2十億ルピーから2015年度には41.0十億ルピーに減少した。これは主として、天候保険事業及び健康保険事業の低迷に起因する。2015年度において、市場における価格競争が厳しかったために、当行の総合保険子会社は、グループ保険及び団体健康保険の事業を縮小し、天候保険事業に対する慎重なアプローチを採用した。

当行の総合保険子会社の手数料収入は、2014年度の5.6十億ルピーから2015年度には7.0十億ルピーまで増加した。これは主として個人向け健康保険事業における出再保険に係る手数料の増加に起因するものである。

(iv) 雑収益

雑収益は、2014年度の1.6十億ルピーから2015年度には1.1十億ルピーに減少した。

(d) 非利息費用

以下の表は、表示された期間中における非利息費用の主要な構成項目を示したものである。

	(単位：百万（%の数値を除く。））			
	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
従業員に関する支払額 及び引当金	59,688	65,683	111,661	10.0
当行の不動産に 関する減価償却	6,876	7,632	12,974	11.0
監査報酬及び費用	210	222	377	5.7
リース資産に関する 減価償却	317	351	597	10.7
保険事業に関する 費用	162,367	191,640	325,788	18.0
その他の管理費	77,206	84,700	143,990	9.7
非利息費用合計	306,664	350,228	595,388	14.2

非利息費用は、主として当行の保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費を含む。営業費用は、2015年度において、2014年度の306.7十億ルピーに対して、350.2十億ルピーに増加した。これは主として、保険事業に関する費用、従業員に関する支払額及び引当金並びにその他の管理費の増加によるものである。

(i) 従業員に関する支払額及び引当金

雇用経費は、2014年度の59.7十億ルピーから2015年度には65.7十億ルピーまで10.0%増加した。当行の従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2014年度末現在の94,204名から減少し、2015年度末現在には90,486名となった。

ICICIバンクの雇用経費は、2014年度の42.2十億ルピーから12.6%増加し、2015年度には47.5十億ルピーとなった。雇用経費の増加は、主として、年次増加及び昇給並びに国債の利回りに連動する割引率の引下げにより退職金債務に対する引当金要件が増加したことによる。年金関連費用は、2014年度の1.6十億ルピーから2015年度には3.6十億ルピーに増加した。

ICICIバンクの従業員数（セールス・エグゼクティブ、契約社員及びインターンを含む。）は、2014年度末現在の72,226名から2015年度末現在には67,857名に減少した。この従業員数の減少は、当行が生産力を重視したことを反映しており、主に従業員の自然減に対して十分な交代要員を据えなかったことによる。当行の従業員数は、過年度において大幅に増加していた。当行は、2016年度には従業員数が増加すると予想している。

ICICIセキュリティーズ・リミテッドの雇用経費は、2014年度における3.3十億ルピーから21.2%増加して、2015年度には4.0十億ルピーとなったが、これは主として年次増加及び業績連動賞与に対する引当金によるものである。ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2014年度の3.2十億ルピーから6.3%増加し、2015年度には3.4十億ルピーとなった。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの雇用経費は、2014年度の7.2十億ルピーから4.2%減少し、2015年度には6.9十億ルピーとなった。

(ii) 減価償却

当行の不動産に関する減価償却は、減価償却率の高い固定資産の増加により2014年度の6.9十億ルピーから増加し、2015年度には7.6十億ルピーとなった。リース資産に関する減価償却は、2014年度の0.3十億ルピーから2015年度には0.4十億ルピーに増加した。

(iii) その他の管理費

その他の管理費には、主として賃借料、税金及び照明費、広告宣伝費、保守修繕費、直接販売代理店費用並びにその他の費用が含まれる。その他の管理費は、2014年度の77.2十億ルピーから9.7%増加し、2015年度には84.7十億ルピーとなったが、かかる増加は、主としてICICIバンク、当行の資産管理子会社及び当行の総合保険子会社の費用の増加によるものである。ICICIバンクのその他の管理費は、2014年度の55.1十億ルピーから2015年度には60.8十億ルピーまで増加したが、これは主として当行の支店及びATM網の増加並びに個人向け事業件数の増加に起因する。インドにおけるICICIバンクの支店の数は、2014年度末現在の3,753店から2015年度末現在には4,050店に増加した。またICICIバンクは、ATM網を2014年度末現在の11,315機から2015年度末現在には12,451機に増加させた。当行の資産管理子会社の販売費は、特にエクイティ・ミューチュアル・ファンドの事業の成長を反映して、2014年度と比べて2015年度において増加した。さらに、当行の総合保険子会社の広告費及びその他の事業支援費用は、2014年度と比べて2015年度に増加した。

(iv) 保険事業に関する費用

当行の保険事業に関する費用には、支払保険金及び支払給付金、支払手数料並びに責任準備金（当行の生命保険事業に関連したユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）が含まれる。かかる保険事業に関する費用は、2014年度の162.4十億ルピーから18.0%増加して、2015年度には191.6十億ルピーとなった。

当行の生命保険子会社に関する費用は、2014年度の123.5十億ルピーから2015年度には154.6十億ルピーまで増加した。責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）に関する費用は、2014年度の110.3十億ルピーから2015年度には143.3十億ルピーまで増加した。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2014年度の13.2十億ルピーから2015年度には11.3十億ルピーまで減少した。

2015年度において、生命保険事業の責任準備金（ユニットリンク保険契約に係る保険料の投資可能部分を含む。）は、2014年度の110.3十億ルピーから増加し、2015年度には143.3十億ルピーとなったが、これは主として、当行のユニットリンク保険事業における契約高が増加したことによるものであった。当行の生命保険事業に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資金に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料の金額を表す。支払保険金及び支払給付金並びに支払手数料は、2014年度の13.2十億ルピーから減少し、2015年度には11.3十億ルピーとなった。かかる減少は主として、グループの事業に伴う解約支払保険金の減少及び従来型商品からリンク商品へと商品構成が変更されたことにより支払手数料が減少したことにより起因する。インドにおける保険会社の会計基準に従って、当行は、顧客獲得費用を償却せず、発生時に費用として計上する。

当行の総合保険子会社に関する費用は、2015年度において、2014年度の38.9十億ルピーから37.0十億ルピーに減少した。支払保険金及び支払給付金は、2014年度の36.2十億ルピーから2015年度には34.4十億ルピーに減少したが、これは主として航空保険事業、健康保険事業及び天候保険事業の損失率の低下並びに低リスクプールに対する引当金の減少に起因する。支払手数料は、2014年度の2.7十億ルピーから2015年度において2.6十億ルピーにわずかに減少した。

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(viii) 保険」を参照のこと。

(e) 引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）

以下の表は、表示された期間における引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）の構成を示したものである。

	(単位：百万（%の数値を除く。））			
	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/2014年 増減(%)
投資に関する引当金（正味）	1,629	4,129	7,019	153.5
不良資産及びその他の資産に対する引当金	24,818	36,307	61,722	46.3
正常先資産に対する引当金	1,592	3,928	6,678	146.7
その他	964	999	1,698	3.6
引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）総額	29,003	45,363	77,117	56.4

ICICIバンクは通常、正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対する引当金を、インド準備銀行が定める利率で設定している。破綻先資産及び破綻懸念先資産の無担保の部分については、インド準備銀行のガイドラインにより定められる範囲内で、引当金の繰入／戻入がなされる。海外支店の貸付については、インド準備銀行の規制又は受入国の規制に従い、いずれか多い方の額で引当金が設定される。インド準備銀行により定められた引当金の最低レベルに従い、個人向け貸付の不良債権に対する引当金は、借入人の水準で当行の引当方針に基づき設定される。個人向け貸付についてICICIバンクが保有する特別引当金は、規制上の最低要件よりも多い。貸付条件が緩和／再調整された貸付に対する引当金が、銀行による貸付の条件緩和に係るインド準備銀行のガイドラインに従って設定された。不良資産に係る特定の引当金に加えて、ICICIバンクは正常貸付金に対する一般引当金を、インド準備銀行が定める利率で保持している。海外支店の正常貸付金については、貸付実施国の規制要件及びインド準備銀行の要件よりも多い額の一般引当金が設定されている。「第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類」も参照のこと。

引当金及び偶発債務（租税引当金を除く。）は、2014年度の29.0十億ルピーから56.4%増加し、2015年度には45.4十億ルピーとなった。これは主として、不良資産及び条件緩和資産に対する引当金が増加したこと及び投資に対する引当金が増加したことに起因する。不良資産及び条件緩和資産に対する引当金は2014年度の24.8十億ルピーから2015年度には36.3十億ルピーまで増加したが、これは主として商業ローンに対する引当金が増加したことに起因する。2012年度まで、当行の法人向け貸付ポートフォリオは、インドにおける経済状況の改善を受けて、大幅に増加した。インドの法人部門による投資は、とりわけインフラ部門において、当期中に急増した。インドの銀行部門は、当行を含めて、当期中に法人セグメントにおける貸付機会を追求した。インド経済はその後厳しい状況に陥り、その成長は緩やかになった。2012年度から2014年度の間に、金利は高いインフレ率に応じた金融政策の引締めを受けて上昇した。インド・ルピーの対米ドル相場は、世界的な経済の低迷及びインドの主要な対外部門のパラメーターの悪化を受けて急落した。インド政府の財政状態は悪化した。法人部門では販売の減少及び利益の増加が見られ、また運転資金サイクルの延長と債権の増加も認められた。法人部門の投資活動は、行政上の手続に対する懸念並びに土地及び天然資源の利用権を取り巻く問題により減少した。例えば、火力発電所及びガス発電所の燃料の入手可能性に対する懸念がある。成長に関する懸念を受けて、企業は株式資本市場へのアクセスは困難であると考え、一部の企業及び部門のレバレッジ水準は増加した。2015年度には、主要なマクロ経済の動向に改善が見られた。経済成長が高まり、インフレが緩やかになったことから、インド準備銀行は、レポレート50ベースポイント引き下げた。当年度中に経常赤字は減少し、為替は安定を維持した。2014年5月に選挙により強力な為政権を得た安定した政権が成立したことにより、市場の地合いが改善した。しかしながら、法人部門は引き続き厳しい状況に直面している。政府は、法人部門における事業環境を強化することに重点を置いて、当年度中にいくつかの改革を発表した。しかしながら、これらの方策は中期的な成果のみを示すであろうと予測されている。

法人部門が引き続き困難に陥っていることにより、当行を含むインドの銀行の不良債権（過年度に条件緩和された貸付からの不良債権を含む。）及び条件緩和貸付は2015年度において全体的に増加した。引当金の超過額の戻入後の商業ローンに対する引当金は、2014年度の19.9十億ルピーから2015年度には36.3十億ルピーに増加した。この増加は主として、法人セグメント及び中小企業セグメントにおける不良債権（借入人が期待どおりに履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付を含む。）に対する追加額が増加したことに起因する。

消費者ローンの不良債権に対する引当金（引当金の超過額の戻入の差引後）は、2014年度の2.5十億ルピーの引当金純額から減少し、2015年度には0.2十億ルピーの引当金の戻入が行われた。

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類―(iv) 不良資産」も参照のこと。

インド準備銀行のガイドラインに従い算出された2015年度末現在における当行の引当率（不良貸付に占める特別引当金の比率）は、58.6%であった。

投資引当金は、2014年度の1.6十億ルピーから2015年度には4.1十億ルピーに増加したが、これは主として普通株式及び優先株式に対する特定の投資に係る引当金が増加したことによる。

主としてインド準備銀行のガイドラインに基づきヘッジされていない外貨建てエクスポージャーを有するICICIバンクの借入人に対する一般引当金が追加されたことにより、正常先資産に対する一般引当金は、2014年度の1.6十億ルピーから2015年度には3.9十億ルピーまで増加した。ICICIバンクUKは、2014年度に一般引当金の戻入を行ったのに対して、2015年度には一般引当金を設定した。これは、ICICIバンク・カナダの一般引当金の戻入が2014年度と比べて2015年度に増加したことにより一部相殺された。当行は、2014年度末現在の21.4十億ルピーに対して、2015年度末現在には25.5十億ルピーの一般引当金累積額を保有した。

引当金（正常資産に対する一般引当金を含む。）の顧客資産総額に対する比率は、2014年度末現在の2.5%に対し、2015年度末現在は2.9%であった。

(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金

当行は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー及び当行の海外銀行子会社の場合を除き、インド準備銀行のガイドラインに従って、当行の資産（当行の海外支店の資産を含む。）を優良であるか不良であるかに分類している。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーについては、貸付及びその他の与信枠をその規制機関である国立住宅銀行のガイドラインに従って分類している。当行の海外銀行子会社によって行われた貸付は、貸付の最初の認識後に生じた1つ又は複数の事由の結果として減損が生じた（損失事由）具体的な証拠があり、かつかかる損失事由が確実に予測することが可能な貸付の将来における予測キャッシュ・フローに影響を与える場合に限り、不良債権として分類される。インド準備銀行のガイドラインの下、ターム・ローンに関しては、利息又は元本が支払期日から90日を超えて未払いである場合、かかる資産は不良資産として分類される。当座貸越又は当座貸しに関しては、口座の残高が90日間連続して決済不能である場合、また、手形に関しては、かかる勘定の期限から90日を超えて未払いである場合、資産は不良資産として分類される。さらに不良資産は、インド準備銀行により定められた基準に基づき、要管理先資産、破綻懸念先資産及び破綻先資産にも分類される。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(f) 貸付分類」も参照のこと。

当行の不良資産は、貸付のほかに信用代替商品を含み、これらは資金拠出された信用エクスポージャーである。銀行による財務情報の開示に関する規則に従い、当行の財務書類において、当行は、不良債権のみについて報告している。

以下の表は、表示された日付における条件緩和貸付に関するロールフォワード及び平均残高の情報を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))
3月31日現在

	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/ 2014年 増減(%)
期首残高(条件緩和貸付総額)	67,307	133,448	226,862	98.3
追加：当年度中に条件緩和された貸付	69,372	38,965	66,241	(43.8)
追加：過去の条件緩和貸付／借入人の貸付残高の増加	7,096	11,207	19,052	57.9
控除：当年度中に正常先資産区分に格上げされた貸付	(876)	(2,149)	(3,653)	145.4
控除：当年度中に不良債権区分に格下げされた貸付	(7,284)	(45,115)	(76,696)	519.4
控除：当年度中の返済額	(2,167)	(5,569)	(9,467)	157.0
条件緩和貸付総額	133,448	130,787	222,338	(2.0)
条件緩和貸付に対する引当金	(11,235)	(9,458)	(16,079)	(15.8)
条件緩和貸付純額	122,213	121,329	206,259	(0.7)
条件緩和貸付純額の平均残高(1)	85,603	124,816	212,187	45.8
顧客資産総額	4,615,808	5,149,278	8,753,773	11.6
顧客資産純額	4,523,471	5,026,019	8,544,232	11.1
条件緩和貸付総額の顧客資産総額に対する比率	2.9%	2.5%		
条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率	2.7%	2.4%		

- (1) 平均残高とは、前年度の3月末現在並びに当年度の6月末、9月末、12月末及び3月末現在における四半期の平均貸付残高である。
- (2) 2013年度に有効になったインド準備銀行のガイドラインに基づき、条件緩和貸付には、いずれかの貸付の条件が緩和された借入人に対するすべての貸付が含まれている。

法人部門は2015年度においても引続き厳しい状況にあった。長引く不況と比較的緩やかな回復の結果、不良債権及び条件緩和貸付に対する追加額が継続的に増加し、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付が増加した。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iv) 不良資産－条件緩和貸付」も参照のこと。

2015年度において、2014年度の76.5十億ルピーに対して50.2十億ルピーの貸付（過年度に条件緩和された借入人に対する貸付の増加分を含む。）が条件緩和された。2015年度中に、2回目の条件緩和が行われた借入人勘定はなかった。条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付は、2014年度の7.3十億ルピーから2015年度には45.1十億ルピーまで増加した。2015年度において、当行は2014年度における0.9十億ルピーに対して、総額2.1十億ルピーの貸付残高を有する特定の借入人勘定を支払実績に基づき格上げした。これに従い、条件緩和貸付総額は、2014年度末現在の133.4十億ルピーから2.0%減少して2015年度末には130.8十億ルピーとなった。これに対して、条件緩和貸付純額は、2014年度末現在の122.2十億ルピーから0.7%減少して2015年度末には121.3十億ルピーとなった。条件緩和貸付純額の顧客資産純額に対する比率は、2014年度末現在の2.7%に対して、2015年度末現在は2.4%であった。2015年度末現在、条件緩和貸付（実行済金利に対する引当金を含む。）の公正価値の減少額は、2014年度末現在の11.2十億ルピーに対して、9.5十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された日付における不良資産に関する一定の情報を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

3月31日現在

	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(％)
期首残高(不良資産総額)	107,165	122,994	209,090	14.8
追加：当年度中における新規不良資産	53,600	90,945	154,607	69.7
控除：当期中に格上げされた貸付	(4,369)	(5,925)	(10,073)	35.6
控除：改善(格上げされた口座による改善を除く。)	(11,249)	(14,966)	(25,442)	33.0
控除：償却	(22,153)	(19,178)	(32,603)	(13.4)
不良資産総額(1)	122,994	173,870	295,579	41.4
不良資産に関する引当金(1)	(78,366)	(96,655)	(164,314)	23.3
不良資産純額(1)	44,628	77,215	131,266	73.0
顧客資産総額	4,615,808	5,149,278	8,753,773	11.6
顧客資産純額	4,523,471	5,026,019	8,544,232	11.1
不良資産総額の顧客資産総額に対する比率	2.7%	3.4%		
不良資産純額の顧客資産純額に対する比率	1.0%	1.5%		

(1) 各子会社の規制当局により発行されたガイドラインに従って不良債権又は減損貸付と認められたものを含む。

2015年度における長引く不況と比較的緩やかな回復の結果、不良債権及び条件緩和貸付に対する追加額が継続的に増加し、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付が増加した。「―第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」を参照のこと。不良資産総額の増加分は、2014年度の53.6十億ルピーから増加し、2015年度には90.9十億ルピーとなった。この増加は主として、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付が、2014年度における7.3十億ルピーから2015年度には45.1十億ルピーまで増加したことに起因する。2015年度において、当行は5.9十億ルピーの不良資産の格上げを行い、15.0十億ルピーの不良資産に対する回収を行った。2015年度において、2014年度における22.2十億ルピーに対して、19.2十億ルピーの貸付金が償却された。その結果、不良資産総額は、2014年度末現在の123.0十億ルピーから増加し、2015年度末現在には173.9十億ルピーとなった。

商業ローンの不良債権総額の増加分は、2014年度の40.8十億ルピーから2015年度には77.9十億ルピーまで増加した。これは、条件緩和債務の条件に従い借入人が履行できなかったことにより不良債権として分類された条件緩和正常先貸付を含めて、法人向け貸付及び中小企業向け貸付のポートフォリオにおける不良債権に対する追加額が増加したことに起因する。消費者ローンの不良債権総額の増加分は、2014年度における12.8十億ルピーから、2015年度には13.0十億ルピーまでわずかに増加した。「―第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iv) 不良資産」も参照のこと。

2015年度に、当行は帳簿価額総額(引当金控除後)3.3十億ルピーの14の商業融資を資産再構築会社に売却した。2014年度には、当行は帳簿価額総額(引当金控除後)1.5十億ルピーの2つの商業融資を資産再構築会社に売却した。「―第2-3 事業の内容-(2) 事業-(f) 貸付分類-(iv) 不良資産-不良資産対策」も参照のこと。

不良資産純額の顧客資産純額に対する比率は、2014年度末現在の1.0%に対し、2015年度末現在は1.5%であった。

(g) 税金費用

所得税費用は、2014年度の46.1十億ルピーから17.1%増加し、2015年度には54.0十億ルピーとなった。これは税引前利益の増加及び実効税率の上昇に起因する。実効税率は、2014年度の28.3%に対して、2015年度においては29.4%まで上昇した。

当行の総合保険子会社の所得税費用は、2014年度の0.1十億ルピーから2015年度には1.6十億ルピーまで増加した。2014年度における税金費用の減少は、主として2014年度の利益に合わせて租税目的で調整された、過年度の繰越取引損失に係る税制優遇措置に起因するものである。インドGAAPの会計指針に従い、繰延税金は、過年度の繰越取引損失に対しては設定されず、その結果2014年度の当行の総合保険子会社のための実効税率は下落した。2015年度において、総合保険子会社は、繰越取引損失に係る優遇措置を受けなかったため、その結果税金費用は増加した。

(h) 財政状態**(i) 資産**

以下の表は、表示された期日における資産の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
現金及び現金同等物	482,582	476,372	809,832	(1.3)
投資(1)	2,427,901	2,743,108	4,663,284	13.0
貸付金（引当金控除後）	3,873,418	4,384,901	7,454,332	13.2
固定資産	55,068	58,712	99,810	6.6
その他の資産(1)	638,655	597,699	1,016,088	(6.4)
総資産	7,477,624	8,260,792	14,043,346	10.5

- (1) 2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に従って、284.5十億ルピー（2014年3月31日現在：248.2十億ルピー）の農業インフラ開発基金及びその他関連預金への投資が、「その他の資産」の中の「農業インフラ開発基金」の項目に再分類された。

当行の総資産は、2014年度末現在の7,477.6十億ルピーから10.5%増加し、2015年度末現在は8,260.8十億ルピーとなった。これは主として、貸付金純額及び投資の増加に起因するが、その他の資産の減少により一部相殺された。貸付金純額は、2014年度末現在の3,873.4十億ルピーから13.2%増加し、2015年度末現在は4,384.9十億ルピーとなった。投資は、2014年度末現在の2,427.9十億ルピーから13.0%増加し、2015年度末現在は2,743.1十億ルピーとなった。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金並びにインド準備銀行及びその他の銀行における預け金（短期通知でのコールマネーを含む。）残高を含む。現金及び現金同等物は、2014年度末現在の482.6十億ルピーから2015年度末現在には476.4十億ルピーに減少した。かかる減少は、主として短期通知でのコールマネーの減少に起因するものであったが、インド準備銀行における預け金残高及びインド国外の銀行における預け金残高の増加により一部相殺された。

投資

投資総額は、2014年度末現在の2,427.9十億ルピーから13.0%増加して2015年度末現在には2,743.1十億ルピーとなった。ICICIバンクの投資は、2014年度末現在の1,522.0十億ルピーから増加して2015年度末現在には1,581.3十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資及びコマーシャル・ペーパーへの投資が増加したことに起因する。これは、預金証書並びに社債及びディベンチャーに対する投資の減少により一部相殺された。ICICIバンクの国債への投資は、2014年度末現在における958.9十億ルピーから2015年度末現在には1,073.9十億ルピーまで増加した。2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に従って、農業インフラ開発基金及びその他関連預金への投資が、投資からその他の資産に再分類された。したがって、比較期間の数値も再分類された。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資は、2014年度末現在の790.9十億ルピーから2015年度末現在では984.3十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資は、2014年度末現在の603.1十億ルピーから2015年度末現在には747.8十億ルピーに増加した。関連負債を補う目的で保有する投資以外の投資は、2014年度末現在の187.8十億ルピーから2015年度末現在には236.5十億ルピーに増加した。これは主として国債、株式並びに社債及びディベンチャーへの投資が増加したことに起因するが、ミューチュアル・ファンド及び預金証書に対する投資の減少により一部相殺された。

ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの投資は、主として国債及び社債への投資が増加したことにより、2014年度末現在の90.9十億ルピーから2015年度末現在には129.0十億ルピーに増加した。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの投資は、2014年度末現在の87.5十億ルピーから2015年度末現在には98.2十億ルピーに増加した。これは主として株式及び国債に対する投資の増加によるものであるが、預金証書への投資の減少により一部相殺された。

当行のインド国債への投資総額は、2014年度末の1,147.5十億ルピーから2015年度末には1,334.2十億ルピーとなった。

ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2014年度末現在の28.0十億ルピーから4.3%増加し、2015年度末現在には29.2十億ルピーとなった。ICICIバンクUKの投資は、2014年度末の29.9十億ルピーから4.0%増加し、2015年度末には31.1十億ルピーとなった。

2015年度末現在、不良資産の売却に関連して資産再構築会社により発行された有価証券受領証に対する当行の純投資残高は8.4十億ルピーであった。これに対して、2014年度末現在は、8.8十億ルピーであった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(b) 当行の商品及びサービスの概要―(v) 投資銀行業務―財務」も参照のこと。

貸付金

貸付金純額は、2014年度末現在の3,873.4十億ルピーから13.2%増加し、2015年度末現在は4,384.9十億ルピーとなった。これは主として、個人向け貸付金及び法人向け貸付金が増加したことに起因する。

ICICIバンクの個人向け貸付金純額は、2014年度末現在の1,320.1十億ルピーから24.6%増加して2015年度末現在には1,644.4十億ルピーとなった。これは主として住宅ローン及び自動車ローンのポートフォリオが増加したことに起因する。ICICIバンクの海外支店の貸付金純額は、米ドルベースで2014年度末現在の15.0十億米ドルからわずかに増加し、2015年度末現在は15.1十億米ドルとなった。しかしながら、為替相場の変動により、ルピーベースでは、海外支店の貸付金純額は、2014年度末現在の897.0十億ルピーから4.9%増加し、2015年度末現在は941.2十億ルピーとなった。ルピーは、2014年度末現在の1米ドル当たり59.92ルピーから2015年度末現在には1米ドル当たり62.50ルピーのルピー安となった。ICICIホーム・ファイナンス・カンパニーの貸付金純額は、主に個人向け貸付が増加したことにより、2014年度末現在の65.6十億ルピーから16.1%増加し、2015年度末現在は76.2十億ルピーとなった。

ICICIバンクUKの貸付金は、2014年度末の166.2十億ルピーから2015年度末には189.7十億ルピーまで増加した。この増加は、主として法人向け貸付の残高が増加し、ルピーの対米ドル相場が下落したことに起因するが、外貨建転換社債のポートフォリオが満期到来により減少したことにより一部相殺された。

ICICIバンク・カナダの貸付金は、主としてカナダ・ドルの対ルピー相場が下落したことにより、2014年度末現在の260.3十億ルピーから2015年度末現在には254.2十億ルピーまで減少した。しかしながら、カナダ・ドルベースでは、ICICIバンク・カナダの貸付ポートフォリオは、2014年度末現在の4.8十億カナダ・ドルから2015年度末現在では5.2十億カナダ・ドルまで増加した。この増加は証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオが増加したことに起因するが、法人向け貸付のポートフォリオが減少したことにより一部相殺された。

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(e) 貸付ポートフォリオ」も参照のこと。

固定資産及びその他の資産

固定資産とは、建物、家具及び備品、リース資産並びにその他の固定資産である。固定資産は、2014年度末現在の55.1十億ルピーから6.6%増加し、2015年度末現在には58.7十億ルピーとなった。その他の資産は、2014年度末現在の638.7十億ルピーから6.4%減少し、2015年度末現在には597.7十億ルピーとなった。これは主として、外国為替取引及びデリバティブ取引に係る時価及び受取債権並びに未決済の取引債権が減少したことにより一部相殺された。農業インフラ開発基金及び行政指導に基づく貸付要件の不足分に代わるその他関連預金の増加により一部相殺された。農業インフラ開発基金及び行政指導に基づく貸付要件の不足分に代わるその他関連預金は、2014年度末現在の248.2十億ルピーから2015年度末現在には284.5十億ルピーまで増加した。

(ii) 負債及び株主資本

以下の表は、表示された期日における負債及び株主資本の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

3月31日現在

	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
預金	3,595,127	3,859,552	6,561,238	7.4
借入金(1)	1,835,421	2,112,520	3,591,284	15.1
その他の負債(2)	1,262,670	1,416,616	2,408,247	12.2
少数株主持分	20,108	25,058	42,599	24.6
負債合計	6,713,326	7,413,746	12,603,368	10.4
普通株式資本	11,550	11,597	19,715	0.4
準備金及び剰余金(3)	752,748	835,449	1,420,263	11.0
負債合計 (資本及び準備金を含む。)	7,477,624	8,260,792	14,043,346	10.5

- (1) 劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む。
- (2) 2015年度において、予定配当金（配当税を含む。）32.7十億ルピー（2014年度については29.6十億ルピー）を含む。
- (3) 未行使の従業員ストック・オプションを含む。

当行の負債合計（資本及び準備金を含む。）は、2014年度末現在の7,477.6十億ルピーから10.5%増加し、2015年度末現在は8,260.8十億ルピーとなった。これは主として、預金及び借入金の増加によるものであった。

預金

預金は、2014年度末現在の3,595.1十億ルピーから7.4%増加し、2015年度末現在は3,859.6十億ルピーとなった。ICICIバンクの預金は、2014年度末現在の3,319.1十億ルピーから2015年度末現在には3,615.6十億ルピーまで増加した。ICICIバンクの定期預金は、2014年度末現在の1,895.4十億ルピーから2015年度末現在には1,971.8十億ルピーまで増加した。普通預金は2014年度末現在の991.3十億ルピーから15.9%増加し、2015年度末現在には1,148.6十億ルピーとなり、当座預金は2014年度末現在の432.5十億ルピーから14.5%増加し、2015年度末現在には495.2十億ルピーとなった。ICICIバンクの当座預金及び普通預金は、2014年度末現在の1,423.8十億ルピーから2015年度末現在の1,643.8十億ルピーに増加した。海外支店における預金は、預金が満期を迎えたことにより、米ドルベースで2014年3月31日現在の2.6十億ドルから2015年3月31日現在には1.8十億ドルまで減少し、ルピーベースでは2014年度末現在の157.6十億ルピーから2015年度末現在では112.5十億ルピーまで28.6%減少した。当行は、海外支店において貸付の成長が鈍化し、過剰流動性が発生したことから、これらの預金の書換えを行わなかった。

ICICIバンク・カナダの預金は、2014年度末現在の132.1十億ルピーから減少し、2015年度末現在は109.3十億ルピーとなった。これは主として、定期預金が2014年度末現在の96.2十億ルピーから減少し、2015年度末現在には78.9十億ルピーとなったこと、また普通預金が2014年度末現在の31.8十億ルピーから2015年度末現在には25.9十億ルピーに減少したことにより起る。ICICIバンク・カナダは、借入金の証券化を通じてその住宅ローン・ポートフォリオの資金調達を行っている。ICICIバンク・カナダの法人向け貸付ポートフォリオは、貸付金が満期を迎えたことにより減少し、その結果2015年度においては預金の要求が減少した。結果的に、ICICIバンク・カナダの預金は、2014年度末に対して2015年度末には減少した。

ICICIバンクUKの預金は、主に普通預金及び定期預金の減少により、2014年度末現在の151.8十億ルピーから減少し、2015年度末現在は142.8十億ルピーとなった。

当行の定期預金総額は、2014年度末現在の2,073.2十億ルピーから増加し、2015年度末現在は2,133.9十億ルピーとなり、普通預金は、2014年度末現在の1,078.3十億ルピーから増加し、2015年度末現在は1,221.1十億ルピーとなった。2015年度末現在の預金総額は、当行の資金源泉（すなわち、預金並びに劣後債及び償還可能非累積的優先株式を含む借入金）の64.6%を占めている。「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(c) 資金調達」も参照のこと。

借入金

借入金（償還可能非累積的優先株式及び劣後債を含む。）は、2014年度末現在の1,835.4十億ルピーから15.1%増加し、2015年度末現在は2,112.5十億ルピーとなった。ICICIバンクの借入は、2014年度末現在の1,547.6十億ルピーから2015年度末現在には1,724.2十億ルピーまで増加した。これは主として、（インフラ計画及び低価格住宅への融資のための）長期債券を含む債券借入及び外貨建債券の借入、借換のための借入、定期借入並びにインド準備銀行からの流動性調整枠に基づく借入が増加したことにより起るが、コールマネーの借入及びコマーシャル・ペーパーによる借入が減少したことにより一部相殺された。海外借入の増加はまた、2015年度におけるルピー安も反映している。

さらに、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップの借入は、主にレポ借入及びインド準備銀行からの借入が増加したことにより、2014年度末現在の86.7十億ルピーから2015年度末現在には131.3十億ルピーまで増加した。ICICIバンク・カナダの借入は、主として証券化された住宅ローンに基づく借入が増加したことにより、2014年度末現在の113.3十億ルピーから2015年度末現在では133.8十億ルピーに増加した。ICICIバンクUKの借入は、2014年度末現在の72.2十億ルピーから2015年度末現在では71.5十億ルピーまでわずかに減少した。「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(c) 資金調達」も参照のこと。

その他の負債

その他の負債は主として、当行の保険子会社に関連する有効な保険に基づく負債及び配当税を含む予定配当金で構成されている。その他の負債は、2014年度末現在の1,262.7十億ルピーから12.2%増加し、2015年度末現在は1,416.6十億ルピーとなった。これは主として、当行の生命保険事業の有効な保険における負債が、2014年度末現在の749.3十億ルピーから2015年度末現在には936.2十億ルピーに増加したことによるものであった。有効な保険における負債の増加は、主として2015年度に市況が改善したことによる関連負債の増加に伴うものであった。

その他の負債には、2015年度において予定配当金（配当税を含む。）32.7十億ルピー（2014年度については29.6十億ルピー）が含まれる。インドにおいて、1会計年度に対して宣言される配当は、通常、翌年度に支払われている。当行は、2014年度の配当につき1普通株式当たり4.60ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2015年度に支払われた。当行は、2015年度の配当につき1普通株式当たり5.00ルピーとする旨宣言し、かかる配当は2016年度に支払われた。

普通株式資本及び準備金

株主資本は、2014年度末現在の764.3十億ルピーから増加し、2015年度末現在は847.0十億ルピーとなった。これは主として、利益から振り替えた準備金の年間価値の増加に起因するが、当行が提案した2015年度の配当金に伴い準備金が減少したこと、また2008年より前に条件緩和された貸付に関する実行済金利でのターム・ローンの貸付残高に対して、インド準備銀行の事前の承認を得た上で準備金により引当金が設定されたことにより、一部相殺された。2008年に、インド準備銀行は債務の条件緩和に関するガイドラインを発表し、これにより銀行は、短縮された返済スケジュールに基づき返済が行われる実行済金利でのターム・ローンにより資金調達された条件緩和貸付に係る受取利息について全額引当てを行うことが義務付けられた。ICICIバンクは、かかるガイドラインの発表後に条件緩和された勘定につき、実行済金利でのターム・ローンにより資金調達された受取利息に対して全額引当てを行っている。しかしながら、インド準備銀行は、2015年度において、2008年より前に条件緩和された貸付に関する実行済金利でのターム・ローンで、未だに返済されていないものに関して、同様の取扱いを要求した。この項目は過年度に関するものであるため、ICICIバンクはインド準備銀行の承認を得て、未返済の実行済金利でのターム・ローンについて、2015年度に9.3十億ルピーの準備金を借方計上することにより、その全額引当てを行った。「連結財務書類－附属明細書－附属明細書18－財務諸表の一部を構成する注記－15.実行済金利貸付に対する引当金」も参照のこと。

(6) オフバランスシート項目、契約債務及び偶発債務**(a) 外国為替及びデリバティブ契約**

当行は、顧客による外国為替リスク及び金利リスクの移転、緩和又は軽減を可能にし、当行の金利及び外国為替ポジションを管理するため、先物為替予約、オプション、スワップ及びその他のデリバティブ商品を用いている。これらの商品は、貸借対照表に計上される資産及び負債の特定グループに関する外国為替リスク及び金利リスクを管理するために利用される。

以下の表は、表示された期日における外国為替及び金利デリバティブ契約の想定元本額を示したものである。

	想定元本				貸借対照表上公正価値(1)			
	3月31日現在				3月31日現在			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
金利商品								
スワップ契約	3,476,714	4,361,764	4,825,926	8,204,074	14,544	15,838	19,289	32,791
その他	102,529	116,734	53,847	91,540	(38)	280	(449)	(763)
金利商品総額	3,579,243	4,478,498	4,879,773	8,295,614	14,506	16,118	18,840	32,028
外国為替商品								
先渡契約	2,839,616	3,035,674	3,770,911	6,410,549	2,417	(7,599)	1,534	2,608
スワップ契約	616,816	534,420	468,883	797,101	8,532	(340)	2,902	4,933
その他	450,440	535,252	462,022	785,437	(9,223)	(2,013)	(2,608)	(4,434)
外国為替商品総額	3,906,872	4,105,346	4,701,816	7,993,087	1,726	(9,951)	1,828	3,108

(1) 報告日におけるデリバティブ及び外国為替商品に対する値洗いの影響を示す。

2016年度末現在の金利商品の想定元本は、2015年度末現在には4,478.5十億ルピーであったのに対し、4,879.8十億ルピーに増加した。2016年度末現在の外国為替商品の想定元本は、2015年度末現在の4,105.3十億ルピーから、4,701.8十億ルピーに増加した。2016年度末現在の金利デリバティブの信用エクスポージャーは、2015年度末現在には76.9十億ルピーであったのに対し、79.4十億ルピーに増加した。2016年度末現在の外国為替デリバティブの信用エクスポージャーは、2015年度末現在には202.3十億ルピーであったのに対し、206.5十億ルピーに増加した。

金利スワップにおいては、通常、スワップの想定元本をはるかに下回るスワップの受取金利と支払金利との差額により生じる想定元本とキャッシュ・フローの交換を行わない。金利スワップ、通貨スワップ及び先物為替契約の大部分は、顧客又は銀行間取引の相手方に対する2方向の価格の提供を伴うマーケットメイキングのための契約である。これは、未済契約数の増加及びポートフォリオの想定元本総額の増加を引き起こす。例えば、顧客との取引が、これに対応する他の契約者との間の契約によりカバーされている場合、ポートフォリオの想定元本金額は2つの取引の合計となるが、市場リスク純額はゼロとなる。当行は、2016年度末現在及び2015年度末現在、投資済クレジット・デリバティブ商品及び未投資クレジット・デリバティブ商品を保有していなかった。

(b) 証券化

当行は、主に（通常は信託として構成される）特別目的事業体を含む証券化取引を通じて個人向け貸付金及び法人向け貸付金を証券化している。当行は、引続きサービシング代行業者として行為し、貸付金の証券化後も顧客関係を維持し、証券化信託に移管されたこれら一連の貸付金に関するサービシング業務を行う。証券化取引は、与信強化型と非与信強化型がある。2006年2月1日付で効力発生したインド準備銀行の正常先資産の証券化に関するガイドラインに従い、当行は、証券化による損失については売却時に計上し、証券化による利益／プレミアムについては資産の売却先の特別目的事業体により発行済の若しくは発行予定の有価証券の耐用年数にわたって償却している。2012年5月7日付で効力発生したインド準備銀行の正常先資産の証券化に関するガイドラインに従い、当行は、証券化による損失については売却時に計上し、証券化による利益／プレミアムについてはインド準備銀行のガイドラインにより規定される方法に基づく取引期間にわたって償却される。

当行は、発起人、流動性補完措置提供者、サービシング代行業者、与信強化提供者、保険引受人、優先支払人等を含む、異なる法的資格及び異なる約因での契約の下、活動している。

証券化取引における原資産からの超過金利スプレッドは、一般的に与信強化の提供に劣後する。超過金利スプレッドの対象の幅広さに加えて、当行は、別個の資格において、原資産の不履行によって生じ得るキャッシュ・フローの不足を緩和するための外部の与信強化枠を提供する。かかる枠には、第一位若しくは主要なレベルの保護であって、優先支払人の実質持分及び投資の度合いに応じた格付を獲得する第一位信用喪失に対する与信強化が含まれる。また、当行は、第一位に続くレベルの保護であって、キャッシュ・フローのさらなる不足から受益者を保護する第二位信用喪失に対する与信強化も提供する。当行は、当行が組成した証券化プールに係る与信強化（第一位信用喪失及び第二位信用喪失に対する与信強化）並びに第三者が組成したプールに提供される保証（第二位信用喪失に対する与信強化）を提供している。当行は、別個の資格において、流動性補完措置を提供するが、これは、特別目的事業体が直面する、原資産からのキャッシュ・フローの受領と投資家に対する支払いの間のタイミングの違いの円滑化を促進するものである。流動性補完措置については、原資産からの将来のキャッシュ・フローに関する申立てが優先される。これは、優先支払人の申立てよりも優先される。

当行が組成した証券化プールに関して、第一位信用喪失及び第二位信用喪失に対する与信強化は、保証の形式若しくは信託が運用する当座勘定における現金担保にて提供される。

当行が組成した証券化プールに関して、2016年度末現在の第一位信用喪失に対する与信強化残高総額は2.23十億ルピーであり、第二位信用喪失に対する与信強化残高総額は1.76十億ルピーであった。第三者に提供された第二位信用喪失に対する保証に関して、2016年度の残高は4.09十億ルピーであった。

当行のカナダ子会社は、国民住宅法の住宅ローン担保証券を発行し、また売出人としてカナダ担保付債券プログラムに参加するために、組成及び購入した（第三者が組成した）住宅ローンに関する証券化契約を締結した。国民住宅法の住宅ローン担保証券は、カナダ・モーゲージ・ハウジング・コーポレーション（Canada Mortgage and Housing Corporation）又は認可を受けた第三者の保険会社により付保された分割返済中の住宅ローンのプールにより担保されている。組成時において、組成された住宅ローンのすべては、住宅ローンの債務不履行による損失に対して当行子会社を補填するカナダの住宅ローンの3大保険会社のうちの1社により付保される。カナダ担保付債券は、保証付、半年毎の利付、期限一括償還の債券であり、カナダ住宅基金（Canada Housing Trust）として知られる特別目的基金により発行される。カナダ担保付債券プログラムに基づき要求されるとおり、当行のカナダ子会社は、発行体として、プールにおける住宅ローンに関する未払いの元利金の支払いを、主要な支払人及び名義書換代理人に毎月送金することを約束している。ICICIバンク・カナダは、スワップ契約によりヘッジされるカナダ担保付債券プログラムの前払いリスクを負う。2016年3月31日現在、かかる証券化及び付保された住宅ローンの残高は、2,967.6百万カナダドルであった。

(c) 貸付コミットメント

当行は、顧客に対する貸付及び融資を行うため、現在、未払い及び未引出しのコミットメント取引を締結している。これらの貸付コミットメント（非融資ベースの設備についての代替可能な融資ベースのコミットメントを含む。）総額は、2015年度末現在には1,240.8十億ルピーであったのに対し、2016年度末現在には1,498.9十億ルピーであった。これらのコミットメントの大部分についての利息は、貸付金支払日における一般的な貸出利率に左右される。貸付コミットメントはまた、特定の与信基準を維持する借入人の能力に依拠しており、満期日が指定されている。

(d) 資本コミットメント

当行は、多くの資本契約に基づく義務を負っている。資本契約は、締結された資本的性格の指示書である。資本プロジェクトに計上されるべき未履行の推定契約残高は、2015年度末現在には5.8十億ルピーであったのに対し、2016年度末現在には6.1十億ルピーに増加した。

(e) その他の契約上債務

以下の表は、2016年度末現在の一定の契約上債務を示したものである。

契約上債務	(単位：百万ルピー (%の数値を除く。))				
	期間別支払額				
	総額	1年未満	1－3年	3－5年	5年超
長期債務	1,599,458	300,155	418,326	479,599	401,378
定期預金	2,462,834	1,972,452	387,611	81,134	21,637
生命保険債務(1)	1,384,946	(43,405)	(142,106)	51,286	1,519,171
退職金債務(2)	14,868	1,575	3,006	3,092	7,195(3)
年金債務(2)	10,418	804	2,108	2,331	5,175(3)
オペレーティング・リース債務	2,235	471	357	838	569
保証(4)(5)					
金融保証	460,968	288,690	100,371	52,744	19,163
履行保証	630,784	354,470	194,122	66,511	15,681
総額	6,566,511	2,875,212	963,795	737,535	1,977,599

- (1) 表示された額は、生命保険契約に基づく割引前キャッシュ・フローの見積額を示している。表示されたキャッシュ・フローは、予測される給付支払（契約条件による受取保険料控除後）から構成される。給付支払に関連するキャッシュ・フローは、死亡率及び投資回収といった要素に係る仮定に基づいて予測される。上記の表に含まれるキャッシュ・フローは、当該負債が割引価値で開示され、費用等のその他の契約以外のキャッシュ・フローの引当金を含むため、貸借対照表において開示された2016年度末に発効した契約上の負債とは異なる。
- (2) 保険数理上の仮定に基づく。
- (3) 5年から10年までの流出見積額に基づく。
- (4) 数値は、債務の最大額を示している。
- (5) 契約上の満期に基づく。

(f) 長期債務

長期債務は、当初約定満期日までの期間が1年超の債務である。満期償還は、約定満期日又は保有者の選択により債務が償還可能となる日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の詳細については、当行の連結財務書類に対する注記3を参照のこと。

(g) 定期預金

定期預金は、固定満期の預金である。一般的に、預金者は、一定の解約手数料を条件として、満期前にいつでも定期預金を引き出すことができる。

(h) 生命保険債務

生命保険債務は、主として生命保険契約（ユニットリンク契約及び非ユニットリンク契約の両方を含む。）の債務を含む。

ユニットリンク生命保険契約は、保険契約者が選択した投資資産におけるユニット（すなわち株式）の純資産価値に応じて契約の解約払戻金変動する契約である。ユニット債務は、評価日現在の各契約のユニットの純資産価値に等しい。ユニットリンク保険契約の非ユニット債務及び非ユニットリンク生命保険契約の債務は、保険料総額法（利率、死亡率、費用及びインフレについて仮定する。）を用いて、計算される。参加型契約に係る仮定はまた、税務引当金及び株主への利益配分とともに、将来の賞与について行われる。これらの仮定は、不利な変動を考慮して、評価日現在の慎重な見積りとして決定される。

(i) 退職金債務

当行は、退職金（規定の最低勤続期間の後に退職又は辞職する全従業員を対象とする確定給付退職制度）を提供する。かかる制度は、当行での各従業員の給与及び勤続年数に基づき、退職又は定年時に、資格のある従業員に一時金を支払う。

退職金給付は、行内基金又はインド生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運用する個別の基金のいずれかを通じて、従業員に提供される。当行は、これらの基金に対する拠出を通じて退職金債務の弁済について責任を負う。

(j) 年金債務

当行は、年金（繰延退職制度一旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの一定の従業員を対象とする。）を提供する。かかる制度は、これらの従業員に対して、退職時に月次年金支払を提供する。かかる支払いは、各従業員の当行での勤続年数及び適用ある給与に基づき、生活調整費をも含む。旧マドラ銀行、サングリ・バンク又はバンク・オブ・ラジャスタンに以前勤務していた従業員の年金基金は行内基金で運用され、債務については保険数理評価により資金供給される。

一括保険契約に基づき、当行は、退職時に従業員のために、生命保険公社及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドから年金を購入する。これらの年金により、旧マドラ銀行、サングリ・バンク及びバンク・オブ・ラジャスタンの退職した従業員に、年金を支払う。

(k) オペレーティング・リース債務

当行には、主に不動産向けの長期オペレーティング・リースに基づくコミットメントがある。以下の表は、2016年度末現在における、解約不能リースの将来の最小のリース料契約の概略である。

年度別リース料契約	(単位：百万ルピー)
2017年	471
2018年	199
2019年	158
2020年	134
2021年	704
2022年以降	569
最小リース契約総額	2,235

(l) 保証

当行は、プロジェクト・ファイナンス及び商業銀行活動の一環として当行の顧客の事業要件を支援するために銀行保証を提供してきた。保証は、顧客がその金銭債務又は履行義務を果たすことができなかった場合に当行が支払うという取消不能の保証を表章している。金融保証とは、顧客が特定の金銭債務の支払いを怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。履行保証とは、顧客が金銭以外の契約上の債務の履行を怠った場合に第三者の受益者に対して支払いを行う義務をいう。一般的に10年を超えない期間にわたり保証がなされる。銀行保証に付随する信用リスク及び業務リスクは、その他の種類の融資を受けていないファシリティに関する信用リスク及び業務リスクに類似している。当行は、顧客に対して適切なデュー・ディリジェンスを実施した後、保証契約を締結する。当行は、一般に、これらのファシリティを年間ベースで査定している。顧客のリスク構造が許容不能な範囲まで悪化した場合、当行は保証の満期時にその更新をしないことを選択するか、又は当行のエクスポージャーを保護するために十分な追加担保を要求する可能性がある。保証額は、2015年度末現在の1,072.3十億ルピーから1.8%増加し、2016年度末現在では1,091.8十億ルピーとなった。

以下の表は、表示された期日における残存保証額を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	年度末現在				
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(％)
金融保証	532,814(1)	461,262	460,968	783,646	-
履行保証	554,784(1)	611,080	630,784	1,072,333	3.2
保証総額	1,087,598	1,072,342	1,091,752	1,855,978	1.8

- (1) 2014年度、インド準備銀行により発表されたガイドラインに基づいて、前払金保証は履行保証から金融保証に再分類された。

金融保証は、2016年度末現在、当行の保証エクスポージャーの約42％を占めていた。かかる金融保証のうち、約27％がリスク参加、シンジケーションを目的としてかつその他の貸付人に受益者として利益を与えるべく発行され、これにより、当行の顧客がその他の貸付人からの信用援助又は信用補完を利用することが可能となる。残りの金融保証は当行の顧客のその他の事業要件を支援するべく発行された（物品調達保証又は担保預金若しくは現金預金に代わる保証等）。履行保証は、2016年度末現在、当行の保証エクスポージャーの58％を占めていた。

実際に保証が必要な顧客の通常事業の例としては、以下のものが含まれる。すなわち、供給者から商品を調達するための契約であって、顧客が商品を受領時に支払いを怠った場合に供給者に対して保証が提供されるもの、事業計画の指し値の提示であって、顧客によって落札された場合に契約上の義務の履行を確保するために保証が提供されるもの、顧客によって顧客の取引先に提供される物品・サービスに対する前払金であって、顧客が物品・サービスを提供することをがでしなかつた場合に事前の払い戻しを顧客の取引先に保証するために保証が提供されるもの、保証金若しくは現金預金の代わりに提供される保証であって、そうでなければ顧客が証券取引所、商品取引所、規制当局その他の機関において保持することが要求されるもの、又は、入札若しくはその他の事業に関する契約に参加するために提供されるもの、貸付人のために保証が提供され、顧客の与信補強及び与信強化を貸付人から受領することを可能にするものであって、かかる貸付人に対して支払いの保証が提供されるものが含まれる。

当行の顧客による保証条件の不履行時、受益者は保証の下で権利を行使することがあり、当行は受益者に対して支払いをする義務がある。銀行及び金融機関の中には当行の金融保証の受益者である銀行及び金融機関がいくつか含まれるが、これにより顧客はこれらの銀行及び金融機関からの金融支援を受けることができる。当行の顧客がかかる融資に関して義務を怠った場合には、銀行及び金融機関は保証に基づく権利を行使し、当行は受益者に対して支払いを行う義務を負う。銀行及び金融機関に対して当行が支払い、かつ当行の顧客から回収できない金額は、利益の認識、資産分類及び債権に対する引当金の設定に関するインド準備銀行の健全性基準の対象となる。

当行はまた、他の融資を受けているファシリティを貸付金の形式で提供する顧客に対しても保証を提供している。不良債権及び条件緩和貸付に関連した当該保証の当行の残高は、2016年度末現在、それぞれ25.7十億ルピー及び37.0十億ルピーであった。当行の発行する融資は、関連する融資を再編する際に一方的に変更されたり修正されたりするものではない。保証は、特定の期間に特定の額に対して有効である。およそ満期日及び保証額に関して変更を加える際には、受益者及び保証人双方の合意が必要となる。

当行は、場合によっては、その保証による潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。保証により実現される損失を補填するために当行が利用可能な現金及び定期預金による証拠金は、2015年度末現在には68.5十億ルピーであったのに対し、2016年度末現在には78.7十億ルピーであった。その他の資産又は有価証券もまた、当行がこれらの保証による損失を補填するために利用可能である。

当行の関連機関は、2016年度末現在0.5百万ルピーに達する額を保証している。

以下の表は、2016年度末現在における保証に関する事業の復興を示したものである。

細目	(単位：百万ルピー)	
	履行保証	金融保証
2015年4月1日現在の期首残高	611,080	461,262
追加：当事業年度中に発行された金額	261,162	265,519
控除：当事業年度中に満了／解約により終了した金額	(235,834)	(255,847)
：当事業年度中に行使され支払われた金額	(5,624)	(9,966)
2016年度末現在の期末残高	630,784	460,968

(7) 資金源

当行では、事業におけるリスク、格付機関、株主及び投資家の期待値並びに資本調達のために可能な選択肢を考慮して、規制水準、現在及び将来の事業ニーズに応えるべく積極的に資本を管理している。その資本管理の枠組みは、金融グループ並びに取締役会及びリスク管理委員会の管理下にあるリスク管理委員会によって管理されている。自己資本の評価及び査定は取締役会及びリスク管理委員会に定期的に報告されている。

(a) 資金の規制

インド準備銀行は、バーゼルⅢの導入についてインド準備銀行が行った暫定的なアレンジに従い、2013年4月1日に効力が発生して適用され2019年3月31日まで段階的に実施される最終版のバーゼルⅢのガイドラインを発表した。バーゼルⅢは、資本の質・統一性・透明性の改善、リスク対象範囲の強化、補完的レバレッジ比率の導入、景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の減少、カウンターシクリカルバッファの促進、並びにシステムミックリスク及び相互関連性への取組みに関する、資本構成の計測について規定する。

2016年度末現在、ICICIバンクは、普通株等Tier1リスク・ベース最低資本比率を6.13%、Tier1リスク・ベース最低資本比率を7.63%、リスク・ベース最低自己資本比率合計を9.63%に維持するよう義務付けられている。第1の柱に関するインド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインに基づき、当行は信用リスクの査定に関する標準化されたアプローチ、市場リスクの査定に関する標準化されたデュレーション法及び業務リスクの査定に関する基本的指標アプローチに従う。当行は、リスク・ベース資本要件を計算するための高度な手法に移行するために、様々な計画を実施中である。

2016年3月、インド準備銀行は、普通株等Tier1資本の適格性を再評価積立金の45.0%を含めるまで拡大するガイドラインを発表したが、これは以前は、外貨換算準備金の75.0%とともに、Tier2資本に含めるのが適格としていた。同ガイドラインはさらに、バーゼル銀行監督委員会の基準に従って、タイミングの違いに起因する繰延税金資産（累積損失を除く。）を、銀行の普通株等Tier1資本の10.0%を上限として、Tier1資本に計上することを認めた。普通株等Tier1資本から控除されない繰延税金資産の額は、250%でリスク加重される。

さらに、国内のシステム上重要な銀行に対する2014年7月に発表された枠組みにより、インド準備銀行は、2015年8月31日、ICICIバンクを国内のシステム上重要な銀行のうちの1行であるとした。国内のシステム上重要な銀行に関する枠組みに規定される方法に基づき、ICICIバンクは、リスク加重資産の0.2%という追加的な普通株等Tier1要件を有するバケット1（最低のバケット）に分類されている。この追加的な要件は、2016年4月1日から段階的に適用され、2019年4月1日から全面的に有効となる。追加的な普通株等Tier1要件は、資本保全バッファに加えられる。2017年度の追加的な普通株等Tier1要件は、リスク加重資産の0.05%である。

(i) 非連結自己資本比率のポジション

以下の表は、インドGAAPに準拠し作成されたICICIバンクの非連結財務書類に基づき、インド準備銀行のバーゼルIIIに関するガイドラインに従って算出された、表示された期日における規制資本、リスク加重資産及びリスク・ベース資本比率を示したものである。

(単位：百万(%の数値を除く。))			
バーゼルIIIによるインド準備銀行のガイドライン			
	年度末現在		
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)
普通株等Tier 1 資本	696,610	789,594	1,342,310
Tier 1 資本	696,610	794,824	1,351,201
Tier 2 資本	230,828	215,127	365,716
資本合計	927,437	1,009,951	1,716,917
信用リスク (リスク加重資産)	4,741,559	5,263,179	8,947,404
市場リスク (リスク加重資産)	334,227	310,412	527,700
業務リスク (リスク加重資産)	373,172	497,535	845,810
リスク加重資産合計	5,448,958	6,071,126	10,320,914
普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率	12.8%	13.0%	
Tier 1 リスク・ベース資本比率	12.8%	13.1%	
Tier 2 リスク・ベース資本比率	4.2%	3.5%	
リスク・ベース資本比率合計	17.0%	16.6%	

2016年度中に、資本金（控除前）は2015年度末現在の927.4十億ルピーから82.5十億ルピー増加し、2016年度末現在には1,010.0十億ルピーとなった。これは主として、2016年度の利益剰余金を含めたこと、普通株等Tier 1 資本における25%の割引での外貨換算準備金及び55%の割引での再評価積立金の計上、Tier 1 資本からの全額控除に代わる250%での繰延税金資産のリスク加重、並びに主に海外銀行子会社からの資本の本国送還及び保険子会社の保有株式の売却による子会社への投資の控除の減少に起因するが、バーゼルIIIの適用除外の規則の適用による普通株式以外の資本の適格額の減少により一部相殺された。

信用リスクに関連するリスク加重資産は、2015年度末現在の4,741.6十億ルピーから2016年度末現在の5,263.2十億ルピーまで521.6十億ルピー増加した。これは主に、オンバランスシート資産のリスク加重資産の535.0十億ルピーの増加によるものだが、オフバランスシート資産のリスク加重資産の13.4十億ルピーの減少により一部相殺された。

市場リスクに関連するリスク加重資産は、2015年度末現在の334.2十億ルピーから2016年度末現在の310.4十億ルピーまで23.8十億ルピー減少した。これは主に、金利関連商品のポジションの減少によるものである。

2016年度末現在の業務リスクに関連するリスク加重資産は、497.5十億ルピーであった。業務リスクの資本費は、過去3会計年度の総収入の平均の15%に基づいて算出され、6月30日に1年ごとに改定される。リスク加重資産は、資本費に12.5を乗じた金額である。

(ii) 連結自己資本

規制資本計算の連結は、インド準備銀行によって発行された連結健全性報告書の水準に沿った、ICICIバンク及び子会社の連結財務書類に基づいている。規制資本計算の連結に関して考慮される事業体には、子会社、関連会社及び当行のジョイントベンチャーであって、インド準備銀行の報告書のガイドラインで述べられているとおり銀行及び金融的サービスの業務を遂行するものが含まれる。保険業務に従事する事業体及び金融サービスに関連しない事業体は、自己資本計算の連結からは除外される。バーゼルIIIに関するインド準備銀行の定めるガイドラインに基づき、非連結保険及び非金融子会社における株式及びその他規制資本投資は、グループの連結規制資本から控除される。

2016年度末現在、インド準備銀行の定めるバーゼルIIIに関するガイドラインに基づく当行の連結レベルのリスク・ベース資本比率合計は、現在の要件がそれぞれ、普通株等Tier 1 最低資本比率が6.13%、Tier 1 最低資本比率が7.63%、最低自己資本比率合計が9.63%であるのに対し、普通株等Tier 1 リスク・ベース資本比率が12.9%、Tier 1 リスク・ベース資本比率が13.1%、リスク・ベース自己資本比率合計が16.6%であった。

(b) 資本の内部査定

当行の資本管理枠組みは、当行が規制上の基準、現在及び将来の事業ニーズ並びにストレスに関する事態への対応を一定の計画対象期間にわたって満たすために、適切な資本レベルの決定に必要な自己資本充実度に関する年度ごとに遂行される包括的な内部評価プロセスを有している。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、銀行単独及び連結グループのレベルの双方において形成されている。自己資本充実度に関する内部評価プロセスは、4年間の計画対象期間中の資本計画、重要なリスクの特定及び査定並びにリスクと資本の間の関係を網羅するものである。

資本管理枠組みは、重大なリスクの包括的査定を含むリスク管理枠組みによって補完される。資本及びリスク管理枠組みの主要な側面であるストレス・テストは、リスクの特性及び資本基盤に対する、通常ではなく不測の事態の影響についての見識を提供する。当行の取締役会の承認を受けたストレス・テスト構造に基づき、当行は、当行の様々なポートフォリオについてストレス・テストを行い、現在及び将来の期間における当行の資本比率に対する影響及び当行の資本バッファの充実度を評価する。当行は、ストレスに関する事態が重要なリスクをとらえ、市況の結果生じ得る不測の市場の動向を反映するために定期的にストレス・テストを評価及び改良する。ICICIバンクの事業体の事業及び資本計画並びにストレス・テストの結果は、自己資本充実度に関する内部評価プロセスに統合される。

自己資本充実度に関する内部評価プロセスに基づいて、当行は維持されるべき資本レベルを以下の事項を統合的に考慮することによって決定する。

- ・ 戦略的焦点、事業計画及び成長目標
- ・ インド準備銀行のガイドラインに沿った規制上の資本の要求
- ・ 重大なリスクの査定及びストレス・テストの影響
- ・ 株主及び投資家の見解
- ・ 子会社への投資及びディスインベストメントに関する将来的な戦略
- ・ インド準備銀行によって時折認められる、資本を国内から国外へ調達する選択に関する評価

当行は進捗のさらなる監視を継続しており、現行の強固な自己資本比率及び明示された国内外の資金調達記録へのアクセス履歴をもって、引続き事業を成長させる一方で、法令により要求される資本の必要レベルを維持することが可能になると考える。

(8) 流動性リスク

流動性リスクは、期限の到来に際し、利用可能なキャッシュ・フローを通じて、又は資産の公正価値での売却を通じて、財務上の義務を果たすことができないことから生じた、現在及び将来のリスクである。これには、適切な満期時において資産ポートフォリオの資金調達価格が予想外に上昇するリスク及び時宜を得た合理的な価格でのポジションの清算ができないリスクが含まれている。

たとえ悪条件下であっても、すべての債務を予定どおりに返済し、債務を増加させること又は合理的な費用で迅速に資産を現金に交換することのいずれかによって十分な資金を調達することで、あらゆる投資機会における資金調達に応じることが流動性リスク管理の目的である。

当行の追加的な資金調達需要の多くは、主に銀行間預金を含む預金の形式で短期資金源を通じて賄われる。ただし、当行の大部分の資産（主に当行のコर्पोレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンス並びに貸付ポートフォリオ）が、中期性又は長期性のものであり、資金供給の不整合が生じる可能性がある。当行は、当行の顧客の借入需要に応えるとともに、当行の預金者及び債権者の要求に常に対処するため、当行の流動性ポジションを積極的に監視し、適切な流動性の維持に努めている。

当行は、最適な流動性管理を行うため、情報の連続的な伝達及び組織における資金調達部門と借入部門との間の活発的な情報交換を確立することを目指している。流動性管理は他の隔離したグループの責任下にある。当行は、インド準備銀行に対し国内業務に関するルピーのギャップ報告書を隔週に提出することが要求されている。インド準備銀行のガイドラインに従い、流動性ギャップ（マイナスの場合）は、1日、7日以内、14日以内及び30日以内に該当する時間区分では、それぞれ、累積アウトフローの5.0%、10.0%、15.0%及び20.0%を超えてはならない。当行は毎日、海外業務について満期ギャップ分析、国内業務についてルピー建ての帳簿を作成している。当行の静的ギャップ分析はさらに、負債による調達を担当する部署が短期資金ニーズに対する正しい評価を得られるよう、短期のキャッシュ・フローの動態分析によっても補完されている。さらに当行は、特定の流動性比率を隔週ベースで監視している。当行は、2015年1月1日から適用される流動性カバレッジ比率も監視している。当行は、危機管理計画を整えて有しており、かかる計画を通じて当行は潜在的な流動性の課題を示唆する重要な指標を監視し、これにより十分な流動性を確保するために必要な措置を講じることができる。

当行は、資金需要に柔軟に対応するため、多様な流動性の資金源を保持している。インドにおける資金は主に個人預金者及び法人預金者からの預金の受入れにより供給されている。預金は、短期銀行間市場での借入及び債券発行により増加させることができる。当行は、インド準備銀行から提供された短期の資金調達方法である流動性調整枠及び限界常設ファシリティを有している。当行は、一般的に流動性需要を満たすために即座に売却される優良流動性証券の多大なポートフォリオを保持している。当行はさらに、銀行間市場での短期ベースの借入により、流動性を管理することができる。銀行間市場において重要な翌日物市場は、不安定な金利の影響を受けやすい。これらの金利は時に、最高値100.0%以上に達したことがある。こうした不安定な資金調達への依存を抑えるために、当行の流動性管理政策は、かかる市場における借入及び貸付の1日当たりの基準を規定した。当行の1日当たりの借入はインド準備銀行による規定よりも保守的なものとなっている。ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップは、当行と同様に、資金調達の一部について、銀行間翌日物市場に依存しており、不安定な金利と同様のリスクにさらされている。

当行の総流動資産は、現金、当方勘定、翌日物その他の短期金融市場募集、国債及び短期国債（準備金要件に適格な投資（買戻契約による借入金純額の控除後）、流動性調整枠及び限界常設ファシリティを含む。）、社債（AA以上の格付のもの）並びにコマーシャル・ペーパー、預金証書及びミューチュアル・ファンド投資といったその他の短期金融投資から構成されている。当行は、流動資産純額を決定するために、これらの資産から当行の短期金融市場借入（28日以内に満期が到来する借入）を控除する。

当行は、インド準備銀行が課した法定準備金要件に従って要求される形の当行の要求払い預金及び定期預金の大部分を維持している。インド準備銀行は、インドの銀行に適用される現金準備率を規定しており、これにより、当行は、インド準備銀行に預託された現金残高としての要求払い預金及び定期預金の平均比率を14日間以上維持する義務がある。2016年度末現在、現金準備率要件の比率は4.00%であった。さらに、現金準備は、14日間の報告期間のいかなる日においても、要求される現金準備率の90%を下回ってはならない（2016年4月16日から）。

インド準備銀行はまた、インドの銀行に適用される法定流動性比率を規定しており、これにより、当行は、一定の規定された投資において要求払い預金及び定期預金の一定の比率を維持する義務がある。2016年度末現在、法定流動性比率は21.5%であった。法定流動性比率は、2017年度において四半期ごとに25ベース・ポイントずつ20.5%まで、漸進的に引き下げられる予定である。当行は、一般的に、法定流動性比率を超える法定流動性比率適格証券を保有している。法定流動性比率適格証券には、現金、金又は承認された無担保の証券が含まれる。

当行の様々な海外支店において、一定の準備金が、現地規制に従って維持されている。当行は、2016年度において、かかる現地の準備金要件を遵守していた。

2014年6月9日、インド準備銀行は、流動性カバレッジ比率、流動性リスク監視手段及び流動性カバレッジ比率開示基準を含む流動性基準に関するバーゼルIIIの枠組みについての最終ガイドラインを発表した。流動性カバレッジ比率は、30日間続く深刻なストレス・シナリオを乗り切るために適切な高水準の流動資産を確保することにより、潜在的な流動性危機からの銀行の短期的な回復を促進する。ガイドラインにより、流動性カバレッジ比率要件は、2015年1月1日より適用される。そして、その最低要件は2015年1月1日より60.0%で始まり（現在、最低要件は70.0%である。）、今後も段階的に均等に引き上げられ、2019年1月1日に100.0%に達する。当行は、インド準備銀行のガイドラインにより、2015年1月以降、流動性カバレッジ比率を毎月計算している。2016年3月31日に終了した3ヶ月間の月末の数値に基づく当グループの流動性カバレッジ比率は、89.5%であった。

当行は、法定流動性比率及び現金準備率要件の他に、流動資産を維持している。2016年度中、当行は、上記の規制要件により適正な準備金を維持していた。

以下の表は、当行の平均流動資産及び貸借対照表日現在の流動資産の構成項目を示したものである。

	2015年3月31日 現在（ルピー）	2016年度隔週 平均（ルピー）	(単位：十億) 2016年3月31日 現在（ルピー）
法定流動性比率適格投資証券及びその他の国債 (控除：買戻契約による借入金、流動性調整枠及び 担保付借入金)	952.0	1,032.8	1,091.17
中央銀行残高及びその他の銀行の当座勘定	310.0	222.8	299.83
その他流動資産	249.5	223.9	471.59
総流動資産	1,511.5	1,479.5	1,862.59
(控除：短期借入金)	-	1.5	-
流動資産純額	1,511.5	1,478.0	1,862.6

当行は、2015年度末現在の1,511.5十億ルピーに対し、2016年度末現在には合計1,862.6十億ルピーの流動資産純額を保有していた。2016年度において、当行は、1,478.0十億ルピーの隔週平均流動資産純額を保有していた。上記の流動資産純額に含まれる額に加えて、2016年度末現在、当行はまた、2015年度末現在の72.9十億ルピーに対し、合計42.7十億ルピーのその他の固定利付非国債証券を保有していた。

現地規制に従って、いくつかの当行海外支店は、他のグループ事業体と「正味借入」状態を維持することが義務付けられている。すなわち、かかる海外支店は、一定の金額について正味借入人になることができる。したがって、かかる「正味借入」要件を超過して維持される流動性は、他のグループ事業体においてのみ利用することができる。2016年度末現在、かかる当行の海外支店は、73.0十億ルピーの流動資産純額を保有しており、当行の流動資産純額合計の1,862.6十億ルピーに含まれる。

当行はまた、その他の確実な流動性の資金源を利用することができる。インド準備銀行は、流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティを通じて、金融政策を行い、インドの銀行システムの流動性を管理する目的で、銀行との買戻条件付取引及び逆買戻条件付取引を行う。インド準備銀行は、買戻契約、逆買戻契約及び限界常設ファシリティに適用される金利を規定しており、それぞれレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートとして知られている。2016年度末現在、インド準備銀行のレポレート、リバースレポレート及び限界常設ファシリティレートは、それぞれ6.75%、5.75%及び7.75%であった。流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティは、1年中利用可能である。限界常設ファシリティの下では、銀行は、法定要件を超えて保有する適格証券に加え、14日間を2回遡った末日現在のそれぞれの普通預金及び定期預金の純額の2.0%を上限として、翌日物借入をすることができる。さらに、その他の市場の相手方との買戻条件付取引の流動性市場が存在する。銀行は、法定要件を超えて保有する法定流動性比率適格証券に対して、インド準備銀行又はその他の市場の相手方との買戻条件付取引を行うことができる。

2016年度末現在、当行は、流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティを通じてインド準備銀行から借入可能な195.8十億ルピーの国債を保有していた。

インド準備銀行は、金融政策を実施するために、流動性調整ファシリティ及び限界常設ファシリティを利用する。インド準備銀行は、流動性調整ファシリティを留保し、又はインドの銀行が全銀行の比例基準でいつでも流動性調整ファシリティにより利用できる額を引き下げる権利を有する。かかる政策変更は、これらの枠の運用に影響を及ぼし、当行を含むインドの銀行のこれらのファシリティの利用を制限する可能性がある。インド準備銀行は、翌日物流動性調整ファシリティを通じて、流動性の供給を普通預金及び定期預金の純額の一定の比率に制限し、様々な満期の定期買戻契約を通じて、徐々に流動性が供給されている。2016年度末現在、翌日物流動性調整ファシリティを通じた流動性の供給は、銀行の普通預金及び定期預金の純額の0.25%が上限であった。

海外業務について、当行は明確な借入プログラムを有している。支店を通じて借入金を合理的な費用で最大化するためには、異なった市場及び通貨における流動性が目標とされる。大規模な借入は、債券発行、銀行からのシンジケートローン、金融市場からの借入及び銀行間相互貸付の形で行われる。当行はまた、購入者の与信及びその他の取引資産に対してその他の銀行からの借換を行う。輸出信用機関の基準を満たす貸付については、これらの機関との間で締結された契約どおりに借換が行われる。当行はさらに、各受入国の整備された規制の枠組みに従い、個人向け預金の債務を集めている。

当行は、当行の海外支店における借換のニーズに対応するために、かかる借換の時期における現行のスワップレート及び為替レートに基づく比較的高い費用によるものではあるが、インドにおける当行のルピーの流動性を利用することができる。当行は、2015年7月（当初満期は3年）の中国元（CHN）建債券、2015年8月（当初満期は5年）、2015年12月（当初満期は3年及び10年）及び2016年3月（当初満期は10年）の米ドル建債券、2015年11月（当初満期は3年）の豪ドル（AUD）建債券、並びに2015年11月（当初満期は3年）シンガポールドル（SGD）建債券の発行を通じ、1,393百万米ドルを調達した。当行の債券発行並びにその他の金融機関及び輸出信用機関からの貸付の条件には、クロスデフォルト条項、当行が他の事業体と統合又は合併する当行の能力に対する制限及びかかる債券若しくは貸付を期限前に償還又は返済する当行の能力に対する制限が含まれる。Tier 1 資本又はTier 2 資本に含まれる対象となっている劣後債発行の条件には、損失が生じた場合又は資本の欠損が生じた場合に利息の支払いを停止し、満期日又は特定のコール・オプション期日であっても、インド準備銀行の事前の承認なく、償還の差止めを行うことが含まれている。当行は現在、借入の条件により債務不履行とみなされるような当行の借入に関する重要な条項には違反しておらず、また今後も違反しない予定である。

信用、市場及び業務リスクの管理の成功は、格付機関による信用格付の評価に影響を与えるため、当行の流動性の管理において考慮すべき重要な事項である。格付機関は、いつでも格付の格下げを行うことができ、又は格下げの意向を示すことができる。

格付機関はまた、当行の格付の取下げを決定することができ、これは当行の格付の格下げと同じ効果を有する可能性がある。当行の格付の格下げ（又は格付の取下げ）は、当行の借入費用を増加させ、資本市場の利用を制限し、当行の商品を販売若しくは売り込む能力に悪影響を及ぼし、事業取引（特に長期取引）及びデリバティブ取引を行い、又は当行の顧客をつなぎとめる可能性がある。「－4 事業等のリスク(1) インドに関するリスク並びにその他の経済リスク及び市場リスク(c) 国際的な格付機関によるインドの債券の格下げは、当行の事業、流動性並びに当行株式及び米国預託株式の価格に悪影響を及ぼす可能性がある。」も参照のこと。

当行の国内業務に関して、当行は、想定内及び想定外の借入要件を満たすために、インド準備銀行との買戻取引の形の、又は集中型の決済相手方であるインド・クリアリング・コーポレート・リミテッドを通じて、又は市場の相手方との間で、法定流動性比率適格証券に対して、担保付借入を行う可能性がある。一般的に、かかる貸付に付与された担保の額面価額は、貸付額を上回る。この差額は、ヘアカットという。インド準備銀行から借り入れたすべてのかかる証券のヘアカットは、これらにより規定される。インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドを通じて決済される商品による借入の場合、買戻条件付／担保貸付及び借入債務に基づく担保の価額は、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドが規定したヘアカットの適用後、算出される。さらに、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドの担保貸付及び借入債務のセグメントのメンバーはまた、いかなる時点においても、原担保の価額の下落に対する緩衝材となる借入／貸付債務に関して証拠金の提供を維持する義務を負う。当行は、必要な場合は追加の担保要件を満たすために、当行の勘定に十分な有価証券を保有しており、システム及び手続は、取引の円滑な決済をもたらす、当行の主要有価証券の総勘定元帳の勘定、買戻条件付構成有価証券の総勘定元帳の勘定、インド・クリアリング・コーポレート・リミテッドの有価証券の保証基金／担保貸付及び借入債務の証拠金勘定において、十分な残高を確保するために実施されている。

さらに、緊急要件の場合、追加の有価証券が、T+0の基準で、当行の有価証券の保証基金／担保貸付及び借入債務の証拠金勘定に移管される可能性がある。買戻条件付社債の場合、有価証券の価格は、原有価証券の信用格付に応じてインド準備銀行が規定する最低ヘアカットの適用後、算出される。当行はまた、そのために証拠金債務に貢献する必要のある、国債の無条件取引及び買戻条件付取引、外国為替取引、金利及び通貨のデリバティブの決済について、重要な相手方と取引を行っている。当行は、信用状、スタンバイ信用状、銀行保証及びアンファンデッド型リスク参加契約に基づく当行の外部信用格付の格下げの場合、追加担保を差し入れる義務を負うこととなる。海外支店業務に関して、一般に、担保要件は、借入残高又は証拠金の修正を受けるデリバティブ取引を有する銀行に適用され、その結果の担保預金は、クレジット・サポート・アネックスによりそれぞれ管理される。特定のクレジット・サポート・アネックスは、限界の信用格付又は信用格付の格下げに基づく信用リスクを軽減するために、スワップの相手方との「資金不足」のデリバティブ取引のために、相手方に担保の差入れ／譲渡を義務付ける条項を有する。当行は、当行の信用格付の格下げ及び借入契約の一環としての一定の財務制限条項の限界の違反に関連して、制限条項を受け入れるための資産負債管理委員会が承認した枠組みを有しており、ストレス・シナリオは、格下げの制限条項違反によるアウトフローの可能性に関連して策定されている。さらに、海外支店業務に関して、当行は、追加の担保差入れ、信用状、スタンバイ信用状、銀行保証及びアンファンデッド型リスク参加契約における当行の外部信用格付の格下げに関連した期限の利益喪失条項を組み込む資産負債管理委員会が承認した枠組みを有している。当行は、担保の維持を要求する相手方との間のクレジット・サポート・アネックスを締結していない。

当行には、現行の信用格付から1段階又は2段階格下げがなされた場合に影響を受ける一定の借入金がある。このような借入金の合計額は、2016年度末現在で当行の借入金総額の約2%に相当する。国際的な格付機関が当行の信用格付を1段階又は2段階格下げした場合、当行は、一定の借入金に対してより高い金利を支払わなければならない、また、一定の借入金に関して、当行は、当行の貸付人と新しい金利を交渉し直さなければならない。当行が貸付人と金利について合意できない場合、貸付人は、残存する貸付金の元本額の繰上返済を当行に要求する可能性がある。当行は、かかる借入に限度額を設けている。国際債券市場のボラティリティは、当行の国際資本市場における借入を制約する可能性がある。

2013年9月、インド準備銀行は、年率3.5%の固定利率で最低満期が3年の非居住者向けの米ドル建て預金の増分のため、銀行向けスワップファシリティを開始した。当行は、3年満期で2.0十億米ドルを調達し、インド準備銀行との間で同額についてスワップした。これらの預金の大部分が、2017年度第3四半期に満期を迎える予定である。

一般的な流動性のニーズに応じるために当行の英国及びカナダにおける子会社によって維持されている流動性の利用に対する制限が存在する。カナダの金融機関監督庁は、単一の事業体又は関連事業体グループに対する信用エクスポージャーにつき、Tier1資本及びTier2資本（カナダの規制に基づき定められる。）に係る100%の制限を規定した。ICICIバンク・カナダ及び当行のカナダの子会社は、ICICIバンクに対するエクスポージャーに関するものを除いて、内部的にこの信用エクスポージャーの上限を、金融機関監督庁により規定された制限の25%に定めた。2016年度において、ICICIバンク・カナダは、単一の事業体（ICICIバンクを含む。）に対する規制上及び内部のエクスポージャーに対する制限の両方を遵守していた。

英国の既存の規制ガイドラインに基づき、ICICIバンクUKは、個別の相手方（又は関連する相手方のグループ）に対するエクスポージャーにつき、資本金の25%とする制限に服する。資本金は、適格性のあるTier1資本及びTier2資本から、バーゼルⅢのガイドラインに基づく控除額を差し引いた額として計算される。ICICIバンクUKは、2016年度末現在には684百万米ドルの資本金を有しているため、171百万米ドルの制限が課されることとなる。また、ICICIバンクUKは当行内のエクスポージャー集中を管理するための各種の内部制限を規定する。測定されるリスク集中の主要パラメーターには、部門別エクスポージャー、カントリー・エクスポージャー、格付区分に基づくエクスポージャー、商品固有のエクスポージャー、カウンターパーティー・エクスポージャー及び大口エクスポージャーが含まれる。

健全性規制機構は、2015年6月、資本要件指令IVの流動性に関する新政策声明を発表したが、これは流動性及び資金調達の監督リスクに対する健全性規制機構の手法に関する監督声明により補足された。この新ガイドラインは、2015年10月1日から適用される。同ガイドラインにより、当行は、2014年10月に欧州銀行監督機構が発表した委任法令に規定される方法により、第1の柱の流動性要件として、2015年10月1日から80%で、流動性カバレッジ比率を維持する義務を負う。さらに、健全性規制機構は、暫定的な第2の柱の手法を採用し、これには、当行向けの既存の個別流動性指針に規定される追加額のために、当行が質の高い流動資産を保有することが規定されている。これらの追加額は、流動性カバレッジ比率において把握できない特定のリスクのためのものである。

2014年11月、金融機関監督庁は、カナダの銀行に対する流動性カバレッジ比率要件を取り入れるために、流動性十分性要件を改正した。同要件は、銀行が、30暦日の流動性ストレス・シナリオの流動性ニーズを満たすために、現金又は民間市場において少額の価値の損失で若しくは全く価値の損失なしで現金に換金できる資産から成る担保に差し入れられていない質の高い流動資産の十分な在庫を有することを要求している。基準は、金融ストレスの状況がない限り、質の高い流動資産の純キャッシュ・アウトフロー総額に対するカバレッジ比率の値が100%以上であることを要求している。金融機関監督庁は、カナダの各銀行が、銀行の流動性管理システム全体内で流動資産の役割を統合及び定義し、流動資産保有の最低目標を設定する内部流動性方針を持つと予想している。ICICIバンク・カナダは、その取締役会が承認した流動性管理方針及び市場リスク管理方針を有している。これらの方針により、ICICIバンク・カナダは、「30日以内」の満期バケットにおける流出純額を補填するために、顧客の負債の一定の割合を流動資産で維持し、十分な流動性を維持する義務を負う。これらの制限は、毎月監視されている。ICICIバンク・カナダは、2016年度を通して、これらの要件を遵守していた。

(9) 設備投資

以下の表は、表示された期間における有形固定資産別の設備投資に関する情報を示したものである。

(単位：百万)

2014年度					
	2013年度末 現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	2014年度末現在の 純資産 (ルピー) (円)
建物	47,180	1,698	(949)	(11,149)	36,780 62,526
その他の固定資産（家具 及び備品を含む。）	47,652	6,357	(3,207)	(34,847)	15,955 27,124
リース資産	17,509	-	(210)	(14,966)	2,333 3,966
合計	112,341	8,055	(4,366)	(60,962)	55,068 93,616

(単位：百万)

2015年度					
	2014年度末 現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	2015年度末現在の 純資産 (ルピー) (円)
建物	47,929	4,465	(629)	(12,258)	39,507 67,162
その他の固定資産（家具 及び備品を含む。）	50,802	7,519	(3,049)	(38,393)	16,879 28,694
リース資産	17,299	-	-	(14,973)	2,326 3,954
合計	116,030	11,984	(3,678)	(65,624)	58,712 99,810

(単位：百万)

2016年度					
	2015年度末 現在の原価 (ルピー)	増加／移転 (ルピー)	除却／移転 (ルピー)	減価償却 (ルピー)	2016年度末現在の 純資産 (ルピー) (円)
建物	51,765	29,610 (1)	(724)	(13,359)	67,292 114,396
その他の固定資産（家具 及び備品を含む。）	55,272	7,510	(3,215)	(42,139)	17,428 29,628
リース資産	17,299	-	-	(14,885)	2,414 4,104
合計	124,336	37,120	(3,939)	(70,383)	87,134 148,128

(1) 28.2十億ルピーの準備金により得られた評価益を含む。

2016年度の当行の建物及びその他の資産に対する追加額は、2015年度の12.0十億ルピーに比べ、37.1十億ルピー（建物等に関する28.2十億ルピーの評価益を含む。）であった。

(10) 担保管理**(a) 概観**

当行は、与信枠を確保するために借入人若しくは第三者によって当行に提供された資産又は権利について担保を設定する。当行は、借入人／債務者の債務を担保として提供された資産／契約の観点から、担保権者としての権利を持つ。当行は、担保に関する原書類において、担保に関して若しくはその他の与信強化に関して、相手方の債務不履行の際に直ちに財産を清算し、保持し、又はかかる担保を法律上占有する権利を含む適切な権利が規定されることを保証する。当行はまた、当行に対して担保として提供された資産について、当行のエクスポージャーの期間、適切な保険を保持する努力をする。担保の価値は定期的に監視される。

(b) 担保の評価

当行は、定期的に商業ローンの担保価値を更新する内部的な枠組みを有している。通常、商業ローンに関しては、担保として所有されている動産の価値は毎年更新され、担保として所有されている不動産の価値は3年ごとに更新される。

(c) 当行が保有する担保の種類

当行は、商品の種類及び相手方のリスク構造に基づいて各々の機関に対して適切な担保を決定する。法人顧客及び中小企業顧客に対する融資の場合、通常、固定資産が長期貸付についての担保とされ、流動資産が運転資金融資についての担保とされる。プロジェクト・ファイナンスについては、借入人の資産の担保及び原プロジェクト契約の譲渡が通常行われる。さらに、株式質権、現金担保、エスクロー契約に基づく債権手数料及び保証も追加的担保とされる場合がある。

個人向け商品については、担保がそれぞれの商品に関する商品方針に明記される。住宅ローン及び自動車ローンについては、融資対象の不動産／自動車によって担保される。融資が認可された際に、選任された査定機関によって財産の査定が遂行される。

当行はまた、主に株式、特定証券、倉庫商品及び貴金属等の担保に基づく商品を提供する。これらの商品は承認された商品指針に沿う形で提供されるが、かかる指針には担保、査定及び信用購入の種類が含まれる。

当行は、デリバティブ、クレジットカード及び個人ローン等の特定の商品のための無担保の融資を顧客に対して提供する。無担保の融資枠に関する限度については、当行の取締役会が承認する。

それぞれの取引に関する担保の種類及び分量についての決定は、取締役会に承認された信用承認許可どおりに、信用承認機関によってなされる。承認済みの商品指針どおりに提示された融資枠に関しては、かかる指針に沿って担保がなされる。

(11) 重大な変化

本書に別段記載されている事項を除き、本書に含まれる2016年度の連結財務書類の日付以降、当行において重大な変化は発生していない。

(12) セグメント収益及び資産

インド準備銀行は、「セグメント報告」に関するガイドラインにおいて、インドの銀行の事業情報の開示のために、特定の事業セグメント及びそれらの定義を規定している。

2016年度の連結セグメント別報告は、インド準備銀行が指定し規定するセグメントに基づき、以下のとおり表示されている。

・ 個人向け銀行セグメント

当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、インド準備銀行のバーゼルIIIに関するガイドラインに規定される「規制上の個人向けポートフォリオ」の4つの適格基準を満たしている。これらの基準は、以下のとおりである。

(i) オリエンテーションに関する基準：

個人（個人、ヒンドゥ教徒同族会社、信託、パートナーシップ、非公開有限責任会社、公開有限責任会社、協同組合等に限定されない。）及び中小企業に対するエクスポージャーは、「個人向け」に分類される。小企業は、3年間における年間平均取引高が500百万ルピー未満のものと定義されている。

(ii) 商品に関する基準：

すべてのエクスポージャーは、以下のいずれかの形によるものとする。

- ・ リボルビング・クレジット及び与信枠（当座貸越を含む。）
- ・ 期限付貸付金及びリース（例えば、割賦払いの貸付金及びリース、学生ローン並びに教育ローン等）
- ・ 中小企業向け与信枠及びコミットメント

(iii) 個人向けエクスポージャーの低値：

1つの取引相手方に対する個人向けエクスポージャーの総額の上限額は、絶対許容限度額である50百万ルピーを超えないものとする。

(iv) 精度に関する基準：

「規制上の個人向けポートフォリオ」は、ポートフォリオ内のリスクを軽減させる程度まで十分に分散させなければならない。1つの取引相手方に対するエクスポージャーの総額は、個人向けポートフォリオ全体の0.2%を超えないものとする。

・ **ホールセール銀行セグメント**

当行のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、「個人向け銀行」セグメントに含まれない信託、パートナーシップ、会社及び国家機関に対する当行のすべての貸付金を含む。

・ **財務セグメント**

当行、ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIエクイティ・ファンド（2015年9月30日まで）、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド（2013年12月31日まで）及びICICIベンチャー・バリュー・ファンド（2013年9月30日まで）のすべての投資ポートフォリオ及びデリバティブ・ポートフォリオを含む。

・ **その他の銀行業務のセグメント**

その他の銀行事業は、リース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、その他の銀行事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（2014年12月31日まで）も含む。

・ **生命保険セグメント**

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

・ **総合保険セグメント**

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの業績を表す。

・ その他のセグメント

ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インコーポレーテッド、ICICIセキュリティーズ・インコーポレーテッド、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティーシップ・サービシズ・リミテッド、ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッド（2013年6月30日まで）及びICICIキンフラ・リミテッド（2014年9月30日まで）、I-ヴェン・バイオテック・リミテッド（2015年12月31日まで）を含む。

移転価格設定に関する枠組み

個人向け銀行セグメント及びホールセール銀行セグメントの負債の移転価格設定は、当行の中心となる財務部門で行われる。当該財務部門は、すべての資金をプールし、法定準備金要件及び優先部門に分類される特定の部門に対する行政指導に基づく貸付については所定の手数料に係る調整を行った後、資金調達対象の資産の満期に基づき適切な金利で各事業部門に貸付を行う。当座預金及び普通預金の移転価格設定は、固定金利で行われる。定期預金及び借入金の移転価格設定は、主に移転価格設定方針の定める区分に基づいて行われる。当行の資産組成の事業部門に対する移転価格設定は、資産の満期（期間プレミアム）及び法定準備金要件に係る調整を行った後、預金（当座預金及び普通預金の一体型）及び借入金の増分費用に基づいて行われる。割り当てられた資本金もこの目的において資金源とみなされる。

2016年度及び2015年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

（単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
個人向け銀行セグメント	27,243	38,977	66,261	43.1
ホールセール銀行セグメント	62,241	(12,454)	(21,172)	—
財務セグメント	64,687	86,163	146,477	33.2
その他の銀行業務セグメント	6,672	6,790	11,543	1.8
生命保険セグメント	16,343	17,716	30,117	8.4
総合保険セグメント	6,907	7,077	12,031	2.5
その他のセグメント	14,635	14,252	24,228	(2.6)
税引前利益	198,728	158,521	269,486	(20.2)

(a) 個人向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
純利息収入	71,415	91,914	156,254	28.7
非利息収入	42,771	49,023	83,339	14.6
収入合計	114,186	140,937	239,593	23.4
非利息費用	86,147	97,972	166,552	13.7
引当金控除前利益	28,039	42,965	73,041	53.2
引当金	796	3,988	6,780	—
税引前利益	27,243	38,977	66,261	43.1

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
貸付金	1,193,521	1,608,891	2,735,115	34.8
預金	2,539,964	2,982,101	5,069,572	17.4

個人向け銀行業務セグメントにおける貸付は、主として個人向け支払（特に、住宅貸付、自動車ローン及び個人向け貸付）の増加により、増加した。個人向け銀行業務セグメントは、預金のフランチャイズ強化に引続き重点を置き、それは個人向け預金基盤の拡大に反映された。当該セグメントの普通預金は、2015年度末現在の1,148.6十億ルピーから16.9%増加し、2016年度末現在には1,342.3十億ルピーとなった。

個人向け銀行業務セグメントの税引前利益は、2015年度の27.2十億ルピーから増加し、2016年度には39.0十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであり、費用及び引当金の増加により一部相殺された。

2016年度における純利息収入は、2015年度の71.4十億ルピーから28.7%増加し、91.9十億ルピーとなった。これは主として、貸付ポートフォリオ並びに平均当座預金及び普通預金の増加によるものであった。

2016年度における非利息収入は、2015年度の42.8十億ルピーから14.6%増加し、49.0十億ルピーとなった。これは主として、第三者商品の販売手数料、貸付関連手数料、トランザクションバンキング手数料及びクレジットカード・ポートフォリオからの手数料によるものであった。

2016年度における非利息費用は、2015年度の86.1十億ルピーから13.7%増加し、98.0十億ルピーとなった。これは主として、直接販売費用の増加及び支店ネットワークの拡大による営業費用の増加によるものであった。

引当金は、2015年度の0.8十億ルピーから増加し、2016年度には3.9十億ルピーとなった。これは主として、2015年度における過年度の引当金の償却及び2016年度におけるICICIバンクの特定の支店での不正行為に対する引当金によるものである。「—第2—3 事業の内容—(2) 事業—(d) リスク管理—(i) 信用リスク—個人向け貸付の評価」及び「—第2—3 事業の内容—(2) 事業—(f) 貸付分類—(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」も参照のこと。

(b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
純利息収入	84,471	83,615	142,146	(1.0)
非利息収入	39,004	38,064	64,709	(2.4)
収入合計	123,475	121,679	206,854	(1.5)
非利息費用	25,846	25,981	44,168	0.5
引当金控除前利益	97,629	95,698	162,687	(2.0)
引当金	35,388	108,152	183,858	—
税引前利益	62,241	(12,454)	(21,172)	—

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
貸付金	2,564,172	2,609,440	4,436,048	1.8
預金	977,780	1,132,167	1,924,684	15.8

ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオは、2015年度末現在の2,564.2十億ルピーから1.8%増加し、2016年度末現在には2,609.4十億ルピーとなった。ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオの緩やかな伸びは、主として当該セグメントにおける増額貸付に対する需要薄及び慎重な姿勢によるものであった。貸付ポートフォリオの増加は主に国内の法人向け貸付ポートフォリオの増加によるものである。当座預金は、2015年度末現在の279.8十億ルピーから18.4%増加し、2016年度末現在には331.3十億ルピーとなり、当該セグメントにおける定期預金は、2015年度末現在の698.0十億ルピーから14.7%増加し、2016年度末現在には800.8十億ルピーとなった。

2016年度におけるホールセール銀行セグメントは、2015年度に62.2十億ルピーの税引前利益を計上したのに対して、12.4十億ルピーの損失を被った。

2016年度における純利息収入は、2015年度の84.5十億ルピーから1.0%減少し、83.6十億ルピーとなった。これは主として、受取利息が発生しない不良債権に対する追加額の増加によるものであった。

2016年度における非利息収入は、2015年度の39.0十億ルピーから2.4%減少し、38.0十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入の減少によるものであった。法人手数料収入は、企業活動の低迷から手数料収入の機会が制限されていることにより、依然影響を受けている。

2016年度における引当金は、2015年度の35.4十億ルピーから増加し、108.1十億ルピーとなった。これは主として、条件緩和貸付が条件緩和要件の借入人の不履行による不良債権と再分類されることを含む、法人向け貸付及び中小企業向け貸付ポートフォリオにおける不良資産に対する追加額の増加によるものであった。

厳しい世界の経済環境、商品サイクルの急速な下降、国内経済の回復の状況が緩やかであること、及び借入人によるレバレッジ比率が高いことに起因して、一定の部門に関して不確実性がある。影響を受けている主要な部門には、電力、鉱業、鉄鋼、セメント及び掘削装置が含まれる。当該部門に関連する不確実性及び当該部門への当行のエクスポージャーの解消にかかり得る時間を考慮して、当行は、2016年3月31日現在、当該部門及び原資産が当該部門の一部に関連する一定の発起人に対する当行のエクスポージャーに対して36.0十億ルピーの集合的偶発事象及び関連引当金を設定している。かかる準備金は、インド準備銀行のガイドラインにより不良債権及び条件緩和貸付に関して要求される引当金を上回っているが、健全性目的のため、RBIガイドライン及びインドGAAPに基づいて認められるものである。「(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較」(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

(c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
純利息収入	29,632	30,969	52,647	4.5
非利息収入	39,779	61,457	104,477	54.5
収入合計	69,411	92,426	157,124	33.2
非利息費用	1,830	1,796	3,053	(1.9)
引当金控除前利益	67,581	90,630	154,071	34.1
引当金	2,894	4,467	7,594	54.4
税引前利益	64,687	86,163	146,477	33.2

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の期末残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
投資(1)	1,581,528	1,604,397	2,727,475	1.4
借入金	1,724,173	1,748,074	2,971,726	1.4

- (1) インド準備銀行の2015年7月16日付通達に従い、農業インフラ開発基金及びその他の関連する預金への280.7十億ルピー(2015年3月31日：284.5十億ルピー)の投資は、その他の資産の「農業インフラ開発基金」項目に再分類されている。

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物取引、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。また、ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド及びICICIエクイティ・ファンド(2015年9月30日まで)が行った投資も含まれる。

2016年度における財務業務セグメントの税引前利益は、2015年度の64.7十億ルピーから33.2%増加し、86.2十億ルピーとなった。これは主として、非利息収入の増加によるものであるが、引当金の増加により一部相殺された。

2016年度における純利息収入は、2015年度の29.6十億ルピーから4.5%増加し、31.0十億ルピーとなった。これは主として、借入コストの減少によるものであるが、投資利回りの低下により一部相殺された。

2016年度における非利息収入は、2015年度の39.8十億ルピーから54.5%増加し、61.5十億ルピーとなった。これは主として、保険子会社の株式売却に係る利益及び海外営業からの利益剰余金の本国送還に係る為替差益の増加によるものであるが、普通株式及びミューチュアル・ファンド投資ポートフォリオ利得の減少により一部相殺された。

2016年度における引当金は、2015年度の2.9十億ルピーから増加し、4.5十億ルピーとなった。これは主として、企業負債証券の引当金が増加したことによるものであるが、普通株式の引当金の減少により一部相殺された。

(d) その他の銀行業務のセグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
純利息収入	13,422	15,288	25,990	13.9
非利息収入	4,472	2,477	4,211	(44.6)
収入合計	17,894	17,765	30,201	(0.7)
非利息費用	5,494	4,883	8,301	(11.1)
引当金控除前利益	12,400	12,882	21,899	3.9
引当金	5,728	6,092	10,356	6.4
税引前利益	6,672	6,790	11,543	1.8

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
貸付金	561,366	638,887	1,086,108	13.8
投資	60,344	80,001	136,002	32.6
預金	341,775	400,943	681,603	17.3
借入金	205,298	252,530	429,301	23.0

その他の銀行業務には、当行のリース業務、当行の海外銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUK、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（2014年12月31日まで）並びに当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2016年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2015年度の6.7十億ルピーからわずかに増加し、6.8十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入の増加及び非利息費用の減少によるものであるが、非利息収入の減少及び引当金の増加により一部相殺された。

2016年度における純利息収入は、2015年度の13.4十億ルピーから13.9%増加し、15.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの純利息収入の増加及び保留となっていた所得税の査定完了による所得税還付において受領した利息の増加によるものであった。ICICIバンクUKの純利息収入は、主として有利子資産の平均額の増加により増加した。

2016年度における非利息収入は、2015年度の4.5十億ルピーから44.6%減少し、2.5十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの非利息収入の減少によるものであった。2015年度において、ICICIバンクUKの非利息収入は、主として財務収益の増加により増加した。2016年度におけるICICIバンク・カナダの非利息収入は、主として外国為替評価益の減少により減少した。

2016年度における非利息費用は、2015年度の5.5十億ルピーから減少し、4.9十億ルピーとなった。

2016年度における引当金は、2015年度の5.7十億ルピーから6.4%増加し、6.1十億ルピーとなった。これは主としてICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダによる引当金が高かったことによるものである。2016年度における当行の英国子会社の引当金は、2015年度の3.1十億ルピーから増加し、3.9十億ルピーとなった。これは主として、特定の既存の減損貸付金に対する特別引当金の設定及び集合的引当金の増加によるものであるが、投資に対する引当金の減少により一部相殺された。2016年度における当行のカナダの子会社の引当金は、2015年度の1.1十億ルピーから増加し、1.8十億ルピーとなった。これは主として、特定の減損貸付金に対する特別引当金の追加によるものであった。

貸付金は、2015年度末現在の561.4十億ルピーから13.8%増加し、2016年度末現在には638.9十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの貸付金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの貸付金は、2015年度末現在の254.2十億ルピーから増加し、2016年度末現在には295.5十億ルピーとなった。これは主として、証券化された担保付住宅ローンのポートフォリオの増加によるものであった。カナダ・ドルについては、ICICIバンク・カナダの貸付ポートフォリオは、2015年度末現在の5.2十億カナダ・ドルから2016年度末現在では5.8十億カナダ・ドルまで増加した。ICICIバンクUKの貸付金は、2015年度末現在の189.7十億ルピーから増加し、2016年度末現在には209.1十億ルピーとなった。これは主に法人向け貸付のブックの増加によるものであるが、外貨建転換社債ポートフォリオが満期により減少したことにより一部相殺されている。米ドルについては、ICICIバンクUKの貸付ポートフォリオは2015年度末現在の3.0十億米ドルから増加し、2016年度末現在には3.1十億米ドルとなった。

投資は、2015年度末現在の60.3十億ルピーから32.6%増加し、2016年度末現在には80.0十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの投資の増加によるものであった。ICICIバンクUKの投資ポートフォリオは、2015年度末現在の31.1十億ルピーから58.3%増加し、2016年度末現在には49.3十億ルピーとなった。これは主として、社債への投資が増加したことによるものである。ICICIバンク・カナダの投資は2016年度のカナダ・ドルに対するルピー安により増加した。

預金は、2015年度末現在の341.8十億ルピーから17.3%増加し、2016年度末現在には400.9十億ルピーとなった。これは、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの預金の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの預金は、2015年度末現在の109.3十億ルピーから増加し、2016年度末現在には140.0十億ルピーとなった。これは主として定期預金が2015年度末現在の78.9十億ルピーから増加し、2016年度末現在には101.9十億ルピーとなったことによるものである。ICICIバンクUKの預金は、2015年度末現在の142.8十億ルピーから増加し、2016年度末現在には163.4十億ルピーとなった。これは主として普通預金及び当座預金が増加したことによるものであるが、定期預金の減少により一部相殺された。

借入金は、2015年度末現在の205.3十億ルピーから23.0%増加し、2016年度末現在には252.5十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダの借入金の増加によるものである。ICICIバンクUKの借入金は、主として、銀行間貸付、債券による借入金及びシンジケートローンによる借入金の増加により増加したが、レポ借入の減少により一部相殺された。ICICIバンク・カナダの借入金は、主として、保険付モーゲージの証券化の増加により増加した。

海外の銀行子会社に関し、原油価格の下落や英国での国民投票において過半数の有権者が欧州連合からの離脱を選択したことを含む近年における世界の展開により、カナダ及び英国の経済成長の減速が予想されており、それと同様にこれらの国々における当行の銀行子会社の事業も影響を受ける可能性がある。

(e) 生命保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
既経過保険料	153,066	191,644	325,795	25.2
出再保険料	(1,462)	(1,657)	(2,817)	13.3
正味既経過保険料	151,604	189,987	322,978	25.3
その他の収益	21,377	20,365	34,621	(4.7)
投資収益	18,318	21,285	36,185	16.2
収入合計	191,299	231,637	393,783	21.1
支払手数料	5,532	6,200	10,540	12.1
支払保険金/支払給付金	9,028	16,975	28,858	88.0
営業費用	17,067	19,951	33,917	16.9
費用合計	31,627	43,126	73,314	36.4
関連資金への振替	108,205	139,479	237,114	28.9
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	35,124	31,316	53,237	(10.8)
税引前利益	16,343	17,716	30,117	8.4

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
投資	236,525	270,320	459,544	14.3
関連負債を補填するために保有 している資産	747,775	752,958	1,280,029	0.7
保有生命保険契約に係る債務	936,194	970,534	1,649,908	3.7

インドの生命保険業界は、生命保険評議会によると2016年度の個人向け新規事業加重保険料において、8.1%伸びた。2016年度において、民間部門は13.6%伸び、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは8.1%伸びた。これは、2015年度のICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの個人向け新規事業加重保険料の41.3%の伸びを背景としており、業界全体では10.3%減少し、民間部門は15.8%伸びた。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、民間部門の会社における主導的地位を維持しており、2016年度の民間市場シェアが21.9%であった（これに対して、2015年度は23.3%であった。）。また、全体の市場シェアは、同ベースで、2015年度及び2016年度において11.3%の同水準を維持した。運用資産は、2015年度末現在における1,001.8十億ルピーから3.8%増加し、2016年度末現在には1,039.4十億ルピーとなった。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2015年度の16.3十億ルピーから8.4%増加し、17.7十億ルピーとなった。これは主として、正味既経過保険料及び投資収入の増加並びに保険契約者負債に対する引当金の減少によるものであるが、これらは関連資金への振替及び営業費用の増加によって一部相殺された。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2015年度の153.1十億ルピーから25.2%増加し、191.6十億ルピーとなった。これは主に個人向け継続保険料の増加によるものである。2016年度における個人向け継続保険料は、2015年度の95.7十億ルピーから25.3%増加し、120.0十億ルピーとなった。2016年度における個人向け新規事業保険料は、2015年度の49.3十億ルピーから10.7%増加し、54.6十億ルピーとなった。2016年度におけるグループ保険料は、2015年度の8.0十億ルピーから増加し17.1十億ルピーとなった。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2015年度の21.4十億ルピーから4.7%減少し、20.4十億ルピーとなった。これは主として、解約手数料、担保権実行収入及び保険証券発行手数料の減少によるものであるが、資金運用手数料及び危険保険料の増加により一部相殺された。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2015年度の18.3十億ルピーから16.2%増加し、21.3十億ルピーとなった。これは主として、純実現利益及び利息収入の増加によるものであった。2016年度における利息収入は、2015年度の16.1十億ルピーから増加し、18.4十億ルピーとなった。これは主として、平均投資額の増加によるものであった。2016年度における純実現利益は、2015年度の2.2十億ルピーから増加し、2.9十億ルピーとなった。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2015年度の5.5十億ルピーから12.1%減少し、6.2十億ルピーとなった。これは主として、リンク商品の手数料率が低下したことにより、商品構成が従来型商品からリンク商品へと移行したことによるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、2015年度の9.0十億ルピーから88.0%増加し、2016年度には17.0十億ルピーとなった。これは主として、グループ事業に関連した解約請求の増加によるものであった。

関連資金への振替えは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る継続保険料を含む保険料収入の投資への振替えに相当し、2015年度の108.2十億ルピーから28.9%増加し、2016年度には139.5十億ルピーとなった。これは主として関連商品に対する全体の保険料の増加によるものであった。生命保険に関連した保険契約に係る保険料の投資可能部分は、リスク補填に係る手数料及び保険料の差引後、原資産又は保険契約者が選択した指標に対して投資された、生命保険事業に関連した保険契約から受領する継続保険料を含む保険料収入を表す。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2015年度末現在の747.8十億ルピーからわずかに増加し、2016年度末現在には753.0十億ルピーとなった。これは主として関連事業の増加によるものであり、関連負債を増加させる結果となった。

既存の生命保険契約に基づきICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが支払予定の債務は、2015年度末現在の936.2十億ルピーから3.7%増加し、2016年度末現在には970.5十億ルピーとなった。

(f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
保険料総額 (受再保険料を含む。)	69,367	82,960	141,032	19.6
出再保険料	(25,091)	(28,611)	(48,639)	14.0
未経過リスク準備金	(1,923)	(6,133)	(10,426)	—
正味既経過保険料	42,353	48,216	81,967	13.8
正味手数料収入	3,738	3,280	5,576	(12.3)
プールからの投資収益(1)	218	242	411	(11.0)
投資収益	9,280	11,574	19,676	24.7
収入合計	55,589	63,312	107,630	13.9
営業費用	13,870	17,112	29,090	23.4
正味支払保険金/支払給付金	34,434	39,282	66,779	14.1
正味その他の費用	378	(159)	(270)	—
費用合計	48,682	56,235	95,600	15.5
税引前利益/ (損失)	6,907	7,077	12,031	2.5

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プールからの利益の当行の分に相当する。当該プールは、ICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年/2015年 増減(%)
投資	98,212	112,788	191,740	14.8
流動負債 (未払債権を含む。)	79,885	90,754	154,282	13.6
引当金	25,058	31,158	52,969	24.3

インド総合保険審議会によれば、ICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2016年度において、保険料総額ベースで8.4%の市場シェアを有する、インド最大の民間部門の総合保険会社であった。

ICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2015年度における6.9十億ルピーから2.5%増加して、2016年度においては7.1十億ルピーであった。これは主として、正味既経過保険料及び投資収益の増加によるものであるが、支払保険金/支払給付金の増加により一部相殺された。

保険料総額 (自動車損害賠償責任保険プール分を含む。) は、2015年度の69.4十億ルピーから19.6%増加し、2016年度には83.0十億ルピーとなった。これは主として、天候保険及び自動車保険の保険契約の増加によるものであった。正味保険料収入は、2015年度における42.4十億ルピーから増加して、2016年度には48.2十億ルピーとなった。

正味手数料収入は、2015年度における3.7十億ルピーから減少して、2016年度には3.3十億ルピーとなった。これは主として、自動車任意比例再保険特約に基づく譲渡された再保険の減少によるものであった。

投資収益は、2015年度の9.3十億ルピーから増加して、2016年度は11.6十億ルピーとなった。これは主として、投資有価証券の売却に係る実現利益及び受取利息の増加によるものであった。受取利息は、2015年度の7.1十億ルピーから増加して、2016年度は7.9十億ルピーとなった。投資有価証券の売却に係る実現利益は、2015年度の2.1十億ルピーから増加して、2016年度は3.4十億ルピーとなった。これは主として、社債の売却に係る利益の増加によるものであった。

営業費用は、2015年度の13.9十億ルピーから増加し、2016年度には17.1十億ルピーとなった。これは主として、取引高の増加による事業支援費用の増加によるものであった。

支払保険金／支払給付金は、2015年度の34.4十億ルピーから増加し、2016年度には39.3十億ルピーとなった。これは主として、天候保険における取引高の増加及び損害率の上昇によるものであった。

2016年度末現在の投資は、2015年度末現在の98.2十億ルピーから14.8%増加し、112.8十億ルピーとなった。これは主として取引量の増加によるものであった。2016年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2015年度末現在の79.9十億ルピーから13.6%増加し、90.8十億ルピーとなった。これは主として、未払債権の増加によるものであった。

(g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニーは、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2016年3月31日に終了した3ヵ月間に運用されている平均資金量に関してインド最大のミューチュアル・ファンドであった。ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、主として2016年度のエクイティ商品の平均運用資産の増加により、増加した。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

「その他」のセグメントの税引前利益は、2015年度の14.6十億ルピーから減少し、2016年度には14.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加によるものであるが、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加により一部相殺された。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2016年 (円)	2016年／2015年 増減(%)
純利息収入	3,977	4,470	7,599	12.4
非利息収入	25,854	25,461	43,284	(1.5)
収入合計	29,831	29,931	50,883	0.3
非利息費用	15,140	15,501	26,352	2.4
引当金及び税金控除前営業利益	14,691	14,430	24,531	(1.8)
引当金	56	178	303	—
税引前利益	14,635	14,252	24,228	(2.6)

2016年度における純利息収入は、2015年度の4.0十億ルピーから12.4%増加し、4.5十億ルピーとなった。

2016年度における非利息収入は、2015年度の25.9十億ルピーから減少して、25.5十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業及びプライマリー・ディーラーシップに係る子会社の手数料収入及びその他の収入並びにベンチャー・ファンド管理に係る子会社の運用手数料の減少によるものであるが、資産管理に係る子会社の運用手数料の増加により一部相殺された。

2016年度における非利息費用は、2015年度の15.1十億ルピーから増加し、15.5十億ルピーとなった。これは資産管理に係る子会社の取引手数料及び人件費の増加によるものである。

2016年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2015年度の4.5十億ルピーから減少して、3.7十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入の減少によるものであった。手数料収入は主として、取引手数料の減少によるものであった。これは、第三者商品の販売手数料の増加により一部相殺された。取引手数料は、インド証券取引所における株式市場取引量の減少により減少した。

2016年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの税引前利益は、2015年度の3.3十億ルピーから減少して、3.0十億ルピーとなった。これは主として、トレーディング利益の減少によるものであった。これは、純利息収入の増加により一部相殺された。2015年度において、好ましい金利変動が取引業務の参加機会をもたらしたことにより、トレーディング利益が増加した。

2016年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2015年度の3.8十億ルピーから増加して、5.0十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入の増加、より多くの手数料を受領するエクイティ・ミューチュアル・ファンドに有利な銘柄変更及びミューチュアル・ファンド業務に係る差益の増加によるものであった。これは管理費及び人件費の増加により一部相殺された。

2016年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2015年度の3.0十億ルピーから減少して、2.7十億ルピーとなった。これは主として、引当金の増加と手数料収入の減少によるものであった。純利息収入は、2015年度及び2016年度において2.9十億ルピーの同水準を維持した。2016年度における手数料収入は、2015年度の1.0十億ルピーから減少して、0.9十億ルピーとなった。引当金は、2015年度の0.1十億ルピーから増加して、0.2十億ルピーとなった。

ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、2015年度の0.1十億ルピーの利益に対して、2016年度には0.21十億ルピーの損失を計上した。これは主として、運用手数料及びその他の収益の減少によるものであるが、人件費及びその他の管理費の減少により一部相殺された。運用手数料は、主として終了したファンドからの手数料の発生の減少及び手数料基準が約定額からその他のファンドの純投資残高／発行済資本に変更されたことにより減少した。

2015年度及び2014年度の比較

以下の表は、表示された期間における各セグメントの税引前利益を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
個人向け銀行セグメント	18,295	27,243	46,313	48.9
ホールセール銀行セグメント	65,886	62,241	105,810	(5.5)
財務セグメント	52,565	64,687	109,968	23.1
その他の銀行業務セグメント	9,032	6,672	11,342	(26.1)
生命保険セグメント	15,292	16,343	27,783	6.9
総合保険セグメント	5,202	6,907	11,742	32.8
その他のセグメント	9,784	14,635	24,880	49.6
税引前利益	176,056	198,728	337,838	12.9

(a) 個人向け銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
純利息収入	57,730	71,415	121,406	23.7
非利息収入	36,211	42,771	72,711	18.1
収入合計	93,941	114,186	194,116	21.6
非利息費用	76,583	86,147	146,450	12.5
引当金控除前利益	17,358	28,039	47,666	61.5
引当金	(937)	796	1,353	—
税引前利益	18,295	27,243	46,313	48.9

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
貸付金	903,841	1,193,521	2,028,986	32.0
預金	2,252,516	2,539,964	4,317,939	12.8

個人向け銀行業務セグメントにおける貸付は、主として個人向け支払（特に、住宅貸付、自動車ローン及び個人向け貸付）の増加により、増加した。個人向け銀行業務セグメントは、預金のフランチャイズ強化に引続き重点を置き、それは個人向け預金基盤の拡大に反映された。当該セグメントの普通預金は、2014年度末現在の991.3十億ルピーから15.9%増加し、2015年度末現在には1,148.6十億ルピーとなった。

個人向け銀行業務セグメントの税引前利益は、2014年度の18.3十億ルピーから増加し、2015年度には27.2十億ルピーとなった。これは主として、純利息収入及び非利息収入の増加によるものであった。これは、非利息費用の増加により一部相殺された。

2015年度における純利息収入は、2014年度の57.7十億ルピーから23.7%増加し、71.4十億ルピーとなった。これは主として、貸付ポートフォリオ並びに平均当座預金及び普通預金の増加によるものであった。

2015年度における非利息収入は、2014年度の36.2十億ルピーから18.1%増加し、42.8十億ルピーとなった。これは主として、第三者商品の販売手数料、クレジットカード事業からの手数料、トランザクションバンキング手数料及び貸付金処理手数料の増加によるものであった。

2015年度における非利息費用は、2014年度の76.6十億ルピーから12.5%増加し、86.1十億ルピーとなった。これは主として、個人向け貸付事業の拡大及び支店ネットワークの拡大による営業費用の増加によるものであった。

2015年度においては、2014年度の0.9十億ルピーの引当金戻入に対して、0.8十億ルピーの引当金を計上した。これは主として、無担保の個人向け不良債権のポートフォリオにおいて戻入れが減少したことによるものであった。過去には個人向けポートフォリオが予測以上の損失、特に無担保の個人向けセグメントにおいて被ったことがあったが、当該ポートフォリオは、担保付個人向け商品に重点を置き、無担保の個人向け商品への貸付に対する慎重な姿勢により2012年度以降は安定していた。さらに、与信判断を行う際に借入人の履歴を検討するために当行は中央データベース上の延滞債権及び信用調査所からの報告を参照し、各申請者に信用評価を割り当てる。これが不良資産への追加を低減させる結果となった。「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(d) リスク管理－(i) 信用リスク－個人向け貸付の評価」及び「－第2－3 事業の内容－(2) 事業－(f) 貸付分類－(iii) 経済環境による法人向け貸付金及び消費者ローンの借入人への影響」も参照のこと。

(b) ホールセール銀行セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
純利息収入	75,393	84,471	143,601	12.0
非利息収入	40,565	39,004	66,307	(3.8)
収入合計	115,958	123,475	209,908	6.5
非利息費用	24,057	25,846	43,938	7.4
引当金控除前利益	91,901	97,629	165,969	6.2
引当金	26,015	35,388	60,160	36.0
税引前利益	65,886	62,241	105,810	(5.5)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
貸付金	2,380,760	2,564,172	4,359,092	7.7
預金	974,884	977,780	1,662,226	0.3

ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオは、2014年度末現在の2,380.8十億ルピーから7.7%増加し、2015年度末現在には2,564.2十億ルピーとなった。ホールセール銀行セグメントの貸付ポートフォリオの緩やかな伸びは、主として当該セグメントにおける増額貸付に対する需要薄及び慎重な姿勢によるものであった。貸付ポートフォリオの増加は主に国内の法人向け貸付ポートフォリオの増加によるものである。当座預金は、2014年度末現在の241.1十億ルピーから16.0%増加し、2015年度末現在には279.8十億ルピーとなり、当該セグメントにおける定期預金は、2014年度末現在の733.7十億ルピーから4.9%減少し、2015年度末現在には698.0十億ルピーとなった。

2015年度におけるホールセール銀行業務セグメントの税引前利益は、2014年度の65.9十億ルピーから減少し、62.2十億ルピーとなった。これは主として、引当金の増加によるものであった。これは、純利息収入の増加により一部相殺された。

2015年度における純利息収入は、2014年度の75.4十億ルピーから12.0%増加し、84.5十億ルピーとなった。これは主として、貸付ポートフォリオの増加によるものであった。

2015年度における非利息収入は、2014年度の40.6十億ルピーから3.8%減少し、39.0十億ルピーとなった。これは主として、手数料収入の減少によるものであった。法人手数料収入は、遅い景気回復と法人部門による新規資本投資が制限されていることにより、依然控えめである。

2015年度における引当金は、2014年度の26.0十億ルピーから増加し、35.4十億ルピーとなった。これは主として、条件緩和と正常先貸付が条件緩和債務要件の借入人の不履行による不良債権と分類されることの増加に伴う不良債権の大幅増によるものであった。「－(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較－(f) 条件緩和貸付及び不良資産に関する引当金」も参照のこと。

(c) 財務セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/2014年 増減(%)
純利息収入	29,390	29,632	50,374	0.8
非利息収入	25,704	39,779	67,624	54.8
収入合計	55,094	69,411	117,999	26.0
非利息費用	1,777	1,830	3,111	3.0
引当金控除前利益	53,317	67,581	114,888	26.8
引当金	752	2,894	4,920	—
税引前利益	52,565	64,687	109,968	23.1

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の期末残高を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。））

	3月31日現在の期末残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年/2014年 増減(%)
投資(1)	1,521,868	1,581,528	2,688,598	3.9
借入金	1,547,591	1,724,173	2,931,094	11.4

- (1) 2015年7月16日付のインド準備銀行の通知書に基づき、農業インフラ開発基金及びその他の関連預金への投資284,508百万ルピー（2014年3月31日現在248,193百万ルピー）は、「その他の資産」内の「農業インフラ開発基金」の項目に再分類された。

当行の資金業務には、法定準備金の維持及び管理、株式及び固定利付債券の自己勘定取引、並びに先物取引、スワップ及びオプション等の一連の外国為替及びデリバティブの商品及びサービスが含まれる。また、ICICIエコ・ネット・インターネット・アンド・テクノロジー・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIエクイティ・ファンド、ICICIエマージング・セクターズ・ファンド（2013年12月31日まで）、ICICIストラテジック・インベストメント・ファンド及びICICIベンチャー・バリュアー・ファンド（2013年9月30日まで）が行った投資も含まれる。

2015年度における財務業務セグメントの税引前利益は、2014年度の52.6十億ルピーから増加し、64.7十億ルピーとなった。これは主として、非利息収入の増加によるものであったが、引当金の増加により一部相殺された。

2015年度における純利息収入は、2014年度の29.4十億ルピーからわずかに0.8%増加し、29.6十億ルピーとなった。これは主として、満期保有目的有価証券における利回りの高い中期証券の購入、利回りの低い短期有価証券の2015年度中の満期／売却、及び変動利付債の2014年度と比較して利回りの高い利率の再設定によるものである。上記増加分は、利回りの高い公社債が満期を迎えたことによる、非法定流動性比率証券の利回りの低下により一部相殺された。

2015年度における非利息収入は、2014年度の25.7十億ルピーから増加し、39.8十億ルピーとなった。これは主として、財務業務セグメントの国債ポートフォリオ及びその他の固定利付債券のポジションからの実現利益、海外事業に関連した純為替差益、子会社からの配当利益、並びに普通株式及び優先株式ポートフォリオ利得の増加によるものであった。

2015年度における引当金は、2014年度の0.8十億ルピーから増加し、2.9十億ルピーとなった。これは主として、普通株式及び優先株式の引当金が増加したことによるものであった。

(d) その他の銀行業務のセグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
純利息収入	10,615	13,422	22,817	26.4
非利息収入	5,903	4,472	7,602	(24.2)
収入合計	16,518	17,894	30,420	8.3
非利息費用	5,109	5,494	9,340	7.5
引当金控除前利益	11,409	12,400	21,080	8.7
引当金	2,377	5,728	9,738	—
税引前利益	9,032	6,672	11,342	(26.1)

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
貸付金	534,086	561,366	954,322	5.1
投資	58,417	60,344	102,585	3.3
預金	372,840	341,775	581,018	(8.3)
借入金	187,829	205,298	349,007	9.3

その他の銀行業務には、当行のリース業務、当行の海外銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUK、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（2014年12月31日まで）並びに当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目が含まれる。

2015年度における当行のその他の銀行業務のセグメントの税引前利益は、2014年度の9.0十億ルピーから減少し、6.7十億ルピーとなった。これは主として、引当金の増加及び非利息収入の減少によるものであるが、純利息収入の増加により一部相殺された。

2015年度における純利息収入は、2014年度の10.6十億ルピーから26.4%増加し、13.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの純利息収入の増加及び保留となっていた所得税の査定完了による所得税還付において受領した利息の増加によるものであった。これは、ICICIバンク・カナダの純利息収入が、主として2014年度に対する2015年度における純金利差益の減少により減少したことにより一部相殺された。

2015年度における非利息収入は、2014年度の5.9十億ルピーから24.2%減少し、4.5十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUKの非利息収入の増加により一部相殺されたICICIバンクの非利息収入の減少によるものであった。ICICIバンクの非利息収入は、主として固定資産の売却益の減少により減少した。ICICIバンクUKの非利息収入は、主として財務収益の増加によるものであるが、手数料収入の減少により一部相殺された。

2015年度における非利息費用は、2014年度の5.1十億ルピーから7.5%増加し、5.5十億ルピーとなった。

2015年度における引当金は、2014年度の2.4十億ルピーから増加し5.7十億ルピーとなった。これは主としてICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダによる引当金が高かったことによるものである。ICICIバンクUKにおいて、主に特定の既存の減損貸付金に対する特別引当金の設定及び投資に対する特別引当金の増加並びに2014年度の集会的引当金が償却されたことに対し集会的引当金が発定されたことにより、引当金は増加した。ICICIバンク・カナダにおいて、主に特定の減損貸付金に対する特別引当金の追加により引当金は増加した。これは、2015年度において集会的引当金の償却が増加したことにより一部相殺された。

貸付金は、2014年度末現在の534.1十億ルピーから5.1%増加し、2015年度末現在には561.4十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンクUK及びICICIバンクの貸付金の増加によるものであった。ICICIバンクUKの貸付金は、2014年度末現在の166.2十億ルピーから増加し、2015年度には189.7十億ルピーとなった。これは主に法人向け貸付のブックの増加によるものであるが、外貨建転換社債ポートフォリオが満期により減少したことにより一部相殺されている。ICICIバンク・カナダの貸付金は2014年度末現在の260.3十億ルピーから減少し、2015年度には254.2十億ルピーとなった。これは主としてルピーに対するカナダ・ドル安によるものである。ただし、カナダ・ドルについては、ICICIバンク・カナダの貸付ポートフォリオは2014年度末現在の4.8十億カナダ・ドルから増加し、2015年度末現在には5.2十億カナダ・ドルとなった。これは証券化貸付ポートフォリオの増加によるものであるが、法人向け貸付ポートフォリオの減少により一部相殺された。

投資は、2014年度末現在の58.4十億ルピーから3.3%増加し、2015年度末現在には60.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの投資の増加によるものであった。ICICIバンク・カナダの投資ポートフォリオは、2014年度末現在の28.0十億ルピーから4.3%増加し、2015年度末現在には29.2十億ルピーとなった。これは主として、国債への投資が増加したことによるものである。ICICIバンクUKの投資は2015年度の米ドルに対するルピー安により増加した。

預金は、2014年度末現在の372.8十億ルピーから8.3%減少し、2015年度末現在には341.8十億ルピーとなった。これは、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンクUKの預金の減少によるものであった。ICICIバンク・カナダの預金は、2014年度末現在の132.1十億ルピーから減少し、2015年度末現在には109.3十億ルピーとなった。これは主として定期預金が2014年度末現在の96.2十億ルピーから減少し、2015年度末現在には78.9十億ルピーとなり、普通預金が2014年度末現在の31.8十億ルピーから減少し、2015年度末現在には25.9十億ルピーとなったことによるものである。ICICIバンクUKの預金は、2014年度末現在の151.8十億ルピーから減少し、2015年度末現在には142.8十億ルピーとなった。これは主として普通預金及び定期預金が減少したことによるものである。

借入金は、2014年度末現在の187.8十億ルピーから9.3%増加し、2015年度末現在には205.3十億ルピーとなった。これは主として、ICICIバンク・カナダの借入金の増加によるものであったが、ICICIバンクUKの借入金の減少により一部相殺されている。ICICIバンク・カナダの借入金は、証券化された住宅ローンを通じた借入の増加により、増加した。ICICIバンクUKの借入金は、シンジケートローン及びレボ借入の返済により減少したが、銀行間貸付及び債券による借入金の増加により一部相殺された。

(e) 生命保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(％)
既経過保険料	124,287	153,066	260,212	23.2
出再保険料	(1,460)	(1,462)	(2,485)	0.1
正味既経過保険料	122,827	151,604	257,727	23.4
その他の収益	22,989	21,377	36,341	(7.0)
投資収益	13,685	18,318	31,141	33.9
収入合計	159,501	191,299	325,208	19.9
支払手数料	6,275	5,532	9,404	(11.8)
支払保険金／支払給付金	10,773	9,028	15,348	(16.2)
営業費用	17,095	17,067	29,014	(0.2)
費用合計	34,143	31,627	53,766	(7.4)
関連資金への振替	81,387	108,205	183,949	33.0
保険契約者負債に対する引当金 (非関連)	28,679	35,124	59,711	22.5
税引前利益	15,292	16,343	27,783	6.9

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万 (％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
投資	187,764	236,525	402,093	26.0
関連負債を補填するために保有 している資産	603,104	747,775	1,271,218	24.0
保有生命保険契約に係る債務	749,265	936,194	1,591,530	24.9

インドの生命保険業界は、生命保険評議会によると2015年度の個人向け新規事業加重保険料において、10.7%減少した。2015年度において、民間部門は14.8%伸び、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは41.0%伸びた。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、個人向け新規事業加重保険料ベースで、民間部門の会社における主導的地位を維持しており、2015年度の民間市場シェアが23.3%であった（これに対して、2014年度は18.9%であった。）。また、生命保険評議会によれば、全体の市場シェアは、同ベースで、2014年度の7.2%から2015年度の11.3%に増加した。運用資産は、2014年度末現在における806.0十億ルピーから24.3%増加し、2015年度末現在には1,001.8十億ルピーとなった。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2014年度の15.3十億ルピーから6.9%増加し、16.3十億ルピーとなった。これは主として、正味既経過保険料及び投資収入の増加並びに支払保険金及び支払給付金の減少によるものであるが、これらは関連資金への振替及び保険契約者負債に対する引当金の増加によって一部相殺された。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの保険料収入合計は、2014年度の124.3十億ルピーから23.2%増加し、153.1十億ルピーとなった。これは主に個人向け新規事業保険料の増加によるものである。2015年度における個人向け新規事業保険料は、2014年度の35.9十億ルピーから37.3%増加し、49.3十億ルピーとなった。2015年度における個人向け継続保険料は、2014年度の81.0十億ルピーから18.1%増加して95.7十億ルピーとなった。2015年度におけるグループ保険料は、2014年度の7.4十億ルピーから8.1%増加し、8.0十億ルピーとなった。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのその他収入は、2014年度の23.0十億ルピーから7.0%減少し、21.4十億ルピーとなった。これは主として、保険証券発行手数料、担保権実行収入及び解約手数料の減少によるものである。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの投資収入は、2014年度の13.7十億ルピーから33.9%増加し、18.3十億ルピーとなった。これは主として、純実現利益及び利息収入の増加によるものであった。利息収入の増加は運用下にある負債性資産の増加によるものであった。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの手数料費用は、2014年度の6.3十億ルピーから11.8%減少し、5.5十億ルピーとなった。これは主として、リンク商品の手数料率が低下したことにより、商品構成が従来型商品からリンク商品へと移行したことによるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの支払保険金及び支払給付金は、2014年度の10.8十億ルピーから減少し、2015年度には9.0十億ルピーとなった。2014年度のグループ事業に関連して、より多くの解約請求があった。

関連資金への振替は、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連保険契約に係る継続保険料を含む保険料収入の投資への振替えに相当し、2014年度の81.4十億ルピーから33.0%増加し、2015年度には108.2十億ルピーとなった。これは主として2015年度の関連商品に対する新規事業保険料の増加によるものであった。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの関連負債を補填するために保有されている資産は、2014年度末現在の603.1十億ルピーから24.0%増加し、2015年度末現在には747.8十億ルピーとなった。これは主として関連事業の増加及び2015年度の市況の改善により投資評価が上昇したことによるものであった。

既存の生命保険契約に基づきICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーが支払予定の債務は、2014年度末現在の749.3十億ルピーから24.9%増加し、2015年度末現在には936.2十億ルピーとなった。これは主として2015年度の市況の改善により関連負債が増加したことによるものであった。

(f) 総合保険セグメント

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日に終了した年度			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
保険料総額(受再保険料を含む。)	71,761	69,367	117,924	(3.3)
出再保険料	(26,781)	(25,091)	(42,655)	(6.3)
未経過リスク準備金	(1,451)	(1,923)	(3,269)	32.5
正味既経過保険料	43,529	42,353	72,000	(2.7)
正味手数料収入	2,291	3,738	6,355	63.2
プールからの投資収益(1)	179	218	371	21.8
投資収益	7,877	9,280	15,776	17.8
収入合計	53,876	55,589	94,501	3.2
営業費用	12,129	13,862	23,565	14.3
支払保険金／支払給付金	36,189	34,434	58,538	(4.8)
正味その他の費用	356	386	656	8.4
費用合計	48,674	48,682	82,759	—
税引前利益／(損失)	5,202	6,907	11,742	32.8

- (1) プールからの投資収入は、テロリズム保険プールからの利益の当行の分に相当する。当該プールは、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーがその他のインドの保険会社及びインド総合保険公社とともに締結した再保険の多国間協定を代表するものである。テロリズム保険プールに帰属する資金はインド総合保険公社によって管理される。

以下の表は、表示された期間における主要な資産及び負債の残高を示したものである。

(単位：百万(％の数値を除く。))

	3月31日現在の残高			
	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
投資	87,452	98,212	166,960	12.3
流動負債(未払債権を含む。)	87,278	79,711	135,509	(8.7)
引当金	23,223	25,058	42,599	7.9

インド総合保険審議会によれば、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、2015年度において、保険料総額ベースで8.3%の市場シェアを有する、インド最大の民間部門の総合保険会社であった。

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの税引前利益は、2014年度における5.2十億ルピーから32.8%増加して、2015年度においては6.9十億ルピーであった。これは主として、支払保険給付金の減少並びに投資収益及び手数料収入の増加によるものであるが、営業費用の増加及び正味既経過保険料の減少により一部相殺された。

保険料総額（自動車損害賠償責任保険プール分を含む。）は、2014年度の71.8十億ルピーから3.3%減少し、2015年度には69.4十億ルピーとなった。これは主として、天候保険及び健康保険の保険契約の減少によるものであった。2015年度において、市場における価格決定の競争激化により、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーはグループ内の事業及び健康保険部門の大部分を縮小し、天候保険部門に対する慎重なアプローチを導入した。正味保険料収入は、2014年度における43.5十億ルピーから減少して、2015年度には42.4十億ルピーとなった。

正味手数料収入は、2014年度における2.3十億ルピーから増加して、2015年度には3.7十億ルピーとなった。これは主として、個人向け健康保険事業において譲渡された再保険の増加に係る手数料の増加によるものであった。

投資収益は、2014年度の7.9十億ルピーから増加して、2015年度は9.3十億ルピーとなった。これは主として、投資に係る受取利息及び実現利益の増加によるものであった。

営業費用は、2014年度の12.1十億ルピーから増加し、2015年度には13.9十億ルピーとなった。これは主として、個人向けの契約増加による事業支援費用の増加によるものであった。

支払保険金／支払給付金は、2014年度の36.2十億ルピーから減少し、2015年度には34.4十億ルピーとなった。これは主として、航空保険、健康保険及び天候保険の保険契約の減少及び低リスクプールの最大損害率が210%から175%に低下したことによるものであった。

2015年度末現在の投資は、2014年度末現在の87.5十億ルピーから12.3%増加し、98.2十億ルピーとなった。これは主として取引量の増加によるものであった。2015年度末現在の未払保険金を含む流動資産は、2014年度末現在の87.3十億ルピーから8.7%減少し、79.7十億ルピーとなった。これは主として、2011年度及び2012年度の自動車損害賠償責任保険プールの清算によるものであった。

(g) その他のセグメント

「その他」のセグメントには、主としてICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド及びICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドが含まれる。

ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの投資スキームを管理しており、インドミューチュアル・ファンド協会によれば、2015年3月において平均運用資金量に関してインドで第2位の大型ミューチュアル・ファンドであり、その市場シェアは12.5%であった。ICICIプルデンシャル・ミューチュアル・ファンドの平均運用資産は、主として2015年度のエキイティ商品の平均運用資産の増加により、増加した。

ICICIセキュリティーズ・リミテッド及びICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドはそれぞれ、株式引受・ブローカー業務及び国債のプライマリー・ディーラーシップ業務に従事している。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、有数のオンライン・ブローカー・プラットフォームであるICICIダイレクト・ドットコムを保有している。

「その他」のセグメントの税引前利益は、2014年度の9.8十億ルピーから増加し、2015年度には14.6十億ルピーとなった。これは主として、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、及びICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益の増加によるものであった。

以下の表は、表示された期間における税引前利益の主要な構成項目を示したものである。

(単位：百万（%の数値を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2014年 (ルピー)	2015年 (ルピー)	2015年 (円)	2015年／2014年 増減(%)
純利息収入	4,291	3,977	6,761	(7.3)
非利息収入	17,606	25,854	43,952	46.8
収入合計	21,897	29,831	50,713	36.2
非利息費用	12,097	15,140	25,738	25.2
引当金及び税金控除前営業利益	9,800	14,691	24,975	49.9
引当金	16	56	95	—
税引前利益	9,784	14,635	24,880	49.6

2015年度における純利息収入は、2014年度の4.3十億ルピーから7.3%減少し、4.0十億ルピーとなった。

2015年度における非利息収入は、2014年度の17.6十億ルピーから増加して、25.9十億ルピーとなった。これは主として、証券仲介業子会社の取引手数料、及び販売収入プライマリー・ディーラーシップに係る子会社におけるトレーディング利益、及び資産管理に係る子会社の運用手数料の増加によるものであった。

2015年度における非利息費用は、2014年度の12.1十億ルピーから増加し、15.1十億ルピーとなった。これは資産管理に係る子会社の販売手数料によるものである。

2015年度におけるICICIセキュリティーズ・リミテッドの税引前利益は、2014年度の1.4十億ルピーから増加して、4.5十億ルピーとなった。これは、取引手数料及び第三者商品の販売手数料の増加によるものであった。これは、人件費の増加により一部相殺された。取引手数料及び第三者商品の販売手数料は2015年度に増加したが、これは主としてインドの株式市場の回復によるものであった。

2015年度におけるICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドの税引前利益は、2014年度の2.0十億ルピーから増加して、3.3十億ルピーとなった。これは主として、トレーディング利益及び手数料収入の増加によるものであった。これは、純利息収入の減少により一部相殺された。2015年度において、好ましい金利変動が取引業務の参加機会をもたらしたことにより、トレーディング利益が増加した。

2015年度におけるICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2014年度の2.8十億ルピーから増加して、3.8十億ルピーとなった。これは主として、平均運用資産の増加による手数料収入の増加、より多くの手数料を受領するエクイティ・ミューチュアル・ファンドに有利な銘柄変更及びミューチュアル・ファンド業務に係る差益の増加によるものであった。これは管理費及び人件費の増加により一部相殺された。

2015年度におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2014年度の3.1十億ルピーから減少して、3.0十億ルピーとなった。

2015年度におけるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドの税引前利益は、2014年度の0.4十億ルピーから減少して、0.1十億ルピーとなった。これは、主としてベンチャー・キャピタル・ファンドからの収入の減少及び利息費用の増加によるものであった。2015年度においてICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、同年度中に完了予定であったファンドの延長を行い、ファンドの終了を希望する投資家に対してはリクイディティ・オプションを提供した。ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーは、投資家に提供されたリクイディティ・オプションの資金調達のため銀行貸付を受け、かかる貸付利息を支払った。

(13) 関連当事者間取引

2016年度中、当行は、(i)関連会社／その他の関連事業体並びに(ii)主要経営陣等及びその親族により構成される関連当事者と取引を行った。

(a) 関連当事者

(i) 関連会社／その他の関連事業体

2016年度中、当行の関連会社／その他の関連事業体として認定された当事者は、FINOペイテック・リミテッド (FINO PayTech Limited)、I-プロセス・サービスズ (インド) プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービスズ・リミテッド (Comm Trade Services Limited)、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウス (ICICI Foundation for Inclusive Growth)、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド、インド・インフラデット・リミテッド (India Infradebt Limited)、インド・アドバンテージ・ファンドIII (India Advantage Fund-III)、インド・アドバンテージ・ファンドIV (India Advantage Fund-IV)、カタリスト・マネジメント・サービスズ・プライベート・リミテッド (Catalyst Management Services Private Limited) 及びアクゾ・ノベル・インディア・リミテッド (Akzo Nobel India Limited) の各社である。

(ii) 主要経営陣等及びその親族

当行の主要経営陣等には、当行の業務執行取締役が含まれる。2016年度における当行の主要経営陣は、チャンド・コッハー (Chanda Kochhar) 女史、N.S. カナン (N. S. Kannan) 氏、ビシャカ・ミュレ (Vishakha Mulye) 女史 (2016年3月31日に終了した3カ月間より関連当事者と認識されている。)、K. ラムクマール (K. Ramkumar) 氏及びラジーヴ・サブワル (Rajiv Sabharwal) 氏である。上記の主要経営陣等の親族も、当行の関連当事者となる。業務執行取締役に関して、親族とは、その配偶者、子供、兄弟及び親をいう。当行は、業務執行取締役の親族を判断する際、インドGAAPを適用している。

(b) 関連当事者間取引

以下は、当行が当行の関連会社／その他の関連事業体又は当行の主要経営陣等若しくはその親族との間で行った重要な取引である。関連当事者間取引は、その区分の全関連当事者間取引の10%超を占める場合に、重要な関連当事者間取引として開示される。

詳細については、「―第2―5 従業員の状況―貸付」及び「連結財務書類に対する附属明細書18―注2. 関連当事者間取引」も参照のこと。

(i) 保険業務

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から42百万ルピーの保険料を受け取り、主要経営陣等から3百万ルピーの保険料を受け取り、主要経営陣等の親族から2百万ルピーの保険料を受け取った。2016年度における当行の重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスからの受取保険料の23百万ルピー及びFINOペイテック・リミテッドからの受取保険料の13百万ルピーであった。受取保険料は、健康保険、傷害保険、海上及びその他の各種保険に対するものであった。

2016年度において、当行は、当行の関連会社／その他の関連事業体に対し22百万ルピーの保険金を支払った。2016年度における当行の重要な取引は、FINOペイテック・リミテッドに対する13百万ルピー及びアクゾ・ノベル・インディア・リミテッドに対する9百万ルピーの保険金の支払いであった。

(ii) 手数料、報酬及びその他収入

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から21百万ルピー、当行の主要経営陣から0.3百万ルピー及び主要経営陣の親族から0.1百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入を受け取った。2016年度における当行の重要な取引は、インド・インフラデット・リミテッドから受領した17百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入、及びICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドから受領した3百万ルピーの手数料、報酬及びその他収入であった。これらの取引は、主に当行に運用手数料、アレンジャー手数料及び銀行手数料等をもたらした。

(iii) 建物のリース及び共有一般設備費用

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から建物のリース及び共有一般設備費用87百万ルピーを受領した。2016年度における当行の重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスから受領した57百万ルピー及びFINOペイテック・リミテッドから受領した23百万ルピーであった。かかる金額は、その共有一般費並びにインフラ及び技術共有費として、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスにより当行に対し、またFINOペイテック・リミテッドよりICICIセキュリティーズ・リミテッドに対し、支払われた。

(iv) 従業員の出向

2016年度において当行は、当行の従業員の出向に関してICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスから8百万ルピー及びI-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドから3百万ルピーの報酬を受け取った。

(v) 仲介手数料及びその他の経費

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体に対し、仲介手数料及びその他の経費5.3十億ルピーを支払った。2016年度における当行の重要な取引は、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドに支払われた2.9十億ルピーの仲介手数料及びその他の経費、並びにICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドに支払われた2.3十億ルピーの仲介手数料及びその他の経費であった。これらの取引は、主に外部委託サービス並びに基本的な銀行業務の提供に係る手数料に関するものであった。

(vi) 投資の購入

2016年度において、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは3.6十億ルピーの投資、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは0.6十億ルピーの投資をインド・インフラデット・リミテッドの発行した非転換社債に対し行った。

(vii) 投資の満期／買戻し

2016年度において、当行はインド・アドバンテージ・ファンドIIIから454百万ルピー、及びインド・アドバンテージ・ファンドIVから446百万ルピーをユニットの償還及びユニット益／損の分配として受領した。

(viii) 保管業務

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から2百万ルピーに達する保管手数料を受領した。2016年度における当行の重要な取引には、保管手数料として受領したインド・アドバンテージ・ファンドIIIからの0.8百万ルピー、及びインド・アドバンテージ・ファンドIVからの0.6百万ルピーを含む。

(ix) 支払利息

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体に対し、98百万ルピーの預金に係る利息を支払い、主要経営陣等に対し4百万ルピー、また主要経営陣等の親族に対し3百万ルピーを支払った。2016年度における当行の重要な取引は、インド・インフラデット・リミテッドに対して支払った88百万ルピーの利息であった。

(x) 受取利息

2016年度において、当行は、関連会社／その他の関連事業体から118百万ルピーの利息を受け取り、主要経営陣等から2百万ルピー、また主要経営陣等の親族から0.8百万ルピーの利息を受け取った。2016年度における当行の重要な取引は、インド・インフラデット・リミテッドから受領した70百万ルピー及びICICIマーチャント・サービス・プライベート・リミテッドから受領した48百万ルピーの利息であった。かかる取引は、主に非転換社債に対する利息に関するものであった。

(xi) 支払配当金

2016年度において、当行は、当行の主要経営陣等に対して14百万ルピー、また主要経営陣等の親族に対して0.0百万ルピー（重要でない金額。）の配当金を支払った。2016年度における支払配当金は、チャンダ・コッハー女史に対する11百万ルピー、N.S. カナン氏に対する2百万ルピー及びラジブ・サブハワル氏に対する0.6百万ルピーであった。

(xii) 寄付金

2016年度において、当行はICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスに対し、862百万ルピーの寄付を行った。

(c) 関連当事者向け債権又は債務の残高

以下の表は、当行の関連会社／その他の関連事業体に対し支払うべき債務又は関連会社／その他の関連事業体より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー)	
	2016年度末現在	
関連当事者による当行への預金		1,004
関連当事者への貸付(1)		0.4
関連当事者に対する当行の投資		5,363
関連当事者が保有する当行株式に対する投資		—
関連当事者に対し支払うべき債務		730
関連当事者が受領すべき債権		37
当行が関連当事者に対して発行した保証		0.5

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー（株式数を除く。）) 2016年度末現在
主要経営陣等による預金	36
主要経営陣等への貸付(2)	55
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資	7
従業員ストック・オプション残高（株式数）	29,811,500
行使された従業員ストック・オプション(3)	75

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記日現在の残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー) 2016年度末現在
主要経営陣等の親族による預金	64
主要経営陣等の親族への貸付(1)	8

以下の表は、主要経営陣等に対し支払うべき債務又は主要経営陣等より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー) 2016年3月31日に終了した年度
主要経営陣等による預金	193
主要経営陣等への貸付(2)	55
主要経営陣等が保有する当行株式に対する投資	7

以下の表は、主要経営陣等の親族に対し支払うべき債務又は主要経営陣等の親族より受領すべき債権の表記期間中の最大残高を示したものである。

項目	(単位：百万ルピー) 2016年3月31日に終了した年度
主要経営陣等の親族による預金	94
主要経営陣等の親族への貸付(1)	15

- (1) 貸付は、(a)通常の営業過程において行われ、(b)利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (2) 貸付は、(a)通常の営業過程において行われ、利率及び担保を含む条件が他の当事者との類似の取引における一般的な条件と大要同じで行われ、(b)利率及び担保を含む条件が従業員融資制度の一環として他の従業員のための一般的な条件と同じで行われ、(c)通常の回収リスクを超えるリスクを伴わず、またその他不利な面も存在しなかった。
- (3) 2016年度において、723,500の従業員ストック・オプションが当行の主要経営陣等により行使され、行使価格で計上された。

(14) ジョイントベンチャー及び関連会社

2008年度より、FINOペイテック・リミテッド（旧称はフィナンシャル・インクルージョン・ネットワーク・アンド・オペレーションズ・リミテッド）、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッド、I-ソリューションズ・プロバイダーズ（インド）プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド及びICICIベンチャー・バリュ・ファンドに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。2010年度において当行の完全子会社であるICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドによるICICIベンチャー・バリュ・ファンドに対する株式保有比率が48.0%から54.8%に増加したため、ICICIベンチャー・バリュ・ファンドは会計基準第21号の「連結財務書類」に要求されるとおり連結された。ICICIベンチャー・バリュ・ファンドのユニットの償還により、この事業体は連結会社ではなくなったため、2014年度より連結されていない。2012年度において、I-ソリューションズ・プロバイダーズ（インド）プライベート・リミテッドは、I-プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッドと合併された。

2009年度より、プライズ・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。2012年度より、プライズ・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドの株式資本に対する投資の売却により、当該売却日以降、この事業体は関係会社ではなくなり、したがって、連結されていない。

2010年度より、レインボー・ファンド及びICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。しかしながら、レインボー・ファンドのユニットの償還により、この事業体はその償還日付より持分法適用関連会社ではなくなったため、2014年度より連結されていない。

2011年度より、メワール・アンチャリク・グラミン銀行に対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。しかしながら、2015年度より、メワール・アンチャリク・グラミン銀行とその他の地域農村銀行は1つの地域農村銀行に合併された。ICICIバンクは新たな地域農村銀行に持分を有していない。したがって、この事業体は合併日以降は持分法適用関連会社ではなくなったため連結されていない。

2013年度より、インド・インフラデット・リミテッドに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。2014年度において、TCW/ICICIインベストメント・パートナーズ・リミテッドは、共同支配企業ではなくなったため、連結されていない。2015年度より、インド・アドバンテージ・ファンドⅢ及びインド・アドバンテージ・ファンドⅣに対する投資は連結財務書類において持分法適用関連会社として計上された。

インドGAAPに基づき、当行は、暫定的に投資する一定の事業体を連結対象としていない。しかしながら、米国GAAPの下では、これらの事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結—全般」に従って連結されている。

(15) インドGAAPと米国GAAPの間での純利益の調整

当行の連結財務書類は、いくつかの重要な点において米国GAAPと異なるインドGAAPに従い作成されている。以下の記述は、インドGAAPの代わりに米国GAAPを適用することにより生じる、インドGAAPに基づく2016年度、2015年度及び2014年度における当行の税引後連結利益への重要な調整について述べている。

2016年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、73.04十億ルピーで、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益101.8十億ルピーより少なかった。2016年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPによる貸倒引当金の増加、負債証券及び持分証券の評価に起因する損失の増加及び米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響により、減少した。これは、米国GAAPによる貸付金処理手数料（費用控除後）の償却、インドGAAPと米国GAAP間の連結会計における差異による収益増及びインドGAAPによる場合と比較した繰延税金特典の増加により、一部相殺された。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

貸倒引当金の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度は28.02十億ルピー減、2015年度は7.8十億ルピー減であった。これは主として、インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金についての計算方法の相違によるものであり、かかる引当金の認識の時期には差異が伴う。2016年度に、インドGAAPによる場合と比較した米国GAAPに基づく不良債務条件緩和貸付にかかる引当金総額及びその他の減損貸付金が大幅に増加した。これはインドGAAPによる場合と比較して米国GAAPに基づく減損貸付金に大幅な追加があったことに起因している。さらに、引当金はインドGAAPと米国GAAP間の引当金計上方法の差異により、影響を受けた。

世界的な経済環境の低迷、商品サイクルの急激な鈍化、国内経済回復の漸進性及び高いレバレッジにより、特定のセクターについては不確実性がある。影響を受けた主要なセクターには電力、鋳業、鉄鋼、セメント及び掘削装置を含む。これらセクターに関連する不確実性、また当行のこれらセクターから受ける影響の回復に要する時間を鑑み、当行はインドGAAPに基づく集合的偶発事象及び関連引当金を、当行のこれらセクターに対するエクスポージャー及び根底的にこれらセクターに部分的にリンクしている特定のプロモーターに対し2016年3月31日現在36.0十億ルピー準備している。この準備金はインド準備銀行のガイドラインにおいて不良債権及び条件緩和貸付について要求されている引当金を上回るものであるが、健全性目的のため、インド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPに基づき許可されている。米国GAAPの下ではこれらセクターに対するエクスポージャーに備えて準備された集团的偶発事象及び関連引当金はなく、結果的に36.0十億ルピーが米国GAAPに基づく貸倒引当金から差し引かれた。代わりに、これらエクスポージャーは個々にその損害を査定され、米国GAAPに基づき貸倒引当金は、減損を認識したエクスポージャーの予測キャッシュ・フローの現在価値に基づき引き当てられる。

2016年度末現在の米国GAAPによる引当金累積額は引き続き増加し、株主持分調整計算書において表示されるインドGAAPにより保有される引当金累積額よりも41.84十億ルピー増加した。当行の連結財務書類に対する注記20(a)も参照のこと。

企業結合の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、2016年度は0.4十億ルピー減、2015年度は0.7十億ルピー減であった。これは主として、無形資産の償却によるものであった。インドGAAPによると、当行による企業結合において無形資産は創出されなかった。しかしながら、米国GAAPによると、FASB ASC Topic 805「企業結合」が定めるように、無形資産は創出される。かかる無形資産は、その予想耐用年数をかけて償却される。

連結の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度は3.0十億ルピー増、2015年度は4.0十億ルピー減であった。ICICIグループはスリーアイ・インフォテック・リミテッドに対する投資を米国GAAPに基づき関連会社として計上しているが、インドGAAPの下では異なる。従って、当グループはスリーアイ・インフォテック・リミテッドにおける損失の割合を米国GAAPに基づき計上していた。2016年度において、当グループはスリーアイ・インフォテック・リミテッドにおける株式を売却し、その結果株式保有割合が減少し5.0%を下回った。そのため、当グループはスリーアイ・インフォテック・リミテッドに対する投資を持分法適用関連会社として計上することを止め、それまでに米国GAAPに基づき計上されていた損失は戻し入れられ、インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPの下では2.3十億ルピーのプラスの影響の結果となった。さらに、米国GAAPによる当行の保険子会社からの利益が、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度において0.8十億ルピー増加した。当行の連結財務書類に対する注記20(c)も参照のこと。

負債証券及び持分証券の評価の会計処理の差異により、米国GAAPによる純利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度は5.5十億ルピー減、2015年度は2.2十億ルピー減であった。

インドGAAPでは、トレーディング目的保有有価証券及び売却可能有価証券に係る未実現損失は、損益計算書に計上される。インドGAAPでは、区分別の投資に係る純未実現利益は計上されない。米国GAAPでは、トレーディング資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」に分類される有価証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む。）に係る未実現損益は株主持分の部のその他の包括利益として認識される。ただし、一時的でない減損とみなされた有価証券に係る未実現損失（損益計算書で認識される。）は除く。米国GAAPによれば、一時的でない減損によるマイナスの影響があり、2015年度における3.8十億ルピーに対し、2016年度には6.7十億ルピーであった。さらに、売却可能有価証券に対する時価会計における差異により、米国GAAPによれば、2015年度における1.1十億ルピーのプラスの影響に対し、2016年度には5.1十億ルピーのプラスの影響があった。

2016年度に、インド準備銀行は戦略的債務再編のためのガイドラインを発行し、これに基づき、債務を株式に転換し、結果的に銀行が借入人の保有持分を取得することが可能となった。インド準備銀行は、これら法人の統合から銀行を除外した。ICICIバンクを含む当行は、戦略的債務再編を行うことにより、特定の法人の株式持分を取得した。米国GAAPに基づき、これらの法人は持分法適用関連会社として取り扱われる。当行はASC Topic 825「金融商品」に基づきこれら持分法適用関連会社の公正価値オプションを選択した。その結果、貸付及び株式の公正価値の変動は損益計算書を通じて計上されている。これにより、米国GAAPに基づき7.5十億ルピーの損失が生じた。

当行は、インドGAAPではなく米国GAAPに基づきこれまでにスリーアイ・インフォテック・リミテッドにおける株式投資について一時的でない減損を生じたが、2016年度にスリーアイ・インフォテック・リミテッドの株式売却を行い、インドGAAPによる場合と比較して米国GAAPに基づき2.3十億ルピーに達するプラスの影響となったことにより、米国GAAPの下では戻し入れられている。当行の連結財務書類に対する注記20(d)も参照のこと。

当行は、インドGAAPでは先行計上されるが、米国GAAPでは償却される貸付金組成手数料を稼得し、また費用を負担する。貸付金組成手数料及び費用の償却は、米国GAAPによる利益では、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度は7.9十億ルピー増となり、これに対して2015年度は10.2十億ルピー増であった。2016年度において、米国GAAPによる退職給付費用はインドGAAPによる場合と比較して1.0十億ルピー減となり、これに対して2015年度は2.4十億ルピー減であった。これはインドGAAPにおいては損益計算書に先行計上されるが、米国GAAPにおいてはその他の包括利益に計上され、その後米国GAAPの会計指針に従い償却される保険数理上の損失によるものである。当行の連結財務書類に対する注記20(e)も参照のこと。

インドGAAPでは、非統合海外事業の処分／一部処分の際に、外貨換算準備金に累計された当該事業に帰属する為替差損益の累計額／按分額は、処分に係る損益が認識された期間の収益又は費用として計上される。米国GAAPでは、外貨換算準備金に累計された損益は、非統合海外事業の全部／実質の全部が処分された場合にのみ、損益計算書に認識される。したがって、インドGAAPによる海外支店からの利益剰余金の送金に係る為替差益9.4十億ルピーは、米国GAAPでは戻し入れられ、その結果、2016年度において、米国GAAPによる利益は、インドGAAPによる場合と資格して、9.4十億ルピー減となった。2015年度において、インドGAAPによる海外支店からの利益剰余金の送金に係る為替差益7.5十億ルピーは、米国GAAPでは戻し入れられた。当行の連結財務書類に対する注記20(j)も参照のこと。

米国GAAPによる繰延税金費用は、インドGAAPによる場合と比較して、2016年度は7.5十億ルピー減、2015年度は11.6十億ルピー減であった。

当行及び当行の住宅金融子会社は、1961年所得税法に従って税制上の優遇措置を享受するために、利益処分を通じて特別準備金を設定している。かかる税制優遇分は、将来の期間において特別準備金から資金が引き出された場合に還付される。当グループはこの準備金から引き出す予定がないため、かかる特別準備金に対して繰延税金負債は計上されておらず、したがって課税所得と会計上の利益との差異は、その性質上、一時的とはみなされない。2014年度において、インド準備銀行は、インド国内のすべての銀行に対し、インドGAAPに基づき特別準備金の残高に対して繰延税金負債を計上するよう勧告した。さらに、2015年度において、国立住宅委員会はインド国内のすべての住宅金融会社に対し、インドGAAPに基づく特別準備金の残高に対して繰延税金負債を計上するよう勧告した。米国GAAPにおいて、繰延税金はその予定回収方法に基づいて認識され測定され、予定回収方法により税効果が発生しない場合には繰延税金は計上されない。したがって、当グループが引続きかかる特別準備金の引出し／使用はしない意向であること、また清算シナリオにおいてかかる特別準備金为非課税であるとの法律顧問の見解により、特別準備金に対して繰延税金負債は設定されていない。これにより、インドGAAPにより認識されていた繰延税金負債4.6十億ルピーは、2016年度に米国GAAPにおいて戻し入れられた。

さらに、2016年度は12.4十億ルピー、2015年度は3.8十億ルピーのプラスの税効果により、インドGAAPから米国GAAPへの調整には差異が生じた。

当行は、5割を超える確立を基準とした米国GAAPに基づく資本損失に対して繰延税資産を認識した。インドGAAPによると、実質上確実であることを基準とするため、かかる繰延税資産は計上されなかった。したがって、当行は米国GAAPに基づく繰越資本損失に対して繰延税を設定した。2016年度、米国GAAPに基づき認識される繰延税資産は、譲渡益が生じた結果、繰延税資産が3.7十億ルピー減となったことを受け、米国GAAPにおいて戻し入れられた。

2016年度、当行は現行税の支払いを行い、インドGAAPに基づく海外支店に関する外貨換算準備金に5.9十億ルピーの繰延税資産を計上した。米国GAAPに基づき、現行税の課されている海外支店の未分配利益の繰延税金は認識されておらず、その結果米国GAAPに基づく繰延税資産は5.9十億ルピー減となった。さらに、前年度までに米国GAAPに基づく子会社及び関連会社の未分配利益について0.7十億ルピーの繰延税資産の戻し入れが計上されるが、インドGAAPでは計上されない。当行の連結財務書類に対する注記20(i)も参照のこと。

2015年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は、116.9十億ルピーとなり、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益122.5十億ルピーより低かった。2015年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、インドGAAPによる場合と比較しての米国GAAPによる貸倒引当金の増加額7.8十億ルピー、インドGAAPによる海外支店からの利益剰余金の送金に係る為替差益7.5十億ルピーの戻し入れ、ICICIバンクの株主に帰属する保険子会社からの利益の減少額1.4十億ルピー、持分法適用関連会社における2.5十億ルピーの損失割合の増加、米国GAAPに基づく有価証券の評価減2.2十億ルピー、及び米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異による影響額2.7十億ルピーにより減少したが、これらはインドGAAPによる場合と比較して高い繰延税利益11.6十億ルピー及び米国GAAPに基づく貸付金組成手数料及び費用の償却の影響、合計10.2十億ルピーにより一部相殺されている。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

2014年度の米国GAAPによるICICIバンクの株主に帰属する連結純利益は101.4十億ルピーであり、インドGAAPによるICICIバンクの株主に帰属する税引後利益110.4十億ルピーより低かった。2014年度において、米国GAAPによる純利益は、主として、米国GAAPによる貸倒引当金の増加額8.7十億ルピー、インドGAAPによる場合と比較しての米国GAAPによる有価証券の評価に係るマイナスの影響額5.8十億ルピー、インドGAAPによる海外支店からの利益剰余金の送金に係る為替差益2.2十億ルピーの戻し入れ、米国GAAPによる報酬費用の会計処理の差異によるマイナスの影響額2.2十億ルピー、及び保険子会社からのICICIバンクに帰属する利益の減少額1.2十億ルピーにより、減少した。2014年度において、インドGAAPによる場合と比較して、米国GAAPによる純利益は、貸付金組成手数料及び費用の償却の影響額6.9十億ルピー及びインドGAAPによる場合と比較して低い繰延税金費用5.2十億ルピーにより、プラスの影響を受けた。当行の連結財務書類に対する注記20も参照のこと。

インドGAAP及び米国GAAPの重要な相違点に関する記述、米国GAAPに基づく純利益及び株主資本の調整、並びに米国GAAPに基づき要求される追加情報の詳細については、当行の連結財務書類に対する注記20及び21を参照のこと。

(16) 重要な会計方針

当行の財政状態及び業績を理解するには、当行の重要な会計方針並びに当行がかかる方針を適用するにあたりどの程度判断及び推測を行っているかを理解することが重要である。当行の会計及び報告方針は、インドGAAPに従っており、当行の商品及びサービス並びに当行が遂行する業務に関連した標準的な会計原則に準拠している。インドGAAPは、当行に、財務書類の日付現在、報告された資産及び負債の金額並びに報告された年度の収益及び費用の見積り及び予測を記載することを要求している。したがって、当行は、実際の結果が不明確な状況において予測をするため、かなりの判断及び推測をいっている。当行の連結財務書類に対する附属明細書17－重要な会計方針も参照のこと。

ICICIバンク・リミテッド

(a) 投資の会計処理

ICICIバンクは、インド準備銀行により発表された投資有価証券の分類及び評価についてのガイドラインに従ってその投資有価証券を計上している。当行は、当行のすべての投資有価証券を(a)「満期保有目的」、(b)「売却可能」及び(c)「トレーディング目的保有」に分類している。これらの各分類の下で、当行はさらに投資有価証券を(a)政府発行有価証券、(b)その他の適格有価証券、(c)株式、(d)債券及びディベンチャー、(e)子会社及びジョイントベンチャー並びに(f)その他に分類している。

「満期保有目的」有価証券は、額面金額を超過する割増価格で取得された場合には、取得原価又は償却引き原価で計上される。取得した固定利付有価証券及び変動利付有価証券の額面金額を超過するプレミアムは、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の実効利回り法及び定額法で償却される。ジョイントベンチャー／関連会社に対する株式投資は、インド準備銀行のガイドラインに従って、「満期保有目的」に分類されている。これらの商品は、価額の恒久的減少のために評価され、適切な引当金が設定される。

当行の「売却可能」有価証券及び「トレーディング目的保有」有価証券は、インド準備銀行により発表されたガイドラインに従って、評価されている。当行は、売却可能と分類された政府発行有価証券のうち、当行の固定及び変動金利投資の額面金額を超過したプレミアム（もしあれば）を、満期までの残存期間にわたりそれぞれ一定の実効利回り法及び定額法で償却する。当行の上場投資有価証券の市場価格は、公認の証券取引所における売買価格／相場、子会社の一般帳簿取引及びインド準備銀行の価格表又はインド・プライマリー・ディーラー協会が固定利付金融市場及びデリバティブ協会と共同で定期的に発表する価格に基づいている。

当行は、固定利付金融市場及びデリバティブ協会により発表された利率に従って、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」の分類に含まれる法定流動性比率証券の性質を有する非上場政府発行有価証券の市場価格を算定している。

当行は、「売却可能」及び「トレーディング目的保有」の分類に含まれる非上場の非政府機関発行の固定利付有価証券（パススルー証券を含む。）の市場価格を算定しており、満期までの利回り（以下「満期利回り」という。）の利率と連動するか否かにかかわらず、固定利付金融市場及びデリバティブ協会により発表された政府発行有価証券に係る満期利回り利率を越える利幅で（これに伴う信用リスクを反映した上で）算定される。

当行は、上場されていない当行の株式の市場価格を算出するにあたり、直近の貸借対照表が入手可能な場合には清算価値とする。かかる貸借対照表が入手できない場合には、上場されていない株式の評価額は、インド準備銀行のガイドラインに従い、1ルピーとする。

当行は、当行の「売却可能」区分及び「トレーディング目的保有」区分に該当する有価証券の仮証券（すなわち、個別の有価証券により）の市場価格を算定し、各分類別に貸付の形態で入手したものを除く有価証券の価値の増減額を合計する。各分類における純増加額（もしあれば）は、未実現であるため計算に入れられないが、純減少額については算入される。不良投資は、インド準備銀行の現行のガイドラインに基づき、計上される。既存貸付の転換として取得した有価証券の減少額は全額が算入される。戦略的な債務再編スキームに基づき当行が取得し保有する株式の減少額は、係る債務の株式への転換日から4四半期の期間にわたって算入される。

当行は、インド準備銀行の現行のガイドラインに従い、銀行及び金融機関との間の買戻条件付取引及び逆買戻条件付取引を、それぞれ借入取引及び貸付取引として計上している。当行は、インド準備銀行との間の流動性調整枠下の取引を、借入取引及び貸付取引として計上している。

インド準備銀行のガイドラインに従い、当行は、投資の売買（インド政府及び州政府債を除く。）について、取引日に基づく会計処理方法に従っている。インド政府及び州政府債については、決済日に基づく会計処理方法に従う。

(b) 貸付金及びその他の与信枠に対する引当金／償却

引当金は一般的に、ICICIバンクにより、正常先資産、要管理先資産及び破綻懸念先資産に対して、インド準備銀行により定められた利率で設定されている。インド準備銀行ガイドラインにより要求される範囲において、破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は引当／償却されている。海外支店で保有される貸付金のうち、貸付実施国の規制では（回収額の計上以外の理由で）減損しているとみなされるが既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常である貸付金は、貸付実施国における残高については不良債権に分類される。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでは正常先であるが貸付実施国のガイドラインでは不良債権に分類される貸付金については、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。非協力的借入人として分類された借入人、インド準備銀行のストレス資産の枠組みに基づく故意の不履行及び不良資産に関し、当行は現行のインド準備銀行ガイドラインに従って早期の引当金計上を行う。当行が保有する個人向け貸付に対する特別引当金は、規制上の最低要件を上回っている。当行は、不良債権に対する特別引当金、正常先貸付に対する一般引当金、及びバンク・オブ・ラジャスタンの合併により引き継いだ流動引当金を有している。

現在価値で評価される条件緩和貸付の公正価値の減少がもしあれば、その額は償却され、又は引当金が当該減少の程度で計上される。条件緩和正常先貸付として分類された条件緩和貸付は、ガイドラインに記載された特定期間まで、非条件緩和正常先貸付と比較して高い正常先資産の引当金及び高い自己資本比率規制のリスク加重資産の対象となっている。特定期間とは、再編計画に基づく最長の支払猶予期間を有する信用供与の利息又は元本の第1回の支払いの開始された日のいずれか遅い方の日付から1年間とし、その間の支払いは監視される。かかる貸付は正常先資産に係る引当金／リスク加重率が正常な水準に戻らない限り、条件緩和貸付として分類され、すなわち特定期間の終了後1年間の間とする。当行は、貸付が条件緩和された借入人の融資ベースの与信枠の総額を開示しなければならない。

当行はまた、インド準備銀行が発行したガイドラインに従い、当行の正常先貸付に対して一般引当金を設定しており、それにはヘッジされていない外貨為替リスクを有する借入人に対する貸付についての引当金及びインドの会社のステップダウン子会社のリスクに対する引当金を含む。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は、貸付実施国の規制要件とインド準備銀行の要件のいずれか高い方で計上されている。

さらに、当行は、国別エクスポージャー（間接的カントリー・リスクを含み、自国のエクスポージャーを除く。）に対して引当金を設定している。国は、7つのリスク区分、すなわち「些少」、「低い」、「中程度に低い」、「中程度」、「中程度に高い」、「高い」及び「非常に高い」に分類され、契約期間が180日間を超えるエクスポージャーに対して0.25%から25%まで段階的に引当てが行われる。契約期間が180日未満の債権については、180日間を超えるエクスポージャーに対する適用率の25%の引当金を保有しなければならない。間接的エクスポージャーは、当該エクスポージャーの50%とみなされる。各国に関する国別債権額（純額）が当行の融資総額の1%を超えない場合には、引当金を設定する必要はない。

(c) 資産の譲渡及びサービシング業務

ICICIバンクは、法人向け貸付金及び消費者向け貸付金を、証券化取引を通じて譲渡している。当行が対象証券化貸付契約において特定された便益に対する権利を放棄した場合にのみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡及及びサービシング債務は、引当金控除後の金額で計上される。

インドGAAPによれば、2006年2月1日より、貸付資産の証券化によって生じた純利益は、かかる資産の売却先である特別目的会社／特別目的事業体が発行したか又は今後発行する証券の存続期間にわたって、計上されている。2012年5月7日より、証券化により生じた利益／保険料は、インド準備銀行が定めた方法に基づき、取引の存続期間にわたって減価償却される。貸付資産のセル・ダウン証券化及び直接譲渡により生じる純損失は、売却時に計上される。

資産再構築会社に売却される貸付金の場合は、超過引当金は戻し入れられず、証券会社／再構築会社に対する他の金融資産の売却により生じる不足分／損失を補填するために活用される。2014年2月26日より、インド準備銀行ガイドラインに従って証券会社／再構築会社に不良債権が売却された場合、当行は、当該金額を受領する年度内に、損益計算書上で超過引当金を戻し入れる。

ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー

非ユニットリンク契約の保険料は、保険契約者から支払われた時点で収益として認識される。ユニットリンク事業に関しては、保険料は関連ユニットが作成された時点で認識される。失効した保険契約に係る保険料は、かかる保険契約が復活された時点で収益として認識される。

ユニットリンク契約からの利益（資金管理手数料、保険証券管理手数料、危険保険料及び（もしあれば）その他手数料を含む。）は、発行済保険契約の条件に従って、ユニットリンクの資金から補填され、期限到来時に計上される。

獲得費用は、保険契約によって変動し、主に保険契約の獲得に関連している費用であり、費用が発生した期間に費用計上される。

保険数理上の債務は保険数理上の慣例、1938年保険法（2015年保険法（改正）により改正されている。）の要件、インド保険業規制開発委員会の規則及びインド数理協会の保険数理慣行に従って計算される。

将来充当されるファンド（ユニットリンク）－失効したユニットリンク契約に関して、アポインテッド・アクチュアリーにより将来充当されるファンドとして見積もられた金額は、貸借対照表上に留保され、最長復元期間の満了まで株主への配当に利用することはできない。

将来充当されるファンド（非ユニット及び非参加型）－アポインテッド・アクチュアリーによる勧告に従い、事業のリンクラインの非ユニット資金及び非参加型資金の剰余分は、将来充当されるファンド又は株主の資金として充当するため保有することができる。株主の資金として保有される場合、将来充当されるファンドは失効又は無効となった方針の復活等の偶発事象の際の資金に流用される。

将来充当されるファンド（参加型）－アポインテッド・アクチュアリーによる勧告に従い、未処分剰余金は、将来充当されるファンドとして貸借対照表上に留保される。

投資は、1938年保険法（2015年保険法（改正）により改正されている。）、2000年保険業規制委員会（投資）規則（その時々において改正済）、2002年保険規制開発局（保険会社の財務書類及び監査報告書の作成）規則、当行の投資方針及びインド保険規制開発局がこれに関して随時発行するその他多様な通知／通告に従って行われる。したがって、投資に係る未実現利益は、ユニットリンク事業の場合を除き、損益計算書に計上されない。非ユニットリンク保険契約者セグメント及び非ユニットリンク株主セグメントにおける、株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、貸借対照表上の「公正価値の変動勘定」に反映される。

(17) 公正価値測定

当行は、ASC Topic 820に規定される公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値測定において使用されるインプットの3つのレベルについて説明している。

レベル1の金融商品は、活発な市場で取引される同一の金融商品の調整前市場相場価格に基づいて評価される。

レベル2の金融商品は、活発な市場における類似の金融商品の市場相場価格、活発でない市場における同一又は類似の金融商品の市場相場価格、市場参加者の見積価格、及び活発な市場において観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールドカーブ、ボラティリティー及びクレジット・スプレッドが用いられるが、これらは、ロイター、ブルームバーグ、インド外国為替業協会及びインドの固定利付金融市場及びデリバティブ協会等の公的情報源から入手可能である。

レベル3の金融商品は、重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又は評価モデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー法又は類似の技法を用いて決定され、少なくとも1つの重要なモデルにおける仮定又はインプットが観察不能である場合、又は公正価値の決定に重要な経営陣による判断若しくは見積りが必要である場合、金融商品はレベル3に該当する。

当行の投資及びデリバティブ・ポートフォリオの評価のために当行が採用している評価方法は、下記に要約される。ポートフォリオの大部分は、調整前市場相場価格若しくは取引価格に基づき、又はロイター、ブルームバーグ及び証券取引所といった公的情報源から入手可能な金利、イールドカーブ、ボラティリティー及びクレジット・スプレッドといった市場で観察可能なデータを用いるモデルに基づき、評価される。

ルピー建ての固定利付ポートフォリオ（政府証券及び社債に対するすべてのルピー投資を含む。）は、固定利付金融市場及びデリバティブ協会が制定した市場参加者向けのガイドラインに基づき、評価される。固定利付金融市場及びデリバティブ協会は、指定商業銀行、公的金融機関、プライマリー・ディーラー及び保険会社の協会であり、インドにおける債券、デリバティブ及び金融市場のための自主市場機関である。国際投資ポートフォリオは、通常、市場相場価格に基づいて評価される。特定の市場においては、その非流動性を理由に、当行は、独自の仮定及び公正価値の見積りに基づく代替の評価技法を使用する。

デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、スワップ・レート、外国為替相場、ボラティリティー及び先物レートといった市場で観察可能なデータを用いて、評価される。デリバティブの評価は、主として市場で取引されるスワップ・レート及び外国為替相場を用いて、行われる。特定のストラクチャード・デリバティブは、カウンターパーティーの相場に基づき、評価される。デリバティブ取引に係るエクスポージャーは、それぞれのカウンターパーティーに承認された与信の上限に対して、算定され、記録される。

当行はまた、観察不能なデータに基づき評価された、又はそれらの公正価値の算定にあたり経営陣が行った重要な仮定を含む、投資及びデリバティブを保有している。かかる金融商品は、FASB ASC Topic 820「公正価値測定及び開示」に定義される区分に従ってレベル3に分類されている。

(18) 米国GAAPに基づくレベル3の投資の評価方法の詳細

レベル3の金融商品に対する当行の投資総額は、2015年度末現在における128.7十億ルピーに対し、2016年度末現在において117.5十億ルピーであった。レベル3の投資総額のうち、113.2十億ルピーはインド関連投資で、4.3十億ルピーはインド関連でない投資であった。インド関連投資の内訳は、パススルー証券94.2十億ルピー、社債11.0十億ルピー、ベンチャー・キャピタル・ユニット4.5十億ルピー、株式3.1十億ルピー及び有価証券受領証0.4十億ルピーであった。インド関連でない投資は、2016年度末現在、抵当担保証券3.9十億ルピー及び株式0.4十億ルピーであった。

非流動的とみなされ、評価モデルで評価された債券は、かかる有価証券の評価に用いられるインプットが観察不能な市場データから集められたか、又は当該債券が市場観察データに調整された後に評価された場合に限りレベル3の商品に分類されている。11.0十億ルピーの債券に対する投資は、償却原価（減損控除後）で又は重要な経営見積もり及び仮定を用いて開発されたブルームバークから入手可能な価格に基づき、又は原担保の市場価格に基づき、評価される。

また、資産担保証券市場及び抵当担保証券市場における非流動性のため、有価証券の大部分はレベル3に分類され、評価モデルを用いてこれらの有価証券の評価を行っている。

インドのパススルー証券の評価は、対象信託から支払われる見積キャッシュ・フローに依拠する。対象信託は、見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数に関する仮定を行う。パススルー証券のキャッシュ・フローは、満期利回り利率及び固定利付金融市場及びデリバティブ協会が月末に発表したクレジット・スプレッドで割り引かれる。

有価証券受領証及びベンチャー・キャピタル・ファンドの評価額は、発行会社が発表する純資産価値を用いて計算されている。

当行のカナダの子会社は、主に抵当担保証券の利回りに対する住宅ローンの金利の超過スプレッドを表す、貸借対照表上、売却可能有価証券として公正価値3.9十億ルピー（内部モデルを用いて決定される。）で記録されている留保利益を有している。

当行が、市場で観察可能なデータを参照して価格決定を行う商品の価格決定の評価のために用いられる方法には、当行のモデルによる算定値とカウンターパーティーの相場の比較、第三者の価格決定手段による価格決定の比較、モデル又はケースバイケースの基準で用いられるその他の手段において用いられる評価方法の再現が含まれる。価格はまた、様々なシナリオに基づき算定され、整合性について確認される。しかしながら、信頼できる時価又は入手可能な市場で観察可能なデータがない場合の商品については、代替手段によって発展したモデルを用いて、また適用ある場合はいつでも代替物を利用して、評価が行われる。独立した価格決定モデルの検証は、リスク管理グループから独立した事業体／ユニットにより行われる。

(19) 近年発表された米国GAAPに基づく会計基準**(i) 顧客との契約から生じる収益**

2014年5月、財務会計基準審議会は、Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の更新である、会計基準更新書第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」(ASU 2014-09)を発表した。当該更新書における改訂では、企業に約束した財又はサービスの顧客への移転を示すように、財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を計上することを要求している。会計基準更新書第2014-09号は、2017年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(ii) 連結された債務担保金融事業体の金融資産及び金融負債の測定

2014年8月、財務会計基準審議会は、Topic 810「連結」の更新である、会計基準更新書第2014-13号「連結された債務担保金融事業体の金融資産及び金融負債の測定」(ASU 2014-13)を発表した。当該更新書における改訂は、連結された債務担保金融事業体の金融資産及び金融負債の公正価値の測定について2つの代替法を記載している。1つ目はASC Topic 820「公正価値測定及び開示」の要件を利用して金融資産及び金融負債の公正価値を測定することを要求しており、金融資産及び金融負債の公正価値に差異がある場合には、連結された債務担保金融事業体に帰属し、連結損益計算書の所得に計上される。もう1つの代替法は、金融資産及び金融負債が、より観察可能な資産又は負債の公正価値を使用して測定されることを要求している。代替法はまた、親会社に保有されている債務担保金融事業体の実質持分の帳簿価格(サービスの対価を意味するもの、一時保有の非金融資産の帳簿価格を含む。)も考慮に入れる。会計基準更新書第2014-13号は、2015年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。この会計基準更新書の適用により当行の財務書類が重大な影響を受けることはない。

(iii) 株式の形式で発行された混合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断

2014年11月、財務会計基準審議会は、Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の更新である、会計基準更新書第2014-16号「株式の形式で発行された混合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断」(ASU 2014-16)を発表した。会計基準更新書は、主契約の性質が負債と資本のいずれにより類似しているかを判断するために、株式の形式で発行された混合金融商品全体(組込デリバティブの特性を含む。)の経済的な特性及びリスクを評価することを企業に要求している。さらに、会計基準更新書は、1つの事象又は特性では必ずしも主契約の経済的な特性及びリスクを判断することはできないと明記している。したがって、企業は関連する事象及び特性すべての評価に基づいて判断するべきである。会計基準更新書第2014-16号は、2015年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(iv) 1株当たり純資産価値(又はそれに準ずるもの)で算定する特定の企業への投資に関する開示

2015年5月、財務会計基準審議会は、ASC Topic 820「公正価値測定」の更新である、会計基準更新書第2015-07号「1株当たり純資産価値(又はそれに準ずるもの)で算定する特定の企業への投資に関する開示」(ASU 2015-07)を発表した。当該更新書における改訂は、1株当たりの純資産価値による実務上の簡便法を用いて公正価値が測定されるすべての投資を公正価値ヒエラルキーの中で区分することを求める現行の要求事項を削除するものであり、法人がかかる実務上の簡便法を用いることを選択した場合には、かかる投資に関連する特定の開示要件の範囲が変更される。会計基準更新書第2015-07号は2015年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(v) 金融資産及び金融負債の認識並びに測定

2016年1月、財務会計基準審議会は、ASC Topic 825「金融商品-全般」の更新である、会計基準更新書第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識並びに測定」(ASU 2016-01)を発表した。当該更新書における改訂は、金融商品の認識、測定、表示及び開示の特定の側面を対象としている。改訂は主に資本性投資の会計処理、公正価値オプションに従った金融負債、及び金融商品の表示並びに開示要件に影響を及ぼす。会計基準更新書第2016-01号は2017年12月15日より後に開始する年次報告期間より適用され、その後の期中報告期間及び年次報告期間に適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(vi) リース

2016年2月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-02号「リース」(ASU 2016-02)を発表した。会計基準更新書第2016-02号は、リースの認識、測定、表示及び開示について、賃貸人、賃借人双方の方針を記載している。この改訂はすべてのリースがリース資産又はリース負債として貸借対照表上で認識されることを要求しており、また、リース契約に関する重要な情報について量的、質的開示を要求している。会計基準更新書第2016-02号は2018年12月15日より後に開始する年次報告期間より適用され、その後の期中報告期間及び年次報告期間に適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(vii) 負債の消滅

2016年3月、財務会計基準審議会は、Topic 405「負債」の更新である、会計基準更新書第2016-04号「負債-負債の消滅(Subtopic 405-20)」(ASU 2016-04)を発表した。当該更新書における改訂は、前払価値保蔵商品に係る負債の認識中止のための特別な指針を記載している。会計基準更新書第2016-04号は2017年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(viii) デリバティブ及びヘッジ：既存のヘッジ会計の関係に対するデリバティブ契約の更改の影響

2016年3月、財務会計基準審議会は、Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の更新である、会計基準更新書第2016-05号「デリバティブ及びヘッジ(Topic 815)、既存のヘッジ会計の関係に対するデリバティブ契約の更改の影響」(ASU 2016-05)を発表した。当該更新書における改訂は、Topic 815の下ではヘッジ手段として指定されているデリバティブ契約の契約相手の変更は、その他すべてのヘッジ会計の基準が満たされていることを条件として、それ自体では、ヘッジ関係の指定の取り消しを要求しないことを明確化している。会計基準更新書第2016-05号は2016年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(ix) デリバティブ及びヘッジ：負債性商品における条件付プット及びコール・オプション

2016年3月、財務会計基準審議会は、Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の更新である、会計基準更新書第2016-06号「デリバティブ及びヘッジ(Topic 815)、負債性商品における条件付プット及びコール・オプション」(ASU 2016-06)を発表した。当該更新書における改訂は、組込デリバティブを区分けするための基準のひとつである負債ホストの経済特性及びリスクに明確かつ密接に関連するコール(プット)・オプションの経済特性及びリスクを査定する際に実行することを要求されている手順を明確にしている。会計基準更新書第2016-06号は2016年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(x) 持分法会計への移行の簡素化

2016年3月、財務会計基準審議会は、Topic 323「投資-持分法及びジョイントベンチャー」の更新である、会計基準更新書第2016-07号「持分法会計への移行の簡素化」(ASU 2016-07)を発表した。当該更新書における改訂は、持分法を用いる投資家は、投資先の追加持分の取得コストを時価基準により既存の持分に加算し、持分法会計上投資が適格となった日付で持分法会計を適用することを要求する。そのため、持分法会計において適格となったことを受け、投資の遡及的調整は不要である。さらに、この改訂は持分法会計に適格となった売却用株式を有する法人は、投資に持分法の利用が適格となった日付でその他包括利益に累積された未実現保有損益を収益を通じて認識することを要求する。会計基準更新書第2016-07号は2016年12月15日より後に開始する期中報告期間及び年次報告期間より適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(xi) 報酬-株式による報酬

2016年3月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-09号「報酬-株式による報酬」(ASU 2016-09)を発表した。当該更新書における改訂は、株式に基づく報酬の会計処理のさまざまな側面を簡素化することを目的とする複数の規定を含み、これには所得税効果、報奨金を持分又は負債のいずれかへの分類、及びキャッシュ・フロー計算書の分類を含む。会計基準更新書第2016-09号は2016年12月15日より後に開始する年次報告期間より適用され、その後の期中報告期間及び年次報告期間に適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(xii) 金融商品-信用損失

2016年6月、財務会計基準審議会は、会計基準更新書第2016-13号「金融商品-信用損失」(ASU 2016-13)を発表した。当該更新書における改訂は、償却原価法で測定される資産に関連して、現行のGAAPに基づく当初の認知閾の推定値を除外し、代わりに法人のすべての予定信用損失の現在の概算を反映させる。信用損失が現行のGAAPに基づき測定される場合、法人は一般的には被った損害を測定するために過去の事象及び現在の状況のみを考慮する。当該更新書における改訂は、法人が総合的又は個別に資産を測定するための予定信用損失の見積もりを測定する際に考慮しなければならない情報の幅を広げる。さらに、売却可能負債証券の信用損失は現行のGAAPと類似した方法で測定されるものとする。ただし、当該更新書における改訂は、信用損失が評価損ではなく引当金として表示されることを要求している。会計基準更新書第2016-13号は2019年12月15日より後に開始する年次報告期間より適用され、その後の期中報告期間及び年次報告期間に適用される。当行は、この基準書の適用による影響を評価中である。

(20) インドの会計基準と国際財務報告基準とのコンバージェンス

本書に含まれる財務書類及びその他の財務情報は、インドGAAPによる当行の非連結財務書類及び連結財務書類に基づいている。インド勅許会計士協会は国際財務報告基準とインドの会計基準をまとめたインド会計基準 (Ind AS) (会計基準の改訂集) を発行した。インドにおける会計基準導入のための立法機関である企業省は、これらインド会計基準 (Ind AS) の導入を発表した。企業省は、インドの企業がインド会計基準 (Ind AS) に移行するための2016年4月1日からの段階的な行程表(銀行、非銀行金融会社及び保険会社を除く。)を発行した。2016年度、企業省は関連規制機関と協議の上、2018年4月1日を銀行、及び保険会社のインド会計基準 (Ind AS) への移行日として、また非銀行金融会社については2018年4月1日から段階的に行うとして通知した。したがって、ICICIグループは2018年4月1日からインド会計基準 (Ind AS) を適用する。既存のGAAPとは異なる基準に基づき作成された財務書類は、本書に記載の財務書類及びその他の財務情報と大幅に異なる可能性がある。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(g) 技術」, 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(i) 財政状態―(i) 資産」, 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較―(h) 財政状態―(i) 資産」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 設備投資」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ICICIバンクの本店は、インド国グジャラート州バドダラ市390 007、レース・コース・サークル、ランドマーク (Landmark, Race Course Circle, Vadodara 390 007, Gujarat, India) に所在する。当行の主たる事務所は、インド、マハラシュトラ州400 051、ムンバイ市、バンドラーカーラ・コンプレックス、ICICIバンク・タワーズ (ICICI Bank Towers, Bandra-Kurla Complex, Mumbai 400 051, Maharashtra, India) に所在する。

2016年3月31日現在、インドにおいてICICIバンクの主要ネットワークは、2015年3月31日現在の4,050の支店及び12,451台のATMと比較して、4,450の支店及び13,766台のATMにより構成されていた。かかる施設はインド国内の随所に配置されている。支店、出張所及びATMに加えて、ICICIバンクは、ムンバイ及びハイデラバードに、バドダラの本店及びムンバイの主たる事務所を含む統括又は管理事務所が45ヶ所あり、処理センターが52ヶ所、そしてカレンシーチェストが35ヶ所ある。当行は、バーレーン、ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター、香港、カタール・ファイナンシャル・センター、シンガポール、スリランカ、米国、南アフリカ及び中国に支店を、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、インドネシア及びマレーシアの各国に駐在員事務所を有している。さらに当行は、従業員向けに居住用住宅設備を提供している。2016年3月31日現在、当行は、721世帯分の従業員用集合住宅を所有していた。

3【設備の新設、除却等の計画】

「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(g) 技術」, 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(4) 事業の見通し―(i) 財政状態―(i) 資産」, 「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 2015年度財務情報の2014年度財務情報との比較―(h) 財政状態―(i) 資産」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(9) 設備投資」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】**1【株式等の状況】****(1)【株式の総数等】****①【株式の総数】**

(2016年3月31日現在)

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
普通株式（券面額2ルピー）6,375,000,000	5,814,768,430 (1)	560,231,570
株式（券面額100ルピー） 15,000,000(2)	なし	15,000,000
優先株式（券面額10百万ルピー） 350	350	なし

(1) 失権した266,089株を除く。

(2) これらの株式は、当行の付属定款の規定に従い当行が定める種類及び権利、特典、条件又は制限が付され、かつ当該時点で効力を有する関連法令に服するものとする。

②【発行済株式】

(2016年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (券面額2ルピー)	普通株式	5,814,768,430 (1)	普通株式： ムンバイ証券取引所 インド全国証券取引所 米国預託証券： ニューヨーク証券取引所	1株当たり額面金額 2ルピーの 株式
記名式額面株式 (券面額10百万ルピー)	優先株式	350	該当事項なし	1株当たり額面金額 10,000,000ルピーの 優先株式
計	—	5,814,768,780 (1)	—	—

(1) 失権した株を除く。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済 株式総数 増減数(株)	発行済 株式総数 残高(株)	資本金増減額 (ルピー)	資本金残高 (ルピー)	摘要
2012年度中	4,710,350	5,763,572,210	9,420,700 (16,015,190円)	11,527,144,420 (19,596,145,514円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による4,710,350株の発行
2013年度中	4,336,365	5,767,908,575	8,672,730 (14,743,641円)	11,535,817,150 (19,610,889,155円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による4,336,365株の発行
2014年度中	7,027,700	5,774,936,275	14,055,400 (23,894,180円)	11,549,872,550 (19,634,783,335円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による7,027,700株の発行
2014年度中	(772,430)	5,774,163,845	1,544,860 (2,626,262円)	11,548,327,690 (19,632,157,073円)	券面額10ルピーの際の154,486株(券面額2ルピーでは772,430株式に相当)の失効
2015年度中	23,080,800	5,797,244,645	46,161,600 (78,474,720円)	11,594,489,290 (19,710,631,793円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による23,080,800株の発行
2016年度中	17,523,785	5,814,768,430	35,047,570 (59,580,869円)	11,629,536,860 (19,770,212,662円)	2000年従業員ストック・オプション制度に基づく権利行使による17,523,785株の発行

- (1) 当行の株主は、普通株式1株を5分割し、1株当たりの額面価額10ルピーを1株当たり2ルピーとする株式分割を行うことを承認した。株式分割の基準日は、2014年12月5日であった。すべての株式及び株式ごとの情報は、記載されている各期間における分割による影響を反映している。

(4)【所有者別状況】

以下の表は、2016年6月30日現在における当行の株式の保有に関する情報を示したものである。

	発行済株式総数に 対する比率(%)	保有株式数
政府系株主：		
インド生命保険公社	10.4 %	607,719,713
インド総合保険公社及び国有の総合保険会社	1.7	101,586,160
UTI及びUTI ミューチュアル・ファンド	0.8	45,113,848
その他の政府系機関、ミューチュアル・ファンド、企業及び銀行	0.2	11,797,493
政府系株主合計	13.1	766,217,214
その他のインドの投資家：		
個人の国内投資家(1)(2)	6.1	356,448,362
ミューチュアル・ファンド及び銀行 (政府系ミューチュアル・ファンド及び銀行を除く。)(2)	10.1	585,487,037
上記以外のインド企業及びその他(2)	5.6	322,899,050
その他のインドの投資家合計	21.8	1,264,834,449
インドの投資家合計	34.9	2,031,051,663
海外投資家：		
米国預託株式所有者の預託機関としてのドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	25.4	1,476,461,326
ドッジ・アンド・コックス・インターナショナル・ストック・ファンド (Dodge And Cox International Stock Fund)	6.4	371,911,985
ユーロパシフィック・グロウス・ファンド (Europacific Growth Fund)	2.2	130,051,772
その他の海外機関投資家、外国銀行、外国法人、外国企業、外国人、外国機関投資家及び非居住者であるインド人(2)	31.1	1,807,445,234
海外投資家合計	65.1	3,785,870,317
合計	100.0 %	5,816,921,980

- (1) 業務執行役員及び取締役（非業務執行取締役を含む。）全体で、2016年6月30日現在、約0.06%のICICIバンクの株式を保有していた。
- (2) 本分類に属する株主は単独で、当該日現在、5.0%以上のICICIバンクの株式を保有していなかった。

政府系株主による保有は、2014年6月30日現在における11.0%及び2015年6月30日現在における11.2%に対し、2016年6月30日現在では13.1%であった。インド生命保険公社による保有は、2014年6月30日現在における8.3%及び2015年6月30日現在における8.5%に対し、2016年6月30日現在では10.4%であった。

当行は、独立した商業銀行として事業を展開しており、インド政府が当行の株式を直接保有したことはない。政府系株主により保有されている株式持分に関し、当行が把握する限りにおいて存在する又は当行が当事者となる株主間契約又は議決権信託はない。当行は経営管理、議決権、希薄化防止又はその他の事項に関し、政府系株主との間で契約を締結していない。当行の付属定款では、インド政府は、インド政府とICICIとの間の保証契約に従って、1名の代表者を当行の取締役として任命する権利を有しているとされている。インド政府は、1名の代表者を当行の取締役に任命した。当行は、従来、インド生命保険公社及びインド総合保険公社といった当行の主要な機関株主である各政府系保険会社から、当行の取締役会に代表者を招き入れている。現在、当行の取締役会にはインド生命保険公社の代表者が1名いるが、インド総合保険公社の代表者はいない。当行の取締役会の構成の詳細については、「－4 役員の状況－(1) 当行の取締役及び業務執行役員」も参照のこと。

その他のインドの投資家による保有は、2014年6月30日現在における19.5%及び2015年6月30日現在における19.2%に対して、2016年6月30日現在では21.8%であった。インドの投資家による保有の合計は、2014年6月30日現在における30.5%及び2015年6月30日現在における30.4%に対して、2016年6月30日現在においては34.9%であった。海外の投資家による保有は、2014年6月30日現在における69.5%及び2015年6月30日現在における69.6%に対して、2016年6月30日現在においては65.1%であった。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(h) 監督及び規制―インド準備銀行に関する規制―持分制限」も参照のこと。ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、米国預託株式保有者のための預託機関として、米国預託証券738百万株の発行済米国預託証券により表章される株式を保有している。米国預託株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されている。銀行規制法に基づき権力を行使するインド準備銀行は、銀行の1株主の議決権につき15.0%の上限を通知している。したがって、2016年6月30日現在において、約25.4%の当行の株式を保有する（預託機関としての）ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズが、当行の株式の15.0%についてのみ議決権を行使することができることを意味する。加えて、当行の預託契約の条項において、ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズは、当行の取締役会による指示に従い、これら株式について議決権を行使しなければならない。当行の米国預託株式保有者は、議決権を保有する当行の株式保有者と違い、議決権を有しない。上記を除き、異なる内容の議決権を保有する株主はいない。「―第2―3 事業の内容―(1) インドの金融部門の概要―(m) 構造改革―(i) 銀行規制法の改正」も参照のこと。

米国預託株式の受取費用及び支払い

(a) 当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料

当社の米国預託株式保有者によって支払われる費用及び手数料は、以下を含む。

- (i) 米国預託株式の各発行に対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。これには、株式分配、配当、株式分割、無償交付及び新株引受権の分配による発行を含む。
- (ii) 原預託証券と交換される米国預託株式の各引渡しに対し、米国預託株式1株当たり0.05米ドル以下の費用について請求される。
- (iii) 預託契約に基づいた預託証券の分配に係る費用は、上記(i)で述べられた米国預託株式の発行及び受渡しに対する費用と等しい金額であり、かかる証券の預託の結果として請求される。その代わりに、かかる証券は、預託機関であるドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズから米国預託株式保有者に対して分配される。

さらに、預託契約の条項に従い、預託機関は、各登録保有者に対して下記の費用について請求する権利を有する。

- (i) 米国預託株式又は米国預託株式の原株式に対して、預託機関又は保管機関が負担した税金又はその他の政府関係手数料（それらに対して課せられた適用ある罰金を含む。）。
- (ii) 預託証券の預託又は引出しに関して適用ある登録において、預託証券の譲渡若しくは登録に係る譲渡費用又は登録費用（適用ある場合には、中央証券預託機関における費用を含む。）。
- (iii) 預託機関が負担した電信、テレックス、ファクシミリ及び受渡し手数料。
- (iv) 外国通貨との交換に際して預託機関が負担した通常の手数料。これには、外国為替管理規制及びその他の適用ある法令規制の遵守に関連して、登録保有者のために負担した費用を含み（ただし、これらに限らない。）、並びに、預託機関によって支払われるすべての経費、譲渡費用及び登録費用、税金、関税、政府関係手数料又はその他の手数料を含む。

現金配当の場合、その費用（該当ある場合）は、通常は分配される現金から控除される。その他の費用については、投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている米国預託株式、又は、ブローカー及び保管機関の口座に（DTCを通じて）保有されている米国預託株式に対しては、預託機関により決定された方法によって、米国預託株式保有者から回収されることがある。現金以外で配当を行う場合（すなわち、株式配当の場合）は、預託機関は、適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に対して配当と同時に請求する。米国預託株式が投資家の名前で（有資格者として又はブックエントリー方式によって）登録されている場合は、預託機関は適用ある基準日現在の米国預託株式保有者に請求明細書を送付する。

米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者が税金又はその他の政府関係手数料を預託会社に対して支払うべき場合、預託会社、保管機関又は当行は、預託証券に関して行われるいずれかの分配から天引き又は控除し、米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者の口座に対して預託証券のいずれか又は全部を売却することがある。そして、預託会社、保管機関又は当行は、かかる分配及び売却によって、かかる税金（適用ある利息及び罰金を含む。）又は手数料の支払いが促進され、米国預託株式の所有者及び／又は実質的所有者がいかなる不足に対しても全面的な法的責任を引き続き負うと考えている。

(b) 預託機関によって支払われる費用及びその他の支払い

2012年度、当行は預託機関であるドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズと契約を締結し、これにより預託機関は投資家向け広報活動のために当行が支払った年間経費又は米国預託株式受取プログラムの維持管理に直接的に関連するその他の費用について当行に弁済することとなる。預託機関が当行に弁済する金額は上限が設けられているが、当行に支払われる弁済金額は必ずしも預託機関が投資家から集める費用と連動する必要はない。ドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズを預託機関から解任する場合又は米国預託株式受取プログラムが終了する場合を含む、特定の状況において、当行はドイツ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズに対し過去の弁済金額を払い戻す義務がある。2016年度中、当行は預託株式受取プログラムに関連して既に発生した費用に対して米国預託機関から325,000米ドルの弁済を請求し、受領した。

(5) 【大株主の状況】

株式総数に対する所有株式数の割合が1%を超える株式保有

(2016年9月16日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
ドイツ・バンク・トラスト・カン パニー・アメリカズ (米国預託株式保有者のための預託 機関)	C/O. ICICI Bank, SMS, Empire House, 1st Floor, 414, Senapati Bapat Marg, Lower Parel, Mumbai - 400013	1,476.79	25.38
インド生命保険公社	Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai 400021	613.91	10.55
ドッジ・アンド・コックス・イン ターナショナル・ストック・ファン ド	Deutsche Bank Ag, DB House, Hazarimal Somani Marg, Post Box No. 1142, Fort, Mumbai - 400001	371.31	6.38
ユーロパシフィック・グロウス・ ファンド	JPMorgan Chase Bank N.A., India Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad West, Mumbai - 400064	130.05	2.24
スティッチング・デポジトリ－APG エマージング・マーケット・エクイ ティ・プール (Stichting Depositary APG Emerging Markets Equity Pool)	JPMorgan Chase Bank N.A., India Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad West, Mumbai - 400064	58.93	1.01
計	-	2,650.99	45.56

2【配当政策】

インド法の下では、会社は、その取締役会による提案及び各年度末から6ヶ月以内に開催される年次株主総会における株主の過半数の承認をもって配当金を支払う。株主は取締役会が提案した配当金額を減額する権利を有するが、増額する権利はない。配当金は、会社の当該年度の収益の中から（配当は宣言される。）又は過年度の未配当収益から支払うことができる。配当は、「中間配当」として、中間期に会社により支払われる場合があり、取締役会が提案した最終配当と一緒にされない限り、株主の承認を必要としない。インド準備銀行は、銀行が最低健全性要件を遵守しており、インド準備銀行の公表したガイドラインに定められている配当の支払いに関する健全性基準に従っていれば、銀行は、インド準備銀行の事前の承認を得ることなく、当該会計年度の収益の中から配当の宣言及び支払いを行うことができると定めている。「一第2-3 事業の内容-(2) 事業-(h) 監督及び規制-配当の支払制限」を参照のこと。当行により発行された株式は、配当受領権を含め、すべての点において同順位である。

ICICIバンクは、その業務開始の2年目にあたる1996年度より毎年一貫して配当金を支払っている。2012年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり3.30ルピーとし、総額19.0十億ルピーの配当金が2012年6月に支払われた。2013年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり4.00ルピーとし、総額23.1十億ルピーの配当金が2013年6月に支払われた。2014年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり4.60ルピーとし、総額26.6十億ルピーの配当金が2014年7月に支払われた。2015年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり5.00ルピーとし、総額29.0十億ルピーの配当金が2015年6月に支払われた。2016年度に関しては、配当支払税を差し引いた配当金を1株当たり5.00ルピーとし、総額29.1十億ルピーの配当金が2016年7月に支払われた。

以下の表は、表示された期間において、各会計年度中にICICIバンクにより支払われた、配当支払税を差し引いた1株当たりの配当金及び配当金総額を示したものである。下記の数値は当該年度に宣言された配当金とは異なる場合がある。

	1株当たりの配当金 (単位：ルピー)	配当金総額 (単位：十億ルピー)
各会計年度中に支払われた配当金		
2012年	2.80	16.1
2013年	3.30	19.0
2014年	4.00	23.1
2015年	4.60	26.6
2016年	5.00	29.0

配当金収入は、株主にとって非課税である。ただし、当行は、配当された収益に対し配当税を支払わなければならない。2016年度において、当行は配当された収益に対し、20.358%の税率で税金（追加税及び特別税を含む。）を支払った。

将来の配当は、当行の収入、キャッシュ・フロー、財政状態、インド準備銀行の規制及びその他の要因に委ねられている。米国預託株式保有者は、米国預託株式に表章される株式に関し、未払配当金を受領する権利を有する。かかる米国預託株式に表章される株式は、発行済株式に劣後しないものとする。現在、当行はインドで発行された株式及び米国預託株式に表章される株式を保有している。

1株当たり10ルピーの株式は、1株当たり2ルピーの普通株式に5分割された。それに従い、1株当たりの配当金は調整された。

3【株価の推移】

株式

当行の発行済株式は、現在ムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所において上場され取引されている。

2016年3月31日現在において、5,814,768,430株が発行されている。インドの各証券取引所の株式相場表において表示される株価は、インド・ルピー建てである。

米国預託株式

当行の米国預託株式は、株式2株を表章しているが、2000年3月に初めて公募され、IBNの証券コードでニューヨーク証券取引所に上場され、取引されている。米国預託株式の原株式は、ムンバイ証券取引所及びインド全国証券取引所において上場されている。

2016年度末現在において、当行は、約733百万株の米国預託株式を発行しているが、かかる米国預託株式は約1,466百万株の原株式に相当する。2016年3月31日現在において、当行の米国預託株式の登録保有者約48,259人のうち、117人が米国で登録された住所を有している。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(インド全国証券取引所)

(単位：ルピー (円))

回 次	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	225.37	242.54	251.84	384.05	331.15
	(383.13円)	(412.32円)	(428.13円)	(652.89円)	(562.96円)
最 低	130.68	156.34	156.71	241.83	183.00
	(222.16円)	(265.78円)	(266.41円)	(411.11円)	(311.10円)

(1) 2014年12月4日以前の期間における価格及び株数は、株式分割に係る調整後のものである。

(ムンバイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

回 次	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	225.61	242.85	251.90	383.85	331.25
	(383.54円)	(412.85円)	(428.23円)	(652.55円)	(563.13円)
最 低	130.48	156.34	156.77	241.81	183.35
	(221.82円)	(265.78円)	(266.51円)	(411.08円)	(311.70円)

(1) 2014年12月4日以前の期間における価格及び株数は、株式分割に係る調整後のものである。

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

回 次	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	10.13	9.55	9.68	12.98	10.94
	(1,045.21円)	(985.37円)	(998.78円)	(1,339.28円)	(1,128.79円)
最 低	4.89	5.60	5.09	8.53	5.18
	(504.55円)	(577.81円)	(525.19円)	(880.13円)	(534.47円)

(1) 2014年12月4日以前の期間における価格及び株数は、株式分割に係る調整後のものである。

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

(インド全国証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月
最 高	290.05	279.55	273.90	263.00	217.20	237.50
	(493.09円)	(475.24円)	(465.63円)	(447.10円)	(369.24円)	(403.75円)
最 低	267.10	260.45	246.40	223.10	183.00	204.95
	(454.07円)	(442.77円)	(418.88円)	(379.27円)	(311.10円)	(348.42円)

(ムンバイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月
最 高	290.00	279.30	273.60	263.00	217.15	237.45
	(493.00円)	(474.81円)	(465.12円)	(447.10円)	(369.16円)	(403.67円)
最 低	267.35	260.25	246.35	222.70	183.35	205.10
	(454.50円)	(442.43円)	(418.80円)	(378.59円)	(311.70円)	(348.67円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

月 別	2015年10月	2015年11月	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月
最 高	9.21	8.74	8.37	7.64	6.42	7.16
	(950.29円)	(901.79円)	(863.62円)	(788.30円)	(662.42円)	(738.77円)
最 低	8.57	7.81	7.22	6.48	5.18	6.12
	(884.25円)	(805.84円)	(744.96円)	(668.61円)	(534.47円)	(631.46円)

4【役員の状況】

(1) 当行の取締役及び業務執行役員

※男性取締役及び業務執行役員の数：11、女性取締役及び業務執行役員の数：2（女性取締役及び業務執行役員の割合：15%）

（2016年8月18日現在）

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
非業務執行 会長	マヘンドラ・クマール・シャルマ (Mahendra Kumar Sharma) (69歳)	マヘンドラ・クマール・シャルマ氏は、2015年7月1日付で当行取締役会の独立非業務執行会長に任命された。シャルマ氏は、文学士の学士号及び法学士をラクナウ大学キャンピング・カレッジ (Canning College University of Lucknow) において取得している。同氏は、デリー大学の経営学部で人事管理の準修士の学位を取得し、インド法科大学院 デリー校 (Indian Law Institute, Delhi) を卒業した。 シャルマ氏は、2007年5月にヒンドゥスタン・ユニリーバ・リミテッド (Hindustan Unilever Limited) の副会長を退任した。副会長として同氏の責務には、同社の人事、法務及び総務、企業行動、企業広報、企業不動産機能並びに新たなベンチャー、プランテーション及び輸出業が含まれていた。また、シャルマ氏は、2003年から2011年までICICIバンク・リミテッドの非業務執行取締役を務めた。 シャルマ氏は、現在アイシーアイシーアイ・バンクの非業務執行会長であり、ウィプロ・リミテッド (Wipro Limited)、アジア・ペインツ・リミテッド (Asian Paints Limited) 及びブルー・スター・リミテッド (Blue Star Limited) の独立取締役である。 シャルマ氏は、インド政府が会社法の修正のために編成をした7名の委員からなる委員会の一員を務め、コーポレート・ガバナンスの基準を策定したナレシュ・チャンドラ氏の委員会の一員でもあった。 シャルマ氏は、様々な企業団体にも積極的に関与しており、特にインド工業連盟 (CII) においてはコーポレート・ガバナンスに関して、並びにボンベイ商工会議所 (Bombay Chamber of Commerce & Industry) においては経営委員会 (Managing Committee) 委員及び法務・知的財産権 (IPR) 委員会 (Legal & IPR Committee) 委員長として関与している。	2018年 6月30日 (1)	50,000株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	ディリープ・チョクシ (Dileep Choksi) (66歳)	ディリープ・チョクシ氏は、2013年4月26日付で、当行の取締役に任命された。ディリープ・チョクシ氏は、公認会計士であり、専門家として35年超の経験を有する。同氏は、以前はインドのデロイト(Deloitte)の共同経営パートナーであった。同氏の業務内容には、税法と商法の他に監査及び保証機能も含まれている。銀行業務においては、同氏は取締役及び諮問委員会の委員を歴任してきた。同氏は、多国籍企業及び国内の主要企業とも取引をしてきた。ディリープ・チョクシ氏は、ICICIバンクの子会社であるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの取締役に於いて、非業務執行取締役を務めている。	2021年 4月25日	2,500株
非業務執行 取締役	ホミR. クースロカーン (Homi R. Khusrookhan) (72歳)	ホミR. クースロカーン氏は、当初2010年1月21日付で、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役に於いて任命された。同氏は、2008年にタタ・ケミカルズ・リミテッドのマネージング・ディレクターを退任した。同氏は、法人部門において40年超の実務経験を有する。同氏は、以前は、タタ・ティー・リミテッド及びグラクソ・インディア・リミテッドのマネージング・ディレクターを務めた。同氏は、農業関連事業、国際事業及び合併買収事業において実務経験及び専門性を有する。	2018年 1月20日	3,500株 (親族と共同 で所有)
非業務執行 取締役	M. S. ラマチャンドラン (M. S. Ramachandran) (71歳)	M. S. ラマチャンドラン氏は、当初2009年4月25日付で、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役に於いて任命された。M.S. ラマチャンドラン氏は、機械工学の学士号を取得している。同氏は、1969年にインド石油公社(Indian Oil Coporation)に入社し、1998年にインド政府により設立された石油調整委員会の業務執行取締役に指名されるまで、様々な分野に携わった。同氏は、2000年にインド石油公社の取締役会の取締役(企画及び事業開発部門)に就任した。同氏は、2002年から2005年まで、インド石油公社の会長であった。M. S. ラマチャンドラン氏は、石油及び石油化学産業に対する多大な貢献を表して、ケムテック製薬バイオの2005年殿堂賞を贈られた。	2017年 4月24日	1,300株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	トュシャールN. シャー博士 (Dr. Tushaar N. Shah) (64歳)	トュシャールN. シャー博士は、2010年5月3日付でアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役会の一員に任命された。シャー博士は、コロンボに本部がある国際水管理研究所の上級研究員であり、インド西部にあるグジャラート州アナンドで勤務している。同氏は、経済学者及び公共政策の専門家であり、以前はインドのアナンドにおける農村管理研究所の所長であった。同氏は、水道の設備及び政策について30年超の実務経験を有し、広範な研究実績を有する。同氏は、2002年に国際農業研究協議グループ(Consultative Group of International Agricultural Research) (「CGIAR」) から優れた科学者賞を贈られた。同氏の最新の公表文献は、ワシントン州のリソーセズ・フォー・ザ・フューチャー・プレス(Resources for the Future Press) 出版の「アナーキーの管理：南アフリカにおける地下水の管理」である。	2018年 5月2日	なし
非業務執行 取締役	V. K. シャルマ (V. K. Sharma) (57歳)	V. K. シャルマ氏は、2014年3月6日付で当行の取締役として追加選任された。V. K. シャルマ氏は、2013年11月1日付でライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インドिया (Life Insurance Corporation of India) (「LIC」) のマネージング・ディレクターに就任した。それ以前は、同氏はLICハウジング・ファイナンス・リミテッド (LIC Housing Finance Limited) (「LIC HFL」) のマネージング・ディレクター兼CEOであった。1981年以降、同氏はLICに関与している。シャルマ氏は、現在、LICペンション・ファンド (LIC Pension Fund)、インフラストラクチャー・リーシング・アンド・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド (Infrastructure Leasing & Financial Services Limited)、ACCリミテッド (ACC Limited)、ライフ・インシュアランス・コーポレーション (ランカ) リミテッド (Life Insurance Corporation (Lanka) Limited) 及びLIC (インターナショナル) ビーエスシー・バーレーン (LIC (International) B.S.C. Bahrain) において取締役会の一員を務めている。	2022年 3月5日	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
非業務執行 取締役	V. スライダー (V. Sridar) (69歳)	V. スライダー氏は、当初2010年1月21日付で、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッドの取締役会の一員に任命された。同氏は、2007年にUCOバンクの会長兼マネージング・ディレクターを退任した。同氏は、インドの銀行部門において35年超の経験を有する。同氏は、ユニオン・バンク・オブ・インド（Union Bank of India）に入社した。UCOバンクの会長兼業務執行取締役になるまで、同氏は、国立住宅銀行の会長であった。	2018年 1月20日	なし
非業務執行 取締役	アロク・タンドン (Alok Tandon) (53歳)	アロク・タンドン氏は、現在当行取締役会の政府指名の取締役である。アロク・タンドン氏は、インド工科大学カーンプル校を卒業したエンジニアであり、同校において学長金賞（President's Gold Medal）を受賞している。同氏は、また、プリンストン大学において公共政策学の修士号を取得し、英国政府によるチーヴニング奨学金（Chevening Gurukul Scholarship）を授与された。同氏は、1986年にインド行政局（Indian Administrative Service）に入局し、ウッタル・プラデシュ州の様々な役職に就いた。	該当なし （政府による 指名者の ため）	なし

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
マネージン グ・ディレ クター兼最 高経営責任 者	チャンダ・コッハー (Chanda Kochhar) (54歳)	チャンダ・コッハー女史は、ムンバイの ジャムナラル・バジャージ経営研究所 において経営学の修士号を取得し、イン ド原価・工場会計士協会において原価及 び工場会計の学士号を取得した。同女史 は、1984年にICICIのプロジェクト・ ファイナンス部門に入社し、法人向け銀 行業務、インフラ金融、電子商取引、戦 略、個人向け銀行業務、国際向け銀行業 務及び財務の分野に携わった。同女史 は、2001年4月に当行取締役会に業務執 行取締役として任命された。当行取締役 会は、同女史を、2006年4月29日付でデ ピュティー・マネージング・ディレク ターに、2007年10月19日付で、共同代表 取締役兼最高財務責任者に任命した。 2009年5月1日付で、当行取締役会は、 チャンダ・コッハー女史を、マネージン グ・ディレクター兼CEOに任命した。	2019年 3月31日 (2)	2,336,625株
業務執行取 締役	N. S. カナン (N. S. Kannan) (51歳)	N. S. カナン氏は、バンガロールのイン ド経営研究所で、機械工学の学士号、経 営学の修士号を取得しており、インド勅 許会計士協会の公認証券アナリストでも ある。同氏は、1991年にICICIに入社し た。同氏は、コーポレート・ファイナ ンス、インフラストラクチャー・ファイナ ンス、ストラクチャード・ファイナ ンス、財務及び生命保険の分野で仕事をし ていた。同氏は、2003年から2005年まで ICICIバンクの最高財務責任者兼財務部 長であり、2005年から2009年までICICI プルデンシャル・ライフ・インシュアラ ンス・カンパニーの取締役会において業 務執行取締役であった。当行取締役会 は、2009年5月1日付で、同氏を業務執 行取締役兼最高財務責任者に任命した。 当行の取締役会は、カナン氏を2013年10 月25日付で業務執行取締役に再指名し た。同氏の責務には、金融、財務、法 務、事業運営、リスク管理、総務、企業 広報、コーポレートブランディング及び 解法戦略グループが含まれる。コンプラ イアンス及び内部監査機能の組織上の報 告先は、N. S. カナン氏である。	2019年 4月30日 (2)	426,125株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
業務執行取締役	ラジーヴ・サブワル (Rajiv Sabharwal) (50歳)	ラジーヴ・サブワル氏は、機械工学の学士号及びラックナウのインド経営研究所の経営学の修士号を取得している。同氏は、1998年にICICIに入社し、与信政策、回収、抵当権融資、顧客向け貸付、農村向け銀行業務、小規模融資及び金融包括の分野で勤務した。同氏は、2008年12月に、同行業務を退職し、個人向け銀行業務担当のシニア・ジェネラル・マネージャーとして2010年4月1日付で、再入社した。当行取締役会は、2010年6月24日付で、同氏を業務執行取締役に任命した。同氏は現在、個人向け銀行業務及び農村向け銀行業務の責任者である。	2020年 6月23日 (2)	なし
業務執行取締役	ビシャカ・ミュレ (Vishakha Mulye) (47歳)	ビシャカ・ミュレ女史は、勅許会計士である。同女史は、1993年にICICIグループに入社し、戦略、財務及び市場、自己勘定株式投資及び長期株式投資管理、ストラクチャード・ファイナンス、特別資産管理並びにコーポレート及びプロジェクト・ファイナンスの分野において業務に従事した。ミュレ女史は、2005年から2007年までICICIバンクのグループ最高財務責任者を務め、2007年から2009年までICICI ロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの取締役会において業務執行取締役に務め、2009年から2015年まではICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニーのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を務めた。インド準備銀行の与えた承認に基づき、ミュレ女史は、2016年1月19日付で業務執行取締役に就任した。同女史は現在、ホールセール銀行業務の責任者である。	2021年 1月18日 (2)	512,375株
業務執行取締役	ビジャ・クマール・チャンドック (Vijay Kumar Chandok) (48歳)	ビジャ・チャンドック氏は、ムンバイのナルシー・モンジー経営研究所において経営学修士号を取得している。同氏は1993年にICICIに入社し、法人向け銀行業務並びに小企業向け及び個人向け銀行業務の分野に携わった。同氏は、2010年4月に国際銀行業務グループのグループ管理職に指名され、2011年5月10日付で同グループの代表に再指名された。ビジャ・チャンドック氏は、2016年7月11日に開催された年次株主総会において、インド準備銀行による承認を条件に、5年間の任期の業務執行取締役に任命された。インド準備銀行は、2016年7月28日からの3年間の任期で、ビジャ・チャンドック氏の任命を承認した。同氏は、商業銀行業務グループ、中小企業向け事業及び国際銀行業務の責任者である。	2021年 7月27日 (2)	22,875株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	銀行規制法 に基づく 任 期	2016年8月 18日現在の 所有株式数
最高財務責任者	ラケシュ・ジャー (Rakesh Jha) (44歳)	ラケシュ・ジャー氏はデリーのインド工科大学 (Indian Institute of Technology) の学士号及びラックナウのインド経営研究所で経営学の修士号を取得している。同氏は、1996年にICICIに入社し、企画、戦略、金融及び財務を含む様々な分野に携わった。同氏は、2007年5月にICICIバンクの最高財務責任者補佐、2013年10月に最高財務責任者に指名された。同氏の責務には、財務報告、企画及び戦略、並びに資産負債管理が含まれる。	正規雇用	13,500株

- (1) インド準備銀行は、2015年7月1日から2018年6月30日までの3年間の任期でM. K. シャルマ氏を非業務執行会長として任命することを承認した。株主は、2016年4月22日に可決された郵便投票による決議により、M. K. シャルマ氏の任命を承認した。
- (2) 株主は、2013年6月24日に開催された年次株主総会において、チャンダ・コッハー女史及びN. S. カナン氏を、それぞれ2014年4月1日から2019年3月31日まで及び2014年5月1日から2019年4月30日まで、5年間の任期で再指名することを承認した。インド準備銀行は、チャンダ・コッハー女史及びN. S. カナン氏を、2017年4月30日までの任期で再指名することを承認した。株主は、2014年6月30日に開催された年次株主総会において、ラジーヴ・サブワル氏を2015年6月24日から2020年6月23日まで、5年間の任期で再指名することを承認した。インド準備銀行は、2018年6月23日までの任期で、サブワル氏の再指名を承認した。株主は、2016年4月22日に可決された郵便投票による決議により、ビシャカ・ミュレ氏の2016年1月19日から2021年1月18日まで、5年間の任期の任命を承認した。インド準備銀行は、2016年1月19日から2019年1月18日までの3年間の任期で、ビシャカ・ミュレ氏を非業務執行取締役役に任命することを承認した。株主は、2016年7月11日に開催された年次株主総会において、インド準備銀行による承認を受領した日から5年間の任期で、ビジャ・チャンドック氏の任命を承認した。インド準備銀行は、2016年7月28日から2019年7月27日までの3年間の任期で、ビジャ・チャンドック氏の任命を承認した。
- (3) 非業務執行取締役（会長を除く。）について、「任期」の項目に掲げられた日付は、当該非業務執行取締役が8年の任期（銀行規制法で許可された最長在任期間）を完了する日をいう。

(2) 取締役及び業務執行役員の報酬及び給付金

(a) 報 酬

ICICIバンクの組織書類では、政府派遣の取締役以外の各非業務執行取締役は、取締役会又は取締役会委員会へ出席するごとに、報酬を得ることができると定められている。非業務執行取締役に対して支払われる報酬金額は、インド会社法又はこれらの規則によって定められた上限に従って、取締役会により適宜定められる。取締役会は、各取締役会への出席報酬100,000ルピー及び各委員会への出席報酬を20,000ルピーと定めることを承認した。（非常勤の委員長以外の）民間部門銀行の非業務執行取締役の報酬に関する2015年6月1日付のインド準備銀行ガイドラインに準拠して、インド準備銀行は、年間1,000,000ルピーを上限として（非常勤の非業務執行取締役委員長以外の）非業務執行取締役に、利益に関連した報酬を支払うことを許可した。2016年7月11日に開催された年次株主総会において、株主は、年間1,000,000ルピーを上限として（非常勤の非業務執行取締役委員長及び政府に任命された取締役以外の）非業務執行取締役に、利益に関連した報酬を支払うことを承認した。さらに、ICICIバンクは、取締役会及び委員会並びに関連事項に係る旅費並びに関連経費を、取締役に支給している。取締役が会議の出席以上にICICIバンクに対する業務提供を求められた場合には、ICICIバンクは取締役会の決定に従って、かかる取締役に報酬を支払うことができるが、かかる報酬は、上記の報酬に加えて又はそれに代わって支払われる。当行は、非業務執行取締役に対して、取締役会及び取締役会委員会の出席報酬以外の報酬を支払ったことはなく、上記のとおり利益に関連した報酬を支払うことを提案した。非業務執行取締役は、任期満了時における給付金を受け取ることができない。

2015年6月9日の当行の取締役会において、M. K. シェルマ氏に支払う報酬を年額3,000,000ルピーから5,000,000ルピーの範囲内とすることを承認した。かかる報酬は各年、上記の範囲内で取締役会により決定される。また取締役会は、シェルマ氏に支払う2015年7月1日から有効となる任期の初年度の報酬を、年額3,000,000ルピーとすることを承認した。インド準備銀行は、2015年7月1日から2018年6月30日までの期間のシェルマ氏の任命を承認すると同時に、上記の報酬についても承認した。

取締役会又は各委員会は、業務執行取締役に支払う報酬及び追加手当を、当行の株主により承認される範囲内で、定めることができる。ICICIバンクは、業務執行取締役に対して、実際に支払われる月々の報酬、追加手当及び毎年支払われる年次業績手当に関して、インド準備銀行の個別の承認を得なければならない。

以下の表は、現在適用されている月々の報酬の範囲を示したものである。

氏名及び役職	(単位：ルピー)	
	月々の報酬の範囲	
チャンダ・コッハー女史	1,350,000 - 2,600,000	
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	(2,295,000 - 4,420,000円)	
N. S. カナン氏	950,000 - 1,700,000	
業務執行取締役	(1,615,000 - 2,890,000円)	
ビシャカ・ミュレ女史	950,000 - 1,700,000	
業務執行取締役	(1,615,000 - 2,890,000円)	
ラジーヴ・サブワル氏	900,000 - 1,600,000	
業務執行取締役	(1,530,000 - 2,720,000円)	

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者への追加手当の月額範囲は1,000,000ルピーから1,800,000ルピー、N. S. カナン業務執行取締役及びビシャカ・ミュレ業務執行取締役の範囲は675,000ルピーから1,225,000ルピー、ラジーヴ・サブワル業務執行取締役の範囲は650,000ルピーから1,200,000ルピーである。取締役会は、インド準備銀行の承認に基づき、上記範囲内において、実際の支払報酬又は追加手当を適宜決定する。

業務執行取締役には、当行が提供する家具付住居、ガス、電気、水道及び備品、課外活動費、団体保険、車代及び住居での電話代若しくはそれに代わる費用支払等の臨時手当、医療費用支払、休暇及び休暇旅行手当、教育給付金、準備基金、老齢退職年金並びに謝礼等の手当（適用ある場合はインド所得税規則に従って、その他の場合には当行が負担する実費で判断される。）が、適宜、かかる手当に適用される制度並びに規則に従い、付与される。

特定の階級であり、居住用財産購入に対する融資を受けるための基準を満たす従業員に適用される職員融資方針に沿って、業務執行取締役もまた、インド準備銀行の承認に基づき、住宅ローンを受けることができる。

業務執行取締役については、雇用の終了時に利益の供与は行われない。

ICICIバンクが2016年度中に業務執行取締役及び業務執行役員に支払った報酬総額は、249.2百万ルピーであった。

(b) 賞 与

当行の取締役会は、毎年、従業員及び業務執行取締役に対して、その業績及び年功に応じて、変動賞与を支給する。各従業員の業績は、業績管理評価システムを通じて評価される。2016年度において、ICICIバンクのすべての適格従業員への賞与総額は3.8十億ルピーであった。当該賞与は、2017年度に支払われた。2016年度において、当行のその他の業務執行取締役は、業績に基づく賞与を受け取っていない。

(c) 特定取引における経営者の利益

本書に別段の記載がある場合を除き、当行の取締役又は業務執行役員に対し、金銭又は給付金は支払われない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの方針は、取締役会の説明責任並びに当行の構成員である従業員、顧客、投資家及び規制当局等に対する取締役会の透明性を確保することの重要性を考慮したものであり、当行の経済活動の最終受益者が株主であることを明らかにするものである。

当行のコーポレート・ガバナンスの枠組みは、実効的な独立取締役会、取締役会の監督機能を経営幹部から分離させること及び取締役会委員会（通常、その構成員の過半数が独立取締役であり、大半の委員会は独立取締役が委員長となる。）の設置を基礎とし、経営幹部の重要事項及び職務を監視することを目的としている。

当行のコーポレート・ガバナンスの理念は、2015年におけるインド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規制の条項の遵守等、レベルの高いビジネス倫理、実効性の高い監督及びすべての利害関係人のための価値の向上を目的とするものである。

当行の取締役会の役割、職務、責任及び説明責任は明確に規定されている。当行の取締役会の職務には、会社の業務執行を監視するという主な役割に加えて、以下の職務が含まれている。

- ・ 企業理念及び使命を承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画の策定に参加すること。
- ・ 財務計画及び予算を検討及び承認すること。
- ・ 戦略計画及び事業計画に照らして、業務自体の監視を含む会社の業務執行を監視すること。
- ・ 倫理的な行動並びに法律及び規制の遵守を確保すること。
- ・ 借入限度を検討及び承認すること。
- ・ エクスポート・リミットを設定すること。
- ・ 計画、戦略及び業績について株主に情報を提供し続けること。

当行の取締役会がその責任を効果的に果たすことができるように、経営幹部は四半期ごとに取締役会に対して当行の業務執行に関する詳細な報告を行う。

当行の取締役会は、取締役会全体として又は特定の業務分野を監視するために設置された様々な委員会を通じてその職務を行う。かかる取締役会委員会は、定期的で開催される。各委員会の構成及び主な職務に関する詳細は、以下のとおりである。

(a) 監査委員会

本書提出日現在、監査委員会は、ホミ・クースロカーン氏、ディリープ・チョクシ氏、M. S. ラマチャンドラン氏及びV. スライダー氏の4名の独立取締役により構成されている。監査委員会の委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏及びディリープ・チョクシ氏である。ホミ・クースロカーン氏、ディリープ・チョクシ氏及びV. スライダー氏は公認会計士である。当行の取締役会はまた、ディリープ・チョクシ氏が監査委員会の金融専門家として適格であると判断した。

監査委員会は、監査機能の指針を示し、内部監査及び法定監査の質を監視している。監査委員会の責任には、財務書類及び監査報告書の検証並びに財務書類の公正さ、十分性及び信頼性を確保するための財務報告過程の監視、中心的及び補助的な法定監査人並びに主席内部監査役の選任、任期及び解任の提案並びに報酬の設定、法定監査人に対するその他の許可されたサービスの提供に係る支払いの承認、監査人の独立性、実績及び監査手順の有効性の経営陣との検討及び監視、内部告発方針の機能性の検討、取締役会への提出に先立つ四半期及び年次財務書類の検討、内部統制システム及び内部監査機能の妥当性の検討、法定監査人の検査及び監査報告書並びに報告書の遵守状況の検討、内部調査の結果の検討、関係者間取引又はその後の修正の承認、重要な関係者間取引の報告の検討、法定監査人の発行するマネジメントレター／内部統制の脆弱性に関するレターの検討、発行（公募、株主割当増資、優先発行等）により調達した資金の運用／適用報告の経営陣との検討、募集要項／目論見書／通知に記載の目的以外で利用された資金の計算書及び監視機関により提出された報告書の検討、公募又は株主割当増資による発行の手取金の使途の監視並びに取締役会に対し本件について手段を講じるための適切な提言を行うこと、監査の範囲に関する外部の監査人との協議及び利害関係人に対する支払いの重大な不履行（もしあれば）の原因の調査、事業又は資産の評価、リスク管理システムの評価、企業間の貸付及び投資の審査が含まれる。監査委員会はまた、登録された公認会計士事務所を選定しその業務を監視し、会計及び監査事項に関し受領した苦情の受理及び処理の手続を確立し、独立した法律顧問を関与させ、事務所／顧問への報酬の支払いに充てる相当な資金の調達をなす権限を有する。さらに、監査委員会は、当行の規制遵守機能の監視も行う。監査委員会はまた、候補者の資格要件、経験及び学歴等を評価した後に最高財務責任者（すなわち、財務担当常勤取締役又はその他財務機能を代表する又はかかる機能を果たす者）の任命を承認する権限を有する。

当行の主要な会計士により提供されるすべての重要な監査業務及び非監査業務は、かかる業務が提供される前に、監査委員会の事前の承認を受ける。

(b) 取締役会管理、報酬及び指名委員会

本書提出日現在、取締役会管理、報酬及び指名委員会は、ホミ・クースロカーン氏、M. K. シャルマ氏及びM. S. ラマチャンドラン氏の3名の独立取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏である。

取締役会管理、報酬及び指名委員会の職務には、取締役会への取締役の任命の提案、取締役になる資格があり、幹部役員に任命される可能性のある人物の制定された基準に基づく身元確認並びに取締役会への取締役の任命及び解任の提案、常勤取締役及び独立取締役及び取締役会の業績の評価に対する基準の構築、独立取締役の業績評価報告書に基づく独立取締役の任期の延長又は継続、取締役、主要な管理職及びその他従業員の報酬に関する方針の取締役会への提案、常勤取締役の報酬（業績手当及び臨時手当を含む。）の取締役会への提案、適用ある規制の対象となる非業務執行取締役に支払う報酬及び手数料、幹部役員及び主要な管理職を含む従業員の賞与の額に関する方針、取締役の資格、長所及び独立性の決定に関する基準の制定、取締役会の多様性に関する方針の設定、従業員ストック・オプション計画のガイドラインの枠組みの決定並びに当行及びその子会社の従業員及び常勤取締役に對する当行のストック・オプションの付与の提案が含まれる。

(c) 企業の社会的責任委員会

本書提出日現在、企業の社会的責任委員会は、M. S. ラマチャンドラン氏、トュシャール シャー博士、アロック・タンドン氏及びチャンダ・コッハー女史の4名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のM. S. ラマチャンドラン氏である。

企業の社会的責任委員会の職務には、ICICIグループ及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロウスより行われる企業の社会的責任に対するイニシアティブの検討、企業の行う活動を示す企業の社会的責任に関する方針の作成及び取締役会への提案並びにかかる活動によって発生する費用の額の提案、企業の社会的責任に関する毎年の計画の検討及び取締役会への提案、ICICIグループの社会的責任に対するイニシアティブ、政策及び実務についての取締役会への提言、企業の社会的責任に関する活動の監視、企業の社会的責任に関する方針の実施及び遵守並びに（必要であれば）インド準備銀行又はその他の機関が提案する企業の社会的責任に対するイニシアティブのその他関連事項の検討及び実施が含まれる。

(d) 与信委員会

本書提出日現在、与信委員会は、ホミ・クースロカーン氏、M. S. ラマチャンドラン氏及びチャンダ・コッハー女史の3名の取締役により構成されている。委員長はマネージング・ディレクター兼最高経営責任者のチャンダ・コッハー女史である。

与信委員会の職務には、主要な産業部門の発展、主要な信用ポートフォリオに関する調査及び取締役会の授権に基づく与信の提案の承認が含まれる。

(e) 顧客サービス委員会

本書提出日現在、顧客サービス委員会は、M. S. ラマチャンドラン氏、V. スライダー氏、アロック・タンドン氏及びチャンダ・コッハー女史の4名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のM. S. ラマチャンドラン氏である。

顧客サービス委員会の職務には、顧客サービスに関するイニシアティブの検討、顧客サービス・カウンスルの機能性の監視並びに顧客サービスの質及び全体の顧客満足度の向上のための画期的な対策の作成が含まれる。

(f) 不正監視委員会

本書提出日現在、不正監視委員会は、V. スライダー氏、ディリープ・チョクシ氏、ホミ・クースロカーン氏、V. K. シャルマ氏、チャンダ・コッハー女史及びラジーヴ・サブワル氏の6名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のV. スライダー氏である。

不正監視委員会は、10.0百万ルピー以上の金額を伴う不正を検討し、監視する。かかる検討及び監視は、不正の実行を助長する組織的欠陥の特定及び是正を目的として行われる。同委員会の職務には、発覚が遅れたならばその理由の特定並びに当行及びインド準備銀行の経営陣への報告が含まれる。また、調査の進捗状況及び立場の回復も、同委員会によって監視される。同委員会は、また、すべての不正における従業員の説明責任があらゆる水準で検討されること及び必要な法的措置が早急に完了されることを保証する。同委員会は、不正の再発を防ぐために取られた是正措置（内部統制の強化及び不正防止の強化に関連するその他措置の導入等）の効果を検討する役割も担う。

(g) 情報技術戦略委員会

本書提出日現在、情報技術戦略委員会は、ホミ・クースロカーン氏、V. スライダー氏及びチャンダ・コッハー女史の3名の取締役により構成されており、委員長は独立取締役のホミ・クースロカーン氏である。

情報技術戦略委員会の職務は、情報技術の戦略及び方針に関する書類を承認することである。また、委員会の職務には、情報技術戦略が経営戦略に沿っていることを保証すること、情報技術リスクを検討すること、当行の継続的発展のための情報技術投資について適切なバランスを確保すること、情報技術に関する資金調達を合計を当行レベルで監視すること、情報技術リスクについて確実に適切な管理を行うための資金を経営陣が有しているか調査すること及び当行事業に対し情報技術が貢献しているかどうか検討を行うことが含まれる。

(h) リスク管理委員会

本書提出日現在、リスク管理委員会は、M. K.シャルマ氏、ディリープ・チョクシ氏、ホミ・コースロカーン氏、V. K. シャルマ氏、V. スライダー氏、アロック・タンドン氏及びチャンダ・コッハー女史の7名の取締役により構成されている。委員長は独立取締役のM. K.シャルマ氏である。

リスク管理委員会の職務は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、外部委託リスク、風評リスク、業務継続計画及び災害復興計画に関する当行のリスク管理方針を検討することである。リスク管理委員会の職務は、企業リスク管理の枠組み、リスク選好度の枠組み、ストレス・テストの枠組み、自己資本充実度に関する内部評価プロセス及び資本割当の枠組みの検討も含み、また、バーゼルⅡ及びⅢの導入状況、当行のリスク・リターン構造、様々なリスクに対応したリスク・ダッシュボード、外部委託活動及び資産負債管理委員会の活動の検討を含む。同委員会はさらに、当グループのリスク管理の枠組みにカバーされている子会社に係るリスクを監督する。

(i) 出資者関係委員会

本書提出日現在、出資者関係委員会は、ホミ・コースロカーン氏、V. スライダー氏及びN. S. カナン氏の3名の取締役ににより構成されており、委員長は独立取締役のホミ・コースロカーン氏である。

出資者関係委員会の職務及び権限には、普通株式、優先株式、債券、ディベンチャー及びその他の有価証券の譲渡又は移転に関する承認及び否認、証券の写しの発行、随時発行される株式及び有価証券の割当て、株主、社債権者及びその他の有価証券所有者の苦情の処理及び解消の検討、利息、配当金及び有価証券の償還に関する支払いのための銀行口座の開設及び管理の授權並びに有価証券の証券取引所への上場が含まれる。

(j) 故意の債務不履行者／非協力的な借入人の身元確認に関する検討委員会

委員長はマネージング・ディレクター兼最高経営責任者であり、いずれか2名の独立取締役が残りの構成員となる。

かかる委員会の機能は、故意の債務不履行者／非協力的な借入人の身元確認に関する委員会（かかる事実の調査及びかかる借入人が故意の債務不履行者／非協力的な借入人であることの事実の記録のため常勤取締役及び当行の上級管理職から構成される委員会）の命令の検討並びに最終と見なされる命令に関する同様の事実の確認である。

(k) 倫理規定

当行は、当行の取締役及び全従業員に対する業務遂行及び倫理に関するグループ規定を採用している。かかる規定は、当行のすべての構成員が一貫した行動規範及び事業の倫理的慣行を遵守することの確保を目的としており、1年ごとに見直されている。当行は、取締役又は業務執行役員に対して倫理規定の権利放棄を認めていない。

(l) 主要な会計士費用及びサービス

2015年度及び2016年度の連結財務書類の監査に関する当行の主要な会計士の費用総額並びに同期間に請求を受けたその他専門サービス費用は、以下のとおりである。

	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2016年
	(単位： 百万ルピー)	(単位： 百万ルピー)	(単位：千円)
監査			
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び その子会社の監査	260	270	459
監査関連業務			
インド・ルピーで表示された 非法定監査に係る意見書	8	10	17
その他	10	14	24
監査合計	278	294	500
非監査業務			
税務サービス	-	-	-
税務コンプライアンス	5	4	7
その他サービス	1	3	5
非監査業務合計	6	7	12
合計	284	301	512

非監査業務区分のうち「その他サービス」に係る費用は、主に助言サービス及び認証サービス関連費用である。当行の監査委員会は、2016年度の連結財務書類の監査に関して、当行の主要な会計士に支払われた費用及び2016年度に請求を受けたその他専門サービス費用を承認した。当行の監査委員会は、当行の主要な会計士により行われる当行に対するすべての重要な職務を、事前に承認している。

(m) コーポレート・ガバナンスの実務の比較要約

以下において、当行のコーポレート・ガバナンスの実務と、ニューヨーク証券取引所が米国において求める実務との重要な相違点を比較要約した。

独立取締役

当行の取締役会の大半は、適用されるインド法の要件に定められた独立取締役である。2014年4月1日に発効したインド会社法の第149条において、独立取締役について定義され、取締役が独立であると区分される資格基準について明記された。取締役が独立であるためには、直前の2会計年度又は当会計年度において、当行、その親会社、子会社若しくは関連会社又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間において、金銭関係があってはならないという基準を含む。通常の業務であり、独立の可能性がある特定の取引に関して免除規定が規定されている。インド会社法により、各独立取締役は、取締役として参加した最初の取締役会及びその後の各会計年度の最初の取締役会において、又は独立取締役としての地位に影響のある状況の変化があった場合はいつでも、当該取締役が関連する基準を満たしている旨の宣誓書を提出しなければならない。取締役が独立であると区分するに当たって、当行は、会社法に規定され、かつ2016年4月29日に開催された取締役会で諮られた取締役提供の宣誓書、適用あるインド準備銀行のガイドライン及び通知書並びにこの件について得た法的アドバイスに依拠している。これに基づいて、取締役会は、かかる取締役が独立取締役であると決定した。インド会社法に従い、インド政府により指名された取締役は、独立であると区分されない。インド会社法に従い、かかる独立性に関する判断は、当行の取締役会によって行われなければならないが、当行の取締役会は、ニューヨーク証券取引所の規則に定めるところによる独立性テストに従って、かかる判断を肯定的に下す義務はない。

非業務執行取締役会

インド会社法は、非業務執行取締役及び経営陣を除いて、独立取締役らが少なくとも年に1回会議を開催することを義務付けている。独立取締役は、かかる会議において、会長、非業務執行取締役及び取締役会全体の業績を評価することを義務付けられている。かかる独立取締役は、2016年4月29日に、審査を実行するため会議を開催した。それより前に、独立取締役らは、2015年9月16日に取締役役会が開催される前に個別に会合を行った。

取締役会管理、報酬及び指名委員会並びに監査委員会

適用されるインド法の要件に定められたところに従い、当行の取締役会管理、報酬及び指名委員会のすべての構成員は独立している。監査委員会の全構成員は、証券取引法規則10A-3に従い独立している。当行の取締役会に承認された各委員会の構成及び主な職務は上記のとおりであり、米国の発行会社に対するニューヨーク証券取引所の規制に準拠している。

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、米国の発行会社は、取締役の資格要件、取締役の責任、取締役の報酬、取締役の初期教育及び継続教育、経営陣の後継人事並びに取締役会による年次業績の評価等の項目を明記したコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの採択及び開示を求められている。当行は、外国の民間発行会社として、かかるガイドラインの採択を義務付けられていないが、本国の規制に基づき、インド会社法の通知に従い、当行は、取締役の選任及び報酬に関する方針を開示しており、2016年度の株主に対するインドの年次報告書において取締役の資格及び独立性を決定するための基準を含む。また、当行は、取締役会による自身の実績並びに当行の委員会及び個別の取締役の正式な年次評価方法を示す報告書を提出することを義務付けられており、かかる報告書がインドにおける年次報告書に含まれている。

(2)【監査報酬の内容等】**①【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

(単位：百万)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (ルピー)	監査証明業務に 基づく報酬 (ルピー)	非監査業務に 基づく報酬 (ルピー)
提出会社	163 (277円)	2 (3円)	186 (316円)	0 (0円)
連結子会社	115 (196円)	4 (7円)	108 (184円)	7 (12円)
計	278 (473円)	6 (10円)	294 (500円)	7 (12円)

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

非監査業務の報酬は、税務サービス及びその他サービスに係る費用から構成される。

④【監査報酬の決定方針】

外国監査公認会計士等の監査報酬は、当行の監査委員会により承認される。監査委員会は、4.0百万ルピーに適用ある経費及び税金を加えた額の報酬を上限に業務を事前に承認し、業務執行取締役、最高財務責任者、最高会計責任者及び秘書役に対してこれらの業務を承認する権限を付与した。すべての業務及び関連報酬は、監査委員会に報告される。4.0百万ルピーを超える報酬の業務はすべて、監査委員会により事前に承認される。

第6【経理の状況】

本書記載のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド(以下「当行」という。)の英文連結財務書類原文は、米国証券取引委員会及びニューヨーク証券取引所に対して2016年8月1日に提出された様式20-Fに掲載された財務書類と同じものである。原文の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「インドGAAP」という。)に準拠して作成されており、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下「米国GAAP」という。)との相違、ならびに当該相違の影響について記述する注記を含むものとなっている。

2005年11月に提出された有価証券届出書記載の当行の財務書類は米国GAAPに基づき作成されたものであったが、当行は、2005年度よりインドGAAPに基づき作成された財務書類の様式20-Fへの記載が認められた。そのため、有価証券報告書においては、インドGAAPに基づき作成された連結財務書類(純利益及び株主持分についての米国GAAPとの調整を含む)が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第2項の規定に基づき、記載される。

本書には、当該英文財務書類の和文訳が記載されている。

当行の財務書類は、外国監査法人等であるケーピーエムジーから、「金融商品取引法」第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

当行の財務書類は、インド・ルピーで表示されている。和文訳で表示された主要な係数についての円換算額は、読者の便宜のために、2016年9月1日の株式会社東京三菱銀行公表の対顧客外国為替売相場である1インド・ルピー=1.70円で換算したものである。

円換算額及び「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」並びに「5 インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載は、英文財務書類には含まれておらず、従って、上記監査報告書の対象にもなっていない。

1【財務書類】

連結貸借対照表

		3月31日現在			
		2016年		2015年	
附属 明細書		(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)
資本及び負債					
資本金	1	11,631,656	19,773,815	11,596,608	19,714,234
未行使従業員ストック・オプション		67,019	113,932	74,388	126,460
準備金及び剰余金	2	929,408,451	1,579,994,367	835,374,445	1,420,136,557
少数株主持分	2A	33,556,448	57,045,962	25,058,148	42,598,852
預金	3	4,510,773,918	7,668,315,661	3,859,552,465	6,561,239,191
借入金	4	2,203,776,561	3,746,420,154	2,112,520,026	3,591,284,044
保険契約債務		970,533,948	1,649,907,712	936,193,819	1,591,529,492
その他の負債及び引当金	5	527,813,976	897,283,759	480,421,804	816,717,067
資本及び負債合計		9,187,561,977	15,618,855,361	8,260,791,703	14,043,345,895
資産					
現金及びインド準備銀行預け金	6	272,775,620	463,718,554	258,376,695	439,240,382
銀行預け金及び短期貸付金	7	377,584,082	641,892,939	217,995,002	370,591,503
投資	8	2,860,440,872	4,862,749,482	2,743,108,109	4,663,283,785
貸付金	9	4,937,291,077	8,393,394,831	4,384,900,954	7,454,331,622
固定資産	10	87,134,646	148,128,898	58,712,089	99,810,551
その他の資産	11	652,335,680	1,108,970,656	597,698,854	1,016,088,052
資産合計		9,187,561,977	15,618,855,361	8,260,791,703	14,043,345,895
偶発債務	12	11,176,470,163	18,999,999,277	10,190,385,671	17,323,655,641
代金取り立て手形		217,500,551	369,750,937	162,914,850	276,955,245
重要な会計方針及び財務諸表注記	17及び18				

上記に言及されている附属明細書は、連結貸借対照表の不可欠な一部を構成する。

連結損益計算書

		3月31日に終了した事業年度					
		2016年		2015年		2014年	
附属 明細書		(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)	(千インド・ ルピー)	(千円)
I. 収益							
受取利息	13	592,937,057	1,007,992,997	549,639,961	934,387,934	494,792,476	841,147,209
その他の収益	14	421,021,403	715,736,385	352,522,357	599,288,007	300,846,072	511,438,322
収益合計		1,013,958,460	1,723,729,382	902,162,318	1,533,675,941	795,638,548	1,352,585,532
II. 費用							
支払利息	15	339,964,746	577,940,068	323,181,538	549,408,615	297,106,119	505,080,402
営業費用	16	407,895,615	693,422,546	350,227,119	595,386,102	306,663,585	521,328,095
引当金及び偶発債務（附属明細書 18.7参照）		156,829,183	266,609,611	99,330,676	168,862,149	75,097,674	127,666,046
費用合計		904,689,544	1,537,972,225	772,739,333	1,313,656,866	678,867,378	1,154,074,543
III. 利益／（損失）							
当期純利益		109,268,916	185,757,157	129,422,985	220,019,075	116,771,170	198,510,989
控除：少数株主持分		7,469,331	12,697,863	6,954,333	11,822,366	6,357,506	10,807,760
少数株主持分控除後当期純利益		101,799,585	173,059,295	122,468,652	208,196,708	110,413,664	187,703,229
繰越利益		198,278,702	337,073,793	145,475,548	247,308,432	103,294,625	175,600,863
利益／（損失）合計		300,078,287	510,133,088	267,944,200	455,505,140	213,708,289	363,304,091
IV. 利益処分／振替							
法定準備金への振替		24,316,000	41,337,200	27,939,000	47,496,300	24,530,000	41,701,000
積立金への振替		9,340	15,878	7,660	13,022	46,146	78,448
資本準備金への振替		23,822,375	40,498,038	2,919,250	4,962,725	760,000	1,292,000
投資準備金勘定への／ （からの）振替		-	-	(1,270,000)	(2,159,000)	1,270,000	2,159,000
特別準備金への振替		13,860,000	23,562,000	11,396,000	19,373,200	9,446,000	16,058,200
収益及びその他の準備金への／（か らの）振替		5,207,028	8,851,948	(5,600,841)	(9,521,430)	1,992,076	3,386,529
当年度中に支払われた前年度分配 当（配当税を含む）		38,513	65,472	29,784	50,633	(539,685)	(917,465)
普通株式配当案		29,075,153	49,427,760	28,988,072	49,279,722	26,562,812	45,156,780
優先株式配当案		35	60	35	60	35	60
配当税		5,539,079	9,416,434	4,882,652	8,300,508	4,165,357	7,081,107
貸借対照表への繰越残高		198,210,764	336,958,299	198,652,588	337,709,400	145,475,548	247,308,432
合計		300,078,287	510,133,088	267,944,200	455,505,140	213,708,289	363,304,091
重要な会計方針及び財務諸表注記 17及び18							
一株当たり利益							
（附属明細書18.1参照）							
基本的（単位：インド・ルピー及 び円）		17.53	29.80	21.17	35.99	19.13	32.52
希薄化後（単位：インド・ルピー 及び円）		17.41	29.60	20.94	35.60	19.03	32.35
一株当たり額面価額（単位：イン ド・ルピー及び円）							
		2.00	3.40	2.00	3.40	2.00	3.40

上記に言及されている附属明細書は、連結損益計算書の不可欠な一部を構成する。

連結キャッシュ・フロー計算書

3月31日に終了した事業年度						
2016年			2015年		2014年	
	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)	(千インド・ルピー)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税引前当期純利益	135,574,704	230,476,997	176,435,930	299,941,081	156,508,688	266,064,770
調整：						
減価償却費及び償却費	9,567,289	16,264,391	9,102,686	15,474,566	8,418,401	14,311,282
投資評価(益)／損、純額	(34,641,416)	(58,890,407)	324,940	552,398	(704,719)	(1,198,022)
不良資産及びその他資産に対する引当金	88,308,555	150,124,544	36,181,416	61,508,407	24,818,320	42,191,144
正常資産に対する慎重な引当金	3,175,576	5,398,479	4,053,835	6,891,520	1,591,953	2,706,320
偶発債務及びその他に対する引当金	28,584,825	48,594,203	999,282	1,698,779	963,597	1,638,115
固定資産売却(益)／損	(264,335)	(449,370)	(33,994)	(57,790)	(1,352,001)	(2,298,402)
従業員ストック・オプション付与	142,309	241,925	94,432	160,534	120,371	204,631
(i)	230,447,507	391,760,762	227,158,527	386,169,496	190,364,610	323,619,837
調整：						
投資の(増加)／減少	(40,179,999)	(68,305,998)	(144,940,347)	(246,398,590)	49,187,517	83,618,779
貸付金の(増加)／減少	(648,486,064)	(1,102,426,309)	(567,661,237)	(965,024,103)	(573,005,899)	(974,110,028)
預金の増加／(減少)	651,221,453	1,107,076,470	264,425,642	449,523,591	447,421,466	760,616,492
その他の資産の(増加)／減少	(24,030,865)	(40,852,471)	57,627,927	97,967,476	(58,988,442)	(100,280,351)
その他の負債及び引当金の増加／(減少)	132,466,667	225,193,334	94,006,046	159,810,278	58,968,410	100,246,297
(ii)	70,991,192	120,685,026	(296,541,969)	(504,121,347)	(76,416,948)	(129,908,812)
直接法人税等還付額／(支払額)	(iii)	(64,985,465)	(110,475,291)	(53,347,975)	(46,299,744)	(78,709,565)
(iii)						
営業活動から生じた／(に使用した) 正味資金((i)+(ii)+(iii))	(A)	236,453,234	401,970,498	(122,731,417)	67,647,918	115,001,461
投資活動によるキャッシュ・フロー						
固定資産の取得	(8,483,857)	(14,422,557)	(12,446,322)	(21,158,747)	(8,373,656)	(14,235,215)
固定資産の売却代金	703,145	1,195,347	367,499	624,748	2,051,182	3,487,009
満期保有目的有価証券の(取得)／売却	(110,411,892)	(187,700,216)	(117,238,214)	(199,304,964)	(160,353,177)	(272,600,401)
投資活動に使用した正味資金	(B)	(118,192,604)	(200,927,427)	(219,838,963)	(166,675,651)	(283,348,607)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
株式発行代金(従業員ストック・オプション制度を含む)	2,824,200	4,801,140	3,477,284	5,911,383	761,818	1,295,091
長期借入金の受取額	455,604,563	774,527,757	439,781,096	747,627,863	333,892,436	567,617,141
長期借入金の返済額	(319,709,230)	(543,505,691)	(271,340,761)	(461,279,294)	(211,027,903)	(358,747,435)
短期借入金の純受取額／(返済額)	(46,055,502)	(78,294,353)	107,195,242	182,231,911	(17,862,991)	(30,367,085)
配当金及び配当税支払額	(34,524,887)	(58,692,308)	(30,840,867)	(52,429,474)	(27,040,480)	(45,968,816)
財務活動から生じた／(に使用した) 正味資金	(C)	58,139,144	98,836,545	422,062,390	78,722,880	133,828,896
為替変動の換算準備金に及ぼす影響額	(D)	(2,411,769)	(4,100,007)	(2,434,107)	9,178,547	15,603,530
現金及び現金同等物の増加／(減少)、純額(A)+(B)+(C)+(D)		173,988,005	295,779,609	(6,210,567)	(11,126,306)	(18,914,720)
期首現在の現金及び現金同等物		476,371,697	809,831,885	482,582,264	820,389,849	839,304,569
期末日現在の現金及び現金同等物		650,359,702	1,105,611,493	476,371,697	809,831,885	482,582,264

現金及び現金同等物には、手許現金、インド準備銀行預け金、その他銀行預け金及び短期貸付金が含まれる。

連結貸借対照表の一部を構成する附属明細書

附属明細書 1－ 資本金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
授權株式		
普通株式（額面2インド・ルピー）：6,375,000,000株		
[2015年3月31日現在：（額面2インド・ルピー）6,375,000,000株]	12,750,000	12,750,000
株式（額面100インド・ルピー）：15,000,000株		
[2015年3月31日現在：（額面100インド・ルピー）15,000,000株] ¹	1,500,000	1,500,000
優先株式（額面10百万インド・ルピー）：350株		
[2015年3月31日現在：（額面10百万インド・ルピー）350株] ²	3,500,000	3,500,000
普通株式		
発行済、払込資本		
普通株式（額面2インド・ルピー）：5,797,244,645株[2015年3月31日現在：5,774,163,845株]	11,594,489	11,548,327
追加：従業員ストック・オプションの行使によって発行された普通株式		
17,523,785株（額面2インド・ルピー）[2015年3月31日現在：23,080,800株]	35,048	46,162
	11,629,537	11,594,489
追加：普通株式266,089株の権利失効（額面10インド・ルピー）[2015年3月31日現在：266,089株]	2,119	2,119
資本金合計	11,631,656	11,596,608

- これらの株式の種類及び権利、特権、条件又は制限は、当行が定款及びその期間に適用されている法律に従って決定するものである。
- インド準備銀行回覧通知書に基づき、発行済、払込済優先株式は附属明細書4「借入金」に含まれている。

附属明細書 2－ 準備金及び剰余金

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：千インド・ルピー)		
I. 法定準備金		
期首残高	163,205,519	135,266,519
当事業年度中の増加	24,316,000	27,939,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	187,521,519	163,205,519
II. 特別準備金		
期首残高	69,454,700	58,058,700
当事業年度中の増加	13,860,000	11,396,000
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	83,314,700	69,454,700
III. 資本剰余金		
期首残高	319,054,660	315,537,750
当事業年度中の増加 ¹	2,938,832	3,516,910
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	321,993,492	319,054,660
IV. 投資準備金勘定		
期首残高	-	1,270,000
当事業年度中の増加	-	-
当事業年度中の減少	-	(1,270,000)
期末残高	-	-
V. 未実現投資準備金 ²		
期首残高	35,153	34,100
当事業年度中の増加	88,956	1,053
当事業年度中の減少	(128,553)	-
期末残高	(4,444)	35,153
VI. 資本準備金		
期首残高	26,095,641	23,176,391
当事業年度中の増加 ³	23,822,375	2,919,250
当事業年度中の減少	-	-
期末残高 ⁴	49,918,016	26,095,641
VII. 外貨換算準備金		
期首残高	22,999,128	25,433,235
当事業年度中の増加	6,589,367	11,062,032
当事業年度中の減少 ⁵	(9,411,886)	(13,496,139)
期末残高	20,176,609	22,999,128
VIII. 再評価準備金		
期首残高	-	-
当事業年度中の増加 ⁶	28,174,747	-
当事業年度中の減少	-	-
期末残高	28,174,747	-

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
IX. 積立金		
期首残高	36,694	95,865
当事業年度中の増加 ⁷	9,340	7,660
当事業年度中の減少 ⁸	-	(66,831)
期末残高	46,034	36,694
X. 収益及びその他準備金		
期首残高	36,214,248	48,334,225
当事業年度中の増加 ⁸	5,618,430	4,015,939
当事業年度中の減少 ^{9、10}	(1,775,664)	(16,135,916)
期末残高 ^{11,12}	40,057,014	36,214,248
XI. 損益計算書残高	198,210,764	198,652,588
当事業年度中の減少 ⁹	-	(373,886)
損益計算書残高	198,210,764	198,278,702
準備金及び剰余金合計	929,408,451	835,374,445

- 従業員ストック・オプションの行使による2,789.2百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：3,431.1百万インド・ルピー）を含む。
- ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に関する未実現利益／（損失）を表す。
- 満期保有区分の投資の売却に係る利益（税引後）に対する当行の利益処分及び法定準備金への振替を含む。また、土地及び建物の売却に係る利益（税引後）に対する利益処分並びに法定準備金への振替も含む。
- 連結上の資本準備金79.1百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：80.7百万インド・ルピー）を含む。
- 当行の海外支店からの利益剰余金の回収における為替差益を含む。
- 2016年3月31日現在で当行が実施した建物の再評価に係る利益を表す。
- 当行のスリランカ支店に適用される規制に準拠して、2015年3月31日に終了した年度の積立金に対する充当を含む。
- スリランカの中央銀行が公表したガイドラインにより、スリランカの銀行は投資ファンド勘定に対する充当を要求されないこととなった。これらのガイドラインに準拠して、2015年3月31日に終了した年度において、投資ファンド勘定残高66.8百万インド・ルピーは、収益及びその他準備金に振替えられた。
- 2015年3月31日現在には、2014年5月27日付のナショナル・ハウジング・ボード回覧通知書に準拠して2014年3月31日現在におけるICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドの特別準備金残高に対する繰延税金負債を設定するために充当された金額を含む。
- 2015年3月31日現在には、2008年のインド準備銀行ガイドラインの発行以前に条件緩和された残高に関連した利息資金ターム・ローン（FITL）に備えるために、インド準備銀行の承認の上で充当された9,291.6百万ルピーを含む。
- ICICIバンクUKピーエルシーの「売却可能」に分類された投資に関する未実現利益／（損失）（税引後）(530.9)百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：(407.4)百万インド・ルピー）を含む。
- 主に生命保険子会社の失効契約に関連する制限付準備金1,265.0百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：1,281.1百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書 2Aー 少数株主持分

(単位：千インド・ルピー)

少数株主持分期首残高

当事業年度中の増加/ (減少)

少数株主持分期末残高

3月31日現在

2016年	2015年
25,058,148	20,107,641
8,498,300	4,950,507
33,556,448	25,058,148

附属明細書 3ー 預金

(単位：千インド・ルピー)

A. I. 要求払い預金

i) 銀行

ii) その他

II. 普通預金

III. 定期預金

i) 銀行

ii) その他

預金合計

B. I. インド国内の支店の預金

II. インド国外の支店／子会社の預金

預金合計

3月31日現在

2016年	2015年
39,713,920	37,225,312
563,675,244	467,371,342
1,444,551,013	1,221,061,995
95,975,771	82,869,479
2,366,857,970	2,051,024,337
4,510,773,918	3,859,552,465
4,097,654,748	3,495,286,634
413,119,170	364,265,831
4,510,773,918	3,859,552,465

附属明細書 4ー 借入金

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：千インド・ルピー)		
I. インド国内における借入金		
i) インド準備銀行	115,411,000	179,758,800
ii) その他の銀行	76,202,937	52,409,514
iii) その他の機関		
a) インド政府	-	-
b) 金融機関	198,462,255	181,754,472
iv) 以下の形式での借入金		
a) 預金	2,866,149	2,613,694
b) コマーシャル・ペーパー	8,701,661	14,671,235
c) 債券及び社債（劣後債を除く）	119,263,431	110,250,918
v) 申込金／債券	-	-
vi) 資本商品		
a) 革新的永久債（IPDI）（その他ティア1資本として適格）	13,010,000	13,010,000
b) 債券／社債として発行された複合負債性資本商品（ティア2資本として適格）	98,152,555	98,159,787
c) 償還可能非累積型優先株式（RNCPS）（2018年4月20日に額面価額で償還可能な、合併時に旧ICICIリミテッド優先株式保有者に対して発行された額面10.0百万インド・ルピーの償還可能非累積型優先株式 350 RNCPS）	3,500,000	3,500,000
d) 無担保償還可能社債／債券（ティア2資本に含まれる劣後債）	193,976,348	221,762,009
インド国内における借入金合計	829,546,336	877,890,429
II. インド国外における借入金		
i) 資本商品		
a) 革新的永久債（IPDI）（その他ティア1資本として適格）	22,517,983	21,227,648
b) 債券／社債として発行された複合負債性資本商品（ティア2資本として適格）	65,233,121	61,498,053
c) 無担保償還可能社債／債券（ティア2資本に含まれる劣後債）	9,916,081	9,339,593
ii) 債券及びノート	492,616,248	419,855,672
iii) その他の借入金 ¹	783,946,792	722,708,631
インド国外における借入金合計	1,374,230,225	1,234,629,597
借入金合計	2,203,776,561	2,112,520,026

- インド政府が保証した借入金5,132.2百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：13,336.4百万インド・ルピー）相当額を含む。
- 上記I及びIIの担保付借入金は、「担保付借入金及び貸付債務」に分類される借入金、銀行及び金融機関との市場買戻条件付取引に係る借入金及び流動性調整枠と限界貸出調整枠に基づく取引に係る借入金を除く169,644.9百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：145,869.2百万インド・ルピー）である。

附属明細書５－ その他の負債及び引当金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
I. 支払手形	48,422,363	52,914,088
II. 本支店間調整額（純額）	1,295,074	2,268,830
III. 未払利息	35,086,739	43,756,791
IV. 雑債務	164,490,577	133,345,526
V. 正常資産に対する引当金	29,178,492	25,507,118
VI. その他 ^{1、2}	249,340,731	222,629,451
その他の負債及び引当金合計	527,813,976	480,421,804

1. 2016年3月31日に終了した年度において、集会的偶発損失及び関連準備金に対する36,000.0百万インド・ルピーを含む。

2. 以下を含む。

a) 配当案29,075.2百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：28,988.1百万インド・ルピー）

b) 未払配当税3,786.8百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：3,710.6百万インド・ルピー）

附属明細書６－ 現金及びインド準備銀行預け金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
I. 手許現金（外貨建ノートを含む）	67,477,373	68,586,251
II. インド準備銀行当座預金残高	205,298,247	189,790,444
現金及びインド準備銀行預け金合計	272,775,620	258,376,695

附属明細書７－ 銀行預け金及び短期貸付金

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
I. インド国内		
i) 銀行預け金		
a) 当座預金	1,905,925	3,375,768
b) その他の預金	9,791,225	13,170,773
ii) 短期貸付金		
a) 銀行	66,771,325	-
b) その他の機関	-	2,925,489
合計	78,468,475	19,472,030
II. インド国外		
i) 当座預金	134,753,654	147,922,798
ii) その他の預金	69,838,416	26,968,517
iii) 短期貸付金	94,523,537	23,631,657
合計	299,115,607	198,522,972
銀行預け金及び短期貸付金合計	377,584,082	217,995,002

附属明細書 8－ 投資

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：千インド・ルピー)		
I. インド国内における投資（引当金控除後）		
i) 国債	1,436,810,801	1,334,237,788
ii) その他の適格有価証券	-	-
iii) 株式（普通株式及び優先株式を含む） ¹	78,470,821	70,833,737
iv) 社債及び債券	205,599,336	235,166,133
v) 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している資産	752,957,948	747,775,359
vi) その他（コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド・ユニット、パス・スルー証券、有価証券受領書、譲渡性預金証券） ²	271,392,503	268,734,925
インド国内における投資合計	2,745,231,409	2,656,747,942
II. インド国外における投資（引当金控除後）		
i) 国債	61,032,012	52,301,686
ii) その他（普通株式、債券及び譲渡性預金証券）	54,177,451	34,058,481
インド国外における投資合計	115,209,463	86,360,167
投資合計	2,860,440,872	2,743,108,109
A. インド国内における投資		
投資の総価値 ³	2,760,752,923	2,662,884,603
控除：引当金／評価損（益）の合計	15,521,514	6,136,661
正味投資	2,745,231,409	2,656,747,942
B. インド国外における投資		
投資の総価値	117,260,970	87,689,018
控除：引当金／評価損（益）の合計	2,051,507	1,328,851
正味投資	115,209,463	86,360,167
投資合計	2,860,440,872	2,743,108,109

1. 関連会社投資の原価3,696.1百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：4,590.5百万インド・ルピー）を含む。
2. 2015年7月16日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠して、農業基盤開発基金への投資及びその他の関連預託金280,661.8百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：284,508.2百万インド・ルピー）は、附属明細書11「その他の資産」における項目「農業基盤開発基金」に再分類されている。
3. 生命保険事業に関連した負債を補填するために保有している投資の評価益69,077.9百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：140,769.2百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書 9ー 貸付金（引当金控除後）

(単位：千インド・ルピー)

A. i) 買入及び割引手形

ii) 当座貸し、当座貸越及び要求払い貸付金

iii) ターム・ローン

貸付金合計

B. i) 有形固定資産による担保付（帳簿上の債務に対する貸付金を含む）

ii) 銀行／政府による保証付

iii) 無担保

貸付金合計

C. I. インド国内における貸付金

i) 優先部門

ii) 公共部門

iii) 銀行

iv) その他

インド国内における貸付金合計

II. インド国外における貸付金

i) 銀行貸付金

ii) その他への預け金

a) 買入及び割引手形

b) シンジケート・ローン及びターム・ローン

c) その他

インド国外における貸付金合計

貸付金合計

3月31日現在	
2016年	2015年
143,811,829	139,070,145
849,039,557	680,082,886
3,944,439,691	3,565,747,923
4,937,291,077	4,384,900,954
3,948,314,956	3,611,662,833
103,079,622	112,798,745
885,896,499	660,439,376
4,937,291,077	4,384,900,954
924,348,694	762,092,862
44,329,101	35,374,080
283,403	146,618
2,525,626,771	2,202,248,007
3,494,587,969	2,999,861,567
18,204,673	12,899,084
42,433,900	48,389,649
1,013,131,071	1,000,048,245
368,933,464	323,702,409
1,442,703,108	1,385,039,387
4,937,291,077	4,384,900,954

附属明細書10ー 固定資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
I. 建物		
前年の3月31日現在の取得原価	51,764,728	47,929,434
当事業年度中の増加 ¹	29,609,849	4,464,603
当事業年度中の減少	(724,254)	(629,309)
3月31日までの減価償却 ²	(13,358,550)	(12,257,917)
正味残高³	67,291,773	39,506,811
II. その他固定資産（器具及び備品を含む）		
前年の3月31日現在の取得原価	55,271,663	50,801,492
当事業年度中の増加	7,510,219	7,518,817
当事業年度中の減少	(3,214,712)	(3,048,646)
3月31日までの減価償却 ⁴	(42,138,931)	(38,392,681)
正味残高	17,428,239	16,878,982
III. リースにより提供された資産		
前年の3月31日現在の取得原価	17,299,544	17,299,544
当事業年度中の増加	-	-
当事業年度中の減少	-	-
3月31日までの減価償却、リース調整累計額及び引当金 ⁵	(14,884,909)	(14,973,248)
正味残高	2,414,635	2,326,296
固定資産合計	87,134,646	58,712,089

1. 2016年3月31日に当行が実施した再評価において追加された28,174.7百万インド・ルピーを含む。
2. 減価償却費用1,513.3百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：1,558.5百万インド・ルピー）を含む。
3. 当行の売却目的保有資産13.6百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：2.0百万インド・ルピー）を含む。
4. 減価償却費用6,725.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：6,073.1百万インド・ルピー）を含む。
5. 減価償却費用／リース調整192.2百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：350.6百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書11ー その他の資産

(単位：千インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
I. 本支店間調整額（正味）	-	-
II. 未払利息	77,457,994	71,772,042
III. 前払税金／源泉徴収税（正味）	35,319,277	37,594,663
IV. 事務用品及び印紙	1,710	2,230
V. 抵当権実行を目的として取得した非銀行資産¹	18,158,876	875,462
VI. 固定資産に関する貸付金	1,454,762	2,050,488
VII. 預金	13,542,444	13,598,473
VIII. 繰延税金資産（正味）	49,611,861	16,134,788
IX. 農業基盤開発基金	280,661,817	284,508,152
X. その他²	176,126,939	171,162,556
その他の資産合計	652,335,680	597,698,854

1. 抵当権実行を目的として取得し、当行の名義に変更中の特定の非銀行資産を含む。
2. 連結上ののれん1,257.0百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：1,257.0百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書12ー 偶発債務

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：千インド・ルピー)		
I. 負債として認められていない当グループに対する支払請求	41,298,568	45,940,699
II. 一部支払済み投資に関する債務	12,455	65,787
III. 未履行為替予約による債務 ¹	3,740,067,266	3,047,985,649
IV. 構成要素別保証		
a) インド国内	750,021,991	755,773,834
b) インド国外	262,980,560	248,099,209
V. 支払承諾、裏書及びその他の債務	474,131,095	496,851,207
VI. 通貨スワップ ¹	468,883,265	534,295,396
VII. 金利スワップ、通貨オプション及び金利先物 ¹	5,385,604,359	5,021,951,604
VIII. 当グループが偶発的に債務を負っているその他の項目	53,470,604	39,422,286
偶発債務合計	11,176,470,163	10,190,385,671

1. 想定元本を表す。

附属明細書13ー 受取利息

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：千インド・ルピー)			
I. 貸付金／手形に係る利息／割引	415,508,980	380,597,058	337,208,794
II. 投資収益 ¹	143,244,729	137,799,376	131,021,723
III. インド準備銀行預け金及びその他の銀行間資金に係る利息	3,039,556	3,661,576	4,276,997
IV. その他 ^{1、2、3}	31,143,792	27,581,951	22,284,962
受取利息合計	592,937,057	549,639,961	494,792,476

1. 農業基盤開発基金及びその他の関連預託金（以下「RIDF」という。）に係る利息16,618.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：13,518.0百万インド・ルピー、2014年3月31日：11,426.6百万インド・ルピー）は、RIDF投資が附属明細書8「投資」から附属明細書11「その他の資産」に再分類されたことにより、項目「投資収益」から「その他」に再分類されている。
2. 法人所得税の還付に係る利息3,274.4百万インド・ルピー（2015年3月31日：2,753.5百万インド・ルピー、2014年3月31日：1,991.6百万インド・ルピー）を含む。
3. 非トレーディング金利スワップ及び為替スワップに係る利息及びプレミアム償却額を含む。

附属明細書14ー その他の収益

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
I. 手数料、為替及び取引手数料	87,696,973	83,938,513	73,240,952
II. 投資の売却利益／（損失）（正味） ¹	46,675,463	24,787,803	7,534,232
III. 投資の再評価に係る利益／（損失）（正味）	(4,248,050)	(167,456)	3,637,251
IV. 土地、建物及びその他の資産の売却利益／（損失）（正味） ²	264,335	33,994	1,352,001
V. 外国為替取引／デリバティブ取引に係る利益／（損失）（正味） ³	23,794,434	22,073,402	20,206,580
VI. 保険事業からの保険料収益及びその他の営業収益	263,839,764	220,771,454	193,319,150
VII. 雑収益（リース収益を含む） ⁴	2,998,484	1,084,647	1,555,906
その他の収益合計	421,021,403	352,522,357	300,846,072

1. ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに対する持分投資の一部売却に係る利益を含む。
2. リースに提供された資産の売却に係る利益／（損失）を含む。
3. 海外支店／子会社からの利益剰余金／資本の回収における為替差益／（差損）を含む。
4. 関連会社からの利益／（損失）持分174.0百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：198.3百万インド・ルピー、2014年3月31日現在：43.1百万インド・ルピー）を含む。

附属明細書15ー 支払利息

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
I. 預金利息	219,989,769	207,723,125	184,190,198
II. インド準備銀行／銀行間借入金に係る利息	15,587,314	16,935,155	25,068,313
III. その他（旧ICICIリミテッドの借入金に係る利息を含む）	104,387,663	98,523,258	87,847,608
支払利息合計	339,964,746	323,181,538	297,106,119

附属明細書16ー 営業費用

(単位：千インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
I. 従業員に関する支払額及び引当金	69,122,888	65,683,216	59,687,936
II. 賃借料、税金及び電気料	12,424,715	11,540,155	11,038,531
III. 印刷費及び事務用品	1,742,022	1,587,878	1,778,796
IV. 広告宣伝費	7,199,746	5,281,639	5,874,819
V. 固定資産に関する減価償却費	8,238,922	7,631,612	6,875,673
VI. リース資産に関する減価償却（リース均等化を含む）	192,206	350,597	316,981
VII. 取締役報酬、引当金及び費用	62,939	59,228	48,938
VIII. 監査報酬及び費用	230,227	222,336	210,218
IX. 訴訟費用	1,127,613	1,272,588	1,229,598
X. 郵便料金、電報料金、電話料金等	4,028,285	3,744,913	3,690,741
XI. 修繕費及び保守点検費	11,540,341	10,082,794	8,540,177
XII. 保険料	3,332,350	3,147,514	2,740,339
XIII. 直接販売代理店費用	11,521,566	10,131,867	6,755,921
XIV. 保険事業に関する支払保険金及び給付金	53,973,461	41,274,246	44,708,877
XV. 保険事業に関するその他の費用 ¹	178,736,575	150,365,430	117,657,935
XVI. その他の支出	44,421,759	37,851,106	35,508,105
営業費用合計	407,895,615	350,227,119	306,663,585

1. 手数料費用及び責任準備金に係る引当金（ユニット・リンク保険契約における保険料の投資可能部分を含む。）を含む。

連結決算書の一部を構成する附属明細書 附属明細書17－重要な会計方針

概要

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド並びにその子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社（以下総称して「当グループ」という。）は、多角化した金融サービス・グループであり、コマーシャル・バンキング、リテール・バンキング、プロジェクト及びコーポレート・ファイナンス、運転資金供与、保険、ベンチャー・キャピタル及びプライベート・エクイティ、投資銀行、仲介及びトレジャリー商品並びにサービスを含むさまざまな銀行・金融サービスを提供している。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド（以下「当行」という。）はインドのパドダラに設立され、1949年銀行規制法で規制されている公開された銀行である。

連結原則

連結財務諸表は、ICICIバンク、子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの財務情報を含んでいる。

当行が、議決権の50.00%超を直接もしくは子会社及びその他の連結事業体を通じて、間接的に所有するか、又は取締役会／統治組織の構成に対し支配力を行使している事業体は、「連結財務書類」に関するAS第21号の規定に基づいて項目ごとに完全に連結される。当行が重要な影響力を行使することができる事業体への投資は、持分法で会計処理されており、持分損益については連結損益計算書に計上されている。共同支配会社の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法を用いて連結されている。比例連結法に基づき、共同支配会社の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表上の個別項目に報告されている。当行は、重要な影響／支配が一時的なものであると予定される場合、又は資金を親会社／投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。すべての重要な関係会社間残高及び取引は、連結時に相殺消去されている。

作成の基礎

当該連結財務諸表を作成する際に使用される当グループの会計及び報告方針は、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「インドGAAP」という。）に準拠しており、またインド準備銀行（以下「RBI」という。）、インド証券取引委員会（以下「SEBI」という。）、インド保険規制開発当局（以下「IRDAI」という。）、国立住宅銀行（以下「NHB」という。）が随時公表するガイドライン、及び2014年会社（会計）規則の7項と併せて読まれる2013年会社法の133条により通知された会計基準のうち該当するもの、そしてインドにおける銀行業界の一般的慣行にも準拠している。海外子会社の場合には、各海外子会社に適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠する。当グループは、別途記載がない限り、発生主義会計及び取得原価主義に従っている。子会社又はジョイント・ベンチャーが採用している会計方針と当行が採用している会計方針が異なる場合それぞれの会計方針で開示されている。

連結財務諸表の作成に当たり経営陣は、連結財務諸表日における資産・負債（偶発債務を含む）の報告金額及び報告期間の収益と費用の報告金額に関する見積りと仮定を行うことが求められている。経営陣は当該連結財務諸表の作成に使用された見積りは、慎重に行われた妥当なものであると確信している。将来の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。

当該連結財務諸表には、当行に加え、以下の会社の業績が含まれる。

番号	会社名	設立国	関連性	業種	所有持分
1	ICICIバンク UK ピーエルシー	英国	子会社	銀行業務	100.00%
2	ICICIバンク・カナダ	カナダ	子会社	銀行業務	100.00%
3	ICICIセキュリティーズ・リミテッド	インド	子会社	証券仲介業務及びマーチャント・バンキング業務	100.00%
4	ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・インク	米国	子会社	持株会社	100.00%
5	ICICIセキュリティーズ・インク	米国	子会社	証券仲介業務	100.00%
6	ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド	インド	子会社	証券投資、トレーディング及び引受業務	100.00%
7	ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	プライベート・エクイティ／ベンチャー・キャピタル・ファンド管理	100.00%
8	ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	住宅金融	100.00%
9	ICICIトラスティシップ・サービスズ・リミテッド	インド	子会社	信託サービス	100.00%
10	ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	資産管理	100.00%
11	ICICIインターナショナル・リミテッド	モーリシャス	子会社	資産管理	100.00%
12	ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド ¹	インド	子会社	年金基金管理	100.00%
13	ICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	生命保険業務	67.66%
14	ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	損害保険業務	63.82%
15	ICICIブルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	インド	子会社	資産運用会社	51.00%
16	ICICIブルデンシャル・トラスト・リミテッド	インド	子会社	受託会社	50.80%
17	ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファンド	インド	AS21号により連結	非登録ベンチャー・キャピタル・ファンド	100.00%
18	FINOペイテック・リミテッド ²	インド	関連会社	包括的な金融支援サービス	27.05%
19	アイ・プロセス・サービスズ（インド）プライベート・リミテッド ²	インド	関連会社	バックエンド業務関連サービス	19.00%
20	NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド ²	インド	関連会社	銀行及び金融業務の教育訓練	18.79%
21	ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド ²	インド	関連会社	マーチャント・サービシング業務	19.00%
22	インド・インフラデット・リミテッド ²	インド	関連会社	インフラの資金調達	31.00%
23	インド・アドバンテージ・ファンドⅢ ²	インド	関連会社	ベンチャー・キャピタル・ファンド	24.10%
24	インド・アドバンテージ・ファンドⅣ ²	インド	関連会社	ベンチャー・キャピタル・ファンド	47.14%

1. ICICIブルデンシャル・ペンション・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドはICICIブルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの完全子会社である。
2. これらの会社はAS第23号「連結財務諸表における関連会社に対する投資の会計処理」に基づき持分法に従って会計処理されている。
3. 2015年12月31日に終了した3ヶ月間に、ICICIエクイティ・ファンドは当グループが保有していた同社のユニットを償還したため、連結されていない。
4. 2016年3月31日に終了した3ヶ月間に、当グループはアイ・ヴェン・パイオテック・リミテッドの普通株式の持分を売却したため、アイ・ヴェン・パイオテック・リミテッドは連結されていない。

投資が一時的なものであるため、コム・トレード・サービスズ・リミテッドのAS第21号による連結は行われていない。当行が普通株式の26.39%の持分を保有するファルコン・タイアス・リミテッドは、投資が一時的なものであるため、AS第23号による持分法で会計処理されていない。

[次へ](#)

重要な会計方針

1. 外貨取引

当グループの連結財務諸表は、インドの通貨であるインド・ルピーで報告されている。外貨建て収益及び費用は、以下のとおり換算されている。

- ・ 国内事業の場合、取引日の為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に計上される。
- ・ 統合海外事業の場合、日々の最終為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に計上される。統合海外事業は、報告会社の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店のうち、報告会社とは異なる国を本拠地としている、又は報告会社とは異なる国において業務を行っているが、報告会社の重要な一部を構成しているものである。
- ・ 非統合海外事業の場合、四半期平均最終為替レートで換算され、換算差損益は外貨換算準備金として会計処理される。

国内事業及び統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債は、インド外国為替業協会（以下「FEDAI」という。）により通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は損益勘定に含められる。

非統合海外事業の外貨建て貨幣性資産及び負債並びに非貨幣性資産及び負債は、FEDAIにより通知される貸借対照表日の最終為替レートで換算され、換算差損益は、非統合海外事業への純投資が処分されるまで、外貨換算準備金に累計される。非統合海外事業の処分／一部の処分において、当該事業に関連する外貨換算準備金に累計された換算差額の累計額／比例額は、処分に係る損益が認識された同期間の損益として認識される。

取引の決済日に必要な、又は利用可能な報告通貨の金額を確定するために締結された国内事業における為替予約から生じるプレミアム又はディスカウントは契約期間にわたり償却される。その他の為替予約はすべて、特定の期限に関してFEDAIから通知される為替レートに基づき再評価され、期限の間に期日の到来する契約に関しては直線補間レートで再評価される。期限がより長期にわたり、為替レートがFEDAIにより通知されない契約は、各通貨のスワップ・カーブが示す先物為替レートに基づき再評価される。換算差損益は、損益勘定に認識される。

外貨建ての保証、裏書及びその他の債務による偶発債務は、FEDAIから通知された貸借対照表日の為替レートの終値を用いて開示されている。

2. 収益認識

- 受取利息は発生主義で損益計算書に認識される。ただし、不良資産（以下「NPA」という。）については、RBI/NHB/その他適用されるガイドラインの収益認識及び資産区分基準に従って実現時に認識される。さらに、貸出条件緩和がRBIの戦略的債務再編（以下「SDR」という。）スキームに基づき当行によって承認された貸付金に係る受取利息は、実現時に認識される。
- ファイナンス・リースからの収益は、当初リース期間にわたり、そのリースの正味投資残高に対して計算上の金利を適用することによって計算される。2001年4月1日より前に締結されたファイナンス・リースはインド会計士協会（以下「ICAI」という。）が発行したリース会計に係るガイダンス・ノートにより会計処理されている。2001年4月1日以降に締結されたファイナンス・リースは会計基準第19号「リース」により会計処理されている。
- 割引金融商品に関する収益は、その商品の有効期間にわたって認識される。
- 配当収益は、配当を受取る権利が確立したときに発生主義で会計処理される。
- 貸付金処理手数料は支払期日が到来した時点で会計処理される。ただし、海外銀行子会社の場合、貸付期間にわたって償却される。
- プロジェクト評価／構築手数料は合意されたサービスの完了時に会計処理される。
- アレンジャー手数料はアレンジメント／シンジケーションの大部分が完了した時に収益として会計処理される。
- 発行した保証に係る受取手数料は保証期間にわたって定額法で償却される。
- ファンド管理及びポートフォリオ管理手数料は発生主義で認識される。
- クレジットカードに係る年間／更新手数料は1年間にわたって定額法で償却される。
- その他の手数料はすべて、支払期日が到来した時点で会計処理される。
- 当行は委託により金地金関連業務を行っている。顧客から回収した金額と原価との差額は、顧客に販売した時点で会計処理される。当行はまた、金地金の貸借業務にも従事しており、支払利息／受取利息は発生主義で会計処理される。
- 仲介業務による収益は、取引日において収益として認識される。公募債又はその他の有価証券の発行に関する仲介収益は、流通度合及び顧客との契約条件に基づいて認識される。
- 非リンク型生命保険料は、契約者との契約期日が到来した時点で収益として認識される。ユニットリンク保険契約の保険料は、関連ユニットが作成される際に認識される。失効契約に関する保険料は、当該契約が復活した場合に収益として認識される。ユニットリンク保険契約者が支払う追加保険料は、一時払い保険料とみなされ、関連ユニットが作成される際に収益認識される。ファンド管理費用、保険契約管理費、死差損及びその他の費用を含むユニットリンク保険契約からの収益は、その保険契約の約款に従って関連ファンドから回収され、期日が到来した時点で認識される。

- o) 損害保険業務の場合、保険料はリスクの開始時点で契約期間にわたり計上され、割賦保険料については、割賦支払の期日が到来した時点で計上される。経過保険料は、1/365法に基づきその保険契約のリスク期間又は契約期間のいずれか適切な期間にわたって、総額からサービス税を控除した後の金額で収益として認識される。以後の保険料変更に関しては、リスク期間又は契約期間の残存期間にわたって認識される。契約の解約によって生じる保険料収入への調整は、契約が解約された期間に認識される。出再業務に関する手数料は、リスクが出再された期間に収益として認識される。再保険契約に基づく利益配分は、該当する場合は最終利益確定期間に収益として認識され、出再再保険手数料と合算される。
- p) 生命保険業務の場合、出再に関する保険料は再保険会社との契約条件に従って会計処理される。出再再保険手数料による収益は、出再保険料と相殺される。
- q) 損害保険業務の場合、出再に関する保険料は、リスクが開始する期間に認識される。以後の出再保険料の変更は、変更のあった期間に認識される。契約の解約によって生じる再保険料への調整は、契約が解約された期間に認識される。生命保険契約の場合、出再再保険の保険料は、再保険会社との契約条件及び関連する特約に従って、会計処理されている。出再再保険手数料による収益は、出再保険料と相殺される。
- R) 損害保険業務の場合、保険料不足は、予想保険金請求額及び関連費用並びに維持費用の合計額が責任準備金を上回った時に認識され、会社レベルで算出される。予測保険金請求額は、アボインテッド・アクチュアリーによって計算され、正式に認定される。

3. 株式報酬

下記の当グループの企業は従業員に対してストック・オプションを付与している。

- ・ アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
- ・ ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ・ ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

当行の従業員ストック・オプション制度（以下「制度」という。）は当行及びその子会社の常勤取締役及び従業員に当行の普通株式のオプションを付与している。この制度により従業員は段階的に権利が確定する当行の普通株式を取得するオプションを付与されている。このオプションは特定期間内に行使することができる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーも従業員に対して各社の普通株式の付与に関する同様のストック・オプション制度を設定している。

当グループは、銀行子会社を除き、本源的価値法を用いて従業員株式報酬制度の会計処理を行っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日における行使価格を超過した金額として測定され、権利確定期間にわたって償却される。公正市場価格とは、当行の株式が上場されている証券取引所における、オプション付与日の前日の終値であり、通常オプションの付与が承認された統治委員、報酬及び指名委員会会議の開催日である。株式が複数の取引所に上場されている場合、該当日において取引高が最も大きかった取引所の終値が使用される。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの場合、株式の公正価値は外部評価報告を基準に決定される。銀行子会社、すなわちICICIバンクUK及びICICIバンク・カナダは、二項モデルに基づく公正価値法を用いて、ICICIバンクが従業員に付与するオプションの費用を会計処理している。

4. 法人所得税

法人所得税費用は、当グループにより発生した当期税金及び繰延税金費用の合計金額である。当期税金費用及び繰延税金費用は、それぞれ1961年法人所得税法の規定及び会計基準第22号「法人所得税の会計処理」に従って決定される。繰延税金調整は、当事業年度中の繰延税金資産又は負債の変動によるものである。

繰延税金資産及び負債は、課税所得と会計上の当期利益の間の一時差異及び繰越欠損金の影響を考慮して認識される。繰延税金資産及び負債は、貸借対照表日において有効な、あるいは実質的に有効な税率及び税法を用いて測定される。繰延税金資産及び負債の変動による影響は、損益勘定に認識される。

繰延税金資産は合理的な実現可能性に関する経営陣の判断に基づいて各報告日に認識・再評価される。ただし、国内会社で税法に基づく有税償却又は繰越欠損金がある場合、繰延税金資産はかかる資産の実現が実質的に確実である場合にのみ認識される。

連結財務諸表における繰延税金資産及び負債は、個別の会社レベルで算出されたものを連結報告目的で合算している。

5. 支払保険金及び給付金

損害保険業務における既発生の損害は、支払保険金、報告済みの損害に対する未払保険金の見積債務、並びに既発生未報告（以下「IBNR」という。）及び発生しているが十分に報告されていない保険金請求（以下「IBNER」という。）に対する保険金の見積債務で構成されている。さらに、既発生の損害には、調査・法務費用などの特定の損害査定費用及びその他の直接費用も含まれる。保険金（再保険会社／共同保険会社から受領する金額を控除後）は、経営者の見積又は調査会社／保険契約者による見積りに基づき、損害の通告日に各収益勘定に認識される。貸借対照表日現在の未払保険金に対する見積債務は、実現が確実な範囲で、共同保険会社／再保険会社から回収する又は支払う保険金及び被救助財産を控除後の金額が計上される。未払保険金に対する見積債務は、当行が過去の実績／保険数理上の評価に基づき各請求に対して最終的に支払われる可能性のある金額として決定する。これらの見積りは、追加情報が入手されるたびに随時再検証される。IBNR保険金は、当該会計期間中に発生している可能性はあるが報告又は請求されていない保険金額を表す。また、IBNR保険金に関する準備金には、IBNER保険金に関して必要な準備金も含まれる。IBNR保険金／IBNER保険金に対する見積債務は、当行のアポインテッド・アクチュアリーによる保険数理上の見積りに基づいている。

生命保険業務の場合、支払給付金は契約給付金と損害査定費用（計上時のみ）から成る。死亡及び付帯する保険金は通告受領時に会計処理される。生存給付金及び満期保険金は期日到来時に会計処理される。リンクのない保険契約に基づく引出し及び解約は、通告受領時に会計処理される。

6. 有効な生命保険契約に関する債務

生命保険業務の場合、有効な生命保険契約に関する債務は、認められた数理慣行、1938年保険業法（2015年保険諸法（改定）法により修正）の要件、保険規制開発当局が公表した規定、及びインド数理協会の数理慣行基準に従って算出される。

7. 責任準備金

責任準備金は出再再保険控除後の金額で認識され、将来の会計年度に帰属し、契約期間ベース又はリスク期間ベースのいずれか適切な基準に基づき将来の会計年度に配分される、当行が契約上の義務に基づき引き受ける責任に関する保険料を表す。責任準備金は日次で比例按分計算され、1938年保険業法の規定に従って、火災、海上、貨物及びその他の業務に関する保険契約に関しては、貸借対照表日までの12ヶ月間に受取った保険契約の保険料総額の最低50.00%、また船体保険契約に関しては100.00%が、貸借対照表日現在に満了となっていないすべての保険契約について積立てられている。

8. 保険数理法及び評価

生命保険業務の場合、有配当契約及び無配当契約の両方について、総額保険料法を用いて数理上の債務が計算され、計算には金利、死亡率、疾病率、費用及びインフレに関する推定、並びに有配当契約の場合には税金引当金及び株主に対する利益配分並びに将来支払う配当金に関する推定が用いられる。これらの推定は、評価日現在における慎重な見積りとして不利な変動に関する許容差を考慮して決定されている。

ユニットリンク保険契約及び付帯する特約の非ユニット債務の未経過リスク部分に対して、割引キャッシュ・フローを用いて計算された債務及び未経過保険料準備金のいずれか高い方が積み立てられる。

ユニットリンク保険契約のユニット債務は、評価日現在の純資産価値（以下「NAV」という。）を用いて、保険契約者に帰属するユニット残高の価値として取り扱われている。

一年更新型団体定期保険に対して責任準備金及び既発生未報告準備金が積み立てられる。

当該債務を評価する際に使用する金利は、年率4.92%から5.53%（前年度一年率4.47%から5.39%）である。

保証について使用した死亡率は、公表されている「インド保証生命死亡率表（2006年－2008年）」の死亡率表及び年金について使用した死亡率はL.I.C.表（96年-98年）に基づいており、実績を反映して調整されている。一方、使用した疾病率は実績を反映して調整されたCIBT表93年又は再保険会社によって提供されたリスク率に基づくものである。

費用は更新費用の現在の水準で引き当てられており、将来の改善を考慮していないが、予想される悪化は考慮されている。標準保険契約一件あたりの更新費用は5.18%（前年度－4.49%）で上昇すると推定されている。

9. 生命保険業務の獲得費用

獲得費用は、主に保険契約の獲得に関連しており、保険契約によって変動する費用であり、発生した期間に費用計上される。

10. 従業員給付

退職金

当グループは、最低規定期間を継続勤務した後に退職又は辞職する従業員に対して退職金（確定給付制度）を支払っている。ただし、海外所在地の従業員の場合は現地の現行規則に従って支払っている。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

退職金債務の保険数理上の評価は、当グループが任命した保険数理士によって決定されている。退職金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて決定されている。

退職基金及び国民年金制度

当行は、特定の従業員の基本給合計の15.00%を生命保険会社が管理運営する退職基金（確定拠出制度）に拠出している。さらに、当行は、特定の従業員の基本給合計の10.00%を、確定拠出年金であり、年金基金管理会社によって管理されている国民年金制度（以下「NPS」という。）に拠出している。当行はまた、従業員に対してこうした拠出に代わる金額を在職中の月給と一緒に受領するオプションを付与している。

当期中に退職基金及びNPS又は従業員に当行が拠出／支払った金額は、損益計算書に認識されている。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー及びICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニーは適格従業員に対して支払う基本給の割合に基づき勤続期間に応じて退職債務を計上している。

年金

当行は旧マドラ銀行、旧サングリ・バンク及び旧バンク・オブ・ラジャスタンの特定の従業員を対象とする年金制度（確定給付制度）を有している。当行は、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。当制度により、これらの従業員は退職時における各自の当行での勤続年数及び適用される給与に基づく年金（物価上昇手当を含む）を毎月受け取る。

年金債務の保険数理上の評価は、当行が任命した保険数理士によって決定される。年金債務の保険数理上の評価は、予測単位積増方式による利率、昇給率、死亡率及び社員の離職率といった一定の仮定に基づいて決定されている。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。

準備基金

当グループは、従業員に対する退職給付の一部として、準備基金（確定給付制度）を維持することが法令によって義務付けられている。各従業員は、自己の基本給の特定の割合を基金に拠出し、当グループは適格従業員分について同額を基金に拠出する。当グループは、1952年従業員準備基金及び関連諸法の要件に従い、地域準備基金理事が管理する従業員年金制度へ拠出を行うが、拠出残高は受託会社が管理する基金へ振替えられる。基金は、インド政府が定める規則に従って投資される。

準備基金残高に係る金利保証に関する保険数理上の評価は、当グループが任命した保険数理士によって決定される。

当期中に発生した保険数理上の損益は、損益計算書に認識されている。

当行の海外支店の従業員は給与の特定の割合を拠出し、海外支店は適格従業員分について同額を各国の制度に対して拠出している。海外支店による拠出は、拠出時に損益勘定に認識されている。

退職一時金

当グループは独立した保険数理士による数理上の評価に基づき退職一時給付金を付与している。

11. 引当金、偶発債務及び偶発資産

当グループは、連結財務諸表の作成日までに入手可能な情報に基づいて、偶発的事象により発生する可能性のある損失を見積っている。会社の現在の債務が過去の事象の結果として生じたものであり、当該債務を清算するために資源の流出が生じる可能性が高く、またその金額について信頼性をもって見積ることが可能な場合に、引当金が認識される。引当金は、貸借対照表日において債務を清算するための必要額に対する経営陣の見積りに基づき、類似取引の経験を考慮して決定される。これらは各貸借対照表日において見直され、現在の経営陣の見積りを反映するために調整される。入手可能な情報により偶発損失が生じる可能性があるものの損失金額を合理的に見積ることができない場合、連結財務諸表上に開示される。損失の可能性が僅かである場合、引当金の計上も、連結財務諸表への開示も行われない。当グループは偶発資産を計上又は開示しない。

当行は、独立した保険数理士を雇い保険数理法を用いて顧客ロイヤルティ謝礼ポイントの使用可能性を見積っており、これら謝礼ポイント引当金を計上している。保険数理上の評価は、死亡率、割引率、解約率及び使用率等の仮定を基に行われる。

12. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許資金、RBI預け金、その他銀行預け金及び短期貸付金が含まれる。

13. 投資

i) 当行の投資は、投資の分類及び評価に関する既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。

- a) すべての投資は「満期保有」、「売却可能」及び「売買目的保有」に分類される。いずれのカテゴリにおける再分類についても、RBIガイドラインに従って会計処理される。各分類の中で、投資はさらに (a) 国債、(b) その他の適格有価証券、(c) 株式、(d) 債券及び社債、並びに (e) その他に分類されている。
- b) 「満期保有」有価証券は、取得原価、又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。固定利付の取得有価証券については、額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付の取得有価証券については、定額法により、それぞれ償却される。
- c) 「売却可能」及び「売買目的保有」有価証券は、RBIガイドラインに従って定期的に評価される。「売却可能」に分類された固定利付及び変動利付国債に対する投資の額面価額を超えるプレミアムは、固定利付の場合は満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように償却され、変動利付の場合については定額法によりそれぞれ償却される。上場投資は、公認証券取引所の売買/相場、子会社総勘定元帳アカウント取引、RBIの価格リスト、又はインド・プライマリー・ディーラー協会と債券・短期金利・デリバティブ協会（以下「FIMMDA」という。）が公表する価格を基準に定期的に評価される。

法定流動性比率（以下「SLR」という。）証券の性質を有する「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリに含まれる相場のない国債の市場価値/公正価値は、FIMMDAが発表したレートに従っている。パス・スルー証書等、その他の相場のない固定利付証券が、最終利回り（以下「YTM」という。）レートに連動している場合は、FIMMDAが発表した国債のYTMレートにマークアップ（関連する信用リスクを反映したもの）を加味して評価される。

非上場株式は、RBIガイドラインに従い、最新の貸借対照表が入手可能な場合は解散価値で評価され、それ以外は1インド・ルピーで評価される。

有価証券は証券の種類ごとに評価される。貸付金残高の転換により取得したものを除いた有価証券は、カテゴリごとに減価/増価が合計される。カテゴリごとの未実現の純増価は考慮されないが、純減価については引き当て計上される。貸付金残高の転換により取得した有価証券に係る減価については全額引き当て計上される。不良投資はRBIガイドラインに基づき特定される。

SDRスキームに基づき当行が取得し、保有している普通株式に係る減価については、RBIガイドラインに準拠して、負債が資本に転換された日から4暦四半期の期間にわたって引き当て計上される。

- d) 割引かれている商品である短期国債、コマーシャル・ペーパー、及び譲渡性預金証書は帳簿原価で評価される。
- e) ミューチュアル・ファンド・ユニットは、当該ミューチュアル・ファンドが公表した最新の買戻価格/純資産価値で評価される。
- f) 投資に関して取得時に支払われた仲介料及び手数料は、損益勘定に費用計上される。投資原価は先入先出法（FIFO）に基づき計算される。
- g) 「満期保有」カテゴリの投資の売却による損益は、損益勘定に認識され、その後、利益は税金及び法定準備金積立額を控除後の金額で資本準備金に計上される。「売却可能」及び「売買目的保有」カテゴリの投資の売却損益は損益計算書に認識される。
- h) 市場買戻条件付及び売戻条件付取引は、既存のRBIガイドラインに従ってそれぞれ貸借取引として会計処理される。流動性調整枠（以下「LAF」という。）のもとでRBIと行った取引は、貸借取引として会計処理されている。

- i) 負債証券に係る経過期間の利息（前回の利払日から、金融商品の購入日／売却日までの利息額）は収益項目として取り扱われている。
- j) 各報告期間終了時に、資産再構築会社が発行した有価証券受領証は、RBIがその時々々に規定した、当該商品に適用されるガイドラインに従って評価される。したがって、資産再構築会社が発行した有価証券受領証によるキャッシュ・フローが関連するスキームにおいて、商品に対して割り当てられた金融資産の実現した部分に限られる場合には、当行は資産再構築会社からその時々々に取得した純資産価値をそれらの投資の各報告期間末時点の評価に含めている。整理期間の終了時に、発行済み未償還の有価証券受領証は、破綻資産として取り扱われ、全額引き当て計上される。
- k) 当行は、RBIガイドラインに従い、決済日基準で会計処理されるインド国債及び州政府証券を除き、取引日基準で投資の売買を会計処理している。
- l) 当行は、RBIガイドラインに従い、期日付国債について空売り取引を引き受けている。ショート・ポジションはHFTカテゴリーに分類され、時価評価される。時価評価損失は損益勘定に費用計上され、RBIガイドラインにより、利益がある場合、その利益は考慮されない。
- ii) 当行の連結ベンチャー・キャピタル・ファンドは公正価値で投資を計上し、投資に係る未実現利益及び一時的な損失は投資家持分の構成要素として認識され、未実現投資準備勘定に計上される。投資及びミューチュアル・ファンドのユニットに係る実現損益、及びミューチュアル・ファンドのユニットの再評価による未実現損益は、損益勘定に計上される。回収に疑義のある未収収益については引当金が計上される。それらの引当金及びその後の回収額は、損益勘定を通じて計上される。投資の引受／購入は、仲介料、手数料及び印紙税を含む取得原価で会計処理される。無償株式及び権利は、利得が明らかになったときに計上される。上場投資は、評価日の終値で評価される。評価日においては売買されていないが評価日までの2ヶ月間に売買されていた上場投資は、公表された直近の終値で評価される。資産運用会社が処分に関する制限を反映する必要があると考える場合、適切なディスカウントが適用される。評価日までの2ヶ月間に売買されていない上場投資は、非上場として取り扱われる。非上場投資は、適切な評価法を適用することによって、見積公正価値で評価される。投資の帳簿価額に一時的ではない下落が起きた場合、当該減少分は、下落が識別された期間において損益勘定に費用計上される。
- iii) 当行の主要ディーラー子会社及び証券仲介業務を行っている子会社は、短期保有目的及び売買目的で保有する有価証券を、低価法で評価される取引有価証券として分類している。RBIによって認められている通り、主要ディーラー子会社が満期保有目的に分類している有価証券は、償却原価で計上される。投資の価値における下落が一時的でない場合、適切な引当金が計上される。取得した有価証券に関して譲渡の際に稼得した手数料は、取得原価から減額される。
- iv) 当行の住宅金融子会社は、投資を短期投資と長期投資に分類している。即座に実現可能且つ1年未満の保有を目的とした投資は短期投資に分類され、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で計上されている。その他のすべての投資は長期投資に分類され、取得原価又はプレミアム付きで取得した場合には償却原価で計上される。取得した有価証券の額面を超えるプレミアムは、利回りが常に一定となるように満期までの残存期間にわたって償却される。ただし、投資価値における一時的でない下落を認識するための減損引当金が計上される。
- v) 当行の海外の銀行子会社は、「売却可能」に分類された投資に係る未実現損益を、税引後の金額で直接準備金に計上している。また、「売買目的保有」に分類された投資の未実現損益は、損益勘定に直接計上される。「満期保有」に分類された投資は償却原価で計上されている。
- vi) 生命保険及び損害保険業務の場合、投資は1938年保険業法（2015年（改訂）保険法により改訂）、2000年IRDA（投資）規定、及びその他IRDAが当該項目に関連してその時々々に公表した様々な回覧／通知書に従って行われている。
- 生命保険業務の場合、投資の評価(ユニット・リンク保険契約を除く)は、以下の方法により行われる：
- a. すべての負債証券及び償還可能優先株式は、「満期保有」とみなされるため、取得原価で計上され、保有／満期期間にわたり利回りが常に一定となるようにプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
- b. 上場株式は、インド国立証券取引所(以下「NSE」という。)(NSEに上場していない有価証券の場合は、BSE)の直近の終値である公正価値で計上される。
- c. ミューチュアル・ファンド・ユニットは、前日の純資産価値に基づき評価される。

生命保険業務の場合、上場株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、株主ファンド及び保険契約者ファンドについてそれぞれ貸借対照表の「収益及びその他準備金」及び「保険契約債務」に計上される。

損害保険業務の場合、投資の評価は、以下の方法により行われる：

- a. 国債及び非転換優先株式を含むすべての負債証券は、「満期保有」とみなされるため、償却原価で計上され、保有／満期期間にわたり利回りが常に一定となるようにプレミアム又はディスカウントの償却が行われる。
- b. 貸借対照表日の上場株式及び転換優先株式は、NSEの直近の終値、あるいはNSEに上場していない場合はBSEの直近の終値である公正価値で計上される。
- c. ミューチュアル・ファンド投資（ベンチャー・キャピタル・ファンドを除く）は、貸借対照表日における純資産価値の終値である公正価値で計上される。
- d. 上記以外の投資は取得原価で評価される。

損害保険業務の場合、上場株式及びミューチュアル・ファンド・ユニットの公正価値の変動により生じる未実現利益／損失は、貸借対照表において「収益及びその他準備金」に計上される。

保険子会社は、各貸借対照表日に投資の減損の兆候の有無を評価している。減損の兆候がみられる場合、該当する投資の帳簿価額は回収可能価額まで減額され、減損損失は収益／損益勘定に認識される。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した投資の合計比率は2016年3月31日現在の投資合計の約21.48%である。

14. 貸付金及びその他の与信枠に関する引当金／償却

i) 当行の貸付金及びその他の与信枠は、既存のRBIガイドラインに従って、以下のとおり会計処理されている。

- a) 当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金及び投資をRBIガイドラインに従って、正常資産とNPAとに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のRBIガイドラインでは正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内で、NPAとして分類される。さらに、NPAはRBIが規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。

法人向け貸付金の場合、要管理及び破綻懸念資産に関して、RBIが規定した比率で引当金が計上されている。破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は、既存のRBIガイドラインに従って引当／償却されている。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでは正常だが貸付実施国の規制に基づきNPAとして分類されている貸付金に関しては、貸付実施国の規制に従って引当金が計上される。海外支店で計上された貸付金で、既存のRBIガイドラインでも貸付実施国の規制でもNPAとして分類されている貸付金に関しては、RBIガイドラインと貸付実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。RBIが規定している最低引当要件に従って、均質なリテール貸付金に対する引当金は不良債権に分類された貸付金の延滞日数に基づき借り手ごとに評価される。不正に分類された貸付金は、担保価値を考慮せずに全額を、不正が発覚した四半期から開始する4四半期の期間にわたり引き当て計上される。当該不正についてRBIへの報告が遅れた勘定においては、全額が直ちに引き当て計上される。RBIの不良資産の枠組みにおいて非協力的な借り手に分類される借り手、故意の債務不履行及びNPAについては、当行は既存のRBIガイドラインに従い早期引当を行う。

RBIの指示に従い、当行は不良貸付金に対する個別引当金及び特定の正常貸付金に対する個別引当金を保有している。当行はまた、RBIのSDRスキームに基づく貸付金に対する引当金も保有している。個別引当金の増加分に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制の最低要件を上回っている。

- b) 貸出条件緩和貸付金の公正価値の下落による引当金は、RBIガイドラインに従って計上している。貸出条件緩和の対象となっている不良貸付金に関しては、特定の期間（すなわち、金利又は元本の最初の支払期日のいずれか遅い日付から1年）における返済状況が良好だった場合のみ、その期間終了後に正常に格上げされる。標準的な貸出条件緩和貸付金が正常分類に格上げされるのは、特定の期間に良好な返済状況が証明され、貸付金の引当／リスクウェイトが正常に戻った後である。
- c) 過年度において償却された債権からの回収額、及び借り手の現在の状況に鑑みて不要と判断された引当金は、損益勘定に認識される。

- d) RBIガイドラインに従って、ヘッジされていない外貨エクスポージャーのある借り手への貸付金に対する引当金、インド企業の孫会社へのエクスポージャーに対する引当金及び合併により引き継いだ旧バンク・オブ・ラジャスタンの変動引当金を含む、正常貸付金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は貸付実施国の要件とRBIの要件の高い方で計上される。
- e) 資産分類に従って保有する必要がある引当金に加え、間接的なカントリーリスクを含む国別のエクスポージャー（本国のエクスポージャー以外）に関する引当金を保有している。各国のリスクは、軽微、低い、やや低い、中程度、やや高い、高い、非常に高い、の7つのリスクに分類されており、180日を超えるエクスポージャーに対して、0.25%から25%の範囲で引当金が計上されている。契約上の満期が180日未満のエクスポージャーに関しては、180日を超えるエクスポージャーに適用される比率の25%の引当金を計上することが要求される。間接的なエクスポージャーはエクスポージャーの50%で認識される。当行の国別エクスポージャー（正味）が資金調達済資産合計の1%を超えない国に対して引当金は要求されない。
- ii) 当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠はNHBガイドラインに従って正常資産と不良資産に分類されている。さらにNPAはNHBが規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。経営陣により特定の不良資産に対して引当金の積み増しが必要と判断された場合、上記を超える追加の引当金が計上される。
- iii) 当行の海外銀行子会社の場合、貸付金は貸倒引当金控除後の金額で表示されている。貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象（以下「損失事象」という。）による減損の客観的な証拠が存在し、損失事象が、信頼性をもって見積ることができる当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合のみ、貸付金は減損として分類され、減損損失が計上される。減損引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に十分対応できると経営陣が考える水準で設定されている。

上記のように、子会社が当行とは異なる会計方針を適用した貸付金の合計比率は2016年3月31日現在の貸付金合計の約10.22%である。

15. 資産の譲渡及びサービシング

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が基礎となる証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡求及びサービシング義務は引当金純額として計上される。

正常資産の証券化に関するRBIガイドラインに従って、2006年2月1日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益／プレミアムは資産の売却先である特別目的事業体によって発行された、又は発行される予定の有価証券の期間にわたって償却される。2012年5月7日より、RBIガイドラインにより、証券化による利益／プレミアムは、ガイドラインで規定された方法に基づいて取引期間にわたり償却することが求められている。

2005年7月13日付のRBIガイドラインに準拠して、資産再構築会社に貸付金を売却した場合、過剰引当は戻し入れられないが、証券化会社(SC)／再建会社(RC)に対する他の金融資産の売却による不足分／損失を満たすために使用される。RBIガイドラインに準拠して2014年2月26日以降で、SC／RCに売却された不良貸付金について、当行は金額を受領した年度に過剰引当を損益勘定に戻し入れる。

カナダ子会社は、組成及び購入した不動産抵当証券に関する証券化契約を締結した。ICICIバンク・カナダは実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保するか、もしくは当該不動産抵当証券に対する支配を維持するため、当該契約は現地の会計基準に基づく認識の中止の会計処理として適格ではない。カナダ子会社は、引き続き証券化した不動産抵当証券を「貸付金」として認識し、証券化を通じて受領した金額は「その他の借入金」として認識される。

16. 固定資産及び減価償却

建物及びその他の固定資産は、原価から減価償却費累計及び減損を控除した金額で計上されている。原価は資産の取得及び設置に関連する運賃、税金及び付随費用を含む。減価償却費は、固定資産の見積耐用年数にわたって定額法で費用計上される。国内グループ会社の固定資産に関する耐用年数は、過去の実績及び使用見込によるものであり、一部の固定資産のカテゴリーにおいては2013年会社法のスケジュールIIに規定される耐用年数と異なっている。

当期中に購入／売却された資産は、実際にその資産が使用された日数に基づいて、比例配分で減価償却される。

当行の場合、5,000インド・ルピーを上限とした品目は、購入日から12ヶ月間にわたって全額減価償却される。さらに、当行による建物の売却に係る利益は、RBIガイドラインに従って法定準備金への振替及び税額控除後の金額で資本準備金に充当される。

再評価資産／減損資産の場合、修正された資産価値に基づき、資産の残存耐用年数にわたって減価償却される。

17. デリバティブ契約に関する会計処理

当グループは、外国為替オプション、金利及び通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ並びに通貨金利スワップ等のデリバティブ契約を締結している。

オンバランスシート資産及び負債をヘッジするために締結したスワップ契約は、基礎となるオンバランスシート項目と反対の効果を及ぼし相殺しあうように仕組まれている。そうしたデリバティブ商品の影響は、原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に準拠して会計処理されている。ヘッジ目的のスワップは発生主義で会計処理され、基礎となる取引が時価評価されない限り時価評価しない。ただし、当行の英国及びカナダの銀行子会社の場合、ヘッジ取引及びヘッジ対象項目は(ヘッジされるリスクについて)公正価値で評価され、その変動は損益勘定に認識される。

売買目的で締結される外貨建て及びルピー建てデリバティブ契約は時価評価され、結果として生じる利益／損失(引当金控除後)は損益勘定に計上される。RBIガイドラインに従って、90日以上延滞しているデリバティブ契約に基づく債権及び同じ相手先と締結しているデリバティブ契約から生じる時価評価利益は、損益勘定を通じて戻し入れられる。

18. 資産の減損

不動産である固定資産は、資産の帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象又は状況の変化が発生した際に、減損に関する評価を受けている。資産は帳簿価額が回収可能額を上回った場合に減損していると判断される。減損は、減損資産の帳簿価額が回収可能額を超過する金額で測定され損益勘定に認識される。

19. リース取引

オペレーティング・リース資産に関するリース料の支払いは、リース期間にわたり定額法で損益勘定に費用として認識される。

20. 一株当たり利益

基本的及び希薄化後一株当たり利益は、会計基準第20号「一株当たり利益」に従って算定される。

基本的一株当たり利益は、普通株主に帰属する当期純利益又は損失(税引後)を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。

希薄化後一株当たり利益は、普通株式を発行する契約が期中に行使又は転換された場合に起こり得る潜在的希薄化を反映している。希薄化後一株当たり利益は、当グループが発行した期中加重平均発行済み普通株式数及び潜在的に希薄化の可能性のある普通株式数(ただし、逆希薄化効果をもたらす場合を除く。)を用いて算定されている。

附属明細書18ー 財務諸表の一部を構成する注記

A. 以下の追加開示情報は、会計基準(以下、「ASs」という。)の要件及びそれに関連するインド準備銀行ガイドライン(以下、「RBI」という。)を考慮して作成されたものである。

1. 一株当たり利益

基本的及び希薄化後一株当たり利益は、AS第20号「一株当たり利益」に従って算定される。基本的一株当たり利益は、当期純利益(税引後)を期中加重平均発行済み普通株式数で除することにより算定される。希薄化後一株当たり利益は、期中加重平均発行済み普通株式数及び希薄化の可能性のある潜在的株式の加重平均発行済み普通株式数を用いて算定されている。

以下の表は、表示期間における一株当たり利益の計算を示している。

(単位:百万インド・ルピー、ただし一株当たり利益のデータを除く)	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日 に終了した年度
基本的		
加重平均発行済み普通株式数	5,807,339,489	5,785,726,485
当期純利益	101,799.6	122,468.7
基本的一株当たり利益(単位:インド・ルピー)	17.53	21.17
希薄化後		
加重平均発行済み普通株式数	5,840,224,893	5,842,092,456
当期純利益	101,703.1	122,340.2
希薄化後一株当たり利益(単位:インド・ルピー)	17.41	20.94
一株当たり額面価額(単位:インド・ルピー)	2.00	2.00

希薄化の影響は、当グループが従業員に付与したオプションによるものである。

2. 関連当事者間取引

当グループは、関連会社/その他の関連事業体より構成される関連当事者並びに主要な経営幹部及びその親族との間に取引を有している。

関連会社/その他の関連事業体

FINOペイテック・リミテッド、アイ・プロセス・サービスズ(インド)プライベート・リミテッド、NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バンキング・アンド・インシュアランス・トレーニング・リミテッド、コム・トレード・サービスズ・リミテッド、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロース、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッド、インド・インフラデット・リミテッド、インド・アドバンテージ・ファンドIII、インド・アドバンテージ・ファンドIV、カタリスト・マネージメント・サービスズ・プライベート・リミテッド及びアクゾ・ノーベル・インド・リミテッド。

インド・アドバンテージ・ファンドIVは2014年9月30日に終了した3ヶ月間に関連当事者として識別された。

主要な経営幹部

チャンダ・コッハー氏、N.S.カンナン氏、ビシャカ・ムイ氏¹、K.ラムクマール氏、ラジブ・サブハワル氏。

1. 2016年3月31日に終了した3ヶ月間から関連事業者として識別された。

主要な経営幹部の親族

ディーパック・コッハー氏、アルジュン・コッハー氏、アールティ・カジ氏、マヘシュ・アドヴァニ氏、ランガラジャン・クムダラクシュミ氏、アディティ・カンナン氏、スーダ・ナラヤナン氏、ラグナタン・ナラヤナン氏、ランガラジャン・ナラヤナン氏、ビベック・ムイ氏¹、ビリデハイ・ムイ氏¹、ガーレッシュ・パルカー氏¹、シャラカ・ガデカー氏¹、ジャヤ・ラムクマール氏、R.シュヤム氏、R.スチトラ氏、K.ジャヤクマール氏、R.クリシュナスワミー氏、J.クリシュナスワミー氏、プシュパ・ムラリドハラン氏、マラティ・ビノド氏、サンジータ・サブハワル氏、カーティク・サブハワル氏、アルナブ・サブハワル氏、サンジブ・サブハワル氏。

1. 2016年3月31日に終了した3ヶ月間から関連事業者として識別された。

2016年3月31日に終了した年度における当グループと関連当事者との重要な取引は、以下のとおりである。各カテゴリーにおいて、関連当事者取引合計額の10%を超える特定の取引については、重要な関連当事者取引として開示している。

保険サービス

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より42.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:34.4百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部より3.3百万インド・ルピー(2015年3月31日:1.3百万インド・ルピー)、主要な経営幹部の親族より2.0百万インド・ルピー(2015年3月31日:1.3百万インド・ルピー)の保険料を受領した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースとの22.5百万インド・ルピー(2015年3月31日:16.0百万インド・ルピー)及びFIN0ペイテック・リミテッドとの13.3百万インド・ルピー(2015年3月31日:12.1百万インド・ルピー)であった。

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ22.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:0.3百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部の親族へゼロ(2015年3月31日:0.6百万インド・ルピー)の保険金を支払った。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、FIN0ペイテック・リミテッドへの12.7百万インド・ルピー(2015年3月31日:ゼロ)、アクゾ・ノーベル・インディア・リミテッドへ9.2百万インド・ルピー(2015年3月31日:ゼロ)、及びアイ・プロセス・サービスズ(インディア)プライベート・リミテッドへ0.2百万インド・ルピー(2015年3月31日:0.3百万インド・ルピー)の支払いであった。

手数料、コミッション及びその他の収益

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より21.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:30.7百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部より0.3百万インド・ルピー(2015年3月31日:1.7百万インド・ルピー)、当行の主要な経営幹部の親族より0.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:0.0百万インド・ルピー¹)の手数料を受領した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インディア・インフラデット・リミテッドとの17.2百万インド・ルピー(2015年3月31日:9.2百万インド・ルピー)、ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドとの3.4百万インド・ルピー(2015年3月31日:5.5百万インド・ルピー)及びインディア・アドバンテージ・ファンドIVとの0.0百万インド・ルピー¹(2015年3月31日:12.5百万インド・ルピー)であった。

¹重要でない金額。

建物のリース、共通会社及び施設費用

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より87.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:80.4百万インド・ルピー)の建物のリース料、共通会社及び施設費用を受領した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、ICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースとの57.1百万インド・ルピー(2015年3月31日:52.0百万インド・ルピー)、及びFIN0ペイテック・リミテッドとの23.2百万インド・ルピー(2015年3月31日:22.9百万インド・ルピー)であった。

従業員の出向

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より従業員の出向に対する報酬10.7百万インド・ルピー(2015年3月31日:19.2百万インド・ルピー)を受領した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、アイ・プロセス・サービスズ(インディア)プライベート・リミテッドとの7.5百万インド・ルピー(2015年3月31日:7.1百万インド・ルピー)及びICICIファンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースとの3.2百万インド・ルピー(2015年3月31日:12.1百万インド・ルピー)であった。

仲介手数料、支払手数料及びその他の費用

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ5,338.7百万インド・ルピー(2015年3月31日:4,876.1百万インド・ルピー)、の仲介手数料／手数料及びその他費用を支払った。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、アイ・プロセス・サービスズ(インディア)プライベート・リミテッドへの2,915.9百万インド・ルピー(2015年3月31日:2,397.7百万インド・ルピー)及びICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドへの2,341.3百万インド・ルピー(2015年3月31日:2,216.0百万インド・ルピー)の支払いであった。

投資の購入

2016年3月31日に終了した年度において、当グループはインディア・アドバンテージ・ファンドⅣのユニットにゼロ（2015年3月31日：1,970.4百万インド・ルピー）及びインディア・アドバンテージ・ファンドⅢのユニットにゼロ（2015年3月31日：1,163.5百万インド・ルピー）の投資を行った。

2016年3月31日に終了した年度において、当グループはインディア・インフラデット・リミテッドが発行した非転換社債（以下「NCDs」という。）に4,242.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：800.0百万インド・ルピー）の投資を行った。2016年3月31日に終了した年度において、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッドは3,642.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：550.0百万インド・ルピー）及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは600.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：250.0百万インド・ルピー）の投資を行った。

投資の償還／買戻し

2016年3月31日に終了した年度において、当グループはユニットの償還及びユニット損益の分配によりインディア・アドバンテージ・ファンドⅢより453.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：280.9百万インド・ルピー）、インディア・アドバンテージ・ファンドⅣより445.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：101.8百万インド・ルピー）を受領した。

カストディ業務による収益

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体からの保管料1.5百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.1百万インド・ルピー）を回収した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インディア・アドバンテージ・ファンドⅢとの0.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：0.7百万インド・ルピー）及びインディア・アドバンテージ・ファンドⅣとの0.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：0.4百万インド・ルピー）であった。

支払利息

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体へ97.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：235.3百万インド・ルピー）、主要な経営幹部へ3.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：6.2百万インド・ルピー）、主要な経営幹部の親族へ3.3百万インド・ルピー（2015年3月31日：2.3百万インド・ルピー）の利息を支払った。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インディア・インフラデット・リミテッドとの88.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：232.0百万インド・ルピー）であった。

受取利息

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは関連会社／その他の関連事業体より118.5百万インド・ルピー（2015年3月31日：71.3百万インド・ルピー）、当行の主要な経営幹部より1.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.0百万インド・ルピー）、主要な経営幹部の親族より0.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.5百万インド・ルピー）の利息を受領した。2016年3月31日に終了した年度における重要な取引は、インディア・インフラデット・リミテッドとの70.2百万インド・ルピー（2015年3月31日：23.1百万インド・ルピー）及び ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・リミテッドとの48.1百万インド・ルピー（2015年3月31日：48.0百万インド・ルピー）であった。

支払配当金

2016年3月31日に終了した年度において、当グループは主要な経営幹部へ13.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：10.0百万インド・ルピー）及び主要な経営幹部の親族へ0.0百万インド・ルピー¹（2015年3月31日：0.0百万インド・ルピー¹）の配当金を支払った。2016年3月31日に終了した年度において支払った配当金は、チャンダ・コッハー氏への11.1百万インド・ルピー（2015年3月31日：7.9百万インド・ルピー）、N.S.カンナン氏への2.1百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.1百万インド・ルピー）、及びラジブ・サブハワル氏への0.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.0百万インド・ルピー）であった。

¹重要でない金額。

常勤取締役への報酬

2016年3月31日に終了した年度において支払われた当行の常勤取締役への報酬は、行使された従業員ストック・オプションによる手当を除いて、219.0百万インド・ルピー(2015年3月31日：164.5百万インド・ルピー)であった。2016年3月31日に終了した年度において支払われた報酬は、チャンダ・コッハー氏への68.8百万インド・ルピー(2015年3月31日：53.5百万インド・ルピー)、N.S.カンナン氏への47.2百万インド・ルピー(2015年3月31日：37.4百万インド・ルピー)、ビシャカ・ムイ氏¹への10.1百万インド・ルピー(2015年3月31日：該当なし)、K.ラムクマール氏への48.1百万インド・ルピー(2015年3月31日：38.6百万インド・ルピー)、及びラジブ・サブハワル氏への44.8百万インド・ルピー(2015年3月31日：35.0百万インド・ルピー)であった。

¹ 2016年3月31日に終了した3ヶ月間から関連事業者として識別された。

寄付金

2016年3月31日に終了した年度において、当グループはICICIファウンデーション・フォー・インクルーシブ・グロースに対し861.6百万インド・ルピー(2015年3月31日：707.3百万インド・ルピー)の寄付を行った。

関連当事者に対する残高

下記は表示期間における関連会社／その他の関連事業体に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年3月31日 現在	2015年3月31日 現在
項目		
当グループへの預金	1,004.3	2,033.9
貸付金	0.4	1.2
当グループの関連当事者への投資	5,362.6	5,683.3
債務	730.4	653.4
債権	37.5	69.1
当グループが発行する保証	0.5	0.0 ¹

1. 重要でない金額。

下記は表示期間における主要な経営幹部に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー、ただし株式数のデータを除く)	2016年3月31日 現在	2015年3月31日 現在
項目		
預金	35.8	97.4
貸付金	54.7	37.0
投資	7.2	5.2
未行使従業員ストック・オプション(数)	29,811,500	19,255,000

- 2016年3月31日に終了した年度において、当行の主要な経営幹部により行使価格75.3百万インド・ルピーで723,500個(2015年3月31日：行使価格542.5百万インド・ルピーで3,170,000個)の従業員ストック・オプションが行使された。

下記は表示期間における主要な経営幹部の親族に対する債権・債務残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年3月31日 現在	2015年3月31日 現在
項目		
預金	63.6	42.3
貸付金	7.9	15.0

下記は表示期間における主要な経営幹部に対する債権・債務の最大残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日 に終了した年度
項目		
預金	192.8	218.5
貸付金	55.3	38.1
投資 ¹	7.2	5.2

1. 最大残高は、当会計年度中の各四半期末の合計残高の比較に基づき決定されている。

下記は表示期間における主要な経営幹部の親族に対する債権・債務の最大残高を表している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日 に終了した年度
項目		
預金	93.7	42.3
貸付金	15.0	18.2

3. 従業員ストック・オプション制度（以下「ESOS」という。）

改訂後のESOSのもとでは、ある会計年度において適格従業員に付与されるオプションの最大数は、オプション付与時における当行発行済み普通株式の0.05%を超えないこととし、適格従業員に対して付与される全オプションの総数は、オプション付与日における当行発行済み普通株式総数の10%を超えないこととなっている。当該ストック・オプション制度により、適格従業員は普通株式に対する申し込み資格がある。2014年3月以前に付与されたオプション（下記を除く）は、付与日より12ヶ月後から4年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定する。2009年4月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の20%、20%、30%及び30%が段階的に確定する。2011年9月に付与されたオプションは、付与日より24ヶ月後から5年間にわたって、毎年権利の15%、20%、20%及び45%が段階的に確定する。2014年3月より後に付与されたオプションは、2014年4月に付与された特定のオプション（2017年4月30日に50%確定し、残りは2018年4月30日に確定する）を除き、付与日より12ヶ月後から3年間にわたって、毎年権利の30%、30%及び40%が段階的に確定する。2015年9月に付与されたオプションは、2018年4月30日に50%確定し、2019年4月30日に50%権利確定する。ただし、2015年9月に付与されたオプションについては、従業員の雇用が退職により終了（早期／希望退職制度に従うものを含む）する場合、権利が確定していないすべてのオプションが失効する。オプションは、付与日から10年間又は権利確定日から5年間のいずれか遅い方の期間内に行使することができる。下記を除く当行のオプションの行使価格は、オプション付与日より1日前に最高出来高を記録した証券取引所の終値である。したがって、オプションの本源的価値に基づき、報酬費用は発生していない。

2011年2月に当行は、当行の適格従業員、常勤取締役及び特定の子会社に対して、行使価格193.40インド・ルピーで15,175,000オプションを付与した。これらのオプションのうち、50%は2014年4月30日に権利確定した。また、残りの50%は2015年4月30日に権利確定した。当該オプションは、付与日から10年間又は権利確定日から5年間のいずれか遅い方の期間内に行使することができる。オプションの本源的価値に基づき、2016年3月31日に終了した年度において、報酬費用0.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：16.4百万インド・ルピー）を認識した。

もし当行が二項モデルに基づくオプションの公正価値を用いて算定した場合、2016年3月31日に終了した年度の報酬費用は3,726.5百万インド・ルピー増加することになり、税引後見積利益は93.54十億インド・ルピーとなる。試算ベースでは、当行の基本的及び希薄化後一株当たり利益はそれぞれ16.11インド・ルピー及び16.02インド・ルピーとなる。以下の表は、2016年3月31日に終了した年度において付与されたオプションの公正価値を見積るために用いた主要な仮定を示している。

リスク・フリー利率	年率7.58%－ 8.19%
予想有効年数	3.16年－5.78年
予想ボラティリティ	年率30.67%－32.77%
予想配当利回り	年率1.62%－ 2.11%

2016年3月31日に終了した年度において付与されたオプションの加重平均公正価値は、100.50インド・ルピー（2015年3月31日：90.09インド・ルピー）である。

下記の表は、表示期間における当行のストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2016年3月31日に 終了した年度		2015年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	148,433,700	205.02	140,521,765	183.74
追加：期中付与数	64,904,500	289.28	32,375,500	259.96
控除：期中失効数、再発行を除く	4,189,850	260.67	1,382,765	235.40
控除：期中行使数	17,523,785	161.16	23,080,800	150.66
期末残高	191,624,565	236.36	148,433,700	205.02
行使可能オプション数	89,788,515	198.08	75,938,800	180.80

下記の表は、2016年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
60-99	2,556,700	86.96	3.03
100-199	60,755,715	180.24	3.65
200-299	96,037,150	251.67	7.85
300-399	32,275,000	308.26	9.08

下記の表は、2015年3月31日現在における未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
60-99	4,771,000	80.81	2.41
100-199	74,346,685	177.35	4.41
200-299	69,291,015	243.22	8.06
300-399	25,000	321.17	9.59

オプションは、年間を通して定期的に行使され、NSE価格取引高データによる2016年3月31日に終了した年度の加重平均株価は273.37インド・ルピー（2015年3月31日：311.74インド・ルピー）であった。

ICICIライフ：

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2016年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体がオプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2016年3月31日に終了した年度における報酬費用はゼロ（2015年3月31日：22.2百万インド・ルピー）増加することとなる。

以下の表は、表示期間におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2016年3月31日に 終了した年度		2015年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	7,057,417	232.45	10,201,948	200.10
追加：期中付与数	-	-	-	-
控除：期中失効／消滅数	559,175	329.58	588,000	324.93
控除：期中行使数	499,067	108.40	2,556,531	82.10
期末残高	5,999,175	233.72	7,057,417	232.45
行使可能オプション数	5,999,175	233.72	7,057,417	232.45

以下の表は、2016年3月31日現在におけるICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから生じる 株式数 (単位：株式数)	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
30-99	1,006,225	64.91	2.9
100-299	2,445,850	130.00	4.1
300-400	2,547,100	400.00	2.1

ICICIジェネラル：

ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーは、従業員に対してESOS制度を策定している。オプションの本源的価値に基づき、2016年3月31日に終了した年度に報酬費用は発生していない。当該事業体が、オプションの会計処理に公正価値アプローチを用いて算定した場合、2016年3月31日に終了した年度における報酬費用は、ゼロ（2015年3月31日：4.5百万インド・ルピー）増加することとなる。

以下の表は、表示期間におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーのストック・オプション制度の要約を示している。

(単位：インド・ルピー、ただしオプション数のデータを除く)

項目	未行使ストック・オプション残高			
	2016年3月31日に 終了した年度		2015年3月31日に 終了した年度	
	オプション数	加重平均 行使価格	オプション数	加重平均 行使価格
期首残高	8,121,462	109.32	9,844,494	105.39
追加：期中付与数	-	-	-	-
控除：期中失効数／消滅数	200,200	148.9	254,516	116.10
控除：期中行使数	917,014	67.12	1,468,516	81.82
期末残高	7,004,248	113.71	8,121,462	109.32
行使可能オプション数	7,004,248	113.71	8,121,462	109.32

以下の表は、2016年3月31日現在におけるICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーの未行使のストック・オプション残高の要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	オプションから 生じる株式数 (単位：株式数)	加重平均 行使価格 (単位：一株当たり インド・ルピー)	加重平均 残余契約年数 (単位：年数)
35-99	3,251,898	57.23	3.50
100-200	3,752,350	162.66	3.03

当グループが、二項モデルに基づきオプションの公正価値を用いて算定した場合、2016年3月31日に終了した年度における報酬費用は、3,585.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：2,761.1百万インド・ルピー）増加し、税引後見積連結利益は98.21十億インド・ルピー（2015年3月31日：119.71十億インド・ルピー）となる。また、当グループの基本的な一株当たり利益見積額は16.91インド・ルピー（2015年3月31日：20.69インド・ルピー）、希薄化後一株当たり利益見積額は、16.80インド・ルピー（2015年3月31日：20.47インド・ルピー）となる。

4. 固定資産

以下の表は、表示期間における当グループが取得したソフトウェアの変動を示している。当グループのソフトウェアは固定資産に含まれている。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年 3月31日現在	2015年 3月31日現在
前期末日現在の取得原価	15,735.1	13,525.0
期中取得	2,507.7	2,439.1
期中減少	(439.6)	(229.0)
減価償却	(13,615.4)	(11,876.8)
正味残高	4,187.8	3,858.3

5. リース資産

オペレーティング・リースのもとで使用している資産

以下の表は、表示期間におけるオペレーティング・リースによる将来の支払リース料の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年 3月31日現在	2015年 3月31日現在
1年未満	470.7	561.2
1年超—5年未満	1,195.4	562.9
5年超	568.8	103.1
合計	2,234.9	1,227.2

更新期間は、類似した契約に一般的にみられるものであり、契約に不当な制限はない。

6. 優先株式

2016年3月31日における特定の国債3,189.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：3,088.6百万インド・ルピー）は、当初の発行条件に従い2018年4月20日を期日とする当行発行の優先株式の償還に備えて保有されている。

7. 引当金及び偶発債務

以下の表は、表示期間における損益勘定に含まれる引当金及び偶発債務の項目の内訳を表している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年3月31日に 終了した年度	2015年3月31日に 終了した年度
投資の下落に関する引当金	2,985.1	4,128.9
不良及びその他の資産に対する引当金	77,188.6	36,307.6
所得税に対する引当金		
- 当期	67,365.4	56,758.0
- 繰延	(33,590.4)	(2,841.8)
富裕税に対する引当金	0.2	51.1
集合的偶発債務及び関連引当金	36,000.0	-
その他の引当金及び偶発債務 ¹	6,880.3	4,926.9
引当金及び偶発債務合計	156,829.2	99,330.7

1. 正常債権に対する一般引当金3,175.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：3,927.6百万インド・ルピー）を含む。

当グループは、係争中の訴訟及び税務当局との訴訟手続並びにその他の契約(デリバティブ及び長期契約等)を含めた通常の営業過程において生じた債務の評価を行った。会計基準第29号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の規定に従って、当グループは、過去の事象の結果による現在の債務で、債務の決済に必要な資源の流出の可能性が高く、これに関して信頼性のある見積りができる場合に、重要な予見可能損失に関する引当金を認識する。入手可能な情報により、偶発損失が生じる可能性が合理的にあるものの損失金額を合理的に見積ることができない場合は、その影響を偶発債務として財務諸表上に開示する。当グループは、当該訴訟の結果が業績に対して重要な不利な影響を及ぼすとは見込んでいない。生命保険子会社で計上された保険契約について、「有効な保険契約に関する債務」の保険数理上の評価はアポインテッド・アクチュアリーに依拠している。アポインテッド・アクチュアリーは、有効な契約に関する債務の保険数理上の評価に用いた仮定がIRDAI及びIRDAと並ぶインド数理協会が発行したガイドライン及び規範に準拠していることを確認した。

8. 従業員退職給付

年金

以下の表は、表示期間における確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及び年金給付に関するその他の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	年金	
	2016年3月31日に 終了した年度	2015年3月31日に 終了した年度
期首債務	12,999.9	10,209.9
勤務費用	251.0	217.8
利息費用	1,034.7	943.5
年金数理上の(利益)/損失	1,594.7	3,174.7
清算による負債の消却	(1,554.0)	(1,381.1)
支払給付金	(134.7)	(164.9)
債務残高－当期末現在	14,191.6	12,999.9
制度資産期首残高(公正価値)	10,103.4	9,018.8
制度資産の期待収益	902.9	743.3
年金数理上の利益/(損失)	(4.1)	104.7
清算による資産の分配	(1,726.7)	(1,534.6)
拠出金	4,050.8	1,936.1
支払給付金	(134.7)	(164.9)
制度資産期末残高(公正価値)	13,191.6	10,103.4
期末における制度資産の公正価値	13,191.6	10,103.4
期末における確定給付債務の現在価値	(14,191.6)	(12,999.9)
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」の パラグラフ59(b)に規定された上限)	-	-
資産/(負債)	(1,000.0)	(2,896.5)
当期費用		
勤務費用	251.0	217.8
利息費用	1,034.7	943.5
制度資産の期待収益	(902.9)	(743.3)
年金数理上の(利益)/損失	1,598.8	3,070.0
縮小及び清算(利益)/損失	172.7	153.5
AS第15号「従業員給付」のパラグラフ59(b)に規定された上 限による影響	-	-
費用純額	2,154.3	3,641.5
制度資産の実際運用収益	898.8	848.1
次年度の雇用主の予想拠出金	3,000.0	3,000.0
制度資産の投資内訳		
保険会社が運用するファンド ¹	1.04%	84.51%
インド国債	48.64%	7.12%
社債	43.23%	8.12%
上場企業における持分証券	2.48%	-
その他	4.61%	0.25%
仮定		
利率	7.95%	8.00%
昇給率：		
基本給	1.50%	1.50%
物価上昇手当	7.00%	7.00%
制度資産の期待収益率	8.00%	8.00%

1. 2015年3月31日に終了した年度において、ファンドの大部分は、インド国債及び社債に投資されていた。

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る、当行の平均長期収益率の予測に基づいている。

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年 3月31日に 終了した年度	2015年 3月31日に 終了した年度	2014年 3月31日に 終了した年度	2013年 3月31日に 終了した年度	2012年 3月31日に 終了した年度
制度資産	13,191.6	10,103.4	9,018.8	9,526.8	9,379.5
確定給付債務	(14,191.6)	(12,999.9)	(10,209.9)	(10,392.5)	(9,602.7)
資産として認識されない金額(AS 第15号「従業員給付」のpara グラフ59(b)に規定された上 限)	-	-	-	-	-
余剰／(不足)	(1,000.0)	(2,896.5)	(1,191.1)	(865.7)	(223.2)
制度資産の実績調整	(4.1)	104.7	(29.1)	102.3	51.7
制度負債の実績調整	1,503.4	1,271.2	2,549.6	1,525.2	2,692.3

退職金

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する確定給付債務の現在価値の変動、制度資産の公正価値及びその他の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年3月31日に 終了した年度	2015年3月31日に 終了した年度
確定給付債務		
期首債務	8,470.2	7,252.6
追加：期首債務の為替変動に係る調整	4.4	3.1
調整後期首債務	8,474.6	7,255.7
勤務費用	834.9	716.1
利息費用	677.5	662.8
年金数理上の(利益)/損失	221.0	643.5
過去勤務費用	-	-
他社からの/への移行債務	8.7	(15.6)
支払給付金	(826.9)	(792.3)
債務残高－当期末現在	9,389.8	8,470.2
制度資産期首残高(公正価値)	7,862.7	6,744.3
制度資産の期待収益	597.1	518.6
年金数理上の利益/(損失)	(398.1)	699.4
拠出金	1,118.1	708.3
他社からの/への移行資産	8.7	(15.6)
支払給付金	(826.9)	(792.3)
制度資産期末残高(公正価値)	8,361.6	7,862.7
期末における制度資産の公正価値	8,361.6	7,862.7
期末における確定給付債務の現在価値	(9,389.8)	(8,470.2)
未認識過去勤務費用	-	-
資産として認識されない金額(AS第15号「従業員給付」のパ ラグラフ59(b)に規定された上限)	-	-
資産/(負債)	(1,028.2)	(607.5)
当期費用		
勤務費用	834.9	716.1
利息費用	677.5	662.8
制度資産の期待収益	(597.1)	(518.6)
年金数理上の(利益)/損失	619.1	(55.9)
過去勤務費用	-	-
「買収/売却」による損失/(利益)	-	-
為替変動による損失/(利益)	4.3	3.1
AS第15号「従業員給付」のパラグラフ59(b)に規定された上 限による影響	-	(0.1)
費用純額	1,538.7	807.4
制度資産の実際運用収益	199.0	1,218.0
次年度の雇用主の予想拠出金	745.0	755.2
制度資産の投資内訳		
保険会社が運用するファンド	23.19%	23.68%
インド国債	25.77%	33.67%
社債	20.06%	15.35%
特別預金制度	3.48%	3.70%
株式	11.22%	10.71%
その他	16.28%	12.89%
仮定		
利率	7.50%-8.05%	7.80%-8.05%
昇給率	7.00%-10.00%	5.00%-10.00%
制度資産の期待収益率	7.50%-8.50%	7.50%-8.50%

制度資産の期待収益率は、当該債務の見積期間中のファンドの投資に係る当行の平均長期収益率の予測に基づいて決定される。

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年 3月31日に 終了した年度	2015年 3月31日に 終了した年度	2014年 3月31日に 終了した年度	2013年 3月31日に 終了した年度	2012年 3月31日に 終了した年度
制度資産	8,361.6	7,862.7	6,744.3	6,394.9	5,724.3
確定給付債務	(9,389.8)	(8,470.2)	(7,252.6)	(6,887.3)	(6,257.9)
資産として認識されない金額(AS 第15号「従業員給付」のパラ グラフ59(b)に規定された上 限)	-	-	(0.1)	(0.5)	-
余剰／(不足)	(1,028.2)	(607.5)	(508.4)	(492.9)	(533.6)
制度資産の実績調整	(398.1)	699.4	(8.4)	51.0	23.1
制度負債の実績調整	171.4	70.6	308.7	216.0	119.4

保険数理上の評価において検討される将来の昇給に関する見積りには、インフレ、勤続年数、昇進及びその他の関連する要素が考慮されている。

準備基金（以下「PF」という。）

2016年3月31日に終了した年度において当グループは、保険数理上の評価に基づく適用除外準備基金に係る金利保証による債務はないことから引当金を計上しなかった（2015年3月31日：ゼロ）。

（単位：百万インド・ルピー）

項目	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日 に終了した年度
期首債務残高	20,683.7	18,356.2
勤務費用	1,044.9	1,046.1
利息費用	1,614.4	1,615.3
年金数理上の（利益）／損失	252.5	325.7
従業員の拠出金	2,150.8	2,058.2
他社からの／への移行債務	68.1	71.6
支払給付金	(2,604.9)	(2,789.4)
期末債務	23,209.5	20,683.7
制度資産期首残高	20,683.7	18,352.7
制度資産の期待収益	1,839.8	1,597.5
年金数理上の利益／（損失）	27.1	347.0
雇用主の拠出金	1,044.9	1,046.1
従業員の拠出金	2,150.8	2,058.2
他社からの／への移行資産	68.1	71.6
支払給付金	(2,604.9)	(2,789.4)
制度資産期末残高	23,209.5	20,683.7
制度資産期末残高	23,209.5	20,683.7
確定給付債務の現在価値期末残高	(23,209.5)	(20,683.7)
資産／（負債）	-	-
当期費用		
勤務費用	1,044.9	1,046.1
利息費用	1,614.4	1,615.3
制度資産の期待収益	(1,839.8)	(1,597.5)
年金数理上の（利益）／損失	225.4	(21.3)
費用純額	1,044.9	1,042.6
制度資産の実際運用収益	1,866.9	1,944.5
次年度の雇用主の予想拠出金	1,119.3	1,117.1
制度資産の投資内訳		
インド国債	42.48%	40.52%
社債	52.49%	53.06%
特別預金制度	2.35%	2.59%
その他	2.67%	3.83%
仮定		
割引率	7.65%-7.95%	7.80%-7.95%
制度資産の期待収益率	8.22%-9.03%	8.12%-9.00%
投資の満期までの残存期間の割引率	7.68%-7.95%	7.80%-7.97%
投資の過去の平均利回り	8.14%-9.01%	8.19%-9.00%
保証収益率	8.75%	8.75%

実績調整

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年3月31日に 終了した年度	2015年3月31日に 終了した年度	2014年3月31日に 終了した年度	2013年3月31日に 終了した年度
制度資産	23,209.5	20,683.7	18,352.7	16,136.8
確定給付債務	(23,209.5)	(20,683.7)	(18,356.2)	(16,136.8)
資産として認識されない金額 (AS第15号「従業員給付」の パラグラフ59(b)に規定され た上限)	-	-	-	-
余剰／(不足)	-	-	(3.5)	-
制度資産の実績調整	27.1	347.0	(136.3)	17.3
制度負債の実績調整	252.5	325.7	(9.9)	24.2

2016年3月31日に終了した年度において、当グループはインド政府が運用する従業員準備基金を含む準備基金へ2,167.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：2,030.3百万インド・ルピー）を拠出しており、これには1952年従業員準備基金及び雑則法に基づく従業員年金制度への強制拠出が含まれる。

9. 法人所得税引当金

2016年3月31日に終了した年度の法人所得税（繰延税金を含む）引当金は、33,775.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：53,916.2百万インド・ルピー）であった。

当グループは、1961年法人税法の92-92F条に基づく移転価格法で義務付けられている情報及び文書の保管に関して包括的なシステムを維持している。経営陣は、すべての国際取引は独立第三者間取引として行われており、上述の法律が財務諸表に重要な影響を与えることはないと考えている。

10. 繰延税金

2016年3月31日現在、当グループは、49,611.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：16,134.8百万インド・ルピー）の繰延税金資産（純額）を「その他の資産」に計上している。

以下の表は、表示期間における繰延税金資産及び負債の主な項目の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年3月 31日現在	2015年3月 31日現在
繰延税金資産		
貸倒引当金	70,339.8	39,199.1
資本損失	-	50.5
外貨換算準備金 ¹	5,877.5	-
その他	6,232.7	4,463.4
繰延税金資産合計	82,450.0	43,713.0
繰延税金負債		
特別準備金控除	26,632.2	22,057.3
固定資産の減価償却費	5,329.4	5,359.9
時価評価による利益 ¹	715.4	-
その他	161.1	161.0
繰延税金負債合計	32,838.1	27,578.2
繰延税金資産／(負債) 合計(純額)	49,611.9	16,134.8

- これらの項目は、所得計算及び開示に関する基準の要件に準拠して考慮される。
- 海外支店／子会社に関する繰延税金資産／(負債)は、それぞれのカテゴリーに含まれる。

11. 事業及び地理的セグメントに関する情報

A. 2016年3月31日に終了した年度の事業セグメント

当グループの主なセグメントは以下のとおり表示されている。

1. **リテール・バンキング**は、当行のエクスポージャーを含んでおり、当該エクスポージャーは、バーゼル銀行監督委員会の「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」に規定されたリテール・エクスポージャーに関する個別エクスポージャーの志向性、商品、精度及び低値という4つの基準を満たしている。
2. **ホールセール・バンキング**は、当行によるリテール・バンキングに含まれない信託、パートナーシップ、企業及び法定機関に対するすべての貸付金を含む。
3. **トレジャリー**は、当行、ICICIエクイティ・ファンド（2015年9月30日まで）及びICICIストラテジック・インベストメント・ファンドのすべての投資及びデリバティブのポートフォリオを含む。
4. **その他の銀行事業**はリース業務及び当行の特定の事業セグメントに帰属しないその他の項目を含む。さらに、同事業は、当行の銀行子会社、すなわち、ICICIバンクUKピーエルシー、ICICIバンク・カナダ及びICICIバンク・ユーラシア・エルエルシー（2014年12月31日まで）を含む。
5. **生命保険**はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの実績を表す。
6. **損害保険**はICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの実績を表す。
7. **その他**は、ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッド、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIインターナショナル・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・リミテッド、ICICIセキュリティーズ・ホールディングス・インク、ICICIセキュリティーズ・インク、ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド、ICICIインベストメント・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ICICIトラスティシップ・サービシズ・リミテッド、ICICIキンフラ・リミテッド（2014年9月30日まで）、アイ・ヴェン・バイオテック・リミテッド（2015年12月31日まで）及びICICIプルデンシャル・ペンション・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドを含む。

収益、費用、資産及び負債はそれぞれのセグメントで個別認識されるか、体系的に各セグメントに配分される。

当行の負債は、すべての資金をプールするセントラル・トレジャリー・ユニットに移転され、そこから規制上の準備金要件に関する調整後に、資金調達対象の資産の満期に合わせて適正な金利で各事業部門に貸付けられる。

当行の移転価格機能は定期的にレビューされる。セグメントの実績は各報告期間における移転価格機能に基づき決定される。

新規連結事業体及び連結から除外された事業体について、2016年3月31日に終了した年度における各報告セグメントの実績は、2015年3月31日に終了した年度の報告セグメントと比較されない。

[次へ](#)

以下の表は、2016年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホールセール ・バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	391,878.0	328,923.5	483,414.5	39,343.1	231,798.6	66,995.2	46,484.7	(574,879.1)	1,013,958.5
2.	セグメント実績	38,977.4	(12,454.3)	86,162.7	6,790.0	17,715.8	7,076.9	14,251.9	(15,476.3)	143,044.1
3.	未配分費用									-
4.	営業利益 (2)-(3)									143,044.1
5.	法人所得 税費用 (純額) (繰延税 額控除 後)									33,775.2
6.	当期純利益 ¹ (4) -(5) その他の 情報									109,268.9
7.	セグメント資産	1,724,805.5	2,663,659.1	2,580,816.4	799,535.9	1,046,996.2	153,745.8	279,392.0	(146,320.0)	9,102,630.9
8.	未配分資産 ²									84,931.1
9.	資産合計 (7)+(8)									9,187,562.0
10.	セグメント負債	3,133,932.7	1,197,853.2	2,764,452.7 ³	750,871.6 ³	1,048,622.5 ³	156,758.4 ³	281,390.9 ³	(146,320.0) ³	9,187,562.0
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+ (11)									9,187,562.0
13.	設備投資	6,474.5	937.0	11.2	166.9	539.4	464.5	351.8	-	8,945.3
14.	減価償却費	5,718.9	1,016.3	14.9	327.1	455.4	565.4	349.6	(16.5)	8,431.1

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金/源泉徴収税（純額）、繰延税金資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、2015年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

番号	項目	リテール・ バンキング	ホールセール ・バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント 間調整	合計
1.	収益	329,911.8	335,025.1	439,668.1	38,097.1	191,367.3	58,804.9	44,731.1	(535,443.1)	902,162.3
2.	セグメント実績	27,242.8	62,240.7	64,687.0	6,672.2	16,343.2	6,907.2	14,634.7	(15,337.5)	183,390.3
3.	未配分費用									-
4.	営業利益 (2)-(3)									183,390.3
5.	法人所得 税費用 (純額) (繰延税 額控除 後)									53,967.3
6.	当期純利益 ¹ (4) -(5) その他の 情報									129,423.0
7.	セグメント 資産	1,297,275.5	2,612,211.8	2,379,582.6	675,480.1	1,011,969.1	133,360.9	253,632.5	(156,450.2)	8,207,062.3
8.	未配分資 産 ²									53,729.4
9.	資産合計 (7)+(8)									8,260,791.7
10.	セグメント 負債	2,661,620.1	1,038,243.2	2,656,404.7 ³	655,289.4 ³	1,013,545.8 ³	136,564.2 ³	255,574.5 ³	(156,450.2) ³	8,260,791.7
11.	未配分負 債									-
12.	負債合計 (10)+ (11)									8,260,791.7
13.	設備投資	6,109.1	1,110.3	16.4	146.8	2,230.0	2,014.1	356.7	-	11,983.4
14.	減価償却 費	5,111.4	1,073.5	12.8	519.5	396.1	536.7	348.6	(16.4)	7,982.2

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金/源泉徴収税（純額）、繰延税金資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

[前へ](#) [次へ](#)

B. 地理的セグメント

当グループは、以下の地理的セグメントに基づき事業報告を行った。

- ・国内事業 - インド国内で営業している支店及び子会社／ジョイント・ベンチャーより構成される。
- ・国外事業 - インド国外で営業している支店及び子会社／ジョイント・ベンチャー並びにインド国内のオフショア銀行ユニットより構成される。

当グループは、顧客の業務要件に応じて世界的規模で顧客との取引を行っており、その活動は様々な地域にわたる場合もある。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの業績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日に 終了した年度
収益		
国内事業	932,781.3	826,474.0
国外事業	81,177.2	75,688.3
合計	1,013,958.5	902,162.3

(単位：百万インド・ルピー)

	2016年 3月31日現在	2015年 3月31日現在
資産		
国内事業	7,321,480.0	6,504,549.2
国外事業	1,781,150.9	1,702,513.1
合計	9,102,630.9	8,207,062.3

注：セグメント資産は前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税金資産（純額）を含まない。

以下の表は、表示期間における地理的セグメントの設備投資とその減価償却費である。

	設備投資		減価償却	
	2016年 3月31日に 終了した年度	2015年 3月31日に 終了した年度	2016年 3月31日に 終了した年度	2015年 3月31日に 終了した年度
(単位：百万インド・ルピー)				
国内事業	8,687.2	11,804.5	8,270.7	7,803.8
国外事業	258.1	178.9	160.4	178.4
合計	8,945.3	11,983.4	8,431.1	7,982.2

12. 銀行業規制当局によって課せられた罰金／料

2016年3月31日に終了した年度において、RBI及びその他の銀行業規制当局によって科せられた罰金はゼロ（2015年3月31日：10.4百万インド・ルピー）であった。

13. 連結決算書に関する追加情報

2016年3月31日現在の連結勘定に関する追加情報（2013年会社法のスケジュールIIIに準拠する）

会社名	純資産 ¹		損益持分	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
(単位：百万インド・ルピー)				
親会社				
アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド	95.4%	897,355.9	95.5%	97,262.9
子会社				
インド				
ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディー ラーシップ・リミテッド	0.9%	8,668.6	1.9%	1,954.7
ICICIセキュリティーズ・リミテッド	0.4%	3,942.3	2.3%	2,357.4
ICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミ テッド	1.6%	15,292.1	1.8%	1,798.5
ICICIトラスティシップ・サービシズ・リミテッ ド	0.0%	5.3	0.0%	0.5
ICICIインベストメント・マネジメント・カンパ ニー・ リミテッド	0.0%	115.5	(0.0%)	(18.5)
ICICIベンチャー・ファンド・マネジメント・カン パニー・リミテッド	0.2%	1,975.6	(0.2%)	(212.3)
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	5.9%	55,116.6	16.2%	16,504.6
ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアラン ス・カンパニー・リミテッド	3.7%	34,846.6	5.0%	5,074.5
ICICIプルデンシャル・トラスト・リミテッド	0.0%	12.8	0.0%	0.3
ICICIプルデンシャル・アセット・マネジメント・ カンパニー・リミテッド	0.7%	6,372.5	3.2%	3,256.9
ICICIプルデンシャル・ペンション・ファンド・マ ネジメント・カンパニー・リミテッド	0.0%	255.6	(0.0%)	(3.2)
海外				
ICICIバンク UK ピーエルシー	3.8%	36,143.9	0.0%	35.5
ICICIバンク・カナダ	4.0%	37,789.8	1.1%	1,120.5
ICICIインターナショナル・リミテッド	0.0%	93.7	(0.0%)	(4.8)
ICICIセキュリティーズ・ホールディングズ・イン ク	0.0%	127.7	(0.5%)	(477.5)
ICICIセキュリティーズ・インク	0.0%	128.9	0.0%	28.3
その他の連結事業体				
インド				
ICICIストラテジック・インベストメンツ・ファン ド	0.1%	482.0	(0.1%)	(108.7)
海外				
なし				
少数株主持分	(3.6%)	(33,556.4)	(7.3%)	(7,469.3)

会社名	純資産 ¹		損益割合	
	純資産 合計に 対する%	金額	純利益 合計に 対する%	金額
(単位：百万インド・ルピー)				
関連会社				
インド				
FINOペイ・テック・リミテッド	-	-	0.0%	13.7
アイ・プロセス・サービスズ（インド）プライ ベート・リミテッド	-	-	(0.0%)	(4.4)
NIITインスティテュート・オブ・ファイナンス・バ ンキング・アンド・インシュアランス・トレーニ ング・リミテッド	-	-	0.0%	12.2
ICICIマーチャント・サービスズ・プライベート・ リミテッド	-	-	-	-
インド・インフラデット・リミテッド	-	-	0.1%	90.6
インド・アドバンテージ・ファンドIII	-	-	0.1%	79.5
インド・アドバンテージ・ファンドIV	-	-	(0.0%)	(17.6)
海外				
なし	-	-	-	-
ジョイント・ベンチャー				
なし	-	-	-	-
会社間調整	(13.1%)	(124,061.9)	(19.1%)	(19,474.7)
合計	100.0%	941,107.1	100.0%	101,799.6

1. 資産合計から負債合計を控除。

14. 保険子会社株式の売却

2015年11月16日の当行の取締役会の承認に従って、当行は、2016年3月31日に終了した年度にICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにおける6%の普通株式及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにおける9%の普通株式を合計対価それぞれ19,500.0百万インド・ルピー及び15,502.5百万インド・ルピーで売却した。

15. 利息資金ターム・ローンの引当金

2008年、RBIは債務の再編に係るガイドラインを発行したが、これは、債務の再編において一定期間の利息を利息資金ターム・ローン（FITL）により貸し付けた場合の利息資金について扱っている（これは契約上の満期スケジュールに基づいて返済される）。このガイドラインに沿って、当行はガイドラインの発行以降に債務が再編されたケースにつき、FITLを通じて貸し付けた利息収益についてすべて引当を行った。しかしながら、2015年3月31日に終了した年度にRBIは現在2008年のガイドラインより前に再編されたケースに関する未回収のFITL残高につき類似の取扱いを要求した。上記を考慮して、また、本件が過年度に関するため、当行はRBIの承認を得て、RBIが許可する3回四半期にわたる計上ではなく、2015年3月31日に終了した四半期において準備金9,291.6百万インド・ルピーを借方計上し、ガイドラインの発行より前の再編に関するFITL残高に対して全額を引き当てた。

16. 追加開示

当行及び子会社の個別財務諸表に開示された追加の法定情報で、連結財務諸表の真実かつ公正な概観に重大な影響を及ぼさないもの、及び重大ではない項目に関連する情報は、連結財務諸表には開示されていない。

17. 比較数値

前期の数値は、当期の表示に一致させるために組み替えられている。

B. 追加注記

1. 準備金

損益計算書残高

利益処分後の利益の残高を表す。

法定準備金

1949年銀行規制法で要求されているとおり、利益処分前の純利益の一定割合として設定された準備金を表す。現在、インドにおけるすべての銀行は、利益処分前の純利益の25%以上を法定準備金に振替えることが義務付けられている。

資本準備金

税金及び法定準備金振替額控除後の満期保有目的有価証券の売却益並びに土地及び建物売却益を表す。

有価証券剰余金

新株発行の際に発生した費用控除後の新株発行の際に受取ったプレミアムを表す。

特別準備金

1961年法人税法に基づく準備金で、税額控除の為に計上される。

外貨換算準備金

非統合海外事業の財務諸表の為替換算差額を表す。

収益及びその他準備金

資本準備金及び個別に分類されるもの以外の準備金を表す。

未実現投資準備金

連結ベンチャー・キャピタル・ファンドの投資に係る未実現利益／損失を表す。

積立金

スリランカ支店に適用される規制に従い、積立金へ行われた処分額を表す。

投資準備金勘定

売却可能及び売買目的保有有価証券の償却引当金のうち損益勘定に貸方計上された必要額を超過した部分を表す。税金及び法定準備金振替額を控除後の金額で当該準備金に割り当てられる。

再評価準備金

当行により実施された建物の再評価にかかわる準備金を表す。

2. 預金

預金には無利子の要求払い預金、並びに利付の普通及び定期預金が含まれている。
以下の表は、2016年3月31日現在の定期預金の残余契約満期を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度に満期を迎える預金

2017年	1,972,451.7
2018年	277,687.3
2019年	109,924.0
2020年	47,172.2
2021年	33,961.4
2022年以降	21,637.1
定期預金合計	2,462,833.7

2016年3月31日現在、個別残高が5.0百万インド・ルピーを超える定期預金の総額は、1,354,018.4百万インド・ルピー(2015年3月31日：1,141,801.8百万インド・ルピー)であった。

3. 長期債務

長期債務は、当初の契約満期が1年超の債務である。満期償還は、契約満期又は保有者の選択により償還可能な日のいずれか早く到来する日に基づいている。長期債務の一部分は固定利付である。変動利付債務の金利は通常ロンドン銀行間出し手金利(以下「LIBOR」という。)又は類似のマネー・マーケット・レートに連動している。固定利付債務及び変動利付債務の分類は契約条件に基づいている。

以下の表は、2016年3月31日現在における長期債務の満期及び金利種類別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	固定利付債務	変動利付債務	合計
3月31日に終了する事業年度に満期を迎える長期債務			
2017年	218,115.3	82,184.0	300,299.3
2018年	171,214.8	123,331.0	294,545.8
2019年	57,160.4	66,820.9	123,981.3
2020年	204,467.2	51,765.9	256,233.1
2021年	192,233.2	31,363.8	223,597.0
2022年以降	379,705.6	21,865.4	401,571.0
合計	1,222,896.5	377,331.0	1,600,227.5
控除：未償却債務発行費用			(769.7)
合計			1,599,457.8

総額5,132.2百万インド・ルピー(2015年3月31日：13,336.4百万インド・ルピー)の債務はインド政府により保証されている。長期債務はさまざまな通貨で発行されている。2016年3月31日現在の長期債務の内訳は、インド・ルピー建てが545,969.8百万インド・ルピー(2015年3月31日：510,273.5百万インド・ルピー)で、外貨建てが1,053,488.0百万インド・ルピー(2015年3月31日：906,020.7百万インド・ルピー)であった。

インド・ルピー建て債務

以下の表は、表示期間のインド・ルピー建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

カテゴリー	2016年3月31日現在		
	金額	加重平均 利率	加重平均残存 満期(年)
機関／個人投資家向け発行債務	424,402.3	9.4%	6.5%—14.2%
金融機関からの借換	96,030.3	8.1%	7.9%—9.0%
その他の銀行からの借入	19,473.5	9.6%	9.3%—10.4%
定期預金	2,563.7	9.0%	8.0%—10.0%
優先株式	3,500.0	0.001%	0.001%
合計	545,969.8	9.1%	4.6

(単位：百万インド・ルピー)

2015年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期 (年)
機関／個人投資家向け発行債務	443,182.7	9.4%	5.4%—14.2%	5.0
金融機関からの借換	42,478.4	8.9%	8.5%—10.0%	3.5
その他の銀行からの借入	18,561.7	10.2%	10.0%—12.0%	2.0
定期預金	2,550.7	9.2%	7.3%—11.5%	1.1
優先株式	3,500.0	0.001%	0.001%	3.1
合計	510,273.5	9.3%		4.7

外貨建て債務

以下の表は、表示期間の外貨建て債務の主なカテゴリーを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

2016年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期 (年)
債券	588,163.5	4.6%	1.0%—7.3%	3.7
その他の借入	465,324.5	1.8%	0.2%—3.7%	2.3
合計	1,053,488.0	3.3%		3.1

(単位：百万インド・ルピー)

2015年3月31日現在

カテゴリー	金額	加重平均 利率	利率範囲	加重平均残存 満期 (年)
債券	505,833.5	4.9%	1.0%—7.3%	3.2
その他の借入	400,187.2	2.0%	0.2%—6.8%	3.8
合計	906,020.7	3.6%		3.5

借入のための担保資産として差し入れた有価証券については、「附属明細書18B—追加注記—インドGAAP財務書類からの抜粋情報」を参照のこと。

4. 現金及び現金同等物

2016年3月31日現在、インド準備銀行への預金残高には最低準備預金について規定するガイドラインに準拠して維持されている200,606.3百万インド・ルピー（2015年3月31日：189,751.6百万インド・ルピー）が含まれている。インド準備銀行に預け入れられている最低準備預金については引出し及び利用が制限されている。

その他の銀行への預金残高は16,920.4百万インド・ルピー（2015年3月31日：17,986.8百万インド・ルピー）でいずれも90日超の満期のものである。

5. 投資

以下の表は、表示期間の満期保有に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2016年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
満期保有				
社債	113,815.6	2,140.0	(102.5)	115,853.1
国債	1,088,019.9	15,255.3	(3,619.5)	1,099,655.7
その他負債証券	19,229.6	16.7	(0.7)	19,245.6
負債証券合計	1,221,065.1	17,412.0	(3,722.7)	1,234,754.4
持分証券	563.8	-	-	563.8
その他有価証券	4,387.8	988.2	(139.3)	5,236.7
合計	1,226,016.7	18,400.2	(3,862.0)	1,240,554.9

2015年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
満期保有				
社債	102,147.5	5,142.1	(49.4)	107,240.2
国債	1,039,722.2	20,829.6	(5,836.3)	1,054,715.5
その他負債証券	15,806.9	16.2	(0.0)	15,823.1
負債証券合計	1,157,676.6	25,987.9	(5,885.7)	1,177,778.8
持分証券	563.8	-	-	563.8
その他有価証券	4,939.0	495.6	(94.5)	5,340.1
合計	1,163,179.4	26,483.5	(5,980.2)	1,183,682.7

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された投資ポートフォリオの内訳を示している。

2016年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	118,778.3	2,200.6	(1,101.7)	119,877.2
国債	246,801.2	611.3	(23.2)	247,389.3
その他負債証券	110,433.7	1,436.2	(662.0)	111,207.9
負債証券合計	476,013.2	4,248.1	(1,786.9)	478,474.4
持分証券	63,841.0	21,587.4	(10,860.0)	74,568.4
その他有価証券	23,673.7	2,690.8	(408.7)	25,955.8
合計	563,527.9	28,526.3	(13,055.6)	578,998.6

2015年3月31日現在				
(単位：百万インド・ルピー)	償却原価／ 取得原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
売却可能				
社債	130,904.3	1,882.1	(384.8)	132,401.6
国債	207,816.7	790.1	(187.0)	208,419.8
その他負債証券	126,775.6	3,765.5	(493.5)	130,047.6
負債証券合計	465,496.6	6,437.7	(1,065.3)	470,869.0
持分証券	46,898.3	23,767.2	(8,651.5)	62,014.0
その他有価証券	24,461.6	3,636.8	(5,492.9)	22,605.5
合計	536,856.5	33,841.7	(15,209.7)	555,488.5

売却可能有価証券からの収益

以下の表は、表示期間の売却可能に分類された有価証券からの収入の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息	30,766.1	31,219.3	35,837.2
配当金	1,179.8	1,024.8	1,392.6
合計	31,945.9	32,244.1	37,229.8
実現利益総額	8,412.9	13,394.5	8,031.0
実現損失総額	(4,028.0)	(1,609.1)	(2,680.2)
合計	4,384.9	11,785.4	5,350.8

売買目的保有有価証券からの収益

以下の表は、表示期間の売買目的保有に分類された有価証券からの収益の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
利息及び配当金	17,756.4	18,268.4	15,849.2
トレーディング・ポートフォリオの売却に係る実現利益／			
(損失)	1,412.4	6,931.4	1,804.4
トレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／(損失)	394.4	(230.6)	106.9
合計	19,563.2	24,969.2	17,760.5

負債証券の満期分析

以下の表は、2016年3月31日現在の各種満期保有負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
社債		
1年未満	8,879.7	8,929.4
1年から5年	36,900.0	37,391.3
5年から10年	56,787.5	57,671.3
10年超	11,248.4	11,861.1
社債合計	113,815.6	115,853.1
国債		
1年未満	42.6	42.9
1年から5年	281,596.0	284,629.2
5年から10年	568,016.9	574,463.3
10年超	238,364.4	240,520.3
国債合計	1,088,019.9	1,099,655.7
その他負債証券		
1年未満	18,302.8	18,318.8
1年から5年	926.8	926.8
5年から10年	-	-
10年超	-	-
その他有価証券合計	19,229.6	19,245.6
満期保有負債証券合計	1,221,065.1	1,234,754.4

以下の表は、2016年3月31日現在の各種売却可能負債証券の満期別内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	償却原価	公正価値
社債		
1年未満	23,110.4	23,660.8
1年から5年	57,973.7	58,551.5
5年から10年	30,043.3	29,678.2
10年超	7,650.9	7,986.7
社債合計	118,778.3	119,877.2
国債		
1年未満	134,703.0	134,968.6
1年から5年	105,645.3	105,937.1
5年から10年	6,387.9	6,418.0
10年超	65.0	65.6
国債合計	246,801.2	247,389.3
その他負債証券		
1年未満	66,522.0	67,547.9
1年から5年	41,658.3	41,555.0
5年から10年	735.6	877.3
10年超	1,517.8	1,227.7
その他負債証券合計	110,433.7	111,207.9
売却可能負債証券合計	476,013.2	478,474.4

6. 買戻取引

当年度において、当グループは買戻条件付及び売戻条件付国債取引を行っている。通常、これらの取引は非常に短い期間で行われ、インド準備銀行、銀行及びその他の金融機関を相手方として実施される。

2016年3月31日現在、インド準備銀行からの流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく借入残高は、156,387.7百万インド・ルピー(2015年3月31日：251,681.1百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく貸出残高は、32,500.0百万インド・ルピー(2015年3月31日：685.3百万インド・ルピー)であった。

2016年度中の流動性調整枠を含む買戻条件付取引に基づく平均借入は、177,743.2百万インド・ルピー(2015年3月31日：158,296.3百万インド・ルピー)であり、流動性調整枠を含む売戻条件付取引に基づく平均貸出は、18,446.4百万インド・ルピー(2015年3月31日：14,483.2百万インド・ルピー)であった。

7. 貸付金

以下の表は、表示期間におけるカテゴリー別の貸付金の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
コマーシャル・ローン	2,944,354.7	2,745,375.7
ターム・ローン	2,110,433.0	2,009,439.3
運転資金枠 ¹	833,921.7	735,936.4
個人向け貸付金及びクレジットカード債権	2,153,560.9	1,762,154.0
住宅ローン	1,339,764.0	1,100,254.6
その他の担保付貸付金	634,823.0	532,730.1
クレジットカード	55,210.2	41,414.6
その他の無担保貸付金	123,763.7	87,754.7
貸付金、総額	5,097,915.6	4,507,529.7
貸倒引当金 ²	(160,624.5)	(122,628.7)
貸付金、純額	4,937,291.1	4,384,901.0

1. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。
2. 正常債権に対する引当金を除く。

コマーシャル・ローン

コマーシャル・ローンは、企業及びその他の事業体に行われたターム・ローン及び運転資金枠を含む。

各コマーシャル・ローンは、当行の与信方針に準拠した詳細な信用調査プロセスを経る。貸付実行後、コマーシャル・ローンは個別にモニタリングされ、借り手の貸付金返済能力低下の可能性についてレビューされる。コーポレート・ファイナンス及びプロジェクト・ファイナンスを含むターム・ローンは、通常借り手の固定資産（通常は、有形固定資産）に係る第一抵当権によって担保される。買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む運転資金枠は通常、借り手の流動資産（通常は、在庫及び売掛債権）に係る第一抵当権によって担保される。

事業に影響を及ぼす全般的な経済状況は、当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオに影響する。インド経済の長引く低迷及び商品価格の著しい下落が顧客の貸付金返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。国際貿易の連動性が深まる中、顧客の貸付金返済能力は米国及びその他主要国の経済状況の悪化により、マイナスの影響を受けることもある。不利な為替変動も顧客の債務負担を増加させ、貸付金返済能力に悪影響を及ぼす。

工業及び製造業向けに行われたプロジェクト・ファイナンス・ターム・ローンは、当行のコマーシャル・ローン・ポートフォリオの重要な部分を占める。各顧客のこれらの貸付金の返済能力はファイナンスされたプロジェクトの実行可能性、すなわちプロジェクトの完成の適時性、政策の安定性及び市場需要の変化に左右される。

個人向け貸付金

当行の個人向け貸付金は有担保及び無担保貸付金の両方で構成される。個人向け担保付貸付金が、当行の個人向け貸付金ポートフォリオの大部分を占める。当行の担保付貸付金ポートフォリオは融資された資産に係る第一及び独占的抵当権で担保されているが、債務不履行の場合の回収は、インドにおける長期間の法的プロセスにより数年間遅延することがある。回収実務への規制ガイドラインによる影響を受けた回収の取組みもまた、回収に影響を及ぼす。リスクを低減するために、当行は個人向けの割賦貸付金の返済に関し、銀行口座からの自動引き落とし又は事前に期日を設定した先日付小切手を取得している。

担保付個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の担保付貸付金ポートフォリオは、住宅ローン、自動車ローン、貴金属ローン、商業車両ローン、農業用機器向け貸付金及びその他の担保付貸付金で構成される。

当行の住宅ローン・ポートフォリオには、個人及び事業体に対して実行される住宅ローンが含まれる。通常、住宅ローンは融資された不動産に係る第一及び独占的抵当権により担保される。借り手の債務不履行リスクは、厳格な信用レビュー手続により低減される。当行の住宅ローン・ポートフォリオのリスクは、主として、金利の変動、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率、借り手の雇用状況の内容（会社員か自営業か）及び借り手の所得水準によって決定される。

当行の自動車ローン及び商業車両ローンのポートフォリオも融資された資産に係る第一抵当権により担保される。自動車ローン・ポートフォリオの実績に影響を与える主な要因には、借り手の雇用状況の特徴、借り手の所得水準、ポートフォリオに含まれる貸付金の融資比率及び融資を受けた車両の使用内容が含まれる。

当行は金の装飾品及び金貨に対して貴金属ローンを提供している。主なリスクは、金価格の変動及び貴金属の真偽（純度並びに重さ）を含む。

当行の商業車両ローン・ポートフォリオのリスクは、借り手の特徴、経済活動の状況及び燃料価格により大部分が決定される。

農業用機器向け貸付金の借り手の返済能力は、一般的にインドにおける農業、つまりモンスーンのタイミングに左右される。

無担保個人向け貸付金ポートフォリオ

当行の無担保の貸付金ポートフォリオには、個人向けローン、クレジットカード及びその他の無担保貸付金が含まれる。一般的な経済状況及び失業率の変化、経済成長率及び借り手の所得水準などのその他の要因がこのポートフォリオに影響する。

貸付金の満期分析

以下の表は、表示期間における貸付金の満期を示している。

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：百万インド・ルピー)		
1年未満	1,375,911.5	1,149,133.7
1年から5年	2,523,147.2	2,458,051.6
5年超	1,038,232.4	777,715.7
合計	4,937,291.1	4,384,901.0

貸付金に係る受取利息

当グループは、受取利息を発生した時点において損益勘定に認識するが、インド準備銀行／国立住宅銀行の収益計上及び資産分類規範に基づいて実現した時点で受取利息を認識する不良債権は除かれる。不良債権区分から正常先区分へ格上げされた場合には、格上げされた時点より受取利息の未取認識を行う。

以下の表は、表示期間における貸付金に係る受取利息の内訳を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
コマーシャル・ローン ¹	221,859.8	217,525.8	203,640.8
個人向け貸付金及びクレジットカード債権 ²	193,649.2	163,071.3	133,568.0
リース金融 ³	-	-	-
合計	415,509.0	380,597.1	337,208.8

1. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。
2. 住宅ローン、自動車ローン、コマーシャル・ビジネス・ローン、二輪車ローン、個人向けローン、クレジットカード債権及び農業用機器向け貸付金を含む。
3. リース金融活動は、リース及び割賦購入を含む。

標準貸出条件緩和債権

当グループは、財政困難に陥った債務者への貸付金について、返済期間、元本、分割返済及び金利の引き下げを含むその他の状況においては適用されない契約条件の譲歩的変更を行った場合、当該貸付金を貸出条件緩和債権として分類している。債務者が最低1年間にわたり契約条件に基づき返済する能力があることを証明した場合、当行による貸出条件緩和の対象となった貸付金は、標準貸出条件緩和債権の区分から正常貸付金の区分に格上げされる。また債務者は適正自己資本の計算上、正常貸付金／リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類される。2015年4月1日以降に当行より元本返済及び／又は利息要素を繰り延べる条件緩和が実施された貸付金（インフラ・セクター及び非インフラ・セクターにおけるプロジェクトに供与された貸付金で、指定された期間まで延期された貸付金を除く）は、不良債権として分類される。

2016年3月31日現在、当グループは貸出条件緩和の対象となっている債務者に対して、19,653.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：26,181.1百万インド・ルピー）の貸出契約（非資金ベースの融資枠を含む）を有している。

以下の表は、表示日における標準貸出条件緩和貸付金の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	76,480.5	109,410.7
運転資金枠	22,099.3	21,154.9
個人向け貸付金		
住宅ローン	60.9	63.9
その他の担保付貸付金	33.5	157.3
クレジットカード	-	-
その他の無担保貸付金	-	-
リース金融	-	-
貸出条件緩和貸付金、合計	98,674.2	130,786.8
貸倒引当金	(7,581.4)	(9,458.1)
貸出条件緩和貸付金、純額	91,092.8	121,328.7

すべての債務者ごとの貸出条件緩和債権の残高を示している。

2016年度に、インド準備銀行は、戦略的債務の再編に係るガイドラインを公表した。これにより、当行による債務者の株式取得において債務の株式転換が認められた。2016年度末に、当行は、29.33十億インド・ルピーの戦略的債務の再編貸付金を有していた。そのうち、25.56十億インド・ルピーは、不良貸付金または貸出条件緩和債権として分類されている。

不良貸付金

当行は、確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含めて債務者ごとにすべての信用エクスポージャーを、インド準備銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類している。海外支店が保有する貸付金で、回収実績以外の理由により貸付実施国の規制では減損と識別されるが現行のインド準備銀行ガイドラインでは正常とされる貸付金は、貸付実施国の残高を上限として、不良貸付金として識別される。当行の住宅金融子会社の場合、貸付金及びその他の与信枠は国立住宅銀行ガイドラインに従って正常貸付金と不良貸付金に分類されている。さらに不良貸付金はインド準備銀行及び国立住宅銀行で規定されている基準に基づいて、要管理、貸倒懸念、破綻資産に分類されている。当行の海外銀行子会社の貸付金について、当該貸付金の当初認識後に発生した1つ以上の事象（損失事象）による減損の客観的な証拠があり、当該損失事象が信頼性のある見積りが可能な当該貸付金の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場合、当該貸付金は減損に分類される。

以下の表は、不良貸付金の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
コマーシャル・ローン		
ターム・ローン	187,783.3	85,242.7
運転資金貸付金	73,678.6	61,652.2
個人向け貸付金		
住宅ローン	9,504.8	8,553.0
その他の担保付貸付金	10,778.2	9,656.7
クレジットカード	1,754.2	2,054.8
その他の無担保貸付金	4,720.2	5,239.9
リース金融	-	-
不良貸付金、合計	288,219.3	172,399.3
貸倒引当金	(143,771.2)	(95,874.4)
不良貸付金、純額	144,448.1	76,524.9

それぞれの子会社に適用されるガイドラインに従って不良貸付金／減損貸付金を特定している。

貸倒引当金

当行及び住宅金融子会社は、それぞれの規制当局の要件に従って、不良貸付金に対して個別引当金及び正常貸付金について一般引当金を計上している。個別引当金の増加に対する評価は、既存の個別引当金を考慮して行われる。当行及び住宅金融子会社が保有するリテール貸付金に対する個別引当金は、規制上の最低要件を上回っている。当行の海外銀行子会社の貸倒引当金は、識別された信用関連損失及び発生しているが識別されていない損失に充当するために十分であると経営陣が考える水準で設定されている。当行は、貸出条件緩和／返済繰延された資産に対する引当金について、貸出条件緩和に適用されるインド準備銀行ガイドラインに従って引当金を計上している。

以下の表は、表示期間における標準貸出条件緩和貸付金に関する貸倒引当金の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
貸倒引当金期首残高	9,458.1	11,235.0	5,294.1
貸倒引当金期中繰入額	2,754.1	3,989.2	7,171.1
超過引当の減額/戻入 ¹	(4,630.8)	(5,766.1)	(1,230.2)
貸倒引当金期末残高	7,581.4	9,458.1	11,235.0

1. 期中に正常資産に格上げされた/不良資産に格下げされた貸出条件緩和資産に関する引当金を含む。

以下の表は、表示期間における不良貸付金に関する貸倒引当金残高の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
貸倒引当金期首残高	95,874.4	77,914.7	77,663.9
貸倒引当金期中繰入額	86,062.1	42,415.6	28,894.5
超過引当の減額/戻入	(38,165.3)	(24,455.9)	(28,643.7)
貸倒引当金期末残高	143,771.2	95,874.4	77,914.7

以下の表は、2016年3月31日に終了した年度における貸倒引当金の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	個人向け 貸付金及び クレジット				
	コマーシャル・ローン	カード債権	リース金融	未割当	合計
項目					
A. 不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	79,123.4	16,751.0	-	-	95,874.4
追加：貸倒引当金繰入額	79,964.9	6,097.2	-	-	86,062.1
控除：貸付金償却充当額	(26,667.1)	(2,777.6)	-	-	(29,444.7)
控除：超過引当の戻入	(4,701.8)	(4,018.8)	-	-	(8,720.6)
A. 不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	127,719.4	16,051.8	-	-	143,771.2
B. 貸出条件緩和貸付金を含む正常貸付金に対する貸倒引当金期末残高	23,844.9	69.9	-	29,178.5	53,093.3
C. 貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)	151,564.3	16,121.7	-	29,178.5	196,864.5
期末残高：個別減損評価	151,564.3	16,121.7	-	-	167,686.0
期末残高：一括減損評価	-	-	-	29,178.5	29,178.5
期末残高：信用力の低下している貸付金の取得	-	-	-	-	-

経済環境の世界的な悪化、商品サイクルにおける急激な下落及び国内経済の回復の遅れは、鉄鋼、採鉱、電力、掘削装置及びセメントのような特定のセクターの債務者に悪影響を与える。当行は、これらセクターの特定債務者のストレス解消に働きかけているが、現在の弱いオペレーション及び回復環境に鑑みると、解決にはある程度の時間を要する。上記を考慮した結果、当行は2016年3月31日に終了する年度のインドGAAPにおいて、これらセクターのエクスポージャーに対して集团的偶発債務関連引当金36,000.0百万インド・ルピーを計上した。これは、上記に含まれていないインド準備銀行ガイドラインに従った不良貸付金及び貸出条件緩和債権引当金を超過しており、それ以上に計上されている。

以下の表は、2015年3月31日に終了した年度における貸倒引当金の推移を示している。

(単位：百万インド・ルピー)		個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	未割当	合計
項目	コマーシャル・ローン				
A.不良貸付金					
貸倒引当金期首合計残高	52,328.0	25,586.7	-	-	77,914.7
追加：貸倒引当金繰入額	37,835.6	4,580.0	-	-	42,415.6
控除：貸付金償却充当額	(9,037.9)	(8,609.3)	-	-	(17,647.2)
控除：超過引当の戻入	(2,002.3)	(4,806.4)	-	-	(6,808.7)
A.不良貸付金に対する貸倒引当金期末合計残高	79,123.4	16,751.0	-	-	95,874.4
B.貸出条件緩和貸付金を含む正常貸付金 に対する貸倒引当金期末残高	26,210.5	89.2	-	25,507.1	51,806.8
C.貸倒引当金期末合計残高 (A)+(B)	105,333.9	16,840.2	-	25,507.1	147,681.2
期末残高：個別減損評価	105,333.9	16,840.2	-	-	122,174.1
期末残高：一括減損評価	-	-	-	25,507.1	25,507.1
期末残高：信用力の低下している貸付金 の取得	-	-	-	-	-

当グループは既存の個別引当金を考慮した後に追加となる個別引当金を評価するが、前年度に償却済みで債務者の現状に鑑み引当金はこれ以上不要とされた債務者からの回収額は、損益勘定に計上されている。

延滞金融債権の年齢分析－正常貸付金

当行又は当行の子会社が定めた支払期限を30日経過後に支払われていない貸付枠内の金額は延滞債権とみなされる。

以下の表は2016年3月31日に終了した年度における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

(単位：百万インド・ルピー)		31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 ²	期限経過 合計 ³
項目	期限未到来 ¹				
コマーシャル・ローン					
ターム・ローン	1,679,320.4	203,464.1	8,083.1	31,782.2	243,329.4
運転資金枠 ⁴	712,744.6	32,962.4	6,865.1	7,671.0	47,498.5
個人向け貸付金					
住宅ローン	1,322,608.2	4,727.4	2,858.5	65.1	7,651.0
その他の担保付貸付金	610,754.9	5,772.0	3,288.2	4,229.6	13,289.8
クレジットカード	52,648.1	570.7	237.2	-	807.9
その他の無担保貸付金	118,350.0	448.3	245.0	0.2	693.5
リース金融	-	-	-	-	-
合計	4,496,426.2	247,944.9	21,577.1	43,748.1	313,270.1

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 政府保証付貸付金、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金、当行が債務者に戦略的債務の再編を実施した貸付金（債務者の株式持分を取得したもの）、海外銀行子会社に適用されるガイドラインに従って減損されていないと評価されたその他の貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2015年3月31日に終了した年度における、期限経過正常貸付金の年齢調べを示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	期限未到来 ¹	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超 ²	期限経過 合計 ³
コマーシャル・ローン					
ターム・ローン	1,699,018.9	205,571.0	19,274.9	9,009.0	233,854.9
運転資金枠 ⁴	643,553.0	29,387.0	1,177.9	2,003.5	32,568.4
個人向け貸付金					
住宅ローン	1,085,213.4	3,752.7	2,616.2	72.7	6,441.6
その他の担保付貸付金	507,671.2	6,617.9	4,820.9	3,645.8	15,084.6
クレジットカード	38,763.1	378.7	218.0	-	596.7
その他の無担保貸付金	81,763.9	317.7	171.5	-	489.2
リース金融	-	-	-	-	-
合計	4,055,983.5	246,025.0	28,279.4	14,731.0	289,035.4

1. 延滞日数が30日を超えないものについては期限未到来とする。
2. 政府保証付貸付金、延滞日数が360日未満の農作物関連の農業貸付金及び海外銀行子会社に適用されるガイドラインに従って減損されていないと評価されたその他の貸付金を含む。
3. 表示金額は借り手を基準とした残高ではなく、延滞している融資枠の残高で表示されている。
4. 買入・割引手形、当座貸越、当座貸し及び要求払い貸付金を含む。

以下の表は2016年3月31日に終了した年度における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	不良貸付金 に対する 投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出 されている 不良貸付金 に対する 投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出 されていない 不良貸付金 に対する 投資計上総額	未払元本金額
コマーシャル・ローン				
ターム・ローン	99,792.8	99,792.8	-	187,783.3
運転資金枠	33,949.7	33,949.7	-	73,678.6
個人向け貸付金				
住宅ローン	5,240.0	5,240.0	-	9,504.8
その他の担保付貸付金	4,625.2	4,625.2	-	10,778.2
クレジットカード	296.1	296.1	-	1,754.2
その他の無担保貸付金	544.3	544.3	-	4,720.2
リース金融	-	-	-	-
合計	144,448.1	144,448.1	-	288,219.3

以下の表は2015年3月31日に終了した年度における、不良貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	不良貸付金 に対する 投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出 されている 不良貸付金 に対する 投資計上総額 (引当金控除後)	引当金が算出 されていない 不良貸付金 に対する 投資計上総額	未払元本金額
コマーシャル・ローン				
ターム・ローン	45,314.6	45,314.6	-	85,242.7
運転資金枠	22,456.9	22,456.9	-	61,652.2
個人向け貸付金				
住宅ローン	4,499.5	4,499.5	-	8,553.0
その他の担保付貸付金	3,650.3	3,650.3	-	9,656.7
クレジットカード	186.2	186.2	-	2,054.8
その他の無担保貸付金	417.4	417.4	-	5,239.9
リース金融	-	-	-	-
合計	76,524.9	76,524.9	-	172,399.3

貸付金の信用度

当グループは内部格付けによる法人及び個人貸付金の信用度を監視する包括的なフレームワークを有している。大半のポートフォリオについては、各債務者及びポートフォリオについて格付レビューが最低でも年一度行われている。開示目的のため当グループは、内部格付けを信用度として使用している。

以下の表は、各格付けに関わる損失可能性とリンクした内部格付けの説明である。

格付け	定義
(I) 投資適格	金融債務が適時に支払われるかについて中程度から高程度の安全性があると判断された法人/債務。
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	金融債務が適時に支払われるかについて高程度の安全性があると判断された法人/債務。
A+、A、A-、3A-C	金融債務が適時に支払われるかについて安全性が妥当であると判断された法人/債務。
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	金融債務が適時に支払われるかについて中程度の安全性があると判断された法人/債務。
(II) 投資不適格 (BB及びB、D、5、6、7、8)	金融債務が適時に支払われるかについての安全性が不十分であると判断された法人/債務。

以下の表は、表示期間における、貸付金(純額)の信用度を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年3月31日 に終了した年度	2015年3月31日 に終了した年度
格付		
投資適格	3,989,676.0	3,772,248.2
AAA、AA+、AA、AA-、1、2A-C	1,592,527.2	1,334,778.0
A+、A、A-、3A-C	1,030,776.2	890,039.7
BBB+、BBB及びBBB-、4A-C	1,366,372.6	1,547,430.5
投資不適格¹	917,230.2	535,507.0
未格付け	30,384.9	77,145.8
貸付金(純額)	4,937,291.1	4,384,901.0

1 不良貸付金及び貸出条件緩和債権を含む。

2016年度は、中国及び新興市場諸国の経済成長の鈍化、世界の金融政策の相違及び原油並びに金属を含む商品価格の著しい下落のために、世界経済は成長の低迷に直面した。経済環境の世界的な悪化、商品サイクルにおける急速な下降は、国内の経済回復の遅れにより法人セクターの企業投資及び業績の大幅改善への期待に反して困難が継続したことで、鉄鋼、採鉱、電力及びセメントのような特定のセクターの債務者に悪影響を及ぼしていた。そのため、これらのセクター及びこれらのセクターに部分的につながりのあるプロモーター企業における信用格付けの格下げが生じた。

8. 当年度中に証券化会社（SC）あるいは再建会社（RC）へ譲渡された金融資産

当行は、インド準備銀行が公表した金融資産の譲渡を規制するガイドラインに従って、証券化会社（以下「SC」という。）／資産再建会社（以下「ARC」という。）へ特定の資産を譲渡している。当行は、ARCが発行したパススルー証券と引き換える形式で、資産再建会社へ不良資産を譲渡しており、この証券保有者への支払いは、譲渡した資産から獲得したキャッシュ・フローを元手としている。2014年2月26日以前はインド準備銀行のガイドラインに従って、引当超過額がある場合は、戻し入れずにその他の金融資産の売却における不足額／損失に対応するために利用された。2014年2月26日から、インド準備銀行は、銀行に対して引当超過額を譲渡貸付金額が受領された年度の損益勘定に戻入することを認めた。さらに、2015年3月11日にインド準備銀行は、銀行が2014年2月26日以前の貸付金の売却による引当金超過額を損益勘定に戻入することを認めた。ARCが管理する信託が発行する有価証券受領書を評価する目的で、有価証券受領書は当該ARCから報告される純資産価値で評価される。

以下の表は、表示期間において譲渡された資産についての詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
対象口座数 ¹	7	14	2
SC／RCに売却された口座の総額（引当金控除後）	6,721.0	3,285.8	1,508.6
対価総額	7,305.8	2,480.0	1,776.0
過年度に譲渡された口座に関して実現した追加対価 ²	-	-	-
純取得価格に対する利益／（損失）総額	584.8	(805.8)	267.4

- 過去に償却された口座を除く。
- 2016年3月31日に終了した年度において、ARCは1件の有価証券受領書について全額償還している。2016年3月31日に終了した年度における純損失は、470.2百万インド・ルピー（2015年3月31日：純損失81.3百万インド・ルピー）であった。

当行は、2016年度に7件の法人向け貸付金を、2015年度に14件の法人向け貸付金を、2014年度に2件の法人向け貸付金を売却した。

9. 売却した不良資産の詳細（SC／RCへの売却分を除く）

当行は、インド準備銀行が公表した売却に関するガイドラインに従って特定の不良資産を売却した。

以下の表は、表示期間に銀行または金融会社に売却された不良資産の詳細を示している（SC／RCへの売却分を除く）。

(単位：百万インド・ルピー、ただし口座数を除く)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
口座数	3	-	1
売却された口座の総額（引当金控除後）－SC／RCへの売却分を除く	12.8	-	-
対価総額	174.4	-	199.0
純資産価値に対する利益／（損失）総額	161.6	-	199.0

さらに、当行は、2016年度に法人への貸付金を290.0百万インド・ルピーの対価で売却した。これにより、当行は2016年度に290.0百万インド・ルピーの利益（2015年3月31日：606.3百万インド・ルピーの対価で411.5百万インド・ルピーの利益）を認識した。

10. 信用リスクの集中

経済的、産業別又は地域的な要因の変化が、当グループの信用エクスポージャー全体に重要な比率を占める取引先グループに対して影響を及ぼす場合に、信用リスクの集中が存在する。当グループの金融商品のポートフォリオは、主にインド国内の産業、商品及び地域的に広く分散されている。

当グループは、インド準備銀行が公表した監督ガイドラインに準拠している。エクスポージャー総額（信用、デリバティブ及び投資）に基づく当グループの債務者上位20社（銀行以外）の合計は、2016年3月31日現在、1,267,366.3百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の122.7%に相当する（2015年3月31日現在：1,294,134.8百万インド・ルピー、当グループの資本の129.4%に相当）。単独の債務者（銀行以外）の最大エクスポージャーは、2016年3月31日現在、135,405.0百万インド・ルピーで、これは当グループの資本の13.1%に相当する（2015年3月31日現在：127,220.6百万インド・ルピー、当グループの資本の12.7%に相当）。

同一経営陣の支配下にあるグループ会社に対する最大貸付残高は、2016年3月31日現在、当グループの資本の28.4%を占めていた（2015年3月31日現在：当グループの資本の32.8%）。

11. 貸付契約

当グループには顧客に対して貸付及び資金提供を行う未実行の契約残高がある。2016年3月31日現在、非資金ベースの融資枠を含むこれらの貸付契約は総額1,498,947.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：1,240,752.3百万インド・ルピー）であった。これらの契約の大部分にかかる金利は貸付実行日の実勢貸付利率に基づき決定される。さらに、これらの契約は失効日が確定しており、借手による特定の信用基準の維持を条件としている。

12. 資本コミットメント

当グループは、多くの資本契約に基づく義務を負っている。資本契約とは契約された資本的性質の指示書である。資本勘定に関連する未履行の契約残高は2016年3月31日現在で6,055.4百万インド・ルピー（2015年3月31日：5,789.1百万インド・ルピー）であった。

13. デリバティブ

ICICIバンクはインドの金融デリバティブ市場における主要な参加者である。当行は貸借対照表管理、自己勘定取引及びマーケット・メーカー目的（デリバティブ商品をリスク・ヘッジ目的で顧客に提供する）でデリバティブを扱っている。

デリバティブ取引は、その目的に応じて当行のトレジャリー部門の特定のグループにより行われている。デリバティブ取引はトレジャリー部門のフロント・オフィスにより実施される。トレジャリー部門のコントロール・アンド・サービス・グループは、フロント・オフィスが実施した取引について独立的な立場でチェックを行うと共に、確認、決済、会計、リスク・モニタリング、及び報告も行い、様々な内部及び規制ガイドラインの遵守状況を確認している。

デリバティブにおけるマーケット・メーカー及び自己勘定取引は、ポジション限度額、損失限度額、及びその他のリスク限度額などを定めた当行の投資方針及びデリバティブ方針により規定されている。リスク管理グループは、リスク計算及びモニタリング方法を規定する。取締役会のリスク委員会は、与信及び回収政策、投資方針、デリバティブ方針、資産負債管理方針及びオペレーショナル・リスク管理方針を含む当行の様々なリスクに関する管理方針について見直しを行っている。取締役会のリスク委員会は、非常勤取締役、マネージング・ディレクター及びCEOにより構成されている。

当行は、デリバティブ・ポートフォリオのリスクをバリュー・アット・リスク、損失限度額及びオプションに関連するリスク測定といったリスク・マトリックスを用いて測定及びモニタリングを行っている。デリバティブに関するリスクレポートは、経営情報システムの不可欠な一部である。

インドGAAPに基づくヘッジ目的のデリバティブの使用は、資産負債管理委員会により承認されたヘッジ方針により規定されている。該当するインド準備銀行ガイドラインに準拠して、当行は、固定金利、変動金利、又は外貨建て資産／負債をヘッジするためにデリバティブ取引を行っている。ヘッジ目的とマーケット・メーカー目的の取引は別々に記録される。ヘッジ目的の取引においては、当行は取引の開始時点でヘッジ対象（資産又は負債）を特定する。有効性は、ヘッジの開始時及びその後定期的に評価される。

ヘッジデリバティブ取引は、インド準備銀行により公表されたガイドラインに基づいたヘッジ会計の原則に準拠して会計処理される。マーケット・メーカー目的のデリバティブは時価評価され、その結果生じた損益は損益勘定に計上される。オプション契約のプレミアムはインド外国為替業協会のガイドラインに従って会計処理される。

当初の満期が14日以内の取引を除く金利及び通貨デリバティブ取引(売買目的及びヘッジ目的の両方)に係る信用エクスポージャーは、インド準備銀行ガイドラインに従ったカレント・エクスポージャー法を用いて算出されるが、これは正の時価評価及びこれら契約に係る潜在的将来エクスポージャーを合算することで得られる。インド準備銀行ガイドラインによると、潜在的将来エクスポージャーは、これら契約の想定元本(これら契約の時価がゼロ、正の値もしくは負の値であるかは考慮しない)に、契約の種類や商品の満期日までの残存期間による0.5%から15%までの関連する追加係数を乗じることにより算出される。売却された単一の通貨変動／変動金利スワップ及び売オプションの信用エクスポージャーは、これら商品の正の時価評価を基に算出される。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの信用エクスポージャーは、インド準備銀行ガイドラインに準拠して算出されていた。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの発行者に係る信用エクスポージャーは、バーゼルⅢの枠組みでは、カレント・エクスポージャー法を用いて算出される。プロテクションの売り取引の場合、未払プレミアム全体はプロテクションの買い手のエクスポージャーとして取り扱われ、プロテクションの買い取引の場合、正の場合の現在の時価評価(時価評価がマイナスの場合はゼロ)及び潜在的将来エクスポージャーの合計として認識される。潜在的将来エクスポージャーは、これら契約の想定元本(これら契約の時価評価がゼロ、正の値もしくは負の値であるかは考慮しない)に、参照債務の格付けによる10%から20%までの関連する追加係数を乗じることにより算出される。担保付のプロテクションの買い取引の場合は、利用可能な担保の範囲までエクスポージャーは認識されない。アンファンデッド型のクレジット・デリバティブの2つの完全に同一の反対ポジションがヘッジ・ポジションを形成している場合は、参照事業体に対してエクスポージャーは認識されない。株式先物及びオプションの信用エクスポージャーは、市場価格及び貸借対照表日におけるオープン契約を基に算出される。

店頭デリバティブ取引に関しては、各相手方と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約を締結している。

以下の表は、2016年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現／未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)		デリバティブ			
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	の利益／ (損失) ³	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	4,279,369.0	20,856.6	(19,010.8)	872.4	55,420.3
通貨デリバティブ(為替デリバティブ を含む) ²	4,621,239.0	59,313.7	(55,359.0)	(869.3)	203,482.4
株式デリバティブ	555.4	0.9	(0.7)	79.3	381.2
アンファンデッドの型クレジット・デ リバティブ	-	-	-	17.1	-

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡し契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。
3. 当行は、貸倒損失により、472.8百万インド・ルピーの損失を追加計上した。

以下の表は、2015年3月31日に終了した年度における想定元本、公正価値、デリバティブの実現／未実現損益及び売買目的デリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)					
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	デリバティブ の利益／ (損失) ³	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	3,971,665.8	20,747.3	(21,326.5)	2,999.6	53,186.0
通貨デリバティブ（為替デリバティブ を含む） ²	4,008,475.9	67,457.2	(76,621.1)	(4,822.1)	194,442.1
株式デリバティブ	247.6	2.1	(3.3)	(354.1)	254.6
アンファンデッド型のクレジット・デ リバティブ	-	-	-	16.9	-

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。
3. 当行は、主に過年度に計上された貸倒損失の回収による404.1百万インド・ルピーの利益を追加計上した。

以下の表は、2016年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)				
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	600,403.7	17,643.6	(649.4)	23,982.2
通貨デリバティブ（為替デリバティブを含む） ²	30,093.6	45.4	(1,883.7)	1,420.1

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

以下の表は、2015年3月31日に終了した年度における想定元本、時価評価されたポジション及びヘッジデリバティブの信用エクスポージャーの詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)				
項目	想定元本	正の公正 価値総額	負の公正 価値総額	信用エク スポージャー
金利デリバティブ ¹	506,832.4	17,400.0	(702.8)	23,724.6
通貨デリバティブ（為替デリバティブを含む） ²	50,745.8	97.0	(2,595.0)	2,916.5

1. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約及びスワップションは金利デリバティブに含まれる。
2. 外貨建てオプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

2016年3月31日及び2015年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じたヘッジ対象の利益／（損失）はそれぞれ(2,048.6)百万インド・ルピー及び1,855.4百万インド・ルピーであり、2016年3月31日及び2015年3月31日に終了した年度における公正価値の変動により生じた対応するヘッジ手段の利益／（損失）はそれぞれ1,284.3百万インド・ルピー及び(1,141.8)百万インド・ルピーであった。

当グループはまた、2016年3月31日現在、海外事業に対する純投資の外貨エクスポージャーを想定元本50,482.9百万インド・ルピーの先物為替予約でヘッジしている。これらのヘッジ手段の正及び負の公正価値総額はそれぞれ639.7百万インド・ルピー及び(927.8)百万インド・ルピーであり、2016年3月31日現在の信用エクスポージャーは1,629.3百万インド・ルピーであった。

当行は、海外支店の顧客に対し、金利、通貨、信用又は株式ベンチマークに関連するストラクチャード・リターンを伴う預金商品を提供している。当行は、銀行間市場において当該エクスポージャーを担保している。2016年3月31日現在、当該ポートフォリオのオープン・ポジション純額はゼロ（2015年3月31日：ゼロ）であった。同日における時価評価による利益は0.1百万インド・ルピー（2015年3月31日：1.4百万インド・ルピー）であり、損益勘定を通じて計上されている。2016年3月31日現在、純負債ポジションである当該ストラクチャード・リターン・リンク・デリバティブの公正価値は29.7百万インド・ルピー（2015年3月31日：102.3百万インド・ルピー）であった。これらの商品に関して、当行は契約相手に対し担保を供していない。2016年3月31日現在、信用リスクに関連した偶発特性が発生した場合、当該商品を直ちに決済するために必要な金額の総額は、708.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：1,400.0百万インド・ルピー）であった。

14. 税務上の偶発事象

様々な税務に関連する訴訟が当グループを相手取り、税務当局又は裁判所において様々な段階で提訴されている。経営陣がその意見形成において利用可能なすべての情報を考慮した上で引当金が必要と判断した場合には、当グループはそのような負債を引当計上する。

そのような訴訟について、負債が存在し、かつ合理的に測定可能であることを経営陣が評価できるほどに進展した場合、経営陣はそのような負債の最善の見積りを計上する。経営陣は、起こりうる結果について合理的な範囲で見積り可能な場合には最善の見積りを計上する。又は範囲の中から特定の見積りを選択することが出来ない場合には、当該範囲の最低額以上の負債を計上する。争点になっている税金額は、過年度の控訴又は調査完了時において当グループに有利な決定が下された際の還付金に対して税務当局により修正される。又は当グループによる支払いが生じ、あるいは停止命令により一時保留される。この支払、修正又は停止により当グループが行った提訴の結果が害されることはない。前払税金はその他資産に計上される。

2016年3月31日現在、当グループは、インド税務当局より過年度に対して課される、主に法人所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関連する偶発税務負債が39,868.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：44,897.0百万インド・ルピー）であると判断した。当グループはこれらの納税請求のそれぞれに対して控訴した。弁護士への相談結果及び以下に記載のとおり、当グループ又はその他の類似案件に関する有利な決定に基づいて、当グループの経営陣は、税務当局が法人所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関する評価を実証できる可能性は低いと考えているため、2016年3月31日現在、これらの納税請求に対する引当金を計上していない。発生可能性が僅かである税務上の争点は、当グループの偶発事象としての開示対象ではない。

当グループの売上税／付加価値税に関する査定額合計4,260.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：3,949.8百万インド・ルピー）に関し、当グループはこの納税請求に対して控訴しており、弁護士への相談結果及び当グループ又はその他の案件に関する判決に基づいて有利な決定が下されると予測している。納税請求合計のうち、2,262.3百万インド・ルピーは担保権が実行された資産の処分に係る付加価値税に関係している。これは、借り手からの貸付金の回収にあたり当行は担保権実行資産の処分を進めたもので担保権実行資産については売り手とみなされないという弁護士からの意見に当行が依拠したものである。その他の主な争点は、当行が行った州間／輸入リースに対する様々な州政府当局からの課税、及び金地金に係る法定書式の提出の手続き上の問題に関係したものである。

当グループのサービス税に関する査定額合計5,573.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：3,884.3百万インド・ルピー）について、主な争点は、サービス税当局による金利及び罰金を伴う納税請求に関係したものである。当該請求合計のうち、1,537.0百万インド・ルピーは生命保険会社に関係しており、ユニット・リンク保険制度又は生命保険制度に基づく解約／差し押さえ手数料の受領に際してのサービス税の課税に関するものであり、971.3百万インド・ルピーは、ベンチャー・キャピタル・ファンドに関係しており、ファンドが受領した積立の保有（ファンドが提供したマネジメント・サービスに対して受領した手数料として扱われる）に関するもので両案件につき弁護士からの有利な意見に当グループが依拠したものである。2,602.3百万インド・ルピーは、当行に関するもので、主に証券化された貸付金ポートフォリオに関して信託に提供された信用供与枠に係る利息計上額、カード取引に係る発行銀行として当行が受領したインター・チェンジ手数料及び預金保険料に対するサービス税に充当されたクレジットの否認並びに付随する罰金に関するものである。226.0百万インド・ルピーは、ベンチャー・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドのベンチャー・キャピタル・ユニットから受領した投資収益を運用手数料の受領と同様に取り扱ったことにより賦課されたサービス税に関するものである。残りの236.4百万インド・ルピーは、当グループのその他の事業体に関係している。当グループは、税務当局が上記の納税請求を実証する可能性はないと確信している。

当グループの法人所得税及び利子税の合計30,035.0百万インド・ルピーの査定額は、当グループ又は税務当局による控訴を含んでおり、当グループは控訴裁判所における有利な先例及び弁護士の意見に依拠している。争点となっている負債の主な詳細は以下のとおりである。

非課税所得を稼得するための費用の否認：13,076.8百万インド・ルピー（2015年3月31日：14,393.9百万インド・ルピー）は、主に利息費用が非課税所得の稼得に起因しているか否かに関係している。株式/免税公債への投資に紐付けられる借入金がなく、対象となっている非課税有価証券への投資を裏付けるだけの十分な無利子ファンドがあるため、当グループは利息費用を非課税所得に配分することはできないと考えている。当グループは、弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における有利な判決に依拠している。

デリバティブに係る時価評価損失：2,019.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：5,849.6百万インド・ルピー）は、デリバティブ取引に係る時価評価損失を税務当局が想定損失として否認したことに関係している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における有利な判決（時価評価損失を事業収益から控除することを容認）に依拠している。

リース資産の減価償却：5,534.0百万インド・ルピー（2015年3月31日：5,434.3百万インド・ルピー）は、リース取引を借入取引として扱うことによって、税務当局によるリース資産の減価償却の否認に関係している。当グループは弁護士による有利な意見及び控訴裁判所での当グループの案件及びその他の類似案件における有利な判決に依拠している。

評価年度1997年－1998年までに積み立てられた特別準備金から引き出された金額：2,686.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：2,690.2百万インド・ルピー）の第41条(4A)に基づく課税可能性。評価年度1997年－1998年までに積み立てられた特別準備金を含む当グループにより維持された2つの特別準備金勘定に関係している。当該勘定からの引出しは、評価年度1998年－1999年から2000年－2001年までに、税務当局によって課税対象と評価された。当グループは評価年度1998年－1999年及び1999年－2000年に関して有利な判決を得たが、法人税局はその有利な判決に対して上訴している。

経過期間利息：1,207.5百万インド・ルピー（2015年3月31日：733.5百万インド・ルピー）は、国債の購入において支払われた経過期間利息の否認に関係するもので、これは当行が国債を満期保有の区分に分類したことによりこれが実質的に資本とみなされたことによる。当行は、控訴裁判所での当行の案件及びその他の類似案件における有利な判決に依拠している。

当グループ及びその他の案件における判例、並びに税務弁護士への相談結果に基づいて、経営陣は当グループの税務上の見解が認められる可能性は高いと確信している。したがって、引当金は計上していない。

上記の偶発債務には、債務の発生可能性が低いとみなされる39,714.0百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：56,151.0百万インド・ルピー）は含まれていない。債務の発生可能性が低いと分類される係争中の納税請求合計のうち、34,782.1百万インド・ルピーは、貸倒償却及び罰金に関する控除に関係しており、その他の案件の最高裁判所の有利な判決によってカバーされる。したがって、偶発債務として開示されていない。残りの4,931.9百万インド・ルピーは、生命保険会社の係争中の納税義務に関係しており、主に、税務当局からその他からの収益とみなされた株主利益に対する検査官による繰越事業欠損額の相殺の否認によるものである。これは上訴裁における当行の法人所得税に関する有利な判決に基づき、債務の発生可能性が低いものとして分類される。当グループは、控訴手続きが税務当局により取り下げられる可能性があり、又は司法当局によって支持されないと考えているため、税務当局が開始した調査の結果を定量化していない。

15. 訴訟

当グループ及び当グループの取締役に対する様々な訴訟並びに申立てが様々な形で係争中である。当グループに対する申立ては主にサービスの不足、財産及び労働に関する争議、不正取引、経済的違法行為による民事訴訟及び通常の営業過程において申し立てられたその他の案件に関して生じたものである。当グループはまた、契約及び貸付金の執行に関連して発生する反訴の対象となる場合もある。不利な結果となる可能性が高く、信頼できる見積りが可能なものについては引当金が設定されている。訴訟に特有の予測不能性、及び請求額が相当なものとなる場合に鑑み、訴訟の解決にかかる実際の費用は設定された引当金と大幅に異なる可能性がある。不利な結果となる可能性が合理的に高い案件の場合、上記で説明した案件に特有の性質により、発生し得る損失又は損失の範囲を見積もることは不可能である。2016年3月31日現在、不利な結果となる可能性が高い案件に関する当グループへの請求額合計は、6,074.8百万インド・ルピーであり、不利な結果となる可能性が合理的に高い案件に関する当グループへの請求額合計は1,270.9百万インド・ルピーであった。法律専門家の未解決事項に対するレビュー（当該訴訟及び申立てによる偶発損失、及び「可能性が高い」、「可能性がある」又は「可能性が僅か」といった偶発性の分類を含む）並びに関連する訴訟及び申立てに対して必要となる引当金に基づいて、経営陣は、それらの事象の結果が当グループの連結財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大かつ不利な影響を与えることはないと確信している。

[前へ](#)[次へ](#)

16. セグメント情報

以下の表は、附属明細書18、注11Aの基準に基づく2016年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)									
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整 合計
1.	収益	391,878.0	328,923.5	483,414.5	39,343.1	231,798.6	66,995.2	46,484.7	(574,879.1) 1,013,958.5
	外部収益	198,462.8	259,265.8	181,604.8	32,785.6	231,566.6	65,507.6	44,765.3	- 1,013,958.5
	外部負債に係 る移転価格 による収益 及びその他 の内部利益	193,415.2	69,657.7	301,809.7	6,557.5	232.0	1,487.6	1,719.4	(574,879.1) -
2.	セグメント実 績	38,977.4	(12,454.3)	86,162.7	6,790.0	17,715.8	7,076.9	14,251.9	(15,476.3) 143,044.1
3.	未配分費用								-
4.	営業利益(2)- (3)								143,044.1
5.	法人所得税費 用 (純額) / (正味繰延 税額控除)								33,775.2
	当期純利益 ¹ (4)-(5)								109,268.9
6.	その他の情報								
7.	セグメント資 産	1,724,805.5	2,663,659.1	2,580,816.4	799,535.9	1,046,996.2	153,745.8	279,392.0	(146,320.0) 9,102,630.9
8.	未配分資産 ²								84,931.1
9.	資産合計 (7)+ (8)								9,187,562.0
10.	セグメント負 債	3,133,932.7	1,197,853.2	2,764,452.7 ³	750,871.6 ³	1,048,622.5 ³	156,758.4 ³	281,390.9 ³	(146,320.0) ³ 9,187,562.0
11.	未配分負債								-
12.	負債合計 (10) +(11)								9,187,562.0
13.	設備投資	6,474.5	937.0	11.2	166.9	539.4	464.5	351.8	- 8,945.3
14.	減価償却費及 び償却費	5,718.9	1,016.3	14.9	327.1	455.4	565.4	349.6	(16.5) 8,431.1

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、附属明細書18、注11Aの基準に基づく2015年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)										
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	329,911.8	335,025.1	439,668.1	38,097.1	191,367.3	58,804.9	44,731.1	(535,443.1)	902,162.3
	外部収益	156,049.4	265,805.8	153,932.9	35,009.7	191,120.8	57,408.1	42,835.6	-	902,162.3
	外部負債に係 る移転価格 による収益 及びその他 の内部利益	173,862.4	69,219.3	285,735.2	3,087.4	246.5	1,396.8	1,895.5	(535,443.1)	-
2.	セグメント実 績	27,242.8	62,240.7	64,687.0	6,672.2	16,343.2	6,907.2	14,634.7	(15,337.5)	183,390.3
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)- (3)									183,390.3
5.	法人所得税費 用 (純額)／ (正味繰延 税額控除)									53,967.3
	当期純利益 ¹ (4)-(5)									129,423.0
6.	その他の情報									
7.	セグメント資 産	1,297,275.5	2,612,211.8	2,379,582.6	675,480.1	1,011,969.1	133,360.9	253,632.5	(156,450.2)	8,207,062.3
8.	未配分資産 ²									53,729.4
9.	資産合計(7)+ (8)									8,260,791.7
10.	セグメント負 債	2,661,620.1	1,038,243.2	2,656,404.7 ³	655,289.4 ³	1,013,545.8 ³	136,564.2 ³	255,574.5 ³	(156,450.2)	8,260,791.7
11.	未配分負債									-
12.	負債合計(10) +(11)									8,260,791.7
13.	設備投資	6,109.1	1,110.3	16.4	146.8	2,230.0	2,014.1	356.7	-	11,983.4
14.	減価償却費及 び償却費	5,111.4	1,073.5	12.8	519.5	396.1	536.7	348.6	(16.4)	7,982.2

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

以下の表は、2014年3月31日に終了した年度における事業セグメントの実績を示している。

(単位：百万インド・ルピー)										
番号	項目	リテール・ バンキング	ホール セール・ バンキング	トレジャリー	その他の 銀行事業	生命保険	損害保険	その他	セグメント間 調整	合計
1.	収益	274,116.0	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	33,494.9	(478,154.7)	795,638.5
	外部収益	125,653.2	253,854.2	139,516.1	29,234.1	159,773.9	55,835.3	31,771.7	-	795,638.5
	外部負債に係る移 転価格による収 益									
	及びその他の内 部利益	148,462.8	70,170.6	253,386.3	2,997.0	128.1	1,286.7	1,723.2	(478,154.7)	-
2.	セグメント実績	18,295.2	65,886.3	52,565.0	9,031.5	15,292.4	5,202.4	9,784.2	(13,190.7)	162,866.3
3.	未配分費用									-
4.	営業利益(2)-(3)									162,866.3
5.	法人所得税費用 (純額)／(正 味繰延税額控 除)									46,095.1
	当期純利益 ¹ (4)- (5)									116,771.2
6.	その他の情報									
7.	セグメント資産	991,908.9	2,426,741.3	2,370,923.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	201,135.0	(196,843.6)	7,422,833.2
8.	未配分資産 ²									54,790.7
9.	資産合計 (7)+(8)									7,477,623.9
10.				2,408,594.4						
	セグメント負債	2,388,971.3	1,048,445.5	³	672,409.6 ³	816,826.0 ³	135,456.3 ³	203,764.4 ³	(196,843.6)	7,477,623.9
11.	未配分負債									-
12.	負債合計 (10)+ (11)									7,477,623.9
13.	設備投資	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	347.5	299.9	-	8,055.3
14.	減価償却費及び償 却費	4,357.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7	(25.8)	7,192.7

1. 当期純利益に対する少数株主持分を含む。
2. 前払税金／源泉徴収税（純額）及び繰延税資産（純額）を含む。
3. 株式資本並びに準備金及び剰余金を含む。

当行は、低コストのリテール預金の割合を増加しファンディング・ミックスの均衡を調整する戦略を続行した。これにより、これらの期間におけるリテール預金のリテール貸付金より大幅に多くなった。その結果、上記期間のリテール事業セグメントのセグメント負債がセグメント資産と比較して多くなった。さらに、当行はまた、リテール貸付に重点的に取り組んだ結果、上記期間のリテール・バンキング・セグメントの貸付金が増加した。

[前へ](#)

[次へ](#)

17.従業員ストック・オプション制度

以下の表は、2016年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値総額 (単位：百万 インド・ルピー)
期首残高	148,433,700	205.02	6.04	16,398.6
追加：期中付与	64,904,500	289.28		
控除：期中失効 (再発行控除後)	4,189,850	260.67		
控除：期中行使	17,523,785	161.16		
期末残高	191,624,565	236.36	6.66	4,071.0
行使可能オプション	89,788,515	198.08	4.46	3,672.6

以下の表は、2015年3月31日現在の当行のストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
期首残高	140,521,765	183.74	5.90	9,564.5
追加：期中付与	32,375,500	259.96		
控除：期中失効 (再発行控除後)	1,382,765	235.40		
控除：期中行使	23,080,800	150.66		
期末残高	148,433,700	205.02	6.04	16,398.6
行使可能オプション	75,938,800	180.80	4.18	10,229.2

2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度に権利が確定したオプションの公正価値合計額は、それぞれ3,234.4百万インド・ルピー、2,672.7百万インド・ルピー、及び1,267.8百万インド・ルピーであった。

2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度に行使されたオプションの本源的価値総額は、それぞれ2,162.2百万インド・ルピー、3,712.5百万インド・ルピー、及び797.2百万インド・ルピーであった。

2016年3月31日及び2015年3月31日現在、まだ認識されていない権利未確定の報奨に関連する報酬費用合計は、それ4,262.1百万インド・ルピー及び1,963.8百万インド・ルピーであり、それぞれ2.46年及び1.97年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

以下の表は、2016年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
60-99.	2,556,700	86.96	3.03	382.7
100-199.	55,150,965	181.44	3.40	3,044.9
200-299.	32,073,350	235.52	6.41	245.0
300-399.	7,500	321.17	8.59	-

以下の表は、2015年3月31日現在における行使可能なストック・オプションの要約を示している。

行使価格帯 (単位：一株当たり インド・ルピー)	株式数	加重平均 行使価格 (単位：インド・ ルピー)	加重平均残余 契約年数 (単位：年数)	本源的価値 総額 (単位：百万 インド・ルピー)
60-99.	4,946,000	81.02	2.47	1,159.7
100-199.	55,309,485	177.21	3.64	7,648.7
200-299.	15,683,315	224.91	6.60	1,420.8
300-399.	-	-	-	-

以下の表は、2016年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：イン ド・ルピー)
権利未確定－2015年4月1日現在	72,494,900	100.00
追加：期中付与	64,904,500	100.50
控除：期中権利確定	31,661,350	102.16
控除：期中権利失効（権利未確定）	3,902,000	99.78
権利未確定－2016年3月31日現在	101,836,050	99.71

以下の表は、2015年3月31日現在における当行の権利未確定ストック・オプション残高の要約を示している。

	株式数	付与日の加重 平均公正価値 (単位：イン ド・ルピー)
権利未確定－2014年4月1日現在	67,480,050	105.86
追加：期中付与	32,375,500	90.09
控除：期中権利確定	26,002,200	102.79
控除：期中権利失効（権利未確定）	1,358,450	102.05
権利未確定－2015年3月31日現在	72,494,900	100.00

以下の表は、表示期間のオプションの公正価値を見積るために使用された主要な仮定を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
リスク・フリー利率	7.58%－8.19%	8.36%－9.10%	7.60%－9.12%
予想期間	3.16年－5.78年	2.85年－5.87年	6.35年
予想ボラティリティ	30.67%－32.77%	31.55%－47.57%	48.70%－48.96%
予想配当利回り	1.62%－2.11%	1.43%－1.77%	1.70%－1.96%

オプションの予想期間にわたるリスク・フリー利率は、付与時点で有効な国債利回りに基づいている。

オプションの予想期間は、権利確定期間及びオプションを受け取る従業員の予想行使行動に基づいて見積られている。2014年3月31日までの期間について、当行は、権利確定に関するスタッフ会計公報第107号に基づく簡便法を適用していた。この行使行動が将来の行使行動を表すものとみなされたため、2014年4月1日からオプションの予想期間は、当行のストック・オプションの過去の行使パターンに基づいて見積られている。

オプションの見積予想期間における予想ボラティリティは、公開市場で取引されている当行の普通株式について観察された市場価格によって決定される過去のボラティリティに基づいている。

オプションの見積予想期間における予想配当は、最近の配当実績に基づいている。

18. インドGAAP財務書類からの抜粋情報

以下の表は、規則S-Xの以下のガイダンスに従った、表示期間の損益計算書及び貸借対照表である。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
受取利息及び配当収益	592,937.1	549,640.0	494,792.5
支払利息	339,964.7	323,181.5	297,106.1
純利息収益	252,972.4	226,458.5	197,686.4
貸倒引当金及びその他	120,069.0	41,234.6	27,373.9
投資引当金	2,985.1	4,128.9	1,628.8
貸倒引当金及び投資引当金控除後純利息収益	129,918.3	181,095.0	168,683.7
非受取利息	421,021.4	352,522.4	300,846.1
非支払利息	407,895.6	350,227.1	306,663.5
法人所得税、少数株主持分控除前利益	143,044.1	183,390.3	162,866.3
法人所得税費用	33,775.2	53,967.3	46,095.1
少数株主持分控除前利益	109,268.9	129,423.0	116,771.2
控除：少数株主持分	7,469.3	6,954.3	6,357.5
当期純利益	101,799.6	122,468.7	110,413.7

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
一株当たり利益：(単位：インド・ルピー)			
基本的	17.53	21.17	19.13
希薄化後	17.41	20.94	19.03
一株当たり利益計算に用いられた加重平均株式数			
(百万株)			
基本的	5,807	5,786	5,772
希薄化後	5,840	5,842	5,794

1. 当行の株主は、普通株式1株10インド・ルピーを額面価額1株2インド・ルピーの普通株式5株に分割することを承認した。分割の基準日は、2014年12月5日であった。額面価額及び株式数は修正再表示されており、関連する比率は、表示されている過年度のすべての期間について分割を反映するために再計算されている。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年	2015年
資産		
現金及び現金同等物	650,359.7	476,371.7
投資 ^{1、2}	2,860,440.9	2,743,108.1
貸付金、純額 ^{1、2}	4,937,291.1	4,384,901.0
有形固定資産 ^{1、2、3}	87,121.0	58,710.0
のれん	1,257.0	1,257.0
繰延税金資産（正味）	49,611.9	16,134.8
未収利息、未収手数料及びその他の収益	81,249.2	75,727.5
売却目的資産	18,172.5	877.5
その他の資産	502,058.7	503,704.1
資産合計	9,187,562.0	8,260,791.7
負債		
利付預金	3,907,384.8	3,354,955.8
無利子預金	603,389.2	504,596.7
短期借入金及びトレーディング負債	604,318.8	696,225.8
長期債務	1,595,957.8	1,412,794.2
償還可能優先株式	3,500.0	3,500.0
その他の負債	1,498,347.9	1,416,615.7
負債合計	8,212,898.5	7,388,688.2
少数株主持分	33,556.4	25,058.1
株主持分	941,107.1	847,045.4
負債及び株主持分合計	9,187,562.0	8,260,791.7

- 150,473.2百万インド・ルピーの短期借入金に対する担保として差し入れられた156,788.2百万インド・ルピーの金融債券及び307.4百万インド・ルピーの有形固定資産を含む。
- 167,458.8百万インド・ルピーの長期借入金に対する担保として差し入れられた172,313.6百万インド・ルピーの金融債券及び509.5百万インド・ルピーの有形固定資産を含む。
- 8,800.0百万インド・ルピーの長期借入金に対する担保として帳簿上の債権に対する抵当権の設定を制限する条項とともに差し入れられた24.6百万インド・ルピーの有形固定資産を含む。

以下の表は、表示期間の株主持分変動表である。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	資本 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2013年4月1日現在残高	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6
株式発行代金	14.0	-	1,045.4	-	-
期中の増加	-	20.9	-	44,886.6	47,540.1
期中の減少	-	-	-	(14,519.7) ³	(2,313.0)
2014年3月31日現在残高	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7

- 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
- 法定準備金、特別準備金、投資準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金及び積立金を含む。
- 2013年12月20日付のインド準備銀行回覧通知書に準拠して、2013年3月31日現在における特別準備金残高に繰延税金負債を設定するために充当された14,192.3百万インド・ルピーを含む。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	資本 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2014年4月1日現在残高	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7
株式発行代金	46.2	-	3,516.9	-	-
期中の増加	-	8.7	-	56,819.1	53,325.0
期中の減少	-	-	-	(16,135.9) ^{3,4}	(14,833.0)
2015年3月31日現在残高	11,596.6	74.4	319,054.7	234,493.0	281,826.7

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、投資準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金及び積立金を含む。
3. 2015年3月31日現在には、2008年のRBIガイダンスの発行以前に再構成された勘定に関連した利息資金ターム・ローンを提供するために、インド準備銀行の承認の上で充当された9,291.6百万インド・ルピーを含む。「連結財務諸表―連結財務諸表の一部を構成する附属明細書―附属明細書18：財務諸表の一部を構成する注記15―利息資金ターム・ローンの引当金」を参照のこと。
4. 2015年3月31日現在には、2014年5月27日付のナショナル・ハウジング・ボード回覧通知書に準拠して、2014年3月31日現在のICICIホーム・ファイナンス・カンパニー・リミテッドに繰延税金負債を設定するため特別準備金残高に充当された704.0百万インド・ルピーを含む。

(単位：百万インド・ルピー)	普通株式	未行使 従業員 ストック・ オプション 残高	資本 剰余金	収益及びそ の他準備金 ¹	その他の 特別準備金 ²
2015年4月1日現在残高	11,596.6	74.4	319,054.7	234,493.0	281,826.7
株式発行代金	35.0	-	2,938.8	-	-
期中の増加	-	0.8	-	5,618.4	96,860.9 ³
期中の減少	-	(8.2)	-	(1,843.6)	(9,540.4)
2016年3月31日現在残高	11,631.6	67.0	321,993.5	238,267.8	369,147.2

1. 収益及びその他準備金並びに損益勘定残高を含む。
2. 法定準備金、特別準備金、未実現投資準備金、資本準備金、外貨換算準備金、再評価準備金及び積立金を含む。
3. 固定資産に係る28,174.7百万インド・ルピーの再評価準備金を含む。

以下の表は、表示期間の損益勘定の変動を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年 3月31日	2015年 3月31日	2014年 3月31日
期首残高	198,278.7	145,475.6	103,294.6
期中の増加	101,799.6	122,468.7	110,413.7
配当案	(34,652.8)	(33,900.5)	(30,188.5)
期中の減少	(67,214.7)	(35,765.1)	(38,044.2)
期末残高	198,210.8	198,278.7	145,475.6

キャッシュ・フロー計算書は、IAS第7号―「キャッシュ・フロー計算書」の要件に従っている。

以下の表は、表示期間のキャッシュ・フロー計算書の補足情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
貸付金から株式への転換	7,988.7	6,084.4	3,591.9
利息支払額	348,634.8	321,169.5	287,917.7
利息及び配当金受取額	587,251.1	536,354.7	478,178.9

19. 金融商品の見積公正価値

当グループの金融商品には、非デリバティブ金融資産及び負債並びにデリバティブ商品が含まれる。一般に公正価値の見積りは主観的であり、金融商品の特性及び関連する市場情報に基づいて、ある一時点において行われる。入手可能な場合は、市場価格が用いられる。それ以外は、公正価値は、現在価値又はその他の評価方法を使用して見積られる。これらの方法は不確定要因を含んでおり、様々な金融商品、割引率、将来キャッシュ・フローの見積り、及びその他の要因のリスク特性に関連して使用される仮定及び判断によって重要な影響を受ける。仮定の変更は、これらの見積り及びその結果である公正価値に重要な影響を及ぼす可能性がある。導き出された公正価値の見積りは、必ずしも独立した市場との比較によって実証されるものではなく、多くの場合、即時の当該金融商品の販売によって実現されない可能性がある。

公正価値の見積りは、既存の金融商品に基づくものであり、予想将来取引の価値並びに金融商品ではない資産及び負債の価値に対する見積りは考慮しない。持分法に基づいて会計処理される投資、年金債務及びその他の退職後給付、法人所得税資産及び負債、有形固定資産、前払費用、コア預金無形資産及び特定の種類の個人向け貸付金に関連した顧客関係価値（特にクレジットカード・ポートフォリオ）並びにその他の無形資産といった特定の項目に関しては、公正価値の開示は要求されていない。したがって、表示された公正価値総額は基礎となる当グループの市場価値／フランチャイズ・バリューを表すことを意図しているわけではなく、またそれらを示すものとみなされるべきではない。さらに公正価値の見積りに使用した手法及び仮定に差異があるため、当グループの公正価値を他の金融機関の公正価値と比較すべきではない。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、当グループが使用した手法及び仮定は以下に記述されている。

現金及び銀行預け金並びに短期貸付金

ポートフォリオの大部分の金額の満期が3ヶ月未満であるため、貸借対照表に計上される帳簿価額は公正価値に近似している。

投資

投資の公正価値は、一般に市場価格又は割引キャッシュ・フローに基づいている。証券取引所で売買されない、及び市場が存在しない特定の債券及び持分投資に関する公正価値の見積りは、被投資会社の業績、財政状態及び財政見通しに関する経営陣のレビューに基づいている。

貸付金

コマーシャル・ローン及び個人向け貸付金の公正価値は、さまざまな貸付商品に適用されている現在の金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の貸付金の帳簿価額は、これらの貸付金が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該貸付金は、レベル3の金融商品に分類されている。

預金

満期が定められていない預金の帳簿価額は、公正価値と同等とみなされる。固定金利定期預金の公正価値は、預金商品に対して提示されている現行金利で約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。預金に関する公正価値の見積りには、他の資金調達方法と比較して低コストの預金債務による資金調達から生じた便益（コア預金無形資産）は含まれない。これらの金融商品の評価上、重要となる観察可能な市場データが用いられていないことから、当該預金は、レベル3の金融商品に分類されている。

借入金

当グループの負債の公正価値は、適切な金利及び信用スプレッドで将来の約定キャッシュ・フローを割引くことによって見積られる。特定のその他の借入金の帳簿価額は、これらの借入金が短期の特性を有しているため、公正価値に近似している。ロイター、ブルームバーグ及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手可能である金利、イールド・カーブ及び信用スプレッド等のインプットが用いられていることから、当該借入金は、レベル2の金融商品に分類されている。

以下の表は、表示期間の金融資産及び金融負債のカテゴリー別の公正価値を示している。

	2016年3月31日現在		2015年3月31日現在	
	帳簿価額	見積 公正価値	帳簿価額	見積 公正価値
(単位：百万インド・ルピー)				
金融資産				
現金及びインド準備銀行預け金	272,775.6	272,775.6	258,376.7	258,376.7
銀行預け金及び短期貸付金	377,584.1	377,584.1	217,995.0	217,995.0
投資	2,860,440.9	2,880,932.2	2,743,108.1	2,767,981.4
貸付金	4,937,291.1	4,905,872.1	4,384,901.0	4,389,633.6
その他の資産	547,789.2	547,789.2	541,041.3	541,041.3
合計	8,995,880.9	8,984,953.2	8,145,422.1	8,175,028.0
金融負債				
利付預金	3,907,384.8	3,940,052.4	3,354,955.8	3,377,294.7
無利子預金	603,389.2	603,389.2	504,596.7	504,596.7
借入金 ¹	2,203,776.6	2,244,173.3	2,112,520.0	2,169,240.4
その他の負債及び引当金	494,852.5	494,852.5	449,308.8	449,308.8
合計	7,209,403.1	7,282,467.4	6,421,381.3	6,500,440.6

1. 帳簿価額3,500.0百万インド・ルピーの優先株式（2015年3月31日：3,500.0百万インド・ルピー）を含む。

20. インドGAAP及び米国GAAPの相違

当グループの連結財務諸表はインドGAAPに準拠して作成されているが、インドGAAPは特定の重要な点において米国GAAPとは異なっている。

以下の表は、米国GAAPを適用することにより生じる連結純利益及び株主持分への重要な調整を要約したものである。

1. 純利益の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日に終了した年度		
		2016年	2015年	2014年
インドGAAPによる連結税引後利益				
(少数株主持分を除く) ¹		101,799.6	122,468.7	110,413.7
調整項目：				
貸倒引当金	(a)	(28,016.9)	(7,786.5)	(8,720.4)
企業結合	(b)	(414.7)	(680.9)	(776.8)
連結	(c)	3,043.1	(3,985.2)	(1,177.9)
負債証券及び持分証券の評価	(d)	(5,532.0)	(2,164.3)	(5,796.8)
手数料及び費用の償却	(e)	7,892.1	10,185.5	6,869.6
デリバティブの会計処理	(f)	123.3	(2,051.9)	382.1
報酬費用の会計処理	(g)	(3,585.0)	(2,741.4)	(2,193.8)
証券化の会計処理	(h)	(327.3)	(372.9)	(544.1)
繰延税金便益／(費用)	(i)	7,537.1	11,583.0	5,190.9
その他	(j)	(9,482.2)	(7,541.4)	(2,225.5)
すべての調整による影響額合計		(28,762.5)	(5,556.0)	(8,992.7)
ICICIバンク株主に帰属する米国GAAPによる純利益		73,037.1	116,912.7	101,421.0
非支配株主持分に帰属する米国GAAPによる純利益 ¹		1,596.1	1,212.7	887.5
米国GAAPによる純利益合計		74,633.2	118,125.4	102,308.5
基本的一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP (連結)		17.53	21.17	19.13
米国GAAP (連結)		12.58	20.21	17.57
希薄化後一株当たり利益(インド・ルピー)				
インドGAAP (連結)		17.41	20.94	19.03
米国GAAP (連結)		12.50	20.05	17.50

1. 少数株主持分に帰属するインドGAAPによる利益は7,469.3百万インド・ルピー (2015年3月31日：6,954.3百万インド・ルピー、2014年3月31日：6,357.5百万インド・ルピー)であった。

2. 株主持分の調整

(単位：百万インド・ルピー)	注記	3月31日現在	
		2016年	2015年
インドGAAPによる連結自己資本（少数株主持分を除く） ¹		941,107.1	847,045.4
調整項目：			
貸倒引当金	(a)	(41,842.7)	(13,825.8)
企業結合	(b)	29,737.5	30,152.2
連結	(c)	12,904.0	12,699.3
負債証券及び持分証券の評価	(d)	(980.8)	8,555.4
手数料及び費用の償却	(e)	1,328.3	(5,686.0)
デリバティブの会計処理	(f)	793.7	670.4
報酬費用の会計処理	(g)	-	-
証券化の会計処理	(h)	(1,058.9)	(481.0)
繰延税金	(i)	36,124.9	27,455.0
その他	(j)	(28,307.3)	(62.2)
配当案	(k)	31,868.9	31,730.2
すべての調整による影響額合計		40,567.6	91,207.5
米国GAAPによるICICIバンク株主持分		981,674.7	938,252.9
非支配株主持分 ¹		4,289.7	2,415.9
米国GAAPによる持分合計		985,964.4	940,668.8

1. 少数株主持分に帰属するインドGAAPによる自己資本（資本並びに準備金及び剰余金を表す）は33,556.4百万インド・ルピー（2015年3月31日現在：25,058.1百万インド・ルピー）であった。

a) 貸倒引当金

インドGAAPと米国GAAPとの間の貸倒引当金の差異は主として以下の理由による。

- i 貸出条件緩和資産に対する引当金（米国GAAPにおいては売却とみなされない資産再構築会社への特定の貸付金譲渡に係る引当金を含む）の計算に使用される割引率の差異。
- ii 米国GAAPにおいては、その他の減損貸付金に対する貸倒引当金は、FASB ASC Topic 450「偶発事象」及びFASB ASC Topic 310「債権」に従って設定される。また、インドGAAPにおいては、当行の不良貸付金に対してインド準備銀行のガイドラインで規定されている段階引当率（最低引当率の対象となる）に従って設定される。
- iii 正常債権のポートフォリオに対する貸倒引当金は、米国GAAPでは当該ポートフォリオに固有の予想損失に基づいて設定され、インドGAAPではインド準備銀行の引当基準に基づいて、当行の正常資産に対して設定される。

米国GAAPにおいては、減損貸付金のポートフォリオは、貸出条件緩和貸付金及びその他の減損貸付金に分類される。貸出条件緩和貸付金とは、その利息及び元本返済に関する条件が緩和され、FASB ASC Subtopic 310-40「債権者による不良債権のリストラクチャリング」で定義されている不良債権再構築に該当する貸付金を表す。その他の減損貸付金は、貸出条件緩和貸付金以外の貸付金を表し、FASB ASC Subtopic 310-10「債権一全体」の減損に該当するものである。

貸出条件緩和貸付金に対する引当金

インドGAAPにおいては、貸出条件緩和貸付金に対する貸倒引当金は、貸付金の条件緩和前と後の公正価値差額と同額でなければならない。貸出条件緩和前の貸付金の公正価値は、貸出条件緩和前の貸出金に課される現行の金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。貸出条件緩和後の貸付金の公正価値は、貸出金に課される条件緩和後の条件による金利及び元本からのキャッシュ・フローの現在価値として計算される。両方のキャッシュ・フローは、貸出条件緩和日の当行の基準金利（I-基準）に債務者区分に対する適切な期間プレミアム及び信用リスクプレミアムを加えた金利あるいはその他の適切な金利で割り引かれる。2015年7月2日以降に貸出条件が緩和された貸付金に関するキャッシュ・フローは、条件緩和前の貸付金に課されていた現行の金利で割り引かれる。緩和条件に従った履行ができない場合には、不良貸付金に適用される追加引当金が、貸出条件緩和後の貸付金に対して引き当てられる。

米国GAAPでは、貸出条件緩和貸付金に関する貸倒引当金は、予想キャッシュ・フローを当初の約定金利で割り引くことにより算出されるのに対し、インドGAAPでは、当初及び貸出条件緩和キャッシュ・フローを現在の見積貸出金利で割り引く。米国GAAPでは、不良債権再構築の一環として、将来金利の減免のために認識された引当金は、貸出条件緩和貸付金の完済までの期間にわたり貸倒引当金繰入額の減少項目として計上される。米国GAAPでは、緩和条件に従った履行ができない場合、予想キャッシュ・フローの現在価値に基づく追加引当金が、貸出条件緩和後の貸付金に対して引き当てられる。

インドGAAPでは、貸出条件緩和の対象となった貸付金は、債務者が最低1年間にわたり、契約条件に基づき返済する能力があることを証明した場合、当該貸付金は正常貸付金の区分に格上げされ、また債務者は適正自己資本の計算上正常貸付金／リスク加重に対する一般引当金が適用される正常先区分に再分類される。その1年間という期間は、緩和された貸出条件に基づく最長の支払猶予期間を含む与信枠の元本の最初の支払日か利息の最初の支払日のうちのいずれか遅い方から開始する。しかし、米国GAAPにおいて分類を上げるプロセスは基準に基づくものではなく、そのタイミングは個々の貸付金により異なる。

2008年に、RBIは債務の再編に係るガイドラインを発行したが、これは債務の再編において一定期間の利息を利息資金ターム・ローンにより調達した場合（これは契約上の満期スケジュールに基づいて返済される）の利息資金について扱っている。これらのガイドラインに沿って、当行はガイドラインの発行以降に債務が再編されたケースにつき、利払資金ターム・ローンを通じて貸し付けられた利息収益についてすべて引当を行っている。しかしながら、2015年度において、RBIは2008年のガイドラインより前に再編されたケースに関する未回収のFITL残高につき、類似の取扱いを要求した。上記を考慮して、また本件が過年度に関するため、インドGAAPでは、RBIの承認を得て、当行はガイドラインの発行より前に組成したFITL残高に対して全額を引当てるために、準備金に借方計上を行った。これらのFITLは、借り手が格上げされた2008年より前の再編に関連しており、その影響はFITLの契約上の満期時に返済されると解消される。米国GAAPでは、これらのFITLに対する引当金は、予想割引キャッシュ・フローに基づき設定される。

その他の減損貸付金に対する引当金

米国GAAPに基づきその他の減損と分類された貸付金に対する引当金に関する差異は、米国GAAPとインドGAAPとの間の貸付金が減損しているか否かの結論の違い及び貸倒引当金の計算方法の違いにより生じる。

インドGAAPでは、不良貸付金は要管理資産、貸倒懸念資産及び破綻資産の3つの区分に分類される。利息あるいは元本返済が90日以上延滞している貸付金は、要管理として分類される。すべての要管理貸付金に対して、15.0%の引当金が要求される。当初より無担保の貸付金に対してはさらに10.0%の引当金が要求される。12ヶ月以上要管理貸付金に分類されていた貸付金又は当行に供与された担保価値が毀損して貸付残高の50%を下回った場合には、貸倒懸念貸付金に分類される。貸倒懸念貸付金の無担保部分に関しては、100%引当又は償却が要求される。3年超の期間にわたり貸倒懸念に分類されている貸付金の有担保部分には100%の引当が要求され、3年間にわたり段階的に計上される。当行が計上しているリテール貸付金の不良債権引当金は、規制の最低要件を上回っている。貸付金の損失が特定される、あるいは貸付金が回収不能とみなされた場合には、破綻資産に分類される。破綻資産に分類された貸付金は、貸付金全額に対して償却あるいは引当てが要求される。2013年5月、インド準備銀行は貸付金の条件緩和に関する指針を改訂した。改訂された指針では、2015年4月1日以後に、元本または利息、あるいは元利金の返済を変更することで当行が条件緩和した貸付金は（インフラ・セクター及び非インフラ・セクターのプロジェクトの実施のために貸し付けられ、特定期間を上限として遅延している貸付金を除く）、インドGAAPでは不良貸付金として分類される。条件緩和貸付金の公正価値の減少に対する引当金に加え、当行は、これらの借り手に提供された貸付金全部に対して不良貸付金に適用される貸倒引当金を積み立てることが要求される。

米国GAAPでは、重要な個別の信用エクスポージャーを表す多額で、均一でないエクスポージャー（資金拠出済み及び未拠出の両方）は、個別に評価される。当該評価には、勘定処理、将来の見通し、返済実績及び財務成績を含む（ただし、これらに限らない）質的及び量的基準の両方の検討が含まれる。最新情報及び事象に基づいて、貸付契約の契約条件による期限到来時に当行が元本及び利息の約定返済を回収できない可能性が高い場合、貸付金は減損しているとみなされる。重要な個別の信用エクスポージャーの詳細なレビューに加えて、当行はまた、各項目の延滞状況に基づき当行の貸付金を分類する。元本あるいは利息が90日以上延滞している場合、貸付金の分類は減損として評価される。当行は、それぞれの減損した多額で、均一でないエクスポージャーに対して、予想将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保付貸付金の場合は担保の正味実現可能価額（売却費用控除後）のいずれかに基づき個別引当金を設定する。

消費者向け住宅ローン、割賦、リボルビング・クレジット及びその他の消費者向け貸付金を含む少額で同質な貸付金は、各貸付金の種類別ポートフォリオの総額レベルで減損評価が行われる。これらの貸付金に関する貸倒引当金は、過去の遅延及び貸倒実績を含む統計的分析に基づき、ポートフォリオに固有の予想損失の見積りを含む手続きを通して設定される。

インドGAAPでは、デリバティブ契約の満期又は解約に際し取引相手から受け取る金額が90日以内に回収できない場合には、当該金額をインド準備銀行のガイドラインに基づき、損益計算書を通じて戻し入れることが求められている。米国GAAPでは、これらの受取債権は、個別の信用エクスポージャーと同様に、要求される引当金額を特定するために分析される。

正常債権に対する引当金

米国GAAPでは、正常債権の貸倒引当金は、FASB Topic 450「偶発事象」に基づき設定されている。当行は、コマーシャル・ローンに対する引当金を債務不履行の確率及び債務不履行時の損失の内部見積り、並びに内部信用格付けにより決定される全体的なポートフォリオの質に基づいて見積る。債務不履行の確率および債務不履行による損失の内部見積りは、当行が観察した過去の不履行率及び回収実績を反映している。エクスポージャーの内部信用格付けは現在の経済状況及び関連するリスク要因を反映している。

インドGAAPでは、正常債権のポートフォリオに対する引当金は、インド準備銀行が公表したガイドラインに基づいている。正常資産には、以下の貸付金を除き、すべて一律に0.4%の引当率が適用される。

- ・ 農業及び中小・零細企業セクターに対する農業貸付。この貸付金には0.25%の引当率が適用される。
- ・ 商業用住宅不動産及び非住宅不動産セクターに対する貸付金。この貸付金にはそれぞれ0.75%及び1.0%の引当率が適用される。

2011年5月、インド準備銀行は貸出条件緩和日から最初の2年間において貸出条件緩和債権の正常資産引当率を2.0%に引き上げた。利息/元本の支払が一時停止されている貸出条件緩和債権は、一時停止期間及びその後2年は2.0%の正常資産引当率となる。以前に不良貸付金として分類された貸出条件緩和債権が正常貸付金の分類へ戻される場合、分類を上げた日から年間2.0%の引き当てを行う。2012年11月、インド準備銀行は、貸出条件緩和債権に対する正常資産引当率を2.00%から2.75%に引き上げた。2013年6月1日より後に貸出条件の緩和が行われた正常資産の引当率は、5.0%に引き上げられた。2013年6月1日より前に貸出条件の緩和が行われた正常資産に必要となる引当率は、2014年3月31日からは3.5%に引き上げられ、さらに2015年3月31日からは4.25%、2016年3月31日からは5.0%に引き上げられることになった。

インド準備銀行が発表したガイダンスに従い、ヘッジされていない外貨エクスポージャーを持つ事業体に対する残高について、2014年4月1日から、0.0%～0.80%の追加引当金が計上されている。この引当金の幅は、当該事業体の利息・減価償却・リース料控除前の利益に対するヘッジされていない外貨エクスポージャーによる損失可能性の率に基づいている。

インドGAAPにおいて、インド準備銀行のガイドラインは、資産が償却される条件を指定していない。当行には、不良貸付金を貸倒引当金に対して償却する内部方針がある。住宅ローンを含む貸付金は、通常、債務者特有の将来の回収可能性の評価に基づき、残高が回収不能であると当行が結論した際に貸倒引当金に対して償却される。当行は、担保の実現可能価額、当行の過去の回収努力の結果、法的手段を通じた回収可能性及び和解による回収可能性に基づき残高の回収可能性を評価する。住宅ローン以外の少額の同質な貸付金は、通常、以下の所定の支払遅延期間後に引当金に対して償却される。

- ・ 二輪車ローン：継続する1年間の遅延
- ・ 無担保の少額個人向けローン：継続する1年間の遅延
- ・ クレジットカード債権及び無担保個人向け貸付金：継続する3年間の遅延
- ・ その他の個人向けローン：継続する5年間の遅延

同じ基準が、米国GAAPにおける減損貸付金の償却に対して用いられている。

当グループは不良資産処理戦略の一環として、特定の貸付金を、資産再構築会社が管理する債務者別基金・信託へ譲渡し、当該基金・信託から有価証券証書の発行を受けた。当該基金・信託は、インドで施行された債権回収法令に基づき資産再構築会社が設定したもので、債権者の持分を統合し、また債権者による担保権行使を迅速化することにより、銀行の不良資産からの回収状況を改善することを目的としている。インドGAAPのもとでは、当該譲渡は売却として認識されるが、米国GAAPではこれらの譲渡は以下の理由により売却としては認識されない。

- ・ 特定の譲渡は、当行が譲渡においてリスク及び経済価値を留保しているためFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」では、売却としてみなされない。
- ・ 特定の譲渡はFASB ASC Subtopic 810-10「連結—全体」の影響を受ける。これらの貸付金の譲渡先である当該基金・信託はASC Subtopic 810-10で定義されている変動持分事業体に該当する。当行は特定の基金・信託の「主たる受益者」であるため、米国GAAPではこれらの事業体を連結することが要求される。

以下の表は、表示期間における調整項目に係るインドGAAPと米国GAAPの貸倒引当金総額の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー) 調整項目	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
米国GAAPのもとで不良債権再構築として分類された貸付金に対する引当金による差異（資産再構築会社への譲渡貸付金に対する引当金を含む）	(23,023.6)	(3,841.8)	14.4
米国GAAPのもとでその他の減損として分類された貸付金に対する引当金による差異 ¹	(44,630.8)	(2,485.5)	(5,946.3)
正常資産に対して設定された引当金による差異	3,637.5	(1,459.2)	(2,788.5)
インドGAAPの集合的偶発損失及び関連する準備金による差異	36,000.0	-	-
貸倒引当金の差異合計	(28,016.9)	(7,786.5)	(8,720.4)

1. 少額の同質な貸付金に対する貸倒引当金を含む。

上記の説明のとおり、インドGAAPと米国GAAPにおける貸倒引当金の計算方法の違いにより、当該損失の認識に一時差異が生じる。

上記の期間において、米国GAAPに基づく不良債権再構築貸付金及びその他の減損貸付金の引当金総額は、インドGAAPを上回っている。これは主にインドGAAPと比較すると、米国GAAPでは不良債権が多額に増加し、商業貸付金の不良債権に対する引当金が高いことが原因である。2016年度には、米国GAAPに基づく不良債権再構築貸付金及びその他の減損貸付金の引当金総額は、インドGAAPを大幅に上回っている。これは主にインドGAAPと比較すると、米国GAAPでは減損債権が大幅に増加したことが原因である。さらに、上記の通り、インドGAAPと米国GAAP間の引当金の測定方法の差異も引当金に影響を及ぼした。

2016年3月31日現在、インドGAAPによる正常貸付金に対する引当金は、2015年3月31日と比較すると増加した。しかし、2016年3月31日現在の米国GAAPによる正常貸付金に対する引当金は、米国GAAPにおける正常貸付金の悪化による減損貸付金への分類が増加したために、2015年3月31日現在と同じような水準にとどまった。このことが、インドGAAPと比較すると、米国GAAPにおいて2016年3月31日に終了した年度に有益な影響をもたらした。

経済環境の世界的な悪化、商品サイクルにおける急速な下落、国内経済の回復の遅れ及び高いレバレッジにより、一部のセクターにおいては不透明な状況にある。影響を受けている主要セクターは、鉄鋼、採鉱、電力、掘削装置及びセメントである。これらセクターの不安定性に対する見解及びエクスポージャーの解消に要する時間に鑑み、当行は2016年3月31日に終了した年度のインドGAAPにおいて36,000.0百万インド・ルピーの集合的偶発債務関連準備金を計上した。この計上は、これらセクター及び一部のプロモーター企業（基礎の一部がこれらセクターに連動する企業）の当該エクスポージャーに対するものである。当該引当金は、インド準備銀行のガイドラインで義務づけられている不良債権及び貸出条件緩和債権の引当金の金額を超過しているが、備えとしてインド準備銀行のガイドライン及びインドGAAPにより容認されている。米国GAAPでは、これらのセクターのエクスポージャーに対して計上された集合的偶発事象及び関連準備金はないが、これらのエクスポージャーは個別に減損評価される。貸倒引当金は減損が識別されたエクスポージャーに関する予想キャッシュ・フローの現在価値を基礎に計上され、「米国GAAPにおいて不良債権再構築として分類された貸付金に対する引当金に関する差異（資産再構築会社に譲渡した貸付金に対する引当金を含む）」及び「米国GAAPのもとでその他の減損として分類された貸付金に対する引当金による差異」の項目に含まれている。

株主持分の調整表に示すとおり、2016年3月31日現在の米国GAAPに基づく引当金累計額は、インドGAAPに基づく引当金累計額を引き続き上回っている。

b) 企業結合

企業結合により生じる差異は主として以下の理由による。

- i) 会計上の取得会社の決定
- ii) 無形資産の会計処理

米国GAAPでは、ICICIバンク・リミテッドとICICIリミテッドの合併は2003年度に逆取得として会計処理された。これは、ICICIバンク・リミテッドが当該合併における法的な取得会社であるが、会計上はICICIリミテッドが取得会社として認識されたことを意味する。買収日において、ICICIリミテッドはICICIバンク・リミテッドの持分46%を所有していた。したがって、残りの持分54%の取得は段階的取得として会計処理された。インドGAAPにおいては、ICICIバンク・リミテッドが法的及び会計上の取得会社として認識され、ICICIリミテッドの資産及び負債は、パーチェス法の会計処理に従って、ICICIバンク・リミテッドの帳簿に合併された。さらに米国GAAPでは、合併の結果、のれん及び無形資産が発生したが、インドGAAPでは、合併により資本準備金（負ののれん）が発生し、これは合併計画に従い収益及びその他準備金として会計処理された。

2011年度において、ICICIバンクはバンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドを普通株式の交換により取得した。バンク・オブ・ラジャスタン・リミテッドの取得は、インドGAAPに基づき、インド準備銀行が承認した合併計画に従って会計処理されている。インドGAAPにおける購入対価は、発行済普通株式の払込価値に基づき341.8百万インド・ルピーに決定された。米国GAAPにおける購入対価は、ASC Topic 805「企業結合」に基づき譲渡された合計対価の公正価値32,929.6百万インド・ルピーに決定された。この影響及び企業結合会計に関する重要でないその他の要素のいくつかにより、2011年度のバンク・オブ・ラジャスタン取得の企業結合会計における株主持分の調整による差異調整が32,682.7百万インド・ルピー増加した。米国GAAPではASC 805「企業結合」及びFASB ASC Topic 350「無形資産－のれん及びその他の無形資産」により、のれん27,120.9百万インド・ルピー及び耐用年数のある無形資産3,898.0百万インド・ルピーが計上されている。インドGAAPでは、インド準備銀行が承認した合併計画に従いのれん及び無形資産は認識されなかった。

さらに当グループが実施したその他の特定の取得は、インドGAAPでは主に持分プーリング法及びインド準備銀行が承認した合併計画に従い会計処理しているためにのれん及び無形資産は発生していない。しかし米国GAAPでは、FASB ASC Topic 805「企業結合」に従い、のれんが計上されている。

米国GAAPにおいては、ASC Topic 350の適用の後、当グループはのれん及び不確定の耐用年数を持つ無形資産について、償却する代わりに少なくとも年次で減損テストを実施している。ASC Topic 350に基づく年次減損テストでは、2016年度において減損損失の兆候はない。

米国GAAPでは、耐用年数が有限とされた無形資産は各年度において享受される経済便益に応じて、見積耐用年数にわたり償却される。

以下の表は無形資産の見積耐用年数を示している。

	年数
顧客関連無形資産	10
コア預金	2－5
オペレーティング・リース	7

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの企業結合の会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
無形資産の償却	(182.3)	(490.3)	(848.3)
その他	(232.4)	(190.6)	71.5
企業結合の差異合計	(414.7)	(680.9)	(776.8)

c) 連結

連結による差異は主として以下の理由による。

1. 保険子会社の連結
2. 持分法適用関連会社及び過半数所有子会社、及び
3. 変動持分事業体の連結

インドGAAPでは、企業の議決権の過半数を所有するか、もしくは取締役会（会社の場合）又は統治組織（会社以外の事業体の場合）の支配権を有する場合にのみ、連結が要求される。

インドGAAPでは、保険子会社（ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）は完全に連結されている。一方、米国GAAPでは、ASC Subtopic 810-10に定義されている実質的な参加権を少数株主が保有しているため、これらの子会社は持分法によって会計処理されている。

以下の表は、表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの連結の会計処理から生じた純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
米国GAAPによる保険子会社の利益／（損失）	22,716.1	19,842.7	19,175.2
控除：インドGAAPによる保険子会社の利益／（損失）	21,576.0	21,700.1	20,769.5
保険子会社の正味調整差異⁽¹⁾	1,140.1	(1,857.4)	(1,594.3)
当グループに帰属する保険子会社からの利益／（損失） ⁽²⁾	816.9	(1,362.2)	(1,164.3)
持分法適用関連会社及び過半数所有子会社からの利益／（損失）	2,339.0	(2,526.4)	(1,609.4)
変動持分事業体及び特別目的事業体の連結による利益／（損失） ⁽³⁾	(112.8)	(96.6)	1,595.8
連結の差異合計	3,043.1	(3,985.2)	(1,177.9)

1. 以下で個別に記載されている生命保険及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの利益／（損失）における差異の合計を示している。
2. 「保険子会社の正味差異調整」における利益／（損失）の当グループ持分を示しており、非支配株主持分保有者の持分は除く。当グループは、当該保険子会社を部分的（すべてではない）に所有している。そのため、「保険子会社の正味差異調整」の一部のみが当グループに帰属し、残りは非支配持分保有者に帰属する。「当グループに帰属する保険子会社からの利益／（損失）」は、当グループに帰属する持分で構成される。生命保険及び損害保険子会社のインドGAAPと米国GAAPの重要な差異に関する調整項目は、個別に以下に記載されている。
3. 非支配株主持分保有者に帰属する金額を含まない。

生命保険子会社

生命保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPとの重要な差異は、主として以下の理由による。

i) 法定準備金及び未分配契約者剰余金の差異（繰延獲得費用の償却控除後）

法定準備金

インドGAAPに基づく準備金は、インド保険規制開発当局の要件及びインド数理協会の実務基準に従って計上されている。したがって、当該準備金は総額保険料法を用いて算定される（準備金は、利益配当を含む将来給付額の現在価値及び間接費を含む費用の現在価値から保険契約者によって将来支払われる保険料総額の現在価値を差し引いた金額として計算される）。使用される割引率は保守的な基準であり、毎事業年度末に変更される。米国GAAPに基づく準備金は、米国GAAPで規定された評価基準に従い修正純額保険料法を用いて評価される。当該債務は、米国GAAPに基づき、責任準備金（給付準備金及び契約維持費用準備金が含まれる）及び繰延保険料債務の2つの部分から構成されている。

給付準備金は、保証給付金の現在価値から給付に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。契約維持費用準備金は、契約維持費用の現在価値から維持に係る正味保険料の現在価値を差し引いた金額として計算される。繰延保険料債務は、ASC Topic 944-40-25-28に準拠して保険料支払期間が保険期間より短い商品に関して計上されており、これにより全保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。非ユニット・リンク商品に使用される割引率は、不利な変動に備えた最善の見積りでロック・イン基準によるもので、仮定は事業年度中に販売された新規契約に限り各事業年度末に変更される。ユニット・リンク商品では、最終費用に対する当初費用の超過分を前受収益として計上することにより、保険期間にわたり損益を発生させることを可能にしている。使用される割引率は、最善の見積りに基づき、各事業年度末に変更される。

未分配契約者剰余金

未分配契約者剰余金とは、米国GAAPの要件に従って保険契約者の参加商品のために積み立てられる金額を表す。

繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は発生年度の収益勘定に計上されるが、米国GAAPでは、保険期間にわたり繰り延べられる。ASC Topic「金融サービス—保険」に従い、繰延獲得費用は従来型の保険商品の保険料の収益計上に対して均等に償却され、ユニット・リンク及びユニバーサル生命保険商品は見積総利益（以下「EGP」という。）に基づいて償却される。したがって、会計基準更新書2010—26にて定められている、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する特定の獲得費用のみを繰り延べることができる。

ii) 失効契約に対する保険準備金

米国GAAPでは、過年度に設定された特定の失効契約に関する保険準備金は損益計算書に戻し入れられる。インドGAAPでは、このような保険準備金の戻し入れは、貸借対照表項目である将来配賦される資金として計上される。復活可能期間の終了後、将来配賦資金は、アポインテッド・アクチュアリーの見解により損益勘定に計上される。

iii) 報酬費用

従業員ストック・オプションの会計処理

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源の価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、公正価値法により会計処理される。

退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益はすべて発生年度の損益計算書の適切な勘定に計上することにより、当該年度において当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

iv) 拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）

インドGAAPでは、投資はインド保険規制開発当局のガイドラインに従って会計処理される。当ガイドラインは関連する事業を例外として、収益勘定を通じて未実現利益を計上することを認めていない。米国GAAPでは、FASB ASC Topic 320「投資－負債及び持分証券」の要件に従い、売買目的保有に分類された投資に係る未実現損益は収益勘定に計上される。

v) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として以下の理由による。

i) すべての米国GAAPの調整に関する税効果

ii) インドGAAPでは、繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて認識されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて認識される。

以下の表は、生命保険子会社の表示期間におけるインドGAAPと米国GAAPの重要な差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
インドGAAPによる利益／（損失）	16,501.5	16,343.9	15,655.9
以下の項目に関する調整：			
法定準備金及び未分配契約者剰余金の差異（繰延獲得費用の償却控除後）	2,895.1	(7,119.2)	3,708.6
失効契約に対する保険準備金	131.6	(279.4)	(1,304.1)
報酬費用	107.6	(80.1)	33.6
拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）	(1,627.7)	7,732.5	(1,397.0)
繰延税金	(120.8)	(741.7)	(141.1)
その他	(33.0)	(32.8)	(3.0)
米国GAAPによる利益／（損失）	17,854.3	15,823.2	16,552.9

米国GAAPにおいて、2016年度の拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）は、(1,627.7)百万インド・ルピーであったが、これは主に2016年度においてインドの株式市場が低迷したことによる。この損失の結果、2015年度と比較すると、2016年度の米国GAAPでの未分配契約者剰余金負債が減少した。米国GAAPでは、2016年度の未分配保険契約者剰余金の変動の結果、利益が1,526.8百万インド・ルピー高くなった。

米国GAAPにおいて、2015年度の拠出資金のトレーディング・ポートフォリオに係る未実現利益／（損失）は、7,732.5百万インド・ルピーであったが、これは主に2015年度においてインドの株式市場の状況が改善したためである。この利益により、2016年度の米国GAAPにおける未分配保険契約者剰余金負債は2014年度と比較して高くなった。米国GAAPでは、2015年度の未分配保険契約者剰余金の変動の結果、利益が4,692.6百万インド・ルピー低くなった。

以下の表は、表示期間における生命保険子会社の純利益調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
貸借対照表日において適用される有効な実効税率	(52.9)	-	(96.4)
インドGAAPから米国GAAPへの全調整に対する税効果	(67.9)	(741.7)	(44.7)
繰延税金の差異合計	(120.8)	(741.7)	(141.1)

損害保険子会社

損害保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPとの重要な差異は、主として以下の理由による。

i) 再保険料

インドGAAPでは、特定の指針が存在しないため、出再された事業に係る再保険料はリスクが移転した年度に収益として認識される。米国GAAPでは、獲得費用の回収を示す再保険契約による収入は、正味獲得費用が資産化され純利益への認識に応じて費用計上される様に、未償却獲得費用から減額される。

ii) 繰延獲得費用の償却

インドGAAPでは、獲得費用は発生年度において収益勘定に費用計上されるが、これに対して米国GAAPでは、ASC Topic 944「金融サービス—保険」に従い資産化され、保険料収益の認識に応じて費用計上される。したがって、会計基準更新書2010—26にて定められている、成約に至った保険契約の獲得及び保険契約更新に直接関連する特定の獲得費用のみを繰り延べることができる。

iii) 保険料欠損金

インドGAAPでは、見積保険金費用、関連費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に保険料欠損金が認識される。インドGAAPでは、事業部門を「火災」、「海上」、「その他」セグメントに分けて保険料欠損金を評価する（2015年度までは、保険料欠損金は、会社レベルで評価されていた）。米国GAAPでは、保険料欠損金は事業部門ごとに評価され、見積保険金費用並びに損害査定費用、予想契約者配当金、未償却獲得費用及び契約維持費用の合計額が関連する未経過保険料を超過する場合に、収益勘定で認識される。

保険料欠損金は、先ず欠損額を補填するために必要な金額の未償却獲得費用を費用計上することにより認識される。保険料欠損金が未償却獲得費用を上回る場合は、当該超過額に対する負債を計上する必要がある。

iv) 報酬費用

従業員ストック・オプションの会計処理

インドGAAPでは、株式報酬費用は本源的価値法を用いて会計処理されるが、これに対して米国GAAPでは、FASB ASC Topic 718「報酬—株式による報酬」の規定に基づいて公正価値法により会計処理される。

退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益は発生年度の損益計算書の適切な勘定に貸方／借方計上することにより、すべて当該年度において当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

v) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として以下の理由による。

- i すべての米国GAAPの調整に関する税効果
- ii インドGAAPでは、繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて計上されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて認識される。
- iii インドGAAPでは、有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金資産は、そのような資産の実現がほぼ確実である場合にのみ認識されるが、米国GAAPでは実現可能性基準に基づいて認識される。

以下の表は、表示期間における損害保険子会社に関するインドGAAPと米国GAAPの重要な差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
インドGAAPによる利益	5,074.5	5,356.1	5,113.6
以下の項目に関する調整：			
再保険料	(985.8)	(1,886.1)	(1,419.8)
繰延獲得費用の償却	540.9	365.5	348.0
保険料欠損金	-	-	17.3
報酬費用	(15.1)	(7.3)	(39.7)
繰延税金	174.0	229.1	(1,426.7)
その他	73.3	(37.8)	29.6
米国GAAPによる利益/（損失）	4,861.8	4,019.5	2,622.3

以下の表は、表示期間における損害保険子会社の純利益調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
貸借対照表日に適用される有効な実効税率	48.8	(7.5)	157.1
有税の償却または繰越損失にかかる繰延税金	-	(276.8)	(1,597.1)
インドGAAPから米国GAAPへの全調整に対する税効果	125.2	513.4	13.3
繰延税金の差異合計	174.0	229.1	(1,426.7)

インドGAAPにおいて当グループは、投資が一時的である特定の企業を連結していない。しかしながら、米国GAAPでは、このような事業体は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結—全般」に準拠して連結されている。インドGAAPでは、3iインフォテック・リミテッドへの投資は、持分法で会計処理されていなかった。これは、債務整理の取決めにによって3iインフォテック・リミテッドは長期にわたり3iインフォテック・リミテッドから投資家への資金分配が不能になるという厳格な制約を受けていること、及び当グループは将来的に3iインフォテック・リミテッドへの出資を20%未満に縮小するという継続的な意思を有していることによるものである。しかしながら、米国GAAPでは、この企業は、2015年度までFASB ASC Subtopic 323-10「投資—持分法及びジョイント・ベンチャー」に従って持分法適用関連会社として会計処理されていた。2016年度において、当グループは3iインフォテック・リミテッドの保有株式を売却したため、2016年3月31日現在の保有株式合計は5.0%以下となった。したがって、2016年度において、当グループは米国GAAPでは、3iインフォテック・リミテッドを関連会社として会計処理することを中止した結果、連結財務書類において3iインフォテック・リミテッドに対する過年度の損失の戻入れによる純利益2,327.1百万インド・ルピーを認識した。2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度の米国GAAPに基づく3iインフォテック・リミテッドに対する損失は、それぞれ2,671.6百万インド・ルピー及び1,176.5百万インド・ルピーであった。

変動持分事業体（以下「VIE」という。）の連結による利益／（損失）

当行はFASB ASC Subtopic 810-10「連結—全体」を適用し、特定の変動持分事業体を連結した。当行は、2010年4月1日のFAS第167号（ASC 810-10に編纂されている）の適用により証券化取引に使用された一部の適格特別目的事業体を連結している。連結によりQSPEの資産は、当行の貸付金ポートフォリオに組み込まれ、投資家からの受領額は、借入金として会計処理された。米国GAAPでは、当行は見積り損失に基づきこれらの貸付金に対する貸倒引当金を計上する。

インドGAAPでは、証券化資産は当行の帳簿から認識が中止される。そのため、2006年2月1日より前に締結された証券化取引について当行は、証券化時における証券化利益又は損失を計上しなかった。しかしながら、証券化のためのインド準備銀行のガイドラインに従って、2006年2月1日後に締結された証券化取引について、当行は証券化時に損失を直ちに計上し、利益はQSPEにより発行された又はQSPEにより発行される証券の期間にわたり償却した。当行はまた、証券化資産の債務不履行に対して信用補完をQSPEに提供する。2006年2月1日より有効なインドGAAPにより、損失の認識は、QSPEに対して供された信用補完の利用範囲に基づいている。

当行の証券化取引の会計処理におけるこれらの違いにより、利益の認識及び貸倒引当金の認識のタイミングは、米国GAAPとインドGAAPにおいて異なる。証券化会計に関するインドGAAPと米国GAAPとの差異により、インドGAAPと比較して、米国GAAPでは2015年度において101.4百万インド・ルピーの損失、2016年度において142.1百万インド・ルピーの利益となった。

さらに、当行はインド企業が発行した外貨建転換社債（以下「FCCB」という。）を流通市場で購入するため、契約条件に基づき、海外事業体に貸付金を提供している。当該事業体は、インドGAAPでは連結対象ではない。米国GAAPでは、当該事業体はVIEとして連結対象となる。当行はインドGAAPに基づき当該VIEに対する貸付金について貸倒引当金を計上した。会計方針の違いにより、インドGAAPと比較すると、2016年3月31日及び2015年3月31日に終了した年度の米国GAAPでは、254.9百万インド・ルピーの純損失及び4.8百万インド・ルピーの純利益となった。

d) 負債証券及び持分証券の評価

インドGAAPでは、売買目的保有及び売却可能有価証券の未実現損失は損益計算書に計上される。インドGAAPでは、カテゴリー別の投資の正味未実現利益は計上されていない。米国GAAPでは、トレーディング資産に係る未実現損益は損益計算書に認識され、「売却可能」として分類された有価証券（インドGAAPにおいては「満期保有」に分類されるすべての有価証券を含む）に係る未実現損益は株主持分の部にその他の包括利益累計額として認識されるが、一時的でない減損として特定され損益計算書で認識された有価証券の未実現損失は除かれる。

インドGAAPでは、ベンチャー・キャピタル子会社の投資に係る未実現損益は、準備金及び剰余金に振り替えられる。米国GAAPでは、ベンチャー・キャピタル子会社の投資に係る未実現損益は損益計算書で認識される。

インドGAAPでは、外貨建て負債証券の換算による影響額は損益計算書に計上される。また、米国GAAPでは、ヘッジされていない外貨建て「売却可能」負債証券の換算による影響額は、その他の包括利益に計上される。

インドGAAPでは、満期保有の固定利付証券の額面を超えるプレミアムは、満期までの残存期間にわたり、実効利回りが常に一定となるように、変動利付証券については定額法によりそれぞれ償却される。売却可能カテゴリーに分類された国債に対する固定利付投資の額面を超えるプレミアムは満期までの残存期間にわたり利回りが常に一定となるように、変動利付投資については定額法によりそれぞれ償却される。米国GAAPにおける利息法に基づく収益は、満期までの残存期間にわたり、実効金利法で負債証券の額面金額に対するプレミアム／ディスカウントを償却／未収計上することによって算定される。

2016年度において、インド準備銀行は、戦略的な負債の再構築に関するガイドラインを発表した。当ガイドラインでは、負債の株式への転換及び銀行による借り手の保有持分の取得が容認されている。インド準備銀行は、銀行がこれらの事業体を連結することを免除している。米国GAAPでは、これらの事業体は持分関連会社とみなされる。当行は、ASC Topic 825「金融商品」に基づき、これらの持分事業体について公正価値オプションを選択している。したがって、貸付金及び株式持分の公正価値の変動は、損益計算書を通じて会計処理される。

以下の表は、表示期間における負債証券及び持分証券の評価に係るインドGAAPと米国GAAPの会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
売買目的保有及び売却可能有価証券の時価会計における差異の影響	5,135.6	1,142.2	(1,535.2)
米国GAAPにおけるAFS証券の一時的でない減損	(6,676.2)	(3,759.6)	(2,315.3)
インドGAAPに基づいて準備金及び剰余金に計上されるベンチャー・ファンドの未実現利益／損失（米国GAAPでは、純利益に計上されている）	(110.4)	(122.4)	(119.9)
インドGAAPに基づいて損益計算書に計上されるヘッジされていない外貨建てAFS負債証券の換算による影響（米国GAAPでは、その他の包括利益に計上されている）	(1,151.9)	379.1	(2,491.7)
その他	(2,729.1)	196.4	665.3
合計	(5,532.0)	(2,164.3)	(5,796.8)

e) 手数料及び費用の償却

貸付金組成手数料及び費用

米国GAAPでは、貸付金組成手数料（特定費用控除後）は、貸付金の利回りの調整として貸付金の満期までの期間にわたり償却される。ただし、インドGAAPでは、貸付金組成手数料は取引開始時に会計処理される。また、インドGAAPでは、直接販売代理店に支払った手数料などの貸付金組成手数料は発生した年度に費用計上される。

退職給付費用

インドGAAPでは、保険数理上の損益はすべて発生年度の損益計算書の適切な勘定に計上することにより、当該企業の貸借対照表に認識される。米国GAAPでは、保険数理上の損益はその他の包括利益に計上されている。その後、その他の包括利益に計上された保険数理上の累計損益のうち、10%回廊の超過分については損益計算書を通して償却される。さらに、給付債務を算出するための割引率は、インドGAAPでは国債の利回りに連動するが、米国GAAPでは質の高い債券の利回りと連動している。

以下の表は、表示期間における手数料及び費用の償却に係るインドGAAPと米国GAAPの会計処理から生じる純利益の差異を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
貸付金組成手数料及び費用	7,034.8	8,141.9	6,766.1
退職給付費用	965.5	2,350.9	268.0
その他費用の償却	(108.2)	(307.3)	(164.5)
手数料及び費用の償却の差異合計	7,892.1	10,185.5	6,869.6

米国GAAPによる貸付金組成手数料及び費用の償却の結果、インドGAAPと比較して利益が2016年度は7,034.8百万インド・ルピー、2015年度は8,141.9百万インド・ルピー、2014年度は6,766.1百万インド・ルピー高くなっているが、これは、主に消費者向け貸付金の直接組成手数料が高かったこと、及び商業貸付金の過年度の未償却手数料の償却の増加によるものである。

f) デリバティブの会計処理

インドGAAPにおいては、一部のオン・バランス・シートの資産及び負債に係る金利及び為替レートリスクはスワップ契約によってヘッジされている。このようなデリバティブ商品の影響は原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に従って会計処理されている。ヘッジ対象となるスワップは、在外銀行子会社の場合を除き、発生主義により会計処理されている。在外銀行子会社においては、ヘッジ取引及びヘッジ対象（ヘッジ対象となるリスク）は公正価値で測定され、その変動は損益計算書で認識されている。その他すべての未決済の為替予約契約は再評価され、その損益は損益計算書で認識されている。

米国GAAPでは、当グループはデリバティブ取引を、FASB ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の規定に従い会計処理している。したがって、インドGAAPではヘッジとして分類される特定のデリバティブ契約は米国GAAPではヘッジとみなされず、売買目的デリバティブとして会計処理され、公正価値の変動は損益計算書に認識される。

米国GAAPにおいて当グループは、特定のデリバティブをASC Topic 815に基づき特定の利付資産及び負債の公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定している。ヘッジ取引の開始時点において、当グループはヘッジ関係及びヘッジの実施に関するリスク管理目的及び戦略について正式に文書化している。当該プロセスには、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ対象リスク、並びにヘッジの有効性の評価方法及び非有効性の測定方法の特定が含まれている。さらに当グループは、ヘッジ取引において使用されているデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を極めて有効に相殺しているかどうか、及び将来においてもその効果が継続すると見込まれるかどうかについて、ヘッジの開始時及び継続的に評価を行っている。当グループはヘッジ手段の有効性について開始時及び四半期ごとに継続的に評価を実施している。ヘッジ手段及びヘッジ対象双方の公正価値の変動による影響は、損益計算書に計上されている。当グループはまた、ASC Topic 815に準拠して会計処理されている海外事業への特定の当初正味投資について、特定の先物契約をヘッジ手段として指定している。

g) 報酬費用の会計処理

FASB ASC Topic 718「報酬－株式による報酬」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬（従業員ストック・オプションを含む）を損益計算書において公正価値で認識することが要求される。インドGAAPのもとで、当グループは本源的价值法に従って株式に基づく報酬制度を会計処理している。報酬費用は、基礎となる株式の付与日における公正市場価格が行使価格を超過する部分として測定される。当グループは、従業員ストック・オプションに係る報酬費用に対して繰延税金を計上していない。

h) 証券化の会計処理

米国GAAPでは、当グループは証券化ローンの売却益を売却時にFASB ASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」に従って会計処理している。ASC Topic 860に従い、金融資産の売却による損益のすべては売却時に損益計算書に計上される。インドGAAPでは、2006年2月1日以降、貸出債権の証券化により生じる純利益は、資産の売却先である特別目的事業体が発行した、あるいは発行する予定である有価証券の有効期間にわたり計上される。2012年5月7日より、証券化による利益／プレミアムは、インド準備銀行により規定された手法に基づき取引期間にわたり償却される。貸出債権の売却、証券化及び直接譲渡から生じる純損失は売却時に認識される。さらに、当行のカナダの子会社による住宅ローンの証券化取引は、認識の中止の要件を満たしていないため、インドGAAPでは売買取引としてみなされない。米国GAAPでは、これらの証券化取引はASC Topic 860「譲渡及びサービス業務」における認識中止基準を満たすため譲渡として会計処理されている。

2010年4月1日のFAS第166号の適用後、インドGAAPでは証券化取引に該当する特定の取引は、米国GAAPでは証券化に該当しない。注記21(a)「証券化及び変動持分事業体」を参照のこと。

i) 繰延税金

繰延税金の会計処理による差異は主として、インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果、米国GAAPでは子会社及び関連会社の未分配利益に対して繰延税金が認識されるが、インドGAAPでは子会社及び関連会社の未分配利益に対して繰延税金を認識することは要求されていないこと、またインドGAAPでは繰延税金資産又は負債は実質的な適用税率に基づいて認識されるが、米国GAAPでは貸借対照表日に有効な税率に基づいて計上されるという理由により生じる。

当行は当期税金を支払い、インドGAAPに基づき外国支店に関する外貨換算準備金について繰延税金資産を設定した。米国GAAPでは、当期税金が発生している外国支店の未分配利益に関して、繰延税金は認識されない。

インドGAAPでは、有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金資産は、そのような資産の実現がほぼ確実である場合にのみ認識されるが、米国GAAPでは実現可能性に基づいて認識される。

当行及び住宅金融子会社は、1961年法人税法に基づく税務上の便益の為に、利益処分を通じて特別準備金を計上している。この税務上の便益は、将来期間に特別準備金から資金が引き出された場合に解消される。当グループはこの特別準備金から引出しを行うことを予定していないため、課税所得と会計上の利益との間に事実上一時差異はないと考えたことから、この特別準備金について繰延税金負債を認識することはなかった。2014年度に、インド準備銀行は、インドGAAPに基づき特別準備金の残高に対して繰延税金負債を認識するようインドの全銀行に勧告した。インド準備銀行はまた、銀行が2013年3月31日現在の特別準備金勘定の残高に準備金を通じて繰延税金負債を認識すること、および2013年4月1日より後に損益計算書を通じて特別準備金に振り替えることで繰延税金負債を認識することを容認した。さらに2015年度に、ナショナル・ハウジング・ボードは、インドGAAPに基づく特別準備金の残高に関して繰延税金負債を認識するようインドの全住宅金融会社に勧告した。ナショナル・ハウジング・ボードはまた、住宅金融会社が、2014年3月31日現在の特別準備金勘定の残高に準備金を通じて繰延税金負債を認識すること、及び2014年4月1日より後に損益計算書を通じて特別準備金に振り替えることで繰延税金負債を認識することを容認した。米国GAAPにおいては、予想される回収方法に基づき繰延税金の認識及び測定が行われ、回収方法によっては納税額に影響がないことが予想される場合には繰延税金は認識されない。したがって、この特別準備金の引出し／利用を行わないという当グループの継続的意思、及び流動性シナリオにおけるこの特別準備金の非課税性についての税務顧問からの意見を根拠に、特別準備金について繰延税金負債を認識しなかった。

インドGAAPでは、税法により償却できない有形固定資産について、繰延税金は認識されない。米国GAAPでは、税法により利用可能な指数連動利益を考慮して、当該資産の一時的差異につき繰延税金が認識される。

以下の表は、表示期間における、純利益の調整における繰延税金の構成要素を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
調整項目			
子会社、支店及び関連会社の未分配利益に係る繰延税金	(683.2)	1,877.3	(3,109.8)
貸借対照表日現在に有効な実効税率の適用	257.0	(257.0)	1,126.9
外貨換算準備金に関して当期発生した繰延税金	(5,877.5)	-	-
有税の減価償却又は繰越欠損金に係る繰延税金	(3,709.7)	2,403.2	892.6
特別準備金に係る繰延税金	4,574.9	3,738.6	3,042.6
有形固定資産の一時的差異に係る繰延税金	878.4	-	-
インドGAAPから米国GAAPへの調整のすべてに関する税効果	12,097.2	3,820.9	3,238.6
繰延税金における差異合計	7,537.1	11,583.0	5,190.9

2016年3月31日現在、繰延税金の調整により、米国GAAPでの株主資本は、36,124.9百万インド・ルピー（2015年3月31日：27,455.0百万インド・ルピー）、インドGAAPよりも高かった。このうち、2,063.5百万インド・ルピーは、子会社、支店及び関連会社の未分配利益に係る繰延税金、0インド・ルピーは実効税率に係る繰延税金、(5,877.5)百万インド・ルピーは外国支店に関連する外貨換算準備金に関して当期発生した繰延税金、0インド・ルピーは繰越欠損金に係る繰延税金、26,632.2百万インド・ルピーは特別準備金に係る繰延税金、878.4百万インド・ルピーは有形固定資産の一時的差異に係る繰延税金、及び12,428.3百万インド・ルピーはインドGAAPから米国GAAPへのその他の調整に関する税効果によるものであった（2015年3月31日：それぞれ(5.7)百万インド・ルピー、(257.0)百万インド・ルピー、0インド・ルピー、3,709.7百万インド・ルピー、21,677.5百万インド・ルピー、0インド・ルピー、及び2,330.5百万インド・ルピー）。

j) その他

インドGAAPでは、非統合海外事業の処分／一部の処分の際には、外貨換算準備金に累積しており、かつ当該事業に対応する為替換算差額の累積額／比例額は、処分損益の認識と同じ期間に収益又は費用として認識される。米国GAAPでは、外貨換算準備金に累積している損益は、非統合海外事業のすべて／実質的にすべてを処分する場合にのみ損益計算書で認識される。その結果、2016年3月31日に終了した年度において、インドGAAPと比較すると、米国GAAPでは利益が9,411.9百万インド・ルピー低い（2015年3月31日に終了した年度：7,541.4百万インド・ルピー、2014年3月31日に終了した年度：2,225.5百万インド・ルピー）。

インドGAAPでは、2016年度において当行の固定資産を再評価して再評価準備金28,174.7百万インド・ルピーを設定した。米国GAAPでは、ASC Topic360「有形固定資産」に基づき当行は原価基準で固定資産の会計処理を続けており、インドGAAPと比較すると28,174.7百万インド・ルピー米国GAAPの純資産が少なくなっている。

k) 配当案

インドGAAPでは、普通株式の配当及び関連する配当課税は関連する年度に認識される。米国GAAPでは、普通株式の配当及び関連する配当課税は取締役会で承認された年度に認識される。

21. 米国GAAPに基づく注記

米国GAAPにおいて要求されている追加情報

a) 証券化及び変動持分事業体

概要

当行及びその子会社は、特別目的事業体を含む、複数の種類のオフ・バランスシート契約に関与している。

特別目的事業体（以下「SPEs」という。）の利用

当グループは、SPEの管理文書に記載されている限定的な目的を達成するために設立されたSPEと取引を行っている。これらのSPEの主な目的は、譲渡人から資産を購入するための拠出金を投資家から受取り、購入した資産を拠出者に代わって信託に保有し、購入した資産からの収入を投資家に定期的に支払うことである。これらのSPEは、主として信託の法的形態で設立されている。証券化において、SPEに資産を譲渡した会社は、通常の営業過程で実現する前にSPEが発行する負債及び持分商品、証書、コマーシャル・ペーパー及びその他の債務手形を通じてこれらの資産の全部（又は一部）を現金に転換する。これらは、SPEの貸借対照表には計上されるが、適用される会計要件が満たされていることを条件に、資産を譲渡した会社の貸借対照表には反映されない。投資家は通常、SPEの資産に対して請求権を有しており、SPEの超過資産の形態による担保勘定又は余剰担保などのその他の信用補完、与信枠、あるいは流動性プット・オプション又は資産購入契約などの流動性ファシリティから利益を得る場合も多い。FASBは、2010年4月1日に適用される会計基準を公表しており、これにより当グループは関与していた特定の信託の連結が求められるが、過年度では適格特別目的事業体として連結から除外されていた。SFAS第167号（現在ASC 810-10として編纂されている）に準拠して、当グループは、従前のQSPEの資産、負債及び非支配持分を当初は帳簿価額（当グループがこれらの従前の適格特別目的事業体で常に連結していたと仮定した場合に連結財務諸表に計上される資産、負債及び非支配持分の金額）で測定することによりこれらの事業体を連結した。また、SFAS第166号（現在ASC 810-10に編纂されている）は、SFAS第140号では売却とみなされていた特定の資産譲渡（資産の一部の譲渡を含む）を担保付借入とみなすよう求めている。

変動持分事業体

VIEは、持分投資総額が不十分で、他社からの追加的劣後財務支援がなければその会社の活動資金を調達することができない事業体、あるいはその事業体の持分投資家が支配財務持分の特徴（すなわち、議決権又は同様の権利を通じて法的事業体の経営成績に最も重要な影響を与える活動を指揮する権限、及びその事業体の予想残存利益を受け取る権利又はその事業体の予想損失を負担する義務）を有していない事業体である。負債又は株式持分を通じてVIEに資金を提供する投資家、あるいはその他の形態（保証、劣後手数料契約、又は特定のデリバティブ契約など）で支援を提供している他の取引相手方が、当該事業体の変動持分保有者である。VIEの支配財務持分を保有する変動持分保有者は、主たる受益者とみなされ、VIEを連結しなければならない。したがって、当グループは、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮する権限を有し、かつVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある損失を負担する義務を有する、もしくはVIEに対して潜在的に重要となる可能性のある便益を享受する権利を有しているという決定に基づき、当グループが特定の信託及び事業体の主たる受益者であるため、支配財務持分を保有していると判断した。

以下の表は、2016年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	非連結VIEに対する 重要な投資	連結VIEに 対する投資	VIE資産の投資 合計（総資産）
資金拠出済			
不動産担保証券	-	7,386.3	7,386.3
資産担保証券	-	-	-
貸付金	-	191.6	191.6
資金拠出済合計	-	7,577.9	7,577.9
未拠出			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	-	-
その他	-	-	-
未拠出合計	-	-	-
合計	-	7,577.9	7,577.9

以下の表は、2015年3月31日現在、当グループが重要な変動持分を保有する連結及び非連結VIEへの関与を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	非連結VIEに対する 重要な投資	連結VIEに 対する投資	VIE資産の投資 合計（総資産）
資金拠出済			
不動産担保証券	-	8,403.3	8,403.3
資産担保証券	-	-	-
貸付金	-	515.7	515.7
資金拠出済合計	-	8,919.0	8,919.0
未拠出			
不動産担保証券	-	-	-
資産担保証券	-	-	-
その他	-	-	-
未拠出合計	-	-	-
合計	-	8,919.0	8,919.0

連結VIEの資産残高は、当グループが連結した資産の帳簿価額を示している。帳簿価額は、資産の法的形態（例：貸付金又は有価証券）並びに当該資産の種類及び事業についての当グループの標準的な会計方針に応じて償却原価又は現在の公正価値となる場合がある。VIEの資産は、各VIEの債務の決済のためにのみ使用することができる。

以下の表は、表示期間における、当グループが主たる受益者であるVIE及びSPEに関する連結資産及び負債の帳簿価額及び分類を示している。連結VIEの負債は、連結資産並びに当行が信用補完及び流動性ファシリティの形態により提供したその他の支援からの収入により支払われる。連結VIEの債権者は、当グループの一般債権に対して請求権を有していない。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年 3月31日現在	2015年 3月31日現在
現金	50.1	47.5
投資	319.3	477.1
貸付金	8,307.4	5,884.1
その他	-	0.9
資産合計	8,676.8	6,409.6
借入金	4,306.6	6,012.7
その他負債	-	50.4
負債合計	4,306.6	6,063.1

当行は、他の事業体が組成したリテール貸付金を基礎とする証券化信託のパス・スルー証書に投資している。2016年3月31日現在、当該投資の帳簿価額は、94,221.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：117,111.8百万インド・ルピー）であった。オリジネーターがリスク及び経済的便益を留保するため、ASC Subtopic 810-10「連結—全般」による評価に基づき、当行はこれら信託の主たる受益者ではない。さらに、当行はこれらのVIEへの資産の譲渡者ではなく、また、これらVIEの設計にも関与していない。これらの信託における当行の関与による損失の最大エクスポージャーは、当該投資の帳簿価額である。

b) 金融商品の公正価値会計

2016年度において、インド準備銀行は、戦略的な負債の再構築に関するガイドラインを発表した。当ガイドラインでは、負債の株式への転換及び銀行による借り手の保有持分の取得が容認されている。当ガイドラインに従い、当行は他の貸し手と一緒に、特定の事業体に対する貸付金の一部を株式に転換した。この転換により、各貸し手は、借り手である事業体の取締役会の取締役を指名する権利を認められる。所有持分及び経営権による重大な影響力により、これらの事業体はASC Subtopic 323-10に基づく持分法関連会社とみなされるが、当行の意図は債務の回収を対策であり、これらの事業体の運営による経済的便益を得ることではない。したがって、当行はこれらの持分法関連会社の会計について公正価値オプションを選択し、これらの事業体に対する貸付金及び持分株式投資は、ASC Subtopic 825-10「金融商品」に従い損益計算書を通じて公正価値で評価されている。

2016年3月31日現在、これらの事業体に対する貸付金の公正価値は16,225.4百万インド・ルピーであり、貸付金残高は22,988.0百万インド・ルピーである（90日以上延滞しており、4,416.6百万インド・ルピーの公正価値損失がある貸付金の公正価値8,670.2百万インド・ルピーを含む）。公正価値と貸付金残高の差異6,762.6百万インド・ルピーは、公正価値評価により生じた損失であり、当年度の損益計算書に費用として認識されている。当行はこれらの貸付金に対する利息を別個に認識していない。さらに、これらの事業体への持分法投資における公正価値変動による損失715.9百万インド・ルピーが損益計算書に認識されている。

2016年3月31日現在、これらの事業体に対する当行の株式保有は以下の通りである。

番号	会社名	保有持分
1	ランコ・ティースタ・ハイドロ・パワー・リミテッド	17.19%
2	ギャモン・インディア・リミテッド	10.86%
3	コースタル・プロジェクト・リミテッド	7.79%
4	IVRCLリミテッド	4.66%
5	モンネット・イスパット・アンド・エナジー・リミテッド	2.73%

c) 投資

以下の表は、表示期間における、売買目的保有に分類された投資のポートフォリオを示している。

	2016年 3月31日現在	2015年 3月31日現在
(単位：百万インド・ルピー)		
負債証券		
国債	166,707.3	139,045.6
その他負債証券	143,812.6	136,730.3
負債証券合計	310,519.9	275,775.9
普通株式	56.7	3,320.1
ミューチュアル・ファンド	-	843.0
合計	310,576.6	279,939.0

以下の表は、表示期間における売却可能に分類された投資のポートフォリオを示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	2016年3月31日現在			
	償却原価/ 取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	公正価値
売却可能				
社債	184,592.0	5,083.7	(2,431.8)	187,243.9
国債	1,126,385.0	11,585.8	(2,945.1)	1,135,025.7
その他有価証券	124,231.0	1,486.3	(2,726.8)	122,990.5
負債証券合計	1,435,208.0	18,155.8	(8,103.7)	1,445,260.1
持分証券	5,439.8	1,272.2	(243.4)	6,468.6
その他有価証券	9,866.6	1,537.6	(156.8)	11,247.4
合計	1,450,514.4	20,965.6	(8,503.9)	1,462,976.1

(単位：百万インド・ルピー)

	2015年3月31日現在			
	償却原価/ 取得原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	公正価値
売却可能				
社債	174,350.0	5,130.8	(660.4)	178,820.4
国債	1,070,785.8	13,578.7	(4,447.5)	1,079,917.0
その他有価証券	141,383.0	4,044.1	(2,191.7)	143,235.4
負債証券合計	1,386,518.8	22,753.6	(7,299.6)	1,401,972.8
持分証券	7,568.4	1,447.7	(283.4)	8,732.7
その他有価証券	8,748.5	894.2	(396.8)	9,245.9
合計	1,402,835.7	25,095.5	(7,979.8)	1,419,951.4

当グループの投資ポートフォリオはまた、ベンチャー・キャピタル子会社により保有されている投資、容易に市場で換金できる有価証券への投資及び関連会社への投資を含む。2016年及び2015年3月31日現在、ベンチャー・キャピタル子会社に保有されている投資の公正価値は、それぞれ239.5百万インド・ルピー及び479.9百万インド・ルピーであった。容易な市場性のない有価証券とは、主にプロジェクト・ファイナンス活動の一部又は債務の再編における貸付金の転換として取得された有価証券である。2016年及び2015年3月31日現在、容易な市場性のない有価証券への投資及び関連会社への投資は、それぞれ78,203.2百万インド・ルピー及び85,168.6百万インド・ルピーであった。さらに、ASC Subtopic825-10「金融商品」に従い、当行は持分投資合計2,997.9百万インド・ルピーについて公正価値オプションを選択している。

d) 公正価値測定

2008年4月1日に当グループは、FASB ASC Topic 820「公正価値の測定及び開示」を適用した。当グループは、ASC Topic 820における公正価値ヒエラルキーに基づいて金融商品の公正価値を決定している。当該基準書は、公正価値を測定する際に使用される3つのレベルのインプットについて説明している。

レベル1

活発な市場で取引される同一の金融商品の市場価格（無調整）に基づいて評価される。そのような市場価格に基づいて評価されている金融商品には、流通株式、ミューチュアル・ファンド、国債、社債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、先物及びスポットが含まれている。

レベル2

活発な市場における類似の金融商品の市場価格、活発ではない市場における同一又は類似の金融商品の市場価格、市場参加者の見積価格及び活発な市場における観察可能な重要なインプットを用いる評価モデルから導き出された価格に基づいて評価される。インプットとして、金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、信用スプレッドが用いられているが、これらは、ロイター、ブルームバーグ、インド外国為替業協会及びインドの債券・短期金利・デリバティブ協会といった公の情報源から入手できる。

商品には、国債、社債及び債券、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、一般オプション、単純金利デリバティブ、先渡し、金利及び通貨スワップ並びにスワップションが含まれる。

レベル3

重要な市場の観察不能なインプット又は仮定を用いる評価技法又はモデルに基づいて評価される。評価額が価格決定モデル、割引キャッシュ・フロー又は類似の技法を用いて決定され、重要なモデルにおける仮定又はインプットの少なくとも1つが観察不能である場合、あるいは公正価値の決定に重要な経営陣の判断や見積りが必要である場合に金融商品はレベル3に該当する。エキゾチック・デリバティブの評価は、月末の取引相手の見積評価額に基づいて行われる。

インド関連の非ルビー建債券価格は、発行会社の国際外貨格付け（対外ソブリン格付けを上限とする）に対応するブルームバーグ／ロイターが公表した公正市場スプレッドによるレートを用いて割引かれたキャッシュ・フローにより評価される。一部の債券及び資産担保コマーシャル・ペーパーは、減損控除後の償却原価、又はブルームバーグから入手可能な価格（内部の見積り及び仮定を用いて設定されたもの）に基づいて評価されている。これらの金融商品の期待キャッシュ・フローの減少は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。同様に、金利又は信用スプレッドの上昇は、これらの債券の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当行のカナダの子会社の証券化における留保持分の価値は、主に不動産担保证券の利回りを上回る不動産担保ローン金利の超過利鞘を表しているが、担保不動産からのキャッシュ・フローの金額及び時期によって同様の影響を受ける。

当グループは、インド関連のクレジット・デリバティブを、市場価格と発行会社の国内格付けに対応するインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表したスプレッド（当該金融商品の流動性に応じた信用スプレッドのマークアップを調整後）を用いたキャッシュ・フローの割引の組み合わせによって評価している。ベンチャー・ファンドのユニット及び有価証券証書は、当該ファンド及び資産管理会社（ARC）から入手した純資産価値で評価される。ファンド及びARCは、純資産価値を算定するため様々な変数に関して多くの仮定を設定する。プライベート・エクイティ投資の場合、使用するインプットには、比較可能な上場企業に関する評価倍率並びに非流動性及びその他の要因に関する調整が含まれる。

インドのパス・スルー証書の評価は、基礎となる信託より支払われる見積キャッシュ・フローに基づく。信託又はオリジネーターは見積キャッシュ・フローを算定するため、様々な変数について多くの仮定を設定している。信託から受け取るキャッシュ・フロー明細は、基準イールド・カーブ及び月末のインドの債券・短期金利・デリバティブ協会が公表した信用スプレッドによって割り引かれる。したがって、これらの金融商品はレベル3の金融商品に分類される。これらの金融商品の見積キャッシュ・フローの減少は、これらの証書の価値に不利な影響を及ぼすことになる。当該見積キャッシュ・フローの時期の変化もまた、これらの証書の価値に影響を及ぼす。

特定の貸付金の評価は、ASC Subtopic 825-10に従った公正価値評価が行われるが、基礎となる借り手が支払うキャッシュ・フローの見積りに依拠する。当行は見積りキャッシュ・フローを算出するための様々な変数に関して多くの仮定を行っている。キャッシュ・フローのスケジュールは、現在の金利で割り引かれるが、当該金利は格付けが類似する借り手に対して当行が提供する見込みが高い金利であり、市場で観察される金利ではない。したがって、これらの貸付金はレベル3資産に分類される。このような貸付金の価値は、借り手からの見積りキャッシュ・フローの金額及びタイミングの変更に影響される。

以下の表は、2016年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
持分証券	6,138.7	123.4	3,473.5	9,735.6
国債	137,435.3	1,164,297.7	-	1,301,733.0
社債	78,663.3	119,414.9	11,035.6	209,113.8
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	5,268.3	-	98,066.4	103,334.7
その他 ¹	51,167.4	96,821.4	4,884.2	152,873.0
投資合計	278,673.0	1,380,657.4	117,459.7	1,776,790.1
デリバティブ (正の時価評価)				
金利デリバティブ ²	-	38,096.8	63.0	38,159.8
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) ³	1,697.2	56,883.5	-	58,580.7
株式デリバティブ	0.9	529.1	-	530.0
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	13.1	13.1
正の時価評価合計	1,698.1	95,509.4	76.1	97,283.6
デリバティブ (負の時価評価)				
金利デリバティブ ²	(23.9)	(19,520.9)	(29.1)	(19,573.9)
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) ³	(829.9)	(56,667.9)	-	(57,497.8)
株式デリバティブ	(0.7)	-	-	(0.7)
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	(12.3)	(12.3)
負の時価評価合計	(854.5)	(76,188.8)	(41.4)	(77,084.7)
借入金				
債券	-	(559,279.3)	-	(559,279.3)
借入金合計	-	(559,279.3)	-	(559,279.3)
貸付金				
貸付金	-	-	16,225.4	16,225.4
貸付金合計	-	-	16,225.4	16,225.4

1. 主に譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド及びベンチャー・キャピタルのユニットを含む。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
3. 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

以下の表は、2015年3月31日現在の経常ベースで公正価値により測定されている当グループの資産及び負債、並びにこれらの商品の測定に用いたインプットのレベルに関する情報を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
持分証券	10,240.1	260.8	2,031.7	12,532.6
国債	199,795.0	1,019,167.5	-	1,218,962.5
社債	69,827.4	134,379.7	1,384.2	205,591.3
不動産担保証券及びその他の資産担保証券	8,413.8	54.9	120,280.0	128,748.7
その他 ¹	40,709.4	88,827.8	4,998.0	134,535.2
投資合計	328,985.7	1,242,690.7	128,693.9	1,700,370.3
デリバティブ (正の時価評価)				
金利デリバティブ ²	-	37,991.4	155.9	38,147.3
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) ³	555.6	68,753.1	-	69,308.7
株式デリバティブ	2.1	337.8	-	339.9
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	18.3	18.3
正の時価評価合計	557.7	107,082.3	174.2	107,814.2
デリバティブ (負の時価評価)				
金利デリバティブ ²	(17.0)	(21,926.8)	(85.4)	(22,029.2)
通貨デリバティブ				
(為替デリバティブを含む) ³	(2,028.9)	(77,230.9)	-	(79,259.8)
株式デリバティブ	(3.3)	-	-	(3.3)
アンファンデッド型の信用デリバティブ	-	-	(16.9)	(16.9)
負の時価評価合計	(2,049.2)	(99,157.7)	(102.3)	(101,309.2)
借入金				
債券	-	(523,287.7)	-	(523,287.7)
借入金合計	-	(523,287.7)	-	(523,287.7)
貸付金				
貸付金	-	-	-	-
貸付金合計	-	-	-	-

1. 主に譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー、ミューチュアル・ファンド及びベンチャー・キャピタルのユニットを含む。
2. 外貨建て金利スワップ、金利先渡し契約、スワップション及び上場金利デリバティブは金利デリバティブに含まれる。
3. 外貨オプション、通貨金利スワップ及び外貨先物は通貨デリバティブに含まれる。

特定の商品については、比較的閑散市況であるために市場参加者の見積価格又はスプレッドのみに基づいて決定するという評価は不適切であると考えられた。このため、代替的な評価手法が用いられている。2016年3月31日現在これらの商品の市場は流動性が低く、報告日において、市場価格のみに基づいて評価することは引き続き不適切である。流動性が低いとみなされ、類似する資産価格又は市場価格から導き出された加重平均価格及び評価モデルに基づいて評価された債券は、評価に際して使用するインプットに基づきレベル2又はレベル3の金融商品に分類される。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

国債62,784.5百万インド・ルピー及び持分証券76.1百万インド・ルピーはレベル1からレベル2に振り替えられたが、これは、2015年3月31日の活発な市場での市場価格に基づく評価に対し、2016年3月31日で活発でない市場での市場価格に基づき、これらの証券が評価されたためである。社債9,885.0百万インド・ルピーはレベル1からレベル2に振り替えられたが、これは、2015年3月31日現在ではこれらの証券について市場価格に基づいて評価を行ったのに対して、2016年3月31日現在では市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいて評価を行ったことによる。

社債2,286.0百万インド・ルピー及び国債89.5百万インド・ルピーはレベル2からレベル1に振り替えられたが、これは、2015年3月31日現在ではこれらの証券について市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいて評価を行ったのに対して、2016年3月31日現在では市場価格に基づいて評価を行ったことによる。持分証券10.6百万インド・ルピーはレベル2からレベル1に振り替えられたが、これは、これらの証券について2015年3月31日では活発でない市場での市場価格に基づき評価が行われたが、2016年3月31日では活発な市場での市場価格に基づき評価が行われたためである。

社債10,494.5百万インド・ルピー及びその他の投資719.2百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、2015年3月31日現在ではこれらの証券について市場における観察可能なインプットを用いた内部評価に基づいて評価を行ったのに対して、2016年3月31日現在では重要な経営陣の見積りまたは観察不能なインプットに基づいて評価を行ったことによる。持分証券149.6百万インド・ルピーはレベル2からレベル3に振り替えられたが、これは、これらの証券について2015年3月31日では活発でない市場での市場価格に基づき評価が行われたが、2016年3月31日では観察不能なインプットに基づく評価が行われたためである。

持分証券59.2百万インド・ルピーがレベル3から振り替えられたが、これは2016年3月31日現在、これらの投資が取得原価で計上されたことによる。

原価法持分証券337.2百万インド・ルピーはレベル3に振り替えられたが、これは、2016年3月31日現在の当該証券の公正価値が減損引当金を計上する上で算定されたことによる。

持分関連会社に対する貸付金22,988.0百万インド・ルピーは、当行がASC Subtopic 825-10「金融商品」で公正価値オプションを選択したものであり、その公正価値が重要な経営陣の見積り及び観察不能なインプットに基づくために、レベル3に分類されている。

以下の表は、2016年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

項目	投資						貸付金
	持分証券	社債	不動産担保証券及びその他の資産担保証券	ファンデッド型のクレジット・デリバティブ	その他	合計	
2015年4月1日現在期首残高	2,031.7	1,384.2	120,280.0	-	4,998.0	128,693.9	-
(実現/未実現)利益又は損失合計							
-損益計上額	(1,286.1)	(1,522.7)	89.3	-	(1,107.9)	(3,827.4)	(6,762.6)
-その他の包括利益計上額	176.8	466.3	695.4	-	710.4	2,048.9	-
購入/増加	2,484.8	211.8	42,454.2	-	499.6	45,650.4	-
売却	(363.4)	(42.2)	-	-	(389.6)	(795.2)	-
発行	-	-	665.7	-	-	665.7	-
決済	-	-	(66,260.2)	-	(571.8)	(66,832.0)	-
レベル3への振替	486.8	10,494.5	-	-	719.2	11,700.5	22,988.0
レベル3からの振替	(59.2)	-	-	-	-	(59.2)	-
外貨換算調整額	2.1	43.7	142.0	-	26.3	214.1	-
2016年3月31日現在期末残高	3,473.5	11,035.6	98,066.4	-	4,884.2	117,459.7	16,225.4
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(1,260.8)	(1,504.3)	-	-	(1,164.9)	(3,831.2)	(6,762.6)

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は、2015年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3資産の公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

項目	投資						貸付金
	持分証券	社債	不動産担保証券及びその他の資産担保証券	ファンデッド型のクレジット・デリバティブ	その他	合計	
2014年4月1日現在期首残高	649.9	2,062.4	131,629.3	-	4,762.4	139,104.0	-
(実現／未実現)利益又は損失合計							
-損益計上額	(805.6)	(441.0)	36.3	-	(531.5)	(1,741.8)	-
-その他の包括利益計上額	8.1	14.3	2,912.2	-	485.1	3,419.7	-
購入／増加	1,177.6	302.0	50,123.6	-	1,938.7	53,541.9	-
売却	(225.2)	(595.8)	-	-	(1,103.6)	(1,924.6)	-
発行	-	-	1,903.6	-	-	1,903.6	-
決済	-	-	(66,031.6)	-	(3.5)	(66,035.1)	-
レベル3への振替	1,226.9	-	-	-	-	1,226.9	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	(570.3)	(570.3)	-
外貨換算調整額	-	42.3	(293.4)	-	20.7	(230.4)	-
2015年3月31日現在期末残高	2,031.7	1,384.2	120,280.0	-	4,998.0	128,693.9	-
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(808.2)	(551.3)	-	-	(520.0)	(1,879.5)	-

1. インド関連の資産担保証券を含む。

以下の表は2016年3月31日に終了した年度におけるレベル3のデリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

項目	デリバティブ				
	金利デリバティブ	通貨デリバティブ (為替デリバティブを含む)	株式デリバティブ	アンファンデッド型クレジット・デリバティブ	合計
2015年4月1日現在期首残高	70.5	-	-	1.4	71.9
(実現／未実現)利益又は損失合計					
-損益計上額	(34.0)	-	-	0.6	(33.4)
-その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	(2.7)	-	-	(1.1)	(3.8)
レベル3への振替	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	-	-	-	-	-
2016年3月31日現在期末残高	33.8	-	-	0.9	34.7
報告日において保有されている資産に関連する未実現利益又は(損失)の変動に起因して損益計算書に計上された利益又は(損失)合計	(34.0)	-	-	0.6	(33.4)

以下の表は2015年3月31日に終了した事業年度におけるレベル3のデリバティブの公正価値の変動に関する追加情報の一部を示している。

項目	デリバティブ				合計
	金利 デリバティブ	通貨デリバ ティブ (為替デリバ ティブを含む)	株式 デリバティブ	アンファン デッド型 クレジット・ デリバティブ	
2014年4月1日現在期首残高	(0.9)	-	-	6.2	5.3
(実現/未実現)利益又は損失合計					
-損益計上額	69.6	-	-	(7.4)	62.2
-その他の包括利益計上額	-	-	-	-	-
購入	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-
決済	1.8	-	-	2.6	4.4
レベル3への振替	-	-	-	-	-
レベル3からの振替	-	-	-	-	-
外貨換算調整額	-	-	-	-	-
2015年3月31日現在期末残高	70.5	-	-	1.4	71.9
報告日において保有されている資産に関連 する未実現利益又は(損失)の変動に起因 して損益計算書に計上された利益又は (損失) 合計	69.6	-	-	(7.4)	-

当グループは、特定のベンチャー・ファンド及び有価証券受領書への投資を保有している。これらの投資の公正価値は、それらの被投資会社が公表した1ユニット当たりの純資産価値を用いて見積もられている。当行は流動性管理、ユニット価値の上昇による利益及び不良資産の回収率改善を目的としてこれらの有価証券への投資を行っている。一部のユニットは比較的短期間の通知での解約が可能であるが、当該ベンチャー・ファンド・ユニット及び有価証券受領書は解約に関する特定の制約に基づき運用されており、これらの投資によるキャッシュ・フローは原資産の流動化の際に発生することが予想されている。原資産からの見積キャッシュ・フローの減少又は見積キャッシュ・フローの回収の遅延は、これらの投資の純資産価値及び公正価値に不利な影響を及ぼすことになる。

以下の表は、表示期間におけるレベル3のインプットとみなされる純資産価値に基づき公正価値測定された投資の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在	
	2016年 公正価値	2015年 公正価値
有価証券項目		
有価証券受領書	359.3	619.6
ベンチャー・ファンド・ユニット	4,497.8	4,142.9
合計	4,857.1	4,762.5

e) 貸付金

以下の表は、2016年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額	信用損失 引当金総額	関連する信用損失 引当金のない 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額	未払元本 金額合計
コマーシャル・ローン	296,326.3	104,547.9	17,272.3	313,598.6
個人向け貸付金	3,046.6	2,805.9	-	3,046.6
リース金融	-	-	-	-
合計	299,372.9	107,353.8	17,272.3	316,645.2

以下の表は、2015年3月31日現在の貸出条件緩和債権に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額	信用損失 引当金総額	関連する信用損失 引当金のない 貸出条件緩和 債権に対する 投資計上総額	未払元本 金額合計
コマーシャル・ローン	204,332.8	60,946.5	25,672.7	230,005.5
個人向け貸付金	4,227.2	3,565.4	-	4,227.2
リース金融	-	-	-	-
合計	208,560.0	64,511.9	25,672.7	234,232.7

以下の表は、2016年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額	信用損失 引当金総額	関連する信用損失 引当金のない その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額	未払元本 金額合計
コマーシャル・ローン	372,430.2	111,256.9	103,422.5	475,852.7
個人向け貸付金	30,840.5	17,614.5	-	30,840.5
リース金融	-	-	-	-
合計	403,270.7	128,871.4	103,422.5	506,693.2

以下の表は、2015年3月31日現在のその他の減損貸付金に対する投資計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	関連する信用損失 引当金のある その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額	信用損失 引当金総額	関連する信用損失 引当金のない その他の減損 貸付金に対する 投資計上総額	未払元本 金額合計
コマーシャル・ローン	137,269.4	51,866.9	99,252.4	236,521.8
個人向け貸付金	27,451.8	16,636.5	-	27,451.8
リース金融	-	-	-	-
合計	164,721.2	68,503.4	99,252.4	263,973.6

以下の表は、2016年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	104,547.9	-	-	104,547.9
貸倒引当金：一括減損評価	-	2,805.9	-	2,805.9
貸倒引当金合計	104,547.9	2,805.9	-	107,353.8
金融債権計上額				
貸倒引当金：個別減損評価	313,598.6	-	-	313,598.6
貸倒引当金：一括減損評価	-	3,046.6	-	3,046.6
金融債権計上額合計	313,598.6	3,046.6	-	316,645.2

以下の表は、2015年3月31日現在の貸出条件緩和債権の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	60,946.5	-	-	60,946.5
貸倒引当金：一括減損評価	-	3,565.4	-	3,565.4
貸倒引当金合計	60,946.5	3,565.4	-	64,511.9
金融債権計上額				
個別減損評価	230,005.5	-	-	230,005.5
一括減損評価	-	4,227.2	-	4,227.2
金融債権計上額合計	230,005.5	4,227.2	-	234,232.7

以下の表は、2016年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	111,256.9	2,879.5	-	114,136.4
貸倒引当金：一括減損評価	21,603.6	19,547.1	-	41,150.7
貸倒引当金合計	132,860.5	22,426.6	-	155,287.1
金融債権計上額				
個別減損評価	475,852.7	3,427.2	-	479,279.9
一括減損評価	2,081,383.2	2,014,478.9	-	4,095,862.1
金融債権計上額合計	2,557,235.9	2,017,906.1	-	4,575,142.0

以下の表は、2015年3月31日現在のその他の貸付金の貸倒引当金期末残高及び金融債権計上額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	コマーシャル・ ローン	個人向け 貸付金及び クレジット カード債権	リース金融	合計
貸倒引当金				
貸倒引当金：個別減損評価	51,866.9	2,810.5	-	54,677.4
貸倒引当金：一括減損評価	23,138.2	16,543.6	-	39,681.8
貸倒引当金合計	75,005.1	19,354.1	-	94,359.2
金融債権計上額				
個別減損評価	236,521.8	2,944.1	-	239,465.9
一括減損評価	2,220,439.3	1,647,753.1	-	3,868,192.4
金融債権計上額合計	2,456,961.1	1,650,697.2	-	4,107,658.3

以下の表は、2016年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

		以下の金額及び／又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権					
項目	貸出条件緩和 債権に分類 される貸付金の 融資先の件数	元本の支払い	利息の支払い	元本と利息 両方の支払い	損益への 影響合計	貸出条件が 緩和された 金額（純額）	
コマーシャル・ローン	18	19,398.2	-	97,097.4	16,336.5	99,397.7	
個人向け貸付金	-	-	-	-	-	-	
合計	18	19,398.2	-	97,097.4	16,336.5	99,397.7	

以下の表は、2015年3月31日に終了した事業年度における貸出条件緩和債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	貸出条件緩和 債権に分類 される貸付金の 融資先の件数	以下の金額及び／又は時期の変更を伴う 貸出条件緩和債権				貸出条件が 緩和された 金額（純額）
		元本の支払い	利息の支払い	元本と利息 両方の支払い	損益への 影響合計	
コマーシャル・ローン	49	3,393.9	-	31,686.3	5,775.2	29,305.0
個人向け貸付金	432	19.8	-	44.7	7.3	57.2
合計	481	3,413.7	-	31,731.0	5,782.5	29,362.2

以下の表は、2016年及び2015年3月31日現在の貸出条件緩和債権、並びに当年度に貸出条件が緩和されたが同年度又は翌年度に債務不履行が生じた債権を示している。

(単位：百万インド・ルピー)

項目	2016年3月31日		2015年3月31日	
	現在の残高	2016年3月31日に 終了した年度に おける債務 不履行額 ¹	現在の残高	2015年3月31日に 終了した年度に おける債務 不履行額 ¹
コマーシャル・ローン	313,598.6	19,990.7	230,005.5	36,669.9
個人向け貸付金	3,046.6	29.0	4,227.2	1.3
合計	316,645.2	20,019.7	234,232.7	36,671.2

1. 債務不履行は、支払期日を90日経過している状態と定義されている。

さらに2016年3月31日現在、当行は、当行がASC Subtopic 825-10「金融商品」に基づき公正価値オプションを選択した持分法関連会社に対する貸付金残高22,988.0百万インド・ルピーを有している。「米国GAAPに基づく注記—米国GAAPで要求される追加情報—金融商品の公正価値会計」を参照のこと。

f) 持分関連会社

米国GAAPにおいて、当グループは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「ICICIライフ」という。）及びICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（以下「ICICIジェネラル」という。）に対する持分を有しているが、重要な参加権を少数株主が保有しているため、これらの投資を持分法によって会計処理している。

以下の表は、表示期間におけるこれらの事業体の米国GAAPでの要約貸借対照表及び要約損益計算書を示している。

貸借対照表

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日現在			
	2016年		2015年	
	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル
現金及び現金同等物	7,516.8	3,418.0	12,162.8	826.6
有価証券	275,641.0	113,945.8	244,398.2	106,239.9
ユニット・リンク負債を補填するために保有している資産	752,947.2	-	747,752.7	-
その他の資産	53,844.8	40,789.5	51,933.1	32,660.0
資産合計	1,089,949.8	158,153.3	1,056,246.8	139,726.5
ユニット・リンク負債引当金	752,947.2	-	747,752.7	-
その他の負債	259,947.8	127,053.8	230,925.0	109,577.3
株主持分	77,054.8	31,099.5	77,569.1	30,149.2
負債及び株主持分合計	1,089,949.8	158,153.3	1,056,246.8	139,726.5

損益計算書

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度			
	2016年		2015年	
	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル	ICICI ライフ	ICICI ジェネラル
受取利息	47,751.5	8,439.4	44,258.5	7,536.5
支払利息	-	-	-	-
純利息収入	47,751.5	8,439.4	44,258.5	7,536.5
保険料収入	191,643.9	48,289.5	153,066.2	42,315.5
その他の非利息収入	(32,732.0)	6,374.0	154,800.7	4,289.6
非利息費用	(187,280.7)	(56,412.7)	(335,560.4)	(48,800.1)
法人所得税（費用）／便益	(1,528.4)	(1,828.4)	(741.8)	(1,322.0)
当期純利益／（損失）	17,854.3	4,861.8	15,823.2	4,019.5

g) のれん及び無形資産

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれん及び無形資産のカテゴリー別の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)		3月31日に終了した事業年度	
		2016年	2015年
のれん		35,101.4	35,101.4
償却累計額		(54.0)	(54.0)
のれん、純額	(A)	35,047.4	35,047.4
顧客関連無形資産		10,410.1	10,410.1
償却累計額		(10,321.5)	(10,174.5)
顧客関連無形資産、純額	(B)	88.6	235.6
資産管理及びアドバイザー無形資産	(C)	367.0	367.0
オペレーティング・リース		246.9	246.9
償却累計額		(198.9)	(163.5)
オペレーティング・リース、純額	(D)	48.0	83.4
のれん及び無形資産、純額	(A+B+C+D)	35,551.0	35,733.4

1 「附属明細書18－固定資産」を参照。

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づくのれんの変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
期首残高	35,047.4	35,184.4
期中に処分されたのれん	-	(137.0)
期中に追加されたのれん	-	-
期末残高	35,047.4	35,047.4

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づく無形資産の変動を表したものである。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
期首残高	318.8	809.1
償却額	(182.3)	(490.3)
処分別	-	-
期末残高	136.5	318.8

以下の表は、表示期間における米国GAAPに基づく無形資産の定額法による見積償却スケジュールを、資産が完全に償却されるまで示している。

(単位：百万インド・ルピー)

3月31日に終了する事業年度

2017年

2018年

合計

金額

123.6

12.9

136.5

当グループは報告単位レベルでのれんを割り当てている。当グループは毎年、報告単位レベルでのれんの減損テストを実施している。報告単位の公正価値は、比較可能な会社の利益のマルチプル法を適用して算出された。マルチプル法では、報告単位の公正価値は報告単位の将来的に持続可能な利益に株価収益率を乗じて算定される。公正価値に基づき、2016年3月31日に終了した年度ではのれんは計上されなかった。報告単位の公正価値の算定に用いられる変数の悪化は、減損評価及びその結果に大きな影響を及ぼしうる。ホールセールの報告単位に表示されるのれんは、経済状況のさらなる悪化から特に影響を受けやすい。将来、主要な仮定について経営陣の見積りに反するように進展した場合、ホールセールの報告単位におけるのれん14,482.3百万インド・ルピーに関して、減損の兆候が生じる可能性がある。

h) 従業員給付

退職金

インドの規定に従い、当グループはすべての従業員を対象とする退職金制度（確定給付退職制度）を設けている。当制度は、受給権を有する従業員に対し、退職又は雇用期間終了時に個々の従業員の給与及び当グループでの勤続年数に基づいて一時金を支払うことを規定している。当グループが従業員に対して支払う退職金給付は、法律で定められた最低支払額と同額あるいはそれ以上である。

親会社については、理事会が運営する基金又はインド生命保険公社（以下「LIC」という。）及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理を行う基金を通じて従業員に報酬が提供されている。当グループはこれらの基金へ拠出することにより退職金債務を決済する義務がある。

グループ内のその他の事業体については、LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが運営及び管理する基金への年次拠出を通じて退職金給付が提供されている。この制度においては、LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが制度を運営するが、決済義務及び拠出義務は当グループにある。

以下の表は、表示期間における当該制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
給付債務の変動		
予想給付債務期首残高	7,188.6	6,149.5
追加：期首債務の為替変動に係る調整	4.3	3.1
調整後期首債務	7,192.9	6,152.6
勤務費用	673.9	568.3
利息費用	611.1	589.3
買収／（売却）	(5.7)	(20.8)
制度変更	-	-
支払給付額	(711.2)	(671.7)
給付債務に係る年金数理上の(利益)／損失	151.9	570.9
予想給付債務期末残高	7,912.9	7,188.6
制度資産の変動		
期首における制度資産の公正価値	6,858.6	5,895.6
買収／（売却）	(5.7)	(20.8)
制度資産の実際運用収益	168.1	1,065.5
雇用者の拠出金	882.6	590.0
支払給付金	(711.2)	(671.7)
制度資産期末残高	7,192.4	6,858.6
積立状況	(720.5)	(330.3)
認識金額（純額）	(720.5)	(330.3)
期末における給付債務累計額	5,307.8	4,800.5

以下の表は、表示期間における正味報酬費用の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
勤務費用	673.9	568.3	501.5
利息費用	611.1	589.3	513.8
資産の期待収益	(524.6)	(454.5)	(437.3)
移行資産／負債の償却	-	-	-
過去勤務費用の償却	6.8	11.8	11.8
償却された年金数理上の(利益)／損失	8.2	(6.4)	3.7
買収及び売却(利益)／損失	-	-	-
為替差益／(差損)	4.3	3.1	5.8
退職費用（純額）	779.7	711.6	599.3

退職金債務に対応する期間の割引率は、地方債の利率にAAA格付けの社債に関するリスクを反映するためのプレミアムを加えて決定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
割引率	8.5%	9.5%	8.8%
昇給率	7.1%	7.1%	7.1%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
割引率	8.4%	8.5%
昇給率	7.1%	7.1%

制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、法定投資パターンに従って規定された投資種類に基づき今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する資産配分を資産区分別に公正価値に基づいて示している。

(単位：百万インド・ルピー)

	3月31日現在	
	2016年	2015年
資産区分		
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資		
当グループのバランス・ファンド ¹	5,984.0	5,515.9
当グループのグロース・ファンド ²	31.0	118.1
当グループのデット・ファンド ³	91.7	29.2
当グループの短期ファンド ⁴	1.8	3.4
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの制度への投資合計	6,108.5	5,666.6
インドのLICの制度への投資	644.8	707.1
外部事業体が管理する資産の合計	6,753.3	6,373.7
中央政府への特別預金	291.2	291.2
国債	51.2	59.3
社債	81.2	119.1
銀行預け金及びその他	15.5	15.3
合計	7,192.4	6,858.6

1. 当制度の目的は、適切な比率で株式及び固定利付商品へ投資することにより、長期的な資本増価と当期利益のバランスを維持することである。2016年3月31日現在、国債、社債及び株式への投資はそれぞれ34.2%、45.2%、及び15.8%であった。
2. 当制度の目的は、株式及び株式関連商品への投資を通じて長期的な資本増価を達成し、市場状況により随時、適切な比率での債券投資を通じて現在の利益を補完することである。2016年3月31日現在、株式、社債及び国債への投資は、それぞれ55.7%、22.0%及び11.7%であった。
3. 当制度の目的は、多様な債券への投資を通じて利益を累積することである。当ファンドは、リターン、安全性及び流動性の適切なバランスを維持する一方で、資本増価の提供を追求している。当ファンドは、債券及び短期金融市場商品に投資している。2016年3月31日現在、国債及び社債への投資はそれぞれ42.3%及び46.6%であった。
4. 当制度の目的は、ファンドに割り当てられた資本を保護する一方で、主にリスクの低い負債商品及び金融市場商品への投資を通じて適切な収益を維持することである。2016年3月31日現在、社債及び定期預金への投資はそれぞれ82.0%及び10.7%であった。

以下の表は、表示期間における当グループの退職金に関する目標資産配分を資産区分別に示している。

項目	2017年3月 31日現在の 目標資産配分	2016年3月 31日現在の 目標資産配分
外部事業体が管理する基金	94%	94%
中央政府への特別預金	4%	4%
負債証券	2%	2%
銀行預け金	0%	0%
合計	100%	100%

当該制度資産は主に、外部事業体が管理する基金への投資（主として株式、短期金融市場商品及び負債商品）より構成されており、投資割合は制度の目的によって異なる。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金における制度資産の価値は、個別の制度の1ユニット当たりの純資産価値（レベル2のインプットとみなされる）に基づいて算定されている。LICの制度への投資という形式を取っている制度資産及び中央政府への特別預金の価値は、帳簿価格で計上されている。負債証券の形式を取っている制度資産の価値は、レベル2のインプットを用いて算出される。

ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。この投資戦略は、当制度の参加者への給付を目的として、堅実な方法で投資を行うことである。当戦略は、当グループの基金への拠出額と合わせた場合に、要求されるすべての給付債務を基金によって手当することができるような収益の確保に重点が置かれている。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

LICは年金基金を管理し、単独で資産区分ごとの目標配分を決定している。投資区分及び資産区分の選定はLICが行う。LICの戦略は、要求される給付債務を基金によって満たすことができるように収益を確保するため、堅実な方法で投資を行うことである。インド政府が所有するLICは決められた投資基準のもとで業務を行っている。

当該制度資産は、個別の投資による影響を抑えるために、主として複数の保険会社の様々な退職金制度へ投資されている。当グループによる制度資産への投資はすべてインド国内におけるものであり、84.9%の投資はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの様々な退職金制度に対するものである。当グループの制度資産を管理する保険会社は、投資方針において、リスク管理実務の一環として業務リスク、履行リスク、信用リスク及び株式リスクを考慮する。

以下の表は今後5年間の各年度及びそれ以降の予想給付支払額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
2017年3月31日に終了する年度における当グループの基金への予想拠出額	595.0
3月31日に終了する年度における基金からの予想給付額	
2017年	1,314.6
2018年	1,267.5
2019年	1,256.3
2020年	1,362.8
2021年	1,294.7
2022年以降の10年間	6,224.0

予想給付額は、当グループの2016年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいて決定される。

年金

当グループは特定の従業員を対象とする年金制度（繰延退職制度）を有している。当制度により、これらの従業員は退職時の個々の給与及び当グループでの勤続年数に基づく年金を毎月受け取る。当該年金制度の対象となる従業員は、準備基金制度の給付を受ける資格はない。当該年金制度は、2001年3月に取得された旧マドラ銀行、2007年4月に取得された旧サングリ・バンク及び2010年8月に取得された旧バンク・オブ・ラジャスタンの従業員に関するものである。当グループは、信託の自己勘定又は保険会社を通じて基金を管理する信託への拠出を行っている。

以下の表は、表示期間における年金制度の積立状況及び財務諸表上の認識金額を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
(単位：百万インド・ルピー)		
給付債務の変動		
予想給付債務期首残高	12,263.1	9,596.6
勤務費用	236.5	204.5
利息費用	1,029.4	934.0
清算による負債の消却	(1,554.0)	(1,381.1)
支払給付額	(134.7)	(164.9)
給付債務に係る年金数理上の(利益)／損失	1,560.4	3,074.0
予想給付債務期末残高	13,400.7	12,263.1
制度資産の変動		
期首における制度資産の公正価値	10,103.4	9,018.8
制度資産の実際運用収益	898.8	848.0
清算による資産の分配	(1,726.7)	(1,534.6)
雇用者の拠出金	4,050.8	1,936.1
支払給付額	(134.7)	(164.9)
制度資産期末残高	13,191.6	10,103.4
積立状況	(209.1)	(2,159.7)
正味認識金額	(209.1)	(2,159.7)
期末における給付債務累計額	11,998.0	10,748.5

以下の表は、表示期間における正味年金費用の内訳を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
勤務費用	236.5	204.5	216.9
利息費用	1,029.4	934.0	823.6
資産の期待収益	(902.9)	(743.8)	(772.0)
縮小及び清算(利益)／損失	172.7	153.5	223.6
年金数理上の(利益)／損失	1,141.5	754.2	549.8
正味年金費用	1,677.2	1,302.4	1,041.9

年金債務に対応する期間の割引率は、国債の利回りにAAA格付けの社債に相当するリスクを反映するためのプレミアムを加えて決定される。

以下の表は、表示期間における正味期間給付費用を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度		
	2016年	2015年	2014年
割引率	8.5%	9.8%	8.8%
昇給率			
基本給	1.5%	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%	7.0%
制度資産の収益率	8.0%	8.0%	8.0%
(基礎年金に対して適用される)年金増加率	7.0%	7.0%	7.0%

以下の表は、表示期間における給付債務を算定する際に用いた仮定の加重平均を示している。

	3月31日に終了した事業年度	
	2016年	2015年
割引率	8.4%	8.5%
昇給率		
基本給	1.5%	1.5%
物価上昇手当	7.0%	7.0%
(基礎年金に対して適用される) 年金増加率	7.0%	7.0%

制度資産

当グループは制度資産の期待収益率の仮定を、今後7年から8年の長期平均期待収益率に基づいて決定している。

以下の表は、表示期間における当グループの年金に関する資産配分及び資産区分別の公正価値に基づく年金の目標資産配分を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	2016年 3月31日現在 公正価値	2015年 3月31日現在 公正価値	2017年 3月31日現在 目標資産配分	2016年 3月31日現在 目標資産配分
資産区分				
国債	6,417.0	719.0	49%	6%
社債	6,029.8	820.5	46%	6%
銀行預け金及びその他	744.8	128.0	5%	1%
ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金	-	8,435.9	-	87%
合計	13,191.6	10,103.4	100%	100%

国債及び社債の評価は、レベル2のインプットを用いて算定される。ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理する基金における制度資産の価値は、個別の制度の1ユニット当たりの純資産価値（レベル2のインプットとみなされる）に基づいて算定されている。

当グループの制度資産の投資は、すべてインドで国債、社債及び株式取引ファンドに投資されている。受託会社は、インド所得税法で定められた投資パターン及びガイドラインに従い、上記の証券に投資して当グループの制度資産を運用している。証券は、信用格付け、比較可能利回り及び投資期間を考慮した上で、購入される。

以下の表は今後5年間の各年度及びその後の予想給付支払額を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	金額
2017年3月31日に終了する事業年度における当グループの基金への予想拠出額	3,000.0
3月31日に終了する事業年度における基金からの予想給付額	
2017年	803.7
2018年	938.4
2019年	1,169.4
2020年	1,123.6
2021年	1,207.7
2022年以降の10年間	5,175.3

予想給付額は、当グループの2016年3月31日現在の給付債務を測定する際に用いた仮定と同様の仮定に基づいている。

退職手当

退職手当は、特定の従業員が行使したオプションに基づき当グループが特定の従業員の年間給与の15.0%に相当する金額をLIC又はICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに毎年拠出することで運営されている確定拠出型制度である。LIC及びICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは当基金の管理会社であり、制度に基づく一時金及び年金の支払いを請け負っている。当グループは2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した事業年度に、退職金制度に対して、それぞれ129.0百万インド・ルピー、114.1百万インド・ルピー及び123.1百万インド・ルピーを拠出した。

準備基金

インドの法律に従い、当グループの従業員（年金制度の対象者以外）は準備基金による給付を受けることができる。準備基金残高に係る金利保証についての保険数理上の評価は、当グループが任命した保険数理士によって決定される。当期中に生じた保険数理上の損益は損益計算書に認識される。当グループは、当グループが設立し、理事会が管理している基金に拠出を行っている。2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度において、当グループは、従業員準備基金へそれぞれ1,827.5百万インド・ルピー、1,708.4百万インド・ルピー及び1,599.2百万インド・ルピー拠出している。これには、1952年従業員年金基金及び雑則法に基づく従業員年金制度に対して行われる強制拠出が含まれる。

i) 一株当たり利益

基本的一株当たり利益は、加重平均普通株式一株当たりの純利益である。希薄化後一株当たり利益は、未行使オプションが行使された場合に普通株式数が増加することによって基本的一株当たり利益に及ぼす影響を反映したものである。

米国GAAPにおける基本的及び希薄化後一株当たり利益は、主に米国GAAPに基づく利益が異なるため相違が生じる。

以下の表は、表示期間における米国GAAPによる一株当たり利益の計算を示している。

(単位：百万インド・ルピー、 ただし一株当たり利益の データを除く)	3月31日に終了した事業年度					
	2016年		2015年		2014年	
	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
利益						
ICICIバンク株主に帰属する						
純利益（希薄化効果考慮前）	73,037.1	73,037.1	116,912.7	116,912.7	101,421.0	101,421.0
子会社／持分法適用関連会社の 条件付き株式発行	-	(99.0)	-	(109.5)	-	(125.4)
	<u>73,037.1</u>	<u>72,938.1</u>	<u>116,912.7</u>	<u>116,803.2</u>	<u>101,421.0</u>	<u>101,295.6</u>
普通株式						
加重平均普通株式残高	5,807.3	5,807.3	5,785.7	5,785.7	5,771.5	5,771.5
従業員ストック・オプションに よる希薄化効果	-	28.2	-	40.2	-	18.0
合計	<u>5,807.3</u>	<u>5,835.5</u>	<u>5,785.7</u>	<u>5,825.9</u>	<u>5,771.5</u>	<u>5,789.5</u>
一株当たり利益						
当期純利益(単位：インド・ ルピー)	12.58	12.50	20.21	20.05	17.57	17.50

j) 法人所得税

繰延税金残高の構成要素

以下の表は、表示期間における繰延税金残高の構成要素を示している。

	3月31日現在	
	2016年	2015年
(単位：百万インド・ルピー)		
繰延税金資産		
貸倒引当金	85,744.8	44,063.4
売却可能証券	572.9	-
売買目的証券への投資	96.4	155.6
前受収益	88.8	2,589.9
繰越営業損失／欠損金	355.9	4,105.3
子会社及び関連会社投資	4,021.4	5,032.0
その他	4,835.0	1,309.1
	95,715.2	57,255.3
評価性引当金	(355.9)	(346.0)
繰延税金資産総額	95,359.3	56,909.3
繰延税金負債		
売却可能証券	(1,004.3)	(1,165.0)
有形固定資産	(5,893.7)	(6,682.1)
子会社、支店及び関連会社投資	(1,957.9)	(5,037.7)
無形資産	(38.1)	(99.4)
長期債務	(136.0)	(170.4)
その他	(1,423.5)	(732.7)
	(10,453.5)	(13,887.3)
繰延税金資産純額	84,905.8	43,022.0

繰延税金資産の実現可能性を評価するにあたり、経営陣は繰延税金資産の一部又は全部が実現する可能性が、実現しない可能性よりも高いかどうかを考慮する。繰延税金資産の最終的な実現は一時差異が減算可能である期間において将来の課税所得が生じるか否かによる。この評価の実施において経営陣は、繰延税金負債の戻し入れ予定、予想される将来の課税所得、及びタックス・プランニング戦略を考慮する。過去の課税所得及び繰延税金資産が減算可能な期間における将来の課税所得の予測に基づき、経営陣は、2015年及び2016年3月31日現在においてそれらの減算可能な差異からの税務上の便益（評価性引当金控除後）が実現する可能性が実現しない可能性よりも高いと確信している。ただし、将来の見積課税所得が減少する場合には、実現可能であると考えられる繰延税金資産の金額に近い将来において減額される可能性がある。

インドの追加税及び教育目的税を含む法定税率は、2016年、2015年及び2014年3月31日に終了した年度において、それぞれ34.61%、33.99%及び33.99%であった。

税率の調整

以下の表は、表示期間における法定税率による見積法人所得税と法人所得税費用／（便益）との調整を示している。

	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
(単位：百万インド・ルピー)			
事業からの税引前利益／（損失）（非支配持分を含む）			
インド	110,972.7	140,383.6	119,303.5
インド以外	(13,316.3)	18,516.9	24,079.0
合計	97,656.4	158,900.5	143,382.5
法定税率	34.61%	33.99%	33.99%
法定税率による法人所得税費用／（便益）	33,794.9	54,010.3	48,735.7
以下の処理による税金の増加／（減少）：			
金融機関に適用される特別税額控除	(4,576.0)	(3,817.5)	(3,128.1)
非課税受取利息及び受取配当金	(5,536.3)	(3,633.0)	(2,777.4)
法定税率以外の税率が適用される所得	(2,853.8)	(6,055.6)	(5,013.5)
法定税率の変動	(831.4)	(15.9)	(1,551.1)
損金処理の認められない費用	2,108.4	2,297.5	1,112.4
子会社、支店及び関連会社の未分配利益に対する税金	2,991.2	(1,581.2)	3,817.3
評価性引当金の増減	9.9	(3.0)	31.9
過年度税額査定に対する税額調整	(1,750.6)	(291.1)	(7.4)
その他	(335.1)	(135.5)	(145.8)
報告された法人所得税費用／（便益）¹	23,023.2	40,775.0	41,074.0

1. 2016年、2015年及び2014年3月31日に終了した年度における海外事業の当期税金それぞれ2,110.0百万インド・ルピー、1,716.9百万インド・ルピー及び2,322.1百万インド・ルピー並びに海外事業の繰延税金（費用）／便益それぞれ6,826.4百万インド・ルピー、243.9百万インド・ルピー及び197.9百万インド・ルピーを含む。

2016年3月31日現在、当グループの子会社に関連する繰越営業損失合計は790.4百万インド・ルピーで、このうち、291.3百万インド・ルピーが2028年3月31日に、233.2百万インド・ルピーが2029年3月31日に、62.9百万インド・ルピーが2030年3月31日に、147.7百万インド・ルピーが2031年3月31日に、53.2百万インド・ルピーが2033年3月31日に、1.1百万インド・ルピーが2034年3月31日に、0.7百万インド・ルピーが2035年3月31日に、0.3百万インド・ルピーが2036年3月31日に失効する。

法人税の申告が確定していない状況における会計処理

当グループの方針は、もしあれば、法人税に係る利息及び課徴金をそれぞれ利息費用（又は収益）及び法人所得税費用に含めるというものである。しかし、未認識の税務便益に関して当グループは適正な税金を支払っているため、利息費用は認識していない。当グループは、当グループのタックス・ポジションは最低法定要件を満たしており、課徴金の支払いは発生しないと考えているため、2016年3月31日現在で未払課徴金は計上していない。

当グループは、税務当局からの還付命令に基づき還付される税金に係る未収利息又は受取利息については、収益を認識している。還付される税金の金額は、2016年、2015年及び2014年3月31日に終了した年度においてそれぞれ3,135.6百万インド・ルピー、2,735.7百万インド・ルピー及び1,941.8百万インド・ルピーである。また、当グループは、法人税に関する様々な係争案件に関して支払った前払税金に係る未収利息について、税務当局との間で関連案件が解決するまでは認識しない。2016年、2015年及び2014年3月31日現在、このような前払税金に係る利息の未認識額はそれぞれ、11,529.9百万インド・ルピー、11,460.3百万インド・ルピー及び11,873.4百万インド・ルピーである。

以下の表は、表示期間における未認識の税務便益の期首と期末残高の調整を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日に終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
期首残高	25,486.9	22,498.8	16,415.5
過年度のタックス・ポジションに関する増加	380.7	-	3,515.4
当年度のタックス・ポジションに関する増加	2,725.2	2,988.1	2,567.9
過年度のタックス・ポジションに関する減少	(1,014.2)	-	-
期末残高	27,578.6	25,486.9	22,498.8

当グループの未認識の税務便益の合計が認識される場合には、未払税金が減少することになり、当グループの実効税率に影響を及ぼすことになる。

当グループの主要な税管轄域はインドであり、2013年度以降に関する調査は完了していない。しかしながら、1993年度以降の会計年度に関して、当社が提起した控訴はインド国内の地方税務当局との間で係争中となっている。

未認識の税務便益額の変動は、様々な税務当局による税務調査の進捗によって異なるため、今後12ヶ月以内の重要な変動を合理的に見積もることはできない。

k) 一時的ではない減損

当グループは、持分証券及び負債証券への投資に係る特定の未実現損失は一時的であると判断した。当グループは、減損の兆候のある投資を特定し評価するために、毎年見直しを行っている。持分証券又は負債証券への投資は、それらの公正価値が原価を下回った場合には減損しているとみなされ、その下落が一時的ではないと判断された場合には価値の低下を会計上認識することが要求される。損失が一時的であるかどうかを判断する際に考慮される要素は、発行体の財務状況及び短期的な見通しである。持分証券については、個別の投資の公正価値が償却原価の80%以下である場合、当該投資について未実現損失が発生している期間の長さを考慮した上で、一時的な減損であるかどうかの評価対象となる。また、持分証券の減損は、価値が回復するために必要な期間にわたり投資を保有する当グループの意思及び能力に基づいて判断される一方、負債証券の減損は、投資が売却目的として識別されているか、あるいは当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該投資を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも高いかどうかの判断に基づく。

以下の表は、2016年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している持分証券及び負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
有価証券の明細						
社債	16,258.2	(382.8)	12,755.6	(2,049.0)	29,013.8	(2,431.8)
国債	20,479.0	(202.3)	90,859.6	(2,742.7)	111,338.6	(2,945.0)
その他負債証券	34,695.9	(528.4)	14,489.4	(2,224.3)	49,185.3	(2,752.7)
負債証券合計	71,433.1	(1,113.5)	118,104.6	(7,016.0)	189,537.7	(8,129.5)
持分証券	1,993.5	(260.9)	722.4	(145.2)	2,715.9	(406.1)
合計	73,426.6	(1,374.4)	118,827.0	(7,161.2)	192,253.6	(8,535.6)

以下の表は、2015年3月31日現在、一時的と判断される未実現損失が発生している持分証券及び負債証券への投資の公正価値を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
有価証券の明細						
社債	16,761.7	(555.8)	6,625.9	(104.6)	23,387.6	(660.4)
国債	30,122.8	(121.8)	235,586.4	(4,325.7)	265,709.2	(4,447.5)
その他負債証券	20,722.2	(356.3)	12,910.1	(2,167.8)	33,632.3	(2,524.1)
負債証券合計	67,606.7	(1,033.9)	255,122.4	(6,598.1)	322,729.1	(7,632.0)
持分証券	2,402.1	(284.5)	119.9	(63.3)	2,522.0	(347.8)
合計	70,008.8	(1,318.4)	255,242.3	(6,661.4)	325,251.1	(7,979.8)

以下の表は、2016年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、 売却を求められる可能性も低い有価証券に 関連した一時的ではない減損			当グループが 売却を意図して いるか、売却を 求められる 可能性が高い 有価証券に ついて損益に 認識された損失	損益に 認識された 損失合計
	当年度中 に認識された 一時的ではない 減損合計	一時的ではない 減損のうちOCI に認識された 部分(税引前)	損益に認識 された一時的 ではない減損 (正味)		
有価証券の明細					
社債	1,333.8	-	1,333.8	694.2	2,028.0
国債	-	-	-	108.7	108.7
その他負債証券	2,183.8	-	2,183.8	5.5	2,189.3
合計	3,517.6	-	3,517.6	808.4	4,326.0

以下の表は、2015年3月31日に終了した年度に、負債証券に関して認識された一時的ではない減損の合計を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	当グループが売却を意図しておらず、 売却を求められる可能性も低い有価証券に 関連した一時的ではない減損			当グループが 売却を意図して いるか、売却を 求められる 可能性が高い 有価証券に ついて損益に 認識された損失	損益に 認識された 損失合計
	当年度中 に認識された 一時的ではない 減損合計	一時的ではない 減損のうちOCI に認識された 部分(税引前)	損益に認識 された一時的 ではない減損 (正味)		
有価証券の明細					
社債	717.2	-	717.2	226.0	943.2
国債	-	-	-	149.1	149.1
その他負債証券	219.2	-	219.2	4.2	223.4
合計	936.4	-	936.4	379.3	1,315.7

以下の表は、2016年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

	2015年 3月31日 現在残高	過去に減損して いない有価証券 について損益に 認識された減損	過去に減損した 有価証券に ついて損益に 認識された減損	減損している 有価証券の売却 又は満期による 減額	当グループが 売却を意図して いる、過去に損 益に認識された 減損による減額	2016年 3月31日 現在残高
(単位：百万インド・ルピー)						
社債	2,729.1	757.1	576.7	163.2	-	3,899.7
その他負債証券	3,499.8	958.5	1,225.3	94.9	-	5,588.7
合計	6,228.9	1,715.6	1,802.0	258.1	-	9,488.4

以下の表は、2015年3月31日現在保有されているAFS負債証券について損益に認識された一時的ではない減損累計額の12ヶ月間の変動を示している。

	2014年 3月31日 現在残高	過去に減損して いない有価証券 について損益に 認識された減損	過去に減損した 有価証券に ついて損益に 認識された減損	減損している 有価証券の売却 又は満期による 減額	当グループが 売却を意図して いる、過去に損 益に認識された 減損による減額	2015年 3月31日 現在残高
(単位：百万インド・ルピー)						
社債	2,352.5	706.9	10.3	340.6	-	2,729.1
その他負債証券	3,492.9	-	219.3	212.4	-	3,499.8
合計	5,845.4	706.9	229.6	553.0	-	6,228.9

特定の負債証券及び持分証券への投資における未実現損失は、以下の理由により、一時的ではない減損に分類されていない。

- ・ 当グループは、未実現損失が生じている負債証券について、それらが売却目的として識別されておらず、当グループが償却原価ベースから当期の信用損失を控除した金額を回収する前に当該証券を売却するよう求められる可能性が求められない可能性よりも低いと判断している。
- ・ 実施中のプロジェクト及び投資の戦略的な性質並びに商品の市場性を高め、販売傾向及びキャッシュ・フローを増加することを目的とする事業体の能力拡大の提案等の要因を検討後、当グループは、2016年3月31日現在、市場性のある持分証券及びその他の有価証券の価値の減少を一時的ではない減損と判断していない。上記の評価及び公正価値を回復するために必要な期間にわたってこれらの投資を保有する当社の能力及び意思に基づき、当グループは、2016年3月31日現在、これらの投資に一時的ではない減損があったと判断していない。

当グループはまた、一時的ではない減損がある特定の債券投資を有しており、これらは売却目的として識別されておらず、当グループが信用損失以外の価値を回収する前に当該投資の売却を求められる可能性は低い。信用損失を表す金額は損益に認識され、その他の要因に関連する損失額はその他の包括利益に認識されている。信用損失は有価証券の予想将来キャッシュ・フローの現在価値と当該有価証券の償却原価ベースの差額に基づいて算定される。当グループは、発行体の全般的な財務状況、資金源、返済記録並びに担保、第三者による保証又はその他の信用補完の実現価値に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もっている。

2016年3月31日現在、当グループは78,203.2百万インド・ルピーの原価法投資を保有している。これら有価証券の公正価値は、投資の公正価値に重大な悪影響を及ぼすような状況の変化がないため、見積もられていない。

1) 包括利益

以下の表は、表示期間における包括利益の内訳を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	3月31日終了した年度		
	2016年	2015年	2014年
純利益／（損失）（税引後）（非支配持分を除く）	73,037.1	116,912.7	101,421.0
その他の包括利益：			
有価証券に係る正味未実現利益／（損失）（実現額及びその			
他（税引後）控除後） ¹	(4,670.4)	40,849.6	(20,746.8)
換算調整額 ²	3,347.5	4,837.4	8,964.7
繰延給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用者の会計			
処理（税引後） ³	(525.1)	(1,408.3)	(491.7)
ICICIバンク株主に帰属する包括利益	71,189.1	161,191.4	89,147.2
非支配持分に帰属する包括利益	1,608.0	1,249.1	898.0
包括利益合計	72,797.1	162,440.5	90,045.2

1. 2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度において、それぞれ4,129.6百万インド・ルピー、(19,448.2)百万インド・ルピー及び11,048.2百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
2. 2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度において、それぞれ(3,317.6)百万インド・ルピー、(157.7)百万インド・ルピー及び(2,292.1)百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。
3. 2016年3月31日、2015年3月31日及び2014年3月31日に終了した年度において、それぞれ352.7百万インド・ルピー、725.2百万インド・ルピー及び368.3百万インド・ルピーの税効果控除後の金額である。

m) 保証

当グループは、プロジェクト・ファイナンス及びコマーシャル・バンキング業務の一環として、顧客の信用力を強化するために保証を行っている。これらは一般的に顧客がその金融債務又は履行義務を果たせなかった場合に当グループが支払いを行うという取消不能の保証である。金融保証とは、顧客が特定の金融債務の返済が出来なかった場合に、第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。履行保証とは、顧客が契約上の非金融義務を履行できなかった場合に第三者である受益者に対して支払いを行う義務である。保証期間は通常10年以下の期間を対象としている。

これらの商品に関連する信用リスク及びオペレーティング・リスクはその他の種類の金融商品に関連する当該リスクに類似している。当グループの保証債務に関する負債の2016年3月31日現在の帳簿価額は6,920.7百万インド・ルピー（2015年3月31日：7,289.2百万インド・ルピー）であった。

以下の表は2016年3月31日現在の保証残高の詳細を示している。

(単位：百万インド・ルピー)	保証に基づく最大の潜在的将来支払額				
	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超	合計
保証の性質					
金融保証	288,690.4	100,371.5	52,743.5	19,162.9	460,968.3
履行保証	354,469.8	194,121.8	66,511.4	15,680.8	630,783.8
保証総額	643,160.2	294,493.3	119,254.9	34,843.7	1,091,752.1

当グループはその保証により生じる潜在的損失を補填するために利用可能な担保を有している。2016年3月31日現在、保証により生じる損失を補填するために当グループが利用可能な現金及び定期預金による証拠金は78,749.5百万インド・ルピー（2015年3月31日：68,469.2百万インド・ルピー）であった。その他の資産又は保証もまた、当グループが保証による損失を補填するために利用可能である。

履行リスク

各法人債務者の信用格付けは、エクスポージャーの承認時に割り当てられ、その後定期的に見直される。信用格付けが割り当てられた時点において、債務不履行又は不払の可能性が評価される。さらに、法的処置が下された場合には、借り手の債務返済能力が評価される。したがって、保証に関するエクスポージャーの包括的リスク評価は、そのようなエクスポージャーが認められた時に行なわれる。

22. 規制事項

法定流動性要件

1949年銀行業務規制法に基づき、当行は、要求払い及び期限払い負債純額につき指定された割合を、現金、金及び適格有価証券などの非制限付流動資産の保有により維持することが要求されている。2016年3月31日現在、保有することを要求されている証券の金額は941,936.6百万インド・ルピー（2015年3月31日：817,203.7百万インド・ルピー）であり、当行は当事業年度を通じてこの要件に準拠している。

自己資本

当行は、2013年3月31日まではインド準備銀行が規定したバーゼルⅡの自己資本比率に関するガイドラインの適用対象であった。

2013年度に、インド準備銀行は最終的なバーゼルⅢに関するガイドラインを公表した。このガイドラインは、2013年4月1日から施行され、2019年3月31日まで段階的に適用される。2016年3月31日現在、当行は、普通株式等Tier 1資本比率を最低6.13%、Tier 1自己資本比率を最低7.63%、総自己資本比率を最低9.63%維持するよう要求されている。総自己資本要件には、資本保全バッファ0.63%が含まれる。インド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインの第1の柱に基づき、当行は、信用リスクの測定には標準的手法を、市場リスクの測定には標準的デュレーション法を、オペレーショナル・リスクの測定には基礎的指標手法を採用している。

インド準備銀行のバーゼルⅢに関するガイドラインに従って計算された2016年3月31日現在の当行の総自己資本比率は16.64%（2015年3月31日：17.02%）である。これらはインドGAAPに準拠した個別財務諸表に基づいている。

取締役会のために及びその代理として以下の者が署名している。

チャンダ・コッハー
マネージング・ディレクター兼
最高経営責任者

N.S. カナン
エグゼクティブ・ディレクター

ラケシュ・ジャ
最高財務責任者

P. サンカー
シニア・ゼネラル・マネージャー（法務担当）兼
秘書役

アジャイ・ミッタル
経理責任者

場所：ムンバイ
日付：2016年8月1日

[前へ](#)

[次へ](#)

ICICI Bank Limited and subsidiaries
Consolidated balance sheet

(Rs. in thousands)

(Rs. in thousands)

	Schedule	At	
		March 31, 2016	March 31, 2015
CAPITAL AND LIABILITIES			
Capital	1	11,631,656	11,596,608
Employees stock options outstanding		67,019	74,388
Reserves and surplus	2	929,408,451	835,374,445
Minority interest	24	33,556,448	25,058,148
Deposits	3	4,510,773,918	3,859,552,465
Borrowings	4	2,203,776,561	2,112,570,026
Liabilities on policies in force		970,533,948	936,193,819
Other liabilities and provisions	5	527,813,976	480,421,804
TOTAL CAPITAL AND LIABILITIES		9,187,561,977	8,260,791,703
ASSETS			
Cash and balances with Reserve Bank of India	6	272,775,620	258,376,695
Balances with banks and money at call and short notice	7	377,584,682	217,995,002
Investments	8	2,860,440,872	2,743,108,109
Advances	9	4,937,291,077	4,384,900,954
Fixed assets	10	87,134,646	58,712,089
Other assets	11	652,335,680	597,698,854
TOTAL ASSETS		9,187,561,977	8,260,791,703
Contingent liabilities	12	11,176,470,163	10,190,385,671
Bills for collection		217,500,551	162,914,850
Significant accounting policies and notes to accounts	17 & 18		

The Schedules referred to above form an integral part of the Consolidated Balance Sheet.

ICICI Bank Limited and subsidiaries
Consolidated profit and loss account

(Rs. in thousands)				
	Schedule	March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	March 31, 2014
I. INCOME				
Interest earned	13	592,937,057	549,639,961	494,792,476
Other income	14	421,021,403	352,522,357	300,846,072
TOTAL INCOME		1,013,958,460	902,162,318	795,638,548
II. EXPENDITURE				
Interest expended	15	339,964,746	323,181,538	297,106,119
Operating expenses	16	407,895,615	350,227,119	306,663,585
Provisions and contingencies (refer note 18.7)		156,829,183	99,330,676	75,097,674
TOTAL EXPENDITURE		904,689,544	772,739,333	678,867,378
III. PROFIT/(LOSS)				
Net profit for the year		109,268,916	129,422,985	116,771,170
Less: Minority interest		7,469,331	6,954,333	6,357,506
Net profit after minority interest		101,799,585	122,468,652	110,413,664
Profit brought forward		198,278,702	145,475,548	103,294,625
TOTAL PROFIT/(LOSS)		300,078,287	267,944,200	213,708,289
IV. APPROPRIATIONS/TRANSFERS				
Transfer to Statutory Reserve		24,316,000	27,939,000	24,530,000
Transfer to Reserve Fund		9,340	7,660	46,146
Transfer to Capital Reserve		23,822,375	2,919,250	760,000
Transfer to/(from) Investment Reserve Account		—	(1,270,000)	1,270,000
Transfer to Special Reserve		13,860,000	11,396,000	9,446,000
Transfer to/(from) Reserve and other reserves		5,207,028	(5,600,341)	1,992,076
Dividend (including corporate dividend tax) for the previous year paid during the year		38,513	29,784	(539,685)
Proposed equity share dividend		29,075,153	28,988,072	26,562,812
Proposed preference share dividend		35	35	35
Corporate dividend tax		5,539,079	4,882,652	4,165,357
Balance carried over to balance sheet		198,210,764	198,652,588	145,475,548
TOTAL		300,078,287	267,944,200	213,708,289
Significant accounting policies and notes to accounts	17 & 18			
Earnings per share (refer note 18.1)				
Basic (Rs.)		17.53	21.17	19.13
Diluted (Rs.)		17.41	20.94	19.03
Face value per share (Rs.)		2.00	2.00	2.00

The Schedules referred to above form an integral part of the Consolidated Profit and Loss Account.

ICICI Bank Limited and subsidiaries
Consolidated cash flow statement

Particulars	(Rs. in thousands)		
	March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	March 31, 2014
Cash flow from operating activities			
Profit before taxes	135,574,704	176,435,930	156,508,688
Adjustments for:			
Depreciation and amortization	9,567,289	9,102,686	8,418,401
Net (appreciation)/depreciation on investments	(34,641,416)	324,940	(704,719)
Provision in respect of non-performing and other assets	88,308,555	36,181,416	24,818,320
Prudential provision on standard assets	3,175,576	4,053,835	1,591,953
Provision for contingencies & others	28,584,825	999,282	963,597
(Profit)/loss on sale of fixed assets	(264,335)	(33,994)	(1,352,001)
Employees stock option grants	142,309	94,432	120,371
	(i) 230,447,507	227,158,527	190,364,610
Adjustments for:			
(Increase)/decrease in investments	(40,179,999)	(144,940,347)	49,187,517
(Increase)/decrease in advances	(648,486,064)	(567,661,237)	(573,005,899)
Increase/(decrease) in deposits	651,221,453	264,425,642	447,421,466
(Increase)/decrease in other assets	(24,030,865)	57,627,927	(58,988,442)
Increase/(decrease) in other liabilities and provisions	132,466,667	94,006,046	58,968,410
	(ii) 70,991,192	(296,541,969)	(76,416,948)
Refund/(payment) of direct taxes	(iii) (64,985,465)	(33,347,975)	(46,299,744)
Net cash flow from/(used in) operating activities(i)+(ii)+(iii)	(A) 236,453,234	(122,731,417)	67,647,918
Cash flow from investing activities			
Purchase of fixed assets	(8,483,857)	(12,446,322)	(8,373,656)
Proceeds from sale of fixed assets	703,145	367,499	2,051,182
(Purchase)/sale of held to maturity securities	(110,411,892)	(117,238,214)	(160,353,177)
Net cash used in investing activities	(B) (118,192,604)	(129,317,037)	(166,675,651)
Cash flow from financing activities			
Proceeds from issue of share capital (including ESOPs)	2,824,200	3,477,284	761,818
Proceeds from long term borrowings	455,604,563	439,781,096	331,892,456
Repayment of long term borrowings	(319,709,230)	(271,340,761)	(211,027,903)
Net proceeds/(repayment) of short term borrowings	(46,055,502)	107,195,242	(17,862,991)
Dividend and dividend tax paid	(34,524,887)	(30,840,867)	(27,040,480)
Net cash generated from/(used in) financing activities	(C) 58,139,144	248,271,994	78,722,880
Effect of exchange fluctuation on translation reserve	(D) (2,411,769)	(2,434,107)	9,178,547

ICICI Bank Limited and subsidiaries
Consolidated cash flow statement (Continued)

(Rs. in thousands)

Particulars	Year ended		
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents (A) + (B) + (C) + (D)	173,988,005	(6,210,567)	(11,126,306)
Cash and cash equivalents as at the beginning of the year	476,371,697	482,582,264	493,708,570
Cash and cash equivalents as at the end of the year	650,359,702	476,371,697	482,582,264

Cash and cash equivalents include cash in hand, balances with RBI, balances with other banks and money at call and short notice.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet

SCHEDULE 1 - CAPITAL

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
Authorized capital		
6,375,000,000 equity shares of Rs. 2 each (March 31, 2015: 6,375,000,000 equity shares of Rs. 2 each)	12,750,000	12,750,000
15,000,000 shares of Rs. 100 each (March 31, 2015: 15,000,000 shares of Rs. 100 each) ¹	1,500,000	1,500,000
350 preference shares of Rs. 10 million each (March 31, 2015: 350 preference shares of Rs. 10 million each) ²	3,500,000	3,500,000
Equity share capital		
Issued, subscribed and paid-up capital		
5,797,244,645 equity shares of Rs. 2 each (March 31, 2015: 5,774,163,845 equity shares)	11,594,489	11,548,327
Add: 17,523,785 equity shares of Rs. 2 each (March 31, 2015: 23,080,800 equity shares) issued pursuant to exercise of employee stock options	25,048	46,162
	11,629,537	11,594,489
Add: 266,089 equity shares of Rs. 10 each forfeited (March 31, 2015: 266,089 equity shares)	2,119	2,119
TOTAL CAPITAL	11,631,656	11,596,608

1. These shares will be of such class and with such rights, privileges, conditions or restrictions as may be determined by the Bank in accordance with the Articles of Association of the Bank and subject to the legislative provisions in force for the time being in that behalf.

2. Pursuant to RBI circular, the issued and paid-up preference shares are grouped under Schedule 6- "Borrowings".

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2 - RESERVES AND SURPLUS

		(Rs. in thousands)	
		At	
		March 31, 2016	March 31, 2015
I.	Statutory reserve		
	Opening balance	163,205,519	135,266,519
	Additions during the year	24,316,000	27,939,000
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	187,521,519	163,205,519
II.	Special reserve		
	Opening balance	69,454,700	58,058,700
	Additions during the year	13,860,000	11,396,000
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	83,314,700	69,454,700
III.	Securities premium		
	Opening balance	319,054,660	315,537,750
	Additions during the year ¹	2,938,832	3,516,910
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance	321,993,492	319,054,660
IV.	Investment reserve account		
	Opening balance	--	1,270,000
	Additions during the year	--	--
	Deductions during the year	--	(1,270,000)
	Closing balance	--	--
V.	Unrealized investment reserve ²		
	Opening balance	35,153	34,100
	Additions during the year	88,956	1,053
	Deductions during the year	(128,553)	--
	Closing balance	(4,444)	35,153
VI.	Capital reserve		
	Opening balance	26,095,641	23,176,391
	Additions during the year ³	23,822,375	2,919,250
	Deductions during the year	--	--
	Closing balance ⁴	49,918,016	26,095,641
VII.	Foreign currency translation reserve		
	Opening balance	22,999,128	25,433,235
	Additions during the year	6,589,367	11,062,032
	Deductions during the year ⁵	(9,411,886)	(13,496,139)
	Closing balance	20,176,609	22,999,128

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
VIII. Revaluation reserve		
Opening balance	--	--
Additions during the year ⁶	28,174,747	--
Deductions during the year	--	--
Closing balance	28,174,747	--
IX. Reserve fund		
Opening balance	36,694	95,865
Additions during the year ⁷	9,340	7,660
Deductions during the year ⁸	--	(66,831)
Closing balance	46,034	36,694
X. Revenue and other reserves		
Opening balance	36,214,248	48,334,225
Additions during the year ⁹	5,618,430	4,015,939
Deductions during the year ^{9,10}	(1,778,664)	(16,135,916)
Closing balance ^{11,12}	40,057,014	36,214,248
XI. Balance in profit and loss account		
Deductions during the year ⁹	198,210,764	198,652,588
Balance in profit and loss account	198,210,764	(373,886)
TOTAL RESERVES AND SURPLUS	929,408,451	835,374,445

1. Includes Rs. 2,399.2 million (March 31, 2015: Rs. 3,431.1 million) on exercise of employee stock options.

2. Represents unrealized profit/(loss) pertaining to the investments of venture capital funds.

3. Includes appropriations made by the Bank for profit on sale of investments in held-to-maturity category, net of taxes and transfer to Statutory Reserve and profit on sale of land and buildings, net of taxes and transfer to Statutory Reserve.

4. Includes capital reserve on consolidation amounting to Rs. 79.1 million (March 31, 2015: Rs. 80.7 million).

5. Includes exchange profit on repatriation of retained earnings from overseas branches of the Bank.

6. Represents gain on revaluation of premises owned by the Bank at March 31, 2016.

7. Includes appropriations made to Reserve Fund for the year ended March 31, 2015 in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch of the Bank.

8. In terms of the guidelines issued by Central Bank of Sri Lanka, banks in Sri Lanka are no longer required to make appropriation towards Investment Fund Account. The balance of Rs. 66.8 million outstanding in Investment Fund Account had been transferred to revenue and other reserves during the year ended March 31, 2015 in accordance with these guidelines.

9. At March 31, 2015, includes amount utilized for creation of deferred tax liability of ICICI Home Finance Company Limited on balance in Special Reserve at March 31, 2014 in accordance with National Housing Board circular dated May 27, 2014.

10. At March 31, 2015, includes Rs. 9,291.6 million utilized with approval of RBI to provide for outstanding Funded Interest Term Loans (FITL) related to accounts restructured prior to the issuance of RBI guideline in 2008.

11. Includes unrealized profit/(loss), net of tax, of Rs. (530.9) million (March 31, 2015: Rs. (407.4) million) pertaining to the investments in the available-for-sale category of ICICI Bank UK PLC.

12. Includes netted reserve of Rs. 1,265.0 million (March 31, 2015: Rs. 1,281.1 million) primarily relating to liquid contracts of the life insurance subsidiary.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 2A - MINORITY INTEREST

(Rs. in thousands)		
	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
Opening minority interest	25,058,148	20,107,641
Subsequent increase/(decrease) during the year	8,498,300	4,950,507
CLOSING MINORITY INTEREST	33,556,448	25,058,148

SCHEDULE 3 - DEPOSITS

(Rs. in thousands)		
	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
A. I. Demand deposits		
i) From banks	39,713,920	37,225,312
ii) From others	563,675,244	467,371,342
II. Savings bank deposits	1,444,551,013	1,221,061,995
III. Term deposits		
i) From banks	95,975,771	82,869,479
ii) From others	2,366,857,970	2,051,024,337
TOTAL DEPOSITS	4,510,773,918	3,859,552,465
B. I. Deposits of branches in India	4,097,654,748	3,495,286,634
II. Deposits of branches/subsidiaries outside India	413,119,170	364,265,831
TOTAL DEPOSITS	4,510,773,918	3,859,552,465

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 4 - BORROWINGS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Borrowings in India		
i) Reserve Bank of India	115,411,000	179,758,800
ii) Other banks	76,202,937	52,409,514
iii) Other institutions and agencies		
a) Government of India	-	-
b) Financial institutions	198,462,255	181,754,472
iv) Borrowings in the form of		
a) Deposits	2,866,149	2,613,694
b) Commercial paper	8,701,661	14,671,235
c) Bonds and debentures (excluding subordinated debt)	119,263,431	110,250,918
v) Application money-bonds	-	-
vi) Capital instruments		
a) Innovative Perpetual Debt Instruments (IPDI) (qualifying as additional Tier 1 capital)	13,010,000	13,010,000
b) Hybrid debt capital instruments issued as bonds/debentures (qualifying as Tier 2 capital)	98,152,555	98,159,787
c) Redeemable Non-Cumulative Preference Shares (RNCPS) (250 RNCPS of Rs. 10.0 million each issued to preference share holders of erstwhile ICICI Limited on amalgamation, redeemable at par on April 20, 2018)	3,500,000	3,500,000
d) Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	193,976,348	221,762,009
TOTAL BORROWINGS IN INDIA	829,546,336	877,890,429
II. Borrowings outside India		
i) Capital instruments		
a) Innovative Perpetual Debt Instruments (IPDI) (qualifying as additional Tier 1 capital)	22,517,983	21,227,648
b) Hybrid debt capital instruments issued as bonds/debentures (qualifying as Tier 2 capital)	65,233,121	61,498,053
c) Unsecured redeemable debentures/bonds (subordinated debt included in Tier 2 capital)	9,916,081	9,339,593
ii) Bonds and notes	492,616,248	419,855,672
iii) Other borrowings ¹	783,946,792	722,708,631
TOTAL BORROWINGS OUTSIDE INDIA	1,374,230,225	1,234,629,597
TOTAL BORROWINGS	2,203,776,561	2,112,520,026

1. Includes borrowings guaranteed by Government of India for the equivalent of Rs. 5,332.2milion (March 31, 2015: Rs. 13,336.4 million).

2. Secured borrowings in I and II above amount to Rs. 169,644.9 million (March 31, 2015: Rs. 115,868.2 million) including borrowings under Collateralised Borrowing and Lending Obligation, market repurchase transactions with banks and financial institutions and transactions under Liquidity Adjustment Facility and Marginal Banking Facility.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 5 - OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Bills payable	48,422,363	52,914,088
II. Inter-office adjustments (net)	1,295,674	2,268,830
III. Interest accrued	35,086,739	43,756,791
IV. Sundry creditors	164,490,577	133,345,526
V. Provision for standard assets	29,178,492	25,507,118
VI. Others ^{1,2}	249,340,731	222,629,451
TOTAL OTHER LIABILITIES AND PROVISIONS	527,813,976	480,421,804

1. For the year ended March 31, 2016, includes Rs. 30,000.0 million towards collective contingency and related reserve.
 2. Includes:
 a) Proposed dividend amounting to Rs. 29,075.2 million (March 31, 2015: Rs. 28,988.1 million).
 b) Corporate dividend tax payable amounting to Rs. 3,786.8 million (March 31, 2015: Rs. 3,720.6 million).

SCHEDULE 6 - CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Cash in hand (including foreign currency notes)	67,477,173	68,586,251
II. Balances with Reserve Bank of India in current accounts	205,298,247	189,790,444
TOTAL CASH AND BALANCES WITH RESERVE BANK OF INDIA	272,775,620	258,376,695

SCHEDULE 7 - BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. In India		
i) Balances with banks		
a) in current accounts	1,905,925	3,375,768
b) in other deposit accounts	9,791,225	13,170,773
ii) Money at call and short notice		
a) with banks	66,771,325	-
b) with other institutions	-	2,925,489
TOTAL	78,468,475	19,472,030
II. Outside India		
i) in current accounts	134,753,654	147,922,798
ii) in other deposit accounts	69,838,416	26,968,517
iii) Money at call and short notice	94,523,537	23,631,657
TOTAL	299,115,607	198,522,972
TOTAL BALANCES WITH BANKS AND MONEY AT CALL AND SHORT NOTICE	377,584,082	217,995,002

SCHEDULE 8 - INVESTMENTS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Investments in India (net of provisions)		
i) Government securities	1,436,810,801	1,334,237,788
ii) Other approved securities	--	--
iii) Shares (includes equity and preference shares) ¹	78,470,821	70,833,737
iv) Debentures and bonds	205,599,336	235,166,133
v) Assets held to cover linked liabilities of life insurance business	752,957,948	747,775,359
vi) Others (commercial paper, mutual fund units, pass through certificates, security receipts, certificate of deposits) ²	271,392,503	268,734,925
TOTAL INVESTMENTS IN INDIA	2,745,231,409	2,656,747,942
II. Investments outside India (net of provisions)		
i) Government securities	61,032,012	52,301,686
ii) Others (equity shares, bonds and certificate of deposits)	54,177,451	34,058,481
TOTAL INVESTMENTS OUTSIDE INDIA	115,209,463	86,360,167
TOTAL INVESTMENTS	2,860,440,872	2,743,108,109
A. Investments in India		
Gross value of investments ³	2,760,752,923	2,662,884,603
Less: Aggregate of provision/depreciation (appreciation)	15,521,514	6,136,661
Net investments	2,745,231,409	2,656,747,942
B. Investments outside India		
Gross value of investments	117,260,970	87,689,018
Less: Aggregate of provision/depreciation (appreciation)	2,051,507	1,328,851
Net investments	115,209,463	86,360,167
TOTAL INVESTMENTS	2,860,440,872	2,743,108,109

¹ Includes cost of investment in associates amounting to Rs. 3,690.1 million (March 31, 2015: Rs. 4,590.5 million).

² In accordance with RBI circular dated July 16, 2015, investment in Rural Infrastructure and Development Fund and other related deposits of Rs. 280,861.8 million (March 31, 2015: Rs. 284,508.2 million) has been re-classified to line item 'Rural Infrastructure and Development Fund' under Schedule 11 - Other Assets.

³ Includes net appreciation amounting to Rs. 49,077.5 million (March 31, 2015: Rs. 140,769.2 million) on investments held to cover linked liabilities of life insurance business.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 9 - ADVANCES (net of provisions)

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
A.		
i) Bills purchased and discounted	143,811,829	139,070,145
ii) Cash credits, overdrafts and loans repayable on demand	849,039,557	680,082,886
iii) Term loans	3,944,439,691	3,565,747,923
TOTAL ADVANCES	4,937,291,077	4,384,900,954
B.		
i) Secured by tangible assets (includes advances against book debts)	3,948,314,956	3,611,662,833
ii) Covered by bank/government guarantees	103,079,622	112,798,745
iii) Unsecured	885,896,499	660,439,376
TOTAL ADVANCES	4,937,291,077	4,384,900,954
C.		
I. Advances in India		
i) Priority sector	924,348,694	762,092,862
ii) Public sector	44,329,101	35,374,080
iii) Banks	283,403	146,618
iv) Others	2,525,626,771	2,202,248,007
TOTAL ADVANCES IN INDIA	3,494,587,969	2,999,861,567
II. Advances outside India		
i) Due from banks	18,204,673	12,899,084
ii) Due from others		
a) Bills purchased and discounted	42,433,900	48,389,649
b) Syndicated and term loans	1,013,131,071	1,000,048,245
c) Others	368,933,464	323,702,409
TOTAL ADVANCES OUTSIDE INDIA	1,442,703,108	1,385,039,387
TOTAL ADVANCES	4,937,291,077	4,384,900,954

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the consolidated balance sheet (Continued)

SCHEDULE 10 - FIXED ASSETS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Premises		
At cost at March 31 of preceding year	51,764,728	47,929,434
Additions during the year ¹	29,609,849	4,464,603
Deductions during the year	(724,254)	(629,309)
Depreciation to date ²	(13,358,550)	(12,257,917)
Net block³	67,291,773	39,506,811
II. Other fixed assets (including furniture and fixtures)		
At cost at March 31 of preceding year	55,271,663	50,801,492
Additions during the year	7,510,219	7,518,817
Deductions during the year	(3,214,712)	(3,048,646)
Depreciation to date ⁴	(42,138,931)	(38,392,681)
Net block	17,428,239	16,878,982
III. Assets given on Lease		
At cost at March 31 of preceding year	17,299,544	17,299,544
Additions during the year	-	-
Deductions during the year	-	-
Depreciation to date, accumulated lease adjustment and provisions ⁵	(14,884,909)	(14,973,248)
Net block	2,414,635	2,326,296
TOTAL FIXED ASSETS	87,134,646	58,712,089

1. Includes Rs. 28,174.7 million added on revolution earned out by the Bank on March 31, 2016.

2. Includes depreciation charge amounting to Rs. 1,513.3 million (March 31, 2015: Rs. 1,558.5 million).

3. Includes assets of Rs. 13.6 million of the Bank (March 31, 2015: Rs. 2.0 million) which are held for sale.

4. Includes depreciation charge amounting to Rs. 6,723.6 million (March 31, 2015: Rs. 6,073.1 million).

5. Includes depreciation charge/lease adjustment amounting to Rs. 192.2 million (March 31, 2015: Rs. 350.6 million).

SCHEDULE 11 - OTHER ASSETS

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Inter-office adjustments (net)	-	-
II. Interest accrued	77,457,994	71,772,042
III. Tax paid in advance/tax deducted at source (net)	35,319,277	37,594,663
IV. Stationery and stamps	1,710	2,230
V. Non-banking assets acquired in satisfaction of claims¹	18,158,876	875,462
VI. Advance for capital assets	1,454,762	2,050,488
VII. Deposits	13,542,444	13,598,473
VIII. Deferred tax asset (net)	49,611,861	16,114,768
IX. Rural Infrastructure and Development Fund	280,661,817	284,508,152
X. Others²	176,126,939	171,162,556
TOTAL OTHER ASSETS	652,335,680	597,698,854

1. Includes certain non-banking assets acquired in satisfaction of claims which are in the process of being transferred to the Bank's name.

2. Includes goodwill on consolidation amounting to Rs. 1,257.0 million (March 31, 2015: Rs. 1,257.0 million).

SCHEDULE 12 - CONTINGENT LIABILITIES

(Rs. in thousands)

	At	
	March 31, 2016	March 31, 2015
I. Claims against the Group not acknowledged as debts	41,298,568	45,940,699
II. Liability for partly paid investments	12,455	65,787
III. Liability on account of outstanding forward exchange contracts ¹	3,740,067,266	3,047,985,640
IV. Guarantees given on behalf of constituents		
a) In India	750,021,991	755,773,834
b) Outside India	262,980,560	248,099,209
V. Acceptances, endorsements and other obligations	474,131,095	496,851,207
VI. Currency swaps ²	468,883,265	534,295,396
VII. Interest rate swaps, currency options and interest rate futures ³	5,385,604,359	5,021,951,604
VIII. Other items for which the Group is contingently liable	53,470,604	39,422,286
TOTAL CONTINGENT LIABILITIES	11,176,470,163	10,190,385,671

1. Represents interest interest.

SCHEDULE 13 - INTEREST EARNED

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
I. Interest/discount on advances/bills	415,508,980	380,597,058	337,208,794
II. Income on investments ¹	143,244,729	137,799,376	131,021,723
III. Interest on balances with Reserve Bank of India and other inter-bank funds	3,039,556	3,661,576	4,276,997
IV. Others ^{1,2,3}	31,143,792	27,581,951	22,284,962
TOTAL INTEREST EARNED	592,937,057	549,639,961	494,792,476

1. Interest on Rural Infrastructure and Development Fund and other related deposits (RIDF) of Rs. 36,618.9 million (March 31, 2015: Rs. 13,518.0 million; March 31, 2014: Rs. 11,420.6 million) has been re-classified from line item 'Income on investments' to 'Others' consequent to re-classification of RIDF investments from Schedule 8 - Investments to Schedule 11 - Other assets.

2. Includes interest on income tax refunds amounting to Rs. 3,274.4 million (March 31, 2015: Rs. 2,753.5 million; March 31, 2014: Rs. 1991.6 million).

3. Includes interest and amortisation of premiums on non-trading interest rate swaps and foreign currency swaps.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 14 - OTHER INCOME

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
I. Commission, exchange and brokerage	87,696,973	83,938,513	73,240,952
II. Profit/(loss) on sale of investments (net) ¹	46,675,463	24,787,803	7,534,232
III. Profit/(loss) on revaluation of investments (net)	(4,248,050)	(167,456)	3,637,251
IV. Profit/(loss) on sale of land, buildings and other assets (net) ²	264,335	33,994	1,352,001
V. Profit/(loss) on exchange /derivative transactions (net) ³	23,794,434	22,073,402	20,206,580
VI. Premium and other operating income from insurance business	263,839,764	220,771,454	193,319,150
VII. Miscellaneous income (including lease income) ⁴	2,998,484	1,084,647	1,555,906
TOTAL OTHER INCOME	421,021,403	352,522,357	300,846,072

1. Includes profit on sale of part of equity investment in RCI Prudential Life Insurance Company Limited and RCI General Insurance Company Limited.

2. Includes profit/(loss) on sale of assets given on lease.

3. Includes exchange profit/(loss) on repatriation of retained earnings/capital from overseas branches/subsidiaries.

4. Includes share of profit/(loss) from associates of Rs. 174.0 million (March 31, 2015: Rs. 198.3 million, March 31, 2014: Rs. 43.1 million).

SCHEDULE 15 - INTEREST EXPENDED

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
I. Interest on deposits	219,989,769	207,723,125	184,190,198
II. Interest on Reserve Bank of India/inter-bank borrowings	15,587,314	16,935,155	25,068,313
III. Others (including interest on borrowings of erstwhile ICICI Limited)	104,387,663	98,523,258	87,847,608
TOTAL INTEREST EXPENDED	339,964,746	323,181,538	297,106,119

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the profit and loss account (Continued)

SCHEDULE 16 - OPERATING EXPENSES

(Rs. in thousands)

	Year ended		
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
I. Payments to and provisions for employees	69,122,888	65,683,216	59,687,936
II. Rent, taxes and lighting	12,424,715	11,540,155	11,038,531
III. Printing and stationery	1,742,022	1,587,878	1,778,796
IV. Advertisement and publicity	7,199,746	5,281,639	5,874,819
V. Depreciation on property	8,238,922	7,631,612	6,875,673
VI. Depreciation (including lease equalization) on leased assets	192,206	350,597	316,981
VII. Directors' fees, allowances and expenses	62,939	59,228	48,938
VIII. Auditors' fees and expenses	230,227	222,336	210,218
IX. Law charges	1,127,613	1,272,588	1,229,598
X. Postages, courier, telephones, etc	4,028,285	3,744,913	3,690,741
XI. Repairs and maintenance	11,540,341	10,082,794	8,540,177
XII. Insurance	3,332,350	3,147,514	2,740,339
XIII. Direct marketing agency expenses	11,521,566	10,131,867	6,755,921
XIV. Claims and benefits paid pertaining to insurance business	53,973,461	41,274,246	44,708,877
XV. Other expenses pertaining to insurance business ¹	178,736,575	150,365,430	117,657,935
XVI. Other expenditure	44,421,759	37,851,106	35,508,105
TOTAL OPERATING EXPENSES	407,895,615	350,227,119	306,663,583

1. Includes commission expenses and reserves for actuarial liabilities (including the investible portion of the premium on the unit-linked policies).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Accounts

SCHEDULE 17

Significant accounting policies

Overview

ICICI Bank Limited, together with its subsidiaries, joint ventures and associates (collectively, the Group), is a diversified financial services group providing a wide range of banking and financial services including commercial banking, retail banking, project and corporate finance, working capital finance, insurance, venture capital and private equity, investment banking, broking and treasury products and services.

ICICI Bank Limited (the Bank), incorporated in Vadodra, India is a publicly held banking company governed by the Banking Regulation Act, 1949.

Principles of consolidation

The consolidated financial statements include the financials of ICICI Bank, its subsidiaries, associates and joint ventures.

Entities, in which the Bank holds, directly or indirectly, through subsidiaries and other consolidating entities, more than 50.00% of the voting rights or where it exercises control, over the composition of board of directors/governing body, are fully consolidated on a line-by-line basis in accordance with the provisions of AS 21 on "Consolidated Financial Statements". Investments in entities where the Bank has the ability to exercise significant influence are accounted for under the equity method of accounting and the pro-rata share of their profit(loss) is included in the consolidated profit and loss account. Assets, liabilities, income and expenditure of jointly controlled entities are consolidated using the proportionate consolidation method. Under this method, the Bank's share of each of the assets, liabilities, income and expenses of the jointly controlled entity is reported in separate line items in the consolidated financial statements. The Bank does not consolidate entities where the significant influence/control is intended to be temporary or entities which operate under severe long-term restrictions that impair their ability to transfer funds to parent-investing entity. All significant inter-company accounts and transactions are eliminated on consolidation.

Basis of preparation

The accounting and reporting policies of the Group used in the preparation of the consolidated financial statements conform to Generally Accepted Accounting Principles in India (Indian GAAP), the guidelines issued by the Reserve Bank of India (RBI), Securities and Exchange Board of India (SEBI), Insurance Regulatory and Development Authority of India (IRDAI), National Housing Bank (NHB) from time to time, and the Accounting Standards notified under Section 133 of the Companies Act, 2013 read together with paragraph 7 of the Companies (Accounts) Rules, 2014, as applicable to relevant companies and practices generally prevalent in the banking industry in India. In the case of the foreign subsidiaries, Generally Accepted Accounting Principles as applicable to the respective foreign subsidiaries are followed. The Group follows the accrual method of accounting except where otherwise stated, and the historical cost convention. In case the accounting policies followed by a subsidiary or joint venture are different from those followed by the Bank, the same have been disclosed in the respective accounting policy.

The preparation of consolidated financial statements requires the management to make estimates and assumptions that are considered in the reported amounts of assets and liabilities (including contingent liabilities) as of the date of the consolidated financial statements and the reported income and expenses during the reporting period. Management believes that the estimates used in the preparation of the consolidated financial statements are prudent and reasonable. Future results could differ from these estimates.

The consolidated financial statements include the results of the following entities in addition to the Bank.

Sr. no.	Name of the entity	Country of incorporation	Nature of relationship	Nature of business	Ownership interest
1.	ICICI Bank UK PLC	United Kingdom	Subsidiary	Banking	100.00%
2.	ICICI Bank Canada	Canada	Subsidiary	Banking	100.00%
3.	ICICI Securities Limited	India	Subsidiary	Securities broking and merchant banking	100.00%
4.	ICICI Securities Holdings Inc.	USA	Subsidiary	Holding company	100.00%
5.	ICICI Securities Inc.	USA	Subsidiary	Securities broking	100.00%
6.	ICICI Securities Primary Dealership Limited	India	Subsidiary	Securities investment, trading and underwriting	100.00%
7.	ICICI Venture Funds Management Company Limited	India	Subsidiary	Private equity/venture capital fund management	100.00%
8.	ICICI Home Finance Company Limited	India	Subsidiary	Housing finance	100.00%
9.	ICICI Trusteeship Services Limited	India	Subsidiary	Trusteeship services	100.00%
10.	ICICI Investment Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management	100.00%
11.	ICICI International Limited	Mauritius	Subsidiary	Asset management	100.00%
12.	ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited ¹	India	Subsidiary	Pension fund management	100.00%
13.	ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	India	Subsidiary	Life insurance	67.56%
14.	ICICI Lombard General Insurance Company Limited	India	Subsidiary	General insurance	63.82%
15.	ICICI Prudential Asset Management Company Limited	India	Subsidiary	Asset management company	51.00%
16.	ICICI Prudential Trust Limited	India	Subsidiary	Trustee company	50.80%
17.	ICICI Strategic Investments Fund	India	Consolidated as per AS 21	Unregistered venture capital fund	100.00%
18.	FINO PayTech Limited ²	India	Associate	Support services for financial inclusion	27.05%
19.	I-Process Services (India) Private Limited ²	India	Associate	Services related to back end operations	19.00%
20.	NIFT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited ²	India	Associate	Education and training in banking and finance	18.79%
21.	ICICI Merchant Services Private Limited ²	India	Associate	Merchant servicing	19.00%
22.	India Infinfidele Limited ²	India	Associate	Infrastructure finance	31.00%
23.	India Advantage Fund-III ²	India	Associate	Venture capital fund	24.10%
24.	India Advantage Fund-IV ²	India	Associate	Venture capital fund	47.14%

1. ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited is a wholly owned subsidiary of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.

2. These entities have been accounted as per the equity method as prescribed by AS 23 on "Accounting for Investments in Associates in Consolidated Financial Statements".

3. During the three months ended December 31, 2015, ICICI Equity Fund redeemed its units held by the Group and accordingly, ICICI Equity Fund has not been consolidated.

4. During the three months ended March 31, 2016, the Group sold its equity shareholding in I-Ven Biotech Limited and accordingly, I-Ven Biotech Limited has not been consolidated.

Comm Trade Services Limited has not been consolidated under AS 21, since the investment is temporary in nature. Falcon Tyres Limited, in which the Bank holds 26.39% equity shares has not been accounted as per equity method under AS 23, since the investment is temporary in nature.

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES***1. Transactions involving foreign exchange***

The consolidated financial statements of the Group are reported in Indian rupees (Rs.), the national currency of India. Foreign currency income and expenditure items are translated as follows:

- For domestic operations, at the exchange rates prevailing on the date of the transaction with the resultant gain or loss accounted for in the profit and loss account.
- For integral foreign operations, at daily closing rates with the resultant gain or loss accounted for in the profit and loss account. An integral foreign operation is a subsidiary, associate, joint venture or branch of the reporting enterprise, the activities of which are based or conducted in a country other than the country of the reporting enterprise but are an integral part of the reporting enterprise.
- For non-integral foreign operations, at the quarterly average closing rates with the resultant gains or losses accounted for as foreign currency translation reserve.

Monetary foreign currency assets and liabilities of domestic and integral foreign operations are translated at closing exchange rates notified by Foreign Exchange Dealers' Association of India (FEDAI) relevant to the balance sheet date and the resulting gains/losses are included in the profit and loss account.

Both monetary and non-monetary foreign currency assets and liabilities of non-integral foreign operations are translated relevant to closing exchange rates notified by FEDAI relevant to the balance sheet date and the resulting gains/losses from exchange differences are accumulated in the foreign currency translation reserve until the disposal of the net investment in the non-integral foreign operations. On the disposal/partial disposal of a non-integral foreign operation, the cumulative proportionate amount of the exchange differences which has been accumulated in the foreign currency translation reserve and which relates to that operation are recognised as income or expenses in the same period in which the gain or loss on disposal is recognised.

The premium or discount arising on inception of forward exchange contracts in domestic operations that are entered to establish the amount of reporting currency required or available at the settlement date of a transaction is amortised over the life of the contract. All other outstanding forward exchange contracts are revalued based on the exchange rates notified by FEDAI for specified maturities and at interpolated rates for contracts of interim maturities. The contracts of longer maturities where exchange rates are not notified by FEDAI are revalued, based on the forward exchange rates implied by the swap curves in respective currencies. The resultant gains or losses are recognised in the profit and loss account.

Contingent liabilities on account of guarantees, endorsements and other obligations denominated in foreign currency are disclosed at the closing exchange rates notified by FEDAI relevant to the balance sheet date.

2. Revenue recognition

- a) Interest income is recognised in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing assets (NPAs) where it is recognised upon realisation, as per the income recognition and asset classification norms of RBI/NHB/other applicable guidelines. Further, the interest income on loan accounts where restructuring has been approved by the Bank under Strategic Debt Restructuring (SDR) scheme of RBI, is recognised upon realisation.
- b) Income from finance leases is calculated by applying the interest rate implicit in the lease to the net investment outstanding on the lease over the primary lease period. Finance leases entered into prior to April 1, 2001 have been accounted for as per the Guidance Note on Accounting for Leases issued by the Institute of Chartered Accountants of India (ICAI). The finance leases entered post April 1, 2001 have been accounted for as per Accounting Standard 19 - Leases.
- c) Income on discounted instruments is recognised over the tenure of the instrument.
- d) Dividend income is accounted on an accrual basis when the right to receive the dividend is established.
- e) Loan processing fee is accounted for upfront when it becomes due except in the case of foreign banking subsidiaries, where it is amortised over the period of the loan.
- f) Project appraisal/structuring fee is accounted for on the completion of the agreed service.
- g) Arranger fee is accounted for as income when a significant portion of the arrangement/syndication is completed.
- h) Commission received on guarantees issued is amortised on a straight-line basis over the period of the guarantee.
- i) Fund management and portfolio management fees are recognised on an accrual basis.
- j) The annual/renewal fee on credit cards is amortised on a straight line basis over one year.
- k) All other fees are accounted for as and when they become due.
- l) The Bank deals in bullion business on a consignment basis. The difference between price recovered from customers and cost of bullion is accounted for at the time of sales to the customers. The Bank also deals in bullion on a borrowing and lending basis and the interest paid received is accounted on accrual basis.
- m) Income from securities brokerage activities is recognised as income on the trade date of the transaction. Brokerage income in relation to public or other issuances of securities is recognised based on mobilisation and terms of agreement with the client.
- n) Life insurance premium for non-linked policies is recognised as income when due from policyholders. For unit linked business, premium is recognised when the associated units are created. Premium on lapsed policies is recognised as income when such policies are reinstated. Top-up premiums paid by unit linked policyholders are considered as single premium and recognised as income when the associated units are created. Income from unit linked policies, which includes fund management charges, policy administration charges, mortality charges and other charges, if any, are recovered from the linked funds in accordance with the terms and conditions of the policy and are recognised when due.

- o) In the case of general insurance business, premium is recorded for the policy period at the commencement of risk and for instalment cases, it is recorded on instalment due dates. Premium earned is recognised as income over the period of the risk or the contract period based on 1/365 method, whichever is appropriate, on a gross basis, net of service tax. Any subsequent revision to premium is recognised over the remaining period of risk or contract period. Adjustments to premium income arising on cancellation of policies are recognised in the period in which the policies are cancelled. Commission on re-insurance ceded is recognised as income in the period of ceding the risk. Profit commission under re-insurance treaties, wherever applicable, is recognised as income in the period of final determination of profits and combined with commission on reinsurance ceded.
- p) In case of life insurance business, reinsurance premium ceded is accounted in accordance with the terms of the relevant treaty with the reinsurer. Profit commission on reinsurance ceded is netted off against premium ceded on reinsurance.
- q) In the case of general insurance business, insurance premium on ceding of the risk is recognised in the period in which the risk commences. Any subsequent revision to premium ceded is recognised in the period of such revision. Adjustment to re-insurance premium arising on cancellation of policies is recognised in the period in which they are cancelled. In case of life insurance business, reinsurance premium ceded is accounted in accordance with the terms and conditions of the relevant treaties with the reinsurer. Profit commission on reinsurance ceded is netted off against premium ceded on reinsurance.
- r) In the case of general insurance business, premium deficiency is recognised when the sum of expected claim costs and related expenses and maintenance costs exceed the reserve for unexpired risks and is computed at a company level. The expected claim cost is calculated and duly certified by the Appointed Actuary.

A. *Stock based compensation*

The following entities within the group have granted stock options to their employees:

- ICICI Bank Limited
- ICICI Prudential Life Insurance Company Limited
- ICICI Lombard General Insurance Company Limited

The Employees Stock Option Scheme (the Scheme) of the Bank provides for grant of options on the Bank's equity shares to wholetime directors and employees of the Bank and its subsidiaries. The Scheme provides that employees are granted an option to subscribe to equity shares of the Bank that vest in a graded manner. The options may be exercised within a specified period. ICICI Prudential Life Insurance Company and ICICI Lombard General Insurance Company have also formulated similar stock option schemes for their employees for grant of equity shares of their respective companies.

The Group, except the banking subsidiaries, follows the intrinsic value method to account for its stock-based employee compensation plans. Compensation cost is measured as the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date and amortised over the vesting period. The fair market price is the latest closing price, immediately prior to the grant date, which is generally the date of the meeting of the Board Governance, Remuneration & Nomination Committee in which the options are granted, on the stock exchange on which the shares of the Bank are listed. If the shares are listed on more than one stock exchange, then the stock exchange where there is highest trading volume on the said date is considered. In the case of ICICI Prudential Life Insurance Company and ICICI Lombard General Insurance Company, the fair value of the shares is determined based on an external valuation report. The banking subsidiaries namely, ICICI Bank UK and ICICI Bank Canada account for the cost of the options granted to employees by ICICI Bank using the fair value method based on binomial tree model.

4. *Income taxes*

Income tax expense is the aggregate amount of current tax and deferred tax expense incurred by the Group. The current tax expense and deferred tax expense is determined in accordance with the provisions of the Income Tax Act, 1961 and as per Accounting Standard 22 - Accounting for Taxes on Income, respectively. Deferred tax adjustments comprise changes in the deferred tax assets or liabilities during the year.

Deferred tax assets and liabilities are recognised by considering the impact of timing differences between taxable income and accounting income for the current year, and carry forward losses. Deferred tax assets and liabilities are measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date. The impact of changes in the deferred tax assets and liabilities is recognised in the profit and loss account.

Deferred tax assets are recognised and re-assessed at each reporting date, based upon the management's judgement as to whether their realisation is considered as reasonably certain. However, in case of domestic companies, where there is unabsorbed depreciation or carried forward loss under taxation laws, deferred tax assets are recognised only if there is virtual certainty of realisation of such assets.

In the consolidated financial statements, deferred tax assets and liabilities are computed at an individual entity level and aggregated for consolidated reporting.

5. *Claims and benefits paid*

In the case of general insurance business, claims incurred comprise claims paid, estimated liability for outstanding claims made following a loss occurrence reported and estimated liability for claims incurred but not reported (IBNR) and claims incurred but not enough reported (IBNER). Further, claims incurred also include specific claim settlement costs such as survey/legal fees and other directly attributable costs. Claims (net of amounts receivable from re-insurers/co-insurers) are recognised on the date of intimation based on management estimates or on estimates from surveyors/insured in the respective revenue account. Estimated liability for outstanding claims at the balance sheet date is recorded net of claims recoverable from payable to co-insurers/re-insurers and salvage to the extent there is certainty of realisation. Estimated liability for outstanding claim is determined by the entity on the basis of ultimate amounts likely to be paid on each claim based on the past experience/ actuarial valuation. These estimates are progressively revaluated on availability of further information. Claims IBNR represent that amount of claims that may have been incurred during the accounting period but have not been reported or claimed. The claims IBNR provision also includes provision, if any, required for claims IBNR. Estimated liability for claims IBNR claims IBNER is based on an actuarial estimate duly certified by the appointed actuary of the entity.

In the case of life insurance business, benefits paid comprise of policy benefits and claim settlement costs, if any. Death and rider claims are accounted for on receipt of intimation. Survival and maturity benefits are accounted when due. Withdrawals and surrenders under non linked policies are accounted on the receipt of intimation.

6. *Liability for life policies in force*

In the case of life insurance business, the liabilities for life policies in force are calculated in accordance with accepted actuarial practice, requirements of Insurance Act, 1938 (amended by Insurance Laws (Amendment) Act, 2015) and regulations notified by the Insurance Regulatory and Development Authority of India and Actuarial Practice Standards of the Institute of Actuaries of India.

7. *Reserve for unexpired risk*

Reserve for unexpired risk is recognised net of re-insurance ceded and represents premium written that is attributable and to be allocated to succeeding accounting periods for risks to be borne by the entity under contractual obligations on contract period basis or risk period basis, whichever is appropriate. It is calculated on a daily pro-rata basis subject to a minimum of 50.00% of the aggregated premium, written on policies during the twelve months preceding the balance sheet date for fire, marine, cargo and miscellaneous business and 100.00% for marine hull business, on all unexpired policies at balance sheet date, in accordance with the provisions of the Insurance Act, 1938.

K. Actuarial method and valuation

In the case of life insurance business, the actuarial liability on both participating and non-participating policies is calculated using the gross premium method, using assumptions for interest, mortality, morbidity, expense and inflation, and in the case of participating policies, future bonuses together with allowance for taxation and allocation of profits to shareholders. These assumptions are determined as prudent estimates at the date of valuation with allowances for adverse deviations.

The greater of liability calculated using discounted cash flows and unearned premium reserves is held for the unexpired portion of the risk for the non-unit liabilities of linked business and attached riders.

The unit liability in respect of linked business has been taken as the value of the units standing to the credit of policyholders, using the Net Asset Value (NAV) prevailing at the valuation date.

An unexpired risk reserve and a reserve in respect of claims incurred but not reported are created, for one year renewable group term insurance.

The interest rates used for valuing the liabilities are in the range of 4.92% to 5.53% per annum (previous year – 4.47% to 5.39% per annum).

Mortality rates used are based on the published "Indian Assured Lives Mortality (2006 – 2008) UL" mortality table for assurances and LIC 96-98 table for annuities, adjusted to reflect expected experience while morbidity rates used are based on CIHT 93 table, adjusted for expected experience, or on risk rates supplied by reinsurers.

Expenses are provided for at current levels, in respect of renewal expenses, with no allowance for future improvements but with an allowance for any expected worsening. Per policy renewal expenses for regular premium policies are assumed to inflate at 5.18% (previous year – 4.49%).

8. Acquisition costs for insurance business

Acquisition costs are those costs that vary with and are primarily related to the acquisition of insurance contracts and are expensed in the period in which they are incurred.

10. Employee benefits**Gratuity**

The Group pays gratuity, a defined benefit plan, to employees who retire or resign after a minimum prescribed period of continuous service and in case of employees at overseas locations as per the rules in force in the respective countries. The Group makes contribution to trusts which administer the funds on their own account or through insurance companies.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Actuarial valuation of the gratuity liability is determined by an actuary appointed by the Group. Actuarial valuation of gratuity liability is determined based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

Superannuation fund and National Pension Scheme

The Bank contributes 15.00% of the total annual basic salary of certain employees to superannuation funds, a defined contribution plan, managed and administered by insurance companies. Further, the Bank contributes 10.00% of the total basic salary of certain employees to National Pension Scheme (NPS), a defined contribution plan, which is managed and administered by pension fund management companies. The Bank also gives an option to its employees allowing them to receive the amount in lieu of such contributions along with their monthly salary during their employment.

The amounts so contributed/paid by the Bank to the superannuation fund and NPS or to employee during the year are recognised in the profit and loss account.

ICICI Prudential Life Insurance Company, ICICI Prudential Asset Management Company and ICICI Venture Funds Management Company have accrued for superannuation liability based on a percentage of basic salary payable to eligible employees for the period of service.

Pension

The Bank provides for pension, a defined benefit plan covering eligible employees of erstwhile Bank of Madras, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan. The Bank makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies. The plan provides for pension payment including dearness relief on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's years of service with the Bank and applicable salary.

Actuarial valuation of the pension liability is determined by an actuary appointed by the Bank. Actuarial valuation of pension liability is calculated based on certain assumptions regarding rate of interest, salary growth, mortality and staff attrition as per the projected unit credit method.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

Employees covered by the pension plan are not eligible for employer's contribution under the provident fund plan.

Provident fund

The Group is statutorily required to maintain a provident fund, a defined benefit plan, as a part of retirement benefits to its employees. Each employee contributes a certain percentage of his or her basic salary and the Group contributes an equal amount for eligible employees. The Group makes contribution as required by The Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952 to Employees' Pension Scheme administered by the Regional Provident Fund Commissioner and the balance contributions are transferred to funds administered by trustees. The funds are invested according to the rules prescribed by the Government of India.

Actuarial valuation for the interest rate guarantee on the provident fund balances is determined by an actuary appointed by the Group.

The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in the profit and loss account.

The employees of the overseas branches of the Bank contribute a certain percentage of their salary and the overseas branches contribute an equal amount for eligible employees towards respective government schemes. The contribution by the overseas branches is recognised in profit and loss account at the time of contribution.

Leave encashment

The Group provides for leave encashment benefit based on actuarial valuation conducted by an independent actuary.

11. Provisions, contingent liabilities and contingent assets

The Group estimates the probability of any loss that might be incurred on outcome of contingencies on the basis of information available upto the date on which the consolidated financial statements are prepared. A provision is recognised when an enterprise has a present obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, in respect of which a reliable estimate can be made. Provisions are determined based on management estimates of amounts required to settle the obligation at the balance sheet date, supplemented by experience of similar transactions. These are reviewed at each balance sheet date and adjusted to reflect the current management estimates. In cases where the available information indicates that the loss on the contingency is reasonably possible but the amount of loss cannot be reasonably estimated, a disclosure to this effect is made in the consolidated financial statements. In case of remote possibility, neither provision nor disclosure is made in the consolidated financial statements. The Group does not account for or disclose contingent assets, if any.

The Bank estimates the probability of redemption of customer loyalty reward points using an actuarial method by employing an independent actuary and accordingly makes provision for these reward points. Actuarial valuation is determined based on certain assumptions regarding mortality rate, discount rate, cancellation rate and redemption rate.

12. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash in hand, balances with RBI, balances with other banks and money at call and short notice.

13. Investments

i) Investments of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines on investment classification and valuation as given below.

- a) All investments are classified into 'Held to Maturity', 'Available for Sale' and 'Held for Trading'. Reclassifications, if any, in any category are accounted for as per the RBI guidelines. Under each classification, the investments are further categorised as (a) government securities, (b) other approved securities, (c) shares, (d) bonds and debentures and (e) others.
- b) 'Held to Maturity' securities are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis and straight line basis respectively.
- c) 'Available for Sale' and 'Held for Trading' securities are valued periodically as per RBI guidelines. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities, classified as 'Available for Sale', is amortised over the remaining

period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Quoted investments are valued based on the trades/quotes on the recognised stock exchanges, subsidiary general ledger account transactions, price list of RBI or prices declared by Primary Dealers Association of India jointly with Fixed Income Money Market and Derivatives Association (FIMMDA), periodically.

The market fair value of unquoted government securities which are in the nature of Statutory Liquidity Ratio (SLR) securities included in the "Available for Sale" and "Held for Trading" categories is as per the rates published by FIMMDA. The valuation of other unquoted fixed income securities, including Pass Through Certificates, wherever linked to the Yield-to-Maturity (YTM) rates, is computed with a mark-up (reflecting associated credit risk) over the YTM rates for government securities published by FIMMDA.

Unquoted equity shares are valued at the break-up value, if the latest balance sheet is available or at Rs. 1, as per RBI guidelines.

Securities are valued scrip-wise. Depreciation/appreciation on securities other than those acquired by way of conversion of outstanding loans, is aggregated for each category. Net appreciation in each category, if any, being unrealised, is ignored, while net depreciation is provided for. The depreciation on securities acquired by way of conversion of outstanding loan is fully provided for. Non-performing investments are identified based on the RBI guidelines.

Depreciation on equity shares acquired and held by the Bank under SDR scheme is provided over a period of four calendar quarters from the date of conversion of debt into equity in accordance with the RBI guidelines.

- d) Treasury bills, commercial papers and certificate of deposits being discounted instruments, are valued at carrying cost.
- e) The units of mutual funds are valued at the latest repurchase price/net asset value declared by the mutual fund.
- f) Costs including brokerage and commission pertaining to investments, paid at the time of acquisition, are charged to the profit and loss account. Cost of investments is computed based on the First-In-First-Out (FIFO) method.
- g) Profit/loss on sale of investments in the "Held to Maturity" category is recognised in the profit and loss account and profit is thereafter appropriated (net of applicable taxes and statutory reserve requirements) to Capital Reserve. Profit/loss on sale of investments in "Available for Sale" and "Held for Trading" categories is recognised in the profit and loss account.
- h) Market repurchase and reverse repurchase transactions, are accounted for as borrowing and lending transactions respectively in accordance with the extant RBI guidelines. The transactions with RBI under Liquidity Adjustment Facility (LAF) are accounted for as borrowing and lending transactions.
- i) Broken period interest (the amount of interest from the previous interest payment date till the date of purchase/sale of instrument(s) on debt instruments is treated as a revenue item.
- j) At the end of each reporting period, security receipts issued by the asset reconstruction companies are valued in accordance with the guidelines applicable to such instruments, prescribed by RBI from time to time. Accordingly, in cases where the cash flows from security receipts issued by the asset reconstruction companies are limited to the actual realisation of the financial assets assigned to the instruments in the concerned scheme, the Bank reckons the net asset value obtained from the asset reconstruction company from time to time, for valuation of such investments at each reporting period end. The security receipts which are outstanding and not redeemed as at the end of the resolution period are treated as loss assets and are fully provided for.

- k) The Bank follows trade date method of accounting for purchase and sale of investments, except for government of India and state government securities where settlement date method of accounting is followed in accordance with RBI guidelines.
- l) The Bank undertakes short sale transactions in dated central government securities in accordance with RBI guidelines. The short positions are categorised under HFT category and are marked-to-market. The mark-to-market loss is charged to profit and loss account and gain, if any, is ignored as per RBI guidelines.
- ii) The Bank's consolidating venture capital funds carry investments at fair values, with unrealised gains and temporary losses on investments recognised as components of investors' equity and accounted for in the unrealised investment reserve account. The realised gains and losses on investments and units in mutual funds and unrealised gains or losses on revaluation of units in mutual funds are accounted for in the profit and loss account. Provisions are made in respect of accrued income considered doubtful. Such provisions as well as any subsequent recoveries are recorded through the profit and loss account. Subscription to purchase of investments are accounted at the cost of acquisition inclusive of brokerage, commission and stamp duty. Bonus shares and right entitlements are recorded when such benefits are known. Quoted investments are valued on the valuation date at the closing market price. Quoted investments that are not traded on the valuation date but are traded during the two months prior to the valuation date are valued at the latest known closing price. An appropriate discount is applied where the asset management company considers it necessary to reflect restrictions on disposal. Quoted investments not traded during the two months prior to the valuation date are treated as unquoted. Unquoted investments are valued at their estimated fair values by applying appropriate valuation methods. Where there is a decline, other than temporary in the carrying amounts of investments, the resultant reduction in the carrying amount is charged to the profit and loss account during the period in which such decline is identified.
- iii) The Bank's primary dealership and securities broking subsidiaries classify the securities held with the intention of holding for short-term and trading as stock-in-trade which are valued at lower of cost or market value. The securities classified by primary dealership subsidiary as held-to-maturity, as permitted by RBI, are carried at amortised cost. Appropriate provision is made for other than temporary diminution in the value of investments. Commission earned in respect of securities acquired upon devolvement is reduced from the cost of acquisition.
- iv) The Bank's housing finance subsidiary classifies its investments as current investments and long-term investments. Investments that are readily realisable and intended to be held for not more than a year are classified as current investments, which are carried at the lower of cost and net realisable value. All other investments are classified as long-term investments, which are carried at their acquisition cost or at amortised cost, if acquired at a premium over the face value. Any premium over the face value of the securities acquired is amortised over the remaining period to maturity on a constant yield basis. However, a provision for diminution in value is made to recognise any other than temporary decline in the value of such long-term investments.
- v) The Bank's overseas banking subsidiaries account for unrealised gain/loss, net of tax, on investment in "Available for Sale" category directly in their reserves. Further unrealised gain/loss on investment in "Held for Trading" category is accounted directly in the profit and loss account. Investments in "Held to Maturity" category are carried at amortised cost.
- vi) In the case of life and general insurance businesses, investments are made in accordance with the Insurance Act, 1938 (amended by the Insurance Laws (Amendment) Act, 2015), the IRDA (Investment) Regulations, 2000, and various other circulars/notifications issued by the IRDAI in this context from time to time.

In the case of life insurance business, valuation of investments (other than linked business) is done on the following basis:

- a. All debt securities and redeemable preference shares are considered as "Held to Maturity" and accordingly stated at historical cost, subject to amortisation of premium or accretion of discount over the period of maturity/holding on a constant yield basis.
- b. Listed equity shares are stated at fair value being the last quoted closing price on the National Stock Exchange (NSE) (or BSE, in case the investments are not listed on NSE).
- c. Mutual fund units are valued based on the previous day's net asset value.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares and mutual fund units are taken to "Revenue and other reserves" and "Liabilities on policies in force" in the balance sheet for Shareholders' fund and Policyholders' fund respectively for life insurance business.

In the case of general insurance business, valuation of investments is done on the following basis:

- a. All debt securities including government securities and non-convertible preference shares are considered as "Held to Maturity" and accordingly stated at amortised cost determined after amortisation of premium or accretion of discount on a constant yield basis over the holding/maturity period.
- b. Listed equities and convertible preference shares at the balance sheet date are stated at fair value, being the last quoted closing price on the NSE and in case these are not listed on NSE, then based on the last quoted closing price on the BSE.
- c. Mutual fund investments (other than venture capital fund) are stated at fair value, being the closing net asset value at balance sheet date.
- d. Investments other than mentioned above are valued at cost.

Unrealised gains/losses arising due to changes in the fair value of listed equity shares and mutual fund units are taken to "Revenue and other reserves" in the balance sheet for general insurance business.

Insurance subsidiaries assess at each balance sheet date whether there is any indication that any investment may be impaired. If any such indication exists, the carrying value of such investment is reduced to its recoverable amount and the impairment loss is recognised in the revenue(s)/profit and loss account.

The total proportion of investments for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 21.48% of the total investments at March 31, 2016.

14. Provisions/write-offs on loans and other credit facilities

- i) Loans and other credit facilities of the Bank are accounted for in accordance with the extant RBI guidelines as given below:

- a) The Bank classifies its loans and investments, including at overseas branches and overdues arising from crystallised derivative contracts, into performing and NPAs in accordance with RBI guidelines. Loans and advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant RBI guidelines, are classified as NPAs to the extent of amount outstanding in the host country. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by RBI.

In the case of corporate loans and advances, provisions are made for sub-standard and doubtful assets at rates prescribed by RBI. Loss assets and the unsecured portion of doubtful assets are provided/written-off as per the extant RBI guidelines. For loans and advances booked in overseas branches, which are standard as per the extant RBI guidelines but are classified as NPAs based on host country guidelines, provisions are made as per the host country regulations. For loans and advances booked in overseas branches, which are NPAs as per the extant RBI guidelines and as per host country guidelines, provisions are made at the higher of the provisions required under RBI regulations and host country regulations. Provisions on homogeneous retail loans and advances, subject to minimum provisioning requirements of RBI, are assessed at a borrower level, on the basis of the ageing of the loans in the non-performing category. In respect of loans classified as fraud, the entire amount, without considering the value of security, is provided for over a period of four quarters starting from the quarter in which fraud has been detected. In accounts where there has been delay in reporting the fraud to the RBI, the entire amount is provided immediately. In respect of borrowers classified as non-cooperative borrowers, wilful defaulters and NPAs covered under distressed assets framework of RBI, the Bank makes accelerated provisions as per extant RBI guidelines.

The Bank holds specific provisions against non-performing loans and advances, and against certain performing loans and advances in accordance with RBI directions. The Bank also holds provisions on loans under SDR scheme of RBI. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans and advances held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirements.

- b) Provision due to diminution in the fair value of restructured/rescheduled loans and advances is made in accordance with the applicable RBI guidelines.

In respect of non-performing loans and advances accounts subjected to restructuring, the account is upgraded to standard only after the specified period i.e. a period of one year after the date when first payment of interest or of principal, whichever is later, falls due, subject to satisfactory performance of the account during the period. A standard restructured loan is upgraded to the standard category when satisfactory payment performance is evidenced during the specified period and after the loan reverts to the normal level of standard asset provisions/risk weights.

- c) Amounts recovered against debts written-off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognised in the profit and loss account.

- d) The Bank maintains general provision on performing loans and advances in accordance with the RBI guidelines, including provisions on loans to borrowers having unhedged foreign currency exposure, provision on exposures to step-down subsidiaries of Indian companies and floating provision taken over from erstwhile Bank of Rajasthan upon amalgamation. For performing loans and advances in overseas branches, the general provision is made at higher of host country regulations requirement and RBI requirement.
- e) In addition to the provisions required to be held according to the asset classification status, provisions are held for individual country exposures including indirect country risk (other than for home country exposure). The countries are categorised into seven risk categories namely insignificant, low, moderately low, moderate, moderately high, high and very high, and provisioning is made on exposures exceeding 180 days on a graded scale ranging from 0.25% to 25%. For exposures with contractual maturity of less than 180 days, provision is required to be held at 25% of the rates applicable to exposures exceeding 180 days. The indirect exposure is reckoned at 50% of the exposure. If the country exposure (net) of the Bank in respect of each country does not exceed 1% of the total funded assets, no provision is required on such country exposure.
- ii) In the case of the Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified as per the NHB guidelines into performing and non-performing assets. Further, NPAs are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on criteria stipulated by NHB. Additional provisions are made against specific non-performing assets over and above what is stated above, if in the opinion of the management, increased provisions are necessary.
- iii) In the case of the Bank's overseas banking subsidiaries, loans are stated net of allowance for credit losses. Loans are classified as impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition on the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated. An allowance for impairment losses is maintained at a level that management considers adequate to absorb identified credit related losses as well as losses that have occurred but have not yet been identified.

The total proportion of loans for which subsidiaries have applied accounting policies different from the Bank as mentioned above, is approximately 10.22% of the total loans at March 31, 2016.

15. *Transfer and servicing of assets*

The Bank transfers commercial and consumer loans through securitisation transactions. The transferred loans are de-recognised and gains/losses are accounted for, only if the Bank surrenders the rights to benefits specified in the underlying securitised loan contract. Recourse and servicing obligations are accounted for net of provisions.

In accordance with the RBI guidelines for securitisation of standard assets, with effect from February 1, 2006, the Bank accounts for any loss arising from securitisation immediately at the time of sale and the profit/premium arising from securitisation is amortised over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle to which the assets are sold. With effect from May 7, 2012, the RBI guidelines require the profit/premium arising from securitisation to be amortised over the life of the transaction based on the method prescribed in the guidelines.

In the case of loans sold to an asset reconstruction company, the excess provision is not reversed but is utilised to meet the shortfall loss on account of sale of other financial assets to securitisation company (SC)/reconstruction company (RC) in accordance with RBI guideline dated July 13, 2005. With effect from February 26, 2014, in accordance with RBI guidelines, in case of non-performing loans sold to SCs/RCs, the Bank reverses the excess provision in profit and loss account in the year in which amounts are received.

The Canadian subsidiary has entered into securitisation arrangements in respect of its originated and purchased mortgages. BCT Bank Canada either retains substantially all the risk and rewards or retains control over these mortgages, hence these arrangements do not qualify for de-recognition accounting under their local accounting standards. It continues to recognise the mortgages securitised as "Loans and Advances" and the amounts received through securitisation are recognised as "Other borrowings".

16. Fixed assets and depreciation

Premises and other fixed assets are carried at cost less accumulated depreciation and impairment, if any. Cost includes freight, duties, taxes and incidental expenses related to the acquisition and installation of the asset. Depreciation is charged over the estimated useful life of a fixed asset on a straight-line basis. The useful life of fixed assets for domestic group companies is based on past experience and expectation of usage, which for some categories of fixed assets, is different from the useful life as prescribed in Schedule II of the Companies Act, 2013.

Assets purchased/sold during the period are depreciated on a pro-rata basis for the actual number of days the asset has been put to use.

In case of the Bank, items costing up to Rs. 5,000/- are depreciated fully over a period of 12 months from the date of purchase. Further, profit on sale of premises by the Bank is appropriated to capital reserve, net of transfer to statutory reserve and taxes, in accordance with RBI guidelines.

In case of revalued/impaired assets, depreciation is provided over the remaining useful life of the assets with reference to revised asset values.

17. Accounting for derivative contracts

The Group enters into derivative contracts such as foreign currency options, interest rate and currency swaps, credit default swaps and cross currency interest rate swaps.

The swap contracts entered to hedge on-balance sheet assets and liabilities are structured such that they bear an opposite and offsetting impact with the underlying on-balance sheet items. The impact of such derivative instruments is co-related with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of hedge accounting. Hedge swaps are accounted for on an accrual basis and are not marked to market unless their underlying transaction is marked to market, except in the case of the Bank's United Kingdom and Canadian banking subsidiaries, where the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognised in the profit and loss account.

Foreign currency and rupee derivative contracts entered into for trading purposes are marked to market and the resulting gain or loss, (net of provisions, if any) is accounted for in the profit and loss account. Pursuant to RBI guidelines, any receivables under derivative contracts which remain overdue for more than 90 days and mark-to-market gains on other derivative contracts with the same counter-parties are reversed through the profit and loss account.

18. Impairment of assets

The immovable fixed assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount of an asset may not be recoverable. An asset is treated as impaired when its carrying amount exceeds its recoverable amount. The impairment is recognised by debiting the profit and loss account and is measured as the amount by which the carrying amount of the impaired assets exceeds their recoverable value.

19. Lease transactions

Lease payments for assets taken on operating lease are recognised as an expense in the profit and loss account over the lease term on straight line basis.

20. Earnings per share

Basic and diluted earnings per share are computed in accordance with Accounting Standard 20 - Earnings per share.

Basic earnings per share is calculated by dividing the net profit or loss after tax for the year attributable to equity shareholders by the weighted average number of equity shares outstanding during the year.

Diluted earnings per share reflect the potential dilution that could occur if contracts to issue equity shares were exercised or converted during the year. Diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and dilutive potential equity shares issued by the group outstanding during the year, except where the results are anti-dilutive.

SCHEDULE 18: NOTES FORMING PART OF THE ACCOUNTS

A. The following additional disclosures have been made taking into account the requirements of Accounting Standards (ASs) and Reserve Bank of India (RBI) guidelines in this regard.

1. Earnings per share

Basic and diluted earnings per equity share are computed in accordance with AS 20-Earnings per share. Basic earnings per equity share is computed by dividing net profit after tax by the weighted average number of equity shares outstanding during the year. The diluted earnings per equity share is computed using the weighted average number of equity shares and weighted average number of dilutive potential equity shares outstanding during the year.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share.

	Rupees in millions, except per share data	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Basic		
Weighted average no. of equity shares outstanding	5,807,339,489	5,785,726,485
Net profit	101,799.6	122,468.9
Basic earnings per share (Rs.)	17.53	21.17
Diluted		
Weighted average no. of equity shares outstanding	5,840,224,893	5,842,092,456
Net profit	101,703.1	122,340.2
Diluted earnings per share (Rs.)	17.41	20.94
Nominal value per share (Rs.)	2.00	2.00

The dilutive impact is due to options granted to employees by the Group.

2. Related party transactions

The Group has transactions with its related parties comprising associates/other related entities and key management personnel and their relatives.

Associates/other related entities

FINO PayTech Limited, I-Process Services (India) Private Limited, NIIT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited, Comm Trade Services Limited, ICICI Foundation for Inclusive Growth, ICICI Merchant Services Private Limited, India Infradebt Limited, India Advantage Fund-III, India Advantage Fund-IV, Catalyst Management Services Private Limited and Akzo Nobel India Limited.

India Advantage Fund-IV has been identified as a related party during the three months ended September 30, 2014.

Key management personnel

Ms. Chanda Kochhar, Mr. N. S. Karman, Ms. Vishakha Mulye¹, Mr. K. Ramkumar, Mr. Rajiv Sabharwal.

¹ Identified as related party from the three months ended March 31, 2016.

Relatives of key management personnel

Mr. Deepak Kochhar, Mr. Arjun Kochhar, Ms. Aarti Kaji, Mr. Mahesh Advani, Ms. Rangarajan Karmadalakshmi, Ms. Aditi Karman, Ms. Sudha Narayanan, Mr. Raghunathan Narayanan, Mr. Rangarajan Narayanan, Mr. Vivek Mulye¹, Ms. Vriddhi Mulye¹, Mr. Gautesh Palekar¹, Ms. Shalaka Gaddekar¹, Ms. Jaya Ramkumar, Mr. R. Shyam, Ms. R. Suchithra, Mr. K. Jayakumar, Mr. R. Krishnaswamy, Ms. J. Krishnaswamy, Ms. Pooja Muralidharan, Ms. Malathi Vinod, Ms. Sangeeta Sabharwal, Mr. Kartik Sabharwal, Mr. Arnav Sabharwal and Mr. Sanjay Sabharwal.

¹ Identified as related parties from the three months ended March 31, 2016.

The following were the significant transactions between the Group and its related parties for the year ended March 31, 2016. A specific related party transaction is disclosed as a material related party transaction wherever it exceeds 10% of all related party transactions in that category.

Insurance services

During the year ended March 31, 2016, the Group received insurance premiums from associates/other related entities amounting to Rs. 42.1 million (March 31, 2015: Rs. 34.4 million), from key management personnel of the Bank amounting to Rs. 3.3 million (March 31, 2015: Rs. 1.3 million) and from relatives of key management personnel amounting to Rs. 2.0 million (March 31, 2015: Rs. 1.3 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 22.5 million (March 31, 2015: Rs. 16.0 million) and with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 13.3 million (March 31, 2015: Rs. 12.1 million).

During the year ended March 31, 2016, the Group paid insurance claims to associates/other related entities amounting to Rs. 22.1 million (March 31, 2015: Rs. 0.3 million) and to relatives of key management personnel of the Bank amounting to Nil (March 31, 2015: Rs. 0.6 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with FINO PayTech Limited amounting to Rs. 12.7 million (March 31, 2015: Nil), Akzo Nobel India Limited amounting to Rs. 9.2 million (March 31, 2015: Nil) and with I-Process Services (India) Private Limited amounting to Rs. 0.2 million (March 31, 2015: Rs. 0.3 million).

Fees, commission and other income

During the year ended March 31, 2016, the Group received fees from its associates/other related entities amounting to Rs. 21.1 million (March 31, 2015: Rs. 30.7 million), from key management personnel of the Bank amounting to Rs. 0.3 million (March 31, 2015: Rs. 1.7 million) and from relatives of key management personnel amounting to Rs. 0.1 million (March 31, 2015: Rs. 0.0¹ million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with India Infrastructure Limited amounting to Rs. 17.2 million (March 31, 2015: Rs. 9.2 million), ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 3.4 million (March 31, 2015: Rs. 5.5 million) and with India Advantage Fund - IV amounting to Rs. 0.0¹ million (March 31, 2015: Rs. 12.5 million).

¹ Insignificant amount.

Lease of premises, common corporate and facilities expenses

During the year ended March 31, 2016, the Group recovered from its associates/other related entities an amount of Rs. 87.1 million (March 31, 2015: Rs. 80.4 million) for lease of premises, common corporate and facilities expenses. The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with ICICI

Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 57.1 million (March 31, 2015: Rs. 52.0 million) and with FTNO PayTech Limited amounting to Rs. 23.2 million (March 31, 2015: Rs. 22.9 million).

Secondment of employees

During the year ended March 31, 2016, the Group recovered for deputation of employees from its associates/other related entities an amount of Rs. 10.7 million (March 31, 2015: Rs. 19.2 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with I-Process Services (India) Private Limited amounting to Rs. 7.5 million (March 31, 2015: Rs. 7.1 million) and with ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 3.2 million (March 31, 2015: Rs. 12.1 million).

Brokerage, fees and other expenses

During the year ended March 31, 2016, the Group paid brokerage/fees and other expenses to its associates/other related entities amounting to Rs. 5,338.7 million (March 31, 2015: Rs. 4,876.1 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with I-Process Services (India) Private Limited amounting to Rs. 2,915.9 million (March 31, 2015: Rs. 2,397.7 million) and with ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 2,341.3 million (March 31, 2015: Rs. 2,216.6 million).

Purchase of investments

During the year ended March 31, 2016, the Group invested in the units of India Advantage Fund-IV amounting to Nil (March 31, 2015: Rs. 1,970.4) and in the units of India Advantage Fund-III amounting to Nil (March 31, 2015: Rs. 1,163.5 million).

During the year ended March 31, 2016, the Group invested in the non-convertible debentures (NCDs) issued by India Infradebt Limited amounting to Rs. 4,242.0 million (March 31, 2015: Rs. 800.0 million). During the year ended March 31, 2016, ICICI Securities Primary Dealership Limited invested Rs. 3,642.0 million (March 31, 2015: Rs. 550.0 million) and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited invested Rs. 600.0 million (March 31, 2015: Rs. 250.0 million).

Redemption/buyback of investments

During the year ended March 31, 2016, the Group received Rs. 453.6 million (March 31, 2015: Rs. 280.9 million) from India Advantage Fund-III and Rs. 445.8 million (March 31, 2015: Rs. 101.8 million) from India Advantage Fund-IV on account of redemption of units and distribution of gain/loss on units.

Income on custodial services

During the year ended March 31, 2016, the Group received custodial charges from its associates/other related entities amounting to Rs. 1.5 million (March 31, 2015: Rs. 1.1 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with India Advantage Fund - III amounting to Rs. 0.8 million (March 31, 2015: Rs. 0.7 million) and with India Advantage Fund - IV amounting to Rs. 0.6 million (March 31, 2015: Rs. 0.4 million).

Interest expenses

During the year ended March 31, 2016, the Group paid interest to its associates/other related entities amounting to Rs. 97.6 million (March 31, 2015: Rs. 235.3 million), to its key management personnel amounting to Rs. 3.8 million (March 31, 2015: Rs. 6.2 million) and to relatives of key management personnel amounting to Rs. 3.3 million (March 31, 2015: Rs. 2.3 million). The material transaction for the year ended March 31, 2016 was with India Infradebt Limited amounting to Rs. 88.0 million (March 31, 2015: Rs. 232.0 million).

Interest Income

During the year ended March 31, 2016, the Group received interest from its associates/other related entities amounting to Rs. 118.5 million (March 31, 2015: Rs. 71.3 million), from its key management personnel of the Bank amounting to Rs. 1.6 million (March 31, 2015: Rs. 1.0 million) and from relatives of key management personnel amounting to Rs. 0.8 million (March 31, 2015: Rs. 1.5 million). The material transactions for the year ended March 31, 2016 were with India Infradebt Limited amounting to Rs. 70.2 million (March 31, 2015: Rs. 23.1 million) and with ICICI Merchant Services Private Limited amounting to Rs. 48.1 million (March 31, 2015: Rs. 48.0 million).

Dividend paid

During the year ended March 31, 2016, the Bank paid dividend to its key management personnel amounting to Rs. 13.8 million (March 31, 2015: Rs. 10.0 million) and to relatives of key management personnel amounting to Rs. 0.0¹ million (March 31, 2015: Rs. 0.0¹ million). The dividend paid during the year ended March 31, 2016 to Ms. Chanda Kochhar was Rs. 11.1 million (March 31, 2015: Rs. 7.9 million), to Mr. N. S. Kannan was Rs. 2.1 million (March 31, 2015: Rs. 1.1 million), and to Mr. Rajiv Sabharwal was Rs. 0.6 million (March 31, 2015: Rs. 1.0 million).

1. Insignificant amount.

Remuneration to whole-time directors

Remuneration paid to the whole-time directors of the Bank, excluding the perquisite value on account of employee stock options exercised, during the year ended March 31, 2016 was Rs. 219.0 million (March 31, 2015: Rs. 164.5 million). The remuneration paid for the year ended March 31, 2016 to Ms. Chanda Kochhar was Rs. 68.8 million (March 31, 2015: Rs. 53.5 million), to Mr. N. S. Kannan was Rs. 47.2 million (March 31, 2015: Rs. 37.4 million), to Ms. Vishakha Mulye¹ Rs. 10.1 million (March 31, 2015: N.A.), to Mr. K. Ramkumar was Rs. 48.1 million (March 31, 2015: Rs. 38.6 million) and to Mr. Rajiv Sabharwal was Rs. 44.8 million (March 31, 2015: Rs. 35.0 million).

1. Identified as related party from the three months ended March 31, 2016.

Donation

During the year ended March 31, 2016, the Group has given donation to ICICI Foundation for Inclusive Growth amounting to Rs. 861.6 million (March 31, 2015: Rs. 707.3 million).

Related party balances

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from its associates/other related entities:

Items	Rs. in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Deposits with the Group	1,004.3	2,033.9
Advances	0.4	1.2
Investments of the Group in related parties	5,362.6	5,683.3
Payables	730.4	653.4
Receivables	37.5	69.1
Guarantees issued by the Group	0.5	0.0 ¹

¹ Insufficient amount

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from key management personnel:

Items	Rs. in million, except number of shares	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Deposits	35.8	97.4
Advances	54.7	37.0
Investments	7.2	5.2
Employee Stock Options Outstanding (Number)	29,811,500	19,255,000

¹ During the year ended March 31, 2016, 723,500 employee stock options with exercise price of Rs. 73.3 million were exercised by the Key Management Personnel of the Bank (March 31, 2015: 3,170,000 with exercise price of Rs. 542.5 million)

The following table sets forth, for the periods indicated, the balance payable to/receivable from relatives of key management personnel:

Items	Rs. in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Deposits	63.6	42.3
Advances	7.9	15.0

The following table sets forth, for the periods indicated, the maximum balance payable to/receivable from key management personnel:

Items	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Deposits	192.8	218.5
Advances	55.3	38.1
Investments ¹	7.2	5.2

¹Maximum balances are determined based on computation of the total outstanding balances at each quarter end during the financial year.

The following table sets forth, for the periods indicated, the maximum balance payable to/receivable from relatives of key management personnel:

Items	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Deposits	93.7	42.3
Advances	15.0	18.2

A. Employee Stock Option Scheme (ESOS)

In terms of the ESOS, as amended, the maximum number of options granted to any eligible employee in a financial year shall not exceed 0.05% of the issued equity shares of the Bank at the time of grant of the options and aggregate of all such options granted to the eligible employees shall not exceed 10% of the aggregate number of the issued equity shares of the Bank on the date(s) of the grant of options. Under the stock option scheme, eligible employees are entitled to apply for equity shares. Options granted prior to March, 2014, except mentioned below, vest in a graded manner over a four-year period, with 20%, 20%, 30% and 30% of the grants vesting in each year, commencing from the end of 12 months from the date of grant. Options granted in April, 2009 vest in a graded manner over a five-year period with 20%, 20%, 30% and 30% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of grant. Options granted in September, 2011 vest in a graded manner over a five-years period with 15%, 20%, 20% and 45% of grant vesting each year, commencing from the end of 24 months from the date of the grant. Options granted after March, 2014 vest in a graded manner over a three-year period with 30%, 30% and 40% of the grant vesting in each year, commencing from the end of 12 months from the date of grant other than certain options granted in April 2014 which will vest to the extent of 50% on April 30, 2017 and the balance on April 30, 2018. The options granted in September 2015 will vest to the extent of 50% on April 30, 2018 and 50% on April 30, 2019. However for the options granted in September 2015 if the participant's employment terminates due to retirement (including pursuant to any early/voluntary retirement scheme), the whole of the unvested options would lapse. The options can be exercised within 10 years from the date of grant or five years from the date of vesting, whichever is later. The exercise price of Bank's options, except mentioned below, was the last closing price on the stock exchange which recorded highest trading volume, one day prior to the date of grant of options. Hence, there was no compensation cost based on intrinsic value of options.

In February 2011, the Bank granted 15,175,000 options to eligible employees and whole-time Directors of the Bank and certain of its subsidiaries at an exercise price of Rs. 193.40. Of these options granted, 50% vested on April 30, 2014 and the balance 50% vested on April 30, 2015. The options can be exercised within 10 years from the date of grant or five years from the date of vesting, whichever is later. Based on intrinsic value of options, compensation cost of Rs. 0.8 million was recognised during the year ended March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 16.4 million).

If the Bank had used the fair value of options based on binomial tree model, compensation cost in the year ended March 31, 2016 would have been higher by Rs. 3,726.5 million and proforma profit after tax would have been Rs. 93.54 billion. On a proforma basis, the Bank's basic and diluted earnings per share would have been Rs. 16.11 and Rs. 16.02 respectively. The key assumptions used to estimate the fair value of options granted during the year ended March 31, 2016 are given below.

Risk-free interest rate	7.58% to 8.19%
Expected life	3.16 to 5.78 years
Expected volatility	30.67% to 32.77%
Expected dividend yield	1.62% to 2.11%

The weighted average fair value of options granted during the year ended March 31, 2016 was Rs. 100.50 (March 31, 2015: Rs. 90.09).

The following table sets forth, for the periods indicated, the summary of the status of the Bank's stock option plan.

Particulars	Rs. except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2016		Year ended March 31, 2015	
	Number of options	Weighted average exercise price	Number of options	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	148,433,700	205.02	140,521,765	183.74
Add: Granted during the year	64,904,500	289.28	32,375,500	259.96
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	4,189,850	260.67	1,382,765	235.40
Less: Exercised during the year	17,523,783	161.16	23,080,800	150.66
Outstanding at the end of the year	191,624,565	236.36	148,433,700	205.02
Options exercisable	89,788,515	198.08	75,938,800	180.80

The following table sets forth, the summary of stock options outstanding at March 31, 2016.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
60-99	2,556,700	86.96	3.03
100-199	60,755,715	180.24	3.65
200-299	96,037,150	251.67	7.85
300-399	32,275,000	308.26	9.08

The following table sets forth, the summary of stock options outstanding at March 31, 2015.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
60-99	4,771,000	80.81	2.41
100-199	74,346,685	177.35	4.41
200-299	69,291,015	243.22	8.06
300-399	25,000	321.17	9.59

The options were exercised regularly throughout the period and weighted average share price as per NSE price volume data during the year ended March 31, 2016 was Rs. 273.37 (March 31, 2015: Rs. 311.74).

ICICI Life:

ICICI Prudential Life Insurance Company has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2016 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options compensation cost for the year ended March 31, 2016 would have been higher by Nil (March 31, 2015: Rs. 22.2 million).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Prudential Life Insurance Company.

Particulars	Rs., except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2016		Year ended March 31, 2015	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	7,057,417	232.45	10,201,948	200.10
Add: Granted during the year	--	--	--	--
Less: Forfeited lapsed during the year	559,175	329.58	588,000	324.93
Less : Exercised during the year	499,067	108.40	2,556,531	82.10
Outstanding at the end of the year	5,999,175	233.72	7,057,417	232.45
Options exercisable	5,999,175	233.72	7,057,417	232.45

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Prudential Life Insurance Company at March 31, 2016.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options (number of shares)	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
30-99	1,006,235	64.91	2.9
100-299	2,445,830	130.00	4.1
300-400	2,547,100	400.00	2.1

ICICI General:

ICICI Lombard General Insurance Company has formulated ESOS for their employees. There is no compensation cost for the year ended March 31, 2016 based on the intrinsic value of options. If the entity had used the fair value approach for accounting of options compensation cost for the year ended March 31, 2016 would have been higher by Nil (March 31, 2015: Rs. 4.5 million).

The following table sets forth, for the periods indicated, a summary of the status of the stock option plan of ICICI Lombard General Insurance Company.

Particulars	Rs., except number of options			
	Stock options outstanding			
	Year ended March 31, 2016		Year ended March 31, 2015	
	Number of shares	Weighted average exercise price	Number of shares	Weighted average exercise price
Outstanding at the beginning of the year	8,121,462	109.32	9,844,494	105.39
Add: Granted during the year	--	--	--	--
Less: Forfeited/ lapsed during the year	200,200	148.9	254,516	116.10
Less: Exercised during the year	917,014	67.12	1,468,516	81.82
Outstanding at the end of the year	7,004,248	113.71	8,121,462	109.32
Options exercisable	7,004,248	113.71	8,121,462	109.32

The following table sets forth, summary of stock options outstanding of ICICI Lombard General Insurance Company at March 31, 2016.

Range of exercise price (Rs. per share)	Number of shares arising out of options (number of shares)	Weighted average exercise price (Rs. per share)	Weighted average remaining contractual life (number of years)
35-99	3,251,898	57.23	3.50
100-200	3,752,350	162.66	3.03

If the Group had used the fair value of options based on the binomial tree model, the compensation cost for the year ended March 31, 2016 would have been higher by Rs. 3,585.0 million (March 31, 2015: Rs. 2,761.1 million) and the proforma consolidated profit after tax would have been Rs. 98.21 billion (March 31, 2015: Rs. 119.71 billion). On a proforma basis, the Group's basic earnings per share would have been Rs. 16.91 (March 31, 2015: Rs. 20.69) and diluted earnings per share would have been Rs. 16.80 (March 31, 2015: Rs. 20.47).

4. Fixed assets

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in software acquired by the Group, as included in fixed assets.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
At cost at March 31 of preceding year	15,735.1	13,525.0
Additions during the year	2,507.7	2,439.1
Deductions during the year	(439.6)	(229.0)
Depreciation to date	(13,615.4)	(11,876.8)
Net block	4,187.8	3,858.3

5. Assets on lease

Assets taken under operating lease

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of future rentals payable on operating leases.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Not later than one year	470.7	561.2
Later than one year and not later than five years	1,195.4	563.9
Later than five years	568.8	103.1
Total	2,234.9	1,227.2

The terms of renewal are those normally provided in similar agreements and there are no other restrictions in the agreements.

6. Preference shares

Certain government securities amounting to Rs. 3,189.8 million at March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 3,088.6 million) have been earmarked against redemption of preference shares issued by the Bank, which fall due for redemption on April 20, 2018, as per the original terms of the issue.

7. Provisions and contingencies

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of provisions and contingencies included in profit and loss account.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Provision for depreciation of investments	2,985.1	4,128.9
Provision towards non-performing and other assets	77,188.6	36,307.6
Provision towards income tax		
• Current	67,365.4	56,758.0
• Deferred	(33,590.4)	(2,841.8)
Provision towards wealth tax	0.2	51.1
Collective contingency and related reserve	36,000.0	-
Other provisions and contingencies ¹	6,880.3	4,926.9
Total provisions and contingencies	156,829.2	99,330.7

1. Includes general provision towards standard assets amounting to Rs. 3,375.8 million (March 31, 2015: Rs. 3,927.6 million).

The Group has assessed its obligations arising in the normal course of business, including pending litigations, proceedings pending with tax authorities and other contracts including derivative and long term contracts. In accordance with the provisions of Accounting Standard - 29 on "Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets", the Group recognises a provision for material foreseeable losses when it has a present obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation, in respect of which a reliable estimate can be made. In cases where the available information indicates that the loss on the contingency is reasonably possible but the amount of loss cannot be reasonably estimated, a disclosure to this effect is made as contingent liabilities in the financial statements. The Group does not expect the outcome of these proceedings to have a materially adverse effect on its financial results. For insurance contracts booked in its life insurance subsidiary, reliance has been placed on the Appointed Actuary for actuarial valuation of "liabilities for policies in force". The Appointed Actuary has confirmed that the assumptions used in valuation of liabilities for policies in force are in accordance with the guidelines and norms issued by the IRDAI and the Institute of Actuaries of India in concurrence with the IRDA.

K. Staff retirement benefits

Pension

The following tables set forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for pension benefits.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Opening obligations	12,999.9	10,299.9
Service cost	251.0	217.8
Interest cost	1,034.7	943.5
Actuarial (gain) loss	1,594.7	3,174.7
Liabilities extinguished on settlement	(1,554.0)	(1,381.1)
Benefits paid	(134.7)	(164.9)
Obligations at the end of year	14,191.6	12,999.9
Opening plan assets, at fair value	10,103.4	9,018.8
Expected return on plan asset	902.9	743.3
Actuarial gain/(loss)	(4.1)	104.7
Assets distributed on settlement	(1,726.7)	(1,534.6)
Contributions	4,050.8	1,936.1
Benefits paid	(134.7)	(164.9)
Closing plan assets, at fair value	13,191.6	10,103.4
Fair value of plan assets at the end of the year	13,191.6	10,103.4
Present value of defined benefit obligations at the end of the year	(14,191.6)	(12,999.9)
Amount not recognised as an asset (limit in Para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits')	-	-
Asset/(liability)	(1,000.0)	(2,896.5)
Cost for the year		
Service cost	251.0	217.8
Interest cost	1,034.7	943.5
Expected return on plan assets	(902.9)	(743.3)
Actuarial (gain) loss	1,598.8	3,070.0
Curtailments & settlements (gain)/loss	172.7	153.5
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on 'employee benefits'	-	-
Net cost	2,154.3	3,641.5
Actual return on plan assets	898.8	848.1
Expected employer's contribution next year	3,000.0	3,000.0
Investment details of plan assets		
Insurer Managed Funds ¹	1.04%	84.51%
Government of India securities	48.64%	7.12%
Corporate Bonds	43.23%	8.12%
Equity securities in listed companies	2.48%	-
Others	4.61%	0.25%
Assumptions		
Interest rate	7.95%	8.00%
Salary escalation rate:		
On Basic Pay	1.50%	1.50%
On Dearness Relief	7.00%	7.00%
Estimated rate of return on plan assets	8.00%	8.00%

1. For the year ended March 31, 2015, majority of the funds were invested in Government of India securities and corporate bonds.

Estimated rate of return on plan assets is based on our expectation of the average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

Experience adjustment

Particulars	Rs. in million				
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013	Year ended March 31, 2012
Plan assets	13,191.6	10,103.4	9,018.8	9,576.8	9,370.4
Defined benefit obligations	(14,191.6)	(12,999.9)	(10,209.9)	(10,392.5)	(9,602.7)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(h) of AS 15 on 'employee benefits')	-	-	-	-	-
Surplus (deficit)	(1,000.0)	(2,896.5)	(1,191.1)	(865.7)	(232.3)
Experience adjustment on plan assets	(4.1)	104.7	(29.1)	102.3	51.7
Experience adjustment on plan liabilities	1,503.4	1,271.2	2,549.6	1,525.2	2,692.3

Gratuity

The following table sets forth, for the periods indicated, movement of the present value of the defined benefit obligation, fair value of plan assets and other details for gratuity benefits of the Group.

Particulars	Rs. in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Defined benefit obligation liability		
Opening obligations	8,470.2	7,352.6
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligation	4.4	3.1
Adjusted opening obligations	8,474.6	7,355.7
Service cost	834.9	716.1
Interest cost	677.5	662.8
Actuarial (gain) loss	221.0	643.5
Past service cost	..	..
Obligations transferred from/to other companies	8.7	(15.6)
Benefits paid	(826.9)	(792.3)
Obligations at the end of year	9,389.8	8,470.2
Opening plan assets, at fair value	7,862.7	6,744.3
Expected return on plan assets	597.1	518.6
Actuarial gain/(loss)	(398.3)	699.4
Contributions	1,118.1	708.3
Assets transfer from/to other companies	8.7	(15.6)
Benefits paid	(826.9)	(792.3)
Closing plan assets, at fair value	8,361.6	7,862.7
Fair value of plan assets at the end of the year	8,361.6	7,862.7
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(9,389.8)	(8,470.2)
Unrecognised past service cost	..	..
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) of AS 15 on "employee benefits")	..	..
Asset/(liability)	(1,028.2)	(607.5)
Cost for the year		
Service cost	834.9	716.1
Interest cost	677.5	662.8
Expected return on plan assets	(597.1)	(518.6)
Actuarial (gain) loss	619.1	(55.9)
Past service cost	..	..
Losses/(gains) on "Acquisition/Divestiture"	..	..
Exchange fluctuation loss/(gain)	4.3	3.1
Effect of the limit in para 59(b) of AS 15 on "employee benefits"	..	(0.1)
Net cost	1,538.7	807.4
Actual return on plan assets	199.0	1,218.0
Expected employer's contribution next year	745.0	755.2
Investment details of plan assets		
Insurer managed funds	23.19%	23.68%
Government of India securities	25.77%	33.67%
Corporate bonds	20.06%	15.35%
Special Deposit schemes	3.48%	3.70%
Equity	11.22%	10.71%
Others	16.28%	12.89%
Assumptions		
Interest rate	7.50%~8.05%	7.80%~8.05%
Salary escalation rate	7.00%~10.00%	5.00%~10.00%
Estimated rate of return on plan assets	7.50%~8.50%	7.50%~8.50%

Estimated rate of return on plan assets is based on the expectation of the average long-term rate of return on investments of the Fund during the estimated term of the obligations.

Experience adjustment

Particulars	Rs. in million				
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013	Year ended March 31, 2012
Plan assets	8,361.6	7,867.7	6,744.3	6,394.9	5,774.3
Defined benefit obligations	(9,389.8)	(8,470.2)	(7,252.6)	(6,887.3)	(6,257.9)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(h) of AS 15 on 'employee benefits')	..	..	(0.1)	(0.5)	..
Surplus (deficit)	(1,028.2)	(602.5)	(508.4)	(492.9)	(533.6)
Experience adjustment on plan assets	(398.1)	699.4	(8.4)	51.0	23.1
Experience adjustment on plan liabilities	171.4	70.6	308.7	216.0	119.4

The estimates of future salary increases, considered in actuarial valuation, take into consideration inflation, seniority, promotion and other relevant factors.

Provident Fund (PF)

As there is no liability towards interest rate guarantee on exempt provident fund on the basis of actuarial valuation, the Group has not made any provision for the year ended March 31, 2016 (March 31, 2015: Nil).

Rs. in million		
Particulars	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Opening obligations	20,683.7	18,356.2
Service cost	1,044.9	1,046.1
Interest cost	1,614.4	1,615.3
Actuarial (gain) / loss	252.5	325.7
Employees contribution	2,150.8	2,058.2
Obligations transferred from/to other companies	68.1	71.6
Benefits paid	(2,604.9)	(2,789.4)
Obligations at end of the year	23,209.5	20,683.7
Opening plan assets	20,683.7	18,352.7
Expected return on plan assets	1,839.8	1,597.5
Actuarial gain / (loss)	27.3	347.0
Employer contributions	1,044.9	1,046.1
Employees contributions	2,150.8	2,058.2
Assets transfer from/to other companies	68.1	71.6
Benefits paid	(2,604.9)	(2,789.4)
Closing plan assets	23,209.5	20,683.7
Plan assets at the end of the year	23,209.5	20,683.7
Present value of the defined benefit obligations at the end of the year	(23,209.5)	(20,683.7)
Asset/(liability)	-	-
Cost for the year		
Service cost	1,044.9	1,046.1
Interest cost	1,614.4	1,615.3
Expected return on plan assets	(1,839.8)	(1,597.5)
Actuarial (gain) loss	225.4	(21.3)
Net cost	1,044.9	1,042.6
Actual return on plan assets	1,866.9	1,944.5
Expected employer's contribution next year	1,119.3	1,117.1
Investment details of plan assets		
Government of India securities	42.48%	40.52%
Corporate Bonds	52.49%	53.06%
Special deposit scheme	2.35%	2.59%
Others	2.67%	3.83%
Assumptions		
Discount rate	7.65%-7.95%	7.80%-7.95%
Expected rate of return on assets	8.22%-9.03%	8.12%-9.00%
Discount rate for the remaining term to maturity of investments	7.68%-7.95%	7.80%-7.97%
Average historic yield on the investment	8.14%-9.01%	8.19%-9.00%
Guaranteed rate of return	8.75%	8.75%

Experience adjustment

Particulars	Rs. in million			
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2014	Year ended March 31, 2013
Plan assets	23,209.5	20,683.7	18,352.7	16,136.8
Defined benefit obligations	(23,209.5)	(20,683.7)	(18,356.2)	(16,136.8)
Amount not recognised as an asset (limit in para 59(b) AS 15 on "employee benefits")	--	--	--	--
Surplus/(deficit)	--	--	(3.5)	--
Experience adjustment on plan assets	27.3	347.0	(136.3)	17.3
Experience adjustment on plan liabilities	252.5	328.7	(9.9)	24.2

The Group has contributed Rs. 2,167.6 million to provident fund including Government of India managed employees provident fund for the year ended March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 2,630.3 million), which includes compulsory contribution made towards employee pension scheme under Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952.

9. Provision for income tax

The provision for income tax (including deferred tax) for the year ended March 31, 2016 amounted to Rs. 33,775.0 million (March 31, 2015: Rs. 53,916.2 million).

The Group has a comprehensive system of maintenance of information and documents required by transfer pricing legislation under sections 92-92F of the Income Tax Act, 1961. The management is of the opinion that all international transactions are at arm's length so that the above legislation will not have material impact on the financial statements.

10. Deferred tax

At March 31, 2016, the Group has recorded net deferred tax asset of Rs. 49,611.9 million (March 31, 2015: Rs. 16,134.8 million), which has been included in "other assets".

The following table sets forth, for the periods indicated, the break-up of deferred tax assets and liabilities into major items.

Particulars	Rs. in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Deferred tax asset		
Provision for bad and doubtful debts	30,339.8	39,199.1
Capital loss	--	50.8
Foreign currency translation reserve ¹	5,877.5	--
Others	6,232.7	4,463.4
Total deferred tax asset	82,450.0	43,713.0
Deferred tax liability		
Special reserve deduction	26,632.2	22,057.3
Depreciation on fixed assets	5,329.4	5,359.9
Mark-to-market gains ¹	715.4	--
Others	161.1	161.0
Total deferred tax liability	32,838.1	27,578.2
Total net deferred tax asset/(liability)	49,611.9	16,134.8

¹ These items are considered in accordance with the requirements of Income Computation and Disclosure Standards.

² Deferred tax asset/(liability) pertaining to foreign branches/subsidiaries is included in respective categories.

11. Information about business and geographical segments

A. Business segments for the year ended March 31, 2016

The business segments of the Group have been presented as follows:

1. **Retail banking** includes exposures of the Bank which satisfy the four criteria of orientation, product, granularity and low value of individual exposures for retail exposures laid down in Basel Committee on Banking Supervision document "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework".
2. **Wholesale banking** includes all advances to trusts, partnership firms, companies and statutory bodies, by the Bank which are not included under Retail banking.
3. **Treasury** includes the entire investment and derivative portfolio of the Bank. ICICI Equity Fund (upto September 30, 2015) and ICICI Strategic Investments Fund.
4. **Other banking** includes leasing operations and other items not attributable to any particular business segment of the Bank. Further, it includes the Bank's banking subsidiaries i.e. ICICI Bank UK PLC, ICICI Bank Canada and ICICI Bank Furusia LLC (up to December 31, 2014).
5. **Life insurance** represents results of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited.
6. **General insurance** represents results of ICICI Lombard General Insurance Company Limited.
7. **Others** includes ICICI Home Finance Company Limited, ICICI Venture Funds Management Company Limited, ICICI International Limited, ICICI Securities Primary Dealership Limited, ICICI Securities Limited, ICICI Securities Holdings Inc., ICICI Securities Inc., ICICI Prudential Asset Management Company Limited, ICICI Prudential Trust Limited, ICICI Investment Management Company Limited, ICICI Trusteeship Services Limited, ICICI Kinfra Limited (upto September 30, 2014), I-Ven Biotech Limited (upto December 31, 2015) and ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited.

Income, expenses, assets and liabilities are either specifically identified with individual segments or are allocated to segments on a systematic basis.

The liabilities of the Bank are transfer priced to a central treasury unit, which pools all funds and lends to the business units at appropriate rates based on the relevant maturity of assets being funded after adjusting for regulatory reserve requirements.

The transfer pricing mechanism of the Bank is periodically reviewed. The segment results are determined based on the transfer pricing mechanism prevailing for the respective reporting periods.

The results of reported segments for the year ended March 31, 2016 are not comparable with that of reported segments for the year ended March 31, 2015 to the extent new entities have been consolidated and entities that have been discontinued from consolidation.



The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2016.

Sr. no.	Particulars	Rs. in million							
		Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life Insurance	General Insurance	Others	Inter-segment adjustments
1	Revenue	391,878.0	328,923.5	483,414.5	39,343.1	231,798.6	66,995.2	46,484.7	(574,879.1)
2	Segment results	38,977.4	(12,454.3)	86,162.7	6,798.0	17,718.8	7,076.9	14,251.9	(15,476.3)
3	Unallocated expenses								
4	Operating profit (2) - (3)								
5	Income tax expenses (net)/(net deferred tax credit)								
6	Net profit ¹ (4) - (5)								
Other information									
7	Segment assets	1,724,805.5	2,663,659.1	2,580,816.4	799,535.9	1,046,596.2	153,745.8	279,392.0	(146,320.0)
8	Unallocated assets ²								
9	Total assets (7) + (8)								
10	Segment liabilities	3,135,932.7	1,197,853.2	2,764,452.7 ³	759,871.6 ³	1,048,622.5 ³	156,758.4 ³	281,990.9 ³	(146,320.0) ³
11	Unallocated liabilities								
12	Total liabilities (10) + (11)								
13	Capital expenditure	6,474.5	937.0	11.2	166.9	539.4	464.5	551.8	
14	Depreciations	5,718.9	1,016.3	14.9	327.1	455.4	565.4	349.6	(16.5)

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net), deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.



The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2015.

Sr. no.	Particulars									Rs. in million
		Retail banking	Wholesale banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Intra-segment adjustments	Total
1	Revenue	329,911.8	335,025.1	499,668.1	38,097.1	191,567.3	38,804.9	44,731.1	(535,443.1)	902,162.3
2	Segment results	27,242.8	62,246.7	64,687.0	6,672.2	16,343.2	6,907.2	14,634.7	(18,337.6)	183,390.3
3	Unallocated expenses									
4	Operating profit (2) - (3)									183,390.3
5	Income tax expenses (net)/(net deferred tax credit)									53,967.3
6	Net profit ¹ (4) - (5)									129,423.0
Other information										
7	Segment assets	1,297,275.5	2,612,211.8	2,379,582.6	675,880.1	1,011,969.1	133,360.9	255,632.5	(156,450.2)	8,207,062.3
8	Unallocated assets ²									53,729.4
9	Total assets (7) + (8)									8,260,791.7
10	Segment liabilities	2,661,620.1	1,038,243.2	2,656,401.7 ³	655,289.4 ³	1,013,545.8 ³	135,564.2 ³	255,534.5 ³	(156,450.2) ³	8,260,791.7
11	Unallocated liabilities									
12	Total liabilities (10) + (11)									8,260,791.7
13	Capital expenditure	6,100.1	1,110.3	16.4	146.8	2,250.0	2,014.1	356.7		11,983.4
14	Depreciations	5,111.4	1,073.5	12.8	319.5	396.1	536.7	348.6	(16.4)	7,982.2

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net), deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

B. Geographical segments

The Group has reported its operations under the following geographical segments.

1. **Domestic operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures in India.
2. **Foreign operations** comprise branches and subsidiaries/joint ventures outside India and offshore banking unit in India.

The Group conducts transactions with its customers on a global basis in accordance with their business requirements, which may span across various geographies.

The following tables set forth, for the periods indicated, the geographical segment results.

	Rs. in million	
Revenue	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Domestic operations	932,781.3	826,474.0
Foreign operations	81,177.2	75,688.3
Total	1,013,958.5	902,162.3

	Rs. in million	
Assets	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Domestic operations	7,321,480.0	6,504,549.2
Foreign operations	1,781,150.9	1,702,513.1
Total	9,102,630.9	8,207,062.3

Note: Segment assets do not include tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

The following table sets forth, for the periods indicated, capital expenditure and depreciation thereon for the geographical segments.

	Capital expenditure incurred during the		Depreciation provided during the	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Domestic operations	8,687.2	11,804.5	8,250.3	7,803.8
Foreign operations	258.1	178.9	160.4	178.4
Total	8,945.3	11,983.4	8,411.1	7,982.2

12. Penalties/fines imposed by banking regulatory bodies

The penalty imposed by RBI and other banking regulatory bodies during the year ended March 31, 2016 was Nil (March 31, 2015: Rs. 10.4 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

1A. Additional information to consolidated accounts

Additional information to consolidated accounts at March 31, 2016 (Pursuant to Schedule III of the Companies Act, 2013)

Name of the entity	Net assets ¹		Share in profit or loss	
	% of total net assets	Amount	% of total net profit	Amount
Parent				
ICICI Bank Limited	95.4%	397,355.9	95.5%	97,262.9
Subsidiaries				
Indian				
ICICI Securities Primary Dealership Limited	0.9%	8,668.6	1.9%	1,954.7
ICICI Securities Limited	0.4%	3,942.3	2.3%	2,357.4
ICICI Home Finance Company Limited	1.6%	15,292.1	1.8%	1,798.5
ICICI Trusteeship Services Limited	0.0%	5.3	0.0%	0.5
ICICI Investment Management Company Limited	0.0%	115.5	(0.0%)	(18.5)
ICICI Venture Funds Management Company Limited	0.2%	1,975.6	(0.2%)	(212.3)
ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	5.9%	55,116.6	16.2%	16,504.6
ICICI Lombard General Insurance Company Limited	5.7%	34,846.6	5.0%	5,074.5
ICICI Prudential Trust Limited	0.0%	12.8	0.0%	0.3
ICICI Prudential Asset Management Company Limited	0.7%	6,372.5	3.2%	3,256.9
ICICI Prudential Pension Funds Management Company Limited	0.0%	255.6	(0.0%)	(3.2)
Foreign				
ICICI Bank UK PLC	3.8%	36,143.9	0.0%	35.5
ICICI Bank Canada	4.0%	37,769.8	1.1%	1,130.5
ICICI International Limited	0.0%	93.7	(0.0%)	(4.8)
ICICI Securities Holdings Inc.	0.0%	127.7	(0.5%)	(477.5)
ICICI Securities Inc.	0.0%	128.9	0.0%	28.3
Other consolidated entities				
Indian				
ICICI Strategic Investments Fund	0.1%	482.0	(0.1%)	(108.7)
Foreign				
NIL				
Minority interests	(3.6%)	(33,556.4)	(7.3%)	(7,469.3)
Associates				
Indian				
Fino Pay Tech Limited	—	—	0.0%	13.7
I-Process Services (India) Private Limited	—	—	(0.0%)	(4.4)
NIIT Institute of Finance Banking and Insurance Training Limited	—	—	0.0%	12.2
ICICI Merchant Services Private Limited	—	—	—	—
India Infradebt Limited	—	—	0.1%	90.6
India Advantage Fund III	—	—	0.1%	79.5
India Advantage Fund IV	—	—	(0.0%)	(17.6)
Foreign				
NIL	—	—	—	—
Joint Ventures				
NIL	—	—	—	—
Inter company adjustments	(13.1%)	(124,061.9)	(19.1%)	(19,474.7)
TOTAL	100.0%	941,107.1	100.0%	101,799.6

¹ Total assets minus total liabilities.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

14. Sale of equity shareholding in insurance subsidiaries

Pursuant to approval by the Board of Directors of the Bank on November 16, 2015, the Bank sold equity shares representing 6% shareholding in ICICI Prudential Life Insurance Company Limited and 9% shareholding in ICICI Lombard General Insurance Company Limited during the year ended March 31, 2016 for a total consideration of Rs. 19,500.0 million and Rs. 15,502.5 million respectively.

15. Provision on Funded Interest Term Loan

In 2008, RBI issued guidelines on debt restructuring, which also covered the treatment of funded interest in cases of debt restructuring, that is, instances where interest for a certain period is funded by a Funded Interest Term Loan (FITL) which is then repaid based on a contracted maturity schedule. In line with these guidelines, the Bank had been providing fully for any interest income which is funded through a FITL for cases restructured subsequent to the issuance of the guideline. However, during the year ended March 31, 2015, RBI required similar treatment of outstanding FITL pertaining to cases restructured prior to the 2008 guidelines which were not yet been repaid. In view of the above, and since this item relates to prior years, the Bank with the approval of the RBI debited its reserves by Rs. 9,291.6 million to fully provide outstanding FITLs pertaining to restructurings prior to the issuance of the guideline in the quarter ended March 31, 2015 as against over three quarters permitted by RBI.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

16. *Additional disclosure*

Additional statutory information disclosed in the separate financial statements of the Bank and subsidiaries having no material bearing on the true and fair view of the consolidated financial statements and the information pertaining to the items which are not material have not been disclosed in the consolidated financial statements.

17. *Comparative figures*

Figures of the previous year have been re-grouped to conform to the current year presentation.

F-59

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

B. Additional Notes

1. Reserves

Balance in profit and loss account: Represents the balance of profit after appropriations.

Statutory reserve: Represents reserve created as a percentage of the net profit before any other appropriation as required by the Banking Regulation Act, 1949. Every banking company in India is currently required to transfer not less than 25% of the net profit (before appropriations) to the "statutory reserve".

Capital reserve: Represents amount of gains on sale of securities classified as held to maturity and gains on sale of land and building, net of tax and transfer to statutory reserves.

Securities premium: Represents amount of premium received on issue of share capital, net of expenses incurred on issue of shares.

Special reserve: Represents reserve maintained under the Income Tax Act, 1961 to avail tax benefits.

Foreign currency translation reserve: Represents exchange differences on translation of financial statements of non-integral foreign operations.

Revenue and other reserves: Represents reserves other than capital reserves and those separately classified.

Unrealized investment reserve: Represents unrealized gains/losses on investments of consolidated venture capital funds.

Reserve fund: Represents appropriation made to reserve fund in accordance with regulations applicable to Sri Lanka branch.

Investment reserve account: Represents provision for depreciation on available for sale and held for trading securities in excess of required amount which is credited to profit and loss account and appropriated to this reserve, net of tax and transfer to statutory reserve.

Revaluation reserve: Represents reserves on revaluation of premises carried out by the Bank.

2. Deposits

Deposits include demand deposits, which are non-interest bearing, and savings and time deposits, which are interest bearing.

The following table sets forth the residual contractual maturities of time deposits at March 31, 2016.

	Rupees in million
Deposits maturing during the year ending March 31,	
2017	1,972,451.7
2018	277,687.3
2019	109,924.0
2020	47,172.2
2021	33,961.4
Thereafter	21,637.1
Total time deposits	2,462,833.7

At March 31, 2016, the aggregate of time deposits with individual balances greater than Rs. 5.0 million was Rs. 1,354,018.4 million (March 31, 2015: Rs. 1,141,801.8 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

A. Long-term debt

Long-term debt represents debt with an original contractual maturity of greater than one year. Maturity distribution is based on contractual maturity or the date at which the debt is callable at the option of the holder, whichever is earlier. A portion of the long-term debt bears a fixed rate of interest. Interest rates on floating-rate debt are generally linked to London Inter-Bank Offer Rate ("LIBOR") or similar money market rates. The segregation between fixed-rate and floating-rate obligations is based on the contractual terms.

The following table sets forth a listing of long-term debt at March 31, 2016, by maturity and interest rate profile.

Rupees in million			
	Fixed-rate obligations	Floating-rate obligations	Total
Long-term debt maturing during the year ending March 31,			
2017	218,115.3	82,184.0	300,299.3
2018	171,214.8	123,331.0	294,545.8
2019	57,160.4	66,820.9	123,981.3
2020	204,467.2	51,765.9	256,233.1
2021	192,233.2	31,363.8	223,597.0
Thereafter	379,705.6	21,865.4	401,571.0
Total	1,222,896.5	377,331.0	1,600,227.5
Less: Unamortized debt issue costs			(769.7)
Total			1,599,457.8

Debt aggregating Rs. 5,132.2 million (March 31, 2015: Rs. 13,336.4 million) is guaranteed by the Government of India (GOI). Long-term debt is denominated in various currencies. At March 31, 2016, long-term debt comprises Indian rupee debt of Rs. 545,969.8 million (March 31, 2015: Rs. 510,273.5 million) and foreign currency debt of Rs. 1,053,488.0 million (March 31, 2015: Rs. 906,020.7 million).

Indian rupee debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of Indian rupee debt.

Rupees in million				
At March 31, 2016				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional individual investors	424,402.3	9.4%	6.5% to 14.2%	5.4
Refinance from financial institutions	96,030.3	8.1%	7.9% to 9.0%	1.9
Borrowings from other banks	19,473.5	9.6%	9.3% to 10.4%	2.1
Fixed deposits	2,563.7	9.0%	8.0% to 10.0%	1.4
Preference shares	3,500.0	0.001%	0.001%	2.1
Total	545,969.8	9.1%		4.6

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million				
At March 31, 2015				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds issued to institutional-individual investors	443,182.7	9.4%	5.4% to 14.2%	5.0
Refinance from financial institutions	42,478.4	8.9%	8.8% to 10.0%	3.5
Borrowings from other banks	18,561.7	10.2%	10.0% to 12.0%	2.0
Fixed deposits	2,550.7	9.2%	7.3% to 11.5%	1.1
Preference shares	3,500.0	0.001%	0.001%	3.1
Total	516,273.5	9.3%		4.7

Foreign currency debt

The following tables set forth, for the periods indicated, a listing of major categories of foreign currency debt.

Rupees in million				
At March 31, 2016				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	588,163.5	4.0%	1.0% to 7.3%	3.7
Other borrowings	465,324.5	1.8%	0.2% to 3.7%	2.3
Total	1,053,488.0	3.3%		3.1

Rupees in million				
At March 31, 2015				
Category	Amount	Weighted average interest rate	Range	Weighted average residual maturity (in years)
Bonds	505,333.5	4.9%	1.0% to 7.3%	3.2
Other borrowings	400,187.2	2.0%	0.2% to 6.8%	3.8
Total	906,020.7	3.6%		3.5

See note on "Schedule 183- Additional note- Selected information from Indian GAAP financials" for assets pledged as securities for borrowings.

4. Cash and cash equivalents

Deposits with the Reserve Bank of India include Rs. 200,606.3 million (March 31, 2015: Rs. 189,751.6 million) maintained in accordance with the guidelines governing minimum cash reserve requirements at March 31, 2016. The balances maintained with the Reserve Bank of India towards cash reserve requirements are subject to withdrawal and usage restrictions.

Deposits with other banks include Rs. 16,920.4 million (March 31, 2015: Rs. 17,986.8 million) towards deposits, which have maturities greater than 90 days.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

5. Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held to maturity.

	At March 31, 2016				At March 31, 2015			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
Held to maturity								
Corporate debt securities	113,815.6	2,140.0	(102.5)	115,853.1	102,147.5	5,142.1	(49.4)	107,240.2
Government securities	1,088,019.9	15,255.3	(3,619.5)	1,099,655.7	1,039,722.2	20,829.6	(5,836.3)	1,054,715.5
Other debt securities	19,229.6	16.7	(0.7)	19,245.6	15,806.9	16.2	(0.0)	15,823.1
Total debt securities	1,221,065.1	17,412.0	(3,722.7)	1,234,754.4	1,157,676.6	25,987.9	(5,885.7)	1,177,778.8
Equity securities	563.8	—	—	563.8	563.8	—	—	563.8
Other securities	4,387.8	988.2	(139.3)	5,236.7	4,939.0	495.6	(94.5)	5,340.1
Total	1,226,016.7	18,400.2	(3,862.0)	1,240,554.9	1,163,179.4	26,483.5	(5,980.2)	1,183,682.7

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale.

	At March 31, 2016				At March 31, 2015			
	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value	Amortized cost/cost	Gross unrealized gain	Gross unrealized loss	Fair value
Available for sale								
Corporate debt securities	118,778.3	2,200.6	(1,101.7)	119,877.2	130,904.3	1,882.1	(384.8)	132,401.6
Government securities	246,801.2	611.3	(23.2)	247,389.3	207,816.7	790.1	(187.0)	208,419.8
Other debt securities	110,433.7	1,436.2	(662.0)	111,207.9	126,775.6	3,765.5	(493.5)	130,047.6
Total debt securities	476,013.2	4,248.1	(1,786.9)	478,474.4	465,496.6	6,437.7	(1,065.3)	470,869.0
Equity securities	63,841.0	21,587.4	(10,860.0)	74,568.4	46,898.3	23,767.2	(8,551.5)	62,014.0
Other securities	23,673.7	2,690.8	(408.7)	25,955.8	24,461.6	3,636.8	(5,492.9)	22,605.5
Total	563,527.9	28,526.3	(13,055.6)	578,998.6	536,856.5	33,841.7	(15,209.7)	555,488.5

Income from securities available for sale

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as available for sale.

	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Interest	30,766.1	31,219.3	35,837.2
Dividend	1,179.8	1,034.8	1,392.6
Total	31,945.9	32,244.1	37,229.8
Gross realized gain	8,412.9	13,394.5	8,031.0
Gross realized loss	(4,028.0)	(1,609.1)	(2,680.2)
Total	4,384.9	11,785.4	5,350.8

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Income from securities held for trading

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of income from securities classified as held for trading.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Interest and dividend	17,756.4	18,268.4	15,849.2
Realized gain (loss) on sale of trading portfolio	1,412.4	6,931.4	1,804.4
Unrealized gain (loss) on trading portfolio	394.4	(230.6)	106.9
Total	19,563.2	24,969.2	17,760.5

Maturity profile of debt securities

The following table sets forth, a listing of each category of held to maturity debt securities at March 31, 2016, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
Corporate debt securities		
Less than one year	8,879.7	8,929.4
One to five years	36,900.0	37,391.3
Five to ten years	56,787.5	57,671.3
Greater than ten years	11,248.4	11,861.1
Total corporate debt securities	113,815.6	115,853.1
Government securities		
Less than one year	42.6	42.9
One to five years	281,596.0	284,629.2
Five to ten years	568,016.9	574,463.3
Greater than ten years	238,364.4	240,520.3
Total government securities	1,088,019.9	1,099,655.7
Other debt securities		
Less than one year	18,302.8	18,318.8
One to five years	926.8	926.8
Five to ten years	--	--
Greater than ten years	--	--
Total other debt securities	19,229.6	19,245.6
Total debt securities classified as held to maturity	1,221,065.1	1,234,754.4

The following table sets forth, a listing of each category of available for sale debt securities at March 31, 2016, by maturity.

	Rupees in million	
	Amortized cost	Fair value
Corporate debt securities		
Less than one year	23,110.4	23,660.8
One to five years	57,973.7	58,551.5
Five to ten years	30,043.3	29,678.2
Greater than ten years	7,650.9	7,986.7
Total corporate debt securities	118,778.3	119,877.2
Government securities		
Less than one year	134,703.0	134,968.8
One to five years	105,645.3	105,937.1
Five to ten years	6,387.9	6,418.0
Greater than ten years	65.0	65.6
Total Government securities	246,801.2	247,389.5
Other debt securities		
Less than one year	66,522.0	67,547.9
One to five years	41,658.3	41,555.0
Five to ten years	735.6	877.3
Greater than ten years	1,517.8	1,227.7
Total other debt securities	110,433.7	111,207.9
Total debt securities classified as available for sale	476,013.2	478,474.4

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

6. Repurchase transactions

The Group has undertaken repurchase and reverse repurchase transactions of Government securities during the year. These transactions are generally of a very short tenure and are undertaken with the Reserve Bank of India, banks and other financial institutions as counterparties.

At March 31, 2016, outstanding borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility offered by Reserve Bank of India amounted to Rs. 156,387.7 million (March 31, 2015: Rs. 251,681.1 million) and the outstanding lending under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 32,500.0 million (March 31, 2015: Rs. 685.3 million).

During fiscal 2016, average borrowings under repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 177,743.2 million (March 31, 2015: Rs. 158,296.3 million) and average lending under reverse repurchase transactions including Liquidity Adjustment Facility amounted to Rs. 18,446.4 million (March 31, 2015: Rs. 14,483.2 million).

7. Loans

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of loans by category:

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Commercial loans	2,944,354.7	2,745,375.7
Term loans	2,110,433.0	2,009,439.3
Working capital facilities ¹	833,921.7	735,936.4
Consumer loans and credit card receivable	2,153,560.9	1,762,154.0
Mortgage loans	1,339,764.0	1,100,254.6
Other secured loans	634,823.0	532,730.1
Credit cards	55,210.2	41,414.6
Other unsecured loans	123,763.7	87,754.7
Total gross advances	5,097,915.6	4,507,529.7
Provision for loan losses ²	(160,624.5)	(122,628.7)
Total net advances	4,937,291.1	4,384,901.0

1. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

2. Excludes provision on performing loans.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Commercial loans

Commercial loans include term loans and working capital facilities extended to corporate and other business entities.

Each commercial loan undergoes a detailed credit review process in accordance with the Bank's credit policy. After disbursement, commercial loans are individually monitored and reviewed for any possible deterioration of the borrower's ability to repay the loan. Term loans, including corporate finance and project finance loans, are typically secured by a first lien on the borrower's fixed assets, which normally consist of property, plants and equipment. Working capital facilities, which include bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand, are typically secured by a first lien on the borrower's current assets, which normally consist of inventory and receivables.

The overall economic condition affecting businesses impacts the Bank's commercial loan portfolio. A prolonged slowdown in the Indian economy and significant decline in commodity prices could adversely affect clients' abilities to repay loans. In light of increasing international trade linkages, clients' abilities to repay loans may also be negatively affected by adverse economic developments in the United States and other major economies. Unfavorable exchange rate movements may also increase clients' debt burdens and adversely affect their abilities to repay loans.

Project financing term loans provided to the industrial and manufacturing sectors constitute a significant portion of the Bank's commercial loan portfolio. Each client's ability to repay these loans depends on the viability of the project financed which, in turn, depends on the timeliness of the project's completion, the stability of government policies and changes in market demand.

Consumer loans

The Bank's consumer loan portfolio includes both secured loans and unsecured loans. Secured consumer loans constitute a significant majority of the Bank's total consumer loan portfolio. Though the loans in the Bank's secured loan portfolio are secured by first and exclusive liens on the assets financed, recoveries in case of default may be subject of delays up to several years, due to the protracted legal process in India. The challenge of collection, which is affected by the regulatory guidelines on collection practices, also affects recoveries. To mitigate risk, the Bank obtains direct debit mandates or post-dated checks on pre-specified dates for repayment of consumer installment loans.

Secured consumer loan portfolio

The Bank's secured loan portfolio consists of mortgage loans, automobile loans, jewel loans, commercial vehicle loans, farm equipment loans and other secured loans.

The Bank's mortgage loan portfolio includes mortgage loans made to individuals and business entities. Typically, mortgage loans are secured by first and exclusive liens on the financed properties. Borrower default risk is mitigated by rigorous credit review procedures. The Bank's mortgage loan portfolio risk is driven primarily by interest rate movement, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio, the nature of the borrowers' employment (e.g., salaried or self-employed) and the borrowers' income levels.

The Bank's automobile loan and commercial vehicle loan portfolios are also secured by first liens on the assets financed by the loans. Major factors affecting the performance of the automobile loan portfolio include the nature of the borrowers' employment, the borrowers' income levels, the loan-to-value ratios of the loans in the portfolio and the nature of use of the financed vehicles.

The Bank provides jewel loans against gold ornaments and gold coins. Key risks include volatility in gold price and authenticity (purity and weight) of the jewels.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank's commercial vehicle loan portfolio risk is largely driven by borrowers' characteristics, rate of economic activity and fuel price.

Borrowers' abilities to repay farm equipment loans generally depend on the agriculture in India which, in turn, depends on the timing of monsoons.

Unsecured consumer loan portfolio

The Bank's unsecured loan portfolio includes personal loans, credit cards and other unsecured loans. General economic conditions and other factors such as changes in unemployment rates, economic growth rates and borrowers' income levels impact this portfolio.

Maturity profile of loans

The following table sets forth, for the periods indicated, the maturity profile of loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Less than one year	1,375,911.5	1,149,133.7
One to five years	2,523,147.2	2,458,051.6
Greater than five years	1,038,232.4	777,715.7
Total	4,937,291.1	4,384,901.0

Interest income on loans

The Group recognizes interest income in the profit and loss account as it accrues except in the case of non-performing loans where it is recognized upon realization, as per the income recognition and asset classification norms of Reserve Bank of India/National Housing Bank. Interest income in borrower accounts that are upgraded from the non-performing category to the standard category is accrued from the date of such upgrade.

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of interest income on loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Commercial loans ¹	221,859.8	217,525.8	203,640.8
Consumer loans and credit card receivables ²	193,649.2	163,071.3	133,568.0
Lease financing ³	—	—	—
Total	415,509.0	380,597.1	337,208.8

1. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

2. Includes mortgage loans, automobile loans, commercial business loans, two wheeler loans, personal loans, credit card receivables and farm equipment loans.

3. Lease financing activity includes leasing and hire purchase.

Standard restructured loans

The Group classifies a loan as a restructured loan where it has made concessionary modifications, which include changes in repayment period, principal amount, repayment installment and reduction in rate of interest, that it would not otherwise consider, to the contractual terms of a loan to a borrower experiencing financial difficulties. Loan accounts subjected to restructuring by the Bank are upgraded to the standard category from standard restructured category if the borrower demonstrates, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower gets reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. Loans restructured by the Bank after April 1, 2015 (excluding loans given for implementation of projects in the infrastructure sector and non-infrastructure sector and which are delayed up to a specified period) by re-scheduling the principal repayments and/or the interest element are classified as non-performing.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

At March 31, 2016, the Group had committed to lend (including non fund-based facilities) Rs. 19,653.0 million (March 31, 2015: Rs. 26,181.1 million) to borrowers who are parties to restructurings.

The following table sets forth, for the dates indicated, a listing of standard restructured loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Commercial loans		
Term loans	76,480.5	109,410.7
Working capital facilities	22,099.3	21,154.9
Consumer loans		
Mortgage loans	60.9	63.9
Other secured loans	33.5	157.3
Credit cards	—	—
Other unsecured loans	—	—
Lease financing	—	—
Restructured loans, gross	98,674.2	130,786.8
Provision for loan losses	(7,581.4)	(9,458.1)
Restructured loans, net	91,092.8	121,328.7

Represents entire borrower level outstanding of the restructured accounts.

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines on strategic debt restructuring under which conversion of debt into equity resulting in acquisition of ownership interests in the borrower by banks is allowed. At year-end fiscal 2016, the Bank had outstanding strategic debt restructuring loans of Rs. 29.33 billion, out of which Rs. 25.56 billion is classified as non-performing loans or restructured loans.

Non-performing loans

The Bank classifies all credit exposures at a borrower level, including overdrafts arising from crystallized derivative contracts, into performing and non-performing loans as per Reserve Bank of India guidelines. Advances held at the overseas branches that are identified as impaired as per host country regulations for reasons other than record of recovery, but which are standard as per the extant Reserve Bank of India guidelines, are identified as non-performing to the extent of amount of outstanding in the host country. In the case of Bank's housing finance subsidiary, loans and other credit facilities are classified into performing and non-performing loans as per the National Housing Bank guidelines. Further, non-performing loans are classified into sub-standard, doubtful and loss assets based on the criteria stipulated by Reserve Bank of India/National Housing Bank. Loans in the Bank's overseas banking subsidiaries are classified as impaired if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the loan (a loss event) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the loans that can be reliably estimated.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth a listing of non-performing loans.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Commercial loans		
Term loans	187,783.3	85,242.7
Working capital loans	73,678.6	61,652.2
Consumer loans		
Mortgage loans	9,504.8	8,553.0
Other secured loans	10,778.2	9,656.7
Credit cards	1,754.2	2,054.8
Other unsecured loans	4,720.2	5,239.9
Lease financing		
Non-performing loans, gross	288,219.3	172,399.3
Provision for loan losses	(143,771.2)	(95,874.4)
Non-performing loans, net	144,448.1	76,524.9

Identification of loans as non-performing/impaired is in line with guidelines applicable to respective subsidiaries.

Provision for loan losses

The Bank and its housing finance subsidiary hold specific provisions against non-performing loans and general provision against performing loans as per the requirements of respective regulators. The assessment of incremental specific provisions is made after taking into consideration the existing specific provision held. The specific provisions on retail loans held by the Bank and its housing finance subsidiary are higher than the minimum regulatory requirements. The Bank's overseas banking subsidiaries maintain provision for loan losses at a level that management considers adequate to absorb identified credit related losses as well as losses that have occurred but are not yet identifiable. The Bank makes provision on assets that are restructured/rescheduled in accordance with the applicable Reserve Bank of India guidelines on restructuring of advances by Banks.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on standard restructured loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Provision for loan losses at the beginning of the year	9,458.1	11,235.0	5,294.1
Provision for loan losses made during the year	2,754.1	3,989.2	7,171.1
Reduction/write-back of excess provision ¹	(4,630.8)	(5,766.1)	(1,230.2)
Provision for loan losses at the end of the year	7,581.4	9,458.1	11,235.0

¹ Includes provisions on restructured loans which were upgraded to standard assets/downgraded to non-performing assets during the period.

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in the provision for loan losses on non-performing loans.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Provision for loan losses at the beginning of the year	95,874.4	77,914.7	77,663.9
Provision for loan losses made during the year	86,062.1	42,415.6	28,894.5
Write-off/write-back of excess provision	(38,165.3)	(24,455.9)	(28,643.7)
Provision for loan losses at the end of the year	143,771.2	95,874.4	77,914.7

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2016.

Rupees in million					
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
A. Non-performing loans					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	79,123.4	16,751.0	--	--	95,874.4
Add: Provisions for loan losses	79,964.9	6,097.2	--	--	86,062.1
Less: Utilized for write-off of loans	(26,667.1)	(2,777.6)	--	--	(29,444.7)
Less: Write back of excess provisions	(4,701.8)	(4,018.8)	--	--	(8,720.6)
A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans	127,719.4	16,051.8	--	--	143,771.2
B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans	23,844.9	69.9	--	29,178.5	53,093.3
C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)	151,564.3	16,121.7	--	29,178.5	196,864.5
Closing balance: individually evaluated for impairment	151,564.3	16,121.7	--	--	167,686.0
Closing balance: collectively evaluated for impairment	--	--	--	29,178.5	29,178.5
Closing balance: loans acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--	--

The weak global economic environment, the sharp downturn in the commodity cycle and the gradual nature of the domestic economic recovery has adversely impacted the borrowers in certain sectors like iron and steel, mining, power, rigs and cement. While the banks are working towards resolution of stress on certain borrowers in these sectors, it may take some time for solutions to be worked out, given the weak operating and recovery environment. In view of the above, the Bank made a collective contingency and related reserve provision under Indian GAAP during the year ended March 31, 2016, amounting to Rs. 36,000.0 million towards exposures to these sectors. This is over and above provisions made for non-performing and restructured loans as per the Reserve Bank India guidelines and not included above.

The following table sets forth the movement in the provision for loan losses for the year ended March 31, 2015.

Rupees in million					
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Unallocated	Total
A. Non-performing loans					
Aggregate provision for loan losses at the beginning of the year	52,328.0	25,586.7	--	--	77,914.7
Add: Provisions for loan losses	37,835.6	4,580.0	--	--	42,415.6
Less: Utilized for write-off of loans	(9,037.9)	(8,609.3)	--	--	(17,647.2)
Less: Write back of excess provisions	(2,002.3)	(4,806.4)	--	--	(6,808.7)
A. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for non-performing loans	79,123.4	16,751.0	--	--	95,874.4
B. Aggregate provision for loan losses at the end of the year for performing loans including restructured loans	26,210.5	89.2	--	25,507.1	51,806.8
C. Aggregate provision for loan losses at the end of the year (A) + (B)	105,333.9	16,840.2	--	25,507.1	147,681.2
Closing balance: individually evaluated for impairment	105,333.9	16,840.2	--	--	122,174.1
Closing balance: collectively evaluated for impairment	--	--	--	25,507.1	25,507.1
Closing balance: loans acquired with deteriorated credit quality	--	--	--	--	--

J-70

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

While the Group assesses the incremental specific provisions after taking into consideration the existing specific provision held, the amounts recovered against debts written off in earlier years and provisions no longer considered necessary in the context of the current status of the borrower are recognized in the profit and loss account.

Aging Analysis of Past Due Financing Receivable - Performing Loans

Any amount due under a credit facility is considered as 'past due' if it remains unpaid for more than 30 days from the due date fixed by the bank or its subsidiaries.

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans for the year ended March 31, 2016.

Rupees in million					
Particulars	Current ¹	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days ²	Total past due ³
Commercial loans					
Term loans	1,679,320.4	203,464.1	8,083.1	31,782.2	243,329.4
Working capital facilities ⁴	712,744.6	32,962.4	6,865.1	7,671.0	47,498.5
Consumer loans					
Mortgage loans	1,322,608.2	4,727.4	2,858.5	65.1	7,651.0
Other secured loans	610,754.9	5,772.0	3,288.2	4,229.6	13,289.8
Credit cards	52,648.1	570.7	237.2	--	807.9
Other unsecured loans	118,350.0	448.3	245.0	0.2	693.5
Lease financing					
Total	4,496,426.2	247,944.9	21,577.1	43,748.1	313,270.1

1. Loans up to 30 days past due are considered current.

2. Includes loans guaranteed by government, crop related agriculture loans overdue less than 300 days, loans where the Bank has invoked strategic debt restructuring in borrowers and acquired an equity interest in the borrower and other loans assessed as per guidelines applicable to overseas banking subsidiaries.

3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overruns, and not the borrower-level outstanding.

4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

The following table sets forth the aging analysis of past due performing loans for the year ended March 31, 2015.

Rupees in million					
Particulars	Current ¹	31 to 60 days	61 to 90 days	Above 90 days ²	Total past due ³
Commercial loans					
Term loans	1,699,018.9	205,571.0	19,274.9	9,009.0	233,854.9
Working capital facilities ⁴	643,553.0	29,387.0	1,177.9	2,003.5	32,568.4
Consumer loans					
Mortgage loans	1,085,213.4	3,752.7	2,616.2	72.7	6,441.6
Other secured loans	507,671.2	6,617.9	4,820.9	3,645.8	15,084.6
Credit cards	38,763.1	378.7	218.0	--	596.7
Other unsecured loans	81,763.9	317.7	171.5	--	489.2
Lease financing					
Total	4,055,983.5	246,025.0	28,279.4	14,731.0	289,035.4

1. Loans up to 30 days past due are considered current.

2. Includes loans guaranteed by government, crop related agriculture loans overdue less than 300 days and other loans assessed as not impaired as per guidelines applicable to overseas banking subsidiaries.

3. The amount disclosed represents the outstanding amount of the facility which has overruns, and not the borrower-level outstanding.

4. Includes bills purchased and discounted, over drafts, cash credit and loans repayable on demand.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the recorded investment in non-performing loans for the year ended March 31, 2016.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in non-performing loans (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
Commercial loans				
Term loans	99,792.8	99,792.8	--	187,783.3
Working capital facilities	33,949.7	33,949.7	--	73,678.6
Consumer loans				
Mortgage loans	5,240.0	5,240.0	--	9,504.8
Other secured loans	4,625.2	4,625.2	--	10,778.2
Credit cards	296.1	296.1	--	1,754.2
Other unsecured loans	544.3	544.3	--	4,720.2
Lease financing	--	--	--	--
Total	144,448.1	144,448.1	--	288,219.3

The following table sets forth, the recorded investment in non-performing loans for the year ended March 31, 2015.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in non-performing loans (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision calculated (net of provision)	Total recorded investment in respect of which non-performing loans provision not calculated	Unpaid principal amount
Commercial loans				
Term loans	45,314.6	45,314.6	--	85,242.7
Working capital facilities	22,456.9	22,456.9	--	61,652.2
Consumer loans				
Mortgage loans	4,499.5	4,499.5	--	8,553.0
Other secured loans	3,650.3	3,650.3	--	9,656.7
Credit cards	186.2	186.2	--	2,054.8
Other unsecured loans	417.4	417.4	--	5,239.9
Lease financing	--	--	--	--
Total	76,524.9	76,524.9	--	172,399.3

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Credit quality indicators of loans

The Group has a comprehensive framework for monitoring credit quality of its corporate and retail loans based on internal ratings. For the majority of the portfolio, the credit rating of every borrower/portfolio is reviewed at least annually. For the purpose of disclosure, the Group has used internal ratings as credit quality indicator.

The following table sets forth, a description of internal rating grades linked to the likelihood of loss associated with each rating grade:

Grade	Definition
(I) Investment grade	Entities/obligations are judged to offer moderate to high protection with regard to timely payment of financial obligations.
AAA, AA+, AA, AA-, I, 2A-C	Entities/obligations are judged to offer high protection with regard to timely payment of financial obligations.
A+, A, A-, 3A-C	Entities/obligations are judged to offer an adequate degree of protection with regard to timely payment of financial obligations.
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	Entities/obligations are judged to offer moderate protection with regard to timely payment of financial obligations.
(II) Below investment grade (BB and B, D, 5, 6, 7, 8)	Entities/obligations are judged to carry inadequate protection with regard to timely payment of financial obligations.

The following table sets forth, for the period indicated, credit quality indicators of net loans.

Rating grades	Rupees in million	
	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2015
Investment grade	3,989,676.0	3,772,248.2
AAA, AA+, AA, AA-, I, 2A-C	1,592,527.2	1,334,778.0
A+, A, A-, 3A-C	1,030,776.2	890,039.7
BBB+, BBB and BBB-, 4A-C	1,366,372.6	1,547,430.5
Below investment grade¹	917,230.2	535,507.0
Unrated	30,384.9	77,145.8
Net loans	4,937,291.1	4,384,901.0

1. Includes non-performing and restructured loans.

Fiscal 2016 witnessed a slowdown in global economic growth mainly on account of slower growth in China and emerging market economies, divergence in global monetary policy and significant decline in commodity prices including crude oil and metals. The weak global economic environment, the sharp downturn in the commodity cycle, continued challenges in the corporate sector due to the gradual nature of domestic economic recovery as against the expectation of the significant improvement in the corporate investment and performance has adversely impacted the borrowers in certain sectors such as iron and steel, mining, power and cement, resulting in credit rating downgrades in these sectors and promoter entities where the underlying is partly linked to these sectors.

K. Financial assets transferred during the year to securitization company (SC)/reconstruction company (RC)

The Bank has transferred certain assets to securitization company (SC)/Asset Reconstruction Companies (ARCs) in compliance with the terms of the guidelines issued by the Reserve Bank of India governing such transfer. The Bank transfers its non-performing assets to asset reconstruction companies primarily in exchange for the receipt of securities in the form of pass-through instruments issued by such ARCs, wherein payments to holders of securities are based on the actual realized cash flows from the transferred assets. In accordance with the Reserve Bank of India guidelines prior to February 26, 2014, the excess provision, if any, was not reversed but was utilized to meet shortfall/loss on account of sale of other financial assets. With effect from February 26, 2014, the Reserve Bank of India allowed banks to reverse the excess provision to profit and loss account, in the year in which amounts are received for loans transferred. Further, on March 11, 2015, the Reserve Bank of India allowed banks to reverse the excess provision, on account of sale of loans prior to February 26, 2014, to profit and loss account. For the purpose of the valuation of underlying security receipts issued by underlying trusts managed by ARC's, the security receipts are valued at their respective net asset values as advised by the ARC's.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the assets transferred.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Number of accounts ¹	7	14	2
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold to SC/RC	6,721.0	3,285.8	1,508.6
Aggregate consideration	7,305.8	2,480.0	1,776.0
Additional consideration realized in respect of accounts transferred in earlier years ²	—	—	—
Aggregate gain/(loss) over net book value	584.8	(805.8)	267.4

1. Excludes accounts previously written-off.

2. During the year ended March 31, 2016, ARC's have fully redeemed one security receipt. Net loss during the year ended March 31, 2016 amounted to Rs. 470.2 million (March 31, 2015: Net loss of Rs. 81.3 million).

The Bank sold seven corporate loans in fiscal 2016, 14 corporate loans in fiscal 2015 and two corporate loans in fiscal 2014.

9. Details of non-performing assets sold, excluding those sold to SC/RC

The Bank has sold certain non-performing assets in compliance with the terms of the guidelines issued by Reserve Bank of India on such sale.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of non-performing assets sold to banking or financial companies, excluding those sold to SC/RC.

	Rupees in million, except number of accounts		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
No. of accounts	3	—	1
Aggregate value (net of provisions) of accounts sold, excluding those sold to SC/RC	12.8	—	—
Aggregate consideration	174.4	—	199.0
Aggregate gain/(loss) over net book value	161.6	—	199.0

Additionally, the Bank has sold a loan to a corporate for a consideration of Rs. 290.0 million on which the Bank recognised a gain of Rs. 290.0 million in fiscal 2016 (March 31, 2015: consideration of Rs. 606.3 million and a gain of Rs. 411.5 million).

10. Concentration of credit risk

Concentration of credit risk exists when changes in economic, industry or geographic factors affect groups of counter-parties whose aggregate credit exposure is material in relation to Group's total credit exposure. The Group's portfolio of financial instruments is broadly diversified along industry, product and geographic lines primarily within India.

The Group is subject to supervision guidelines issued by the Reserve Bank of India. The Group's 20 largest exposures (non-bank) based on gross exposure (credit, derivative and investments), totaled Rs. 1,267,366.3 million at March 31, 2016 which represents 122.7% of the capital funds (March 31, 2015: Rs. 1,294,134.8 million which represents 129.4% of the capital funds). The single largest exposure (non-bank) at March 31, 2016 was Rs. 135,405.0 million which represents 13.1% of the capital funds (March 31, 2015: Rs. 127,720.6 million which represents 12.7% of the capital funds).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The largest group of companies under the same management control accounted for 28.4% of the capital funds at March 31, 2016 (March 31, 2015: 32.8% of the capital funds).

11. *Loan commitments*

The Group has outstanding undrawn commitments to provide loans and financing to customers. These loan commitments aggregated to Rs. 1,498,947.6 million (including non fund-based facilities) at March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 1,240,752.3 million). The interest rate on a significant portion of these commitments is dependent on the lending rates prevailing on the date of the loan disbursement. Further, the commitments have fixed expiration dates and are contingent upon the borrower's ability to maintain specific credit standards.

12. *Capital commitments*

The Group is obligated under a number of capital contracts. Capital contracts are job orders of a capital nature, which have been committed. The amounts of contracts remaining to be executed on capital account aggregated to Rs. 6,055.4 million at March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 5,789.1 million).

1A. *Derivatives*

ICICI Bank is a major participant in the financial derivatives market in India. The Bank deals in derivatives for balance sheet management, proprietary trading and market making purposes whereby the Bank offers derivative products to its customers, enabling them to hedge their risks.

Dealing in derivatives is carried out by identified groups in the treasury of the Bank based on the purpose of the transaction. Derivative transactions are entered into by the treasury from office. Treasury control and service group conducts an independent check of the transactions entered into by the front office and also undertakes activities such as confirmation, settlement, accounting, risk monitoring and reporting and ensures compliance with various internal and regulatory guidelines.

The market making and the proprietary trading activities in derivatives are governed by the Investment Policy and the Derivative Policy of the Bank, which lay down the position limits, stop loss limits as well as other risk limits. The Risk Management Group lays down the methodology for computation and monitoring of risk. The Risk Committee of the Board reviews the Bank's risk management policies in relation to various risks including Credit and Recovery Policy, Investment Policy, Derivative Policy, Asset Liability Management Policy and Operational Risk Management Policy. The Risk Committee of the Board comprises non-executive directors and the Managing Director and CEO.

The Bank measures and monitors risk of its derivatives portfolio using such risk metrics as Value at Risk, stop loss limits and relevant risk measures for options. Risk reporting on derivatives forms an integral part of the management information system.

The use of derivatives for hedging purposes under Indian GAAP is governed by the hedge policy approved by Asset Liability Management Committee. Subject to prevailing Reserve Bank of India guidelines, the Bank deals in derivatives for hedging fixed rate, floating rate or foreign currency assets/liabilities. Transactions for hedging and market making purposes are recorded separately. For hedge transactions, the Bank identifies the hedged item (asset or liability) at the inception of the hedge itself. The effectiveness is assessed at the time of inception of the hedge and periodically thereafter.

Hedge derivative transactions are accounted for pursuant to the principles of hedge accounting based on guidelines issued by Reserve Bank of India. Derivatives for market making purpose are marked to market and the resulting gain/loss is recorded in the profit and loss account. The premium on option contracts is accounted for as per Foreign Exchange Dealers Association of India guidelines.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Credit exposure on interest rate and currency derivative transactions (both trading and hedging), other than contracts with an original maturity of less than or equal to 14 days, is computed using the Current Exposure Method according to Reserve Bank of India guidelines, which is arrived at by adding up the positive mark-to-market values and the potential future exposure of these contracts. According to the Reserve Bank of India guidelines, the potential future exposure is determined by multiplying the notional principal amount of each of these contracts (irrespective of whether the mark-to-market value of these contracts is zero, positive or negative value) by the relevant add-on factor, ranging from 0.5% to 15%, according to the type of contract and residual maturity of the instrument. The credit exposure for a single currency floating/floating interest rate swaps and options sold is calculated based on a positive mark-to-market value of these instruments. Credit exposure on unfunded credit derivatives has been computed in accordance with Reserve Bank of India guidelines. Credit exposure on issuer on account of unfunded credit derivatives is computed according to the current exposure method under Basel III framework. In the case of sell protection trades the entire unpaid premium is treated as an exposure to the protection buyer and in case of buy protection trades exposure is reckoned as the sum of the current mark-to-market value, if positive (zero, if mark-to-market value is negative) and the potential future exposure. The potential future exposure is determined by multiplying the notional principal amount of each of these contracts (irrespective of whether the mark-to-market value of these contracts is zero, positive or negative value) by the relevant add-on factor, ranging from 10% to 20%, according to the rating of reference obligation. In case of collateralized buy protection trades, no exposure is reckoned to the extent of collateral available. In case of two completely identical opposite positions in unfunded credit derivatives forming a hedged position no exposure is reckoned against the reference entity. The credit exposure for equity futures and options is computed based on the market value and open quantity of the contracts at the balance sheet date.

Over the counter derivative transactions are covered under International Swaps and Derivatives Association master agreements with the respective counter parties.

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2016.

Rupees in million

Particulars	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives ³	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	4,279,369.0	20,856.6	(19,010.8)	872.4	55,420.3
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	4,621,239.0	59,313.7	(55,359.0)	(869.3)	203,482.4
Equity derivatives	555.4	0.9	(0.7)	79.3	381.2
Un-funded credit derivatives	—	—	—	17.1	—

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.

2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

3. The Bank has additionally recorded a loss of Rs. 872.8 million due to credit losses.

The following table sets forth the details of the notional amounts, fair value, realized/unrealized gain and loss on derivatives and credit exposure of trading derivatives for the year ended March 31, 2015.

Rupees in million

Particulars	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Gain/(loss) on derivatives ³	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	3,971,665.8	20,747.3	(21,326.5)	2,999.6	53,186.0
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	4,008,475.9	67,457.2	(76,621.1)	(4,822.1)	194,442.1
Equity derivatives	247.6	2.1	(3.3)	(154.1)	754.6
Un-funded credit derivatives	—	—	—	16.9	—

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.

2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

3. The Bank has additionally recorded a gain of Rs. 404.1 million mainly due to recoveries of credit losses booked in earlier years.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2016.

Rupees in million				
Particulars	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	600,403.7	17,643.6	(549.4)	23,982.2
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	30,093.6	45.4	(1,883.7)	1,420.1

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.

2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The following table sets forth the details of the notional amounts, marked to market position and credit exposure of hedging derivatives for the year ended March 31, 2015.

Rupees in million				
Particulars	Notional amount	Gross positive fair value	Gross negative fair value	Credit exposure
Interest rate derivatives ¹	506,832.4	17,400.0	(702.8)	23,724.6
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	50,745.8	97.0	(2,595.0)	2,916.5

1. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements and swap options are included in interest rate derivatives.

2. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The gains/(losses) on hedged items arising from changes in fair value for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2015 amounted to Rs. (2,048.6) million and Rs. 1,855.4 million respectively and gains/(losses) on corresponding hedging instruments arising from changes in fair value during the year ended March 31, 2016 and March 31, 2015 amounted to Rs. 1,284.3 million and Rs. (1,141.8) million respectively.

The Group has also hedged the foreign currency exposure of its net investment in foreign operations through currency forward contracts of a notional amount of Rs. 50,482.9 million at March 31, 2016. The gross positive and negative fair values of these hedging instruments were Rs. 639.7 million and Rs. (927.8) million respectively and the credit exposure was Rs. 1,629.3 million at March 31, 2016.

The Bank offers deposit products to customers of its offshore branches with structured returns linked to interest, currency, credit or equity benchmarks. The Bank covers these exposures in the inter-bank market. At March 31, 2016, the net open position on this portfolio was Nil (March 31, 2015: Nil) with mark-to-market gain of Rs. 0.1 million (March 31, 2015: Rs. 1.4 million) at that date, which had been accounted through profit and loss account. The fair value amount of such structured returns linked derivatives that were in net liability position at March 31, 2016 was Rs. 29.7 million (March 31, 2015: Rs. 102.3 million). With reference to such instruments, the Bank does not place any collateral with the counterparties. The aggregate amount needed to settle such instruments immediately if the credit risk related contingent features were triggered at March 31, 2016 would be Rs. 708.9 million (March 31, 2015: Rs. 1,400.0 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

14. Tax contingencies

Various tax-related legal proceedings are pending against the Group at various levels of appeal either with the tax authorities or in the courts. Where after considering all available information in the opinions of management a liability requires accrual, the Group accrues such liability.

Where such proceedings are sufficiently advanced to enable management to assess that a liability exists and are subject to reasonable estimation, management records its best estimate of such liability. Where a reasonable range of potential outcomes is estimated, management records its best estimate, or in the absence of a basis for selecting a specific estimate within a range, management records a liability no less than the lower end of the estimated range. The contested tax demands are adjusted by the tax authorities against refunds due to the Group on favorable resolution of earlier year's appeals/completion of assessments or paid or kept in abeyance in accordance with the terms of the stay order. The payment/adjustment/stay does not prejudice the outcome of the appeals filed by the Group. The advance tax payments are recorded as advance tax payments under other assets.

At March 31, 2016, the Group has assessed its contingent tax liability at an aggregate of Rs. 39,868.9 million (March 31, 2015: Rs. 44,897.0 million), mainly pertaining to income tax, service tax and sales tax/ value added tax demands by the Government of India's tax authorities for past years. The Group has appealed each of these tax demands. Based on consultation with counsel and favorable decisions in the Group's own or other similar cases as set out below, the Group's management believes that the tax authorities are not likely to be able to substantiate their tax assessments and accordingly has not provided for these tax demands at March 31, 2016. Disputed tax issues that are classified as remote are not disclosed as contingent liabilities by the Group.

In the Group's assessment of sales tax/value added tax aggregating to Rs. 4,260.9 million (March 31, 2015: Rs. 3,949.8 million), the Group has appealed the tax demands and expects a favorable outcome based on opinions from counsels and decisions in own/other cases. Of the total demand, Rs. 2,262.3 million pertains to value added tax on disposal of repossessed assets whereby the Bank has relied on opinion from counsel confirming that the Bank only facilitates the disposal of repossessed assets for recovery of its loan from the borrower and cannot be regarded as a seller of repossessed assets. The other disputed issues mainly pertain to tax on inter-state/import leases by various state government authorities in respect of lease transactions entered into by the Bank and bullion related matters pertaining to procedural issues like submission of statutory forms.

In the Group's assessment of service tax aggregating to Rs. 5,573.0 million (March 31, 2015: Rs. 3,884.3 million), the disputed issues mainly pertain to the demands along with interest and penalty levied by the service tax authorities. Of the total demand, Rs. 1,537.0 million pertains to life insurance company for levy of service tax on receipt of surrender/foreclosure charges under unit linked insurance plans or life insurance plans, Rs. 971.0 million pertains to venture capital funds mainly in respect of retention of contribution received by the Fund, treated as fees received in lieu of management services rendered by them whereby Group is relying on favorable opinion in both cases from counsel. Rs. 2,602.3 million pertains to the Bank mainly relating to interest charged on liquidity facilities provided to the trusts on securitized loan portfolio, inter-change fee received by the Bank as an issuing bank on card transactions and disallowance of credit availed for service tax on deposit insurance premium alongwith penalty thereon and Rs. 226.0 million pertains to venture funds management company limited for levy of service tax on the income received from investment in venture capital units, by treating the same as performance fees received. The balance amount of Rs. 236.4 million pertains to other Group entities. The Group believes that the tax authorities are not likely to be able to substantiate the above tax demands.

The Group's assessments of income tax and interest tax aggregating to Rs. 30,035.0 million includes appeals filed by the Group or the tax authorities where the Group is relying on favorable precedent decisions of the appellate court and expert opinions. The key disputed liabilities are detailed below:

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Disallowance of expenses to earn tax free income: Rs. 13,076.8 million (March 31, 2015: Rs. 14,393.9 million) mainly relates to whether interest expenses can be attributed to earning tax-exempt income. The Group believes that no interest can be allocated thereto as there are no borrowings earmarked for investments in shares-tax free bonds and the interest free funds are sufficient to cover investments in the underlying tax free securities. The Group relies on the favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in Group's own cases and similar other cases.

Marked-to-market losses on derivatives: Rs. 2,019.0 million (March 31, 2015: Rs. 5,849.6 million) relates to the disallowance of marked-to-market losses on derivative transactions treated by the tax authorities as notional losses. The Group relies on the favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in Group's own cases and similar other cases, which had allowed the deduction of marked-to-market losses from business income.

Depreciation on leased assets: Rs. 5,534.0 million (March 31, 2015: Rs. 5,434.3 million) relates to the disallowance of depreciation claims on leased assets by the tax authorities, by treating the lease transactions as loan transactions. The Group relies on favorable opinion from counsel and favorable appellate decisions in Group's own case and other similar cases.

Taxability under section 41(4A) of amounts withdrawn from Special Reserve created up to Assessment Year 1997-98: Rs. 2,686.6 million (March 31, 2015: Rs. 2,690.2 million) relates to two special reserve accounts maintained by the Group, which includes special reserve created up to assessment year 1997-98. Withdrawals from the account was assessed as taxable by the tax authorities for assessment years 1998-99 to 2000-01. The Group has received favorable orders in respect of the assessment year 1998-99 and 1999-00 but the income tax department has appealed against the favorable orders.

Broken period interest: Rs.1,207.5 million (March 31, 2015: Rs. 733.5 million) relates to the disallowance of broken period interest paid on purchase of government securities considering it as capital in nature since the government securities have been classified under held to maturity category by the Bank. The Bank has relied on favorable appellate decisions in its own case and other similar cases.

Based on judicial precedents in the Group's own and other cases and upon consultation with tax counsels the management believes that it is more likely than not that the Group's tax positions will be sustained. Accordingly, no provision has been made in the accounts.

The above mentioned contingent liability does not include Rs. 39,714.0 million (March 31, 2015: Rs. 56,151.0 million) considered as remote. Of the total disputed tax demands classified as remote, Rs. 34,782.1 million pertains to the deduction of bad debts and levy of penalties, which are covered by favorable Apex Court decisions in other cases. Therefore it has not been disclosed as a contingent liability. The balance of Rs. 4,931.9 million pertains to disputed tax liability of life insurance company primarily due to non-allowance of set-off of brought forward business loss by the assessing officer against the shareholders income, which has been considered as income from other sources by the tax authorities. This has been classified as remote on the basis of favorable income tax appellate decisions in its own case. The consequence of inquiries initiated by the tax authorities are not quantified, as the Group believes that such proceedings are likely to be dropped by the tax authorities or will not be upheld by judicial authorities.

15. Litigation

A number of litigation and claims against the Group and its directors are pending in various forums. The claims on the Group mainly arise in connection with civil cases involving allegations of service deficiencies, property or labor disputes, fraudulent transactions, economic offences and other cases filed in the normal course of business. The Group is also subject to counter-claims arising in connection with its enforcement of contracts and loans. A provision is created where an unfavorable outcome is deemed probable and in respect of which a reliable estimate can be made. In view of inherent unpredictability of litigation and cases where claims sought are substantial in value, actual cost of resolving litigations may be substantially different than the provision held. For cases where unfavorable outcome is deemed to be

ICICI Bank Limited and subsidiaries**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements**

reasonably possible, it is not possible to make an estimate of the possible loss or range of possible losses due to the nature of the cases as explained above. The total amount of claims against the Group where an unfavorable outcome is deemed probable was Rs. 6,074.8 million and where unfavorable outcome is reasonably possible was Rs. 1,270.9 million at March 31, 2016. Based upon a review of open matters with its legal counsels including loss contingency on account of such litigation and claims, and classification of such contingency as 'probable', 'possible' or 'remote' and with due provisioning for the relevant litigation and claims, the management believes that the outcome of such matters will not have a material adverse effect on the Group's consolidated financial position, results of operations or cash flows.

I-80

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

16. Segmental Information

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2016 prepared on the basis described in Schedule 18 note 11A.

Rupees in million									
Sr. No.	Particulars	Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment
1	Revenue	391,878.0	328,923.3	483,414.3	39,343.1	232,798.0	66,993.2	46,484.7	(374,879.1)
	External revenue	198,462.8	279,263.8	181,994.8	82,785.0	211,596.8	63,807.8	44,783.8	-
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	193,415.2	49,659.5	301,419.5	6,558.1	21,201.2	3,185.4	1,700.9	(374,879.1)
2	Segment results	38,977.4	(12,454.2)	86,162.7	6,790.0	17,715.8	7,876.9	14,251.9	(15,476.2)
3	Unallocated expenses								
4	Operating profit (2) - (3)								143,044.3
5	Income tax expenses (net)/(not deferred tax credit)								33,775.2
6	Net profit ¹ (4) - (5)								109,268.9
Other information									
7	Segment assets	1,724,805.5	2,663,699.1	2,580,816.4	799,555.9	1,046,996.2	153,745.8	279,392.0	(146,320.0)
8	Unallocated assets ²								84,911.1
9	Total assets (7) + (8)								9,187,562.0
10	Segment liabilities	3,133,932.7	1,197,833.2	2,564,452.7 ³	750,871.6 ³	1,048,622.3 ³	156,758.4 ³	281,396.9 ³	(146,320.0) ³
11	Unallocated liabilities								
12	Total liabilities (10) + (11)								9,187,562.0
13	Capital expenditures	6,874.3	937.0	11.2	166.9	539.8	464.5	351.8	-
14	Depreciation & amortization	5,718.9	1,056.3	14.9	327.1	655.4	365.4	149.6	(16.7)

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2015 prepared on the basis described in Schedule 18 note 11A.

Rupees in million									
Sr. No.	Particulars	Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment
1	Revenue	329,911.8	335,025.1	839,668.1	38,097.1	191,367.3	58,301.9	44,731.1	(535,445.1)
	External revenue	158,848.4	283,803.8	131,912.9	33,009.7	191,120.8	37,400.1	42,813.6	-
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	274,862.4	69,719.1	283,713.2	1,087.4	546.5	3,000.8	3,395.5	(535,445.1)
2	Segment results	27,242.8	62,240.7	61,687.0	8,672.2	16,343.2	6,907.2	14,654.7	(15,537.5)
3	Unallocated expenses	-	-	-	-	-	-	-	-
4	Operating profit (2) - (3)	-	-	-	-	-	-	-	183,390.3
5	Income tax expenses (net) (not deducted tax credit)	-	-	-	-	-	-	-	53,967.3
6	Net profit ¹ (4) - (5)	-	-	-	-	-	-	-	129,423.0
Other Information									
7	Segment assets	1,297,275.5	2,612,211.8	2,579,582.6	475,480.1	1,013,600.1	131,560.9	253,632.5	(136,450.2)
8	Unallocated assets ²	-	-	-	-	-	-	-	-
9	Total assets (7) + (8)	-	-	-	-	-	-	-	53,729.4
10	Segment liabilities	2,663,620.1	1,838,243.2	2,656,404.7 ³	653,289.4 ¹	1,013,543.8 ¹	156,564.2 ³	255,574.5 ³	(136,450.2)
11	Unallocated liabilities	-	-	-	-	-	-	-	-
12	Total liabilities (10) + (11)	-	-	-	-	-	-	-	8,266,791.7
13	Capital expenditure	6,100.1	1,110.5	16.4	166.8	2,230.0	2,014.1	356.7	-
14	Depreciation & amortization	5,111.4	1,075.5	12.8	519.5	396.1	536.7	548.6	(16.4)

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the business segment results for the year ended March 31, 2014.

Rupees in million									
Sr. No.	Particulars	Retail Banking	Wholesale Banking	Treasury	Other banking business	Life insurance	General insurance	Others	Inter segment adjustment
1	Revenue	274,136.6	324,024.8	392,902.4	32,231.1	159,902.0	57,122.0	33,494.9	(478,154.7)
	External revenue	123,654.2	253,534.2	118,516.1	28,244.1	136,778.8	33,833.1	31,771.7	-
	Revenue from transfer pricing on external liabilities and other internal revenue	150,482.4	70,490.6	274,386.3	3,987.0	23,123.2	23,288.7	1,723.2	(478,154.7)
2	Segment results	18,295.2	65,886.3	51,565.0	9,831.5	15,292.4	5,101.4	9,784.2	(13,190.7)
3	Unallocated expenses	-	-	-	-	-	-	-	-
4	Operating profit (2) - (3)	-	-	-	-	-	-	-	-
5	Income tax expenses (net)/(not deferred tax credit)	-	-	-	-	-	-	-	-
6	Net profit ¹ (4) - (5)	-	-	-	-	-	-	-	-
7	Other information	-	-	-	-	-	-	-	-
8	Segment assets	911,968.9	2,426,741.1	2,370,973.6	681,783.0	815,256.1	131,928.9	201,133.0	(196,843.6)
9	Unallocated assets ²	-	-	-	-	-	-	-	-
10	Total assets (7) + (8)	-	-	-	-	-	-	-	-
11	Segment liabilities	2,348,971.3	1,648,445.3	2,408,594.4 ³	672,409.6 ³	816,826.0 ³	135,456.3 ³	203,764.4 ³	(196,843.6)
12	Unallocated liabilities	-	-	-	-	-	-	-	-
13	Total liabilities (10) + (11)	-	-	-	-	-	-	-	-
14	Capital expenditure	5,765.3	628.6	18.8	190.5	804.7	147.5	299.9	-
15	Depreciation & amortization	4,337.2	1,044.3	12.5	488.5	468.4	496.9	350.7	(25.8)

1. Includes share of net profit of minority shareholders.

2. Includes tax paid in advance/tax deducted at source (net) and deferred tax asset (net).

3. Includes share capital and reserves and surplus.

The Bank has pursued a conscious strategy of increasing the share of low cost retail deposits and re-balancing the funding mix. Accordingly, retail deposits have been considerably higher than retail advances, resulting in higher segment liabilities as compared to segment assets in retail business segment for above periods. Further, the Bank has also been focusing on retail lending, resulting in growth in advances in retail banking segment during above periods.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

17. Employee Stock Option Scheme

The following table sets forth, a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2016.

	Number of shares	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
Outstanding at the beginning of the year	148,433,700	205.02	6.04	16,398.6
Add: Granted during the year	64,904,500	289.28		
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	4,389,850	260.67		
Less: Exercised during the year	17,523,785	161.16		
Outstanding at the end of the year	191,624,565	236.36	6.66	4,071.9
Options exercisable	89,788,515	198.08	4.46	3,672.6

The following table sets forth, a summary of the Bank's stock options outstanding at March 31, 2015.

	Number of shares	Weighted-average exercise price (Rs.)	Weighted-average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
Outstanding at the beginning of the year	140,521,765	183.74	5.90	9,564.5
Add: Granted during the year	32,375,500	259.96		
Less: Lapsed during the year, net of re-issuance	1,382,765	235.40		
Less: Exercised during the year	73,080,800	150.66		
Outstanding at the end of the year	148,433,700	205.02	6.04	16,398.6
Options exercisable	75,938,800	180.80	4.18	10,229.2

Total fair value of options vested for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 was Rs. 3,234.4million, Rs. 2,672.7 million and Rs. 1,267.8 million respectively.

Total aggregate intrinsic value of options exercised for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 was Rs. 2,162.2 million, Rs. 3,712.5 million and Rs. 797.2 million respectively.

The total compensation cost related to non-vested awards not yet recognized at March 31, 2016 and March 31, 2015 was Rs. 4,262.1 million and Rs. 1,963.8 million respectively and the weighted-average period over which it is expected to be recognized was 2.46years and 1.97 years respectively.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, a summary of stock options exercisable at March 31, 2016,

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of shares	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted- average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
60-99	2,556,700	86.96	3.03	382.7
100-199	55,150,965	181.44	3.40	3,044.9
200-299	32,073,350	235.52	6.41	245.0
300-399	7,500	321.17	8.59	

The following table sets forth, a summary of stock options exercisable at March 31, 2015,

Range of exercise price (Rupees per share)	Number of shares	Weighted- average exercise price (Rs.)	Weighted- average remaining contractual life (Number of years)	Aggregate intrinsic value (Rs. in million)
60-99	4,946,000	81.02	2.47	1,159.7
100-199	55,309,485	177.21	3.64	7,648.7
200-299	15,683,315	224.91	6.60	1,420.8
300-399				

The following table sets forth, a summary of Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2016,

	Shares	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
Unvested at April 1, 2015	72,494,900	100.09
Add: Granted during the year	64,904,500	100.50
Less: Vested during the year	31,661,350	102.16
Less: Forfeited (unvested) during the year	3,902,000	99.78
Unvested at March 31, 2016	101,836,050	99.71

The following table sets forth, a summary of Bank's unvested stock options outstanding at March 31, 2015,

	Shares	Weighted- average fair value at grant date (Rupees)
Unvested at April 1, 2014	67,480,050	105.86
Add: Granted during the year	32,375,500	90.09
Less: Vested during the year	26,002,200	102.79
Less: Forfeited (unvested) during the year	1,358,450	102.05
Unvested at March 31, 2015	72,494,900	100.09

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the key assumptions used to estimate the fair value of options.

	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Risk-free interest rate	7.58% to 8.19%	8.36% to 9.10%	7.60% to 9.12%
Expected term	3.16 years to 5.78 years	2.85 years to 5.87 years	6.35 years
Expected volatility	30.67% to 32.77%	31.55% to 47.57%	48.70% to 48.96%
Expected dividend yield	1.62% to 2.11%	1.43% to 1.77%	1.70% to 1.96%

Risk free interest rates over the expected term of the option are based on the government securities yield in effect at the time of the grant.

The expected term of an option is estimated based on the vesting term as well as expected exercise behavior of the employees who receive the option. For periods till March 31, 2014, the Bank had adopted the simplified method of vesting for grants based on Staff Accounting Bulletin 107. From April 1, 2014, expected term of option is estimated based on the historical stock option exercise pattern of the Bank, since this exercise behavior is considered to be representative for future exercise behavior.

Expected volatility during the estimated expected term of the option is based on historical volatility determined based on observed market prices of the Bank's publicly traded equity shares.

Expected dividends during the estimated expected term of the option are based on recent dividend activity.

18. Selected information from Indian GAAP financials

The following tables set forth, for the periods indicated, the income statement and balance sheet, by following the guidance of Regulation S-X.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Interest and dividend income	592,937.1	549,640.0	494,792.3
Interest expense	339,964.7	323,181.5	297,106.1
Net interest income	252,972.4	226,458.5	197,686.4
Provision for loan losses & others	120,069.0	41,234.6	27,373.9
Provision for investments	2,985.1	4,128.9	1,628.8
Net interest income after provision for loan losses and investments	129,918.3	181,095.0	168,683.7
Non-interest income	421,021.4	352,522.4	300,846.1
Non-interest expense	407,895.6	350,227.1	306,663.5
Income before income taxes, minority interest	143,044.1	183,390.3	162,866.3
Income tax expense	33,775.2	53,967.3	46,095.1
Income before minority interest	109,268.9	129,423.0	116,771.2
Less: Minority interest	7,469.3	6,954.3	6,357.5
Net income	101,799.6	122,468.7	110,413.7

	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Earnings per equity share: (Rs.)			
Basic	17.53	21.17	19.13
Diluted	17.41	20.94	19.03
Weighted average number of equity shares used in computing earnings per equity share (millions)			
Basic	5,807	5,766	5,772
Diluted	5,840	5,842	5,794

1. The shareholders of the Bank had approved the sub-division of one equity share of Rs. 10 into five equity shares having a face value of Rs. 2 each. The record date for the sub-division was December 5, 2014. Face value and number of shares have been re-stated and related ratios recomputed for all the previous periods presented to reflect the sub-division.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Assets		
Cash and cash equivalents	650,359.7	476,371.7
Investments ^{1,2}	2,860,440.9	2,743,108.1
Loans, net ^{1,2}	4,937,791.1	4,384,901.0
Property, plant and equipment ^{1,2,3}	87,121.0	58,710.0
Goodwill	1,257.0	1,257.0
Deferred tax asset (net)	49,611.9	16,134.8
Interest accrued, outstanding fees and other income	81,249.2	75,727.5
Assets held for sale	18,172.5	877.5
Other assets	502,058.7	503,704.1
Total assets	9,187,562.0	8,260,791.7
Liabilities		
Interest-bearing deposits	3,907,384.8	3,354,955.8
Non-interest bearing deposits	603,389.2	504,596.7
Short-term borrowings and trading liabilities	604,318.8	696,225.8
Long-term debt	1,595,957.8	1,412,794.2
Redeemable preferred stock	3,500.0	3,500.0
Other liabilities	1,498,347.9	1,416,615.7
Total liabilities	8,212,898.5	7,388,688.2
Minority interest	33,556.4	25,058.1
Stockholders' equity	941,107.1	847,045.4
Total liabilities and stockholders' equity	9,187,562.0	8,260,791.7

1. Includes financial securities amounting to Rs. 156,788.2 million and property, plant and equipment amounting to Rs. 507.0 million pledged as security towards short-term borrowings amounting to Rs. 150,473.2 million.
2. Includes financial securities amounting to Rs. 172,313.6 million and property, plant and equipment amounting to Rs. 509.5 million pledged as security towards long-term borrowings amounting to Rs. 167,850.0 million.
3. Includes property, plant and equipment amounting to Rs. 24.0 million, pledged in addition to negative item on book debts as security, towards long-term borrowings amounting to Rs. 8,800.0 million.

The following tables set forth, for the periods indicated, the statement of stockholders' equity.

	Rupees in million				
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2013	11,536.4	44.8	314,492.4	163,442.9	198,107.6
Proceeds from issue of share capital	14.0	-	1,045.4	-	-
Additions during the year	-	20.9	-	44,886.6	47,540.1
Deductions during the year	-	-	-	(14,519.7) ³	(2,313.0)
Balance at March 31, 2014	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7

1. Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account.

2. Includes statutory reserve, special reserve, investment reserve, unutilized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve and reserve fund.

3. Includes Rs. 14,192.5 million utilized for creation of deferred tax liability on balance in Special Reserve at March 31, 2013 in accordance with Reserve Bank of India circular dated December 20, 2013.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million					
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2014	11,550.4	65.7	315,537.8	193,809.8	243,334.7
Proceeds from issue of share capital	46.2	-	3,516.9	-	-
Additions during the year	-	8.7	-	56,819.1	53,325.0
Deductions during the year	-	-	-	(16,135.9) ^{3,4}	(14,833.0)
Balance at March 31, 2015	11,596.6	74.4	319,054.7	234,493.0	281,826.7
¹ Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account. ² Includes statutory reserve, special reserve, investment reserve, unutilized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve and reserve fund. ³ At March 31, 2015, includes Rs. 9,291.6 million utilised with approval of Reserve Bank of India to provide for outstanding Funded Interest Term Loans related to accounts restructured prior to the issuance of RBI guideline in 2008. See also: "Consolidated Financial statements-Schedule to Consolidated Financial Statements-Schedule 18: Notes forming part of the Accounts-15-Previous on Funded Interest Term Loans". ⁴ At March 31, 2015, includes Rs. 704.0 million utilised for creation of deferred tax liability of ICICI Home Finance Company Limited on balance in Special Reserve at March 31, 2014 in accordance with National Housing Board circular dated May 27, 2014.					

Rupees in million					
	Equity share capital	Employee stock options outstanding	Securities premium	Revenue and Other reserves ¹	Other special reserves ²
Balance at April 1, 2015	11,596.6	74.4	319,054.7	234,493.0	281,826.7
Proceeds from issue of share capital	35.0	-	2,938.8	-	-
Additions during the year	-	0.8	-	5,618.4	96,860.9 ³
Deductions during the year	-	(8.2)	-	(1,843.6)	(9,540.4)
Balance at March 31, 2016	11,631.6	67.0	321,993.5	238,267.8	369,147.2
¹ Includes revenue and other reserves and balance in profit and loss account. ² Includes statutory reserve, special reserve, unutilized investment reserve, capital reserve fund, foreign currency translation reserve, investment reserve and reserve fund. ³ Includes resolution reserve amounting to Rs. 28,174.7 million on fixed assets.					

The following table sets forth, for the periods indicated, the movement in profit and loss account.

Rupees in million			
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2014
Balance at the beginning of the year	198,278.7	145,475.6	103,294.6
Additions during the year	101,799.6	122,468.7	110,413.7
Proposed dividend	(34,652.8)	(33,900.5)	(30,188.5)
Deductions during the year	(67,214.7)	(35,765.1)	(38,044.2)
Balance at the end of the year	198,210.8	198,278.7	145,475.6

The cash flow statement is in compliance with the requirements of IAS 7 - Cash Flow Statements.

The following table sets forth, for the periods indicated, the supplementary information to the cash flow statement.

Rupees in million			
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Conversions of loans to investments	7,988.7	6,084.4	3,591.9
Interest paid	348,634.8	321,169.5	287,917.7
Interest and dividend received	587,251.1	536,354.7	478,178.9

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

19. Estimated fair value of financial instruments

The Group's financial instruments include non-derivative financial assets and liabilities as well as derivative instruments. Fair value estimates are generally subjective in nature, and are made at a specific point in time based on the characteristics of the financial instruments and relevant market information. Quoted market prices are used, wherever available. In other cases, fair values are based on estimates using present value or other valuation techniques. These techniques involve uncertainties and are significantly affected by the assumptions used and judgments made regarding risk characteristics of various financial instruments, discount rates, estimates of future cash flows and other factors. Changes in assumptions could significantly affect these estimates and the resulting fair values. Derived fair value estimates cannot necessarily be substantiated by comparison to independent markets and in many cases, may not be realized in an immediate sale of the instruments.

Fair value estimates are based on existing financial instruments without attempting to estimate the value of anticipated future business and the value of assets and liabilities that are not considered as financial instruments. Disclosure of fair values is not required for certain items such as investments accounted for under the equity method of accounting, obligations for pension and other post-retirement benefits, income tax assets and liabilities, property and equipment, pre-paid expenses, core deposit intangibles and the value of customer relationships associated with certain types of consumer loans, particularly the credit card portfolio and other intangible assets. Accordingly, the aggregate fair value amount presented does not purport to represent and should not be considered representative of the underlying market or franchise value of the Group. In addition, because of differences in methodologies and assumptions used to estimate fair values, the Group's fair values should not be compared to those of other financial institutions.

The methods and assumptions used by the Group in estimating the fair values of financial instruments are described below.

Cash and balances with banks and money at call and short notice

The carrying amounts reported in the balance sheet approximate fair values because a substantial amount of the portfolio has maturities of less than three months.

Investments

The fair values of investments are generally determined based on quoted price or based on discounted cashflows. For certain debt and equity investments that do not trade on established exchanges and for which markets do not exist, estimates of fair value are based upon management's review of the investee's financial results, condition and prospects.

Advances

The fair values of commercial and consumer loans are estimated by discounting the contractual cash flows using interest rates currently offered on various loan products. The carrying value of certain other loans approximate fair value due to the short-term nature of these loans. The advances are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

Deposits

The carrying amount of deposits with no stated maturity is considered to be equal to their fair value. Fair value of fixed rate time deposits is estimated by discounting contractual cash flows using interest rates currently offered on the deposit products. Fair value estimates for deposits do not include the benefit that results from the low-cost funding provided by the deposit liabilities compared to the cost of alternative forms of funding (core deposit intangibles). The deposits are classified as Level 3 instruments in view of absence of any significant market observable data for valuation of these instruments.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Borrowings

The fair value of the Group's debt is estimated by discounting future contractual cash flows using appropriate interest rates and credit spreads. The carrying value of certain other borrowings approximates fair value due to the short-term nature of these borrowings. The borrowings are classified as Level 2 instruments in view of the inputs used like interest rates, yield curves and credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

The following table sets forth, for the periods indicated, the listing of the fair value by category of financial assets and financial liabilities.

	Rupees in million			
	At March 31, 2016		At March 31, 2015	
	Carrying value	Estimated fair value	Carrying value	Estimated fair value
Financial assets				
Cash and balances with Reserve Bank of India	272,775.6	272,775.6	258,376.7	258,376.7
Balances with banks and money at call and short notice	377,584.1	377,584.1	217,995.0	217,995.0
Investments	2,860,440.9	2,880,932.2	2,743,108.1	2,767,981.4
Advances	4,937,291.1	4,905,872.1	4,384,901.0	4,389,633.6
Other assets	547,789.2	547,789.2	541,041.3	541,041.3
Total	8,995,880.9	8,984,953.2	8,145,422.1	8,175,028.0
Financial liabilities				
Interest-bearing deposits	3,907,384.8	3,940,052.4	3,354,955.8	3,377,294.7
Non-interest-bearing deposits	603,389.2	603,389.2	504,596.7	504,596.7
Borrowings ¹	2,203,776.6	2,244,173.3	2,112,520.0	2,169,240.4
Other liabilities and provisions	494,852.5	494,852.5	449,308.8	449,308.8
Total	7,209,403.1	7,282,467.4	6,421,381.3	6,500,440.6

1. Includes preference share capital with a carrying value of Rs. 3,500.0 million (March 31, 2015: Rs. 3,500.0 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

20. Differences between Indian GAAP and U.S. GAAP

The consolidated financial statements of the Group are prepared in accordance with Indian GAAP, which differs in certain significant aspects from U.S. GAAP.

The following tables summarize the significant adjustments to consolidated net income and stockholders' equity which would result from the application of U.S. GAAP.

1. Net income reconciliation

	Note	Rupees in million		
		Year ended March 31,		
		2016	2015	2014
Consolidated profit after tax as per Indian GAAP excluding minority interests ¹		101,799.6	122,468.7	110,413.7
Adjustments on account of:				
Allowance for loan losses	(a)	(28,016.9)	(7,786.5)	(8,720.4)
Business combinations	(b)	(414.7)	(680.9)	(776.8)
Consolidation	(c)	3,043.1	(3,985.2)	(1,177.9)
Valuation of debt and equity securities	(d)	(5,532.0)	(2,164.3)	(5,796.8)
Amortization of fees and costs	(e)	7,892.1	10,185.5	6,869.6
Accounting for derivatives	(f)	123.3	(2,051.9)	382.1
Accounting for compensation costs	(g)	(3,585.0)	(2,741.4)	(2,193.8)
Accounting for securitization	(h)	(327.3)	(372.9)	(544.1)
Deferred tax benefit (expense)	(i)	7,537.1	11,583.0	5,190.9
Others	(j)	(9,482.2)	(7,541.4)	(2,225.5)
Total impact of all adjustments		(28,762.5)	(5,556.0)	(8,992.7)
Net income as per U.S. GAAP attributable to ICICI Bank stockholders		73,037.1	116,912.7	101,421.0
Net income as per U.S. GAAP attributable to non-controlling interests ¹		1,596.1	1,212.7	887.5
Total net income as per U.S. GAAP		74,633.2	118,125.4	102,308.5
Basic earnings per share (Rs.)				
Indian GAAP (consolidated)		17.53	21.17	19.13
U.S. GAAP (consolidated)		12.58	20.21	17.57
Diluted earnings per share (Rs.)				
Indian GAAP (consolidated)		17.41	20.94	19.03
U.S. GAAP (consolidated)		12.50	20.05	17.50

1. Profit attributable to minority interests as per Indian GAAP was Rs. 7,609.3 million (March 31, 2015: Rs. 6,954.3 million and March 31, 2014: Rs. 6,357.5 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

2. Stockholders' equity reconciliation

	Note	Rupees in million	
		At March 31,	
		2016	2015
Consolidated net worth as per Indian GAAP excluding minority interests¹		941,107.1	847,045.4
Adjustments on account of:			
Allowance for loan losses	(a)	(41,842.7)	(13,825.8)
Business combinations	(b)	29,737.5	30,152.2
Consolidation	(c)	12,904.0	12,699.3
Valuation of debt and equity securities	(d)	(980.8)	8,555.4
Amortization of fees and costs	(e)	1,328.3	(5,686.0)
Accounting for derivatives	(f)	793.7	670.4
Accounting for compensation costs	(g)	—	—
Accounting for securitization	(h)	(1,058.9)	(481.0)
Deferred taxes	(i)	36,124.9	27,455.0
Others	(j)	(28,307.3)	(62.2)
Proposed dividend	(k)	31,868.9	31,730.2
Total impact of all adjustments		40,567.6	91,207.5
ICICI Bank stockholders' equity as per U.S. GAAP		981,674.7	938,252.9
Non-controlling interests¹		4,289.7	2,415.9
Total equity as per U.S. GAAP		985,964.4	940,668.8

1. Net worth, representing capital and reserves and surplus, attributable to equity interests as per Indian GAAP was Rs. 33,354.4 million (March 31, 2015: Rs. 25,058.1 million).

a) Allowance for loan losses

The differences in the allowance for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP are primarily on account of:

- Difference in the discount rates used for computing allowances created on restructured assets, including allowances on certain loans transferred to asset reconstruction companies not accounted for as a sale under U.S. GAAP.
- Allowances for loan losses created on other impaired loans made in accordance with FASB ASC Topic 450, "Contingencies" and FASB ASC Topic 310, "Receivables" under U.S. GAAP and graded provisioning rates on non-performing loans, subject to minimum provisioning rates prescribed by Reserve Bank of India guidelines under Indian GAAP for the Bank.
- Allowances for credit losses on the performing portfolios based on the estimated probable losses inherent in the portfolio under U.S. GAAP as compared to prescriptive provisioning norms for standard assets as per Reserve Bank of India norms under Indian GAAP for the Bank.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under U.S. GAAP, the impaired loans portfolio is classified into restructured loans and other impaired loans. Restructured loans represent loans whose terms relating to interest and installment payments have been modified and qualify as troubled debt restructurings as defined in FASB ASC Subtopic 310-80, "Troubled Debt Restructurings by Creditors". Other impaired loans represent loans other than restructured loans, which qualify for impairment as per FASB ASC Subtopic 310-10, "Receivables Overall".

Allowances on restructured loans

Under Indian GAAP, the provision on restructured loans is required to be equal to the difference between the fair value of the loan before and after restructuring. The fair value of the loan before restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the existing rate charged on the loan before restructuring and the principal. The fair value of the loan after restructuring is computed as the present value of cash flows representing the interest at the rate charged under the loan's restructured terms and the principal. Both sets of cash flows are discounted at the Bank's Base (1-Base) Rate plus the appropriate term premium and credit risk premium for the borrower category or other applicable rate. For loans restructured after July 2, 2015, both sets of cash flows are discounted at the existing rate of interest charged on the loan before the restructuring. Additional provisions as applicable to non-performing loans, are made on restructured loans, which fail to perform as per the restructuring terms.

Under U.S. GAAP, the allowance for loan losses for restructured loans is created by discounting expected cash flows at originally contracted interest rates, unlike Indian GAAP, under which the original and restructured cash flows are discounted at the current estimated lending rate. Allowances recognized on account of reductions of future interest rates as a part of troubled debt restructurings are accreted as a credit to the provision for loan losses over the tenor of the restructured loan under U. S. GAAP. Under U.S. GAAP, additional allowances based on present value of expected cash flows are made for restructured loans, which are not performing as per the restructured terms.

Under Indian GAAP, loan accounts subjected to restructuring are upgraded to the standard category if the borrower demonstrates, over a minimum period of one year, the ability to repay the loan in accordance with the contractual terms and the borrower gets reinstated to a normal level of general provisions for standard loans/risk weights for capital adequacy computations. The period of one year is from the commencement of the first payment of principal or interest whichever is later on the credit facility with the longest period of moratorium under the restructured terms. However, the process of upgrading under U.S. GAAP is not rule-based and the timing of upgrades may differ across individual loans.

In 2008, the RBI issued guidelines on debt restructuring, which also covered the treatment of funded interest in cases of debt restructuring, that is, instances where interest for a certain period is funded by a Funded Interest Term Loan which is then repaid based on a contracted maturity schedule. In line with these guidelines, the Bank has been providing fully for any interest income which is funded through a Funded Interest Term Loan for cases restructured subsequent to the issuance of the guideline. However, during fiscal 2015, RBI required similar treatment of outstanding FITL pertaining to cases restructured prior to the 2008 guidelines which had not yet been repaid. In view of the above, and since this item relates to prior years, under Indian GAAP, the Bank with the approval of the RBI debited its reserves to fully provide outstanding FITLs that originated prior to the issuance of the guideline. These FITLs relate to pre-2008 restructurings where the borrowers were since been upgraded, and this impact would get reversed as FITLs are repaid. Under US GAAP, the provision on these FITLs had been created based on discounted expected cash flows.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Allowances on other impaired loans

The difference related to the provision for loans classified as other impaired under U.S. GAAP arises from differences in conclusions as to whether loans are impaired and due to a difference in methodology applied to calculate the allowance for loan losses under U.S. GAAP and Indian GAAP.

Under Indian GAAP, non-performing loans are classified into three categories: sub-standard assets, doubtful assets and loss assets. A loan is classified as sub-standard if interest payments or installments have remained overdue for more than 90 days. A provision of 15.0% is required for all sub-standard loans. An additional provision of 10.0% is required for accounts that are unsecured from the time of origination. A loan is classified as a doubtful loan if it has remained sub-standard for more than twelve months or if the value of security charged to the Bank has been eroded and fallen below 50% of the outstanding loan. A 100% provision/write-off is required with respect to the unsecured portion of the doubtful loans. A 100% provision is required for the secured portion of loans classified as doubtful for more than three years and is recorded in a graded manner as the three year period occurs. The provisions on non-performing retail loans held by the Bank are higher than the minimum regulatory requirement. A loan is classified as a loss asset if the losses on it are identified or the loan is considered uncollectible. For loans classified as a loss, the entire loan is required to be written off or provided for. In May 2013, the Reserve Bank of India revised its guidelines on restructuring of loans. As per the revised guidelines, loans restructured by the Bank after April 1, 2015 (excluding loans given for implementation of projects in the infrastructure sector and non-infrastructure sector and which are delayed up to a specified period) by re-scheduling principal repayments and/or the interest are classified as non-performing under Indian GAAP. In addition to the provision for the diminution in fair value of the restructured loans, the Bank is required to make loan loss provisions as applicable to non-performing loans for all loans availed by these borrowers.

Under U.S. GAAP, larger balance, non-homogenous exposures representing significant individual credit exposures (both funded and non-funded), are individually evaluated. The evaluation includes considerations of both qualitative and quantitative criteria, including but not limited to, the account conduct, future prospects, repayment history and financial performance. Loans are considered impaired when, based on current information and events, it is probable that the Bank will be unable to collect scheduled payments of principal or interest when due according to the contractual terms of the loan agreement. In addition to the detailed review of significant individual credit exposures, the Bank also classifies its loans based on the overdue status of each account, based on which a loan is assessed for classification as impaired if principal or interest has remained overdue for more than 90 days. The Bank establishes specific allowances for each impaired larger balance, non-homogenous exposure based on either the present value of expected future cash flows or in case of a collateral dependent loan, the net realizable value of the collateral net of cost to sell, if any.

Smaller balance homogenous loans, including consumer mortgage, installment, revolving credit and most other consumer loans are evaluated for impairment at an aggregate portfolio level for each loan type. The allowance for loan losses attributed to these loans is established through a process that includes an estimate of probable losses inherent in the portfolio, based upon statistical analysis that, among other factors, includes analysis of historical delinquency and credit loss experience.

Under Indian GAAP, on the maturity or termination of the derivative contracts, any amount due from the counter-party, if not collected within 90 days, is required to be reversed through income statement under Reserve Bank of India guidelines. Under U.S. GAAP, these receivables are analyzed to identify the required provisions in the same manner as individual credit exposures.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Allowances on performing loans

Under U.S. GAAP, allowances for credit losses on the performing loans are made under FASB Topic 450, "Contingencies". The Bank estimates the allowance on commercial loans based on the internal estimates of probability of default and loss given default and overall portfolio quality as determined by internal credit ratings. The internal estimates of probability of default and loss given default reflect default rates and recovery experience historically observed by the Bank. The internal credit ratings of exposures reflect current economic conditions and relevant risk factors.

Under Indian GAAP, the allowances on the performing portfolios are based on guidelines issued by the Reserve Bank of India. The provisioning requirement is a uniform rate of 0.4% for all standard assets except –

- farm credit to agricultural and the Small and Micro Enterprise sectors, which attract a provisioning requirement of 0.25%,
- advances to commercial real estate residential and non-residential sectors which attract a provisioning requirement of 0.75% and 1.0% respectively.

In May 2011, the Reserve Bank of India increased the standard asset provisioning on restructured loans to 2.0% in the first two years from the date of restructuring. Loans restructured with a moratorium on payment of interest/principal attract a standard asset provision of 2.0% for the period covering the moratorium and two years thereafter. Restructured accounts which were earlier classified as non-performing advances, when upgraded to the standard category carry a provision of 2.0% in the first year from the date of upgrade. In November 2012, Reserve Bank of India increased the standard asset provision on restructured loans from 2.00% to 2.75%. Standard asset provisions on accounts restructured after June 1, 2013 was increased to 5.0%. The standard asset provision required on accounts restructured before June 1, 2013 was increased to 3.5% from March 31, 2014 and further increased to 4.25% from March 31, 2015 and 5.0% from March 31, 2016.

As per the guidelines issued by the Reserve Bank of India, additional provision between 0.0%-0.80% is made, from April 1, 2014, on outstanding amounts to entities having unhedged foreign currency exposure. The provision range is based on percentage of likely loss due to unhedged foreign currency exposure to their earnings before interest, depreciation and lease rentals, if any.

Under Indian GAAP, the Reserve Bank of India guidelines do not specify the conditions under which the assets may be written-off. The Bank has internal policies for charge off of non-performing loans against loan loss allowances. Loans, including mortgage loans, are generally charged off against allowances when, based on a borrower-specific evaluation of the possibility of further recovery, the Bank concludes that the balance cannot be collected. The Bank evaluates whether a balance can be collected based on the realizable value of collateral, the results of the Bank's past recovery efforts, the possibility of recovery through legal recourse and the possibility of recovery through settlement. Small-balance homogenous loans other than mortgage loans are generally charged off against allowances after predefined periods of delinquency, as follows:

- Two wheeler loans: overdue for 1 continuous year
- Unsecured small value personal loans: overdue for 1 continuous year
- Credit card receivables and unsecured personal loans: overdue for 3 continuous years
- Other consumer loans: overdue for 5 continuous years

The same criteria are used for charge off of impaired loans under U.S. GAAP.

The Bank transfers certain loans to borrower specific funds/trusts managed by asset reconstruction companies in exchange for security receipts issued by the funds/trusts, as part of the strategy for resolution of non-performing assets. The funds/trusts have been set up by the asset reconstruction companies under enacted debt recovery legislation in India and they aim to improve the recoveries of banks on non-performing assets by aggregating lender interests and speeding up the enforcement of security interests by lenders. While under Indian GAAP, such transfers are recognized as a sale, under U.S. GAAP these transfers are not recognized as a sale due to the following reasons:

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

• Certain transfers do not qualify for sale accounting under FASB ASC Topic 860, "Transfers and servicing", as the Bank retains the risks and rewards in such transfers.

• Certain transfers were impacted by FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - overall". The funds/trusts to which these loans have been transferred are variable interest entities within the definition contained in ASC Subtopic 810-10. As the Bank is the 'Primary Beneficiary' of certain of these funds/trusts, it is required under U.S. GAAP to consolidate these entities.

The following table sets forth, for the periods indicated, the difference in aggregate allowances for loan losses between Indian GAAP and U.S. GAAP as attributable to the aforementioned reconciling items.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Differences due to provision on loans classified as troubled debt restructuring under U.S. GAAP (includes cases transferred to asset reconstruction company)	(23,023.6)	(3,841.8)	14.4
Differences due to provisions on loans classified as other impaired under U.S. GAAP ¹	(44,630.8)	(2,485.5)	(5,946.3)
Differences due to provisions created on performing assets	3,637.5	(1,459.2)	(2,788.5)
Differences due to collective contingency and related reserve under Indian GAAP	36,000.0	--	--
	(28,016.9)	(7,786.5)	(8,720.4)

1. Includes provision on smaller balance homogeneous loans.

The differences in the methodology of computing loan loss allowances between Indian GAAP and U.S. GAAP, as described above, result in timing differences in the recognition of such losses.

The aggregate provisions on troubled debt restructured loans and other impaired loans under U.S. GAAP were higher as compared to Indian GAAP, during above periods, primarily due to higher provision on commercial loans under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP reflecting higher additions to non-performing loans. In fiscal 2016, aggregate provision on troubled debt restructured loans and other impaired loans under U.S. GAAP increased significantly, as compared to Indian GAAP, due to significantly higher additions to impaired loans under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP. Further, provisions were also impacted due to differences in method of measurement of provisions between Indian GAAP and U.S. GAAP, as discussed above.

Provision on performing loans increased under Indian GAAP at March 31, 2016 as compared to March 31, 2015. However, the provision on performing loans under U.S. GAAP remained at similar level at March 31, 2016 as compared to March 31, 2015 due to higher slippage of performing loans to impaired loans classification under U.S. GAAP. This resulted in positive impact under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP during the year ended March 31, 2016.

There are uncertainties in respect of certain sectors due to weak global economic environment, sharp downturn in the commodity cycle, gradual nature of the domestic economic recovery and high leverage. The key sectors that have been impacted include iron and steel, mining, power, rigs and cement. In view of uncertainties relating to these sectors and the time it may take to resolve its exposure to these sectors, the Bank made a collective contingency and related reserve under Indian GAAP during the year ended March 31, 2016, amounting to Rs. 36,000.0 million towards its exposures to these sectors and certain promoter entities where the underlying is partly linked to these sectors. This reserve is over and above the provisions required for non-performing and restructured loans as per the Reserve Bank of India guidelines but, as a prudent matter, is permitted under Reserve Bank of India guidelines and Indian GAAP. Under U.S. GAAP, there was no collective contingency and related reserve taken to provide for its exposure to these sectors, but these exposures were individually assessed for impairment and an allowance for loan losses was made based on present value of expected cash flows for exposures identified as impaired, which are included in line item "Differences due to provision on loans classified as troubled debt restructuring under U.S. GAAP (includes cases transferred to asset reconstruction company)" and "Differences due to provisions on loans classified as other impaired under U.S. GAAP".

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The cumulative provisions under U.S. GAAP at March 31, 2016 continue to be higher than the cumulative provisions held under Indian GAAP as shown in the statement of stockholders' equity reconciliation.

b) Business combinations

The differences arising due to business combinations are primarily on account of:

- i) Determination of the accounting acquirer and
- ii) Accounting for intangible assets.

Under U.S. GAAP, the amalgamation between ICICI Bank Limited and ICICI Limited was accounted for as a reverse acquisition in fiscal 2003. This means that ICICI Limited was recognized as the accounting acquirer in the amalgamation, although ICICI Bank Limited was the legal acquirer. On the acquisition date, ICICI Limited held a 46% ownership interest in ICICI Bank Limited. Accordingly, the acquisition of the balance 54% ownership interest was accounted for as a step-acquisition. Under Indian GAAP, ICICI Bank Limited was recognized as the legal and the accounting acquirer and the assets and liabilities of ICICI Limited were incorporated in the books of ICICI Bank Limited in accordance with the purchase method of accounting. Further, under U.S. GAAP, the amalgamation resulted in goodwill and intangible assets while the amalgamation under Indian GAAP resulted in a capital reserve (negative goodwill), which was accounted for as Revenue and Other Reserves according to the scheme of amalgamation.

During fiscal 2011, ICICI Bank acquired Bank of Rajasthan Limited through exchange of common stock. The acquisition of the Bank of Rajasthan Limited was accounted for under Indian GAAP as per the Reserve Bank of India approved scheme of merger. Under Indian GAAP, the purchase consideration was determined to be Rs. 341.8 million based on the paid-up value of common stock issued. Under U.S. GAAP, the purchase consideration was determined as the fair value of total consideration transferred, based on ASC Topic 805, "Business Combinations", at Rs. 32,929.6 million. The impact of this, and some other non-significant factors relating to the accounting of business combinations, resulted in an increase in reconciliation differences of Rs. 32,682.7 million in stockholders' equity reconciliation due to accounting of business combinations for acquisition of Bank of Rajasthan in fiscal 2011. Under U.S. GAAP, goodwill of Rs. 27,120.9 million and definite life intangible assets of Rs. 3,898.0 million have been recorded as per ASC 805, "Business Combinations", and FASB ASC Topic 350, "Intangibles - Goodwill and others". Under Indian GAAP, no goodwill and intangible assets were recognized as per scheme of merger approved by the Reserve Bank of India.

Further, for certain other acquisitions made by the Group, no goodwill and intangibles have been accounted for under Indian GAAP primarily due to accounting for the amalgamation by the pooling of interests method and as per scheme of merger approved by Reserve Bank of India. However, under U.S. GAAP, goodwill has been accounted for in accordance with FASB ASC Topic 805, "Business Combinations".

Under U.S. GAAP subsequent to the adoption of ASC Topic 350, the Group does not amortize goodwill and intangibles with infinite life but instead tests the same for impairment at least annually. The annual impairment test under ASC Topic 350 does not indicate an impairment loss for fiscal 2016.

Under U.S. GAAP intangible assets with finite useful life are amortized over their estimated useful lives in proportion to the economic benefits consumed in each period.

The following table sets forth, the estimated useful lives of intangible assets.

	No. of years
Customer-related intangibles	10
Core deposits	2 to 5
Operating lease	7

F-97

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for business combinations under Indian GAAP and U.S. GAAP:

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Amortization of intangibles	(182.3)	(490.3)	(848.3)
Others	(232.4)	(190.6)	71.5
Total difference in business combinations	(414.7)	(680.9)	(776.8)

c) Consolidation

The differences on account of consolidation are primarily on account of:

1. Consolidation of insurance subsidiaries;
2. Equity affiliates and majority owned subsidiaries; and
3. Consolidation of variable interest entities.

Under Indian GAAP, consolidation is required only if there is ownership of more than one-half of the voting power of an enterprise or control of the composition of the Board of Directors in the case of a company or of the composition of the governing body in case of any other enterprise.

Under Indian GAAP, the insurance subsidiaries (ICICI Prudential Life Insurance Company Limited and ICICI Lombard General Insurance Company Limited) are fully consolidated whereas under U.S. GAAP, these subsidiaries are accounted for by the equity method of accounting as the minority shareholders have substantive participating rights as defined in ASC Subtopic 810-10.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for consolidation under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Profit/(loss) as per U.S. GAAP for insurance subsidiaries	22,716.1	19,842.7	19,175.2
Less: Profit/(loss) as per Indian GAAP for insurance subsidiaries	21,576.0	21,700.1	20,769.5
Net reconciliation difference for insurance subsidiaries⁽¹⁾	1,140.1	(1,857.4)	(1,594.3)
Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the Group ⁽²⁾	816.9	(1,362.2)	(1,164.3)
Profit/(loss) from equity affiliates and majority owned subsidiaries	2,339.0	(2,526.4)	(1,609.4)
Profit/(loss) on consolidation of variable interest entities and special purpose entities ⁽³⁾	(112.8)	(96.6)	1,595.8
Total differences in consolidation	3,043.1	(3,985.2)	(1,177.9)

1. Represents total differences in profit/(loss) between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance and general insurance subsidiaries, as noted separately below.
2. Represents the Group's share of profit/(loss) in "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" and excludes the share of non-controlling interest holders. The Group owns part, not all, of the insurance subsidiaries. As such, only a portion of "Net reconciliation difference for insurance subsidiaries" is attributable to the Group; the rest is attributable to non-controlling interest holders. The share attributable to the Group constitutes the "Profit/(loss) from insurance subsidiaries attributable to the Group." Reconciling items pertaining to significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for life insurance subsidiary and for general insurance subsidiary are disclosed separately below.
3. Does not include any amount that is attributable to non-controlling interest holders.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Life insurance subsidiary

The significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the life insurance subsidiary are primarily on account of:

i) Difference in statutory reserve and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost

Statutory reserve

Reserves under Indian GAAP are held as per the requirements of the Insurance Regulatory and Development Authority of India and Practice Standards of the Institute of Actuaries of India. Accordingly, the reserves are computed using the Gross Premium Method (reserves are computed as the present value of future benefits including future bonuses and the present value of expenses including overheads and are net of the present value of future total premiums, paid by policyholders). The discount rates used are on prudent basis which change at every financial year end. Reserves under U.S. GAAP are valued using the Modified Net Premium Method as per the valuation norms prescribed under U.S. GAAP. The liability under U.S. GAAP consists of two parts, namely, policy reserves (comprising benefit reserve and maintenance expense reserve) and deferred premium liability.

The benefit reserve is computed as the present value of guaranteed benefits less the present value of the net premium for benefits. The maintenance expense reserve is computed as the present value of maintenance expenses less the present value of net premiums for maintenance expenses. Deferred premium liability is held in accordance with ASC Topic 944-40-25-28 for products where the premium paying term is shorter than the policy term so as to allow the emergence of the profits over the entire policy term. The discount rates used for non-linked products represent best estimate with a provision for adverse deviation and are on locked-in basis, where the assumptions change at every financial year end only for the new business sold with in the financial year. Under unit-linked products, the excess of initial charges over ultimate charges is held as unearned revenue reserve to allow for the emergence of the profit over the term of the policy. The discount rates used are on best estimate basis and change at every financial year end.

Unallocated policyholders' surplus

Unallocated policyholders' surplus represents amount to be set aside for policyholders under participating products as required under U.S. GAAP.

Amortization of deferred acquisition cost

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP, the same is deferred over the policy term. The deferred acquisition costs are amortized in proportion to premium revenue recognition for traditional insurance products and based on the estimated gross profits (EGP) for unit linked and universal life products as per ASC Topic "Financial Services – Insurance". Accordingly, only certain acquisition costs specified in Accounting Standards Update 2010-26 can be deferred that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts.

ii) Actuarial reserves on lapsed policies

Under U.S. GAAP, certain actuarial reserves on lapsed policies created in earlier years are released through the profit and loss account. The release of such actuarial reserves has been accounted as funds for future appropriations as a balance sheet item under Indian GAAP. After expiry of reinstatement period, funds for future appropriation is released in profit & loss account on recommendation of Appointed Actuary.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

iii) Compensation costs

Accounting for employee stock options

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for using the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for based on fair value method.

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

iv) Unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds

Under Indian GAAP, accounting for investments is in accordance with the guidelines issued by the Insurance Regulatory and Development Authority of India, which do not allow the unrealized gain to be routed through the revenue account except in the case of linked businesses. Under U.S. GAAP, as per the requirements of FASB ASC Topic 320 "Investments-Debt and Equity Securities", unrealized gain/(loss) on investments classified as held for trading is taken to the revenue account.

v) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of:

i) Tax impact of all U.S. GAAP adjustments.

ii) Under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are recognized based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are recognized on enacted tax rates in force at the balance sheet date.

The following table sets forth, for the periods indicated, the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the life insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Profit/(loss) as per Indian GAAP	16,501.5	16,343.9	15,655.9
Adjustments on account of			
Difference in statutory reserve and unallocated policyholders' surplus, net of amortization of deferred acquisition cost	2,895.1	(7,119.2)	3,708.6
Actuarial reserves on lapsed policies	131.6	(279.4)	(1,304.1)
Compensation costs	167.6	(80.1)	33.6
Unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds	(1,627.7)	7,732.5	(1,397.0)
Deferred taxes	(120.8)	(741.7)	(141.1)
Others	(33.0)	(32.8)	(3.0)
Profit/(loss) as per U.S. GAAP	17,854.3	15,825.2	16,552.9

Under U.S. GAAP, unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds was Rs. (1,627.7) million in fiscal 2016 primarily due to subdued equity market in India in fiscal 2016. This loss resulted in a lower liability for unallocated policyholders' surplus in fiscal 2016 under U.S. GAAP as compared to fiscal 2015. Unallocated policyholders' surplus movement resulted in a higher profit of Rs. 1,526.8 million under U.S. GAAP in fiscal 2016.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under U.S. GAAP, unrealized gain/(loss) on trading portfolio of participating funds was Rs. 7,732.5 million in fiscal 2015 primarily due to improved equity market conditions in India in fiscal 2015. This gain resulted in a higher liability for unallocated policyholder's surplus in fiscal 2016 under U.S. GAAP as compared to fiscal 2014. Unallocated policyholder's surplus movement resulted in a lower profit of Rs. 4,692.6 million under U.S. GAAP in fiscal 2015.

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation of the life insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	(52.9)	-	(96.4)
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	(67.9)	(741.7)	(44.7)
Total differences in deferred taxes	(120.8)	(741.7)	(141.1)

General insurance subsidiary

The significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP in case of the general insurance subsidiary are primarily on account of:

i) Provision for reinsurance commission

Under Indian GAAP, reinsurance commission on business ceded is recognized as income in the year of the ceding of the risk. Under U.S. GAAP, proceeds from reinsurance transactions that represent recovery of acquisition costs are reduced from unamortized acquisition costs in such a manner that net acquisition costs are capitalized and charged to expense in proportion to net revenue recognized.

ii) Amortization of deferred acquisition costs

Under Indian GAAP, acquisition cost is charged as expense to the revenue account in the year in which it is incurred whereas under U.S. GAAP the same is capitalized and charged to expense in proportion to premium revenue recognized as per ASC Topic 944 "Financial Services-Insurance". Accordingly, only certain acquisition costs specified in Accounting Standards Update 2010-26 can be deferred that are related directly to the successful acquisition of new or renewal insurance contracts.

iii) Premium deficiency

Under Indian GAAP, premium deficiency is recognized if the sum of the expected claims costs, related expenses and maintenance costs exceed related unearned premiums. Under Indian GAAP, for assessment of premium deficiency, line of business are segmented under "Fire", "Marine", "Miscellaneous" segments (uptill fiscal 2015 premium deficiency was assessed at the Company level). Under U.S. GAAP premium deficiency is assessed for each line of business and recognized in the revenue account if the sum of expected claims costs and claims adjustment expenses, expected dividends to policyholders, un-amortized acquisition costs and maintenance costs exceed related unearned premiums.

A premium deficiency is recognized by first charging un-amortized acquisition costs to expense, to the extent required to eliminate the deficiency. If the premium deficiency is greater than un-amortized acquisition costs, a liability for the excess deficiency is required to be accrued.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

iv) Compensation costs

Accounting for employee stock options

Under Indian GAAP, stock compensation costs are accounted for by the intrinsic value method as compared to U.S. GAAP where the compensation costs have been accounted for at the fair value method in accordance with the requirement of FASB ASC Topic 718 "Compensation-Stock Compensation".

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

v) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of:

- Tax impact of all U.S. GAAP adjustments;
- Under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are recognized based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are recognized on enacted tax rates in force at the balance sheet date;
- Under Indian GAAP, deferred tax assets on unabsorbed depreciation or carried forward losses are recognized only if there is virtual certainty of realization of such assets, whereas under U.S. GAAP it is recognized based on more-likely-than-not criteria.

The following table sets forth, for the periods indicated, the details of the significant differences between Indian GAAP and U.S. GAAP for the general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Profit as per Indian GAAP	5,074.5	5,356.1	5,113.6
Adjustments on account of			
Provision for reinsurance commission	(985.8)	(1,386.1)	(1,419.8)
Amortization of deferred acquisition costs	540.9	365.5	348.0
Premium deficiency	-	-	17.1
Compensation costs	(15.1)	(7.3)	(39.7)
Deferred taxes	174.0	229.1	(1,426.7)
Others	73.3	(37.8)	29.6
Profit/(Loss) as per U.S. GAAP	4,861.8	4,019.5	2,622.3

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation of the general insurance subsidiary.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	48.8	(7.5)	157.1
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	-	(236.8)	(1,597.1)
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	125.2	513.4	13.3
Total differences in deferred taxes	174.0	229.1	(1,426.7)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, the Group has not consolidated certain entities in which investments are intended to be temporary. However under U.S. GAAP, these entities have been consolidated in accordance with FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - Overall". Under Indian GAAP, investment in Ji Infotech Limited was not accounted as per equity method based on the severe long-term restrictions on Ji Infotech Limited under restructuring arrangement that impair the ability of Ji Infotech Limited to transfer funds to its investors and the Group's intention to reduce the stake in Ji Infotech Limited below 20% in the future. However, under U.S. GAAP, this entity was accounted for as an equity affiliate in accordance with FASB ASC Subtopic 323-10 "Investments - Equity Method and Joint Ventures" up till fiscal 2015. In fiscal 2016, the Group sold its equity holdings in Ji Infotech Limited resulting in total equity holding below 5.0% at March 31, 2016. Accordingly, in fiscal 2016, the Group discontinued accounting of Ji Infotech Limited as an associate under U.S. GAAP, resulting in a net gain of Rs. 2,327.1 million in the consolidated financial statements representing reversal of loss pick-up in Ji Infotech Limited in previous years. The loss pick up for Ji Infotech Limited for the year ended March 31, 2015 and March 31, 2014 amounted to Rs. 2,671.6 million and Rs. 1,176.5 million respectively under U.S. GAAP.

Profit/(loss) on consolidation of Variable Interest Entities (VIEs)

The Bank has applied FASB ASC Subtopic 810-10, "Consolidation - Overall" to consolidate certain variable interest entities. The Bank has consolidated certain qualified special purpose entities used for securitization transactions, effective April 1, 2010 on adoption of FAS 167 (codified within ASC 810-10). Upon consolidation, the assets of the QSPEs were incorporated into the Bank's loan portfolio and the amounts received from the investors were accounted for as borrowings. Under U.S. GAAP, the Bank accounts for the allowance for loan losses on these loans based on estimated probable losses.

Under Indian GAAP, securitized assets are derecognized from the Bank's books. As such, with respect to securitization transactions entered into before February 1, 2006, the Bank accounted for any profits or losses arising from securitization upfront at the time of securitization. However, in accordance with the Reserve Bank of India guidelines for securitization, for securitization transactions entered into after February 1, 2006, the Bank accounted for any losses immediately at the time of securitization but amortized any profits over the life of the securities issued or to be issued by the QSPEs. The Bank also provides credit enhancement to the QSPEs against delinquencies on securitized assets. Under Indian GAAP, effective February 1, 2006, the recognition of losses is based on the extent of utilization of credit enhancement extended to QSPEs.

Due to these differences in the Bank's accounting of securitization transactions, the timing of recognition of income and provision for loan losses differ under U.S. GAAP and Indian GAAP. The difference between Indian GAAP and U.S. GAAP on securitization accounting resulted in a loss of Rs. 101.4 million in fiscal 2015 and a gain of Rs. 142.1 million in fiscal 2016 under US GAAP as compared to Indian GAAP.

Further, the Bank has extended loans to overseas entities for secondary market purchase of Foreign Currency Convertible Bonds (FCCBs) issued by Indian companies, in accordance with the contractual terms. These entities are not consolidated under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, these entities are consolidated as VIE. Under Indian GAAP, the Bank recorded an allowance for loan losses against loans extended to these VIEs. The difference in accounting has resulted in a net loss of Rs. 254.9 million and a net gain of Rs. 4.8 million for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2015 respectively under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP.

d) Valuation of debt and equity securities

Under Indian GAAP unrealized losses of held for trading and available for sale securities are taken to profit and loss account. Under Indian GAAP, net unrealized gains on investments by category are ignored. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on trading assets are recognized in the profit and loss account and unrealized gains or losses on securities classified as 'available for sale', which include all securities classified as 'held to maturity' under Indian GAAP, are recognized in other comprehensive income under stockholders' equity except for the unrealized losses on securities identified as other than temporarily impaired which are recognized in profit and loss account.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Under Indian GAAP, unrealized gains and losses of venture capital subsidiaries investments are transferred to Reserves and Surplus. Under U.S. GAAP, unrealized gains or losses on investments of venture capital subsidiaries are recognized in the profit and loss account.

Under Indian GAAP, the impact of currency revaluation on debt securities denominated in foreign currency is taken to profit and loss account. Under U.S. GAAP, the impact of currency revaluation on non hedged 'available for sale' debt securities denominated in foreign currency is taken to other comprehensive income.

Under Indian GAAP, premium over the face value of fixed rate and floating rate securities under held to maturity category is amortized over the remaining period to maturity on an effective constant yield basis and straight line basis respectively. Any premium over the face value of fixed rate and floating rate investments in government securities classified under available for sale category is amortized over the remaining period to maturity on constant yield basis and straight line basis respectively. Under U.S. GAAP, the income as per interest method is arrived at by amortization/accretual of premium/discount on the face value of debt securities over the remaining period to maturity on an effective interest rate basis.

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines on strategic debt restructuring under which conversion of debt into equity and acquisition of ownership interests in the borrower by banks is allowed. The Reserve Bank of India has exempted banks from consolidation of these entities. Under U.S. GAAP, these entities were considered as equity affiliates. The Bank opted for fair value option of these equity affiliates under ASC Topic 825 "Financial Instruments". Accordingly, fair value changes in the loan and equity shares were accounted through income statement.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for valuation of debt and equity securities under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Impact of differences in mark-to-market accounting for held for trading and available for sale securities	5,135.6	1,142.2	(1,535.2)
Other than temporary impairment on AFS securities under U.S. GAAP	(6,676.2)	(3,759.6)	(2,315.3)
Unrealized gain/loss in venture funds recognized in reserve & surplus under Indian GAAP, which is accounted for in net income under U.S. GAAP	(110.4)	(122.4)	(119.9)
Impact of currency revaluation on non-hedged AFS debt securities denominated in foreign currency accounted for in profit and loss under Indian GAAP, which is accounted for in other comprehensive income under U.S. GAAP	(1,151.9)	379.1	(2,491.7)
Others	(2,729.1)	196.4	665.3
Total	(5,532.0)	(2,164.3)	(5,796.8)

e) Amortization of fees and costs

Loan origination fees and costs

Under U.S. GAAP, loan origination fees (net of certain costs) are amortized over the period of the loans as an adjustment to the yield on the loan. However under Indian GAAP, loan origination fees are accounted for upfront. Also under Indian GAAP, loan origination costs, including commissions paid to direct marketing agents, are expensed in the year in which they are incurred.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Retirement benefit cost

Under Indian GAAP, all actuarial gains/losses are recognized on the balance sheet of the enterprise in the year in which they arise through suitable credit/debit in the profit and loss account of the year. Under U.S. GAAP, actuarial gains/losses are accounted in Other Comprehensive Income. Subsequently cumulative actuarial gain/loss lying in the Other Comprehensive Income which is over and above 10% corridor is amortized through profit and loss account. Further, discount rate for computing benefit obligation is linked to yield on high quality fixed income securities in U.S. GAAP as compared to yield on government securities under Indian GAAP.

The following table sets forth, for the periods indicated, the differences in net income arising from accounting for amortization of fees and costs under Indian GAAP and U.S. GAAP.

Reconciling items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Loan origination fees and costs	7,034.8	8,141.9	6,766.1
Retirement benefit costs	965.5	2,350.9	268.0
Amortization of other costs	(108.2)	(307.3)	(164.5)
Total differences in amortization of fees and costs	7,892.1	10,185.5	6,869.6

The amortization of loan origination fees and costs resulted in higher income under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP by Rs. 7,034.8 million in fiscal 2016, by Rs. 8,141.9 million in fiscal 2015 and by Rs. 6,766.1 million in fiscal 2014 primarily due to higher direct loan origination costs in consumer loans and higher amortization of previous periods unamortized fees on commercial loans.

f) Accounting for derivatives

Under Indian GAAP, the interest rate and exchange rate risks on some on-balance sheet assets and liabilities are hedged through swap contracts. The impact of such derivative instruments is correlated with the movement of underlying assets and liabilities and accounted pursuant to the principles of the hedge accounting. Hedged swaps are accounted for on an accrual basis except in the case of the overseas banking subsidiaries, where the hedging transactions and the hedged items (for the risks being hedged) are measured at fair value with changes recognized in the profit and loss account. All other outstanding forward exchange contracts are revalued and the resultant gains or losses are recognized in the profit and loss account.

Under U.S. GAAP, the Group accounts for its derivative transactions in accordance with the provisions of FASB ASC Topic 815 "Derivative and Hedging". Accordingly certain derivative contracts classified as hedges under Indian GAAP may not qualify as hedges under U.S. GAAP and are accounted for as trading derivatives with changes in fair value being recorded in the income statement.

Under U.S. GAAP, the Group has designated certain derivatives as fair value and cash flow hedges of certain interest bearing assets and liabilities under ASC Topic 815. At the inception of a hedge transaction, the Group formally documents the hedge relationship and the risk management objective and strategy for undertaking the hedge. This process includes identification of the hedging instrument, hedged item, risk being hedged and the methodology for assessing effectiveness and measuring ineffectiveness of the hedge. In addition, the Group assesses both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the derivative used in the hedging transaction is effective in offsetting changes in fair value or cash flows of the hedged item, and whether the derivative is expected to continue to be highly effective. The Group assesses the effectiveness of the hedge instrument at inception and continually on a quarterly basis. The impact of changes in fair values of both the hedging instrument and the hedged item is included in the income statement. The Group has also designated certain forward contracts as hedging instruments for its certain net investments in foreign operations which are accounted for in accordance with ASC Topic 815.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

g) Accounting for compensation cost

FASB ASC Topic 718, "Compensation – stock compensation" requires all share-based payments to employees, including grants of employee stock options to be recognized in the income statement based on their fair values. Under Indian GAAP, the Group follows the intrinsic value method to account for its stock-based employees' compensation plans. Compensation cost is measured by the excess, if any, of the fair market price of the underlying stock over the exercise price on the grant date. The Group has not recognized deferred tax on employee stock options related compensation cost.

h) Accounting for securitization

Under U.S. GAAP, the Group accounts for gain on sale of loans securitized at the time of sale in accordance with FASB ASC Topic 860, "Transfers and Servicing". As per ASC Topic 860, any gain or loss on the sale of the financial asset is accounted for in the income statement at the time of the sale. Under Indian GAAP, with effect from February 1, 2006, net income arising from securitization of loan assets is accounted for over the life of the securities issued or to be issued by the special purpose vehicle/special purpose entity in which the assets are sold. With effect from May 7, 2012, the profit/premium arising from securitization is amortized over the life of the transaction based on the method prescribed by Reserve Bank of India. Net loss arising on account of the sell-down securitization and direct assignment of loan assets is recognized at the time of sale. Further, the securitization transactions of mortgage loans by Bank's Canadian subsidiary do not qualify as sale transactions as they do not meet the de-recognition criteria under Indian GAAP. Under U.S. GAAP, these securitization transactions have been accounted for as transfers as these satisfy the derecognition criteria under ASC Topic 860 "Transfers and Servicing".

After implementation of FAS 166 from April 1, 2010, certain transactions, which are qualified as securitization transactions under Indian GAAP, do not qualify as securitization under U.S. GAAP. See note 21(a) on "Securitizations and variable interest entities".

i) Deferred taxes

The differences in the accounting for deferred taxes are primarily on account of tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP; deferred taxes are recognized on undistributed earnings of subsidiaries and affiliates under U.S. GAAP while under Indian GAAP no deferred taxes are recognized on undistributed earnings of subsidiaries and affiliates; and under Indian GAAP, deferred tax assets or liabilities are recognized based on substantively enacted tax rates, whereas under U.S. GAAP, these are recognized on enacted tax rates in force at the balance sheet date.

The Bank has paid current taxes and created a deferred tax asset on the foreign currency translation reserves pertaining to its overseas branches under Indian GAAP. Under U.S. GAAP no deferred taxes are recognized on undistributed earnings of overseas branches where current taxes have been incurred.

Under Indian GAAP, deferred tax assets on unabsorbed depreciation or carried forward losses are recognized only if there is virtual certainty of realization of such assets, whereas under U.S. GAAP it is recognized based on more-likely-than-not criteria.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank and its housing finance subsidiary create a Special Reserve through appropriation of profits, in order to avail the tax benefits as per the Income Tax Act, 1961. Such tax benefits are refundable if the funds are withdrawn from the Special Reserve in future periods. A deferred tax liability was not being recognized on such Special Reserve as the Group does not intend to ever withdraw from this Reserve and therefore differences between taxable income and accounting income were considered not to be temporary in nature. In fiscal 2014, the Reserve Bank of India advised all banks in India to recognize a deferred tax liability on the amount outstanding in Special Reserve under Indian GAAP. The Reserve Bank of India further permitted banks to recognize such deferred tax liabilities on the Special Reserve outstanding at March 31, 2013 through reserves and the amount transferred to Special Reserve after April 1, 2013 through the income statement. Further, in fiscal 2015, the National Housing Board advised all housing finance companies in India to recognize a deferred tax liability on the amount outstanding in Special Reserve, under Indian GAAP. The National Housing Board further permitted housing finance companies to recognize such deferred tax liabilities on the Special Reserve outstanding at March 31, 2014 through reserves and the amount transferred to Special Reserve after April 1, 2014 through the income statement. Under U.S. GAAP, deferred taxes are recognized and measured based on the expected manner of recovery and deferred taxes are not recognized if the expected manner of recovery does not give rise to tax consequences. Accordingly, a deferred tax liability was not recognized on Special Reserve based on the Group's continuing intention to not ever withdraw/utilize such Special Reserve and on an opinion from the legal counsel about non-taxability of such Special Reserve in the scenario of liquidation.

Under Indian GAAP, no deferred tax is recognized on property and equipment, which are not depreciable under tax laws. Under U.S. GAAP, deferred tax is recognized on the temporary difference on such assets after considering the indentation benefit available under tax laws.

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of deferred tax in net income reconciliation.

Reconciling Items	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates	(683.2)	1,877.3	(3,109.8)
Application of enacted tax rates in force at balance sheet date	257.0	(257.0)	1,126.9
Deferred tax where current tax has been incurred on foreign currency translation reserves	(5,877.5)	--	--
Deferred tax on unabsorbed depreciation or carried forward losses	(3,709.7)	2,403.2	892.6
Deferred tax on Special Reserve	4,574.9	3,738.6	3,042.6
Deferred tax on temporary difference on property and equipment	878.4	--	--
Tax impact of all U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP	12,097.2	3,820.9	3,238.6
Total differences in deferred taxes	7,537.1	11,583.0	5,190.9

At March 31, 2016, the stockholders' equity was higher by Rs. 36,124.9 million (March 31, 2015: Rs. 27,455.0 million), under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP on account of deferred tax adjustments, of which Rs. 2,063.5 million was due to deferred tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates, Nil was due to enacted tax rates, Rs. (5,877.5) million was due to deferred tax where current tax has been incurred on foreign currency translation reserves pertaining to overseas branches, Nil was due to deferred tax on carried forward losses, Rs. 26,632.2 million was due to deferred tax on Special Reserve, Rs. 878.4 million due to deferred tax on temporary difference on property and equipment, and Rs. 12,428.3 million was due to tax impact of other U.S. GAAP adjustments over Indian GAAP (March 31, 2015: Rs. (5.7) million, Rs. (257.0) million, Nil, Rs. 3,709.7 million, Rs. 21,677.5 million, Nil and Rs. 2,330.5 million respectively).

j) Others

Under Indian GAAP, on the disposal/partial disposal of a non-integral foreign operation, the cumulative/proportionate amount of the exchange differences which has been accumulated in the foreign currency translation reserve and which refers to that operation are recognized as income or expenses in the same period in which the gain or loss on disposal is recognized. Under U.S. GAAP, gain or loss accumulated in the foreign currency translation reserve is recognized in the income statement only on complete/substantially complete disposal of a non-integral foreign operation, resulting in lower profit of Rs. 9,411.9 million under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP for the year ended March 31, 2016 (Rs. 7,341.4 million and Rs. 2,225.5 million for the year ended March 31, 2015 and 2014 respectively).

Under Indian GAAP, the Bank revalued its fixed assets by creating revaluation reserve amounting to Rs. 28,174.7 million in fiscal 2016. Under U.S. GAAP, the Bank continued to account its fixed assets on cost basis under ASC Topic 360 – Property, Plant and Equipment, resulting in lower net-worth by Rs. 28,174.7 million under U.S. GAAP as compared to Indian GAAP.

k) Proposed dividend

Under Indian GAAP, dividends on common stock and the related dividend tax are recognized in the year to which it relates. Under U.S. GAAP, dividends on common stock and the related dividend tax are recognized in the year of approval by the Board of Directors.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

21. Notes under U.S. GAAP

Additional information required under U.S. GAAP

a) Securitizations and variable interest entities

Overview

The Bank and its subsidiaries are involved with several types of off-balance-sheet arrangements, including special purpose entities.

Uses of Special Purpose Entities (SPEs)

The Group deals with some SPEs which were created to fulfill limited purposes as specified in their governing documents. The primary purpose of these SPEs is to receive contributions from investors for buying assets from the transferor, hold such purchased assets on behalf of the contributors to the trust and making regular payments to the investors from the proceeds of purchased assets. These SPEs have been organized mainly in the legal forms of trusts. In a securitization, the company transferring assets to a SPE converts all (or a portion) of those assets into cash before they would have been realized in the normal course of business, through the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, commercial paper and other notes of indebtedness, which are recorded on the balance sheet of the SPE and not reflected in the transferring company's balance sheet, assuming applicable accounting requirements are satisfied. Investors usually have recourse to the assets in the SPE and often benefit from other credit enhancements, such as a collateral account or over-collateralization in the form of excess assets in the SPE, a line of credit, or from a liquidity facility, such as liquidity put option or asset purchase agreement. FASB issued accounting standards effective April 1, 2010, whereby the Group is required to consolidate certain of those trusts with which it had involvement and which had earlier been exempted from consolidation being Qualified Special Purpose Entities. In accordance with SFAS 167 (now codified as ASC 810-10), the Group consolidated these entities by initially measuring the assets, liabilities, and non-controlling interests of former QSPEs at their carrying values (the amounts at which the assets, liabilities, and non-controlling interests would have been carried in the consolidated financial statements, if the Group had always consolidated these former Qualified Special Purpose Entities). Further, SFAS 166 (now codified under ASC 810-10) required certain asset transfers, including transfers of portions of assets that would have been considered sales under SFAS 140, to be considered secured borrowings.

Variable Interest Entities

VIEs are entities that have either a total equity investment that is not sufficient to finance its activities without additional subordinated financial support, or whose equity investors lack the characteristics of a controlling financial interest (i.e., power through voting rights or similar rights to direct the activities of a legal entity that most significantly impact the entity's economic performance and right to receive the expected residual returns of the entity or obligation to absorb the expected losses of the entity). Investors that finance the VIE through debt or equity interests or other counterparties that provide other forms of support, such as guarantees, subordinated fee arrangements, or certain types of derivative contracts, are variable interest holders in the entity. The variable interest holder, if any, that has a controlling financial interest in a VIE is deemed to be the primary beneficiary and must consolidate the VIE. Accordingly, the Group has determined that it has a controlling financial interest because it is the primary beneficiary of certain trusts and entities, based on its determination that it has both, the power to direct activities of a VIE that most significantly impact the entity's economic performance, and obligation to absorb losses of the VIE that could potentially be significant to the VIE, or the right to receive benefits from the VIE that could potentially be significant to the VIE.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2016.

Rupees in million			
Particulars	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
Funded			
Mortgage backed securitizations	—	7,386.3	7,386.3
Asset backed securitizations	—	—	—
Loans	—	191.6	191.6
Total funded	—	7,577.9	7,577.9
Non-funded			
Mortgage backed securitizations	—	—	—
Asset backed securitizations	—	—	—
Others	—	—	—
Total non-funded	—	—	—
Total	—	7,577.9	7,577.9

The following table sets forth the Group's involvement with consolidated and unconsolidated VIEs in which the Group holds significant variable interests at March 31, 2015.

Rupees in million			
Particulars	Significant investment in unconsolidated VIEs	Investment in consolidated VIEs	Total investment in VIE assets (gross assets)
Funded			
Mortgage backed securitizations	—	8,403.3	8,403.3
Asset backed securitizations	—	—	—
Loans	—	515.7	515.7
Total funded	—	8,919.0	8,919.0
Non-funded			
Mortgage backed securitizations	—	—	—
Asset backed securitizations	—	—	—
Others	—	—	—
Total non-funded	—	—	—
Total	—	8,919.0	8,919.0

The asset balances for consolidated VIEs represent the carrying amounts of the assets consolidated by the Group. The carrying amount may represent the amortized cost or the current fair value of the assets depending on the legal form of the asset (e.g., loan or security) and the Group's standard accounting policies for the asset type and line of business. The assets of VIEs can be utilized only for the settlement of the obligations of respective VIEs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the carrying amounts and classification of the consolidated assets and liabilities, in respect of VIEs and SPEs where the Group is primary beneficiary. The liabilities of the consolidated VIE are to be met from the proceeds of the consolidated assets and other support provided by the Bank in the form of credit enhancements and liquidity facilities. The creditors of the consolidated VIEs do not have recourse to the general credit of the Group.

Rupees in million		
Particulars	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Cash	50.1	47.5
Investments	319.3	477.1
Loans	8,307.4	5,884.1
Others	—	0.9
Total assets	8,676.8	6,409.6
Borrowings	4,306.6	6,012.7
Other liabilities	—	50.4
Total liabilities	4,306.6	6,063.1

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Bank invests in pass through certificates of securitization trusts with underlying retail loans originated by other entities. The carrying value of such investments was Rs. 94,221.6 million at March 31, 2016 (March 31, 2015: Rs. 117,111.8 million). The Bank is not the primary beneficiary of these trusts based on its assessment under ASC Subtopic 810-10 - Consolidation - overall, as the originator retains the risks and rewards. Further, neither was the Bank the transferor of assets to these VIEs, nor was the Bank involved in the design of these VIEs. The maximum exposure to loss from the Bank's involvement in these trusts is the carrying value of the investments.

b) Fair value accounting of financial interests

In fiscal 2016, the Reserve Bank of India issued guidelines on strategic debt restructuring under which conversion of debt into equity and acquisition of ownership interests in the borrower entity by banks is allowed. The Bank, along with other lenders, converted a portion of its loans to certain entities into equity as per this guideline. Such conversion also allows each lender, the right to nominate directors on the Board of the borrower entity. Although these entities were considered as equity affiliates under ASC Subtopic 323-10 because of deemed significant influence due to ownership interests and management rights, the intention of the Bank is to safeguard the debt recovery and not to get an economic benefit from the operations of these entities. Accordingly, the Bank opted for fair value option for accounting these affiliates and the loans and equity share investments in these entities were fair valued through income statement under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments".

The fair value of loans to these entities at March 31, 2016 is Rs. 16,225.4 million as compared to the outstanding loan amount of Rs. 22,988.0 million (including fair value of Rs. 8,670.2 million for loans which are more than 90-days past due with a fair value loss of Rs. 4,416.6 million). The difference of Rs. 6,762.6 million between the fair value and the outstanding loan amount, which represents loss arising due to fair valuation, has been recognized as a charge to income during the current period. The Bank has not recognized interest separately on these loans. Further, a loss of Rs. 715.9 million has been recognized as a charge to income due to fair value changes in the equity investments in these entities.

The Bank's shareholding in these entities at March 31, 2016 is as below:

S. No	Name of the entity	Ownership interest
1.	Lanco Teesta Hydel Power Limited	17.19%
2.	Garnmen India Limited	10.86%
3.	Coastal Projects Limited	7.79%
4.	IVRCL Limited	4.66%
5.	Monnet Ispat and Energy Limited	2.73%

c) Investments

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as held for trading.

	Rupees in million	
	At March 31, 2016	At March 31, 2015
Debt securities		
Government securities	166,707.3	139,045.6
Other debt securities	143,812.6	136,730.3
Total debt securities	310,519.9	275,775.9
Equity shares	56.7	3,320.1
Mutual funds	—	843.0
Total	310,576.6	279,939.0

F-110

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the portfolio of investments classified as available for sale.

Rupees in million				
	At March 31, 2016			
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	Fair value
Available for sale				
Corporate debt securities	184,592.0	5,083.7	(2,431.8)	187,243.9
Government securities	1,126,385.0	11,585.8	(2,945.1)	1,135,025.7
Other debt securities	124,231.0	1,486.3	(2,726.8)	122,990.5
Total debt securities	1,435,208.0	18,155.8	(8,103.7)	1,445,260.1
Equity securities	5,439.8	1,272.2	(243.4)	6,468.6
Other securities	9,866.6	1,537.6	(156.8)	11,247.4
Total	1,450,514.4	20,965.6	(8,503.9)	1,462,976.1

Rupees in million				
	At March 31, 2015			
	Amortized cost/cost	Gross Unrealized gain	Gross Unrealized loss	Fair value
Available for sale				
Corporate debt securities	174,350.0	5,130.8	(560.4)	178,820.4
Government securities	1,070,785.8	13,578.7	(4,447.5)	1,079,917.0
Other debt securities	141,383.0	4,044.1	(2,191.7)	143,235.4
Total debt securities	1,386,518.8	22,753.6	(7,299.6)	1,401,972.8
Equity securities	7,568.4	1,447.7	(283.4)	8,732.7
Other securities	8,748.5	894.2	(396.8)	9,245.9
Total	1,402,835.7	25,095.5	(7,979.8)	1,419,951.4

The Group's investments portfolio also contains investments held by its venture capital subsidiaries and investment in non-readily marketable securities and investment in affiliates. The fair value of investments held by the venture capital subsidiaries was Rs. 239.5 million and Rs. 479.9 million at March 31, 2016 and March 31, 2015 respectively. Non-readily marketable securities primarily represent securities acquired as a part of project financing activities or conversion of loans in debt restructurings. The investment in non-readily marketable securities and investment in affiliates was Rs. 78,202.2 million and Rs. 85,168.6 million at March 31, 2016 and March 31, 2015 respectively. Further, the Bank has opted for fair value accounting of equity investments amounting to Rs. 2,997.9 million at March 31, 2016 under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments".

d) Fair value measurements

The Group adopted FASB ASC Topic 820 "Fair Value Measurements and Disclosures" effective April 1, 2008. The Group determines the fair values of its financial instruments based on the fair value hierarchy established in ASC Topic 820. The standard describes three levels of inputs that may be used to measure fair value:

Level 1

Valuation is based upon unadjusted quoted prices of identical instruments traded in active markets. The instruments that have been valued based upon such quoted prices include traded equity shares, mutual funds, government securities, corporate bonds, certificate of deposits, commercial papers, futures and spots.

Level 2

Valuation is based upon quoted prices for similar instruments in active markets, quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active, prices quoted by market participants and prices derived from valuation models which use significant inputs that are observable in active markets. Inputs used include interest rates, yield curves, volatilities, credit spreads, which are available from public sources like Reuters, Bloomberg, Foreign Exchange Dealers Association of India and Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The products include government securities, debentures and bonds, certificate of deposits, commercial papers, vanilla options, simple interest rate derivatives, forwards, cross currency interest rate swaps, and swap options.

Level 3

Valuation is based on valuation techniques or models which use significant market unobservable inputs or assumptions. Financial instruments are considered Level 3 when their values are determined using pricing models, discounted cash flow methodologies or similar techniques and at least one significant model assumption or input is unobservable or when determination of the fair value requires significant management judgment or estimation. The valuation of exotic derivative products are done by sourcing counterparty quotes at month ends.

India-linked non-Rupee denominated bonds price is valued by discounting cash flows using rates published by fair market spreads published by Bloomberg/ Reuters corresponding to the international foreign currency ratings of the issuer (capped at international sovereign rating). Some bonds and asset backed commercial paper have been valued at amortized cost net of impairment or based on prices available from Bloomberg which are developed using internal estimates and assumptions. A reduction in the expected cash flows of these instruments will adversely impact the value of these bonds. Similarly an increase in the interest rates or credit spreads will have an adverse impact on the value of these bonds. The value of retained interest in securitizations in Bank's Canadian subsidiary, largely representing the excess spread of mortgage interest over the rate of return on the mortgaged backed securities, is similarly impacted by the amount and timing of cash flows from the underlying mortgage assets.

The Group values the India linked credit derivatives at a combination of market quotes and cash flow discounting using spreads published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India corresponding to the domestic ratings of the issuer which is then adjusted with the additional spread mark ups depending on the liquidity of such financial instruments. Venture fund units and security receipts are valued at the net asset value received from the funds and the asset reconstruction companies (ARCs). The funds and ARCs make a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the net asset values. In case of private equity investments, the inputs used include the valuation multiples for comparable listed companies and adjustments for illiquidity and other factors.

The valuation of Indian pass through certificates is dependent on the estimated cash flows that the underlying trust would pay out. The trust/originator makes a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the estimated flows. The cash flow schedule received from the trust is discounted at the base yield curve rates and credit spreads published by Fixed Income Money Markets & Derivatives Association of India at month ends. Accordingly, these instruments are classified as Level 3 instruments. A reduction in the estimated cash flows of these instruments will adversely impact the value of these certificates. A change in the timing of these estimated cash flows will also impact the value of these certificates.

The valuation of certain loans, which have been fair valued as per ASC Subtopic 825-10, is dependent on the estimated cash flows that the underlying borrowers would pay out. The Bank makes a number of assumptions with regard to various variables to arrive at the estimated cash flows. The cash flow schedule is discounted at the current interest rate, which the Bank is likely to offer to borrowers in the similar rating grades, which are not market observable. Accordingly, these loans are classified as Level 3 assets. The value of such loans will be impacted by changes in amount and timing of the estimated cash flows from the borrowers.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2016 and the level of inputs used to measure those products.

Rupees in million				
Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investments				
Equity securities	6,138.7	123.4	3,473.5	9,735.6
Government debt securities	137,435.3	1,164,297.7	--	1,301,733.0
Corporate debt securities	78,663.3	119,414.9	11,035.6	209,113.8
Mortgage and other asset backed securities	5,268.3	--	98,066.4	103,334.7
Others ¹	51,167.4	96,821.4	4,884.2	152,873.0
Total investments	278,673.0	1,380,657.4	117,459.7	1,776,790.1
Derivatives(positive mark-to-market)				
Interest rate derivatives ²	--	38,096.8	63.0	38,159.8
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ³	1,697.2	56,883.5	--	58,580.7
Equity derivatives	0.9	529.1	--	530.0
Un-funded credit derivatives	--	--	13.1	13.1
Total positive mark-to-market	1,698.1	95,509.4	76.1	97,283.6
Derivatives(negative mark-to-market)				
Interest rate derivatives ²	(23.9)	(19,520.9)	(29.1)	(19,573.9)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ³	(829.9)	(56,667.9)	--	(57,497.8)
Equity derivatives	(0.7)	--	--	(0.7)
Un-funded credit derivatives	--	--	(12.3)	(12.3)
Total negative mark-to-market	(854.5)	(76,188.8)	(41.4)	(77,084.7)
Borrowing				
Bonds	--	(559,279.3)	--	(559,279.3)
Total borrowings	--	(559,279.3)	--	(559,279.3)
Loans				
Loans	--	--	16,225.4	16,225.4
Total loans	--	--	16,225.4	16,225.4

1. Includes primarily certificates of deposits, commercial paper, mutual funds and venture capital funds.

2. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.

3. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

The following table sets forth, the information about the Group's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at March 31, 2015 and the level of inputs used to measure those products.

Rupees in million				
Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Investments				
Equity securities	10,240.1	260.8	2,031.7	12,532.6
Government debt securities	199,795.0	1,019,167.5	--	1,218,962.5
Corporate debt securities	69,827.4	134,379.7	1,384.2	205,591.3
Mortgage and other asset backed securities	8,413.8	54.9	120,280.0	128,748.7
Others ¹	40,709.4	88,827.8	4,998.0	134,535.2
Total investments	328,985.7	1,242,690.7	128,693.9	1,700,370.3
Derivatives(positive mark-to-market)				
Interest rate derivatives ²	--	37,991.4	155.9	38,147.3
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ³	555.6	68,753.1	--	69,308.7
Equity derivatives	2.1	337.8	--	339.9
Un-funded credit derivatives	--	--	18.3	18.3
Total positive mark-to-market	557.7	107,082.3	174.2	107,814.2

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million				
Description	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Derivatives(negative mark-to-market)				
Interest rate derivatives ¹	(17.0)	(21,926.8)	(85.4)	(22,029.2)
Currency derivatives (including foreign exchange derivatives) ²	(2,028.9)	(77,230.9)	—	(79,259.8)
Equity derivatives	(3.3)	—	—	(3.3)
Un-funded credit derivatives	—	—	(16.9)	(16.9)
Total negative mark-to-market	(2,049.2)	(99,157.7)	(102.3)	(101,309.2)
Borrowing				
Bonds	—	(523,287.7)	—	(523,287.7)
Total borrowings	—	(523,287.7)	—	(523,287.7)
Loans				
Loans	—	—	—	—
Total loans	—	—	—	—

1. Includes primarily certificate of deposits, commercial paper, mutual funds and venture capital funds

2. Foreign currency interest rate swaps, forward rate agreements, swap options and exchange traded interest rate derivatives are included in interest rate derivatives.

3. Foreign currency options, cross currency interest rate swaps and foreign currency futures are included in currency derivatives.

For certain products, the valuations based solely on market participant quotes/spreads were considered inadequate due to relatively inactive markets and hence alternative valuation methodology has been used. The market for these instruments remains illiquid as on March 31, 2016 and the sole reliability of market quotes remain inadequate as on the reporting date. Bonds which have been identified as illiquid and are valued based on the prices of similar assets or at a weighted average price derived from market quotes and valuation models have been classified as Level 2 or Level 3 instruments based on inputs used in valuation.

Transfers between Levels of the fair value hierarchy

Government securities of Rs. 62,784.5 million and equity shares of Rs. 76.1 million were transferred from Level 1 to Level 2 as these securities were valued based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2016 as compared to valuation based on quoted prices in active market at March 31, 2015. Corporate debt securities of Rs. 9,385.0 million were transferred from Level 1 to Level 2 as these securities were valued based on internal valuation using market observable inputs at March 31, 2016 as compared to valuation based on quoted price at March 31, 2015.

Corporate debt securities of Rs. 2,286.0 million and government securities of Rs. 89.5 million were transferred from Level 2 to Level 1 as these securities were valued based on quoted prices at March 31, 2016 as compared to valuation based on internal valuation using market observable inputs at March 31, 2015. Equity shares of Rs. 10.6 million were transferred from Level 2 to Level 1 as these securities were valued based on quoted prices in active market at March 31, 2016 as compared to valuation based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2015.

Corporate debt securities of Rs. 10,494.5 million and other investments of Rs. 719.2 million were transferred from Level 2 to level 3 as the valuation of these securities was based on significant management estimation or unobservable market inputs at March 31, 2016 as compared to valuation based on internal valuation using market observable inputs at March 31, 2015. Equity shares of Rs. 149.6 million were transferred from Level 2 to level 3 as the valuation of these securities was done based on unobservable market inputs at March 31, 2016 as compared to valuation based on quoted prices in markets which were not active at March 31, 2015.

Equity of Rs. 59.2 million was moved out from Level 3 as these investments were accounted for at cost at March 31, 2016.

Cost method equity shares of Rs. 337.2 million were transferred to Level 3 as fair value of these securities was determined for impairment provision at March 31, 2016.

ICICI Bank Limited and subsidiaries**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements**

Loans of Rs. 22,988.0 million given to equity affiliates, where the Bank has opted for fair valuation under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments", were classified as Level 3, since the fair valuation is based on significant management estimates and unobservable inputs.

F-115

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2016.

Description	Rupees in million					
	Investments					Loans
	Equity securities	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Funded credit derivatives	Others	Total
Beginning balance at April 1, 2015	2,031.7	1,584.2	120,280.0	-	4,988.0	128,693.9
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	(1,286.1)	(1,522.7)	89.3	-	(1,107.9)	(3,827.4)
-Included in other comprehensive income	176.8	866.3	695.4	-	710.4	2,048.9
Purchases/additions	2,484.8	211.8	82,454.2	-	499.5	85,650.3
Sales	(363.4)	(42.2)	-	-	(389.6)	(795.2)
Issuances	-	-	663.7	-	-	663.7
Settlements	-	-	(66,260.2)	-	(571.8)	(66,832.0)
Transfers in Level 3	486.8	10,494.3	-	-	719.2	11,700.3
Transfers out of Level 3	(59.2)	-	-	-	-	(59.2)
Foreign currency translation adjustments	2.1	43.7	182.0	-	26.3	214.1
Ending balance at March 31, 2016	3,473.5	11,035.6	98,066.4	-	4,884.2	117,460.7
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(1,260.3)	(1,504.3)	-	-	(1,164.9)	(3,831.2)

1. Includes bank-linked asset backed securities.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 assets for the year ended March 31, 2015.

Description	Investments					Loans
	Rupees in million					
	Equity securities	Corporate debt securities	Mortgage and other asset backed securities	Funded credit derivatives	Others	Total
Beginning balance at April 1, 2014	649.9	2,062.4	131,629.3	—	4,762.4	139,104.0
Total gains or losses (realized/unrealized)						
-Included in earnings	(805.6)	(941.0)	36.3	—	(531.5)	(1,741.8)
-Included in other comprehensive income	8.1	14.3	2,912.2	—	485.1	3,419.7
Purchases/additions	1,177.6	302.0	50,123.6	—	1,938.7	53,541.9
Sales	(225.2)	(595.8)	—	—	(1,103.6)	(1,924.6)
Exclusions	—	—	1,903.6	—	—	1,903.6
Settlements	—	—	(66,031.6)	—	(3.5)	(66,035.1)
Transfers in Level 3	1,226.9	—	—	—	—	1,226.9
Transfers out of Level 3	—	—	—	—	(570.3)	(570.3)
Foreign currency translation adjustment	—	42.3	(293.4)	—	20.7	(230.4)
Ending balance at March 31, 2015	2,031.7	1,384.2	120,288.9	—	4,998.9	128,693.9
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(808.2)	(551.3)	—	—	(520.0)	(1,879.5)

1. Includes India-linked asset backed securities.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2016.

Description	Derivatives				Total
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	
Beginning balance at April 1, 2015	79.8	—	—	1.4	81.2
Total gains or losses (realized/unrealized)					
— Included in earnings	(34.0)	—	—	0.6	(33.4)
— Included in other comprehensive income	—	—	—	—	—
Purchases	—	—	—	—	—
Sales	—	—	—	—	—
Issuances	—	—	—	—	—
Settlements	(2.7)	—	—	(1.1)	(3.8)
Transfers in Level 3	—	—	—	—	—
Transfers out of Level 3	—	—	—	—	—
Foreign currency translation adjustment	—	—	—	—	—
Ending balance at March 31, 2016	33.8	—	—	0.9	34.7
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	(34.0)	—	—	0.6	(33.4)

F-118

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, certain additional information about changes in the fair value of Level 3 derivatives for the year ended March 31, 2015.

Description	Derivatives				Total
	Interest rate derivatives	Currency derivatives (including foreign exchange derivatives)	Equity derivatives	Un-funded credit derivatives	
Beginning balance at April 1, 2014	(0.9)	--	--	6.2	5.3
Total gains or losses(realized/unrealized)					
-Included in earnings	69.6	--	--	(7.4)	62.2
-Included in other comprehensive income	--	--	--	--	--
Purchases	--	--	--	--	--
Sales	--	--	--	--	--
Issuances	--	--	--	--	--
Settlements	1.8	--	--	2.6	4.4
Transfers in Level 3	--	--	--	--	--
Transfers out of Level 3	--	--	--	--	--
Foreign currency translation adjustment	--	--	--	--	--
Ending balance at March 31, 2015	70.5	--	--	1.4	71.9
Total amount of gains or (losses) included in earnings attributable to change in unrealized gains or (losses) relating to assets still held at reporting date	69.6	--	--	(7.4)	--

F-119

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The Group holds investments in certain venture funds and security receipts. The fair value of these investments has been estimated using the Net Asset Value per unit as declared by such investee entities. The Bank invests in these securities for the purposes of liquidity management, gains through appreciation in value of units and improvement in recoveries on non-performing assets. While certain units provide for redemption facility at relatively short notice, the venture funds units and security receipts operate under certain restrictions as to redemption and the cash flow from these investments is expected to happen upon liquidation of the underlying assets. A reduction in the estimated cash flows from the underlying assets or delays in collection of estimated cash flows will adversely impact the net asset values and therefore the fair value of these investments.

The following table sets forth, for the period indicated, the details of investments which are fair valued based on the net asset value considered as Level 3 inputs.

Description of securities	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
	Fair value	Fair value
Security receipts	359.3	619.6
Venture fund units	4,497.8	4,142.9
Total	4,857.1	4,762.5

e) Loans

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2016.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	296,326.3	104,547.9	17,272.3	313,598.6
Consumer loans	3,046.6	2,805.9	—	3,046.6
Lease financing	—	—	—	—
Total	299,372.9	107,353.8	17,272.3	316,645.2

The following table sets forth the recorded investment in restructured loans at March 31, 2015.

	Rupees in million			
	Total recorded investment in restructured loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in restructured loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	204,332.8	60,946.5	25,672.7	230,005.5
Consumer loans	4,227.2	3,565.4	—	4,227.2
Lease financing	—	—	—	—
Total	208,560.0	64,511.9	25,672.7	234,232.7

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2016.

Rupees in million				
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	372,430.2	111,256.9	103,422.5	475,852.7
Consumer loans	30,840.5	17,614.5	—	30,840.5
Lease financing	—	—	—	—
Total	403,270.7	128,871.4	103,422.5	506,693.2

The following table sets forth the recorded investment in other impaired loans at March 31, 2015.

Rupees in million				
	Total recorded investment in other impaired loans with related allowance for credit losses	Total allowances for credit losses	Total recorded investment in other impaired loans with no related allowance for credit losses	Unpaid principal amount
Commercial loans	137,209.4	51,866.9	99,252.4	236,521.8
Consumer loans	27,451.8	16,636.5	—	27,451.8
Lease financing	—	—	—	—
Total	164,721.2	68,503.4	99,252.4	263,973.6

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2016.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	104,547.9	—	—	104,547.9
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	—	2,805.9	—	2,805.9
Total allowance for loan losses	104,547.9	2,805.9	—	107,353.8
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	313,598.6	—	—	313,598.6
Collectively evaluated for impairment	—	3,046.6	—	3,046.6
Total recorded financing receivables	313,598.6	3,046.6	—	316,645.2

F-121

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for restructured loans and recorded financing receivables at March 31, 2015.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	60,946.5	..	..	60,946.5
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	..	3,565.4	..	3,565.4
Total allowance for loan losses	60,946.5	3,565.4	..	64,511.9
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	230,005.5	..	..	230,005.5
Collectively evaluated for impairment	..	4,227.2	..	4,227.2
Total recorded financing receivables	230,005.5	4,227.2	..	234,232.7

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2016.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	111,256.9	2,879.5	..	114,136.4
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	21,603.6	19,547.1	..	41,150.7
Total allowance for loan losses	132,860.5	22,426.6	..	155,287.1
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	475,852.7	3,427.2	..	479,279.9
Collectively evaluated for impairment	2,081,383.2	2,014,478.9	..	4,095,862.1
Total recorded financing receivables	2,557,235.9	2,017,906.1	..	4,575,142.0

The following table sets forth the closing balance of allowance for loan losses for other loans and recorded financing receivables at March 31, 2015.

Rupees in million				
Particulars	Commercial loans	Consumer loans & credit card receivables	Financial lease	Total
Allowance for loan losses				
Allowance for loan losses: individually evaluated for impairment	51,866.9	2,810.5	..	54,677.4
Allowance for loan losses: collectively evaluated for impairment	23,138.2	16,543.6	..	39,681.8
Total allowance for loan losses	75,005.1	19,354.1	..	94,359.2
Recorded financing receivables				
Individually evaluated for impairment	236,521.8	2,944.1	..	239,465.9
Collectively evaluated for impairment	2,220,439.3	1,647,753.1	..	3,868,192.4
Total recorded financing receivables	2,456,961.1	1,650,697.2	..	4,107,658.3

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth loans restructured during the year ended March 31, 2016.

Rupees in million

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of			Total impact on P&L	Net restructured amount
		Principal payments	Interest payments	Both principal and interest payments		
Commercial loans	18	19,398.2	--	97,097.4	16,336.5	99,397.7
Consumer loans	--	--	--	--	--	--
Total	18	19,398.2	--	97,097.4	16,336.5	99,397.7

The following table sets forth loans restructured during the year ended March 31, 2015.

Rupees in million

Particulars	Number of borrowers whose loans are classified as restructured	Restructured loans involving changes in the amount and/or timing of			Total impact on P&L	Net restructured amount
		Principal payments	Interest payments	Both principal and interest payments		
Commercial loans	49	3,393.9	--	31,686.3	5,775.2	29,305.0
Consumer loans	432	19.8	--	44.7	7.3	57.2
Total	481	3,413.7	--	31,731.0	5,782.5	29,362.2

The following table sets forth restructured loans at March 31, 2016 and 2015, as well as loans that were restructured during a fiscal year and defaulted within the same or next fiscal year:

Rupees in million

Particulars	Balances at		Payment default during the year ended March 31,	
	March 31, 2016	March 31, 2015	March 31, 2016 ¹	March 31, 2015 ¹
Commercial loans	313,598.6	230,005.5	19,990.7	36,669.9
Consumer loans	3,046.6	4,227.2	29.0	1.3
Total	316,645.2	234,232.7	20,019.7	36,671.2

1. Default is defined as 90 days past due

Additionally at March 31, 2016, the Bank has outstanding loans amounting to Rs. 22,988.0 million to equity affiliates, where the Bank has opted for fair value accounting under ASC Subtopic 825-10 "Financial Instruments". See also "Notes under U.S. GAAP - Additional information required under U.S. GAAP - Fair value accounting of financial interests"

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

f) Equity affiliates

Under U.S. GAAP, the Group accounts for its ownership interest in ICICI Prudential Life Insurance Company Limited (ICICI Life) and ICICI Lombard General Insurance Company Limited (ICICI General) by the equity method of accounting because of substantive participative rights held by the minority shareholders.

The following tables set forth, for the periods indicated, the summarized U.S. GAAP balance sheets and statements of operations of these entities.

Rupees in million				
Balance sheet	At March 31,			
	2016		2015	
	ICICI Life	ICICI General	ICICI Life	ICICI General
Cash and cash equivalents	7,516.8	3,418.0	12,162.8	826.6
Securities	275,641.0	113,945.8	244,398.2	106,239.9
Assets held to cover linked liabilities	752,947.2	—	747,752.7	—
Other assets	53,844.8	40,789.5	51,933.1	32,660.0
Total assets	1,089,949.8	158,153.3	1,056,246.8	139,726.5
Provision for linked liabilities	752,947.2	—	747,752.7	—
Other liabilities	259,947.8	127,053.8	230,925.0	109,577.3
Stockholders' equity	77,054.8	31,099.5	77,569.1	30,149.2
Total liabilities and stockholders' equity	1,089,949.8	158,153.3	1,056,246.8	139,726.5

Rupees in million				
Statement of income	Year ended March 31,			
	2016		2015	
	ICICI Life	ICICI General	ICICI Life	ICICI General
Interest income	47,751.5	8,439.4	44,258.5	7,536.5
Interest expense	—	—	—	—
Net interest income	47,751.5	8,439.4	44,258.5	7,536.5
Insurance premium	191,643.9	48,289.5	153,066.2	42,315.5
Other non-interest income	(32,732.0)	6,374.0	(54,800.7)	4,289.6
Non-interest expense	(187,280.7)	(56,412.7)	(335,560.4)	(48,800.1)
Income tax (expense) benefit	(1,528.4)	(1,828.4)	(741.8)	(1,322.0)
Income(loss), net	17,854.3	4,861.8	15,825.2	4,019.5

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

g) Goodwill and intangible assets

The following table sets forth, for the periods indicated, a listing of goodwill and intangible assets, by category under U.S. GAAP:

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2016	2015
Goodwill		35,101.4	35,101.4
Accumulated amortization		(54.0)	(54.0)
Goodwill, net	(A)	35,047.4	35,047.4
Customer-related intangibles		10,410.1	10,410.1
Accumulated amortization		(10,321.5)	(10,174.5)
Customer related intangibles, net	(B)	88.6	235.6
Asset management and advisory intangibles	(C)	367.0	367.0
Operating lease		246.9	246.9
Accumulated amortization		(198.9)	(163.5)
Operating lease net	(D)	48.0	83.4
Goodwill and intangible assets, net	(A+B+C+D)	35,551.0	35,733.4

1. See also "schedule 18 - fixed assets".

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in goodwill under U.S. GAAP:

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2016	2015
Opening balance		35,047.4	35,184.4
Goodwill disposed off during the period		--	(137.0)
Goodwill addition during the period		--	--
Closing balance		35,047.4	35,047.4

The following table sets forth, for the periods indicated, the changes in intangible assets under U.S. GAAP:

		Rupees in million	
		Year ended March 31,	
		2016	2015
Opening balance		318.8	809.1
Amortization		(182.3)	(490.3)
Disposal		--	--
Closing balance		136.5	318.8

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the estimated amortization schedule for intangible assets under U.S. GAAP, on a straight line basis, until assets are fully amortized.

Year ending March 31	Rupees in million	
	Amount	
2017	123.6	
2018	12.9	
Total	136.5	

The Group has assigned goodwill to reporting units. The Group tests its goodwill for impairment on an annual basis at a reporting unit level. The fair value of the reporting units was derived by applying a comparable companies earnings multiple method. Under this method, the fair value of the reporting unit is arrived at by multiplying future maintainable profits of the reporting unit with price earning multiple. Based on the fair valuation, no goodwill impairment was recorded during the year ended March 31, 2016. Any deterioration in the variables used in determination of fair values of the reporting units could significantly affect the impairment evaluation and the results. The goodwill present in the Wholesale reporting unit may be particularly sensitive to further deterioration in economic conditions. If the future were to differ adversely from management's estimate of key assumptions, there could potentially arise an indication of impairment with respect to Rs. 14,452.3 million of goodwill in Wholesale reporting unit.

h) Employee benefits

Gratuity

In accordance with Indian regulations, the Group provides for gratuity, a defined benefit retirement plan covering all employees. The plan provides a lump sum payment to vested employees at retirement, death or termination of employment based on the respective employee's salary and the years of employment with the Group. The gratuity benefit provided by the Group to its employees is equal to or greater than the statutory minimum.

In respect of the parent company, the gratuity benefit is provided to the employee either through a fund administered by a Board of Trustees or managed by Life Insurance Corporation of India (LIC) and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. The Group is responsible for settling the gratuity obligation through contributions to the fund.

In respect of the remaining entities within the Group, the gratuity benefit is provided through annual contributions to a fund administered and managed by LIC and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Under this scheme, the settlement obligation and contribution to be paid remains with the Group, although LIC and ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administer the scheme.

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plans and the amounts recognized in the financial statements.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2016	2015
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at the beginning of the year	7,188.6	6,149.5
Add: Adjustment for exchange fluctuation on opening obligations	4.3	3.1
Adjusted opening obligations	7,192.9	6,152.6
Service cost	673.9	568.3
Interest cost	611.1	589.3
Acquisition (Divestitures)	(5.7)	(20.8)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Rupees in million		
	Year ended March 31,	
	2016	2015
Plan amendments	--	--
Benefits paid	(711.2)	(671.7)
Actuarial (gain) loss on obligations	151.9	570.9
Projected benefit obligations at the end of the year	7,912.9	7,188.6
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at the beginning of the year	6,858.6	5,895.6
Acquisition (Divestitures)	(5.7)	(20.8)
Actual return on plan assets	168.1	1,065.3
Employer contributions	882.6	500.0
Benefits paid	(711.2)	(671.7)
Plan assets at the end of the year	7,192.4	6,858.6
Funded status	(720.5)	(330.3)
Amount recognized, net	(720.5)	(330.3)
Accumulated benefit obligation at year-end	5,307.8	4,800.5

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net gratuity cost.

Rupees in million			
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Service cost	673.9	568.3	501.5
Interest cost	611.1	589.3	513.8
Expected return on assets	(524.6)	(454.5)	(437.3)
Amortization of transition asset/liability	--	--	--
Amortization of prior service cost	6.8	11.8	11.8
Amortized actuarial (gain) loss	8.2	(6.4)	3.7
Acquisition and divestiture (gain) loss	--	--	--
Exchange gain (loss)	4.3	3.1	5.8
Gratuity cost, net	779.7	711.6	599.3

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for gratuity is selected by reference to local government bond rates with a premium added to reflect the additional risk for AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

Rupees in million			
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Discount rate	8.5%	9.5%	8.8%
Rate of increase in the compensation levels	7.1%	7.1%	7.1%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

	Year ended March 31,	
	2016	2015
Discount rate	8.4%	8.5%
Rate of increase in the compensation levels	7.1%	7.1%

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Plan assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation for gratuity by asset category based on fair values.

Rupees in million		
	At March 31,	
	2016	2015
Assets category		
Investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited		
Group balance fund ¹	5,384.0	5,515.9
Group growth fund ²	31.0	118.1
Group debt fund ³	91.7	29.2
Group short-term fund ⁴	1.8	3.4
Total investment in schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	6,108.5	5,666.6
Investment in scheme of Life Insurance Corporation of India	644.8	707.1
Total assets managed by external entities	6,753.3	6,373.7
Special deposit with central government	291.2	291.2
Government debt securities	51.2	59.3
Corporate debt securities	81.2	119.1
Balance with banks and others	15.5	15.3
Total	7,192.4	6,858.6

1. Objective of the scheme is to provide a balance between long-term capital appreciation and current income through investment in equity as well as fixed income instruments in appropriate proportions. At March 31, 2016, investment in government securities, corporate bonds and equity were 34.2%, 45.2% and 15.8% respectively.
2. Objective of the scheme is to primarily generate long-term capital appreciation through investment in equity and equity-related securities and complement it with current income through investment in fixed income instruments in appropriate proportions depending on market conditions prevalent from time to time. At March 31, 2016, investment in equity, corporate bonds and government securities were 55.7%, 22.0% and 11.7% respectively.
3. Objective of the scheme is to provide accumulation of income through investment in various fixed income securities. The fund seeks to provide capital appreciation while maintaining a suitable balance between return, safety and liquidity. The fund invests in debt and money market instruments. At March 31, 2016, investment in government securities and corporate bonds were 82.1% and 46.6% respectively.
4. Objective of the scheme is to provide suitable returns through investments primarily in low risk investment in debt and money market instruments while attempting to protect the capital deployed in the fund. At March 31, 2016, investment in corporate bonds and fixed deposits were 82.0% and 19.7% respectively.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's target asset allocation for gratuity by asset category:

Description	Target asset allocation at	Target asset allocation at
	March 31, 2017	March 31, 2016
Funds managed by external entities	94%	94%
Special deposit with central government	4%	4%
Debt securities	2%	2%
Balance with banks	0%	0%
Total	100%	100%

The plan assets primarily consist of investments made in funds managed by external entities, which are primarily in equity, money market instruments and debt instruments in different proportions depending on the objective of schemes. The value of the plan assets in funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited has been arrived at based on the net asset value per unit of individual schemes, which are considered as Level 2 input. The value of plan assets in the form of investments in scheme of LIC and special deposit with the Central Government are recorded at carrying value. The value of plan assets in the form of debt securities is derived using Level 2 input.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

ICICI Prudential Life Insurance Company Limited administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The investment strategy is to invest in a prudent manner for providing benefits to the participants of the scheme. The strategies are targeted to produce a return that, when combined with the Group's contribution to the funds will maintain the fund's ability to meet all required benefit obligations. ICICI Prudential Life Insurance Company Limited functions within the regulated investment norms.

LIC administers the plan fund and it independently determines the target allocation by asset category. The selection of investments and the asset category is determined by LIC. LIC's strategy is to invest in a prudent manner to produce a return that will enable the fund to meet the required benefit obligations. LIC, which is owned by Government of India, functions within regulated investment norms.

The plan assets are mainly invested in various gratuity schemes of the insurance companies to limit the impact of individual investment. The Group's entire investment of plan assets is in India and 84.9% of investment is in various gratuity schemes of ICICI Prudential Life Insurance Company Limited. Insurers managing the plan assets of the Group consider operational risk, performance risk, credit risk and equity risk in their investment policy as part of their risk management practices.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

	Rupees in million
	Amount
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2017	595.0
Expected benefit payments from the fund during year ending March 31,	
2017	1,314.6
2018	1,267.5
2019	1,256.3
2020	1,362.8
2021	1,294.7
Thereafter upto 10 years	6,224.0

The expected benefits are based on the same assumptions as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2016.

Pension

The Group provides for pension, a deferred retirement plan covering certain employees. The plan provides for a pension payment on a monthly basis to these employees on their retirement based on the respective employee's salary and years of employment with the Group. Employees covered by the pension plan are not eligible for benefits under the provident fund plan. The pension plan pertained to the employees of erstwhile Bank of Madras, erstwhile Sangli Bank and erstwhile Bank of Rajasthan which were acquired with effect from March 2001, April 2007 and August 2010 respectively. The Group makes contribution to a trust which administers the funds on its own account or through insurance companies.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the funded status of the plan and the amounts recognized in the financial statements.

	Rupees in million	
	Year ended March 31,	
	2016	2015
<i>Change in benefit obligations</i>		
Projected benefit obligations at beginning of the year	12,263.1	9,596.6
Service cost	236.5	204.5
Interest cost	1,029.4	934.0
Liability extinguished on settlement	(1,554.0)	(1,381.1)
Benefits paid	(134.7)	(164.9)
Actuarial (gain) loss on obligations	1,560.4	3,074.0
Projected benefit obligations at the end of the year	13,400.7	12,263.1
<i>Change in plan assets</i>		
Fair value of plan assets at beginning of the year	10,103.4	9,018.8
Actual return on plan assets	898.8	848.0
Assets distributed on settlement	(1,726.7)	(1,534.6)
Employer contributions	4,050.8	1,936.1
Benefits paid	(134.7)	(164.9)
Plan assets at the end of the year	13,191.6	10,103.4
Funded status	(209.1)	(2,159.7)
Net amount recognized	(209.1)	(2,159.7)
Accumulated benefit obligation at year end	11,998.0	10,748.5

The following table sets forth, for the periods indicated, the components of the net pension cost.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Service cost	236.5	204.5	216.9
Interest cost	1,029.4	934.0	823.6
Expected return on assets	(902.9)	(743.8)	(772.0)
Curtailment and settlement (gain) loss	172.7	153.5	223.6
Actuarial (gain) loss	1,141.5	754.2	549.8
Net pension cost	1,677.2	1,302.4	1,041.9

The discount rate for the corresponding tenure of obligations for pension is selected by reference to government security yield with a premium added to reflect the additional risk corresponding to AAA rated corporate bonds.

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine net periodic benefit cost.

	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Discount rate	8.5%	9.8%	8.8%
Rate of increase in the compensation levels			
On basic pay	1.5%	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%	7.0%
Rate of return on plan assets	8.0%	8.0%	8.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%	7.0%

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, the weighted average assumptions used to determine benefit obligations.

	Year ended March 31	
	2016	2015
Discount rate	8.4%	8.5%
Rate of increase in the compensation levels		
On basic pay	1.5%	1.5%
On dearness relief	7.0%	7.0%
Pension increases (applicable on basic pension)	7.0%	7.0%

Plan Assets

The Group determines its assumptions for the expected rate of return on plan assets based on the expected average long-term rate of return over the next 7 to 8 years.

The following table sets forth, for the periods indicated, the Group's asset allocation and target asset allocation for pension by asset category based on fair values.

Asset category	Rupees in million			
	Fair value at March 31, 2016	Fair value at March 31, 2015	Target asset allocation at March 31, 2017	Target asset allocation at March 31, 2016
Government debt securities	6,417.0	719.0	49%	6%
Corporate debt securities	6,029.8	820.5	46%	6%
Balance with banks and others	744.8	128.0	5%	1%
Funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited	—	8,435.9	—	87%
Total	13,191.6	10,103.4	100%	100%

The inputs to valuation of the government and corporate securities are derived using Level 2 inputs. The value of the plan assets in funds managed by ICICI Prudential Life Insurance Company Limited has been arrived at based on the net asset value per unit of individual schemes, which are considered as Level 2 input.

The Group's entire investment of plan assets are in India and invested in government securities, corporate bonds and equity traded funds. Trustees manage the plan assets of the Group by investing in above securities as per the investment pattern and guidelines prescribed under the Indian income tax law. Securities are purchased after considering credit rating, comparative yields and tenure of investment.

The following table sets forth, the benefit expected to be paid in each of the next five fiscal years and thereafter.

	Rupees in million	
	Amount	
Expected Group contributions to the fund during the year ending March 31, 2017	3,000.0	
Expected benefit payments from the fund during the year ending March 31,		
2017	893.7	
2018	938.4	
2019	1,169.4	
2020	1,123.6	
2021	1,297.7	
Thereafter upto 10 years	5,175.3	

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The expected benefits are based on the same assumption as used to measure the Group's benefit obligation at March 31, 2016.

Superannuation

Superannuation is a defined contribution plan under which the Group contributes annually a sum equivalent to 15.0% of certain employee's eligible annual salary based on the option exercised by the employees, either to LIC or ICICI Prudential Life Insurance Company Limited, the managers of the fund, who undertake to pay the lump sum and annuity payments pursuant to the scheme. The Group contributed Rs. 129.0 million, Rs. 114.1 million and Rs. 123.1 million to the employees' superannuation plan for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 respectively.

Provident fund

In accordance with Indian regulations, employees of the Group (excluding those covered under the pension scheme) are entitled to receive benefits under the provident fund. Actuarial valuation for the interest rate guarantee on provident fund balance is determined by an actuary appointed by the Group. The actuarial gains or losses arising during the year are recognised in income statement. The Group contributes to fund set up by the Group and administered by a Board of Trustees. The Group has contributed Rs. 1,827.5 million, Rs. 1,708.4 million and Rs. 1,599.2 million to the employees' provident fund for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 respectively, which includes compulsory contribution made towards employee pension scheme under Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952.

i) Earnings per share

Basic earnings per share is net income per weighted average equity shares. Diluted earnings per share reflects the effect that existing options would have on the basic earnings per share if they were to be exercised, by increasing the number of equity shares.

The basic and diluted earnings per share under U.S. GAAP differs to the extent that income under U.S. GAAP differs.

The following table sets forth, for the periods indicated, the computation of earnings per share as per U.S. GAAP.

Rupees in million, except per share data

	Year ended March 31,					
	2016		2015		2014	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Earnings						
Net income attributable to ICICI Bank stockholders (before dilutive impact)	73,037.1	73,037.1	116,912.7	116,912.7	101,421.0	101,421.0
Contingent issuances of subsidiaries/equity affiliates	-	(99.0)	-	(109.5)	-	(125.4)
	73,037.1	72,938.1	116,912.7	116,803.2	101,421.0	101,295.6
Common stock						
Weighted-average common stock outstanding	5,807.3	5,807.3	5,785.7	5,785.7	5,771.5	5,771.5
Dilutive effect of employee stock options	-	28.2	-	40.2	-	18.0
	5,807.3	5,835.5	5,785.7	5,825.9	5,771.5	5,789.5
Total						
	12.58	12.50	20.21	20.05	17.57	17.50
Earnings per share						
Net income (Rs.)						

F-132

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

j) Income taxes

Components of deferred tax balances

The following table sets forth, for the periods indicated, components of the deferred tax balances.

	Rupees in million	
	At March 31,	
	2016	2015
Deferred tax assets		
Allowance for loan losses	85,744.8	44,063.4
Available for sale securities	572.9	-
Investments in trading securities	96.4	155.6
Unearned income	88.8	2,589.9
Business/capital loss carry forwards	355.9	4,105.3
Investments in subsidiaries and affiliates	4,021.4	5,032.0
Others	4,835.0	1,309.1
	95,715.2	57,255.3
Valuation allowance	(355.9)	(346.0)
Total deferred tax asset	95,359.3	56,909.3
Deferred tax liabilities		
Available for sale securities	(1,004.3)	(1,165.0)
Property and equipment	(5,893.7)	(6,682.1)
Investments in subsidiaries, branches and affiliates	(1,957.9)	(5,037.7)
Intangibles	(38.1)	(99.4)
Long-term debt	(136.0)	(170.4)
Others	(1,423.5)	(732.7)
Total deferred tax liability	(10,453.5)	(13,887.3)
Net deferred tax asset	84,905.8	43,022.0

In assessing the realizability of deferred tax assets, management considers whether it is more likely than not that some portion or all of the deferred tax assets will not be realized. The ultimate realization of the deferred tax asset is dependent on the generation of future taxable income during the periods in which the temporary differences become deductible. Management considers the scheduled reversal of deferred tax liabilities, the projected future taxable income, and tax planning strategies in making this assessment. Based on the level of historical taxable income and projections for future taxable incomes over the periods in which the deferred tax assets are deductible, management believes that it is more likely than not that the Group will realize the benefits of those deductible differences, net of the existing valuation allowances at March 31, 2015 and 2016. The amount of deferred tax assets considered realizable, however could be reduced in the near term if estimates of future taxable income are reduced.

The Indian statutory tax rate was 34.61%, 33.99% and 33.99% for the year ended March 31, 2016, 2015 and 2014 respectively including surcharge and education cess.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

Reconciliation of tax rates

The following table sets forth, for the periods indicated, reconciliation of expected income taxes at statutory income tax rate to income tax expense (benefit).

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Income/(loss) before income taxes including non-controlling interest from operations			
In India	110,972.7	140,383.6	119,203.5
Outside India	(13,316.3)	18,516.9	24,079.0
Total	97,656.4	158,900.5	143,282.5
Statutory tax rate	34.61%	33.99%	33.99%
Income tax expense (benefit) at the statutory tax rate	33,794.9	54,010.3	48,735.7
<i>Increases/reductions in taxes on account of:</i>			
Special tax deductions available to financial institutions	(4,576.0)	(3,817.5)	(3,128.1)
Exempt interest and dividend income	(5,536.3)	(3,633.9)	(2,777.4)
Income charged at rates other than statutory tax rate	(2,853.8)	(6,055.6)	(5,013.5)
Changes in the statutory tax rate	(831.4)	(15.9)	(1,551.1)
Expenses disallowed for tax purposes	2,108.4	2,297.5	1,112.4
Tax on undistributed earnings of subsidiaries, branches and affiliates	2,991.2	(1,581.2)	3,817.3
Change in valuation allowance	9.9	(3.0)	31.9
Tax adjustments in respect of prior year tax assessments	(1,750.6)	(291.1)	(7.4)
Others	(335.1)	(135.5)	(145.8)
Income tax expense/(benefit) reported¹	23,023.2	40,775.0	41,074.0

1. Includes current taxes for foreign operations of Rs. 2,101.9 million, Rs. 1,716.9 million and Rs. 2,322.1 million and deferred tax (expense)/benefit for foreign operations of Rs. 6,826.4 million, Rs. 343.9 million and Rs. 197.9 million for the year ended March 31, 2016, 2015 and 2014 respectively.

At March 31, 2016, total business loss carry forwards pertaining to the Group's subsidiaries is Rs. 790.4 million with expiration dates as follows: March 31, 2028: Rs. 291.3 million, March 31, 2029: Rs. 233.2 million, March 31, 2030: Rs. 62.9 million, March 31, 2031: Rs. 147.7 million, March 31, 2033: Rs. 53.2 million, March 31, 2034: Rs. 1.1 million, March 31, 2035: Rs. 0.7 million and March 31, 2036: Rs.0.3 million.

Accounting for uncertainty in income taxes

The Group has a policy to include interest and penalties on income taxes, if any, within interest expense or income and income tax expense respectively. However, no interest expense has been recognized in view of the adequate taxes paid by the Group in respect of unrecognized tax benefits. No penalties have been accrued as of March 31, 2016, as the Group believes that the tax positions taken have met the minimum statutory requirements to avoid payment of penalties.

The Group has recognized income with respect to interest accrued or received on tax refunds due to the group against favourable orders received from tax authorities amounting to Rs. 3,135.6 million, Rs. 2,735.7 million and Rs. 1,941.8 million during the year ended March 31, 2016, 2015 and 2014 respectively. Further, the Group does not recognize the interest income accrued on advance income taxes paid against various income tax matters until the related matter is resolved with the taxing authority. Unrecognized interest on such advance income taxes paid is Rs. 11,529.9 million, Rs. 11,460.3 million and Rs. 11,873.4 million at March 31, 2016, 2015 and 2014 respectively.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, for the periods indicated, a reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Beginning balance	25,486.9	22,498.8	16,415.5
Increases related to prior year tax positions	380.7	—	3,515.4
Increases related to current year tax positions	2,725.2	2,988.1	2,567.9
Decreases related to prior year tax positions	(1,014.2)	—	—
Ending balance	27,578.6	25,486.9	22,498.8

The Group's total unrecognized tax benefits, if recognized, would reduce the tax provisions and thereby would affect the Group's effective tax rate.

The Group's major tax jurisdiction is India and the assessments are not yet completed for fiscal year 2013 and onwards. However, appeals filed by the Company are pending with various local tax authorities in India from fiscal years 1993 onwards.

Significant changes in the amount of unrecognized tax benefits within the next 12 months cannot be reasonably estimated as the changes would depend upon the progress of tax examinations with various tax authorities.

k) Other than temporary impairment

The Group has determined that certain unrealized losses on the Group's investments in equity and debt securities are temporary in nature. The Group conducts a review each year to identify and evaluate investments that have indications of possible impairment. An investment in an equity or debt security is impaired if its fair value falls below its cost and accounting recognition of that decline in value is required if that decline is considered other than temporary. Factors considered in determining whether a loss is temporary include the financial condition and near term prospects of the issuer. For equity securities, individual investments that have fair value of less than 80% of amortized cost are considered for evaluation for other than temporary impairment, after consideration of the length of time the investment has been in an unrealized loss position. Additionally, for equity securities, the impairment evaluation is based on the Group's intent and ability to hold the investments for a period sufficient to allow for any anticipated recovery, while for debt securities the Group considers whether the investments have been identified for sale or whether it is more likely than not that the Group will be required to sell the investment before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.

The following table sets forth, the fair value of the investments in equity and debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2016.

Description of securities	Rupees in million					
	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	16,258.2	(382.8)	12,755.6	(2,049.0)	29,013.8	(2,431.8)
Government securities	20,479.0	(202.3)	90,859.6	(2,742.7)	111,338.6	(2,945.0)
Other debt securities	34,695.9	(528.4)	14,489.4	(2,224.3)	49,185.3	(2,752.7)
Total debt securities	71,433.1	(1,113.5)	118,104.6	(7,016.0)	189,537.7	(8,129.5)
Equity securities	1,993.5	(260.9)	722.4	(145.2)	2,715.9	(406.1)
Total	73,426.6	(1,374.4)	118,827.0	(7,161.2)	192,253.6	(8,535.6)

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the fair value of the investments in equity and debt securities and unrealized loss position, which are considered as temporary in nature at March 31, 2015.

Description of securities	Rupees in million					
	Less than 12 months		12 months or longer		Total	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Corporate debt securities	16,761.7	(555.8)	6,625.9	(104.6)	23,387.6	(660.4)
Government securities	30,122.8	(121.8)	235,586.4	(4,325.7)	265,709.2	(4,447.5)
Other debt securities	20,722.2	(356.3)	12,910.1	(2,167.8)	33,632.3	(2,524.1)
Total debt securities	67,606.7	(1,033.9)	255,122.4	(6,598.1)	322,729.1	(7,632.0)
Equity securities	2,402.1	(284.5)	119.9	(63.3)	2,522.0	(347.8)
Total	70,008.8	(1,318.4)	255,242.3	(6,661.4)	325,251.1	(7,979.8)

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2016.

					Rupees in million
Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	1,333.8	..	1,333.8	694.2	2,028.0
Government securities	..	..	..	108.7	108.7
Other debt securities	2,183.8	..	2,183.8	5.5	2,189.3
Total	3,517.6	..	3,517.6	808.4	4,326.3

The following table sets forth, the total other than temporary impairment recognized on debt securities during the year ended March 31, 2015.

					Rupees in million
Description of securities	Other than temporary impairment losses related to securities that the group does not intend to sell nor will likely be required to sell			Losses recognized in earnings for securities that the group intends to sell or more likely than not will be required to sell	Total losses recognized in earnings
	Total other than temporary impairment losses recognized during the year	Portion of other than temporary impairment losses recognized in OCI (before taxes)	Net other than temporary impairment losses recognized in earnings		
Corporate debt securities	717.2	..	717.2	226.0	943.2
Government securities	..	..	..	149.1	149.1
Other debt securities	219.2	..	219.2	4.2	223.4
Total	936.4	..	936.4	379.3	1,315.7

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, a 12 month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2016.

Rupees in million						
	Balance at March 31, 2015	Credit impairments in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Reduction of credit losses earlier recognized in earnings which the group intends to sell	Balance at March 31, 2016
Corporate debt securities	2,729.1	757.1	576.7	163.2	--	3,899.7
Other debt securities	3,499.8	958.5	1,225.3	94.9	--	5,588.7
Total	6,228.9	1,715.6	1,802.0	258.1	--	9,488.4

The following table sets forth, a 12 month roll forward of cumulative other than temporary impairment credit loss recognized in earnings for AFS debt securities held at March 31, 2015.

Rupees in million						
	Balance at March 31, 2014	Credit impairments in earnings on securities not previously impaired	Credit impairments recognized in earnings on securities that have been previously impaired	Reduction due to sales or maturity of credit impaired securities	Reduction of credit losses earlier recognized in earnings which the group intends to sell	Balance at March 31, 2015
Corporate debt securities	2,352.5	706.9	10.3	340.6	--	2,729.1
Other debt securities	3,492.9	--	219.3	212.4	--	3,499.8
Total	5,845.4	706.9	229.6	553.0	--	6,228.9

The reasons for not classifying certain investments in debt and equity securities with unrealized losses as other than temporarily impaired are as follows.

- For the debt securities, the Group has assessed that the securities in an unrealized loss position have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before recovery of its amortized cost basis less any current period credit loss.
- The diminution in the value of marketable equity securities and other securities is not considered as other than temporarily impaired at March 31, 2016 after considering the factors like projects under implementation, strategic nature of investments and the entity's proposed capacity expansion for improving the marketability of the product, increasing sale trend, cash flows. Based on the evaluation and the company's ability and intent to hold those investments for a reasonable period of time sufficient for a forecasted recovery of fair value, the Group does not consider these to be other than temporarily impaired at March 31, 2016.

The Group also holds certain debt investments with other than temporary impairment, which have not been identified for sale and it is not more likely than not that the Group will be required to sell the securities before an anticipated recovery in value other than credit losses, where the amount representing the credit losses has been recognized in earnings and the amount of loss related to other factors has been recognized in other comprehensive income. The credit losses have been determined based on the difference of present value of expected future cash flows of the securities and the amortized cost basis of such securities. The Group bases its estimates of future cash flows on evaluation of the issuer's overall financial condition, resources and payment record and the realizable value of any collateral, third party guarantees or other credit enhancements.

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

At March 31, 2016, the Group holds cost method investments amounting Rs. 78,203.2 million. The fair value for such securities has not been estimated in the absence of changes in circumstances that have a significant adverse effect on the fair value of the investments.

l) Comprehensive income

The following table sets forth, for the periods indicated, details of comprehensive income.

	Rupees in million		
	Year ended March 31,		
	2016	2015	2014
Net income(loss) (net of tax) excluding non-controlling interest	73,037.1	116,912.7	101,421.0
<i>Other Comprehensive Income:</i>			
Net unrealized gain/(loss) on securities, net of realization & others (net of tax) ¹	(4,670.4)	40,849.6	(20,746.8)
Translation adjustments ²	3,347.5	4,837.4	8,964.7
Employee accounting for deferred benefit pensions and other post retirement benefits (net of tax) ³	(525.1)	(1,408.3)	(491.7)
Comprehensive income attributable to ICICI Bank stockholders	71,189.1	161,191.4	89,147.2
Comprehensive income attributable to non-controlling interests	1,668.0	1,249.1	898.0
Total comprehensive income	72,797.1	162,440.5	90,045.2

1. Net of tax effect of Rs. 4,129.6 million, Rs. (19,448.2) million and Rs. 1,049.2 million for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 respectively.

2. Net of tax effect of Rs. (3,317.6) million, Rs. (157.7) million and Rs. (2,292.1) million for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 respectively.

3. Net of tax effect of Rs. 352.7 million, Rs. 729.2 million and Rs. 368.3 million for the year ended March 31, 2016, March 31, 2015 and March 31, 2014 respectively.

m) Guarantees

As a part of its project-financing and commercial banking activities, the Group has issued guarantees to enhance the credit standing of its customers. These generally represent irrevocable assurances that the Group will make payments in the event that the customer fails to fulfill its financial or performance obligations. Financial guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to make payment towards a specified financial obligation. Performance guarantees are obligations to pay a third party beneficiary where a customer fails to perform a non-financial contractual obligation. The guarantees are generally for a period not exceeding 10 years.

The credit risks associated with these products, as well as the operating risks, are similar to those relating to other types of financial instruments. The current carrying amount of the liability for the Group's obligations under the guarantees at March 31, 2016 amounted to Rs. 6,920.7 million (March 31, 2015: Rs. 7,289.2 million).

ICICI Bank Limited and subsidiaries

Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements

The following table sets forth, the details of guarantees outstanding at March 31, 2016.

Nature of guarantee	Rupees in million				
	Maximum potential amount of future payments under guarantee				
	Less than 1 year	1 - 3 years	3 - 5 years	Over 5 years	Total
Financial guarantees	288,690.4	100,371.5	52,743.5	19,162.9	460,968.3
Performance guarantees	354,469.8	194,121.8	66,511.4	15,680.8	630,783.8
Total guarantees	643,160.2	294,493.3	119,254.9	34,843.7	1,091,752.1

The Group has collateral available to reimburse potential losses on its guarantees. At March 31, 2016, margins in the form of cash and fixed deposit available to the Group to reimburse losses realized under guarantees amounted to Rs. 78,749.5 million (March 31, 2015: Rs. 68,469.2 million). Other property or security may also be available to the Group to cover losses under these guarantees.

Performance risk

For each corporate borrower, a credit rating is assigned at the time the exposure is being evaluated for approval and the rating is reviewed periodically thereafter. At the time of assigning a credit rating, the possibility of non-performance or non-payment is evaluated. Additionally, an assessment of the borrower's capacity to repay obligations in the event of invocation is also evaluated. Thus, a comprehensive risk assessment is undertaken at the time of sanctioning such exposures.

22. Regulatory matters

Statutory liquidity requirement

In accordance with the Banking Regulation Act, 1949, the Bank is required to maintain a specified percentage of its net demand and time liabilities by way of liquid unencumbered assets like cash, gold and approved securities. The amount of securities required to be maintained at March 31, 2016 was Rs. 941,936.6 million (March 31, 2015: Rs. 817,203.7 million), and the Bank complied with the requirement throughout the year.

Capital Adequacy

The Bank was subject to Basel II capital adequacy guidelines stipulated by the Reserve Bank of India till March 31, 2013.

During fiscal 2013, the Reserve Bank of India issued final Basel III guidelines, applicable with effect from April 1, 2013 in a phased manner through till March 31, 2019. At March 31, 2016, the Bank is required to maintain minimum Common Equity Tier-1 capital ratio of 6.13%, minimum Tier-1 capital ratio of 7.63% and minimum total capital ratio of 9.63%. The minimum total capital requirement includes capital conservation buffer of 0.63%. Under Pillar 1 of RBI guidelines on Basel III, the Bank follows the standardised approach for measurement of credit risk, standardised duration method for measurement of market risk and basic indicator approach for measurement of operational risk.

ICICI Bank Limited and subsidiaries**Schedules forming part of the Consolidated Financial Statements**

The total capital adequacy ratio of the Bank calculated in accordance with the Reserve Bank of India guidelines on Basel III at March 31, 2016 is 16.64% (March 31, 2015: 17.02%). These are based on unconsolidated financial statements as per Indian GAAP.

For and on behalf of Board of Directors

/s/ Chanda Kochhar
Managing Director & CEO

/s/ N. S. Kannan
Executive Director

/s/ Rakesh Jha
Chief Financial Officer

/s/ P. Sanker
Senior General Manager
(Legal) & Company Secretary

/s/ Ajay Mital
Chief Accountant

Place: Mumbai
Date: August 1, 2016

F-140

2【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は前掲の財務書類に記載されている。

3【その他】

(1) 訴訟及び規制手続

当行は、様々な訴訟に関与し、また、当行が業務を行っている各々の法域において様々な銀行業務及び金融サービスに係る法令の規制対象となっている。当行は、かかる各々の法域において、多数の規制及び執行当局に従っている。当行は、通常の業務過程において、数多くの法的手続及び法的関係に関与している。しかしながら、当行は、当行に不利な決定が下された場合に、当行の財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼし得る法的手続の当事者となってはならず、また政府当局又は第三者によってかかる法的手続が準備されている事実を認知していない。

当行は、過去に以下の罰金を課され、これらの金額を支払った。

- ・ 2012年5月、インド保険規制開発委員会は、共同販売店及びグループ保険に関し、1938年保険法及び保険規制開発委員会が発表した規制／ガイドラインの一定の条項を遵守しなかったことを理由として、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに11.8百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年度においてインド準備銀行は、当行のデリバティブ事業に関してインド準備銀行により命じられた特定の命令の不履行に関連して、当行に1.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年5月、インド準備銀行は、顧客を代理しての国債の売却に関する業務上の過失に関連して、当行に0.1百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年5月、インド準備銀行は、国債の売却に関する業務上の過失に関連して、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年10月、インド準備銀行は、インド準備銀行が公表した顧客の本人確認に関する指針を遵守しなかったことを理由として、ICICIバンクに3.0百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2012年12月、インド準備銀行は、国債の売却に関する業務上の過失に関連して、ICICIセキュリティーズ・プライマリー・ディーラーシップに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2013年6月、ニュースのウェブサイトによりインドの銀行及び保険会社の支店に対しておとり捜査が行われた後に、インド準備銀行は調査を行い、かかる調査に基づき、他のインドの銀行に対し罰金を課すとともに、ICICIバンクに10.0百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2013年9月、インド保険業規制開発委員会は、2013年度の低リスクプールに関する必須目標が達成できなかったことに関して、他のインドの総合保険会社に対し罰金を課したように、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに0.5百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2014年7月、インド準備銀行は、当行を含む12のインドの銀行に対し、かかる銀行に対する法人顧客1社のローン及び当座預金を精査した後、罰金を課した。当行に課された罰金額は4.0百万ルピーであった。2015年2月には、上記のおとり捜査に関連する未遂の疑わしい取引につき、当行が報告を怠ったとして、インド金融情報機関により1.4百万ルピーの罰金も課された。当行は、かかる罰金に対して不服申立てを行っている。「―第2―3 事業の内容―(2) 事業―(d) リスク管理―(iv) 反マネーロンダリング管理」も参照のこと。

- ・ 2014年10月、インド保険業規制開発委員会は、2010年8月に行われた当社の市場行動及び財政状態に係る立ち入り検査を受け、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに5.0百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2014年12月、インド準備銀行は、特定の銀行における架空名義口座の不正開設に関して、同行により発表された顧客の本人確認／反マネーロンダリング指針／ガイドラインを遵守しなかったとして、当行を含む2つのインドの銀行に罰金を課した。当行に課された罰金額は5.0百万ルピーであった。
- ・ 2014年12月、インド証券取引委員会は、インド証券取引委員会規則に違反したとして、ICICIセキュリティーズ・リミテッドを含むブックランナー兼主幹事会社6社に10百万ルピーの罰金を課した。すべてのブックランナー兼主幹事会社は、当該罰金を各々支払うことができる。ICICIセキュリティーズ・リミテッドは、他のブックランナー兼主幹事会社と共同して、有価証券不服審判所に不服申立てを行っており、当該訴訟は現在係争中である。
- ・ 2015年9月、インド保険業規制開発委員会は、2014年2月に行われた政府主導の計画による立ち入り検査を受け、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニーに1百万ルピーの罰金を課した。
- ・ 2015年10月、インド保険業規制開発委員会は、外部委託の事業体の従業員に直接報酬を支払い、さらに契約条件に同意したとして、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに0.5百万ルピーの罰金を課した。

「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(jj) 当行は様々な訴訟に関与している。当行に重大な損害を与える最終判決が下された場合、当行の将来の財務実績及び株主資本は重大な悪影響を受ける可能性がある。」及び「一第3-4 事業等のリスク(2) 当行の事業に関するリスク(r) 金融機関を取り巻く規制環境は、金融危機後の環境において前例のない変化に直面している。」を参照のこと。

2016年度末現在における当行の税金関連の偶発債務は総額39.9十億ルピーであり、これは主として、過年度にインド政府税務当局から課された所得税、サービス税及び売上税／付加価値税に関連している。当行は、かかるすべての課税に対して不服申立てを行っている。税金関連調査は偶発債務に含まれていない。その理由は、かかる手続が税務当局により却下される可能性が高いか又は司法当局により支持されないと当行は考えているからである。法律顧問との協議並びに下記の当行及びその他同様の事例において下された当行にとって有利となる決定に基づき、経営陣は、税務当局は、かかる税の課税を立証できない可能性が高いと考えており、したがって2016年度末現在、かかる課税に応じてはいない。発生する可能性がほとんどないものと区分された係争中の税金問題は、当行の偶発債務として開示されていない。

上記税金関連の偶発債務39.9十億ルピーの内訳は以下のとおりである。

- ・ 売上税／付加価値税の課税に関する4.3十億ルピー。これは主に、再所有された資産の処分に対するVAT、当行が締結したリース取引に関して各州政府当局から課された州間／輸入貸付及び貴金属商品に関連した事項に関するものであり、当行は、有利な法律顧問からの意見に依拠している。かかる課税総額のうち、2.3十億ルピーは、再所有された資産の処分に対するVATに関するものであり、当行は借入人からの貸付金の回収のために再所有された資産の処分を促進するのみであり、再所有された資産の売主とはみなされないことを確認した法律顧問からの有利な意見に依拠している。その他紛争中の問題は、主に当行が締結したリース取引に関して各州政府当局から課された州間／輸入貸付及び法律文書の提出等の手続的な問題を伴う貴金属商品に関連した事項に関するものである。

- ・ サービス税に係る5.6十億ルピー。かかる課税総額のうち、1.5十億ルピーは、当行の生命保険会社の子会社に関連し、ユニットリンク保険制度／生命保険制度の解約／処分手数料に課されるサービス税に関するものであり、1.0十億ルピーは、ベンチャー・キャピタルファンドが受領し、保有する拠出金に関連する。かかる拠出金は、同ファンドが提供した管理サービスに関して受領した手数料として扱われていた。2.6十億ルピーは当行に関するものであり、主に証券化された貸付ポートフォリオを所有するトラストに提供された流動性補完措置に課された金利、クレジットカード発行銀行としてカード取引に関する手数料及び保険料に課されるサービス税に適用される中央付加価値税クレジットの不認可（それにより課される罰金を含む。）から得た収益に関連する。また0.2十億ルピーは、ICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドがベンチャー・キャピタル・ユニットへの投資により得た収益を、受取運用報酬として取り扱うことにより課されるサービス税に関連する。残り0.3十億ルピーは、その他の事業体に関するものである。当グループは、税務当局が上記の課税を立証できない可能性が高いと考えている。
- ・ 主に所得税及び利子税の課税についての当行又は税務当局の不服申立てに関する30.0十億ルピー。当行は、当該不服審判所の過去の当行に有利な先例となる決定及び専門家の意見に依拠している。主な係争中の債務の詳細は、以下のとおりである。
 - － 支払利息が非課税の利益に充てられる可能性に関する13.1十億ルピー。当行は、株式／非課税の債券への投資に対する特定借入金がない上に、当行には原株式／非課税の有価証券に対する投資を補充するのに十分な無利息の貸付があるため、いかなる利息も配分できないものと確信している。当グループは、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における有利な不服審判所の決定に依拠している。
 - － デリバティブ取引に関する時価評価損失が、税務当局によって名目的な損失として扱われ、認定されなかったことに関する2.0十億ルピー。当グループは、法律顧問の当行に有利な意見及び類似案件における当行に有利な不服審判所決定に依拠しており、かかる決定においては、時価評価損失を事業収益から控除することを認めていた。
 - － リース資産に係る減価償却の申告が、当該リース取引を貸付取引として取り扱うことにより、税務当局に認められなかったことに関する5.5十億ルピー。当グループは法律顧問の当行に有利な意見及び当行自身又はその他の類似案件における当行に有利な不服裁判所決定に依拠している。
 - － 特別準備金から引き出された課税対象額に関する2.7十億ルピー。ICICIは、かつて、評価期間1997-1998年に設定された特別準備金を含む2つの特別準備金勘定を維持していた。特別準備金からの引出しは、評価期間1998-1999年から2000-2001年に関し、税務当局から課税対象であると評価された。当行は、評価期間1998-1999年及び1999-2000年に関して有利な命令を受けているが、所得税局がこの有利な命令に対して異議を申し立てている。
 - － 国債の購入に関する特別期間の利息が、当行が同様の利息を満期保有目的に分類していたために自己資本として扱われ、認定されなかったことに関する1.2十億ルピー。当行は、当行の案件及び類似案件における有利な不服審判所の決定に依拠している。

当行自身及びその他の事件の判例に基づき、税務顧問と協議の上で、経営陣は、当行の税務上の見解が認められる可能性が50%超あると考えている。したがって、会計報告において引当金を設定していない。

上記の偶発債務には、認められる可能性が低い債務とみなされた39.7十億ルピーは含まれていない。認められる可能性が低いと区分された紛争中の課税要求の総額のうち、34.8十億ルピーは、主に貸倒損失の控除及び罰金の徴収に関連し、これらはインドの最高裁判所による有利な判決の対象である。そのため、偶発債務として開示する義務がない。残りの4.9十億ルピーは、当行の生命保険子会社の紛争中の租税債務に関連するものであり、これは主として、株主収益に対する評価責任者による繰越事業損失の相殺が認められなかったことを原因とするものであり、これは税務当局によりその他の収入源からの収益とみなされる。当行の生命保険子会社自身の場合においても同様に、有利な所得税に関する不服審判所の決定に基づき、認められる可能性が低い債務とみなされる。当行は、かかる手続が税務当局により却下される可能性が高いか又は司法当局により支持されないと考えているため、税務当局による調査の結果は定量化されていない。

ICICIバンク及びその取締役に対する複数の訴訟が数箇所の裁判所で係属中である。ICICIバンクに対する訴訟は、主にサービス不足の申立て、地権争い、労働争議、不正行為、経済攻撃及びその他通常の業務過程において提訴された事件に関与する民事訴訟に関して起こったものである。当行はまた、契約及び貸付の執行に関する反訴を提起されている。悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せる場合に、引当金が設定される。訴訟は予測不可能であることを考慮し、また請求額が多額である場合には、訴訟の解決に係る実費は引当金額とは実質的に異なる場合がある。

2016年度末現在、当行は、請求額合計約1,261.0百万ルピーとなる444件の訴訟に対し、合計325.7百万ルピーの引当金を有している。かかる訴訟は、悪影響が発生する可能性があるともみなされ、かつ信頼できる見積もりを出せるものであった。

悪影響が発生する合理的な可能性はあるが可能性が低い訴訟については、請求額が偶発債務に含まれている。2016年度末現在、そのような訴訟は118件あり、かかる訴訟の請求額合計は639.5百万ルピーであった。訴訟の性質及びその他の外的要因により、これらの訴訟について生じ得る損失又は損失の範囲に対する見積もりを出すことはできない。悪影響が発生する可能性がほとんどないものとみなされる訴訟については、当行は引当金を設定しておらず、これらの訴訟の請求額をその偶発債務に含めていない。

ICICIバンクに対する訴訟につき、民事訴訟係争者が当行の取締役を共同被告とした場合がある。2016年度末現在、そのような訴訟は247件あった。

経営陣は、法律顧問との協議に基づき、上記の訴訟における当行に対する提訴及び反訴は、すべて根拠のないものであり立証は不可能であると確信しており、かかる訴訟の最終的な判決は、当行の業績、財政状態又は流動性に重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。また、法律顧問とのその他の訴訟の検討に基づき、経営陣は、かかるその他の訴訟についても、その結果は当行の財務状態、業績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすものではないと考えている。

2016年度末現在、「可能性が高い」「可能性がある」「可能性がほとんどない」とされる当行の負担すべき債務を含む69件の進行中の訴訟が提起されており、当該訴訟にはそれぞれ10百万ルピー以上の請求が含まれ、その請求総額は約39.8十億ルピーである（数値化できる範囲においてであり、また当行とその他の当事者が連帯して請求を受けたものを含む。）。請求額が1.0十億ルピー以上の訴訟は、以下のとおりである。

- キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドの発起人及び発起人グループの事業体は、キングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに与信枠を提供した19の貸付人を相手取り、事業体の1つにより貸付人に提供された企業保証が無効であることの決定並びに貸付人が企業保証及び発起人の個人保証の促進のために活動すること及び貸付人により保有されている株式質の行使に対する制限を求めるため、またキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドの発起人グループの投資合計額に対し、貸付人に32.0十億ルピーの損害賠償を請求するため、ボンベイ高等裁判所に訴訟を提起した。ボンベイ高等裁判所は、貸付人が担保権の行使を促進することを制限する暫定的な救済措置を認めていない。ICICIバンクは、2012年6月にキングフィッシャー・エアラインズ・リミテッドに対するエクスポージャーを第三者に譲渡し、それにより当該会社に対する貸付人ではなくなった。かかる訴訟の訴因は、当該日の後に発生したものであり、かかる訴訟で言及されている証券は、ICICIバンクが当該会社の貸付人であった当時においても所有していた証券ではなかった。結果として、当行は、当行に対する訴訟は維持できないと考え、供述書を提出した。当該訴訟は裁判所において係争中である。

- 1999年、当行は、デリー債権回収裁判所に対し、エスロン・シンセティックス・リミテッド（Esslon Synthetics Limited）及び（保証人としての立場において）そのマネージング・ディレクターを相手取り、合計169百万ルピーのエスロン・シンセティックス・リミテッドに対する債権の回収を求める訴えを起こした。2001年5月、当該保証人は、当行及びエスロン・シンセティックスに資金提供を行っていたその他の貸付人に対し、当該貸付人の役員らによってLMLリミテッド（LML Limited）、エスロン・シンセティックス及び当該貸付人を当事者とする契約の締結を強要され、それによって（特に）事業の損失を被ったことを理由として、1.0十億ルピーの支払いを求めて反訴した。エスロン・シンセティックス・リミテッドは、2004年1月に、当該反訴内容の変更を申請した。当行は、当該変更申請に対する書面を提出している。書面の一部が提出されておらず、これに対し当行が必要とされる書面は、当事者間の紛争解決には関連性がなく、また、不要である旨を記載した答弁書を提出したことを受け、保証人は仮申請を行った。インド工業開発銀行は、デリー債権回収裁判所の命令に対する異議申立てをし、それにより債権回収裁判所はLMLリミテッドが当事者のリストに加わることを認めた。デリー債権回収不服審判所は、債権回収裁判所の手続に対して暫定延期命令を下した。アラハバード高等裁判所における清算手続につき、アラハバード高等裁判所所属の公職の清算人は、2002年11月、エスロン・シンセティックスの資産を61百万ルピーで売却した。当行は、アラハバード高等裁判所所属の公職の清算人に、当行に対する支払いの請求を提起した。公職の清算人は、当行の請求が認められ、当行に対する支払金が12百万ルピーである旨を当行に通知した。当行は、公職の清算人に対し、かかる金額の支払いに関する宣誓供述書を提出し、公職の清算人は、当行に対し9百万ルピーを支払った。残りの金額は、裁判所によってエスロン・シンセティックスの従業員に対する支払金が確定した後、支出される。さらに、保証人は、ICICIバンクを含む貸付人が現在反対している破産裁判所に対して破産手続を申し立てた。当該申立ては係争中である。
- モーリシャスに登録されている不動産投資ファンドの投資家のうち、ICICIバンクの完全所有子会社であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドにより管理されている一定の投資家が、モーリシャス最高裁判所に対し、ファンドの受託者及び管理者であるICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー並びにICICIバンクを相手取り、ファンドの誤販売及び誤運用についての申立てを行い、103.6百万米ドルの損害賠償を請求した。当行及びその子会社を含むすべての被告が、申立てを否認し反訴した。当該訴訟は聴取のため係争中である。

さらに、当行は、様々な地域における銀行業への急速な海外進出により、異文化リスクを含む数々の新たな法令上及び事業上の課題及びリスクに直面し、通貨リスク、金利リスク、コンプライアンスリスク、規制リスク、レピュテーションリスク及び事業上のリスクを含む当行の様々な分野におけるリスクの複雑性が増加した。かかる急速な成長及び複雑性の増加により、当行又は当行の従業員は、様々な地域において、様々な状況で、規制当局の調査又は執行手続の対象となる可能性がある。当行の規制遵守及び内部統制のための最善の努力にもかかわらず、当行又は当行の従業員は、金融サービス業においては一般的であるが、当行又は当行の従業員に対する訴訟につながる可能性のある機密調査及び捜査の対象となる可能性がある。かかる状況においては、内部調査を行い、規制当局に協力し、また必要に応じて解雇を含む、従業員の停職又は懲戒処分を行うことが当行の方針である。

当行は、いかなる将来の法執行当局によるイニシアティブ（当行は、これらが国際的な銀行においては次第に一般的になっていると考えている。）についても、その時期又は形式を予想することはできないが、いかなる規制当局の調査又は手続に対しても協力する予定である。

(2) 後発事象

2016年9月、ICICIバンクは、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの普通株式181,341,058株（対価の総額は60,567.9百万ルピー）の新規株式公開を通じて、ICICIプルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドにおける12.63%の持分を売却した。詳細については、「一第2－3 事業の内容－(2) 事業－(b) 当行の商品及びサービスの概要－(viii) 保険」及び「一第3－4 事業等のリスク－(2) 当行の事業に関するリスク－(bb) 当行の生命保険子会社の新規株式公開案は達成されない可能性があり、達成された場合には、当行の事業は複雑さを増すことになる。」を参照のこと。

4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の2016年3月31日に終了した事業年度の財務書類には、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準と米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下、「米国基準」という。）の差異に関する注記が含まれており、米国基準に基づく純利益及び株主持分が開示されている。当該数値の作成に関する当行の米国基準における会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通りである。

(1) 連結原則

当行は、議決権の50%超を直接もしくは間接的に所有するか、又は支配力を行使している事業体を連結している。当行は、FASB ASC Subtopic 810-10「連結—全般」、「変動持分事業体の連結」に基づき、当行が主たる受益者であるとみなされる変動持分事業体（VIE）も連結している。米国基準では、ある事業体が、(1)他社からの追加的財務支援がなければその事業体の活動資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)事業体の持分投資家が、その法的事業体の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を与える活動を指示する権限がないか、予想損失を被る義務のない、または予想収益を受け取ることがない場合は、VIEと呼ばれる。

日本においては、連結の範囲を決定するために、変動持分事業体の概念は使用されていない。

(2) ベンチャー・キャピタル投資

当行のベンチャー・キャピタルファンドが保有する投資は公正価値で計上されており、米国基準におけるベンチャー・キャピタル投資に係る公正価値の変動は、損益として損益計算書に認識されている。

日本においては、ベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

(3) 金融商品の公正価値会計

当行は、特定の事業体に対する貸付金の一部を、インド準備銀行が発行した戦略的債務再編ガイドラインに準拠して株式に転換した。米国基準では、所有持分及び経営権による重大な影響力により、これらの事業体はSC Subtopic323-10に基づく持分法関連会社とみなされる。当行はこれらの持分法関連会社の会計についてASC Subtopic825-10「金融商品」の公正価値オプションを選択した。したがって、当該貸付金及び持分株式投資は、損益計算書を通じて公正価値で評価されている。

日本においては、上記のような金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(4) のれん

当行はのれんを償却する代わりに、少なくとも年次で減損テストを実施している。

日本においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却する。なお、のれんの未償却簿価は減損会計の適用対象となる。

(5) 株式に基づく報酬

当行は、公正価値法を用いて株式に基づく報酬の会計処理を行っている。ASC Topic 718「報酬—株式報酬」では、従業員に対するすべての株式に基づく報酬（従業員ストック・オプションを含む）を損益計算書において公正価値で認識することが要求されている。

日本においては、報酬として従業員に付与したストック・オプションは、公正な評価額に基づいて報酬に対する必要役務期間にわたって費用として認識され、対応する金額はストック・オプションの権利の行使または失効までの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上される。

(6) 貸付金組成手数料

米国基準のもとでは、貸付金組成手数料(一定の費用控除後)は、貸付期間にわたり、貸付の利率の修正として償却される。

日本においては、貸付金組成手数料の償却についての特段の会計基準は存在しない。

(7) ヘッジ会計

当行は、一部のデリバティブを公正価値ヘッジに指定している。公正価値ヘッジでは、デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象項目の公正価値の変動とともに、損益として認識される。

日本においては、ヘッジ会計は原則としてデリバティブの値洗い損益を税効果考慮後の金額により純資産の部において表示する。

(8) 公正価値による測定

米国基準では、ASC Topic 820「公正価値の測定及び開示」が、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値による測定に関するフレームワークを構築し、公正価値で認識された商品に関する追加的開示を規定している。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に公正価値に関するガイダンスがあり、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」が公表されているが、公正価値の算定に関して米国基準のような詳細な規定はない。

(9) 一次的でない減損

米国GAPPでは、ASC Topic 320「投資—負債及び持分証券」により、事業体が負債証券を売却する意思がある場合、又は、事業体はその償却原価ベースを回収する前に当該負債証券を売却することが求められる場合には、負債証券の一時的でない減損損失を損益に認識することが要求される。ただし、事業体が負債証券の売却を予定しておらず、その事業体が回復前に売却を強制される可能性が高くない場合でも、当該基準は、その事業体が受領する期待キャッシュフローの評価を要求し、信用損失が存在するかを決定すること、並びに負債証券の一次的でない減損損失の信用リスク部分を損益に認識し、信用リスク以外の部分をその他包括利益に認識することを要求している。

日本においては、減損は信用リスク部分と信用リスク以外の部分に区分しない。また信用リスク以外の部分を含む減損金額全額が損失として認識される。

(10)確定給付

米国基準では、ASC Topic 715「報奨金退職給付」に準拠して、年金費用は勤務費用、利息費用、制度資産からの収益、過去勤務債務の償却及びその他を表す。未認識損益の償却（年金数理上の損益、過去勤務債務）は、年度の期首において、年金数理上の正味損益が予測給付債務（「PBO」）又は制度資産の公正価値の10%を超過する場合に正味期間給付費用に含まれる（「コリドール・アプローチ」）。損益に計上された年金費用と実際に積み立てられた金額との差異は未払年金費用または前払年金費用として計上される。

さらに、制度資産とPBOの差異は、貸借対照表に資産又は負債として認識される。また、当期の年金費用として計上されない未認識損益（税効果考慮後）は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。その他包括利益累計額に計上された制度資産とPBOの差異は、その後正味年金費用として償却され、その他包括利益累計額からリサイクルされる。

日本においては、2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末より、未認識過去勤務費用及び未認識の数理計算上の差異がその他包括利益を通じて貸借対照表の純資産の部に計上されている。したがって、日本においてもまた、類似する会計処理が求められるが、コリドール・アプローチの採用は認められていない。2014年4月1日より前には、未認識過去勤務債務及び未認識の数理計算上の損益は特定の方法に基づいて定期的に償却され損益に計上されていた。また、PBOと制度資産の時価との差異は貸借対照表に計上されず、その代わりに財務諸表の注記事項として未認識損益と共に開示されていた。

(11)年金以外の退職後給付

ASC Topic 715はまた、退職後給付に関する費用を、発生時の費用ではなく数理計算に基づき従業員の予想勤務期間にわたり認識することを要求している。さらに、当期の正味給付費用（税効果考慮後）に認識されていない未認識損益は、その他包括利益累計額の構成要素として計上される。

日本においては、退職後給付制度といった制度は一般に提供されていない。そのため、特別な会計基準は存在せず、そのようは費用な実務として発生時に費用処理されている。

(12)法人税の申告が確定していない状況における会計処理

ASC Topic 740「法人税」は、税務申告済み、または今後税務申告される税務上のポジションが確定していない状況における認識及び測定に言及している。基準によると、税務上のポジションの財務諸表に対する影響は、テクニカルメリットに基づき関連する税務当局による調査において税務上のポジションを維持できる可能性がそうでない可能性より高い場合に認識される。基準はまた、中間期における認識の中止、分類、利息及び罰金並びに申告が確定していない状況における税務上のポジションの開示についてのガイダンスを提供している。

日本においては、法人税の申告が確定していない状況についての会計基準は定められていない。

5【インドと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当行の財務書類は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されている。当行の会計方針と、日本において一般に認められている会計原則との主要な相違は以下の通りである。

(1) 連結原則

当行が議決権の50.00%超を直接もしくは子会社及びその他の連結事業体を通じて、間接的に保有するか、又は支配力を行使している事業体は完全に連結される。当行が重要な影響力を行使することができる事業体への投資は、持分法で会計処理されており、持分損益については連結損益計算書に計上されている。共同支配企業の資産、負債、収益及び費用は、比例連結法により連結されている。この方法では、共同支配企業の資産、負債、収益及び費用のうち当行の持分は、連結財務諸表に個別項目として報告されている。当行は、重要な影響／支配が一時的なものであると予定される場合、又は資金を親会社／投資会社へ移す能力を損なう厳格な長期的制限に基づき運営されている事業体の場合、当該事業体を連結していない。

日本においては、比例連結に関する基準はない。日本においては資金を親会社に移す能力に欠ける事業体の連結に関する基準はない。

(2) 貸付金の売却処理

当行は、法人及び個人向け貸付金を証券化取引を通じて譲渡している。当行が基礎となる証券化債権契約で特定された便益に対する権利を放棄する場合のみ、譲渡された貸付金の認識は中止され、利益／損失が計上される。遡求及びサービシングの義務は引当金純額としての金額で計上される。

正常資産の証券化に関するインド準備銀行ガイドラインに従って、2006年2月1日より、当行は証券化によって生じた損失については売却時に直ちに計上し、証券化によって生じた利益／プレミアムは資産の売却先である特別目的事業体によって発行された、又は発行される予定の有価証券の期間にわたって償却される。2012年5月7日より、インド準備銀行ガイドラインにより、証券化による利益／プレミアムは、ガイドラインで規定された手法に基づき取引期間にわたり償却することが求められている。

2005年7月13日付のインド準備銀行ガイドラインに準拠して、資産再構築会社に貸付金を売却した場合、過剰引当は戻し入れられないが、証券化会社／資産再構築会社に対する他の金融資産の売却による不足分／損失に充当するために使用される。インド準備銀行ガイドラインに準拠して2014年2月26日以降に売却された不良貸付金について、当行は金額を受領した年度に過剰引当を損益勘定に戻し入れる。

日本においては、貸付金の譲渡は、財務構成要素アプローチに基づく金融資産の消滅の要件を満たす場合、売却として認識され、その時点で売却損益が認識される。

(3) 株式に基づく報酬

当行は、従業員株式報酬制度の会計処理において、本源価値法に従っている。報酬費用は、対象株式の公正市場価格が付与日の行使価格を超過した金額として測定され、権利確定期間にわたって償却される。

日本においては、本源価値法は用いられず、報酬費用は、付与日の公正価値に基づいて会計処理が行われる。

(4) 退職給付

インドGAAPにおいて、確定給付制度の会計処理は保険数理上の評価に基づいて会計処理され、数理計算上の差異は、直接損益に認識される。

日本においては、確定給付型年金の会計処理は数理計算に基づき、数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定の年数で費用処理する。

(5) 有価証券の時価評価

当行は満期保有目的有価証券を取得原価または償却原価で計上している。売却可能有価証券及び売買目的有価証券は有価証券の種類ごとに評価される。未回収の貸付金の転換により取得した証券を除き、区分ごとに増価／減価が合計される。未実現の純増価は考慮されないが、純減価については引き当て計上される。貸付金の転換により取得した証券の減価は全額引き当て計上される。SDRスキームに基づき当行が取得し、保有している普通株式に係る減価については、負債が資本に転換された日から4暦四半期の期間にわたって引き当て計上される。不良投資はRBIガイダンスに基づいて識別される。当行が連結するベンチャー・キャピタル投資に関する未実現損益は準備金及び剰余金に振替えられる。

日本においては、売買目的有価証券の未実現損益はすべて損益として認識される。売却可能有価証券について未実現利益は原則として純資産の部に計上されるが、未実現損失は損益勘定に計上することが認められている。満期保有証券は償却原価基準で計上される。また、ベンチャー・キャピタル投資に係る特段の会計基準は存在せず、当該投資の会計は、有価証券投資に係る一般的な会計基準に従う。

(6) 有価証券の取得費用

投資の取得時に支払われた仲介費用及び手数料は損益処理される。

日本においては、当該費用は取得価額に含める。

(7) 貸倒引当金

当行は、海外支店での貸付金及び確定したデリバティブ契約から生じる延滞を含む貸付金をインド準備銀行が発行したガイドラインに従って、正常資産とNPAとに分類している。海外支店で保有する貸付金のうち、貸付実施国の規制に基づき（回収の計上以外の理由で）減損として特定されるものの、既存のインド準備銀行が発行したガイドラインでは正常とみなされる貸付金は、貸付実施国における未回収金額内でNPAとして分類される。さらに、NPAはインド準備銀行が規定した基準に基づいて、要管理、破綻懸念及び破綻資産に分類されている。

法人向け貸付金の場合、要管理及び破綻懸念債権に対する引当は、インド準備銀行が規定した率による。破綻資産及び破綻懸念資産の無担保部分は、既存のインド準備銀行ガイドラインに従って引当／償却されている。海外支店で計上された貸付金で、既存のインド準備銀行ガイドラインでも貸付実施国の規制でも不良資産（「NPA」）として分類されている貸付金に関しては、インド準備銀行のガイドラインと貸出実施国の規制が要求する引当金のうち高い方が計上される。インド準備銀行が規定している最低引当要件に従って、均質なリテール貸付金に対する引当金は不良債権に分類された貸付金の延滞日数に基づき借り手ごとに評価される。「不正」に分類された貸付金は、担保価値を考慮せず、不正が特定された四半期から4回四半期間にわたり全額が引当計上される。RBIへの報告が遅延した不正勘定は全額が直ちに引当計上される、インド準備銀行の不良資産の枠組みにおいて非協力的な借り手に分類される借り手、故意の債務不履行及びNPAについて、当行はインド準備銀行が公表したガイドラインに従い早期償却を行う。

RBIの指示に従い、当行は不良貸付金に対する個別引当金及び特定の正常貸付金に対する個別引当金を保有している。当行はまた、インド準備銀行の戦略的債務再編スキームに基づく貸付金に対する引当金も保有している。

貸出条件緩和貸付金の公正価値の下落による引当金は、該当するインド準備銀行のガイドラインに従って計上している。

インド準備銀行の指示に従い、当行は不良貸付金に対する個別引当金及び特定の正常貸付金に対する個別引当金を保有している。当行はまた、インド準備銀行の戦略的債務再編スキームに基づく貸付金に対する引当金も保有している。

当行はインド準備銀行のガイドラインに従って、ヘッジされていない外貨エクスポージャーのある借り手への貸付金に対する引当金、インド企業の孫会社へのエクスポージャーに対する引当金及び合併により引き継いだ旧バンク・オブ・ラジャスタンの変動引当金を含む、正常貸付金に対する一般引当金を維持している。海外支店の正常貸付金については、一般引当金は貸付実施国の要件とRBIの要件の高い方で計上される。

日本においては、銀行の貸倒引当金は、自己査定に基づき、各資産査定区分の過去の実績率と各資産区分残高に基づいて算定される。また、将来キャッシュフローを当初の実行利率により割り引いた金額と債権額の差に基づいて算定することも認められている。銀行の貸倒引当金の計算について当局が特定の引当率を指示することはない。

(8) ヘッジ会計

インドGAAPにおいて、オンバランスシート資産負債をヘッジする目的で当行が行ったスワップ契約は、対象となるオンバランス項目に対して反対かつ相殺する効果を生ずるように行われたものである。このようなデリバティブ商品の影響は原資産及び負債の変動と相関関係にあり、ヘッジ会計の原則に従って会計処理されている。ヘッジ対象のスワップは発生主義により会計処理されるており、裏付けとなる取引が時価評価されない限り時価評価されない。

日本においては、すべてのデリバティブは時価評価され、ヘッジ会計の要件を満たす範囲で、未実現損益が繰り延べられる。

(9) 繰延税金

インドGAAPにおいて、子会社及び関連会社の未分配利益に対する繰延税金は認識されない。

日本においては、繰延税金の認識は一時差異全体の解消についてのスケジューリングに基づく。子会社の未分配利益のうち配当等により税金の支払が見込まれる部分について、繰延税金負債が計上される。

(10) 配当

当行は、普通株式の配当及び関連する配当課税を、配当の関係する年度に認識する。

日本においては、配当は、株主総会において承認された時点で認識される。

(11) 企業結合

インドGAAPにおいて、インド準備銀行により承認された買収については、購入対価と取得した純資産の差額が準備金に計上された。

日本の会計基準において、企業結合は原則としてパーチェス法で会計処理される。取得原価（取得対価の企業結合日における時価）は、受け入れた資産及び引受けた負債のうち識別可能資産及び識別可能負債の時価を基礎として配分される。受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。取得原価が、受け入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回る場合、その超過額はのれんとして会計処理される。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨であるインド・ルピーと本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の期間において掲載されているため、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、日本における募集による米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。なお、米国預託株式保有者は、その米国預託株式との交換により当行の普通株式（以下本第8で「本株式」という。）を受領する権利を有する。

米国預託株式に関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

(1) 米国預託株式保有者に対する株式事務

本株式を表章する米国預託株式の取得者（以下「米国預託株式保有者」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款（以下「取引口座約款」という。）により米国預託株式保有者の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式を表章する米国預託株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款及びその他関連規則に即した、本株式を表章する米国預託株式に関する事務の手続の概要である。

(a) 証券の登録・保管

本株式を表章する米国預託株式の購入価格が支払われた場合、預託機関は米国におけるザ・ディポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）（以下「DTC」という。）の名義人の名前が記名された一枚のADR大券により証される、専らブックエントリー（振替決済）方式による米国預託株式を当初発行する。DTCは、窓口証券会社又はその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADR大券の実質持分は、DTC及びその参加者により維持される記録簿上に表示され、またADR大券の持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関又はその名義人は、米国預託株式に表章される本株式の登録株主となり、当該本株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

米国預託株式保有者に対しては、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社から取引残高書が交付される。

(b) 米国預託株式の譲渡に関する手続

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に対して当該米国預託株式の保管替え又は売却注文をなすことができる。米国預託株式保有者と窓口証券会社との間の決済は円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内で米国預託株式保有者が指定する外貨による。

(c) 米国預託株式保有者に対する諸通知

当行が米国預託株式保有者に対して行う通知及び通信は、原株式の登録保有者たる預託機関又はその名義人に対してなされ、預託機関は原則としてこれを米国預託証券の登録保有者たるDTC又はその名義人に対してなす。DTCにはこれをDTCの参加者（窓口証券会社又はその関係会社を含むことがある。）に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各米国預託株式保有者に送付する。実費は米国預託株式保有者に請求される。ただし、米国預託株式保有者がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備付け、米国預託株式保有者の閲覧に供される。

(d) 米国預託株式保有者の議決権の行使に関する手続

原株式の法的所有権は預託機関に属することとなるため、米国預託株式保有者は、株主としての権利を行使するためには、預託機関に依存しなくてはならない。預託機関の義務は、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ、米国預託株式保有者及びICICIバンクの間の預託契約に定められている。預託契約及び米国預託株式は、ニューヨーク州法に準拠している。

米国預託株式保有者は、預託された本株式に関する議決権を有さない。預託機関は、取締役会に指図されたとおりに預託された本株式に関する議決権を行使する。預託機関は、いかなる場合においても、議決権の行使又は非行使に関する裁量を行使する義務を負わない。

「一第1－1 会社制度等の概要－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－米国預託株式により表章される預託普通株式の議決権」も参照のこと。

(e) 現金配当の交付手続

取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成した米国預託株式保有者明細表（「一(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務－(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成」で定義する。）に記載された米国預託株式保有者に支払われる。

(f) 株式配当等の交付手続

発行される新普通株式を表章する米国預託株式を証する追加の米国預託証券が預託機関によりDTC又はその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が米国預託株式保有者明細表に記載された米国預託株式保有者についてその法定帳簿上に保有者としての記載を行い、当該米国預託株式保有者に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうち米国預託株式保有者のために預託機関により売却された部分については、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

(g) 新株予約権

預託機関がかかる新株予約権を米国預託株式保有者のために売却する場合はDTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、取引口座を通じて米国預託株式保有者に支払われる。

(2) 米国預託株式保有者に対するその他の株式事務

(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及び米国預託株式保有者明細表の作成

本邦には米国預託株式に表章される本株式に関する当行の名義書換代理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ米国預託株式保有者すべての明細表（以下「米国預託株式保有者明細表」という。）を作成する。米国預託株式保有者明細表には各米国預託株式保有者の氏名及び米国預託株式数が記載される。

(b) 米国預託株式保有者明細表の基準日

当行が配当の支払い又は新株予約権の付与のため基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当又は新株予約権を受領する資格を有する米国預託株式保有者を決定するための基準日を設定する。

米国預託株式保有者明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

(c) 事業年度の終了

当行の事業年度は毎年3月31日に終了する。

(d) 公告

日本における募集による米国預託株式に関して、日本における募集に関する発行価格等の公告（もしあれば）を除き、日本において公告は行わない。

(e) 米国預託株式保有者に対する米国預託株式事務に関する手数料

米国預託株式保有者は、窓口証券会社に取り引口座を開設するときに1年間又は3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

(f) 米国預託株式の譲渡制限

米国預託株式の実質的保有権の移転について制限はない。

(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いについては、下記のとおりである。

(i) 配当

日本において米国預託株式保有者に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。米国預託株式及び原株式が「上場株式等」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）に定義される。）である限り、米国預託株式について日本の居住者たる個人又は日本の法人が日本における支払いの取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払いの際に徴収された源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、個人の場合は、平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）、法人の場合は、平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率によりそれぞれ源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に従い、所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として追加で課税される（本項に記載されている税率はいずれも特別復興所得税加算後の税率である。）。原則として、日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者の場合には、米国預託株式及び原株式が「上場株式等」である限り、当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上記の源泉徴収及び特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払いの際に徴収された外国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。平成21年1月1日以降に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税による確定申告を選択することができる。申告分離課税による確定申告の際の税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる配当については20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降に支払われる配当については20%（所得税15%、住民税5%）である。日本の居住者たる個人である米国預託株式保有者が配当について申告分離課税を選択した場合は、課税上、米国預託株式その他の上場株式等の譲渡から生じた損失を、かかる配当の金額から控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者の場合には、米国預託株式について支払いを受けた配当は法人税法上益金として課税されるが、上記に述べた日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

(ii) 売買損益

米国預託株式の売買による損益は、内国会社の上場株式等の売買損益と同様の取扱いを受ける。上場株式等の株式売買損については、米国預託株式の配当所得並びにその他の上場株式等の配当所得及び利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限られる。）から控除することができる。日本の法人である米国預託株式保有者については、株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

(iii) 相続税

米国預託株式を相続し又は遺贈を受けた日本の米国預託株式保有者には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

インドにおける課税上の取扱いについては、「一第1－3 課税上の取扱い」を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において当社が提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 有価証券報告書及びその添付書類 | 平成27年9月30日提出 |
| 2 半期報告書及びその添付書類 | 平成27年12月16日提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
取締役会御中

私どもは、アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社の2016年および2015年3月31日現在の連結貸借対照表並びに2016年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係る私どもの2016年4月29日付け及び2016年8月1日付けの監査報告書を、日本国財務省関東財務局に提出される当有価証券報告書に含めることに同意します。

ケーピーエムジー（署名）

ムンバイ、インド
2016年9月29日

[次へ](#)

独立登録会計事務所の監査報告書

アイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド
取締役会及び株主御中

私どもは、添付のアイシーアイシーアイ・バンク・リミテッド及び子会社（以下、「当社」という。）の2016年及び2015年3月31日現在の連結貸借対照表並びに2016年3月31日に終了した3年間の各年度の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を監査した。これらの連結財務諸表は、当社の経営陣の責任のもとに作成されている。私どもの責任は、私どもの行った監査に基づき、これらの連結財務諸表について監査意見を表明することにある。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を実施した。それらの基準では、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかにつき、私どもが合理的な確証を得る為の監査を計画、実施することを要求している。監査は、財務諸表における金額及び開示の基礎となる証拠を試査により検証することを含んでいる。また監査は、財務諸表全般の表示について評価するとともに、経営陣により適用された会計原則及び重要な会計上の見積りの妥当性を評価することも含んでいる。私どもは、上述の監査が、私どもの意見に対する合理的な基礎を提供しているものと確信している。

私どもの意見によれば、上記で言及した連結財務諸表は、すべての重要な点において、当社の2016年及び2015年3月31日現在の財政状態並びに2016年3月31日に終了した3年間の各年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、適正に表示している。

インドにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則と比べ、一部の重要な点が異なる。当該差異の内容及び影響に関連する情報は、連結財務諸表の附属明細書18Bの注記20に記載されている。

私どもは、インド準備銀行の2015年1月6日付の通知書で認められているとおり、利息資金ターム・ローン引当金を準備金の充当により設定したことに係る詳細を示す連結財務諸表の注記15に特別に重点を置いている。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会により発行された「内部統制—統合的枠組み(2013年)」による基準に照らし、2016年3月31日現在の財務報告に係る当社の内部統制について監査を実施した。2016年8月1日付の私どもの監査報告書には、当社の財務報告に係る内部統制の有効性について、無限定適正意見が表明されている。

ケーピーエムジー（署名）
ムンバイ、インド

2016年4月29日（ただし、附属明細書18Bの追加注記に関する事項を除く。）

2016年8月1日（当該追加注記に対して。）

[次へ](#)

The Board of Directors
ICICI Bank Limited

Dear Sirs

We hereby consent to the inclusion in the Annual Securities Report to be filed with Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan of our report dated April 29, 2016 and August 1, 2016 in respect of the consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and its subsidiaries as of March 31, 2016 and 2015 and the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three year period ended March 31, 2016.

/s/ KPMG
Mumbai, India
September 29, 2016

(※) 上記は、独立登録会計事務所の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Stockholders
ICICI Bank Limited

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of ICICI Bank Limited and subsidiaries (the “Company”) as of March 31, 2016 and 2015, and the related consolidated profit and loss accounts and consolidated cash flow statements for each of the years in the three-year period ended March 31, 2016. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of March 31, 2016 and 2015, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended March 31, 2016, in conformity with generally accepted accounting principles in India.

Accounting principles generally accepted in India vary in certain significant respects from accounting principles generally accepted in the United States of America. Information relating to the nature and effect of such differences is presented in Note 20 of Schedule 18B to the consolidated financial statements.

We draw attention to Note 15 to the consolidated financial statements, which provides details with regard to the creation of provision relating to Funded Interest Term Loan through utilization of reserves, as permitted by the Reserve Bank of India vide letter dated January 6, 2015.

We have also audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the Company’s internal control over financial reporting as of March 31, 2016, based on criteria established in *Internal Control-Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, and our report dated August 1, 2016 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company’s internal control over financial reporting.

/s/ KPMG
Mumbai, India
April 29, 2016, except as to additional notes in Schedule 18B
As to which the date is August 1, 2016

(※) 上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。
その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)